１．定款および規約等

(1) 定　　款

改正なし

(2) 規 約 等

改正なし

２．組　　織

(1) 会　　員

①　会 員 数

（２０２４年３月３１日現在）

種別＼区分	2022 年度末現在会員数	2023 年度新規加入者数	2023 年度脱退者数	種別変更	2023 年度末現在会員数
法　　人	65,758	4,300	3,576	58	66,540
団　　体	2,727	114	84	23	2,780
個　　人	14,682	1,475	1,610	−105	14,442
特　　別	881	154	104	24	955
合　　計	84,048	6,043	5,374	0	84,717

1)　会費負担口数別会員数

（２０２４年３月３１日現在）

口数＼区分	法 人	団 体	個 人	特別	合 計
1 口	34,180	2,110	14,321	683	51,294
2 口	9,361	350	82	166	9,959
3 口	13,536	119	20	56	13,731
4 口	3,377	56	2	25	3,460
5 口	1,882	58	4	7	1,951
6 口	931	35	0	7	973
7 口	59	3	2	0	64
8 口	1,369	13	1	2	1,385
9 口	20	2	1	0	23
10 口	816	25	9	3	853
11 口	19	0	0	0	19
12 口	12	1	0	0	13
13 口	109	1	0	0	110
14 口	11	0	0	0	11
15 口	26	1	0	0	27
16 口	126	0	0	0	126
17 口	8	0	0	0	8
18 口	6	0	0	0	6
19 口	64	1	0	1	66
20 口	50	4	0	2	56
21 口	4	0	0	0	4
22 口	59	0	0	0	59
23 口	4	0	0	0	4
25 口	51	0	0	0	51
26 口	3	0	0	1	4
27 口	1	0	0	0	1
28 口	51	0	0	1	52
29 口	2	0	0	0	2
30 口	29	0	0	0	29
31 口	25	0	0	0	25
32 口	3	0	0	0	3
33 口	4	0	0	0	4
34 口	22	0	0	0	22
35 口	13	0	0	1	14
36 口	1	0	0	0	1
37 口	11	0	0	0	11
40 口	42	0	0	0	42
43 口	13	0	0	0	13
45 口	13	0	0	0	13
46 口	10	1	0	0	11
48 口	2	0	0	0	2
49 口	10	0	0	0	10
50 口	4	0	0	0	4

区分 口数	法 人	団 体	個 人	特別	合 計
52 口	12	0	0	0	12
54 口	1	0	0	0	1
55 口	35	0	0	0	35
56 口	1	0	0	0	1
57 口	2	0	0	0	2
58 口	1	0	0	0	1
60 口	32	0	0	0	32
63 口	1	0	0	0	1
65 口	17	0	0	0	17
66 口	2	0	0	0	2
68 口	2	0	0	0	2
70 口	8	0	0	0	8
73 口	1	0	0	0	1
74 口	1	0	0	0	1
75 口	7	0	0	0	7
76 口	1	0	0	0	1
80 口	7	0	0	0	7
85 口	3	0	0	0	3
86 口	1	0	0	0	1
90 口	2	0	0	0	2
94 口	1	0	0	0	1
95 口	5	0	0	0	5
100 口	3	0	0	0	3
105 口	6	0	0	0	6
108 口	1	0	0	0	1
110 口	3	0	0	0	3
115 口	1	0	0	0	1
116 口	1	0	0	0	1
120 口	3	0	0	0	3
125 口	4	0	0	0	4
130 口	3	0	0	0	3
135 口	1	0	0	0	1
145 口	4	0	0	0	4
150 口	1	0	0	0	1
155 口	1	0	0	0	1
160 口	1	0	0	0	1
162 口	1	0	0	0	1
165 口	2	0	0	0	2
170 口	1	0	0	0	1
180 口	1	0	0	0	1
185 口	2	0	0	0	2
200 口	2	0	0	0	2
210 口	1	0	0	0	1
215 口	2	0	0	0	2
220 口	3	0	0	0	3
235 口	1	0	0	0	1
260 口	1	0	0	0	1
265 口	1	0	0	0	1
270 口	1	0	0	0	1
305 口	1	0	0	0	1
320 口	1	0	0	0	1
380 口	1	0	0	0	1
407 口	1	0	0	0	1
610 口	1	0	0	0	1
821 口	1	0	0	0	1
総合計	66,540	2,780	14,442	955	84,717

2)　地区別資本金別会員数・口数

（２０２４年３月３１日現在）

	法人								団体	個人	特別	合計	
	500万円未満	500万円~1千万円未満	1千万円~5千万円未満	5千万円~1億円未満	1億円~3億円未満	3億円~10億円未満	10億円以上	法人計				件数	口数
千代田	1,451	563	2,451	672	365	222	356	6,080	464	983	0	7,527	29,868
中央	1,724	610	2,520	645	368	223	313	6,403	282	987	0	7,672	23,437
港	1,888	649	2,235	603	364	222	340	6,301	299	929	0	7,529	25,430
新宿	1,326	506	1,548	303	146	62	100	3,991	213	761	0	4,965	12,844
文京	642	194	910	142	53	23	34	1,998	85	405	0	2,488	5,915
台東	974	403	1,503	246	96	44	45	3,311	108	446	0	3,865	8,329
北	605	173	556	71	22	8	14	1,449	78	524	0	2,051	3,554
荒川	583	174	610	66	16	2	3	1,454	50	375	0	1,879	3,320
品川	809	233	985	245	116	70	88	2,546	88	429	0	3,063	8,433
目黒	643	189	560	72	33	7	10	1,514	43	417	0	1,974	3,422
大田	927	231	1,313	219	67	30	30	2,817	103	623	0	3,543	7,619
世田谷	1,234	276	865	128	35	15	16	2,569	108	948	0	3,625	5,608
渋谷	1,895	572	1,578	246	111	44	73	4,519	159	703	0	5,381	11,682
中野	569	134	511	77	25	7	17	1,340	71	430	0	1,841	3,412
杉並	792	187	724	90	22	5	5	1,825	70	631	0	2,526	3,914
豊島	945	333	989	161	54	13	29	2,524	91	534	0	3,149	6,118
板橋	870	227	887	120	28	10	12	2,154	68	662	0	2,884	5,043
練馬	807	229	737	75	16	6	7	1,877	59	748	0	2,684	4,066
江東	852	272	1,111	219	80	58	66	2,658	89	551	0	3,298	8,095
墨田	742	232	1,003	136	56	18	28	2,215	70	387	0	2,672	5,438
足立	1,173	372	1,039	109	15	8	4	2,720	59	733	0	3,512	5,399
葛飾	834	237	745	50	10	3	4	1,883	78	623	0	2,584	3,707
江戸川	981	321	978	77	18	12	5	2,392	45	613	0	3,050	4,907
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	955	955	1,554
	23,266	7,317	26,358	4,772	2,116	1,112	1,599	66,540	2,780	14,442	955	84,717	201,114

3)　業種別資本金別会員数

（２０２４年３月３１日現在）

	法人								団体	個人	特別	合計
	500万円未満	500万円~1千万円未満	1千万円~5千万円未満	5千万円~1億円未満	1億円~3億円未満	3億円~10億円未満	10億円以上	法人計				
鉱業	1	0	5	3	0	0	11	20	0	0	0	20
建設業	2,218	869	3,224	510	183	73	133	7,210	1	612	70	7,893
製造業	2,140	666	5,098	1,103	487	323	577	10,394	4	678	136	11,212
電気・ガス・熱供給・水道業	73	4	14	10	8	9	16	134	0	14	0	148
情報通信業	2,794	829	2,666	459	233	105	96	7,182	10	438	74	7,704
運輸業	361	169	946	203	82	44	90	1,895	5	883	17	2,800
卸売業	2,408	1,275	5,648	1,132	460	330	269	11,522	8	458	95	12,083
小売業	1,967	656	1,445	181	83	22	52	4,406	5	1,008	34	5,453
金融・保険業	1,419	58	203	35	34	27	155	1,931	124	221	9	2,285
不動産業	1,731	602	1,950	316	160	51	86	4,896	2	781	16	5,695
教育･学習支援業	4,083	954	2,529	370	163	67	46	8,212	855	6,366	333	15,766
宿泊業	109	24	64	17	24	4	10	252	2	17	1	272
飲食店	1,188	402	437	79	22	3	10	2,141	2	1,270	7	3,420
サービス業	2,325	686	2,014	328	162	50	45	5,610	79	1,233	55	6,977
医療・福祉	423	106	106	24	12	2	2	675	186	450	12	1,323
団体	7	2	2	0	0	2	0	13	1,472	3	14	1,502
その他	18	15	7	3	3	0	1	47	25	10	82	164
合計	23,265	7,317	26,358	4,773	2,116	1,112	1,599	66,540	2,780	14,442	955	84,717

※２００７年１１月の日本標準産業分類の改訂に準じて業種分類の変更を行った。

4)　地区別業種別会員数

（２０２４年３月３１日現在）

	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売業	小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店	宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	サービス業	団体	その他	合計
千代田	7	277	792	15	1,083	101	1,243	271	256	385	164	20	55	2,120	513	212	13	7,527
中　央	1	288	880	11	833	151	1,669	402	244	419	365	25	54	1,653	504	166	7	7,672
港	3	310	693	26	1,005	203	1,133	369	157	542	249	28	82	1,877	680	163	9	7,529
新　宿	1	298	388	10	746	50	521	280	157	382	230	32	65	1,208	504	88	5	4,965
文　京	1	169	392	2	277	30	373	180	40	155	109	10	49	478	178	43	2	2,488
台　東	1	230	715	4	305	35	991	302	75	175	177	28	30	492	232	69	4	3,865
北	0	277	297	5	88	76	227	165	51	152	117	7	46	315	189	36	3	2,051
荒　川	0	247	438	3	75	56	277	151	36	108	76	5	47	196	133	29	2	1,879
品　川	2	266	484	6	308	119	416	202	86	187	133	14	32	510	241	53	4	3,063
目　黒	0	132	225	3	178	22	235	191	43	166	110	5	35	389	207	31	2	1,974
大　田	1	423	859	6	134	171	467	204	118	217	121	14	53	432	257	63	3	3,543
世田谷	0	407	278	4	273	95	370	301	107	325	179	4	91	765	352	71	3	3,625
渋　谷	1	227	431	11	887	94	633	320	128	399	210	16	70	1,273	594	84	3	5,381
中　野	0	208	149	3	161	39	186	153	46	172	105	4	40	352	177	44	2	1,841
杉　並	0	322	204	4	171	66	263	235	79	250	125	3	56	448	251	46	3	2,526
豊　島	1	263	312	3	355	29	353	196	92	341	154	22	47	657	286	37	1	3,149
板　橋	0	508	534	4	115	148	276	219	69	196	131	4	73	348	223	35	1	2,884
練　馬	0	537	202	7	126	195	271	208	71	211	102	2	80	430	211	28	3	2,684
江　東	0	384	491	5	190	259	617	231	74	166	112	6	54	389	260	59	1	3,298
墨　田	0	289	659	5	100	70	518	159	76	141	107	14	45	277	173	38	1	2,672
足　立	1	736	600	5	86	318	368	262	101	215	124	2	77	304	282	29	2	3,512
葛　飾	0	411	563	4	57	158	241	190	86	183	127	3	77	236	204	41	3	2,584
江戸川	0	614	490	2	78	298	341	229	84	192	87	3	53	284	271	23	1	3,050
特　別	0	70	136	0	73	17	94	33	9	16	6	1	12	333	55	14	86	955
総合計	20	7,893	11,212	148	7,704	2,800	12,083	5,453	2,285	5,695	3,420	272	1,323	15,766	6,977	1,502	164	84,717

※２００７年１１月の日本標準産業分類の改訂に準じて業種分類の変更を行った。

②　部　　会

（２０２４年３月３１日現在）

部会名	所属業種	所属部会員数
商業	小売業、飲食店、ホテル・旅館業	10,884
商業卸売	卸売業	9,700
工業	製造業	7,624
資源・エネルギー	鉱業、石油製品・石炭製品（製）、非鉄金属（製）、鉱物・金属材料（卸）、燃料（小）、電気・ガス供給業	756
貿易	貿易業	2,773
金融	銀行業、保険業、証券業他	1,096
交通運輸	鉄道、道路旅客・貨物運送、水運、航空運輸、倉庫、保管他	2,727
建設・不動産	総合工事、職別工事、不動産業	14,371
サービス	事業所サービス、専門サービス業他	24,851
情報通信	放送、広告、出版他	6,900

③　委 員 会・懇 談 会

（２０２４年３月３１日現在）

委員会名	数	委員会名	数	委員会名	数	委員会名	数
総合政策	15	中小企業	46	商事取引・法規	28	中小企業のデジタルシフト・DX推進	48
組織・会員ｻｰﾋﾞｽ向上	27	事業承継対策	38	知的財産戦略	30	健康づくり・文化推進	34
税制	36	ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ・ｽﾀｰﾄｱｯﾌﾟ	42	首都圏問題	43	中小企業のｶｰﾎﾞﾝﾆｭｰﾄﾗﾙ推進特別	26
労働	31	国際ビジネス環境	26	災害・リスク対策	46	東京の将来を考える懇談会	27
多様な人材活躍	41	社会保障	20	トラベル&ツーリズム	47		
教育・人材育成	30	エネルギー・環境	41	流通・サービス	38		

(2) 特定商工業者

２０２３年度特定商工業者の登録状況は以下の通りである。

公告日　２０２３年５月１日

資本金または払込済出資総額　　１，０００万円以上

従業員数　　２０人以上

（特定商工業者内訳）　　（２０２４年３月３１日現在）

区分	特定商工業者	内訳	
		会員	非会員
個人	76	57	19(2)
法人	61,337	36,539	24,798(10,935)
計	61,413	36,596	24,817(10,937)

（注）１．　商工会議所法第１２条第２項の規定に基づき、上記特定商工業者のうち２０２３年度負担金賦課につき次の通り過半数の同意を得た。

(1)　負担金額　　２，５００円（均一賦課）

(2)　同意を得た数　　５０，６８９件

２．　表中の非会員欄の（　）は同意・負担金納入者数

(3) 役　員

①　役員の定数および実数

（２０２４年３月３１日現在）

区分	定数	実数	区分	定数	実数
会頭	1	1	常議員	50	48
副会頭	4	12（注）	監事	3	3
専務理事	1	1	理事	4	3

（注）副会頭に準ずる者８名を含む。

②　役員の氏名

（２０２４年３月３１日現在）

役員名	氏名	企業の名称および企業上の役職	役員名	氏名	企業の名称および企業上の役職
会頭	小林　健	三菱商事㈱相談役	常議員	國分勘兵衛	国分グループ本社㈱会長兼ＣＥＯ
名誉会頭	岡村　正	㈱東芝名誉社友		後藤忠治	セントラルスポーツ㈱会長
	三村明夫	日本製鉄㈱名誉会長		後藤信夫	㈱帝国データバンク社長
副会頭	野本弘文	東急㈱会長		後藤　亘	東京ﾒﾄﾛﾎﾟﾘﾀﾝﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ㈱会長
	田川博己	㈱ＪＴＢ相談役		今野由梨	ダイヤル・サービス㈱社長
	広瀬道明	東京ガス㈱相談役		澁谷哲一	(一社)東京都信用金庫協会会長
	金子眞吾	TOPPANホールディングス㈱会長		杉江俊彦	㈱三越伊勢丹会長
	斎藤　保	㈱ＩＨＩ相談役		関根正裕	㈱商工組合中央金庫社長
	上條　努	サッポロホールディングス㈱特別顧問		髙島　誠	㈱三井住友銀行会長
	大島　博	㈱千疋屋総本店社長		滝　久雄	㈱ｴﾇｹｰﾋﾞｰぐるなび・ｴﾇｹｰﾋﾞｰ創業者会長
	山内隆司	大成建設㈱名誉顧問		多田憲之	東映㈱会長
	倉石誠司	本田技研工業㈱会長		田沼千秋	㈱グリーンハウス社長
	阿部貴明	丸源飲料工業㈱社長		綱川　智	㈱東芝特別顧問
	中村邦晴	住友商事㈱会長		長岡　勤	㈱東京ドーム社長ＣＯＯ
	淺野秀則	㈱フォーシーズ会長 兼 ＣＥＯ		中村節雄	㈱中村塗装店会長
専務理事	石田　徹			日覺昭廣	東レ㈱会長
監事	木村惠司	三菱地所㈱特別顧問		野末　尚	東洋熱工業㈱最高顧問
	石井卓爾	三和テクノロジーズ㈱会長		橋本英二	日本製鉄㈱社長
	小林　功	㈱きらぼし銀行顧問		服部津貴子	㈻服部学園常務理事
常議員	秋田正紀	㈱松屋会長		濱　逸夫	ライオン㈱相談役
	池田朝彦	東京レジャー㈱会長		東原敏昭	㈱日立製作所取締役会長　代表執行役
	市川　晃	住友林業㈱会長		廣瀬元夫	廣瀬ビルディング㈱会長
	井上裕之	愛知産業㈱会長		本多保隆	㈱アリスマジック社長
	今井雅則	戸田建設㈱会長		宮入正英	㈱宮入社長
	江頭敏明	三井住友海上火災保険㈱特別顧問		森　洋二	㈱ワールドケミカル会長
	江田敏彦	ビリングシステム㈱社長		矢口敏和	グローブシップ㈱社長
	大谷信義	松竹㈱名誉会長		安永竜夫	三井物産㈱会長
	大山忠一	光陽産業㈱会長		山村雅之	東日本電信電話㈱相談役
	岡田元也	イオン㈱会長		山本　学	デンカ㈱会長
	小口英嚴	オーウイル㈱会長		渡部肇史	電源開発㈱会長
	押味至一	鹿島建設㈱会長		渡辺　元	渡辺パイプ㈱会長
	梶原徳二	梶原工業㈱会長		鰐渕美惠子	㈱銀座テーラーグループ会長
	桑島俊彦	東京都商店街連合会名誉会長	常務理事	小林治彦	
	幸本智彦	アクサ生命保険㈱副社長	理事・事務局長	湊元良明	
	郡　正直	郡リース㈱会長	理事	山下　健	

(4)　議　　員

①　議員の定数および実数

（２０２４年３月３１日現在）

区分	定数	実数
１号議員	76	76
２号議員	52	52
３号議員	22	22
計	150	150

②　議　　員

（２０２４年３月３１日現在）

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名		所属部会
㈱ＩＨＩ	相談役	斎藤　保	工業
愛知産業㈱	会長	井上裕之	工業
アクサ生命保険㈱	副社長	幸本智彦	金融
㈱浅井	社長	浅井　隆	交通運輸
旭化成㈱	会長	小堀秀毅	工業
朝日信用金庫	理事長	伊藤康博	金融
アチーブメント㈱	会長兼社長	青木仁志	サービス
㈱アテナ	社長	渡辺剛彦	情報通信
㈱アプリコット	会長	畠山笑美子	情報通信
㈱アリスマジック	社長	本多保隆	情報通信
イオン㈱	会長	岡田元也	商業
㈱石井鐵工所	名誉会長	石井宏治	工業
いであ㈱	社長	田畑彰久	サービス
㈱伊藤園	会長	本庄八郎	商業
伊藤忠商事㈱	専務理事	鈴木善久	商業卸売
㈱榮太樓總本舗	会長	細田　眞	商業
ＡＮＡホールディングス㈱	相談役	大橋洋治	交通運輸
ＳＭＫ㈱	社長	池田靖光	工業
㈱エヌケービー	ぐるなび・エヌケービー創業者会長	滝　久雄	サービス
㈱ＮＴＴドコモ	相談役	吉澤和弘	情報通信
王子ホールディングス㈱	会長	加来正年	工業
オーウイル㈱	会長	小口英嚠	貿易
大崎電気工業㈱	会長	渡辺佳英	工業
㈱オンワードホールディングス	社長	保元道宣	商業卸売
鹿島建設㈱	会長	押味至一	建設・不動産
梶原工業㈱	会長	梶原德二	工業
㈻片柳学園	理事長	千葉　茂	サービス
㈱桂川精螺製作所	社長	石井昌景	工業
㈱関電工	特別顧問	後藤　清	建設・不動産
㈱きらぼし銀行	顧問	小林　功	金融
㈱銀座テーラーグループ	会長	鰐渕美惠子	商業
㈱グリーンハウス	社長	田沼千秋	商業
グローブシップ㈱	社長	矢口敏和	サービス
㈱啓文社	社長	小渕浩史	情報通信
㈱興銀不動産開発	社長	矢部文雄	建設・不動産
光陽産業㈱	会長	大山忠一	工業
郡リース㈱	会長	郡　正直	建設・不動産
国分グループ本社㈱	会長兼ＣＥＯ	國分勘兵衛	商業卸売

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名		所属部会
㈱小松ストアー	副社長	小坂　誓	商業
㈱コルノマカロニー	社長	井口勲男	商業
サッポロホールディングス㈱	特別顧問	上條　努	工業
三機工業㈱	特別顧問	梶浦卓一	建設・不動産
山九㈱	会長	中村公一	交通運輸
㈱サンシャインシティ	社長	合場直人	建設・不動産
三和テクノロジーズ㈱	会長	石井卓爾	工業
㈱ＪＴＢ	相談役	田川博己	サービス
Ｊ．フロントリテイリング㈱	取締役会議長	山本良一	商業
㈱シオザワ	社長	塩澤好久	商業卸売
㈱資生堂	会長 CEO	魚谷雅彦	商業
清水建設㈱	会長	宮本洋一	建設・不動産
㈱商工組合中央金庫	社長	関根正裕	金融
松竹㈱	名誉会長	大谷信義	サービス
㈱新吉	社長	富永新三郎	商業
㈱新宿高野	社長	髙野吉太郎	商業
㈱すかいらーくホールディングス	社長	金谷　実	商業
住友商事㈱	会長	中村邦晴	貿易
住友林業㈱	会長	市川　晃	建設・不動産
セイコーグループ㈱	会長兼グループCSO兼グループCOO	服部真二	商業卸売
㈱世界貿易センタービルディング	社長	宮﨑親男	商業
セコム㈱	会長	中山泰男	サービス
㈱セブン&アイ・ホールディングス	社長	井阪隆一	商業
セントラルスポーツ㈱	会長	後藤忠治	商業
㈱千疋屋総本店	社長	大島　博	商業
綜合警備保障㈱	特別顧問	青山幸恭	サービス
双日㈱	社長	藤本昌義	貿易
ソニーグループ㈱	会長 CEO	吉田憲一郎	工業
第一三共㈱	常勤顧問	中山譲治	工業
醍醐ビル㈱	社長	田中常雅	建設・不動産
大成建設㈱	名誉顧問	山内隆司	建設・不動産
大東京信用組合	会長	柳沢祥二	金融
大日本印刷㈱	社長	北島義斉	情報通信
ダイヤル・サービス㈱	社長	今野由梨	情報通信
㈱髙島屋	社長	村田善郎	商業
㈱帝国データバンク	社長	後藤信夫	情報通信
㈱帝国ホテル	社長	定保英弥	商業
デンカ㈱	会長	山本　学	工業
電源開発㈱	会長	渡部肇史	資源・エネルギー
㈱電通グループ	社長グローバルCEO	五十嵐博	サービス

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所属部会
東映㈱	会長　多田憲之	サービス
東急㈱	会長　野本弘文	商業
東急建設㈱	相談役　飯塚恒生	建設・不動産
㈱東急百貨店	社長　大石次則	商業
東急不動産ホールディングス㈱	会長　金指潔	建設・不動産
㈱東京會舘	社長　渡辺訓章	商業
東京海上日動火災保険㈱	相談役　北沢利文	金融
東京ガス㈱	相談役　広瀬道明	資源・エネルギー
東京電力ホールディングス㈱	社長　小早川智明	資源・エネルギー
㈱東京ドーム	社長ＣＯＯ　長岡勤	サービス
東京都商店街連合会	名誉会長　桑島俊彦	商業
（一社）東京都信用金庫協会	会長　澁谷哲一	金融
東京ﾒﾄﾛﾎﾟﾘﾀﾝﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ㈱	会長　後藤亘	情報通信
㈱東京流通センター	社長　有森鉄治	商業
東京レジャー㈱	会長　池田朝彦	サービス
東光薬品工業㈱	社長　小林洋一	工業
㈱東芝	特別顧問　綱川智	工業
東洋熱工業㈱	最高顧問　野末尚	建設・不動産
東レ㈱	会長　日覺昭廣	工業
戸田建設㈱	会長　今井雅則	建設・不動産
TOPPANホールディングス㈱	会長　金子眞吾	情報通信
㈱中村塗装店	会長　中村節雄	建設・不動産
日本製鉄㈱	社長　橋本英二	工業
日本通運㈱	社長　竹添進二郎	交通運輸
日本郵船㈱	特別顧問　内藤忠顕	交通運輸
日本航空㈱	会長　植木義晴	交通運輸
日本証券業協会	会長　森田敏夫	金融
㈻日本女子大学	理事長　今市涼子	サービス
㈱日本レーザー	会長　近藤宣之	貿易
㈻服部学園	常務理事　服部津貴子	サービス
東日本電信電話㈱	相談役　山村雅之	情報通信
東日本旅客鉄道㈱	副社長　伊勢勝巳	交通運輸
㈱日立製作所	取締役会長 代表執行役　東原敏昭	工業
ビリングシステム㈱	社長　江田敏彦	サービス
廣瀬ビルディング㈱	会長　廣瀬元夫	建設・不動産
㈱フォーシーズ	会長兼CEO　淺野秀則	商業卸売
㈱フォーバル	会長　大久保秀夫	サービス
藤田観光㈱	特別顧問　中村雅俊	サービス
富士フイルムビジネスイノベーション㈱	会長　真茅久則	情報通信
㈱フジマック	社長　熊谷光治	建設・不動産

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所属部会
㈱ベアーズ	副社長　髙橋ゆき	サービス
本田技研工業㈱	会長　倉石誠司	工業
前田建設工業㈱	社長　前田操治	建設・不動産
㈱松久グループ	社長　神谷隆一	サービス
㈱松屋	会長　秋田正紀	商業
丸源飲料工業㈱	社長　阿部貴明	工業
㈱丸髙工業	社長　髙木一昌	建設・不動産
丸紅㈱	会長　國分文也	貿易
㈱みずほフィナンシャルグループ	特別顧問　坂井辰史	金融
三井住友海上火災保険㈱	特別顧問　江頭敏明	金融
㈱三井住友銀行	会長　髙島誠	金融
三井物産㈱	会長　安永竜夫	貿易
三井不動産㈱	相談役　岩沙弘道	建設・不動産
三井不動産レジデンシャル㈱	社長　嘉村徹	建設・不動産
㈱三越伊勢丹	会長　杉江俊彦	商業
三菱ケミカル㈱	ｼﾆｱｴｸｾｸﾃｨﾌﾞｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ　石塚博昭	工業
三菱商事㈱	相談役　小林健	貿易
三菱電機㈱	社長　漆間啓	工業
三菱マテリアル㈱	会長　竹内章	資源・エネルギー
㈱三菱ＵＦＪ銀行	特別顧問　小山田隆	金融
三菱ＵＦＪ信託銀行㈱	会長　池谷幹男	金融
㈱宮入	社長　宮入正英	商業卸売
㈱モスフードサービス	社長　中村栄輔	商業
森ビル㈱	社長　辻慎吾	建設・不動産
山崎金属産業㈱	社長　山崎洋一郎	資源・エネルギー
㈱ヤマシタ	社長　山下和洋	サービス
㈱山下ＰＭＣ	社長　丸山優子	サービス
ヤマトホールディングス㈱	参与　山内雅喜	交通運輸
ライオン㈱	相談役　濱逸夫	工業
㈱龍角散	社長　藤井隆太	工業
㈱ワールドケミカル	会長　森洋二	工業
渡辺パイプ㈱	会長　渡辺元	建設・不動産

③　名誉議員

（２０２４年3月３１日現在）

氏　　名	企業の名称	企業上の役職
神谷一雄	松久㈱	社長
田畑日出男	いであ㈱	会長
西澤宏繁		
馬場彰		
古屋勝彦	㈱松屋	名誉相談役
渡邊順彦	㈱アテナ	会長

④　議員待遇者

（２０２４年3月３１日現在）

氏　　名	企業の名称	企業上の役職
伊藤雅人	オーデリック㈱	社長
今村治輔	清水建設㈱	元会長
岡田明重	㈱三井住友銀行	名誉顧問
熊谷俊範	㈱フジマック	会長
熊谷直彦	三井物産㈱	元会長
児玉幸治	(一財)機械システム振興協会	顧問
小坂敬	㈱小松ストアー	会長
齋藤朝子	㈱ピアチェーレ	顧問
櫻田厚	㈱ＪＯＩＮＴ ＯＮＥ	アドバイザー
鈴木弘治	㈱髙島屋	特別顧問
多田修人	ＮＳＷ㈱	名誉会長
辻亨	丸紅㈱	名誉理事
中村胤夫	㈱三越伊勢丹ホールディングス	社友
根津公一	㈱東武百貨店	名誉会長
平井克彦	東レ㈱	社友
松橋功	㈱ＪＴＢ	元会長
茂木友三郎	キッコーマン㈱	取締役名誉会長
山本恭人		

(5) 部会長等

（２０２４年３月３１日現在）

役職名		氏名	企業の名称	企業上の役職
商業	部会長	杉江俊彦	㈱三越伊勢丹	会長
	副部会長	髙野吉太郎	㈱新宿高野	社長
	〃	桑島俊彦	東京都商店街連合会	名誉会長
	〃	井阪隆一	㈱セブン&アイ・ホールディングス	社長
	〃	鰐渕美惠子	㈱銀座テーラーグループ	会長
商業卸売	部会長	淺野秀則	㈱フォーシーズ	会長 兼CEO
	副部会長	宮入正英	㈱宮入	社長
	〃	服部真二	セイコーグループ㈱	会長 兼グループCEO 兼グループCOO
	〃	塩澤好久	㈱シオザワ	社長
工業	部会長	小堀秀毅	旭化成㈱	会長
	副部会長	日覺昭廣	東レ㈱	会長
	〃	濱逸夫	ライオン㈱	相談役
	〃	山本学	デンカ㈱	会長
	〃	橋本英二	日本製鉄㈱	社長
	〃	池田靖光	SMK㈱	社長
	ものづくり分科会長	池田靖光	SMK㈱	社長
	ものづくり副分科会長	小林洋一	東光薬品工業㈱	社長
資源・エネルギー	部会長	渡部肇史	電源開発㈱	会長
	副部会長	竹内章	三菱マテリアル㈱	会長
	〃	山崎洋一郎	山崎金属産業㈱	社長
	〃	牧野明次	岩谷産業㈱	会長兼CEO
	〃	矢島幹也	東京都石油業協同組合	理事長
		木藤俊一	出光興産㈱	社長
貿易	部会長	安永竜夫	三井物産㈱	会長
	副部会長	小口英嵒	オーウイル㈱	会長
	〃	藤本昌義	双日㈱	社長
	〃	近藤宣之	㈱日本レーザー	会長
金融	部会長	髙島誠	㈱三井住友銀行	会長
	副部会長	江頭敏明	三井住友海上火災保険㈱	特別顧問
	〃	幸本智彦	アクサ生命保険㈱	副社長
	〃	澁谷哲一	（一社）東京都信用金庫協会	会長
	〃	森田敏夫	日本証券業協会	会長
	〃	池谷幹男	三菱ＵＦＪ信託銀行㈱	会長
	〃	柳沢祥二	大東京信用組合	会長
交通運輸	部会長	伊勢勝巳	東日本旅客鉄道㈱	副社長
	副部会長	浅井隆	㈱浅井	社長
	〃	中村公一	山九㈱	会長
	〃	植木義晴	日本航空㈱	会長
建設・不動産	部会長	宮本洋一	清水建設㈱	会長
	副部会長	廣瀬元夫	廣瀬ビルディング㈱	会長

役　職　名	氏　　名	企　業　の　名　称	企業上の役職
〃	梶浦卓一	三機工業㈱	特別顧問
〃	今井雅則	戸田建設㈱	会長
〃	金指潔	東急不動産ホールディングス㈱	会長
〃	押味至一	鹿島建設㈱	会長
サービス　部会長	中山泰男	セコム㈱	会長
副部会長	滝久雄	㈱エヌケービー	ぐるなび・エヌケービー創業者会長
〃	服部津貴子	㈻服部学園	常務理事
〃	長岡勤	㈱東京ドーム	社長 COO
〃	五十嵐博	㈱電通グループ	社長グローバルCEO
〃	中村雅俊	藤田観光㈱	特別顧問
情報通信　部会長	真茅久則	富士フイルムビジネスイノベーション㈱	会長
副部会長	今野由梨	ダイヤル・サービス㈱	社長
〃	後藤信夫	㈱帝国データバンク	社長
〃	後藤亘	東京ﾒﾄﾛﾎﾟﾘﾀﾝﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ㈱	会長
〃	山村雅之	東日本電信電話㈱	相談役
〃	吉澤和弘	㈱ＮＴＴドコモ	相談役

(6) 委員長等

（２０２４年３月３１日現在）

役　職　名	氏　　名	企　業　の　名　称	企業上の役職
総合政策　委員長	斎藤保	㈱ＩＨＩ	相談役
共同委員長	渡辺佳英	大崎電気工業㈱	会長
〃	中村邦晴	住友商事㈱	会長
組織・会員ｻｰﾋﾞｽ向上　委員長	上條努	サッポロホールディングス㈱	特別顧問
共同委員長	髙野吉太郎	㈱新宿高野	社長
〃	池田朝彦	東京レジャー㈱	会長
〃	長岡勤	㈱東京ドーム	社長 COO
税　制　委員長	阿部貴明	丸源飲料工業㈱	社長
共同委員長	郡正直	郡リース㈱	会長
〃	青山幸恭	綜合警備保障㈱	特別顧問
〃	武田健三	㈱大崎ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｴﾝﾁﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ	社長
労　働　委員長	小山田隆	㈱三菱ＵＦＪ銀行	特別顧問
共同委員長	中村公一	山九㈱	会長
〃	今井雅則	戸田建設㈱	会長
多様な人材活躍　委員長	矢口敏和	グローブシップ㈱	社長
共同委員長	梶浦卓一	三機工業㈱	特別顧問
〃	近藤宣之	㈱日本レーザー	会長
教育・人材育成　委員長	江頭敏明	三井住友海上火災保険㈱	特別顧問
共同委員長	今市涼子	㈻日本女子大学	理事長
〃	千葉茂	㈻片柳学園	理事長
中小企業　委員長	大島博	㈱千疋屋総本店	社長

役職名		氏名	企業の名称	企業上の役職
	共同委員長	宮入正英	㈱宮入	社長
	〃	関根正裕	㈱商工組合中央金庫	社長
事業承継対策	委員長	渡辺元	渡辺パイプ㈱	会長
	共同委員長	塩澤好久	㈱シオザワ	社長
	〃	小林功	㈱きらぼし銀行	顧問
ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ・ｽﾀｰﾄｱｯﾌﾟ	委員長	倉石誠司	本田技研工業㈱	会長
	共同委員長	坂井辰史	㈱みずほフィナンシャルグループ	特別顧問
	〃	田沼千秋	㈱グリーンハウス	社長
	〃	井上博貴	愛知産業㈱	社長
国際ﾋﾞｼﾞﾈｽ環境	委員長	國分文也	丸紅㈱	会長
	共同委員長	小口英器	オーウイル㈱	会長
	〃	鰐渕美恵子	㈱銀座テーラーグループ	会長
	〃	藤本昌義	双日㈱	社長
社会保障	委員長	中山譲治	第一三共㈱	常勤顧問
	共同委員長	藤井隆太	㈱龍角散	社長
	〃	小林洋一	東光薬品工業㈱	社長
ｴﾈﾙｷﾞｰ・環境	委員長	広瀬道明	東京ガス㈱	相談役
	共同委員長	北沢利文	東京海上日動火災保険㈱	相談役
	〃	渡部肇史	電源開発㈱	会長
	〃	野末尚	東洋熱工業㈱	最高顧問
商事取引・法規	委員長	細田眞	㈱榮太樓總本鋪	会長
	共同委員長	中村栄輔	㈱モスフードサービス	社長
	〃	山崎洋一郎	山崎金属産業㈱	社長
知的財産戦略	委員長	宗像直子	東京大学公共政策大学院	教授
	共同委員長	濱逸夫	ライオン㈱	相談役
	〃	多田憲之	東映㈱	会長
首都圏問題	委員長	野本弘文	東急㈱	会長
	共同委員長	今井雅則	戸田建設㈱	会長
	〃	合場直人	㈱サンシャインシティ	社長
	〃	嘉村徹	三井不動産レジデンシャル㈱	社長
災害・ﾘｽｸ対策	委員長	山内隆司	大成建設㈱	名誉顧問
	共同委員長	後藤清	㈱関電工	特別顧問
	〃	富永新三郎	㈱新吉	社長
	〃	青山幸恭	綜合警備保障㈱	特別顧問
ﾄﾗﾍﾞﾙﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞｽﾞﾑ	委員長	田川博己	㈱JTB	相談役
	共同委員長	伊勢勝巳	東日本旅客鉄道㈱	副社長
	〃	植木義晴	日本航空㈱	会長
流通・ｻｰﾋﾞｽ	委員長	宮入正英	㈱宮入	社長
	共同委員長	江田敏彦	ビリングシステム㈱	社長
	〃	佐藤仁	㈱東急レクリエーション	相談役
	〃	秋田正紀	㈱松屋	会長

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
〃	山内雅喜	ヤマトホールディングス㈱	参与
中小企業のデジタルシフト・DX推進　委員長	金子眞吾	TOPPAN ホールディングス㈱	会長
共同委員長	鈴木善久	伊藤忠商事㈱	専務理事
〃	市川晃	住友林業㈱	会長
〃	吉澤和弘	㈱ＮＴＴドコモ	相談役
健康づくり・文化推進　委員長	服部津貴子	㈻服部学園	常務理事
共同委員長	幸本智彦	アクサ生命保険㈱	副社長
〃	澁谷哲一	（一社）東京都信用金庫協会	会長
中小企業のカーボンニュートラル推進特別　委員長	北沢利文	東京海上日動火災保険㈱	相談役
共同委員長	中村公一	山九㈱	会長
〃	田畑彰久	いであ㈱	社長
〃	井上博貴	愛知産業㈱	社長
東京の将来を考える懇談会　座長	中山泰男	セコム㈱	会長
共同座長	伊勢勝巳	東日本旅客鉄道㈱	副社長
〃	押味至一	鹿島建設㈱	会長

(7) 女性会長等

（２０２４年3月３１日現在）

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
会長	畠山笑美子	㈱アプリコット	会長
副会長	田口絢子	㈱ワン・ステップ	社長
〃	志賀律子	㈱麻布タマヤ	社長
〃	安藤邦子	安藤ビル㈲	社長
〃	倉光美也子	㈱フミヤスポーツ	社長

(8) 青年部会長等

（２０２４年3月３１日現在）

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
会長	井上博貴	愛知産業㈱	社長
副会長	塙英幸	東京情報システム㈱	社長
〃	木村光範	㈱トランス・ニュー・テクノロジー	社長
〃	倉田大輔	池袋さくらクリニック	院長
〃	神谷智洋	㈱三共リメイク	社長

(9) 顧問および参与

① 特別顧問

（２０２４年３月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
田中常雅	醍醐ビル㈱社長	細田　眞	㈱榮太樓總本鋪会長
本庄八郎	㈱伊藤園会長	髙橋ゆき	㈱ベアーズ副社長
渡辺佳英	大崎電気工業㈱会長	杉江俊彦（部会長兼務）	㈱三越伊勢丹会長
大久保秀夫	㈱フォーバル会長	小堀秀毅（部会長兼務）	旭化成㈱会長
今市涼子	㈻日本女子大学理事長	渡部肇史（部会長兼務）	電源開発㈱会長
髙野　吉太郎	㈱新宿高野社長	安永竜夫（部会長兼務）	三井物産㈱会長
國分文也	丸紅㈱会長	髙島　誠（部会長兼務）	㈱三井住友銀行会長
宮入正英	㈱宮入社長	伊勢勝巳（部会長兼務）	東日本旅客鉄道㈱副社長
北沢利文	東京海上日動火災保険㈱相談役	宮本洋一（部会長兼務）	清水建設㈱会長
坂井辰史	㈱みずほフィナンシャルグループ特別顧問	中山泰男（部会長兼務）	セコム㈱会長
鈴木善久	伊藤忠商事㈱専務理事	真茅久則（部会長兼務）	富士フイルムビジネスイノベーション㈱会長

② 顧　　問

（２０２４年３月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
小池百合子	東京都知事	杉山清次	
十倉雅和	(一社)日本経済団体連合会会長	福井威夫	本田技研工業㈱社友
新浪剛史	(公社)経済同友会代表幹事	鳥原光憲	東京ガス㈱名誉顧問
植田和男	日本銀行総裁	清野　智	東日本旅客鉄道㈱顧問
田中一穂	㈱日本政策金融公庫総裁	児玉幸治	(一財)機械ｼｽﾃﾑ振興協会顧問
太田　充	㈱日本政策投資銀行副社長	伊藤一郎	旭化成㈱相談役
豊永厚志	(独)中小企業基盤整備機構理事長	佐々木隆	㈱ＪＴＢ元会長
石黒憲彦	(独)日本貿易振興機構理事長	前田新造	㈱資生堂社友
山本　隆	東京信用保証協会理事長	釜　和明	㈱ＩＨＩ特別顧問
安藤久佳	東京中小企業投資育成㈱社長	北山禎介	㈱三井住友銀行名誉顧問
岡田卓也	イオン㈱名誉会長相談役	中村満義	鹿島建設㈱社友
佐々木幹夫	三菱商事㈱元会長	伊東孝紳	本田技研工業㈱社友
川本信彦	本田技研工業㈱社友	垣内威彦	三菱商事㈱会長
浅地正一	浅地事務所代表	三部敏宏	本田技研工業㈱社長
小島順彦	三菱商事㈱元会長	神谷一雄	松久㈱社長
上條清文	東急㈱名誉顧問	中村利雄	(公財)全国中小企業振興機関協会会長
池田彰孝	ＳＭＫ㈱最高顧問		

③　名誉顧問

（２０２４年３月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
石井宏治	㈱石井鐵工所名誉会長	國分勘兵衛	国分グループ本社㈱会長兼ＣＥＯ
井上裕之	愛知産業㈱会長	今野由梨	ダイヤル・サービス㈱社長
大橋洋治	ＡＮＡホールディングス㈱相談役		

④　常任顧問

（２０２４年３月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
荒井寿光	東京中小企業投資育成㈱特別参与	小林文彦	伊藤忠商事㈱副社長ＣＡＯ
植松　敏		寺川　彰	丸紅㈱副社長
加留部淳	豊田通商㈱ｼﾆｱｴｸﾞｾﾞｸﾃｨﾌﾞｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ	永野　毅	東京海上ホールディングス㈱会長
久保利英明	日比谷パーク法律事務所代表弁護士	宗像直子	東京大学公共政策大学院教授

⑤　参　　与

（２０２４年３月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
(特別参与)		須田憲和	㈱フォーバル上席執行役員 会長室長
久保田政一	(一社)日本経済団体連合会副会長・事務総長	岡本宏一	㈻日本女子大学理事・事務局長
岡野貞彦	(公社)経済同友会事務局長・代表理事	大箭朋彦	㈱新宿高野役員室 監査役
河津　司	(一社)日本貿易会専務理事	重吉玄徳	丸紅㈱経済研究所 産業調査チーム長
前田和敬	(公財)日本生産性本部理事長	近藤洋一郎	㈱宮入執行役員 企画部長 兼 ﾎｰﾑﾌｧｯｼｮﾝ部長
佐藤哲哉	全国中小企業団体中央会専務理事	頼　雅之	東京海上日動火災保険㈱業務企画部調査企画グループ　部長
坂本雅彦	東京都産業労働局局長	寺澤佳代	伊藤忠商事㈱開発・調査部 調査・情報室 ｼﾆｱｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
（参　与）		長谷川智彦	㈱みずほフィナンシャルグループ秘書室 参事役
白井晶子	三菱商事㈱地域戦略部 渉外担当部長	町田祐二	㈱榮太樓總本鋪執行役員 総務経理部長
中嶋哲也	㈱東芝政策渉外室 室長	岩畦　寛之	㈱ベアーズ秘書役
金内　悟	日本製鉄㈱総務部秘書室 秘書室長	渡辺洋子	㈱三越伊勢丹ホールディングス総務統括部総務企画部秘書・渉外担当長
但馬英俊	東急㈱常務執行役員	井手孝浩	旭化成㈱秘書室長
武藤修一	㈱ＪＴＢ秘書室 政策担当秘書	森　正樹	電源開発㈱経営企画部 部長代理
宮本　泰	東京ガス㈱秘書部 秘書役	旭　俊哉	三井物産㈱秘書室 室長
高橋　淳	TOPPAN ホールディングス㈱秘書室 室長	三棟正博	㈱三井住友銀行管理部秘書室 秘書室長
和田季也	㈱ＩＨＩ総務部 渉外グループ グループ長	吉田　圭	東日本旅客鉄道㈱政策調査室室長
土田泰生	サッポロホールディングス㈱総務部 秘書室長	藤本　聰	清水建設㈱産業政策渉外部 部長
橋本建治	㈱千疋屋総本店総務・人事部 取締役総務・人事部長	大井　新	セコム㈱秘書室 会長付担当部長 会長秘書
安達亜希	大成建設㈱社長室経営企画部調査室長兼渉外室長	荒木康晴	富士ﾌｲﾙﾑﾋﾞｼﾞﾈｽｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ㈱総務部長 兼 秘書室長
堀谷大介	本田技研工業㈱取締役会室 室長	白木芳憲	三菱地所㈱総務部 秘書室長
榊　敏明	丸源飲料工業㈱執行役員部長	竹内大樹	三和テクノロジーズ㈱コーポレート本部 総務グループ 部長
福原基文	住友商事㈱グローバル戦略推進部　渉外担当部長	土井武敏	㈱きらぼし銀行秘書室 理事 秘書室長
吉村大介	㈱フォーシーズ総務・人事本部 上級執行役員 副本部長	鳥越千裕	㈱資生堂秘書・渉外部長 兼 チーフ DE&I オフィサー補佐
永田　隆	醍醐ビル㈱社長室兼事業企画部 マネージャー	（常任参与）	
松永　聡	㈱伊藤園執行役員 秘書部長	間部彰成	一般財団法人日本ファッション協会専務理事
根本和郎	大崎電気工業㈱管理本部 専務執行役員 管理本部長		

(10) 支部会長

（２０２４年３月３１日現在）

支部名	氏　　名	企業及び企業上の役職	支部名	氏　　名	企業及び企業上の役職
千代田	栃木　一夫	㈱栃木屋社長	渋　谷	佐藤　　仁	㈱東急レクリエーション相談役
中　央	細田　　眞	㈱榮太樓總本鋪会長	中　野	正村　宏人	㈱東京アスレティッククラブ社長
港	新保　雅敏	㈱ほうらいやビル社長	杉　並	和田　新也	箱根植木㈱社長
新　宿	髙野　吉太郎	㈱新宿高野社長	豊　島	渡邊　裕之	渡邊建設㈱社長
文　京	吉岡　　新	共立速記印刷㈱会長	板　橋	岩月　宏昌	イワツキ㈱社長
台　東	桑山　征洋	㈱桑山会長	練　馬	石塚　康夫	新東都テスター㈱社長
北	越野　充博	越野建設㈱社長	江　東	鈴木　健之	鈴直商事㈱社長
荒　川	富永　新三郎	㈱新吉社長	墨　田	老田　　勝	墨東化成工業㈱社長
品　川	武田　健三	㈱大崎コンピュータエンヂニアリング社長	足　立	近藤　　勝	美濃紙業㈱会長
目　黒	菅野　達之介	㈱大丸相談役	葛　飾	浅川　弘人	㈱浅川製作所会長
大　田	深尾　定男	㈱巴商会会長	江戸川	森本　勝也	東亜物流㈱社長
世田谷	飯野　光彦	東洋ドライルーブ㈱社長			

３．選任および退任

(1) 役　　員

①　副会頭

中　村　邦　晴（住友商事㈱会長）就任（２０２３年７月２７日第２４２回（通常）議員総会）
淺　野　秀　則（㈱フォーシーズ会長 兼 ＣＥＯ）就任（２０２３年７月２７日第２４２回（通常）議員総会）

②　常議員

淺　野　秀　則（㈱フォーシーズ会長 兼 ＣＥＯ）退任（２０２３年７月２７日）
北　村　雅　良（電源開発㈱特別顧問）退任（２０２３年１１月３０日）
今　井　雅　則（戸田建設㈱会長）就任（２０２３年１２月１５日）
渡　部　肇　史（電源開発㈱会長）就任（２０２３年１２月１５日）
小　坂　　敬（㈱小松ストアー会長）退任（２０２４年１月３１日）
北　島　義　俊（大日本印刷㈱会長）退任（２０２４年２月１３日ご逝去）
橋　本　英　二（日本製鉄㈱社長）退任（２０２４年３月３１日）

③　常務理事・理事

山　下　　健　理事退任（２０２４年３月３１日）

(2) 議　　員

①　議員の職務を行う代表者の変更について

㈱すかいらーくホールディングス（２０２３年４月１日付）
（新）社　長　金　谷　実　（旧）会　長　谷　真
三井不動産レジデンシャル㈱（２０２３年４月１日付）
（新）社　長　嘉　村　徹　（旧）会　長　藤　林　清　隆
三菱電機㈱（２０２３年４月１日付）
（新）執行役社長　漆　間　啓　（旧）ｼﾆｱｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ　杉　山　武　史
電源開発㈱（２０２３年１２月１日付）
（新）会　長　渡　部　肇　史　（旧）特別顧問　北　村　雅　良
日本通運㈱（２０２４年１月１日付）
（新）社　長　竹　添　進二郎　（旧）社　長　堀　切　智
㈱小松ストアー（２０２４年２月１日付）
（新）副　社　長　小　坂　誓　（旧）会　長　小　坂　敬
大日本印刷㈱（２０２４年２月１４日付）
（新）社　長　北　島　義　斉　（旧）会　長　北　島　義　俊

(3) 部会長等

＜貿易部会＞
近　藤　宣　之（㈱日本レーザー会長）副部会長就任（２０２３年７月１４日）
中　村　邦　晴（住友商事㈱会長）副部会長退任（２０２３年７月２７日）
＜資源・エネルギー部会＞
北　村　雅　良（電源開発㈱特別顧問）部会長退任（２０２３年１１月３０日）
渡　部　肇　史（電源開発㈱会長）部会長就任（２０２３年１２月１日）
＜商業部会＞
小　坂　　敬（㈱小松ストアー会長）副部会長退任（２０２４年１月３１日）
＜工業部会＞

橋　本　英　二（日本製鉄㈱社長）副部会長退任（２０２４年３月３１日）

(4) 委員長等

①　常設委員会

＜国際ビジネス環境委員会＞

信　谷　和　重（(独)日本貿易振興機構副理事長）副委員長退任（２０２３年９月３０日）

片　岡　　進（(独)日本貿易振興機構副理事長）副委員長退任（２０２３年１２月１日）

＜首都圏問題委員会＞

藤　林　清　隆（三井不動産レジデンシャル㈱取締役会長）共同委員長退任（２０２３年４月１３日）

嘉　村　　徹（三井不動産レジデンシャル㈱社長）共同委員長就任（２０２３年４月１４日）

＜エネルギー・環境委員会＞

北　村　雅　良（電源開発㈱特別顧問）共同委員長退任（２０２３年１１月３０日）

渡　部　肇　史（電源開発㈱会長）共同委員長就任（２０２３年１２月１５日）

＜中小企業のデジタルシフト・DX 推進委員会＞

鈴　木　善　久（伊藤忠商事㈱専務理事）共同委員長退任（２０２４年３月３１日）

(5) 顧問および参与

①　特別顧問

中　村　邦　晴（住友商事㈱会長）退任（２０２３年７月２７日）

淺　野　秀　則（㈱フォーシーズ会長兼ＣＥＯ）退任（２０２３年７月２７日）

細　田　　眞（㈱榮太樓總本鋪会長）就任（２０２３年７月２８日第２４２回（通常）議員総会）

髙　橋　ゆ　き（㈱ベアーズ副社長）就任（２０２３年７月２８日第２４２回（通常）議員総会）

北　村　雅　良（電源開発㈱特別顧問）退任（２０２３年１１月３０日）

渡　部　肇　史（電源開発㈱会長）就任（２０２３年１２月１５日第２４４回（臨時）議員総会・第７６４回常議員会）

鈴　木　善　久（伊藤忠商事㈱専務理事）退任（２０２４年３月３１日）

②　顧　　問

黒　田　東　彦（日本銀行総裁）退任（２０２３年４月８日）

櫻　田　謙　悟（(公社)経済同友会代表幹事）退任（２０２３年５月１１日）

植　田　和　男（日本銀行総裁）就任（２０２３年５月１２日第７５８回常議員会）

新　浪　剛　史（(公社)経済同友会代表幹事）就任（２０２３年５月１２日第７５８回常議員会）

石　黒　憲　彦（(独)日本貿易振興機構理事長）就任（２０２３年６月９日第２４１回議員総会・第７５９回常議員会）

望　月　晴　文（東京中小企業投資育成㈱社長）退任（２０２３年６月１４日）

木　下　康　司（㈱日本政策投資銀行会長）退任（２０２３年６月１５日）

安　藤　久　佳（東京中小企業投資育成㈱社長）就任（２０２３年７月１４日第７６０回常議員会）

太　田　　充（㈱日本政策投資銀行副社長）就任（２０２３年７月１４日第７６０回常議員会）

福　原　義　春（㈱資生堂名誉会長）退任（２０２３年８月３０日ご逝去）

③　議員待遇者

小　坂　　敬（㈱小松ストアー会長）就任（２０２４年２月２９日）

④　参　　与

田　中　雄　介（㈱三井住友銀行管理部秘書室 秘書室長）退任（２０２３年４月１３日）

椿　　高　範（東京ガス㈱秘書部 会長秘書役）退任（２０２３年４月１３日）

二　宮　功　一（三菱商事㈱調査部 部長）退任（２０２３年４月１３日）

有　田　礼　二（東京海上日動火災保険㈱常勤顧問）退任（２０２３年４月１３日）

中　西　謙　介（日本製鉄㈱総務部 秘書室長）退任（２０２３年４月１３日）

金　内　　悟（日本製鉄㈱総務部秘書室 秘書室長）就任（２０２３年４月１４日第７５７回常議員会）
白　井　晶　子（三菱商事㈱地域戦略部 渉外担当部長）就任（２０２３年４月１４日第７５７回常議員会）
頼　　雅　之（東京海上日動火災保険㈱業務企画部調査企画グループ　部長）就任（2023年4月14日第757回常議員会）
宮　本　　泰（東京ガス㈱秘書部 秘書役）就任（２０２３年４月１４日第７５７回常議員会）
三　棟　正　博（㈱三井住友銀行管理部秘書室 秘書室長）就任（２０２３年４月１４日第７５７回常議員会）
須　田　信　之（㈱きらぼし銀行秘書室 秘書室長）退任（２０２３年５月１１日）
土　井　武　敏（㈱きらぼし銀行秘書室 理事 秘書室長）就任（2023年5月12日第758回常議員会）
町　田　祐　二（㈱榮太樓總本鋪執行役員 総務経理部長）就任（２０２３年９月１５日）
岩　畦　寛　之（㈱ベアーズ秘書役）就任（２０２３年９月１６日第２４３回議員総会・第７６１回常議員会）
池　田　哲　也（本田技研工業㈱渉外部 担当部長）退任（２０２３年１２月１４日）
堀　谷　大　介（本田技研工業㈱取締役会室 室長）就任（2023年12月15日第244回（臨時）議員総会・第764回常議員会）

(6) 支　部　会　長

大　場　信　秀（世田谷信用金庫会長）退任（２０２４年２月２９日）
飯　野　光　彦（東洋ドライルーブ㈱代表取締役社長）就任（２０２４年３月１日第２４５回（通常）議員総会）

４．事　務　局

(1) 機　　構

- **総務統括部**
  - 総務課……　機密及び秘書事務、部間の総合調整、危機管理、定款・その他諸規則、印章の保管、文書の収受、議員総会・常議員会等会議、官公署等との連絡、儀礼及び慶弔、その他、他の所掌に属さない事務に関すること
    - 組織連携担当…　関東商工会議所連合会及び東京都商工会議所連合会業務、女性会、青年部、その他組織連携に関すること
    - 支部運営担当…　支部活動の全般的支援、支部役員並びに支部事務局との連絡調整、支部組織の研究、その他支部に関すること
  - 組織運営課……　組織強化、議員選挙、コンプライアンスの推進、会員増強推進及び退会防止に関する企画立案、中・長期の組織運営計画の立案、会費及び負担金の徴収、契約の締結及び管理、その他組織運営・会員増強に関すること
    - 事業推進担当…　事業・サービスの顧客満足度の向上に資する全所的対策の推進、事業の効率的推進及び再構築、新規サービス事業の開発、その他事業・サービスの推進に関すること
  - 人事課……　人事管理、給与、労務、福利厚生、教育及び研修、その他能力開発ならびに人事一般に関すること
- **財務部**
  - 財務課……　予算の作成・執行管理、決算、会費及び負担金の収納、事業収入その他収入の収納、経費等の支払事務、小規模企業対策特別会計の経理、その他経理一般に関すること
    - 財政担当……　財務体質強化に係る計画の立案、収支の執行管理、その他財政に関すること
- **オフィス環境部**
  - オフィス管理担当…　本所に所属する土地・建物及び施設の管理、本所ビルの設備の運転保守、貸室・貸会議室の運用、ビル内外の警備及びそれに伴う諸業務、什器備品の購入・保管及び処分、その他本所所有の財産の管理に関すること
  - 情報システム担当…　会員データベースの管理、所内イントラネットの管理・運用、事務局の事務合理化及びＯＡ化の推進、その他所内の情報管理に関すること
- **広報部**
  - 広報担当……　広報、公聴、企業広報及び文化問題に関する調査研究及び企画、その他広報一般に関すること
  - 編集担当……　機関紙の刊行に関すること
  - 見える化推進担当…　ホームページ・メールマガジンの運営、ＰＲ資料の刊行、ロゴ・商標の管理及び使用、その他ＰＲ一般に関すること
  - 経済資料センター…　経済関係図書資料等の収集及び相談、専門図書館協議会、その他経済関係資料に関すること
- **国際部**
  - 国際政策担当……　国際経済政策に関する調査研究及び企画、海外経済事情の調査研究、その他国際関係一般に関すること
  - 国際経済担当……　当該諸国との定期的会合による経済交流の推進、経済ミッションの派遣及び受入れ、その他特定地域との国際関係に関すること
- **企画調査部**
  - 総合政策・教育担当…　総合的な政策の企画立案及び調査、特命事項、教育に関する調査研究及び企画、その他調査・教育一般に関すること
  - 社会保障担当……　社会保障に関する調査研究及び企画、その他社会保障一般に関すること
- **産業政策第一部**
  - 産業経済担当……　経済政策及び経済法規・コンプライアンスに関する調査研究及び企画、その他産業経済施策一般に関すること
  - 税制担当……　税制に関する調査研究及び企画、その他税制一般に関すること
- **産業政策第二部**
  - 労働担当……　労働に関する調査研究及び企画、多様な人材活躍に関する調査研究及び企画、その他労働一般に関すること
  - 環境・エネルギー担当…　環境・エネルギー政策に関する調査研究および企画、その他環境・エネルギー一般に関すること
- **地域振興部**
  - 都市政策担当……　交通運輸政策、建設・不動産業振興施策、首都圏対策及び都市問題、震災対策・災害対策、その他都市政策一般に関すること
  - 観光・流通サービス担当…　商業振興施策、流通対策、サービス業振興施策、観光施策に関する調査研究及び企画、その他観光、流通サービス、まちづくり一般に関すること

中小企業部	中小企業振興担当…	中小企業の経営状況に関する実態調査、下請関係の改善適正化に関する調査研究及び企画、金融制度及び企業金融に関する調査研究及び企画、中堅・中小企業の経営革新や新たな経営課題への対応に関する調査研究及び企画、事業承継対策に関する調査研究及び企画、その他中小企業の振興施策や経営一般に関すること
	ものづくり担当……	工業振興施策、産学連携及び「ものづくり」に関する調査研究及び企画、その他「ものづくり」施策に関すること
	調査・統計担当……	調査の分析および企画、産業経済一般の調査・統計の分析、その他調査・統計一般に関すること
	IT 活用推進担当…	中小企業の生産性向上を目的とした IT 活用推進に関する調査研究及び企画、その他中小企業の生産性向上・IT 活用推進一般に関すること
中小企業相談部	中小企業相談センター 業務推進担当	経営改善普及事業に係る調査研究及び企画、連絡調整、諸記録及び諸報告、ＰＲ資料及び資料の刊行に関すること
	経営相談担当	商工業に関する相談・指導・紹介・斡旋、記帳指導・相談、倒産防止特別事業、再生、創業、Ｍ＆Ａ支援、商事紛争の仲裁及び解決、信用調査、取引情報の提供、後援、協賛に関すること
	金融対策担当	小企業等経営改善資金融資の指導・認定、中小企業倒産防止共済制度等共済事業、その他金融相談に関すること
	海外展開支援担当 浅草分室	海外展開に関する相談、海外展開支援業務に関すること
	ビジネスサポートデスク（東京セントラル） ビジネスサポートデスク（東京東） ビジネスサポートデスク（東京西） ビジネスサポートデスク（東京南） ビジネスサポートデスク（東京北）	商工業に関する窓口及び文書による相談及び指導、その他相談・創業関連業務に関すること
人材･能力開発部	人材支援センター…	人材の確保・就労支援、人材移動の円滑化支援、人材情報の提供、その他人材・雇用情報に関すること
	研修センター……	経営者及び従業員の教育及び研修、経営改善普及事業に係る講習会及び講演会等に関すること
検定事業部	検定センター……	各種技能検定及び資格試験、技能向上のための講習会等の開催及び助成、商工実務及び技術の振興、その他検定事業一般に関すること
ビジネス交流部	ビジネス交流センター…	会員間のビジネス交流事業の企画立案及び運営実施、展示会出展支援、その他ビジネス交流に関すること
	会員交流センター…	会員間の親睦交流事業の企画立案及び運営実施、議員及び会員の親交並びに相互の啓発向上、健康づくり・スポーツ振興、その他会員交流一般に関すること
共済･証明事業部	共済センター……	共済事業の実施及び運営に関すること
	福利厚生支援センター…	ＣＬＵＢ ＣＣＩの運営及び普及促進、会員事業所の福利厚生に関すること
	証明センター……	貿易関係証明、商工業に関する証明の発給に関すること
支部事務局	２３支部……	区内商工業の振興に関すること、経営改善普及事業の実施に関すること 千代田・中央・港・新宿・文京・台東・北・荒川・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・板橋・練馬・江東・墨田・足立・葛飾・江戸川

(2) 事務局員

２０２４年３月３１日現在における事務局員５１１名

常務理事	小林　治彦
理事・事務局長	湊元　良明
理　　事	山下　　健
常任参与	間部　彰成

① 本　　部

会頭秘書役　髙尾　　斉

総務統括部

部　長　染谷　政克
副部長　進藤　　創
副部長　山本　泰之
総務課長　(山本　泰之)
課長補佐　佐藤　弘太
総務課組織連携担当課長　兼崎　志郎
総務課支部運営担当課長　松本　知珠
組織運営課長　(進藤　　創)
組織運営課事業推進担当課長　(進藤　　創)
主任調査役　助川　宜寛
調査役　岡田　憲明
人事課長　小御門　俊
専任調査役　深山　親弘
総務統括部付副参事　粟野　浩

財　務　部

部　長　(染谷　政克)
担当部長　山口　　健
財務課長　(山口　　健)
主任調査役　豊留　秀一
専任調査役　西村　正子
財務課財政担当課長　守屋　　啓

オフィス環境部

部　長　貫井　晴宣
オフィス管理担当課長　井上　敦子
情報システム担当課長　鈴木　康修

広　報　部

部　長　大井川智明
担当部長　宮本　雅廣
副部長　山下　晃代
広報担当課長　(山下　晃代)
専任調査役　横田美穂子
編集担当課長　(宮本　雅廣)
見える化推進担当課長　(宮本　雅廣)
経済資料センター所長　(宮本　雅廣)

国　際　部

部　長　西谷　和雄
担当部長　佐々木和人
副部長　羽生　明央
副部長　八田城之介
課　長　(羽生　明央)
課　長　西澤　正純
課　長　大島　昌彦
課　長　富澤　陽一
主任調査役　堀江　健治
主任調査役　芳野　義浩
主任調査役　串田　　勝
主任調査役　藤井　康彰
主任調査役　松枝　直樹
主　幹　安藤　憲吾

企画調査部

部　長　五十嵐克也
担当部長　松本　憲治
副部長　小林美樹子
総合政策・教育担当課長　(小林美樹子)
主任調査役　福田　康司
社会保障担当課長　森　　挙一
主任調査役　笹本　　剛
主任調査役　阪本　俊司

産業政策第一部

部　長　加藤　正敏
副部長　小島　和明
産業経済担当課長　(小島　和明)
税制担当課長　鶴岡　雄司

産業政策第二部

部　長　大下　英和
労働担当課長　清田　素弘
主任調査役　岩崎　智史
環境・エネルギー担当課長　石井　照之
主任調査役　高橋　真史
主任調査役　堀内　聖巨

地域振興部

部　長　平澤　哲哉
副部長　清水　　竜
都市政策担当課長　(清水　　竜)
課長補佐　西田　優樹
主任調査役　福島　浩次
観光・流通サービス担当課長　原田　芳明
主任調査役　伊藤　成明
地域振興部付参事　高橋　芳行

中小企業部

部　長　(山下　　健)
副部長　長嶋　収一
中小企業振興担当課長　張替　健吾
調査役　小野寺　健
ものづくり担当課長　(長嶋　収一)
主任調査役　小鍛治満弥
調査・統計担当課長　(長嶋　収一)
IT 活用推進担当課長　(長嶋　収一)
主任調査役　三上　　徹

中小企業相談部

部　長　佐藤幸太郎
副部長　柳本　満生
副部長　紺谷　直之
副部長　山本　　格
中小企業相談センター所長　(佐藤幸太郎)
中小企業相談センター業務推進担当課長　水村　裕一
中小企業相談センター経営相談担当課長　阿知良　拓
統括調査役　藤田　善三
主席調査役　清水　　力
主任調査役　宇田川裕司
主任調査役　井田千香子
調査役　福田　研二
調査役　加藤　久人
調査役　髙橋　真備

調査役　森合　亮介
調査役　相場　俊男
調査役　嶌村　雄一
調査役　野口　　豪
調査役　渡邉　幸治
調査役　辰巳　駿介
調査役　篠永　　結
調査役　戸邉　直樹
調査役　御庭　　肇
調査役　上木　英典
調査役　亀田　仁志
調査役　長谷　浩志
参事　福田　泰也
中小企業相談センター金融対策担当課長
（山本　　格）
主任調査役　山下　　聡
主任調査役　大野　靖二
調査役　鈴木　丈雄
主　幹　新井　洋一
ビジネスサポートデスク（東京セントラル）課長
（紺谷　直之）
ビジネスサポートデスク（東京東）課長
長田裕紀子
ビジネスサポートデスク（東京西）課長
（柳本　満生）
ビジネスサポートデスク（東京南）課長
安部　泰起
ビジネスサポートデスク（東京北）課長
小山内奏介

人材・能力開発部

部　長　杉崎　友則
人材支援センター所長　吉野　　陽
研修センター所長　長濱　正史

検定事業部

部　長　清水　　繁
検定センター所長　小室　裕司
所長補佐　青木　陽典
主任調査役　寺田　直子
主幹　星野ひとみ

ビジネス交流部

部　長　城戸口隆俊
副部長　大山　智章
ビジネス交流センター所長　（大山　智章）
調査役　小林利恵子
調査役　栗山　智成
会員交流センター所長　（大山　智章）
主任調査役　織田　俊明
調査役　（小林利恵子）
調査役　（栗山　智成）

共済・証明事業部

部　長　上田　裕子
副部長　米村　達郎
副部長　山崎　幹人
共済センター所長　（米村　達郎）
所長補佐　山田　　淳
主任調査役　石田　　孝
福利厚生支援センター所長　（米村　達郎）
所長補佐　（山田　　淳）
証明センター所長　（山崎　幹人）
所長補佐　中島　貴志
調査役　寺居　明香
副参事　岡本　貴志

② 支 部 等

支部名	事務局長	事務局次長	調査役等
千代田	碓井秀直		
中央	和泉純治	原憲昭	調査役　松尾康宏 主幹　小林巧
港	小野田賀人		
新宿	西郷直紀	中村昭紀	
文京	山本順一	近藤仁	
台東	小山康司		
北	石井洋介		主幹　廣江みどり
荒川	渡辺紀子		
品川	荒井隆一郎		
目黒	佐塚太一		
大田	中井宏好		
世田谷	霜崎敏一		
渋谷	小松伸一		主任調査役　村田聡志 主任調査役　佐藤幸雄 副参事　金井文隆
中野	伊東海		
杉並	酒井崇好		
豊島	蔵方康太郎		
板橋	近野孝行		
練馬	安藤薫		主任調査役　中村友樹
江東	鳥光周一	西薗健史	
墨田	上條久美		
足立	馬目学		主幹　中山甲一
葛飾	渋谷貴司		調査役　小松隼人
江戸川	石井豪		主任調査役　漆原佳
浅草分室			

③ 出　　向

専門図書館協議会
事務局長　森　まり子

(公財)東京観光財団
地域振興部長　橋本　一朗

(公財)東京観光財団
地域振興部次長兼経営支援担当課長　向山　理

日本商工会議所
(ベトナム日本商工会議所事務局長)
吉田　晋

日本商工会議所
(ジャカルタ・ジャパン・クラブ事務局長)
小倉　政則

５．庶　　務

(1) 受章・表彰

① 受　　章

４月２９日　○２０２３年春の叙勲・褒章受章者
岡田卓也君、広瀬道明君、田沼千秋君、服部真二君、大場信秀君、三平圭祐君、
山口巌君、丸山眞司君、横山正二君、鈴木秀夫君、山口利昭君、渡辺康平君

１１月　３日　○２０２３年秋の叙勲・褒章受章者
飯島彰己君、近藤晴貞君、月岡隆君、福永勝君、工藤哲夫君、齊藤政二君、清水洋子君、
小林正典君、寺村光司君、鈴木又右衛門君

② 表　　彰

○本商工会議所役員、議員等表彰規則第１条による永年在職役員、議員等表彰

７月２７日　　小坂敬君

２月２９日　　石井宏治君、渡辺佳英君、田沼千秋君

○本商工会議所役員、議員等表彰規則第２条による退任役員、議員等表彰

２月２９日　　大場信秀君、小坂敬君、北村雅良君

１０月１２日　○永年会員表彰の内規により、加入期間が規定年数に達した会員を表彰

＜７０年表彰＞	１６　事業所	＜４０年表彰＞	２８４　事業所
＜６０年表彰＞	１８７　事業所	＜３０年表彰＞	５３７　事業所
＜５０年表彰＞	３４９　事業所	計	１，３７３　事業所

４月　１日　○本商工会議所役員、議員等表彰規則第４条による永年勤続事務局員表彰

＜４０年勤続＞	該当者なし				
＜３５年勤続＞	菅谷　顕一	染谷　政克			
＜３０年勤続＞	岡本　貴志	小林　巧	清水　力	須藤　憲一	橋本　一朗
	藤田　善三	山口　健	山本　順一		
＜２５年勤続＞	小野田　賀人	紺谷　直之	山本　格		
＜２０年勤続＞	石井　洋介	小山内　奏介	富澤　陽一	中村　昭紀	米村　達郎
＜１５年勤続＞	阿知良　拓	居城　衣織里	伊藤　理恵	碓井　秀直	清水　優
	鈴木　星斗	中野　庸江	馬場　建一	原田　芳明	松尾　康宏
	松本　知珠	水村　裕一	森川　渉	守屋　啓	
＜１０年勤続＞	髙木　藍	武田　宗太郎	日笠　仁貴	八鍬　俊樹	

(2) 慶　　弔

① 慶　　祝

1)　祝　　電　　４８６件
2)　祝　　意　　０件

② 弔　　慰

1)　弔　　電　　１３８件
2)　弔　　意　　０件

(3) 行　　事

１月　５日　　経済三団体共催２０２４年新年祝賀パーティ（約１，５００名）
於：ホテルニューオータニ

※幹事団体日本経済団体連合会

３月２３日　　第５６回 経済三団体懇親ゴルフ会（雨天のため中止）　於：スリーハンドレッドクラブ

※幹事団体経済同友会

(4) そ　の　他

令和６年能登半島地震 災害義援金

実施主体：日本商工会議所（贈呈先は、被災地商工会議所および商工会議所連合会）

募集期間：１月１１日～

募金金額：４５，０００，０００円（４４１件）

※３月３１日時点

６．会　　議

(1) 議員総会

① 第２４１回議員総会・第７５９回常議員会

日　　時　　２０２３年　６月　８日（木）　正午～午後１時３０分
場　　所　　東京商工会議所「渋沢ホール」・オンライン会議システム Ｚｏｏｍ
定　足　数　　常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者６２名（うち委任状出席者出席者２７名）
議　　長　　小　林　　健　君
議事録署名人　　小　林　　健　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
金　子　眞　吾　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
山　内　隆　司　君、　倉　石　誠　司　君、　阿　部　貴　明　君、
石　田　　徹　君、　郡　　正　直　君、　江　頭　敏　明　君

講　　演　　ＣｈａｔＧＰＴ等の生成ＡＩが与える経営インパクト
㈱エクサウィザーズ　取締役　　大　植　択　真　氏

議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　ツーリズム産業の基幹産業化に向けたわが国の産業振興に関する重点要望について
3)　ツーリズム産業の基幹産業化に向けた東京の産業振興に関する重点要望について
4)　顧問の委嘱について
5)　その他

報　　告　　1)　委員会活動方針について
・国際ビジネス環境委員会の活動方針について
・災害・リスク対策委員会の活動方針について
・中小企業のカーボンニュートラル推進特別委員会の活動方針ならびに「Ｔｏｓｈｏ・攻めの脱炭素」事業について
2)　支部活動の状況について
・「すぎなみ・ムジカ・プロジェクト」について（杉並支部）
3)　東商における人材採用・研修事業について
4)　その他
（以下は配布資料による報告）
5)　各国・地域の動向について
6)　日本エジプト経済委員会　岸田首相の訪エジプトにおけるビジネスフォーラムの開催結果概要について
7)　２０２２年度東商環境ＡＰ実績報告について
8)　東商ビジネススクールについて
9)　「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令案」に対する意見について

② 第２４２回（通常）議員総会

日　　時　　２０２３年　７月２７日（木）　正午～午後２時
場　　所　　東京商工会議所「渋沢ホール」・オンライン会議システム Ｚｏｏｍ
定　足　数　　１５０名（うち委任状出席者７６名）
議　　長　　小　林　　健　君
議事録署名人　　小　林　　健　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、

広　瀬　道　明　君、　斎　藤　　保　君、　上　條　　努　君、
大　島　　博　君、　山　内　隆　司　君、　倉　石　誠　司　君、
阿　部　貴　明　君、　石　田　　徹　君、　田　畑　彰　久　君、
中　村　公　一　君

講　　演　　転換期を迎える日本経済～世界情勢の変動から見る今後の展望～
複眼経済塾㈱　取締役・塾頭　　エミン・ユルマズ　氏

議　　件　　1）２０２２年度東京商工会議所事業活動報告について
2）２０２２年度東京商工会議所収支決算について
3）副会頭の選任同意について
4）特別顧問の選任同意について
5）その他

報　　告　　1）ビジネスチャンスＥＸＰＯ参加者募集開始について
2）新札３氏をつなぐ視察会結果概要について
3）健康経営事業の推進について
4）支部活動の状況について
・創業・起業活性化事業について（豊島支部）
5）東商検定の申込状況と今後の取り組みについて
6）副部会長の選任結果について
7）議員の職務を行う代表者の変更について
8）その他

③　第２４３回議員総会・第７６１回常議員会

日　　時　　２０２３年　９月１４日（木）　正午～午後２時
場　　所　　東京商工会議所「渋沢ホール」・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
定　足　数　　常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者６３名（うち委任状出席者出席者２２名）
議　　長　　小　林　　健　君
議事録署名人　　小　林　　健　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
広　瀬　道　明　君、　金　子　眞　吾　君、　斎　藤　　保　君、
上　條　　努　君、　大　島　　博　君、　倉　石　誠　司　君、
阿　部　貴　明　君、　中　村　邦　晴　君、　淺　野　秀　則　君、
石　田　　徹　君、　幸　本　智　彦　君、　本　多　保　隆　君

講　　演　　台風列島日本のこれまでと未来～台風を脅威から恵に、タイフーンショット計画～
横浜国立大学　総合学術高等研究院　台風科学技術研究センター長
筆　保　弘　徳　氏

議　　件　　1）　会員加入の承諾について
2）　令和６年度税制改正に関する意見について
3）　参与の委嘱について
4）　その他

報　　告　　1）　２０２３年度最低賃金審議の結果について
2）　会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート調査結果について
3）　関東大震災１００年関連イベントの実施について
4）　支部活動の状況について
・中央区老舗企業塾の活動について（中央支部）
・次世代への技術承継・発信事業について（足立支部）

・人材確保・活用支援について（江戸川支部）
5)　副業・兼業に関する情報提供モデル事業および関連調査の結果について
6)　賃金の動向調査（「東商けいきょう」付帯調査）結果について
7)　その他
（以下は配布資料による報告）
8)　各国・地域の動向について
9)　日ＡＳＥＡＮ経済大臣会合概要報告

④　第２４４回（臨時）議員総会・第７６４回常議員会

日　　時　　２０２３年１２月１４日（木）　正午～午後２時
場　　所　　東京商工会議所「渋沢ホール」・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
定　足　数　　１５０名（うち委任状出席者６６名）
議　　長　　小　林　　健　君
議事録署名人　　小　林　　健　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
広　瀬　道　明　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
中　村　邦　晴　君、　淺　野　秀　則　君、　石　田　　徹　君、
澁　谷　哲　一　君、　服　部　津貴子　君

議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　『これからの労働政策に関する懇談会』中間レポート～求められる『少数精鋭の成長モデル』への自己変革」について
3)　国に対する雇用・労働政策に関する重点要望について
4)　東京都の雇用就業施策に関する重点要望について
5)　国に対する多様な人材の活躍に関する重点要望について
6)　東京都の多様な人材の活躍施策に関する重点要望について
7)　特別顧問の選任同意について
8)　常議員の選任について
9)　共同委員長の委嘱について
10)　参与の委嘱について
11)　その他
報　　告　　1)　国土交通省幹部と東商３委員長との懇談会結果概要について
2)　第２２回アジア太平洋小売業者大会　東京開催の決定について
3)　２０２５年日本国際博覧会（大阪・関西万博）への協力について
4)　企業間の交流・連携に関するニーズ調査結果ならびに今後の交流事業について
5)　城北ブロック支部訪問について
6)　国際情勢の変化を受けた企業経営への影響に関する調査結果について
7)　知的財産活用事例集「知恵を『稼ぐ力』に～１００社の舞台裏～」について
8)　東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備促進について
9)　ものづくり企業の現状・課題に関する実態調査結果について
10)　令和６年度税制改正について
11)　支部活動の状況について
・公民連携に向けた渋沢栄一事業の推進について（北支部）
12)　その他
（以下は配布資料による報告）
13)　各国・地域の動向について
14)　第１４回日本ペルー経済協議会について
15)　第３３回日智経済委員会について

16)　第４９回日本ニュージーランド経済人会議について
17)　政労使による意見交換の概要報告について
18)　東京都知事との懇談会について
19)　東京都スタートアップイベント「ＳｕｓＨｉ Ｔｅｃｈ Ｔｏｋｙｏ ２０２４ Ｇｌｏｂａｌ Ｓｔａｒｔｕｐ Ｐｒｏｇｒａｍ」について

⑤　第２４５回（通常）議員総会

日　　時　　２０２４年　２月２９日（木）　正午～午後２時
場　　所　　東京商工会議所「渋沢ホール」・オンライン会議システム Ｚｏｏｍ
定　足　数　　１５０名（うち委任状出席者７４名）
議　　長　　小　林　　健　君
議事録署名人　　小　林　　健　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
広　瀬　道　明　君、　斎　藤　　保　君、　上　條　　努　君、
大　島　　博　君、　山　内　隆　司　君、　倉　石　誠　司　君、
阿　部　貴　明　君、　中　村　邦　晴　君、　淺　野　秀　則　君、
石　田　　徹　君、　富　永　新三郎　君、　青　山　幸　恭　君

講　　演　　人口ビジョン２１００について
人口戦略会議　議長　　三　村　明　夫　氏
内閣官房参与（社会保障・人口問題）　山　崎　史　郎　氏
議　　件　　1)　２０２４年度事業活動計画について
2)　２０２４年度収支予算について
3)　支部会長の選任について
4)　議員待遇者について
5)　その他
報　　告　　1)　中堅・中小企業のイノベーション支援の取組（スタートアップとの連携促進、産学公連携）について
2)　事業承継に関する実態アンケート報告書について
3)　食品事業者のための商品開発・販路開拓ハンドブックの発行について
4)　副委員長の選任結果について
5)　議員の職務を行う代表者の変更について
6)　その他
（以下は配布資料による報告）
7)　東商ビジネススクールについて

⑥　第２４６回（臨時）議員総会・第７６７回常議員会

日　　時　　２０２４年　３月１４日（木）　正午～午後２時
場　　所　　東京商工会議所「渋沢ホール」・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
定　足　数　　１５０名（うち委任状出席者７１名）
議　　長　　小　林　　健　君
議事録署名人　　小　林　　健　君、　野　本　弘　文　君、　広　瀬　道　明　君、
斎　藤　　保　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
山　内　隆　司　君、　阿　部　貴　明　君、　中　村　邦　晴　君、
石　田　　徹　君、　矢　口　敏　和　君、　江　頭　敏　明　君
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　特別顧問の選任同意について
3)　常議員の選任について

4)　理事の選任同意について
5)　事務規則の一部改正について
6)　その他

報　　告　1)　令和６年能登半島地震 災害義援金の募集結果について
2)　副会頭の担当支部について
3)　「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」結果概要について
4)　政労使による意見交換の結果概要について
5)　ウクライナ商工会議所との連携について
6)　オールハザード型ＢＣＰ策定ガイドの発行について
7)　東商における少子化対策の推進について
8)　海外展開支援ハンドブックの発行について
9)　東商園遊会の開催について
10)　支部活動の状況について
・荒川支部設立５０周年事業について（荒川支部）
・中小企業の生産性向上・販路拡大推進事業について（品川支部）
11)　第４期青年部の活動について
12)　今後の人材採用・検定事業等について
13)　その他
（以下は配布資料による報告）
14)　各国・地域の動向について
15)　「東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ」結果報告について

(2) 常議員会

①　第７５７回常議員会

日　　時　　２０２３年　４月１３日（木）　正午～午後２時
場　　所　　東京商工会議所「渋沢ホール」・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
定　足　数　　常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者６２名（うち委任状出席者出席者１８名）
議　　長　　小　林　　健　君
議事録署名人　　小　林　　健　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
広　瀬　道　明　君、　金　子　眞　吾　君、　斎　藤　　保　君、
上　條　　努　君、　大　島　　博　君、　山　内　隆　司　君、
倉　石　誠　司　君、　阿　部　貴　明　君、　石　田　　徹　君、
野　末　　尚　君、　江　田　敏　彦　君

議　　件　1)　会員加入の承諾について
2)　最低賃金に関する要望について
3)　知的財産政策に関する意見について
4)　共同委員長の委嘱について
5)　顧問の委嘱について
6)　参与の委嘱について
7)　その他

報　　告　1)　政労使による意見交換の概要報告について
2)　会頭支部訪問について
3)　訪フィリピン・マレーシア・シンガポール経済ミッションの派遣等について
4)　ブロック別政策懇談会について
・ブロック別政策懇談会（まちづくり）について

・ブロック別政策懇談会（中小企業施策、デジタル・ＤＸ推進、事業承継）について

5)　委員会活動方針について

・組織・会員サービス向上委員会の活動方針について

・イノベーション・スタートアップ委員会の活動方針について

6)　「東京２３選 経営のミカタ」について～中小 流通・サービス業の取組事例～

7)　東商の教育支援活動について

8)　「後継者が決まっていない小さな会社のためのM&Aガイド」の発行について

9)　支部活動の状況について

・「モノづくり・ヒトづくりの魅力向上事業」について（板橋支部）

・「練馬のお店ｄｅスタンプＧＥＴキャンペーン」について（練馬支部）

10)　夏期セミナーについて

11)　その他

（以下は配布資料による報告）

12)　各国・地域の動向について

13)　第２８回日本・スペイン経済合同会議　概要報告

14)　中南米地域大使との懇談会について

②　第７５８回常議員会

日　　時　　２０２３年　５月１１日（木）　正午～午後１時１０分

場　　所　　東京商工会議所「渋沢ホール」・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ

定　足　数　　常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者６２名（うち委任状出席者出席者２９名）

議　　長　　小　林　　健　君

議事録署名人　　小　林　　健　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、
金　子　眞　吾　君、　大　島　　博　君、　阿　部　貴　明　君、
石　田　　徹　君、　小　口　英　嵒　君、　鰐　渕　美惠子　君

議　　件　　1)　会員加入の承諾について

2)　発達段階に応じたアントレプレナーシップ教育の推進について

3)　顧問の委嘱について

4)　参与の委嘱について

5)　その他

報　　告　　1)　城西ブロック会頭支部訪問について

2)　委員会活動方針について

・中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会の活動方針について

3)　工業部会ものづくり分科会の活動について

4)　支部活動の状況について

・女性創業支援事業について（目黒支部）

・ｂｅｙｏｎｄコロナに向けての観光振興事業について（墨田支部）

5)　２０２２年度中小企業支援の結果概要について

6)　２０２３年春の叙勲褒章受章者について

7)　その他

（以下は配布資料による報告）

8)　各国・地域の動向について

9)　バングラデシュ ハシナ首相訪日関連行事他について

10)　屋外広告協会 受賞作品紹介リーフレット

11）外国人留学生大卒等合同就職面接会

③　第７５９回常議員会　※第２４１回議員総会と合わせて開催

④　第７６０回常議員会

日　　時　　２０２３年　７月１３日（木）　正午～午後２時
場　　所　　東京商工会議所「渋沢ホール」・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
定　足　数　　常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者６２名（うち委任状出席者出席者２２名）
議　　長　　小　林　　健　君
議事録署名人　　小　林　　健　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
広　瀬　道　明　君、　金　子　眞　吾　君、　上　條　　努　君、
大　島　　博　君、　山　内　隆　司　君、　倉　石　誠　司　君、
阿　部　貴　明　君、　石　田　　徹　君、　矢　口　敏　和　君、
秋　田　正　紀　君

議　　件　　1）　会員加入の承諾について
2）　８月休会中の会員加入の取扱いについて
3）　第２４２回（通常）議員総会について
・２０２２年度東京商工会議所事業活動報告について
・２０２２年度東京商工会議所収支決算について
4）　東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望について
5）　首都・東京の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望について
6）　国の中小企業対策に関する重点要望について
7）　東京都の中小企業対策に関する重点要望について
8）　中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見について
9）　顧問の委嘱について
10）　その他
報　　告　　1）　中小企業のデジタルシフト・ＤＸ実態調査結果について
2）　持続可能な物流の実現に向けた検討会 最終取りまとめ（案）に対するパブリックコメントの提出について
3）　「建設・不動産部会 本部・支部役員懇談会」結果概要について
4）　第１２回日韓商工会議所首脳会議　開催概要について
5）　２０２３年度最低賃金の目安審議の状況について
6）　「公正取引委員会との意見交換会」結果概要について
7）　支部活動の状況について
・産業人材育成の取組等について（葛飾支部）
8）　２０２３年度夏期セミナーの結果概要について
9）　その他
（以下は配布資料による報告）
10）　各国・地域の動向について
11）　日本ＡＳＥＡＮビジネスウィーク２０２３概要報告

⑤　第７６１回常議員会　※第２４３回議員総会と合わせて開催

⑥　第７６２回常議員会

日　　時　　２０２３年１０月１２日（木）　正午～午後２時

場　　所　　東京商工会議所「渋沢ホール」・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
定　足　数　　常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者６３名（うち委任状出席者出席者２８名）
議　　長　　小　林　　健　君
議事録署名人　　小　林　　健　君、　田　川　博　己　君、　金　子　眞　吾　君、
斎　藤　　保　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
山　内　隆　司　君、　倉　石　誠　司　君、　阿　部　貴　明　君、
中　村　邦　晴　君、　淺　野　秀　則　君、　石　田　　徹　君、
押　味　至　一　君、　後　藤　忠　治　君

説　　明　　「つながる東京」の取組について
東京都　副知事　　宮　坂　　学　氏
永年会員表彰
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　国の災害・リスク対策に関する要望について
3)　東京都の災害・リスク対策に関する要望について
4)　その他
報　　告　　1)　城東ブロック会頭支部訪問について
2)　今後の販路開拓支援、ビジネス交流事業の展開について
3)　「中小企業庁幹部と東商幹部との意見交換会」結果概要について
4)　第２次岸田再改造内閣に望むについて
5)　渋沢栄一記念事業の実施について
6)　人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査 結果概要について
7)　支部活動の状況について
・アニメ等地域ブランディング事業について（中野支部）
8)　女性会の活動について
9)　その他
（以下は配布資料による報告）
10)　各国・地域の動向について

⑦　**第７６３回常議員会**

日　　時　　２０２３年１１月　７日（火）　正午～午後１時
場　　所　　東京商工会議所「渋沢ホール」・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
定　足　数　　常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者６３名（うち委任状出席者出席者２８名）
議　　長　　小　林　　健　君
議事録署名人　　小　林　　健　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、
金　子　眞　吾　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
山　内　隆　司　君、　倉　石　誠　司　君、　阿　部　貴　明　君、
中　村　邦　晴　君、　石　田　　徹　君、　大　山　忠　一　君、
長　岡　　勤　君

議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　東京の将来に向けた要望について
3)　社会構造の変化に対応した持続可能な社会保障制度の構築に向けてについて
4)　その他
報　　告　　1)　２０２５年日本国際博覧会に向けたツーリズム振興のための包括連携協定締結について

2)　第６０回日豪経済合同委員会会議について
3)　第２１回「勇気ある経営大賞」の実施について
4)　イノベーション・スタートアップ委員会の活動について
5)　訪フィリピン・マレーシア・シンガポール経済ミッションについて
6)　支部活動の状況について
・産学連携事業とスポーツを通じた地域活性化について（港支部）
7)　２０２４年新年賀詞交歓会について
8)　２０２３年秋の叙勲褒章受章者について
9)　その他
（以下は配布資料による報告）
10)　各国・地域の動向について
11)　第７回日本・カナダ商工会議所協議会 合同会合について
12)　「渋沢栄一 日本を創った実業人」電子書籍化について

⑧　第７６４回常議員会　※第２４４回（臨時）議員総会と合わせて開催

⑨　第７６５回常議員会

日　　時　　２０２４年　１月１１日（木）　午後４時１０分～午後５時１５分
場　　所　　東京商工会議所「渋沢ホール」・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
定　足　数　　常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者６４名（うち委任状出席者出席者２１名）
議　　長　　小　林　　健　君
議事録署名人　　小　林　　健　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
広　瀬　道　明　君、　金　子　眞　吾　君、　斎　藤　　保　君、
上　條　　努　君、　大　島　　博　君、　山　内　隆　司　君、
倉　石　誠　司　君、　阿　部　貴　明　君、　中　村　邦　晴　君、
淺　野　秀　則　君、　石　田　　徹　君、　中　村　節　雄　君、
江　田　敏　彦　君

議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　その他
報　　告　　1)　令和６年能登半島地震 義援金の募集について
2)　支部活動の状況について
・新分野・新事業に取り組む 文京ブレイクスルー企業事例集について
（文京支部）
・事業承継支援、地域活性化に資する活動と展開について（江東支部）
3)　その他
（以下は配布資料による報告）
4)　各国・地域の動向について

⑩　第７６６回常議員会

日　　時　　２０２４年　２月　８日（木）　正午～午後２時
場　　所　　東京商工会議所「渋沢ホール」・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
定　足　数　　常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者６３名（うち委任状出席者出席者２８名）
議　　長　　小　林　　健　君
議事録署名人　　小　林　　健　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、

広瀬道明君、金子眞吾君、上條　努君、
大島　博君、山内隆司君、阿部貴明君、
中村邦晴君、淺野秀則君、石田　徹君、
小口英嚠君、今井雅則君

講　　演　　中国経済の現状と展望
㈱野村資本市場研究所　シニアフェロー　関　志雄氏

議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　第２４５回（通常）議員総会について
3)　その他

報　　告　　1)　能登半島地震による被災者の生活及び事業再建への商工会議所の取組み
2)　構造的な賃上げによる経済好循環の実現に向けて
3)　合同訪中団の結果概要について
4)　企業における教育支援活動等に関するアンケート調査の結果およびアントレプレナーシップ教育支援ガイドブックの発行について
5)　支部活動の状況について
・世田谷支部設立５０周年記念事業について（世田谷支部）
6)　その他
（以下は配布資料による報告）
7)　各国・地域の動向について

⑪　第７６７回常議員会　※第２４６回（臨時）議員総会と合わせて開催

(3) 会頭・副会頭会議

４月１３日（１６名）

講　演
２０２３年度の内外経済展望と企業経営に与える影響について
第一生命経済研究所　首席エコノミスト　熊野英生氏

報告事項
1)　第７５７回常議員会について
2)　夏期セミナーについて

討議事項
1)　発達段階に応じた初等・中等教育段階からのアントレプレナーシップ教育の推進について

５月１１日（１２名）

講　演
ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクトについて
東京都都市整備局　局長　谷崎馨一氏

討議事項
1)　ツーリズム産業の基幹産業化に向けた産業振興に関する重点要望について

報告事項
1)　第７５８回常議員会について

６月　８日（１５名）

討議事項

1)　東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望について
2)　国・東京都の中小企業対策に関する重点要望について
3)　中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見について

報告事項
1)　第２４１回議員総会・第７５９回常議員会について
2)　夏期セミナーについて

７月１３日（１５名）

講　　演
国内消費動向について
㈱日本経済新聞社　編集局　編集委員　　田　中　　陽　氏

討議事項
1)　令和６年度税制改正に関する意見について

報告事項
1)　第７６０回常議員会について
2)　第２４２回（通常）議員総会について
3)　２０２２年度事業活動報告（案）について
4)　２０２２年度収支決算（案）について

９月１４日（１７名）

説明・意見交換
首都防衛～未曾有の大災害を想定した首都・東京の備え～
東京都知事政務担当特別秘書　　宮　地　美陽子　氏

討議事項
1)　国および東京都の災害・リスク対策に関する要望について

報告事項
1)　第２４３回議員総会・第７６１回常議員会について

１０月１２日（１６名）

討議事項
1)　東京の将来に向けた要望骨子（案）について
2)　社会構造の変化に対応した持続可能な社会保障制度の構築に向けて
骨子（案）について

報告事項
1)　第７６２回常議員会について
2)　東京都知事との懇談会の開催について

１１月　７日（１７名）

討議事項
1)　これからの労働政策に関する懇談会中間整理レポート
および国・東京都に対する雇用・労働政策に関する重点要望骨子（案）について
2)　国・東京都に対する多様な人材の活躍に関する重点要望骨子（案）について

報告事項
1)　第７６３回常議員会について
2)　２０２４年新年賀詞交歓会について

１２月１４日（１３名）

講　　演

２０２４年の世界経済・日本経済の見通しについて

㈱大和総研　副理事長　　熊　谷　亮　丸　氏

報告事項

1)　第２４４回（臨時）議員総会・第７６４回常議員会について

2)　２０２５年日本国際博覧会（大阪・関西万博）への協力について

3)　経済三団体懇親ゴルフ会について

4)　年末年始のスケジュールについて

１月１１日（３４名）　会頭・副会頭・特別顧問合同会議

意見交換

企業、業界における現状と今後の見通しについて

報告事項

1)　第７６５回常議員会について

2)　令和６年能登半島地震 義援金の募集について

討議事項

1)　２０２４年度事業計画（素案）について

２月　８日（１６名）

講　　演

都市の集積がもたらす地域経済への影響について

東京大学大学院経済研究科　教授　　佐　藤　泰　裕　氏

報告事項

1)　第７６６回常議員会ならびに第２４５回（通常）議員総会について

2)　２０２４年度 事業活動計画・収支予算について

3)　令和６年能登半島地震 災害義援金募集に関する中間報告について

4)　２０２４年新年賀詞交歓会の結果概要について

３月１４日（１５名）

報告事項

1)　第２４６回（臨時）議員総会・第７６７回常議員会について

2)　令和６年能登半島地震 災害義援金の募集結果について

3)　副会頭の担当支部について

4)　国立印刷局への渋沢新紙幣製造視察等について

5)　事務規則の一部改正について

6)　夏期セミナーについて

説明・意見交換

中小企業における賃上げの動向について

(4) 会頭・副会頭・委員長合同会議

１１月　７日（２５名）

今期の委員会活動と今後の展開について

意見交換

(5) 特別顧問会議

６月　６日（２１名）

説　　明

中小企業対策に関する重点要望（素案）について
意見交換

９月　１日（２３名）
説　　明
人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査（途中集計）について
講　　演
担い手１１００万人不足社会　－２０４０年の日本の危機と希望－
リクルートワークス研究所　主任研究員　　古　屋　星　斗　氏
意見交換

１２月　１日（１７名）
意見交換
企業、業界、地域における現状と今後の見通し

３月　５日（２１名）
報　　告
「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」結果について
講　　演
人手不足の現状と課題、中小企業の対応について
法政大学大学院 イノベーション ・マネジメント研究科　教授　　山　田　　久　氏
意見交換

(6) 夏期セミナー

７月　４日（１２０名）　於：東京商工会議所 渋沢ホール・会議室、東京會舘

① 全体会議
講演：ビヨンドコロナにおける日本の持続的成長に向けて
～失われた３０年から復活し、新たな時代を切り拓く～
㈱三菱総合研究所　研究理事・シンクタンク部門副部門長　　武　田　洋　子　氏
説明：問題提起、グループ討議の論点について

② グループ討議（４グループ制：共通テーマ）
討議テーマ
1) 企業は環境変化を乗り越え、いかに成長していくか
2) 国際文化都市“東京”に向けて

③ 総括・懇親会
1) グループ討議報告
2) 会頭所感
3) 乾杯
4) 歓談
5) 中締め

※夏期蓼科役員懇談会から通算で４０回目

(7) 監事会

７月　７日　　①２０２２年度（令和４年度）東京商工会議所事業活動報告（案）について
②２０２２年度（令和４年度）東京商工会議所収支決算（案）について

(8) 部　　会

①　商業・商業卸売合同部会

商業部会と商業卸売部会では、政治経済、消費動向等幅広い観点から時宜に応じたテーマによる講演会および所属議員懇談会を合同で開催した。

1)　所属議員懇談会

５月２２日　（２０名）　卓話　「円安・物価高と日本経済の行方」
㈱第一生命経済研究所　経済調査部
首席エコノミスト　永　濱　利　廣　氏

９月　５日　（２１名）　卓話　「売る方が歩く！ ～人口減少で商売が元祖帰り」
経済アナリスト　伊　藤　洋　一　氏

１２月１９日　（１６名）　所属議員年末懇親会

２月１３日　（１８名）　卓話　「ニュースから読み解く令和時代の消費者動向」
㈱やらまいかマーケティング　代表取締役　渡　辺　広　明　氏

2)　幹事会

４月　５日　（　９名）　議題 (1)商業部会・商業卸売部会の今後の活動予定(案)について
(2)意見交換
(3)その他

3)　オンラインセミナー

６月１９日～　８月　４日（１１４名）
講演　「顧客体験の本質を探る」
青山学院大学　経営学部　教授　小　野　譲　司　氏

８月２１日～　９月２９日（８１名）
講演　「人手不足解消が売上ＵＰの鍵！？無人決済システムで実現する新しい時代の買い物体験」
㈱ＴＯＵＣＨ　ＴＯ　ＧＯ　代表取締役社長　阿久津　智　紀　氏

4)　オンライン特別講演会

７月２４日　（１６８名）　講演　「今後の日本経済と企業経営の在り方」
㈱日本経済新聞社　論説主幹　原　田　亮　介　氏

5)　最新商業施設＆ユニークベニュー視察会

２月　５日　視察先　三井ショッピングパーク　ららテラスＨＡＲＵＭＩ　ＦＬＡＧ
ＳＭＡＬＬ　ＷＯＲＬＤＳ　Ｍｉｎｉａｔｕｒｅ　Ｍｕｓｅｕｍ
※トラベル＆ツーリズム委員会、流通・サービス委員会共催
※降雪のため中止

②　工業部会

工業部会では、ポストコロナを乗り越える中小製造業の参考とすべく、ＡＩ活用や海外展開、人材育成、イノベーションなどをテーマに講演会（ハイブリッド形式）を開催し、中小企業の経営者に役立つ情報を提供した。所属議員昼食懇談会では、時宜に応じたテーマによる卓話を行うとともに、所属議員の相互交流や

意見交換を図った。

また、工業部会ものづくり分科会では、調査や好事例の発信、視察会の実施など各種事業を展開した。

1)　部　　会

７月３１日　（７１名）　　講演　「ＡＩが町工場を変革！自社主導型製造現場でのＡＩ活用術」

マッキンゼー・アンド・カンパニー　日本支社　　東京オフィス　パートナー　　櫻　井　康　彰　氏

デジタル部門日本統括パートナー　　黒　川　通　彦　氏

１１月　１日　（１１４名）　　講演　「転換するアジアの産業構造

～日本の中小製造業はどう対応すべきか」

亜細亜大学　都市創造学部　教授　　後　藤　康　浩　氏

2)　所属議員昼食懇談会

６月１５日　（２０名）　　卓話　「日本のものづくりの課題と今後の展望

～『２０２３年版ものづくり白書』より」

経済産業省　製造産業局長　　山　下　隆　一　氏

１１月　１日　（１８名）　　卓話　「生まれ変わっても働きたい、と思える会社づくりに挑戦」

大和合金㈱・三芳合金工業㈱　社長　　萩　野　源次郎　氏

3)　新年特別講演会・賀詞交歓会

２月１５日　（１０６名）　　講演　「創業１１５年下請けメーカーが売上を２０倍に！

―自社ブランド開発でお客様の心を掴んだ理由とは」

松山油脂㈱　社長　　松　山　剛　己　氏

２月１５日　（５７名）　　賀詞交歓会

4)　オンラインセミナー

６月３０日～　７月３１日（申込者：１２５名）　オンライン工場見学会【第２弾・㈱高砂】

「機械と人、それぞれの良さを兼ね備えた生産体制で高品質なものづくりを実現！

～創業１００年の歴史を持つ工場の裏側に迫る～」

㈱高砂　社長　　吉　田　典　靖　氏

１０月２３日～１１月３０日（申込者：　４９名）　オンライン工場見学会【第３弾・㈱コルノマカロニ】

「最新の設備と技術から生まれるクオリティ　美味しいパスタができるまで」

㈱コルノマカロニ　社長　　井　口　勲　男　氏

5)　ものづくり分科会

a.　【地域持続化支援事業（活性化事業）】ものづくり産業における人材確保・育成、技術・技能伝承に係る好事例発信事業

(a)　目的

「令和３年度東京の中小企業の現状（製造業編）」によると、都内製造業の従業者数は、１９９０年の約７０万人から２０１９年には約２４万人まで減少している。また、都内中小製造業の人材採用意向では、「必要とする技能を持つ人を採用したい」という回答が最も多く、人材確保に意欲を持つ事業者が多数おり、人材の確保はものづくり産業の喫緊の課題である。

そこで、製造業における人材に関する実態調査を実施したうえで、他のものづくり企業の参考となるような好事例企業を収集・発信することで、都内ものづくり企業の競争力強化に貢献する。

(b)　事業概要

専門家ワーキンググループを設置のうえ、「ものづくり企業の現状・課題に関する調査」を企画・実施し、報告書をとりまとめたほか、ものづくり人材の育成・定着の好事例企業を取材。「中小製造業の好事例（ウェブ版）」へ５社を追加した。また、調査結果および好事例企業の取り組みを広く周知するため、経営者を対象としたセミナーを開催した。

(c)　事業

ⅰ．　ワーキンググループ

４月２８日（　５名）　　ものづくり企業の現状・課題に関する調査　実施概要（案）について
ものづくり企業の現状・課題に関する調査票（案）について

１０月１６日（　５名）　　ものづくり企業の現状・課題に関する調査　結果速報について
好事例取材候補企業について

ⅱ．　調査実施期間

期　　間　２０２３年6月２３日（金）～7月３１日（月）
調査対象　東京２３区内の中小製造業１１，５８９件
回 答 数　１，７１９社（回収率１４．８％）
調査項目　ものづくり人材の採用・確保、定着について
ものづくり人材の今後の採用意向について

ⅲ．　調査報告書発行

調査結果をまとめた報告書を作成し、１２月１０日にプレスリリースのうえ、ウェブサイトで公開。

ⅳ．　「中小製造業の好事例集」ウェブページへの掲載（２０２４年3月２５日）

既存の「スマートものづくり実践事例集」ウェブページをリニューアルし、中小ものづくり企業の様々な好事例をまとめた「中小製造業の好事例集」ページを開設。ものづくり人材の採用・定着・育成、技術・技能継承に取り組む企業５社の好事例を紹介した。

ⅴ．　講習会

３月１５日（３４名）　「採用」「定着」「育成」好事例セミナー（オンライン）
ウイングアーク１ｓｔ㈱　エヴァンジェリスト・データのじかん主筆　　大　川　真　史　氏
大和合金㈱・三芳合金工業㈱　社長　　萩　野　源次郎　氏
ポンテ・パシフィック㈱　社長　　グエルシオ花アリシア　氏
㈱田中電気研究所　社長　　田　中　敏　文　氏

6)　視察会

４月１４日　（　９名）　訪問地：㈱シントク
３月２８日　（１４名）　訪問地：㈱伸光製作所

7)　本支部懇談会

４月１４日　（２９名）　意見交換（板橋支部）　ものづくり人材の確保・育成、技術・技能継承について

３月２８日　（２６名）　意見交換（品川支部）　ものづくり人材の確保・育成、技術・技能継承について

③　資源・エネルギー部会

資源・エネルギー部会では、エネルギー・環境分野におけるわが国をとりまく急激な状況変化を踏まえ、最新情報を会員に提供するため、講演会（ハイブリッド形式）を行った。

1)　講演会・報告

７月１９日（９９名）
講演「再生可能エネルギー普及に向けた動向と課題」
合同会社エネルギー経済社会研究所　代表　　松 尾　　豪　　氏
情報提供「中小企業でも導入・活用できる太陽光発電のすすめ」
㈱ヒナタオエナジー　代表取締役社長　　来　村　俊　郎　氏

１１月２２日（６１名）
部会長の選任
講演「エネルギー需要家企業におけるＧＸ実現に向けて」
㈱日本総合研究所　リサーチ・コンサルティング部門

戦略企画部長／プリンシパル　　段　野　孝一郎　氏

３月４日　（１２３名）

講演「ＧＸ推進法で動き出す規制と支援　～事業者へ与える影響の将来予測を踏まえて～」

㈱三菱総合研究所　サステナビリティ本部

脱炭素ソリューショングループ　研究員　　高　木　航　平　氏

情報提供「２０２４年度における国・東京都の省エネ・再エネ関連補助金」

㈱リミックスポイント　レジリエンス事業部　補助金グループ

東京営業チーム　マネージャー　　近　藤　文　男　氏

2)　視察会

９月１３日　（２６名）　「能代港洋上風力発電施設視察会（能代商工会議所との懇談会含む）」

※　エネルギー・環境委員会との共催

④　貿易部会

貿易部会は、部会員への情報提供の一環として、コロナ禍における世界経済の現状や企業の海外展開、デジタルの活用等をテーマに、セミナーを開催した。

1)　部　　会

５月３０日（１３１名）　講演　「経済安全保障に関する取り組み促進セミナー　経済安全保障推進法の解説と、各施策の活用方法について」

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付　担当参事官　　田　中　　博　氏

７月３１日　（７７名）　講演　「海外展開支援施策セミナー　関東編～中小企業も活用可能な各支援施策を一挙ご紹介します！～」

経済産業省 関東経済産業局 総務企画部 国際課 課長補佐　　石　見　　彩　氏

８月　７日（２４２名）　講演　「安全保障貿易管理セミナー　初級編～技術流出の防止に向け、輸出管理体制の構築が重要です！～」

令和５年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　　工　藤　文　男　氏

９月　４日　（６４名）　講演　「安全保障貿易管理セミナー　初級編～技術流出の防止に向け、輸出管理体制の構築が重要です！～」

令和５年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　　濱　　宏　氏

９月２９日（１０７名）　講演　「海外展開支援セミナー　農林水産省編～農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者必見！！～」

農林水産省輸出・国際局輸出支援課、規制対策グループ、新事業・食品産業部食品製造課

山　口　哲　平　氏

１０月　６日　（６５名）　講演　「経済安全保障に関する取り組み促進セミナー　経済安全保障推進法の「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度」について」

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付　担当参事官　　田　中　　博　氏

１１月１０日　（４８名）　講演　「経済安全保障法務　中国・改正反スパイ法の要点解説」

北京市大地律師事務所 パートナー弁護士　　熊　　琳　氏

１１月２７日（４１４名）　講演　「安全保障貿易管理セミナー　中級編～技術流出の防止に向け、輸出管理体制の構築が重要です！～」

令和５年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　　萩　原　良　信　氏

１２月２５日　（６８名）　講演　「安全保障貿易管理セミナー　中級編～技術流出の防止に向け、輸出管理体制の構築が重要です！～」

令和５年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　　濱　　宏　氏

１月１５日（１８８名）　講演　「安全保障貿易管理セミナー　初級編～技術流出の防止に向け、輸出管理体制の構築が重要です！～」

令和５年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　　藤　島　喜一郎　氏

３月１１日　（６１名）　講演　「はじめての輸出セミナー～新規輸出一万者支援プログラムを活用した輸出への挑戦～」

中小企業庁 経営支援部 海外展開支援室 室長補佐　管　井　啓　太　氏
(独)日本貿易振興機構 海外展開支援部 主幹　髙　塚　　一　氏
東京貿易情報センター 係長　和　泉　真　唯　氏
(独)中小企業基盤整備機構 関東本部 中小企業アドバイザー（国際課・販路開拓）　森　川　　勤　氏
㈱日本貿易保険 営業第一部 営業推進グループ長　藤　本　　新　氏

⑤　金融部会

金融部会では、金融および国内外の経済動向に関わる問題について、広く事業者に対して情報提供を行うため、講演会を開催した。

1)　部　　会

６月１５日　（１１５名）　講演　「日本の経済情勢とこれからの金融政策」
慶應義塾大学　総合政策学部　教授　　白　井　さゆり　氏

１１月１５日　（　９１名）　講演　「中国経済の現状と展望」
㈱野村資本市場研究所　シニアフェロー　　関　　志　雄　氏

２月　２日　（１０８名）　講演　「２０２４年内外経済見通し」
㈱ニッセイ基礎研究所　経済研究部　常務理事　　伊　藤　さゆり　氏

⑥　交通運輸部会

交通運輸部会では、部会員への情報提供サービスの一環として、講演会や視察会を実施した。

1)　オンラインセミナー

８月１６日～　９月２６日（２１９名）
講演　「労働時間管理の実務と人手不足解消への道」
㈱フォーアンド　代表取締役　　小　山　貴　子　氏

１０月　２日～１０月３１日　（７１名）
講演　「２０２４年問題を乗り越えるための働き方改革（前編）」
日本社会保険労務士法人　特定社会保険労務士　　山　口　友　佳　氏

１０月１６日～１１月１０日　（４３名）
講演　「２０２４年問題を乗り越えるための働き方改革（後編）」
日本社会保険労務士法人　特定社会保険労務士　　山　口　友　佳　氏

１月１５日～　３月１５日　（４９名）
講演　「今が好機！補助金・助成金を活用したＥＶ充電インフラ導入」
Ｔｅｒｒａ　Ｍｏｔｏｒｓ㈱　ＥＶインフラ事業本部長　　市　東　浩　一　氏

2)　視察会

２月　７日　（２４名）　視察会　「東日本旅客鉄道㈱ＪＲ東日本研究開発センター・ＪＲ東日本メカトロニクス㈱機械設備技術研修センター」

⑦　建設・不動産部会

建設・不動産部会では、部会員同士の交流のための新年賀詞交歓会や、講演会を通じての情報提供のほか、部会員の声を反映した活動を実施するべく、本部・支部役員懇談会等を実施した。

1)　新年賀詞交歓会

１月２３日（１９７名）　懇親パーティー
開会挨拶　　東京商工会議所　建設・不動産部会長　　宮　本　洋　一
来賓挨拶　　国土交通省事務次官　　和　田　信　貴　氏

東京都議会　議長　　宇田川　聡　史　氏
東京都　建設局　道路監　　花　井　徹　夫　氏
乾　杯
東京商工会議所　建設・不動産部会　副部会長　　今　井　雅　則
歓　談
中締め
東京商工会議所　建設・不動産部会　副部会長　　梶　浦　卓　一

2)　本部・支部役員懇談会
５月　９日　（１７名）　講話　「建設業・不動産業の現状と課題について」
国土交通省　不動産・建設経済局長　　長　橋　和　久　氏
意見交換

3)　幹事会
３月２１日　（　７名）　説明　「２０２３年度部会活動および２０２４年度部会活動（案）について」
意見交換

4)　オンラインセミナー
８月１６日～　９月２６日（２１９名）
講演　「労働時間管理の実務と人手不足解消への道」
㈱フォーアンド　代表取締役　　小　山　貴　子　氏
１月１５日～　３月１５日　（４９名）
講演　「今が好機！補助金・助成金を活用したＥＶ充電インフラ導入」
Ｔｅｒｒａ　Ｍｏｔｏｒｓ㈱　ＥＶインフラ事業本部長　　市　東　浩　一　氏

⑧　サービス部会

サービス部会では、ＧＤＰの７割以上を占めるサービス産業の生産性向上という課題解決に資するテーマで講演会などを開催した。

1)　部会
４月２４日（１２５名）　講演「今後の消費動向の見通し」
㈱第一生命経済研究所 経済調査部・首席エコノミスト　　熊　野　英　生　氏

１０月３１日　（９０名）　講演「デジタル転換によるサービス業の生産性向上」
㈱野村総合研究所　研究理事　　桑　津　浩太郎　氏

３月　１日（１０８名）　講演「サービス業はさらなる人手不足時代へ
働き手確保のため、何が求められているのか」
立教大学経済学部　教授　　首　藤　若　菜　氏

⑨　情報通信部会

情報通信部会では、部会員の経営に資する時宜を得たテーマによる部会講演会を実施。後日オンラインで配信し情報発信の強化に努めた。

1)　部　　会
１０月２４日　（会場参加１２名、オンライン参加３１名、後日オンライン配信８１視聴）
講演：「中小企業における生成ＡＩ活用とデジタル人材育成最前線」
(一社)日本ディープラーニング協会　専務理事　　岡　田　隆太朗　氏

２月２６日　（オンライン参加６０名、後日オンライン配信１９視聴）
講演：「ＡＩ時代のリスキリング」
(一社)ジャパン・リスキリング・イニシアチブ　代表理事　後　藤　宗　明　氏

2) 幹事会
７月１９日（５名）　討　議「第１回情報通信部会の開催」について
説　明「デジタルシフト・ＤＸ実態調査」概要について
１２月　５日（６名）
討　議「第２回情報通信部会の開催」について

(9) 委員会

① 総合政策委員会

総合政策委員会では、人口減少下での地域、経済、中小企業経営に関する様々な重要政策課題をテーマに取り上げ、政府関係者・有識者からの意見聴取などを通じ、多面的な観点から調査・研究を行った。
※いずれも日商総合政策委員会との合同委員会として開催

1) 委員会
５月３１日　（３５名）　講演　「子ども・子育て支援はどうあるべきか」
東京大学大学院経済学研究科　教授　山　口　慎太郎　氏
意見交換
講演　「女性人口が生み出す地域人口の未来」
㈱ニッセイ基礎研究所 生活研究部
人口動態シニアリサーチャー　天　野　馨南子　氏
意見交換
９月２２日　（３７名）　講演　「経済産業政策の新機軸（第２次中間整理）について」
経済産業省　経済産業政策局　産業構造課課長　梶　直　弘　氏
意見交換
講演　「人口減少社会における成長戦略について」
みずほリサーチ＆テクノロジーズ㈱
エグゼクティブエコノミスト　門　間　一　夫　氏
意見交換
１２月　７日　（３７名）　講演　「混迷する世界」
日本放送協会　メディア総局特別主幹　河　野　憲　治　氏
意見交換
報告　「産業・地域共創専門委員会の検討状況について」
意見交換
２月　２日　（４０名）　講演　「外国人受入れ新時代と地域社会の課題」
(公財)日本国際交流センター　執行理事　毛　受　敏　浩　氏
意見交換
報告　「中小企業の成長資金調達の多様化に向けた提言（案）について」
産業・地域共創（日商）専門委員会　委員長　中　村　邦　晴
意見交換

② 組織・会員サービス向上委員会

組織・会員サービス向上委員会では、組織基盤強化、事業・サービス、現場主義・双方向主義、創立１５０周年に向けた取組みの４項目を活動方針に掲げている。本年は、２０２５年度末の８万５千万会員達成を目標に、会員企業のニーズに即した事業を展開するべくニーズ調査を実施したほか、議員と支部との懇談会や本部

職員による支部主催会議等への参加を通し、現場主義・双方向主義による本支部連携強化に取り組んだ。

1)　委員会

７月２５日　（２２名）　議　　題　（１）企業間の交流・連携に関するニーズ調査について
（２）現場主義・双方向主義による本支部連携強化について
意見交換

１１月２８日　（２４名）　議　　題　（１）組織基盤強化の取組みについて
（２）現場主義・双方向主義の取組みについて
（３）企業間の交流・連携に関するニーズ調査結果、
今後の交流事業について
意見交換

2)　議員と港支部との懇談会

東商議員と地域との接点強化を図ることを目的に、東商議員と議員企業が所在する支部（会長、副会長等の幹部）、ならびに行政（区長、副区長等の幹部）を対象とする「東商議員と支部との懇談会」を開催した。（本年度は港支部で開催）

３月２６日　（３２名）　説　　明　（１）港区における産業振興について
（２）港支部における中小企業や地域の発展に向けた取り組み
（３）中小企業を取り巻く現状と課題を踏まえた
東商の活動について
意見交換

③　税制委員会

税制委員会では、中小企業の付加価値拡大によるわが国や東京の成長の実現を目指し、自己変革への挑戦の後押しやビジネス環境整備、円滑な経営承継・事業継続に資する税制について意見を取りまとめ、要望活動に取り組んだ。

1)　委員会

４月１９日　（３０名）　講演　「わが国のファミリービジネスの強みと課題」
静岡文化芸術大学　文化政策学部 文化政策学科 教授　　曽　根　秀　一　氏
協議　令和６年度税制改正に関する意見（論点整理）について
報告　「円滑な事業承継に資する税制の実現に向けた勉強会」の設置について

６月２１日　（２８名）　講演　「ＧＸ実現に向けた取組について」
経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 課長　　大　貫　繁　樹　氏
協議　令和６年度税制改正に関する意見（素案）について
報告　「円滑な事業承継に資する税制の実現に向けた勉強会」での検討状況
について

８月２３日　（３１名）　講演　「令和６年度税制改正要望について」
経済産業省 経済産業政策局 企業行動課 課長　　武　田　伸二郎　氏
協議　令和６年度税制改正に関する意見（案）について

２月　９日　（３２名）　講演　「令和６年度税制改正の概要と今後の課題」
経済産業省 経済産業政策局 企業行動課 課長　　武　田　伸二郎　氏

協議　令和７年度税制改正に向けた検討課題（案）について
ブロック別政策懇談会（税制）について
令和７年度税制改正等に関するアンケート調査（項目案）について

2)　支部との懇談会

２月２０日　（　８名）　ブロック別政策懇談会（税制）城北ブロック
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
内　　容：報告　令和６年度税制改正について
議題　・中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制
・わが国のビジネス環境整備に資する税制
・円滑な事業継続・経営承継に資する税制
・財政健全化と経済成長の両立を図る税制のあり方

２月２７日　（　８名）　ブロック別政策懇談会（税制）城南ブロック
参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田
内　　容：同上

３月　６日　（　６名）　ブロック別政策懇談会（税制）城東ブロック
参加支部：台東・墨田・葛飾・江戸川
内　　容：同上

３月１３日　（　７名）　ブロック別政策懇談会（税制）城西ブロック
参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・練馬
内　　容：同上

④　労働委員会

労働委員会は、人手不足や物価高に伴う賃上げなどの課題への対応や、今後の新たな成長に向け、生産性の向上に資する人材育成、多様で柔軟な働き方の推進、成長分野や人手不足産業への円滑な労働移動等の重要政策課題についての意見・要望活動を展開するとともに、オンラインセミナー等を開催し、各施策の普及・啓発に取り組んだ。

1)　委 員 会（共催：日本商工会議所　労働専門委員会）

４月　５日（３０名）※地方最低賃金審議会委員との懇談会　合同会議
議件　今期の活動方針（案）について
議件　最低賃金等に関する調査結果について
議件　最低賃金に関する要望（素案）について
意見交換

１１月２８日（２３名）　講演　おかみの老舗旅館改革
㈱綿善　おかみ　小　野　雅　世　氏
議件　「これからの労働政策に関する懇談会」中間レポート（素案）について
議件　雇用・労働政策に関する重点要望（素案）および東京都の雇用就業施策に関する重点要望（素案）について
意見交換

３月２５日（３０名）※地方最低賃金審議会委員との懇談会　合同会議
講演　中小企業の賃上げを取り巻く環境について（仮題）
みずほリサーチ＆テクノロジーズ㈱　調査部 経済調査チーム
主席エコノミスト　　河　田　皓　史　氏

議件　最低賃金に関する要望（素案）について
意見交換

2)　これからの労働政策に関する懇談会
（共催：多様な人材活躍委員会　日本商工会議所　労働専門委員会・多様な人材活躍専門委員会）
６月１９日（１０名）　東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校見学
６月１９日（１８名）　講演　「労働供給制約社会」の危機と希望
㈱リクルート　リクルートワークス研究所
主任研究員　　古　屋　星　斗　氏
意見交換
６月２７日（１５名）　講演　日本の公的継続職業教育の現状と今後の課題―ドイツとの比較から何が見えるか？―
獨協大学　外国語学部ドイツ語学科　教授　　大　重　光太郎　氏
意見交換
７月　７日（１７名）　講演　労働政策の新しい方向性「労政審労働政策基本部会報告書（２３／５／１２）」を題材として
学習院大学　経済学部経営学科　教授　　守　島　基　博　氏
意見交換
７月３１日（１６名）　第１回～第３回までの議論の整理および今後のとりまとめの方向性案について
意見交換
８月２１日（　４名）　中間整理案について
９月　５日（１６名）　中間整理要旨（案）について
意見交換
１０月２４日（１４名）　中間レポート（素案）について
意見交換

3)　厚生労働省と日本商工会議所・東京商工会議所との雇用・労働政策および多様な人材の活躍に関する意見交換会（共催：多様な人材活躍委員会、日本商工会議所　労働専門委員会・多様な人材活躍専門委員会）
１２月２６日（６０名）　施策説明　労働政策の現状と方向性について
厚生労働省　政策立案統括審議官（統計、総合政策、政策評価担当）
青　山　桂　子　氏
意見発表　①中小企業が目指すべき姿、３つのチャレンジ（これからの労働政策に関する懇談会中間レポート）
②徹底した省力化への支援（業務効率化・生産性向上への取組支援）
③徹底した育成への支援（企業内の教育訓練・人材育成強化に資する支援）
④中小企業の賃上げ原資確保に向けた取引適正化の推進、最低賃金
⑤女性・シニアの活躍推進
⑥外国人材・障害者の活躍推進
所感

4)　他団体との懇談会
１１月２８日（１１名）　連合東京２０２３－２０２４年度政策・制度要求
要請書の手交
懇談

5)　セミナー

９月２８日～１０月３１日（オンライン４２名）

採用難を乗り越える！中小企業のための採用力向上セミナー

㈱グローカル　代表取締役　　浅　野　道　人　氏

１０月　２日～１０月３１日（オンライン７１名）

未対応企業必見！「２０２４年問題」を乗り越えるための働き方改革解説セミナー（前編）

日本社会保険労務士法人　特定社会保険労務士　　山　口　友　佳　氏

１０月１６日～１１月１０日（オンライン４６名）

未対応企業必見！「２０２４年問題」を乗り越えるための働き方改革解説セミナー（後編）

日本社会保険労務士法人　特定社会保険労務士　　山　口　友　佳　氏

１０月２３日（２５名）

中小企業のリスキリング進め方講座・入門編～人手不足だからこそリスキリングを～

（一社）ジャパン・リスキリング・イニシアチブ

代表理事　　後　藤　宗　明　氏

１１月２２日～１２月２０日（オンライン４０名）

中小企業のリスキリング進め方講座・実践編～人手不足だからこそリスキリングを～

（一社）ジャパン・リスキリング・イニシアチブ

代表理事　　後　藤　宗　明　氏

１２月１８日（オンライン４４名）

採用難・定着難を解決する！多様な働き方・休み方で実現する生産性向上

㈱働きかた研究所　代表取締役　　平　田　未　緒　氏

１月２４日（会場８９名、オンライン６１名）

人事・労務支援者向け政策説明会

「雇用保険制度の見直しの方向性、仕事と育児・介護の両立支援の拡充について」

厚生労働省　職業安定局　雇用保険課長　　尾　田　　進　　氏

厚生労働省　雇用環境・均等局　職業生活両立課長　　平　岡　宏　一　氏

6)　支部との懇談　※多様な人材活躍委員会との共催

２月２０日（　９名）　ブロック別政策懇談会（城北ブロック）

於：東京商工会議所カンファレンスＲｏｏｍＢ１・Ｂ２

参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立

内容：人手不足の状況と対策、賃上げ、多様な人材の活躍推進、シニアの活躍推進

２月２８日（　９名）　ブロック別政策懇談会（城南ブロック）

於：東京商工会議所カンファレンスＲｏｏｍＡ３・Ａ４・Ａ５

参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田

内容：人手不足の状況と対策、賃上げ、多様な人材の活躍推進、シニアの活躍推進

３月　６日（　７名）　ブロック別政策懇談会（城東ブロック）

於：東京商工会議所カンファレンスＲｏｏｍＡ３・Ａ４・Ａ５

参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川

内容：人手不足の状況と対策、賃上げ、多様な人材の活躍推進、シニアの活躍推進

３月１３日（１０名）　ブロック別政策懇談会（城西ブロック）

於：東京商工会議所カンファレンスＲｏｏｍＡ３・Ａ４・Ａ５

参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬

内容：人手不足の状況と対策、賃上げ、多様な人材の活躍推進、シニアの活

躍推進

⑤　多様な人材活躍委員会

多様な人材活躍委員会では、中小企業における女性、シニア、障害者等の更なる活躍推進や外国人材の円滑な受入れ及び受入れ拡大に向けた意見・要望活動を展開するとともに、各施策の普及・啓発に取り組んだ。

1)　委 員 会（共催：日本商工会議所　多様な人材活躍専門委員会）

１２月　７日（３３名）　講演　㈱菅原工業における外国人材活躍等の取り組みについて
㈱菅原工業　代表取締役　菅　原　　渉　氏
議件　「これからの労働政策に関する懇談会」中間レポート（素案）について
議件　多様な人材の活躍に関する重点要望（素案）および
東京都の多様な人材の活躍施策に関する重点要望（素案）について
意見交換

2)　これからの労働政策に関する懇談会
（共催：労働委員会、日本商工会議所労働専門委員会・多様な人材活躍専門委員会）

６月１９日（１０名）　東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校見学
６月１９日（１８名）　講演　「労働供給制約社会」の危機と希望
㈱リクルート　リクルートワークス研究所
主任研究員　古　屋　星　斗　氏
意見交換
６月２７日（１５名）　講演　日本の公的継続職業教育の現状と今後の課題―ドイツとの比較から何が見えるか？―
獨協大学　外国語学部ドイツ語学科　教授　大　重　光太郎　氏
意見交換
７月　７日（１７名）　講演　労働政策の新しい方向性「労政審労働政策基本部会報告書（２３／５／１２）」を題材として
学習院大学　経済学部経営学科　教授　守　島　基　博　氏
意見交換
７月３１日（１６名）　第１回～第３回までの議論の整理および今後のとりまとめの方向性案について
意見交換
８月２１日（　４名）　中間整理案について
９月　５日（１６名）　中間整理要旨（案）について
意見交換
１０月２４日（１４名）　中間レポート（案）について
意見交換

3)　厚生労働省と日本商工会議所・東京商工会議所との雇用・労働政策および多様な人材の活躍に関する意見交換会（共催：労働委員会、日本商工会議所労働専門委員会・多様な人材活躍専門委員会）

１２月２６日（６０名）　施策説明　労働政策の現状と方向性について
厚生労働省　政策立案統括審議官（統計、総合政策、政策評価担当）
青　山　桂　子　氏
意見発表　①中小企業が目指すべき姿、３つのチャレンジ（これからの労働政策に関する懇談会中間レポート）
②徹底した省力化への支援（業務効率化・生産性向上への取組支援）
③徹底した育成への支援（企業内の教育訓練・人材育成強化に資

する支援）
④中小企業の賃上げ原資確保に向けた取引適正化の推進、最低賃金
⑤女性・シニアの活躍推進
⑥外国人材・障害者の活躍推進
所感

4)　支部との懇談　※労働委員会との共催

２月２０日（　９名）　ブロック別政策懇談会（城北ブロック）
於：東京商工会議所カンファレンスＲｏｏｍＢ１・Ｂ２
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
内容：人手不足の状況と対策、賃上げ、多様な人材の活躍推進、シニアの活躍推進

２月２８日（　９名）　ブロック別政策懇談会（城南ブロック）
於：東京商工会議所カンファレンスＲｏｏｍＡ３・Ａ４・Ａ５
参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田
内容：人手不足の状況と対策、賃上げ、多様な人材の活躍推進、シニアの活躍推進

３月　６日（　７名）　ブロック別政策懇談会（城東ブロック）
於：東京商工会議所カンファレンスＲｏｏｍＡ３・Ａ４・Ａ５
参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川
内容：人手不足の状況と対策、賃上げ、多様な人材の活躍推進、シニアの活躍推進

３月１３日（１０名）　ブロック別政策懇談会（城西ブロック）
於：東京商工会議所カンファレンスＲｏｏｍＡ３・Ａ４・Ａ５
参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬
内容：人手不足の状況と対策、賃上げ、多様な人材の活躍推進、シニアの活躍推進

5)　セミナー

６月　７日（１６４名），　６月　９日～　７月　７日（オンライン４６名）
外国人材受入支援者のための支援力向上講座 ＜春期編＞
「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の中間報告書の内容と議論の過程・今後の予定
出入国在留管理庁　政策課長　　本　針　和　幸　氏
今後の外国人材活用の留意点とＪＩＴＣＯの支援サービス
（公財）国際人材協力機構　東京駐在事務所　所長　　岡　村　陽　子　氏
外国人材、受入れ企業に信頼される監理団体・登録支援機関となるための視点
㈱ワールディング　取締役副社長　　矢　代　基　裕　氏

７月２６日～８月３１日（オンライン５６名）
障害者雇用エントリー講座「『知る』ことから始める、初めての障害者雇用セミナー」
㈱スペシフィック　執行役員　営業本部　ゼネラルマネージャー　　鈴　木　貴　大　氏

９月１２日～１０月１３日（オンライン２９名）
障害者雇用アドバンスト講座「障害者の採用から定着促進までの３ステップ～障害者が定着し、活躍できる組織へ～」
㈱スペシフィック　執行役員　営業本部　ゼネラルマネージャー　　鈴　木　貴　大　氏

９月２２日（２５名），１０月　５日～１１月　２日（オンライン２０名）
女性活躍推進を通じた組織づくりに本気で取り組む！～『Wのキセキ』のキーマンに聞く～

㈱ソフィア　幾　田　一　輝　氏、宇佐美　草　太　氏、アレン　キ　ム　氏
㈱小宮商店　経営企画室室長　　伊　藤　裕　子　氏
㈱吉村　販売サポート部次長　　須　永　史　子　氏

１０月３０日（１５名）
ワークショップ「仕事と家庭の両立、女性のキャリアアップを実現する組織づくり」
㈱ソフィア　工　藤　大　貴　氏、幾　田　一　輝　氏、アレン　キ　ム　氏
㈱小宮商店　経営企画室室長　　伊　藤　裕　子　氏
㈱吉村　販売サポート部次長　　須　永　史　子　氏
㈱東レ経営研究所　ダイバーシティ＆ワークライフバランス推進部長　　宮　原　淳　二　氏

１１月　８日（６０名），１１月１７日～１２月１５日（オンライン２４０名）
「１０６万円の年収の壁」に対応！キャリアアップ助成金の新コース解説セミナー
厚生労働省　雇用環境・均等局　有期・短時間労働課／総務課　企画官　　倉　吉　紘　子　氏

１２月１９日（６７名），１２月２７日～　１月３１日（オンライン１２１名）
外国人材受入支援者のための支援力向上講座 ＜秋期編＞
「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の
最終報告書の内容と議論の過程・今後の予定
厚生労働省　職業安定局　外国人雇用対策課長　　川　口　俊　徳　氏
監理団体・受入れ機関・登録支援機関の好事例～外国人材の定着に向けた取組について～
（公財）国際人材協力機構　実習支援部　相談支援課　上席調査役　　栗　本　康　祐　氏

１月１２日（１８名），　１月２２日～　２月１６日（オンライン２２名）
外国人材の定着促進セミナー～企業のできること～
外国人材定着に必要な「環境変化の理解」と「具体的な定着施策」
リフト㈱　代表取締役　　杉　村　哲　人　氏
やさしい日本語と企業～共に働く職場に向けて～
明治大学　国際日本学部　教授　　山　脇　啓　造　氏

⑥　教育・人材育成委員会

教育・人材育成委員会は、初等・中等教育段階からの各発達段階に応じたアントレプレナーシップ教育の推進に取り組んだ。現状と課題を整理し、教育政策や事業者側の支援のあり方に関する意見を取りまとめ、関係先に実現を働きかけた。さらに、事業者向けの支援ガイドブックを作成して、支援の拡大を図った。併せて、事業者の教育支援活動の実態を把握するための調査の実施や、キャリア教育、リカレント教育などに関する課題の整理・分析を行った。

1)　委員会

４月１８日　（２４名）　講演　「子供たちの未来を拓く～アントレプレナーシップ教育～」
㈱セルフウイング　代表取締役　　平　井　由紀子　氏
講演　「東京都における起業家教育」
東京都　産業労働局　商工部創業支援課長　　三　角　知恵人　氏
意見交換
討議　「発達段階に応じた
アントレプレナーシップ教育の推進について」（案）について
意見交換

７月２８日　（２４名）　講演　「２０２３年度のインターンシップの動向について」
（一社）Ｆｕｔｕｒｅ　Ｓｋｉｌｌｉｓ　Ｐｒｏｊｅｃｔ研究会　事務局長
㈱ベネッセｉ-キャリア サービス企画推進室
室長　　平　山　恭　子　氏
意見交換

報告　「『２０２４年新卒者の採用、インターンシップに関する調査』
結果概要について」
「アントレプレナーシップ教育 企業支援推進ガイドブック
概要（案）について」

１１月１３日　（２４名）　講演　「キャリア教育コーディネーターの果たす役割について」
横須賀商工会議所
キャリア教育コーディネーター　三　井　英　昭　氏
意見交換
報告　「アントレプレナーシップ教育ガイドブックについて」
「企業における教育支援活動等に関するアンケート調査の
実施について」

３月２５日　（２２名）　講演　「リカレント・リスキリングの現状と課題」
(独)労働政策研究・研修機構　統括研究員　堀　有喜衣　氏
意見交換
報告　「アントレプレナーシップ教育ガイドブックの発行について」
「企業における教育支援活動等に関するアンケート調査
結果について」

2)　冊子「子どもが育つ、社員が伸びる　アントレプレナーシップ教育支援ガイドブック」の発行

地域や職種、業種を超えて求められる「基礎的資質や心のありよう」を育むものとして注目されている「アントレプレナーシップ教育」に対する事業者の理解を深め、支援活動を促進することを目的に、支援事例などを掲載したガイドブックを作成した。

作 成 物　「子どもが育つ、社員が伸びる　アントレプレナーシップ教育支援ガイドブック」
発 行 日　２０２４年2月９日
発行部数　１，５００部（デジタルブックを同時公開）
配 布 先　東京２３区教育委員会、２３区内事業者等

⑦　中小企業委員会

中小企業委員会では、中小企業における価格転嫁等の取引適正化や人手不足の動向、付加価値創出に向けた新たな取り組み状況などについて、ヒアリングやアンケートなどを通じて実態を把握。また中小企業対策要望によって実現した各種施策について、オンラインセミナーや広報媒体などを通して、タイムリーな発信に取り組んだ。

1)　委員会

５月２３日（４３名）　卓話　「中小企業施策について」
経済産業省 中小企業庁 事業環境部　企画課長　柴　山　豊　樹　氏
報告　「品川支部　２０２４年度中小企業施策に関する要望について」
「中小企業の国際展開に関する要望項目（素案）について」
協議　「中小企業対策に関する重点要望（素案）について」

６月１６日（３５名）　卓話　「東京都の中小企業振興施策について」
東京都 産業労働局 商工部　商工施策担当課長　植　野　史　央　氏
東京都 産業労働局 産業・エネルギー政策部
産業政策連携促進担当課長　髙　橋　佳　宏　氏
協議　「中小企業対策に関する重点要望（案）について」

３月２７日（３１名）　卓話　「令和６年度の中小企業施策について」
経済産業省 中小企業庁 長官官房　総務課長　宮　本　岩　男　氏
報告　「中小企業対策要望の実現状況について」
「ブロック別政策懇談会の結果について」

協議　「中小企業対策に関する重点要望（骨子案）について」

2)　中小企業庁幹部と東商幹部との意見交換会

１０月４日（１２名）　挨拶

東京商工会議所　副会頭　大　島　博

経済産業省　中小企業庁　長官　須　藤　治　氏

説明「最近の中小企業政策について」

意見交換

3)　支部との懇談会

２月２０日（１１名）　ブロック別政策懇談会（城北ブロック）

参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立

内容：取引状況／付加価値向上に向けた取り組み／人手不足への対応／事業承継・金融をテーマに討議

※中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会、イノベーション・スタートアップ委員会、事業承継対策委員会との共催

２月２８日（１２名）　ブロック別政策懇談会（城南ブロック）

参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田

内容：取引状況／付加価値向上に向けた取り組み／人手不足への対応／事業承継・金融をテーマに討議

※中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会、イノベーション・スタートアップ委員会、事業承継対策委員会との共催

３月　６日（１０名）　ブロック別政策懇談会（城東ブロック）

参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川

内容：取引状況／付加価値向上に向けた取り組み／人手不足への対応／事業承継・金融をテーマに討議

※中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会、イノベーション・スタートアップ委員会、事業承継対策委員会との共催

３月１３日（１１名）　ブロック別政策懇談会（城西ブロック）

参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬

内容：取引状況／付加価値向上に向けた取り組み／人手不足への対応／事業承継・金融をテーマに討議

※中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会、イノベーション・スタートアップ委員会、事業承継対策委員会との共催

4)　経営課題に関するヒアリング

国・東京都に提出する要望のとりまとめにあたり、企業経営の現場から生の声を収集することを目的として実施。

４月　１日～　３月３１日（８９件）調査回答企業等に対するヒアリング（事業承継対策委員会、イノベーション・スタートアップ委員会実施分を含む）

5)　セミナー

a.　ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信

４月１３日～　５月１２日（申込者数：３２名）

「経営者保証改革プログラムのポイント」

金融庁監督局総務課監督調査室　監督調整官　橋　野　永　氏

５月１５日～　９月３０日（申込者数：１１５名）

「【印刷業向け・コスト増の影響を受ける企業必見！】
価格転嫁の進め方と交渉のポイント（実践編）」
㈱ＧＩＭＳ　代表取締役・中小企業診断士　　寳　積　昌　彦　氏
５月１７日～　５月３０日、　６月　１日～　６月１６日（申込者数：４７名）
「付加価値創出･生産性向上に向けた国･東京都の最新施策のご紹介」
七田総合研究所　代表　　七　田　　亘　氏
５月２５日～　６月３０日、　８月　９日～　９月２９日（申込者数：７２名）
「トラック運送業のための価格転嫁交渉のポイント」
知的資産経営研究所　代表・中小企業診断士　　長　島　孝　善　氏
６月　５日～　８月１８日（申込者数：１１０名）
「２０２３年版中小企業白書・小規模企業白書オンライン説明会」
中小企業庁事業環境部企画課調査室
室長補佐　　西　田　明　生　氏
６月２９日～　９月３０日（申込者数：１０３名）
「従業員の資産形成をサポート！職場つみたてＮＩＳＡのススメ」
日本証券業協会　金融・証券インストラクター
兼　全国銀行協会　金融インストラクター　　村　松　祐　子　氏
７月１４日～　８月１１日（申込者数：２７名）
「【賃上げに前向きに取り組む企業必見！】
賃上げ実施時に使える最新施策のご紹介」
七田総合研究所　代表　　七　田　　亘　氏
７月１８日～　９月３０日（申込者数：３７名）
「～コスト増の影響を受ける飲食店必見！～
飲食店のための価格転嫁セミナー」
中小企業診断士　　高　田　泰　弘　氏
１２月２５日～　１月１７日、１月２２日～　２月　８日（申込者数：４７名）
「令和５年度補正予算セミナー」
七田総合研究所　代表　　七　田　　亘　氏
１２月２６日～　１月２４日、　３月１１日～　３月３１日（申込者数：１４６名）
「中小企業のための『値上げ・値決めの上手なやり方』
（前半：値決めの基本編）」
㈱西田経営技術士事務所 代表取締役　　西　田　雄　平　氏
１２月２６日～　１月２４日、　３月１１日～　３月３１日（申込者数：１０４名）
「中小企業のための『値上げ・値決めの上手なやり方』
（後半：上手な値上げ交渉のやり方編）」
㈱西田経営技術士事務所 代表取締役　　西　田　雄　平　氏

b.　対面型セミナー
２月１９日（参加者数：２４名）
「お客様に選ばれるための飲食店運営」
※共催：中小企業庁東京都よろず支援拠点
中小企業庁東京都よろず支援拠点　コーディネーター・
中小企業診断士　　金　子　敦　彦　氏

6)　東京の中小企業振興を考える有識者会議

東京都が中小企業振興を中長期的な視点から計画的・総合的に展開することを目的として、今後１０年間を対象とした「中長期ビジョン」の策定およびＰＤＣＡのため設置された小池都知事直下の会議に大島委員長が参画。デジタル推進やイノベーション促進に向けた支援など令和６年度予算では多数の項目で要

望内容が反映されたほか、中長期ビジョンの更新に向けて持続的な賃上げの必要性や地域の経済の活性化などについて、東商の意見を陳述した。

７月１２日　意見交換　都内中小企業の現状を踏まえた今後の検討課題について
※主催:東京都
１１月　７日　意見交換　今後の施策展開の検討について　※主催:東京都
２月１４日　意見交換　来年度の取組の方向性について　※主催:東京都

7)　中小企業の国際展開に関する専門委員会

国際展開に挑戦する中小企業の意識醸成と後押しに向けて、多様化する国際展開への対応や真に必要となる施策を検討すべく、専門委員会を設置。政策要望や実態調査の内容について協議したほか、各種事業を企画し実施。

a.　専門委員会

４月１８日（３２名）　協議　中小企業の国際展開に関する要望項目案について
報告　今後のスケジュールについて
７月１１日（３２名）　報告　中小企業対策に関する重点要望について
協議　中小企業の国際展開アンケートについて
海外視察会・実施事業について

b.　オンラインセミナー

９月　１日 ～１０月３１日（４８名）
「ゼロからでも取り組める海外販路開拓セミナー　（ジェトロのＥＣ事業のご紹介）」
日本貿易振興機構　デジタルマーケティング部デジタルマーケティング課長
木　村　玲　子　氏

c.　実施事業（ピッチイベント・視察会）

１１月　９日　（１０５名）　「東商マッチングピッチ　海外展開・インバウンド」特集
※共催：イノベーション・スタートアップ委員会、大阪商工会議所・京都商工会議所・神戸商工会議所
協力：ＮＥＸｓ　Ｔｏｋｙｏ
ｑｕｉｎｔｅｔ㈱　代表取締役　小守谷　直　毅　氏
㈱クロボ　代表取締役社長ＣＥＯ　北　氏　智　弘　氏
㈱ジグザグ　代表取締役　仲　里　一　義　氏
㈱ノーパット　代表取締役　久　保　勇　太　氏
Ｐａｔｅｎｔｆｉｅｌｄ㈱　ＣＥＯ兼ＣＴＯ　村　上　直　也　氏
㈱フードピクト　代表取締役　菊　池　信　孝　氏

３月　４日（３５名）
「海外拠点進出を目指す企業必見！海外オンライン視察会
（ベトナム・日系中小企業向けレンタル工場の概要と進出企業視察）」
第１部　ＪＳＣ（レンタル工場）概要説明
フォーバルベトナム㈱　対　馬　香　織　氏
第２部　進出企業視察
（ＹＡＭＡＳＨＩＴＡ　ＰＬＡＳＴＩＣ概要説明/ベトナム進出について/工場内ご案内）
㈲山下プラスチック工業　代表取締役　山　下　博　氏

8)　中小企業の経営課題解決に向けた各種施策の情報発信

東商マイページを通じて、賃上げや補助金に関する動画コンテンツ（２件）を発信。また、ウェブサイトを通じて、補助施策を活用して飛躍した事例（３件）を発信。

⑧　事業承継対策委員会

中小企業経営者の高齢化が進展しており、今後数年の間に事業承継に直面する中小企業・小規模企業の増加

が予想されていることから、現経営者側・事業を引き受ける後継者側・支援者側それぞれの立場に対してヒアリングやアンケートを実施し、中小企業が事業承継に取り組む上での課題を整理・分析した。

また、２０２７年１２月に期限を迎える事業承継税制特例措置の周知・活用促進や、後継者不在企業における有効な選択肢として広がりを見せている中小M＆Ａについて、オンラインセミナーや広報媒体などを通し、事例や支援策の情報発信に取り組んだ。

1)　委員会

５月１５日（３４名）　卓話　「中小企業の事業承継施策について」
経済産業省　中小企業庁　事業環境部　財務課長　木　村　拓　也　氏
「東京都事業承継・引継ぎ支援センターについて」
東京都事業承継・引継ぎ支援センター　統括責任者　吉　田　亨　氏
協議　「中小企業の円滑な事業承継に実現に向けた意見（素案）」について

６月２３日（３６名）　卓話　「東京都の事業承継・再生支援事業について」
東京都　産業労働局　商工部　経営支援課長　奥　村　真　宏　氏
「東京商工会議所ビジネスサポートデスクによる支援について」
東京商工会議所　ビジネスサポートデスク（東京南）課長　安　部　泰　起
協議　「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見（案）」について
報告　「事業承継に関する実態アンケート」について

2)　支部との懇談会

２月２０日（１１名）　ブロック別政策懇談会（城北ブロック）
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
内容：取引状況／付加価値向上に向けた取り組み／人手不足への対応／事業承継・金融をテーマに討議
※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会、イノベーション・スタートアップ委員会との共催

２月２８日（１２名）　ブロック別政策懇談会（城南ブロック）
参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田
内容：取引状況／付加価値向上に向けた取り組み／人手不足への対応／事業承継・金融をテーマに討議
※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会、イノベーション・スタートアップ委員会との共催

３月　６日（１０名）　ブロック別政策懇談会（城東ブロック）
参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川
内容：取引状況／付加価値向上に向けた取り組み／人手不足への対応／事業承継・金融をテーマに討議
※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会、イノベーション・スタートアップ委員会との共催

３月１３日（１１名）　ブロック別政策懇談会（城西ブロック）
参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬
内容：取引状況／付加価値向上に向けた取り組み／人手不足への対応／事業承継・金融をテーマに討議
※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会、イノベーション・スタートアップ委員会との共催

3)　事業承継セミナー

オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）

４月１０日～　５月３１日（申込者数：９６名）
「【事業承継セミナー】自社株式の価値（会社の価値）をご存じですか？
株価を知らないリスクと株価算定の重要性」（スタートアップ連携企画）
ＪＩＤＡＩＯコンサルティング㈱　取締役・税理士　　岡　本　啓　司　氏
８月１８日～１０月２０日（申込者数：４５名）
「【税金対策だけではない！】弁護士の活用で事業承継は成功に向かう」
弁護士法人フォーカスクラウド（東京オフィス）　パートナー弁護士　　伊　藤　良　太　氏
８月２５日～１０月２７日（申込者数：９４名）
「税理士が教える！事例から学ぶ事業承継」
税理士法人プレアス　代表社員・税理士　　岡　本　啓　司　氏
１２月　８日～　２月１９日（申込者数：３８名）
「会社の未来を左右する！後継者の育成・決定方法」
㈱ＭＡＳＵＫＯ　代表取締役・中小企業診断士　　増　子　慶　久　氏
１月１２日～　３月１５日（申込者数：５４名）
「『事業承継』成功のための秘訣
～「知的資産」の見える化・魅せる化・語る化～」
㈱きらぼしコンサルティング　会長　　強　瀬　理　一　氏

4)　中小企業の事業承継対策のため施策・事例の情報発信
ホームページ、「事業承継支援ポータルサイト」を通じて、事業承継税制や事業承継ファンド、M&Aなどの施策の解説などの情報を発信した。

5)　「事業承継に関する実態アンケート報告書」の発行
中小・小規模事業者の経営者の高齢化が進む中、事業承継税制をはじめM&A関連施策など、国、東京都の事業承継支援施策は充実してきている。しかし、中小企業経営者が事業承継に対して抱える課題と必要とする支援は日々変化していることから、現在の実態を把握し、支援策をさらに充実させることを目的に調査を行い、報告書として取りまとめた。なお、本誌発行にあたり、専門家を含めたワーキンググループを設置し、３度の会議を開催したほか、本調査回答企業よりヒアリング調査を実施した。

作 成 物　「事業承継に関する実態アンケート報告書」
発 行 月　２月
作成部数　３，０００部
配 布 先　調査協力企業、東京２３区内事業者、地域金融機関、中小企業支援機関等

⑨　イノベーション・スタートアップ委員会

イノベーション・スタートアップ委員会では、起業・創業の促進、スタートアップの成長促進に向け、アントレプレナーシップ醸成に向けた起業家講演や、意見書取りまとめに向けた議論を実施した。また、中堅・中小企業とスタートアップ双方の成長、オープンイノベーション促進に向け、オープンイノベーションプラットフォーマーや東京都などとも連携し、マッチングイベント、協業の裾野拡大に向けた情報発信など、実態やニーズに応じた事業を展開した。

1)　委員会
４月　５日（３７名）　　協議　今期のイノベーション・スタートアップ委員会の活動方針について
意見交換・自己紹介
１０月３０日（３３名）　　卓話　「スタートアップ育成に向けた政府の取り組み
スタートアップの力で社会課題解決と経済成長を加速する」
経済産業省 大臣官房 参事／中小企業基盤整備機構 審議役　　石　井　芳　明　氏

協議　「起業・創業の促進、スタートアップの成長促進に向けた意見」について
報告　イノベーション・スタートアップ委員会の実施事業について
第２１回「勇気ある経営大賞」募集開始について
当面のスケジュールについて

３月１２日（３２名）　卓話　「スタートアップ育成に向けた東京都の取り組み」
東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室
スタートアップ戦略推進担当部長　片　山　和　也　氏
協議　「起業・創業の促進、スタートアップの成長促進に向けた意見」について
報告　イノベーション・スタートアップ委員会の実施事業について
当面のスケジュールについて

2)　専門委員会

７月２０日（１１名）　専門委員会の設置について
協議　起業・創業の促進、スタートアップ成長促進に向け必要な政策、取り組みなどについて
報告　当面のスケジュールについて

９月２８日（１１名）　協議　「起業・創業の促進、スタートアップ成長促進に向けた意見」の方向性・骨子について
報告　当面のスケジュールについて

１月２４日（１１名）　協議　「起業・創業の促進、スタートアップ成長促進に向けた意見」素案について
報告　委員会実施事業について
当面のスケジュールについて

3)　支部との懇談会

２月２０日（１１名）　ブロック別政策懇談会（城北ブロック）
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
内容：取引状況／付加価値向上に向けた取り組み／人手不足への対応／事業承継・金融をテーマに討議
※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会、事業承継対策委員会との共催

２月２８日（１２名）　ブロック別政策懇談会（城南ブロック）
参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田
内容：取引状況／付加価値向上に向けた取り組み／人手不足への対応／事業承継・金融をテーマに討議
※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会、事業承継対策委員会との共催

３月　６日（１０名）　ブロック別政策懇談会（城東ブロック）
参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川
内容：取引状況／付加価値向上に向けた取り組み／人手不足への対応／事業承継・金融をテーマに討議
※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会、事業承継対策委員会との共催

３月１３日（１１名）　ブロック別政策懇談会（城西ブロック）
参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬

内容：取引状況／付加価値向上に向けた取り組み／人手不足への対応／事業承継・金融をテーマに討議
※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会、事業承継対策委員会との共催

4)　起業家講演

６月２１日　明治大学
㈱リフカム　代表取締役ＣＥＯ　清　水　　巧　氏

６月２６日　青山学院大学
ビズメイツ㈱　社長　鈴　木　伸　明　氏

７月２４日　東京都立大学
㈱宿場ＪＡＰＡＮ　代表取締役　渡　邊　崇　志　氏

１１月　９日　中央大学
㈱Ｍａｇｉｃ　Ｍｏｍｅｎｔ　代表取締役ＣＥＯ　村　尾　祐　弥　氏

１２月１３日　慶應義塾大学
※起業家講演に関連して、東商事務局から中小企業政策について講演
「中小企業の経営課題と支援について」
東京商工会議所中小企業部　主査　山　本　輝　之

１２月２０日　慶應義塾大学
㈱おてつたび　代表取締役ＣＥＯ　永　岡　里　菜　氏

5)　中堅・中小企業×スタートアップ「東商マッチングピッチ」

中堅・中小企業のイノベーション創出や生産性向上に資するサービスを展開するスタートアップ登壇によるピッチイベント。共創につながる“場”として、ピッチ・交流会の二部構成で、テーマ別に開催。

６月　７日　（８１名）　「販路開拓・新規市場開拓」特集　※協力：ＮＥＸｓ　Ｔｏｋｙｏ
㈱イーストフィールズ　代表取締役　東　野　雅　晴　氏
カクトク㈱　代表取締役　満　田　聖　也　氏
ジェイグラブ㈱　代表取締役　山　田　彰　彦　氏
㈱スマートメディア　執行役員　品　原　由　衣　氏
ｐｉｃｋｕｐｏｎ㈱　代表者　小　幡　洋　一　氏

９月　６日　（６８名）　「業務効率化」特集　※協力：ＮＥＸｓ　Ｔｏｋｙｏ
㈱ＩＶＲｙ　マーケティング責任者　今　坂　良　平　氏
ＴＡＴＥＩＴＯ㈱　代表取締役ＣＥＯ　平　野　考　宏　氏
ディヴォートソリューション㈱　ＲＰＡ事業本部　齋　藤　杏　佳　氏
㈱Ｄｅｅｐｗｏｒｋ　代表取締役　横　井　　朗　氏
㈱マツリカ　代表取締役ＣＥＯ　黒　佐　英　司　氏

１１月　９日　（１０５名）　「海外展開・インバウンド」特集
※共催：中小企業の国際展開に関する専門委員会
大阪商工会議所・京都商工会議所・神戸商工会議所
協力：ＮＥＸｓ　Ｔｏｋｙｏ
ｑｕｉｎｔｅｔ㈱　代表取締役　小守谷　直　毅　氏
㈱クロボ　代表取締役社長ＣＥＯ　北　氏　智　弘　氏
㈱ジグザグ　代表取締役　仲　里　一　義　氏
㈱ノーパット　代表取締役　久　保　勇　太　氏
Ｐａｔｅｎｔｆｉｅｌｄ㈱　ＣＥＯ兼ＣＴＯ　村　上　直　也　氏
㈱フードピクト　代表取締役　菊　池　信　孝　氏

１２月１１日　（７３名）　「人材採用・育成」特集

㈱ＮＧＡ　ＣＯＯ　Ｒｅｉｋａ Ｗａｎｇ 氏
㈱Ｋｏｔｏｎａｒｕ　代表取締役　山　口　王　史　氏
㈱ＳＩＧＮＡＴＥ　取締役副社長　夏　井　丈　俊　氏
ＷＨＩＴＥ㈱　代表取締役ＣＥＯ　横　山　　隆　氏
㈱リフカム　代表取締役ＣＥＯ　清　水　　巧　氏

１月２６日　（８１名）　「業務効率化・中小ＤＸ」特集
※協力：東京都スマートサービス実装促進プロジェクト（Ｂｅ Ｓｍａｒｔ Ｔｏｋｙｏ）
Ｐｌｕｇ ａｎｄ Ｐｌａｙ Ｊａｐａｎ㈱
カサナレ㈱　代表取締役　安　田　喬　一　氏
Ｑａｓｅｅ㈱　代表取締役　村　田　　敦　氏
ｃｏｄｅｌｅｓｓ ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ㈱　代表取締役ＣＥＯ　猿　谷　吉　行　氏
㈱ＳｔｏｃｋＢａｓｅ　代表取締役　関　　芳　実　氏
㈱ＴＩＭＥＷＥＬＬ　代表取締役　濱　本　隆　太　氏

6)　スタートアップ連携ウェビナー
スタートアップの成長促進、ならびにスタートアップの製品・サービス活用による中小企業のイノベーション創出・生産性向上・経営課題解決に向け、双方をマッチングするため実施。

３月２３日～　５月３１日　（８８名）
「中小メーカー必見！オンラインサービスを活用したバイヤーとの出会い方・販路開拓の進め方」
㈱イーストフィールズ　代表取締役　東　野　雅　晴　氏

３月３０日～　５月３１日　（３７名）
「【事例で解説】人手不足の企業必見！５分で業務が楽になる電話問い合わせＤＸの始め方」
㈱ＩＶＲｙ　鹿　又　澪　乃　氏

４月１０日～　５月３１日　（９６名）
「【事業承継セミナー】自社株式の価値（会社の価値）をご存知ですか？
株価を知らないリスクと自社株対策の重要性」
ＪＩＤＡＩＯコンサルティング㈱　取締役　岡　本　啓　司　氏

５月１０日～　６月３０日　（６６名）
「新規事業を加速させる！ 外部パートナー・知見を活用した事業創出の方法とは？」
㈱Ａ-Ｃｏ-Ｌａｂｏ　代表取締役ＣＥＯ　原　田　久美子　氏

６月　５日～　７月３１日　（４５名）
「【店舗ＤＸ・事例解説】売上・利益最大化！
効率的なリピーター獲得に向けたデジタル活用・販促施策セミナー」
㈱トイポ　ＣＳマネージャー　安　達　誠　寛　氏

６月１４日～　６月３０日　（５５名）
「使い慣れた表計算から脱却するタイミングとは？-表計算での営業管理は単なる記録!?」
㈱マツリカ　Ｇｒｏｗｔｈ Ｍａｒｋｅｔｉｎｇ Ｄｉｖｉｓｉｏｎ　石　川　綾　子　氏

６月１５日～　７月３１日　（１２６名）
「中小企業の営業力アップと新規顧客開拓を実現する
営業ＤＸ・デジタルマーケティングのやさしい強化策」
カイロスマーケティング㈱　代表取締役　佐　宗　大　介　氏

７月２８日～　９月３０日　（７３名）
「業務効率化に悩む企業必見！ＤＸ化を成功に導くＲＰＡ導入のステップと活用事例」
ディヴォートソリューション㈱　ＲＰＡ事業本部　竹　丸　　葉　氏

８月　４日～　９月　５日　（５７名）
「品質と生産性を高める！ 形骸化しない作業手順書作成の３つのポイント」
高崎ものづくり技術研究所　代表　濱　田　金　男　氏

８月２２日～　９月２９日　（６６名）
「年間５０件！新規事業のプロ集団“特命社長室®”による新規事業を実行＆推進するための５つの鉄則」
㈱Ｄｏｏｏｏｘ　代表取締役　　久保寺　亮　介　氏

１１月１０日～１２月１０日　（１３４名）
「精度の高いターゲティングでビジネスを加速！中小企業が取るべきデジタルマーケティング戦略」
㈱ＳＯＫＫＩＮ　代表取締役　　本　間　亮　平　氏

１２月　８日～　１月３１日　（１３７名）
「キャッシュ・フロー（資金繰り）の重要性と管理方法～
なぜ成長する企業はキャッシュ・フローを重視するのか？～」
㈱ＨＩＦＡＳ　代表取締役・公認会計士　　姫　野　省　吾　氏

１月２２日～　２月２９日　（５６名）
「【加工会社の経営層向け】１０年先の未来を創る、今求められる製造業のＤＸとは」
キャディ㈱　代表取締役　　加　藤　勇志郎　氏

7)　セミナー・イベント

a.　Ｚｏｏｍライブ配信

７月　７日　（６９名）
「スタートアップ企業との連携で差をつける！「進化する事業形態」の挑戦へ！」
Ｃｒｅｗｗ㈱　執行役員　　中　島　克　也　氏

b.　オフラインイベント

９月１２日　（７６名）
「イノベーション交流会　「中小企業の成長戦略」～新領域進出・新規事業の始め方～」
※共催：㈱ｅｉｉｃｏｎ
＜モデレーター＞
㈱ｅｉｉｃｏｎ　代表取締役　　中　村　亜由子　氏
＜イノベーションに取り組む企業＞
旭光電機㈱　代表取締役　　和　田　貴　志　氏
東洋レヂン㈱　取締役技術開発部長　　井　出　康　太　氏
フジ産業㈱　代表取締役　　松　本　雄一郎　氏

１月３０日　（６５名）
「共創で未来を拓こう！中小企業×スタートアップ　イノベーション交流会」
※共催：Ｃｒｅｗｗ㈱
第１部オープニングトーク「中小企業がオープンイノベーションを成功に導くカギとは？」
Ｃｒｅｗｗ㈱ Ｏｐｅｎ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ　Ｄｅｐｔ．執行役員　　田　尻　　瞳　氏
第２部スタートアップピッチセッション
ＮｏｕｓＬａｇｕｓ㈱　代表取締役　　守　屋　恵　美　氏
㈱Ｓａｌｅｓ　Ｎａｖｉ　代表取締役（ＣＥＯ）　　田　中　大　貴　氏
㈱ＡＢＡＢＡ　執行役員　　杉　原　航　輝　氏
ｍｉｘｅｒ㈱　共同創業者　　澤　田　剛　希　氏
第３部グループセッション（テーマ別グループ交流）
第４部ネットワーキングセッション（全体交流）

２月２０日　（２０１名）
「東商イノベーションフォーラム」
第１部基調講演「イノベーション創出に向け経営者に求められるリーダー像」
㈱タイミー　代表取締役　　小　川　　嶺　氏
第２部トークセッション

＜モデレーター＞
㈱ｅｉｉｃｏｎ　代表取締役　　中　村　亜由子　氏
＜イノベーションに取り組む企業＞
㈱浜野製作所　代表取締役ＣＥＯ　　浜　野　慶　一　氏
ＫＤＤＩ㈱　事業創造本部　ＢＩ推進部長　　石　井　亮　平　氏
㈱ＯＲＥＮＤＡ ＷＯＲＬＤ　代表取締役　　澁　谷　陽　史　氏
第３部ネットワーキングセッション（全体交流）

8)　産学公連携相談窓口

オープンイノベーションを通じ、中小企業の成長を促すため、中小企業が大学の持つ知見を広く活用できるよう橋渡しを行う事業。２０１３年３月の窓口開設から２２７件（本年度１６件）の申し込みを受け付け、大学から６０件の回答があり、うち２件が共同研究、受託研究等へと進展した。

機関は以下の５３大学、２研究機関、１０区、２２金融機関。

＜連携研究機関（五十音順）＞

青山学院大学、宇都宮大学、お茶の水女子大学、神奈川工科大学、関西大学、杏林大学、近畿大学、慶應義塾大学、工学院大学、駒澤大学、産業技術大学院大学、産業能率大学、滋賀大学、芝浦工業大学、城西大学、上智大学、情報経営イノベーション専門職大学、第一工科大学、拓殖大学、千葉大学、千葉工業大学、中央大学、帝京大学、電気通信大学、東海大学、東京海洋大学、東京工科大学、東京工業大学、東京国際工科専門職大学、東京デザイナー学院、東京電機大学、東京都市大学、東京都立大学、東京理科大学、東洋大学、東洋美術学校、鳥取大学、新潟大学、日本工学院専門学校、日本工学院八王子専門学校、日本大学、日本医科大学、日本工業大学、日本獣医生命科学大学、日本女子大学、日本薬科大学、文化学園大学、法政大学、武蔵大学、明治大学、明星大学、立正大学、立命館大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

＜連携支援機関（五十音順）＞

荒川区、北区、江東区、品川区、杉並区、墨田区、世田谷区、台東区、千代田区、港区
朝日信用金庫、足立成和信用金庫、東信用組合、亀有信用金庫、㈱きらぼし銀行、興産信用金庫、江東信用組合、小松川信用金庫、芝信用金庫、㈱商工組合中央金庫、城南信用金庫、城北信用金庫、昭和信用金庫、西武信用金庫、世田谷信用金庫、大東京信用組合、東榮信用金庫、東京信用金庫、東京シティ信用金庫、東京東信用金庫、中ノ郷信用組合、㈱日本政策金融公庫

a. 連携機関との意見交換会

各連携研究機関における産学公連携の進め方や好事例、課題について意見交換を実施。

１１月２９日（４２名（２２連携研究機関、５連携支援機関））
「２０２３年度　産学公連携相談窓口　連携協力機関との意見交換会」

b. 産学公連携イベント

産学連携が自社の課題解決の一助となることを企業に周知するため、連携研究機関の担当者から、産学連携におけるポイントや連携事例を紹介。

１２月１８日（６４名）
「大学等との連携で経営課題を解決！中小企業の産学連携の取り組みとポイント」
※共催：㈱きらぼし銀行
東京電機大学　産学連携コーディネーター　　許　斐　信　介　氏
帝京大学　先端総合研究機構　産学連携推進センター長　　中　西　穂　高　氏
国立研究開発法人産業技術総合研究所　地域部　連携主幹　　花　井　修　次　氏
東京都立大学　産学公連携担当課長・上席ＵＲＡ　　諏　訪　桃　子　氏
青山学院大学　ＵＲＡ　　馬　場　裕　二　氏

１月　９日～　１月２１日（２２名）　上記イベントの録画を配信

9)　東商テクノネット事業

メールマガジン「東商テクノネット事業・メール」配信

技術開発や産学連携、企業経営に役立つ情報を不定期に電子メールで無料配信するサービスを実施。産学連携のイベントを中心にホットな情報をタイムリーに配信している。２０２３年３月は約３，２００件だった配信先も２０２４年３月時点では約３，６００件へと拡大、ほぼ毎週末配信を行い、合計で４４回１３１件の情報を配信した。

⑩　国際ビジネス環境委員会

国際ビジネス環境委員会では、前期に引き続き、成長する海外需要取り込みに向けた海外展開・国際ビジネス支援とともに、不確実性が高まる中での企業の国際競争力強化に向けたグローバルサプライチェーンなどの諸課題の検討・対応を進める。今年度開催した委員会では、海外ビジネスマインドの醸成や、海外市場獲得に向けた道筋の策定、中小企業のサプライチェーン強化、経済安全保障の確保など国際ビジネス環境の改善に向けた、講演活動や調査活動、ハンドブックの作成などを行った。

1)　委員会（日本商工会議所　国際ビジネス環境整備専門委員会との合同開催）

８月２９日　（４６名）　講演　「経済安全保障分野における取組について」
内閣府　政策統括官（経済安全保障担当）　飯　田　陽　一　氏
講演　「グローロジスティクス社による下関地域商社での取り組み」
グローロジスティクス(株) 代表取締役　堀　茂　氏
議事　国際情勢の変化を受けた企業経営への影響調査（案）の実施について
議事　海外展開支援ハンドブックの制作について
議事　在外日本商工会議所の活動と課題について

２月２８日　（４１名）　講演　「新規輸出１万者支援プログラムの成果について」
(独)日本貿易振興機構　副理事長　片　岡　進　氏
講演　「山梨ワイン輸出プロジェクト（Ｋｏｓｈｕ ｏｆ Ｊａｐａｎ）の活動について」
甲府商工会議所　常議員　三　澤　茂　計　氏
甲府商工会議所　事務局次長兼中小企業振興部長　佐　藤　達　也　氏
報告　国際情勢の変化を受けた企業経営への影響調査結果について
報告　在外日本商工会議所の機能強化に向けた取り組みについて
報告　「商工会議所における海外展開・国際ビジネス支援活動に関する調査（２０２３年度)」結果概要について
報告　海外展開支援ハンドブックについて
議題　２０２４年度の委員会活動について

⑪　社会保障委員会

社会保障委員会では、前期に引き続き、持続可能な全世代型の社会保障制度の構築に向け、年金、医療、介護等の社会保障各分野における課題解決を目指して、社会保障審議会各部会等での意見活動を展開した。また、政府関係者・有識者からの意見聴取、中小企業の現状把握などを通じて、多面的な観点から調査・研究を実施し、提言「社会構造の変化に対応した持続可能な社会保障制度の構築に向けて」を１１月にとりまとめ、関係閣僚や与党幹部への説明、政府関係会議での意見陳述など、提言内容の実現に向けた働きかけを積極的に行った。

※いずれも日商社会保障専門委員会との合同委員会として開催

1)　委員会

５月２３日　（２４名）　報告　「政府における少子化対策の議論について」
講演　「人口減少にどう立ち向かうか」

一橋大学　経済研究所　教授　　小　塩　隆　士　氏
意見交換
８月　２日　（２７名）　講演　「今後の社会保障とその財源のあり方について」
一橋大学　経済学研究科長　教授　　佐　藤　主　光　氏
意見交換
討議　「人口減少下における社会保障制度のあり方について（骨子案）」
意見交換
９月２９日　（２３名）　講演　「少子化・人口減少時代における社会保障制度のあるべき姿」
(一社)未来研究所臥龍　代表理事
兵庫県立大学大学院　社会科学研究科　特任教授
香　取　照　幸　氏
意見交換
討議　「社会構造の変化に対応した持続可能な社会保障制度の構築に向けて（素案）」について
意見交換
３月２６日　（２７名）　説明　「２０２４年度の活動について」
講演　「公的年金制度の現状と課題について」
厚生労働省　年金局　年金課長　　若　林　健　吾　氏
講演　「企業年金・個人年金の現状と課題について」
厚生労働省　年金局　企業年金・個人年金課長　　海　老　敬　子　氏
意見交換
討議　「被用者保険の適用拡大等について」
意見交換

⑫　エネルギー・環境委員会

1)　委員会

７月２４日　（６３名）　講演「ＧＸ実現に向けたエネルギー政策」
資源エネルギー庁　長官官房　総務課　戦略企画室長　　小　高　篤　志　氏
講演「第六次環境基本計画に関する検討状況」
環境省　大臣官房　環境影響評価課長　兼　政策調整官　　大　倉　紀　彰　氏
報告「環境基本計画改定と商工会議所の対応」
報告「『２０２３年度 商工会議所におけるエネルギー・環境関連の取組に関する調査』結果概要」
報告「視察会について」

2)　視察会

９月１３日　（２６名）　「能代港洋上風力発電施設視察会（能代商工会議所との懇談会含む）」
※　資源・エネルギー部会との共催

⑬　商事取引・法規委員会

商事取引・法規委員会は、企業経営に関わる法改正や創設に対し、公正かつ自由な経済活動に向けた調査研究や中小企業の経営実態に即した意見要望を行った。特に、担保法制の見直しについては、委員会傘下に設置したワーキンググループにおいて検討を行い、法制審議会担保法制部会において意見表明を継続して行った。また、取引適正化や価格転嫁にかかる政府の取組と中小企業の現状・課題について認識を共有し、一層の取組促進を図ることを目的に、東商・日商の関係委員会と連携し、公正取引委員会幹部との意見交換会を実施した。さらに、商事取引に係る各種法改正等について、東商マイページ等を通じたオンラインセミナーや業種別コラム等の普及啓発・情報提供活動を行った。これらの活動を通じ、中小企業の成長を支えるビジネス整備ととも

に、法務意識向上および対応力強化を支援した。以上の活動を日商経済法規専門委員会との合同により行った。

1)　委員会

１１月１４日　（２０名）　講演「下請取引適正化と価格転嫁促進への取組」
公正取引委員会　経済取引局　取引部　企業取引課長　亀　井　明　紀　氏
中小企業庁　事業環境部　取引課長　鮫　島　大　幸　氏
報告「今期の活動状況について」
※日本商工会議所　経済法規専門委員会との合同開催

３月２８日　（２３名）　講演「中小企業の法務意識向上・法務対応力強化について」
弁護士法人小林綜合法律事務所　弁護士　菅　原　貴与志　氏
報告「担保法制検討ワーキンググループの活動について」
「２０２３年度下半期の活動状況について」
※日本商工会議所　経済法規専門委員会との合同開催

2)　担保法制検討ワーキンググループ

座長　弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック
法学博士・早稲田大学名誉教授・弁護士　近　江　幸　治　氏
委員　旭化成㈱　法務部長　下　平　高　志　氏
委員　旭化成㈱　弁護士　法務部　主査　小　原　和　広　氏
委員　朝日信用金庫　常務理事　岩　田　光　司　氏
委員　国分グループ本社㈱　法務部長　徳　永　雅　憲　氏
委員　全国中小企業団体中央会　政策推進部　副部長　飯　島　立　浩　氏
委員　髙井総合法律事務所　代表弁護士　髙　井　章　光　氏
委員　㈱みずほ銀行　法務部　次長　佐　藤　　亮　氏
委員　山崎金属産業㈱　社長　山　崎　洋一郎　氏
オブザーバー　国分グループ本社㈱　松　尾　聡　子　氏

４月２１日　（１０名）　議題「第３２回担保法制部会に向けた商工会議所意見（案）について」
５月１９日　（　９名）　議題「第３３回担保法制部会に向けた商工会議所意見（案）について」
７月　７日　（　９名）　議題「第３５回担保法制部会に向けた商工会議所意見（案）について」
９月１４日　（１０名）　議題「第３７回担保法制部会に向けた商工会議所意見（案）について」
「簡易な動産譲渡登記制度について」
１０月　５日　（　７名）　議題「第３８回担保法制部会に向けた商工会議所意見（案）について」
１０月２０日　（　７名）　議題「第３９回担保法制部会に向けた商工会議所意見（案）について」
１２月　１日　（　７名）　議題「第４２回担保法制部会に向けた商工会議所意見（案）について」
１２月１４日　（１０名）　議題「第４３回担保法制部会に向けた商工会議所意見（案）について」
２月　８日　（１０名）　議題「『担保法制の見直しに関する要綱案のたたき台』における商工会議所意見の反映状況について」

3)　公正取引委員会と商工会議所との意見交換会

６月　５日　（１３名）　挨拶
東京商工会議所　商事取引・法規委員長　細　田　　眞　氏
公正取引委員会　事務総長　小　林　　渉　氏
公正取引委員会側説明
自由懇談

4)　セミナー

７月１８日　（１６０名）【オンラインセミナー（ＺＯＯＭライブ配信）】
・８月　９日　　契約はビジネスだ！～契約の重要性と電子契約のすすめ～
髙井総合法律事務所　弁護士　髙　井　章　光　氏
１月２２日　（５８名）【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】

～２月２２日　　ステルスマーケティング（ステマ）規制を理解する―２０２３年１０月より施行―
光和総合法律事務所　弁護士　　渡　辺　大　祐　氏

⑭　知的財産戦略委員会

知的財産戦略委員会は、中小企業の技術力に基づく特許や、商品・サービスを保護する商標や意匠、わが国の強みであるコンテンツビジネスの拡大、経営上の営業秘密など、知的財産の創造・活用・保護を推進するための調査研究を行った。また、デザイン経営など知財を活用した企業経営の普及に向け、議論を行った。中小企業の知財活用による成長を後押しする観点から、政府の次期「知的財産推進計画」への意見発出に向け意見交換や勉強会を行った。また、２０２３年３月に日商と特許庁、ＩＮＰＩＴ、日本弁理士会の四者連携により構築した「知財経営支援ネットワーク」を活用した新規事業として、知的財産活用事例集「知恵を『稼ぐ力』に～１００社の舞台裏～」を日商と共同で開始した。その他、中小企業の知財創造・活用・保護を推進させ、地域の「稼ぐ力」向上に資する知財経営の支援体制を充実化させるべく、東商マイページ等を通じたオンラインセミナーや業種別コラム等の普及啓発・情報提供活動を行った。以上の活動を日商知的財産専門委員会との合同により行った。

1)　委員会　※日本商工会議所　知的財産専門委員会との合同開催

１１月３０日　（３７名）講演　　「４者連携における特許庁の取組について」
特許庁　総務部長　　清　水　幹　治　氏
議事　　「知的財産政策に関する意見」（意見書）に関する意見交換

１月１９日　（３５名）講演　　「中小企業と特許訴訟
－弁理士からの提案　なるべく負けないための準備－」
弁理士法人日栄国際特許事務所　所長　　田　中　秀　喆　氏
議事　　「知的財産政策に関する意見」（意見書）に関する意見交換

２月１４日　（２６名）講演　　「最近の日本弁理士会の取組＆弁理士との上手な付き合い方」
日本弁理士会　会長　　鈴　木　一　永　氏
議事　　「知的財産政策に関する意見」（意見書）に関する意見交換

３月２９日　（２８名）講演　　「知的財産推進計画２０２４に向けた検討」
内閣府　知的財産戦略推進事務局長　　奈　須　野　太　氏
議事　　「知的財産政策に関する意見」（意見書）に関する意見交換

2)　勉強会　※日本商工会議所　知的財産専門委員会との合同開催

３月　１日　（１１名）講演　　「中国の知財政策について」
(一財)工業所有権協力センター　企画室次長・調査部長　　松　本　　要　氏

3)　セミナー

２月　１日　（７７名）【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】
～２月２９日　中小企業のための技術契約（初級編）
東京都知的財産総合センター　知財戦略アドバイザー　　琴　寄　　俊　氏

２月　１日　（５９名）【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】
～２月２９日　中小企業のための技術契約（中級編）
東京都知的財産総合センター　知財戦略アドバイザー　　星　　克　宏　氏

２月１２日　（４８名）【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】
～３月１５日　中小企業を取り巻く“権利侵害”のリスク等について
東京都知的財産総合センター　知的財産アドバイザー　　井　上　　茂　氏

4)　知的財産活用事例集「知恵を『稼ぐ力』に～１００社の舞台裏～」

本事例集は、中小企業の経営者等が「知財の活用＝稼ぐ力」であることを認識し、自らも知財経営を進める契機としていただくことを目的に、特許・商標・意匠などの知的財産権を活用し、他企業とのコラボレーションや地域貢献などを通じて持続的な成長に繋げる「知財経営」を実践する、全国の中小企業等１００社の事例を掲載していくもの。１１月に事業のキックオフを行い、本年度は以下の２５社の事例を公表した。また、本事業の公式Ｘのアカウント（アカウント名：１００社取材の舞台裏、@ｃｈｉｚａｉｂａｃｋｓｔａｇｅ）を新設し、取材時のインタビューの様子を撮影した動画を公開した。

＜掲載事例＞（計２５社）

・㈱ＮＡロット	（東京都台東区）
・㈱オブラブ	（東京都台東区）
・河政工業㈱	（東京都葛飾区）
・グリッドマーク㈱	（東京都千代田区）
・㈱Ｔｈｅ　ＭＯＴ　Ｃｏｍｐａｎｙ	（東京都大田区）
・三和紙工㈱	（東京都葛飾区）
・㈱シンク	（東京都千代田区）
・㈱ＤＧ　ＴＡＫＡＮＯ	（東京都台東区）
・日本工業刃物㈱	（東京都台東区）
・㈱マグエバー	（東京都渋谷区）
・㈱テクリコ	（大阪府大阪市）
・未来ギフト実行委員会	（佐賀県唐津市）
・吉原食糧㈱	（香川県坂出市）
・日本ケミフェルト㈱	（香川県多度津町）
・ｍｅｄｅｌ　ｍｅ	（長崎県大村市）
・㈲浜崎蒲鉾店	（鹿児島県いちき串木野市）
・金剛㈱	（熊本県熊本市）
・㈱クロスエフェクト	（京都府京都市）
・グローバルアーク㈱	（福岡県福岡市）
・㈱大木工藝	（滋賀県大津市）
・村上産業㈱	（熊本県八代市）
・㈱東農園	（和歌山県みなべ町）
・㈱雀宮産業	（栃木県宇都宮市）
・㈱アイガー産業	（東京都大田区）
・三立機械工業㈱	（千葉県千葉市）

⑮　首都圏問題委員会

首都圏問題委員会では、東京及び首都圏の国際競争力向上に向け、ＧＸの取組強化や、まちの魅力を高める「国際文化都市東京」実現、さらには２０２４年問題への対応に関する要望を国及び東京都へ行った。また、トラベル＆ツーリズム委員会、東京の将来を考える懇談会と合同で「国際文化都市東京」の実現に向けた研究会を設置し、さらには、トラベル＆ツーリズム委員会、災害・リスク対策委員会と合同で、各委員会の委員長と国土交通省幹部との懇談会を実施した。

1)　委員会

４月２５日　（２８名）　講話　ゼロエミッション東京の実現にむけて

～「東京都環境基本計画」の改定を中心に～

東京都　環境局　気候変動対策部長　　荒　田　有　紀　氏

都の支援策の紹介
東京都　産業労働局　産業・エネルギー政策部
事業者エネルギー推進課長　　遠　藤　洋　明　氏
東京都　産業労働局　産業・エネルギー政策部
新エネルギー推進課長　　池　上　佐　知　氏
東京都　産業労働局　産業・エネルギー政策部
ＺＥＶ推進担当課長　　坂　井　彰　洋　氏
東京都　環境局　気候変動対策部
マンション環境性能推進担当課長　　宮　田　博　之　氏
報告　ブロック別政策懇談会（まちづくり）について
討議　要望骨子案について

６月１６日　（３５名）　講話　歴史文化を活用したまちづくり
国土交通省　都市局長　　天　河　宏　文　氏
講話　東京のナイトタイムエコノミー活性化を実現するには
ナイトタイムエコノミー推進協議会　理事　　永　谷　亜矢子　氏
討議　東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する
要望案について
報告　「国際文化都市東京」の実現に向けた研究会について

９月　４日　（３５名）　講話　東京を文化資源都市に
～ 速く、高く、強くから愉しく、綽に、末永くへ ～
國學院大學　観光まちづくり学部　教授　　吉　見　俊　哉　氏
報告　a. 国土交通省及び東京都への要望書手交について
b. 夏期セミナーの結果概要について
c. 今後の活動予定について

１２月１３日　（３０名）　講話　マンガ・アニメによるまちの活性化
(一社)マンガナイト　代表理事　　山　内　康　裕　氏
報告　a. 国土交通大臣への東京外かく環状道路整備促進に関する
要望書手交について
b. 国土交通省幹部と東商３委員長との懇談会の実施について
c. 「国際文化都市東京」の実現に向けた研究会
上野・谷中エリア視察会の実施について
d. ブロック別政策懇談会の開催について

2)　国土交通省幹部と東京商工会議所３委員長との懇談会

１１月３０日　（１４名）　開会　東京商工会議所　副会頭　首都圏問題委員長　　野　本　弘　文
国土交通省　事務次官　　和　田　信　貴　氏
説明　a. 各委員会の重要政策課題について
・東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等について
・ツーリズム産業の基幹産業化に向けたわが国の産業振興について
・国の災害・リスク対策について
b. 国土交通省　令和６年度概算要求・令和５年度補正予算について
国土交通省　大臣官房長　　寺　田　吉　道　氏
懇談
閉会　　国土交通省　総合政策局長　　長　橋　和　久　氏
東京商工会議所　専務理事　　石　田　　徹
※３委員会（首都圏問題委員会、トラベル＆ツーリズム委員会、災害・リスク対策委員会）合同開催

3)　幹事会

４月１２日　（　８名）　報告　ブロック別政策懇談会（まちづくり）について
意見交換　要望骨子案について

５月２９日　（　７名）　討議　東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望案について
報告　「国際文化都市東京」の実現に向けた研究会活動計画（案）について

２月　９日　（　８名）　報告　今年度の活動報告について
意見交換　２０２４年次要望項目案

4)　「国際文化都市東京」の実現に向けた研究会

「国際文化都市東京」の実現に向けた研究や機運醸成を行うことを目的に２０２３年４月、首都圏問題委員会、トラベル＆ツーリズム委員会、東京の将来を考える懇談会の合同で本研究会を設置した。東京に刻まれた歴史・文化を活かした街なみ・景観整備の推進や歴史・文化等の地域資源を活用したインバウンド誘客を研究テーマとし、提言・要望等の検討や視察会を行った。

６月１４日　（１２名）　研究会
講話　現代東京の構造と江戸の遺産
作家・江戸歩き案内人　　黒　田　　涼　氏
意見交換　「国際文化都市東京」の実現に向けた研究会活動計画（案）について

９月２８日　（１３名）　研究会
講話　歴史まちづくり法とその活用
国土交通省　都市局　公園緑地・景観課　景観・歴史文化環境準備室
課長補佐　　森　井　康　裕　氏
講話　江戸東京の歴史文化、暮らし、アートを未来につなぐ
國學院大學　観光まちづくり学部　教授　　椎　原　晶　子　氏
報告　a. 委員会における要望状況
b. 夏期セミナーの結果概要
c. 当面のスケジュール

１１月１４日　（１２名）　上野視察会
概要　歴史文化区域形成のモデルエリアとして、上野・谷中エリアを視察
訪問先　寛永寺、市田邸、谷中エリア

5)　支部との懇談会

２月２０日　（　９名）　ブロック別政策懇談会（まちづくり）城北ブロック
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
内容：a. 地域の魅力・特徴を活かしたまちづくり
b. 地域におけるカーボンニュートラル実現に向けた取組み
c. インフラ整備・都市再生とその担い手
d. ワーク・ライフスタイルの変化や少子高齢化等を踏まえた地域のあり方
e. 地震、風水害等自然災害への対策
f. サイバー攻撃・感染症・テロ紛争等への対策
g. ＢＣＰ策定状況および促進策
h. 上記①～⑦以外でまちづくりに関する内容

２月２８日　（　９名）　ブロック別政策懇談会（まちづくり）城南ブロック

参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田
内容：a. 地域の魅力・特徴を活かしたまちづくり
b. 地域におけるカーボンニュートラル実現に向けた取組み
c. インフラ整備・都市再生とその担い手
d. ワーク・ライフスタイルの変化や少子高齢化等を踏まえた地域のあり方
e. 地震、風水害等自然災害への対策
f. サイバー攻撃・感染症・テロ紛争等への対策
g. ＢＣＰ策定状況および促進策
h. 上記①～⑦以外でまちづくりに関する内容

３月　６日　（　８名）　ブロック別政策懇談会（まちづくり）城東ブロック
参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川
内容：a. 地域の魅力・特徴を活かしたまちづくり
b. 地域におけるカーボンニュートラル実現に向けた取組み
c. インフラ整備・都市再生とその担い手
d. ワーク・ライフスタイルの変化や少子高齢化等を踏まえた地域のあり方
e. 地震、風水害等自然災害への対策
f. サイバー攻撃・感染症・テロ紛争等への対策
g. ＢＣＰ策定状況および促進策
h. 上記①～⑦以外でまちづくりに関する内容

３月１３日　（　９名）　ブロック別政策懇談会（まちづくり）城西ブロック
参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬
内容：a. 地域の魅力・特徴を活かしたまちづくり
b. 地域におけるカーボンニュートラル実現に向けた取組み
c. インフラ整備・都市再生とその担い手
d. ワーク・ライフスタイルの変化や少子高齢化等を踏まえた地域のあり方
e. 地震、風水害等自然災害への対策
f. サイバー攻撃・感染症・テロ紛争等への対策
g. ＢＣＰ策定状況および促進策
h. 上記①～⑦以外でまちづくりに関する内容

6)　オンラインセミナー
１月１５日～　３月１５日　（４９名）
講演　「今が好機！補助金・助成金を活用したＥＶ充電インフラ導入」
Ｔｅｒｒａ　Ｍｏｔｏｒｓ㈱　ＥＶインフラ事業本部長　　市　東　浩　一　氏

⑯　災害・リスク対策委員会

災害・リスク対策委員会では、都市の災害・リスク対策の強化に向け、国や東京都に対する要望を行った。また事業者への周知啓発として、中小企業向けオールハザード型ＢＣＰ策定ガイドの発行や、東京商工会議所各支部・東京都との共催による、風水害に備えたタイムライン作成セミナーを実施した。そのほか、会員企業の災害・リスク対策への意識の醸成に向けて、会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート調査や関東大震災１００年を契機とした特別シンポジウムやパネル展等を行った。さらに、首都圏問題委員会、トラベル＆ツーリズム委員会と合同で、各委員会の委員長と国土交通省幹部との懇談会を実施した。

1)　委員会

７月１０日　（４２名）　講話　危機管理学の４機能とオールハザード・アプローチ
日本大学　危機管理学部長　　福　田　　充　氏
報告　会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート調査結果（速報版）について
討議　国および東京都の災害・リスク対策に関する要望（骨子素案）について

９月２６日　（３４名）　講話　水害対策等の最近の取り組み
国土交通省　水管理・国土保全局長　　廣　瀬　昌　由　氏
報告　会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート調査結果について
討議　国および東京都の災害・リスク対策に関する要望（案）について

２月１６日　（３３名）　講話　サイバー脅威の現状と対応
デジタル庁　ＣＩＳＯ　　坂　　明　氏
講話　サイバー攻撃の被害状況と被害を防ぐセキュリティ対策
㈱アイティープランナーズ　社長　　五　島　一　輝　氏
報告　a. 令和６年（２０２４年）能登半島地震について
b. 国土交通省、内閣府及び東京都への要望書手交について
c. 東京都知事と東京商工会議所会頭・副会頭との懇談について
d. 国土交通省幹部と東商３委員長との懇談会の実施について
e. ２０２３年度要望の主な実現状況
f. オールハザード型ＢＣＰ策定ガイドについて
g. ブロック別政策懇談会の開催について
h. 令和の献木プログラムについて

2)　関東大震災１００年×渋沢栄一事業

a.　関東大震災１００年特別シンポジウム
「復興に尽力した渋沢栄一と現代のリーダーに学ぶ～逆境の時こそ力を尽くす～」
９月　７日（１６６名）　基調講話　「関東大震災における渋沢栄一の復興支援」
作家　　守　屋　　淳　氏
パネルディスカッション　「幾多の危機を乗り越えた老舗企業の事業継続の秘訣」
コーディネーター：　作家　　守　屋　　淳　氏
パネリスト：　㈱榮太樓總本鋪　会長　　細　田　　眞　氏
㈱文明堂東京　社長　　宮　﨑　進　司　氏
㈱日比谷松本楼　社長　　小　坂　文　乃　氏

b.　パネル展「関東大震災１００年特別パネル展　逆境の時こそ、力を尽くす」
８月３０日～９月６日　会場　東京商工会議所１階　展示スペース

c.　東商各種媒体による周知・案内
・東商ホームページ「復興に尽力した渋沢栄一」特集ページ掲載
・東商新聞（８月２０日号）「関東大震災１００年」特集記事掲載
・東商マイページ「リスクへの対応として経営者に求められる役割と行動」コラム掲載

3)　災害・リスク対策の強化に向けた活動

a.　防災関連情報・施策の周知
・メールマガジンの配信（８回）
・東商マイページでの情報提供（８月３０日コラム「【関東大震災から１００年】リスクへの対応として経営者に求められる役割と行動とは？～復興に尽力した渋沢栄一から学ぶ～」、３月１４日コラム「想定外では済まされない「いま」こそＢＣＰの策定を！～中小企業向けオールハザード型ＢＣ

Ｐ策定ガイドを発行しました～」)

b.　防災に関する説明会

１２月　１日　（　６名）　働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー
講話　「自然災害発生時における企業の責任～安全配慮義務について～」
保険情報サービス㈱　コンサルティング部　課長　　大　野　　治　氏
説明　「マイ・タイムライン」作成に当たってのポイント
あなただけの「マイ・タイムライン」をつくろう！
防災ネットワークプラン　代表　　井　上　浩　一　氏
講評
（共催：足立支部、東京都）

１２月　８日　（　２名）　働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー
講話　「自然災害発生時における企業の責任～安全配慮義務について～」
㈱アイエスエム　　柴　田　拓　哉　氏
説明　「マイ・タイムライン」作成に当たってのポイント
あなただけの「マイ・タイムライン」をつくろう！
防災ネットワークプラン　代表　　井　上　浩　一　氏
講評
（共催：目黒支部、東京都）

4)　国土交通省幹部と東京商工会議所３委員長との懇談会

１１月３０日　（１４名）　開会　　東京商工会議所副会頭　首都圏問題委員長　　野　本　弘　文
国土交通省　事務次官　　和　田　信　貴　氏
説明　a.各委員会の重要政策課題について
・東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等について
・ツーリズム産業の基幹産業化に向けたわが国の産業振興について
・国の災害・リスク対策について
b.国土交通省　令和６年度概算要求・令和５年度補正予算について
国土交通省　大臣官房長　　寺　田　吉　道　氏
懇談
閉会　　国土交通省　総合政策局長　　長　橋　和　久　氏
東京商工会議所　専務理事　　石　田　　徹
※３委員会（首都圏問題委員会、トラベル＆ツーリズム委員会、災害・リスク対策委員会）合同開催

5)　中小企業向けオールハザード型ＢＣＰ策定ガイドの発行

オールハザード型ＢＣＰの普及促進を図るべく、すべての業種に対応した中小企業向けオールハザード型ＢＣＰ策定ガイドを発行した。

「中小企業向けオールハザード型ＢＣＰ策定ガイド」
発行日　：　２０２４年3月１４日
構　成　：　策定ガイド本編および様式集（記載例およびブランク）
仕　様　：　Ａ４判･カラー 全６９ページ（入門版２１ページ、基本版３１ページ）
配　布　：　東商ＨＰに掲載　※様式集は会員限定公開
監　修　：　東京大学　生産技術研究所教授・社会科学研究所特任教授　　加　藤　孝　明　氏
日本大学　危機管理学部教授（学部長）　　福　田　　充　氏

⑰　トラベル＆ツーリズム委員会

コロナ禍により大きく落ち込んだ訪日外国人数は、水際対策の緩和以降、急回復を見せており、２０２５年の「大阪・関西万博」を起爆剤として、国内外ともに本格的な交流の回復が見込まれている。本委員会では、わが国におけるツーリズムの基幹産業化、ならびに東京のさらなる国際競争力強化に向け、幹事会や２３支部の観光関連役員・評議員による「地域の魅力向上懇談会」などを通して、地域の実態を踏まえた政策要望活動を行った。

また、政策と事業の両輪で委員会活動を推進すべく、事業面ではシビックプライド（郷土愛）醸成や「国際文化都市東京」の実現を目的として、前期に引き続き「東京三昧カレンダー」や都内観光事業者等による展示・物産イベントを推進。さらに、「東京三昧カレンダー特別号」の発刊や「ツーリズムＥＸＰＯジャパン」への出展、都立高校生向けの出前授業などを通じ、国内外の幅広い層に向けて東京の魅力を発信した。

1)　委員会

４月　４日　（４２名）　講演　「今後の観光政策について」
国土交通省　観光庁次長　　秡　川　直　也　氏
講演　「東京都の観光施策～観光産業の復活と持続的な成長に向けて～」
東京都産業労働局　観光部長　　向　井　一　弘　氏
討議　トラベル＆ツーリズム委員会 活動方針（案）について

５月２５日　（３６名）　講演　「シビック・プライド醸成に向けて事業者が取り組むべきこと」
(公財)ハイライフ研究所　副理事長　　榎　本　　元　氏
討議　「ツーリズム産業の基幹産業化に向けた産業振興に関する重点要望（素案)」について

９月１５日　（３５名）　講演　「ツーリズムの基幹産業化に向けたＭＩＣＥの可能性」
㈱ＪＴＢ総合研究所　主席研究員　　小　泉　　靖　氏
講演　「東京都のＭＩＣＥ誘致戦略と誘致・開催支援」
(公財)東京観光財団　コンベンション事業部長　　戸　田　加寿子　氏
報告　「東京三昧カレンダー特別号」について

３月２７日　（３４名）　講演　「大阪・関西万博に向けた取り組みについて」
大阪商工会議所　地域振興部長兼万博協力推進室長
玉　川　弘　子　氏
報告　「第１回地域の魅力向上懇談会」結果概要について
討議　２０２４年度ツーリズム要望骨子案について

2)　幹事会

３月１９日　（　３名）　討議　２０２４年度ツーリズム要望骨子案について
意見交換

3)　地域の魅力向上懇談会

３月　５日　（２３名）　意見発表
（１）ビヨンドコロナにおける地域の観光に関する現状について
（２）誘客促進に向けた新たな取組みや工夫、それに伴う課題や必要な支援等
（３）シビックプライド醸成に繋がる地域の取組み事例について

4)　東京三昧カレンダー

２０２１年に秋号を創刊以来、東京２３区の観光協会・区役所協力のもと、都内で各月毎に行われる魅力的なお祭りやイベント等の地域密着情報を、四半期に１回、デジタルブック形式で発刊している。

１１月にデジタルブックと紙媒体で発刊した特別号では、日本の四季や伝統文化を感じられる観光情報を、春・夏・秋・冬の順に１２か月分紹介。コロナ禍から急速に回復しているインバウンド需要を踏まえ、外国人にも日本文化に対する理解と関心を高めてもらうことを目的として、日本語版と英語版を同時発刊した。

６月　１日　「東京三昧カレンダー２０２３夏号」発刊　表示回数　１，２６４（６月１日～８月３１日）

９月　１日　「東京三昧カレンダー２０２３秋号」発刊　表示回数　１，２１７（９月１日～１１月３０日）

１１月　１日　「東京三昧カレンダー特別号」発刊（日本語版・英語版）
初版発行部数　日本語版１万部、英語版２万部

１２月　１日　「東京三昧カレンダー２０２３冬号」発刊　表示回数　６３７（１２月１日～２月２９日）

３月　１日　「東京三昧カレンダー２０２４春号」発刊

※今後実施する各種事業において効果的に「東京三昧」を使用し、使用に際して制約を受けることがないよう、１２月１３日付、「東京三昧」の商用登録（第９類、第１６類、第４１類）を行った。

5)　視察会

本年度は国内視察会を２回実施。１０月には、２年後に万博開催を控える大阪の状況やツーリズムの最新トレンドを体感すべく、「ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２３大阪・関西」を視察。大阪商工会議所・ツーリズム振興委員会との意見交換やインバウンド旅行客で賑わう黒門市場商店街視察などを実施した。

２月には、国際的な認証団体が選ぶ「世界の持続可能な観光地」において、歴史的資源を活用した観光まちづくりの取組みが「文化・伝統保存」部門で世界１位を受賞した愛媛県大洲市を視察。併せて、松山商工会議所・宮﨑光彦副会頭（㈱宝荘ホテル社長）による講演、解説により道後温泉の歴史と現状、景観整備を始めとした観光まちづくりを学び、日々整備が進められている道後温泉のまちを視察した。

１０月２７日・２８日　（　７名）　ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２３大阪・関西視察会

２月　５日　最新商業施設＆ユニークベニュー視察会
※商業部会、商業卸売部会 主催、流通・サービス委員会 共催
※降雪のため中止

２月２７日・２８日　（１１名）　愛媛県大洲・松山視察会

6)　展示・物産イベント「東京三昧 夏の陣」

東京の多彩な魅力に触れ、関心を深めていただくことを通じて、東京への郷土愛（シビックプライド）を醸成することを目的とした、都内観光事業者・観光団体等による展示・物産イベント。昨年度までは、「ＴＯＫＹＯショーケース」として開催していたが、当委員会で定期発刊している「東京三昧カレンダー」との相乗効果を図る目的で、名称を「東京三昧」に改めて開催した。

７月２６日・２７日　会　場：東京商工会議所 本部ビル１階 多目的スペース内
出展団体：①小川産業㈱
②(資)塩瀬総本家
③玉川食品㈱
④(公財)東京都歴史文化財団
⑤㈱ときわ商会
⑥㈱豊島屋本店
⑦㈱羽田麦酒

7)　ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２３大阪・関西

約１５万人が来場した世界最大級の旅の祭典「ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２３大阪・関西」にて、東京都・（公財）東京観光財団と連携して出展を行った。これまで当委員会で推進をしてきた「東京の魅力再発見プロジェクト」（「東京三昧カレンダー」、「視察会」、「展示・物産展」）に関するパネル展示のほか、「東京三昧カレンダー特別号」の先行配布を行い、大阪・関西圏からの訪都需要を喚起した。

１０月２６日～１０月２９日　　会　場：インテックス大阪

8)　「２０２５年日本国際博覧会に向けたツーリズム振興のための包括連携協定」締結

東京商工会議所と大阪商工会議所は、日本のツーリズム産業の持続的な成長に寄与するべく、２０２５年日本国際博覧会の機運醸成、および万博を活かしたインバウンド促進について、相互に連携・協力することに合意し、包括連携協定を締結した。大商にて行われた調印式の後、大商・ツーリズム振興委員会（委員長＝福島（公財）大阪観光局会長）との意見交換を実施した。

１０月２７日　（１２名）　包括連携協定調印式

説明　「大阪・関西万博に向けた取り組みについて」

大阪商工会議所　ツーリズム振興委員長　　福　島　伸　一　氏

同　地域振興部部長　　藤　田　法　子　氏

同　地域振興部長兼万博協力推進室長　　玉　川　弘　子　氏

意見交換

9)　オンラインセミナー

８月　７日～　９月２９日　（１１２名）

東京におけるウェルネスツーリズムの可能性

ｗｅｌｆ．ｍ.（一社）　ファウンダー　　善　井　　靖　氏

10）出前授業

本授業は、シビックプライド（郷土愛）の醸成により、将来のツーリズム産業を支える担い手を育成する観点に基づき、東京都立芝商業高等学校協力のもと、同校に通う高校二年生、約１３０名に向けて開催。

１２月２１日　　観光による地域活性化とシビックプライドの醸成

副会頭・トラベル＆ツーリズム委員長　　田　川　博　己

11）国土交通省幹部と東京商工会議所３委員長との懇談会

１１月３０日　（１４名）　　開会　東京商工会議所　副会頭　首都圏問題委員長

野　本　弘　文

国土交通省　事務次官　　和　田　信　貴　氏

説明　a. 各委員会の重要政策課題について

・東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等について

・ツーリズム産業の基幹産業化に向けたわが国の産業振興について

・国の災害・リスク対策について

b. 国土交通省　令和６年度概算要求・令和５年度補正予算について

国土交通省　大臣官房長　　寺　田　吉　道　氏

懇談

閉会　　国土交通省　総合政策局長　　長　橋　和　久　氏

東京商工会議所　専務理事　　石　田　　徹

※３委員会（首都圏問題委員会、トラベル＆ツーリズム委員会、災害・リスク対策委員会）合同開催

12）「国際文化都市東京」の実現に向けた研究会

「国際文化都市東京」の実現に向けた研究や機運醸成を行うことを目的に２０２３年４月、首都圏問題委員会、トラベル＆ツーリズム委員会、東京の将来を考える懇談会の合同で本研究会を設置した。東京に刻まれた歴史・文化を活かした街なみ・景観整備の推進や歴史・文化等の地域資源を活用したインバウンド誘客を研究テーマとし、提言・要望等の検討や視察会を行った。

６月１４日　（１２名）　研究会
講話　現代東京の構造と江戸の遺産
作家・江戸歩き案内人　黒　田　　涼　氏
意見交換　「国際文化都市東京」の実現に向けた研究会活動計画（案）について

９月２８日　（１３名）　研究会
講話　歴史まちづくり法とその活用
国土交通省　都市局　公園緑地・景観課　景観・歴史文化環境準備室
課長補佐　森　井　康　裕　氏
講話　江戸東京の歴史文化、暮らし、アートを未来につなぐ
國學院大學　観光まちづくり学部　教授　椎　原　晶　子　氏
報告　a. 委員会における要望状況
b. 夏期セミナーの結果概要
c. 当面のスケジュール

１１月１４日　（１２名）　上野視察会
歴史文化区域形成のモデルエリアとして、上野・谷中エリア（寛永寺、市田邸等）を視察

⑱　流通・サービス委員会

差し迫った物流危機（２０２４年問題）への対応や昨今の物価高における適正な価格転嫁等の課題を重点テーマとして掲げ、流通・サービス業全体の生産性向上に向けて取り組んだ。

物流問題については、緊急に対応が必要なため、調査・研究する専門委員会を立ち上げた。当専門委員会では、荷主事業者と物流事業者の両者の側面から意見を取りまとめ、政府の「持続可能な物流の実現に向けた検討会」最終取りまとめ（案）に係るパブリックコメントに対して提出した。

また、流通・サービス業の取組事例を紹介するサイト「経営のミカタ」を立ち上げ、取組事例の情報発信を行った。

1）　委員会

６月２９日　（２３名）　報告　「持続可能な物流の実現に向けた検討会」の最終取りまとめ（案）に対するパブリックコメントの提出について
講演　「流通・サービス業の適正な価格転嫁に向けて」
日本政策金融公庫総合研究所　主任研究員　山　口　修　平　氏
討議　今後の事業案について

１０月２９日　（２７名）　講演　「値上げのマーケティング～適正な価格転嫁に向けて～」
(公財)流通経済研究所　主席研究員　折　笠　俊　輔　氏
討議　「経営のミカタ」企業事例紹介について

３月２１日　（２８名）　講演　「生産性の課題と道筋」
第一生命経済研究所　経済調査部
首席エコノミスト　熊　野　英　生　氏
討議　２０２３年度の活動について
今後の委員会活動（案）について

2)　委員長・共同委員長会議

２月１５日　（　５名）　議題　２０２３年度の活動について
今後の委員会活動（案）について
自由討議

3)　専門委員会

４月２５日　（１２名）　講演　「現状認識と課題の整理」
流通経済大学　流通情報学部　教授　　矢　野　裕　児　氏
討議　専門委員会の活動予定（案）について

６月　２日　（１０名）　講演　「持続可能な物流の実現に向けた検討会について」
経済産業省　商務・サービスグループ
消費・流通政策課長　物流企画室長　　中　野　剛　志　氏
討議　「持続可能な物流の実現に向けた検討会」最終取りまとめ（案）に対する意見（素案）

６月２７日　（１０名）　講演　「２０２４年物流の問題をロジスティクスで解決するとき」
(公財)日本ロジスティクスシステム協会 理事
ＪＩＬＳ総合研究所　所長　　北　條　　英　氏
討議　「持続可能な物流の実現に向けた検討会」最終取りまとめ（案）パブリックコメントに対する意見の提出について

９月２２日　（９名）　報告　「持続可能な物流の実現に向けた検討会」最終取りまとめ（案）のパブリックコメントに対する意見の提出について
討議　物流２０２４年問題の対応に係る最近の動向

4)　事例サイト「経営のミカタ」

流通・サービス業を取り巻く環境が大きく変化している中、 企業が経営課題を乗り越え、事業活動を活性化していくためのヒントとなる情報提供を目的として、流通・サービス事業者の取組を紹介する事例サイト「経営のミカタ」を７月３１日に開設した。

当サイトでは、昨年度に発刊した「東京２３選　経営のミカタ～中小　流通・サービス業の取組事例」に掲載の２３社の事例に加え、物価高における商品・サービスの見直しや業務改善などに取り組む１３社の事例を追加した。東京２３区（および近隣地区）の中小・小規模の流通・サービス業を中心とした事業者に対してヒアリングを実施し、随時事例を掲載している。

5)　オンラインパネルディスカッション「流通・サービス業界　価格戦略のこれから」

事例紹介サイト「経営のミカタ」の開設を記念して、中小企業の価格交渉・価格戦略に精通したコンサルタントと「経営のミカタ」掲載企業３社の代表者とのパネルディディスカッションを通して、利益を拡大する価格マネジメント方法や商品の付加価値向上につながる情報発信のため実施した。

１１月２９日（６９名）　モデレーター　㈱ゼロプラス 代表取締役社長　大　場　正　樹　氏
登壇者　㈱三益　代表取締役　東海林　美　保　氏
㈱トライフル 代表取締役社長　久　野　華　子　氏
㈱東京蔵屋敷．ｃｏｍ　代表　石　塚　将　武　氏

6)　オンラインセミナー

１０月２日～１１月３０日（２７２名）「今からでも間に合う！
荷主が知っておくべき２０２４年問題対策」
船井総研ロジ㈱　取締役常務執行役員　　赤　峰　誠　司　氏

7)　最新商業施設＆ユニークベニュー視察会

２月　５日　　視察先　三井ショッピングパーク　ららテラスHARUMI　FLAG
SMALL WORLDS Miniature Museum
※商業部会、商業卸売部会 主催、トラベル＆ツーリズム委員会 共催
※降雪のため中止

⑲　中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会

1)　委員会

４月１１日（５９名）　協議　「中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会　活動方針（案）について」
「中小企業のデジタルシフト・ＤＸ実態調査 ワーキンググループ設置について」
説明　「『デジタルシフト推進サポート』（ぴったりＤＸ）事業について」

１０月１１日（４５名）　説明　「『中小企業のデジタルシフト・ＤＸ実態調査』の結果について」
「『デジタル人材育成に関する教育機関との意見交換』について」
「『各教育機関のデジタル人材育成の取り組み』について」
※デジタル人材育成に関する教育機関との意見交換会 併催

１月２９日（３８名）　説明「専門学校東京ビジネス外語カレッジの紹介」
「デジタル・ビジネスコースでの学びについて（学生による発表）」
「前回の意見交換会の内容の振り返りについて」
※デジタル人材育成に関する教育機関との意見交換会 併催
※視察・学生との交流を兼ねて「専門学校東京ビジネス外語カレッジ」
（豊島区南池袋１丁目１３−１３）にて開催

2)　支部との懇談会

２月２０日（１１名）　ブロック別政策懇談会（城北ブロック）
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
内容：取引状況／付加価値向上に向けた取り組み／人手不足への対応／事業承継・金融をテーマに討議
※中小企業委員会、イノベーション・スタートアップ委員会、事業承継対策委員会との共催

２月２８日（１２名）　ブロック別政策懇談会（城南ブロック）
参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田
内容：取引状況／付加価値向上に向けた取り組み／人手不足への対応／事業承継・金融をテーマに討議
※中小企業委員会、イノベーション・スタートアップ委員会、事業承継対策委員会との共催

３月　６日（１０名）　ブロック別政策懇談会（城東ブロック）
参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川
内容：取引状況／付加価値向上に向けた取り組み／人手不足への対応／事業承継・金融をテーマに討議
※中小企業委員会、イノベーション・スタートアップ委員会、事業承継対策委員会との共催

３月１３日（１１名）　ブロック別政策懇談会（城西ブロック）
参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬
内容：取引状況／付加価値向上に向けた取り組み／人手不足への対応／事業承継・金融をテーマに討議
※中小企業委員会、イノベーション・スタートアップ委員会、事業承継対

策委員会との共催

3)　「デジタルシフト推進サポート」事業

a. コンセプト

生産性向上と経営課題の解決を目的とした中小企業のデジタルシフトを推進するため、ＩＴの「導入」から「活用」へのシフトと「活用」のレベルアップを支援する事業。会員向けサービスを「ぴったりＤＸ」として提供。

b．主な事業

(a) デジタル人材育成支援

中小企業のデジタルシフト・ＤＸの大きな課題であるデジタル人材育成を支援するため３つの支援サービスを展開。

ｉ．東商リスキリング応援メニュー

デジタル分野における従業員のリスキリング（学びなおし）を応援するサービスに会員優待を付け提供。

提供企業：㈱アイデミー（サービス名：Ａｉｄｅｍｙ　Ｂｕｓｉｎｅｓｓ）、WHITE㈱（サービス名：ＭＥＮＴＥＲ）、㈱ベネッセコーポレーション（サービス名：Ｕｄｅｍｙ　Ｂｕｓｉｎｅｓｓ）

ⅱ．デジタル人材育成ナビ

社内デジタル人材育成を応援するサービスを紹介するナビサイト。

登録件数：２２件

ⅲ．東商デジタルアカデミー

「東商ビジネススクール」のパッケージ型講座の１つとして、デジタル人材を育成する講座群を提供。

のべ受講者数：５６１件

(b) デジタルサポートプレミアム

デジタルシフト・ＤＸ推進に役立つツールを会員限定の優待をつけて提供。２０２４年３月末現在のデジタルサービス・ツール数は１４社、２４サービス。

○デジタルサービス・ツール提供企業およびサービス名（順不同）

企業名	サービス名
日本マイクロソフト㈱	Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ３６５
㈱ＤＯＮＵＴＳ	ジョブカン勤怠管理
	ジョブカン給与計算
	ジョブカン労務ＨＲ
㈱マネーフォワード	マネーフォワードクラウド
ＴＯＰＰＡＮ㈱	ＶｏｉｃｅＢｉｚ
大興電子通信㈱	ＡｐｐＧｕａｒｄ
	ＱＵＡＬＩＴＹＳＵＩＴＥエンドポイントサービス
	Ｄｅｅｐ　Ｉｎｓｔｉｎｃｔ
ＳＴＯＲＥＳ㈱	ＳＴＯＲＥＳネットショップ
	ＳＴＯＲＥＳ決済
	ＳＴＯＲＥＳ予約
	ＳＴＯＲＥＳレジ
ＳＭＢＣ ＧＭＯ ＰＡＹＭＥＮＴ㈱	ｓｔｅｒａ　ｐａｃｋ
東日本電信電話㈱	おまかせクラウドアップセキュリティ
ジェイグラブ㈱	ｊ－Ｇｒａｂ　Ｍａｌｌ
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱	ＬＩＮＫＥＥＴＨ　ＡＬＣ　ＣＨＥＣＫ
	モバイル空間統計　人口マップ

	まるごとビジネスサポート
	ＢＣｏｎｎｅｃｔｉｏｎデジタルトレード
セイコーソリューションズ㈱	ＢａｃｋＳｔｏｒｅ
富士フイルムビジネスイノベーション㈱	ｋｉｎｔｏｎｅ
ＳＡＴＯＲＩ㈱	ＳＡＴＯＲＩ
弁護士ドットコム㈱	クラウドサイン

(c) デジタルサービスぴったりナビ

中小企業・小規模事業者向けデジタルツール・サービスを紹介するナビサイト。

掲載数：２０１件（１３０社）（うち２０２３年度新規掲載：７９件（６１社））

(d) デジタルツール・サービス導入相談

「デジタルツール・サービスを導入したいが、何が良いか、どのような手順で進めれば良いのか分からない」というお悩みに対し、デジタル・ツールやＩＴベンダー選定に関するアドバイスを行う相談を提供。

相談件数：累計８２件（うち２０２３年度：７１件）

(e) サイバーセキュリティ対策

ｉ．東商サイバーセキュリティコンソーシアム

「ぴったりＤＸ」のウェブサイトを通じて、サイバーセキュリティ対策支援サービスの提供を実施。

・「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」参画企業

ＴＯＰＰＡＮ㈱、三菱電機㈱、東京海上日動火災保険㈱、富士フイルムビジネスイノベーション㈱、東日本電信電話㈱

ⅱ．セミナー

＜ハイブリッド（会場集合＆Ｚｏｏｍライブ配信）＞

８月３日（参加者数：５１名）

「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」セミナー＆相談会

～中小企業が、自社が、あなたが狙われる！巧妙化する攻撃へ対策を～

①「サイバー空間をめぐる脅威の情勢とサイバーセキュリティ対策」

警視庁サイバーセキュリティ対策本部、東京都警察情報通信部

②「中小企業もさらされる標的型攻撃の脅威～事例と対策を解説～」

ＡｉｒｏｎＷｏｒｋｓ㈱　ＶＰ　ｏｆ　Ｓａｌｅｓ　奥　山　晃　次　氏

＜ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信＞

９月２１日～１０月２７日（申込数：３７名）

「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」セミナー＆相談会

～中小企業が、自社が、あなたが狙われる！巧妙化する攻撃へ対策を～

警視庁サイバーセキュリティ対策本部、東京都警察情報通信部

ＡｉｒｏｎＷｏｒｋｓ㈱　ＶＰ　ｏｆ　Ｓａｌｅｓ　奥　山　晃　次　氏

※８月３日セミナーの録画配信

１２月１５日～　１月２６日（申込数：７３名）

「中小企業・小規模事業者必見！最新のサイバー脅威と対策

～標的型攻撃メール訓練結果から読み解く～」

ＡｉｒｏｎＷｏｒｋｓ㈱　アナリスト　浅　井　正　史　氏

カスタマーサクセスマネージャー　中　山　昴　氏

セールスマネージャー　方　尚　氏

ⅲ．「標的型攻撃」メール訓練

中小企業・小規模事業者の経営者や担当者のサイバーセキュリティに対する意識向上と対策強化を促すことを目的に「標的型攻撃」メール訓練を実施。

【実施期間】

９月２５日～２９日

【訓練方法】

訓練対象者のメールアドレスに「標的型攻撃メール（訓練用）」を送信。

訓練対象者がメール本文内のＵＲＬをクリックした場合に「開封」としてカウント。

【訓練対象】

東商会員企業（従業員３００名以下）の経営者・従業員（公募）６５社・団体、５２６名

※当訓練は、ＡｉｒｏｎＷｏｒｋｓ㈱が提供するサービスを利用。

【全体開封率】

７．８％（送信数５２６件、開封数４１件）

【調査結果】

１１月２４日にウェブサイトにて公表

(f) セミナー

＜ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信＞

４月２１日～　５月２２日（参加者数：４９名）

経営課題から見る、バックオフィス改革～電子契約で契約業務をＤＸ～

弁護士ドットコム㈱　クラウドサイン事業本部　シニアPDM/上級エヴァンジェリスト　　平　松　英　二　氏

５月１２日～　６月１５日（参加者数：６７名）

今から始める！中小企業のデジタル人材育成

東京理科大学　経営企画部　次長　　小　原　正　之　氏

６月　９日～　７月１０日（参加者数：９７名）

現場から始める！製造業のＤＸ入門セミナー

オムロン㈱　イノベーション推進本部　データ活用ソリューション事業部　　小　森　吾　朗　氏

６月２６日～　７月２８日（参加者数：４７名）

知って得する！自社で使えるＩＴ・デジタル関連支援策 活用セミナー

㈱テクノスイッチ　社長　　中　島　竜　郎　氏

７月　４日～　８月　４日（参加者数：４５名）

今後狙うは中国・東南アジア！越境ＥＣ運営とＳＮＳ活用のポイント

㈱ＳＩパートナーズ　社長　　重　延　勇　矢　氏

７月２０日～　８月３１日（参加者数：１３２名）

これで丸わかり！中小企業の生成ＡＩ活用入門セミナー

㈱トランス・ニュー・テクノロジー　社長　　木　村　光　範　氏

７月２６日～　８月３１日（参加者数：４９名）

これから始める！中小企業のＳＥＯセミナー

ＵＴＡＧＥ総研㈱　社長　中小企業診断士　　山　口　　亨　氏

９月２１日～１０月２７日（参加者数：３７名）

東商サイバーセキュリティコンソーシアムセミナー～中小企業が、自社が、あなたが狙われる！巧妙化する攻撃へ対策を～

警視庁サイバーセキュリティ対策本部、東京都警察情報通信部

ＡｉｒｏｎＷｏｒｋｓ㈱　ＶＰ　ｏｆ　Ｓａｌｅｓ　　奥　山　晃　次　氏

９月２８日～１０月２７日（参加者数：８４名）

売上アップにつながる！自社ホームページのリニューアルのはじめ方

㈱サクシード　取締役　ＤＸ戦略責任者　（特）ＩＴコーディネータ協会

Ｗｅｂ活認定コンサルタント　　新　井　祐　介　氏

１０月１０日～１１月３０日（参加者数：６０名）

ＤＸによる基幹業務バックオフィスの効率化について
ＮＥＣネクサソリューションズ㈱　サービスプラットフォームソリューション事業部
１１月２４日～１２月２８日（参加者数：８１名）
中小企業における生成ＡＩ活用とデジタル人材育成最前線
(一社)日本ディープラーニング協会　専務理事　岡　田　隆太朗　氏
１２月１５日～　１月２６日（参加者数：７３名）
中小企業・小規模事業者必見！最新のサイバー脅威と対策～標的型攻撃メール訓練結果から読み解く～
ＡｉｒｏｎＷｏｒｋｓ㈱　アナリスト　浅　井　正　史　氏
カスタマーサクセスマネージャー　中　山　昴　氏
セールスマネージャー　方　尚　氏
１２月２６日～　１月３１日（参加者数：１１５名）
人材不足、経営課題解決への新たな道！中小企業のためのＡＩ導入とＤＸ推進セミナー
ＨｏｒｉｚｏｎＨｅａｄ＆ｃｏｍｐａｎｙ㈱　社長　澤　村　泰　一　氏
３月　６日～　３月３１日（参加者数：１９名）
ＡＩ時代のリスキリング
(一社)ジャパン・リスキリング・イニシアチブ　代表理事　後　藤　宗　明　氏
３月１１日～　４月３０日（参加者数：６５名）
今進めたい「バックオフィスＤＸ」の第一歩
ノンフィクションライター　酒　井　真　弓　氏
(特)ＩＴコーディネータ協会　Ｗｅｂ活　運営ＩＴＣ　冨　田　さより　氏
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱　ソリューション＆マーケティング本部
パートナービジネス部　パートナーセールス部門　主査　中　澤　淳　氏
㈱マネーフォワード　パートナービジネス部　平　田　高　之　氏
㈱ＤＯＮＵＴＳ　ジョブカン事業部　パートナーチーム　牟　田　夏　波　氏
３月２２日～　４月２６日（参加者数：３９名）
社員の可能性を引き出す！デジタル人材育成とＤＸの「道筋」見える化推進セミナー
㈱オンギガンツ 代表取締役　松　田　雄　馬　氏

＜会場集合・Ｚｏｏｍライブ配信＞
１２月　８日（参加者数：６６名）
人材不足、経営課題解決への新たな道！中小企業のためのＡＩ導入とＤＸ推進セミナー
ＨｏｒｉｚｏｎＨｅａｄ＆ｃｏｍｐａｎｙ㈱　社長　澤　村　泰　一　氏
ＳＢＣ＆Ｓ㈱　ＩＣＴ事業本部　ＤＸ推進部　部長　嶋　崎　善　夫　氏
３月２２日（参加者数：４３７名）
中小企業のための生成ＡＩ活用カンファレンス２０２４
東京大学大学院 工学系研究科 教授／(一社)日本ディープラーニング協会 理事長
松　尾　豊　氏

(g) 好事例紹介

売上向上、業務効率化などを目的として、ＩＴ・デジタル技術の活用により経営課題の解決が実現した会員企業の取り組みをコラム形式で東商ウェブサイトにおいて紹介。
掲載数：３８社

(h) ちょこっとデジタル相談

初歩的なパソコンの操作方法やデジタルツールの操作・活用方法に関して気軽に電話ができる無料の相談窓口を２０２４年3月３１日まで開設。※当窓口は、アルティウスリンク㈱に委託。

(i) メールマガジン（ぴったりＤＸマガジン）による情報発信

デジタルシフト・ＤＸに関する最新ニュース・用語解説、国・東京都の支援施策の情報、デジタルに関連するセミナーの紹介等、企業のデジタルシフト・ＤＸ推進に役に立つ情報を毎週木曜日配信。

登録件数：１０，５９４件
配信回数：４９回（臨時号含む）

(j) ぴったりＤＸ公式ＬＩＮＥによる情報発信
デジタルシフト・ＤＸ推進に役立つセミナーやイベント情報などをにタイムリーに配信するため、ぴったりＤＸ公式ＬＩＮＥアカウントより不定期にメッセージを配信。
登録件数：３５０件
配信回数：１１回

(k) 教育機関連携
企業のデジタルシフト・ＤＸの大きな課題であるデジタル人材育成支援をより強力に進めるため、大学・専門学校等の教育機関と連携し、デジタル人材育成に係る意見交換・情報交換、事業協力を実施。

ｉ．デジタル人材育成に関する教育機関との意見交換会
１０月１１日（４５名）　説明　「『中小企業のデジタルシフト・ＤＸ実態調査』の結果について」
「『デジタル人材育成に関する教育機関との意見交換』について」
「『各教育機関のデジタル人材育成の取り組み』について」
※中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会 併催
１月２９日（３８名）　説明　「専門学校東京ビジネス外語カレッジの紹介」
「デジタル・ビジネスコースでの学びについて（学生による発表）」
「前回の意見交換会の内容の振り返りについて」
※中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会 併催
※視察・学生との交流を兼ねて「専門学校東京ビジネス外語カレッジ」（豊島区南池袋１丁目１３−１３）にて開催

(l) 他団体連携
企業のデジタルシフト・ＤＸの支援を行っている他団体（支援機関）が密接に連携しながら、課題の共有を行い、定期的な意見交換、事業の相互協力を実施。
○連携団体（順不同）
・(特)ＩＴコーディネータ協会
・(一社)情報サービス産業協会
・(一社)ＩＴキャリア推進協会
・(一社)日本テレワーク協会
・(一社)ＩＣＴ経営パートナーズ協会
・(一社)日本クラウド産業協会
・札幌商工会議所
・仙台商工会議所
・千葉商工会議所
・名古屋商工会議所
・京都商工会議所
・大阪商工会議所
・神戸商工会議所
・広島商工会議所
・福岡商工会議所

(m) ＩＴベンダー連携
ｉ．中小企業とＩＴベンダーの“ぴったり”マッチング（相談会・商談会）

ＩＴツール・サービス導入やデジタル化に課題を抱える中小企業とツール・サービス提供企業（ＩＴベンダー）との接点創出・交流を目的とした相談・商談会を実施。

５月２９日（出展企業：２８社、参加者数：７５名）
９月１９日、１０月１７日（出展企業：２８社、参加者数：６５名）
２月　９日（出展企業：４４社、参加者数：４８名）

ⅱ．ＩＴベンダー協力・共催によるセミナー・相談会

７月２５日（参加者数：１７名）
自社の経営課題をＩＴツールで解決！ＤＸお役立ちセミナー＆展示・相談会
（協力：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱）

２月２７日（参加者数：３６名）
今進めたい「バックオフィスＤＸ」の第一歩」
（共催：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、㈱マネーフォワード、㈱ＤＯＮＵＴＳ）

(n) 生成ＡＩ活用

多方面で注目される、ＣｈａｔＧＰＴをはじめとした生成ＡＩについて、中小企業での活用支援を目的に、中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会の有識者をメンバーとした「生成ＡＩ活用に関する研究会」を設置のうえ各種事業を展開。

ⅰ．研究会

５月２６日（４名）　説明　　「生成ＡＩ活用に関する研究会」について
７月２６日（７名）　説明　　「中小企業のための『生成ＡＩ』活用入門ガイド」について

ⅱ．中小企業のための「生成ＡＩ」活用入門ガイド

研究会監修のもと、中小企業の経営者・従業員の皆様が生成ＡＩを導入・活用するにあたって最低限必要な知識・利活用法・注意事項をまとめたガイドブックをＰＤＦ形式で発行。
（７月２８日　第１版、１０月３１日　第２版）

ⅲ．講演・セミナー・マッチングピッチ

３月２２日（４３７名）
中小企業のための生成ＡＩ活用カンファレンス２０２４

⑳　健康づくり・文化推進委員会

本委員会では、健康経営、感染症対策の普及・啓発や、スポーツを通じた企業の健康づくりの推進を図る。また、企業の文化活動の促進を図る観点から、食文化をはじめ、東京や日本の文化を発掘・発信し、企業に文化に関する体験の場を提供するなど、文化活動を推進する。

1)　委員会

９月１１日　（２８名）講演　「日本の無形文化遺産和「和食」と食文化について」
民族学者・東京農業大学客員教授　　神　崎　宣　武　氏
協議　「金沢文化視察会について」
「ＧＲＡＮＤ　ＣＹＣＬＥ　ＴＯＫＹＯ委員招待枠について」
報告　「ワーキンググループの活動内容について」
「健康経営アドバイザーリニューアルについて」
「今後のスケジュールについて」

２月２８日　（２０名）講演　「食育と健康」
学校法人服部学園　理事長　　服　部　幸　應　氏
報告　「ワーキンググループの活動報告（事例集の発刊）について」
「東京都スポーツ振興審議会（第２９期）について」

「グランドサイクル東京活動報告」
「金沢文化視察会・能登半島地震復興支援懇談会について」
（トラベル＆ツーリズム委員会との共催実施）

2)　文化イベント
４月２５日（１００名）講演　「人生１００年時代のこれからの将棋界
～世代間の強さの違い・デジタルシフトについて～」
日本将棋連盟　　佐　藤　康　光　九段
羽　生　善　治　九段

㉑　中小企業のカーボンニュートラル推進特別委員会

1)　委員会

４月１２日　（４１名）　報告「今期における活動方針（案）について」
講演「中小企業の脱炭素経営と支援策　～地域における支援体制構築に向けて～」
環境省　地球環境局　地球温暖化対策課長　　井　上　和　也　氏
講演「大阪商工会議所における中小企業脱炭素支援について」
大阪商工会議所　産業部長　　松　本　敬　介　氏

５月１７日　（２４名）　報告「カーボンニュートラル支援事業 『Ｔｏｓｈｏ・攻めの脱炭素』(案)について」
報告「東商環境アクションプラン２０２２年度実績報告について」
講演「中小企業向けの脱炭素支援について」
独立行政法人中小企業基盤整備機構　経営支援部　企業支援課　　松　平　桃　子　氏

９月１１日　（３５名）　講演「地域×トランジション　～エネルギー・関連産業を中心とした広域エリア戦略～」
㈱日本政策投資銀行　地域調査部長　　宮　川　暁　世　氏
講演「浜松商工会議所における中小企業向け脱炭素支援について」
浜松商工会議所　産業振興部　工業振興課長　　名　波　佳　紀　氏
報告「東京商工会議所における中小企業向け脱炭素支援について」
※　委員会終了後、立食形式での懇親会を実施

３月１１日　（３３名）　講演「脱炭素ビジネスと中小企業」
日本政策金融公庫総合研究所　研究主幹　　深　沼　　光　氏
報告「全国商工会議所会員事業者向け温室効果ガス排出量見える化ツール導入支援サービスについて」
報告「『Ｔｏｓｈｏ攻めの脱炭素』事業：本年度結果報告および来年度事業概要について」
報告「『中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査』の実施について」

2)　事業活動

８月２２日　『Ｔｏｓｈｏ攻めの脱炭素』ポータルサイト開設
８月２２日　脱炭素支援サービス検索・比較サイト「つながるマッチングサイト」開設
※　５０社・６９サービスを掲載
９月４日　（１８０名）　『Ｔｏｓｈｏ攻めの脱炭素』キックオフセミナー＆東商脱炭素“塾”第１回
９月２１日　（６社）　東商脱炭素“塾”第２回（食料品製造業）

９月２１日　　（８社）　東商脱炭素“塾”第２回（金属製品製造業）
１０月２日　　（２社）　東商脱炭素“塾”第２回（機械製造業）
１０月５日　　（７社）　東商脱炭素“塾”第２回（卸・小売業）
１０月１０日　（４社）　東商脱炭素“塾”第２回（ビル・オフィス）
１０月１８日　（５社）　東商脱炭素“塾”第３回（食料品製造業）
１０月２３日　（８社）　東商脱炭素“塾”第３回（金属製品製造業）
１１月８日　　（２社）　東商脱炭素“塾”第３回（機械製造業）
１１月１０日　（７社）　東商脱炭素“塾”第３回（卸・小売業）
１１月１３日　（４社）　東商脱炭素“塾”第３回（ビル・オフィス）
１２月１２日（６３名）　Ｔｏｓｈｏグリーンビジネスピッチ２０２３（アーカイブ配信含む）
「オープンイノベーション部門」ピッチ登壇企業：
三菱マテリアル㈱、東京ガス㈱
「脱炭素支援サービス部門」ピッチ登壇企業：
㈱ゼロボード、㈱エスコ、あかりレンタルジャパン㈱、東京ガスエンジニアリングソリューションズ㈱
２月２７日　（５４名）　＜東工大×東商＞脱炭素・新技術発表＆情報交換会（アーカイブ配信含む）
東京工業大学　助教　　小　玉　　聡　氏
東京工業大学　教授　　塚　原　剛　彦　氏

3)　セミナー

６月３０日～（２３５名）　【オンラインセミナー(ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信)】ＣＯ２排出量見える化・省エネによる利益向上セミナー【第１回】最初の一歩「脱炭素の基礎知識」と「ＣＯ２排出量の見える化」
㈱ＰＩＤ　代表取締役　最高経営責任者　　嶋　田　史　郎　氏
７月１４日～（８２名）　【オンラインセミナー(ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信)】ＣＯ２排出量見える化・省エネによる利益向上セミナー【第２回】「経営戦略の脱炭素化」と「事業活動の脱炭素化」から考える省エネ
(一社)カーボンマネジメントイニシアティブ　代表理事　　佐々木　　譲　氏
７月３１日～（４１名）　【オンラインセミナー(ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信)】ＣＯ２排出量見える化・省エネによる利益向上セミナー【第３回】補助金を活用したお財布にも環境にもやさしい省エネ
（一社）エコファーム推進機構　理事　　大谷木　　亘　氏
９月１５日～（３５名）　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】再エネ導入で進める脱炭素セミナー【第１回】エネルギーコスト高騰の原因と再エネでの対策
（一社）エネルギー情報センター 理事　　江　田　健　二　氏
１０月４日～（２８名）　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】再エネ導入で進める脱炭素セミナー【第２回】「蓄電池」を活用したより効果的な再エネ導入
㈱リミックスポイント レジリエンス事業部
企画営業グループ　シニアマネージャー　　上　山　貴　志　氏
１０月２５日～（３１名）　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】再エネ導入で進める脱炭素セミナー【第３回】非化石証書を活用したカーボンオフセット術
㈱ホールエナジー　　大　向　真　司　氏
１１月２２日～（３５名）　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】省エネ・再エネに活用できる補助金セミナー【第１回】国の補助金で進める脱炭素
㈱リミックスポイント レジリエンス事業部
補助金グループ　東京営業チーム　マネージャー　　近　藤　文　男　氏
１１月２９日～（３１名）　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】省エネ・再エネに活用

できる補助金セミナー【第２回】東京都の補助金で進める脱炭素
㈱エスコ　ソリューション事業本部　環境ソリューション部　　玉　田　耕　造　氏

㉒　東京の将来を考える懇談会

東京の将来を考える懇談会では、世界における東京の国際競争力の強化こそが日本経済の復活のカギとの考えのもと、今期の活動方針に則り委員会活動を行い、初めて要望をとりまとめ、都に提出した。また、東京の将来にとって重要な少子化対策について、提言に向けた議論を行うべく、「東京における少子化対策専門委員会」を設置し、議論の成果を要望に反映させた。あわせて、歴史・文化エンタメを再認識、再構築することで、より東京や首都圏の魅力を高め、「国際文化都市」を実現していくべく、首都圏問題委員会、トラベル＆ツーリズム委員会と合同で「国際文化都市東京」の実現に向けた研究会を設置した。

1)　委員会

６月２９日　（２４名）　講話　「未来の東京」戦略について
東京都　政策企画局長　　古　谷　ひろみ　氏
報告　a. 基本的な考え方について
b. 「国際文化都市東京」の実現に向けた研究会活動計画について
c. 東京における少子化対策専門委員会活動計画（案）について
d. ツーリズム産業の基幹産業化に向けた東京の産業振興に関する重点要望について

９月１１日　（２５名）　講話　人口減少を乗り越える新成長戦略
デロイトトーマツグループ　執行役
デロイトトーマツインスティチュート 代表　　松　江　英　夫　氏
報告　a. 首都・東京の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望について
b. 中小企業対策に関する重点要望について
c. 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見について
討議　東京の将来に向けた要望（骨子素案）について

１０月２０日　（２１名）　討議　東京の将来に向けた要望（案）について

2)　東京における少子化対策専門委員会

東京の将来にとって重要な少子化対策について、研究・検討を行う専門委員会を２０２４年６月に設置した。主に、少子化の実態・課題の把握、行政の少子化対策の状況把握、提言・要望等の検討、企業や地域における少子化対策促進、周知啓発を行った。

８月　２日　（１１名）　専門委員会
講話　少子化対策の推進に向けた論点整理
東京都　子供政策連携室総合推進部　連携推進課長　　吉　原　史　典　氏
討議　東京における少子化対策専門委員会活動計画（案）について

８月２２日　（１１名）　専門委員会
講話　データで読み解く東京都の少子化の現状
㈱ニッセイ基礎研究所　人口動態シニアリサーチャー　　天　野　馨南子　氏

１０月　３日　（１１名）　専門委員会
討議　東京の将来に向けた要望素案（少子化対策）について
※書面にて開催

３月　４日　（１０名）　専門委員会
報告　a. ２０２３年要望内容の東京都令和６年度予算案への反映状況について

b.今後の取組みについて
討議　「東京在勤の若者世代の結婚・出産意識調査（仮)」について

3)　「国際文化都市東京」の実現に向けた研究会

「国際文化都市東京」の実現に向けた研究や機運醸成を行うことを目的に２０２３年４月、首都圏問題委員会、トラベル＆ツーリズム委員会、東京の将来を考える懇談会の合同で本研究会を設置した。東京に刻まれた歴史・文化を活かした街なみ・景観整備の推進や歴史・文化等の地域資源を活用したインバウンド誘客を研究テーマとし、提言・要望等の検討や視察会を行った。

６月１４日　（１２名）　研究会
講話　現代東京の構造と江戸の遺産
作家・江戸歩き案内人　黒　田　　涼　氏
意見交換　「国際文化都市東京」の実現に向けた研究会
活動計画（案）について

９月２８日　（１３名）　研究会
講話　歴史まちづくり法とその活用
国土交通省　都市局　公園緑地・景観課　景観・歴史文化環境準備室
課長補佐　森　井　康　裕　氏
講話　江戸東京の歴史文化、暮らし、アートを未来につなぐ
國學院大學　観光まちづくり学部　教授　椎　原　晶　子　氏
報告　a.委員会における要望状況
b.夏期セミナーの結果概要
c.当面のスケジュール

１１月１４日　（１２名）　上野視察会
概要　歴史文化区域形成のモデルエリアとして、上野・谷中エリアを視察
訪問先　寛永寺、市田邸、谷中エリア

(10) 会頭の支部訪問

①　城西ブロック

４月２４日　（１２名）　視察・説明「ＳＨＩＢＵＹＡ　ＳＫＹ・渋谷駅桜丘口地区」
（１５名）　会頭・城西ブロック担当副会頭と支部会長との懇談会
会場：ハイアットリージェンシー東京
テーマ「地域の景況」について

②　城東ブロック

９月１１日　（１０名）　視察・説明「彌生ヂーゼル工業㈱」
（１７名）　会頭・城東ブロック担当副会頭と支部会長との懇談会
会場：タワーホール船堀
テーマ「地域の景況」について

③　城北ブロック

１１月１５日　（　８名）　視察・説明「㈱ルケオ」
（１６名）　会頭・城北ブロック担当副会頭と支部会長との懇談会
会場：ホテル椿山荘東京
テーマ「地域の景況」について

(11) 会頭・副会頭・支部会長との懇親会

１２月　５日　（３６名）　会場：帝国ホテル

(12) 第１回　東京商工会議所　支部会長会議

３月２５日　　（２５名）　　会場：東京商工会議所　ＲｏｏｍＢ１-２

(13) ブロック別政策懇談会

２０２１年度より中小企業部、地域振興部、産業政策第一部、産業政策第二部が実施する政策懇談会を参加者入替制で東西南北のブロックで各１回、合計４回の政策懇談会として開催。

① 城北ブロック

２月２０日　　於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ１-２、Ｂ１-２

「中小企業委員会、事業承継対策委員会、
イノベーション・スタートアップ委員会、
中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会（１３名）」
「まちづくり（首都圏問題委員会、災害・リスク対策委員会）（　９名）」
「税制（税制委員会）（　８名）」
「労働（労働委員会、多様な人材活躍委員会）（　９名）」

② 城南ブロック

２月２８日　　於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ１-５

「中小企業委員会、事業承継対策委員会、
イノベーション・スタートアップ委員会、
中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会（１３名）」
「まちづくり（首都圏問題委員会、災害・リスク対策委員会）（　９名）」
「税制（税制委員会）（　８名）」
「労働（労働委員会、多様な人材活躍委員会）（　９名）」

③ 城東ブロック

３月　６日　　於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ１-５

「中小企業委員会、事業承継対策委員会、
イノベーション・スタートアップ委員会、
中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会（１１名）」
「まちづくり（首都圏問題委員会、災害・リスク対策委員会）（　８名）」
「税制（税制委員会）（　６名）」
「労働（労働委員会、多様な人材活躍委員会）（　７名）」

④ 城西ブロック

３月１３日　　於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ１-５

「中小企業委員会、事業承継対策委員会、
イノベーション・スタートアップ委員会、
中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会（１２名）」
「まちづくり（首都圏問題委員会、災害・リスク対策委員会）（　９名）」
「税制（税制委員会）（　７名）」
「労働（労働委員会、多様な人材活躍委員会）（１０名）」

(14) 青年部

① 総会

７月１８日　（５７名）　※ハイブリッド形式で開催

1)　開会
2)　挨拶　　東京商工会議所青年部　会長　　井　上　博　貴
　　東京商工会議所　理事・事務局長　　湊　元　良　明
3)　議件
a.　理事の選任（案）について
b.　２０２２年度 事業活動報告（案）について
c.　２０２２年度 収支決算（案）について
4)　報告
a.　ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ２０２３について
b.　今後のスケジュールについて
5)　閉会

３月１２日　（５４名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　開会
2)　挨拶　　東京商工会議所青年部　会長　　井　上　博　貴
　　東京商工会議所　常務理事　　小　林　治　彦
3)　議件
a.　２０２４年度 事業計画（案）について
b.　２０２４年度 収支予算（案）について
c.　理事の選任（案）について
d.　監事の選任（案）について
e.　規則の変更（案）について
4)　報告
a.　ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ２０２３について
5)　閉会

②　理事会

４月１１日　（２０名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　２０２３年度の取り組みについて
c.　町田商工会議所との交流事業について
d.　ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ２０２３について
2)　報告
a.　東商本部の委員会活動状況について
b.　今後のスケジュールについて
c.　その他

６月２９日　（１９名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　理事の退任（案）について
c.　各デザイングループ担当事業企画について
d.　本部青年部　懇親ゴルフ会（ＢＡＢＡＳＡＫＩ杯）について
e.　第１２回通常総会上程議案について
(a)　理事の選任（案）について
(b)　２０２２年度事業活動報告（案）について
(c)　２０２２年度収支決算（案）について
2)　報告

a.　八王子ＹＥＧ・町田ＹＥＧとの交流事業について
b.　ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ２０２３について
c.　東商本部の委員会活動状況について
d.　今後のスケジュールについて

９月２８日　（１６名）　※ハイブリッド形式で開催

1)　議件
a.　各デザイングループ企画事業について（フューチャーデザイン）

2)　報告
a.　次期役員改選スケジュールについて
b.　ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ２０２３について
c.　第４３回関東ブロック大会せせらぐ水の街静岡みしま大会について
d.　２３支部青年部幹事長会議について
e.　町田ＹＥＧ・八王子ＹＥＧとの交流事業について
f.　本部青年部　懇親ゴルフ会（ＢＡＢＡＳＡＫＩ杯）について
g.　東商本部の委員会活動状況について
h.　今後のスケジュールについて

１１月３０日　（２０名）　※ハイブリッド形式で開催

1)　議件
a.　参与制度の創設について

2)　報告
a.　各デザイングループ企画事業について
b.　２３支部青年部幹事長会議について
c.　ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ２０２３について
d.　日本商工会議所青年部第４３回関東ブロック大会「せせらぐ水の街静岡みしま大会」について
e.　３月デザイングループ合同事業について
f.　東商本部の委員会活動状況について
g.　今後のスケジュールについて

１２月２１日　（１８名）　※ハイブリッド形式で開催

1)　議件
a.　各デザイングループ企画事業について（ビジネスデザイン）

2)　報告
a.　ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ２０２３について
b.　日本商工会議所青年部第４２回全国大会加賀能登の國いしかわ小松大会について
c.　３月デザイングループ合同事業について
d.　日本工学院専門学校への講師派遣協力について
e.　東商本部の委員会活動状況について
f.　今後のスケジュールについて

２月２０日　（１８名）　※ハイブリッド形式で開催

1)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　会費について
c.　東京ＹＥＧビジョン・行動宣言について
d.　第１３回通常総会における議案について

（ａ）２０２４年度事業計画（案）について
（ｂ）２０２４年度収支予算（案）について
（ｃ）理事の選任（案）について
（ｄ）監事の選任（案）について
（ｅ）規則の変更について
（ｆ）石川県連に対する災害対策積立金による寄付について

2)　報告
a.　日本工学院専門学校への講師派遣について
b.　ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ２０２３について
c.　本部・支部青年部意見交換会について
d.　東商本部の委員会活動状況について
e.　今後のスケジュールについて

③　正副会長会議

４月　６日	（　５名）	理事会上程議案について
５月　２日	（　５名）	次期体制について
６月２６日	（　５名）	理事会上程議案について
９月　６日	（　５名）	次期体制について
１１月３０日	（　５名）	次期体制について
１月１７日	（　５名）	青年部３月イベントについて
１月２５日	（　５名）	理事会上程議案について
２月２０日	（　５名）	理事会上程議案について

④　監事会

５月３０日　（　２名）　1)　議件
a.　２０２２年度事業活動報告（案）について
b.　２０２２年度収支決算（案）について

⑤　２３支部青年部幹事長会議

１０月　３日　（２７名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　次期体制についての説明と意見交換
2)　支部青年部活動紹介

⑥　ＴＯＫＹＯ ＹＥＧ ＡＷＡＲＤＳ ２０２３

渋沢栄一が「論語と算盤」で唱えた「智」「情」「意」のバランスがとれた具体的な取り組みや、青年経済人らしい攻めの経営、時流に先駆けた事業を展開している東京商工会議所２３支部青年部会員企業を顕彰する事業。コロナ禍による逆境を切り拓く契機とすること、また好事例の見える化によりビジネス機会の創出を図ることを目的に、２０２１年度から実施。

1)　顕彰制度の概要
a.　選考基準
下記(a)～(d)の基準に基づき選考
(a)「智」:【知恵・知性・感性】
～世の中の流れを見極め、先駆的かつ健全な企業経営を行っている～
(b)「情」:【情熱・チャレンジ・従業員満足】
～青年経済人や従業員が、熱い想いや志をもって事業・企業経営に取り組んでいる～
(c)「意」:【意思・意識・道徳】

～自社の利益だけではなく、社会への貢献も重視した企業活動を行っている～

(d) 青年経済人らしい攻めの経営や、時流に先駆けた事業を展開していること

b.　表彰

大賞１社、優秀賞１社、奨励賞３社

c.　募集期間

９月１１日～１１月１７日

d.　応募資格

２３支部青年部に所属する会員

e.　選考経過

第一次選考（書類・動画審査）　　１２月１１日

最終選考会（プレゼンテーション審査）　３月　５日

2)　運営組織

東京商工会議所青年部　ＴＯＫＹＯ ＹＥＧ ＡＷＡＲＤＳ運営委員会

3)　応募総数

１３件

4)　選考結果　※同賞内は社名五十音順

大賞	㈱ヒカリ	代表取締役	高　橋　伸　一　氏
優秀賞	㈱明治堂	専務取締役	中　山　公　人　氏
奨励賞	㈱いなみつ	代表取締役	稲　満　信　祐　氏
	合同会社Ｇｔａｌｉａ	代表社員	岩　澤　正　和　氏
	ファイン㈱	取締役	曲　尾　健　一　氏

5)　表彰式

３月５日　於：東京国際フォーラム　ガラス棟会議室　Ｇ７０１

6)　運営委員会

６月２０日，８月２日，１２月１１日（全３回／ハイブリッド・オンライン形式）

⑦　事　業

1)　デザイングループ企画事業

８月３０日　（２０名）　ソーシャルデザイングループ企画

第一部　ツアー「防災体験・映像鑑賞・防災学習 有料ガイド付きツアー」

グループワーク「防災カルタ・防災標語グループワーク」

第二部　グループワーク発表・懇親会

９月１９日　（２１名）　ヒューマンデザイングループ企画講演会

第一部　講演会「体験型講演会　ビジネスにマインドフルネスを取り入れよう！～頭の中を整理し､パフォーマンスを高めるために～」

㈱Ｍｅｌｏｎ　代表取締役　橋　本　大　佑　氏

第二部　懇親会

１１月２７日　（２７名）　フューチャーデザイングループ企画講演会

第一部　講演会「ＡＩ×経営：未来のリーダーシップ」

㈱サンクスＵＰ　ＣＥＯ　松　山　将三郎　氏

第二部　懇親会

３月　５日　（４５名）　デザイングループ合同事業　本支部意見交換会

第一部　基調スピーチ「リーダーシップ論」

青山社中㈱　筆頭代表 ＣＥＯ　朝比奈　一　郎　氏

第二部　グループディスカッション「東商青年部が果たすべき役割について」

⑧　講師派遣協力事業

1)　日本工学院専門学校

２月　１５日　　東京商工会議所プレゼンツ未来学２０２３
『社会人を目指す皆さんへ ～自らの力で楽しく仕事を！～』

⑨ **会員数**　　６９名（２０２４年3月３１日現在）

⑩ **その他**

1)　外部催事への参加

１０月２７日（　４名）　日本商工会議所青年部　第４３回関東ブロック大会「せせらぐ水の街静岡みしま大会」へ参加

３月１５日（１８名）　日本商工会議所青年部　第４３回全国大会「加賀能登の國いしかわ小松大会」へ参加

2)　外部団体との意見交換会

７月２５日　（４３名、うち東商参加者１５名）
町田商工会議所青年部・八王子商工会議所青年部との意見交換会

(15) 女性会

① **総会**

７月１１日（１１５名）　※ハイブリッド形式で開催

1)　開会
2)　議件
a.　２０２２年度事業活動報告（案）について
b.　２０２２年度収支決算（案）について
c.　２０２３年度事業活動計画（案）について
d.　２０２３年度収支予算（案）について
3)　閉会

② **理事会**

４月　５日　（２３名）　※ハイブリッド形式で開催

1)　開会
2)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　東商女性会　制服（案）について
c.　委員会活動・委員会企画事業について
d.　東商女性会　７５周年事業について
3)　討議
a.　委員会運営について
4)　報告
a.　東商本部の委員会活動状況について
b.　今後の予定について
5)　閉会

５月　１０日　（２７名）　※ハイブリッド形式で開催

1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　会費未納による除名について
c.　委員会活動・委員会企画事業について

d.　委員会運営について
e.　２０２４年新年懇親会について
3)　報告
a.　東商女性会　制服（案）について
b.　東商本部の委員会活動状況について
c.　今後の予定について
4)　討議
a.　２０２３年度事業計画（案）・２０２３年度収支予算（案）について
b.　東商女性会７５周年事業について
5)　閉会

６月　７日　（２６名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　委員会活動・委員会企画事業について
c.　東商女性会　７５周年事業について
d.　総会への上程議案について
3)　報告
a.　東商女性会　制服（案）について
b.　東商本部の委員会活動状況について
c.　今後の主な予定について
4)　閉会

７月　５日　（２６名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　委員会活動・委員会企画事業について
c.　東商女性会　７５周年事業について
d.　女性会入会資格について
3)　報告
a.　都内商工会議所女性会共催事業について
b.　全国商工会議所女性会連合会全国大会について
c.　東商本部の委員会活動状況について
d.　今後の主な予定について
4)　閉会

９月　６日　（２５名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　委員会活動・委員会企画事業について
3)　報告
a.　東商女性会　７５周年事業について
b.　全国商工会議所女性会連合会全国大会について
c.　関東商工会議所女性会連合会総会について
d.　東商本部の委員会活動状況について
e.　今後の主な予定について

4)　閉会

１０月１１日　（２４名）　※ハイブリッド形式で開催

1)　開会

2)　議件

a.　会員の入退会（案）について

b.　委員会活動・委員会企画事業について

c.　東商女性会　７５周年事業について

3)　報告

a.　全国商工会議所観光振興大会２０２４ｉｎ水戸について

b.　東商本部の委員会活動状況について

c.　今後の予定について

4)　閉会

１１月　１日　（２５名）　※ハイブリッド形式で開催

1)　開会

2)　議件

a.　会員の入退会（案）について

b.　委員会活動・委員会企画事業について

c.　東商女性会　新年懇親会について

3)　報告

a.　参加費支払い（インボイス対応）について

b.　東商女性会　７５周年事業について

c.　東商本部の委員会活動状況について

d.　今後の主な予定について

4)　閉会

１２月　６日　（２１名）

1)　開会

2)　議件

a.　入会の承認（案）について

b.　委員会活動・委員会企画事業について

3)　報告

a.　東商女性会７５周年事業について

b.　東商女性会新年懇親会について

c.　東商本部の委員会活動状況について

d.　今後の予定について

4)　閉会

１月１０日　（２６名）　※ハイブリッド形式で開催

1)　開会

2)　議件

a.　委員会活動・委員会企画事業について

b.　東商女性会７５周年事業（チャリティーコンサート）について

3)　報告

a.　東商女性会　新年懇親会について

b.　東商本部の委員会活動状況について

c.　今後の予定について

4)　閉会

２月　７日　（２４名）　※ハイブリッド形式で開催

1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
3)　報告
a.　委員会活動・委員会企画事業について
b.　女性起業家大賞について
c.　東商ＬＡＤＹについて
d.　東商女性会　新年懇親会について
e.　東商本部の委員会活動状況について
f.　今後の予定について
4)　閉会

３月１３日　（２３名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　委員会活動・委員会企画事業について
c.　東商ＬＡＤＹについて
3)　報告
a.　関東商工会議所女性会連合会２０２４年度総会　山梨大会について
b.　能登半島地震　災害義援金について
c.　東商本部の委員会活動状況について
d.　今後の予定について
4)　閉会

③　監事会

５月１６日　（　４名）
1)　開会
2)　議件
a.　２０２２度事業活動報告（案）について
b.　２０２２年度収支決算（案）について
3)　閉会

④　正副会長会議

４月　５日	（　５名）	理事会上程議案について
５月１０日	（　５名）	理事会上程議案について
６月　７日	（　５名）	理事会上程議案について
７月　５日	（　５名）	理事会上程議案について
９月　６日	（　５名）	理事会上程議案について
１０月１１日	（　５名）	理事会上程議案について
１１月　１日	（　５名）	理事会上程議案について
１２月　６日	（　５名）	理事会上程議案について
１月１０日	（　５名）	理事会上程議案について
２月　７日	（　５名）	理事会上程議案について
３月１３日	（　５名）	理事会上程議案について

⑤　委員会

1)　交流委員会　　４月５日，５月１０日、６月７日、６月１３日，７月５日、７月２６日、８月９日、８月１８日、９月６日、１０月１１日、１１月１日、１２月６日、１月１０日、３

月１３日（全１４回／ハイブリッド形式）

2)　研修委員会　　４月５日，５月１０日、６月７日、７月５日、９月６日、１０月１１日、１１月１日、１２月６日、１月１０日、３月１３日（全１０回／ハイブリッド形式）

⑥　都内商工会議所女性会会長会議

６月１４日　（　４名）　1)　開会
2)　議題
a.　２０２３年度共催事業について（関商女性連・政策委員会活動）
3)　報告
a.　各女性会の２０２２年度の活動について
4)　閉会

⑦　事　業

1)　新年懇親会
１月３１日（１３９名）　（於：明治記念館）

2)　講演会・交流会等（オンライン・ハイブリッド形式）
６月　７日　（５９名）　新入会員歓迎会（交流委員会企画）
（於：ＡＮＴＨＥＭＢＬＥ ｂｙ Ｍｙ Ｈｕｍｂｌｅ Ｈｏｕｓｅ 丸の内）
７月１１日　（５５名）　講演会「女性の飛躍を促進する思い込みの外し方」（研修委員会企画）
㈱Ｍｅｎｔｏｒ　Ｆｏｒ　代表取締役　　池　原　真佐子　氏
７月２８日　（４５名）　ビジネス交流会（交流委員会企画）（於：東郷記念館）
８月１５日　（５２名）　講演会「人工知能は世界をどう変えるか」（研修委員会企画）
グランドデザイン㈱　社長　　小　川　和　也　氏
９月１１日　（３５名）　セミナー
「ＥＱ（心の知能指数）：エレガントな関係構築と自己管理」（研修委員会企画）
ジャパンラーニング㈱　執行役員　ＨＲＤ・コンサルティングサービス担当　　水　野　　保　氏
１１月１０日　（２７名）　防災体験視察（交流委員会企画）（於：池袋都民防災教育センター）
１２月１１日　（３２名）　年末懇親会（研修委員会企画）（於：伊太利亜飯店 華婦里蝶座）
２月　７日　（２６名）　講演会　「女性起業家大賞について」（研修委員会企画）
ダンウェイ㈱　代表取締役　　高　橋　陽　子　氏
３月２２日　（３５名）　講演会　「女性のリーダーシップと経済的平等」（研修委員会企画）
日本商工会議所青年部　会長　　木　村　麻　子　氏

3)　各地女性会との共催事業
８月　１日　（４６名、うち東商参加者１４名）
「国立天文台（三鷹）・延命寺（武蔵野）」視察
（八王子・武蔵野・町田商工会議所女性会共催・関東商工会議所女性会連合会政策委員会活動）

⑧　会員数　　３１５名（２０２４年3月３１日現在）

⑨　慶弔　　１件

⑩　その他

1)　発行物
a.　会報誌『東商Ｌａｄｙ』第２８号　１，０００部　６月発行

2)　ホームページ
a.　ページビュー数　　４月１日～３月３１日延べ４６，１１２件
b.　会員情報コーナー　会員（掲載希望者）の事業紹介・ＰＲ情報をホームページで紹介

（延べ７社掲載）

3)　主な催事への参加・協力

４月　全国商工会議所女性会連合会　第２２回女性起業家大賞募集協力（３社推薦）

５月１２日　（３４名）　関東商工会議所女性会連合会　２０２３年度総会＜前橋大会＞へ参加
（於：ベイシア文化ホール、前橋商工会議所会館等）

６月２８日　（　３名）　全国商工会議所女性会連合会　合同委員会・理事会（ハイブリッド形式）へ参加
（於：東京商工会議所等）

９月２１日　（　３名）　日本商工会議所第１３７回通常会員総会（ハイブリット形式）へ参加
（於：帝国ホテル）

１０月　５日　（　３名）　全国商工会議所女性会連合会　理事会（ハイブリッド形式）へ参加
（於：朱鷺メッセ）

１０月　５日・６日　（３４名）　第５４回全国商工会議所女性会連合会　新潟全国大会へ参加
（於：朱鷺メッセ　新潟コンベンションセンター等）

１０月２５日　（　１名）　武蔵野商工会議所女性会　創立４０周年記念式典へ参加
（於：吉祥寺東急ＲＥＩホテル）

２月２１日～２３日　（１９名）　全国商工会議所観光振興大会２０２４ｉｎ水戸へ参加
（於：水戸市民会館等）

３月　６日　（　３名）　全国商工会議所女性会連合会　常任委員会・理事会（ハイブリッド形式）へ参加
（於：銀座ユニーク７丁目店等）

３月２２日　（　１名）　日本商工会議所第１３８回通常会員総会（ハイブリッド形式）へ参加
（於：東京會舘）

(16) 国際会議

①　アジア商工会議所連合会（ＣＡＣＣＩ）

1)　第３７回ＣＡＣＣＩ総会

１１月６日～７日

開催地：ネパール（カトマンズ）

概　要：ネパール商工会議所がホストとなり、アジア太平洋２５カ国より経済界や商工会議所の代表者など約４００名が参加し、「Ｃｈａｍｂｅｒｓ　ｏｆ　Ｃｏｍｍｅｒｃｅ　－　Ｈｅｌｐｉｎｇ　Ｂｕｓｉｎｅｓｓｅｓ　Ｇｅｔ　ＳＥＴ　（Ｓｕｓｔａｉｎａｂｉｌｉｔｙ，Ｅｎｔｒｅｐｒｅｎｅｕｒｓｈｉｐ　ａｎｄ　Ｔｒａｄｅ）　ｆｏｒ　ｔｈｅ　Ｆｕｔｕｒｅ」をテーマに掲げ、有識者による講演やパネルディスカッション、ネットワーキング等が行われた。

②　世界商工会議所連合（ＷＣＦ）

1)　第１３回世界商工会議所大会ジュネーブ大会

６月２１日～２３日

開催地：スイス（ジュネーブ）

概　要：世界商工会議所連合（ＷＣＦ）は、貿易・ビジネスの促進やネットワーキングを目的に２年に１回世界各国で大会を開催している。本大会は「多国間主義による平和と繁栄の達成」を共通テーマに、第１日目は「多国間主義」、第２日目は「イノベーション」、第３日目は「持続可能性」に焦点を当て、３日間にわたり様々なセッションが行われた。世界各国の商工会議所等から約１，５００名（日本から１０名）が参加した。

③　ＡＳＥＡＮ・日本経済協議会日本委員会（ＡＪＢＣ）

1)　２０２３年度総会（２０２２年度収支決算（案）・事業報告（案）および２０２３年度収支予算（案）・事業計画（案）の承認）

７月２４日（紙上総会）

2)　ＡＳＥＡＮ首脳歓迎昼食会（主催:日本商工会議所・日本経済団体連合会）
１２月１８日（１２０名）
開催地：経団連会館・国際会議場
a. 歓迎挨拶　日本経済団体連合会　会長　十　倉　雅　和　氏
b. 挨拶　インドネシア共和国大統領　ジョコ・ウィドド　閣下
内閣総理大臣　岸　田　文　雄　氏
c. 乾杯挨拶　日本商工会議所副会頭・横浜商工会議所会頭
上野トランステック㈱　代表取締役ＣＥＯ　上　野　孝　氏
d. 昼食
e. 閉会

3)　セミナー「ＡＳＥＡＮ主要国の現状と専門家による解説～未来の日ＡＳＥＡＮ関係の展望～」
２月２９日（２５名）
開催地：東京商工会議所会議室
概要：ＡＳＥＡＮ（インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン）の最新現地情勢と進出日系企業のビジネス活動状況
講師：日本貿易振興機構　調査部 アジア大洋州課
課長　岩　上　勝　一　氏
課長代理　田　口　祐　介　氏
尾　﨑　航　氏
山　口　あず希　氏

4)　日ＡＳＥＡＮビジネスウィーク
a.　オープニングセッション
６月５日
開催地：虎ノ門ヒルズフォーラム（ハイブリッド）
(a)　開会挨拶
経済産業大臣　西　村　康　稔　氏
(b)　挨拶
ＡＳＥＡＮ事務総長　カオ・キムホン　氏
インドネシア工業大臣　アグス・グミワン・カルタサスミタ　氏
フィリピン貿易産業大臣　アルフレド・パスクアル　氏
ＡＳＥＡＮビジネス諮問評議会議長　アルシャド・ラシッド　氏
日本商工会議所　会頭　小　林　健
東アジア・アセアン経済研究センター　事務総長　西　村　英　俊　氏

b.　ウェビナー・日商セッション「中小企業の更なるＡＳＥＡＮ展開」
６月９日
開催形式：オンライン
(a)　冒頭挨拶
日本商工会議所　理事・国際部長　西　谷　和　雄
(b)　講演
亜細亜大学都市創造学部　教授　後　藤　康　浩　氏
(c)　パネルディスカッション
モデレーター：
亜細亜大学都市創造学部　教授　後　藤　康　浩　氏

スピーカー：

㈱柴沼醤油インターナショナル　代表取締役社長　柴　沼　秀　篤　氏
Ｉ・Ｔ・Ｏ㈱　代表取締役　内　海　二　郎　氏
㈱三晃精密　代表取締役　濱　本　浩　一　氏

5) 日ＡＳＥＡＮヤングビジネスリーダーズサミット
１２月１３～１４日
開催地：軽井沢プリンスホテル・ウエスト
概要：日本商工会議所青年部青木大海国際ビジネス委員長が参加。講演を行い日本商工会議所および青年部国際ビジネス委員会の活動、大阪・関西万博などについて紹介。

6) 日ＡＳＥＡＮ経済共創フォーラム
１２月１６日
開催地：東京・アカデミーヒルズ（ハイブリッド）
a.　オープニングセッション

内閣総理大臣　岸　田　文　雄　氏
日本商工会議所会頭　小　林　　健
ＡＳＥＡＮビジネス諮問評議会議長代理　ベルナルディーノ・ベガ　氏
ＡＳＥＡＮビジネス諮問評議会（新）議長／ラオス商工会議所会頭
オゥデット・ソゥワンナウォン　氏
カンボジア国立銀行総裁　チア・セレイ　氏
日本貿易振興機構理事長　石　黒　憲　彦　氏

b.　日ＡＳＥＡＮにおける次世代間連携によるグローバル課題の解決に向けて
c.　日ＡＳＥＡＮの共創促進に向けて
d.　アジア・ゼロエミッション共同体（ＡＺＥＣ）を通じたアジアのエネルギー移行
e.　クロージングセッション
f.　ＭＯＵセレモニー

7)　ＡＳＥＡＮビジネス諮問評議会（ＡＳＥＡＮ－ＢＡＣ）との会合
a. アルシャド・ラシッドＡＳＥＡＮ－ＢＡＣ議長の小林会頭表敬
６月５日
開催地：東京国際フォーラム

b. 第２２回ＡＳＥＡＮ－ＢＡＣと各国協議会との合同会議（ＪＢＣ）
８月１８日（３６名）
開催地：インドネシア・スマラン
(a)　開会
(b)　ＡＳＥＡＮ事務局より前会（第２１回会合）の振り返り
(c)　各ワーキンググループからの活動報告
(d)　各国協議会および団体からの情報共有
(e)　閉会

c. 第２３回ＡＳＥＡＮ－ＢＡＣと各国協議会との合同会議（ＪＢＣ）
１月２９日
開催地：ラオス・ルアンパバーン
(a)　開会
(b)　ＡＳＥＡＮ事務局より前会（第２２回会合）の振り返りと２０２３年のまとめ

(c)　各ワーキンググループからの活動報告
(d)　各国協議会、団体からの情報共有と提案
(e)　閉会

8)　日ＡＳＥＡＮ経済大臣会合
８月２２日
開催地：インドネシア・スマラン
概要：会合では、日ＡＳＥＡＮ友好協力５０周年を機に策定された「日ＡＳＥＡＮ経済共創ビジョン」の発表や、その実現に向けて策定した「日ＡＳＥＡＮ未来デザイン＆アクションプラン」について日本の取り組みが説明された。日商から西谷理事・国際部長が出席し、海外展開・国際ビジネス活動の一層の取り組み強化について説明するとともに、ＡＳＥＡＮ各国政府における、双方の産業界が共創パートナーとして連携・協働できるビジネス環境整備を要望した。

9)　ＡＳＥＡＮ日本人商工会議所連合会（ＦＪＣＣＩＡ）への協力
ＡＳＥＡＮ日本人商工会議所連合会とＡＳＥＡＮ事務総長との対話への参加
８月２日
開催地：インドネシア・ジャカルタ（ハイブリッド）

10)　イノベーティブ＆サステナブル成長対話（ＤＩＳＧ）
ＤＩＳＧ　Ｔａｓｋ　Ｆｏｒｃｅ
４月２７日　　第１０回会合　日ＡＳＥＡＮ友好協力５０周年事業の進捗状況他
７月１１日　　第１１回会合　日ＡＳＥＡＮビジネスウィークについて他
１０月２５日　第１２回会合　日ＡＳＥＡＮ経済共創ビジョン最終版共有他
２月２１日　　第１３回会合　日ＡＳＥＡＮヤング＆Ｚ世代ビジネスリーダーズサミット報告他
開催形式：オンライン

11)　政府・関係団体の事業活動への協力
a.　経済産業省による日ＡＳＥＡＮ経済共創ビジョン策定のための検討委員会へのＡＪＢＣ清水委員参加
４月７日　　第５回検討委員会（オンライン）
b.　ＪＥＴＲＯによるＥＡＢＣ調査「ＢＵＳＩＮＥＳＳ　ＯＵＴＬＯＯＫ　ＳＵＲＶＥＹ」への協力
調査期間：４月～６月

12)　連絡会
a.　第５回ＡＳＥＡＮ日本経済協議会と経済産業省との定期連絡会
７月３日
開催形式：オンライン
(a)　開会
(b)　経済産業省からの近況報告
(c)　各団体からの近況報告
(d)　個別テーマに関する意見交換
(e)　閉会

b.　第６回ＡＳＥＡＮ日本経済協議会と経済産業省との定期連絡会
９月１９日
開催形式：オンライン
(a)　開会
(b)　経済産業省からの近況報告

(c)　各団体からの近況報告
(d)　個別テーマに関する意見交換
(e)　閉会

④　日印経済委員会

1)　２０２３年度総会（２０２２年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０２３年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）
６月６日（紙上総会）

2)　第４７回日印経済合同委員会会議
３月１２日（１５０名）
開催地：東京都千代田区　東京會舘
a.　開会式
(a) 開会挨拶
日印経済委員会　委員長　安　永　竜　夫
印日経済委員会　委員長　オンカール・カンワール　氏
(b) 来賓挨拶
駐日インド大使　シビ・ジョージ　氏
外務省アジア大洋州局南部アジア部長　中　村　亮　氏
経済産業省通商政策局長　松　尾　剛　彦　氏
(c) 基調講演
インド商工省産業国内取引促進局　局長　サンドゥヤ・ブラル　氏
シャードゥル・アマルチャンド・マンガルダス法律事務所　パートナー　ナヴァル・サタラワラ・チョプラ　氏

b.　全体会議１　Ｂｕｉｌｄｉｎｇ　Ｒｅｓｉｌｉｅｎｃｅ　ｉｎ　Ｓｕｐｐｌｙ　Ｃｈａｉｎ　ｂｅｔｗｅｅｎ　Ｉｎｄｉａ　ａｎｄ　Ｊａｐａｎ
議長：
日印経済委員会常設委員会 委員長　越　和　夫
スピーカー：
三菱電機㈱　上席執行役員　大　家　正　宏　氏
ヤマハ発動機㈱　上席執行役員　大　谷　到　氏
日本貿易振興機構　理事　仲　條　一　哉　氏
ＡＳＡ ＣＯＲＰＯＲＡＴＥ ＣＡＴＡＬＹＳＴ ＩＮＤＩＡ ＰＶＴ ＬＴＤ
代表　アジェイ・セティ　氏
ＳＲＩ ＣＩＴＹ　アドバイザー　中　野　正　則　氏
ＳＨＡＲＤＵＬ ＡＭＡＲＣＨＡＮＤ ＭＡＮＧＡＬＤＡＳ ＆ ＣＯ法律事務所
パートナー　ルドラ　パンディ　氏

c.　全体会議２　Ｅｎｈａｎｃｉｎｇ　Ｅｃｏｎｏｍｉｃ　Ｐｒｏｓｐｅｒｉｔｙ　Ｂｅｔｗｅｅｎ　ＩＮＤＩＡ ＆ ＪＡＰＡＮ
議長：
印日経済委員会 共同委員長　ロヒッド・レラン　氏
スピーカー：
ＴＡＴＡ ＣＯＮＳＵＬＴＡＮＣＹ ＳＥＲＶＩＣＥＳ ＪＡＰＡＮ, ＬＴＤ.
代表取締役社長　垣　原　弘　道　氏
東京大学　執行役・副学長　染　谷　隆　夫　氏
ＮＴＴグローバルデータセンター　代表取締役社長　鈴　木　康　雄　氏

HMI HOTEL GROUP　代表取締役　比 良 竜 虎 氏
MODEL ECONOMIC TOWNSHIP LTD.　副社長　ヴァイバフ・ミッタル 氏
AVAADA ENERGY PVT. LTD　上席副社長　ディーパク・アグラワラ 氏

d.　閉会式
(a) 共同声明の採択
(b) 閉会挨拶

印日経済委員会　委員長　オンカール・カンワール 氏
日印経済委員会　委員長　安 永 竜 夫

3)　日本政府要人表敬訪問
３月１２日
齋藤　健　経済産業大臣を日印、印日経済委員会委員長らが表敬

4)　第４７回日印経済合同委員会会議　結団式
２月２６日（６２名）
開催地：東京商工会議所５階　ＨＡＬＬ＆ＣＯＮＦＥＲＥＮＣＥ ＲＯＯＭ Ｂ１・Ｂ２

a.　開会挨拶
日印経済委員会　委員長　安 永 竜 夫

b.　来賓ブリーフィング
経済産業省大臣官房審議官　田 中 一 成 氏
外務省大臣南部アジア部参事官　林　誠 氏

c.　第４７回日印経済合同委員会会議 事務局からの伝達事項
d.　質疑応答
e.　閉会

5)　日印経済委員会常設委員会会議
１２月１３日（４２名）
開催場所：東京會舘７階「ロイヤル」(ハイブリット形式)

a.　開会挨拶
日印経済委員会　常設委員会委員長　越　和 夫

b.　最近のインド情勢と日印関係
外務省南部アジア部　南西アジア課長　堤　太 郎 氏

c.　経済産業省のインドに対する取組み
経済産業省通商政策局　南西アジア室長　村 山 勝 彦 氏

d.　現地活動状況報告
「インド及びインドにおける日系企業の現況について」
インド日本商工会　会長
（インド住友商事会社　社長）　堀 越 卓 朗 氏

「インドにおけるビジネス環境改善について」
インド日本商工会　副会長　兼　ビジネス環境改善委員会　委員長
（インド三井物産㈱　会長）　大久保 雅 治 氏

インド日本商工会　理事　兼　ビジネス環境改善委員会　事務局長

（ジェトロ　ニューデリー事務所長）　　鈴　木　隆　史　氏

e.　第４７回日印経済合同委員会の開催について

f.　質疑応答・意見交換

g.　閉会

6）　共催

a.　５月１１日　　シタラマン・インド財務大臣による日本のビジネスリーダーに向けての特別講演会（主催：在日インド大使館）

⑤　日本・バングラデシュ経済委員会

1）　２０２３年度総会（２０２２年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０２３年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）

６月１日（紙上総会）

2）　共催

a.　第５回日バ官民合同経済対話（兼第２１回日本・バングラデシュ商業・経済協力合同委員会会議）

開催日時：４月１１日

開催形式：オンライン

b.　バングラデシュ貿易・投資サミット

開催日時：４月２７日

開催場所：都内

c.　ハシナ首相とのＣＥＯ会合（小林健会頭が挨拶）

開催日時：４月２７日

開催場所：都内

d.　第６回日バ官民合同経済対話（兼第２２回日本・バングラデシュ商業・経済協力合同委員会会議）

開催日時：９月１２日

開催場所：東京

3）　表敬

a.　４月２６日　國分委員長のシェイク・ハシナ　バングラデシュ首相表敬

b.　１月２９日　岩間公典駐バングラデシュ日本国大使の國分委員長表敬

⑥　日本・パキスタン経済委員会

1）　２０２３年度総会（２０２２年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０２３年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）

６月２日（紙上総会）

2）　共催・協力

８月　１日　パキスタン投資セミナーにおける寺川委員長挨拶

８月１４日　ジャパン・タイムズ、ジャパン・ニュース　パキスタン独立記念日特集への寺川委員長の祝辞寄稿

１月　１日　ＰＪＢＦ機関紙「ＲＩＳＩＮＧ　ＳＵＮ」への寺川委員長の祝辞寄稿

３月２３日　ジャパン・タイムズ、ジャパン・ニュース　パキスタン・ナショナル・デー特集への寺川委員長の祝辞寄稿

3）　表敬

４月２５日　ファルーキ前ＰＪＢＦ会長の寺川委員長表敬

１２月　７日　服部カラチ日本総領事の寺川委員長表敬

１２月１３日　イスマイール元財務相の寺川委員長表敬
１月１２日　和田駐パキスタン日本国大使の寺川委員長表敬

⑦　日本・スリランカ経済委員会

1)　２０２３年度総会（２０２２年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０２３年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）
６月１日（紙上総会）

2)　ラニル・ウィクラマシンハ大統領とのビジネスラウンドテーブル
５月２６日
開催地：アーク森ビル
a.　来賓ご挨拶
スリランカ民主社会主義共和国　大統領閣下　　ラニル・ウィクラマシンハ　氏
b.　写真撮影
c.　挨拶
日本貿易振興機構　理事長　　石　黒　憲　彦　氏
日本・スリランカ経済委員会　委員長　　小　林　文　彦
駐日スリランカ大使館　大使　ロドニー・ペレーラ　氏
d.　閉会

3)　表敬
５月２６日　　マヘン・ロシャン・アンドリュー・カリヤワサン　スリランカ日本経済委員会委員長の小林委員長表敬
５月２６日　　水越英明駐スリランカ日本国大使の小林委員長表敬
２月２８日　　水越英明駐スリランカ日本国大使の小林委員長表敬

⑧　日本マレーシア経済協議会

1)　２０２３年度総会（２０２２年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０２３年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）
６月２１日（紙上総会）

2)　第４０回合同会議
５月２５日（１０８名）
開催地：ＡＮＡインターコンチネンタルホテル東京Ｂ１階「プロミネンス」

a.　開会式
開会挨拶
日本マレーシア経済協議会　会長　　永　野　　毅
マレーシア日本経済協議会　会長　タン・スリ・アズマン・ハシム　氏
祝辞
内閣総理大臣　　岸　田　文　雄　氏
（代読）駐マレーシア日本国大使　　髙　橋　克　彦　氏
マレーシア首相　　アンワル・イブラヒム　氏
（代読）駐日マレーシア大使　シャフリル・エフェンディ・アブドゥル・ガニー　氏
b.　第１回全体会議
講演「最新の日マレーシア間貿易投資動向」

「マレーシア日本人商工会議所の概要および日系企業の動向と投資促進に向けた取組み」
マレーシア日本人商工会議所　会頭　　澤　村　剛　朗　氏
「日本・マレーシア間の貿易投資動向　～新規ビジネスへの挑戦～」
ジェトロ・クアラルンプール事務所　所長　　小野澤　麻　衣　氏
「マレーシア―日本間の貿易機会」
マレーシア貿易開発公社　東京事務所　所長　ニックマン・ラファイー　氏
「マレーシアの投資機会」
マレーシア投資開発庁　東京事務所　副所長　シャムスル・アミル・アズマン　氏

c.　昼食会

d.　第２回全体会議
講演「マレーシアの投資誘致地紹介」
「マレーシア東海岸経済地域の紹介」
マレーシア東海岸経済地域委員会　チーフ・オペレーション・オフィサー
ダト・ラグ・サンパシバム　氏
「多層的な共創を通じて日本・マレーシアの経済関係を深化させる－マレーシアの投資促進地域の紹介－」
Ｃｙｂｅｒｖｉｅｗ　テクノロジーハブ開発部　投資促進＆リレーションズ責任者
アウニ・ アリアス　氏

e.　第３回全体会議
パネルディスカッション「地方創生における日本とマレーシアの相互発展」
モデレーター：
国際協力機構　北海道（帯広）代表　　木　全　洋一郎　氏
パネリスト：
帯広商工会議所　事務局長　　武　田　光　史　氏
㈱ちとせ研究所　技術・事業開発本部　シニアマネージャー、サラワク州事業責任者
伊　香　　亮　氏
マレーシア東海岸経済地域委員会　チーフ・オペレーション・オフィサー
ダト・ラグ・サンパシバム　氏

f.　第４回全体会議
パネルディスカッション
「新たな経済とデジタルフロンティアへ向けた日本・マレーシアの共創と可能性」
モデレーター：
マレーシア日本経済協議会　副会長　ダト・スリ・モハメド・イクバル　氏
パネリスト：
ＴＸＰ　Ｍｅｄｉｃａｌ㈱　修士(熱帯医学)・医師・海外事業担当・エキスパート
岩　元　祐　太　氏
㈱ＮＴＴ　ＤＡＴＡ，Ｉｎｃ．　執行役員　チーフ・デジタル・アセット・オフィサー
栢　　哲　之　氏
Ｃｙｂｅｒｖｉｅｗ　テクノロジーハブ開発部　投資促進＆リレーションズ責任者
アウニ・アリアス　氏
２５　Ｓｔａｒｔｕｐｓ　ダイレクター＆共同創業者　メルビン・オン　氏

g.　閉会式
閉会挨拶
マレーシア日本経済協議会　会長　タン・スリ・アズマン・ハシム　氏
日本マレーシア経済協議会　副会長　中　村　邦　晴

h.　夕食懇談会

3)　第４０回合同会議結団式

５月１８日（３６名）

開催地：東商会議室「Ｒｏｏｍ　Ａ１」

a.　開会挨拶

日本マレーシア経済協議会　会長　　永　野　　毅

b.　講演

最近のマレーシア情勢とマレーシアの対外関係

外務省アジア大洋州局　南部アジア部長　　有　馬　　裕　氏

マレーシアの経済概況等について

経済産業省通商政策局アジア大洋州課参事官　　神　谷　幸　男　氏

質疑応答・意見交換

c.　第４０回合同会議について

参加者名簿（案）

日程・議題（案）

団費見積（案）

d.　閉会挨拶

日本マレーシア経済協議会　副会長　　中　村　邦　晴

4)　各機関への協力等

６月　２日　マレーシア日本国際工科院コンソーシアム第２５回会合

８月３１日　ジャパンタイムズ紙マレーシアナショナルデー特集　祝辞寄稿

１２月１６日　アンワル・イブラヒム・マレーシア首相と日本財界人とのラウンド・テーブル・ミーティング（主催：マレーシア政府）

２月２０日　新春の集い（主催：日本マレーシア協会）

２月２９日　セミナー「ＡＳＥＡＮ主要国の現状と専門家による解説～未来の日ＡＳＥＡＮ関係の展望～」（主催：ＡＳＥＡＮ・日本経済協議会）

⑨　日比経済委員会

1)　総会兼勉強会

６月１６日（２５名）

開催地：日本商工会議所４階「会議室ＡＢ」

a.　２０２３年度総会

挨拶

日比経済委員会　代表世話人　　平　子　裕　志

議事

２０２２年度事業活動報告（案）および収支決算（案）について

２０２３年度事業活動計画（案）および収支予算（案）について

b.　勉強会

「マルコス政権の政治と外交」

政策研究大学院大学　准教授　　高　木　佑　輔　氏

2)　第４０回日比経済合同委員会

３月１５日（１３４名）

開催地：グランドハイアットマニラ「グランドボールルーム」

a.　開会式

開会挨拶

比日経済委員会　委員長　リチャード・アルバート　Ｉ・オズモンド　氏

日比経済委員会　筆頭代表世話人　　平　子　裕　志

両国首脳メッセージ

岸田　文雄　日本国内閣総理大臣

（代読）駐フィリピン日本国特命全権大使　　遠　藤　和　也　氏

マルコス大統領

（代読）駐日フィリピン特命全権大使　　ミレーン・デ・ホヤ・ガルシア・アルバノ　氏

b.　基調講演

フィリピン中央銀行　金融政策委員　　ロメオ・ベルナルド　氏

c.　第１セッション「クリエイト法ーフィリピンの競争力強化」

「クリエイト法改正の現状」

フィリピン貿易産業省　事務次官　　セフェリーノ・ロドルフォ　氏

「クリエイト法に対する日本企業の見解」

フィリピン日本商工会議所　会頭

丸紅フィリピン会社　社長　　下　田　　茂　氏

d.　第２セッション「フィリピンにおける大規模食糧生産の必要性」

「フィリピン農業政策の方向性」

フィリピン農業省　事務次官　　アシス・ペレス　氏

「農業振興-農業こそが国の基-」

国際協力機構　フィリピン事務所長　　坂　本　威　午　氏

e.　昼食会

f.　第３セッション「フィリピン人材の活躍推進」

「フィリピン人材：かけがえのない資産」

フィリピン雇用プロバイダー・コンサルタント協会　社長　ノラ・ブラガンサ　氏

「日本国内における外国人人材の現状とフィリピン人材の活躍推進について」

㈱Ｗｉｔｈｕｓ　執行役員　グローバル事業カンパニー長　　鈴　木　貴　之　氏

ゼネラルマネージャー　　井　上　武　士　氏

g.　第４セッション「日本からフィリピンへの更なる投資拡大の機会」

「電子・半導体産業の成長にむけたフィリピンとの提携」

フィリピン半導体・エレクトロニクス産業連盟　理事長、比日経済委員会　共同委員長

フェルディナンド・フィレール　氏

「フィリピンへの投資のきっかけ」

日本たばこ産業㈱　国際渉外部　部長　　隈　元　隆　宏　氏

h.　第４０回日比経済合同委員会総括

i.　閉会挨拶

比日経済委員会　委員長　リチャード・アルバート　Ｉ・オズモンド　氏

日比経済委員会　筆頭代表世話人　　平　子　裕　志

j.　ネットワーキング

k.　歓迎夕食会

閉会挨拶

比日経済委員会　共同委員長　　フェルディナンド・フィレール　氏

3)　第４０回日比経済合同委員会結団式

３月５日（２３名）

開催地：東商会議室５階「Ｒｏｏｍ　Ｂ１・２」

a.　開会挨拶

日比経済委員会　筆頭代表世話人　　平　子　裕　志

b.　フィリピンの外交・経済情勢に関するブリーフィング

最近のフィリピン情勢と日フィリピン関係

外務省　アジア大洋州局　南部アジア部　南東アジア第二課長　　中　井　裕　一　氏

フィリピンの経済概況等について

経済産業省　通商政策局　アジア大洋州課　参事官　　神　谷　幸　男　氏

c.　第４０回合同委員会について

参加者

日程・議題（案）

団費見積（案）

4)　各機関への協力等

８月２９日　　Ｐｈｉｌｉｐｐｉｎｅ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ　Ｏｐｐｏｒｔｕｎｉｔｉｅｓ
（主催：フィリピン財務省）

１１月１日　　比日経済委員会創立５０周年記念レセプション（主催：比日経済委員会）

１２月１７日　イノベーションによる創造的かつサステナブルな経済（主催：フィリピン貿易産業省）

２月２９日　　セミナー「ＡＳＥＡＮ主要国の現状と専門家による解説～未来の日ＡＳＥＡＮ関係の展望～」（主催:ＡＳＥＡＮ・日本経済協議会）

5)　表敬訪問等

２月２０日　遠藤和也　駐フィリピン日本国大使の小林会頭表敬

⑩　日豪経済委員会

1)　２０２３年度日豪経済委員会総会

６月３０日（紙上総会）

規約改正（案）、委員長・副委員長の選任（案）、２０２２年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０２３年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

2)　第６０回日豪経済合同委員会会議

１０月８日～１０日（７２８名）

主　催：日豪経済委員会

日本側：３２８名

豪州側：４００名

開催地：オーストラリア・メルボルン（センターピース会議場、ビクトリア州総督公邸、ザ・ルーム）

a.　日豪経済関係大臣講演会（センターピース、以後ｂ・ｇ・ｋを除き全て同会場にて開催）

経済産業大臣　　西　村　康　稔　氏

オーストラリア連邦貿易・観光大臣　　ドン・ファレル　氏

オーストラリア連邦気候変動・エネルギー大臣　　クリス・ボーエン　氏

b.　歓迎レセプション（ビクトリア州総督公邸）

挨拶

ビクトリア州総督　　マーガレット・ガードナー　氏

c.　開会式

開会挨拶

豪日経済委員会　委員長　　ピーター・グレイ　氏

日豪経済委員会　委員長　　広　瀬　道　明

両国首相メッセージ

（ビデオメッセージ紹介）　駐日オーストラリア大使　　ジャスティン・ヘイハースト　氏
（メッセージ代読）　駐オーストラリア日本国大使　　鈴　木　量　博　氏

d.　第１回全体会議　「次の６０年のパートナーシップを見据えて： 未来のビジネス環境を形成する力」
課題提起・進行役：
University of Sydney
Honorary Associate　マーク・ペシ　氏
パネリスト：
（日）　三菱商事　社長　　中　西　勝　也　氏
（日）　日本電信電話　会長　　澤　田　　純　氏
（豪）　BHP　CEO　　マイク・ヘンリー　氏
（豪）　Silicon Quantum Computing
Founder & CEO　ミシェル・シモンズ　氏

e.　第２回全体会議　「日豪のイノベーションと技術協力の強化」
基調講演①：
Fortescue Non-Executive Director
ラリー・マーシャル　氏
基調講演②：
Industrial Growth Platform
Managing Partner　村　岡　隆　史　氏
司会：
Australian National University
Emeritus Professor　ジェニー・コルベット　氏
２グループに分かれてのパラレルフォローアップセッション
(a)：「研究機関と民間企業の二国間イノベーション協力の強化」
進行役：
日本貿易振興機構　副理事長　　片　岡　　進　氏
パネリスト：
（日）　東京ガスオーストラリア　Chief Technical Officer &
Senior General Manager　黒　川　英　人　氏
（日）　IDOM Innovation CEO　宇田川　貴　功　氏
（豪）　Deakin University Director Hycel
Professor of Bionanotechnology／
Nanotechnology　ティファニー・ウォルシュ　氏
（豪）　University of Technology of Sydney
Vice-Chancellor & President
アンドリュー・パーフィット　氏
(b)：「スタートアップ企業によるイノベーション連携の構築」
進行役：
三菱ＵＦＪ銀行　取締役常務執行役員 グローバルＣＩＢ部門長　　中　濱　文　貴　氏
パネリスト：
（日）　Innovation Dojo CO-Founder
News Corporation Executive Manager
Innovation Strategy　西中川　　薫　氏
（日）　CIC Institute
Assistant Director　加々美　綾　乃　氏

（豪）　ＶＥＲＳＡ　Ｆｏｕｎｄｅｒ　＆　ＣＥＯ
Ｃｒｅｍｏｒｎｅ　Ｄｉｇｉｔａｌ　Ｈｕｂ　Ｂｏａｒｄ　Ｍｅｍｂｅｒ
キャス・ブラッカム　氏

（豪）　ＨＩＶＥＲＹ
Ｊａｐａｎ　Ｃｏｕｎｔｒｙ　Ｍａｎａｇｅｒ　＆　ＡＰＡＣ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ
吉　村　英　明　氏

f.　第３回全体会議　「イノベーション創出のためのＤＥＩ活用」

進行役：

ニコル・フォレスター　氏

パネリスト：

（日）　日本航空　副社長執行役員　　清　水　新一郎　氏
（日）　日本テレビ放送網　報道局　解説委員　　宮　島　香　澄　氏
（豪）　Ｂｒｕｎｓｗｉｃｋ　Ｇｒｏｕｐ　Ｐａｒｔｎｅｒ　　プル・ベネット　氏
（豪）　Ａｓｈｕｒｓｔ　Ｆｉｒｓｔ　Ｎａｔｉｏｎｓ　Ｌｅａｄ
トレント・ウォレス　氏

g.　晩餐会

h.　第４回全体会議　「クリーンエネルギートランジションに向けた日豪の戦略的協力の推進」

基調講演①：

Ｃｈｉｅｆ　Ｓｃｉｅｎｔｉｓｔ　ｏｆ Ａｕｓｔｒａｌｉａ　　キャシー・フォーリー　氏

基調講演②：

国際協力銀行　会長　　前　田　匡　史　氏

司会：

Ａｕｓｔｒａｌｉａｎ　Ｈｙｄｒｏｇｅｎ　Ｃｏｕｎｃｉｌ
ＣＥＯ　　フィオナ・サイモン　氏

2 グループに分かれてのパラレルフォローアップセッション

(a)：「クリーンエネルギーの未来を形づくる：カーボンニュートラルを達成した２０５０年の両国の姿」

進行役：

Ｇｒａｔｔａｎ　Ｉｎｓｔｉｔｕｔｅ
Ｅｎｅｒｇｙ　＆　Ｃｌｉｍａｔｅ　Ｄｅｐｕｔｙ　Ｐｒｏｇｒａｍ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ
アリソン・リーヴ　氏

パネリスト：

（日）　都市再生機構　統括役　　佐　谷　説　子　氏
（日）　みずほ銀行　常務執行役員　アジアパシフィック地域本部共同本部長
久保田　康　裕　氏
（豪）　Ｐｏｌｌｉｎａｔｉｏｎ
Ｍａｎａｇｉｎｇ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ
Ｃｈｉｅｆ　Ｇｒｏｗｔｈ　＆　Ｉｍｐａｃｔ　Ｏｆｆｉｃｅｒ
メーガン・フリン　氏
（豪）　Ｒｉｏ　Ｔｉｎｔｏ　Ｃｈｉｅｆ　Ｓｃｉｅｎｔｉｓｔ
ナイジェル・スチュワード　氏

(b)：「クリーンエネルギーの未来の道筋を描く：エネルギー安全保障とカーボンニュートラルの達成」

進行役：

東京大学　未来ビジョン研究センター　教授　　高　村　ゆかり　氏

パネリスト：

（日）　川崎重工業　会長　　金　花　芳　則　氏
（日）　三井住友銀行　代表取締役兼副頭取執行役員　　今　枝　哲　郎　氏
（豪）　Ｓａｎｔｏｓ
Ｅｘｅｃｕｔｉｖｅ　Ｖｉｃｅ　Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ
Ｓａｎｔｏｓ　Ｅｎｅｒｇｙ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ
アラン・スチュアート・グラント　氏
（豪）　Ａｕｓｔｒａｌｉａ　ａｎｄ　Ｎｅｗ　Ｚｅａｌａｎｄ
Ｂａｎｋｉｎｇ　Ｇｒｏｕｐ
Ｇｒｏｕｐ　Ｅｘｅｃｕｔｉｖｅ　Ｉｎｓｔｉｔｕｔｉｏｎａｌ
マーク・ウィーラン　氏

i.　第５回全体会議　次世代リーダーズセッション「未来に向けた日豪のｗｏｒｋｆｏｒｃｅの構築」
プレゼンター：
Ｄｅｌｏｉｔｔｅ　　ウェンダ・グムリヤ　氏
進行役：
豪日経済委員会　次世代リーダーズ共同代表
Ｍｉｔｓｕｉ　Ａｕｓｔｒａｌｉａ　　レイモン・ロッシュ　氏
パネリスト：
ＴＡＬ　Ｃｈｉｅｆ　Ｐｅｏｐｌｅ　&Ｃｕｌｔｕｒｅ　Ｏｆｆｉｃｅｒ
セリ・イッテンソン　氏
Ｄａｉｗａ　Ｃａｐｉｔａｌ　Ｍａｒｋｅｔｓ　Ａｕｓｔｒａｌｉａ
ＣＥＯ　　半　田　　晋　氏
Ｄｅｌｏｉｔｔｅ　Ｊａｐａｎ　　櫻　井　　希　氏
Ｇｏｏｇｌｅ　ＡＰＡＣ　　寺澤・ジョー・敬子　氏

j.　最終全体会議
第６１回合同会議の日程・会場について
愛知県知事　　大　村　秀　章　氏
閉会挨拶
豪日経済委員会　委員長　　ピーター・グレイ　氏
日豪経済委員会　委員長　　広　瀬　道　明

k.　産業視察会（オプショナルツアー：選択式）
(a) Ｒｉｏ　Ｔｉｎｔｏ　Ｔｅｃｈｎｉｃａｌ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ　Ｃｅｎｔｒｅ
(b) Ｆｕｊｉｔｓｕ　Ｄａｔａｃｅｎｔｒｅ　ａｔ　Ｎｏｂｌｅ　Ｐａｒｋ
(c) ＣＳＩＲＯ　Ｄｅｃａｒｂｏｎｉｓａｔｉｏｎ　Ｌａｂ　Ｔｏｕｒｓ

3)　第６０回日豪経済合同委員会会議　日本代表団結団式
９月２５日　（８８名）
開催地：東商渋沢ホール
a.　来賓ブリーフィング
外務省　アジア大洋州局　参事官　　林　　誠　氏
経済産業省　通商政策局　通商交渉官　　吉　川　徹　志　氏
b.　第６０回日豪経済合同委員会会議について

4)　日豪／豪日経済委員会運営委員会
a.　７月２７日　＜臨時＞

日本側のみ：１４名
開催地：日比谷松本楼
(a)　７月からの新体制
(b)　第６０回日豪経済合同委員会会議

b. １０月　８日　（３４名）＜第５３回＞
日本側：１５名
豪州側：１９名
開催地：センターピース（オーストラリア・メルボルン）
(a)　第６０回日豪経済合同委員会会議の日程・議題
(b)　第６１回日豪経済会議の日程・開催地
(c)　経済安全保障に関するディスカッション
(d)　第６０回日豪経済合同委員会会議の共同声明（案）

c. ３月　７日　（３１名）＜第５４回＞
日本側：１４名
豪州側：１７名
形　式：オンライン（東京：東京商工会議所、豪州側：オーストラリア各地、東京）
(a)　第６１回日豪経済会議の日程・議題
(b)　第６２回日豪経済会議の日程・場所
(c)　Ｌｅｔ’ｓ　ｇｏ　ｔｏ　Ａｕｓｔｒａｌｉａキャンペーンの紹介
(d)　アデレードエネルギー会議の情報共有
(e)　地政学リスクに関するディスカッション

5)　幹事会
a. ５月１５日　（３０名）
開催地：東京商工会議所
(a)　「Ｉｎｖｅｓｔ　Ｖｉｃｔｏｒｉａ　～日豪経済委員会メルボルン会議に向けて～」
オーストラリア・ビクトリア州政府東京事務所　駐日代表　　アダム・カニーン　氏
(b)　２０２３年度総会
(c)　第６０回日豪経済合同委員会会議（２０２３年１０月）

b. １月２９日　（３５名）
開催地：東京商工会議所
(a)　第６０回日豪経済合同委員会会議振り返り
(b)　第６１回日豪経済会議に向けた準備
(c)　シドニーにおける小池都知事を招待してのイベント
(d)　今後の日豪経済委員会の事業（案）
(e)　今後のスケジュール

6)　その他の会議・イベント
a.　山上信吾 前・駐オーストラリア日本国大使による講演会・交流会
７月　６日（１０５名）
開催地：帝国ホテル東京／オンライン
（日本商工会議所と共催）

b.　ジャスティン・ヘイハースト駐日オーストラリア大使講演会・懇談会

７月２７日（３２名）
開催地：日比谷松本楼
（主催）

c.　リタ・サフィオティ西オーストラリア州副首相とのランチミーティング
１０月３１日
開催地：恵比寿ガーデンプレイス
日本側：広瀬委員長はじめ６名
豪州側：サフィオティ副首相はじめ６名

d.　新年会「ＡＮＺＣＣＪ × ＪＡＢＣＣ × ＪＮＺＢＣ　２０２４ Ｓｈｉｎｎｅｎｋａｉ」
１月２５日（１６５名）
開催地：帝国ホテル東京
（日本ニュージーランド経済委員会、在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所と共催）

e.　マデレイン・キング　オーストラリア資源大臣とのランチミーティング
１月２９日
開催地：オーストラリア大使館
日本側：広瀬委員長はじめ６名
豪州側：キング大臣はじめ６名

f.　小池都知事を招待しての「小池都知事来豪特別式典～東京都・ＮＳＷ州友好４０周年記念～『日豪両国のビジネス促進における活力としてのＤＥＩ』」パネルディスカッション・交流会
２月　５日（２００名）
開催地：デロイト　オーストラリア　シドニー事務所
（豪日経済委員会、シドニー日本商工会議所と共催）

g.　在日オーストラリア大使館主催　観桜会
３月２５日
開催地：オーストラリア大使館

7)　後援・協力
a.　９月１５日　在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所主催「ＡＮＺＣＣＪ　Ｇｏｕｒｍｅｔ Ｆｏｏｄ ａｎｄ Ｗｉｎｅ ＢＢＱ Ｐａｒｔｙ ２０２３」（協力）

8)　表敬・懇談
a.　４月２０日　ボブ・サイドラー豪日経済委員会 副委員長の広瀬委員長表敬
b.　５月１０日　小池百合子 東京都知事とジャスティン・ヘイハースト 駐日オーストラリア大使、広瀬委員長の懇談
c.　５月１６日　ブルース・ミラー 元駐日オーストラリア大使の広瀬委員長表敬
d.　５月２４日　広瀬委員長の大村秀章 愛知県知事表敬
e.　６月　７日　山上信吾　前・駐オーストラリア大使の広瀬委員長表敬
f.　６月１２日　ピーター・グレイ豪日経済委員会委員長の広瀬委員長表敬
g.　１１月　６日　岸田文雄内閣総理大臣と広瀬委員長、飯島副委員長、北村副委員長、進藤副委員長の懇談

⑪　日本ニュージーランド経済委員会

1)　２０２３年度日本ニュージーランド経済委員会総会

６月２４日（４２名）
開催地：日比谷松本楼
a.　議案１：日本ニュージーランド経済委員会 規約の改正（案）について
b.　議案２：日本ニュージーランド経済委員会 委員長・副委員長の選任（案）について
c.　議案３：２０２２年度事業報告（案）・収支決算（案）について
d.　議案４：２０２３年度事業計画（案）・収支予算（案）について
e.　報告１：第４９回日本ニュージーランド経済人会議について
f.　ドミニク・ウォルトン フランス駐日ニュージーランド臨時代理大使 講演会
g.　懇親会

2)　第４９回日本ニュージーランド経済人会議
１１月１９日～２１日（１３０名）
主　催：日本ニュージーランド経済委員会ニュージーランド側委員会
日本側：７９名
ＮＺ側：１０６名
開催地：ニュージーランド国クライストチャーチ市
a.　歓迎レセプション（Ｎｏｖｏｔｅｌ　Ｃｈｒｉｓｔｃｈｕｒｃｈ）
マオリ挨拶：　ガイ・トゥアフリリ　氏
歓迎挨拶：
日本ニュージーランド経済委員会　ＮＺ側委員長　イアン・ケネディ　氏
来賓挨拶：
Ｍａｙｏｒ　ｏｆ　Ｃｈｒｉｓｔｃｈｕｒｃｈ
Ｈｉｓ　Ｗｏｒｋｓｈｉｐ　フィル・モーガー　氏
乾杯挨拶：　日本ニュージーランド経済委員会　日本側委員長　市　川　晃
b.　日本側代表団朝食打合せ会（Ｎｏｖｏｔｅｌ　Ｃｈｒｉｓｔｃｈｕｒｃｈ）
c.　開会式（以後、閉会式までＴｅ　Ｐａｅ　Ｃｈｒｉｓｔｃｈｕｒｃｈ　Ｃｏｎｖｅｎｔｉｏｎ　Ｃｅｎｔｒｅ）
開会挨拶
日本ニュージーランド経済委員会　ＮＺ側委員長　イアン・ケネディ　氏
日本ニュージーランド経済委員会　日本側委員長　市　川　晃
来賓祝辞
駐日ニュージーランド特命全権大使　ヘイミッシュ・クーパー　氏
駐ニュージーランド日本国大使　伊　藤　康　一　氏
d.　第１回全体会議「世代を超える行動」
基調講演：
Ｎｇａｉ　Ｔａｈｕ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ　Ｌｉｍｉｔｅｄ
Ｃｈａｉｒ　マイク・ポヒオ　氏
講演：
日本側副委員長　越　和　夫
Ｍａｃｍｉｌｌａｎ　Ｂｒｏｗｎ　Ｃｅｎｔｒｅ　ｆｏｒ　Ｐａｃｉｆｉｃ　Ｓｔｕｄｉｅｓ
Ｄｉｒｅｃｔｏｒ　スティーブン・ラトゥヴァ　氏
e.　第２回全体会議「林業～低炭素社会と循環型経済への貢献」
進行役：
Ｐａｎ　Ｐａｃ
Ｍａｎａｇｉｎｇ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ　トニー・クリフォード　氏
パネリスト：
（ＮＺ側）　Ｍｉｎｉｓｔｒｙ　ｆｏｒ　ｔｈｅ　Ｅｎｖｉｒｏｎｍｅｎｔ

Ｄｅｐｕｔｙ　Ｓｅｃｒｅｔａｒｙ　ナデイン・ドミッセ　氏
（ＮＺ側）　Ｎａｔｉｏｎａｌ　Māｏｒｉ　Ｆｏｒｅｓｔｒｙ　Ａｓｓｏｃｉａｔｉｏｎ
Ｃｈａｉｒ　テ・カプンガ・ダウェス　氏
（日本側）　日本側副委員長（王子ホールディングス㈱　社長）　磯　野　裕　之
（日本側）　Ｔａｓｍａｎ　Ｐｉｎｅ　Ｆｏｒｅｓｔｓ
ＣＥＯ　スティーブ・チャンドラー　氏

f.　第３回全体会議「漁業～海水温上昇の影響など」
講演
（ＮＺ側）　ＧＮＳ　Ｓｃｉｅｎｃｅ
Ｒｅｓｅａｒｃｈ　Ｓｔｒａｔｅｇｙ　ａｎｄ　Ｐａｒｔｎｅｒｓｈｉｐｓ
Ｇｅｎｅｒａｌ　Ｍａｎａｇｅｒ　Ｄｒ　ゲリー・ウィルソン　氏
（ＮＺ側）　Ｐａｃｉｆｉｃ　Ｉｓｌａｎｄｓ　Ｆｏｒｕｍ　Ｆｉｓｈｅｒｉｅｓ　Ａｇｅｎｃｙ
Ｆｏｒｍｅｒ　Ｄｅｐｕｔｙ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ　Ｇｅｎｅｒａｌ
マテウ・フーパー　氏
（日本側）　㈱ニッスイ　執行役員　倉　石　曜　考　氏

g.　第４回全体会議「再生可能エネルギー」
モデレーター：　Ｃｈｒｉｓｔｃｈｕｒｃｈ　Ａｉｒｐｏｒｔ
Ｓｕｓｔａｉｎａｂｌｅ　Ｔｒａｎｓｉｔｉｏｎ　Ｌｅａｄｅｒ
クレール・ワグホーン　氏
講演
（ＮＺ側）　Ｆａｂｒｕｍ　ＣＥＯ　Ｄｒ　オジャス・マハパトラ　氏
（ＮＺ側）　Ｈｉｒｉｎｇａ　ＣＥＯ　アンドリュー・クレネット　氏
（ＮＺ側）　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ，Ｈ．Ｗ．　Ｒｉｃｈａｒｄｓｏｎ
Ｇｅｎｅｒａｌ　Ｍａｎａｇｅｒ　ガレス・ウィシャート　氏
（日本側）　日本郵船㈱　常務執行役員　西　山　博　章　氏
（日本側）　ニュージーランド三井物産　ＣＥＯ　ジェイソン・ブラウン　氏
（日本側）　Ｔｏｙｏｔａ　Ｎｅｗ　Ｚｅａｌａｎｄ　Ｌｉｍｉｔｅｄ
Ｖｉｃｅ　ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ　石　川　達　也　氏

h.　第５回全体会議「観光」
モデレーター：　ＢＴＭ　Ｍａｒｋｅｔｉｎｇ　Ｌｔｄ
Ｄｉｒｅｃｔｏｒ　トニー・ブート　氏
パネリスト：
（ＮＺ側）　Ｃａｎｙｏｎｓ　Ｌｔｄ
ＣＲＯ　（Ｃｈｉｅｆ　Ｒｅｆｒｅｓｈｉｎｇ　Ｏｆｆｉｃｅｒ）
マイク・ハリス　氏
（ＮＺ側）　ＨＩＳ　Ｏｃｅａｎｉａ　Ｒｅｇｉｏｎ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ
ナオト・イケシタ　氏
（日本側）　アルパインツアーサービス㈱　代表取締役社長　芹　澤　健　一　氏
（日本側）　ＪＴＢ ニュージーランド　オークランド支店長　小　西　正　也　氏

i.　第６回全体会議「イノベーションとデザイン」
モデレーター：　日本貿易振興機構　副理事長　片　岡　　進　氏
パネリスト：
（ＮＺ側）　ＳｔａｐｌｅｓＶＲ　ＣＥＯ　アリーシャ・ステープルズ　氏
（ＮＺ側）　Ｇ２Ｓｔｕｄｉｏ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ　グラハム　アップリン　氏
（日本側）　日本電気㈱　特別顧問　遠　藤　信　博　氏
（日本側）　都市再生機構　海外展開支援部シドニー事務所長　鐘　江　正　剛　氏

j.　閉会式

共同声明の採択
閉会挨拶
日本ニュージーランド経済委員会　ＮＺ側委員長　　イアン・ケネディ　氏
日本ニュージーランド経済委員会　日本側委員長　　市　川　　晃
第５０回経済人会議の日程・開催地について

k.　産業視察（希望者のみ）
Ｇｌｏｂａｌ　Ｂｕｓ　Ｖｅｎｔｕｒｅｓ
Ｏｊｉ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ　ｓｕｓｔａｉｎａｂｌｅ　ｐａｃｋａｇｉｎｇ　ｆａｃｉｌｉｔｙ

l.　晩餐会
会場：Ｃｈｒｉｓｔｃｈｕｒｃｈ　Ａｒｔ　Ｇａｌｌｅｒｙ
歓迎挨拶：　日本ニュージーランド経済委員会　ＮＺ側委員長　　イアン・ケネディ　氏
来賓挨拶：
Ｈｏｎｏｒａｒｙ　Ａｄｖｉｓｏｒ　ｔｏ　Ａｓｉａ　Ｎｅｗ　Ｚｅａｌａｎｄ　Ｆｏｕｎｄａｔｉｏｎ
Ｆｏｒｍｅｒ　Ｍａｙｏｒ　ｏｆ　Ｃｈｒｉｓｔｃｈｕｒｃｈ
リアン・ダルジール　氏
乾杯：　日本側副委員長（ニッスイ㈱　社長）　　浜　田　晋　吾

m.　懇親ゴルフ（希望者のみ）
開催地：Ｃｌｅａｒｗａｔｅｒ　Ｒｅｓｏｒｔ

3)　第４９回日本ニュージーランド経済人会議日本代表団結団式
１１月　８日（３６名）
開催地：東京商工会議所５階

a.　来賓ブリーフィング
外務省　アジア大洋州局　参事官　　林　　誠　氏
経済産業省 審議官(貿易経済協力局･国際技術戦略担当)　　鋤　先　幸　浩　氏

b.　第４９回日本ニュージーランド経済人会議について

4)　委員長・副委員長会議

a.　５月１９日（１０名）
開催地：東京商工会議所５階
(a) 日本ニュージーランド経済委員会　委員長・副委員長の選任（案）について
(b) ２０２２年度事業報告（案）・収支決算（案）について
(c) ２０２３年度事業計画（案）・収支予算（案）について
(d) 第４９回日本ニュージーランド経済人会議について

b.　８月３日（１２名）
開催地：東京商工会議所５階
(a) 第４９回日本ニュージーランド経済人会議について
(b) 第５０回日本ニュージーランド経済人会議について

c.　１０月１８日（１０名）
形式：オンライン
(a) 第４９回日本ニュージーランド経済人会議について
(b) 第５０回日本ニュージーランド経済人会議について
(c) 第５２回以後の日本開催の方向性(頻度・日程・予算等)について

a.　１２月８日（４名）
開催地：住友會舘
(a) 第４９回日本ニュージーランド経済人会議の振り返り
(b) 第５０回日本ニュージーランド経済人会議について

5)　幹事会
a.　５月１０日（１６名）
開催地：東京商工会議所５階
(a) 第４９回日本ニュージーランド経済人会議について
(b) ２０２３年度事業計画・収支予算について
(c) サイクロン「ガブリエル」復興支援の実施報告について
(d) ２０２３ 年度今後の会議スケジュールについて

b.　７月２６日（１５名）
開催地：東京商工会議所５階
(a) 第４９回日本ニュージーランド経済人会議について
(b) 第５０回日本ニュージーランド経済人会議について

c.　２月７日（１５名）
開催地：日本商工会議所４階会議室
(a) 第４９回日本ニュージーランド経済人会議の振り返り
(b) 第５０回日本ニュージーランド経済人会議について
(c) 今後の会議スケジュールについて

6)　伊藤康一 駐ニュージーランド日本国大使によるオンライン講演会
８月３０日（１１１名）
形式：オンライン

7)　ＡＮＺＣＣＪ × ＪＡＢＣＣ × ＪＮＺＢＣ　２０２４ Ｓｈｉｎｎｅｎｋａｉ
１月２５日（１６５名）
開催地：帝国ホテル東京
（主催、日豪経済委員会、在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所と共催）

8)　サイクロン「ガブリエル」水害の復興支援に向け周知協力したチャリティイベント
a.　４月　８日　ＮＺ産食材を用いたチャリティＢＢＱ（開催地：マザー牧場）
b.　４月１５日　ＮＺ産食材を用いたチャリティＢＢＱ（開催地：ローザンベリー多和田）
c.　４月１７日　チャリティジンギスカン（開催地：東京タワー）
d.　４月２７日　復興支援チャリティイベント（開催地：東京アメリカンクラブ）

⑫　日智経済委員会

1)　２０２３年度日智経済委員会日本国内委員会総会
a.　６月３０日（紙上総会）
２０２２年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０２３年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

2)　第３３回日智経済委員会
１１月１５日（１５０名）

開催地：帝国ホテル
日本側：１０７名
チリ側：４３名

a.　開会式
　開会挨拶
日智経済委員会日本国内委員会委員長　　垣　内　威　彦
日智経済委員会チリ国内委員会委員長　　Ｊ．Ｅ．エラスリス　氏
　祝　辞
内閣総理大臣　岸田 文雄　氏（代読：外務省中南米局参事官　　長　徳　英　晶　氏
駐日チリ共和国大使　　リカルド・ロハス　氏

b.　基調講演
「智日関係の現状と将来」
チリ共和国元大統領　　エドゥアルド・フレイ　氏

c.　第１回全体会議「エネルギートランジション」
第１部「日智協力の可能性」（講演）
「日本のエネルギートランジション政策」
資源エネルギー庁　国際課長　　白　井　俊　行　氏
「チリにおけるグリーン水素の活用事例」
Ｃｏｐｅｎｈａｇｅｎ Ｉｎｆｒａｓｔｒｕｃｔｕｒｅ Ｐａｒｔｎｅｒｓ　中南米部門長
マックス・コレア　氏
「日本のエネルギートランジションとチリ」
住友商事　エネルギー・イノベーション・イニシアティブ　水素事業第二部
米州・ＥＭＥＡＣＩＳチーム長　　髙　橋　　剛　氏
第２部「グリーン水素・アンモニア・サプライチェーン」（パネル討議）
（モデレータ）
チリ三井物産社長　　芝　　一　高　氏
（パネリスト）
ＣＯＤＥＬＣＯ副社長（物流担当）　　フェリペ・ゴンサレス　氏
ＥＮＡＥＸ副社長（イノベーション担当）　　パブロ・ワラッチ　氏
クリーン燃料アンモニア協会　副会長　　秋　鹿　正　敬　氏
ＮＹＫバルク･プロジェクト㈱　グループ長　　浅　見　龍　彦　氏
ＩＨＩ　資源・エネルギー・環境事業領域　カーボンソリューションＳＢＵ
技術センター　副センター長　　奈　良　泰　斗　氏
第３部「リチウム：現在と将来」（パネル討議）
（モデレータ）
日本エネルギー経済研究所　研究理事　　久　谷　一　朗　氏
（パネリスト）
ＡＰＢ代表取締役ＣＥＯ　　堀　江　英　明　氏
ＳＱＭリチウム・アジア太平洋上席販売部長　　フランシスコ・エライサー　氏

d.　第２回全体会議「ＣＰＴＰＰ」
「ＣＰＴＰＰの日本にとっての機会」
ＪＥＴＲＯ海外地域戦略主幹（中南米）　高　多　篤　史　氏
「ＣＰＴＰＰのチリにとっての機会」
Ｄｅｌｏｉｔｔｅパートナー（元貿易大臣）　　ロドリゴ・ヤニェス　氏
「智日農業界の新たな機会と課題」
チリ農業協会理事長　　アントニオ・ウォーカー　氏

e.　第３回全体会議「スタートアップ」
「チリのスタートアップ支援プログラム」
チリ産業振興公社　アクセラレータ部門次席　ハビエラ・アラネダ　氏
「東京都の外国企業支援プログラム」
経営コンサルタント　　河　合　　裕　氏
「チリ・スタートアップの日本企業との協業事例」
Ｊａｃｈ社長/ データセクション取締役　クリスティアン・カファティ　氏
f.　閉会式・共同声明採択
日智経済委員会日本国委員会委員長　垣　内　威　彦
日智経済委員会チリ内国内委員会委員長　Ｊ．　Ｅ．　エラスリス　氏

3)　その他の会議・イベント
a. チリ・スタートアップ・セミナー（ＪＥＴＲＯ後援）
１１月１６日
開催地：東京商工会議所　Ｈａｌｌ　＆　Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　Ｒｏｏｍ

4)　表敬・懇談
a. １１月１６日　エドゥアルド・フレイ元大統領の小林会頭表敬
b.　３月　８日　伊藤恭子駐チリ日本国大使の垣内委員長表敬

⑬　日亜経済委員会

1)　２０２３年度日亜経済委員会総会
a.　６月３０日（紙上総会）
２０２２年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０２３年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

2)　その他の会議・イベント
a.　サンティアゴ・カフィエロ亜国外務大臣との朝食懇談会（在日アルゼンチン大使館主催）
８月３０日
日本側：西谷事務総長はじめ１２名
アルゼンチン側：カフィエロ外務大臣はじめ４名

b.　山内弘志 アルゼンチン駐箚日本国大使講演会
３月１１日（４７名）
講演：「ミレイ新政権でアルゼンチンはどうなる」
駐アルゼンチン日本国大使　　山　内　弘　志　氏

3)　協力
a.　ジャパン・タイムズ、ナショナル・デイ　垣内委員長の祝辞寄稿

4)　表敬
a.　エドゥアルド・テンポーネ駐日大使の小林会頭表敬

⑭　日本ペルー経済委員会

1)　２０２３年度日本ペルー経済委員会総会
a.　６月３０日（紙上総会）
２０２２年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０２３年度事業計画（案）・収支予算（案）

の承認の件

2)　第１４回日本ペルー経済協議会
１１月９日（８５名）
開催地：ロイヤルパークホテル
日本側：５８名
ペルー側：２７名

a.　開会式
開会挨拶
日本ペルー経済委員会委員長　　安　永　竜　夫
ペルー日本経済委員会委員長　　ルイス・ベガ　氏
祝　辞
内閣総理大臣　　岸田　文雄　氏（代読：外務省中南米局長　　野　口　　泰　氏）
駐日ペルー共和国大使　　ロベルト・セミナリオ　氏

b.　基調講演
「貿易・観光・投資の展望」
通商観光省次官　　テレサ・メラ・ゴメス　氏
「ペルーの経済金融情勢　短期・中期・長期展望」
クレディコープ会長　　ルイス・エンリケ・ロメロ・ベリスメリス　氏
「ペルーの政治情勢」
元通商観光大臣　　マルティン・ペレス・モンテベルデ　氏

c.　第１回全体会議「鉱業界の課題」
「鉱業投資と鉱業ビジネス　短期・中期・長期展望」
ブエナベントゥーラ会長　　ロケ・ベナビデス　氏
「自動化プロセスとロボティクスを活用した将来の鉱業」
㈱小松製作所　マイニング事業本部 事業企画・サポート部
プロダクトマーケティンググループチーム長　　杉　村　友　生　氏

d.　第２回全体会議「科学技術」（第１部　総論）
「ＡＩの進展と未来社会」
東洋大学情報連携学部（ＩＮＩＡＤ）学部長　　坂　村　　健　氏
「技術イノベーションとＡＩ　職業訓練への利用によるペルーの発展」
ＳＥＮＡＴＩ（国立職業訓練学校）全国本部長　　グスターボ・アルバ・グスタブソン　氏

e.　第２回全体会議「科学技術」（第２部　各論）
「農業におけるスマートテクノロジー活用のインパクトと課題」
日本電気㈱　マーケティングディレクター　　渡　辺　　周　氏
「社会課題解決のための科学技術適用の実践」
日本工営㈱　コンサルティング事業統括本部 地球環境事業部
環境技術部　課長　　齋　藤　哲　也　氏

f.　閉会式
共同宣言採択
閉会の辞
日本ペルー経済委員会委員長　　安　永　竜　夫
ペルー日本経済委員会委員長　　ルイス・ベガ　氏

g.　ペルー投資ガイドブック「Ｖａｌｅ　ｕｎ　Ｐｅｒｕ　２０２３」紹介および

ペルーセミナー「インフラおよび鉱業への投資機会」
８月３１日
開催地：在日ペルー共和国大使館
(a)　セミナー
開会挨拶
駐日ペルー共和国大使　　ロベルト・セミナリオ　氏
歓迎挨拶
ペルー共和国外務大臣　　アナ・セシリア・ヘルバシ・ディアス　氏
歓迎挨拶
日本ペルー経済委員会委員長　　安　永　竜　夫
講演：「ペルー経済」「インフラへの投資機会」「鉱業への投資機会」
ペルー投資庁民間投資局長　　デニス・ミラーレス　氏
質疑応答
閉会挨拶
駐日ペルー共和国大使　　ロベルト・セミナリオ　氏
(b)　カクテルレセプション

⑮　日本エジプト経済委員会

1)　２０２３年度総会（２０２２年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０２３年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）
６月２０日（紙上総会）

2)　日本・エジプト・ビジネスフォーラム
４月３０日（１７５名）
開催地：エジプト・カイロ　リッツカールトン カイロ
a.　歓迎挨拶
エジプト・日本経済委員会　委員長　イブラヒム・エルアラビー　氏
（エルアネーン副委員長による代読）
日本・エジプト経済委員会　委員長　　加留部　　淳
b.　基調講演
内閣総理大臣　　岸　田　文　雄　氏
エジプト・アラブ共和国首相　ムスタファ・マドブーリー　氏
c.　夕食会

3)　加留部委員長とアブバクル駐日エジプト大使との懇談会
６月８日（８名）
開催地：駐日エジプト大使館

4)　清水和彦 在エジプト日本国大使館参事官・経済部長による講演会・交流会
７月３１日（３５名）
開催地：ネフェルティティ東京 西麻布店
a.　講演
在エジプト日本国大使館　参事官・経済部長　　清　水　和　彦　氏
b.　交流会

5)　エジプトビジネスセミナー
１０月３１日（１０４名）

開催地：東京會舘７階「マグノリア」

a.　開会挨拶

日本・エジプト経済委員会　委員長　　加留部　　淳

エジプト・日本経済委員会　委員長　　イブラヒム・エルアラビー　氏

駐日エジプト大使　　モハメド・アブバクル　氏

b.　プレゼンテーション

エジプト投資・フリーゾーン庁（ＧＡＦＩ）長官　　ホッサム・ヘイバ　氏

ジェトロ調査部中東アフリカ課　課長代理　　井　澤　壌　士　氏

住友エレクトリック・ワイヤリングシステムズ・エジプト代表　　アーメッド・マグディ　氏

大塚エジプト代表　　アーメッド・ザグロウル　氏

c.　ダイアローグ

d.　参加者相互によるネットワーキング

6)　加留部委員長とホッサム・ヘイバ　ＧＡＦＩ長官との夕食懇談会

１０月３１日（　６名）

開催地：ホテルニューオータニ東京「ベッラ・ヴィスタ」

7)　協力

７月２２日　　ジャパンタイムズ　エジプト・ナショナル・デー特集への加留部委員長の祝辞寄稿

⑯　日西経済委員会

1)　２０２３年度総会（２０２２年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０２３年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）

６月２６日（紙上総会）

2)　後援・協力

a.　７月１４日　　在日スペイン大使館主催「スペイン・グリーンモビリティ戦略 ウェビナー」（後援・周知協力）

b.　１０月　５日～６日　　京都スマートシティエキスポ運営協議会主催「京都スマートシティエキスポ２０２３」（周知協力）

c.　１０月１６日　　バスク州政府経済開発・サスティナビリティ・環境省/ バスク州政府貿易投資事務所共催「ビジネス・リーダーズ・サミット」（後援・周知協力）

3)　表敬・懇談

a.　１０月１６日　　ウルクジュ・バスク州首相と佐々木事務総長の懇談

b.　３月　４日　　ムルシア州代表団と西谷日商理事・国際部長の懇談

⑰　日本・カナダ商工会議所協議会

1)　２０２３年度総会

３月１３日（３４名）ハイブリッド開催

a．開会挨拶

日本・カナダ商工会議所協議会　会長　　安　永　竜　夫

b．報告　①２０２３年度活動報告

②２０２３年度収支決算（見込み）

c．議件　①２０２４年度活動計画（案）
　　②２０２４年度収支予算（案）

d．講演

外務省　北米局　北米第二課長　　森　　尊　俊　氏
在日カナダ大使館　公使　ルイ・ピエール・エモン 氏

2)　日本・カナダ商工会議所協議会 第７回合同会合
１１月　１日（３４８名）
開催地：東京
a．開会挨拶

日本・カナダ商工会議所協議会
日本側会長　　安　永　竜　夫
カナダ側会長　　スティーブ・デッカ　氏

b．来賓挨拶

日本外務副大臣　　辻　　清　人　氏
カナダ輸出促進・国際貿易経済発展大臣　　メアリー・イン　氏

c．個別討議①「経済安全保障に関する二国間協力について」
モデレーター：在日カナダ商工会議所 理事　　アンドレアン・パラン　氏

d．個別討議②「二国間の貿易・投資拡大に向けた枠組み作りについて」
モデレーター：カナダ・インド太平洋通商代表　　ポール・トピル　氏

e．共同声明　署名式

日本・カナダ商工会議所協議会
日本側会長　　安　永　竜　夫
カナダ側会長　　スティーブ・デッカ　氏
駐カナダ日本特命全権大使　　山野内　勘二　氏
駐日カナダ特命全権大使 兼 インド太平洋地域担当特使　　イアン・マッケイ　氏

f．昼食レセプション

3)　日本・カナダ商工会議所協議会 第７回合同会合結団式
１０月３０日（２１名）
開催地：東京商工会議所　会議室Ａ５
a．開会挨拶

日本・カナダ商工会議所協議会　　会長　安　永　竜　夫

b．来賓ブリーフィング

外務省 北米局　北米第二課長　　森　　尊　俊　氏
日本貿易振興機構 調査部米州 課長　　伊　藤　実佐子　氏

c．第７回日本・カナダ商工会議所協議会 合同会合について

4)　主催イベント
a.　９月１３日　オンラインセミナー 『カナダ・ブリティッシュコロンビア州と日本の新たな繋がりの芽』
講師：ブリティッシュコロンビア州政府在日事務所

マネジングディレクター　　徳　永　　陵　氏

b.　２月１４日　オンラインセミナー　『カナダのエネルギー戦略～アルバータ州のクリーンエネルギーへの挑戦』

講師：アルバータ州政府在日事務所　首席商務官　　斉　藤　徳　博　氏

5)　後援・協力

a.　５月２９日　　＜セミナー：協力＞

『米国の隣国としての戦略的関係性からアジア地域を考える～カナダの視点』

主催：カナダ大使館、ブリティッシュコロンビア州政府、国際文化会館、地経学研究所主催セミナー

b.　１月３１日　　＜セミナー：協力＞

『ブリティッシュコロンビア州テクノロジーセミナー』

主催：ブリティッシュコロンビア州政府在日事務所

c.　３月１４日　　＜オンラインセミナー：協力＞

『カナダ国家ＡＩ戦略指定都市：エドモントンのＡＩ産業エコシステム構築とＵｐｐｅｒ　Ｂｏｕｎｄ　（ＡＩテックイベント）の紹介』

主催：㈱海外交通・都市開発事業支援機構、(一財)海外投融資情報財団

Ａｌｂｅｒｔａ　Ｍａｃｈｉｎｅ　Ｉｎｔｅｌｌｉｇｅｎｃｅ　Ｉｎｓｔｉｔｕｔｅ（ＡＭＩＩ）、Ｅｄｍｏｎｔｏｎ　Ｇｌｏｂａｌ

6)　表敬・懇談

a.　４月２１日　　ペリン・ビーティー　カナダ商工会議所会頭の安永会長表敬

b.　９月１１日　　ランジ・ピライ　ユーコン準州首相他代表団と西谷日商理事・国際部長の懇談

c.　１月１７日　　ロウェナ・サントス　ブランプトン市地域評議員の西谷日商理事・国際部長表敬

⑱　日本メコン地域経済委員会

1)　総会兼勉強会

６月１３日（３７名）

開催地：東京會舘７階「クインス」

a.　２０２３年度総会

開会挨拶　　日本メコン地域経済委員会　委員長　鈴　木　善　久

議事

２０２２年度事業活動報告（案）および収支決算（案）について

２０２３年度事業活動計画（案）および収支予算（案）について

説明

「日越大学と今後の企業連携について」

内閣官房　内閣審議官　　佐々木　啓　介　氏

b.　勉強会

「メコン地域における「一帯一路」の現状と展望～ＣＬＭに焦点をあてて～」

青山学院大学　経済学部教授　　藤　村　　学　氏

2)　訪カンボジア・ベトナム経済ミッション

２月１日～５日　（２０名）

訪問地：カンボジア（プノンペン、シェムリアップ)、ベトナム（ハノイ）
内容：
カンボジア（プノンペン）
２月１日～３日
a.　表敬
鈴木委員長ほか訪問団のフン・マネット首相表敬訪問
b.　懇談会等
ジェトロ・プノンペン事務所によるブリーフィング
カンボジア・オクニャー協会幹部主催昼食会
植野篤志駐カンボジア日本国大使主催夕食懇談会
カンボジア商工会議所との昼食会
カンボジア日本人商工会との夕食懇談会
c.　視察
イオンモール・ミエンチェイ
プノンペン経済特区（ロイヤルグループ、味の素、ＤＥＮＳＯ）
Ｗｉｎｇ　Ｂａｎｋ社
プノンペン市内（中央市場等）
カンボジア（シェムリアップ）
２月３日～４日
a.　懇談会等
川口正樹在シェムリアップ領事事務所長、同地視察先関係者との夕食懇談会
プラック・ソポアン シェムリアップ州知事、同州関係者との昼食会
b.　視察
シェムリアップ・スマートシティプロジェクト
新空港周辺開発エリア
アンコールワット遺跡
ベトナム（ハノイ）
a.　懇談会等
山田滝雄駐ベトナム日本国大使主催昼食懇談会
ベトナム日本商工会議所との夕食懇談会
b.　視察
Ｓｕｆｅｘ　Ｔｒａｄｉｎｇ社
Ｒｉｋｋｅｉｓｏｆｔ社

3)　「訪カンボジア・ベトナム経済ミッション」結団式
１月１８日　（２２名）
開催地：東京商工会議所「会議室Ｂ２」
a.　開会挨拶
日本メコン地域経済委員会　委員長　　鈴　木　善　久
b.　カンボジア・ベトナムの政治・経済情勢に関するブリーフィング
「カンボジアとベトナムの政治情勢及び日本との外交関係について」
外務省　アジア大洋州局　参事官　　林　　誠　氏
「カンボジアとベトナムの経済情勢について」
経済産業省　通商政策局　通商交渉官　　大　東　道　郎　氏
c.　訪カンボジア・ベトナム経済ミッションについて
団長、副団長、事務総長について
日程等について

団費について
現地事情のご案内
d.　閉会挨拶
日本メコン地域経済委員会　共同委員長　　柿　原　アツ子

4)　アドバイザリー・メンバー
４月２７日　懇談会
開催地：日比谷サロー
開会
報告「泰日工業大学（ＴＮＩ）の１年間で感じたタイの変化と危機感」
国士舘大学　政経学部　教授（泰日工業大学客員教授）　　助　川　成　也　氏
食事・自由懇談

5)　懇談会、セミナー等
a.　ベトナム・日本投資促進代表団との懇談会
７月２５日　（２７名）
開催地：東商会議室「ＲＯＯＭ　Ａ４・５」
開会
日本メコン地域経済委員会　事務総長　佐々木　和　人
挨拶
ベトナム貿易促進局（ＶＩＥＴＲＡＤＥ）商工振興投資開発促進センター
エグゼクティブ　グェン・バ・ハイ　氏
参加者自社紹介
自由懇談・名刺交換

b.　ファム・クアン・ヒエウ駐日ベトナム大使との昼食懇談会
８月２５日　（１４名）
開催地：如水会館３階「けやきの間」
歓迎挨拶
日本メコン地域経済委員会　委員長　　鈴　木　善　久
挨拶
駐日ベトナム大使　　ファム・クアン・ヒエウ　氏
食事・懇談

c.　日本メコン地域経済委員会・ベトナム商工会議所・ジェトロ共催日越投資・貿易促進フォーラム２０２３
９月１３日（１００名）
開催地：ジェトロ５階「展示ホール」
開会挨拶
日本メコン地域経済委員会　共同委員長　柿　原　アツ子
挨拶
ベトナム商工会議所　副会頭　ホアン・クアン・フォン　氏
来賓挨拶
駐日ベトナム大使　ファム・クアン・ヒエウ　氏
経済産業省　通商政策局　通商交渉官　　吉　川　徹　志　氏

ＭＯＵ締結式
サイゴン・テレコミュニケーション・アンド・テクノロジー㈱

バレーキャンパス・ジャパン㈱
バレーキャンパス・サイゴン㈱

講演「日越の協力における投資・ビジネス機会について」
「日本企業のベトナム投資動向」
日本貿易振興機構　調査部　アジア大洋州課　課長代理　　庄　　浩　充　氏
「ベトナム投資機会とフンイエン省、ソクチャン省、ロンアン省の概要」
ベトナム商工会議所　国際部　副部長　　チュオン・ビック・ゴック　氏

パネルディスカッション
モデレーター：
㈱フォーバル　執行役員　　松　村　　健　氏
パネリスト：
フンイェン省人民委員会　委員長　　チャン・クォック・ヴァン　氏
ロンアン省人民委員会　委員長　　グエン・ヴァン・ウットゥ　氏
ソクチャン省人民委員会　副委員長　　ラム・ホァン・ギエップ　氏

ネットワーキング

d.　カンボジア・オクニャ―協会幹部との交流会
１２月１８日　（１３名）
開催地：日本商工会議所「会議室Ａ・Ｂ」
歓迎挨拶
日本メコン地域経済委員会　事務総長　　佐々木　和　人
挨拶
カンボジア・オクニャ―協会　会長代理
ニック・オクニャ―・シア・リティ　氏
参加者自社紹介
自由懇談・名刺交換

6)　各機関への協力等
a.　日越大学に関する事業
７月２１日　第２回日越大学日本委員会
９月２６日　第３回日越大学日本委員会
１０月　６日　日越大学第二期理事会・第３回会議
３月　４日　第４回日越大学日本委員会
３月１２日　第４回日越大学理事会

b.　ミャンマー人材育成支援産学官連携ぷらっとフォームに関する事業
１２月１５日　２０２３年度「ミャンマー人材育成支援産学官連携ぷらっとフォーム」意見交換会

7)　表敬訪問等
９月１３日　ホアン・クアン・フォン　ベトナム商工会議所副会頭の西谷日商理事・国際部長表敬

⑲　全国商工会議所中国ビジネス研究会

1)　会員企業の対中国ビジネスを支援するため、中国関連セミナーなどについてメルマガ等で情報提供を行ったほか、以下のとおり現地政府から最新のビジネス環境の現状をヒアリングした。

１１月１０日（３２名）　【経済安全保障法務】 中国・改正反スパイ法の要点解説

⑳　東アジア・ビジネスカウンシル（ＥＡＢＣ）

1)　第５７回ＥＡＢＣ会合
６月６日（２９名）
開催地：東京国際フォーラム
a.　議長挨拶
b.　ＡＳＥＡＮ－ＢＡＣ議長によるＥＡＢＣとの協業についてのプレゼン
c.　２０２３年ＥＡＢＣ・ＪＥＴＲＯ調査結果報告
d.　ＡＳＥＡＮ＋３高級経済実務者会合での報告（案）について
e.　次回会合について

2)　第５８回ＥＡＢＣ会合
８月２１日（３４名）
開催地：オンライン
a.　議長挨拶
b.　共同議長挨拶
c.　ＡＳＥＡＮ＋３高級経済実務者会合に関する報告
d.　ＡＳＥＡＮ＋３経済大臣会合での報告（案）について
e.　各国でのＲＣＥＰ普及促進策について
f.　次回会合について

3)　第５９回ＥＡＢＣ会合
３月４日（２９名）
開催地：オンライン
a.　議長挨拶
b.　議長国交代セレモニー
c.　２０２４年議長国挨拶
d.　２０２４年共同議長国挨拶
e.　ＲＣＥＰ－ＢＡＣ会合、ＤＩＧＩＴＡＬ WG活動報告
f.　２０２３年ＥＡＢＣとＡＳＥＡＮ＋３経済大臣会合の報告
g.　２０２４年ＥＡＢＣ・ＪＥＴＲＯ調査について
h.　次回会合について

4)　ＥＡＢＣとＡＳＥＡＮ＋３経済大臣会合
８月２２日
開催地：インドネシア・スマラン
概要：ＥＡＢＣとＡＳＥＡＮ＋３経済大臣会合に西谷日商理事・国際部長がＥＡＢＣ共同議長として参加し、ＲＢＡＣ会合の開催、ＮＥＷ　ＡＳＥＡＮ　ＴＡＲＩＦＦ　ＦＩＮＤＥＲ立ち上げ支援、ＲＣＥＰ活用状況検証、ＲＣＥＰ活用促進セミナー開催支援などのＥＡＢＣ活動成果につき報告した。

5)　第４回ＲＣＥＰ－ＢＵＳＩＮＥＳＳ ＡＤＶＩＳＯＲＹ ＣＯＵＮＣＩＬ（ＲＣＥＰ－ＢＡＣ）会合
６月６日（２９名）
開催地：東京国際フォーラム
a.　議長挨拶
b.　共同議長挨拶
c.　ＲＣＥＰ普及活動報告
d.　ＲＣＥＰ活用状況検証（各国特定原産地証明発行数調査結果報告）
e.　ＥＡＢＣ・ＪＥＴＲＯ調査結果報告

f.　ＪＥＴＲＯおよびＫＩＴＡによるＥＰＡ／ＲＣＥＰ普及促進策の紹介
g.　各国でのＲＣＥＰ普及促進活動状況の報告
h.　次回会合について

6)　第５回ＲＣＥＰ－ＢＡＣ会合
３月４日（３２名）
開催形式：オンライン
a.　議長議長挨拶
b.　共同議長挨拶
c.　２０２４年議長国挨拶
d.　２０２４年共同議長国挨拶
e.　２０２３年ＥＡＢＣとＳＥＯＭ＋３およびＡＳＥＡＮ＋３経済大臣会合の報告
f.　２０２４年の取り組み事項・日程等
g.　各国でのＲＣＥＰ促進取り組み状況の報告

㉑　駐アジア・大洋州地域日本国大使との懇談会（日本経済団体連合会との共催）
※大使会議日程短縮に伴い開催見送り

㉒　駐中南米地域日本国大使との懇談会
（日智経済委員会、日亜経済委員会、日本ペルー経済委員会、日本経済団体連合会　主催）
３月６日（１１７名）
開催地：東京會舘
a.　開会
日商・東商　日本ペルー経済委員会　委員長
経団連　日本ブラジル経済委員会　委員長　　安　永　竜　夫　氏
b.　中南米地域情勢説明および大使紹介
外務省　中南米局長　　野　口　　泰　氏
c.　各国情勢の説明
各駐中南米地域日本国大使
d.　懇談
e.　閉会
経団連　中南米地域委員長　　加　瀬　　豊　氏

㉓　その他国際会議
1)　第４回日本・イスラエル・イノベーションネットワーク（ＪＩＩＮ）関連行事
９月　４日～５日
開催地：イスラエル国
開催概要：両国政府のイニシアティブのもとに設置された、オープンイノベーションに積極的な日本・イスラエル企業を支援するプラットフォームであるＪＩＩＮが総会を開催。ＪＩＩＮ構成メンバーである日商から国際部の八田副部長が出席した。
出席者数：３３名（日本側１８名、イスラエル側１５名）
主な出席者
〔日本側〕　経済産業大臣　　西　村　康　稔　氏
日本貿易振興機構　副理事長　　信　谷　和　重　氏
駐イスラエル日本国大使　　水　嶋　光　一　氏
ほか、日商、経団連、新経連、ＮＥＤＯ 各代表
〔イスラエル側〕　経済産業大臣　　ニール・バルカット　氏

経済産業省アジア大洋州局長　　シャイ・モーシェ　氏
在日イスラエル大使館／公使・経済部代表　　ダニエル・コルバー　氏

a.　ヘルツォグ・イスラエル大統領への表敬訪問（大統領官邸）
b.　西村経済産業大臣との朝食懇談会（以後、Ｄａｎ　Ｔｅｌ　Ａｖｉｖ　ホテルで全行事開催）
c.　ＪＩＩＮ総会
d.　日本・イスラエル・ビジネスフォーラム（主催：ジェトロ、両国経済産業省、イスラエル輸出機構）

(17) その他の会議

①　参与会

１１月１３日　（　３０名）　1)　開会　於：上野精養軒「藤の間」
2)　説明
中小企業を取り巻く環境と東商が果たすべき役割について
3)　意見交換
4)　閉会

②　四木会

４月２８日	（　９名）	意見交換・情報交換
６月２０日	（　９名）	意見交換・情報交換
７月２４日	（　８名）	意見交換・情報交換
１０月１０日	（　９名）	意見交換・情報交換
１１月２１日	（　９名）	意見交換・情報交換
１２月１９日	（　８名）	意見交換・情報交換
２月　９日	（　８名）	意見交換・情報交換
３月２９日	（１０名）	意見交換・情報交換

③　東京外かく環状道路(関越道～湾岸道路)整備促進連絡会議

都内の商工会議所、商工会連合会、運輸、観光関連団体等、１５団体にて構成する「東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）整備促進連絡会議」を開催し、意見交換を行った。

1)　連絡会議

１０月１８日　（２０名）　東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）整備促進連絡会議
来賓挨拶　東京都議会
外かく環状道路建設促進議員連盟　会長　　柴　﨑　幹　男　氏
国土交通省　関東地方整備局　道路部長　　野　坂　周　子　氏
東京都　建設局　三環状道路整備推進部長　　手　塚　寛　之　氏
説明　「東京外かく環状道路　現在の事業の進捗状況について」
国土交通省　関東地方整備局
東京外かく環状国道事務所長　　金　森　　滋　氏
東日本高速道路㈱　関東支社
東京外環工事事務所長　　上　村　　治　氏
中日本高速道路㈱　東京支社　東京工事事務所長　　中　岡　　毅　氏
意見交換
要望決議

○東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備促進に関する要望

首都圏が国際競争力を強化し、世界から人材・情報・投資が集まる国際的ビジネス拠点としての役割を十分に

果たすためには、経済活動や都市機能を支える基幹道路ネットワークのさらなる整備が不可欠である。
なかでも、首都圏三環状道路は首都圏の経済や生活を支える重要な基幹インフラである。加えて、２０１６年以降、環状道路の利用が料金の面で不利にならないよう、起終点を基本とした料金体系が首都圏に導入されていることからも、一刻も早い整備が求められる。
こうした中、首都高速中央環状線は、２０１５年３月に全線開通し、また、現在約９割の整備率である圏央道は、早期全線開通に向けて検討・工事が進められている。これらの道路においては、渋滞緩和効果や、広域観光の振興や生活道路の安全性向上、大型物流施設等の企業立地や生産性の向上、雇用や税収の増加など多岐にわたるストック効果が確実に発現している。一方、東京外かく環状道路（外環道）は、千葉区間が２０１８年６月に開通し、渋滞損失時間の減少や時間短縮による生産性の向上など、様々な効果が現れていることからも、未開通区間として残っている関越道～湾岸道路間の重要性がいよいよ高まっている。
一方、２０２０年１０月、調布市東つつじケ丘で発生した陥没事故を受けて事業者は、補修・補償への対応、周辺住民への丁寧な説明に取り組んでおり、本年８月から地盤補修に着手したところである。加えて、２０２１年１２月に事業者は外環道における再発防止対策等を取りまとめ、大泉及び中央ＪＣＴにおいて２０２２年２月から掘進を再開しており、「東京外環トンネル施工等検討委員会」で再発防止対策が有効に機能していることを確認しながら掘進をしているところである。さらには、本年１月から東名ＪＣＴ、また１０月下旬以降から中央ＪＣＴにおいて、新たに掘進が開始されるところである。引き続き、補修・補償の対応や地域住民への説明を尽くすとともに、事業用地外も含め安全に配慮しながら、早期の工事を進めることが望まれる。
また、東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）は、首都圏三環状道路の総仕上げの区間であり、湾岸道路等との接続により関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立される極めて重要な路線であり、高いストック効果が期待されているが、未だルートが確定していない予定路線である。その具体化に向けた検討の場として、２０１６年２月に「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」が設立し、本年２月には６回目の協議会が開催されたところであるが、早期計画具体化に向け、検討をさらに加速していくことが求められる。
外環道の整備は、都心に流入している通過交通が迂回でき渋滞解消につながるため、関越道～東名高速間のみでも経済効果や生活道路の安全性向上、環境改善効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。とりわけ、首都直下地震等の発災時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することができる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐことからも、必要不可欠な路線である。
従って、外環道のさらなる整備促進に向けて、右記の通り、特段の配慮をお願いするものである。

記

１．陥没・空洞箇所周辺における丁寧な対応
・地域住民に丁寧に説明するとともに、陥没・空洞箇所周辺での補償等の対応、地盤補修の実施について、誠心誠意取り組むこと。
２．再発防止対策等を徹底し、事業用地外の掘進も含め、安全確保を最優先とした上での、シールド工事の推進と東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）の早期開通
・大泉側本線シールド工事、中央ＪＣＴランプシールド工事、東名ＪＣＴランプシールド工事においては、今般有効性が確認された再発防止対策等を徹底した上で、事業用地外も含め安全を最優先に早期に工事を推進すること。なお、地域住民に対しては、不安を取り除くよう工事の状況等について、丁寧に説明をすること。
・東名側本線シールド工事においては、陥没・空洞箇所周辺での地盤補修等の進捗も踏まえつつ、再発防止対策等を早期に策定すること。
・本体トンネル部の工事を安全かつ着実に推進し、一日も早い開通を目指し、国において用地および工事に必要な財源を確保すること。
・現在、約９割の進捗であるＪＣＴ・ＩＣ等の用地取得及び区分地上権取得を促進すること。特に進捗が遅れている青梅街道ＩＣ部における用地取得、区分地上権取得を国と東京都が連携のうえで加速すること。
３．東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）の早期計画具体化
・環状道路としての機能を最大限発揮させるために、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」において、スピード感をもって検討を進め、東名高速から湾岸道路間のルート全体の計画について、起終点やインターチェンジの位置等を決定し、できる限り早期に事業化すること。

２０２３年１０月１８日
東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）整備促進連絡会議

東京商工会議所	会頭	小　林　　健
八王子商工会議所	会頭	樫　﨑　　博

武蔵野商工会議所	会頭	髙　橋　　勇
青梅商工会議所	会頭	中　村　洋　介
立川商工会議所	会頭	川　口　哲　生
むさし府中商工会議所	会頭	田　中　勝　彦
町田商工会議所	会頭	澤　井　宏　行
多摩商工会議所	会頭	伊　野　弘　明
東京都商工会連合会	会長	山　下　真　一
一般社団法人東京都トラック協会	会長	浅　井　　隆
一般社団法人東京バス協会	会長	南　　正　人
一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会	会長	川　鍋　一　朗
東京都商店街連合会	会長	山　田　　昇
公益財団法人東京観光財団	理事長	金　子　眞　吾
公益社団法人東京青年会議所	理事長	下山田　敬　介

④　各種検定試験に関する会議等

1)　ビジネス実務法務検定試験

第１回１級作問・採点委員会　　５月２９日　（１６名）　第５４回１級問題作成について
第２回１級作問・採点委員会　　８月２５日　（２１名）　第５４回１級問題作成について
第３回１級作問・採点委員会　１０月　３日　（１６名）　第５４回１級問題作成について
１級最終採点委員会　　２月２１日　（　５名）　第５４回１級最終採点審査

2)　福祉住環境コーディネーター検定試験

第１回１級作問委員会　　６月　６日　（　８名）　第５１回１級問題作成について
第２回１級作問委員会　　８月２２日　（　９名）　第５１回１級問題作成について
１級最終採点委員会　　２月２０日　（　５名）　第５１回１級最終採点審査

3)　環境社会検定試験（ｅｃｏ検定）

第２回作問委員会　　４月２６日　（　６名）　第３４回問題作成について
第１回作問委員会　　８月　４日　（　６名）　第３５回問題作成について
第２回作問委員会　　９月　６日　（　６名）　第３５回問題作成について
「ｅｃｏ検定アワード２０２３」審査委員会
１０月　６日　（　７名）　ｅｃｏ検定アワード２０２３最終審査
第１回作問委員会　　３月１１日　（　６名）　第３６回問題作成について
第２０回環境社会検定委員会
３月２７日　（　８名）　a.報告　(a)２０２３年度までの環境社会検定試験実施状況について
(b)ｅｃｏ検定関連事業報告およびプロモーション活動について
b.意見交換

4)　そ の 他

東京商工会議所企画検定試験「大都市商工会議所検定担当課長会議」　会場：札幌商工会議所
１月２６日　（　１４名）　a.２０２３年度東京商工会議所企画検定試験について
b.２０２３年度アンケート結果について
c.２０２４年度東京商工会議所企画検定試験の実施方針について

東京商工会議所企画検定試験「担当者会議」※オンライン形式
３月　７日　（１９４名）　a.２０２３年度東京商工会議所企画検定試験について

b. ２０２３年度アンケート結果について
c. ２０２４年度東京商工会議所企画検定試験の実施方針について

⑤　東京都知事と東商会頭・副会頭との懇談

１１月　６日　（　２１名）　1)　出席者紹介
2)　開会挨拶
3)　説明　中小企業の災害・リスク対策の現状と課題について
副会頭　　山　内　隆　司
首都東京の将来に向けて
特別顧問　　中　山　泰　男
4)　意見交換
5)　総括

⑥　３商工会議所（大阪・名古屋・東京）常務理事・事務局長会議

８月　９日（　９名）　報告・意見交換
1）会員・会費の現況について
2）経営支援の状況について
3）証明事業について
4）議員の参画機会の拡大、議員の発掘について

⑦　その他

1)　立憲民主党と東京商工会議所との意見交換会
５月３１日　（１２名）　趣旨説明
中小企業を取り巻く現状と課題、国への要望について
1）中小企業を取り巻く現状と課題について
2）中小企業関連税制について
3）外国人材の活躍推進について
意見交換

７．事　　業

(1) 渋沢栄一記念事業

２０１９年４月、東京商工会議所初代会頭渋沢栄一翁が、２０２４年７月３日からの新１万円札の肖像画に採用されることが決定。２０１９年９月には、２０２１年２月１４日ＮＨＫで放送開始の大河ドラマ「青天を衝け」の主人公に採用決定。これを受け、５つの主なテーマ「学ぶ」「訪ねる」「集まる」「読む」「作る」に基づき、渋沢栄一記念事業推進プロジェクトチームをオフィス環境部内に設置し、様々な記念事業を実施した。

①　「渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定」への東京都千代田区、中央区、北海道清水町、岡山県井原市の追加加入

２０１９年８月に、渋沢栄一翁の顕彰にあたり、多様な分野で包括的な連携と協働による事業を推進することにより、魅力ある地域社会の形成・発展及び住民サービスの向上に資することを目的として、埼玉県深谷市、東京都北区、公益財団法人渋沢栄一記念財団、深谷商工会議所、ふかや市商工会、東京商工会議所の６者で「渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定」を締結。その後、２０２０年１１月に東京都板橋区、２０２１年１月に東京都江東区を追加し８者で締結。２０２３年１１月には、本協定に東京都千代田区、中央区、北海道清水町、岡山県井原市の４者を追加する覚書を締結した。

（締結日）２０２３年１１月１日

（締結者）埼玉県深谷市	小　島　　進	市　長
東京都北区	やまだ　加奈子	区　長
東京都板橋区	坂　本　　健	区　長
東京都江東区	大久保　朋　果	区　長（２０２３年１２月１１日～）
東京都千代田区	樋　口　高　顕	区　長
東京都中央区	山　本　泰　人	区　長
北海道清水町	阿　部　一　男	町　長
岡山県井原市	大　舌　　勲	市　長
深谷商工会議所	村　岡　正　巳	会　頭
ふかや市商工会	沼　尻　芳　治	会　長
公益財団法人渋沢栄一記念財団	樺　山　紘　一	理事長
東京商工会議所	小　林　　健	会　頭

②　渋沢栄一記念事業の実施

1)　「新札３氏をつなぐ都内バス視察会」の実施

新札発行１年前カウントダウンの一環として、渋沢翁だけでなくお札に関わる人物ゆかりの地や団体にフォーカスを当て、視察会を実施した。

（実施日）２０２３年　７月１１日（火）

（視察先）東京証券取引所、貨幣博物館、上野精養軒、北里研究所、津田塾大学

（参加者数）１４名

2)　旧渋沢邸「中の家（なかんち）」主屋改修工事完成に伴う式典参加／視察の実施

①小林会頭による先行視察

（日　時）２０２３年８月３日（木）

（場　所）旧渋沢邸「中の家（なかんち）」、「渋沢栄一記念館」

②旧渋沢邸「中の家（なかんち）」主屋改修工事完成披露式典への出席

（日　時）２０２３年８月１０日（木）

（場　所）旧渋沢邸「中の家（なかんち）」

（主　催）埼玉県深谷市

（出席者）広　瀬　道　明　副会頭
越　野　充　博　北支部会長
小　林　治　彦　常務理事

3)　元ＷＢＣ日本代表監督・栗山英樹氏講演会「強い人材と組織の作り方　～『論語と算盤』の教え～」

渋沢栄一翁の著書『論語と算盤』を愛読し、その教えを、強い人材と組織をつくるうえでの基礎としてきた栗山英樹氏より、「強い人材と組織」を作り上げるためにはどうすればよいのか、渋沢翁の教えや栗山氏の経験を踏まえて講演いただいた。

（実施日）２０２３年９月５日（火）１４時００分～１５時３０分
（会　場）東京商工会議所　５階「渋沢ホール」
（参加者数）１８３名

4)　「～２０２４年新札発行記念～渋沢・津田・北里３氏ゆかりの企業・団体・地域フォーラム」の開催

いよいよ２０２４年７月３日に約２０年ぶりとなる新札が発行されることを踏まえ、新札に関連した各企業・団体・自治体との連携を深め、その輪を広げる取組みを展開。その一環として、渋沢翁、津田先生、北里博士にゆかりの深い企業・団体・自治体に参集いただき、それぞれの精神に立ち返るとともに、混沌とした令和の時代において３氏が存命であれば今、何を語り、現代にどのようなメッセージを伝えるのかを考える機会とした。併せて、新札発行に向けた機運醸成の場とするため、開催した。

（日　時）２０２３年９月８日（金）１１時３０分～１３時００分
（場　所）帝国ホテル　本館３階「富士の間」

（来　賓）日本銀行	金　沢　敏　郎	発券局長
（参加者）東京商工会議所	小　林　　健	会　頭
	三　村　明　夫	名誉会頭
	広　瀬　道　明	副会頭
	山　内　隆　司	副会頭
	今　市　涼　子	特別顧問
	北　沢　利　文	特別顧問
	坂　井　辰　史	特別顧問
	宮　本　洋　一	特別顧問
	定　保　英　弥	議　員
独立行政法人国立印刷局	大　津　俊　哉	理事長
埼玉県深谷市	小　島　　進	市　長
深谷商工会議所	村　岡　正　巳	会　頭
ふかや市商工会	沼　尻　芳　治	会　長
公益財団法人渋沢栄一記念財団	樺　山　紘　一	理事長
北海道清水町	阿　部　一　男	町　長
他、渋沢翁ゆかりの企業・団体	６０名	
津田塾大学関係者	１１名	
北里博士ゆかりの企業・団体	３名	
東京商工会議所	石　田　　徹	専務理事
	越　野　充　博	北支部会長
	鈴　木　健　之	江東支部会長
	小　林　治　彦	常務理事
	湊　元　良　明	理事・事務局長
	山　下　　健	理事・中小企業部長

（講　演）第一部　「小森コーポレーション銀行券印刷機械事業への取り組み」
㈱小森コーポレーション　持　田　　訓　代表取締役社長兼最高経営責任者（ＣＥＯ）

第二部　「今、３氏が令和の時代に生きていたら何を語り、何を伝えるか」

渋沢史料館	井　上　　潤　　顧　問	（渋沢栄一ゆかりの団体）
脚本家	橋　部　敦　子　氏	（津田梅子ゆかりの人物）
北里柴三郎記念館	北　里　英　郎　館　長	（北里柴三郎ゆかりの団体）

5)　「熊本県小国町・大分県中津市視察会」の実施

渋沢翁とともに新札肖像画となる北里柴三郎博士が生まれ育ち医学の道を志した地・熊本県小国町と、現一万円札肖像である福沢諭吉先生が生まれ、貧しいながらも学問に励んだ地・大分県中津市をめぐる視察会を実施した。

（実施日）２０２３年　１０月２３日（月）～２４日（火）
（視察先）北里柴三郎記念館、福澤記念館、安心院葡萄酒工房、杵築ふるさと産業館　他
（参加者数）　１４社１７名

6)　東京タワーライトアップ

渋沢翁の「逆境の時こそ、力を尽くす」精神を受け継ぎ、逆境に負けずに戦うすべての人々に応援の気持ちを込めて、渋沢翁の命日（１１月１１日）にあわせ、１１月１０日から１１日にかけて東京タワーをオリジナルカラー（藍色）でライトアップした。また、ライトアップにあたり、点灯式を開催した。

（日　時）２０２３年１１月１０日（金）１７時１５分～１９時００分
（場　所）ザ・プリンスパークタワー東京　３３階「スカイバンケット」

（来　賓）港区	武　井　雅　昭	区　長
（参加者）東京商工会議所	小　林　　健	会　頭
	三　村　明　夫	名誉会頭
	田　川　博　己	副会頭
	広　瀬　道　明	副会頭
	斎　藤　　保	副会頭
	上　條　　努	副会頭
	山　内　隆　司	副会頭
	今　市　涼　子	特別顧問
	北　沢　利　文	特別顧問
	坂　井　辰　史	特別顧問
	石　田　　徹	専務理事
	新　保　雅　敏	港支部会長
	越　野　充　博	北支部会長
	岩　月　宏　昌	板橋支部会長
	鈴　木　健　之	江東支部会長
㈱ＴＯＫＹＯ　ＴＯＷＥＲ	前　田　　伸	代表取締役社長
	吉　成　二　男	常勤監査役
埼玉県深谷市	小　島　　進	市　長
東京都板橋区	坂　本　　健	区　長
深谷商工会議所	村　岡　正　巳	会　頭
ふかや市商工会	沼　尻　芳　治	会　長
渋沢史料館	井　上　　潤	顧　問
学校法人北里研究所	小　林　弘　祐	理事長
学校法人津田塾大学	髙　橋　裕　子	学　長
公益財団法人がん研究会	浅　野　敏　雄	理事長
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	許　　俊　鋭	センター長

日本放送協会	根　本　拓　也	理　事
㈱毎日新聞社	松　木　　健	代表取締役社長執行役員
東京商工会議所	小　林　治　彦	常務理事
	湊　元　良　明	理事・事務局長

＜同日に点灯した箇所は以下のとおり＞

a. 埼玉県深谷市
　点灯箇所：深谷駅（埼玉県深谷市西島町３－８－１）／青淵広場（深谷市西島町１－７）／深谷市役所（深谷市仲町１１－１）

b. 東京都北区　※同時ライトアップ先に「渋沢史料館」含む
　点灯箇所：渋沢史料館（北区西ヶ原２－１６－１）／ｓｈｉｂｕｓａｗａ　ｈａｔれすとらん館／飛鳥の小径（北区飛鳥山公園内）

c. 東京都板橋区
　点灯箇所：子爵渋沢栄一像（板橋区栄町３５－２（東京都健康長寿医療センター内））

d. 学校法人日本女子大学
　点灯箇所：成瀬記念館別館　泉プロムナード（文京区目白台２－８－１）

e. ㈱みずほフィナンシャルグループ
　点灯箇所：みずほフィナンシャルグループ本社（千代田区大手町１－５－５　大手町タワー）

f. ㈱帝国ホテル（千代田区内幸町１－１－１）
　点灯箇所：帝国ホテル東京　みゆき通り沿いデザイン照明（千代田区内幸町１－１－１）

g. 学校法人津田塾大学
　点灯箇所：小平キャンパス ハーツホン・ホール（小平市津田町２－１－１）／千駄ヶ谷キャンパス アリス・メイベル・ベーコン記念館（渋谷区千駄ヶ谷１－１８－２１）

h. ㈱東京証券取引所
　点灯箇所：マーケットセンター／株価ボード（中央区日本橋兜町２－１）

i. 清和綜合建物㈱
　点灯箇所：兜町ビル（中央区日本橋兜町４－３）

j. 東京商工会議所
　点灯箇所：東京商工会議所ビル１階渋沢立像（千代田区丸の内３－２－２）

k. 平和不動産㈱　※１１月８日（水）付で参画表明
　点灯箇所：日証館（中央区日本橋兜町１－１０）

l. 学校法人北里研究所　※１１月１０日（金）付で参画表明
　点灯箇所：白金キャンパス／北里柴三郎記念博物館（港区白金５－９－１）

7)　「愛媛県・高知県視察会」の実施

かつて渋沢翁が滞在したゆかりの地・愛媛県松山市を訪れ、渋沢翁の漢詩の書や渋沢翁が寄贈した扁額などを視察。さらに、渋沢翁とともに明治以降の日本経済に大きな影響を与え、三菱を創業した岩崎彌太郎氏の生誕地など明治の偉人ゆかりの地をめぐる視察会を実施した。

（実施日）２０２３年　１１月２０日（月）～２１日（火）
（視察先）伊予銀行研修所、松山商工会議所、大和屋本店、岩崎彌太郎生家　他
（参加者数）　１０社１２名

8)　東京商工会議所職員対象「国立印刷局東京工場見学と北支部訪問会」の実施

新一万円札の発行を契機に東京商工会議所初代会頭渋沢翁の功績と精神を東商職員として理解し、広くＰＲできるようにすることを目的とし、実施した。

（実施日）２０２３年　１２月５日（火）、１２月１２日（火）
（視察先）国立印刷局東京工場、北支部
（対　象）東京商工会議所　１～４年目の若手職員、出向者

（参加者数）１２月　５日（火）：１７名（内、同行者３名）
１２月１２日（火）：１８名（内、同行者３名）

9)　「渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定　１２者首脳会議」の開催

２０１９年８月に６者で締結し、２０２０年１１月に１者、２０２１年に１者を追加した「渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定」へ東京都千代田区、東京都中央区、北海道清水町、岡山県井原市が新たに加わることとなった（２０２３年１１月締結）。２０２４年７月３日の新札発行を控え、当該連携協定先１２者が一堂に会し、各自治体・団体の取り組みを確認するとともに、今後の連携を一層深める機会とした。

（日　時）２０２４年２月１９日（月）１１時３０分～１３時００分
（場　所）東京會舘　７階「ロイヤル」

（来　賓）	東京都	小　池　百合子　知　事
	日本銀行	氷見野　良　三　副総裁
（参加者）	埼玉県深谷市	小　島　　進　　市　長
	東京都北区	やまだ　加奈子　区　長
	東京都板橋区	坂　本　　健　　区　長
	東京都江東区	大久保　朋　果　区　長
	東京都千代田区	樋　口　高　顕　区　長
	東京都中央区	山　本　泰　人　区　長
	北海道清水町	阿　部　一　男　町　長
	岡山県井原市	大　舌　　勲　　市　長
	深谷商工会議所	村　岡　正　巳　会　頭
	ふかや市商工会	沼　尻　芳　治　会　長
	公益財団法人渋沢栄一記念財団	樺　山　紘　一　理事長
	渋沢史料館	井　上　　潤　　顧　問
	東京商工会議所	小　林　　健　　会　頭
		石　田　　徹　　専務理事
		越　野　充　博　北支部会長
		岩　月　宏　昌　板橋支部会長
		鈴　木　健　之　江東支部会長
		栃　木　一　夫　千代田支部会長
		細　田　　眞　　中央支部会長
		小　林　治　彦　常務理事
		湊　元　良　明　理事・事務局長

③　その他の渋沢栄一記念事業

事業名	開催日等	場所等	参加者数等	実施部署
～明治の偉人ゆかりの地～ 地域特産 物産展	７月１３日～ ７月１４日	東京商工会議所本部ビル１階多目的スペース	来場者数（合計） １，０６２名	オフィス環境部
―変革期に学ぶ、未来を拓く構想と行動― 第３回セミナー 講演「渋沢栄一と東京のまちづくり」 〔講師〕 建築家・江戸東京博物館館長 藤　森　照　信　氏	１０月３日	東商渋沢ホール ※ハイブリッド開催	１５３名	広報部

事業名	開催日等	場所等	参加者数等	実施部署
～２０２４年７月新札発行記念～ 渋沢栄一ゆかりの地 地域特産物産展	１１月３０日 ～１２月１日	東京商工会議所本部ビル１階多目的スペース	来場者数（合計） ７８０名	オフィス環境部
三村名誉会頭 講演 「渋沢栄一の遺したもの」 （津田塾大学主催 新札発行記念シンポジウム内） 〔講師〕 東京商工会議所 三　村　明　夫　名誉会頭	１２月３日	津田塾大学小平キャンパス　特別教室	約４００名	オフィス環境部
―変革期に学ぶ、未来を拓く構想と行動― 第４回セミナー 講演「簿記・銀行・製紙をめぐる明治初期の制度と実務-渋沢栄一と得能良介」 〔講師〕 東京都立大学経済経営学部准教授 小　林　延　人　氏	２月　６日	オンライン開催	９０名	広報部

④　東商渋沢ミュージアムの展示状況

東商渋沢ミュージアムは、２０１９年１１月１日（金）に開設。その後、渋沢栄一翁生誕１８０年を機に、２０２０年２月１３日（木）リニューアルオープン。以降、渋沢翁に関する東商保有の歴史資料のほか、東京商工会議所製作の渋沢翁グッズを販売するなど、会員企業のみならず一般公開している。２０２３年度の新たな展示として「元ＷＢＣ日本代表監督・栗山英樹氏のサインバット、ボール、色紙」「渋沢栄一絵巻」「実業団体催 故渋沢子爵 追悼会」に関する展示を追加した。また、５階メンバーズラウンジ前に渋沢翁ら主催の「大日本帝国憲法発布 記念舞踏会(於：鹿鳴館)」の展示を追加した。

（展示概要）東商所有の歴史資料の展示

・展示パネル「受け継がれる渋沢栄一の精神」
・東商所有の歴史資料
・渋沢翁直筆の書「不平等即平等」
・展示パネル「渋沢栄一直筆の書『道之以徳齋之以禮』(滝野川警察署 所蔵)」
・初代会頭 渋沢栄一像（深谷市寄贈、ミニチュア版）
・写真パネル「渡米実業団　西陣織の感謝状（見本)」
　「初代会頭渋沢栄一自筆の書『業精干勤荒干嬉』」
　「初代会頭　渋沢栄一胸像」
・展示パネル「関東近隣 渋沢栄一の主な銅像」
・映像「大礼記念国産振興東京博覧会」
・渋沢翁直筆掛け軸「雲無心以出岫鳥倦飛而知還」
　(㈱カジワラ　梶原 徳二 代表取締役会長　寄贈)
・大河ドラマ「青天を衝け」出演者直筆サイン展示
・展示パネル「長野県上田商工会議所『信州上田と渋沢栄一企画展』について」
・展示パネル「渋沢敬三インタビュー記事（東商新聞)」
・展示パネル「埼玉りそな銀行と渋沢栄一翁」について
・展示パネル「東商年表１５０周年に向けて」
・元ＷＢＣ日本代表監督・栗山英樹氏のサインバット、ボール、色紙（新規追加）
・展示パネル「渋沢栄一絵巻」(新規追加)
・展示パネル「実業団体催 故渋沢子爵 追悼会」に関する展示（新規追加）
・「大日本帝国憲法発布 記念舞踏会(於：鹿鳴館)」の資料展示（新規追加）

（販　　売）東商オリジナル渋沢グッズの販売

・渋沢翁の訓言・解説付き　箸、箸置きセット
・渋沢翁珈琲
・渋沢翁ピンバッジ
・渋沢翁マスク（藍色、霞色、鶯色、和紙）
・渋沢カトラリー（ネイビー、ナチュラル）
・渋沢ハンドタオル（藍色、亜麻色）
・渋沢お札メモ帳

⑤　東商新聞における渋沢栄一事業

1)　渋沢栄一に関連がある企業・著名人へのインタビュー

内容／見出し	掲載号	取材対象者	実施部署
渋沢栄一が設立に関わった企業のＤＮＡを探る	５月２０日号	社会福祉法人全国社会福祉協議会常務理事　　笹尾　勝　氏	広報部
渋沢栄一が設立に関わった企業のＤＮＡを探る	９月２０日号	東洋紡㈱　コーポレートコミュニケーション部長　石丸　園子　氏	広報部
渋沢栄一が設立に関わった企業のＤＮＡを探る	１２月２０日号	(公財)がん研究会　理事長浅野　敏雄　氏	広報部

2)　渋沢栄一に関連した記事

見出し	掲載号	実施部署
渡米実業団　記念メダルを受贈	４月２０日号	広報部
渋沢、北里、津田のパネル展示　新札発行１年前のＰＲ	５月２０日号	広報部
東商オリジナル渋グッズ　新商品が登場！	５月２０日号	広報部
渋沢翁一万円札　来年７月前半に発行	７月２０日号	広報部
各地の名産品が東商に集結　明治の偉人ゆかりの地物産展	８月２０日号	広報部
渋沢ら３氏ゆかりの地を巡る　新札３氏をつなぐ視察会	８月２０日号	広報部
関東大震災から１００年　復興に尽力した渋沢栄一から学ぶ　逆境の時こそ、力を尽くす	８月２０日号	広報部
令和に渋沢翁らへ思いはせる　栗山氏ＷＢＣを語る　新札記念フォーラムも開催	９月２０日号	広報部
震災から１００年　経営者に求められる役割とは　シンポジウムを開催～逆境の時こそ、力を尽くす～	９月２０日号	広報部
東商渋沢ミュージアムなどで新展示を公開！	９月２０日号	広報部
近代国家の首都・東京を紐解く　建築家　藤森氏が講演　渋沢セミナー	１０月２０日号	広報部
電子書籍を出版　新札発行記念『渋沢栄一　日本を創った実業人』	１１月２０日号	広報部
新札発行に向けてＰＲ展開　ＪＲ主要駅でのサイネージ広告など	１１月２０日号	広報部
逆境に立ち向かう全ての人を応援　東京タワーライトアップなどで渋沢翁の精神を普及	１２月２０日号	広報部
渋沢翁ゆかりの各地が東商に　東商ビルで物産展を開催	１２月２０日号	広報部
ＢｉｚＤａｎｅ！　渋沢翁ロゴ入り　グランドオールドマンヘルメット	１１月２０日号	広報部
第４回　渋沢セミナーを開催します（告知）	１２月２０日号	広報部
東商初代会頭・渋沢栄一翁が新一万円札の肖像に！本年７月３日に発行	１月１日号	広報部
全長７ｍの「渋沢栄一翁絵巻」を展示　東商渋沢ミュージアム	２月２０日号	広報部

近代制度導入の背景を学ぶ　渋沢セミナーで小林氏が講演	２月２０日号	広報部
新札発行に向けて連携強化　渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定　１２者首脳会議	３月２０日号	広報部

3)　連載「逆境を乗り越えるための渋沢栄一の教え」

内容	掲載号	執筆者	実施部署
第１０回「逆境に打ち勝つための『人的資本』」	６月２０日号	シブサワ・アンド・カンパニー㈱ 代表取締役 渋澤　健　氏	広報部
第１１回「投資はただの勝ち負けにあらず」	９月１０日号		
第１２回「民主主義のデジタル化がもたらす惨酷さ」	１２月２０日号		
第１３回「『宿命』と『運命』」	３月２０日号		

⑥　丸の内ＬＯＶＥＷａｌｋｅｒへの掲載

新札発行を目前に控え、渋沢翁ならびに東商について広く発信し、さらなる認知度向上、機運醸成を目指すべく、丸の内エリアの魅力を多角的な切り口で紹介する丸の内ＬＯＶＥ Ｗａｌｋｅｒ（発行：㈱角川アスキー総合研究所）に掲載した。

（掲載内容）・２月：「東京商工会議所」が伝えたいこと 第１回：ふくい観光土産物産展について掲載
・３月：「東京商工会議所」が伝えたいこと 第２回：東商渋沢ミュージアムについて掲載
・３月：丸の内ＬＯＶＥ Ｗａｌｋｅｒ総編集長・玉置泰紀の「丸の内びとに会ってみた」小林常務理事インタビュー記事掲載

⑦　東京商工会議所　公式ＬＩＮＥアカウント『渋沢通信』～受け継がれる渋沢栄一の精神～

東京商工会議所での渋沢栄一翁に関する取り組み、渋沢翁が係った企業情報、記念グッズの紹介、関係機関の活動などを幅広く配信するため、東京商工会議所で２０２０年９月２８日より初めての公式ＬＩＮＥアカウント「『渋沢通信』～受け継がれる渋沢栄一の精神～」を開設し、配信を継続している。

（名　　称）「渋沢通信」～受け継がれる渋沢栄一の精神～
（配信内容）東京商工会議所の渋沢栄一に関する取り組み・イベント
・渋沢ミュージアムの見どころ・記念グッズ紹介など
・渋沢事業（物産展、展示等）の案内
・渋沢翁が係った企業における情報・コラム
・渋沢翁に関するセミナーやイベントの紹介
（配信回数）１９回（２０２３年度）
（累計友だち登録数）２，１６８人（２０２４年３月３１日現在）

⑧　渋沢栄一翁・新札発行ＰＲ大展開

２０２４年７月３日に、渋沢栄一翁が肖像となる新一万円札が発行されることに伴い、渋沢翁の命日（１１月１１日）にあわせて、新札発行に向けた機運醸成と渋沢翁の功績と精神の幅広い発信を目的に、ＰＲ大展開を実施した。

1)　ＪＲ主要駅サイネージ広告
（期　間）２０２３年１１月６日～１２月３日
（場　所）・ＪＲ東京駅　ＴＯＫＹＯ　ＭＡＲＵ－ＶＩＳＩＯＮ（丸の内南・北口）改札外／丸の内地下連絡通路 改札外
・ＪＲ品川駅　中央改札内 ／ 自由通路 改札外
・ＪＲ池袋駅　中央改札内
・ＪＲ渋谷駅　ハチ公改札自由通路 改札内
・ＪＲ新宿駅　東改札外

2)　ＪＲ主要駅ポスター掲出

（期　間）２０２３年１１月６日～１２日
（場　所）・ＪＲ東京駅　八重洲北口 ／ 丸の内地下中央口 改札内
・ＪＲ新宿駅　南改札 ／ 中央西改札 改札内
・ＪＲ品川駅　中央改札 改札内
・ＪＲ池袋駅　南改札 改札外

3)　丸の内仲通りフラッグ
（期　間）２０２３年１１月６日～１２日
（場　所）有楽町電気ビル ～ 丸の内二重橋ビルに面した部分までの丸の内仲通り

4)　「渋沢コースター」配布
（期　間）２０２３年１１月１日～２４日
（場　所）タリーズコーヒー東京商工会議所ビル店（丸の内二重橋ビル１階）
（対　象）タリーズコーヒーにて「本日のコーヒー」購入者先着８０名に期間中毎日配布

5)　クリスマスツリー展示・クイズパネル展示・渋沢立像ライトアップ
（期　間）２０２３年１１月７日～１２月２５日
（場　所）東京商工会議所　多目的スペース（丸の内二重橋ビル１階）

(2) 組織基盤強化活動

①　会員訪問活動による、顧客満足度の向上

1)　営業スペシャリスト制度
新入会員向けに東商の事業を案内するため、オンライン面談を展開した。また、個別事業の案内を目的としたコール活動を実施した。

2)　オンライン面談
対象：新規入会企業
面談数：１，３２５件、事業紹介件数：２，２４０件

3)　コール活動
内容：研修・検定クロス営業／新入社員研修受講企業ヒアリング／検定試験受験事業者ヒアリング等実施
コール企業数：５，００５社、紹介事業件数：２，２４０件

②　新規加入推進・退会防止・会費増収の取り組み

議員・支部役員と事務局が一丸となり新規加入推進に取り組んだ結果、新規加入は６，２４５件となった。一方、退会は４，８４２件となり、本年は会員数純増（１，４０３件）となった。

＜加入＞	６，２４５件	（前年比９５．５％）
うち議員・支部役員等募集	１１６件	（　〃　９６．７％）
〃　事務局募集	６，１２９件	（　〃　９５．５％）
＜退会＞	４，８４２件	（前年比１０２．９％）

1)　議員企業・支部役員等の紹介による新規加入推進

＜直接募集件数＞	１１６件
＜紹介による件数＞	１，０６３件
【合計】	１，１７９件

2)　事務局会員増強表彰
件数・口数ともに目標達成しており、かつ、部署目標達成率（件数）の上位５部署に対し表彰を実施した。

人材・能力開発部	（件数達成率２８８．９％、口数達成率４８３．３％）
共済・証明事業部	（件数達成率１２２．４％、口数達成率２０９．７％）
中小企業部	（件数達成率２２０．８％、口数達成率１９９．２％）
渋谷支部	（件数達成率１６８．３％、口数達成率１７７．２％）
世田谷支部	（件数達成率１６６．４％、口数達成率１４３．９％）

3)　入会キャンペーン

新規加入促進のためのキャンペーンとして、２０１２年度より実施。２０２３年度は、２０２３年７月～９月常議員会加入承認分を対象に、下記キャンペーンを実施。

・非会員を紹介した会員に対し、当該非会員が期間中に入会した際に「東商オリジナル・渋沢栄一デザインのＱＵＯカード（５００円分)」１枚を、紹介した会員に進呈

③　業務推進・業務改善

1)　事業運営改善表彰

事業運営改善を推進するため、特に他部署の範となる５事業・５部署の取り組みについて、事務局長名による表彰を行った。

（表彰対象）

・労働供給制約社会を見据えた政策活動（産業政策第二部）
委員会の枠を超えた「これからの労働政策に関する懇談会」の設置、「求められる少数精鋭の成長モデルへの自己変革」の取りまとめ

・中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制の実現（産業政策第一部）
税制要望を国会議員に強力に働きかけた結果、前例のない規模での減税を実現

・共済制度の収益向上に資する各種取組の展開（共済・証明事業部）
各種キャンペーンの実施等により、事業者の認知度向上と職員の参画意欲を醸成し、過去最高収益を達成

・企業事例集の制作・周知活動を通した支部役員体制の強化（文京支部）
新分野・新事業に挑戦する区内事業者の顕著な取組を紹介する事例集を発行。また、本事業を通じて疎遠だった支部役員の参画意識向上に貢献

・ジュエリー関連産業の人材不足課題解決支援事業（台東支部）
ジュエリー産業の人手・職人不足に対し、将来的な人材を育成するため、小中高生のジュエリー制作教室等を実施

(3)　意見活動

①　意見・要望・提言一覧

NO.	摘　　要
1	最低賃金に関する要望
2	知的財産政策に関する意見について
3	発達段階に応じたアントレプレナーシップ教育の推進について
4	ツーリズム産業の基幹産業化に向けたわが国の産業振興に関する重点要望について
5	ツーリズム産業の基幹産業化に向けた東京の産業振興に関する重点要望について
6	東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望について
7	首都・東京の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望について
8	国の中小企業対策に関する重点要望
9	東京都の中小企業対策に関する重点要望
１０	中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見
１１	令和６年度税制改正に関する意見
１２	国の災害・リスク対策に関する要望
１３	東京都の災害・リスク対策に関する要望
１４	東京の将来に向けた要望
１５	社会構造の変化に対応した持続可能な社会保障制度の構築に向けて
１６	「『これからの労働政策に関する懇談会』中間レポート ～求められる『少数精鋭の成長モデル』への自己変革」

１７	雇用・労働政策に関する重点要望
１８	東京都の雇用就業施策に関する重点要望
１９	多様な人材の活躍に関する重点要望
２０	東京都の多様な人材の活躍施策に関する重点要望

１．最低賃金に関する要望

デフレ脱却に向け、「成長と分配の好循環」の実現が求められる中、雇用の 7 割を占める中小企業においても、出来るだけ多くの企業が賃上げに取組むことが期待される。政府は、生産性向上や取引適正化など、中小企業が自発的・持続的に賃上げできる環境を整備されたい。

最低賃金の引上げを求める声も高まるが、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、法の主旨に則った審議決定が求められる。

こうした認識のもと、2023 年度の中央・地方における最低賃金審議にあたり、政府に対して下記の内容を要望する。

記

１．法に定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）に基づき、データによる明確な根拠のもと、納得感のある審議決定を

最低賃金の審議決定において考慮すべきものとして法が定める三要素のうち、生計費と賃金の上昇が見込まれる一方、中小企業の支払い能力は、原材料費や資源・エネルギー価格等の高騰により厳しい状況にある。

近年の審議については、政府方針ありきで実態を十分に踏まえていないとの声が根強くあったところ、2022 年度の中央最低賃金審議会では、公労使が三要素に関するデータを元に審議を重ね、各種統計を参照する形で目安額決定の根拠が明確に示されるなど、プロセスの適正化が一定程度図られた。こうした取組みが継承され、中央・地方においてデータによる明確な根拠に基づく納得感のある審議決定が行われることを強く求める。

２．最低賃金が目指す水準等について政府方針を示す場合には、労使双方の代表が参加する場での議論を

政府が、いわゆる「骨太の方針」等において経済政策の大きな方向性を示す中で、目指すべき最低賃金の水準等に言及することは否定しない。しかしながら、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして全ての企業に例外なく適用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切でない。また、政府方針を決定する場合には、労使双方の代表が参加し、意見を述べる機会を設けるべきである。

３．中小企業が自発的・持続的に賃上げできる環境整備の推進を

中小企業は、労働分配率が７～８割と高いことに加え、人件費や燃料費などコスト増加分の価格転嫁が十分に進まず、賃上げ原資は乏しい。政府には、デジタル活用や働き方改革の推進など生産性向上の支援とともに、取引適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」の拡大および公正取引委員会や中小企業庁の転嫁円滑化要請の強化等を通じた実効性向上により、中小企業が賃上げ原資を確保し、自発的・持続的に賃上げできる環境を整備されたい。あわせて、最低賃金引上げに対する主な支援策である「業務改善助成金」や「賃上げ促進税制」等のほか、新たな助成制度の創設を含め、中小企業の賃上げを後押しする制度の更なる拡充を図られたい。

４．企業の人手不足に繋がる「年収の壁」問題の解消を

近年の最低賃金の大幅な引上げにより、非正規・パートタイム労働者が、103 万円や 130 万円に届かないように労働時間を調整（就労調整）するケースがこれまで以上に増えている。こうした、いわゆる「年収の壁」の問題は、現在の人々の働き方や家族の形態を踏まえて税制や社会保障制度を見直すとともに、労働者の正しい理解を促進することにより解消していくことが求められる。こうした観点から、第 3 号被保険者制度については、抜本的に見直すとともに、所得税制における基礎控除額や給与所得控除額については、実態を踏まえ引上げるべきである。あわせて、「年収の壁」に対する誤解や理解不足を解消するため政府による周知・広報を徹底すべきである。

５．地域の経済実態に基づいたランク制の堅持を

中央最低賃金審議会では、47 都道府県を所得・消費、給与、企業経営に関する 19 の指標をもとにしたランクに分け、目安額を決定している。地域間格差是正の観点から一元化すべきとの意見もあるが、ランク制は地域の状況を反映し目安額を決定する合理的なシステムとして、地方での円滑な審議に重要な役割を果たしている。47 都道府県の経済情勢や適用労働者数、実際の最低賃金額等を踏まえ、必要に応じランク数や分け方の見直しを図りつつ、ランク制については堅持すべきである。

６．改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を

例年、地域別最低賃金は、各都道府県の地方最低賃金審議会での改正決定後、ほとんどの都道府県で 10 月１日前後に発効するプロセスとなっている。違反すれば罰則を伴う制度であり、最低賃金引上げの影響を受ける労働者が増えている中、各企業は２カ月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業から負担の声が聞かれている。また、年度途中での賃上げに伴う価格転嫁は容易ではないことから、原資の確保に向けても各企業の十分な準備期間を確保することが必要である。ついては、指定日発効等により全国的に年初めまたは年度初めの発効とすべきである。

以上

２０２３年度第１号
２０２３年4月１３日
第７５７回常議員会決議

＜提出先＞内閣府、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省

＜実現状況＞

三要素に基づく各種指標やデータによる明確な根拠に基づく審議の実施、政労使の代表による政府方針の審議

業務改善助成金の助成率・額の引上げおよび助成対象経費の拡大

２．知的財産政策に関する意見

基本的な考え方

（中小企業の付加価値拡大の鍵は「知的財産の創造と活用」、諸外国に負けない支援の拡充）

わが国の中小企業を取り巻く環境は、物価高に価格転嫁が追い付かず企業収益が圧迫される中、人手不足も深刻化しており、自発的な賃上げや新たな成長に向けた投資に挑戦できる原資確保・拡大が急務である。取引適正化・価格転嫁を推進するとともに、持続的な成長に向けて、付加価値拡大による売上・収益向上が不可欠であり、付加価値を生み出すイノベーションの源泉は、知的財産など無形資産の活用である。

世界では投資の中心が研究開発・知的財産・データ・ブランド等の無形資産へと移行し、企業の付加価値を向上させ、経済成長を牽引している。２０１０年と２０２０年の研究開発投資を比較すると、米国は１．５７倍、中国は２．４８倍まで投資額を伸ばしている一方で日本は１．１２倍とほぼ横ばいとなっている。日本全体の経済成長のためには、競争力の源泉である知財、人材、研究開発への民間投資を促していく必要がある。そのためには、企業数の９９．７％を占める中小企業の果たす役割は大きく、諸外国に負けない知財支援策の拡充により、知財を活用した「稼ぐ力」を強化していくことが重要である。

（知財取引適正化の推進と、経済安全保障と知財価値向上に資する知財保護強化が急務）

中小企業と大企業の共存共栄に向け、適切な契約による知財取引の適正化を進めるとともに、知的競争のグローバル化が進展し、知財や技術等の海外流出リスクが高まる中、経済安全保障の観点から知財保護への対応が重要である。あわせて、適正な対価が享受できるようにするとともに、知財価値が適正に評価され、侵害が抑止されるような権利の保護強化が急務である。

（地域における産学官金連携による知財を活用した新産業・事業創出の推進）

インバウンド・観光需要が本格回復に向かう中、各地域が持つ有形・無形の資源を磨き上げ、地域に良質な仕事と雇用を創出し、地域経済の好循環を生み出すことが重要である。地域の持続的な成長のためには、知財を核とした産学官金連携による新産業・事業創出、人材育成等を推進し、地域中小企業の生産性向上および競争力強化への取組みを強力に後押しする必要がある。

（コンテンツ関連産業による外需取込みとデジタル空間等の新市場における環境整備）

わが国が世界に誇るコンテンツの市場規模拡大と海外需要の取込みに向け、良質なコンテンツを生み出す関連産業の保護・育成に向けた環境整備が重要である。あわせて、新たな市場として急成長するメタバース等、デジタル空間における知財保護に向けた法的課題の整理等の環境整備も必要である。

以上の４つの考え方のもと、商工会議所は、特許庁、ＩＮＰＩＴ、日本弁理士会と連携し、中小企業の知財活用と保護を伴走型で支援するとともに、地域一体となった地方創生に取り組み、中小企業と地域の自己変革を支え、新たな価値の創造に取り組む所存である。政府には、「知的財産推進計画２０２３」に以下に掲げる施策を盛り込み、早急かつ集中的に取り組んでいただきたい。

Ⅰ．中小企業・スタートアップにおける知的財産の創造・活用

１．中小企業の「稼ぐ力」の向上に資する知財経営支援体制の強化
日本商工会議所は、特許庁・INPIT・弁理士会と連携し、中小企業のイノベーション創出、付加価値拡大の核となる知的財産の活用促進と保護への取組みを推進している。各地商工会議所やよろず支援拠点等、中小企業支援機関における支援体制の強化と必要な予算措置を講じられたい。
わが国の強みは技術力であり、科学技術立国の再興に向けては、初めて出願する際の出願代理費用の実質無料化などにより、企業の無形資産活用の第一歩を後押しする支援策が必要である。

（１）初出願代理費用の助成による実質無料化
中小企業にとって出願のハードルは極めて高く、出願促進には、ＩＮＰＩＴ（独立行政法人工業所有権情報・研修館）の知財総合支援窓口や弁理士会等におけるワンストップサービスの提供が重要である。特に、初出願の事業者への支援を拡充して出願への一歩を踏みださせ、成功経験を積ませることは、次なる出願を促す投資となる。中国では積極的な出願支援や登録補助により国を挙げて初めての出願を奨励し、出願数は大幅に増加した。初めての出願に限っては出願代理費用の助成による実質無料化を行われたい。
（２）中小企業の「稼ぐ力」発掘と多角的な支援体制の整備
中小企業においては、自社の持つ技術や工夫、ノウハウが知的財産であることを認識しておらず、付加価値向上の核として活用できていないケースも多く存在する。そのため、企業に眠る「稼ぐ力」の発掘に向けた組織づくり・人材育成を政府主体で行われたい。また、発掘した知的財産を企業経営に活用していくにあたり、中小企業支援機関と知財総合支援窓口や弁理士・弁護士等の連携を強化し、経営戦略・知財戦略へのアドバイス等、多角的できめ細やかな支援が行われる体制整備を図られたい。
（３）利便性向上に資するオンライン相談体制の強化
コロナ禍を通じて、ＩＮＰＩＴの知財総合支援窓口でのオンライン相談体制が確立されたが、オンライン相談の需要は継続して高い。相談窓口の利便性向上に向け、オンライン相談の継続実施と相談体制の一層の強化を行われたい。
（４）外国出願も含めて、中小企業への模倣被害対策など知財保護に係る情報提供とコンサル支援
多くの中小企業から模倣被害の対応に苦慮する声が多く寄せられている。新たな発明等の相談があった場合には、出願等の説明とあわせ、模倣被害対策や被害を受けた場合の対応等の指導が求められる。特に、海外での保護が必要な場合は、外国出願の手続き・どの国で保護を行うか・製品やサービスの特徴にあわせた情報提供とコンサル支援が必要である。

２．中小企業経営者への知財の重要性の普及・啓発と活用促進
わが国の特許出願件数は、２０１９年度までは３０万件を超える水準で推移してきたが、２０２０年度以降は２９万件程度で推移している（中小企業の特許出願件数は、２０１９年度・２０２０年度は増加、２０２１年度は減少)。イノベーション創出に向けて、わが国の９９．７％を占める中小企業の知財取得・活用をより一層促進することが急務である。

（１）中小企業経営者への知財活用と保護・適正化に係る「気づき」の推進
日本商工会議所は、特許庁・ＩＮＰＩＴ・弁理士会と連携し、中小企業のイノベーション創出、付加価値拡大の核となる知的財産の活用促進と保護への取組みを推進している。今後、特許庁やＩＮＰＩＴ、弁理士会、商工会議所などによる知財の重要性の気づきを与えるセミナーの開催など、中小企業経営者への知的財産活用と保護・適正化に係る「気づき」の推進に向けた施策の拡充が必要である。
（２）ウェブサイト・ＳＮＳ等を活用した知財経営の成功事例の周知に関する予算措置の実施
経営者に対して、知的財産の活用が企業経営における「稼ぐ力」であることを認識させるためには、実際に利益を生み出している企業の成功事例を周知することが効果的である。昨今、ＳＮＳ等の普及により、直接的に経営者に対して情報提供を行える環境が整っているため、弁理士会などの関係機関との連携の中で収集した事例を集約し、官民一体となって知財経営を促進するための予算措置を講じられたい。
（３）民間開放も含めた特許庁の開放特許データベースの活用
現状では特許の約半数が未利用であることから、未利用特許の活用促進に向けて、ライセンス促進策を検討していくべきである。中小企業が大企業等の特許ライセンスを受けて事業化を目指す際、開放特許情報データベースを活用すれば開放特許を検索可能だが、表面上の特許情報では事業ニーズとの突き合わせに至らず、ライセンス契約に結び付いていない。ライセンス促進に向け、民間のデータベース会社と連携した、民間開放も含めて、特許庁の開放特許データベースの活用を検討すべき。
（４）イノベーション創出に向けたマッチング支援のさらなる拡大
中小企業が付加価値拡大に向けたイノベーションを促進させるための新事業展開や事業拡大を図るには、大学等の研究機関や企業間での連携が重要である。イノベーション促進に向け、民間マッチング事業者の活用等が図られているが、大学等の研究機関のみならず、技術力のある企業情報等も掲載でき、マッチングを求める者が相互に活用できるデータベースの構築を民間のマッチング事業者と連携し、検討されたい。
（５）知財への理解促進に向けた特許庁・ＩＮＰＩＴのウェブサイトの改善
知的財産の活用が自社の付加価値拡大に繋がることに気づき、活用に向かっていく中では、特許庁・ＩＮＰ

ＩＴのウェブサイトから知的財産に関する理解促進が不可欠である。現在も制度や目的など、事業者の立場から検索が行えるウェブサイトの構築がなされているが、実際の利用者が分かりやすさについてフィードバックを行えるなど、さらなる利便性向上に繋がる環境づくりを進められたい。

（６）ＩＰ　ｅＰｌａｔサイトの更なる充実化と初サイト訪問者にも分かりやすいコンテンツの整理

ＩＰ　ｅＰｌａｔ（ＩＮＰＩＴが提供する知財に関する知識を提供するウェブサイト）に対し、中小企業からは「知財担当従業員の知識向上に役立っている」との声が寄せられている。一方で、初めてサイトを訪れた者にとっては、自身の関心あるコンテンツが存在しているか分かりにくい状態となっている。関心が高まる知財ミックスに関するコンテンツの追加等、サイトの更なる充実化を図るとともに、理解度に応じた学習コンテンツの階層化など、初めての者にも分かりやすいコンテンツの整理が必要である。

（７）Ｊ－ＰｌａｔＰａｔへのＡＩ機能を実装による検索機能の強化

特許出願においては、拒絶理由の多くは新規性・進歩性の欠如によるものであり、先行技術調査は重要である。Ｊ－ＰｌａｔＰａｔにＡＩ機能を実装し、同システムの使い方を習熟していない者にとっても使いやすい検索機能にするとともに、検索結果についても案件が出願中・権利存続中・存続期間切れ等がわかりやすい表示されるよう改善されたい。

３．知財金融の推進

中小企業やスタートアップの資金調達においては不動産等の有形資産を担保とする融資が主流であることが課題の一つとなっている。デジタル化やグローバル化の進展により起業や事業拡大の障壁が低くなる中、知財をはじめ自社が保有する技術、ノウハウ等の無形資産を活かした、事業性、成長性、将来キャッシュフローに着目した融資のさらなる活発化が必要である。知財金融の推進に向けて、適切な制度設計、環境整備を早急に図るべきである。

（１）知財を用いた資金調達制度の抜本的強化

上場企業をはじめとする大企業向けの知財投資・活用に向けた環境整備は進展している。一方で、中小企業向けの知財を用いた資金調達は、知財ビジネス評価書などの間接的支援はあるものの、有形固定資産を担保とする融資が中心である。知財金融の推進が進む中国等の諸外国の先進事例を参考に、知財を用いた資金調達制度の抜本的強化を図られたい。具体的には、特許等の出願を行っているなど、知財を活用した事業を推進していることを融資適格と評価し、政府系金融機関において低金利貸付や無担保・無保証貸付を可能とする「知財公的融資制度」の創設や、特許等の出願を行っていることを信用材料として、融資額を上乗せする中小企業向け融資制度の導入を検討されたい。あわせて、導入に際しては、知的財産推進本部や関係省庁でＫＰＩの設定・モニタリングを実施することで実績の評価・検証を行い、民間金融機関における同制度の普及に繋げられたい。

（２）専門家を活用した、知財の流通を促進する環境整備

日本においては、特許流通マーケットが発達しておらず、マーケットアプローチでの価値評価が難しい点が知財金融の推進における課題となっている。知財の目利きができる専門家を活用し、特許権をはじめとする知財の流通を促進する環境整備を進められたい。

（３）事業成長担保権の創設・整備

現在、政府において検討が進められている事業成長担保権は、有形資産を持たないスタートアップ、新たな事業展開に挑戦する中小企業等が新たな成長資金を調達する有効な選択肢であると共に、起業リスクにも繋がる経営者保証に依らない融資にも資することが期待される。制度設計にあたっては、譲渡担保等既存の商取引への影響に配慮しつつ、価値ある事業を成長させる観点から、貸し手・借り手の双方にとって簡易・迅速・廉価で利便性の良いものとすべきである。政府においては、無形資産投融資が活発な諸外国の制度等も参考に、関係省庁連携の上、本制度の創設・整備を検討されたい。

（４）会計法や地方自治法等において、知財が活用されるような法整備の検討

わが国の公共調達は専ら価格競争が原則となっており、新たな技術やデザインをはじめとした知的財産が尊重されず、中小企業の新規参入の障壁となっている。わが国のイノベーション促進と中小企業振興に向けて、中小企業の新たな市場を確保する観点から、従来の価格や実績を重視する仕組みを改め、知的財産も考慮した公共調達にするなど、会計法や地方自治法等において、知的財産が活用されるような法整備を検討すべきである。

（５）ＩＰランドスケープを活用した知財経営の普及・定着

ＩＰランドスケープは知財や市場等の情報を分析し、自社の強みや市場での位置づけを見える化し、経営戦略・事業戦略に活かす取り組みであり、企業の迅速な経営判断に有用である。一方、知財に関する専門人材が少ない中小企業においては、独力でＩＰランドスケープを作成することは困難であることから、セミナーや事例研究を進めるとともに、ＩＮＰＩＴによるＩＰランドスケープ支援事業における採択件数を拡充するとともに、民間によるＩＰランドスケープ作成を支援されたい。また、中小企業が身近にＩＰランドスケープに触れられるよう、ＩＰランドスケープを簡便に作成するツールの開発を検討されたい。

４．研究開発促進に向けた税制等の制度措置

中小企業の知財権の国内保有の推進や、開発された特許をイノベーションの促進に繋げるための税制等の十分な措置や整備がされていない。

（１）国際競争力強化に向けたパテント・ボックス税制の創設
技術力・人材力の観点では、国内外を問わず研究開発が可能であるが、欧州を中心に導入されている知的財産から生じる所得に対する税制措置が日本には存在しておらず、わが国における研究開発拠点の立地やイノベーション促進の足かせとなっている。中小企業の知財権の国内保有の推進や、創薬ベンチャー等の研究開発型ベンチャー企業の支援のため、諸外国で導入されている、特許権など特定の知的財産から生じた所得に対する法人税の軽減を認める租税優遇措置である「パテント・ボックス税制」の創設を図られたい。
（２）研究開発税制の利便性向上
中小企業者に支払う知財権の使用料がある場合、当該企業が負担した特別試験研究費の一定割合を法人税から控除できる研究開発税制は存在するが、本制度の活用促進に向け、特許譲受対価を追加されたい。また、中小企業に対して、人件費の専従要件の緩和や試験研究費の対象拡大等の改善を図られたい。

５．海外出願に伴う支援体制の拡充
グローバル化の進展に伴い、知的財産を活用した海外展開も進んでおり、ＰＣＴ国際特許出願の件数も高い水準を示している。一方、外国出願に伴う支援体制や、中小企業における他国からの模倣被害に関するリスク啓発や対策が十分でない。

（１）外国出願補助金制度の制度改善
現在の外国出願補助金（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業）は年間で複数回の公募であり、各回の公募期間も限定的であるため、企業の出願スケジュールに合致していないケースがある。外国出願補助金制度の公募受付期間を通年化するとともに、申請から採択までの期間を短縮する等、使いやすい制度への改善を図られたい。
（２）ＰＣＴ出願やマドリッド制度、ハーグ制度等の海外出願制度の普及・啓発
海外展開を進めるうえで、中小企業からは自社製品を製造・開発しても、他国から模倣被害を受けてしまった際、開発費等を十分に回収できないと指摘する声が多くある。海外展開を進めるうえで、重要な模倣対策が権利化であるため、ＰＣＴ出願やマドリッド制度、２０２２年の中国加盟により利用性を増したハーグ制度等の海外出願制度の一層の普及・啓発を実施されたい。
（３）多国間会合における制度調和に向けた議論の推進、海外展開に関する相談機関の体制強化
海外での権利取得の際、審査基準の違い等で審査結果が左右されるため、その交渉対応に関する専門家費用が負担となっている。五庁会合をはじめとした多国間会合における取組みを実施しているが、制度の調和に向けた議論を一層推進、ＩＮＰＩＴやＪＥＴＲＯ等の海外展開に関する相談機関の体制強化を図られたい。
（４）潜在的な知財リスク把握の必要性に関する普及啓発
国際的な競争力強化の観点から、中小企業が自身の事業に影響し得る潜在的な知財関連リスクについて、不断に把握することの重要性である。セミナー等を通じた普及啓発活動を行うとともに、世界知的所有権機関（ＷＩＰＯ）では中小企業支援の一環として、知財に不慣れな中小企業や個人が自身の知財課題やリスクについてオンラインで診断し、知財の基礎を確認できる知財診断ツールを開発、２０２１年末より日本語版を公開している。こうしたツールを活用し、中小企業の潜在的な知財リスク把握の必要性に関する普及・活用支援を行う必要がある。
（５）環境技術のオープンイノベーションのプラットフォームに関する普及啓発
グリーン成長戦略の実現に向け、ＷＩＰＯはＷＩＰＯ　ＧＲＥＥＮという技術移転促進プラットフォームを立ち上げ、環境技術の希望者と提供者を繋いでいる。同プラットフォームには１２万件以上の世界の環境技術が蓄積され、日本からのパートナーも近年急増し、世界一の合計４８の機関・企業・大学等がパートナーとして登録されている（２０２２年９月末現在)。一層ＷＩＰＯ　ＧＲＥＥＮが環境技術のオープンイノベーションのプラットフォームとして広く認知・活用されるよう、施策の普及支援を行う必要がある。

６．国際競争力強化に向けた標準の活用促進
日本の中小企業が海外展開を行っていくにあたり、海外需要を取り込むことができる環境整備が重要である。また、グローバル化が進む中で、標準の活用が重要であるが、経営に標準を取り入れている企業は少なく、標準に関する人材や活動費用も他国と比較して乏しい現状である。

（１）中小企業の参画にむけた、研究開発プロジェクトの体制整備
グローバル化が進む中、ルール形成に取り組むことで市場創出を目指した企業ほど平均成長率は高い。一方、経営計画等において、ルール形成により、新たな市場を創造する構想を盛り込んでいる企業は全体の３割弱に留まっており、標準化・ルール形成を経営計画に浸透させる働きが重要である。研究開発の成果を社会実装に繋げるため、「グリーンイノベーション基金」など、国・ＮＥＤＯがファンディングする研究開発プロジェクトが進められている。こうした取り組みの拡大が検討されているが、人員や資金面が潤沢にある大企業の参

画が中心となっている。国をあげたルール形成には技術力のある中小企業の参画が重要であるため、中小企業・スタートアップの参画を支援するような体制づくりを推進してもらいたい。
（２）国際機関や各国への働きかけの実施、国際機関への人材派遣等の施策強化
国際的な競争力確保のための標準の活用の重要性が増加しているが、国際標準を成立させるための人材や活動費用が他国と比較して乏しい現状である。戦略的な標準活用に向け、ＩＳＯやＩＥＣなどの国際機関や各国への働きかけ、国際機関への人材派遣等の施策強化を図られたい。
（３）規格・基準の相互承認の推進
ニッチ産業においてオンリーワンの技術を持つ企業が海外需要を取り込むことができるよう、各国間の規格・基準の統一や調和を一層推進すべきである。また、日本で適法に生産され、取引されている製品が、他国においても輸入・流通が認められるよう規格・基準の相互認証を推進されたい。

７．デジタル化推進等による特許行政の効率化・審査の質の向上
中小企業の知財活用を推進していくにあたって、特許行政のデジタル化による効率化は重要である。加えて、真に権利を得るべきではないものに権利が与えられないよう、審査の質を引き続き向上させる必要がある。

（１）特許権審査におけるＡＩ・ＩＴの活用の加速、審査の質の向上に向けた審査体制の強化
特許権の無効審判に関する請求件数や請求成立件数は減少傾向ではあるが、企業からは依然、権利を与えるべきではない技術が特許権として成立している事例があるとの声が聞かれる。中小企業では、無効審判請求を立てて対応を行っていく余裕がなく、仮にこのような特許が成立したとしても、対応を見送らざるを得ないのが実情である。審査の際のＡＩやＩＴの活用をより一層加速させるとともに、さらなる質の向上に向けて、審査体制の強化を図られたい。
（２）審査官の増員やＡＩ・ＩＴの活用による商標審査体制の強化
商標出願件数は近年増加傾向にあり、２０１２年と比較すると１．５倍以上になっている。審査期間が２０２１年度は短縮したが、今後さらに申請件数が増加する可能性もある。引き続き、審査官の増員やＡＩ・ＩＴの活用により、商標審査体制を強化されたい。

Ⅱ．経済安全保障・取引適正化などを踏まえた、知的財産の保護強化

１．経済安全保障の推進（国内企業の技術流出対策、特許非公開等）
グローバル化が進む中で、人や情報機器を介する技術流出が多発しており、わが国の中小企業における営業秘密の海外流出リスクが高まっている。わが国の利益を守るため、産業とイノベーションへの影響を考慮しつつ、ルール形成等を通じた経済安全保障を推進すべきである。

（１）国内企業に対する被害防止のための指導や支援の継続実施
近年、インサイダー、移籍・退職者、産業スパイなど人を介する技術流出事案や、サイバー攻撃など情報機器を介する技術流出事案が多数発生しており、国内企業が有する技術等の営業秘密が海外企業に流出するリスクが高まっている。セキュリティの専任担当者等を設置することが困難な中小企業やスタートアップに対し、被害防止のための指導や、ＣＩＳＯの設置、専門人材による研修や人材育成のための補助等の支援を実施されたい。
（２）不正競争防止法に基づく損害賠償請求の海外適用、国際裁判管轄への競合管轄規定の導入
韓国では、知的財産権の侵害行為に対して産業財産特別司法警察による取り締まりが行われており、特許や商標に留まらず、営業秘密の侵害行為への対応を行っている。日本においても、不正競争防止法の平成２７年改正では、刑事規律を中心に、国外犯処罰規定（２１条６項）、海外重罰規定（２１条３項）が整備されたが、民事規律における対応は、継続的に検討すべき課題とされており、不正競争防止法違反の抑止力を高める必要がある。日本の重要な技術・ノウハウ等の営業秘密を外国企業が不正に取得・利用して日本企業に損害を与えた場合、疑義なくより広く不正競争防止法に基づく損害賠償請求が可能となるように、制度措置の検討を早急に開始されたい。国際裁判管轄は、ビジネス実態を調査したうえで、競合管轄規定を導入すべき。準拠法の適用範囲に関しても、絶対的強行法規としての検討を進めるべき。また、営業秘密の不正な取得行為における損害賠償額について、令和元年特許法改正と同様の制度改正に向けた検討を行うべき。
（３）国内企業の情報漏洩の予防に向けた「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知徹底
ＩＰＡ（情報処理推進機構）の２０２０年度の調査によると、営業秘密の漏洩ルートとしては、誤操作・誤認等による漏洩割合が減少する一方で、退職者による持ち出しのほか、現職従業員による金銭目的等の漏洩が増加しており、経済安全保障の観点からは、国内企業の営業秘密情報の海外流出が懸念される。政府において、多様で柔軟な働き方の推進という観点から副業・兼業の普及促進を図っているが、情報漏洩行為を抑止するため、不正競争防止法の実効性を高めることはもとより、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」における秘密保持義務についての周知徹底などを通じ、副業・兼業を要因とする情報漏洩の予防を推進されたい。
（４）サプライチェーン強靭化に基づいた経済安全保障対策の周知・対応指針の作成

ロシアによるウクライナ侵攻や米中対立の激化等により、サプライチェーンの分断が進んでおり、相手国によって経済安全保障の観点での柔軟な対応が求められている。各国の経済安全保障に関する動向の周知を行うとともに、政府が主体となって対応指針を作成する等、経済活動が安心して行える対策を講じられたい。

（５）産業発展とイノベーションを阻害しない特許非公開制度の構築

経済安全保障法制に関する有識者会議や分科会において、特許非公開制度の議論が進められている。国益のために同制度の整備は重要であるが、審査期間の長期化や、保全対象範囲の広範化は産業・イノベーションを阻害する恐れがある。諸外国の制度や運用を参考に、対象技術分野を慎重に検討し、スモールスタートの制度設計とすべき。また、年間約２９万件の特許出願中、４万件強（約１７％）が中小企業の出願であり、出願企業数では６割超が中小企業によるものである。中小企業の特許におけるプレゼンスは大きいため、事務負担の配慮や、予見可能性を高めるため、保全対象発明や審査フロー、損失補償等について、Ｑ＆Ａの策定や説明会、相談体制の強化を行われたい。

（６）わが国の技術・産業力向上に向けた、中小企業の研究開発の支援強化

近年、世界的に科学技術・イノベーションが国家間の覇権争いの中核になる中、技術流出の防止とともに、わが国の技術・産業力の向上に向けて、さらなる研究開発の強化を進める必要がある。特に、先端技術の研究開発を進めるためには、人員や資金面で勝る大企業のみならず、様々な分野において多様で独創的な技術を有する中小企業・スタートアップ等の参画が重要である。例えば経済安全保障重要技術育成プログラムなどにおいて、中小企業・スタートアップの参画を支援するような体制づくりを推進するなど、中小企業における研究開発支援を強化されたい。

２．知財取引の適正化による付加価値向上

取引上の力関係等の要因により、契約において、知的財産・利益の不当な吸い上げに苦慮する中小企業は多い。適正な取引契約の締結や既存契約の見直しを行うとともに、不公正な取引抑制に向けたモニタリングの実施等が重要である。大企業や中小企業、スタートアップ、大学等が公正な契約関係の下で互いに付加価値を高め、グローバルでの国内企業の存在感拡大・強化を目指すべきである。

（１）パートナーシップ構築宣言による適正な知財取引の推進および状況調査の実施

「パートナーシップ構築宣言」のひな形には、知的財産・ノウハウの項目として、「片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡は求めません」との内容が盛り込まれている。知財取引の適正化の促進に向け、パートナーシップ構築宣言企業に対する働きかけ強化や、同宣言を遵守しているか調査する等、実効性向上を図られたい。

（２）知財取引ガイドライン・契約ひな形のさらなる普及と既存契約の見直しの推進

中小企業が自らの競争力の源泉である知財を意識し、経営に活用していける環境整備として、２０２１年３月に知的財産取引に関するガイドライン・契約書ひな形が公表された。中小企業からは、パートナーシップ構築宣言やガイドラインの公表により、片務的な契約内容を提示されることが減少しているといった声が届く一方、契約の相手方となる大学や企業に十分に浸透していないといった声もある。また、実務の現場では、長期契約を結んでおり、中小企業側からは契約見直しを提起することが困難という声も聞かれる。「契約」こそが「ビジネス」の基盤である。知財取引ガイドライン・契約ひな形のさらなる普及に向け、企業や金融機関、各種団体等へのセミナー開催等広報に注力する必要がある。ガイドラインの普及にあわせて、既存の契約見直しに関する働きかけも実施されたい。あわせて、特許庁が公表しているオープンイノベーション促進のためのモデル契約書についても普及・活用を進められたい。

（３）不適切な知財取引の抑止（知財Ｇメンの活用、不適切な取引を実施している企業の指導・公表）

知財取引の適正化に向け、製造業者やスタートアップ以外の企業における取引実態の調査を実施する必要がある。また、不公正な知財取引の抑止に向け、知財Ｇメンを効果的に活用し、定期的なモニタリングを実施するとともに、その結果の公表が重要である。中小企業庁が２０２２年２月に公表した「取引適正化に向けた５つの取組」に基づき、下請中小企業振興法に基づく「助言（注意喚起）」の積極的な実施を行うとともに、知財Ｇメンを活用し、不適切な取引を実施している企業の指導を行い、必要に応じて企業名を公表するなど、中小企業が安心して取引を行うことのできる環境整備を進められたい。

（４）標準必須特許における誠実交渉ルールおよび交渉の手引きの周知

標準必須特許（ＳＥＰ）に関し、主に異業種間におけるライセンス交渉において、ライセンス料率の相場観の違い等から交渉が困難となり、紛争になる事例が国際的に増加している。昨年、標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会が設置され、「権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉のルール」が策定された。また、昨年６月には「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」が改訂された。標準必須特許（ＳＥＰ）のライセンス紛争は、権利者と実施者間のバランスが求められる極めて難しい問題であるが、実際にわが国の企業が海外の企業から訴えられる事例も生じており、ルールの対外的な発信が求められる。誠実交渉ルールおよび交渉の手引きが広く浸透するよう、権利者・実施者双方への周知を行われたい。

３．知財価値が適正に評価され、侵害が抑止されるような権利の保護強化（損害賠償等）

中小企業において、知的財産権や営業秘密、技術やノウハウなどの知的財産は企業経営の根幹であり、一度

侵害されてしまうと企業経営の継続が危ぶまれてしまう。一方で、現状は侵害に対する抑止力に欠けており、知財訴訟における権利者への補填も十分でない。

（１）利益吐き出し型賠償制度の導入の検討
知財訴訟における損害賠償について、従来の実損補填の算定方法では、侵害者の手元に残る利益の存在が否定できず「侵害した者勝ち」の状況。特許権侵害では、これまで一度も刑事罰を科されたことがなく、抑止力が十分に機能していない。令和元年改正特許法が反映され、一部では損害賠償額が高額になるケースも出てきているが、引き続き動向に注視しつつ、利益吐き出し型賠償制度の導入について検討すべきである。
（２）査証制度の発令要件緩和、海外適用、不正競争防止法における査証制度の導入
２０１９年２月の産構審知財分科会特許制度小委員会の報告書「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方」では、「(査証制度は）その存在によって本手続によることなく当事者が任意に証拠を提出することが促されることを期待するものであり、これらの要件のもとで、結果として、いわば「伝家の宝刀」として運用されることが期待される。」と記されており、現在までに査証が発令されたことはない。一方、国会（第１９８回）の附帯決議で「必要な査証が適切に実施され、実効的な権利保護が図られるよう、その運用について適宜検証し、必要な見直しの検討を行うこと。」と付されている。近年、日本の重要技術等を意図的に狙う悪質な営業秘密窃取事案が散見されるが、これに対抗すべく、民事訴訟の遂行にあたり課題となり得る証拠収集手続きの強化に向け、査証制度の検証や発令要件の緩和、不正競争防止法における査証制度の導入、査証制度の海外適用（応じない場合の真実擬制や課徴金賦課制度等も視野に）について検討されたい。
（３）当事者本人への証拠の開示制限（アトニーズ・アイズ・オンリー制度）の導入
知財訴訟においては、現行制度下でも、原告当事者本人（特許権者）が証拠閲覧請求権の放棄に同意すれば原告当事者本人の証拠へのアクセスを防ぐことは可能である。しかし、これに同意できない場合、相手方当事者に対して自社の企業秘密等の情報を開示することに対する懸念が存在するため、訴訟に必要な情報の開示が進まないという実態がある。当事者本人への証拠の開示制限（アトニーズ・アイズ・オンリー制度）について、査証制度に関する裁判実務の運用を注視しつつ、必要に応じて導入を引き続き検討されたい。検討にあたっては、被疑侵害者の企業秘密の保護、訴訟代理人の負担、原告の関与範囲等のバランスに配慮することが必要である。
（４）知財裁判のＤＸ推進と判決の英語による発信
中国では知財裁判がインターネットで世界に公開されており、その判決は世界の知財裁判に影響を与え、知財裁判地としての国際競争力を高めている。日本においても知財裁判地としての国際競争力を高め、国際的な紛争であっても国内で解決できる割合を高めるべく、知財裁判のＤＸ推進と判決の英語による発信を行うべき。
（５）中小企業・スタートアップの提起する訴訟における提訴手数料の低額化・定額化
資金や人材が十分でない中小企業は、仮に自社の知的財産を侵害された際、裁判にかかる裁判費用や専門家費用が負担となり、訴訟提起を躊躇してしまう。例えば、訴額が３億円の訴訟を提起する場合、一審だけで手数料として９２万円の納付が必要であり、被疑侵害品の差止請求や控訴を行えば、さらなる手数料の納付が求められる等、訴額に比例した裁判費用は中小企業に訴訟提起を躊躇させる理由の一つとなっている。中小企業やスタートアップが訴訟を提起する場合の提訴手数料の低額化・定額化が必要。

Ⅲ．地域の産学官金連携による、知的財産を活用した地方創生の推進

１．大学等の特許開放を通じた産学連携等の支援
地方に良質な仕事・産業を生み出し、地方経済の活性化を図るには、イノベーションの創出が重要である。その基盤として、大学や研究機関で行われる研究開発があるが、必ずしも研究開発が社会実装に結びついていない。社会実装や地域貢献を進めていくためにも、大学と企業等が共同研究を実施した際、大学等が過度に企業側に知財関連コストを負担させなくても済むように大学等の知財関連財源の充実化を図るとともに、費用負担や実施について適切な契約が結べるよう誠実交渉を推進する等、中小企業が安心して大学と共同研究を実施できる環境整備が必要である。

（１）大学等の特許を無償開放し、事業化後にライセンス契約に移行する取り組みの支援
大学や研究機関が保有する特許の多くが利用されておらず、イノベーションの創出、地方経済の活性化に結びついていない。このような中、山口大学では、大学に特許を帰属させずに中小企業に無償開放し、事業化後に有償ライセンス契約に移行する取り組みを行っている。このような事例を参考に、大学等の特許を無償開放し、事業化後にライセンス契約に移行する取り組みの支援強化を図られたい。
（２）大学が持つ開放特許データベースの集約化など全国的な知財権運用サービス体系の構築
大学等の保有する知的財産を中小企業・スタートアップを通じて事業化し、社会実装、地域貢献を進めていく必要がある。大学が持つ開放特許データベースの集約化など全国的な知財権運用サービス体系の構築を図られたい。
（３）「国際卓越研究大学制度」の推進

諸外国では、研究大学が豊富な資金を背景に、研究力を高めている一方、わが国の大学における研究は資金・人材・民間企業との連携等の不足で低調な状態にある。国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用に向け、大学の有する知的資源の価値化に率先して取り組んでいくため、「国際卓越研究大学制度」の一層の推進を図られたい。

（４）大学における国際特許出願支援の強化を通じた社会実装の推進

大学の保有する知財を活用し、事業化に繋げる環境整備として、ＪＳＴに新設される基金を活用した国際特許出願支援の抜本強化措置が行われるが、こうした大学における国際特許出願支援の強化が、中小企業へのライセンス等の促進による社会実装まで繋がるような制度設計を図られたい。

（５）「大学知財ガバナンスガイドライン」の策定および周知徹底

大学の研究成果の社会実装に向けた、大学の保有する知財の活用や取引の適正化に繋がる「大学知財ガバナンスガイドライン」の策定および周知徹底を図られたい。

（６）共有特許の社会実装に向けた誠実交渉の推進

大学等と地域の中小企業が連携しイノベーションの創出に向けて共同研究を行い、発明した特許を社会実装していくことは地方経済の活性化の観点からも重要である。一方で、企業にとっては市場の動向を見据え、より良いタイミングでの社会実装を図る等、事業化までに一定の時間を有する場合もある。このような場合においても、一定期間不実施であることを理由に企業の了承なくライバル企業等にライセンスされてしまうことは、共同研究を実施した中小企業等が不利益を被ることに繋がる。共有特許の実施については、引き続き他の共有者の同意を得るという現行法に則ったものとするとともに、「大学知財ガバナンスガイドライン」に、社会実装を促進しつつ、立場の弱い中小企業に一方的に負担や不利益が生じることのない契約ひな形を盛り込む等、誠実な交渉が行われる環境整備を推進されたい。

（７）共同研究契約のひな形等における実施料支払いの要否の明記の働きかけ

共同研究契約では、実施料の支払いを必須としない契約であるにも関わらず、共同出願時に実施料の支払いを必須とされる事例が発生している。共同研究契約のひな形等において、実施料支払いの要否の明記するよう働きかけを実施されたい。

２．地域団体商標の取得・活用の促進

商工会議所、商工会、事業協同組合等が主体で取得できる「地域団体商標」は、地域ブランドの価値の保護のみならず、地域団体商標権者が連携して地域ブランドを推進することで地域の活性化に繋がる仕組みであり、一層の推進が重要である。

（１）「地域団体商標」の取得促進、新市場開拓や海外展開に向けた取り組みの強力な推進

商工会議所、商工会、事業協同組合等が主体で取得できる「地域団体商標」は、地域ブランドの保護・地域活性化に繋がる仕組みである。地方活性化に向け、「地域団体商標」の取得促進や、地域団体商標権者の新市場開拓や海外展開に向けた取り組みを強力に推進されたい。

（２）地域団体商標を１０年一括納付で更新する際の更新手数料の減額

地域ブランドは長い年月を経て磨きあげられたものであり、地域ブランドは持続可能な地域づくりの核として長期にわたり維持していくものである。そのため、中長期的に地域活性化に繋げていくため、地域団体商標を１０年一括納付で更新する際の更新手数料の減額を行われたい。

３．知財教育の全国的な展開と人材育成の推進、民間が取り組む知財教育活動への支援

日本は諸外国と比較しても、将来を担う知財人材の不足が顕著であり、知財教育を推進する人材・環境も不足している。知財教育の推進に向け、知財創造教育推進コンソーシアムでは教員が主体的に知財創造教育へ取り組むための環境整備に向けた検討が行われているが、知財人材を継続的に育成していくとともに、地方も含め、全国的に知財教育を推進する必要がある。経済安全保障やデジタル市場等の拡大等をふまえ、産業財産権や著作権等に留まらず、データの取扱いやサイバーセキュリティ等に関する教育も重要である。

（１）初等教育から高等教育、リカレント教育までの知財教育の推進および人材育成

将来の日本を担う知財人材は諸外国と比較しても不足しており、地方および全国的に知財教育を推進していく必要がある。初等教育から中等教育、高等教育、社会人教育やリカレント教育に至るまで知財教育を推進するとともに、知財教育を推進する人材育成を強力に推進されたい。

（２）スーパーサイエンスハイスクール等の指定校の拡充と、指定校における教育支援の一層の充実

文部科学省指定のスーパーサイエンスハイスクールは、先進的な理数系教育を実施しており、今後を担う人材育成に期待がかかる。しかし、県内に１校しか指定校が存在しない県も存在するため、スーパーサイエンスハイスクール等の指定校の拡充と、教育支援の一層の充実を図られたい。

（３）発明クラブ等、民間が取り組む次世代への知財教育活動への支援強化

教育現場における知財教育は重要であるが、一方で、実際の教育現場は多忙を極めており、新たな教育要素を加える余地がないのが実情である。少年少女発明クラブ等の学校外での活動で「創造の楽しさ」と「権利を守ることの重要性」を教えるなど、民間が取り組む次世代の知財教育活動への支援の強化も図られたい。

（４）企業と大学の研究協力体制の強化による知財人材の育成、イノベーション創出
教育現場や学校外における次世代の知財教育活動の推進を図るとともに、大学等の研究者が実務に触れることのできる環境づくりが重要である。また、多くの中小企業では、専門人材の不足により研究開発や知的財産の権利化が進まないケースも見られる。共同研究や大学等の研究機関からの中小企業への知財人材の派遣等により、大学等の知財人材が実務経験を積むことのできる協力体制を構築するとともに、中小企業のイノベーション創出を推進されたい。

４．第３次地域知財活性化行動計画の策定および実施
知財を活用した地域活性化に向け、国や都道府県が主体となり、地域・中小企業のイノベーション創出を支援し、わが国の成長と地方創生を目標と計画に定めた「地域知財活性化行動計画」が策定されている。今年度からの第３次地域知財活性化行動計画の着実な目標達成が期待される。

（１）地方創生、中小企業振興、科学技術立国の実現に向けた重要業績評価指数（ＫＰＩ）の設定
国および各都道府県が主体で策定される「第３次地域知財活性化行動計画」に関して、達成可能な数字の積み上げ式ではなく、地方創生、中小企業振興、科学技術立国の実現に向けた重要業績評価指数（ＫＰＩ）の設定など、適正な目標設定を行うとともに、実施によるイノベーション創出と地方創生を推進されたい。
（２）目標達成に向けた各地の商工会議所への働きかけの実施
「第３次地域知財活性化行動計画」の目標達成においては、地域の産業を担う中小企業への支援が不可欠である。中小企業支援を行う商工会議所へ働きかけ、着実な計画実施を行われたい。

Ⅳ. デジタル空間の進展に伴う法整備と日本発コンテンツ市場の拡大

１．デジタル空間における知財保護に向けた環境整備
従来はフィジカルで行われてきた事業のデジタル化が進む中、メタバース空間をはじめとしたデジタル空間における知財保護環境は検討途中にある。新たな産業発展やイノベーションへの影響を考慮しつつ、知財保護に向けた環境整備が必要。

（１）デジタル空間での知財保護に関する法的課題の整理
米国等先行する海外の事例を参考に、産業およびイノベーションを委縮させないよう産業界への影響を配慮し、法制化やソフトロー整備については慎重に検討し、デジタル空間における知財の適切な保護に向けた法的課題を整理すべき。
（２）諸外国におけるデジタル空間での知財保護に関する動向の周知
米国のプラットフォーム事業者を中心に、諸外国ではデジタル空間における環境整備は進んでおり、わが国はルール形成において後を追う状態となっている。国境のないデジタル空間において、わが国の利益を保持するには、ルール形成において警鐘を鳴らすことのできるよう、各国の動向を注視する必要がある。政府においては、各国のデジタル空間におけるルール形成における動向の把握、積極的な周知・広報を行われたい。

２．適切なコンテンツ創作環境の構築
アニメーター実態調査２０１９によると、２０～３４歳の若年層における平均収入は他産業と比べて相対的に低くなっている。わが国として、競争力を持った作品を継続して創作するためには、制作段階における支援強化に加え、制作者が安心して制作に取り組むことができる労働環境の改善や公正な契約取引の推進が不可欠である。

（１）コンテンツ制作現場の労働環境改善、制作者が適切な報酬を得られる環境整備
持続的なコンテンツ制作には、コンテンツ制作者が安心して働ける環境を整備し、産業自体の魅力度を向上させることが不可欠である。コンテンツ制作現場の労働環境を改善し、制作者が適切な報酬を得られるように環境を整備されたい。
（２）著作物に関する公正な契約取引の推進
一部では、コンテンツ制作者が運転資金確保のため、契約により著作権を手放し、長期的な権利対価を獲得できていないケースも見られる。コンテンツ制作者が著作物の権利と、そこから生み出す対価を適正に受益できるよう、公正な契約取引を推進されたい。
（３）フリーランスのコンテンツ制作者が安心して働ける環境整備。
多様な働き方の拡大を受け、フリーランスのコンテンツ制作者も増加している。放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインやアニメーション制作に関する下請ガイドライン等の遵守に加え、２０２１年３月に発表された「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」についても、事業者に対する周知・啓発の強化が必要である。
（４）独禁法の適格な執行に向けたアプリストア市場の取引慣行の注視
コロナ禍でコンテンツのデジタル消費が加速し、２０２１年の世界全体のアプリ支出額は前年比２割増とな

っている。こうした中、独占禁止法上の観点から、諸外国では配信・課金サービスを握るグーグルやアップル等のプラットフォーマーへの監視が強まるほか、コンテンツ事業者からは手数料について不満の声があがっている。日本においても、市場環境が大きく変化する中、独禁法の適格な執行に向けてアプリストア市場の取引慣行を注視するとともに、プラットフォーマーに対しては、パートナーシップ構築宣言への参画を働きかけることが必要である。

３．海賊版サイトやリーチサイトの取締強化による正規コンテンツの利活用の促進
　海賊版と知りながら著作権者に無断で漫画や小説等の静止画をダウンロードする行為や、海賊版サイトに誘導するためのリンクを集めて掲載するリーチサイトが蔓延している。

（１）海賊版サイトやリーチサイトの取締強化
　令和２年度に改正著作権法が成立し、例えば、違法漫画サイトへのアクセス数は半減（４億超から２億弱）したが、依然として後継サイトが発生している。引き続き著作権の侵害を抑止できるような、実効性のある環境整備に取り組まれたい。

４．地方の魅力・コンテンツの磨き上げや海外への情報発信、好事例の横展開の実施
　コロナ禍においてはテレワーク等の広がりも後押しし、地方移住が注目されていたものの、足元では再び首都圏への流出超過に戻りつつある。地方の持つ魅力を磨き上げ、地方創生やインバウンド拡大に繋げることが重要である。

（１）地方の魅力の磨き上げや海外への情報発信、好事例の横展開の実施
　「クールジャパン官民連携プラットフォーム」を通じ、地方の魅力の磨き上げや海外への情報発信、好事例の横展開の実施を推進されたい。

５．諸外国の好事例を参考にしたコンテンツ産業の支援強化
　韓国では国を挙げてコンテンツ産業育成に取り組んでおり、２０２１年の韓国のコンテンツ輸出額は過去最大の約１２５億ドルに達した。わが国も、クールジャパン戦略等でコンテンツ振興策を講じているが、世界のコンテンツ市場が大きく伸びる一方、日本の相対的な存在感が低下している指摘がある。

（１）コンテンツ産業の支援強化、輸出支援強化
　諸外国の好事例を参考に、良質なコンテンツを生み出す制作事業者へ支援を行うとともに、海外需要を取り込むための輸出支援を強化されたい。

以上
２０２３年度第２号
２０２３年４月１３日
第７５７回常議員会決議

＜提出先＞ 内閣府 知的財産戦略推進事務局、特許庁、中小企業庁、公正取引委員会等
＜実現状況＞
２０２３年６月に政府が策定した「知的財産推進計画２０２３」において、日本商工会議所および特許庁・ＩＮＰＩＴ（(独)工業所有権情報・研修館）・日本弁理士会の４者で構築した「知財経営支援ネットワーク」による地域の中小企業・スタートアップへの知財経営支援の強化・充実化が重点施策とされた。また、知的財産に関する取引適正化の推進やコンテンツ関連の海賊版対策の強化、メタバース等の新市場における法整備の重要性等について、商工会議所の意見と同じ方針が多く明記された。

３．発達段階に応じたアントレプレナーシップ教育の推進について

　わが国の潜在成長率は２０００年代に入り１％を大きく割り込んだまま低迷が続いている。少子高齢化に伴う就業人口の漸減も大きな課題となっている今、生産性向上はもとより、新たな価値創出の源泉である「人の力」の充実・強化が不可欠であることは論を俟たない。
　ＡＩを始めとするＩＴ技術の大幅な進歩、気候変動など深刻化する環境問題、国際情勢の悪化など急激な社会環境の変化によって、先行きの不透明さも増している。これを乗り越えるためには、課題を発見し解決する意欲を持ち、新たな価値（イノベーション）を生み出していく力、すなわち「アントレプレナーシップ（起業家精神）」を備えた人材の輩出が求められ、これを意識した教育に取り組んでいくことが重要である。
　その際に目指すべきアントレプレナーシップ教育は、必ずしも「起業家」を育てることを目的とするのではない。情報収集・分析力、判断力、実行力、リーダーシップ、コミュニケーション力といった能力や、チャレンジ精神、創造性、探究心といった心のありようを合わせた思考力と行動力を育む機会が子どもたちに与えられることが望まれる。

地域経済総合団体である商工会議所は、これまでにも地域の未来を担う人材づくりを目指して、職業体験を始めとする様々なキャリア教育機会提供などの教育支援活動を行ってきた。今後ともこうした活動は継続していく所存であるが、より多くの子どもたちがアントレプレナーシップ教育を受けられるよう、各家庭の理解・協力も得ながら、国、自治体、学校、産業界が取り組むべきこと、また今後の教育施策に盛り込むべきことについて、下記のとおり具申する。

Ⅰ．アントレプレナーシップ教育に対する基本的認識

【日本を取り巻く現状】

〇社会環境の変化を乗り越えるイノベーションの必要性

わが国は、人口減少や少子高齢化、人手不足といった構造的課題を長く抱えてきた。特に労働生産性の停滞は深刻であり、ＯＥＣＤ調査によれば、２０２１年の日本の時間当たり労働生産性はＯＥＣＤ加盟国３８か国中２７位と、１９７０年以降最も低い順位に落ち込んだ。２０００年代以降、日本は主要先進７か国の中でも下位での推移が続き、主要先進国に比べ相対的に競争力は低下している。ＤＸやＧＸの進展に伴う産業構造の変化への対応を進めつつあるものの、人材や資金の不足を背景に、多くの中小企業では日々移り変わる技術を自社の生産性向上のために使いこなすところまで至っていないのが現実である。

労働生産性を引き上げ、日本経済を再び成長軌道に乗せるためには、従来のやり方・仕組みを抜本的に見直し、これまでにない柔軟な発想で課題解決を目指すイノベーションをいかに起こしていくかが重要である。そのためには、社会の変化に伴う課題を自ら発見・理解し、適切な行動を起こして解決を図り、新たな価値を創出できる力を持つイノベーション人材の継続的な育成が強く求められている。

【「アントレプレナーシップ」とは】

〇予測困難なこれからの時代に不可欠な「心のありよう」

新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢の不安定化、情報技術の発達によるライフスタイルの急速な変化など、移り変わりの激しい予測困難な社会を生きていく上で、これからの個人には、周囲の意見や表層的な情報だけに囚われず、自らで生き方を判断し、変化に対応するための最適解を模索していくことが求められている。

また、わが国の労働市場は従来の日本型雇用システムから、ジョブ型雇用の導入が始まり、兼業・副業も広がりを見せるなど、働き方が多様化しつつある。人生１００年時代を迎え、誰もがリカレントやリスキリングといった学びを含め、職業や自己実現に向けた多様なキャリアをより長期で主体的に考える必要性も高まっている。

旧来型の社会モデル、家族モデル、ひいては「生き方モデル」が、必ずしも一般的な幸せに結び付かないと思われるこれからの時代に求められるものを探り出さねばならない。

全国の商工会議所を対象に実施した調査では、わが国の将来を担う若い世代に強く必要とされる能力として、実行力、主体性、創造力、発信力、課題発見力といった力が挙げられた。政府の「第４期教育振興基本計画」においても、同様の指摘がなされている。

ここに挙げられているのは、情報収集・分析力、判断力、実行力、リーダーシップ、コミュニケーション力等の「起業家的資質・能力」であり、とりもなおさず、チャレンジ精神、創造性、探求心といった心のありようを合わせたものが「アントレプレナーシップ」なのではないか。そして、それはイノベーション人材に必要な力そのものであり、あらゆる地域・業種・職種において求められているものでもある。

〇アントレプレナーシップ教育が目指すもの

「心のありよう」を培う教育である「アントレプレナーシップ教育」が目指すものは何か。それは、小・中学校段階から発達段階に合わせた学びを通じて、急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神を備えたイノベーション人材を創出していくことにある。（図１）

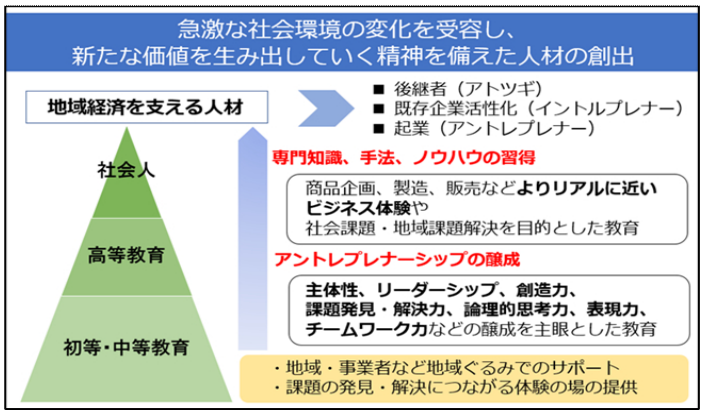

図1　アントレプレナーシップ教育が目指す人材創出（事務局作成）

日本のアントレプレナーシップ教育について、国際的な評価は小中高等学校で２２か国中２０位と低く、また小中高等学校と大学以上との評価の差が大きく開いている（図２）。また、イノベーション人材にとって必要な「挑戦する力」について、世界６か国の若者へ実施した調査結果では、自国や自身の将来などに関する全ての質問項目で日本は最下位であり、リスク回避傾向が強く見られた（図３）。

「基礎的資質や心のありよう」は年少期から築いていくものであり、子どもたちがそれらを会得する場として「家庭」「学校」は大きな役割を果たしているが、現代における急速な変化に柔軟かつ適切に対応する力を、

従来の枠組みだけで培うことは困難となっている。家庭や学校を支える地域ぐるみの活動により、様々な体験の場を活用したアントレプレナーシップ教育を提供することが、予測困難な社会に適応する力の育成につながる。

折しも、２０２０年度に改定された学習指導要領では、改めて、子どもたちが自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく「生きる力」を学校での学びを通じて育むことの必要性が謳われている。まさにアントレプレナーシップの涵養と共通する部分が多く、具体的推進を求めたい。

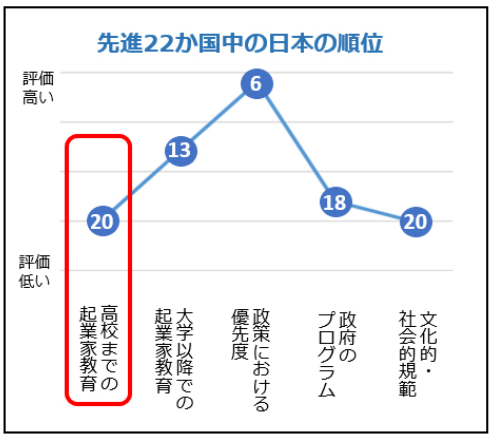

図2：日本のアントレプレナーシップへの評価
出所：グローバル・アントレプレナーシップ・モニター調査（2022 年）を基に事務局作成

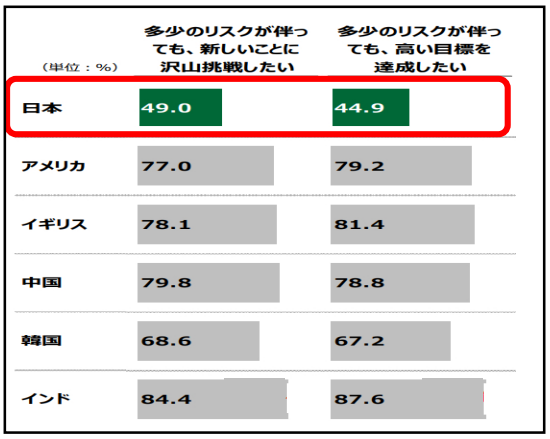

（単位：%）	多少のリスクが伴っても、新しいことに沢山挑戦したい	多少のリスクが伴っても、高い目標を達成したい
日本	49.0	44.9
アメリカ	77.0	79.2
イギリス	78.1	81.4
中国	79.8	78.8
韓国	68.6	67.2
インド	84.4	87.6

図3：若者のリスク許容度
出所：日本財団「18歳意識調査第46回「国や社会に対する意識」（6カ国調査）」（2022 年 3 月）

Ⅱ．より多くの子どもたちにアントレプレナーシップ教育を広げるために

①将来の可能性を広げる資質育成の場として初等・中等教育段階から取り組むべき

アントレプレナーシップ教育による人材育成を強力に進めるためには、高校生以上を主な対象とした、国が認定した全国８つのスタートアップ・エコシステム拠点都市での普及活動に限らず、公教育の一環として、できるだけ多くの子どもたちが教育を受けられる機会を作るべきである。

初等・中等教育段階でアントレプレナーシップ教育を行うことは、子どもたちの将来の様々な可能性を広げる資質と能力育成の機会となるとともに、個性を活かし、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けることにつながる。また、「起業（アントレプレナー）」だけでなく、「既存企業活性化（イントルプレナー）」「事業承継（アトツギ）」の育成にもなる取組みであり、ひいては地域活性化への貢献も期待できる。

起業意識を持っている学生に対して行われる、マーケティングやファイナンスの知識などの「Ｈｏｗ　ｔｏ」を教える教育も重要であるが、アントレプレナーシップは、価値観など人が生きていく上で基盤となる思考に深く関わるもので、あらゆる業種・職種で必要となる「生きる力」そのものである。これらは基礎的学力の習得と合わせて、初等・中等教育など早い段階から時間をかけて身に付けていくべきものであり、それが結果的にこれからの社会で活躍する人材の輩出に大きく寄与すると考えられる。

②アントレプレナーシップの重要性を関係者で共有すべき

われわれが進めたい「アントレプレナーシップ教育」は、前述のとおり、「課題発見力」「解決力」「発想力」等のイノベーティブな力を育む教育である。アントレプレナーシップ教育は、学校・家庭・企業等関係者が連携して進めることで、現場の負担軽減と同時に、学習体験の質の向上が可能になる。連携を進める上でまず重要なことは、それらの認識を各関係者が共有することである。特に、教育現場を担う指導者が、起業はもとより一般企業での就業経験を持つことが少なく、「アントレプレナーシップ」の重要性を実感として捉えにくい面があるであろうことは否めない。

子どもたちがたくましく生きていくにあたり、「アントレプレナーシップ」が多くの場面で有用な資質・能力であるという認識を共有してもらうとともに、より多くの学校で無理なく実践していける枠組み・仕組みづくりを自治体が主体となって進めるべきである。

なお、自治体におけるアントレプレナーシップ教育への対応は、日常の教育現場との接点が少ない産業振興や商工関係の部局が担当しているケースが多いと聞く。教育委員会や教育を担当する部局との意識合わせと連携を深めて実施することが強く求められる。

併せて、家庭や企業を中心とする地域社会全体としても、アントレプレナーシップ教育の意義を正しく理解し、失敗を否定せず新たな挑戦を受け入れる機運の醸成を図ることが必要である。

③アントレプレナーシップ教育の定着に向けた環境を整備すべき

わが国では、１９９０年代後半から行政主導により様々なアントレプレナーシップ教育のモデル事業がなされてきたが、必ずしも学校現場における取組みにつながっていない。取組みの継続に向けた課題として、自治体、学校などからは、予算の確保、時間数の確保、学校内の理解を得ること、地域協力者を確保することなどが指摘されている。

教育現場は、教員の過大な業務負担が問題となっているように、人的にも資金的にも新たな取組みを始める余裕がほとんどないとされる。また、教員がアントレプレナーシップで求められる思考や能力を新たに学修し、それを教えることへの負荷も大きい。まずは、教員等が無理なく取り組める環境を整備することが必要である。小・中学校の学習指導要領でアントレプレナーシップ教育の位置づけを明確にし、現場で導入しやすいよう、既存教科と紐づけた学習プログラムを国が提示するとともに、デジタル技術を活用し、印刷コストや事務負担などを抑えた、一人一人の特徴や実態に応じて進められる教育ツールの開発を推進するべきである。

また、それらの教育プログラムが子どもたちの思考と行動にどのような変化をもたらしたか、義務教育卒業後の進路にどのような影響をもたらしたのか、短期・中長期的な効果測定を国が実施し、その結果をもとにプログラムのさらなる質向上を図る必要がある。

④コーディネーターの配置・地域協力者を確保するべき

アントレプレナーシップ教育の普及・定着にあたり強化しなければならないのが、学校と地域・産業界をつなぐコーディネート機能である。学校や地域企業等がアントレプレナーシップ教育の提供に割ける資源は、人的・資金的にも制約があることを踏まえ、既存の仕組みを最大限活用する方策を検討すべきである。

例えば、「学校を核とした地域づくり」を目指して学校と地域が連携して活動するための組織として「地域学校協働本部」の設置が進められており、これが体験活動や外部人材を活用した教育活動などを実施するコーディネート機能を担うものとされている。このような仕組みに産業界としても積極的に参加して教育支援に関わっていくことで、学校との連携をより強固なものとし、アントレプレナーシップ教育を始めとする教育支援活動の継続的な展開につなげたい。国や自治体は、こうした組織整備やコーディネート機能を担う人材育成を進めるとともに、それを形骸化させず、活発な運用を促進する支援を強化すべきである。

また、アントレプレナーシップ教育活動やコーディネート機能を支援する活動に取り組む学校・企業・団体・個人などを増やしていくため、インセンティブとなる顕彰制度等の支援策の拡充を政府に求めたい。

⑤地域総ぐるみでアントレプレナーシップ教育を進めるべき

中小企業を中心とした人手不足は深刻度合いを増しており、人材育成は教育界だけではなく、地域・産業界も主体的に関わるべき大きな社会課題となっている。地域や企業は、求める人材像を学校に伝えるだけでなく、これからの社会を担う人材をともに育てていくという強い意識を共有して、地域総ぐるみで取り組まなければならない。

商工会議所は、若者の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促すための「キャリア教育」に、これまで組織的・継続的に取り組み、全国５１５商工会議所のうち約８割が様々な形で実施してきている。その一環として、地域の課題解決や起業・商売体験についても実践的な題材として取り組むなど、アントレプレナーシップ教育に踏み込んでいるところもある。そのノウハウを活用し、地域を知りその課題を考える体験ができる場を提供する環境を整え、充実させていく必要がある。

各地の商工会議所の取組みの中には、小学生を対象にした技術の実演・体験を従業員が講師となって進めることで自社事業に対する誇りが生まれ、離職率の大幅な低下につながった企業の事例がある。また、キャリア教育に協力する企業へ「金メダルステッカー」を配布・掲示したことで、地域からの企業に対するイメージ向上につながったという商工会議所の活動もある。子どもたちへの教育支援が、人材輩出以外の側面からもメリットを生み出す事例が多く出てきており、地域経済全体の活性化を促すものとしても、教育支援活動を積極的に進めるべきである。

商工会議所はアントレプレナーシップ教育を始めとする教育支援活動を通じて、引き続き、地域総ぐるみで人材育成を強く推進するとともに、地域・企業に対してその必要性を周知・啓蒙する役割を担っていく。

以　上

【アントレプレナーシップの醸成に資する取組みの種類と事例】

（カッコ内は醸成が期待できる資質・能力等）

- 経営者など外部講師を招いての講演、出前授業
- 職業調べ・企業活動の学習、経営者に関するビデオ等の視聴
- 創業経営者が経営する企業・商店の訪問、職場体験学習
- ケーススタディ・ビジネスゲーム（ボードゲーム等）
- 企業・地域団体等との共同プロジェクト（地域課題の解決）
- 起業体験（模擬店舗の出店体験、模擬会社の設立）
- 事業アイデアの検討、ビジネスプランの作成、ビジネスプランコンテストの実施

➢　教育支援プログラム推進協議会（東京商工会議所墨田支部）
墨田区教育委員会が実施する「墨田区学校支援ネットワーク事業」と連携し、職場見学やインターンシップ、社会人講師など教育支援への協力企業を募りネットワーク化。教育現場の要請に応じて職場受け入れや講師派遣等を実施するほか、区内の公立小・中学校の在職期間が１０年に達した教職員を対象にした「社会体験研修」を企業で受け入れている。
（地域課題の発見、地域社会への理解）

➢　アントレ・キッズ（福井商工会議所ＹＥＧ）
福井商工会議所青年部は、地元小中学生の地域職業の認知度アップに向け、２００５年から「おしごと探検隊アントレ・キッズ」を開始。親子で参加する職業体験プログラムを展開し、マニュアルや運営方法を徹底的に標準化・汎用化することで、誰もが取り組みやすい事業として地域団体やＰＴＡ、商店街などにまで活動が広がっている。これまで参加した企業は延べ５２０社を超える。
（地域社会・産業への理解）

➢　平田高校・夢実現化事業（平田商工会議所）
平田高校（島根県出雲市）で地域課題の解決などに向けた研究を行う「地域協働学習」のアイデア具現化に向けて活動費を支援する事業。地域の賑わいづくりと空き家活用の促進を目指し、生徒が主体的に進める「空き家活用プロジェクト」では、クラウドファウンディングを利用した資金調達から、実際の改装作業や利用者増に向けたＰＲ活動などを地元事業者等で支援した。
（地域課題の発見、解決力、コミュニケーション力等）

➢　高校生への起業家教育（七尾商工会議所）
日本政策金融公庫主催の全国大会「高校生ビジネスプラン・グランプリ」に参加する市内２校で、各機関の担当者が地域課題などに関する出張授業を行い、ビジネスプランの改善点などを助言。特産品開発や観光集客などのプランのうちの１校では、耕作放棄地を利用した農業体験および収穫野菜での親子調理体験を提供するプランが「ベスト１００」に選出されるなど、大きな成果を上げた。また、若い世代が地域課題への取組みを考える機運醸成にもつながっている。
（地域課題の発見、解決力、情報分析力、コミュニケーション力等）

２０２３年度第３号
２０２３年5月１１日
第７５８回常議員会決議

＜提出先＞文部科学省、経済産業省、中小企業庁、内閣府、東京都、２３区教育委員会
＜実現状況＞第４次教育振興基本計画に、初等・中等教育段階から「アントレプレナーシップ教育」を推進・強化する旨明記された／都の「令和６年度国の施策および予算に関する提案要求」で最重要事項として、「初等・中等教育段階も含めたアントレプレナーシップ教育の推進」が明記された／令和４年度補正予算で、高校生等を対象としたアントレプレナーシップ教育への国の予算１０億円が確保された。

４．ツーリズム産業の基幹産業化に向けたわが国の産業振興に関する重点要望

＜基本認識＞
３年以上におよぶコロナ禍で最も深刻な打撃を受けたツーリズム産業にも、ようやく明るい展望が開けてきた。国や都道府県が実施する観光需要喚起策に加え、昨年１０月の水際対策緩和、本年５月８日の新型コロナウイルスの５類への移行により、国内外の人々の移動と交流は目に見えて増えている。
また、国連世界観光機関（ＵＮＷＴＯ）が取りまとめた「Ｗｏｒｌｄ　Ｔｏｕｒｉｓｍ　Ｂａｒｏｍｅｔｅｒ　Ｊａｎｕａｒｙ　２０２３」によると、２０２２年の国際観光客到着数はコロナ禍前の６割程度であったが、２０２３年は堅調に推移した場合、８０～９５％にまで回復する可能性があるとしている。今後、国内外の人の往来が、ますます活発化することが見込まれる。

一方で、わが国経済を取り巻く環境は、決して楽観できない。原材料・エネルギー価格の高騰や人材確保に向けた賃上げ等のコスト負担増加に加えて、これらに対して十分な価格転嫁を行えていないなど、経営課題が山積している。
バブル崩壊以降の長きにわたるデフレと賃金停滞により、国の経済力を評価する指標の一つであるＧＤＰ

（国内総生産）の世界シェアの推移（図１）を見ると、わが国のシェアは１９９４年の１７．９％をピークに下落を続け、２０２１年には５％まで低下している。また、１人あたりＧＤＰランキングの推移（図２）を見ても、２０００年にアジア１位、世界においても２位であったわが国が、２２年間でアジア３位、世界では３１位と大きく後退している。改めて、わが国はもはやアジアのトップランナーではないことを認識する必要がある。

【世界のＧＤＰシェアの推移】（図１）

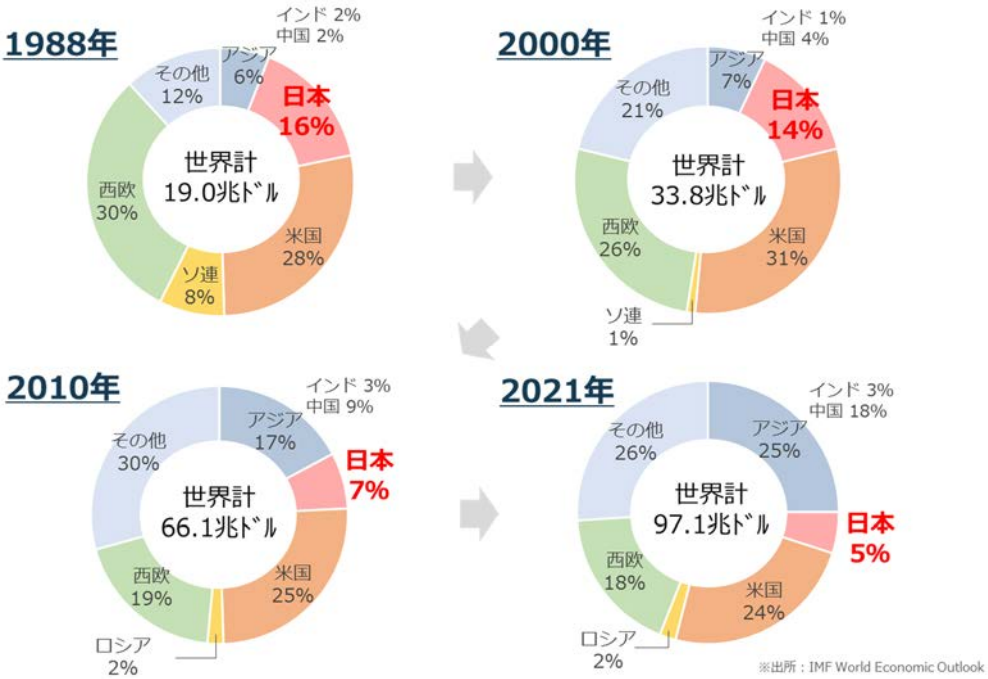

【１人あたりＧＤＰランキングの推移】（図２）

1990年			2000年			2010年			2022年		
順位	国名	（ドル）	順位	国名	（ドル）	順位	国名	（ドル）	順位	国名	（ドル）
1	スイス	38,666	1	ルクセンブルク	49,183	1	ルクセンブルク	106,185	1	ルクセンブルク	127,580
2	ルクセンブルク	33,204	2	日本	38,534	2	ノルウェー	87,309	2	ノルウェー	106,328
3	スウェーデン	29,794	3	ノルウェー	38,067	3	スイス	74,908	3	アイルランド	103,176
4	フィンランド	28,507	4	スイス	38,007	4	カタール	72,953	4	スイス	92,371
5	ノルウェー	28,189	5	米国	36,433	5	サンマリノ	64,631	5	カタール	84,425
6	デンマーク	26,922	6	アラブ首長国連邦	34,689	6	デンマーク	58,177	6	シンガポール	82,808
7	アラブ首長国連邦	26,622	7	アイスランド	31,571	7	オーストラリア	56,360	7	米国	76,348
8	アイスランド	25,581	8	デンマーク	30,804	8	スウェーデン	51,869	8	アイスランド	73,998
9	日本	25,196	9	カタール	29,914	9	マカオ	50,921	9	デンマーク	66,516
10	米国	23,914	10	スウェーデン	29,252	10	オランダ	50,433	10	オーストラリア	65,526
11	フランス	22,600	11	イギリス	27,828	11	アイルランド	48,674	11	オランダ	56,489
12	オーストリア	21,779	12	アイルランド	26,154	12	米国	48,310	12	スウェーデン	55,689
13	カナダ	21,495	13	オランダ	25,996	13	カナダ	47,513	13	カナダ	55,085
14	オランダ	21,002	14	香港	25,578	14	オーストリア	46,757	14	イスラエル	54,710
15	イタリア	20,691	15	オーストリア	24,589	15	シンガポール	46,569	15	オーストリア	52,265
16	イギリス	20,668	16	フィンランド	24,347	16	フィンランド	46,392	16	アラブ首長国連邦	51,306
17	ベルギー	20,229	17	カナダ	24,221	17	ベルギー	44,691	17	フィンランド	50,655
18	ドイツ	20,174	18	ドイツ	24,009	18	日本	44,674	18	ベルギー	50,114
19	オーストラリア	18,866	19	シンガポール	23,793	19	ドイツ	42,642	19	サンマリノ	49,555
20	バハマ	16,076	20	フランス	23,318	20	フランス	42,249	20	香港	49,226
									・		
									・		
									31	日本	33,822

※出所：IMF World Economic Outlook

こうした状況のなか、国は観光を通じた国内外との交流人口の拡大が成長戦略の柱、地域活性化の切り札であるとして、３月に「第４次観光立国推進基本計画」を策定し、インバウンド消費額を早期に５兆円まで回復させるとしている。さらに２０３０年目標１５兆円も引き続き掲げており、実現すれば近い将来に自動車輸出を抜いてトップの外貨獲得産業になる可能性を秘めている。（図３）

【日本の品目別輸出額とインバウンド市場（２０１６年時点）】（図３）

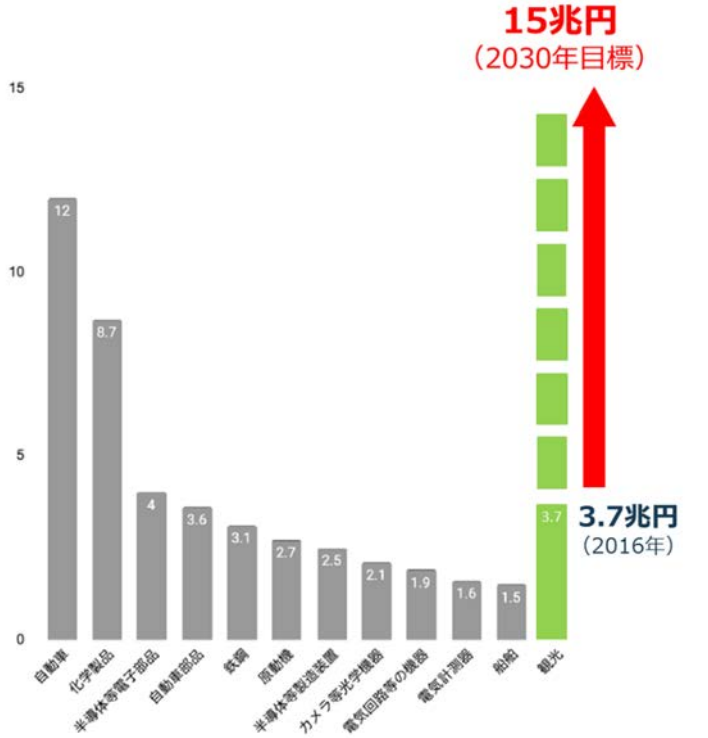

出典：財務省「貿易統計」観光庁「訪日外国人消費動向調査」「明日の日本を支える観光ビジョン」（2016年/政府）

折しも、わが国では国際交流の本格回復が見込まれる２０２５年に日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」）を迎える。今後の２年間は、わが国におけるツーリズムの再生と基幹産業化、ならびに観光都市としての東京のさらなる国際競争力強化に向け、極めて重要な局面であると捉えており、施策の強化が求められる。その際、関西圏だけの盛り上がりに留めるのではなく、わが国のゲートウェイである首都・東京を核とした国内外における相互交流の促進を図り、「大阪・関西万博」による人流を東京、ひいては全国へ拡げるべく施策を講じられたい。

また、わが国は、世界に誇る安全性・清潔さ、おもてなしはもとより、歴史・文化・芸術など、魅力的な観光資源を有しており、それらが世界からも評価されている※1。しかしながら、それらのブランド化や国民（都民）への文化教育などは不十分であり、今後の課題として挙げられる。高品質な製品・伝統工芸品などのブランド化・銘品化や歴史、文化、芸術、スポーツなど東京の魅力を活かした観光コンテンツ開発・高付加価値化と発信強化、シビックプライド（郷土愛）醸成に向けた文化教育拡充に、取り組むことが求められる。当所としても、東京都や東京観光財団、２３区の観光協会等と連携して、各種事業を通じて、ブランド化やシビックプライド醸成に努めているが、官民を挙げて取組を一層強化し、都市としての魅力を高め、世界に冠たる「国際文化都市東京」の実現を図ることが重要である。

※１世界経済フォーラム発表「２０２１年旅行・観光開発指数」は日本が初めて世界１位、２０２１年１０　月に米国の大手旅行雑誌Ｃｏｎｄｅ　Ｎａｓｔ　Ｔｒａｖｅｌｅｒ発表「Ｒｅａｄｅｒ’ｓ　Ｃｈｏｉｃｅ　Ａｗａｒｄｓ」の「世界で最も魅力的な都市のランキング」米国版では２年ぶり、英国版では初めて東京が第１位に選出。

今後、わが国経済の持続的な成長軌道への復帰に向けて、国内外の人の往来がますます活発化することが見込まれる好機に、改めて国内外の双方向による交流の重要性を認識した上で、ツーリズムをしっかりと基幹産業化していくことが必要である。まずは、コロナ禍の３年間で最も大きな影響を受けたツーリズム産業が直面する課題である人材確保・育成、生産性向上、価格転嫁、事業継続に必要な資金繰り等に対する支援が重要である。

今般、東京商工会議所では、ツーリズムの基幹産業化に向けて、地域事業者の生の声を踏まえ、本要望を取りまとめた。国においては、高い経済波及効果が期待されるツーリズム産業の実態に合わせて、他産業との連携による相乗効果を生み出すべく、省庁横断的な施策の改善を図ると共に、諸課題の解決に向けて官民が一致団結して取り組むことにより、「国際文化都市東京」を実現していくことを強く望む。当商工会議所としても、

国、東京都、２３区（特別区）等の自治体との緊密な連携のもと、地域・事業者の取組に対して全力を挙げて支援していく所存である。

＜要望項目＞

１．観光都市としての東京のさらなる国際競争力強化

（１）東京を核とした国内外における相互交流の促進

～大阪・関西万博による人流を東京、そして全国へ～

昨年１０月の水際対策緩和や外国客船による国際クルーズの運航再開などを背景として、インバウンドは着実に回復傾向を見せている。日本政府観光局（ＪＮＴＯ）によると、２０２３年３月の訪日外国人旅行者数（推計値）は、前月より３４万人以上増加して１８１万７，５００人となり、コロナ禍前の２０１９年同月比では約６６％まで回復した。また、観光庁によると、２０２３年１～３月期の訪日外国人消費額（１次速報）は２０１９年同期比で８８．１％の１兆１４６億円と推計されており、２０２２年１０～１２月の５，９４９億円からほぼ倍増した。これらの数値は、コロナ禍前の訪日外国人観光客数および旅行消費額において３割のシェアを占めていた中国からの入国規制が緩和される以前のものであり、わずか半年間での急回復が見て取れる。さらに、本年４月５日以降、中国本土からの直行便による全入国者に求めてきた、出国前７２時間以内の陰性証明の提示が不要となり、４月２９日には、接種証明の提示も不要となった。こうした水際対策の解除を受けて、中国からの入国者についても、今後増加していくことが見込まれる。

加えて、２年後には「大阪・関西万博」の開催を控えており、訪日需要のさらなる回復が期待される２０２５年に向けて、わが国が世界の脚光を浴びる絶好のチャンスが到来している。国によると、「大阪・関西万博」の来場者は約２，８２０万人（うち訪日外国人３５０万人）、経済効果は約１．９兆円と試算している。国は、こうした重要イベントを起爆剤として、経済効果が関西圏に留まることなく全国に波及するよう「オールジャパン」で集中的に施策の強化を図ることが必要である。具体的には、自治体や観光協会・ＤＭＯ（観光地域づくり法人）、観光関連事業者等と連携し、観光資源の磨上げ・ブランド化や観光コンテンツの開発・高付加価値化を図ることにより、質の高い魅力的な広域周遊ルートの構築を後押しされたい。また、日本国際博覧会協会協力のもと、万博ＨＰなどを活用して広域周遊モデルコースや各地域が造成した旅行商品等の情報を掲載するとともに、日本政府観光局（ＪＮＴＯ）と連携した海外への訪日プロモーションを推進するなど、国内外への効果的な情報発信により、全国への誘客促進に取り組まれたい。

一方で、堅調な回復を見せるインバウンドと比較して、円安や燃料費の高騰、感染への不安などからいまだ４割程度と停滞しているアウトバウンドの早期回復に向けては、海外旅行への機運醸成を図ることも必要である。国際交流の基本は双方向であり、相互理解の促進が国際間の良好な関係構築にも繋がり、ひいてはインバウンド市場の拡大にも資する。５月１０日、観光庁は日本旅行業協会（ＪＡＴＡ）と共同で海外旅行の促進に向けた「今こそ海外！宣言」を発出した。今後も官民一体となり、各国・地域の政府観光局などとも連携しながら、相互交流の促進を強力に推進されたい。

（２）国内外から東京へのビジネス誘客促進（ＭＩＣＥの受入環境整備・誘致促進など）

世界的なパンデミック発生下において、対面を基本とするＭＩＣＥや集客イベントの多くが中止・延期・規模の縮小を余儀なくされ、交流によるビジネス活動が停滞し、経済へ深刻な影響を及ぼした。こうした状況においても、諸外国では数年先のＭＩＣＥ開催に向けた誘致活動に積極的に取り組んできており、オンライン型、ハイブリッド型等、最新のデジタル技術を活用した新たなＭＩＣＥの取組が急速に普及した。世界保健機関（WHO）による新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態の宣言が終了したいまも、世界的なデジタルシフトの流れは継続していることから、こうした新たな環境に適応したＭＩＣＥの誘致・開催を受け入れるための通信インフラ整備や、デジタルサイネージ等のＩＣＴによるＭＩＣＥ施設の機能強化に取り組まれたい。

また、設備の高度化を支える専門人材を定常的に育て輩出していく仕組みが必要とされているが、わが国における人材育成プログラムは統一的でなく、必ずしも体系化されていないため、継続的に専門的知識を有するＭＩＣＥ人材を育成しづらい環境にある。現在、大学や大学院等の高等教育機関を中心に提供されているＭＩＣＥ関連の講座や人材育成プログラムは、観光等を取り扱う学部・学科の中で部分的に提供されているにとどまる。そのため、体系的にＭＩＣＥ教育を提供できる教育機関が非常に限られていることから、国は、産学官一体となり人材を育成する仕組みを構築されたい。

加えて、今後のＭＩＣＥの誘致においては、環境に配慮した「サステナブルな会議」が国際的に重視されていることから、国際認証取得（「ＳＡＦＥＧＵＡＲＤ」「ＧＢＡＣ　ＳＴＡＲ」等）の奨励や国際基準に準ずる

国内基準の策定などの取組を進めることが必要である。

さらには、地域経済への波及効果やビジネス・イノベーション機会の創出、国や都市のブランド力・国際競争力向上等、ＭＩＣＥ開催の意義や「レガシー効果」についても、一層の情報発信を行うことが肝要である。観光庁の推計によれば、２０１９年に国際ＭＩＣＥがわが国にもたらした経済効果（総消費額）は９，２２９億円となり、同年の京都市における日本人旅行客による消費額９，０４９億円を上回る規模に達していた。国は、ＭＩＣＥ誘致開催が地域経済に広く裨益することについて、社会的理解を得られるよう積極的な周知を図られたい。

（３）多様な文化・習慣等への理解・配慮や消費額拡大を目指した受入環境整備

インバウンドの本格回復に向けては、ムスリム旅行者やベジタリアン・ヴィーガンなどの旅行者の増加も見込まれることから、多言語対応とともに、外国人の多様な宗教的、文化的習慣に配慮した環境整備に向けた支援を引き続き行う必要がある。国は、「ムスリムおもてなしガイドブック」や「飲食事業者等におけるベジタリアン・ヴィーガン対応ガイド」の事業者向け周知等により、様々な文化・生活習慣等に配慮した受入環境の整備を促進するとともに、対応している飲食店や宿泊施設等について、訪日外国人旅行者への分かりやすい情報提供に取り組まれたい。

政府は、本年５月に開催した教育未来創造会議において、日本人留学生の派遣および外国人留学生の戦略的受入推進に向けた提言（「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」）を取りまとめ、公表した。各国との双方向の人的交流を拡大させることは、将来のインバウンド・アウトバウンド市場の拡大に資するツーリズム政策の観点のみならず、経済活性化も期待される。国は、官民協働による「トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ」なども通して、若い世代から幅広く異文化理解を深めるための異文化教育を積極的に推進する必要がある。

また、東京２０２０大会開催を契機に、都市のバリアフリー化や心のバリアフリーの浸透など、官民連携によりハード・ソフト両面での取組が進められてきたが、わが国の観光立国実現に向けて、今後も益々の取組が期待される。高齢や障害等の有無にかかわらず、様々な交通機関をシームレスに利用しながら、誰もが快適に旅行できる「ユニバーサル・ツーリズム」の推進は、国内市場の開拓、交流機会の創造につながると共に、国際競争力の高い魅力ある観光都市の形成にも寄与するものである。国は、研修や人材育成等さらなる普及啓発に努めるとともに、滞在環境のバリアフリー化に対する融資・助成制度の拡充を図られたい。

快適な訪日滞在環境の整備による訪日外国人旅行消費額の拡大に向けては、免税手続カウンターにおける特定商業施設要件の緩和も必要である。免税手続カウンターにおける特定商業施設は、消費税法施行令第１８条の２において商店街振興組合や中小企業等協同組合の当該地区等に限られているが、中小企業庁の調査（商店街実態調査報告書）によると約７割が任意団体であり、多くの商店街が対象外となっている。そこで、商店街振興組合や中小企業協同組合と同程度の事項が定款に定められている任意団体を対象にする等、要件を緩和すべきである。

あわせて、訪日外国人旅行消費額の拡大においては、海外の富裕層を意識した受入環境整備も欠かすことができない。観光庁によると、２０１９年の富裕旅行者は訪日外国人旅行者数全体の約１％（約２９万人）に過ぎないが、消費額は約１１．５％（約５，５００億円）を占めている。国は、プライベートジェットの受入拡大やスーパーヨットの寄港地設置に向けて、東京都などと連携して取り組まれたい。

加えて、美術館・博物館をはじめとする娯楽施設の開館時間・開演時間の延長や鉄道・バス等の夜間交通など、施設・店舗・交通等の夜間営業等により消費拡大を狙うナイトタイムエコノミーの活性化にも、官民一体となり取り組むことが肝要である。

２．ツーリズム産業の持続的発展を促す支援の拡充

（１）質の高い商品・サービス提供を維持するための人材確保・育成、生産性向上支援

観光需要のさらなる回復に期待が高まる一方で、ツーリズム産業の人手不足に対する懸念が強まっている。わが国が人口減少局面に入って以降、労働力の供給制約が徐々に強まり、様々な産業で人手不足感が高まるなか、とりわけ労働集約型企業が多いツーリズム産業では、以前から恒常的に人手不足感が根強く、拡大するインバウンド需要にどのように対応するかが課題となってきた。こうしたなか、コロナ禍で旅行需要が激減し、企業は経営維持のために人員削減や新規採用の抑制を行い、労働力の供給側においても将来に対する不安感から業界を離れる従業員も多く、人手不足が一層深刻化している。需要回復が急速に進む現下の状況において、受入側の体制整備が間に合わないことで、需要を取り逃がすだけではなく、オーバーツーリズムの一因ともなっている。

インバウンドの本格回復に向けて、訪日外国人受入のために求められる語学力、日本の文化・歴史・伝統に

ついての教養、顧客の要望に対応できる準備と想像力など、観光関連産業の人材に必要なスキルは多岐にわたり、必要な人材の確保には相当な時間を要する。複数のホテルや飲食店などを経営する都内の老舗企業によると、コロナ禍において多くの調理・サービススタッフが離職してしまったことに加え、即戦力として期待できる調理師やホテル専門学校を卒業した学生の就職希望が減少しているという。これは、業界に対する先行き不安により、専門学校の入学者数が減少したことに起因しており、今後数年間にわたり影響を及ぼすことが懸念される。国においては、外国人を始めとした観光客に対応できる人材確保を支援するとともに、求職者の能力開発から就職までを、ワンストップで支援する体制を早急に整備されたい。

また、地域の潜在的観光資源を発掘して観光振興を行う人材を確保・育成しなければならない。そのためのＤＭＯ運営を担う人材の不足も指摘されている。観光地域経営を行うにあたっては、観光客の行動特性が自地域だけで完結しているのか、隣接地域を含む他地域にも関連しているのかを分析し、行政単位に捉われないマーケティングが必要となる。国は、こうした観光まちづくりにおいて旗振り役となる、観光の担い手育成についても積極的な後押しをされたい。

さらに、優秀な労働力の確保や中長期的な人材の育成には、雇用の安定が重要となる。雇用安定にあたっては、業務および観光需要の平準化、非正規雇用依存からの脱却に取り組む必要がある。また、こうした施策を、より多くの事業者で実効性を担保しつつ実現していくためには、地域一体となった取組が不可欠である。国は、人手不足・人材不足の克服に向けた事業者の取組を後押しするため、観光需要の平準化や実務人材の確保・定着に関する取組への支援を強化されたい。

他方で、ツーリズム産業が人手不足を克服するためには、従来よりも少ない人員で、より高い付加価値を生み出すことができる産業を目指し、雇用のあり方や働き方を抜本的に見直していく必要がある。同時に、他の産業に比べて極めて低い労働生産性の向上に向けて、ＩＣＴ・デジタル技術等の利活用による業務の効率化を図り、労働環境の改善等を実現していかなければならない。国は、基幹業務へのクラウド型ＩＣＴの導入や、オペレーションの効率化等、宿泊施設の高度化に向けた支援を継続されたい。また、宿泊施設単体への支援に加え、宿泊施設間の連携や好事例の共有など、地域全体の付加価値向上に資する面的支援、業界全体の活性化支援に引き続き取り組まれたい。

また、経営資源が限られる中小企業がより高い成果を創出するためには、経営資源や技術力、開発力の不足を補い、開発スピードを加速させる、オープンイノベーションの取組が重要である。異業種同士の協業により宿泊施設の生産性向上を後押しした例では、都内の旅行会社が、多言語ソリューションの開発を行っていたスタートアップ企業と協働し、宿泊施設向けのコミュニケーションツールを開発した事例がある。宿泊客は自身のスマートフォンを使い、自国の言語（１０９言語）で館内案内や周辺観光情報などを閲覧することができる。自動翻訳チャット機能で宿泊施設のスタッフとリアルタイムにコミュニケーションも図れることから、人手不足や多言語対応、業務効率化など宿泊事業者が抱える経営課題の解決と宿泊客の満足度向上に貢献している。国は、中小企業の課題解決、生産性向上に資する製品・サービスを展開するスタートアップと大手・中小企業の協業やオープンイノベーション促進に向けた支援強化にも取り組まれたい。

（２）ツーリズム産業全体の取引適正化に向けた取組支援

本年４月に当所が実施した観光関連事業者を対象とした実態調査によると、４０％を超える企業が「原材料・エネルギー価格・人件費等上昇分の価格転嫁」に関して課題感を抱えており、ツーリズム産業全体における適正価格での取引に向けた円滑な価格転嫁の実現が、重要である。

各業界で固有の商習慣や幅広い下請け構造を有している中においては、サプライチェーン全体での取引適正化の実現と付加価値向上に向けて、「業種別ガイドライン」や「自主行動計画」の策定による業界を通じた働きかけが重要である。未策定団体に向けた自主行動計画の策定働きかけに加え、各業界団体の下部組織まで策定が進み、個社へ浸透・徹底するよう、強く働きかけを実施されたい。

ＢｔｏＣにおける価格転嫁の実現にあたっては、最終消費者による負担が不可欠だが、値上げに対して消費者が敏感であることから、売上減少を恐れて値上げできない企業も少なくない。価格転嫁の着実な実施のためにも、長年のデフレマインドを払拭することが求められ、付加価値分を含めて適正価格で提供することに対し最終消費者の理解促進に向けた啓発活動にも取り組まれたい。

（３）事業継続に必要な当面の資金繰り等の支援

国や東京都・各自治体が実施したコロナ禍における無利子・無担保融資など、手厚い資金繰り支援は、事業者が危機に対応するための時間的猶予を得るものとして重要な役割を果たした。一方で、過剰債務を抱える中小企業の事業継続が大きな課題となっている。新型コロナウイルス関連融資を受けた企業の多くが、コロナ禍

からの業績回復が果たせず、原材料・エネルギー価格高騰による影響も受けるなか、苦境に立たされたまま、返済据置期間を終え元金返済を迎えることで、倒産・廃業件数の急増と価値ある事業の喪失につながることが危惧される。訪日客が日本に期待する和食を提供する飲食店舗や、伝統工芸品を販売する小売店舗は、それ自体が貴重な観光資源であり、倒産・廃業により職人技術の伝承が途絶えてしまうことによる観光資源の喪失が強く懸念される。また、「全国旅行支援」や「もっとＴｏｋｙｏ」において、旅行代金の一時的な立替払いを行ってきた旅行会社は、人件費やエネルギー価格の上昇等が加わり、今後も資金繰り改善に時間を要することが見込まれ、旅行者に対してだけではなく、旅行事業者に対する直接支援を求める声も根強い。

こうした状況を踏まえ、国や東京都では、コロナ資金繰り支援継続プログラムや民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減策として、コロナ借換保証制度を設けるなどの対応強化を図っていただいており、ツーリズム産業の基盤を支える観光関連事業者の事業継続に必要な当面の資金繰り支援として、引き続き事業者への周知・活用促進を図られたい。なお、この機会に事業者自身の収支改善や財務内容の見直し等、経営改善への取り組みに対しては、当商工会議所においても、経営相談を含めできる限りの伴走支援を行っていく所存である。

３．魅力的な地域資源を活かした「国際文化都市東京」の実現

（１）地場産業や歴史・文化・芸術・スポーツ資源との連携による交流促進と情報発信の強化

森記念財団が２０２２年１２月に発表した「世界の都市総合力ランキング」において、東京はロンドン、ニューヨークに次ぐ３位となっている。一方で、前年と比較して総合スコアは大きく低下しており、２０２４年に五輪を控える４位のパリに僅差に迫られている。また、「文化・交流分野」をはじめとした全６分野中４分野で順位を落としており、国際競争力強化に向けた今後の課題感が浮き彫りになった。

従前の観光は、高度成長期に端を発したいわゆるマスツーリズムで、有名観光地や名所・旧跡を訪れる物見遊山型が主流であった。旅行者の行動は画一的になり、観光地での非日常的な体験を通じて感動や満足感を得るなど、旅行自体が目的になる場合が多い。しかしながら、社会の成熟化が進み、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、若い世代を中心に、観光は個人の関心事を具現化する人や異文化との交流（ツーリズム）手段へと位置付けが変わりつつある。これからのツーリズムにおいては、有名観光地ではなくとも、地域に根差す生活文化そのものが交流の資源となり、生活エリアでの交流を通して地域の営みに対する共感や土地への思い入れが深まる「異日常（異なる日常）」体験を提供することができる。異日常型の交流体験は長期滞在やリピート訪問につながるため、これらの機会創出促進が求められる。ニーズの変化に応じてツーリズムの領域は拡大し、地場産業や歴史・文化・芸術・スポーツなど、あらゆる地域資源と連携した地域活性化の重要性が増している。

地域住民の生活の一部として定着している地元神社の祭りや商店街が催すイベントなどは、地域の交流を生み出す場として機能している。こうした以前からある催事の他にも、大田区の町工場を開放してものづくりの技術や職人と触れ合う機会を提供する「おおたオープンファクトリー」や街全体をアート会場に見立てる「千住・人情芸術祭」（足立区）、「渋谷芸術祭」（渋谷区）、江戸時代から染色を産業としてきた新宿区の落合・中井地区を染物で彩る「染の小道」など、比較的新しい取組においても、活発な交流促進が図られている。また、このような地域資源を活用した取組は、交流促進効果にとどまらず、住民の地元に対する「シビックプライド（郷土愛）」の醸成にも寄与することが期待される。国は、各自治体や観光協会等が行う、体験型・テーマ別ツーリズムのコンテンツ開発やツアー造成、スポーツイベントの開催・誘致等の他、地域に根差した伝統芸能・祭り、地場産業や文化芸術資源等と連携したイベントなど、多様なコンテンツ開発を支援し、地域住民と訪問者の積極的な交流や街の賑わい創出、地域の活性化に向けた取組を促進されたい。

あわせて、海外メディアやＳＮＳ等を通じて、訪日外国人に対して地域に密着した各種イベント情報を強力に発信し、訪日需要を促進されたい。

とりわけ、欧米からの訪問者は日本の歴史や伝統・文化体験に対する期待が大きい。しかしながら、多様な文化、芸術の受け皿としての役割を担う民間文化施設では、依然として厳しい経営環境が続いており、その事業継続にあたり固定資産税等の減免措置など直接的な支援が必要である。国は、本格的なインバウンド再開を見据え、芸能・文化関連産業や古民家・歴史的建築物等、ソフト・ハード両面における歴史的資源の活用促進に関する支援を引き続き図られたい。併せて、伝統工芸士や職人などの技能伝承を進めるために、人材の育成支援にも取り組まれたい。

さらには、最新のデジタル技術の活用等により、わが国が誇る歴史的・文化的資源を国内外に広く発信していくことも必要である。近年、急速に進化しているＶＲ（仮想現実）やＡＲ（拡張現実）等最先端ＩＣＴのツーリズムへの活用も加速しており、実際に行かなくともその場所にいるようなバーチャルの異日常体験ができるとともに、実際にその場所を訪れたいというツーリズム需要の喚起に寄与するなど、世界中でデジタル技術

を活用したコンテンツが展開されている。国においても、競争力のある交流促進コンテンツの造成、デジタル技術を活用した付加価値の高い異日常体験の提供を実現するため、地域のツーリズム関連団体や民間事業者との連携を促進されたい。

（２）高品質な製品・伝統工芸品などのブランド化・銘品化

わが国には、伝統工芸品や食、地域産品など、日本の伝統文化や価値観に根差した優れた銘品が多数存在する。インバウンド消費の回復に向けては、「Ｍａｄｅ　ｉｎ　Ｊａｐａｎ」として世界から高い評価を受けている高品質な製品を積極的にＰＲしていくことが重要である。

こうした製品の海外展開を行う際、海外における模倣品被害や権利侵害、技術流出等のリスクを軽減するため、知的財産の保護および品質・ブランド管理を行うことが求められる。国は、「地理的表示（ＧＩ）保護制度※2」や「地域団体商標制度※3」などを通して、地域ブランドの保護による地域経済の活性化に取り組んでいるが、製品の高付加価値化やブランド化に資することから、積極的なＰＲを行い、取得・活用を促進されたい。

民間レベルでは、全国各地の優れた観光土産品を選定する「全国推奨観光土産品審査会」が毎年行われているほか、「産業観光（産業遺産や現在稼働している工場・工房などを活用した観光）」による観光まちづくりを実践し、他の地域の模範となる優れた事例を表彰する「産業観光まちづくり大賞」などを通して、高品質な商品・サービスのブランド化を行っている。国は、こうした民間や各自治体が行う取組に対して後押しをするとともに、海外に向けた積極的なプロモーションを図られたい。

また、伝統工芸品などの価値を正しく理解し、若い頃から日常的に使用することは、ブランドとしての認知度を高め、その製品への愛着や信頼を高める、すなわちブランドが持つ資産価値を高めることに繋がることから、子どもたちがこうした銘品に触れる機会を増やす取組も重要である。文京区にある江戸木版画の製造・販売事業者や新宿区にある江戸小紋・江戸更紗の染色・販売事業者は、それぞれ地元の小学校と連携して、体験授業を実施している。また、足立区にある老舗ランドセル製造・販売事業者によると、６年間使用して愛着を持ったランドセルを、大人になりその品質の高さを実感することで、自身の子どもに買い与えるサイクルが生まれ、何世代にもわたり愛用されている事例がある。国は、比較的高価な製品が多い伝統工芸品などについて、地域との関わりやストーリー性なども含めて、子どもにも分かりやすく情報発信を行うことで、若い頃から高品質な製品・伝統工芸品などに親しむきっかけ作りを推進されたい。こうした取組により、自然とシビックプライド（郷土愛）が育まれることも期待される。なお、当商工会議所としても、文京区内の優良な飲食店・菓子店等を選出し、マップで紹介する「食の文京ブランド」や葛飾区の町工場から生み出される優れた製品・部品・技術をマンガ等で発信する「葛飾町工場物語」など、各地域の特色を踏まえたブランド化・情報発信に取り組んでいる。今後も本支部一体となり、東京都や東京観光財団、２３区の観光協会等とも連携して、地場産業の活性化に引き続き取り組む所存である。

※２　地理的表示（ＧＩ）保護制度

全国各地の魅力ある農林水産品・食品について、生産地特有の自然的、人文的、社会的な要因、環境の中で長年育まれた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を知的財産として保護する制度。（例．夕張メロン、越前がに 等）

※３　地域団体商標制度

地域ブランドの価値の保護による、地地域経済の活性化を目的とした制度。商工会議所、商工会、事業協同組合等が主体となり取得可能。

（３）シビックプライド（郷土愛）醸成に向けた文化教育拡充

持続可能な観光を推進するうえで、地元に対する理解を深め、“ふるさと”としての地域に愛着・誇りを持つ「シビックプライド（郷土愛）」を醸成していくことが不可欠である。これは、裾野の広いツーリズム産業において、地域住民も含めた多様な主体がそれぞれの役割・責任を果たす「観光地域経営」の視点を理解することにも通じるものである。しかしながら、都内の多くの小中学生は、能・歌舞伎等の伝統芸能や、江戸切子等の「東京都指定伝統工芸」・一部の特別区で制度化されているマイスター制度などの江戸の伝統工芸に触れる機会が少なく、地元の文化・歴史などの観光資源に対する理解や知識が不足している。国は、関係省庁や自治体、観光関連事業者等と連携を図り、次代を担う子どもたちに対して、わが国固有の伝統芸能・工芸等や地域の観光資源への理解を深める「文化教育」「観光教育」の普及に取り組まれたい。伝統文化・芸能やその歴史的背景、さらにはツーリズム産業の広がりや持続可能な社会などについて、子どもの頃から学ぶ機会を得ることにより、「シビックプライド」が醸成され、観光人材の育成にもつながることが期待される。なお、当商工会議所においても、地域に密着したイベント・観光情報の発信や銘品・逸品を揃えた物産展の開催、歴史・文化を学

ぶ視察会の開催などを通して、東京の魅力を再発見する機会を引き続き提供していく所存である。
※「シビックプライド」は㈱読売広告社の登録商標

以　上

２０２３年度第４号
２０２３年６月８日
第２４１回議員総会・
７５９回常議員会決議

＜提出先＞国土交通省、観光庁、内閣府、経済産業省、法務省ほか関係省庁大臣・幹部
＜実現状況＞
○大阪・関西万博を契機とした海外への訪日プロモーションに関して、ＪＮＴＯが万博特設ウェブページを開設し、万博情報や訪日旅行に役立つ情報を英語、中国簡体字および台湾繁体字で公開。訪日旅行の認知獲得と地方誘客に向けた要望が実現した。

５．ツーリズム産業の基幹産業化に向けた東京の産業振興に関する重点要望

＜基本認識＞

３年以上におよぶコロナ禍で最も深刻な打撃を受けたツーリズム産業にも、ようやく明るい展望が開けてきた。国や都道府県が実施する観光需要喚起策に加え、昨年１０月の水際対策緩和、本年５月８日の新型コロナウイルスの５類への移行により、国内外の人々の移動と交流は目に見えて増えている。

また、国連世界観光機関（ＵＮＷＴＯ）が取りまとめた「Ｗｏｒｌｄ　Ｔｏｕｒｉｓｍ　Ｂａｒｏｍｅｔｅｒ　Ｊａｎｕａｒｙ　２０２３」によると、２０２２年の国際観光客到着数はコロナ禍前の６割程度であったが、２０２３年は堅調に推移した場合、８０～９５％にまで回復する可能性があるとしている。今後、国内外の人の往来が、ますます活発化することが見込まれる。

一方で、わが国経済を取り巻く環境は、決して楽観できない。原材料・エネルギー価格の高騰や人材確保に向けた賃上げ等のコスト負担増加に加えて、これらに対して十分な価格転嫁を行えていないなど、経営課題が山積している。

バブル崩壊以降の長きにわたるデフレと賃金停滞により、国の経済力を評価する指標の一つであるＧＤＰ（国内総生産）の世界シェアの推移を見ると、わが国のシェアは１９９４年の１７．９％をピークに下落を続け、２０２１年には５％まで低下している。また、１人あたりＧＤＰランキングの推移を見ても、２０００年にアジア１位、世界においても２位であったわが国が、２２年間でアジア３位、世界では３１位と大きく後退している。改めて、わが国はもはやアジアのトップランナーではないことを認識する必要がある。

他方で、世界旅行ツーリズム協議会（ＷＴＴＣ）の調査によると、都市の観光ＧＤＰ貢献額（図１）において、２０２２年に東京は１８０億ドルで世界７位、アジアで３位だが、２０３２年には、３００億ドルまで増加するものの、世界１０位、アジアでは６位まで下落すると予測されている。つまり、観光都市としての東京の力が世界の他都市に比べて相対的に低下することが懸念されている。

【観光ＧＤＰ貢献額トップ１０都市】（図１）

2022年 観光GDP貢献額トップ10都市

1.	パリ	360億ドル (約4.6兆円)
2.	北京	330億ドル (約4.2兆円)
3.	オーランド	310億ドル (約4兆円)
4.	上海	300億ドル (約3.8兆円)
5.	ラスベガス	230億ドル (約2.9兆円)
6.	ニューヨーク	211億ドル (約2.7兆円)
7.	東京	180億ドル (約2.3兆円)
8.	メキシコシティ	170億ドル (約2.2兆円)
9.	ロンドン	150億ドル (約1.9兆円)
10.	広州	130億ドル (約1.7兆円)

同 2032年予測

1.	北京	770億ドル (約9.9兆円)
2.	上海	710億ドル (約9.1兆円)
3.	パリ	490億ドル (約6.3兆円)
4.	オーランド	450億ドル (約5.8兆円)
5.	ラスベガス	370億ドル (約4.7兆円)
6.	広州	350億ドル (約4.5兆円)
7.	ニューヨーク	340億ドル (約4.4兆円)
8.	マカオ	330億ドル (約4.2兆円)
9.	バンコク	320億ドル (約4.1兆円)
10.	東京	300億ドル (約3.8兆円)

こうした状況のなか、国は観光を通じた国内外との交流人口の拡大が成長戦略の柱、地域活性化の切り札であるとして、３月に「第４次観光立国推進基本計画」を策定し、インバウンド消費額を早期に５兆円まで回復させるとしている。さらに２０３０年目標１５兆円も引き続き掲げており、実現すれば近い将来に自動車輸出を抜いてトップの外貨獲得産業になる可能性を秘めている。（図２）

【日本の品目別輸出額とインバウンド市場（２０１６年時点）】（図２）

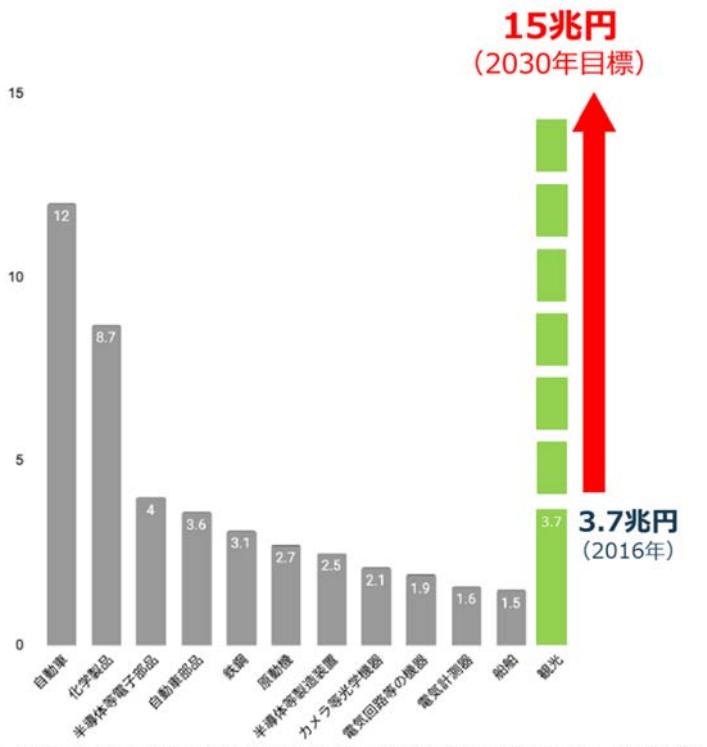

出典：財務省「貿易統計」観光庁「訪日外国人消費動向調査」「明日の日本を支える観光ビジョン」（2016年/政府）

折しも、わが国では国際交流の本格回復が見込まれる２０２５年に日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」）を迎える。今後の２年間は、わが国におけるツーリズムの再生と基幹産業化、ならびに観光都市としての東京のさらなる国際競争力強化に向け、極めて重要な局面であると捉えており、施策の強化が求められる。その際、関西圏だけの盛り上がりに留めるのではなく、わが国のゲートウェイである首都・東京を核とした国内外における相互交流の促進を図り、「大阪・関西万博」による人流を東京、ひいては全国へ拡げるべく施策を講じられたい。

また、わが国は、世界に誇る安全性・清潔さ、おもてなしはもとより、歴史・文化・芸術など、魅力的な観光資源を有しており、それらが世界からも評価されている※1。しかしながら、それらのブランド化や国民（都民）への文化教育などは不十分であり、今後の課題として挙げられる。高品質な製品・伝統工芸品などのブランド化・銘品化や歴史、文化、芸術、スポーツなど東京の魅力を活かした観光コンテンツ開発・高付加価値化と発信強化、シビックプライド（郷土愛）醸成に向けた文化教育拡充に、取り組むことが求められる。当所としても、東京都や東京観光財団、２３区の観光協会等と連携して、各種事業を通じて、ブランド化やシビックプライド醸成に努めているが、官民を挙げて取組を一層強化し、都市としての魅力を高め、世界に冠たる「国際文化都市東京」の実現を図ることが重要である。

※１世界経済フォーラム発表「２０２１年旅行・観光開発指数」は日本が初めて世界１位、２０２１年１０　月に米国の大手旅行雑誌Ｃｏｎｄｅ　Ｎａｓｔ　Ｔｒａｖｅｌｅｒ発表「Ｒｅａｄｅｒ’ｓ　Ｃｈｏｉｃｅ　Ａｗａｒｄｓ」の「世界で最も魅力的な都市のランキング」米国版では２年ぶり、英国版では初めて東京が第１位に選出。

今後、わが国経済の持続的な成長軌道への復帰に向けて、国内外の人の往来がますます活発化することが見込まれる好機に、改めて国内外の双方向による交流の重要性を認識した上で、ツーリズムをしっかりと基幹産業化していくことが必要である。まずは、コロナ禍の３年間で最も大きな影響を受けたツーリズム産業が直面する課題である人材確保・育成、生産性向上、価格転嫁、事業継続に必要な資金繰り等に対する支援が重要で

ある。

今般、東京商工会議所では、ツーリズムの基幹産業化に向けて、地域事業者の生の声を踏まえ、本要望を取りまとめた。東京都においては、高い経済波及効果が期待されるツーリズム産業の実態に合わせて、他産業との連携による相乗効果を生み出すべく、部局横断的な施策の改善を図ると共に、諸課題の解決に向けて官民が一致団結して取り組むことにより、「国際文化都市東京」を実現していくことを強く望む。当商工会議所としても、東京都、２３区（特別区）等の自治体、国との緊密な連携のもと、地域・事業者の取組に対して全力を挙げて支援していく所存である。

＜要望項目＞

１．魅力的な地域資源を活かした「国際文化都市東京」の実現

（１）地場産業や歴史・文化・芸術・スポーツ資源との連携による交流促進と情報発信の強化

森記念財団が２０２２年１２月に発表した「世界の都市総合力ランキング」において、東京はロンドン、ニューヨークに次ぐ３位となっている。一方で、前年と比較して総合スコアは大きく低下しており、２０２４年に五輪を控える４位のパリに僅差に迫られている。また、「文化・交流分野」をはじめとした全６分野中４分野で順位を落としており、国際競争力強化に向けた今後の課題感が浮き彫りになった。

従前の観光は、高度成長期に端を発したいわゆるマスツーリズムで、有名観光地や名所・旧跡を訪れる物見遊山型が主流であった。旅行者の行動は画一的になり、観光地での非日常的な体験を通じて感動や満足感を得るなど、旅行自体が目的になる場合が多い。しかしながら、社会の成熟化が進み、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、若い世代を中心に、観光は個人の関心事を具現化する人や異文化との交流（ツーリズム）手段へと位置付けが変わりつつある。これからのツーリズムにおいては、有名観光地ではなくとも、地域に根差す生活文化そのものが交流の資源となり、生活エリアでの交流を通して地域の営みに対する共感や土地への思い入れが深まる「異日常（異なる日常）」体験を提供することができる。異日常型の交流体験は長期滞在やリピート訪問につながるため、これらの機会創出促進が求められる。ニーズの変化に応じてツーリズムの領域は拡大し、地場産業や歴史・文化・芸術・スポーツなど、あらゆる地域資源と連携した地域活性化の重要性が増している。

地域住民の生活の一部として定着している地元神社の祭りや商店街が催すイベントなどは、地域の交流を生み出す場として機能している。こうした以前からある催事の他にも、大田区の町工場を開放してものづくりの技術や職人と触れ合う機会を提供する「おおたオープンファクトリー」や街全体をアート会場に見立てる「千住・人情芸術祭」（足立区）、「渋谷芸術祭」（渋谷区）、江戸時代から染色を産業としてきた新宿区の落合・中井地区を染物で彩る「染の小道」など、比較的新しい取組においても、活発な交流促進が図られている。また、このような地域資源を活用した取組は、交流促進効果にとどまらず、住民の地元に対する「シビックプライド（郷土愛）」の醸成にも寄与することが期待される。東京都は、体験型・テーマ別ツーリズムのコンテンツ開発やツアー造成、スポーツイベントの開催・誘致等の他、地域に根差した伝統芸能・祭り、地場産業や文化芸術資源等と連携したイベントなど、多様なコンテンツ開発を支援し、地域住民と訪問者の積極的な交流や街の賑わい創出、地域の活性化に向けた取組を促進されたい。

とりわけ、欧米からの訪問者は日本の歴史や伝統・文化体験に対する期待が大きい。しかしながら、多様な文化、芸術の受け皿としての役割を担う民間文化施設では、依然として厳しい経営環境が続いており、その事業継続にあたり固定資産税等の減免措置など直接的な支援が必要である。東京都は、本格的なインバウンド再開を見据え、芸能・文化関連産業や古民家・歴史的建築物等、ソフト・ハード両面における歴史的資源の活用促進に関する支援を引き続き図られたい。併せて、伝統工芸士や職人などの技能伝承を進めるために、人材の育成支援にも取り組まれたい。

さらには、最新のデジタル技術の活用等により、東京が誇る歴史的・文化的資源を国内外に広く発信していくことも必要である。近年、急速に進化しているＶＲ（仮想現実）やＡＲ（拡張現実）等最先端ＩＣＴのツーリズムへの活用も加速しており、実際に行かなくともその場所にいるようなバーチャルの異日常体験ができるとともに、実際にその場所を訪れたいというツーリズム需要の喚起に寄与するなど、世界中でデジタル技術を活用したコンテンツが展開されている。東京都においても、競争力のある交流促進コンテンツの造成、デジタル技術を活用した付加価値の高い異日常体験の提供を実現するため、地域のツーリズム関連団体や民間事業者との連携を促進されたい。

あわせて、海外メディア、ＳＮＳ等を通じて、訪日外国人旅行者に対して都内観光関連施設やサービスを強力に発信し、訪都を促進することが必要である。東京都は、外国人旅行者による訪都旅行需要喚起に向けた東京観光の継続的な情報発信の一環として、東京の観光公式サイトである「ＧＯ　ＴＯＫＹＯ」のさらなるアップ

デートや、「東京観光の魅力発信キャンペーン協議会」等を通じたオンライン等による海外へのプロモーションも早期に推進されたい。観光庁の２０２０年訪日外国人消費動向の調査結果によると、訪日外国人が旅行出発前に役立った旅行情報源の上位は、ＳＮＳ、個人のブログ、日本在住の親族・知人が上位だった。また、コロナ禍以前の民間調査によると、日本人の旅行においても旅先に関するタビマエ、タビナカの情報収集は「検索サイト」が共通のトップだった。このように、国内外の旅行者の多くはオンラインで情報を入手しており、国内外の旅行需要の喚起に向けては、デジタルマーケティングの活用による戦略的なプロモーションが必要である。

（２）高品質な製品・伝統工芸品などのブランド化・銘品化

東京都では、「江戸東京きらりプロジェクト」の一環として、「Ｏｌｄ　ｍｅｅｔｓ　ＮＥＷ」をコンセプトに、伝統を未来につなぐものづくりや、意欲に溢れる取組を厳選して、衣食住のジャンルごとに銘品を紹介している。東京都は、今後も本取組を継続的に実施し、プロジェクトのさらなる認知度向上と海外に向けたプロモーション強化を図られたい。

こうした製品の海外展開を行う際、海外における模倣品被害や権利侵害、技術流出等のリスクを軽減するため、知的財産の保護および品質・ブランド管理を行うことが求められる。国は、「地理的表示（ＧＩ）保護制度※2」や「地域団体商標制度※3」などを通して、地域ブランドの保護による地域経済の活性化に取り組んでいるが、製品の高付加価値化やブランド化に資することから、東京都においても、積極的なＰＲを行い、取得・活用を促進されたい。

また、伝統工芸品などの価値を正しく理解し、若い頃から日常的に使用することは、ブランドとしての認知度を高め、その製品への愛着や信頼を高める、すなわちブランドが持つ資産価値を高めることに繋がることから、子どもたちがこうした銘品に触れる機会を増やす取組も重要である。文京区にある江戸木版画の製造・販売事業者や新宿区にある江戸小紋・江戸更紗の染色・販売事業者は、それぞれ地元の小学校と連携して、体験授業を実施している。また、足立区にある老舗ランドセル製造・販売事業者によると、６年間使用して愛着を持ったランドセルを、大人になりその品質の高さを実感することで、自身の子どもに買い与えるサイクルが生まれ、何世代にもわたり愛用されている事例がある。東京都は、比較的高価な製品が多い伝統工芸品などについて、地域との関わりやストーリー性なども含めて、子どもにも分かりやすく情報発信を行うことで、若い頃から高品質な製品・伝統工芸品などに親しむきっかけ作りを推進されたい。こうした取組により、自然とシビックプライド（郷土愛）が育まれることも期待される。なお、当商工会議所としても、文京区内の優良な飲食店・菓子店等を選出し、マップで紹介する「食の文京ブランド」や葛飾区の町工場から生み出される優れた製品・部品・技術をマンガ等で発信する「葛飾町工場物語」など、各地域の特色を踏まえたブランド化・情報発信に取り組んでいる。今後も本支部一体となり、東京都や東京観光財団、２３区の観光協会等とも連携して、地場産業の活性化に引き続き取り組む所存である。

※２　地理的表示（ＧＩ）保護制度

全国各地の魅力ある農林水産品・食品について、生産地特有の自然的、人文的、社会的な要因、環境の中で長年育まれた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を知的財産として保護する制度。（例．夕張メロン、越前がに　等）

※３　地域団体商標制度

地域ブランドの価値の保護による、地地域経済の活性化を目的とした制度。商工会議所、商工会、事業協同組合等が主体となり取得可能。

（３）シビックプライド（郷土愛）醸成に向けた文化教育拡充

持続可能な観光を推進するうえで、地元に対する理解を深め、“ふるさと”としての地域に愛着・誇りを持つ「シビックプライド（郷土愛）」を醸成していくことが不可欠である。これは、裾野の広いツーリズム産業において、地域住民も含めた多様な主体がそれぞれの役割・責任を果たす「観光地域経営」の視点を理解することにも通じるものである。しかしながら、都内の多くの小中学生は、能・歌舞伎等の伝統芸能や、江戸切子等の「東京都指定伝統工芸」・一部の特別区で制度化されているマイスター制度などの江戸の伝統工芸に触れる機会が少なく、地元の文化・歴史などの観光資源に対する理解や知識が不足している。東京都は、国や区市町村、都内の学校、観光関連事業者等と連携を図り、次代を担う子どもたちに対して、わが国固有の伝統芸能・工芸等や地域の観光資源への理解を深める「文化教育」「観光教育」の普及に取り組まれたい。伝統文化・芸能やその歴史的背景、さらにはツーリズム産業の広がりや持続可能な社会などについて、子どもの頃から学ぶ機会を得ることにより、「シビックプライド」が醸成され、観光人材の育成にもつながることが期待される。なお、当

商工会議所においても、地域に密着したイベント・観光情報の発信や銘品・逸品を揃えた物産展の開催、歴史・文化を学ぶ視察会の開催などを通して、東京の魅力を再発見する機会を引き続き提供していく所存である。
※「シビックプライド」は㈱読売広告社の登録商標

２．観光都市としての東京のさらなる国際競争力強化
（１）東京を核とした国内外における相互交流の促進
～大阪・関西万博による人流を東京、そして全国へ～

昨年１０月の水際対策緩和や外国客船による国際クルーズの運航再開などを背景として、インバウンドは着実に回復傾向を見せている。日本政府観光局（ＪＮＴＯ）によると、２０２３年３月の訪日外国人旅行者数（推計値）は、前月より３４万人以上増加して１８１万７，５００人となり、コロナ禍前の２０１９年同月比では約６６％まで回復した。また、観光庁によると、２０２３年１～３月期の訪日外国人消費額（１次速報）は２０１９年同期比で８８．１％の１兆１４６億円と推計されており、２０２２年１０～１２月の５，９４９億円からほぼ倍増した。これらの数値は、コロナ禍前の訪日外国人観光客数および旅行消費額において３割のシェアを占めていた中国からの入国規制が緩和される以前のものであり、わずか半年間での急回復が見て取れる。さらに、本年４月５日以降、中国本土からの直行便による全入国者に求めてきた、出国前７２時間以内の陰性証明の提示が不要となり、４月２９日には、接種証明の提示も不要となった。こうした水際対策の解除を受けて、中国からの入国者についても、今後増加していくことが見込まれる。

加えて、２年後には「大阪・関西万博」の開催を控えており、訪日需要のさらなる回復が期待される２０２５年に向けて、わが国が世界の脚光を浴びる絶好のチャンスが到来している。国によると、「大阪・関西万博」の来場者は約２，８２０万人（うち訪日外国人３５０万人）、経済効果は約１．９兆円と試算している。

他方で、本年３月に文化庁が京都に移転し、２０２５年の万博、さらには２０２９年の開業に向けてカジノを含む統合型リゾート施設（ＩＲ）を大阪に誘致する議論が活発化するなど、すでに世界遺産を含む多くの歴史・文化資産が集積し、豊かな文化的土壌ができている関西圏が、ますます国内における文化、レジャー等の優位性を高めることが見込まれる。東京都は、観光都市としての東京のさらなる国際競争力を強化するために、こうした一連のムーブメントを活用して、関西圏をはじめとした全国の自治体・観光団体との連携を強力に推進され、東京および各地域とのＷｉｎ－Ｗｉｎの関係を構築されたい。そのためには、わが国のゲートウェイである東京が積極的に旗振り役を担い、行政や団体の単位を越えた観光圏一体での情報発信や広域的な移動と交流の促進を図ることが肝要である。

（２）国内外から東京へのビジネス誘客促進（ＭＩＣＥの受入環境整備・誘致促進など）

世界的なパンデミック発生下において、対面を基本とするＭＩＣＥや集客イベントの多くが中止・延期・規模の縮小を余儀なくされ、交流によるビジネス活動が停滞し、経済へ深刻な影響を及ぼした。こうした状況においても、諸外国では数年先のＭＩＣＥ開催に向けた誘致活動に積極的に取り組んできており、オンライン型、ハイブリッド型等、最新のデジタル技術を活用した新たなＭＩＣＥの取組が急速に普及した。世界保健機関（WHO）による新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態の宣言が終了したいまも、世界的なデジタルシフトの流れは継続していることから、こうした新たな環境に適応したＭＩＣＥの誘致・開催を受け入れるための通信インフラ整備や、デジタルサイネージ等のＩＣＴによるＭＩＣＥ施設の機能強化に取り組まれたい。

また、設備の高度化を支える専門人材を定常的に育て排出していく仕組みが必要とされているが、わが国における人材育成プログラムは統一的でなく、必ずしも体系化されていないため、継続的に専門的知識を有するＭＩＣＥ人材を育成しづらい環境にある。現在、大学や大学院等の高等教育機関を中心に提供されているＭＩＣＥ関連の講座や人材育成プログラムは、観光等を取り扱う学部・学科の中で部分的に提供されているにとどまる。東京都においては、「ＭＩＣＥグローバル人材育成講座」を実施しているが、体系的にＭＩＣＥ教育を提供できる教育機関が非常に限られていることから、産学官一体となり人材を育成する仕組みを構築されたい。

加えて、今後のＭＩＣＥの誘致においては、環境に配慮した「サステナブルな会議」が国際的に重視されていることから、国際認証取得（「ＳＡＦＥＧＵＡＲＤ」「ＧＢＡＣ　ＳＴＡＲ」等）の奨励や国際基準に準ずる国内基準の策定などの取組を進めることが必要である。

さらには、地域経済への波及効果やビジネス・イノベーション機会の創出、国や都市のブランド力・国際競争力向上等、ＭＩＣＥ開催の意義や「レガシー効果」についても、一層の情報発信を行うことが肝要である。観光庁の推計によれば、２０１９年に国際ＭＩＣＥがわが国にもたらした経済効果（総消費額）は９，２２９億円となり、同年の京都市における日本人旅行客による消費額９，０４９億円を上回る規模に達していた。東

京都は、ＭＩＣＥ誘致開催が地域経済に広く裨益することについて、社会的理解を得られるよう積極的な周知を図られたい。

また、ＭＩＣＥ誘致において、レセプションやアフターコンベンション等の魅力を向上させ、参加者の満足度を高める「特別感」の演出が、開催地決定の重要な要素となっている。特別感を演出するために、ユニークベニューの活用はきわめて効果的であり、その充実が求められる。東京都は２０１６年以降、ＭＩＣＥの会議やレセプション等の会場として、都内の美術館や庭園など特別感を演出できる施設をＰＲするためのパンフレットの作成や特設ウェブサイトを開設し、プロモーションを行っている。しかしながら、東京都では、歴史的建築物や３００名を超える人数を収容できる大規模なユニークベニューが少なく、より一層のユニークベニューの拡充が求められる。海外では、ロンドンの大英図書館、パリのヴェルサイユ宮殿など、その国を象徴するような名所が３００名を超える規模が収容できるユニークベニューとして用いられている。

ユニークベニューのさらなる活用促進に向けては、国や観光団体と連携しながら、東京でのＭＩＣＥ開催に影響力のある在京大使館等の国際機関や企業などを対象とした、ユニークベニューの周知、公表により一層取り組むとともに、ユニークベニューの施設数増加に取り組まれたい。その際、民間事業者がそれらを積極的に活用できるよう、消防法や文化財保護法など各種規制の緩和等について、国へ働きかけを行う等により、活用促進を図られたい。

（３）多様な文化・習慣等への理解・配慮や消費額拡大を目指した受入環境整備

インバウンドの本格回復に向けては、ムスリム旅行者やベジタリアン・ヴィーガンなどの旅行者の増加も見込まれることから、多言語対応とともに、外国人の多様な宗教的、文化的習慣に配慮した環境整備に向けた支援を引き続き行う必要がある。東京都は、観光庁が作成した「ムスリムおもてなしガイドブック」や「飲食事業者等におけるベジタリアン・ヴィーガン対応ガイド」の事業者向け周知等により、様々な文化・生活習慣等に配慮した受入環境の整備を促進するとともに、対応している飲食店や宿泊施設等について、訪都外国人旅行者への分かりやすい情報提供に取り組まれたい。

訪都外国人が再訪を期するに足る受入環境を整備し、必要とする情報を提供するためには、提供側の一方的な配慮だけではなく、異文化理解が欠かせない。多様な文化・習慣等を持つ訪都外国人への対応を充実させるため、東京都は、異文化理解を深めるための異文化教育を幅広く積極的に推進する必要がある。

また、東京２０２０大会開催を契機に、都市のバリアフリー化や心のバリアフリーの浸透など、官民連携によりハード・ソフト両面での取組が進められてきたが、わが国の観光立国実現に向けて、今後も益々の取組が期待される。高齢や障害等の有無にかかわらず、様々な交通機関をシームレスに利用しながら、誰もが快適に旅行できる「アクセシブル・ツーリズム（ユニバーサル・ツーリズム）」の推進は、国内市場の開拓、交流機会の創造につながると共に、国際競争力の高い魅力ある観光都市の形成にも寄与するものである。東京都は、研修や人材育成等さらなる普及啓発に努めるとともに、滞在環境のバリアフリー化に対する融資・助成制度の拡充を図られたい。

快適な訪都滞在環境の整備による訪都外国人旅行消費額の拡大に向けては、免税手続カウンターにおける特定商業施設要件の緩和も必要である。免税手続カウンターにおける特定商業施設は、消費税法施行令第１８条の２において商店街振興組合や中小企業等協同組合の当該地区等に限られているが、中小企業庁の調査（商店街実態調査報告書）によると約７割が任意団体であり、多くの商店街が対象外となっている。そこで、東京都は、商店街振興組合や中小企業協同組合と同程度の事項が定款に定められている任意団体を対象にする等、要件緩和を国に働きかけられたい。

あわせて、訪日外国人旅行消費額の拡大においては、海外の富裕層を意識した受入環境整備も欠かすことができない。観光庁によると、２０１９年の富裕旅行者は訪日外国人旅行者数全体の約１％（約２９万人）に過ぎないが、消費額は約１１．５％（約５，５００億円）を占めている。東京都は、プライベートジェットの受入拡大やスーパーヨットの寄港地設置に向けて、国などと連携して取り組むべきである。

加えて、美術館・博物館をはじめとする娯楽施設の開館時間・開演時間の延長や鉄道・バス等の夜間交通など、施設・店舗・交通等の夜間営業等により消費拡大を狙うナイトタイムエコノミーの活性化にも、官民一体となり取り組むことが肝要である。

３．ツーリズム産業の持続的発展を促す支援の拡充

（１）質の高い商品・サービス提供を維持するための人材確保・育成、生産性向上支援

観光需要のさらなる回復に期待が高まる一方で、ツーリズム産業の人手不足に対する懸念が強まっている。わが国が人口減少局面に入って以降、労働力の供給制約が徐々に強まり、様々な産業で人手不足感が高まるな

か、とりわけ労働集約型企業が多いツーリズム産業では、以前から恒常的に人手不足感が根強く、拡大するインバウンド需要にどのように対応するかが課題となってきた。こうしたなか、コロナ禍で旅行需要が激減し、企業は経営維持のために人員削減や新規採用の抑制を行い、労働力の供給側においても将来に対する不安感から業界を離れる従業員も多く、人手不足が一層深刻化している。需要回復が急速に進む現下の状況において、受入側の体制整備が間に合わないことで、需要を取り逃がすだけではなく、オーバーツーリズムの一因ともなっている。

インバウンドの本格回復に向けて、訪日外国人受入のために求められる語学力、日本の文化・歴史・伝統についての教養、顧客の要望に対応できる準備と想像力など、観光関連産業の人材に必要なスキルは多岐にわたり、必要な人材の確保には相当な時間を要する。複数のホテルや飲食店などを経営する都内の老舗企業によると、コロナ禍において多くの調理・サービススタッフが離職してしまったことに加え、即戦力として期待できる調理師やホテル専門学校を卒業した学生の就職希望が減少しているという。これは、業界に対する先行き不安により、専門学校の入学者数が減少したことに起因しており、今後数年間にわたり影響を及ぼすことが懸念される。東京都は、「観光関連産業の需要回復に向けた人材確保支援事業」における合同就職面接会や「業界連携再就職支援事業」、「業界別人材確保オーダーメイド型支援事業」などを実施しているが、ツーリズム産業への人材確保支援をより一層充実していくことが必要である。東京都においては、外国人を始めとした観光客に対応できる人材確保を支援するとともに、求職者の能力開発から就職までを、ワンストップで支援する体制を早急に整備されたい。

また、地域の潜在的観光資源を発掘して観光振興を行う人材を確保・育成しなければならない。そのためのＤＭＯ運営を担う人材の不足も指摘されている。観光地域経営を行うにあたっては、観光客の行動特性が自地域だけで完結しているのか、隣接地域を含む他地域にも関連しているのかを分析し、行政単位に捉われないマーケティングが必要となる。東京都は、こうした観光まちづくりにおいて旗振り役となる、観光の担い手育成についても積極的な後押しをされたい。

さらに、優秀な労働力の確保や中長期的な人材の育成には、雇用の安定が重要となる。雇用安定にあたっては、業務および観光需要の平準化、非正規雇用依存からの脱却に取り組む必要がある。また、こうした施策を、より多くの事業者で実効性を担保しつつ実現していくためには、地域一体となった取組が不可欠である。東京都は、人手不足・人材不足の克服に向けた事業者の取組を後押しするため、観光需要の平準化や実務人材の確保・定着に関する取組への支援を強化されたい。

他方で、ツーリズム産業が人手不足を克服するためには、従来よりも少ない人員で、より高い付加価値を生み出すことができる産業を目指し、雇用のあり方や働き方を抜本的に見直していく必要がある。同時に、他の産業に比べて極めて低い労働生産性の向上に向けて、ＩＣＴ・デジタル技術等の利活用による業務の効率化を図り、労働環境の改善等を実現していかなければならない。東京都は、基幹業務へのクラウド型ＩＣＴの導入や、オペレーションの効率化等、宿泊施設の高度化に向けた支援を継続されたい。また、宿泊施設単体への支援に加え、宿泊施設間の連携や好事例の共有など、地域全体の付加価値向上に資する面的支援、業界全体の活性化支援に引き続き取り組まれたい。

また、経営資源が限られる中小企業がより高い成果を創出するためには、経営資源や技術力、開発力の不足を補い、開発スピードを加速させる、オープンイノベーションの取組が重要である。異業種同士の協業により宿泊施設の生産性向上を後押しした例では、都内の旅行会社が、多言語ソリューションの開発を行っていたスタートアップ企業と協働し、宿泊施設向けのコミュニケーションツールを開発した事例がある。宿泊客は自身のスマートフォンを使い、自国の言語（１０９言語）で館内案内や周辺観光情報などを閲覧することができる。自動翻訳チャット機能で宿泊施設のスタッフとリアルタイムにコミュニケーションも図れることから、人手不足や多言語対応、業務効率化など宿泊事業者が抱える経営課題の解決と宿泊客の満足度向上に貢献している。東京都は、中小企業の課題解決、生産性向上に資する製品・サービスを展開するスタートアップと大手・中小企業の協業やオープンイノベーション促進に向けた支援強化にも取り組まれたい。

（２）ツーリズム産業全体の取引適正化に向けた取組支援

本年４月に当所が実施した観光関連事業者を対象とした実態調査によると、４０％を超える企業が「原材料・エネルギー価格・人件費等上昇分の価格転嫁」に関して課題感を抱えており、ツーリズム産業全体における適正価格での取引に向けた円滑な価格転嫁の実現が、重要である。

各業界で固有の商習慣や幅広い下請け構造を有している中においては、サプライチェーン全体での取引適正化の実現と付加価値向上に向けて、「業種別ガイドライン」や「自主行動計画」の策定による業界を通じた働きかけが重要である。未策定団体に向けた自主行動計画の策定働きかけに加え、各業界団体の下部組織まで策定

が進み、個社へ浸透・徹底するよう、強く働きかけを実施されたい。
　ＢｔｏＣにおける価格転嫁の実現にあたっては、最終消費者による負担が不可欠だが、値上げに対して消費者が敏感であることから、売上減少を恐れて値上げできない企業も少なくない。価格転嫁の着実な実施のためにも、長年のデフレマインドを払拭することが求められ、付加価値分を含めて適正価格で提供することに対し最終消費者の理解促進に向けた啓発活動にも取り組まれたい。

（３）事業継続に必要な当面の資金繰り等の支援
　国や東京都・各自治体が実施したコロナ禍における無利子・無担保融資など、手厚い資金繰り支援は、事業者が危機に対応するための時間的猶予を得るものとして重要な役割を果たした。一方で、過剰債務を抱える中小企業の事業継続が大きな課題となっている。新型コロナウイルス関連融資を受けた企業の多くが、コロナ禍からの業績回復が果たせず、原材料・エネルギー価格高騰による影響も受けるなか、苦境に立たされたまま、返済据置期間を終え元金返済を迎えることで、倒産・廃業件数の急増と価値ある事業の喪失につながることが危惧される。訪日客が日本に期待する和食を提供する飲食店舗や、伝統工芸品を販売する小売店舗は、それ自体が貴重な観光資源であり、倒産・廃業により職人技術の伝承が途絶えてしまうことによる観光資源の喪失が強く懸念される。また、「全国旅行支援」や「もっとＴｏｋｙｏ」において、旅行代金の一時的な立替払いを行ってきた旅行会社は、人件費やエネルギー価格の上昇等が加わり、今後も資金繰り改善に時間を要することが見込まれ、旅行者に対してだけはなく、旅行事業者に対する直接支援を求める声も根強い。
　こうした状況を踏まえ、国や東京都では、コロナ資金繰り支援継続プログラムや民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減策として、コロナ借換保証制度を設けるなどの対応強化を図っていただいており、ツーリズム産業の基盤を支える観光関連事業者の事業継続に必要な当面の資金繰り支援として、引き続き事業者への周知・活用促進を図られたい。なお、この機会に事業者自身の収支改善や財務内容の見直し等、経営改善への取り組みに対しては、当商工会議所においても、経営相談を含めできる限りの伴走支援を行っていく所存である。
　加えて、観光関連事業者やＤＭＯ・観光協会等に対する各種支援にあたっては、利用者目線に立った制度の整理・統合、申請要件の緩和や手続きの簡素化が極めて重要である。

以　上

２０２３年度第５号
２０２３年６月８日
第２４１回議員総会・
７５９回常議員会決議

＜提出先＞東京都知事・幹部、関係部局
＜実現状況＞
○東京都が２０２４年２月に公表した「ＰＲＩＭＥ観光都市・東京　東京都観光産業振興実行プラン２０２４－２０２６」において、万博に向けた日本各地との連携促進やビジネス交流の拡大、東京ブランドの発信強化など、要望事項が多数反映された。

６．東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望
～持続的かつ魅力あるまちを目指して～

【基本的な考え方】
　森記念財団都市戦略研究所が２０２２年１２月に発表した「世界都市ランキング」によると、東京は世界都市ランキングの総合評価で、ロンドン・ニューヨークに次ぐ第３位となり、前回の順位を維持している。しかしながら、第４位のパリとは僅差であり、来年五輪を控えたパリに３位の座を奪われる可能性も指摘されている。
　東京の都市力の詳細を見ると、環境分野の評価が１３位となっており、都市を評価する６分野のなかで一番低い評価分野となっている。東京の都市力を向上するためには、いまこそサステナブルで魅力あるまちを目指す必要がある。特に環境分野の主な評価内訳において、再生可能エネルギー比率が３６位、緑地の充実度が４１位となるなど大きく劣後している。ＧＸに向けた取組みは、都市の国際競争力の重要な評価指標であり、さ

らなる取組みが求められている。

また、文化・交流分野においては、コロナ禍からの外国人訪問者数回復の遅れもあり、東京はロンドン・ニューヨーク・パリに劣後している。一方、わが国は、世界に誇る安全性・清潔さ、おもてなしはもとより、歴史・文化・芸術など、魅力的な観光資源を有しており、それらが世界からも評価されている。折しも、わが国では国際交流の本格回復が見込まれる　２０２５年に日本国際博覧会（大阪・関西万博）を迎える。日本並びに大阪・関西に世界の注目が高まる今後の２年間は、東京にとっても国内外から人流を引き付けるチャンスである。東京が持っている「文化の力」を再認識し、文化と事業を組み合わせて新たな付加価値を生み出し、東京の魅力として強力に発信していくことが重要である。

他方で、都市の再生や機能強化を担う建設業・運送業は大きな課題に直面している。２０２４年４月から建設事業・自動車運転業務への「時間外労働の上限規制適用」がはじまる。生産年齢人口の減少が見込まれるわが国において、労働生産性向上を目的とした「働き方改革」は事業者にとって不可避の取組みであり、両業界における人材確保・育成、生産性向上等を実現していくための強力な取組みが必要である。

以上の基本的な考え方のもと、東京及び首都圏が持続的かつ魅力あるまちとして、国際競争力を向上させていくための都市政策等について柔軟な対応を求めるべく以下のとおり要望する。

【重点要望】

１．まちづくりにおけるＧＸの推進

政府は２０３０年度における温室効果ガス排出量について、２０１３年度比で４６％削減するとともに、２０５０年までにカーボンニュートラルの実現を目標とした。東京都においても、２０５０年に温室効果ガス排出実質ゼロに向けて「ゼロエミッション東京戦略２０２０Ｕｐｄａｔｅ＆Ｒｅｐｏｒｔ」を発表し、２０３０年までに温室効果ガス排出量を半減させる目標を掲げている。

環境省の２０２０年度の都道府県別ＣＯ２排出量の推計値[1]によると、関東・首都圏のＣＯ２排出量はわが国全体の３４％を占めており、近畿圏及び中部圏と比較して、最も高い割合を占めている。さらに東京都の温室効果ガス排出量を部門別にみると、オフィスや商業施設等の業務部門の排出量が全体の３６．２％、住宅部門が２８．４％、運輸部門が１４．３％と、３部門で約８割を占めており、全国平均の約５割と比べ高水準となっている。東京及び首都圏においては、これら３部門からの排出を抑制することが肝要である。

また、国・東京都ともに２０５０年までにカーボンニュートラルの達成を掲げているが、今後、どのようにして目標を達成するのか具体的な道標を広く知らしめ、人々の協力を得ていく必要がある。ＥＵ・英国・米国等の諸外国も２０５０年にカーボンニュートラル達成を目標としており、脱炭素に関する国際競争に勝ち残るためにも、大規模かつ積極的な取組みを実施されたい。

(1) 官民を挙げた GX の取組み強化

①業務・家庭部門の GX

◆既存ストック（既存建物）の脱炭素化の強力な推進

・断熱改修をはじめ、エネルギーマネジメントシステム整備等の政策の総動員を

◆ＺＥＢ・ＺＥＨの普及促進

・ＺＥＢ・ＺＥＨ建築のメリットの周知啓発と補助金の拡充、補助金申請の簡素化

・ＺＥＢ・ＺＥＨへの入居促進

◆多様な再生可能エネルギー対策の推進

・太陽光パネルが適さない建物（短時間の日照、狭小住宅等）に対する代替案の整備

（例：再エネ設備等によるオフサイト電源や蓄電池導入への支援

公共施設・所有者不明土地等への再エネ設備設置促進　等）

業務・家庭部門のＣＯ２排出抑制のためには、既存建築物の断熱改修等による省エネ対策並びにＺＥＢ・ＺＥＨの普及が重要である。国では２０２２年に「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、東京都では「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」の一部が改正された。これにより、２０２５年度から建物に対してより高い省エネ性能が求められるようになり、業務・家庭部門のカーボンニュートラルを推し進める重要な一歩となった。

国土交通省の建築着工統計調査報告（２０２２年）によると、新築の８６万戸に対し、既存住宅ストックは約５，４００万戸となっている。その既存住宅ストックのうち、８７％が現行の断熱性能を満たしておらず、既存住宅ストックの改修を推し進めて行くことが極めて重要である。現在、国及び東京都では、既存住宅ストックの断熱性能向上のための補助制度が用意されているが、申請手続きが煩雑であり、審査結果によっては申

[1] 本推計結果は、環境省が「都道府県別エネルギー消費統計」（２０２２年１２月２３日公表）及び「総合エネルギー統計」（２０２２年３月１７日公表）を用いて推計

請した補助金額を満額受け取ることができず、工務店が不足額を負担せざるを得ない等のケースが散見されるとの指摘がある。資金力に乏しい中小工務店においては、顧客に対して断熱改修を勧めることに消極的にならざるを得ない。さらに、業務用建物に関しては住宅断熱性能の補助金申請に比べてその手続きが煩雑であり、対応することが極めて困難であるとの声があり、既存ストックの断熱改修に対する補助申請手続きを簡略化するほか、積極的に取組む事業者へのインセンティブが必要である。あわせて、トップランナー制度等による省エネ機器への買い替えや、エネルギーマネジメントシステムの整備等、東京都のみならず、関係省庁が協力し政策を総動員することが、削減目標の達成に向けて重要である。

また、２０２１年度の非住宅建築物の着工数におけるＢＥＬＳ（建築物省エネルギー性能表示制度）を取得したＺＥＢの実績は、約５万棟に対してわずか１９８棟（約０．４％）に留まる。また、２０２１年の注文戸建住宅におけるＺＥＨ普及率は２６．７％、建売戸建住宅は２．６％と低く、ＺＥＨが普及しない理由として「顧客の予算」や「顧客の理解を引き出すことができない」との声が多い。さらに中小工務店からは断熱改修手続きと同様、ＺＥＢ・ＺＥＨ補助金の申請手続きが煩雑との声も聞かれる。ＺＥＢ・ＺＥＨのさらなる普及促進に向け、より一層ＺＥＢ・ＺＥＨ建築のメリットについて周知啓発を図るとともに、補助制度の拡充や申請手続きの簡素化を図られたい。あわせて、ＺＥＢ・ＺＥＨの普及のため建築主への助成に加えて、ＺＥＢ・ＺＥＨへの入居促進のための施策も講じられたい。

そのほか、多様な再生可能エネルギー対策を推進し、太陽光パネルが適さない建物（短時間の日照、狭小住宅等）に対する代替案の整備を進める必要があり、例えば、再エネ設備等によるオフサイト電源や蓄電池導入への支援、並びに公共施設・所有者不明土地等への再エネ設備の設置促進に関する政策等をさらに進められたい。

②運輸部門のＧＸ

◆ＥＶ車・ＦＣＶ車（燃料電池自動車）の普及のためＥＶ充電設備整備、水素ステーションの整備促進
・ＥＶ充電設備整備に対する支援の拡充
・ＥＶ充電設備整備による駐車場附置義務台数の緩和
・民間商用車（バス・トラック等）の利用が可能な水素ステーションの設置推進
・高速道路サービスエリア・空港・港湾等への水素ステーションの設置推進
◆ＥＶ車・ＦＣＶ車等の早期実装化・普及促進（車両導入費の支援等）
◆ＳＡＦ等のバイオマス燃料、合成燃料等の燃料政策の推進（航空機、既存車両等のＧＸ）

国は２０３５年までに、東京都は２０３０年までに乗用車新車販売について、全てＥＶ車やＦＣＶ車といった非ガソリン車に切り替える方針を示している。一方で、ＥＶ充電設備や水素ステーションの整備が進んでおらず、ＥＶ車・ＦＣＶ車の普及のためにはこれら設備の整備促進に向けた取組み強化が必須となっている。

賃貸建物のオーナーがＥＶ充電設備の設置を行う際に投資回収を容易にする補助の拡充や、ＥＶ充電設備を設置する駐車場には、地域の実情に応じて附置義務台数の緩和等が必要である。

ＥＶ充電設備の整備を急ぐ一方で、電気より水素燃料の方が適しているバスやトラック等の商用車向けに、水素ステーションを整備していくことも重要である。しかしながら、民間事業者がＦＣＶ車を導入するために水素ステーションを自社の敷地内に設置することは、敷地面積の問題や費用負担の問題等により困難な状況である。東京都では民間バス会社も利用可能な水素ステーションを都営バス有明営業所内に開所の予定であるが、同様の施設整備促進が必要である。さらに、観光バス事業者や貨物トラック事業者等が利用できるよう、高速道路サービスエリア・空港・港湾等への水素ステーション設置を促進されたい。もとより、ＥＶ車やＦＣＶ車といった次世代車の早期実装化・普及のためには、車両導入費用の支援拡充も必要である。

一方で、ＣＯ２排出削減のためには、公共交通機関等の利用促進が有効であるが、公共交通機関をより環境負荷の少ない輸送手段とするため、環境に配慮したエネルギーの安定供給に向けた政策を推進すべきである。特に、ＥＶ車・ＦＣＶ車等の次世代車の導入が進むまでの代替策として、バイオマス燃料や合成燃料等の供給による、既存車等の脱炭素化が必要不可欠である。また、航空事業者の持続可能な航空燃料（ＳＡＦ＝Ｓｕｓｔａｉｎａｂｌｅ　Ａｖｉａｔｉｏｎ　Ｆｕｅｌ[2]）については、ＳＡＦを利用した航空機のみ発着陸を許可する国が将来現れる可能性もあり、航空事業者にとって、ＳＡＦの調達は事業継続のために極めて深刻な問題となっている。海外からの調達については国際情勢の影響等を受けやすいことから、ＳＡＦの国産化を含めて政策の立案・実施が重要である。

(2) 社会インフラを利用した再エネ設備等の整備促進

◆港湾・空港・道路等のインフラ施設におけるカーボンニュートラルのさらなる推進
◆洋上等の風力発電の導入促進
◆公共空間等を利用した再エネ設備の設置

[2] ＳＡＦ（Ｓｕｓｔａｉｎａｂｌｅ　Ａｖｉａｔｉｏｎ　Ｆｕｅｌ、持続可能な航空機燃料）とは、バイオマス原料から精製される航空機燃料である。将来、ＳＡＦを使用した航空機のみ発着を認める国が出現することが予想されるが、日本国内でＳＡＦの製造は行われておらず、安定供給に向けた国産化の推進が必要。

・定置型燃料電池の設置支援、再エネの地産地消に取組む事業者に対する支援 等
◆グリーンインフラ整備､生物多様化の保全､エネルギー効率的利用に向けたまちづくり

首都圏の港には多くの船舶が航行し、東京湾には工場・火力発電所等が集積している。カーボンニュートラルに向けて、港湾から排出されるＣＯ２の削減が果たす役割は大きく、積極的な取組みが必要である。国土交通省では、「カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）」形成に向けた施策の方向性を提唱し、２０２１年１２月に「ＣＮＰ形成計画」策定マニュアルを公表した。２０２２年１２月には改正港湾法が施行され、国土交通省は２０２３年３月に「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアルを公表した。国際サプライチェーンの拠点かつ産業拠点である港湾において、水素・燃料アンモニアの輸入等を可能とする受入環境整備や、ベイエリアに保有する土地における太陽光等の再生可能エネルギー発電等、ＣＮＰ形成に向けた取り組みが重要である。
空港においては、施設・車両からのＣＯ２排出削減、広大な敷地を利用した太陽光発電による再生可能エネルギー活用のほか、２０２１年３月に立ち上げられた「空港分野におけるＣＯ２削減に関する検討会」で官民連携の取組みが行われているが、空港のカーボンニュートラルを実現すべく、これらの取組みを加速されたい。
あわせて、道路等の公共インフラ施設における太陽光パネル設置や洋上風力発電は、有力な再生可能エネルギー設備であり、適地で発電を行い電力の大消費地である東京及び首都圏に送電ができることから、現行の政策をより一層促進することが重要である。
また、公園・体育館・学校等の公共施設や河川敷等の公共空間を利用した再生可能エネルギー設備並びに定置型燃料電池の設置等については、災害時に地域への電力供給等にも役立つものである。設置に取組む地域事業者を支援し、好事例を横展開することが必要である。
さらに、ＣＯ２の排出抑制に加えて、ＣＯ２を吸収・貯蔵する施策も必要である。目標の達成のためにＣＯ２を吸収・貯蔵する技術の研究を加速し、早期導入を図られたい。また、ＣＯ２を吸着するコンクリートやＣＯ２を固定させる木造中層建築資材であるＣＬＴ（Ｃｒｏｓｓ　Ｌａｍｉｎａｔｅｄ　Ｔｉｍｂｅｒ）、省エネ性能が向上した設備機器等の開発が進んでいるが、新たな建築資材・設備機器、施工方法、再エネ技術等の技術開発を積極的に支援するとともに、開発された資材・機器・技術を公共工事等で積極的に活用していくことが求められる。
あわせて、気候変動への対応や生物多様性の確保、Ｗｅｌｌ－ｂｅｉｎｇの実現等、環境課題に対して都市が率先して対応することが求められる。温室効果ガスの吸収のみならず、ヒートアイランド現象の緩和、身近に親しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場等、グリーンインフラとして多様な機能を有する緑地を都市空間に一層確保することが重要であり、緑地確保に取組む事業者への支援拡充も必要である。良質な都市緑地の創出・維持を目的とした民間投資の促進に関する評価・認定制度の検討も進められたい。
さらに、カーボンニュートラルの実現にあたっては、都市のコンパクト化によるＣＯ２排出量の削減等、街区内におけるエネルギーの効率的利用が重要である。防災性やエネルギー効率向上の観点からも、複数の建物間で熱エネルギーを融通しあう地域冷暖房等、エネルギーの面的利用を促進されたい。

２.まちの魅力向上　～国際文化都市東京に向けて～

東京の都市としての魅力を高め、国内外から人々を引きつけ、交流を促進するため、東京に刻まれた歴史文化を再認識し、文化と事業を組み合わせることで、まちに新たな付加価値を生み出すことが重要である。東京の「文化の力」を向上させていくためには、様々な課題があると考えるが、本要望では、各地で取組みが進んでいる「歴史まちづくり法」[3]等の活用と企業の関心が高いナイトタイムエコノミーをはじめとする文化・エンターテインメント活性化等について申し述べる。東京の歴史文化を掘り起こし、文化エンタメを活性化することで、世界に誇れる「国際文化都市東京」を実現し、東京の都市力向上を目指すべきである。

(1)街なみ・景観整備

◆「歴史まちづくり法」の活用等、東京の歴史的資産を再評価し、歴史文化区域を形成するまちづくりの強力な後押しを
※歴史まちづくり法の所管省庁：国土交通省・文化庁・農林水産省
・東京における歴史まちづくり法の活用や、歴史を活かしたまちづくり支援制度の拡充
・都内に点在する歴史的建造物を活用した文化区域の形成
（都内の８５件の重要文化財、９７件の東京都選定歴史的建造物（２０２３年３月現在）等を活用したまちづくり）

国土交通省と文化庁、農林水産省の所管する「歴史まちづくり法」を活用して、２０２３年６月現在、鎌倉市・小田原市・川越市・香取市等９１都市で歴史文化のまちづくりが進んでいる。一方、東京では当該制度の

[3] 正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成２０年法律第４０号)
歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組みを国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与するために施行された。

利用がないことから、当該法律を利用する等、積極的に歴史文化を掘り起こし、インバウンド等の誘客に向けた取組みが必要である。歴史まちづくり法の利用主体は区市町村であるため、国土交通省並びに東京都におかれては、東京の歴史的資産を再評価して歴史文化区域を形成すべく、区市町村に対して同法の活用を強力に後押しされたい。

同法の活用には、歴史的風致維持向上計画の作成のための調査が必要であり、本調査に係る業務量の大きさが同法の活用が進まない理由の一つであるとの意見がある。同法の活用を促すため、調査の内容を精査し、必要性が薄い調査等の整理を行うとともに、調査に係る外注費用に対して補助を行うなど、自治体の負担を軽減する取組みが重要である。

加えて、歴史まちづくり法が適用された場合の整備費用の交付比率について、例えば都市再生整備計画事業に関しては４０％から４５％へと５％ほど上限がかさ上げされているが、これを１０％に引き上げる等、インセンティブの拡充も検討されたい。

他方、歴史まちづくり法とは別に、東京都においては、歴史建物の保全に対する助成制度を設けているが（東京都選定歴史的建造物に係る助成：保全工事に要する経費の「２分の１以内」かつ「４００万円以内」等)、近隣の横浜市の助成制度と比較すると助成率や上限額において見劣りしていることは否めない（横浜市（認定歴史的建造物に係る助成）外観保全に要する経費の「３分の２以内」かつ「６，０００万円以内」等)。国はこうした自治体における歴史を活かしたまちづくり支援制度の好事例等を周知啓発することが必要である。また、東京の高い地価のなかで相続時等に売却・解体されてしまう古民家等の歴史建物があることから、東京都においては、かかる事情を踏まえた支援制度を検討する必要がある。

あわせて、都内には８５件の重要文化財（建造物）と９７件の東京都選定歴史的建造物（２０２３年３月現在）が点在しているものの、面的な展開が見受けられない。歴史文化区域を設定し、まちなみ・景観の整備により散策をしても楽しめるゾーンを形成する等、地域全体の活性化を図ることが重要である。

(2)文化・エンタメ活動の促進

◆エンターテインメント及びナイトタイムエコノミーの活性化
・多種多様なナイトタイムコンテンツの拡充（旅行消費額の向上）
・美術館、庭園等の閉館・閉園時刻の延長
◆地域の魅力となっている多様な文化の発信
・芸術や音楽、歴史､サブカルチャー（漫画､アニメ等)、食といった文化の発信強化 等
◆文化施設の拡充、施設運営の支援
・施設運営費用の助成、税制優遇等

東京２０２０大会の開催決定によりインバウンドの増加が期待され、エンターテインメント及びナイトタイムエコノミー活性化の機運が高まったが、新型コロナウイルス感染拡大により入国が規制され、インバウンドは大幅に減少した。本年５月５日、世界保健機関　（Ｗｏｒｌｄ　Ｈｅａｌｔｈ　Ｏｒｇａｎｉｚａｔｉｏｎ：　ＷＨＯ）は　新型コロナウイルスに関する「国際的な公衆衛生上の緊急事態」を終了すると表明した。あしもとでは入国者数が回復しつつあり、再度、エンターテインメント及びナイトタイムエコノミーの活性化を図るときを迎えている。

森記念財団の世界都市ランキングにおいて、東京は総合第３位となっているが､「文化・交流」分野で、ロンドン（総合ランキング１位）やニューヨーク（総合ランキング２位）に差をつけられており、ランクアップのためにはナイトタイムエコノミーの活性化や文化・エンターテインメント施設の整備等が課題となっている。今後、訪日外国人が楽しめる多種多様なナイトタイムコンテンツを拡充させ、娯楽サービス費等の旅行消費額を高める必要がある。ナイトタイムエコノミーの経済規模はロンドンで約３．７兆円（２０１７年公表、２６３億ポンド、１ポンド１４０円で試算)、ニューヨークで約２．１兆円（２０１９年公表、１９１億ドル、１ドル１１０円で試算）の市場となり、ナイトタイムエコノミーは雇用創出にも大きく寄与している。

夕食後から就寝までの時間帯に楽しめるコンテンツが不足しているといわれている東京において、魅力的なコンテンツを拡充することが課題であり、官民を挙げた対応が必要である。美術館や庭園等の閉館・閉園時刻の延長、地域の魅力となっている芸術や音楽、歴史、サブカルチャー（漫画、アニメ等)、和食といった文化（クールジャパン資源）の発信強化、エンターテインメントショー等の施設整備、海外に向けたプロモーションや交通手段の確保等、官民がそれぞれ得意とする分野において、多様な文化を世界へ強力に発信していくことが肝要である。また、イベントを開催する際に、安全・安心と開催効果の両立に向け官民連携による柔軟な運営が必要との声もある。その他、民間が整備する文化施設等の運営は経済的に厳しいケースが多く、施設の維持・拡充に向けて国及び東京都からの運営費助成や税制優遇等も重要である。

(3)公開空地等の利活用の推進

◆公開空地の面積要件の緩和（東京都におけるまちづくり団体登録制度の要件緩和)
・「複数の公開空地の合算面積で１，０００㎡」に緩和
（都決定案件と区市決定案件の公開空地の合算面積も対象に）　＜東京都向け要望＞
◆有料の公益的なイベントの日数制限（１８０日）の緩和　＜東京都向け要望＞

◆区市町村以外の事業者（ＮＰＯ法人・一般社団法人・株式会社等）においても自転車等のシェアリング事業実施を可能に　＜東京都向け要望＞
◆自転車以外のシェアリングモビリティ置き場として活用
（電動キックボード、電動車いす、マイクロモビリティ等）〈東京都向け要望〉
◆商業的広告物の規制緩和
・商業的広告の設置を可能にし､収益をまちづくり団体の活動へ活用〈東京都向け要望〉
◆公開空地・公園・道路の一体利用の推進
（申請窓口の一本化、デジタル化による利用申請・承認の迅速化等）〈国･都向け要望〉

東京都では、公開空地等を活用したにぎわい創出活動のため、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく「まちづくり団体登録制度」により、ＮＰＯ法人やまちづくり協議会等の一般社団法人、株式会社等が「まちづくり団体」への登録を行うことで、公開空地を活用した活動が一部認められている。一方で、登録のための制約や登録後の利用制限のため、本制度を適用できる公開空地や利用方法が限定されているなどの課題がある。地域の団体等が公開空地をまちづくりのために利用できるよう、登録要件や利用制限の緩和が必要である。

２０２３年４月に、まちづくり団体の登録要件となっていた、特定開発プロジェクト等の区域面積が、従来の１ヘクタール以上から０．５ヘクタール以上に緩和されるとともに、活用できる公開空地の面積も、従来の１，５００㎡から１，０００㎡に引き下げられたことは大きな前進である。さらなるにぎわい創出のため、一定の範囲内のエリアにある公開空地の面積を合算して１，０００㎡となる場合も制度の対象とするよう検討が必要である。

また、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく公開空地の利活用は、主に都決定の都市開発諸制度等が対象とされているが、都決定案件と区市決定案件の合算で、１，０００㎡となる公開空地も、利活用の対象とできるよう検討が必要である。これにより、複数の公開空地を活用しながらエリアを活性化させる取組みが可能となり、まちのさらなる活性化が期待できる。

加えて、有料の公益イベントの活用日数については、年間１８０日に限定されているが、まちの活性化に資すると認められる「公益的」な活動については、日数制限を撤廃すべきである。

さらに、現行の東京のしゃれた街並みづくり推進条例では、区市町が自転車シェアリング事業を実施することが認められているが、区市町以外の事業者（ＮＰＯ法人、一般社団法人、株式会社等）においても事業実施を認められたい。あわせて、自転車以外のシェアリングモビリティ（電動キックボード・電動車いす・ベビーカー・マイクロモビリティ・その他区市町の長が認めるもの）も設置できるようにすべきである。また、モビリティ管理のため、屋根や柵の設置も可能とするとともに、設置部分の貸与に伴う収入を事業者が得て、公益的なまちづくり活動に充てられるよう検討が必要である。

あわせて、エリアマネジメント活動に資する場合や、国際的規模の会議や競技会等に必要な場合には、公開空地に広告物を設置することができるが、広告収入を得ることを目的に商業的広告物を設置することは認められていない。得られた収益の一部を、エリアマネジメント団体やまちづくり団体の活動原資に充当することを条件として、商業的広告の設置も容認すべきである。その際、地域住民へ十分な説明を行い、理解を得ることも重要である。

また、公開空地・公園・道路の一体利用推進も、まちの賑わいの創出に大いに寄与するものと考える。そのためには、迅速かつ円滑に一体利用の承認が可能となるよう、行政の連携による利用申請窓口の一本化、デジタル化の取組みを進められたい。

東京都においては、上記の要件緩和等を推し進める一方、国においても公開空地の利活用事例を周知する等、国民の理解が深まるよう後押しされたい。

(4) ウォーカブルなまちの整備

◆歩行者にとって安全・安心なまちづくりを
・パーソナルモビリティ（自転車、キックボード等）走行帯の整備
・歩行者とパーソナルモビリティが快適に共存できるモデルエリアの設置
◆賑わいの創出
・歩行者利便増進道路（ほこみち）のさらなる普及（指定箇所の拡充・面的推進等）
・ウォーカブルな水辺の創出（高規格堤防を活用した賑わい形成等）
◆グリーンスローモビリティ※の活用・導入支援
※時速20Km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスを提供するモビリティ
◆共同荷捌き施設の整備等
◆公園・緑道の整備推進

国、東京都によるウォーカブルなまちづくりにより、歩行空間をはじめ、まちの景観が整備されつつあるが、自転車と歩行者の事故が増加傾向にある。ウォーカブルなまちの整備にあたり、歩行者の安全・安心の確保が最重要であるのはいうまでもない。パーソナルモビリティ（自転車、キックボード等）の走行に関して住民が不安を感じているとの声も多いことから、パーソナルモビリティ走行帯の整備や歩行者とパーソナルモビリティが快適に共存できるモデルエリアを設ける等、安全な運営方法の検討を行うとともに、パーソナルモビリティに対する理解を広める工夫も必要である。

ウォーカブルなまちの整備に向けた歩行者利便増進道路（ほこみち）については、さらなる普及に努め、まちの賑わいの創出を図るべきである。事業者は、地域をいかに歩いてもらいマネタイズできるかに高い関心を寄せているが、ほこみちの指定箇所の拡充と地域への面的広がりを意識した取組みを推進すべく省庁間、省庁・地方公共団体間の円滑なコミュニケーションを図られたい。

また、高齢者の日々の移動サポートや観光・ショッピング等を目的とした来街者のためのグリーンスローモビリティ導入や、歩行者と物流導線を分離し、歩行者の安全・安心を確保するための共同荷捌き施設の整備も促進されたい。共同荷捌き施設は、渋滞緩和、事故防止、緊急車両通行の円滑化に役立つため、積極的な整備支援が必要である。

さらに、ウォーカブルな水辺の創出のため、防災上の観点からも高規格堤防を活用した賑わいの形成に関する一層の取組みが必要である。また、公園・緑道の重要性については、コロナ禍により再認識されたところであり、人々が集い安らぎ、賑わう場の整備への取組みも継続されたい。

３．インフラを支える建設業・運送業の２０２４年問題への対応

２０２２年度の年間総実労働時間（厚生労働省「毎月勤労統計調査」）をみると、建設業は１，９６５時間、運輸業・郵便業は１，９９２時間となっており、過去と比較すると減少傾向にあるものの、両業種ともに全産業平均を約３００時間上回っている。また、同年度の年間出勤日数をみても、建設業は２４０日、運輸業・郵便業は２３０日となっており、全産業平均の２１１日とは大きな乖離がある。

こうした労働環境から、近年では新卒入社や中途入社を希望する若者は、建設業・運送業を敬遠しているともいわれている。入社希望の若者が減少しているほか、職人・ドライバーの高齢化も相まって、さらに人手不足に陥るといった悪循環が引き起こされている。

実際に、２０２３年４月時点のパートを除く新規求人倍率をみると、建設業のうち建設躯体工事従事者が１２．９６倍、建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）が６．４５倍、電気工事従事者が５．２１倍、土木作業従事者が６．６７倍となっている。また、運送業（自動車運転従事者）の新規求人倍率は３．４９倍であり、全職業平均の１．６６倍と比較すると、建設業・運送業ともに極めて高水準であり、深刻な人手不足に陥っていることが伺える。

建設業・運送業が都市力の向上に力を発揮していくためには、働き方改革を着実に促進し、魅力ある職場環境を整備することが極めて重要である。

◆長時間労働の是正（時間外労働の上限規制への対応）
〈建設業〉・区市町村の適正工期設定を促す取組みの推進
・工事書類の削減・簡略化
〈運送業〉・物流効率化に資する設備等の導入に対する助成金や税制措置
・制度の見直し(速度制限､道路交通規制の見直し､駐車禁止除外指定の適用等)
・商習慣の改善(荷待ち･荷役作業時間の削減､納品期限・取引価格の見直し等)
◆人材確保・育成の推進
・適正取引の推進による従業員に対する適正な賃金の還元
・人材育成のための支援
（建設キャリアアップシステムの推進、フォークリフトの免許取得に対する支援等）
・企業等の実態を踏まえた副業・兼業の推進施策の検討
・建設業における外国人労働者の雇用促進（長期雇用環境の整備）

２０２４年４月から建設業・運送業への「時間外労働の上限規制適用」がはじまるが、長時間労働（時間外労働）是正のためには、事業者はあらゆる方策を組み合わせて取組む必要に迫られている。

その方策のひとつとして、建設業においては、適正な工期設定による時間外労働時間削減が挙げられる。国・東京都の発注工事は時間外労働の上限規制に配慮した工期設定となっているが、区市町村の発注工事は配慮が十分でないとの意見も多くあり、区市町村による適正な工期設定を促す取組みを推進されたい。また、工事書類の削減・簡略化やｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎの推進、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Ｂｕｉｌｄｉｎｇ／Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ Ｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎ Ｍｏｄｅｌｉｎｇ，Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ）の活用等により労働生産性を向上させ労働時間を削減する取組みも必要である。

一方で、運送業においては、物流生産性向上による時間外労働時間削減に向けて、荷役設備や倉庫設備等の設備・システム導入に対する助成や税制優遇措置の拡充を図るべきである。また、着荷主事業者が荷待ち時

間、荷役作業等にかかる時間の把握ができるシステム、並びに納品（バース）予約、求貨、求車サービス等の導入にかかる支援も重要である。そのほか、先進安全装置を装着した大型トラック等の高速道路速度規制の見直し、宅配事業者への「駐車禁止除外指定」の適用等、物流効率化に資する法規制の見直しも必要である。

加えて、建設業・運送業ともに個社の取組みだけでは、納期、取引価格等、全体的な改善の推進は困難なため、工事発注者と受注者、荷主事業者と物流事業者間の相互協力と連携強化に向けたパートナーシップ構築宣言の登録を推進し、各企業の取組みの見える化及び共存共栄関係の構築が必要である。さらに、宣言企業を対象に助成加点措置等を設けるなど、パートナーシップ構築宣言の実効性向上に向け官民が連携して取組む必要がある。

また、建設業・運送業の担い手確保も急務となっている。若手の入職者数が充足していないため、建設業及び運送業の就業者の約５割が５０歳以上となっており、他産業と比べて高齢化が進行している。パートタイム労働者の「年収１３０万円の壁」による弊害の解消、若年層の職場定着率の向上、従業員に対し適正な賃金を支払うための適正取引の推進、建設業においては外国人労働者の雇用促進・建設キャリアアップシステムの推進、運送業においてはフォークリフトの免許取得の支援、ドライバーの休憩場所等の福利厚生施設整備に対する支援等、担い手を確保するための施策を引き続き実施・検討されたい。

さらに、時間外労働の上限規制が強化されるなか、企業の従業員からは収入補填のため副業等をせざるを得ないという声も上がっている。企業側においては、人手不足から副業者の受入に積極的な企業のほか、健康等への懸念から自社従業員の副業等に慎重な企業もある。国や東京都はこうした企業等の実態を踏まえ、副業等の推進施策を検討することが必要である。

【継続要望】

１．まちづくりのためのデジタル技術活用

先進国における日本のＤＸの立ち遅れが懸念されているなか、政府はデジタル庁、東京都はデジタルサービス局が旗振り役となり、行政手続きの効率化・迅速化等に取り組んでいる。住民及び事業者の利便性向上を速やかに図り、行政のＤＸを強く推し進めることが重要である。

また、日本各地でスマートシティの実証実験が行われているが、バルセロナやシンガポール等、先行する都市に追いつくためには開発を急ぐ必要がある。住民・企業の理解・協力・参加がなければスマートシティの開発スピードを上げることは困難であり、多くの住民・企業の理解・協力・参加をいかに得ていくかが極めて重要である。多くの企業は、利便性の高いまちづくりとカーボンニュートラルのためのデジタル技術活用に関心を寄せており、スマートシティモデル都市の早期完成を期待している。

(1)行政のＤＸ推進

◆行政手続きの効率化・迅速化・ワンストップ化
　（省庁や都区の垣根を超えたデータの一元管理による行政サービスの効率化）
◆住民サービスのためのシステム共通化による効率化・費用削減
◆使いやすい・分かりやすい・見やすい行政手続きのソフト・サービスの開発
　並びに情報処理能力の強化
◆高齢者向けにスマートフォン操作等の学習機会創出（デジタルデバイドの解消）
◆３Ｄデジタルデータ「ＰＬＡＴＥＡＵ」の活用促進に向けた周知啓発を

(2)スマートシティの早期実現

◆住民・事業者の理解・協力・参加によるスマートシティ推進
　・実装モデルをつくり成功体験の積み重ねを
　・中小を含む多くの事業者の参画支援
　・社会実装の早期実現によるまちの価値向上
◆スマートシティ早期実現に必要なデータの開示等
　・事業者から要請のあった行政保有データへの開示協力
　・一定の配慮をしたうえで、民間が所有するデータを活用できる制度の構築
　・データ取得を阻害する規制の緩和
◆都市ＯＳ[4]のＡＰＩ[5]連携による都市間のデータ・サービス連携

２．東京ベイエリアを世界のショーケースに

東京都は２０２２年３月に「東京ベイｅＳＧまちづくり戦略２０２２」を策定し、東京ベイエリア全域を対象に、グリーンとデジタルを基軸とした次世代の都市づくりに関する考え方を取りまとめた。東京都内の多く

[4] 都市ＯＳとは、スマートシティで実現する物流・医療・福祉・防災等の様々な新しいサービスを提供するための基盤
[5] ＡＰＩ（Ａｐｐｌｉｃａｔｉｏｎ　Ｐｒｏｇｒａｍｍｉｎｇ　Ｉｎｔｅｒｆａｃｅ）とは、ソフトウェアやプログラム、Ｗｅｂサービスの間をつなぐインターフェースのこと。ＡＰＩの利用により、複数の他のサービスと連携することができる

の企業が、現在進められている東京ベイエリアの開発に関心を寄せており、ゼロエミッション都市やデジタル技術を活用した利便性の高い都市等の早期形成に期待している。東京ベイエリアのまちづくりにおいて最も重要なことは、都民・企業によるモデル都市形成への賛同・協力を得ることであり、これにより開発のスピードアップと持続的なまちづくりが可能となる。ベイエリアが、カーボンニュートラル、ＤＸ、安全・安心等様々な社会課題の解決に向けた日本、さらには世界のショーケースとなるよう強力に開発を後押しすべきである。また、ベイエリアと国内外との交通・物流機能強化により、経済効果の波及等を促進していくことも重要である。

より良いまちづくりへの原動力は、我がまちに誇りや愛着、共感を持つ人であり、シビックプライド[6]（郷土愛）の醸成は不可欠である。対象エリアのそれぞれのまちにおいて歴史文化の教育等により、シビックプライドを育てていくことが重要と考える。加えて、都民・企業の理解促進に向けた広報活動等、各戦略の効果を広く周知するための取組み強化が重要である。

◆住民・事業者・来街者の開発への協力・参加
（東京ベイエリアを「カーボンニュートラル･ＤＸ・安全安心」等の課題を解決するモデル都市に）
・住民・事業者・来街者がＺＥＢ・ＺＥＨ、デジタルサービス等の体感・体験を通じて、積極的に開発に協力・参加できるような取組みを行うことで、ゼロエミッション都市やスマートシティの早期実現を
◆経済効果を波及させるインフラ整備
・東京ベイエリアと都心や空港、さらに各地とをつなぐ陸・海・空の交通・物流ネットワークの整備
（臨海地下鉄新線、羽田空港アクセス線、地下鉄８号線、品川地下鉄、新空港線、首都高速晴海線延伸、第二東京湾岸道路等）
◆文化交流拠点の創造
・エンターテインメント、ＭＩＣＥ関連施設の集積等

３．インフラ整備等の迅速かつ着実な推進

コロナ禍は、働き方や住まい方等、ワークスタイル・ライフスタイルに対する人々の価値観の多様化を加速させた。地方・二地域居住への関心の高まりや地方へ移転をした企業もあり、地方分散化は一部で進むものと思われる。中長期的には、首都東京は高度な都市機能の集積によって国際的な都市間競争に勝ち残るための機能強化を図り、郊外はライフスタイルの変化に合わせた自立分散型のまちに、地方は人口減少・高齢化の時代を生き残るべくコンパクトシティ化・公共交通ネットワーク再構築を推進し、規模の異なる複数の拠点が、それぞれの役割を分担し、補完し合いながら共存共栄することが重要である。また、東京及び首都圏の大都市が、デジタル技術も活用しながら地方都市との交流・連携を促進し、イノベーションの創出につなげ、日本全体の成長を牽引していくことも重要である。

激しい国際競争のなかで東京及び首都圏が都市機能の集積を図り、国際競争力を向上させるためには、①都市の基盤、②各地域との直結、③都市の多種多様な魅力といった都市再生への取組みをスピードアップさせることが極めて重要である。

(1)都市の基盤…安全・安心、強靭化（レジリエンスの確保）、持続的な成長
①土地利用や都市計画の柔軟な運用によるレジリエンス強化
◆土地利用の複合利用等、さらなる高度利用に向けた都市計画の柔軟な運用
・事業者が事業拡大・継続を円滑にするための容積率緩和、遠隔地間の容積率移転
・社会環境や多様な働き方、ニーズの変化に対応したまちづくりを進めるため、土地利用・建築規制等の一層の柔軟化・スピーディな都市計画の運用が必要
◆中小オフィス街や木造住宅密集地域等、再開発が見込まれる地域外においても、災害リスクの低減や生産性向上に資する建替え等における日影規制や既存不適格建築物に対する柔軟な運用（柔軟な適用除外等）
◆地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）の利活用の推進

②民間活力による都市再生の推進
◆（特定）都市再生緊急整備地域の拡大、施策の活用推進
・魅力ある国際都市の形成に向けた事業促進、施策活用推進
・日影規制や駐車場附置義務柔軟化の継続的な推進
・複合用途施設に対する容積率緩和
◆国家戦略特区の特例に基づく都市再生プロジェクト推進
◆国際ビジネス環境の整備に対する支援拡充
（国際会議場、外国語対応の医療・教育・保育施設、宿泊施設等への支援、容積率緩和、国際イベントへの出展、外国企業及び外国人の受入相談体制の充実等）

[6] 「シビックプライド」は㈱読売広告社の登録商標

◆各地域の多様な商材を全国各地さらに世界へ広めていくための東京圏におけるプラットフォームとしての機能充実
・東京や首都圏が日本各地域と連携し、地方創生と国際競争力を組み合わせ、日本の新たな成長エンジンを創出するよう、見本市・展示会の育成・支援や、海外メディア・バイヤーの招へい等の後押し
◆交通・物流ネットワークにおけるミッシングリンクの解消による東京及び首都圏と地方都市の連絡速度の向上

③インフラ老朽化対策の推進（高速道路、橋梁・トンネル等）
◆首都高速道路更新計画の確実な推進
◆点検結果を踏まえた確実なメンテナンス計画の策定と実施
（予防保全型維持管理、メンテナンスサイクルの構築・実行、メンテナンス産業の育成、新技術の開発・導入等の加速化によるトータルコストの縮減と平準化の両立）
◆維持管理に必要な人員、技術、財政に関する地方公共団体への支援強化
◆インフラメンテナンス国民会議等を通じた新技術の取組みの着実な推進と水平展開

④老朽マンションの建替え等の促進
◆老朽マンション等の再生・耐震化に向けた建替え等の促進のための阻害要因改善
・マンション建替え決議要件の見直しの迅速な実施（区分所有者等５分の４以上の同意要件の緩和、所在不明者・意思非表示権利者等の議決権排除等）
・区分所有者の建替え費用軽減のための道路斜線、日影規制、高さ規制等、建築規制の緩和による容積率の拡大等
・老朽マンションを別敷地で建替えが可能となるような新たな仕組みづくり
◆緊急避難道路沿いマンションの建替え等促進
◆耐震化や再生が難しいストック等の適切な解体撤去促進

⑤木密地域等密集市街地の早期改善、無電柱化の推進
◆助成等による木密地域の不燃化推進
（建替え・除去、共同建替え、公園整備及び道路拡幅による延焼遮断帯等）
◆木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設（税制支援等）や日影規制の柔軟化、容積率・高さ制限の緩和、容積率の別敷地評価等、種々の政策を強力に進めることが必要
◆東京都及び各区の執行体制、両者連携のさらなる強化の支援
◆無電柱化推進のための容積率割増等による都市開発諸制度活用及び低コスト化推進、財政的措置拡充
◆街づくりを通じた官民連携による無電柱化の推進（都市開発時の工夫の徹底）

⑥災害に備えたインフラ整備・まちづくりの推進
◆高規格堤防・調節池の整備、河川・海岸保全施設・港湾施設の耐震・耐水対策、治水施設の整備推進
◆東京港等の耐震強化岸壁整備、災害時航路の安全確保
◆羽田空港の耐震対策・浸水対策の推進と災害時の避難誘導及び早期復旧体制の確立
◆災害危険区域等ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進に向けた周知啓発の徹底、助成制度・税制支援等の後押し
◆浸水区域を経由せずに高台等への安全な避難が可能となる「高台まちづくり」等、高層階に避難しやすくする改修への支援等の推進
◆京成本線荒川橋梁架け替えの早期完成

⑦気候変動に適応したまちづくりへの転換
◆ 省エネ・再エネ設備の導入・利用の拡大とエネルギー拠点の分散配置
（地域におけるＧＸの推進）
・地方小都市は、地産地消の再生可能エネルギーの発電システムを整備し、余剰電力　　の売電による収入増と発電事業による雇用創出により、地域活性化を
・都内の建物敷地内での再生可能エネルギー設備設置に代えて、地方都市への設置に対する補助拡充（東京と地方都市の連携）
・再生可能エネルギー設備の設置を可能とする用途地域等の見直し
・エネルギー拠点の分散配置による国土強靭化

⑧都市衛生環境整備の促進
◆下水処理場の処理能力拡充

◆ごみ置き場の衛生環境向上

⑨空き家・空き地対策の推進
◆所有者不明の空き家の対処等、都市のスポンジ化を見据えた対応の推進
・改正都市再生特別措置法による制度を活用したまちの活力維持
・コミュニティや住環境の質の低下防止
◆改正所有者不明土地法（改正所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法）の周知啓発
・所有者不明土地について、再生エネ発電設備、防災施設への利用促進
◆土地所有者等に対する土地の適正な利用、管理に関する責務についての周知啓発

(2)各地域との直結…魅力をつなげるネットワークの充実・連携
①首都圏三環状道路の整備（外環道・圏央道）
◆東京外かく環状道路（外環道）
・陥没・空洞箇所周辺における丁寧な対応
・陥没等の再発防止策を徹底し、安全確保を最優先としたうえでの工事実施により
　関越道～東名高速間の早期開通
・東名高速～湾岸道路間の早期計画具体化
◆首都圏中央連絡自動車道（圏央道）
・早期の全線開通及び４車線化の加速化

②都心と首都圏空港間等のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の強化
◆首都圏空港（特に羽田空港）と都心間等のアクセス改善による移動利便性の向上
　（羽田空港アクセス線、新空港線）
◆地方公共団体や事業者から特に要望が強い路線の課題整理と整備に向けた検討推進
　（地下鉄８号線［豊洲～住吉］、地下鉄１２号線［光が丘～大泉学園町］、新金貨物線の旅客化、メトロセブン）
◆混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組み推進

③コンテナふ頭・クルーズ客船ふ頭等の港湾施設の機能強化
◆大型貨物船・国際基幹航路の増加に向けた港湾のふ頭整備
　（コンテナ船等の大型化、コンテナの長期待機、港湾エリアの渋滞等への対応等）
◆南本牧～本牧ふ頭地区臨港道路等、港湾と各地をつなぐ道路ネットワークの整備推進
◆大型クルーズ客船対応の客船ふ頭（東京国際クルーズターミナル）における受入環境の確実な整備（２バース化の早期実現）
◆官民連携による国際クルーズ拠点(横浜港)としてのハード・ソフト両面の取組み推進

④首都圏空港処理能力強化・就航都市数増加・効率的な空域利用の促進
◆首都圏空港の処理能力強化
（羽田空港第5滑走路検討等の取組み推進、成田空港の処理能力強化、羽田新経路の着実な遂行等）
◆首都圏空港の就航都市数の増加に向けた誘致、速やかな認可
◆横田空域の早期全面返還による首都圏の空域再編成、一体的な管制業務
◆首都圏空港におけるビジネスジェット受入れ及び駐機場の拡大、都心への交通アクセス強化

⑤首都圏の高速道路、国道等の交通円滑化
◆恒常的に交通渋滞が発生する箇所の渋滞対策（高速道路のピンポイント対策等）
◆踏切の除却等を目的とした連続立体交差事業及び踏切システムの改善、踏切道の拡幅の積極的な推進
◆観光地市街部等におけるＩＣＴやＡＩ等を活用した交通マネジメントの確立と展開
◆主要国道のバイパス化、道路拡幅等（３５７号線、６号線、２０号線等）
◆スマートインターチェンジの整備促進（工場団地や物流施設等との直結による民間
　投資誘発、観光活性化）
◆混雑緩和を目的とした高速道路料金見直しにおいて、事業者の実態に合わせ行うよう車両の適用除外等、柔軟な実施方法の検討。また、高速道路利用者の予見性が低下して利用を躊躇させる恐れがあることにも留意が必要
◆賢い料金（高速道路外の休憩施設等に退出しても料金は不変）に係る施策の拡充
◆主要観光スポットをめぐる企画料金の設定による広域観光の促進

⑥物流分野の生産性向上の加速及び関連施設の整備
◆自動運転・隊列走行等の早期実現、ダブル連結トラックによる省人化の推進(新東名高速他)、共同輸配送・中

継輸送・モーダルシフトの推進、特大トラック輸送の機動性強化に向けた実効性のある運用
◆ドローンの利用、宅配便再配達の削減（宅配ボックス等）等による生産性向上
◆物流を考慮した建築物の設計・運用の周知展開、荷捌き車両の路上駐車の改善、共同荷捌きスペースの確保（再掲）、渋滞対策推進
◆重要物流道路制度による道路機能強化とその機能の民間への周知
◆羽田空港や東京港及び周辺の物流施設の機能強化や再編に向け、国家戦略特区認定等を通じた財政支援や容積率等の規制緩和等の支援強化

⑦シームレスな移動環境の充実（ＭａａＳの社会実装に向けたスピードアップ）
◆進化するデジタル技術を活用し、国や自治体、公共交通事業者等が連携しＭａａＳの社会実装のスピードアップ
◆道路交通のトラフィックの円滑化のため、ビッグデータ、ＡＩ等最新技術を活用し、一層精度の高い情報通信インフラ整備の推進
◆各事業者が所有する交通関連データ活用のためのスキームの検討

⑧リニア中央新幹線を契機とした日本中央回廊の形成
◆リニア中央新幹線開業に向けた着実な取組み
◆世界から資金や人材、情報を呼び込む日本中央回廊の形成とリニアと他の交通ネットワークとの結節強化
◆日本中央回廊の形成による各地域の多様な商材を日本各地さらに世界へ広めていくための東京圏におけるプラットフォームとしての機能の充実
◆日本中央回廊の核都市として、東京圏が日本の新たな成長エンジンとなるための国による後押し

⑨インフラのストック効果の見える化・見せる化
◆インフラのストック効果を国民に広く周知することが肝要
◆国土交通省の重要計画に対する多様な主体の理解と参画
◆インフラツーリズムの推進

⑶都市の多種多様な魅力･･･密集・混雑を避けた交流・魅力の創出・再生
〇楽しさやオープンな交流の創出に向けた公共空間の利活用
◆公共空間の整備・利用促進による地域の利便性や快適性の向上、並びに市民が安らぐことのできる美しい都市空間の形成による都市の魅力向上
◆子供が自由に遊ぶことのできる公共空間の整備
◆ウォーカブル推進税制の延長及び活用推進
◆憩いと賑わいの創出、都市景観向上の観点からも観光資源、そして経済活動の拠点としてのポテンシャルの高いウォーターフロントの利用促進
◆優先順位で劣後していた都市景観の課題への取組みを含め、空間・景観・環境価値の高い都市の創造に向けての取組みの強化が必要
◆コミュニティの維持や地域の魅力向上を図るための地権者や企業、開発事業者等の民間が主体的に行うエリアマネジメントの取組みを推進する環境整備が重要

４.施策のスピードアップに向けた環境整備
国際競争力の高い、真に豊かさを実感できる地域社会を構築していくためには、関係者が中長期的な視点で街づくりのストーリーを描き、共有したうえで、地域全体の価値や魅力（トータルバリュー）を高めるための柔軟な制度運用や取組みを行っていく必要がある。　インフラ整備においても、地域のあるべき姿やそれに基づくゾーニングを踏まえ、地域全体の価値や魅力を向上させる視点で整備の効果や費用のあり方を検討していくことが肝要であり、こうした合意形成による計画に基づき、整備効果を早期に発現させることが重要である。民間企業が早期に建物を竣工させ投下資金の回収を急ぐのと同様に、公共事業においても早期竣工によりＢ／Ｃ値を当初計画どおり確保し、高いストック効果を発揮することで国際競争力の向上を図る必要がある。
インフラ整備のスピードアップに向けては、様々な課題があるが、本要望では、その根幹となる公共用地取得のスピードアップについて申し述べる。一部の利害関係者の権利濫用による整備の長期化は、大きな社会的コストを生じさせることとなる。法制度の改正や柔軟な運用、積極的な活用、さらに公共用地取得にあたり不公平感や権利濫用等を防ぐ制度の創設等もあわせて検討・実施していくことが必要である。
また、地籍調査の実施により土地の境界を明確にしておくことは、社会資本整備、まちづくり、土地取引の円滑化、災害後の迅速な復旧・復興等に資するものとして重要である。地籍調査の進捗率は２０２２年３月時点の全国の面積ベースで約５２％である一方、東京都の進捗率は約２４％と低くなっている。地籍調査の進捗率を早期に引き上げることが求められる。

(1)公益性・合理性を実現する土地収用手続き等の積極的活用

◆土地収用手続きへの移行を決定・指示できる第三者機関*の設置等８０％、３年ルールのより厳格な運用

・用地取得率８０％となった時、または用地幅杭打設終了時から３年を経た時のいずれか早い時期に収用手続きに移行すべきという国土交通省の通達（平成１５年３月２８日付事業認定等に関する適期申請等について等）を着実に運用すべき

◆収用委員会の積極的な活用と裁決等のスピードアップ

◆公共用地取得遅延による機会損失額の最小化

◆都市計画事業認可方式の活用

(2)官民連携による用地取得業務の加速

◆用地取得のスピードアップに向けた積極的な民間活用（用地の測量・調査・補償金額算定、行政事務の補助業務や、土地の収用等の裁決申請等）

◆用地職員の人材育成（公共用地取得に関する業務、用地職員の発注・モニタリングのスキルアップ等）

◆関東地方整備局・東京都による地方公共団体への支援

(3)用地取得における不公平感の解消

◆道路拡幅により立ち退く者と、新たに道路に接する者の不公平感の解消

補償制度は、１９６２年に閣議決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」によるものであり、同要綱に定める補償算定額が立ち退く者にとって果たして公平なものであるか疑義がある。現行の要綱の定め（第３条、第７条）ではインフラ整備による当該地区の資産価値の上昇分を立ち退く者は享受できない。用地補償の不公平感解消と円滑な土地取得を進めるため、資産価値の上昇分を立ち退く者に還元する方法等、新たな損失補償制度の検討・創設を要望する。

◆全国一律５，０００万円控除の不公平感の解消のための地価を勘案した控除額の設定

公共用地売却による所得に係る５，０００万円控除については全国一律であり、地価が高い地域では、控除額が十分でない場合がある。公示地価、路線価等を勘案した各地域の地価に応じた控除額の設定が必要である。

(4)地籍調査の早期の進捗率向上

◆地籍調査の早期の進捗率向上が必要（第７次国土調査事業十箇年計画（２０２０～２０２９年度）の早期執行）

以　上

２０２３年度第６号

２０２３年７月１３日

第７６０回常議員会決議

＜提出先＞国土交通大臣、国土交通省幹部

＜実現状況＞

【関連予算の確保・拡充】

○既存住宅の省エネ対策、ＺＥＨ住宅建設等の推進［１，１０３億円］

⇒既存住宅のリフォームやＺＥＨ住宅の購入者への支援策を拡充

○鉄道網の強化［１７３億円］

⇒地下鉄８号線、南北線延伸等の整備促進

【その他の実現状況】

○インフラを支える建設業・運送業の２０２４年問題への対応

⇒「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき次期国会での法改正を検討

⇒建設業においても担い手の確保等のため法改正を含む必要な制度改正を検討

○老朽化マンションの建替え促進

⇒法制審議会は、マンションの建替え決議要件を所有者の「５分の４以上」から「４分の３以上」に引き下げに向けた要綱案をまとめた

７．首都・東京の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望
～持続的かつ魅力あるまちを目指して～

【基本的な考え方】

森記念財団都市戦略研究所が２０２２年１２月に発表した「世界都市ランキング」によると、東京は世界都市ランキングの総合評価で、ロンドン・ニューヨークに次ぐ第３位となり、前回の順位を維持している。しかしながら、第４位のパリとは僅差であり、来年五輪を控えたパリに３位の座を奪われる可能性も指摘されている。

東京の都市力の詳細を見ると、環境分野の評価が１３位となっており、都市を評価する６分野のなかで一番低い評価分野となっている。東京の都市力を向上するためには、いまこそサステナブルで魅力あるまちを目指す必要がある。特に環境分野の主な評価内訳において、再生可能エネルギー比率が３６位、緑地の充実度が４１位となるなど大きく劣後している。ＧＸに向けた取組みは、都市の国際競争力の重要な評価指標であり、さらなる取組みが求められている。

また、文化・交流分野においては、コロナ禍からの外国人訪問者数回復の遅れもあり、東京はロンドン・ニューヨーク・パリに劣後している。一方、わが国は、世界に誇る安全性・清潔さ、おもてなしはもとより、歴史・文化・芸術など、魅力的な観光資源を有しており、それらが世界からも評価されている。折しも、わが国では国際交流の本格回復が見込まれる２０２５年に日本国際博覧会（大阪・関西万博）を迎える。日本並びに大阪・関西に世界の注目が高まる今後の２年間は、東京にとっても国内外から人流を引き付けるチャンスである。東京が持っている「文化の力」を再認識し、文化と事業を組み合わせて新たな付加価値を生み出し、東京の魅力として強力に発信していくことが重要である。

他方で、都市の再生や機能強化を担う建設業・運送業は大きな課題に直面している。２０２４年４月から建設事業・自動車運転業務への「時間外労働の上限規制適用」がはじまる。生産年齢人口の減少が見込まれるわが国において、労働生産性向上を目的とした「働き方改革」は事業者にとって不可避の取組みであり、両業界における人材確保・育成、生産性向上等を実現していくための強力な取組みが必要である。

以上の基本的な考え方のもと、首都・東京が持続的かつ魅力あるまちとして、国際競争力を向上させていくための都市政策等について柔軟な対応を求めるべく以下のとおり要望する。

【重点要望】

１．まちづくりにおけるＧＸの推進

政府は２０３０年度における温室効果ガス排出量について、２０１３年度比で４６％削減するとともに、２０５０年までにカーボンニュートラルの実現を目標とした。東京都においても、２０５０年に温室効果ガス排出実質ゼロに向けて「ゼロエミッション東京戦略２０２０Ｕｐｄａｔｅ＆Ｒｅｐｏｒｔ」を発表し、２０３０年までに温室効果ガス排出量を半減させる目標を掲げている。

環境省の２０２０年度の都道府県別ＣＯ２排出量の推計値[1]によると、関東・首都圏のＣＯ２排出量はわが国全体の３４％を占めており、近畿圏及び中部圏と比較して、最も高い割合を占めている。さらに東京都の温室効果ガス排出量を部門別にみると、オフィスや商業施設等の業務部門の排出量が全体の３６．２％、住宅部門が２８．４％、運輸部門が１４．３％と、３部門で約８割を占めており、全国平均の約５割と比べ高水準となっている。東京及び首都圏においては、これら３部門からの排出を抑制することが肝要である。

また、国・東京都ともに２０５０年までにカーボンニュートラルの達成を掲げているが、今後、どのようにして目標を達成するのか具体的な道標を広く知らしめ、人々の協力を得ていく必要がある。ＥＵ・英国・米国等の諸外国も２０５０年にカーボンニュートラル達成を目標としており、脱炭素に関する国際競争に勝ち残るためにも、大規模かつ積極的な取組みを実施されたい。

(1) 官民を挙げたＧＸの取組み強化

①業務・家庭部門のＧＸ

◆既存ストック（既存建物）の脱炭素化の強力な推進
- 断熱改修をはじめ、エネルギーマネジメントシステム整備等の政策の総動員を
- キャップ＆トレード制度及び地球温暖化対策報告書制度の強化にあたっては、事業者の理解を得るための取組みを

◆ＺＥＢ・ＺＥＨの普及促進
- ＺＥＢ・ＺＥＨ建築のメリットの周知啓発と補助金の新設・拡充、ＺＥＨ補助金申請の簡素化
- ＺＥＢ・ＺＥＨへの入居促進

[1] 本推計結果は、環境省が「都道府県別エネルギー消費統計」（２０２２年１２月２３日公表）及び「総合エネルギー統計」（２０２２年３月１７日公表）を用いて推計

◆多様な再生可能エネルギー対策の推進
・太陽光パネルが適さない建物（短時間の日照、狭小住宅等）に対する代替案の整備
（例：再エネ設備等によるオフサイト電源や蓄電池導入への支援
公共施設・所有者不明土地等への再エネ設備設置促進　等）

業務・家庭部門のＣＯ２排出抑制のためには、既存建築物の断熱改修等による省エネ対策並びにＺＥＢ・ＺＥＨの普及が重要である。国では２０２２年に「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、東京都では「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」の一部が改正された。これにより、２０２５年度から建物に対してより高い省エネ性能が求められるようになり、業務・家庭部門のカーボンニュートラルを推し進める重要な一歩となった。

国土交通省の建築着工統計調査報告（２０２２年）によると、新築の８６万戸に対し、既存住宅ストックは約５，４００万戸となっている。その既存住宅ストックのうち、８７％が現行の断熱性能を満たしておらず、既存住宅ストックの改修を推し進めて行くことが極めて重要である。現在、国及び東京都では、既存住宅ストックの断熱性能向上のための補助制度が用意されているが、申請手続きが煩雑であり、審査結果によっては申請した補助金額を満額受け取ることができず、工務店が不足額を負担せざるを得ない等のケースが散見されるとの指摘がある。資金力に乏しい中小工務店においては、顧客に対して断熱改修を勧めることに消極的にならざるを得ない。さらに、業務用建物に関しては住宅断熱性能の補助金申請に比べてその手続きが煩雑であり、対応することが極めて困難であるとの声があり、既存ストックの断熱改修に対する補助申請手続きを簡略化するほか、積極的に取組む事業者へのインセンティブが必要である。あわせて、トップランナー制度等による省エネ機器への買い替えや、エネルギーマネジメントシステムの整備等、東京都をはじめ、関係機関が協力し政策を総動員することが、削減目標の達成に向けて重要である。

なお、東京都では、２０２５年度にキャップ＆トレード制度及び地球温暖化対策報告書制度を強化し、「２０３０年カーボンハーフ」の達成を目指しているが、制度強化にあたっては、事業者の理解をしっかりと得る必要がある。

また、２０２１年度の非住宅建築物の着工数におけるＢＥＬＳ（建築物省エネルギー性能表示制度）を取得したＺＥＢの実績は、約５万棟に対してわずか１９８棟（約０．４％）に留まる。また、２０２１年の注文戸建住宅におけるＺＥＨ普及率は２６．７％、建売戸建住宅は２．６％と低く、ＺＥＨが普及しない理由として「顧客の予算」や「顧客の理解を引き出すことができない」との声が多い。さらに中小工務店からは断熱改修手続きと同様、ＺＥＨ補助金の申請手続きが煩雑との声も聞かれる。ＺＥＢ・ＺＥＨのさらなる普及促進に向け、より一層ＺＥＢ・ＺＥＨ建築のメリットについて周知啓発を図るとともに、補助制度の新設・拡充やＺＥＨ補助金申請手続きの簡素化を図られたい。あわせて、ＺＥＢ・ＺＥＨの普及のため建築主への助成に加えて、ＺＥＢ・ＺＥＨへの入居促進のための施策も講じられたい。

そのほか、多様な再生可能エネルギー対策を推進し、太陽光パネルが適さない建物（短時間の日照、狭小住宅等）に対する代替案の整備を進める必要があり、例えば、再エネ設備等によるオフサイト電源や蓄電池導入への支援、並びに公共施設・所有者不明土地等への再エネ設備の設置促進に関する政策等をさらに進められたい。

②運輸部門のＧＸ

◆ＥＶ車・ＦＣＶ車（燃料電池自動車）の普及のためＥＶ充電設備整備、水素ステーションの整備促進
・ＥＶ充電設備整備に対する支援の拡充
・ＥＶ充電設備整備による駐車場附置義務台数の緩和
・民間商用車（バス・トラック等）の利用が可能な水素ステーションの設置推進
・高速道路サービスエリア・空港・港湾等への水素ステーションの設置推進
◆ＥＶ車・ＦＣＶ車等の早期実装化・普及促進（車両導入費の支援等）
◆ＳＡＦ等のバイオマス燃料、合成燃料等の燃料政策の推進（航空機、既存車両等のＧＸ）

国は２０３５年までに、東京都は２０３０年までに乗用車新車販売について、全てＥＶ車やＦＣＶ車といった非ガソリン車に切り替える方針を示している。一方で、ＥＶ充電設備や水素ステーションの整備が進んでおらず、ＥＶ車・ＦＣＶ車の普及のためにはこれら設備の整備促進に向けた取組み強化が必須となっている。

賃貸建物のオーナーがＥＶ充電設備の設置を行う際に投資回収を容易にする補助の拡充や、ＥＶ充電設備を設置する駐車場には、地域の実情に応じて附置義務台数の緩和等が必要である。

EV充電設備の整備を急ぐ一方で、電気より水素燃料の方が適しているバスやトラック等の商用車向けに、水素ステーションを整備していくことも重要である。しかしながら、民間事業者がＦＣＶ車を導入するために水素ステーションを自社の敷地内に設置することは、敷地面積の問題や費用負担の問題等により困難な状況である。東京都では民間バス会社も利用可能な水素ステーションを都営バス有明営業所内に開所の予定であるが、都内全域をカバーできるよう同様の施設整備促進を積極的に図られたい。さらに、観光バス事業者や貨物トラック事業者等が利用できるよう、高速道路サービスエリア・空港・港湾等への水素ステーション設置を促進さ

れたい。もとより、ＥＶ車やＦＣＶ車といった次世代車の早期実装化・普及のためには、車両導入費用の支援拡充も必要である。

一方で、ＣＯ２排出削減のためには、公共交通機関等の利用促進が有効であるが、公共交通機関をより環境負荷の少ない輸送手段とするため、環境に配慮したエネルギーの安定供給に向けた政策を推進すべきである。特に、ＥＶ車・ＦＣＶ車等の次世代車の導入が進むまでの代替策として、バイオマス燃料や合成燃料等の供給による、既存車等の脱炭素化が必要不可欠である。また、航空事業者の持続可能な航空燃料（ＳＡＦ＝Ｓｕｓｔａｉｎａｂｌｅ　Ａｖｉａｔｉｏｎ　Ｆｕｅｌ[2]）については、ＳＡＦを利用した航空機のみ発着陸を許可する国が将来現れる可能性もあり、航空事業者にとって、ＳＡＦの調達は事業継続のために極めて深刻な問題となっている。海外からの調達については国際情勢の影響等を受けやすいことから、ＳＡＦの国産化を含めて政策の立案・実施が重要である。

(2) 社会インフラを利用した再エネ設備等の整備促進

◆港湾・空港・道路等のインフラ施設におけるカーボンニュートラルのさらなる推進
◆洋上等の風力発電の導入促進
◆公共空間等を利用した再エネ設備の設置
　・定置型燃料電池の設置支援、再エネの地産地消に取組む事業者に対する支援 等
◆グリーンインフラ整備､生物多様性の保全､エネルギー効率的利用に向けたまちづくり

首都圏の港には多くの船舶が航行し、東京湾には工場・火力発電所等が集積している。カーボンニュートラルに向けて、港湾から排出されるＣＯ２の削減が果たす役割は大きく、積極的な取組みが必要である。国土交通省では、「カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）」形成に向けた施策の方向性を提唱し、２０２１年１２月に「ＣＮＰ形成計画」策定マニュアルを公表した。２０２２年１２月には改正港湾法が施行され、国土交通省は２０２３年３月に「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアルを公表した。国際サプライチェーンの拠点かつ産業拠点である港湾において、水素・燃料アンモニア等の輸入を可能とする受入環境整備や、ベイエリアに保有する土地における太陽光等の再生可能エネルギー発電等、ＣＮＰ形成に向けた取り組みが重要である。

空港においては、施設・車両からのＣＯ２排出削減、広大な敷地を利用した太陽光発電による再生可能エネルギー活用のほか、２０２１年３月に立ち上げられた「空港分野におけるＣＯ２削減に関する検討会」で官民連携の取組みが行われているが、空港のカーボンニュートラルを実現すべく、これらの取組みの加速化も必要である。

あわせて、道路等の公共インフラ施設における太陽光パネル設置や洋上風力発電は、有力な再生可能エネルギー設備であり、適地で発電を行い電力の大消費地である東京及び首都圏に送電ができることから、現行の政策をより一層促進することが重要である。

また、公園・体育館・学校等の公共施設や公共空間を利用した再生可能エネルギー設備並びに定置型燃料電池の設置等については、災害時に地域への電力供給等にも役立つものである。設置に取組む地域事業者を支援し、好事例を横展開することが必要である。

さらに、ＣＯ２の排出抑制に加えて、ＣＯ２を吸収・貯蔵する施策も必要である。目標の達成のためにＣＯ２を吸収・貯蔵する技術の研究を加速し、早期導入を図られたい。また、ＣＯ２を吸着するコンクリートやＣＯ２を固定させる木造中層建築資材であるＣＬＴ（Ｃｒｏｓｓ　Ｌａｍｉｎａｔｅｄ　Ｔｉｍｂｅｒ）、省エネ性能が向上した設備機器等の開発が進んでいるが、新たな建築資材・設備機器、施工方法、再エネ技術等の技術開発を積極的に支援するとともに、開発された資材・機器・技術を公共工事等で積極的に活用していくことが求められる。

あわせて、気候変動への対応や生物多様性の確保等、環境課題に対して都市が率先して対応することが求められる。温室効果ガスの吸収のみならず、ヒートアイランド現象の緩和、身近に親しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場等、グリーンインフラとして多様な機能を有する緑地を都市空間に一層確保することが重要であり、緑地確保に取組む事業者への支援拡充も必要である。

さらに、カーボンニュートラルの実現にあたっては、都市のコンパクト化によるＣＯ２排出量の削減等、街区内におけるエネルギーの効率的利用が重要である。防災性やエネルギー効率向上の観点からも、複数の建物間で熱エネルギーを融通しあう地域冷暖房等、エネルギーの面的利用を促進されたい。

２.まちの魅力向上　～国際文化都市東京に向けて～

東京の都市としての魅力を高め、国内外から人々を引きつけ、交流を促進するため、東京に刻まれた歴史文化を再認識し、文化と事業を組み合わせることで、まちに新たな付加価値を生み出すことが重要である。東京の「文化の力」を向上させていくためには、様々な課題があると考えるが、本要望では、各地で取組みが進ん

[2] ＳＡＦ（Ｓｕｓｔａｉｎａｂｌｅ　Ａｖｉａｔｉｏｎ　Ｆｕｅｌ、持続可能な航空機燃料）とは、バイオマス原料から精製される航空機燃料である。将来、ＳＡＦを使用した航空機のみ発着を認める国が出現することが予想されるが、日本国内でＳＡＦの製造は行われておらず、安定供給に向けた国産化の推進が必要。

でいる「歴史まちづくり法」[3]等の活用と企業の関心が高いナイトタイムエコノミーをはじめとする文化・エンターテインメント活性化等について申し述べる。東京の歴史文化を掘り起こし、文化エンタメを活性化することで、世界に誇れる「国際文化都市東京」を実現し、東京の都市力向上を目指すべきである。

(1)街なみ・景観整備

◆「歴史まちづくり法」の活用等、東京の歴史的資産を再評価し、歴史文化区域を形成するまちづくりの強力な後押しを

※歴史まちづくり法の所管省庁：国土交通省・文化庁・農林水産省

・東京における歴史まちづくり法の活用や、歴史を活かしたまちづくり支援制度の拡充

・都内に点在する歴史的建造物を活用した文化区域の形成

（都内の８５件の重要文化財、９７件の東京都選定歴史的建造物（２０２３年３月現在）等を活用したまちづくり）

国土交通省と文化庁、農林水産省の所管する「歴史まちづくり法」を活用して、２０２３年６月現在、鎌倉市・小田原市・川越市・香取市等９１都市で歴史文化のまちづくりが進んでいる。一方、東京では当該制度の利用がないことから、当該法律を利用する等、積極的に歴史文化を掘り起こし、インバウンド等の誘客に向けた取組みが必要である。歴史まちづくり法の利用主体は区市町村であるため、国土交通省並びに東京都におかれては、東京の歴史的資産を再評価して歴史文化区域を形成すべく、区市町村に対して同法の活用を強力に後押しされたい。

同法の活用には、歴史的風致維持向上計画の作成のための調査が必要であり、本調査に係る業務量の大きさが同法の活用が進まない理由の一つであるとの意見がある。同法の活用を促すため、調査の内容を精査し、必要性が薄い調査等の整理を行うとともに、調査に係る外注費用に対して補助を行うなど、自治体の負担を軽減する取組みが重要である。

加えて、歴史まちづくり法が適用された場合の整備費用の交付比率について、例えば都市再生整備計画事業に関しては４０％から４５％へと５％ほど上限がかさ上げされているが、これを１０％に引き上げる等、インセンティブの拡充も必要である。

他方、歴史まちづくり法とは別に、東京都においては、歴史建物の保全に対する助成制度を設けているが（東京都選定歴史的建造物に係る助成：保全工事に要する経費の「２分の１以内」かつ「４００万円以内」等）、近隣の横浜市の助成制度と比較すると助成率や上限額において見劣りしていることは否めない（横浜市（認定歴史的建造物に係る助成）外観保全に要する経費の「３分の２以内」かつ「６，０００万円以内」等）。横浜市の歴史的建造物の登録及び認定制度を参考にする等、歴史を活かしたまちづくり支援制度の拡充を図るべきである。また、東京の高い地価のなかで相続時等に売却・解体されてしまう古民家等の歴史建物があることから、東京都においては、かかる事情を踏まえた支援制度を検討する必要がある。

あわせて、都内には８５件の重要文化財（建造物）と９７件の東京都選定歴史的建造物（２０２３年３月現在）が点在しているものの、面的な展開が見受けられない。歴史文化区域を設定し、まちなみ・景観の整備により散策をしても楽しめるゾーンを形成する等、地域全体の活性化を図られたい。

(2)文化・エンタメ活動の促進

◆エンターテインメント及びナイトタイムエコノミーの活性化

・多種多様なナイトタイムコンテンツの拡充（旅行消費額の向上）

・美術館、庭園等の閉館・閉園時刻の延長

◆地域の魅力となっている多様な文化の発信

・芸術や音楽､歴史､サブカルチャー（漫画､アニメ等）､食といった文化の発信強化 等

◆文化施設の拡充、施設運営の支援

・施設運営費用の助成、税制優遇等

東京２０２０大会の開催決定によりインバウンドの増加が期待され、エンターテインメント及びナイトタイムエコノミー活性化の機運が高まったが、新型コロナウイルス感染拡大により入国が規制され、インバウンドは大幅に減少した。本年５月５日、世界保健機関　（Ｗｏｒｌｄ　Ｈｅａｌｔｈ　Ｏｒｇａｎｉｚａｔｉｏｎ：　ＷＨＯ）は　新型コロナウイルスに関する「国際的な公衆衛生上の緊急事態」を終了すると表明した。あしもとでは入国者数が回復しつつあり、再度、エンターテインメント及びナイトタイムエコノミーの活性化を図るときを迎えている。

森記念財団の世界都市ランキングにおいて、東京は総合第３位となっているが、「文化・交流」分野で、ロンドン（総合ランキング１位）やニューヨーク（総合ランキング２位）に差をつけられており、ランクアップの

[3] 正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成２０年法律第４０号）
歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組みを国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与するために施行された。

ためにはナイトタイムエコノミーの活性化や文化・エンターテインメント施設の整備等が課題となっている。今後、訪日外国人が楽しめる多種多様なナイトタイムコンテンツを拡充させ、娯楽サービス費等の旅行消費額を高める必要がある。ナイトタイムエコノミーの経済規模はロンドンで約３．７兆円（２０１７年公表、２６３億ポンド、１ポンド１４０円で試算)、ニューヨークで約２．１兆円（２０１９年公表、１９１億ドル、１ドル１１０円で試算）の市場となり、ナイトタイムエコノミーは雇用創出にも大きく寄与している。

夕食後から就寝までの時間帯に楽しめるコンテンツが不足しているといわれている東京において、魅力的なコンテンツを拡充することが課題であり、官民を挙げた対応が必要である。美術館や庭園等の閉館・閉園時刻の延長、地域の魅力となっている芸術や音楽、歴史、サブカルチャー（漫画、アニメ等)、和食といった文化（クールジャパン資源）の発信強化、エンターテインメントショー等の施設整備、海外に向けたプロモーションや交通手段の確保等、官民がそれぞれ得意とする分野において、多様な文化を世界へ強力に発信していくことが肝要である。また、イベントを開催する際に、安全・安心と開催効果の両立に向け、官民連携による柔軟な運営が必要との声もある。その他、民間が整備する文化施設等の運営は経済的に厳しいケースが多く、施設の維持・拡充に向けて国及び東京都からの運営費助成や税制優遇等も重要である。

(3)公開空地等の利活用の推進

◆公開空地の面積要件の緩和（東京都におけるまちづくり団体登録制度の要件緩和）
　・「複数の公開空地の合算面積で１，０００㎡」に緩和を
　　（都決定案件と区市決定案件の公開空地の合算面積も対象に）
◆有料の公益的なイベントの日数制限（１８０日）の緩和
◆区市町村以外の事業者（ＮＰＯ法人・一般社団法人・株式会社等）についても自転車等のシェアリング事業実施を可能に
◆自転車以外のシェアリングモビリティ置き場として活用を
　（電動キックボード、電動車いす、マイクロモビリティ等)
◆商業的広告物の規制緩和
　・商業的広告の設置を可能にし、収益をまちづくり団体の活動へ活用
◆公開空地・公園・道路の一体利用の推進
　（申請窓口の一本化、デジタル化による利用申請・承認の迅速化等）

東京都では、公開空地等を活用したにぎわい創出活動のため、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく「まちづくり団体登録制度」により、ＮＰＯ法人やまちづくり協議会等の一般社団法人、株式会社等が「まちづくり団体」への登録を行うことで、公開空地を活用した活動が一部認められている。一方で、登録のための制約や登録後の利用制限のため、本制度を適用できる公開空地や利用方法が限定されているなどの課題がある。地域の団体等が公開空地をまちづくりのために利用できるよう、登録要件や利用制限の緩和が必要である。

２０２３年４月に、まちづくり団体の登録要件となっていた、特定開発プロジェクト等の区域面積が、従来の１ヘクタール以上から０．５ヘクタール以上に緩和されるとともに、活用できる公開空地の面積も、従来の１，５００㎡から１，０００㎡に引き下げられたことは大きな前進である。さらなるにぎわい創出のため、一定の範囲内のエリアにある公開空地の面積を合算して１，０００㎡となる場合も制度の対象とするよう検討されたい。

また、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく公開空地の利活用は、主に都決定の都市開発諸制度等が対象とされているが、都決定案件と区市決定案件の合算で、１，０００㎡となる公開空地も、利活用の対象とできるよう検討が必要である。これにより、複数の公開空地を活用しながらエリアを活性化させる取組みが可能となり、まちのさらなる活性化が期待できる。

加えて、有料の公益イベントの活用日数については、年間１８０日に限定されているが、まちの活性化に資すると認められる「公益的」な活動については、日数制限を撤廃すべきである。

さらに、現行の東京のしゃれた街並みづくり推進条例では、区市町村が自転車シェアリング事業を実施することが認められているが、区市町以外の事業者（ＮＰＯ法人、一般社団法人、株式会社等）においても事業実施を認められたい。あわせて、自転車以外のシェアリングモビリティ（電動キックボード・電動車いす・ベビーカー・マイクロモビリティ・その他区市町の長が認めるもの）も設置できるようにすべきである。また、モビリティ管理のため、屋根や柵の設置も可能とするとともに、設置部分の貸与に伴う収入を事業者が得て、公益的なまちづくり活動に充てられるよう検討されたい。

あわせて、エリアマネジメント活動に資する場合や、国際的規模の会議や競技会等に必要な場合には、公開空地に広告物を設置することができるが、広告収入を得ることを目的に商業的広告物を設置することは認められていない。得られた収益の一部を、エリアマネジメント団体やまちづくり団体の活動原資に充当することを

条件として、商業的広告の設置も容認すべきである。その際、地域住民へ十分な説明を行い、理解を得ることも重要である。

また、公開空地・公園・道路の一体利用推進も、まちの賑わいの創出に大いに寄与するものと考える。そのためには、迅速かつ円滑に一体利用の承認が可能となるよう、行政の連携による利用申請窓口の一本化、デジタル化の取組みを進められたい。

(4)ウォーカブルなまちの整備

◆歩行者にとって安全・安心なまちづくりを
・パーソナルモビリティ（自転車、キックボード等）走行帯の整備
・歩行者とパーソナルモビリティが快適に共存できるモデルエリアの設置
◆賑わいの創出
・歩行者利便増進道路（ほこみち）のさらなる普及（指定箇所の拡充・面的推進等）
・ウォーカブルな水辺の創出（スーパー堤防を活用した賑わい形成等）
◆グリーンスローモビリティ※の活用・導入支援
※時速２０Ｋｍ未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスを提供するモビリティ
◆共同荷捌き施設の整備等
◆公園・緑道の整備推進

国、東京都によるウォーカブルなまちづくりにより、歩行空間をはじめ、まちの景観が整備されつつあるが、自転車と歩行者の事故が増加傾向にある。ウォーカブルなまちの整備にあたり、歩行者の安全・安心の確保が最重要であるのはいうまでもない。パーソナルモビリティ（自転車、キックボード等）の走行に関して住民が不安を感じているとの声も多いことから、パーソナルモビリティ走行帯の整備や歩行者とパーソナルモビリティが快適に共存できるモデルエリアを設ける等、安全な運営方法の検討を行うとともに、パーソナルモビリティに対する理解を広める工夫も必要である。

ウォーカブルなまちの整備に向けた歩行者利便増進道路（ほこみち）については、さらなる普及に努め、まちの賑わいの創出を図るべきである。事業者は、地域をいかに歩いてもらいマネタイズできるかに高い関心を寄せているが、２３区内ではほこみちが１箇所しか指定されていないことから、指定箇所の拡充と２３区全体への面的広がりを意識した取組みを推進すべく省庁・地方公共団体間の円滑なコミュニケーションを図られたい。

また、高齢者の日々の移動サポートや観光・ショッピング等を目的とした来街者のためのグリーンスローモビリティ導入や、歩行者と物流導線を分離し、歩行者の安全・安心を確保するための共同荷捌き施設の整備も促進されたい。共同荷捌き施設は、渋滞緩和、事故防止に役立つため、積極的な整備支援が必要である。

さらに、ウォーカブルな水辺の創出のため、防災上の観点からもスーパー堤防を活用した賑わいの形成に関する一層の取組みが必要である。また、公園・緑道の重要性については、コロナ禍により再認識されたところであり、人々が集い安らぎ、賑わう場の整備への取組みも継続されたい。

３．インフラを支える建設業・運送業の２０２４年問題への対応

２０２２年度の年間総実労働時間（厚生労働省「毎月勤労統計調査」）をみると、建設業は１，９６５時間、運輸業・郵便業は１，９９２時間となっており、過去と比較すると減少傾向にあるものの、両業種ともに全産業平均を約３００時間上回っている。また、同年度の年間出勤日数をみても、建設業は２４０日、運輸業・郵便業は２３０日となっており、全産業平均の２１１日とは大きな乖離がある。

こうした労働環境から、近年では新卒入社や中途入社を希望する若者は、建設業・運送業を敬遠しているともいわれている。入社希望の若者が減少しているほか、職人・ドライバーの高齢化も相まって、さらに人手不足に陥るといった悪循環が引き起こされている。

実際に２０２３年４月時点のパートを除く新規倍率をみると、建設業のうち建設躯体工事従事者が１２．９６倍、建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）が６．４５倍、電気工事従事者が５．２１倍、土木作業従事者が６．６７倍となっている。また、運送業（自動車運転従事者）の新規求人倍率は３．４９倍であり、全職業平均の１．６６倍と比較すると、建設業・運送業ともに極めて高水準であり、深刻な人手不足に陥っていることが伺える。

建設業・運送業が都市力の向上に力を発揮していくためには、働き方改革を着実に促進し、魅力ある職場環境を整備することが極めて重要である。

◆長時間労働の是正（時間外労働の上限規制への対応）
〈建設業〉・区市町村の適正工期設定を促す取組みの推進
・工事書類の削減・簡略化
〈運送業〉・物流効率化に資する設備等の導入に対する助成金や税制措置
・制度の見直し(速度制限､道路交通規制の見直し､駐車禁止除外指定の適用等)

・商習慣の改善(荷待ち･荷役作業時間の削減､納品期限・取引価格の見直し等)
◆人材確保・育成の推進
・適正取引の推進による従業員に対する適正な賃金の還元
・人材育成のための支援
（建設キャリアアップシステムの推進、フォークリストの免許取得に対する支援等）
・企業等の実態を踏まえた副業・兼業の推進施策の検討
・建設業における外国人労働者の雇用促進（長期雇用環境の整備）

２０２４年４月から建設業・運送業への「時間外労働の上限規制適用」がはじまるが、長時間労働（時間外労働）是正のためには、事業者はあらゆる方策を組み合わせて取組む必要に迫られている。
その方策のひとつとして、建設業においては、適正な工期設定による時間外労働時間削減が挙げられる。国・東京都の発注工事は時間外労働の上限規制に配慮した工期設定となっているが、区市町村の発注工事は配慮が十分でないとの意見も多くあり、区市町村による適正な工期設定を促す取組みを推進されたい。また、工事書類の削減・簡略化やｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎの推進、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Ｂｕｉｌｄｉｎｇ／Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ Ｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎ Ｍｏｄｅｌｉｎｇ，Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ）の活用等により労働生産性を向上させ労働時間を削減する取組みも必要である。
一方で、運送業においては、物流生産性向上による時間外労働時間削減に向けて、荷役設備や倉庫設備等の導入に対する助成や税制優遇措置の拡充を図るべきである。また、着荷主事業者が荷待ち時間、荷役作業等にかかる時間の把握ができるシステム、並びに納品（バース）予約、求貨、求車サービス等の設備・システム等の導入にかかる支援も重要である。そのほか、先進安全装置を装着した大型トラック等の高速道路速度規制の見直し、宅配事業者への「駐車禁止除外指定」の適用等、物流効率化に資する法規制の見直しも必要である。
加えて、建設業・運送業ともに個社の取組みだけでは、納期、取引価格等、全体的な改善の推進は困難なため、工事発注者と受注者、荷主事業者と物流事業者間の相互協力と連携強化に向けたパートナーシップ構築宣言の登録を推進し、各企業の取組みの見える化及び共存共栄関係の構築が必要である。さらに、宣言企業を対象に助成加点措置等を設けるなど、パートナーシップ構築宣言の実効性向上に向け官民が連携して取組む必要がある。
また、建設業・運送業の担い手確保も急務となっている。若手の入職者数が充足していないため、建設業及び運送業の就業者の約５割が５０歳以上となっており、他産業と比べて高齢化が進行している。パートタイム労働者の「年収１３０万円の壁」による弊害の解消、若年層の職場定着率の向上、従業員に対し適正な賃金を支払うための適正取引の推進、建設業においては外国人労働者の雇用促進・建設キャリアアップシステムの推進、運送業においてはフォークリフトの免許取得の支援、ドライバーの休憩場所等の福利厚生施設整備に対する支援等、担い手を確保するための施策も重要である。
さらに、時間外労働の上限規制が強化されるなか、企業の従業員からは収入補填のため副業等をせざるを得ないという声も上がっている。企業側においては、人手不足から副業者の受入に積極的な企業のほか、健康等への懸念から自社従業員の副業等に慎重な企業もある。国や東京都はこうした企業等の実態を踏まえ、副業等の推進施策を検討することが必要である。

【継続要望】
１．まちづくりのためのデジタル技術活用
先進国における日本のＤＸの立ち遅れが懸念されているなか、政府はデジタル庁、東京都はデジタルサービス局が旗振り役となり、行政手続きの効率化・迅速化等に取り組んでいる。住民及び事業者の利便性向上を速やかに図り、行政のＤＸを強く推し進めることが重要である。
また、日本各地でスマートシティの実証実験が行われているが、バルセロナやシンガポール等、先行する都市に追いつくためには開発を急ぐ必要がある。住民・企業の理解・協力・参加がなければスマートシティの開発スピードを上げることは困難であり、多くの住民・企業の理解・協力・参加をいかに得ていくかが極めて重要である。多くの企業は、利便性の高いまちづくりとカーボンニュートラルのためのデジタル技術活用に関心を寄せており、スマートシティモデル都市の早期完成を期待している。

(1)行政のＤＸ推進
◆行政手続きの効率化・迅速化・ワンストップ化
（省庁や都区の垣根を超えたデータの一元管理による行政サービスの効率化）
◆住民サービスのためのシステム共通化による効率化・費用削減
◆使いやすい・分かりやすい・見やすい行政手続きのソフト・サービスの開発
並びに情報処理能力の強化
◆高齢者向けにスマートフォン操作等の学習機会創出（デジタルデバイドの解消）

(2)スマートシティの早期実現
◆住民・事業者の理解・協力・参加によるスマートシティ推進

・実装モデルをつくり成功体験の積み重ねを
・中小を含む多くの事業者の参画支援
・社会実装の早期実現によるまちの価値向上
◆スマートシティ早期実現に必要なデータの開示等
・事業者から要請のあった行政保有データへの開示協力
・一定の配慮をしたうえで、民間が所有するデータを活用できる制度の構築
・データ取得を阻害する規制の緩和
◆都市OS[4]のAPI[5]連携による都市間のデータ・サービス連携

２．東京ベイエリアを世界のショーケースに

東京都は２０２２年３月に「東京ベイｅＳＧまちづくり戦略２０２２」を策定し、東京ベイエリア全域を対象に、グリーンとデジタルを基軸とした次世代の都市づくりに関する考え方を取りまとめた。東京都内の多くの企業が、現在進められている東京ベイエリアの開発に関心を寄せており、ゼロエミッション都市やデジタル技術を活用した利便性の高い都市等の早期形成に期待している。東京ベイエリアのまちづくりにおいて最も重要なことは、都民・企業によるモデル都市形成への賛同・協力を得ることであり、これにより開発のスピードアップと持続的なまちづくりが可能となる。ベイエリアが、カーボンニュートラル、ＤＸ、安全・安心等様々な社会課題の解決に向けた日本、さらには世界のショーケースとなるよう強力に開発を後押しすべきである。また、ベイエリアと国内外との交通・物流機能強化により、経済効果の波及等を促進していくことも重要である。

より良いまちづくりへの原動力は、我がまちに誇りや愛着、共感を持つ人であり、シビックプライド[6]（郷土愛）の醸成は不可欠である。対象エリアのそれぞれのまちにおいて歴史文化の教育等により、シビックプライドを育てていくことが重要と考える。加えて、都民・企業の理解促進に向けた広報活動等、各戦略の効果を広く周知するための取組み強化が重要である。

◆住民・事業者・来街者の開発への協力・参加
（東京ベイエリアを「カーボンニュートラル・ＤＸ・安全安心」等の課題を解決するモデル都市に）
・住民・事業者・来街者がＺＥＢ・ＺＥＨ、デジタルサービス等の体感・体験を通じて、積極的に開発に協力・参加できるような取組みを行うことで、ゼロエミッション都市やスマートシティの早期実現を
◆経済効果を波及させるインフラ整備
・東京ベイエリアと都心や空港、さらに各地とをつなぐ陸・海・空の交通・物流ネットワークの整備
（臨海地下鉄新線、羽田空港アクセス線、地下鉄８号線、品川地下鉄、新空港線、首都高速晴海線延伸、第二東京湾岸道路等）
◆文化交流拠点の創造
・エンターテインメント、ＭＩＣＥ関連施設の集積等

３．インフラ整備等の迅速かつ着実な推進

コロナ禍は、働き方や住まい方等、ワークスタイル・ライフスタイルに対する人々の価値観の多様化を加速させた。地方・二地域居住への関心の高まりや地方へ移転をした企業もあり、地方分散化は一部で進むものと思われる。中長期的には、首都東京は高度な都市機能の集積によって国際的な都市間競争に勝ち残るための機能強化を図り、郊外はライフスタイルの変化に合わせた自立分散型のまちに、地方は人口減少・高齢化の時代を生き残るべくコンパクトシティ化・公共交通ネットワーク再構築を推進し、規模の異なる複数の拠点が、それぞれの役割を分担し、補完し合いながら共存共栄することが重要である。また、東京及び首都圏の大都市が、デジタル技術も活用しながら地方都市との交流・連携を促進し、イノベーションの創出につなげ、日本全体の成長を牽引していくことも重要である。

激しい国際競争のなかで東京及び首都圏が都市機能の集積を図り、国際競争力を向上させるためには、①都市の基盤、②各地域との直結、③都市の多種多様な魅力といった都市再生への取組みをスピードアップさせることが極めて重要である。

(1)都市の基盤…安全・安心、強靭化（レジリエンスの確保）、持続的な成長
①土地利用や都市計画の柔軟な運用によるレジリエンス強化

◆土地利用の複合利用等、さらなる高度利用に向けた都市計画の柔軟な運用

[4] 都市ＯＳとは、スマートシティで実現する物流・医療・福祉・防災等の様々な新しいサービスを提供するための基盤
[5] ＡＰＩ（Ａｐｐｌｉｃａｔｉｏｎ　Ｐｒｏｇｒａｍｍｉｎｇ　Ｉｎｔｅｒｆａｃｅ）とは、ソフトウェアやプログラム、Ｗｅｂサービスの間をつなぐインターフェースのこと。ＡＰＩの利用により、複数の他のサービスと連携することができる
[6] 「シビックプライド」は㈱読売広告社の登録商標

・事業者が事業拡大・継続を円滑に行うことができるよう用途地域の変更、容積率緩和、遠隔地間の容積率移転、育成用途の活用による複合用途の利用促進
・社会環境や多様な働き方、ニーズの変化に対応したまちづくりを進めるため、土地利用・建築規制等の一層の柔軟化・スピーディな都市計画の運用が必要
◆中小オフィス街や木造住宅密集地域等、再開発が見込まれる地域外においても、
災害リスクの低減や生産性向上に資する建替え等における日影規制や既存不適格建築物に対する柔軟な運用
（柔軟な適用除外等）

②民間活力による都市再生の推進
◆（特定）都市再生緊急整備地域の拡大、施策の活用推進
・魅力ある国際都市の形成に向けた事業促進、施策活用推進
・日影規制や駐車場附置義務柔軟化の継続的な推進
・複合用途施設に対する容積率緩和
◆国家戦略特区の特例に基づく都市再生プロジェクト推進
◆国際ビジネス環境の整備に対する支援拡充
（国際会議場、外国語対応の医療・教育・保育施設、宿泊施設等への支援、容積率緩和、国際イベントへの出展、外国企業及び外国人の受入相談体制の充実等）
◆各地域の多様な商材を全国各地さらに世界へ広めていくための東京におけるプラットフォームとしての機能充実
・東京が日本各地域と連携し、地方創生と国際競争力を組み合わせ、日本の新たな成長エンジンを創出するよう、見本市・展示会の育成・支援や、海外メディア・バイヤーの招へい等の後押し
◆交通・物流ネットワークにおけるミッシングリンクの解消による東京及び首都圏と地方都市の連絡速度の向上

③インフラ老朽化対策の推進（高速道路・橋梁・トンネル等）
◆首都高速道路更新計画の確実な推進
◆点検結果を踏まえた確実なメンテナンス計画の策定と実施
（予防保全型維持管理、メンテナンスサイクルの構築・実行、メンテナンス産業の育成、新技術の開発・導入等の加速化によるトータルコストの縮減と平準化の両立）
◆維持管理に必要な人員、技術、財政に関する地方公共団体への支援強化
◆インフラメンテナンス国民会議等を通じた新技術の取組みの着実な推進と水平展開

④老朽マンションの建替え等の促進
◆老朽マンション等の再生・耐震化に向けた建替え等の促進のための阻害要因改善
・マンション建替え決議要件の見直しの迅速な実施（区分所有者等５分の４以上の同意要件の緩和、所在不明者・意思非表示権利者等の議決権排除等）
・区分所有者の建替え費用軽減のための道路斜線、日影規制、高さ規制等、建築規制の緩和による容積率の拡大等
・老朽マンションを別敷地で建替えが可能となるような新たな仕組みづくり
◆緊急避難道路沿いマンションの建替え等促進
◆耐震化や再生が難しいストック等の適切な解体撤去促進

⑤木密地域等密集市街地の早期改善、無電柱化の推進
◆助成等による木密地域の不燃化推進
（建替え・除去、共同建替え、公園整備及び道路拡幅による延焼遮断帯等）
◆木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設（税制支援等）や日影規制の柔軟化、容積率・高さ制限の緩和、容積率の別敷地評価等、種々の政策を強力に進めることが必要
◆東京都及び各区の執行体制、両者連携のさらなる強化
◆無電柱化推進のための容積率割増等による都市開発諸制度活用及び低コスト化推進、財政的措置拡充
◆街づくりを通じた官民連携による無電柱化の推進（都市開発時の工夫の徹底）

⑥災害に備えたインフラ整備・まちづくりの推進
◆スーパー堤防・調節池の整備、河川・海岸保全施設・港湾施設の耐震・耐水対策、治水施設の整備推進
◆東京港等の耐震強化岸壁整備、災害時航路の安全確保
◆羽田空港の耐震対策・浸水対策の推進と災害時の避難誘導及び早期復旧体制の確立
◆災害危険区域等ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進に向けた周知啓発の徹底、助成制度・

税制支援等の後押し
◆浸水区域を経由せずに高台等への安全な避難が可能となる「高台まちづくり」等、高層階に避難しやすくする改修への支援等の推進
◆京成本線荒川橋梁架け替えの早期完成

⑦気候変動に適応したまちづくりへの転換
◆ 省エネ・再エネ設備の導入・利用の拡大とエネルギー拠点の分散配置
（地域におけるＧＸの推進）
・地方小都市は、地産地消の再生可能エネルギーの発電システムを整備し、余剰電の売電による収入増と発電事業による雇用創出により、地域活性化を
・都内の建物敷地内での再生可能エネルギー設備設置に代えて、地方都市への設置に対する補助拡充（東京と地方都市の連携）
・再生可能エネルギー設備の設置を可能とする用途地域等の見直し
・エネルギー拠点の分散配置による国土強靭化

⑧都市衛生環境整備の促進
◆下水処理場の処理能力拡充
◆ごみ置き場の衛生環境向上

⑨空き家・空き地対策の推進
◆所有者不明の空き家の対処等、都市のスポンジ化を見据えた対応の推進
・改正都市再生特別措置法による制度を活用したまちの活力維持
・コミュニティや住環境の質の低下防止
◆改正所有者不明土地法（改正所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法）を利用した空き地対策の推進
・所有者不明土地について、再生エネ発電設備、防災施設への利用促進等
◆土地所有者等に対する土地の適正な利用、管理に関する責務についての周知啓発

(2)各地域との直結…魅力をつなげるネットワークの充実・連携
①首都圏三環状道路の整備（外環道・圏央道）
◆東京外かく環状道路（外環道）
・陥没・空洞箇所周辺における丁寧な対応
・陥没等の再発防止策を徹底し、安全確保を最優先としたうえでの工事実施により関越道～東名高速間の早期開通
・東名高速～湾岸道路間の早期計画具体化
◆首都圏中央連絡自動車道（圏央道）
・早期の全線開通及び４車線化の加速化

②都心と首都圏空港間等のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の強化
◆首都圏空港（特に羽田空港）と都心間等のアクセス改善による移動利便性の向上
（羽田空港アクセス線、新空港線）
◆区市町村や事業者から特に要望が強い路線の課題整理と整備に向けた検討推進
（地下鉄８号線［豊洲～住吉］、地下鉄１２号線［光が丘～大泉学園町］、新金貨物線の旅客化、メトロセブン）
◆混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組み推進

③コンテナふ頭・クルーズ客船ふ頭等の港湾施設の機能強化
◆大型貨物船への対応、国際基幹航路の維持・拡大に向けた東京港の機能強化
（コンテナ船等の大型化の進展、貨物量の増加、コンテナの長期待機・港湾エリアの交通混雑等への対応等）
◆港湾と背後圏をつなぐ道路ネットワークの整備推進
◆大型クルーズ客船対応の客船ふ頭（東京国際クルーズターミナル）における受入環境の確実な整備
（２バース化の早期実現）

④首都圏空港処理能力強化・就航都市数増加・効率的な空域利用の促進
◆首都圏空港の処理能力強化
（羽田空港第５滑走路検討等の取組み推進、成田空港の処理能力強化、羽田新経路の着実な遂行等）
◆首都圏空港の就航都市数の増加に向けた誘致、速やかな認可

◆横田空域の早期全面返還による首都圏の空域再編成、一体的な管制業務
◆首都圏空港におけるビジネスジェット受入れ及び駐機場の拡大、都心への交通アクセス強化

⑤首都圏の高速道路、国道等の交通円滑化
◆恒常的に交通渋滞が発生する箇所の渋滞対策（高速道路のピンポイント対策等）
◆踏切の除却等を目的とした連続立体交差事業及び踏切システムの改善、踏切道の拡幅の積極的な推進
◆観光地市街部等におけるＩＣＴやＡＩ等を活用した交通マネジメントの確立と展開
◆東京都の優先整備路線の計画的な取組み、着実な整備
◆スマートインターチェンジの整備促進（工場団地や物流施設等との直結による民間投資誘発、観光活性化）
◆混雑緩和を目的とした高速道路料金見直しにおいて、事業者の実態に合わせ行うよう車両の適用除外等、柔軟な実施方法の検討。また、高速道路利用者の予見性が低下して利用を躊躇させる恐れがあることにも留意が必要
◆賢い料金（高速道路外の休憩施設等に退出しても料金は不変）に係る施策の拡充
◆主要観光スポットをめぐる企画料金の設定による広域観光の促進

⑥物流分野の生産性向上の加速及び関連施設の整備
◆自動運転・隊列走行等の早期実現、ダブル連結トラックによる省人化の推進(新東名高速他)､共同輸配送・中継輸送・モーダルシフトの推進、特大トラック輸送の機動性強化に向けた実効性のある運用
◆ドローンの利用、宅配便再配達の削減（宅配ボックス等）等による生産性向上
◆物流を考慮した建築物の設計・運用の周知展開、荷捌き車両の路上駐車の改善、共同荷捌きスペースの確保（再掲）、渋滞対策推進
◆重要物流道路制度による道路機能強化とその機能の民間への周知
◆羽田空港や東京港及び周辺の物流施設の機能強化や再編に向け、国家戦略特区認定等を通じた財政支援や容積率等の規制緩和等の支援強化

⑦シームレスな移動環境の充実（ＭａａＳの社会実装に向けたスピードアップ）
◆進化するデジタル技術を活用し、国や自治体、公共交通事業者等が連携しＭａａＳの社会実装のスピードアップ
◆道路交通のトラフィックの円滑化のため、ビッグデータ、ＡＩ等最新技術を活用し、一層精度の高い情報通信インフラ整備の推進
◆各事業者が所有する交通関連データ活用のためのスキームの検討

⑧リニア中央新幹線を契機とした日本中央回廊の形成
◆リニア中央新幹線開業に向けた着実な取組み
◆世界から資金や人材、情報を呼び込む日本中央回廊の形成とリニアと他の交通ネットワークとの結節強化
◆日本中央回廊の形成による各地域の多様な商材を日本各地さらに世界へ広めていくための東京圏におけるプラットフォームとしての機能の充実
◆日本中央回廊の核都市として、東京圏が日本の新たな成長エンジンとなるための国による後押し

⑨インフラのストック効果の見える化・見せる化
◆インフラのストック効果の都民への周知
◆東京都の重要計画に対する多様な主体の理解と参画
◆インフラツーリズムの推進

(3)都市の多種多様な魅力･･･密集・混雑を避けた交流・魅力の創出・再生
〇楽しさやオープンな交流の創出に向けた公共空間の利活用
◆公共空間の整備・利用促進による地域の利便性や快適性の向上、並びに市民が安らぐことのできる美しい都市空間の形成による都市の魅力向上
◆子供が自由に遊ぶことのできる公共空間の整備
◆ウォーカブル推進税制の活用推進
◆憩いと賑わいの創出、都市景観向上の観点からも観光資源、そして経済活動の拠点としてのポテンシャルの高いウォーターフロントの利用促進
◆優先順位で劣後していた都市景観の課題への取組みを含め、空間・景観・環境価値の高い都市の創造に向けての取組みの強化が必要
◆コミュニティの維持や地域の魅力向上を図るための地権者や企業、開発事業者等の民間が主体的に行うエリアマネジメントの取組みを推進する環境整備が重要

４.施策のスピードアップに向けた環境整備

国際競争力の高い、真に豊かさを実感できる地域社会を構築していくためには、関係者が中長期的な視点で街づくりのストーリーを描き、共有したうえで、地域全体の価値や魅力（トータルバリュー）を高めるための柔軟な制度運用や取組みを行っていく必要がある。　インフラ整備においても、地域のあるべき姿やそれに基づくゾーニングを踏まえ、地域全体の価値や魅力を向上させる視点で整備の効果や費用のあり方を検討していくことが肝要であり、こうした合意形成による計画に基づき、整備効果を早期に発現させることが重要である。民間企業が早期に建物を竣工させ投下資金の回収を急ぐのと同様に、公共事業においても早期竣工によりＢ／C 値を当初計画どおり確保し、高いストック効果を発揮することで国際競争力の向上を図る必要がある。

インフラ整備のスピードアップに向けては、様々な課題があるが、本要望では、その根幹となる公共用地取得のスピードアップについて申し述べる。一部の利害関係者の権利濫用による整備の長期化は、大きな社会的コストを生じさせることとなる。法制度の改正や柔軟な運用、積極的な活用、さらに公共用地取得にあたり不公平感や権利濫用等を防ぐ制度の創設等もあわせて検討・実施していくことが必要である。

また、地籍調査の実施により土地の境界を明確にしておくことは、社会資本整備、まちづくり、土地取引の円滑化、災害後の迅速な復旧・復興等に資するものとして重要である。地籍調査の進捗率は２０２２年３月時点の全国の面積ベースで約５２％である一方、東京都の進捗率は約２４％と低くなっている。地籍調査の進捗率を早期に引き上げることが求められる。

(1)公益性・合理性を実現する土地収用手続き等の積極的活用

◆土地収用手続きへの移行を決定・指示できる第三者機関の設置等８０％、５年ルールのより厳格な運用
・用地取得率８０％となった時、または用地幅杭打設終了時から３年を経た時のいずれか早い時期に収用手続きに移行すべきという国土交通省の通達（平成１５年３月２８日付事業認定等に関する適期申請等について等）に準じ着実に運用すべき

◆東京都収用委員会の積極的な活用と裁決等のスピードアップ

◆公共用地取得遅延による機会損失額の最小化

(2)官民連携による用地取得業務の加速

◆用地取得のスピードアップに向けた積極的な民間活用（用地の測量・調査・補償金額算定、行政事務の補助業務や、土地の収用等の裁決申請の補助業務等）

◆用地職員の人材育成（公共用地取得に関する業務、用地職員の発注・モニタリングのスキルアップ等）

◆関東地方整備局・東京都による地方公共団体への支援

(3)用地取得における不公平感の解消

◆道路拡幅により立ち退く者と、新たに道路に接する者の不公平感の解消
補償制度は、１９６２年に閣議決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」によるものであり、同要綱に定める補償算定額が立ち退く者にとって果たして公平なものであるか疑義がある。現行の要綱の定め（第３条、第７条）ではインフラ整備による当該地区の資産価値の上昇分を立ち退く者は享受できない。用地補償の不公平感解消と円滑な土地取得を進めるため、資産価値の上昇分を立ち退く者に還元する方法等、新たな損失補償制度の検討・創設について国へ働きかけていただきたい。

◆道路整備と一体的に進める沿道まちづくりの積極的な活用

(4)地籍調査の早期の進捗率向上

◆地籍調査の早期の進捗率向上が必要（第７次国土調査事業十箇年計画（２０２０～２０２９年度）の早期執行）

以　上

２０２３年度第７号
２０２３年7月１３日
第７６０回常議員会決議

＜提出先＞

東京都副知事、東京都幹部等

＜実現状況＞

【関連予算の確保・拡充】

○東京ゼロエミ住宅の普及促進［２５１億円（新規）］

⇒都が定める基準を満たす新築住宅に対して、水準に応じた補助を実施

○水素エネルギーの社会実装に向けた取組を加速［２０４億円（前年度比７８％増）］

⇒東京都は、都有地において燃料電池バス･トラックに対応した水素ステーションの整備・運営事業者が決定する等、インフラ整備が進む。

○インフラを支える建設業・運送業の２０２４年問題への対応［７２億円（前年度比２８％増）］

⇒物流の効率化に向けた事業者や都民に対する積極的な広報展開を検討

○交通・物流ネットワークの整備促進［３，０９１億円（前年度比１％増）］

⇒地下鉄８号線、環状第４号線等、交通・物流ネットワークの整備に向けた取組みが進展

８．国の中小企業対策に関する重点要望

わが国経済は、社会経済活動の正常化により回復傾向にあるものの、国際情勢の悪化や為替変動などの急激な外部環境変化を背景に、先行きの不透明感が増している。足元では物価上昇に伴いコストが増加しており、原材料価格の高騰に対する価格転嫁は進捗しているものの、転嫁が一部にとどまっている企業や取引先との価格協議すらできない企業も存在するなど、中小企業の経営に悪影響を及ぼしている。物価高の影響に加えて、需要の回復に伴い中小企業の人手不足が深刻化しており、人材確保のため、中小企業も賃上げ圧力が高まっている。自発的かつ持続的な賃上げの実現には、賃上げ原資の確保に向けた価格転嫁が不可欠であり、適正価格での取引を社会経済全体に浸透させ、付加価値をサプライチェーン全体で適正に配分することが必要である。価格協議を取引慣行として定着させ、円滑な価格転嫁を実現するためにも、一層の取引環境の整備に取り組むべきである。

また、社会経済全体がコロナ禍からの転換点を迎える中、中小企業が持続的な成長を遂げるためには、価格転嫁の実現に加え、自己変革により企業自らが付加価値を生み出すことが求められている。東京商工会議所の調査では、７割以上の企業がコロナ以降に新たな取り組みを行い、環境変化に対応した好事例も生まれている。今後、付加価値創出に向けて、イノベーション活動やデジタル化による生産性向上などの取り組みに果敢に挑戦する中小企業の後押しが重要であり、グリーンなどの成長分野への参入もわが国全体での成長実現には不可欠である。また、革新的なイノベーションの担い手であるスタートアップの支援も将来に向けたわが国経済の成長の原動力につながる。

新型コロナウイルス関連融資の返済が本格化する中、業績回復を果たせない企業による倒産・廃業が増加傾向にある。地域に雇用をもたらす中小企業は地域経済の中核を担っている。事業継続の危機に直面している中小企業においては、収益改善や事業再生など、状況に応じた早期の支援が重要である。併せて、やむなく廃業を選択した経営者が再チャレンジに取り組むための支援の強化が必要である。わが国では、一度でも事業で失敗すると社会的な信頼が失われるリスクが大きいことが課題の一つとしてあげられており、再チャレンジを許容する環境を整備することは、起業・創業を促進していく観点からも重要である。コロナで解決が後回しになっていた事業承継については、価値ある事業の喪失回避に向けて喫緊の課題となっている。親族内承継や従業員承継、後継者不在企業における第三者承継など、それぞれの承継方法に応じたきめ細やかな支援が求められている。特に、事業承継税制特例措置は、親族内承継時の重要な支援施策であり、申請期限の延長と税制の恒久化をお願いしたい。

以上の観点から、当商工会議所は会員企業の声を集約した以下の政策の実現を強く要望する。当商工会議所は、中小企業の事業継続と自己変革の後押しに向けて、関係諸機関との連携を密にして、地域の総合経済団体として中小企業・小規模事業者の支援に尽力する所存である。ついては、政府におかれても会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、各種施策の実現に向けて取り組まれたい。

記

＜経営環境変化に対する最重要項目＞

取引適正化に向けた環境整備とパートナーシップ構築宣言の実効性向上

１．中小企業の成長原資確保と自発的・持続的な賃上げの実現に向けた円滑な価格転嫁と取引環境の整備

原材料・エネルギー価格の高騰、人件費の上昇により、中小企業のコストは増加し続けており、中小企業経営は依然として厳しい状況に直面している。加えて、中小企業も自発的・持続的な賃上げへの対応が求められているが、本年５月に日本商工会議所が公表した「商工会議所ＬＯＢＯ調査」によると、２０２３年度に「賃上げを実施予定」と回答した企業の６割は業績の改善が見られない中での賃上げを予定しており、企業からも、「人材確保のためやむなく初任給の賃上げを実施し、それに伴い全体の給与水準も引き上げた」などの声が寄せられている。労働分配率が７～８割と高止まりしている中小企業が、積極的な投資や持続的な賃上げを実現するためには、生産性向上と円滑な価格転嫁による原資の確保が不可欠である。とりわけ製造業においては、中小企業の実質労働生産性は大企業と同程度上昇しているが、価格転嫁力がマイナスとなっていることで名目付加価値額を押し下げており、サプライチェーン全体で生み出され

た付加価値を適正に配分することが求められている。

本年６月に当商工会議所が公表した「東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査)」によると、価格協議・価格転嫁の動向について、「価格協議できている」企業は６６．３％、「４割以上の価格転嫁が実現できた」企業も４６．４％と、パートナーシップ構築宣言の普及促進や価格交渉促進月間の定期的な実施等による価格転嫁機運の醸成により一定の効果が見られる。しかしながら、企業からは、「取引を打ち切られることを恐れて価格協議すら実施できない」「価格協議を実施したものの、一方的に取引休止の通知を受けた」といった悲痛な声が数多く寄せられており、引き続き、適正価格での取引に向けた円滑な価格転嫁の促進が重要となっている。

国では、昨年、中小企業取引対策事業を拡充し、下請Ｇメンの体制強化やフォローアップ調査の実施・調査結果に基づく企業名の公表など、数多くの取り組みを実施され、取引適正化に対する機運醸成が図られたことは歓迎したい。一方で、価格協議を取引慣行として根付かせるためには、取引適正化対策の一層の強化により、これまでの取り組みを加速させるべきである。

「転嫁円滑化施策パッケージ」では、価格転嫁調査の実施や下請振興法に基づく指導・助言による改善のサイクルが盛り込まれており、継続的な実施が発注側の経営陣の認識改善に寄与することからも、「価格交渉促進月間」を通じた取引状況の定点観測と結果公表の取り組みを強化されたい。また、公正取引委員会の調査や、下請Ｇメンによる下請取引の監督強化も着実に実施されたい。一方で、価格協議の実施にあたり、受注者から「エネルギーコストや労務費等は交渉方法が分からない」という声も寄せられている。価格交渉のノウハウを提供するため、受注者向けの個社支援も強化いただきたい。

各業界で固有の商習慣や幅広い下請構造を有している中においては、サプライチェーン全体での取引適正化の実現と付加価値向上に向けて、「自主行動計画」の策定による業界を通じた働きかけも重要である。個社の購買行動の指針となる自主行動計画を各業界団体の下部組織を含めて策定することに加え、国の定める「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」も取引現場へ浸透・徹底するよう、強く働きかけを実施されたい。

ＢｔｏＣにおける価格転嫁の実現にあたっては、最終消費者による負担が不可欠だが、値上げに対して消費者が敏感であることから、消費停滞を恐れて値上げに踏み切れない企業も少なくない。値上げを受け入れてもらうためには、長年のデフレマインドを払拭することが求められる。付加価値を含めた適正価格での提供に対して最終消費者の理解が得られるよう、啓発活動にも取り組まれたい。

【要望内容】＜経済産業省、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、国土交通省、公正取引委員会＞

- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく取り組みの加速化（価格協議の一層の推進、下請取引の監督強化、業種別の転嫁状況の格差解消に向けた各業種所管省庁との連携等）
- 令和５年「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の着実な実行（新）
- 「下請振興基準」に基づく指導・助言や「下請法」「独占禁止法」の運用強化、下請Ｇメン・知財Ｇメンによる取引状況の定点観測、個別評価を含む結果の公表、是正の働きかけ強化（新）
- 大企業の「働き方改革」の影響による、業務負荷や不公正な取引条件など下請企業へのしわ寄せの防止、監視強化
- 労務費の転嫁の在り方に関する指針の早期取りまとめと実効性の確保（新）
- 建設・物流業の２０２４年問題への対応に向けた長時間労働是正の取り組みの強化（適正な工期設定の対応、トラックＧメン（仮称）による「貨物自動車運送事業法」に基づく是正の働きかけ強化）（新）
- 「下請かけこみ寺」による相談対応強化、よろず支援拠点における「価格転嫁サポート窓口」等での下請企業の価格交渉促進に向けた個社支援・指導の強化（新）
- 業界団体に対する働きかけの強化（購買行動の指針となる「自主行動計画」の各業界団体の下部組織を含めた策定促進・策定内容の見直し、「自主行動計画」および「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の取引現場への浸透）（新）
- 団体協約など事業協同組合が取引適正化に関与できる事項の整理・周知強化（新）
- ＢｔｏＣ事業者の円滑な価格転嫁を実現するため、付加価値も含めた適正価格での提供に対する最終消費者の理解促進に向けた啓発活動の実施（新）
- 知財取引の適正化に向けて、「下請法」の「親事業者の禁止行為」（第４条）に「不当な知財取引」を追加。不当な知財取引を行う企業名の公表など、「優越ガイドライン（優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方)」の拡充による断固たる措置の実施
- 中小企業庁作成の知財に関する契約のひな形・ガイドラインの普及・啓発と中小企業に対する専門家相談・派遣制度の創設
- 「フリーランス保護法」の法省令の整備において、中小企業側の事務負担の最小化に向けた配慮（新）

２．パートナーシップ構築宣言の推進と実効性向上に向けた取り組みの加速化

２０２０年６月より募集が開始された「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーン全体の共存共栄、規模、系列などを超えた連携や、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の遵守を目指す取り組みであり、本年７月時点で公表企業数は３０，０００社に迫っている。中小企業の付加価値向上の実現のため、パートナーシップ構築宣言の周知強化と宣言企業の拡大に引き続き取り組まれたい。既に事業再構築補助金のほか、複数の省庁の補助施策において宣言企業に対する加点措置が設けられているが、今後もその対象範囲を全省庁の補助金に拡大するなど、さらなるインセンティブの付与に取り組まれたい。

宣言企業が拡大する一方で、「独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査」において、多くの取引先に明示的な協議なき価格据置が確認された宣言企業が存在するなど、宣言の趣旨・内容が購買部門等の下請企業との接点となる部門や取引現場まで浸透していない実態が浮き彫りとなっている。中小企業からも「価格協議の窓口となる現場担当者には浸透していない」との声が上がっている。こうした中、経済三団体では本年１月に「パートナーシップ構築宣言の実効性向上に向けた要請」を連名で取りまとめ、経営者自らが先頭に立って宣言内容の実行と社内や取引先への周知・徹底を図ることで宣言の実効性向上に万全を期するよう会員事業者等に働きかけている。また、地方自治体においても、宣言企業に対する助成金の加点措置、官公需における優先発注などの取り組みが進んでいる。サプライチェーン全体での共存共栄の実現のため、国においてもパートナーシップ構築宣言の実効性向上に向けた取り組みの推進、地方自治体に対する働きかけの実施により、国・地方自治体一体となって取り組みの加速化を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、国土交通省、公正取引委員会＞
- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大に向け、宣言企業へのインセンティブ付与（大企業も利用可能なＮＥＤＯなど各種補助金の前提条件化、加点対象範囲を全省庁の補助金に拡大等）
- 「パートナーシップ構築宣言」の拡大に向け、宣言・公表を助成金などの加点対象、官公需における優先発注の対象とするなど、各地方自治体に対する協力要請（新）
- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業の現場担当者への浸透に向けた周知活動の強化（新）
- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業に対するフォローアップや検証など実効性向上に向けた取り組み強化
- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業が補助金加点を申請する際、宣言の有無だけでなく、具体的な実績に基づく審査をするなど、実効性を高めるための仕組みを強化
- 「パートナーシップ構築宣言」による好事例の横展開
- 「パートナーシップ構築宣言」の推進を通じ、オープンイノベーション加速化と知財取引の適正化、知財保護に対する支援強化

＜中小企業経営に関わる要望項目＞

Ⅰ．自己変革に挑む中小企業の成長支援

中小企業の状況・課題は多種多様であり、規模・業種に応じてニーズも異なる。現在、中小企業に期待される役割・機能を「グローバル型」「サプライチェーン型」「地域資源型」「生活インフラ関連型」といった４つの類型に分類し、類型の特性に即した施策展開を議論・実施している。各施策の効果を最大限に発揮するためにも、類型に見合う対策を施すべきであり、議論の前提となる類型の継続性を重視されたい。

１．付加価値創出に向けたイノベーション活動への支援強化

（１）革新的なイノベーション活動の支援強化

地政学リスクの高まりや物価高など不確実性の高い外部環境下では、従来型のビジネスモデルの見直しを迫られている企業も存在し、環境変化に柔軟に対応しながらイノベーション活動に取り組むことの重要性が高まっている。

令和２年度補正予算において創設された「中小企業等事業再構築促進事業」や、「中小企業生産性革命推進事業」など、中小企業がイノベーション創出やデジタル化などに取り組む際の補助施策が多数措置され、企業の取り組みの後押しにつながっている。実際に地域資源型企業においても「ものづくり補助金」やＮＥＤＯの補助金など様々な補助金を活用して、大きなビジネスモデルの転換に成功し、数多くの受注獲得や中小企業の人手不足解消にもつなげている事例や、先端技術を活用してニッチな領域で唯一無二の地位を確立した事例も生まれている。中小企業の事業再構築・イノベーション活動の後押しとなるよう支援を継続されたい。また、グローバル型企業やサプライチェーン型企業を中心に、先端技術やＤＸの活用によるイノベーション創出や、ＧＸなどの成長分野へも目を向けていく必要があり、取り組み促進を図る上でも、補助施策を活用して成果を創出した中小企業による好事例の横展開にも取り組まれたい。

イノベーション活動によって、顕著な成果を創出した事例が生まれている一方で、その必要性は認識しつつも、目の前の事業活動に翻弄され後回しとなる中小企業も数多く存在する。中小企業がイノベーション活動に取り組むためには、アイデアを具現化させる企画段階の取り組みが重要となる。企画段階では、自社の立ち位置と未来の課題を把握し、社内外のさまざまな情報を通じたアイデア検討や、そのアイデアを自社の事業に落とし込む取り組みが求められる。イノベーション創出に向けて、市場ニーズや異業種の取り組みの情報収集に資する企業間の交流機会の拡大や、実績豊富な経営者・専門家による伴走支援の充

実などに取り組まれたい。

また、企業にとってイノベーション活動は、不確実性が高く、事前調査（Ｆ／Ｓ）段階から販路開拓に至るまでの切れ目のない支援充実が不可欠である。多様なアイデアを発掘し、企業や個人の課題や、社会課題の解決に結びつけるため、ＳＢＩＲ制度（中小企業技術革新制度）などを通じて、事前調査（Ｆ／Ｓ）段階の支援件数・間口を増やし、事業化に近いものに支援を集中させる「多段階選抜方式」の導入を促進いただきたい。また、企画検討段階（いわゆるゼロイチ）から、事業化、技術・サービス確立後に多くの企業が直面する社会実装の壁を乗り越え、成長を実現するまでの切れ目のない支援に取り組まれたい。

コロナ以降に多数の補助施策が措置される一方で、複雑な制度設計により申請を諦める企業や採択後の膨大な報告書類に負担を感じる企業も存在している。幅広い企業に施策が行き渡り、成長を遂げることができるよう、各施策の運営事務局や申請窓口の体制の強化、申請・報告手続きの簡素化にも取り組まれ、利便性の向上を図られたい。

（２）自己変革の促進に向けた新たな取り組みの後押し

中小企業が新たな取り組みにより競争力を強化することは、価格交渉力を高める上でも不可欠であり、企業規模を問わず、新規事業の創出や既存事業の深化が求められている。経営資源の制約や日々の事業活動への対応など様々な事情を抱える中で、イノベーション活動に取り組むためには、経営者によるイノベーションの重要性の認識と未来志向の考え方が大切である。自社の強みを再認識しながら現状の課題や目標を明確にし、中期的な「経営目標」の達成に向け策定する「経営革新計画」や、自社の経営見直しや既存事業の深化にもつながる「経営力向上計画」は、自社のアクションプランの明確化、今後の取組内容のビジネスパートナーに対する説明や理解促進、社内への自社のビジョンの共有などに活用できる。そのためイノベーション活動の計画策定、事前準備として有用である。また、様々な業種に対応した汎用性も高いものであることから、活用促進に向けて計画策定メリットの周知強化や、計画実施時の資金調達における金利優遇措置拡大などに取り組まれたい。

中小企業が継続的に新たな取り組みに挑戦するため、変化に強く柔軟性の高いイノベーション人材を育成し、「再現性・持続可能性」のある組織づくりを行うことも事業の継続、成長を遂げる上でのポイントとなる。イノベーションを生み出す担い手育成のため、社内の新規事業担当者に対し、イノベーション創出プロセスを習得できる外部プログラムによる支援を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、文部科学省、内閣府、特許庁＞

- 「グローバル型」「サプライチェーン型」「地域資源型」「生活インフラ関連型」の中小企業の支援対象４分類に基づく議論と施策展開の継続（新）
- 「中小企業等事業再構築促進事業」、「生産性革命推進事業」などによる中小企業の事業再構築、生産性向上に向けた取り組み対する支援の継続、グリーン枠など成長分野における好事例の横展開
- イノベーション企画・検討前のニーズ探索にも活用できる、企業間の交流機会の拡大、専門家による伴走支援の充実化
- 多様なニーズに対応する新製品・新サービス開発について、事業構想の検証から事業化までの支援強化（事前調査段階（Ｆ／Ｓ）の補助制度創設や、事前調査段階から研究開発段階、事業化に至るまでの切れ目のない支援メニューの充実）
- 改正ＳＢＩＲ制度（中小企業技術革新制度）の周知促進・積極活用
- ＩｏＴやＡＩ、ＲＰＡ、ロボットなど新技術の積極的な活用促進、およびそれらを活用した新たな事業分野や成長産業への参入支援、好事例の周知強化
- 支援施策の十分な公募期間の設定と、中小企業の取り組みの実態に即した採択～補助対象事業の実施～補助金・助成金実行までの期間設定、事前着手承認制度の継続および対象拡大
- 実効性ある補助金・助成金制度の展開に向けて、複雑化する類型・要件や加点要素など運用ルールの見直し・改善と周知、採択後の報告書類の簡素化（新）
- 各施策の運営事務局や申請窓口の体制強化と問い合わせ対応のワンストップ化
- 社会保険、税手続きや補助金・助成金の申請・報告など行政における対面手続き・書面手続きなどの抜本的な運用改善（ＩＴ活用および電子化促進、提出書類の簡素化（ワンスオンリー）、提出先のワンストップ化、地方自治体ごとに異なる書類の様式や手続き・納税期限の統一化）
- 新規事業のリスク軽減に資する支援施策の活用促進、運用ルールの見直し（目標未達の場合の補助金返還について、実績報告時の理由記載による免除を認める等）
- 収益力改善の取り組みにもつながる「補助金対応ＰＯファイナンス」の活用促進（新）
- 中小企業の「稼ぐ力」の向上に資する知財経営支援体制の強化（初出願代理費用の助成による実質無料化）（新）
- 中小企業の特許料金一律半減制度の周知および特許取得推進に向けた説明会の継続的な開催
- 中小企業の新たな特許出願層を開拓する観点から、知財総合支援窓口などにおける、相談業務に

加え、電子出願や手数料納付の代行など、ワンストップで直接的な支援の強化
- 生産拠点の国内回帰を通じたサプライチェーンの強靭化に対する支援（サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の継続・予算拡充）
- 「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０」の実現に向けたプラットフォーム変革の促進（流通ＢＭＳやＦｉｎＴｅｃｈ等）および中小企業への導入支援
- 中小企業のM&A促進によるイノベーション活動の好事例周知（新）
- 経営を見直す機会につながる「経営革新計画」や「経営力向上計画」の計画策定メリットの周知強化、策定企業に対する制度融資の金利優遇幅の拡大（新）
- イノベーション活動を担う中核人材の育成支援（イノベーション活動の基礎力を身に付ける研修機会の提供等）（新）
- 物流効率化に向けた設備投資、備品導入等（物流拠点、輸送機器、輸送関連機材、標準的な物流資材、システム導入等）に対する支援策・税制優遇の拡充（新）

（３）オープンイノベーションの促進と環境整備

中小企業がイノベーションアイデアを実現し成果を創出するためには、不足する経営資源や技術力・開発力を補い、開発スピードを加速させる他社や他機関との協業、いわゆるオープンイノベーションの取り組みが有効である。オープンイノベーション促進に向けた中小企業のマッチング支援や、産学連携をはじめとするオープンイノベーションの取り組みに対する費用補助などに取り組まれたい。

また、企業同士や企業とスタートアップ、企業と自治体などを結ぶオープンイノベーションプラットフォーマーは、連携相手の開拓から協業の実行、成果創出に至るまでの一連の支援を提供しており、こうした支援の活用もイノベーション創出に向けた選択肢のひとつとなる。プラットフォーマーを活用した支援や、スタートアップとの協業により新規事業開発に取り組む「アクセラレータープログラム」の費用補助など、実効性向上に向けたオープンイノベーション支援にも取り組まれたい。オープンイノベーションはマッチングから実証実験の取り組み、事業化などの段階を経て、成果につながるものであり、短期間での成果創出は難しい。よって支援施策の創設にあたっては、単年度ではなく、中長期にわたる制度設計についても検討されたい。

【要望内容】＜経済産業省、文部科学省、内閣府、特許庁＞
- 中小企業の先端技術導入やイノベーション活動の促進に向け、産業技術総合研究所等の研究機関の協力による専門家からの指導や設備提供などの支援強化
- 中小企業の課題解決、生産性向上に資する製品・サービスを展開するスタートアップと、中小企業の協業、オープンイノベーション促進に向けた支援強化（Ｊ－ＧｏｏｄＴｅｃｈによるマッチング強化、中小企業がスタートアップと実証実験に取り組む際の補助制度創設、アクセラレータープログラムの費用補助）（新）
- 連携相手の開拓から協業の実行、成果創出に至るまでの一連の支援を提供するオープンイノベーションプラットフォーマーを活用した支援強化、支援に対する補助制度の創設（新）
- オープンイノベーションのマッチングから、実証実験、事業化、成果創出までの中長期にわたるハンズオン支援制度の創設（新）
- 大学・研究機関と企業とのマッチングから製品化まで支援を行うコーディネーターの育成強化
- 「パートナーシップ構築宣言」の推進および「サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列などを超えた新たな連携」の好事例周知
- 「パートナーシップ構築宣言」の推進を通じ、オープンイノベーションの加速と知財取引の適正化、知財保護に対する支援強化（再掲）
- 「成長型中小企業等研究開発支援事業（ＧＯ－Ｔｅｃｈ事業）」によるものづくり企業における高度な技術開発の支援強化
- 企業と大学・研究機関の共同研究において、生み出された知財を社会実装する際に、中小企業等が不利益を被ることがないよう、公平な立場で取り組むための誠実交渉の定着・推進（新）
- 「事業会社とスタートアップのオープンイノベーション促進のためのマナーブック」の中小企業版の策定（新）

２．デジタルシフトの加速化とＤＸ推進、サイバーセキュリティ対策強化に向けた支援

（１）中小企業におけるデジタルシフトの加速化とＤＸ推進

安価で使いやすいクラウドサービスの普及と、コロナ禍における感染防止を目的としたテレワークの実施や非接触のビジネスモデル構築などにより、中小企業においてもデジタルツールの導入が進んでいる。当商工会議所が本年７月に公表した「中小企業のデジタルシフト・ＤＸ実態調査」によると、ＩＴを「導入」している企業は前回調査（２０２１年２月公表）より増加し、約８０％となった。しかし、内訳を見ると「ＩＴを活用して社内業務を効率化している（守りのＩＴ活用）」（４３．６％）や「ＩＴを差別化や競争力強化に活用している（攻めのＩＴ活用）」（６．７％）など、ＩＴを「活用」できている企業はあわ

せて約半数にとどまっており、「導入」したものの「活用」に至らない約３０％の企業が、攻めのＩＴ活用に向けて活用レベルを上げることが必要となっている。

ＩＴ活用のきっかけとして、独立行政法人中小企業基盤整備機構が提供する「ＩＴ経営簡易診断」や「事業環境変化対応型支援事業（デジタル化診断事業）」では、ＩＴの活用度合や現状の立ち位置を把握できる。一方で、企業からは「ＩＴ投資を前提とした相談サービスが多く、自社の課題解決につながるかが分からない」との声が寄せられており、生産性向上に向けた課題の把握やＩＴ戦略の検討など、ＩＴ導入前の専門家相談などの強化を図られたい。また、「サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業」など各種施策についても、ＩＴ投資に対する費用補助制度はもとより、相談からＩＴ投資の実施、実施後のフォローアップ支援まで、一貫支援体制を整備するなど、変化するニーズに対応しながら補助制度の実効性向上にも取り組まれたい。

中小企業にとって、デジタル人材の確保が困難を極める中、デジタル庁では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において「デジタル人材の育成・確保」を掲げ取り組みを進めている。実効性ある対策を実現するため、取り組みの徹底と進捗の定期的な公表に取り組まれるとともに、具体的な取り組みとして、従業員のリテラシー向上を目的とした「マナビＤＸ」事業や、デジタル分野でのリスキリング支援に加え、デジタル人材の確保に向けた中小企業に対するインターンシップ・マッチング機会の提供などにも取り組まれたい。

デジタル基盤を作り上げる創業期と、事業ドメインの再構築が行われる事業承継時は、デジタル化への取り組みの進展が期待できる。これらの企業の取り組みを後押しするためにも、「サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業」における、創業時・事業承継時の補助上限上乗せ、補助率引き上げを図られたい。

近年、効率化やコスト削減を目的とするＩＴ活用のみならず、ＤＸ推進を通じて新たなビジネスモデルやサービスを創造することで、競争力強化につなげていく動きに注目が高まっている。実際に取り組む企業からは「社内の在庫システムの情報をウェブサイトと連動させ、社外からリアルタイムで在庫確認ができるようになったことで、反響につながった」という成功事例も聞かれており、付加価値創出に向けて積極的に取り組む企業の後押しを図られたい。併せて、多くの業界で活用を進めるため、好事例の横展開にも取り組まれたい。また、今後は急速に進む生成ＡＩに中小企業も適応していくことが不可欠であり、生成ＡＩの開発・利活用についての国際的なルール作りに主体的に参画すべきである。

２００１年のＩＴ基本法の制定以来、２０年ぶりの見直しとなるデジタル改革関連法を機として、デジタル庁が創設され、行政のデジタルシフトに向けた動きが始まっている。各種申請や手続き、決済などのデジタル化を通じて、中小企業の手間・コストの削減や利便性の向上など、デジタル化によるメリットを具体的に享受・実感できるよう、より一層、行政のデジタルシフトの加速に取り組まれたい。

【要望内容】＜経済産業省、厚生労働省、総務省、デジタル庁＞

- 経営課題を俯瞰してＩＴ活用可能性を診断する「ＩＴ経営簡易診断」の周知の強化（新）
- 経営者の意識改革につながる「事業環境変化対応型支援事業（デジタル化診断事業）」の周知・利用促進
- ＩＴの導入から活用、競争力強化に至るまでの専門家相談の実施（新）
- デジタルシフトの強化に資する、伴走支援型人材の育成・強化（新）
- ＩＴ実装に向けた、中小企業とＩＴベンダー等とのマッチング支援の促進
- ＩＴツール導入にあたり、地域の情報サービス業事業者による伴走支援強化および費用補助の継続（サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業の継続・拡充（通常枠（Ａ・Ｂ類型）におけるハードウェアへの対象拡充、補助率引上げおよび下限額の撤廃、ＩＴ導入に向けたコンサルティング単体での対象化）および導入事例の積極的な発信
- デジタル人材の育成・確保対策も盛り込まれた「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の進捗管理の徹底と公表（新）
- ＤＸに資するリスキリング支援の活用促進（「地域デジタル人材育成・確保推進事業（マナビＤＸ）」の周知徹底）（新）
- 生産性向上人材育成センターによるオーダーメイド型「生産性向上支援訓練」の拡充（新）
- 公的職業訓練におけるＤＸ関連講座の拡充（新）
- デジタル人材の中小企業に対するインターンシップの機会提供やマッチング支援（新）
- 地域の中小企業・小規模事業者の生産性向上を担う「情報サービス業」における小規模事業者「従業員要件」の「５人以下」から「２０人以下」への拡大
- ＤＸに資する製品・サービス開発を後押しするものづくり補助金（デジタル枠）の拡充と好事例の横展開（新）
- 新製品・新サービス開発に資する「攻めのＩＴ投資」促進に向けて、先進的な取り組み事例のポータルサイトなどを通じた積極的な情報発信
- 大企業・中堅企業の先導による商流ＥＤＩの導入・利活用支援、中小企業共通ＥＤＩの普及促進
- 社会全体のデジタル化をけん引するデジタルガバメントの早急な構築
- 補助金申請などにおける事業者の電子申請に関する国によるサポート体制の強化

- オープンデータ活用に向けた諸条件の整備、好事例の発信などを通じた活用促進（新）
- デジタル回線網の混雑解消、遅延防止の対応、５Ｇ全国活用を可能とする基地局や光ファイバーなどの通信インフラの整備促進
- デジタル空間における知財保護に向けた環境整備（新）
- 生成ＡＩの積極的な利活用に向けた環境整備（新）

（２）サイバーセキュリティ対策強化に向けた支援

中小企業おけるＩＴ活用・デジタルシフトの進展に伴い、企業や民間団体、官公庁など、特定の組織を狙う「標的型攻撃」や、身代金要求型不正プログラム「ランサムウェア」などサイバー被害が増加し、中小企業にとって大きなリスクとなっている。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大を契機とするテレワークの普及によって、企業規模に関わらずサイバーリスクが増大するなど、中小企業・小規模事業者においてもその対策が急務となっている。

「サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業」では、補助金申請の際に、ＳＥＣＵＲＩＴＹ　ＡＣＴＩＯＮを宣言することが必須要件となっている。事業者の意識醸成に向けて重要な取り組みである一方で、「専門知識を有する人材がいないためどのように取り組めばよいか分からない」といった声や、「費用負担が大きい」といった声が上がっている。中小企業の規模や業態などに応じたサイバーセキュリティ対策の事例を示すなど、対策の理解につながる具体的な情報発信の強化ならびに、専門家によるサイバーセキュリティマネジメントの支援、導入費用の補助制度創設に取り組まれたい。

【要望内容】＜経済産業省、総務省、デジタル庁＞
- サイバーセキュリティ対策強化に向けた支援強化（費用補助、意識啓発、専門家による支援、対策の奨励（各種対策の実施を補助金の加点要素と位置付ける等））
- 導入時に活用可能な「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の周知・活用促進

３．中小企業のカーボンニュートラル実現に向けた支援強化

（１）グリーン分野への進出とイノベーション創出

国が目標とする２０５０年カーボンニュートラル実現に向けて、サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルを目指す動きが加速しており、中小企業にも脱炭素化に向けた経営が求められている。

カーボンニュートラル実現に向けた動きをチャンスと捉え、成長を実現している企業も存在しており、廃材処分費の削減のため、材料メーカーと共同で、再利用が可能な材料開発に成功した事例や、サステナブル製品を開発し、自社ブランドとして展開する事例も生まれている。サプライチェーン型企業においては、大企業や取引先金融機関のサポートも受けながら、グリーン関連分野の参入も期待されるところである。「パートナーシップ構築宣言」における新たな連携推進の後押しのもと、中小企業のグリーン関連分野への参入を「ビジネスチャンス」や「成長の機会」と捉えるような意識改革に向けた情報発信、好事例の発信についても強化されたい。

「事業再構築補助金」や「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業」において、グリーン分野での取り組みに申請類型が措置されている。グリーン分野におけるイノベーション創出や、研究開発などにより排出量の多い技術・サービスの見直しを推進することは、日本の地球温暖化対策、カーボンニュートラル実現につながる。今後もこうした取り組みの裾野拡大に向けて、補助上限や補助率の引き上げなどを通じて、企業の取り組みを後押しされたい。また、グリーン製品が選択される環境を創り出すことも中小企業の参入後押しに向けて必要であり、グリーン製品の市場創出に向けた取り組みを実施されたい。

今後、地球温暖化対策、カーボンニュートラル実現に向けた動きが加速することが予想される中で、企業からは、「足元の経営を維持し、中長期的な経営計画を考える際、企業活動の前提となる電力、エネルギーの安定供給への懸念がある」、「電力価格が次の契約更新で３０％上がり、ＬＰガスも安い時の倍に膨れ上がっている」といった声が上がるなど、エネルギーの安定供給に関する問題のほか、コスト上昇が多くの企業に影響を及ぼし、利益率を圧迫している。企業活動において重要な観点、前提条件は「安定供給」である。ポストコロナにおけるエネルギー政策では、経済活動が活性化していく前提に立ち、供給面の問題が企業の事業活動や成長の足かせとならないよう、エネルギーの安全性を大前提とし、「Ｓ＋３Ｅ」を同時達成するべく、バランスのとれた施策を遂行していくべきである。

【要望内容】＜経済産業省、環境省＞
- 中小企業が、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みを「ビジネスチャンス」、「成長の機会」と捉えるような意識改革につながる情報・好事例の発信
- サプライチェーンでつながる大企業による取引先中小企業の排出量削減への支援・協力の推進
- 「パートナーシップ構築宣言」を通じた、サプライチェーン全体でのグリーン化に向けた取り組みの推進（新）
- カーボンニュートラル実現に向け、グリーン分野での取り組み、イノベーション活動に対する補助金の拡充

- グリーン製品の調達の推進、グリーン製品市場の創出（新）
- 「Ｓ＋３Ｅ」の達成に向けた、バランスのとれたエネルギー政策の遂行
- グリーンイノベーション基金、グリーンファンド（地域脱炭素投資促進ファンド事業）などによる資金面での支援強化
- グリーンファンドの出資を受けた企業において、取引先が限定され事業が縮小することがないよう、環境対応に取り組んでいる企業とのマッチング強化
- 新電力に対して、企業が選択しやすい環境整備（リスクを含めた適切な情報提供を行うよう、小売り事業者に対する周知・徹底）（新）

（２）省エネ対策の強化

当商工会議所が昨年１２月に公表した「経営課題に関するアンケート調査」では、脱炭素に向けた取り組みを「既に実施している」企業は１６．７％であった一方、「取り組みたいが何をすべきか分からない」が２９．３％となり、具体的な方策を検討するまでにはいたらず、依然として理解や対応が進んでいない状況にある。

中小企業は、環境分野の専門部署や専門性のある人材を抱えていないケースが多く、自社の排出量を把握する段階で課題を抱えている。また、どのような対応をすれば、どのくらいの排出量削減につながるのか、といった具体的な取り組みのイメージができないケースが多い。「排出量の把握」にあたっては、日本商工会議所が公開する「ＣＯ２チェックシート」をはじめ、その他民間ツールなどの活用促進を通じて、現状認識を支援するとともに、政府におかれても中小企業の排出量把握に係る支援創設を検討されたい。また、ＣＯ２削減計画の策定にあたっては、中小企業にとって実施時の参考となる具体例を整理、発信するとともに、専門家による支援制度創設など、相談機能を強化するべきである。加えて、中小企業による排出量削減の具体的な取り組みを後押しするため、排出量削減に資する設備への転換・導入などに対する費用補助拡充にも取り組まれたい。

【要望内容】＜経済産業省、環境省＞
- 排出量把握・削減に向けた具体的な戦略策定に対する専門家支援制度の拡充など、相談機能強化
- 省エネお助け隊、省エネ最適化診断、省エネルギー診断の利用促進に向けた周知強化（新）
- 排出量計算シートの提供、日本商工会議所が公開する「ＣＯ２チェックシート」をはじめ、その他民間ツールなどの活用促進、国による支援施策創設など、排出量把握に向けた支援強化
- 脱炭素効果の高い設備への転換・導入に対する支援の拡充（「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の拡充、税制や資金調達上の優遇措置の拡充）
- 自治体・地域金融機関・商工会議所などとの連携による脱炭素関連施策の利用促進
- 中小企業の工場施設全体のＣＯ２削減投資に対する補助金新設
- Ｊクレジット制度の中小企業への認知拡大、活用促進

４．国際展開による中小企業の販路開拓と新たな市場開拓に向けた取り組みの支援強化

（１）中小企業の国際展開に対する支援

わが国の経営環境は、 人口減少による国内市場縮小の懸念や、足下の地政学リスクの高まり、原材料価格高騰や急激な為替の変動など、不透明感が高まっている。そうした中で、中小企業が成長を実現するためには新市場の開拓が必要であり、海外市場への進出も有効な選択肢である。

しかし、２０２２　年版中小企業白書によると、一定規模以上の中小企業であっても海外直接投資の割合は１５．０％、直接輸出企業の割合は２１．５％に留まっている。国際展開は拠点進出に限らず様々な選択肢が存在し、中小企業の成長実現に向けて多くの企業の挑戦を促し、後押ししていく必要がある。中小企業からは、「国際展開に興味があるが、自社にどのようなチャンスや選択肢が考えられるのか」、「どの支援窓口や支援事業を活用すべきなのかわかりにくい」といった声が上がっている。また、実際に取り組むにあたっては、ターゲット国の市場ニーズや市場規模、競合の状況、商習慣や法規制などの情報、各種支援策などの様々な情報を入手し、戦略を検討する必要がある。すでに国や自治体、ＪＥＴＲＯや中小企業基盤整備機構、ＪＩＣＡなどの公的支援機関による海外ビジネス支援メニューは充実しているものの、中小企業にとって各機関で提供されている情報を比較し、適切な支援を選択、活用するまでに一定の手間がかかる。各地方の政府機関それぞれが支援施策をまとめているケースもあるが、国として、支援施策や情報を取り組みの段階ごとに一元的にまとめ、中小企業にとってアクセスしやすい情報発信に取り組まれたい。

国際展開の手法が多様化する中、市場規模が拡大する越境ＥＣを通じた販路開拓は、中小企業にとって有効な選択肢と考えられる。今後さらなる活用促進に向けて、ＪＥＴＲＯが連携する海外ＥＣバイヤーの拡充、海外ＥＣモールでの日本商品特集ページの開設、海外企業とのマッチング機会の増大などの支援強化を図られたい。また、単なる出店支援にとどまらず、効果的なプロモーションやマーケティング支援など、実効性向上に向けた支援にもあわせて取り組まれたい。

【要望内容】＜経済産業省、厚生労働省、農林水産省＞

１．海外ビジネスへの挑戦を後押しする情報の充実

- 「新規輸出１万者支援プログラム」の周知強化、継続・拡充（新）
- 国際展開のきっかけ・着手につながる、様々な国際展開手法に関する好事例の横展開（新）
- 各国・地域における業界別市場規模、競合の状況、規制、流通の仕組みなど、市場に関する具体的な情報の提供
- 各省庁や関係機関などが提供している支援施策を海外ビジネスのフェーズ毎に整理し、事業者がワンストップで情報を得られる仕組みの整備（新）
- 企業が直面した過去のトラブル・対応事例について、現地特有のネガティブな情報も含め国・地域別に提供（新）

２．越境ＥＣの推進

- 越境ＥＣの活用促進に向け、ＪＥＴＲＯが連携する海外ＥＣバイヤーの拡充、日本商品特集ページをより多くの海外ＥＣモールで開設
- 越境ＥＣサイト構築や各種越境ＥＣサイトへの出店・運営に係る費用の助成拡充
- 「ＪＡＰＡＮ ＭＡＬＬ」、「ＪＡＰＡＮ ＳＴＯＲＥ」事業など国際展開の第一歩に成り得る「越境ＥＣ」に対する支援の拡充
- 中小機構Ｊ－ＧｏｏｄＴｅｃｈ事業での海外企業とのマッチング推進（新）
- 越境ＥＣサイト構築や各種越境ＥＣサイトへの出店に際し、セキュリティ面が脆弱な中小企業に対し、セキュリティ強化に向けた対策支援（新）

３．海外販路開拓の加速に向けた環境整備

- 現地市場ニーズ・規制に即した開発・改良、設備投資、マーケティングなど、海外市場で通用する商品・サービス創出、販路拡大に向けた専門家からの提案型支援の拡充（新）
- 中小企業が海外企業の実在確認や信用情報、取引実績などを容易に確認できる環境の整備や民間信用調査機関利用時の費用助成（新）
- 海外バイヤーなどを招へいし、地域企業がその商品の品質の高さや安全性等をリアルでＰＲできる機会の提供・拡充（新）
- 模倣被害防止に向け、海外での知財出願手続、どの国でどのような手続きをすべきかなど、商品・サービスの特徴にあわせた情報発信・コンサルティングの提供（新）
- 正規代理店を通さずに海外で自社商品を販売されてしまう並行輸入被害に対する対策事例（事前策/発生時対策）の共有（新）

４．海外ビジネスに対応できる国内外人材の確保、育成への支援拡充

- 海外ビジネスの基礎から実践まで体系的に修得できる教育プログラムの提供・拡充
- ＡＢＩＣなど、海外ビジネスの知識を有する国内人材と企業を効果的にマッチングする機関の更なる活用推進（新）
- これから有望なマーケットとなるインドなどの若者を留学生といった形で多く受入れ、海外ビジネスを担う高度外国人材としての育成・活躍促進（新）
- 高度外国人材とのマッチングイベント（国内外問わず）を一元的に確認できる情報サイトの周知強化・掲載コンテンツの充実（新）
- 高度外国人材とのミスマッチが起こらないよう、外国人材のスキルと企業での業務内容を丁寧にマッチングし、企業の受入れ体制整備まで一連で支援する体制の整備・拡充（新）

５．海外ビジネス（進出後・撤退等）に伴う各種課題への支援体制強化

- ＪＥＴＲＯ「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」事業の体制拡充などを通じ、現地法規制などへの対応について中小企業が海外で日本語による相談ができる仕組みの整備（新）
- 企業に影響の大きい現地税務・通関・労働・環境に関する規制情報を各国・地域別にまとめ、変更の際には迅速に更新情報と対処方針を提供する体制の拡充（新）
- 撤退や移転等に伴い発生したトラブル・対応事例の共有・提供（新）
- 中小企業・小規模事業者の販路開拓支援（小規模事業者持続化補助金（一般型）の推進等）
- ＥＣや商談システムの活用、展示会出展など販路開拓の取り組みを後押しする支援の継続（小規模事業者持続化補助金の継続）
- 販路開拓支援の実効性を高めるための、マーケティング・ブランディング戦略構築段階から成果創出に至るまでの、専門家・専門人材による一貫した支援強化（新）

（２）国内販路開拓支援の強化

本年６月に公表した「東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）」によると、売上ＤＩ（前年同期比）は前期２０２３年１－３月期から７．０ポイント改善の１１．９と改善傾向にある。継続的な成長を目指すうえで、また加速する外部環境・消費者ニーズの変化への対応や、事業基盤を強化するという観点からも、今後も販路開拓は多くの企業にとって重要な課題となっている。中小企業の販路開拓に向けた新たな取り組みを支援する小規模事業者持続化補助金など、地道な販路開拓支援を継続すべきである。

経済産業省の調査によると、ＥＣ市場は２０２１年には２０兆円（ＢｔｏＣ市場）を超えるなど、新型コロナウイルス感染拡大以前から拡大が続いている。中小企業においてもＥＣを活用し「新たにＢｔｏＣ向けのサイトを構築し売上につながっている」、「ＢｔｏＣ向けの商品を見て技術力を評価いただいた企業から問い合わせがあり、ＢｔｏＢの販路開拓にもつながっている」といった声が上がっており、販路開拓の有効な手段として、中小企業における取り組みの拡大が期待される。中小企業にとってＥＣサイト構築や利用料、出品料などの費用負担は大きいため、中小企業によるＥＣサイトの開設や活用、および販売促進への支援を引き続き強化されたい。

一方で、各種広報やＥＣサイト出店、展示会への出展など、販路開拓に取り組んでいるものの、なかなか成果につながらないといった声も存在する。着実に成果につなげるためには、市場の分析から製品・サービス開発、販売促進に至るまでのマーケティング、ブランディングの取り組み、戦略策定の取り組みが前提となる。広告活動、ＥＣ出店、展示会出展といった販路開拓の「手段」に対する支援、補助施策のみならず、そうした施策の実効性を高めるためにも、その前提となるマーケティング・ブランディング戦略の構築段階から「手段」を活用した成果創出に至るまでの伴走支援についても強化されたい。

【要望内容】＜経済産業省＞
- 中小企業・小規模事業者の販路開拓支援（小規模事業者持続化補助金（一般型）の推進等）（再掲）
- ＥＣや商談システムの活用、展示会出展など販路開拓の取り組みを後押しする支援の継続（小規模事業者持続化補助金の継続）（再掲）
- 販路開拓支援の実効性を高めるための、マーケティング・ブランディング戦略構築段階から成果創出に至るまでの、専門家・専門人材による一貫した支援強化（新）（再掲）

５．中小企業の人材確保に向けた自己変革支援

（１）中小企業の自己変革を支える人材育成と魅力ある職場環境の整備

中小企業の人手不足感はコロナ禍からの経済回復に伴い、深刻な状況となる中、物価上昇により実質賃金が低下し、企業に対する賃上げ圧力がかつてないほど高まっている。自発的かつ持続的な賃上げの実現には、中小企業の自己変革による生産性向上の実現とともに、取引適正化などの取り組みを通じた賃上げ原資の確保が不可欠であり、賃上げに対する支援として、「業務改善助成金」や「賃上げ促進税制」「キャリアアップ助成金（賃金規程改定コース）」等の賃上げを後押しする制度の拡充を図られたい。

政府では、本年５月の新しい資本主義実現会議において「三位一体の労働市場改革の指針」が示され、個人への直接給付によるリスキリング支援の拡充などにより、労働者がスキルアップしやすい環境が整備されることとなった。個人への直接給付の拡充は重要である一方で、より多くの企業において、新たな事業展開や技術開発への挑戦と従業員の学び直しにより、「収益拡大と賃金上昇の好循環」を生み出していくことも重要である。また、民間教育会社によるＯｆｆ－ＪＴに重点がおかれれば、大企業で働く人に支援が偏り、中小企業で働く人との格差の拡大も懸念される。こうした観点からも、企業が従業員に対して意欲的に人材育成に取り組むことができるよう、企業内部での能力開発支援にも引き続き十分な支援を行うとともに、公的職業訓練についても、ＧＸ・ＤＸなど産業構造の変化に対応した内容・規模の拡充を図られたい。

従業員の健康を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」が全国的な広がりを見せている。経営者と従業員が一丸となって健康管理を図ることにより、生産性や企業価値の向上が期待できることから、より一層の普及促進が重要である。このため、中小企業の健康経営の取り組みをサポートする人材の育成・活用の促進、民間サービスと中小企業とのマッチングの仕組みの創設、さらには健康経営に取り組む中小企業へのインセンティブ拡充を図られたい。

【要望内容】＜厚生労働省、経済産業省＞
- 「職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）」及び、都道府県が運営する「職業能力開発センター」による、在職者・求職者双方を対象とした公共職業訓練およびコンサルティング機能の抜本的な強化・拡充、ＧＸ・ＤＸなど産業構造の変化に対応した内容・規模の拡充（新）
- 「業務改善助成金」の拡充（特例コースの恒久化、支給対象経費の拡大および助成率・額の拡充）（新）
- 賃上げ企業に対する各種助成制度の拡充（ＩＴ導入補助金および事業再構築補助金における賃上げ要件の緩和、賃上げ額を考慮した補助金額の引上げ）（新）
- 「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」の利用促進、活用事例の周知
- 「賃上げ促進税制」の延長・拡充（繰越控除措置の創設、給与等支給総額および教育訓練費に係る要件緩和）（新）
- 賃上げの取り組みを阻害する外形標準課税の中小企業への適用拡大は断固反対（新）
- 働き方改革推進センターの相談体制強化、「働き方改革推進支援助成金」の拡充（新）
- 「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」の周知強化、リカレント教育に取り組む企業への支援強化（「人材開発支援助成金」の申請手続き簡素化や幅広い周知などを通じた利用促進）

（新）
- 「公的職業訓練」や「一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付」の利用促進（オンラインや休日・夜間の講座の充実、申請手続きの利便性向上）（新）
- 「人材開発支援助成金」の利用促進（新）
- 経営者・従業員に対するリスキリングの推進（経営環境の変化に対応する上で必要な情報・知識を習得するための支援強化）（新）
- 副業・兼業人材等の外部人材の支援により、デジタル導入・活用などビジネス変革・経営力再構築に取り組む中小企業・小規模事業者に対する「副業・兼業支援補助金」の継続・拡充（新）
- 中小企業が健康経営を推進する専門人材（健康経営アドバイザー）を育成する際の助成措置の創設
- 自社で健康経営アドバイザーを育成することが難しい中小企業等を対象とした専門家派遣制度の創設
- 従業員数５０人未満の小規模事業場に対する産業医の選任等に係る助成措置の利用促進
- 特定保健指導、コラボ健診、がん検診、メンタルヘルス対策など、効果的な健康管理の実践をサポートする民間企業と中小企業をマッチングする仕組みの創設
- 健康経営優良法人認定を受けた企業へ付与するインセンティブの拡充（各種補助金・助成金、公共入札における加点評価を行う自治体の拡大等）

（２）中小企業の採用活動と多様な人材の活躍支援

本年４月に日本商工会議所が公表した「商工会議所ＬＯＢＯ調査」によると、２０２２年度に採用募集を行った企業のうち、半数以上が必要人数を充足できず、中小企業の人材確保は大きな課題となっている。中小企業の採用手段としてハローワークを活用する企業が多いが、新規求人数に対する充足率は１割にとどまる。ハローワークのコンサルティング機能の拡充は不可欠であり、求職者・求人企業双方に向けた一歩踏み込んだ相談・支援が可能となる体制整備を行い、マッチングの精度向上に取り組まれたい。また、雇用吸収力の高い介護、建設などの人手不足業種や、今後雇用の拡大が期待されるデジタル、グリーン分野への労働移動を円滑に進めることが重要であり、求職者支援訓練を通じた訓練から就職まで一貫した伴走型支援の強化に取り組まれたい。

昨年、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」が改正され、本年度からインターンシップで取得した学生情報を採用活動に利用できるようになった。中小企業にとって、インターンシップは自社の魅力を学生に伝える有効な機会であり、入社後のミスマッチ防止の効果も期待されることからも、新ルールに準拠したインターンシップ内容の丁寧な周知と活用に向けた支援を図られたい。

わが国の人口減少に伴う労働力の供給制約を考えると女性や外国人材など「多様な人材の活躍推進」の重要性はこれまで以上に高まっている。また、潜在的な労働力の活用のみならず、誰もが働きやすい環境の整備や経営に多様な視点を取り込むことで、新たな事業展開につながることも期待される。

２０２１年の女性の就業率は７１．３％（１５～６４　歳、総務省労働力調査）と２００５年の５８．１％から大きく増加しているが、半数が非正規雇用であり、加えて管理職的職業従事者に占める女性の割合は１３．２％と低水準に留まる。女性活躍推進に向けて、まずは家庭と仕事の両立がしやすい環境の整備を図り、加えて女性の能力開発や更なる就業機会の拡大に取り組み、女性が安心して働き自ら活躍を望む社会を実現することが必要である。

労働力を支える担い手として外国人材の期待が高まる中、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において両制度の見直しが検討されているが、最終取りまとめに向け、企業・外国人の双方にとって実態を踏まえたより良い制度となることを期待する。今後は人権保護を大前提に、より広い職種において、より多くの人材が、より長く活躍できる仕組みの構築が必要である。なお、中間報告では、技能実習の後継制度において、転籍制限が緩和されることが示されている。労働者として受入れる以上、日本人と同レベルの権利を認めることに異論はないが、一方で賃金水準に劣る中小企業からは、せっかく受入れた外国人材が、賃金水準の高い企業へ流出してしまうことに強い不安の声が上がっている。人材育成に係る期間、受入れ企業の負担コスト等も踏まえた、望ましい緩和のあり方を検討するとともに、外国人材が同じ企業・同じ地域に長く在籍するインセンティブが生じるような取り組みや支援についても検討が必要である。

【要望内容】＜厚生労働省、経済産業省、文部科学省、公正取引委員会、出入国在留管理庁＞
- ハローワークの要員体制強化、求人企業、求職者のニーズやキャリアコンサルティングなどを通じたきめ細かなマッチング支援の充実
- 人手不足業種・成長産業への労働移動の促進（公的職業訓練のカリキュラムの充実、マッチング支援）
- 大企業と中小企業との人材マッチングのさらなる促進（「産業雇用安定助成金」の周知・拡充による在籍型出向の活用、産業雇用安定センターの機能強化等）
- ハローワークにおける訓練から就職に至るまで一貫した個別・伴走型支援の強化（業界団体との連

携による訓練コースの設定やトライアル雇用を通じた企業の現場での訓練機会の提供）
- ハローワークの就職支援ナビゲーターによる業種を超えた再就職に係る個別支援の強化、「労働移動支援助成金」や「トライアル雇用助成金」の幅広い周知と利用促進
- 自治体による合同会社説明会の実施拡大、民間の合同会社説明会を含む中小企業の出展に対する助成拡充
- 新ルールに準拠した採用活動に利用可能なインターンシップの丁寧な周知と活用促進（新）
- 職業観・就業観の醸成と将来の主体的な職業選択につながる、若年層のインターンシップ・職場体験推進に向けた費用面の支援、企業と教育機関をつなぐコーディネーターの育成、中小企業の採用活動における学生情報の活用具現化、中小企業の魅力発信、日本版デュアルシステムの推進（職業高校や高等専門学校、商業高校などへの対象拡大等）
- 企業毎の業種・業態や企業文化に合った取り組みの実施に向けた地方公共団体との連携による一般事業主行動計画の策定に関する相談対応や個別訪問等の支援強化（新）
- 男性を含む育休の取得促進への支援策の強化・拡充（「両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）」の拡充等）
- 女性活躍推進の経営全般への効果に関する好事例の周知、保育の受け皿整備に対する着実な整備、早期の待機児童ゼロ実現
- 技能実習の後継制度及び特定技能制度について、全ての産業分野における外国人材受け入れニーズに基づいた仕組み作り（新）
- 外国人材の企業・地域への定着支援（新）
- 技能実習の後継制度及び特定技能制度の運営支援機関の体制強化、不適切な運営を行う管理団体・受入企業への監視・指導の強化（新）
- 日本語教育等、外国人材の生活面での支援強化（新）

Ⅱ．「事業継続」「事業再生」「円滑な廃業による再チャレンジ」に向けた支援の強化

１．収益力改善支援の強化と資金繰り支援の継続

コロナ禍における無利子・無担保融資など、手厚い資金繰り支援により倒産件数は抑制され、中小企業の事業継続を支えた一方で、過剰債務を抱える中小企業の事業継続が大きな課題となっている。当商工会議所が昨年１２月に公表した「経営課題に関するアンケート」では、債務過剰感を抱える中小企業は約４割にのぼっている。また、新型コロナウイルス関連融資の返済に関して、現在据置期間中の企業のうち３７．３％が「今後も据置期間の延長等をする予定」と回答している。民間ゼロゼロ融資の返済開始がピークを迎える中、コロナ禍からの業績回復が果たせず、原材料・エネルギー価格高騰による影響も受ける企業が、苦境に立たされたまま返済開始となることで、倒産・廃業件数の急増と価値ある事業の喪失につながることが懸念される。そのため、休業・廃業に至る前に、モラルハザードには十分注意しつつ、中小企業金融の出口戦略を施す必要がある。

昨年策定された「中小企業活性化パッケージＮＥＸＴ」では、資金繰り支援の拡充や収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援が盛り込まれ、フェーズに応じた支援策が整理された。事業者がこれ以上債務負担を増やすことなく収益改善に取り組むためには、経営改善の必要性に気付き、取り組みの選択肢が多いうちに相談することが重要である。早期相談を促すためにも金融機関による働きかけを強化するとともに、信用保証協会や支援機関等との連携による支援の強化を図るべきである。また、支援ニーズに対して迅速かつ円滑な取り組みにつなげるため、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援するために設置された「中小企業活性化協議会」による「収益力改善支援」の周知、利用促進を図られたい。加えて、中小企業の稼ぐ力を取り戻すため、昨年策定された「収益力改善支援に関する実務指針」に基づき、金融機関や民間の支援機関による収益力改善と本業支援を通じた支援の強化も図られたい。

本年３月に経営者保証改革プログラムが策定され、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みが推進されている。これまで中小企業からは「経営者保証に関して具体的な説明がされていない」という声が多く寄せられていることから、プログラムの内容を着実に実行するとともに、各種制度融資において利用促進を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁＞
- 早期相談の促進に向けた働きかけの強化（金融機関から取引先中小企業に対する支援施策の周知、金融機関・信用保証協会・支援機関等との連携による相談体制の強化）（新）
- 「中小企業活性化パッケージＮＥＸＴ」ならびに、中小企業活性化協議会による「収益力改善支援」の制度周知、利用促進
- 収益力改善支援、ガバナンス強化支援の促進に向けた「収益力改善支援に関する実務指針」の金融機関・支援機関等の活用促進（新）
- 地域金融機関による金融支援・本業支援の強化、収益力改善に向けてきめ細かな支援ができる人材の育成
- 早期経営改善計画策定支援事業の経営者および金融機関への周知強化・利用促進、ならびに金融機

関からの積極的な活用促進
- 民間コロナ借換保証制度の継続と要件見直し（飲食業など債務負担は重いものの、売上要件・収益要件ともに合致しない事業者の融資対象化）（新）
- 急激な外部環境変化への迅速な資金繰り支援、金融機関の対応力の強化（新）
- 「コロナ資金繰り支援継続プログラム」による、実効性ある資金繰り支援の継続（スーパー低利融資、資本性劣後ローン、セーフティネット貸付の継続）
- 事業性評価融資の継続、金融機関の目利き力向上（「ローカルベンチマーク」の活用および企業の運転資金構造に適した短期継続融資（専用当座貸越）の推進等）
- 「経営者保証改革プログラム」の経営者に対する周知強化、金融機関・信用保証協会の取り組みの徹底に向けた働きかけ（経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けたプログラムの周知強化、制度融資における対応強化）（新）
- 政府系金融機関における「知財公的融資制度」の創設（知財を担保として、低金利貸付や知財以外の無担保・無保証貸付などを実施）
- 動産・債権譲渡担保融資など多様な融資の推進

２．事業再生・事業再編支援の強化と円滑な廃業による再チャレンジ支援

新型コロナウイルスの影響から業績回復が果たせず、事業再生の検討や廃業を選択する事業者が増加している。２０２１年の倒産件数、休廃業・解散件数は、コロナ禍での資金繰り支援に支えられ前年を大幅に下回っていたが、新型コロナ関連融資が順次終了する中で、２０２２年の倒産件数、休廃業・解散件数は増加に転じている。日本経済の活力維持、価値ある事業の喪失を避けるためにも、事業再生支援や事業譲渡などによる価値ある事業の引継ぎ支援が一段と重要となっている。また、事業再生・承継・引継ぎが極めて困難な事業者が自ら廃業を選択した際にも、廃業企業における従業員の円滑な労働移動や、経営者の再チャレンジに向けた支援が重要となっている。

中小企業活性化協議会では、２０２０年の特例リスケ支援の開始に伴い相談件数が増加し、昨年も高水準で推移している。特例リスケ終了後の出口対応や、コロナ・原材料高の影響で厳しい状況下の事業者に向き合いながら再生計画の策定支援や計画策定支援先の雇用維持に取り組まれており、企業の再生と併せて大きな雇用確保効果を生み出している。今後さらなる増加が見込まれる事業再生に対し、引き続き中小企業活性化協議会によるプレ再生支援ならびに再生支援の強化を図るとともに、真に必要とする事業者へ支援が行き届くよう、金融機関との連携強化にも取り組まれたい。

また、スポンサー支援による再生支援も増加しており、事業再生ファンドの重要性が高まっている。中小企業基盤整備機構における中小企業再生ファンドにおいては、地域金融機関と連携して積極的に事業再生に取り組むべきであり、投資対象の範囲拡大と柔軟な対応の実施を図るとともにスポンサー不在時には再チャレンジ支援へ早期に移行するなど切れ目のない支援を図られたい。また、国においては事業再生ファンドに対する運用面での指導・監督を強化されたい。

昨年３月に策定された「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」によって、民間の第三者専門家による迅速かつ円滑な私的整理手続きが可能となっており、特に小規模な事業者の事業再生ニーズの受け皿として大変有効である。しかしながら、支援の多くが廃業型私的整理に集中していることから、事業者の状況に合わせて、再生型私的整理手続きによる再生支援の強化が求められている。今後、支援ニーズの増大が見込まれる中、中小企業活性化協議会による支援とともに本ガイドライン活用による支援の重要性も増している。本ガイドラインを周知促進するとともに、実効性確保に向けて、運用や支援実態の定期的なモニタリングと、実態に合わせたガイドラインや運用見直し・改善に取り組まれたい。また、事業継続危機にある事業者が廃業する場合においても、事業再生や事業再編などの支援スキームの全体像を事業者が把握した上で、傷が深くなる前に意思決定がなされるよう、各種施策の周知を図られたい。

廃業を検討する事業者が、廃業時のコストや廃業後の自身の生活不安を背景に廃業を躊躇し、決断が遅れることも少なくない。廃業による影響を最小限にとどめるために、廃業に係るコスト負担の軽減といった支援も国で検討する余地がある。加えて、わが国では、経営者保証により、企業の倒産時には経営者自身も自己破産に追い込まれ、再チャレンジが困難な状況になるという問題が存在している。このような状況下においては、経営環境が厳しい経営者が自身も自己破産となることを恐れて、金融機関や支援機関などへの相談をためらうことで事業再生の着手が遅れることに加え、リスクをとって起業・再チャレンジをしようとする経営者も減少することが予想される。廃業を選択する事業者に対しては、経済合理性など一定の要件を満たした場合に、一定の残存資産を残して保証債務の免除を認める「経営者保証に関するガイドライン（保証債務の整理）」の推進が必要である。「廃業時における『経営者保証ガイドライン』の基本的考え方」とあわせて、国や地方自治体や信用保証協会、金融機関に対して積極的な活用を要請すべきである。加えて、廃業後の再チャレンジに向けた経営支援の強化、金融機関側の配慮も図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁、財務省、国税庁＞
- 事業再生、再チャレンジ支援の体制強化に向けて、中小企業活性化協議会の地域実情に応じた柔軟な予算措置（新）

- 事業再生に向けた金融機関と中小企業活性化協議会の連携強化、ならびに金融機関から取引先中小企業に対する中小企業活性化協議会の周知・活用促進
- 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の周知促進、第三者支援専門家を通じた支援の定期的なモニタリングと実績公表、適切な運用、状況に応じた改善の検討（新）
- 信用保証協会が私的整理への真摯な対応を行うよう、都道府県へ要請（中小企業活性化協議会スキーム、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に則ったスキームなど準則型私的整理への対応）
  ・地方自治体や金融機関、信用保証協会の理解促進
  ・保証債務への対応を地方自治体・金融機関・信用保証協会へ要請
- 金融機関や専門家などの事業再生支援の担い手の育成・確保、専門家の紹介
- 廃業による「価値ある事業」の喪失回避に向けた、中小企業・小規模事業者のＭ＆Ａの理解と取り組みの促進、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携および活用促進
- 地域金融機関と連携した中小企業基盤整備機構における中小企業再生ファンドの積極的な活用、支援対象の拡大、運用面での指導・監督の強化
- 事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎ費用や再チャレンジに向けた廃業費用を補助する「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用事業、廃業・再チャレンジ事業）の周知・利用促進、事業再編や再チャレンジに向けた施策の充実
- 企業再生税制の拡充（合理的な再建計画に基づき単一の金融機関が債権放棄をする場合でも適用が認められるよう要件拡大）
- 廃業を経営選択の一つとして自ら決断するために必要な各種施策の周知（事業再生や再チャレンジを含めた全体像の提示）（新）
- 「経営者保証に関するガイドライン（保証債務の整理）」、「廃業時における『経営者保証ガイドライン』の基本的考え方」の活用促進
- 経営安定特別相談事業の周知・活用促進（新）
- 廃業費用の負担軽減に向けた費用補助制度の検討、ハローワーク等との連携による廃業企業の従業員の転職支援（新）
- 廃業後の再チャレンジに向けた経営支援の充実化（新）
- 再チャレンジ時の資金調達に関する金融機関の配慮（信用情報の取り扱いについて、廃業時の経緯や再チャレンジ時の事業内容など、個別事情を汲んだ上での判断）（新）

Ⅲ．中小企業の成長ステージに応じた支援の強化

１．社会課題解決、革新的なイノベーション創出の担い手として期待されるスタートアップの支援

わが国は、少子高齢化や自然災害、環境・エネルギー問題といった多くの社会課題に直面している。また中小企業においても、慢性的な人手不足、デジタル化を始めたとした生産性向上への対応、事業承継問題など、構造的・本質的な課題を多く抱えている。

様々な社会課題や企業が抱える課題の解決、国民生活における利便性向上につながる革新的なイノベーションの担い手として、将来をけん引するスタートアップの創出や成長促進に官民をあげて取り組むことが求められている。こうした中、昨年１１月にスタートアップの成長に向け官民一体となった取り組みを進めていくことなどが明記された「スタートアップ育成５か年計画」が取りまとめられたことは歓迎したい。目標に明記されたユニコーン創出のみならず、ターゲットとする市場の中で急激な成長を目指す様々な規模のスタートアップに目を向け、そうしたスタートアップの声も踏まえた、実効性ある予算や支援施策の措置に取り組まれたい。また、本計画で明記された将来的なスタートアップ１０万者創出の目標達成に向け、新規創業のみならず大企業からの独立、いわゆるカーブアウトスタートアップ創出に対する支援も重要となる。大企業に所属しながら、ある種のセーフティネットがある中での起業、新規事業創出を後押しする「大企業等人材による新規事業創造促進事業」による支援など、カーブアウトの促進に向けた取り組みも強化されたい。

スタートアップの中でも、大企業との連携のみならず、主に中小企業などを想定顧客として、企業の課題解決やイノベーション創出に資するサービスを展開する地域スタートアップも一定数存在する。当商工会議所では、こうしたサービスを展開するスタートアップと中小企業とのマッチングに取り組むことで、スタートアップの成長促進とあわせて、サービスを活用した中小企業の経営課題解決、イノベーション促進を目的とした事業を展開している。“大企業”との連携のみならず、“中小企業”との連携やオープンイノベーション促進についても、スタートアップの成長促進に向けた議論の対象とし、支援施策を講じられたい。

これまでにない革新的なイノベーション創出にあたり、従来の規制が成長の妨げになるケースが存在する。規制に関しては「新事業特例制度」や「グレーゾーン解消制度」などが設けられているが、スタートアップの成長促進という目標を実現するため、新たな取り組みの阻害要因とならないよう、「規制のサンドボックス制度」などの運用を通じた実態に即した規制の迅速な見直しに取り組んでいただきたい。

各種補助施策の充実は、スタートアップのイノベーション活動を後押しするものとして歓迎したい。し

かし、「補助金に採択されたが、交付決定の手続きが進まずに事業を始められない」、「補助金のスケジュールにあわせると、申請から採択、事業開始まで数カ月かかるため、ステークホルダーに説明している事業計画とスピードがあわず、活用が難しい」といった声が聞かれる。企業のイノベーション活動を後押しするという支援施策の本来の目的を果たすべく、スタートアップにおける急激な事業展開・成長を後押しするための運用の迅速化や、「事前着手申請制度」の各補助施策への拡大などに取り組まれたい。

【要望内容】＜内閣府、経済産業省、財務省＞
- 「スタートアップ育成５か年計画」に基づく取り組みの着実な実行（新）
- スタートアップの成長促進に向け、ユニコーン創出のみならず、様々な成長志向を持つスタートアップに目を向けた議論の実施と、実態をふまえた予算・支援施策の措置（新）
- 創業の「数」拡大に向けた、大企業からの独立、カーブアウトスタートアップ創出に対する支援強化（大企業等人材による新規事業創造促進事業の拡充等）（新）
- スタートアップの成長、発展に向け事前調査段階から、社会実装、成果創出に至るまでの切れ目のない支援メニューの充実（新）
- スタートアップの多様なアイデアを発掘するための「多段階選抜方式」の導入促進
- 改正ＳＢＩＲ制度（中小企業技術革新制度）の周知促進・積極活用（再掲）
- 「規制のサンドボックス制度」などの運用を通じたスタートアップの成長を阻害する規制の見直し、「新事業特例制度」や「グレーゾーン解消制度」などによる迅速な支援強化（新）
- 各種補助施策における採択・事業開始までの迅速化、「事前着手申請制度」の各補助施策への拡大（新）
- スタートアップの実績、信用蓄積につながる、実証実験事業などを通じた行政による支援強化、トライアル発注、公共調達の強化
- 中小企業の課題解決、生産性向上に資する製品・サービスを展開するスタートアップと、中小企業の協業、オープンイノベーション促進に向けた支援強化（Ｊ－ＧｏｏｄＴｅｃｈによるマッチング強化、中小企業がスタートアップと実証実験に取り組む際の補助制度創設、アクセラレータープログラム等）（新）
- オープンイノベーション促進税制や研究開発税制などのインセンティブのさらなる拡充、エンジェル税制の手続き簡素化など、スタートアップへの投資を促すための措置、支援の拡充（新）
- 海外ＶＣの誘致や国内スタートアップ情報の発信を通じたスタートアップの資金調達環境の整備促進、官民ファンドなどによる資金投入などの資金供給拡大
- 「パートナーシップ構築宣言」の推進による、オープンイノベーションの加速化、ならびに知財保護に対する支援強化（再掲）
- 経営者保証改革プログラムにおける「スタートアップ創出促進保証」の周知促進、保証徴求手続の厳格化、意識改革などの適切な運用促進、モニタリングの実施（新）
- 目的の達成に至らなかったスタートアップの事業やアイデアの受け皿強化（受け皿となる中小企業・小規模事業者のM＆Ａの理解と取り組みの促進）

２．経済活力の維持、向上に向けた起業・創業の促進

わが国の企業数は１９８６年以降年々減少傾向にあり、２００６年から２０１６年の１０年間で約６０万社が減少している。また、コロナ禍の影響などによる過剰債務問題、足元のエネルギー・原材料価格高騰、人手不足といった課題を背景に、今後中小企業においてさらなる倒産・廃業件数の増加が懸念される。わが国経済の持続的な成長を実現するためには、起業・創業を促進し、企業数の減少に歯止めをかけることが不可欠である。

中長期的な取り組みとして、社会の変化に対応し新たな価値を生み出そうと考える心のありようや資質の醸成に向け、特に初等中等教育などの年代も含めた、起業家教育の強力な推進を図られたい。また、こうした外部環境の中で、起業・創業関心層を後押しするには、創業者のリスクや不安感を低減するための融資制度や、補助金・助成金など支援体制の強化が必要である。当商工会議所が大学と連携して実施する「起業家講演」の学生へのアンケートでも、起業・創業に対するイメージについて「リスクが高い」と回答する割合が高い。創業時、また創業後の事業展開において、経営者の成長意欲の阻害要因となっている可能性がある「経営者保証」について、昨年１２月に「経営者保証改革プログラム」が公表されたことは歓迎したい。創業融資時における経営者保証を徴求しない新しい信用保証制度の創設や、保証徴求手続の厳格化・意識改革の取り組みなどについて、創業者、企業経営者への積極的な周知と、適切な運用に向けたモニタリングにも取り組まれたい。

当商工会議所が昨年７月に公表した「創業・スタートアップ実態調査」によると、金融機関から資金調達した際の相談相手について、商工会議所は３２．４％と申込金融機関に次いで、支援者・支援機関の中で最も回答が多かった。多くの創業相談に対応している商工会議所が、創業前の事業計画策定やブラッシュアップから事業を軌道に乗せるまでの伴走支援を行い、資金力・信用力の乏しい創業初期企業に対しても適切な資金供給を行えるよう、事業歴１年未満の事業者に対しても小規模事業者経営改善資金（以降

「マル経融資制度」と記載）の融資対象を拡充されたい。

創業前の支援施策は充実しているものの、創業後数年間の事業拡大局面における支援が手薄となっている。特にここ数年以内に創業し、急激な外部環境の変化を受けて、事業計画の見直しや新たな取り組みの必要性に迫られている企業も多い。また、企業体力が十分でない中で、事業が急拡大したことによって、資金ショートを起こし事業継続の危機に陥るケースも存在する。事業計画の見直し・策定支援、資金調達支援など、創業後数年以内の中小企業に対する、事業継続や事業拡大に向けた支援メニューを強化されたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、文部科学省＞

- 新たな地域経済の担い手にもなる起業・創業の促進に向け、特に初等中等教育などの年代も含めた、起業家教育の強力な推進
- 経営者保証改革プログラムにおける「スタートアップ創出促進保証」の周知促進、保証徴求手続の厳格化、意識改革などの適切な運用促進、モニタリングの実施（新）（再掲）
- 商工会議所の伴走支援に基づく資金調達に対する支援（マル経融資制度における事業歴１年未満の事業者の融資対象化）
- 事業性評価に着目した新たな資金調達手段（事業成長担保権）の創設・整備の検討（新）
- 創業期の「死の谷」や急激な事業拡大局面を乗り越えるための支援強化（経営基盤が脆弱な創業初期の企業に対する成長性・将来性に重点を置いた資金供給、事業計画の見直し・策定支援等）
- 創業企業と既存企業のマッチング支援（既存企業との商談や交流会などの接点強化等）、専門家などの支援者とのマッチング支援
- ベンチャー知財支援基盤整備事業の周知強化および予算拡充
- 法人設立手続きにおける公証人の定款認証廃止、登録免許税引き下げなど、創業しやすい環境の整備促進
- 創業期（創業から１０年）の繰越欠損控除の期間延長、企業規模に関わらず全額適用等（新）

３．地域経済を支える中小企業・小規模事業者に対する支援継続、強化

（１）中小企業・小規模事業者の持続的な成長に資する支援

小規模事業者への金融支援の中核を担う小規模事業者経営改善資金（以後、マル経融資制度）は、経営指導を通じて経営改善に資するものである。当商工会議所では一般枠に加え、拡充措置（新型コロナウイルス対策マル経融資）への相談対応も実施し、コロナの影響で苦しむ小規模事業者の資金需要にも迅速に対応してきた。また、事業者の経営改善に向けた相談対応にも取り組んでおり、小規模事業者持続化補助金を活用した販路開拓支援など、小規模事業者の新たな取り組みの後押しを行ってきた。今後、小規模事業者にとって事業再構築など自己変革が求められる中、現状の打破に向けて新たな取り組みを行う場合、新規投資など資金需要の発生が予想される。マル経融資は、経営指導の一環で行われる融資制度であり、経営状態や事業性を見極めた新規融資と事業継続に向けた経営指導が可能である。小規模事業者の資金繰りと成長を支えるものとして今後一層の活用が期待されることから、一般枠の制度維持ならびに予算枠の堅持および融資対象の拡充を図られたい。

外部環境が大きく変化する中でも、人口減少や少子高齢化といった構造的問題や、中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた対応が求められるなど、多くの課題が存在する。とりわけ経営資源の乏しい小規模事業者に対しては、ＩＴ活用による生産性向上を促進する必要がある。２０２０年１２月に公表した「中小企業の経営課題に関するアンケート」によると、ＩＴツールを活用している小規模企業においては、中規模企業と比べて、従業員数　２０　人以下のＩＴ事業者に相談する割合が高く、中堅・大手ＩＴ事業者へ相談する割合は低くなっている。小規模事業者のＩＴ活用を進めるためには、比較的小規模な情報サービス事業者自身の経営を強化する必要があることから、従業員数６人以上２０人以下の事業者に対しても、小規模事業者向けの施策も含め、経営課題に応じた支援を受けることのできる制度を構築すべきである。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、総務省＞

- マル経融資制度（一般枠）に係る予算枠の規模堅持、取扱期間の延長、融資限度額・返済期間の特例の延長・恒久化、事業継続１年未満の事業者の融資対象化
- マル経融資制度（特別枠）の対象拡大（新型コロナウイルスに加え、円安、エネルギー価格の高騰などの影響を受けた小規模事業者の融資対象化）
- 中小企業等経営強化法を活用した施策の推進、支援の拡充
- 商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的確保に向けた都道府県への指導
- 地域の中小企業・小規模事業者の生産性向上を担う「情報サービス業」における小規模事業者「従業員要件」の「５人以下」から「２０人以下」への拡大（再掲）

（２）インボイス制度の円滑な導入に向けた周知・申告支援

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の制度開始が迫り、中小企業にも対応が求められる中、「取引先の多くが登録しておらず、今後の取引に影響が出てくる」など導入後の混乱を懸念する声も聞かれている。制度導入後の事業者の混乱を防ぐべく、政府が主体となり、インボイス制度の普及・周知を主体的・積極的に取り組まれたい。とりわけ、フリーランスをはじめとした多種多様な免税事業者への周知に向け、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、ＳＮＳ等を活用した政府広報を徹底的に行うべきである。

さらに、制度導入が目前に迫った中、免税事業者等に対して、消費税制度やインボイス制度についての知識の習得を図るとともに、実際に課税転換し、インボイス登録するかどうかの判断や申告の手続き等に関しては、業界団体、士業団体等の協力も仰ぎながら、政府がしっかりと責任を持って支援し、事業者の混乱防止に全力を尽くすべきである。

また、令和５年度税制改正において、制度導入に係る税負担と事務負担の影響緩和策が講じられたが、これらが真に負担軽減に資するかの検証を行い、検証により課題が顕在化した場合は制度改善に取り組まれたい。

【要望内容】＜財務省＞
- 免税事業者をはじめとする事業者へのインボイス制度の普及・周知の徹底（政府広報の活用等）（新）
- 税務署と税理士等専門家との連携によるインボイス制度に関する相談体制の充実・強化（新）
- 令和５年度税制改正で講じられたインボイス制度の負担軽減措置の効果検証と必要に応じた制度改善（新）

４．価値ある事業の円滑な承継や事業再編に向けた支援

（１）事業承継対策の早期着手を促す取り組みと後継者による事業ドメイン再構築への支援

中小企業経営者の平均年齢は依然として上昇を続けている。このまま事業承継がなされずに経営者の高齢化が進むと、いずれは廃業を選択せざるをえない。休廃業を選択する企業のうち半数以上は直近の業績が黒字であり、中小企業・小規模事業者が保有する「価値ある事業」が失われる恐れがある。また、休廃業する企業の直近の業績の黒字割合はコロナ以降減少しており、早期に事業承継対策を行う必要性が高まっている。

当商工会議所の調査では、事業継続の意思があるものの、後継者を決めていない事業者が３割以上にのぼっている。近年、国の事業承継支援施策は充実し中小企業の事業承継は以前に比べれば進んでいるものの、まだ十分ではなく、より一層の対策が必要である。中小企業の事業承継をさらに進めるためにも、早期着手に向けた「気づき」を促し、「決断」を後押しする取り組みが重要となっている。

事業承継の本質は、経営者交代を機にその時代に合った感覚で自社の事業内容を外部環境の変化に適合させる「事業ドメイン」を再構築することにある。コロナ禍においては若い経営者ほど、新商品・新サービスの開発や、ＥＣなど新たな販売チャネルの構築といった新事業展開を行っており、また業績にも反映されていることからも、昨今の急激な事業環境の変化への対応にも事業承継は良い影響を及ぼすものと考えられる。後継者が早く経営者となれるよう育成への支援を行うともに、承継した経営者が若い感性で大胆かつ革新的な取り組みを実践できるよう、後継者の新たな取り組みを支援する枠組みの拡充を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁＞
- 後継者への経営権の移行や株式の譲渡にかかる時間を考慮した事業承継計画の策定推進（新）
- 事業承継対策の第一歩である自社株式の評価促進
  - ・親族内承継での相続、贈与の計算で必要となる非上場株式の評価額の簡易算定が可能なツールの作成
  - ・「事業承継・引継ぎ補助金」における自社株式評価費用の補助対象化（新）
- 事業承継・世代交代を機に企業が再成長を果たした事例の発信
  （事業承継対策を取り組む契機につながる情報の発信）
- 事業承継の総合的な支援体制の維持・強化
  - ・「事業承継・引継ぎ補助金」の補助対象の拡充（事業承継の実行段階のみならず、後継者教育など準備段階に対する支援の強化）
  - ・国の事業承継支援機関である「事業承継・引継ぎ支援センター」の周知、活用促進
- 事業承継・引継ぎ支援センター（事業承継ネットワーク）で行われている「事業承継診断」の検証結果の公表と今後の活用
- 事業承継の準備にかかる時間を考慮し、６０歳頃の経営者の事業承継対策を促す「事業承継診断」（事業承継・引継ぎ支援センター）の活用促進（新）
- 後継者育成・後継者教育の充実、利用促進
  - ・民間事業者等が行う後継者育成講座等の費用に対しての補助対象化（新）
- 後継者の新たな取り組みを後押しする施策の拡充、周知

・補助金において後継者の新たな取り組みを支援する後継者枠の創設
・「後継者支援ネットワーク事業」の支援対象数の拡大（新）

- 「経営者保証に関するガイドライン」「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知強化、利用促進
  ・金融機関への「経営者保証に関するガイドライン」の周知徹底
  ・金融庁、中小企業庁による金融機関・信用保証協会ごとの運用状況のモニタリング調査の継続実施と定期的な情報開示の継続
- 民間金融機関、信用保証協会における「経営者保証改革プログラム」に則った取り組みの徹底（新）
- 経営者保証を不要とする「事業承継特別保証制度」（信用保証制度）の周知、活用促進（新）

（２）事業承継税制特例措置の申請期限の延長と一般措置の拡充、後継者不在企業に対してのM&Aの推進

親族内承継の促進に向け、抜本拡充された事業承継税制（特例措置）は、相続・贈与時に事業承継に係るキャッシュアウトがゼロになるなど、中小企業・小規模事業者にとって大きなメリットのある制度である。また、特例措置では、複数の株主から最大３名までの後継者を指名可能となったほか、従業員の雇用維持要件の緩和など、より使い勝手の良い制度となっている。しかし、適用期限は２０２７年１２月末までとなっており、さらに事業承継税制を利用する際の前提となる「特例承継計画」の提出期限は２０２４年３月末に迫っている。当商工会議所には「後継者の教育・育成にはまだ時間がかかり、期限までに間に合わない」「社内外が納得する形で事業承継を行うには、まだ時間が必要」など、タイミングが合わず利用したくてもできない事業者の声も多く寄せられている。中小企業の事業承継の課題は今に始まったことではなく、また今後も続いていく課題である。しかし事業承継を行うタイミングは企業ごとに異なっており、時限措置のため利用できる事業者と利用できない事業者に分かれることは公平性を欠く。また中小企業の事業承継に対しての意識が高まりつつある状況において、支援施策の維持・強化は必要不可欠であり、期限が迫っている事業承継税制の「特例承継計画」提出期限の延長について強く要望する。これから事業承継を検討する事業者の意欲を高め、さらに事業承継を加速させていくためにも、特例措置が期限を迎えるタイミングで一般措置を特例措置並みに拡充することをお願いしたい。

従業員承継においては、主に金融支援を受け株式を買い取るケースが多い。金融支援については日本政策金融公庫や信用保証制度などを活用し、また後継者（経営陣）の安定した経営の確保に向けて公的な事業承継支援ファンドや投資育成会社なども活用することで円滑な従業員承継を進めるべきである。

近年、後継者不在企業に対しての有効な選択肢として第三者承継（M&A）への注目度が高まり、中小企業・小規模事業者におけるM&A市場は急速に拡大してきた。それに伴い、「中小M&Aガイドライン」「中小ＰＭＩガイドライン」の策定、「M&A支援機関登録制度」の創設など、M&Aを後押しする支援の充実と公正な中小M&Aマーケットの形成に向けた環境整備も進んだ。一方でM&Aに対しては、未だに「乗っ取り」「リストラ」「敵対的」などネガティブなイメージを持つ経営者や、「会社の規模が小さいため自社がM&Aの対象になるとは思っておらず、M&Aを検討したことがない」という経営者も多く存在している。中小企業・小規模事業者がM&Aによる事業承継を選択するためにも、M&Aによって廃業を回避し、雇用や地域のサービスが維持された事例などを通して、中小M&Aへの意識醸成を図る必要がある。また、公的機関から中立的な立場でM&Aの支援を行う事業承継・引継ぎ支援センターを積極的に活用すべきである。「中小・小規模事業者のM&Aは、中小・小規模事業者同士の方が相性は良い」という声も聞かれる。中小M&Aの推進には、譲受側の支援も不可欠であり、「事業承継・引継ぎ補助金」や「中小企業経営強化税制（設備投資減税）」、「経営資源集約化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）」なども活用し中小M&Aを促進すべきである。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、金融庁＞

- 事業承継税制の延長・恒久化（新）
  ・事業承継税制特例措置の申請期限の延長（２０２４　年３月末⇒２０２７年１２月末まで）
  ・事業承継税制一般措置の拡充（２０２８　年　１　月から）
  （対象株式制限の撤廃、雇用維持要件の弾力化、納税猶予割合　１００％への引上げ等）
- 事業承継税制の周知と正しい理解の促進、支援機関・税理士などの専門家・地域金融機関などを巻き込んだ対策の推進
- 事業承継税制を活用した好事例の発信強化
- 事業承継税制の制度改善
  （制度適用対象の拡大）
  ・納税猶予額の算定基礎となる適用対象株式における外国子会社株式の対象化
  （申請手続きの緩和）
  ・都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書の一本化
  （制度適用後の不安解消）
  ・提出書類の不備などに対する宥恕規定の明確化

- 事業承継税制適用後の支援・相談体制の充実（新）
- 自社株式を含め資産全体を踏まえた相続対策（遺留分への対応等）の推進、税理士・弁護士などの専門家の活用
- 分散した株式の集約に向けた取り組みの重要性の周知と支援強化
- 従業員承継における株式買取資金の確保に向けた制度融資（日本政策金融公庫・信用保証制度等）の活用促進
- 後継者（経営陣）の安定した経営の確保に向けた公的な事業承継支援ファンドや東京中小企業投資育成株式会社の活用促進
- 国が出資する事業承継に係るファンドによる小規模事業者への支援強化（新）
- 中小企業がＭ＆Ａにより廃業を回避し、事業の成長や従業員の雇用・地域のサービスが維持された事例の発信（新）
- 事業承継・引継ぎ支援センターの活用促進、セカンド・オピニオンの推奨
- 中小・小規模Ｍ＆Ａ促進に向けた周知強化
- Ｍ＆Ａの譲渡側・譲受側双方で利用可能な「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用事業）の活用促進
- 中小Ｍ＆Ａガイドラインに準拠した取り組みの推進
- Ｍ＆Ａ支援機関登録制度に登録された支援者ごとの支援実績の公表と情報提供受付窓口に寄せられた情報内容の開示（新）
- Ｍ＆Ａ登録支援機関における譲渡側・譲受側双方にとっての料金の透明性の強化（契約時の最低報酬額の明記、着手金への慎重な取り扱い等）
- Ｍ＆Ａ支援機関登録制度の取消要領に則った運用の徹底（新）
- Ｍ＆Ａ登録支援機関および譲受側に対しての中小ＰＭＩガイドラインの周知徹底
- 統合作業で発生する費用（解体・解約費など）を補助する「事業承継・引継ぎ補助金」（廃業・再チャレンジ事業）の活用促進
- 譲受側のＭ＆Ａを支援する中小企業経営強化税制（設備投資減税）・経営資源集約化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）の継続・拡充と周知・活用促進
- 中小Ｍ＆Ａにおけるリスク低減に寄与する「表明保証保険」の利用促進に向けた周知強化

以上

２０２３年度第　８号
２０２３年　７月１３日
第７６０回常議員会決議

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体等

＜実現状況＞○中小企業対策予算の確保

中小企業対策費：２０２３年度補正予算５，６５０億円
２０２４年度予算１，６９３億円

○取引適正化や価格転嫁に向けた環境整備
・中小企業取引対策事業　２７．９億円＋補正８．３億円
・「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の策定・公表

○イノベーション創出、自己変革に対する支援強化
・中小企業生産性革命推進事業　補正２，０００億円
・中小企業省力化投資補助制度　補正１，０００億円

○資金繰り支援の継続、収益力改善に向けた支援強化
・挑戦する中小企業応援パッケージの策定

○成長ステージに応じた支援の強化
・スタートアップ育成・新陳代謝の促進　５４３億円＋補正１，３７２億円
・事業承継税制（特例措置）における特例承継計画の提出期限が２年延長

９．東京都の中小企業対策に関する重点要望

わが国経済は、社会経済活動の正常化により回復傾向にあるものの、国際情勢の悪化や為替変動などの急激な外部環境変化を背景に、先行きの不透明感が増している。足元では物価上昇に伴いコストが増加しており、

原材料価格の高騰に対する価格転嫁は進捗しているものの、転嫁が一部にとどまっている企業や取引先との価格協議すらできない企業も存在するなど中小企業の経営に悪影響を及ぼしている。加えて、需要の回復に伴い中小企業の人手不足が深刻化しており、人材確保のため中小企業も賃上げ圧力が高まっている。今後、自発的かつ持続的な賃上げを実現するために、賃上げ原資の確保に向けた価格転嫁が不可欠である。適正価格での取引を社会経済全体に浸透させ、付加価値をサプライチェーン全体で適正に配分するため、取引適正化に向けた取り組みを強力に推進していくことが重要となっている。

社会経済全体がコロナ禍からの転換点を迎える中、中小企業が持続的な成長を遂げるためには、自己変革により付加価値を生み出すことが求められている。東京都におかれては、これまでも生産性向上のためデジタル関連施策を次々と措置いただき一定の効果がもたらされた。今後、一層の成長を実現するためには、イノベーション創出により都市課題の解決や成長分野への参入を強力に後押しすることに加えて、東京の発展に寄与するスタートアップの成長支援や企業のグローバル展開を後押しすることで、イノベーションの好循環が生まれる都市の実現を図られたい。

新型コロナウイルス関連融資の返済が本格化する中、業績回復を果たせない企業による倒産・廃業が増加傾向にある。地域に雇用をもたらす中小企業は地域経済の中核を担っている。事業継続の危機に直面している中小企業においては、収益力改善や事業再生など、状況に応じた早期の支援が重要である。あわせて、やむなく廃業を選択した経営者が再チャレンジに取り組むための支援の強化が必要である。わが国では、一度でも事業で失敗すると社会的な信頼が失われるリスクが大きいことが課題の一つとしてあげられており、再チャレンジを許容する環境を整備することは、起業・創業を促進していく観点からも重要である。

コロナ以前から中小企業が抱えてきた慢性的な人手不足、事業承継等の課題は依然として残されている。東京都においては、中長期的な施策の方向性を示す「『未来の東京』戦略」および「東京都の中小企業振興ビジョン」と中小企業の現状を踏まえ、引き続き中小企業・小規模事業者の支援に強力に取り組まれたい。特に、コロナで解決が後回しになった事業承継は、価値ある事業の喪失回避に向けて、喫緊の課題となっている。承継方法に応じたきめ細やかな支援を実施するとともに、国に対して資産承継対策の重要施策である事業承継税制特例措置の申請期限延長と税制の恒久化に向けた働きかけにも取り組まれたい。

当商工会議所は、中小企業の生の声を迅速かつ継続的に収集し、要望活動を行ってきた。今後も中小企業の事業継続と持続的な成長に向け、関係諸機関との連携を密にし、地域の総合経済団体として中小企業・小規模事業者の支援に尽力する所存である。東京都におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まれたい。

記

＜経営環境変化に対する最重要項目＞

取引適正化に向けた環境整備とパートナーシップ構築宣言の実効性向上

１．中小企業の成長原資確保と自発的・持続的な賃上げの実現に向けた円滑な価格転嫁と取引環境の整備

新型コロナウイルスによる落ち込みから経済活力を取り戻しつつある一方で、原材料・エネルギー価格の高騰、人件費の上昇により、中小企業のコストは増加し続けており、中小企業経営は依然として厳しい状況に直面している。加えて、中小企業も自発的・持続的な賃上げへの対応が求められているが、本年５月に日本商工会議所が公表した「商工会議所ＬＯＢＯ調査」によると、２０２３年度に「賃上げを実施予定」と回答した企業の６割は業績の改善が見られない中での賃上げを予定しており、企業からも、「人材確保のためやむなく初任給の賃上げを実施し、それに伴い全体の給与水準も引き上げた」などの声が寄せられている。労働分配率が７～８割と高止まりしている中小企業が、積極的な投資や賃上げを実現するためには、生産性向上と円滑な価格転嫁による原資の確保が不可欠である。とりわけ製造業においては、中小企業の実質労働生産性は大企業と同程度上昇しているが、価格転嫁力がマイナスとなっていることで名目付加価値額を押し下げており、サプライチェーン全体で生み出された付加価値を適正に配分することが求められている。

本年６月に当商工会議所が公表した「東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）」によると、価格協議・価格転嫁の動向について、「価格協議できている」企業は６６．３％、「４割以上の価格転嫁が実現できた」企業も４６．４％と、パートナーシップ構築宣言の普及促進や価格交渉促進月間の定期的な実施等による価格転嫁機運の醸成により一定の効果が見られる。しかしながら、企業からは、「取引を打ち切られることを恐れて価格協議すら実施できない」「価格協議を実施したものの、一方的に取引休止の通知を受けた」、「原材料などの価格上昇が続いており、価格転嫁が追い付かない」といった悲痛な声も数多く寄せられており、これまで以上に適正価格での取引に向けた円滑な価格転嫁の促進が重要となっている。このような中、国では、取引適正化に向けた取り組みを重点的に展開しているが、社会経済全体で価格協議を取引慣行として根付かせるためには、国・東京都が一体となり取り組みを加速することが必要である。価格協議の実施にあたって、受注者から「エネルギーコストや労務費等は交渉方法が分からない」といった声も寄せられていることから、東京都におかれては、「下請企業対策」の予算を拡充し、価格交渉のノウハウなどの受注者向けの情報提供や個社支援、交渉時に活用できるツール作成などにも取り組まれたい。

各業界で固有の商習慣や幅広い下請構造を有している中においては、サプライチェーン全体での取引適

正化の実現と付加価値向上に向けて、業界団体を通じた取り組みも重要である。個社の購買活動の指針となる「自主行動計画」の各業界団体の下部組織における策定・改訂や、「業種別ガイドライン」も含めた取引現場への浸透に向けた都内業界団体への働きかけ、下請取引適正化推進員による活動実績の公表や価格転嫁の成功事例の発信も取り組まれたい。

ＢｔｏＣの価格転嫁の実現にあたっては、最終消費者による負担が不可欠だが、値上げに対して消費者が敏感であることから、消費停滞を恐れて値上げに踏み切れない企業も少なくない。値上げを受け入れてもらうため、中小企業の生み出した付加価値を含めた適正価格に対して最終消費者の理解が得られるよう、啓発活動にも取り組まれたい。

【具体的要望内容】

①　下請企業との公正取引や知財取引の適正化など「下請振興基準」の遵守に向けた国との連携による「下請振興法」の普及・啓発事業の展開（新）

②　下請企業の価格交渉促進に向けて業種に応じた個社支援・指導の強化（下請企業対策の拡充、下請センター東京における普及啓発・相談対応の強化）（新）

③　円滑な価格転嫁の実現に向けて中小企業が価格交渉時に活用できる支援ツールの作成（新）

④　各種業界団体の下部組織における「自主行動計画」の策定、「自主行動計画」および「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の現場への浸透・徹底に向けた都内業界団体に対する働きかけ（新）

⑤　業種特性を踏まえた価格転嫁の成功事例の収集・周知（「下請取引適正化推進員」との連携促進、活動実績の公表）（新）

⑥　大企業の「働き方改革」の影響に乗じた中小企業・小規模事業者に対する取引上のしわ寄せ防止（大企業への普及啓発や監視強化、下請センター東京における相談対応の強化）

⑦　ＢｔｏＣ事業者の円滑な価格転嫁を実現するため、付加価値を含めた適正価格での提供に対する最終消費者の理解促進に向けた啓発活動の実施（新）

２．パートナーシップ構築宣言の推進と実効性向上に向けた取り組みの加速化

２０２０年６月より募集が開始された「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーン全体の共存共栄、規模、系列などを超えた連携や、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の遵守を目指す取り組みであり、本年７月時点で公表企業数は３０，０００社に迫っている。本宣言の宣言企業拡大によるサプライチェーン全体の共存共栄が実現するかどうかは、都内中小企業の今後の成長や事業継続の行方を左右する大きな課題であり、国だけの取り組みと捉えず、東京都においても本宣言の推進に向けた積極的な取り組みが期待される。

宣言企業が拡大する一方で、「独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査」において、多くの取引先に明示的な協議なき価格据置が確認された宣言企業が存在するなど、宣言の趣旨・内容が購買部門等の下請企業との接点となる部門や取引現場まで浸透していない実態が浮き彫りとなっている。中小企業からも「交渉の窓口となる現場担当者には浸透していない」といった声も上がっている。

このような中、経済三団体では本年１月に「パートナーシップ構築宣言の実効性向上に向けた要請」を連名で取りまとめ、経営者自らが先頭に立ち宣言内容の実行と社内や取引先への周知・徹底を図ることで、宣言の実効性向上に万全を期するよう会員事業者等に働きかけている。また、現在全国２８都道県において、パートナーシップ構築宣言の拡大に向けて、宣言企業に対する助成金の加点措置、地方自治体や経済団体等による協定締結や共同宣言などの取り組みが実施されている。東京都におかれても実効性向上に向けた取り組みを強力に推進すべく、委託事業に対する宣言企業への優先発注制度や、各種助成金における加点要素への追加などについても検討、実施されたい。

【具体的要望内容】

①　取引適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」の強力な推進（東京都からの委託事業における採択条件化、各種補助金・助成金への加点要素への追加等）

②　「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業が補助金・助成金の加点を申請する際、宣言の有無だけでなく、具体的な取り組みや実績を明記するなど、実効性を高めるための仕組みを創設

③　「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業の現場担当者への浸透に向けた周知活動の強化（新）

＜中小企業経営に関わる要望項目＞

Ⅰ．自己変革に挑む中小企業の成長支援

１．付加価値創出に向けたイノベーション活動への支援強化

（１）持続的な成長に向けた中小企業のイノベーション活動の支援強化

地政学リスクの高まりや物価高など不確実性の高い外部環境下では、従来型のビジネスモデルの見直しを迫られている企業も存在し、環境変化に柔軟に対応しながらイノベーション活動に取り組むことの重要性が高まっている。東京都においては、新製品・新サービスの市場投入に向けた企画・構想から事業化、

販路開拓まで、さまざまな施策を通じたハンズオンの支援メニューが用意されている。また、開発フェーズごとの助成制度のほか、支援施設の運営、社会実装促進事業など、網羅的な支援も措置されている。革新的なイノベーションは、不確実性が高く、事前調査（Ｆ／Ｓ）段階から販路開拓に至るまでの切れ目のない支援の充実が不可欠である。引き続き、企画検討段階（いわゆるゼロイチ）から、事業化、中小企業が直面する社会実装の壁を乗り越え、成長を実現するまでの支援に取り組まれたい。

「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」は、補助上限１億円という手厚い支援により、先端技術を活用して変革に取り組み、持続的発展を目指す中小企業を強力に後押ししている。今後成長分野へも目を向ける必要があり、引き続き競争力強化やＤＸ推進に向けた事業展開につながるよう、本事業の継続、ならびに中小企業の革新的な挑戦に対する支援メニューの充実に取り組まれたい。

企業のイノベーション活動は、東京が抱える社会課題の解決を進めていくためにも不可欠な取り組みである。東京都は、都市課題を解決する成長産業分野の開発支援テーマと技術・製品開発動向などを示した「イノベーションマップ」に基づき、各取り組みに対する支援施策を打ち出している。社会課題が多様化する中において、都内中小企業のさまざまなアイデアや取り組みを都市課題の解決につなげるため、「イノベーションマップ」に示す分野での事前調査（Ｆ／Ｓ）段階から案件化調査、ビジネス化段階まで段階別の支援強化や、多様なアイデアの発掘に資する「多段階選抜方式」の導入を検討されたい。

成長分野での革新的なイノベーション活動により、東京の成長をけん引する企業が存在する中、東京の地域資源や東京独自の課題に着目した新たな取り組みに対する後押しも、地域経済の活性化や東京の産業活性化には欠かせない。地域志向の中小企業の持続的な成長と、東京の魅力向上にもつながる「ＴＯＫＹＯ地域資源等を活用したイノベーション創出事業」の予算拡充と好事例の横展開に取り組まれたい。

（２）自己変革の促進に向けた新たな取り組みの後押し

イノベーション活動によって、顕著な成果を創出した事例が生まれる一方で、その必要性は認識しつつも目の前の事業活動に翻弄され後回しとなる中小企業も数多く存在する。中小企業が限られた経営資源を有効活用して、イノベーション活動に取り組むためには、アイデアを事業計画へ具現化させる企画段階の取り組みが重要となる。企画段階では、自社の立ち位置と未来の課題を把握し、社内外のさまざまな情報を通じたアイデア検討や、そのアイデアを自社の事業に落とし込む取り組みが必要である。イノベーション創出に向けて、市場ニーズや異業種の取り組みの情報収集に資する企業間の交流機会の拡大や、実績豊富な経営者・専門家による伴走支援の充実などに取り組まれたい。加えて、イノベーション活動の計画策定・事前準備にあたっては、「新事業活動」の現状の課題や目標を明確にし、中期的な「経営目標」の達成に向け策定する経営計画である「経営革新計画」の活用促進に向けて、計画策定メリットの周知強化や計画実施時の資金調達における金利優遇措置拡大などに取り組まれたい。

中小企業が継続的に新たな取り組みに挑戦するため、変化に強く柔軟性の高いイノベーション人材を育成し、「再現性・持続可能性」のある組織づくりを行うことも事業の継続、成長を遂げる上でのポイントとなる。イノベーションを生み出す担い手の育成のため、社内の新規事業担当者を対象とした、課題設定・解決方法の構想や、イノベーション創出プロセスを習得できる外部プログラムによる支援を図られたい。

【具体的要望内容】

①　新製品・新サービスの研究開発から商品化・事業化、販路開拓まで、切れ目のない支援メニューの充実と支援策の実効性向上（製品開発着手支援助成事業や新製品・新技術開発助成事業、製品改良・規格等適合化支援事業、市場開拓助成事業などの採択数拡充、ものづくりイノベーション企業創出道場や成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業の継続、拡充、各種支援策の周知強化と活用促進等）

②　「イノベーションマップ」に基づく取り組みに対する支援強化および利用促進、予算拡充（事前調査（Ｆ／Ｓ）段階から案件化調査、ビジネス化段階まで段階別の支援強化、「多段階選抜方式」の導入）

③　中小企業の競争力強化やＤＸなど、イノベーション推進につながる「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」の継続・拡充

④　ＩｏＴやＡＩ、ＲＰＡ、ロボットなど急速に進展する技術革新への対応に向けた支援強化（生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業の継続、東京都立産業技術研究センターによる研究開発支援や事例周知）、専門人材の育成・活用

⑤　社会課題の解決、取引条件の優位性獲得および企業イメージ向上につながるＳＤＧｓ経営の推進（中小企業ＳＤＧｓ経営推進事業の継続）

⑥　中小企業ニューマーケット開拓支援事業の対象分野の拡充、トライアル発注認定制度の認定件数拡充や認定事業者に対するフォローアップを通じた新製品・新サービスの市場展開に関する支援

⑦　製品やサービスの競争力強化に資する、デザイン活用によるブランディング支援（専門家による相談対応、中小企業とデザイナーとのマッチングなど、デザイン活用支援施策の利用促進）

⑧　女性の社会進出・高齢化などの社会変化に伴い一層ニーズの高まるフェムテックや医療・ヘルスケアなどの成長分野へ参入しようとする中小企業の後押し（「女性活躍のためのフェムテック開発支

援・普及促進事業」、「高齢者向け新ビジネス創出支援事業」の継続・拡充）（新）

⑨　中小企業のビッグデータ活用に向けた支援（東京都オープンデータカタログサイトの活用に向けた基本的な情報提供を含む内容充実・活用支援・活用事例の周知等）

⑩　東京の魅力向上、東京独自の課題解決につながる「ＴＯＫＹＯ地域資源等を活用したイノベーション創出事業」の予算拡充、好事例の横展開（新）

⑪　イノベーションの企画段階で、アイデアの方向性策定につながる、企業間の交流機会の拡大、実績豊富な経営者・専門家による伴走支援の強化（新）

⑫　イノベーション活動をけん引する人材を育成する「経営人財育成スクールＮＥＸＴ」の周知強化（新製品・新サービスの開発を担う中核人材の育成強化）（新）

⑬　経営革新計画策定メリットの周知強化、承認企業に対する東京都制度融資の金利優遇幅の拡大（新）

⑭　東京都知的財産総合センターにおける、中小企業の特許料金半減制度の周知および特許取得推進に向けた説明会の継続的な開催

※東商の取組（2022 年度実績）
○東商ものづくりゼミナール:7 日間開催、11 名参加
○新製品開発セミナー:37 名参加
○中小ものづくり企業を支援すべく、自社の名刺代わりとなる独自の製品開発に挑戦する事例をまとめた「中小ものづくり企業必見！自社製品開発のすすめ」ページを公開（2023 年3月）
○中小ものづくり企業の IT、IoT の活用を支援するべく好事例を紹介する「スマートものづくり実践事例集（ウェブ版）」への事例の追加（計 43 社掲載）
○イノベーション創出のプロセスを学ぶ「東商イノベーションスクール」の開催（全6講座、延べ 210 名参加）
○「中小企業のイノベーション創出事例集」への事例追加（計 17 社掲載）（2023 年3月）

（３）オープンイノベーションの促進と環境整備

中小企業がイノベーションアイデアを実現し成果を創出するためには、不足する経営資源や技術力、開発力を補い、開発スピードを加速させる他社や他機関との協業、いわゆるオープンイノベーションの取り組みが有効である。当商工会議所では、全国５３の大学や研究機関と連携し、産学公連携プラットフォーム事業を展開しているほか、オープンイノベーションプラットフォーマーと連携し、中小企業やスタートアップにおけるオープンイノベーションの取り組みを後押ししている。

東京都におかれても、オープンイノベーション促進に向けた中小企業のマッチング支援や、産学連携をはじめとするオープンイノベーションの取り組みに対する費用補助などに取り組まれたい。また、企業同士や企業とスタートアップ、企業と自治体などを結ぶオープンイノベーションプラットフォーマーは、連携相手の開拓から協業の実行、成果創出に至るまでの一連の支援を提供しており、こうした支援の活用もイノベーション創出に向けた選択肢のひとつとなる。プラットフォーマーを活用した支援や、スタートアップとの協業により新規事業開発に取り組む「アクセラレータープログラム」の費用補助事業創設など、実効性向上に向けたオープンイノベーション支援にも取り組まれたい。オープンイノベーションはマッチングから実証実験の取り組み、事業化などの段階を経て、成果につながるものであり、短期間での成果創出は難しい。よって支援施策の創設にあたっては、単年度ではなく、中長期にわたる制度設計についても検討されたい。

【具体的要望内容】

①　既存の取引関係や企業規模を超えた、企業間や産学公連携によるオープンイノベーションの推進（民間団体などと連携した産学公のマッチング支援、東京都立大学や東京都立産業技術研究センターなどが保有する特許を中小企業が事業化するため一定期間無償開放し事業化後には有償のライセンス契約に移行する制度の整備等）

②　連携相手の開拓から協業の実行、成果創出に至るまでの一連の支援を提供するオープンイノベーションプラットフォーマーを活用した支援強化、支援に対する費用補助制度の創設（新）

③　オープンイノベーションのマッチングから、実証実験、事業化、成果創出までの中長期にわたるハンズオン支援制度の創設（新）

④　イノベーション創出に向けて、中小企業がスタートアップと実証実験に取り組む際の費用補助など支援強化、アクセラレータープログラムの費用補助事業の創設

※東商の取組(2022 年度実績)
○産学公連携相談窓口(大学や公的研究機関の持つ知見、相談機能を広く活用できるよう企業からの相談の橋渡しを行う):33 件受付、うち11件が共同研究・委託研究へ進展(相談件数累計 211 件、うち 70 件が共同研究・委託研究へ進展)

２．デジタルシフトの加速化とＤＸ推進、サイバーセキュリティ対策強化に向けた支援

（１）中小企業におけるデジタルシフトの加速化とＤＸ推進

安価で使いやすいクラウドサービスの普及と、コロナ禍における感染防止を目的としたテレワークの実施や非接触のビジネスモデル構築などにより、中小企業においてもデジタルツールの導入が進んでいる。当商工会議所が本年７月に公表した「中小企業のデジタルシフト・ＤＸ実態調査」によると、ＩＴを「導入」している企業は前回調査（２０２１年２月公表）より増加し、約８０％となった。しかし、内訳を見ると「ＩＴを活用して社内業務を効率化している（守りのＩＴ活用)」（４３．６％）や「ＩＴを差別化や競争力強化に活用している（攻めのＩＴ活用)」（６．７％）など、ＩＴを「活用」できている企業はあわせて約半数にとどまっており、「導入」したものの「活用」に至らない約３０％の企業が、攻めのＩＴ活用に向けて活用レベルを上げることが必要となっている。

令和５年度予算で措置された「中小企業デジタルツール導入促進支援事業」では、生産性向上に向けた課題の把握をはじめ、ＩＴ導入前の専門家相談支援が可能となるなど、ニーズに合わせて迅速に対応されている。補助事業の実効性向上に向けて、事業実施により収集される好事例と失敗事例の分析を踏まえた上で、ニーズの変化に対して迅速に反映されたい。

ＩＴ活用における課題として、「ＩＴ導入の旗振り役が務まるような人材がいない」、「従業員がＩＴを使いこなせない」といったデジタル人材の不足に対する回答が上位を占めている。今後デジタル人材への期待は高まるものの、経済産業省の調査では、２０３０年には最大で７９万人が不足すると見込んでいる。中小企業にとって、デジタル人材の確保は困難を極める中、継続的にＩＴを活用して社内の生産性向上を実現するため、社内の人材育成が急務である。従業員のＩＴリテラシー向上に向け、「ＤＸ人材リスキリング支援事業」などを通じたＤＸ人材育成支援を強化されたい。加えて、デジタル人材の確保に向けて、「デジタル人材育成支援事業」の利用者と中小企業とのマッチングにも取り組まれたい。

２００１年のＩＴ基本法の制定以来、２０年ぶりの見直しとなるデジタル改革関連法を機として、国においてはデジタル庁の創設、東京都においてもデジタルサービス局を設置し、行政のデジタルシフトに向けた動きが進んでいる。各種申請や手続き、決済などのデジタル化を通じて、中小企業の手間・コストの削減や利便性の向上など、具体的なメリットを享受・実感できるよう、２０２１年に策定された「東京デジタルファースト推進計画」により、行政のデジタルシフトの加速に取り組まれたい。また、デジタルガバメントの推進にあたっては、取り残される中小企業・小規模事業者が生まれることがないよう十分な支援策、サポート体制の強化についてもあわせて検討されたい。

（２）サイバーセキュリティ対策強化に向けた支援

中小企業におけるＩＴ活用・デジタルシフトの進展に伴い、企業や民間団体、官公庁など、特定の組織を狙う「標的型攻撃」や、身代金要求型不正プログラム「ランサムウェア」などサイバー被害が増加し、中小企業にとって大きなリスクとなっている。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大を契機とするテレワークの普及によって、企業規模に関わらずサイバーリスクが増大するなど、中小企業・小規模事業者においてもその対策が急務となっている。

しかし、企業からは「ＩＴの知識がないため何かあった時のセキュリティ対応は難しい」といった声や、「費用負担が大きい」といった声が上がっている。中小企業の規模や業態などに応じたサイバーセキュリティ対策の事例を示すなど、具体的な情報発信の強化と、引き続き専門家によるセキュリティマネジメントの支援や、導入費用に対する補助制度の継続に取り組まれたい

【具体的要望内容】

① ＩＴツール導入・活用に向けた伴走型支援の継続と実効性向上に向けた対応の強化（「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」の継続・周知強化、好事例・失敗事例の分析結果に基づいた制度見直し）（新）
② 社内のデジタル化推進の中核となる人材育成に対する支援の活用促進（「ＤＸ人材リスキリング支援事業」の周知徹底）
③ デジタル人材の中小企業とのマッチング支援（「デジタル人材育成支援事業」の利用者と中小企業とのマッチングの強化）
④ ＩＴ実装に向けたＩＴベンダーと中小企業とのマッチング支援
⑤ ＩＴ活用の好事例および他の企業の教訓となる失敗事例の発信や身の丈に合う実践事例の積極的な発信および機器導入に向けた知識習得支援（新）
⑥ 補助金・助成金などに関する申請書類・報告書類の簡素化やオンライン手続推進、行政サービスにお

けるＩＴ活用および「はんこレス」の拡大など、「スマート東京」の早期実現に向けたデジタルガバメントの推進

⑦　ＤＸを活用した企業の競争力強化、付加価値創出支援（「企業変革に向けたＤＸ推進支援事業」の継続、好事例の横展開）（新）

⑧　中小企業の情報セキュリティに対するリテラシー向上、ソフト・設備機器導入支援の継続（「中小企業サイバーセキュリティ向上支援事業」や「中小企業における危機管理対策促進事業」の継続）

※東商の取組（2022 年度実績）
○IT活用に関するオンラインセミナーの実施による情報提供：88 回、延べ 4,231 回視聴
○「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」による中小企業向けサイバーセキュリティ支援サービスの提供や情報提供（セミナー・相談会）の実施
○標的型攻撃メール訓練：103 社・811 名を対象に実施

３．ゼロエミッション東京の実現に向けた中小企業における省エネ対策・技術開発の推進

２０５０年のゼロエミッション実現に向けて、サプライチェーン全体で脱炭素を目指す動きが加速しており、中小企業にも脱炭素化に向けた経営が求められている。

東京都では、昨年９月に「東京都環境基本計画」を改訂し、２０５０年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするゼロエミッション東京の実現、２０３０年までに温室効果ガス排出量を５０％削減するカーボンハーフの実現という高い目標を掲げて、「３＋１」の戦略に基づいた取り組みを実施されている。またエネルギー危機を背景に、中長期的にエネルギーの安定確保につなげる観点から、電力を減らす（H）・創る（T）・蓄める（T）のキーワードからなる「ＨＴＴ」の取り組みにおいて、「ＨＴＴ・ゼロエミッション推進協議会」を通じて課題の共有や対策を進めている。当商工会議所としても、「ＨＴＴ」の周知に加え、中小企業のカーボンニュートラルへの取り組みを後押しする、「知る」「測る」「減らす」運動について、今後とも連携して推進していく所存である。

当商工会議所が昨年１２月に公表した「経営課題に関するアンケート調査」では、脱炭素に向けた取り組みを「既に実施している」企業は１６．７％であった一方、「取り組みたいが何をすべきか分からない」が２９．３％となり、企業からも「取引先から排出量削減を求められるが、何が脱炭素につながるか整理ができていない」といった声が寄せられている。東京都におかれては、ゼロエミッション東京の実現に向けた好事例の収集・公表、省エネセミナー開催などによる情報発信を通じて、中小企業の理解促進に取り組まれたい。また、排出量削減につながる省エネ設備の導入や、エネルギー使用量などの見える化促進に向けた計測システム導入などに対する補助・助成の継続・拡充、専門家による省エネ対策取り組み支援など、中小企業の取り組みを後押しする支援の強化に取り組まれたい。

そのような中、脱炭素に向けた動きをチャンスと捉え、成長を実現している企業も存在しており、廃材処分費の削減のため、材料メーカーと共同で、再利用が可能な材料開発に成功した事例や、サステナブル製品を開発し、自社ブランドとして展開する事例も生まれている。サプライチェーンで大企業とつながる中小企業においては、大企業や取引先金融機関のサポートも受けながら、将来を見据えてグリーン分野における中小企業の技術開発やイノベーション促進も期待される所である。ゼロエミッション東京の実現に向けて、「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業（ゼロエミッション強化区分）」「ゼロエミッション東京の実現に向けたイノベーション促進事業」などを通じた技術開発支援と、ゼロエミッション製品の販路拡大支援も強化されたい。

【具体的要望内容】

① 排出量削減につながる省エネ設備の導入や、エネルギー使用量などの見える化促進に向けた計測システム導入などへの補助・助成の継続・拡充、および導入するうえでの専門家による各種省エネ対策の取り組み支援強化（「クール・ネット東京」の活用促進）

② 「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業（ゼロエミッション強化区分）」、「ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業」など、競争力強化に向けた取り組みや、省エネに向けた設備投資を後押しする施策の強化、拡充

③ 「ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業」において、都外の工場などの自社所有物件への設備投資も対象とするなど、対象範囲や経費の拡大

④ 省エネ推進による経営改善の好事例の収集・公表、省エネセミナーなどの情報発信

⑤ ゼロエミッション東京の実現に資する中小企業の技術開発に対する支援（「ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業」の継続・強化）

⑥ ゼロエミッションに資する製品の調達推進、販路拡大支援の強化（「ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業」の継続・強化、東京都トライアル発注認定制度を通じたＰＲ強化）（新）

※東商の取組(2022 年度実績)
○「東商環境アクションプラン」にもとづく環境関連イベント:56 回開催、3,365 名参加
○環境・エネルギーに関する都・区との連携(共催・後援等):19 回実施

４．国際展開による中小企業の販路開拓と新たな市場開拓に向けた取り組みの支援強化

（１）中小企業の国際展開に対する支援

わが国の経営環境は、人口減少による国内市場縮小の懸念や、足下の地政学リスクの高まり、原材料価格高騰や急激な為替の変動など、不透明感が高まっている。そうした中で、中小企業が成長を実現するためには新市場の開拓が必要不可欠であり、海外市場への進出も有効な選択肢である。しかし、２０２２年版中小企業白書によると、一定規模以上の中小企業であっても、海外直接投資の割合は１５．０％、直接輸出企業の割合は２１．５％に留まっている。

東京都では「中小企業海外展開支援事業」において、中小企業の国際展開に向けた現地情報の収集からプラン策定支援、ビジネスマッチングや越境ＥＣ出品などの販路開拓支援、輸出拡大支援など、網羅的に企業の取り組みをサポートしている。今後も、中小企業の国際展開の取り組みから成果創出までの切れ目のない支援の強化を図られたい。

国内市場の縮小や環境変化を見据えて、足元では初めて国際展開に取り組む企業の相談が増加しており、進出先を検討する段階も含めた相談ニーズが高まっている。国際展開の手法が多様化する中で、企業からは「国際展開に興味があるが、自社にどのようなチャンスや選択肢が考えられるのか、またそれぞれの選択肢における具体的な取り組み方について知りたい」といった声が上がっている。中小企業の取り組みにつながる情報発信や海外展開プラン策定支援はもちろん、「ＢｕｙＴＯＫＹＯ推進活動支援事業」のような、ハンズオン支援と経費補助が一体となったスキームを都内中小企業の生み出した製品・サービスの海外進出に対しても幅広く展開するなど、多くの企業の挑戦を促し、国際展開の裾野を広げるための支援についても、引き続き取り組まれたい。

【具体的要望内容】

１．海外ビジネスへの挑戦を後押しする支援の充実

①国際展開のきっかけ・着手につながる、様々な国際展開手法に関する好事例の横展開（新）

②新たに国際展開に取り組む企業のサポート強化（事前調査、戦略支援から、進出支援、マッチング、越境ＥＣ活用、外国語サイトの構築に至るまで、取り組みから成果創出までの切れ目のない支援強化）

２．越境ＥＣの推進

③国際展開の第一歩に成り得る「越境ＥＣ」に対する支援（越境ＥＣ出品支援事業の継続および複数回の募集による支援機会の拡充）

３．海外販路開拓の加速に向けた環境整備

④「ＢｕｙＴＯＫＹＯ推進活動支援事業」のハンズオン支援と費用補助が一体となったスキームを、都内中小企業が生み出す様々な製品・サービスの海外進出に対しても幅広く展開できるよう支援の拡大（新）

⑤ＷＥＢサイトの多言語対応などに向けた支援の強化

⑥海外展示会の積極的活用や出展に向けた支援（「市場開拓助成事業」や「海外展開総合支援事業（海外展示会出展等支援)」の利用促進、予算拡充・対象経費拡大)、海外の現地企業とのマッチング強化

※東商の取組(2022 年度実績)
○中小企業国際展開アドバイザー:登録アドバイザー企業数 36 社、アドバイザーによる支援件数4社9件
○海外展開セミナー:23 回開催、延べ 1,388 名参加(公的機関との協力事業等を含む)
○海外展開窓口相談件数:341 社 485 件
○政府への提言「地政学リスク、ウィズコロナ時代における中小企業の海外ビジネス促進に向けて」を作成・公表し、政府への働きかけを実施
○越境 EC/海外販売の基礎知識に関するガイドブックの作成・公表
○海外ビジネスガイドブックの改訂
○中小企業等アウトリーチ事業(※):セミナー　6回開催、延べ 444 名参加。個別相談　11 社実施。
(※)経済産業省の委託事業。安全保障貿易への意識の啓発、体制整備の支援を目的にセミナーや相談会等を実施。

（２）国内販路開拓支援の強化

本年度より東京都の新型コロナウイルス感染症対応緊急融資・借換制度や国の感染症対応融資（ゼロゼロ融資）の据置期間が終了し、多くの中小企業・小規模事業者で返済が始まる。借入の返済原資を確保

し、中小企業・小規模事業者が事業を継続するためには、売上を引き上げ、収益を確保していく必要がある。コロナ禍を機に大きく変わっている事業者や消費者のニーズへの対応をし、中小・小規模事業者が持続的な成長を果たすためには、トップライン（売上）を伸長させる販路拡大支援の重要性がかつてないほど高まっている。

コロナ禍が収束したことで、ＢｔｏＢにおける新規の受発注の商談や展示会については、オンラインからリアルへの回帰が鮮明である。特に、新規顧客開拓においては、オンライン面談では製品・商品を理解しづらく、また、面談相手の雰囲気や信頼を得ることが難しいことから、受注側・発注側双方ともにリアル面談のメリットが再認識されている。当商工会議所と東京ビックサイトが主催する「東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ」は、独自技術や新製品・新サービスを保有する都内中小企業と首都圏外の事業者が一同に会することで、東京と地方双方の事業者や首都圏のバイヤーと商談が出来る機会となっており、新たな販路開拓を実現する場として大いに有効であるとの声があがっている。原材料価格の高騰やゼロゼロ融資の返済開始といった苦境の中でも新たな製品・サービスを開発し、新たな販路を開拓することで、トップラインを引き上げようと努力する中小企業を支援するため、「東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ」の継続的かつ予算措置の拡充を求める。

一方で、経済産業省の調査によると、ＥＣ市場は２０２１年には２０兆円（ＢｔｏＣ市場）を超えるなど、新型コロナウイルス感染拡大以前から拡大が続いている。中小企業においてもＥＣを活用し「新たにＢｔｏＣ向けのサイトを構築し売上につながっている」、「ＢｔｏＣ向けの商品を見て技術力を評価いただいた企業から問い合わせがあり、ＢｔｏＢの販路開拓にもつながっている」といった声が上がっており、ＢｔｏＣ市場における販路開拓の有効な手段として、中小企業における取り組みの拡大が期待される。中小企業にとってＥＣサイト構築や利用料、出品料などの費用負担は大きいため、地域経済団体などとも連携しながら支援を継続されたい。

今後、インバウンド消費の拡大が予想されている。東京都発の製品やサービスを効果的に発信できるよう、海外からのバイヤー来訪の多い、ギフト・ショーやＦＯＯＤＥＸ　ＪＡＰＡＮ等の国内展示会における東京パビリオンブースの設置や、東京都産品を訪日旅行客向けにＰＲできる東京のアンテナショップの開設等の支援を強化されたい。

【具体的要望内容】

①都内中小企業の新たな販路開拓に資する展示会・商談会に係る支援の継続・強化（「東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ」の予算規模の拡充、民間展示会において東京パビリオンブースを設置することで幅広い分野の販路拡大を支援する制度の創設）（新）

②中小企業の販路開拓に資する支援事業の強化、拡充（「目指せ！中小企業経営力強化アドバンス事業」による支援強化、「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」を経て展示会出展助成を受けた事業者が、経営革新計画などに基づく新たな取り組みを実施した場合は複数回の助成を認めるなど事業の拡充）

③展示会出展助成などの販路開拓支援の実効性を高めるための、マーケティング・ブランディング戦略構築段階から成果創出に至るまでの、専門家・専門人材による一貫した支援強化（新）

④「販路開拓におけるＤＸサポート事業」によるデジタルマーケティング、営業ＤＸ支援の推進と、中小企業の理解促進に向けた好事例の横展開（新）

⑤ＥＣサイト構築・運用やＥＣモール出店に係る幅広い支援の実施（メディア活用販路開拓支援事業、ＥＣサイトの活用による東京の特産品販売支援事業の継続）

⑥都内企業の新規商品開発を強力に後押しし、都内企業と地方企業とのネットワーク強化に有効な「地域連携型商談機会創出事業」の継続・強化

⑦インバウンド消費増大に向けて、「ＢｕｙＴＯＫＹＯ推進活動支援事業」等における東京都の産品のアンテナショップの開設

※東商の取組（2022 年度実績）
- ○中小企業活力向上プロジェクトアドバンス
  経営分析支援企業 912 社、アシストコース支援企業 152 社、アドバンスコース支援企業 77 社
- ○東京ビジネスチャンスEXPO　出展者 297 社、出展地域商工会議所7団体、来場者数　延べ 12,719 名（オンライン含む）
- ○商談会：11 回開催、商談件数 2,661 件
- ○ビジネス交流会：13 回開催（内リアル 10 回、オンライン3回）、延べ 650 名参加（本部主催分）
- ○展示会出展支援：2回実施、49 社
- ○展示会：2回実施、322 社出展
- ○地域連携型商談機会創出事業：3か所で開催、商談件数 648 件

５．中小企業の人材確保に向けた自己変革支援

（１）中小企業の自己変革を支える人材育成と魅力ある職場環境の整備

中小企業の人手不足感はコロナ禍からの経済回復に伴い、深刻な状況となる中、物価上昇により実質賃金が低下し、企業に対する賃上げ圧力がかつてないほど高まっている。自発的かつ持続的な賃上げの実現には、中小企業の自己変革による生産性向上の実現とともに、取引適正化などの取り組みを通じた賃上げ原資の確保が不可欠である。

人手不足への対応として、求職者に選ばれるための魅力ある職場環境の整備も求められている。本年３月に日本・東京商工会議所が公表した「最低賃金および中小企業の賃金・雇用に関する調査」によると、求職者に対して魅力ある企業・職場となるための取り組みとして、「賃上げの実施、募集賃金の引上げ」（６６．３％）、「福利厚生の充実」（３８．２％）に続き、４割弱（３６．４％）の企業が「人材育成・研修制度の充実」に取り組んでいる。一方で、従業員への研修にあたっては、時間・人材・ノウハウの面で課題を抱える中小企業の人材育成を力強く後押しする必要がある。東京都におかれては、企業のニーズを踏まえた都立職業能力開発センターの機能拡充など、産業界の多様なニーズに対応した人材育成支援に取り組まれたい。

個々の企業が新たな事業展開や技術開発に挑むに際し、必要な知識・技術を従業員が学び身に付けることで、デジタルやグリーンなどの成長分野に対するイノベーション活動により付加価値創出につながるといった、「付加価値向上と賃金上昇の好循環」が生み出されることが重要である。東京都におかれては「中小企業人材スキルアップ支援事業」を継続することで、企業が従業員に対して意欲的に人材育成に取り組むことができるよう環境を整備されたい。

従業員の健康を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」は企業の生産性向上・価値向上につながる経営手法として広がりを見せている。実際に、健康経営の取り組みと企業収益の間には正の相関があることが示唆されており、さらなる普及促進に努めることが重要である。新型コロナウイルスが５類に分類され、感染症対策は多くの企業で自主的な対応が求められることから、具体的な取り組み内容について周知・強化するとともに、企業の感染症対策の実践に向けた支援を充実されたい。

【具体的要望内容】

① 自己変革に向けた人材育成に取り組む企業や、自己啓発、能力向上に対する支援施策の着実な実施、都立職業能力開発センターなどの機能拡充（生産性向上やデジタル化に資する人材育成支援メニューの充実、オンライン化、夜間など柔軟な受講時間の設定等、従業員が参加しやすい講座運営、現場訓練・オーダーメイド講習における受講時間などの充実）

② 「中小企業人材スキルアップ支援事業」の継続および支援対象講座拡充（「社内型・民間派遣型スキルアップ助成金」におけるビジネスマナーや職場内コミュニケーション習得に関する講座などの助成対象追加）

③ 工業高校・高等専門学校での高度な技能習得によるものづくり人材の育成強化

④ 社内のデジタル化推進の中核となる人材育成に対する支援（「ＤＸ人材リスキリング支援事業」による支援強化）（再掲）

⑤ 魅力ある職場づくりと賃上げの促進に向けた「エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業」の継続（新）

⑥ 健康経営に取り組む中小企業に対する専門家を活用した支援の継続

（２）新たな挑戦や生産性向上を支える人材の確保や多様な人材活躍に対する支援

本年４月に日本商工会議所が公表した「商工会議所ＬＯＢＯ調査」によると、２０２２年度に採用募集を行った企業のうち、半数以上が必要人数を充足できず、人材確保は喫緊の課題となっている。中小企業が必要な人材を採用・確保できるよう、雇用吸収力の高い介護、建設など人手不足業種に加え、今後の雇用の拡大が期待される成長分野への労働移動を円滑に進めることが重要である。東京都では、雇用創出を含む成長分野への雇用支援として「成長産業人材雇用支援事業」を実施し、成長産業が見込まれる業種でのトライアル就労を通じて、正社員就職を後押ししている。今後も求職者に対する支援を強化するとともに、積極的に人材確保を図る企業・採用側に対しても採用・定着促進助成の支給などによる支援を強化されたい。

人口減少という構造的課題が存在する中において、中小企業・小規模事業者にとって人材の確保・育成は引き続き大きな課題であり、今後企業がイノベーション活動に取り組む上でも、若年層・女性・外国人材といった多様な人材の活躍が一層求められている。中小企業・小規模事業者においては、「多様な採用手法に対応できず、学生などへのＰＲが不十分である」などの不安の声が上がっている一方、採用対象の拡大や採用活動のオンライン化など人材確保に向けて変革に取り組む好事例も見受けられる。採用活動に積極的に取り組む中小企業を支援するべく、オンラインによる合同会社説明会の開催など、多様な人材とのマッチングの機会を提供されたい。若年層に対して中小企業への興味を喚起しミスマッチを防ぐためには、就労を希望する者に具体的な就労イメージを認知してもらうことが重要である。そのため、学生インターンシップ支援事業などを通じて中小企業の魅力をさらに強力に発信するとともに、都立高校普通科や商業高校等を対象としたインターンシップ受入支援にも取り組まれたい。あわせて、職場としての中小企

業について、高校の進路指導担当者や生徒が理解を深める機会を創出されたい。

女性活躍推進法の改正に伴い、中小企業に対する事業主行動計画の策定が義務化され、女性のさらなる労働参画と活躍の実現に向けた取り組みが求められている。とりわけ女性管理職の割合が低水準にとどまる中においては、女性活躍推進に向けて、女性が安心して働き、キャリアを構築できるよう、柔軟で働きやすい環境を整備し、キャリア形成への意欲向上やキャリアアップの支援を図ることが重要である。また、少子化対策の視点からも、男性も含む育児休業の取得促進など、家庭と仕事の両立がしやすい環境整備についての支援は極めて重要である。

新たな外国人材受入れ制度創設を機に、外国人材に対する期待と関心はこれまでになく高まっている。一方で、これまで外国人材を受入れたことのない中小企業からは、「準備や相談窓口が分からず活用に至らない、活躍してもらうために不可欠である既存の従業員の理解や受入れ体制の整備をどのようにすべきか分からない」といった声も上がっている。留学生や高度人材などの外国人材と都内中小企業とのマッチングに加え、外国人材向けの研修、中小企業向けの外国人材採用・定着に向けた情報提供などを継続・強化し、中小企業における外国人材の活躍推進を後押しされたい。

【具体的要望内容】

① 「成長産業人材雇用支援事業」等成長分野をはじめとした求職者支援強化と、積極的に人材確保を図る企業に対する採用・定着促進助成などの支援強化（新）

② 中小企業の多様な人材確保に対する支援（Ｗｅｂなどを活用した合同会社説明会、マッチング支援の充実、セミナーや好事例の周知等）

③ 事業継続に向けた取り組みが急務である中小企業の即戦力となる、中途人材採用に対する支援（キャリア人材の採用活動への費用面での支援）

④ 中小企業の魅力発信、インターンシップ関連事業の強化、都立高校における日本版デュアルシステムの推進（商業高校などへの拡充）、企業・学校への周知、コーディネーター機能の強化、受入企業へのインセンティブ付与、表彰制度の創設等

⑤ デジタル人材の確保に向けた支援の強化、中小企業への就業促進（「ＤＸ・ＧＸ時代を担う専門・中核人材戦略センター事業」、「デジタル人材確保・就職促進事業」の充実、デジタル人材育成支援事業利用者と中小企業とのマッチング機会の提供）（新）

⑥ 女性のさらなる労働参画と活躍推進に向けた環境整備（保育施設の質と量の充実、多様化する保育ニーズへの対応等）

⑦ 中小企業の女性活躍推進に向けた行動計画策定・実行に対する伴走型支援の拡充（「女性従業員のキャリアアップ応援事業」によるフォローアップコンサルティングの支援対象企業数拡大と着実な実行支援）

⑧ 男性の育児休業取得促進に向けた支援の充実（育児・介護休業法の周知促進、「男性育業もっと応援事業」の利用促進、代替要員確保に向けたマッチングなどの支援強化）（新）

⑨ 外国人材（留学生、高度人材等）と中小企業とのマッチングおよび定着に資する支援（中小企業の外国人材受入支援事業の拡充）

⑩ 日本語教育や地域コミュニティでの共生社会実現など、生活面を含む定着支援の充実（中小企業の外国人社員に対する研修など支援事業の拡充、地域との交流イベントの実施）

※東商の取組（2022 年度実績）

○中堅・中小企業の魅力や求人情報を発信する「東商ジョブサイト」の運営：
新卒・留学生・既卒 191 件、中途・第二新卒 536 件の求人情報掲載

○東商主催合同会社説明会「東商ジョブフェア」：1回開催、参加企業 26 社、来場者 153 名

○会員企業と学校法人との就職情報交換会：3回開催、参加企業延べ 742 社、参加学校法人延べ 237 校、面談数 8,082 件

○東商リレーションプログラム（大学1・2年生向け職業観醸成、中小企業の魅力発信事業）
：参加企業 38 社、参加大学延べ 30 校、参加学生延べ 219 名

○都立商業高校・工業高校のインターンシップ受入れ企業：185 社、連携高校 3 校

○上記取り組み等による人材確保数：143 名

○研修事業：289 回開催、総受講者数 8,284 名

○感染症対応力向上プロジェクトを通じた企業への感染症対策支援：80 社

○健康経営や職場における健康づくりに対する専門家派遣を通じた企業支援：73 社（延べ 352 回）

○企業の成長戦略としての女性活躍の取組普及（事例集「Wのキセキ」の作成・周知、シンポジウムの開催）

○東京都の雇用就業施策に関する要望（7月、提出先：東京都）

Ⅱ．「事業継続」「事業再生」「円滑な廃業による再チャレンジ」に向けた支援の強化

１．収益力改善支援の強化と資金繰り支援の継続

コロナ禍における無利子・無担保融資など、手厚い資金繰り支援により倒産件数は抑制され、中小企業の事業継続を支えた一方で、過剰債務を抱える中小企業の事業継続が大きな課題となっている。昨年１２月に当商工会議所が公表した「経営課題に関するアンケート」では、債務過剰感を抱える中小企業は約４割にのぼっている。また、新型コロナウイルス関連融資の返済に関して、現在据置期間中の企業のうち３７．３％が「今後も据置期間の延長等をする予定」と回答している。民間ゼロゼロ融資の返済開始がピークを迎える中、コロナ禍からの業績回復が果たせず、原材料・エネルギー価格高騰による影響も受ける企業が、苦境に立たされたまま返済開始となることで、倒産・廃業件数の急増と価値ある事業の喪失につながることが懸念される。そのため、休業・廃業に至る前に、モラルハザードには十分注意しつつ、中小企業金融の出口戦略を施す必要がある。

相談現場においても「コロナ融資の返済開始が迫るタイミングで相談に来るケースが多いが、そのほとんどで債務負担が重く、本業の収益性も低い」という声が上がっている。資金繰りに窮する企業においては、収益力改善も課題となっており、早期に経営改善に着手することが不可欠となっていることから、地域金融機関から経営が厳しい取引先中小企業に対して相談窓口などの各種支援施策の周知強化に取り組まれたい。また、民間ゼロゼロ融資においては、信用保証制度を利用した制度融資であることから、地域金融機関のみならず、東京信用保証協会が一緒になり支援にあたれるよう、働きかけを実施されたい。

また、当商工会議所としても、収益力改善支援の強化に向けて地域持続化支援事業（拠点事業）や２３支部において支援をしていく所存であるが、支援ニーズに対して迅速かつ円滑な取り組みにつなげるため、「中小企業活性化協議会」による「早期経営改善計画策定支援事業」の周知、利用促進を図られたい。加えて、「経営改善計画策定支援事業」を通じて経営改善計画を策定する事業者には実情に応じた対応が必要であり、東京信用保証協会に対して、保証債務について最大限柔軟にリスケジュールに応じるよう、東京都から要請を図るべきである。

また、リスケジュールを受けた企業が業績回復を果たせるよう、東京信用保証協会をはじめとした公的機関や地域金融機関において、金融支援に加え、中小企業支援機関の支援も組み合わせながら業態転換や事業転換を含めた本業支援の強化も図られたい。

【具体的要望内容】

① 資金繰り・収益力改善の早期相談に向けた事業者に対する支援施策の周知強化（地域金融機関や東京信用保証協会による経営状況の把握、相談体制の強化、支援機関等との連携強化）（新）

② 中小企業活性化協議会による「収益力改善支援」の積極的な活用に向けた周知強化

③ 経済情勢を見極めつつ、「早期経営改善計画策定支援事業」および「経営改善計画策定支援事業（通常枠）」を利用して経営改善計画を策定した事業者においては、保証債務の条件変更に対応するなど、“事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応”を行うよう、東京信用保証協会に対して引き続き要請

④ 「経営者保証改革プログラム」の事業者に対する周知強化、適切な対応の徹底に向けた働きかけ（制度融資において要件を充足する際、経営者保証の解除を事業者が選択できる環境の整備）（新）

⑤ 動産・債権担保融資（ＡＢＬ）制度利用促進のためのＰＲ展開の推進、ならびに保証料や担保物件の評価費用に対する補助率の拡大

⑥ 原材料価格高騰やサプライチェーンの棄損に対応するための、迅速な資金繰り支援の実施

２．事業再生・事業再編支援の強化と円滑な廃業による再チャレンジ支援

新型コロナウイルスの影響から業績回復が果たせず、事業再生の検討や廃業を選択する事業者が増加している。２０２１年の倒産件数、休廃業・解散件数は、コロナ禍での資金繰り支援に支えられ前年を大幅に下回っていたが、新型コロナ関連融資が順次終了する中で、２０２２年の倒産件数、休廃業・解散件数は増加に転じている。日本経済の活力維持、価値ある事業の喪失を避けるためにも、事業再生支援や事業譲渡などによる価値ある事業の引継ぎ支援が一段と重要となっている。また、事業再生・承継・引継ぎが極めて困難な事業者が自らの選択により廃業することも、経営者自身の早期再チャレンジにつなげる上では必要となっている。

昨年３月に策定された「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」によって、民間専門家による円滑な私的整理手続きが可能となっており、支援の裾野拡大が期待されている。東京都におかれても、本ガイドラインの周知や、中小企業活性化協議会による再生支援の周知・利用促進に取り組まれることで、事業者のフェーズに応じた支援の強化を図られたい。また、事業継続危機にある事業者が廃業する場合においても、事業再生や事業再編などの支援スキームの全体像を事業者が把握した上で、傷が深くなる前に意思決定がなされるよう、各種施策の周知を図られたい。

わが国では、経営者保証により、企業の倒産時には経営者自身も自己破産に追い込まれ、再チャレンジが困難な状況になるという問題が存在している。このような状況下においては、経営環境が厳しい経営者が自身も自己破産となることを恐れて、金融機関や支援機関などへの相談をためらうことで事業再生の着手が遅れることが予想される。事業再生が極めて困難な事業者に対して、経済合理性など一定の要件を満たした場合に、一定の残存資産を残して保証債務の免除を認める「経営者保証に関するガイドライン（保

証債務の整理)」の推進が必要である。「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」とあわせて、東京都から東京信用保証協会に対して引き続き積極的な活用を要請すべきである。

廃業を検討する事業者が、廃業時のコストや廃業後の自身の生活不安を背景に廃業を躊躇し、決断が遅れることも少なくない。「倒産防止特別相談事業」では、事業者とともに課題整理と対応策を検討した上で、廃業も含めて事業継続の方向性を決定することができることから、破産・倒産危機回避に一定の効果をもたらしている。今後さらなる支援ニーズの増加に向けて体制強化に向けた予算拡充に取り組まれたい。

【具体的要望内容】

① 中小企業の私的整理手法はもとより、有事に至る前の中小企業と金融機関双方の取り組みについても記載している「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の周知促進、中小企業活性化協議会による再生支援の周知・利用促進

② 中小企業活性化協議会や「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」などに則った準則型私的整理に基づく弁済計画について、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を行うよう、東京信用保証協会に対して要請（ゼロ弁済での債務整理計画の積極的な活用等）

③ 東京信用保証協会が再生ファンドへ求償権の不等価譲渡を行う際の手続き円滑化のため、東京都の事前承認手続きの簡略化（新）

④ 廃業による「価値ある事業」の喪失回避に向けた、中小企業・小規模事業者のＭ＆Ａの理解と取り組みの促進

⑤ Ｍ＆Ａに係る費用を補助する「事業承継支援助成金」の周知・利用促進

⑥ 円滑な廃業と再チャレンジの早期決断に向けて、東京信用保証協会をはじめとした公的機関、地域金融機関などのオール東京での支援強化（廃業の決断に必要となる事業再生や再チャレンジも含めた全体像の提示、各種施策の周知）（新）

⑦ 経営難に直面している中小企業の相談に対応する「倒産防止特別相談事業」の拡充（新）

Ⅲ．中小企業の成長ステージに応じた支援の強化

１．社会課題解決、革新的なイノベーション創出の担い手として期待されるスタートアップの支援

わが国は、少子高齢化や自然災害、環境・エネルギー問題といった多くの社会課題に直面している。また中小企業においても、慢性的な人手不足、デジタル化を始めたとした生産性向上への対応、事業承継問題など、構造的・本質的な課題を多く抱えている。こうした様々な社会課題や企業が抱える課題の解決、国民生活における利便性向上につながる革新的なイノベーションの担い手として、将来をけん引するスタートアップの創出や成長促進に官民をあげて取り組むことが求められている。

こうした中、昨年１１月に新たなスタートアップ戦略「Ｇｌｏｂａｌ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ　ｗｉｔｈ　ＳＴＡＲＴＵＰＳ」が取りまとめられたことは歓迎したい。目標に明記された、世界を見据える東京発ユニコーン創出のみならず、ターゲットとする市場の中で急激な成長を目指す様々な規模のスタートアップに目を向け、そうしたスタートアップの声も踏まえた、実効性のある予算や支援施策の措置に取り組まれたい。また、本戦略に明記された起業の裾野拡大、起業数５年で１０倍の目標達成に向け、新規創業のみならず大企業からの独立、いわゆるカーブアウトスタートアップ創出に対する支援も重要となる。こうした取り組みを後押しする「新事業発掘プロジェクト事業（ＧＥＭＳｔａｒｔｕｐ　ＴＯＫＹＯ)」による支援強化、独立後の新規事業開発活動に対する補助事業の創設などに取り組まれたい。

スタートアップの中でも、大企業との連携のみならず、主に中小企業などを想定顧客として、企業の課題解決やイノベーション創出に資するサービスを展開するスタートアップも一定数存在する。当商工会議所では、こうしたサービスを展開するスタートアップと中小企業とのマッチングに取り組むことで、スタートアップの成長促進とあわせて、サービスを活用した中小企業の経営課題解決、イノベーション促進を目的とした事業を展開している。大企業との連携のみならず、中小企業との連携やオープンイノベーション促進についても、スタートアップの成長促進に向けた議論の対象とし、支援施策を講じられたい。

【具体的要望内容】

① 新たなスタートアップ戦略「Ｇｌｏｂａｌ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ　ｗｉｔｈ　ＳＴＡＲＴＵＰＳ」に基づく取り組みの着実な実行（新）

② スタートアップの成長促進に向け、ユニコーン創出のみならず、様々な成長志向を持つスタートアップに目を向けた議論の実施と、実態をふまえた予算・支援施策の措置（新）

③ 起業の裾野拡大に向けた、大企業からの独立、いわゆるカーブアウトスタートアップ創出を後押しする「新事業発掘プロジェクト事業（ＧＥＭＳｔａｒｔｕｐ　ＴＯＫＹＯ)」による支援強化、補助制度創設（新）

④ 中小企業の課題解決、生産性向上に資する製品・サービスを展開するスタートアップと、中小企業の協業、オープンイノベーション促進に向けた支援強化（「中小企業ＤＸ推進に係るスタートアップ支援事業」の推進（新））

⑤ 革新的なイノベーション創出に対する、事前調査段階から事業化、社会実装、成果創出に至るまでの切れ目のない支援メニューの充実
⑥ スタートアップの多様なアイデアを発掘するための「多段階選抜方式」の導入促進
⑦ スタートアップの実績、信用蓄積につながる、実証実験事業などを通じた行政による支援強化、“ファーストカスタマー”としての市場創出支援、公共調達への参入促進
⑧ 成果創出までに時間を要するハードウェアベンチャー育成、都内ものづくり産業の活性化に向け、「ものづくりベンチャー育成事業」の継続的な実施
⑨ スタートアップ育成に向けた、中長期のハンズオン支援事業の創設
⑩ 革新的な製品・サービスの事業化に向け、中小企業がスタートアップと実証実験に取り組む際の補助制度創設、アクセラレータープログラムの費用補助事業の創設（再掲）
⑪ 海外ＶＣの誘致、国内スタートアップ情報の発信など、スタートアップの資金調達環境の整備促進、グローバルイベントなどの積極開催
⑫ これまでにない革新的なイノベーション創出の妨げとなっている規制に関する情報収集の仕組化、国に対する迅速な提案（新）

２．経済活力の維持、向上に向けた起業・創業の促進

わが国の企業数は１９８６年以降年々減少傾向にあり、２００６年から２０１６年の１０年間で約６０万社が減少している。また、コロナの影響などによる過剰債務問題、足元のエネルギー・原材料価格高騰、人手不足といった課題を背景に、今後中小企業においてさらなる倒産・廃業件数の増加が懸念される。わが国経済の持続的な成長を実現するためには、起業・創業を促進し、企業数の減少に歯止めをかけることが不可欠である。

起業・創業の促進にあたっては、諸外国に比べてわが国の開業率や起業家予備軍の数が低水準であることが課題として挙げられる。東京を世界有数の起業しやすい都市にするためには、創業予定者や創業初期企業に対する支援強化とともに、起業に対する機運の醸成に取り組む必要がある。東京都においては、「高校生起業家養成プログラム」や、「小中学校向け起業家教育推進事業」の継続実施に取り組んでおり、若年層のアントレプレナーシップ（起業家精神）醸成の一助になるものとして大いに歓迎したい。これらの教育プログラムを着実に実施すべく、教職員向けの相談体制の強化やプログラム実施支援を通じて積極的な起業家教育の推進を図られたい。

アントレプレナーシップ醸成にあたって、わが国では、一度でも事業で失敗すると社会的な信頼が失われるリスクが大きいことが課題の一つとしてあげられる。実際、当商工会議所が大学と連携して実施する「起業家講演」の学生へのアンケートでも、起業・創業に対するイメージについて「リスクが高い」と回答する割合は高い。今後、倒産・廃業の増加が懸念される中で、再起を目指す起業家の後押しに取り組む「リスタート・アントレプレナー支援事業」は、失敗を恐れず挑戦する経営者の後押しにつながり、「何度でも挑戦できるＴＯＫＹＯ」の実現に資するものである。失敗の経験をアドバンテージとして成長を遂げる企業を後押しするため、本事業を通じた支援強化と再チャレンジをリスペクトする機運の醸成に取り組まれたい。

創業初期企業が創業後５年ほどで迎える、いわゆる「死の谷」を乗り越えるため、経営の安定化に向けた支援も重要である。経営体力が乏しい創業初期企業に対して、事業計画の見直し・策定支援や、創業助成事業による支援、資金調達支援、ファンドによる迅速な支援など、事業継続や事業拡大に向けた支援を創設、強化されたい。また、販路に乏しい創業企業と既存企業とのマッチング機会の創出を図るべく、展示会の優先的な斡旋や出展費用の助成、マッチング支援を行うなど、経営の安定化に向けた後押しを継続するとともに、外部環境に影響されることなく安定的に創業支援に関する予算を確保することにより、粘り強く創業支援を実施すべきである。

【具体的要望内容】
① 新たな地域経済の担い手にもなる起業・創業の促進に向け、特に初等中等教育などの年代も含めた、起業家教育の強力な推進
② 創業間もない企業や、新型コロナウイルス感染拡大により開業を控えていた創業予定者に対する迅速な支援（「創業助成事業」の予算枠拡充）
③ 再チャレンジを後押しする「リスタート・アントレプレナー支援事業」の強化（新）
④ 創業期の「死の谷」や急激な事業拡大局面を乗り越えるための支援強化（経営基盤が脆弱な創業初期の企業に対する成長性・将来性に重点を置いた資金供給、事業計画の見直し・策定支援等）
⑤ 創業支援に関する安定的な予算の確保（新）
⑥ クラウドファンディングを活用した資金調達支援事業の継続・拡充
⑦ 事業性評価に着目した新たな資金調達手段（事業成長担保権）の活用の検討（新）

※東商の取組(2022 年度実績)
○創業窓口相談:2,835 件(個別・専門相談)
○創業ゼミナール:2回開講、各7日間延べ 40 名参加／2003 年 11 月から開講、延べ卒業者数 1,305 名
○創業テーマ別セミナー:年2回開催、延べ 41 名参加
○大学における起業家講演:4大学で4回開催
○2022 年度版開業ガイドブックの制作・発行
○東商アイディアピッチ:参加者 66 名、登壇者9名(創業5年未満の方を対象とした地域課題の解決に資するビジネスアイデアピッチを東商として初めて開催。
○スタートアップ×中堅・中小企業マッチングイベント:参加者 44 名、登壇者 8 社(ハイブリッド形式のピッチイベント)

３．地域経済を支える中小企業・小規模事業者に対する支援継続、強化

（１）中小企業・小規模事業者の持続的な成長に資する支援

新型コロナウイルス感染拡大に伴う長期的な経済活動の停滞、地政学的リスクの高まりなどによる原材料・エネルギー価格高騰の影響を受け、中小企業・小規模事業者は厳しい経営環境に直面している。従来から課題となっている人手不足や生産性向上、事業承継といった、構造的・本質的な経営課題への対応とあわせて、昨今の不確実性が高い状況下においては、外部環境の変化に迅速かつ柔軟に対応することが求められている。今後も中小企業・小規模事業者が都内経済を支えていくためには、こうした複合的な経営課題の解決に向け、きめ細かな支援を強化する必要がある。

当商工会議所は、域内事業者の身近な相談先として、２３支部をはじめ、本部の中小企業相談センターやビジネスサポートデスクにおいて年間１０万件を超える経営相談に対応し、深刻な経営状況に直面する中小企業・小規模事業者に対し、各種支援施策の活用支援などを実施している。また、中小企業施策の普及のほか経営課題の克服に向けた講習会を開催し、その参加者数は年間延べ１万３千人に上っている。継続性のある伴走型支援を行うためには、中小企業・小規模事業者に寄り添い、課題の整理から解決まで支援する経営指導員の人材確保が必要不可欠である。新型コロナウイルス感染拡大以降、事業者による支援施策活用や資金繰りなどに関する相談が急増する中で、東京都の各種支援施策の充実により都内事業者への支援を継続することができた。外部環境変化が著しい中、引き続き公的支援の強化が求められ、現場で支援を行う相談体制の強化もあわせて行う必要があることから、商工会議所に対する小規模企業対策予算の充実に努められたい。また、地域持続化支援事業（拠点事業）では、地域の事業者の事業継続に向けて、事業承継や事業の磨き上げなど、中小企業・小規模事業者共通、かつ喫緊の課題解決のための高度な支援を行なっており、相談者の満足度も高い。令和５年度においては、昨今の経営環境を踏まえて、事業転換と円滑な承継を支援する新たな拠点を設置されたことを歓迎したい。引き続き、事業継続や複合的な経営課題解決に向けた支援を行うべく、本事業の周知強化、また安定的な予算確保を求める。

「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」は、事業者自身に気づきを与え、支援機関・専門家と連携、協力しながら、潜在的な課題解決に向けたきめ細かい伴走型支援を行うものとして大変有効な施策である。中小企業・小規模事業者の経営力向上と自己変革に向けた新たな取り組みを後押しすべく、引き続き、同事業の実施、拡充を図られたい。

活力ある地域・まちづくりを推進するうえで、地域の生活・防犯・防災などの社会的機能を補完し、コミュニティの担い手としての機能を持つ商店街の役割は大きい。こうした重要な役割を担う商店街のさらなる活性化に向けて、任意団体の法人化が促進されるよう、インセンティブの拡充を求める。

【具体的要望内容】

① 商工会議所が実施する小規模企業対策に対する予算の充実
② 地域の事業者の事業継続（事業承継、創業、経営革新、収益力改善）に資する地域持続化支援事業（拠点事業）の安定的・継続的な予算確保
③ 「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」など、中小企業・小規模事業者の経営力強化施策の継続的な運用、支援を受けて事業計画書を作成した事業者に対する支援施策の充実（各種支援施策への加点要素化等）
④ 商店街の環境整備支援、および任意団体の法人化推進

※東商の取組(2022 年度実績)
○指導件数:巡回指導(対象企業数)10,280 社　実績 26,811 件／窓口指導(対象企業数):20,180 社　実績 78,372 件
集団指導(講習会): 576 回開催、13,356 名参加／エキスパートバンク事業:273 社、実績 631 件
○東商における経営改善普及事業予算等:約 21 億円(内、東京都補助約 18 億円)

（２）インボイス制度の円滑な導入へ向けた周知・申告支援

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の制度開始が迫り、中小企業にも対応が求められる中、「取引先の多くが登録しておらず、今後の取引に影響が出てくる」など導入後の混乱を懸念する声も聞かれている。制度導入後の事業者の混乱を防ぐべく、国とともに、インボイス制度の普及・周知を主体的・積極的に取り組まれたい。とりわけ、フリーランスをはじめとした多種多様な免税事業者への周知に向け、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、ＳＮＳ等を活用した広報を徹底的に行うべきである。

また、業界団体、士業団体等の協力も仰ぎながら、知識習得、課税転換判断、申告手続等といった免税事業者等への支援により、制度導入後の事業者の混乱を防ぐべきである。

【具体的要望内容】

①　インボイス制度ならびに消費税制度自体の事業者への普及・周知（免税事業者の周知に向けた広報媒体の活用）（新）

②　税理士等の専門家との連携による、相談体制の構築（新）

４．価値ある事業の円滑な承継や事業再編に向けた支援

中小企業経営者の平均年齢は依然として上昇を続けている。このまま事業承継がなされずに、経営者の高齢化が進むと、いずれは廃業を選択せざるをえない。休廃業を選択する企業のうち半数以上は直近の業績が黒字であり、中小企業・小規模事業者が保有する「価値ある事業」が失われる恐れがある。また、休廃業する企業の直近の業績の黒字割合はコロナ以降減少しており、早期に事業承継対策を行う必要性が高まっている。

当商工会議所の調査では、事業継続の意思があるものの、後継者を決めていない事業者が３割以上にのぼっている。近年、東京都の事業承継支援施策は充実し中小企業の事業承継は以前に比べれば進んでいるものの、まだ十分ではなく、より一層の対策が必要である。中小企業の事業承継をさらに進めるためにも、早期着手に向けた「気づき」を促し、「決断」を後押しする取り組みが重要となっている。

事業承継の本質は、経営者交代を機にその時代に合った感覚で自社の事業内容を外部環境の変化に適合させる「事業ドメイン」を再構築することにある。コロナ禍においては若い経営者ほど、新商品・新サービスの開発や、ＥＣなど新たな販売チャネルの構築といった新事業展開を行っており、昨今の急激な事業環境の変化への対応にも事業承継は良い影響を及ぼすものと考えられる。東京都では「事業承継・再生支援事業」の中で、後継者育成に向け、事業承継塾・後継者イノベーションスクールを実施し、また、「躍進的な事業推進のための設備投資事業」では後継者チャレンジ枠を措置するなど、後継者に焦点を当てた支援を行っているが、後継者の育成面と後継者の新たな取り組みへの支援について、引き続き積極的な支援を図られたい。

抜本拡充された事業承継税制（特例措置）は、相続・贈与時に事業承継に係るキャッシュアウトがゼロになるなど、中小企業・小規模事業者にとって大きなメリットのある制度である。また、特例措置では、複数の株主から最大３名までの後継者を指名可能となったほか、従業員の雇用維持要件の緩和など、より使い勝手の良い制度となっている。しかし、適用期限は２０２７年１２月末までとなっており、さらに事業承継税制を利用する際の前提となる「特例承継計画」の提出期限は２０２４年３月末に迫っている。当商工会議所へはタイミングが合わず利用したくてもできない事業者の声も多く寄せられている。国に対しては期限が迫っている事業承継税制の「特例承継計画」提出期限の延長ならびに特例措置が期限を迎えるタイミングで一般措置を特例措置並みに拡充することを要望するが、東京都におかれても上記要望に対しての後押しをお願いしたい。なお、東京都では産業労働局内の事業承継税制担当より、特例承継計画の認定窓口を運用し、制度の詳細な解説や相談者の電話対応に丁寧に応じている。今後も引き続き事業承継税制の正しい理解を促進するとともに、支援機関・税理士などの専門家・地域金融機関なども巻き込んだ事業承継税制などの中小企業の事業承継対策を強力に推進されたい。

従業員承継においては、主に金融支援を受け株式を買い取るケースが多い。金融支援については日本政策金融公庫や信用保証制度などを活用し、また、後継者（経営陣）の安定した経営の確保に向けて公的な事業承継支援ファンドや投資育成会社なども活用することで円滑な従業員承継を進めるべきである。

近年、後継者不在企業に対しての有効な選択肢として第三者承継（Ｍ＆Ａ）への注目度が高まり、中小企業・小規模事業者におけるＭ＆Ａ市場は急速に拡大してきた。それに伴い、「中小Ｍ＆Ａガイドライン」「中小ＰＭＩガイドライン」の策定、「Ｍ＆Ａ支援機関登録制度」の創設など、Ｍ＆Ａを後押しする支援の充実と公正な中小Ｍ＆Ａマーケットの形成へ向けた環境整備も進んだ。一方で、Ｍ＆Ａに対しては、未だに「乗っ取り」「リストラ」「敵対的」などネガティブなイメージを持つ経営者や、「会社の規模が小さく自社がＭ＆Ａの対象になるとは思っておらず、Ｍ＆Ａを検討したことがない」という経営者も多く存在している。中小企業・小規模事業者がＭ＆Ａによる事業承継を選択するためにも、Ｍ＆Ａによって廃業を回避し、雇用や地域のサービスが維持された事例などを通して、中小Ｍ＆Ａへの意識醸成を図る必要がある。また、実行支援においては、東京都の「企業再編促進支援事業」などの積極的な活用を促し、中小Ｍ＆Ａの推進を図るべきである。

【具体的要望内容】

① 後継者への経営権の移行や株式の譲渡にかかる時間を考慮した事業承継計画の策定推進（新）
② 事業承継対策の第一歩である自社株式の評価促進（「事業承継支援助成金」を活用した自社株評価の促進）
③ 事業承継・世代交代を機に企業が再成長を果たした事例の発信
④ 地域金融機関と中小企業が一体となって事業承継対策に取り組むことに寄与する「地域金融機関による事業承継促進事業」の継続
⑤ 事業承継をはじめ地域の事業者の事業継続に資する地域持続化支援事業（拠点事業「ビジネスサポートデスク」）の安定的・継続的な予算確保
⑥ 民間事業者等が行う後継者育成講座等の費用に対しての補助対象化（新）
⑦ 「経営者保証に関するガイドライン」の周知徹底
⑧ 経営者保証を不要する「事業承継特別保証制度」（信用保証制度）の周知、活用促進（新）
⑨ 事業承継税制の延長・恒久化に向けた後押し
・事業承継税制特例措置の申請期限の延長（２０２４年３月末⇒２０２７年１２月末まで）
・事業承継税制一般措置の拡充（２０２８年１月から）
（対象株式制限の撤廃、雇用維持要件の弾力化、納税猶予割合１００％への引上げ等）
⑩ 事業承継税制の周知と正しい理解の促進、支援機関・税理士などの専門家・地域金融機関などを巻き込んだ対策の推進
⑪ 事業承継税制適用後の支援・相談体制の充実（新）
⑫ 後継者（経営陣）の安定した経営の確保に向けた公的な事業承継支援ファンドや東京中小企業投資育成株式会社の活用促進
⑬ 中小企業がM＆Aにより廃業を回避し、事業の成長や従業員の雇用・地域のサービスが維持された事例の発信
⑭ 東京都が M＆Aプラットフォーマーと連携し譲渡側の中小企業のM＆Aマッチングを支援する「企業再編促進支援事業」の継続、活用促進（新）
⑮ M＆Aに係る費用を補助する「事業承継支援助成金」の周知・利用促進　（再掲）
⑯ 中小企業のＰＭＩを支援する「経営統合支援事業」の周知、活用促進（新）

※東商の取組(2022 年度実績)
○「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見」(7月、提出先:東京都知事等)
○ビジネスサポートデスクにおける事業承継支援:746 社 2,262 件
○事業承継診断の実施:診断企 47 社 （社長 60 歳「企業健康診断」®:精緻な事業承継診断）
○東京都事業承継･引継ぎ支援センター　新規相談企業数 973 社、成約件数 78 件
○事業承継セミナー:44 回開催、延べ 823 名参加

Ⅳ．世界に輝く都市の実現に向けた環境整備

１．国際競争力向上に向けた都市政策の推進

森記念財団都市戦略研究所が２０２２年１２月に発表した「世界都市ランキング」によると、東京は世界都市ランキングの総合評価で、ロンドン・ニューヨークに次ぐ第３位であるが、第４位のパリとは僅差であり、来年五輪を控えたパリに３位の座を奪われる可能性も指摘されている。詳細を見ると、環境分野の評価が１３位となっており、都市を評価する６分野のなかで一番低い評価分野となっている。ＧＸに向けた取り組みは、都市の国際競争力の重要な評価指標であり、さらなる取り組みが求められている。東京都においては、２０５０年に温室効果ガス排出実質ゼロに向けて「ゼロエミッション東京戦略２０２０Ｕｐｄａｔｅ＆Ｒｅｐｏｒｔ」を発表し、２０３０年までに温室効果ガス排出量を半減させる目標を掲げている。東京都の温室効果ガス排出量を部門別にみると、オフィスや商業施設等の業務部門の排出量が全体の３６．３％、住宅部門が２８．５％、運輸部門が１４．５％と、３部門で約８割を占めており、東京においては、これら３部門からの排出を抑制することが肝要である。

また、文化・交流分野においては、コロナ禍からの外国人訪問者数回復の遅れもあり、東京はロンドン・ニューヨーク・パリに劣後している。東京に刻まれた歴史文化を再認識し、文化と事業を組み合わせることで、まちに新たな付加価値を生み出し、東京の都市力をさらに向上させることが重要である。東京が持つ「文化の力」を最大限活かすために、各地で取り組みが進んでいる「歴史まちづくり法」の活用等を強力に後押しされたい。

他方で、都市の再生や機能強化を担う建設業・運送業は大きな課題に直面している。２０２４年４月から建設事業・自動車運転業務への「時間外労働の上限規制適用」がはじまる。長時間労働（時間外労働）是正のためには、事業者はあらゆる方策を組み合わせて取り組む必要に迫られている。

その方策のひとつとして、建設業においては、適正な工期設定による時間外労働時間削減が挙げられる。東京都の発注工事は時間外労働の上限規制に配慮した工期設定となっているが、区市町村の発注工事は配慮が十分でないケースも多く、区市町村による適正な工期設定を促す取り組みを推進されたい。ま

た、運送業においては、物流生産性向上による時間外労働時間削減に向けて、荷役設備や倉庫設備、納品（バース）予約、求貨、求車サービス等の設備・システム導入を促進すべきである。また、着荷主事業者が荷待ち時間、荷役作業等にかかる時間の把握ができるシステムの導入等への支援も重要である。

【具体的要望内容】

① 官民を挙げたＧＸの取り組み強化（断熱改修・エネルギーマネジメントシステム整備等の政策の総動員、キャップ＆トレード制度及び地球温暖化対策報告書制度の強化にあたり事業者の理解を得るための取り組み、ＺＥＢ・ＺＥＨ建築のメリットの周知啓発と補助金の新設・拡充、ＺＥＨ補助金申請の簡素化、ＥＶ車・ＦＣＶ車（燃料電池自動車）の普及のためＥＶ充電設備整備、水素ステーションの整備促進、ＥＶ車・ＦＣＶ車導入費の支援による早期実装化・普及促進）（新）

② 社会インフラを利用した再生エネ設備等の整備促進（港湾・空港・道路等のインフラ施設におけるカーボンニュートラルのさらなる推進、公共空間等を利用した再エネ設備の設置）

③ 国際文化都市東京に向けた街なみ・景観整備（東京における歴史まちづくり法の活用や、歴史を活かしたまちづくり支援制度の拡充、都内に点在する歴史的建造物を活用した文化区域の形成）（新）

④ 公開空地等の利活用の推進（公開空地の面積要件の緩和、有料の公益的イベントの日数制限の緩和等）（新）

⑤ ウォーカブルなまちの整備（パーソナルモビリティ（自転車、キックボード等）走行帯の整備、歩行者とパーソナルモビリティが快適に共存できるモデルエリアの設置）（新）

⑥ インフラを支える建設業・運送業の２０２４年問題への対応強化に向けた長時間労働の是正（建設業における区市町村の適正工期設定を促す取り組みの推進、物流効率化に資する設備等の導入促進）（新）

※東商の取組(2022 年度実績)
○「首都･東京の国際競争力強化に向けた都市政策等に関する要望」(6月、提出先:東京都知事等)
○「東京都の防災･減災対策に関する重点要望」(10 月、提出先:東京都知事等)
○「カーボンニュートラル実現に向けた建設業･不動産業への期待」講演会開催、29 名参加
○「グリーン社会の実現に向けた交通運輸分野の取り組みと支援施策について」講演会開催、31 名参加
○「会員企業の防災対策に関するアンケート」の実施:回答企業 1,102 社

２．中小企業の事業継続と生産性向上に資する税制措置および納税環境の整備

本年発表された都内の公示価格は、社会経済活動の回復を背景に２年連続で上昇した。コスト増により厳しい環境下にある中小企業にとって過重な固定資産税負担を緩和するため、商業地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置、および小規模非住宅用地の減免措置は引き続き延長するとともに、拡充、恒久化を検討すべきである。また、企業の前向きな投資活動を促進するため、法人事業税・法人都民税の超過課税を撤廃すべきである。

中小企業の業務効率化を推進する上では、都税や公金の電子納税の普及、９都県市で取り組みが始まっている東京都や周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務帳票や給与支払い報告書などの帳票様式の統一など、納税事務負担の軽減を図るべきである。あわせて、個人住民税の現年課税化が検討されているが、税額計算等に係る数多くの事務作業が発生し、企業に過度な納税負担の増加を招くことからも導入には反対である。

【具体的要望内容】

① 商業地などに係る固定資産税・都市計画税の条例減額措置（負担水準の６５％、税額の１．１倍）の延長および拡充（負担水準の６０％までの引下げ）、小規模非住宅用地に係る２割減免措置の拡充（減免割合の引上げ）および恒久化

② 企業活動の拡大を阻害する法人事業税・法人都民税の超過課税の撤廃

③ 東京都および周辺自治体における電子納税の普及促進

④ 東京都および周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務の帳票、特に給与支払い報告書の様式統一に向けた取り組み促進

⑤ 事業者の納税負担を増加させる個人住民税の現年課税化の導入見送り（新）

３．ツーリズム産業の基幹産業化に向けた支援

コロナ禍からの回復に伴い、世界的に観光需要が急速に戻りつつある中で、国内外の人流は今後ますます活発化することが見込まれる。こうした状況のなか、国は観光を通じた国内外との交流人口の拡大が成長戦略の柱、地域活性化の切り札であるとして、「第４次観光立国推進基本計画」を策定し、インバウンド消費額を早期に５兆円まで回復させるとしており、幅広い裾野を持つツーリズム産業の基幹産業化に向けた施策強化が求められる。

まず、体験型・テーマ別ツーリズムのコンテンツ開発やツアー造成、スポーツイベントの開催・誘致等

の他、地域に根差した伝統芸能・祭り、地場産業や文化芸術資源等と連携したイベントなど、多様なコンテンツ開発を支援し、地域住民と訪問者の積極的な交流や街の賑わい創出、地域の活性化に向けた取り組みを促進されたい。

東京都では、「江戸東京きらりプロジェクト」として、「Ｏｌｄ　ｍｅｅｔｓ　ＮＥＷ」をコンセプトに、伝統を未来につなぐものづくりや 、意欲に溢れる取り組みを厳選して、衣食住のジャンルごとに銘品を紹介している。今後も本取り組みを継続的に実施し、プロジェクトのさらなる認知度向上と海外に向けたプロモーション強化を図られたい。

２０２５年の大阪・関西万博をはじめ、ＭＩＣＥを含めた各種国際イベントの開催により、インバウンド誘客と観光消費拡大に取り組む機運を高めていく必要がある。東京都においては、重要イベントを起爆剤とした本格的な国内外の交流回復を着実に取り込むため、東京の国際競争力強化に向けた都市型観光の戦略的な促進を図られたい。

また、コロナ禍で非常に大きな影響を受けたツーリズム産業においては、従前からの人手不足が深刻化しており、オーバーツーリズムの要因となっている。持続的発展を促すため、人材確保に加えて、生産性向上・資金繰り改善なども含めた幅広い支援が必要である。

【具体的要望内容】

① 地場産業や歴史・文化・芸術・スポーツ資源との連携による交流促進と情報発信の強化（新）
② 高品質な製品・伝統工芸品などのブランド化・銘品化（新）
③ シビックプライド※（郷土愛）醸成に向けた文化教育拡充
④ 質の高い商品・サービス提供を維持するための人材確保・育成支援および生産性向上支援
⑤ ツーリズム産業全体の取引適正化に向けた取り組み支援（新）
※「シビックプライド」は㈱読売広告社の登録商標

※東商の取組(2022 年度実績)
○「江戸・東京の魅力再発見 TOKYOショーケース」開催(2 回)
○観光情報デジタルブック「東京三昧カレンダー」発刊(3 か月ごとに発刊)
○「変わらぬ文化と技術がいまに息づく甲州街道・内藤新宿」視察会:参加者 19 名
○「歴史と文化芸術で五感をみたす秋の日光街道・千住宿」視察会:参加者 19 名
○「渋沢栄一デジタルスタンプラリー」実施:参加者 1,908 名
○「ツーリズムEXPOジャパン 2022」出展
○オンラインセミナー「ビジネスチャンスを逃さないためのインバウンド戦略最前線」:参加者 95 名
○「わが国の観光復活に向けた産業・地域振興に関する重点要望」(4月、提出先:国土交通省等)
○「東京の観光復活に向けた産業・地域振興に関する重点要望」(7月、提出先:東京都知事等)

以上
２０２３年度第９号
２０２２年７月１３日
第７６０回常議員会決議

＜提出先＞東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都各部局幹部ほか関係機関 等

＜実現状況＞○中小企業対策予算　２０２４年度　４，７６６億円

○中小企業支援に係る予算の確保
２０２４年度　１，１５６億円（前年度比＋１７４億円）

○取引適正化に向けた環境整備とパートナーシップ構築宣言の実効性向上
・下請企業取引対策　０．６億円（＋０．１億円）

○自己変革に挑む中小企業の成長支援
・躍進的な事業推進のための設備投資支援事業　１２４．３億円（＋２．９億円）
・【新規】ＤＸ推進支援事業　２６億円
・地域連携型商談機会創出事業　１．０億円（＋０．４億円）
・【新規】全国連携を踏まえた展示・商談会開催事業　２．０億円

○社会課題解決、革新的なイノベーション創出の担い手として期待されるスタートアップの支援
・スタートアップ関連支援事業　５１８億円（＋２３２億円）
・多様な主体によるスタートアップ支援展開事業　３２．９億円（＋３１．７億円）

○商工会議所が実施する小規模企業対策に対する安定的な予算確保
・小規模企業対策　４０．０億円（＋３．６億円）
・中小企業活力向上プロジェクトアドバンス　４．５億円
・目指せ！中小企業経営力強化アドバンス事業　１１．４億円

１０．中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見

基本的な考え方

大事業承継時代が到来してから数年が経過した。その間、新型コロナウイルス感染拡大や地政学リスクの高まり、エネルギー・原材料価格の高騰、労働力不足など事業環境は急激に変化し、労働分配率や損益分岐点比率の高い中小企業・小規模事業者は、かつてない苦境に立たされている。わが国の中小企業・小規模事業者は、企業数の９９．７％を占め、雇用の約７割を支え、雇用を通じて日本の財政や経済に大きく貢献している。また、地域の暮らしを支える生活基盤を提供するなど、地域経済やまちの活性化にも寄与している。

経営者年齢のピークの推移を見ると、２０００年以降高齢化は進んだものの２０２２年には幅広い年齢に分散されており、近年の国・東京都の事業承継施策の充実により事業承継は一定程度進んだことが窺える。しかし、経営者年齢が７０代以上の割合は過去最高であり、経営者の平均年齢も依然として上昇を続けている。このまま経営者の高齢化が進み事業承継が行われないと、いずれは廃業せざるを得ない。休廃業を選択した事業者の半数以上は直近の業績が黒字であり、このままでは中小企業・小規模事業者が保有する「価値ある事業」が失われていく恐れがある。一方で、休廃業を選択した事業者の黒字割合は減少しており、業績悪化が進んでいる。後継者不在企業の有効な選択肢として第三者承継（M&A）が注目されている中、このまま黒字企業が減ることで、M&Aでの譲渡の可能性が低くなることが懸念される。わが国経済の持続的な発展のためにも、中小企業・小規模事業者の「価値ある事業」を円滑に次代につなぐ対策が急務となっている。

先にも述べた通り、国・東京都の事業承継施策は年々充実している。とりわけ事業承継時に大きな課題になるのは株式の承継である。２０１８年度税制改正で抜本拡充された事業承継税制は、中小企業・小規模事業者にとって大きなメリットのある制度であるものの、時限措置であり申請期限は２０２４年３月に迫っている。中小企業の事業承継に対しての意識が高まりつつある状況において、この流れを止めないためにも事業承継税制の延長・恒久化が必要である。一方で、充実した支援施策を十分に理解し、活用を促進するためにも地域金融機関や中小企業支援機関が連携し、事業承継税制をはじめとした事業承継支援施策を強力に周知していく必要がある。

東京商工会議所では、都内２３支部にて、事業承継をテーマとしたセミナーや経営相談に対応しており、事業承継相談に関してはビジネスサポートデスク（東京都地域持続化支援事業（拠点事業））と連携した相談体制を構築している。ビジネスサポートデスクでは、昨年度延べ２，２６２回の事業承継相談に対してきめ細かな支援を実施、４７社に対して総合的かつ精緻な事業承継診断を行った。また、東京都事業承継・引継ぎ支援センター（国の委託事業）では小規模事業者も含むM&Aのマッチング支援を実施しており、昨年度９７３件の新規相談、７８件の成約を実現している。当商工会議所は今後も地域経済団体として、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を実現すべく、事業承継支援に尽力する所存である。国、東京都におかれては、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継をより一層促進するため、以下の事項に関して、具現化されるよう推進されたい。

【参考：中小企業の円滑な事業承継に向けた東京商工会議所の取り組み】

東京商工会議所では、都内２３支部で各種経営相談に対応しており、その中で事業承継相談に関しては、「気づき」の段階から、プレ承継、親族内・従業員承継を支援するビジネスサポートデスク（東京都地域持続化支援事業（拠点事業））と、主に第三者承継（M&A）を支援する東京都事業承継・引継ぎ支援センター（国の委託事業）とで連携して事業承継支援を行っている。

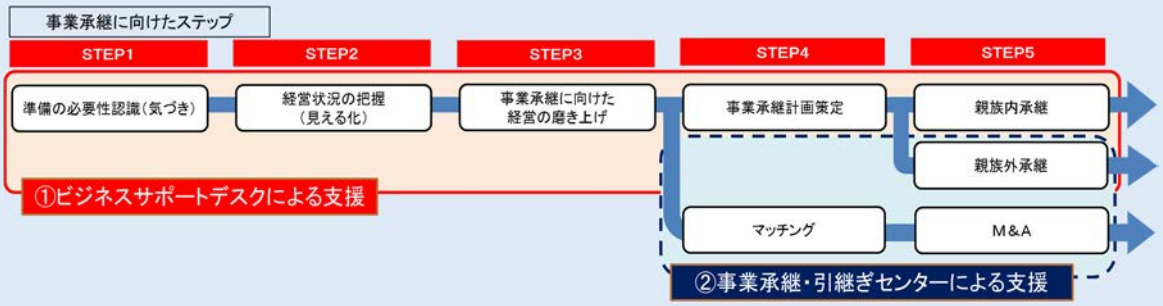

○ビジネスサポートデスク（ＢＳＤ）（東京都地域持続化支援事業（拠点事業））

ビジネスサポートデスクでは事業承継をはじめとした、高度かつ専門的な経営課題（事業承継・創業・経営革新など）に対応。２３支部と連携した相談体制を構築している。

拠点には中小企業支援の専門家（コーディネータ）が常駐し、課題を整理して支援プランを作成。コーディネータにくわえ、必要に応じて各分野の専門家を派遣し、きめ細かに支援。

・「社長６０歳『企業健康診断』®」事業
事業承継に向けて企業の現状と課題を専門家が無料で診断し、診断結果に基づく対策も無料でサポートしている。

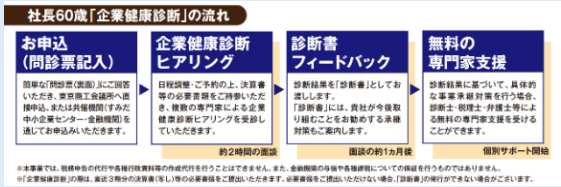

○事業承継対策委員会における取り組み

・「事業承継セミナー」
事業承継税制のほか支援施策の利用促進に資するセミナーを実施。各地域ごとに区や団体・地域金融機関と連携したセミナーを開催している。
（２０２２年度：本部・ＢＳＤ・２３支部
にて４４回実施・延べ８２３名受講）

・「後継者が決まっていない小さな会社のためのM＆Aガイド」発行
（２０２３年３月発行）
後継者不在を理由とした廃業の増加が懸念される中、中小企業におけるM＆Aの正しい理解促進と、具体的な行動・着手に向け参考となる冊子。M＆Aで事業承継を実施した４つの事例も掲載している。

・「事業承継支援ポータルサイト」
事業承継支援施策に関する情報をワンストップで発信する特設サイト。経営者は、施策の情報収集のほか、「社長６０歳『企業健康診断』®セルフチェックシート」で課題の整理や、「事業承継税制適用に関するチェックリスト」で税制の要件を確認することができる。

○東京都事業承継・引継ぎ支援センター

事業承継の相談、特に「第三者承継（M＆A）」の相談に対応。民間M＆A会社では対応が難しい小規模事業者に対し、全国４７都道府県のセンターや民間支援機関、M＆Aマッチングプラットフォームなどのネットワークを使いマッチングを支援。売上高１億円未満の事業者からの相談が約半数を占めており、M＆Aの実行支援までを行うことで、円滑な事業のバトンタッチを支援。

【新規相談社数・成約件数】

事業承継に向けたステップ～事業承継の範囲と東商の相談事業～

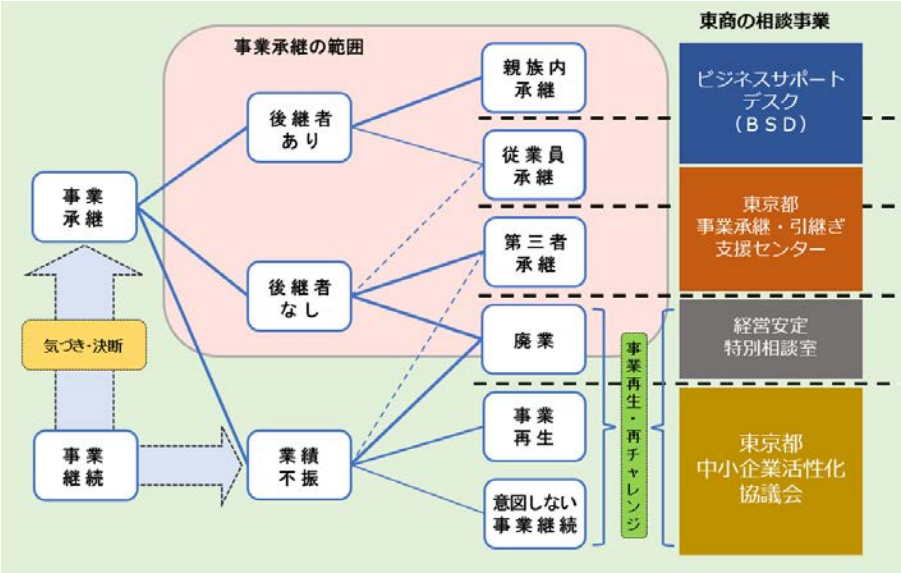

Ⅰ．事業承継対策の早期着手に向けた「気づき」を促し「決断」を後押しする取り組み

１．事業承継対策の早期着手への「気づき」を促す取り組み

事業承継の本質は、経営者の交代を機に事業内容を外部環境に適応させる「事業ドメインの再構築」を行い、現在の経営環境に合わせた事業を行うことで、持続的な成長を実現させることにある。経営者の高齢化が進んでいる中、「価値ある事業」を次代へ円滑につなぎ、更に事業を発展させていくためには、現経営者が事業承継に関する早期対策の重要性について「気づき」を得る必要がある。

中小企業が事業承継対策を検討するにあたり、大きく分けて「経営者の交代」と「株式の移転」の２つを同時に考えていく必要がある。後継者の育成にどのくらいの時間が必要なのか、株式を移転するにはどのような方法で行うのか、これらの事業承継にかかる期間を踏まえた事業承継計画を考える必要がある。自社単独で計画作成をすることが困難な場合には支援機関・専門家と協力して実施することが望ましい。また「株式の移転」には、自社株式の評価額を知らなければ、必要な対策を検討することも難しい。株式評価額によって有効な対策が異なることから、まずは自社株式の評価額を認識することが事業承継対策の第一歩といえる。当商工会議所が２０２１年２月に公表した調査によると、「自社株式評価額を算定したことがない企業」は約５割にのぼっている。新型コロナウイルスの影響や昨今の事業環境の変化により、中小企業・小規模事業者の株式評価額については以前と変動している可能性もあることから、過去に評価額を算定したことがある企業も、今一度算定を行う必要がある。

東京都の「事業承継・再生支援事業」における「事業承継支援助成金」では、外部専門家を活用した株式評価額算定費用の一部が補助されることから、積極的な周知を図られたい。また、主に親族内承継においては、株式の評価額は後継者への相続・贈与対策にも大きな影響を及ぼすことから、事業承継対策を早期に検討するためにも非上場株式の評価額の簡易算定が可能なツールの作成を検討されたい。

事業承継対策への取り組みを後押しするためには、事業承継が自社の業績や成長に良い影響を及ぼすことを周知していく必要がある。当商工会議所で実施している顕彰事業「勇気ある経営大賞」の過去の受賞企業の中には、後継者が新しい取り組みを実施し再成長を果たした事例が数多く存在している。このような事業承継対策に取り組む契機につながる情報を発信し、社会全体で事業承継への意識の醸成を図る必要がある。

自社株式評価の状況

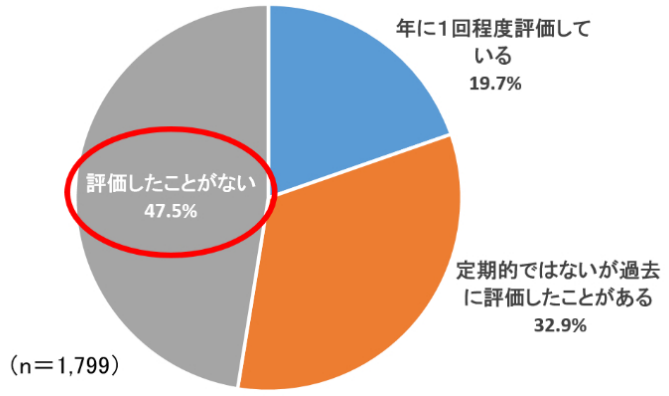

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2021 年２月）再編

株式評価の実施状況（従業員規模別）

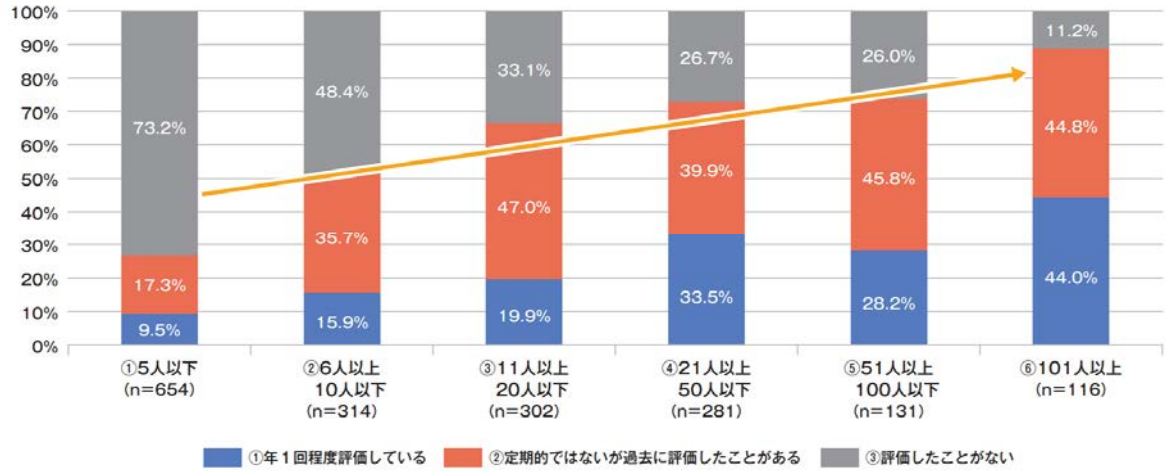

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2021 年２月）

【経営者交代を機に再成長を果たした事例：株式会社高山医療機械製作所】

東京都台東区の高山医療機械製作所の創業は１９０５年、西洋医学で使用されるメスの生産法を高山社長の曽祖父が編み出したことから事業が始まった。代々同族承継で事業を引継ぎ、高山社長で４代目になる。社長は１９８３年に当社に入社、１９９９年に父から社長を引き継いだが、その時点で累積赤字を抱えている状況であった。社長はデジタル化・省力化することで製造工程の見直しを行い、同時に創業時から脈々と受け継がれてきた技術・ノウハウを他の製品にも活かすことで、当社が取り扱う製品の幅を広げた。高山社長の入社時は約３千万円であった売上が２０２１年度は５億６千万円、当社商品は海外５０か国に販売されている。

※東京商工会議所「第 20 回勇気ある経営大賞」大賞企業

高山隆志社長

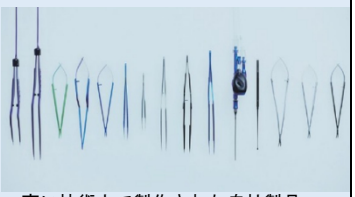

高い技術力で製作された自社製品

【企業データ】
株式会社高山医療機械製作所
・事業内容：医療機器の製造・販売
・本　　社：台東区谷中3－4－4
・創　　業：1905年
・資 本 金：1,000万円
・代 表 者：高山 隆志

○東京商工会議所「勇気ある経営大賞」

「勇気ある経営大賞」は東京商工会議所が、過去に拘泥することなく高い障壁に挑戦し、理想の追求を行うなど、“勇気ある挑戦”をしている中小企業を顕彰する制度。２００３年から始まり過去２０回、延べ約３，０００社が応募、受賞企業は約２００社に及ぶ。過去の受賞企業の中には、家業を継いだ後継者が、新しい挑戦を行い企業を再成長させた事例が数多くある。

２．事業承継対策の早期着手に向けた「決断」を後押しする総合的な支援体制の維持・強化

昨今、国や東京都において様々な事業承継支援施策が創設、拡充されている。国においては、令和４年度に中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジに向けた支援を行う「中小企業再生支援事業」と、M&Aなどに係る支援を行っている「事業承継総合支援事業」の予算が一体となり拡充された。本予算で各都道府県に措置されている「事業承継・引継ぎ支援センター」では、中小企業者の円滑な事業承継や引継ぎ促進のため、ニーズの掘り起こしから支援までワンストップで行っており、経営資源引継ぎ型の創業や転廃業時の経営資源の引継ぎの支援も強化されている。また、令和４年度補正予算では「事業承継・引継ぎ補助金」の予算が引き上げられ、また同補助金の一部では承継前の後継者の取り組みも対象になるなど、内容が拡充されている。令和５年度予算では新たに「後継者支援ネットワーク事業」が措置されている。一方で、「事業承継・引継ぎ補助金」では引継ぎ後の設備投資などの支援や、M&Aに係る専門家活用費用の支援に大きなウェイトが占められている。事業者、支援者からニーズのある自社株式の評価や後継者教育など事業承継の準備段階でも活用できるよう制度の見直しを検討されたい。また、「事業承継・引継ぎ支援センター」の前身である「事業承継ネットワーク」の時から今に至るまで行われている事業承継診断について、診断結果を公表・検証し、今後の事業承継支援に係る制度設計に活用されたい。

東京都においては、「事業承継・再生支援事業」の予算の中で、中小企業が事業承継に取り組む過程や承継後の取り組みにおいて、外部専門家への委託費の一部が助成される「事業承継支援助成金」のほか、普及啓発・後継者教育セミナーを開催するなど、幅広い支援を行っている。また、「地域金融機関による事業承継促進事業」では、地域にネットワークを持つ金融機関が窓口になることで、事業承継に係る課題の洗い出しから解決

策の立案、ならびに資金調達までを並行して支援することが可能となっている。地域金融機関からのプッシュ型支援が可能となることから、事業者・地域金融機関の双方から評価が高く、いずれの事業も引き続き事業を継続されたい。

昨今の事業承継施策の充実により、事業承継を行う経営者の選択肢は多岐に渡っている。喜ばしい悩みではあるが、どのような承継方法・施策の活用が望ましいのか悩まれる事業者も多い。事業承継対策の早期着手へ向けた「決断」を後押しするため、国・東京都の支援施策を周知していくとともに、６０歳頃の経営者に対しては事業承継・引継ぎ支援センターが実施している「事業承継診断」の積極的な活用を推進されたい。

【事業承継の早期着手に向けた都内中小企業の声】

- ○ 60 歳を超えた頃から取引先や金融機関から後継者について聞かれることが多くなり、事業承継を考えるようになった。(卸売業)
- ○ 株価算定をしたところ、想像以上に株価が高くて驚いた。その時はじめて事業承継対策の必要性を意識した。(サービス業)
- ○ 生産性向上もデジタル化も世代交代が行われないと進まない。事業承継は中小企業のすべての課題に繋がっている。(卸売業)

＜具体的な項目＞

- ➢ （新）後継者への経営権の移行や株式の譲渡にかかる時間を考慮した事業承継計画の策定推進（国・東京都）
- ➢ 事業承継対策の第一歩である自社株式の評価促進（国・東京都）
  - ・ 親族内承継での相続、贈与の計算において必要となる非上場株式の評価額の簡易算定が可能なツールの作成（国）
  - ・ （新）「事業承継・引継ぎ補助金」における自社株式評価費用の補助対象化（国）
  - ・ 「事業承継支援助成金」を活用した自社株式評価の促進（東京都）
- ➢ 事業承継・世代交代を機に企業が再成長を果たした事例の発信（国・東京都）
  （事業承継対策を取り組む契機につながる情報の発信）
- ➢ 事業承継の総合的な支援体制の維持・強化（国・東京都）
  - ・ 「事業承継・引継ぎ補助金」の補助対象の拡充（事業承継の実行段階のみならず、後継者教育など準備段階に対する支援の強化）（国）
  - ・ 「事業承継支援助成金」の継続的な予算確保（東京都）
  - ・ 国の事業承継支援機関である「事業承継・引継ぎ支援センター」の周知、活用促進（国）
  - ・ 地域金融機関と中小企業が一体となって事業承継対策に取り組むことに寄与する「地域金融機関による事業承継促進事業」の継続（東京都）
  - ・ 事業承継をはじめ地域の事業者の事業継続に資する地域持続化支援事業（拠点事業）「ビジネスサポートデスク」の安定的・継続的な予算確保（東京都）
- ➢ 事業承継・引継ぎ支援センター（事業承継ネットワーク）で行われている「事業承継診断」の検証結果の公表と今後の活用（国）
- ➢ （新）事業承継の準備にかかる時間を考慮し、６０歳頃の経営者の事業承継対策を促す「事業承継診断」（事業承継・引継ぎ支援センター）の活用促進（国）

Ⅱ．後継者育成、後継者による事業ドメイン再構築への支援

１．後継者に焦点を当てた施策の充実

昨今の事業環境の変化に対応するため、中小企業・小規模事業者はＩＴを活用した生産性向上や新事業創出、販路開拓など多くの自己変革、「事業ドメインの再構築」の必要性に迫られている。当商工会議所の調査によると、年齢が若い経営者ほどコロナ禍においても新商品・新サービスの開発や、ＥＣ等の新たな販売チャネルの構築など、積極的に新しい取り組みに挑戦している。また、経営者の在任期間が比較的短い方が黒字の割合が高く、業績に良い影響を与えている。外部環境変化に対応するためにも事業承継を推進していく必要がある。

事業承継においては、後継者の有無・後継者の育成度合いにより、承継手法が異なる。また、早期の後継者育成に取り組むことが望ましいが、中小企業・小規模事業者においては自社の限られた経営資源の中で後継者育成・教育を行うことが困難な場合もある。昨今、さまざまな支援機関が後継者教育のカリキュラムを設けている。そのような後継者育成カリキュラム（後継者塾・後継者スクール）を受講することは、経営者としての能力を向上させるだけではなく、自社が所属するサプライチェーンを超えた異業種の経営者との交流を通じて新たなアイデアや情報を入手し、イノベーション創出のきっかけとなる効果も期待される。また参加者からは、同じ境遇にある後継者同士が交流を深めることで、「後継者特有の悩みを共有でき、承継後の独自のコミュニティーの形成にも役に立った」との声が聞かれる。早期の後継者育成が必要な中、民間事業者等が行う後継者育成塾・スクールに対しての補助対象化など後継者育成・教育の充実に向けた予算の拡充、支援の強化を図られたい。

国の「小規模事業者持続化補助金」や東京都の「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」では後継者枠が設けられている。後継者の新たな取り組みへの後押しをするため、後継者枠を他の補助金にも拡大していただきたい。また、経営者交代を機に事業ドメインの再構築を行った際、既存事業の見直しを迫られることが想定される。「事業承継・引継ぎ補助金」の廃業・再チャレンジ事業では、廃業費用も補助対象となっており、活用を促されたい。令和５年度予算にて新たに措置された「後継者支援ネットワーク事業」では、ピッチイベントや後継者コミュニティーを通して、後継者を支援する事業であり、今後の展開が期待される。引き続き後継者が若い感性で大胆かつ革新的な取り組みを行えるよう、積極的な支援を図られたい。

後継者の決定状況別「事業承継における障害・課題」

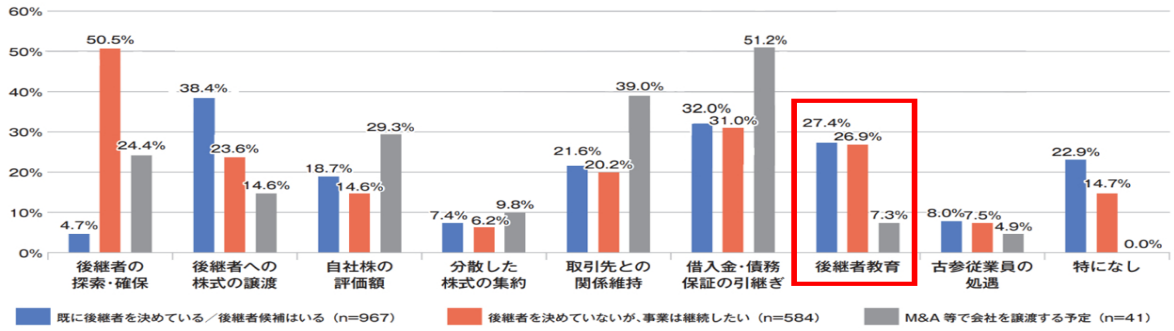

コロナ禍における新しい取り組み（経営者年齢別）

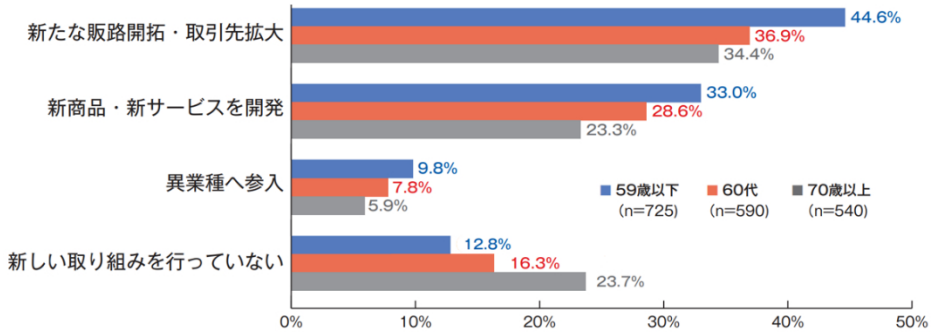

直近決算期（前期）利益状況（2000 年以降の事業承継の有無別）

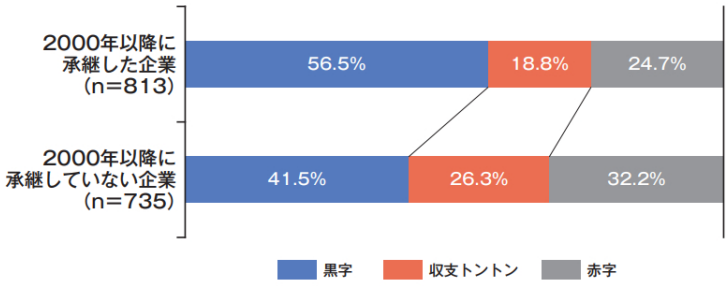

直近決算期（前期）利益状況（２代目以降の経営者の在任期間別）

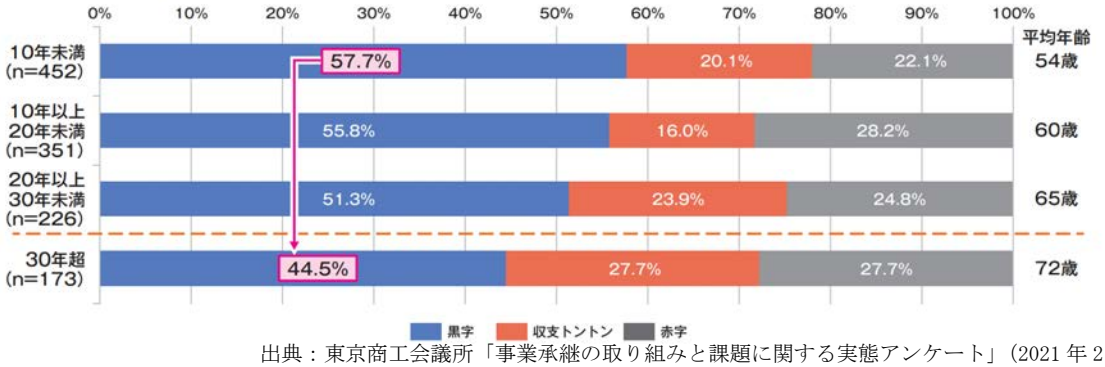

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」(2021 年２月)

【参考：東京商工会議所 「次世代経営者・経営幹部育成スクール」】

東京商工会議所では今年度新たに経営者・経営幹部向けのビジネススクールを開講。その中で、約６ヶ月・全８回に渡り次世代経営者・経営幹部の育成を目的とする連続講座（「次世代経営者・経営幹部育成スクール」）を実施。経営戦略・財務会計・組織作りなど実践的なものから、先輩経営者の講演、懇親会を通して、経営力の向上と人的ネットワークの形成を支援する。

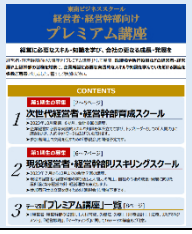

２．「経営者保証に関するガイドライン」の周知徹底

当商工会議所の調査によると、事業承継における障害・課題について、後継者（候補）の有無を問わず高い割合で「借入金・債務保証の引継ぎ」と回答しており、経営者保証は事業承継時の大きな課題として残っている。

２０１９年１２月に公表された「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」（２０２０年４月運用開始）は、承継の際に前経営者と後継者から二重で債務保証を求めることを原則として禁止しており、さらに後継者からの保証の取得については、事業承継の阻害要因となることを十分考慮することとしている。本特則は、事業承継における大きな障壁である経営者保証の引継ぎ問題を解決する一助になり得ることから、中小企業経営者をはじめ、支援機関、金融機関などに対して広く周知を図られたい。

他方、金融機関が後継者に対し債務保証を求めるか否かについて検討するうえで基準となる「経営者保証に関するガイドライン」においては、中小企業に対し、①法人と個人の分離、②財務基盤の強化、③適時適切な情報開示、などの取り組みを求めている。経営者保証の解除を希望する中小企業経営者に対して、金融機関より引き続き真摯な説明を行うよう指導の徹底を図られたい。

経営者保証については、金融機関の果たすべき役割は非常に大きい。金融庁と中小企業庁では、「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況について、政府系金融機関・民間金融機関・信用保証協会別にそれぞれホームページで公表している。引き続き運用状況のモニタリング調査の実施と定期的な情報の開示、また２０２２年１２月に公表された「経営者保証改革プログラム」を着実に実行することで、「経営者保証に関するガイドライン」の取り組みを後押ししていただきたい。あわせて「事業承継特別保証制度」（信用保証制度）などを活用し、ガイドラインに基づいた取り組みを実施している中小企業に対しては、経営者保証を不要とする融資の促進を図られたい。

【参考：「経営者保証に関するガイドライン」の概要】

経営者保証を提供せず融資を受ける場合や、保証債務の整理を行う際の「中小企業・経営者・金融機関共通の自主的なルール」として２０１３年１２月に策定・公表されたガイドライン。

２０１４年２月に金融庁は監督指針・金融検査マニュアルの改正を実施し、金融機関は以下の３点の経営状況を満たす企業に対しては、「経営者保証を求めない融資」や「経営者保証付き融資に代わる融資の方法（代替的な融資手法）」（※）を検討することが求められるようになった。

※「経営者保証付き融資に代わる融資の方法（代替的な融資手法）」
　停止条件や解除条件付保証契約、流動資産担保融資（ＡＢＬ）、金利の一定の上乗せ など

①法人と個人の分離	②財務基盤の強化	③適時適切な情報開示
● 融資を受けたい企業は、役員報酬・賞与・配当、オーナーへの貸付など、法人と経営者の間の資金のやりとりを、「社会通念上適切な範囲」を超えないようにする体制を整備し、適切な運用を図る。 ● そうした体制の整備・運用状況について、公認会計士・税理士などの外部専門家による検証を行い、その結果を債権者に適切に開示することが望ましい。	● 融資を受けたい企業は、財務状況や業績の改善を通じた返済能力の向上に取り組み、信用力を強化する。	● 融資を受けたい企業は、自社の財務状況を正確に把握し、金融機関などからの情報開示要請に応じて、資産負債の状況や事業計画、業績見通し及びその進捗状況などの情報を正確かつ丁寧に説明することで、経営の透明性を確保する。 ● 情報開示は、公認会計士・税理士など外部専門家による検証結果と合わせた開示が望ましい。

【参考：事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の概要】

本特則は、「経営者保証に関するガイドライン」を補完するものとして、主たる債務者、保証人および対象債権者のそれぞれに対して、事業承継に際して求め、期待される具体的な取扱いを定めたもの。経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として前経営者、後継者双方からの二重徴求を行わないことなど以下の考え方が明記された。

１．　前経営者、後継者双方からの経営者保証の二重徴求の原則禁止（例外を４類型に限定列挙）
２．　後継者の経営者保証は、事業承継の阻害要因となることを考慮し慎重に判断
３．　前経営者との保証契約の適切な見直し

４．金融機関は、内部規程（判断基準等）等を整備し、保証契約の必要性について具体的に説明
※例外４類型：相続、法人から前経営者への多額の貸付金等、金融支援（リスケ）実施先、本人の強い意向

【後継者の課題に対しての都内中小企業の声】
- ○　後継者や将来の幹部候補を育てるため、普段から従業員に対して事業計画や業績を開示し、経営の視点を養っている。（卸売業）
- ○　従業員として働いていたときは経営の勉強をする機会がなかった。経営者になってから経営塾に通いはじめたが、得るものは非常に大きかった。（サービス業）
- ○　他の借入は経営者保証が外れているが、制度融資のみ経営者保証が付いている。実態に合った対応をしてほしい。（建設業）

＜具体的な項目＞
- ➢ 後継者育成・後継者教育の充実、利用促進（国・東京都）
  - ・ 中小企業基盤整備機構、東京都中小企業振興公社、東京中小企業投資育成株式会社等が実施する後継者育成塾・後継者ゼミナールの周知・利用促進（国・東京都）
  - ・ （新）民間事業者等が行う後継者育成講座等の費用に対しての補助対象化（国・東京都）
- ➢ 後継者の新たな取り組みを後押しする施策の拡充、周知（国・東京都）
  - ・ 補助金において後継者の新たな取り組みを支援する後継者枠の創設、拡充（国）
  - ・ 「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」（後継者チャレンジ枠）の周知、活用促進と他の補助金等での後継者チャレンジ枠の創設等（東京都）
  - ・ （新）「事業承継・引継ぎ補助金」（廃業・再チャレンジ事業）の活用促進（国）
  - ・ （新）「後継者支援ネットワーク事業」の支援対象数の拡大（国）
- ➢ 社長（後継者）の右腕となる経営幹部の育成に対する支援拡充（国・東京都）
- ➢ 「経営者保証に関するガイドライン」「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知強化、利用促進（国・東京都）
  - ・ 金融機関への「経営者保証に関するガイドライン」の周知徹底（国・東京都）
  - ・ 中小企業経営者の金融リテラシー向上に向けた経営支援の強化（国・東京都）
  - ・ 金融庁、中小企業庁による金融機関・信用保証協会ごとの運用状況のモニタリング調査の継続実施と定期的な情報開示の継続（国）
- ➢ （新）民間金融機関、信用保証協会における「経営者保証改革プログラム」に則った取り組みの徹底（国）
- ➢ （新）経営者保証を不要とする「事業承継特別保証制度」（信用保証制度）の周知、活用促進（国・東京都）

Ⅲ．円滑な親族内承継・従業員承継への取り組み支援

１．事業承継税制の延長・恒久化と更なる周知

中小企業の事業承継を検討する上で大きな課題となるのが「株式の移転」である。株式を後継者へ移転する方法は大きく分けて、「相続・贈与」と「売買」の２つがあるが、親族内承継の場合には、とりわけ「相続・贈与」によって株式が移転されることが想定される。抜本拡充された事業承継税制（特例措置）は、相続・贈与時に事業承継に係るキャッシュアウトがゼロになるなど、中小企業・小規模事業者にとって大きなメリットがあり、資産承継における対策の柱となる制度である。また、特例措置では、複数の株主から最大３名まで後継者の指名が可能となったほか、従業員の雇用維持要件の緩和など、より使い勝手の良い制度となっている。本税制を活用することで、相続税・贈与税対策のために社外に流出する資金を企業の成長のための前向きな投資に向けられることが期待される。しかし、特例措置の適用期限は２０２７年１２月末までとなっており、さらに税制を利用する際の前提となる「特例承継計画」の提出期限は２０２４年３月末に迫っている。当商工会議所には「後継者の教育・育成にはまだ時間がかかり、期限までに間に合わない」「社内外が納得する形で事業承継を行うには、まだ時間が必要」など、タイミングが合わず利用したくてもできない事業者の声も多く寄せられている。中小企業の事業承継の課題は今に始まったものではなく、今後も続いていく課題である。また、事業承継を行うタイミングは企業ごとに異なっており、時限措置のために利用できる事業者と利用できない事業者に分かれることは公平性を欠く。中小企業の事業承継に対しての意識が高まりつつある状況において、支援施策の維持・強化は必要不可欠であり、まずは期限が迫っている「特例承継計画」提出期限（申請期限）の延長を強く要望する。加えて、これから事業承継を検討する事業者の意欲を削ぐことなく、さらに今後も事業承継を加速させ、将来的には事業承継が社会的な課題としてではなく、営業戦略・業務効率化・人材育成など、どの企業でも当然に考えるべき経営課題の一つとして定着させるためにも、特例措置が期限を迎えるタイミングで一般措置を特例措置と同程度の内容に拡充することをお願いしたい。

一方で、事業承継税制については、創設時の複雑かつ煩雑な制度設計により「使いづらい」といったイメージが先行するなど、内容を正確に理解していない経営者も多い。また、定期的な報告などが必要なことから

「厳格な管理が必要」とのイメージもあり、税理士などの専門家においても正確な情報を経営者に伝えていないケースも多数見受けられ、制度の正しい理解の促進が課題となっている。当商工会議所の調査結果によると、事業承継税制利用にあたっての障壁として、「１０年の時限措置で今後どうなるか不明である」といった回答や、「納税免除にならない可能性」、「納税猶予の取り消しリスク」などの回答が上位を占めている。とりわけ「事業承継税制で猶予された税額が累積される」といった誤解が一部で生じている。事業承継税制の利用促進にあたっては、メリットとデメリットを正確に理解した上で、他の株式承継手法と比較し、どのような承継方法を進めるか検討していくことが望ましい。そのためにも支援機関・税理士などの専門家・地域金融機関などを巻き込み、税制の検討を促すための取り組みが必要である。また、株式のうち外国子会社相当分が対象に含まれないことから、「事業承継税制の対象となる株式の金額が小さくなり、活用しづらい」といった声も上がっている。中小企業においても海外進出が進む中で事業承継税制が活用できるよう、外国子会社株式相当分も猶予の対象とすることを検討されたい。

後継者への株式の譲渡を行う際の課題

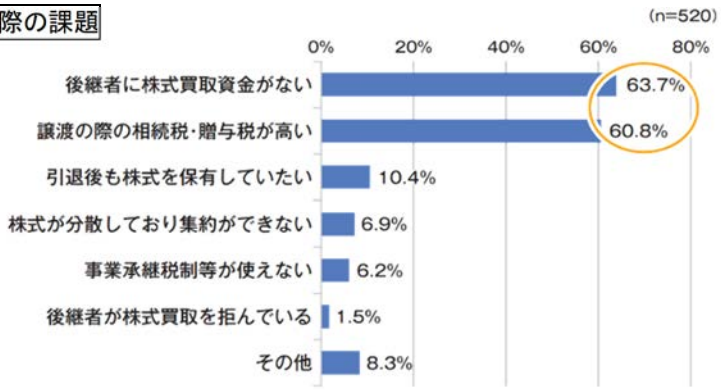

事業承継税制の利用にあたっての障壁

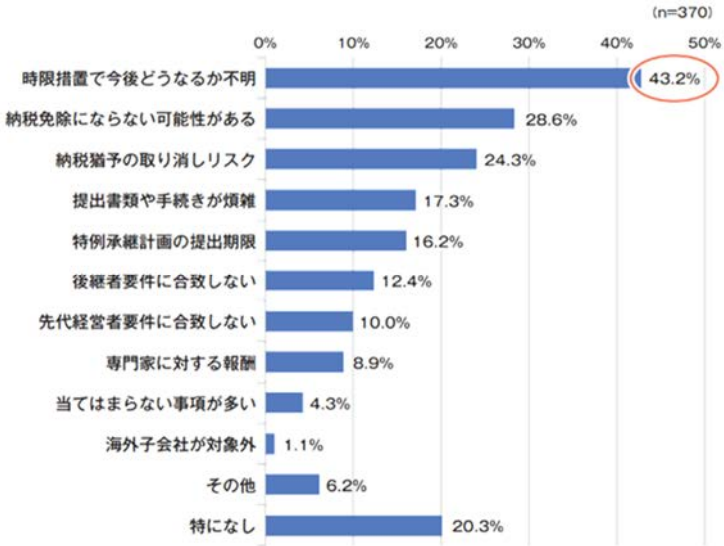

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」(2021 年 2 月)

２．分散した株式の集約への取り組みと後継者へ株式を移転する際の金融支援の活用

旧商法で株式会社の発起人が７人以上必要とされた時代もあり、世代交代・相続が進んでいった結果、業歴が長い企業ほど株式が分散している状況にある。長年地道に利益を積み上げてきた事業者ほど株式の買い取り負担は年々大きくなっている。株主の中には、現在、事業・経営に関与していない者も多く存在し、経営者と株主との関係性も希薄になっている場合もある。中小企業で株式が分散することは経営の安定性を損なう恐れがあり、事業承継にも影響を及ぼしかねない。経営の安定性を確保し、安心して事業を後継者へ譲り渡すためにも分散した株式の集約の重要性を周知する必要がある。

従業員承継においては、株式を後継者へ移転する方法は「売買」が中心となるが、後継者による株式の買取資金の確保が大きな課題となっている。株式買取資金の確保については、公的金融機関の制度融資も措置されており、制度の周知・活用を促進すべきである。また、「事業承継・引継ぎ支援センター」においても従業員承継の相談に対応しており、あわせて周知を図られたい。

２０１８年１２月に設立され、東京都からも出資している事業承継支援ファンド（通称：ＴＯＫＹＯファンド）は、成長可能性を有する中小企業の事業承継を円滑に進めるため、ファンドに加入する地域金融機関などと連携し支援を行っていくものであり、２０２３年３月末時点で少なくとも累計６社へ投資、支援を行ってい

る。引き続き、資金難により株式集約が困難な企業や、事業承継おける株式買取資金に課題を抱える企業へ積極的な支援を図るとともに、投資後においても、継続的な支援を図られたい。

また、東京中小企業投資育成株式会社では、２０２３年３月までに投資累計２，４７９社、１，２７６億円の実績を持ち、中小企業の長期安定株主の機能を発揮している。民間ベンチャーキャピタルとは異なり、「経営の自主権を尊重」「株式上場の義務付けなし」など、経営判断に中小企業経営者の意向が尊重されやすい点が特徴である。とりわけ、公的機関である東京中小企業投資育成株式会社が株価を算定することで、株式の集約時に既存株主の了解を得られやすい点は、株式が分散し、株式の集約に悩む中小企業にとって大きなメリットとなり得る。投資育成制度を活用することにより、中小企業の株式の集約、ひいては自己資本の充実につながることから、今後さらなる普及促進と支援強化を図られたい。

業歴別の現経営者の株式保有割合

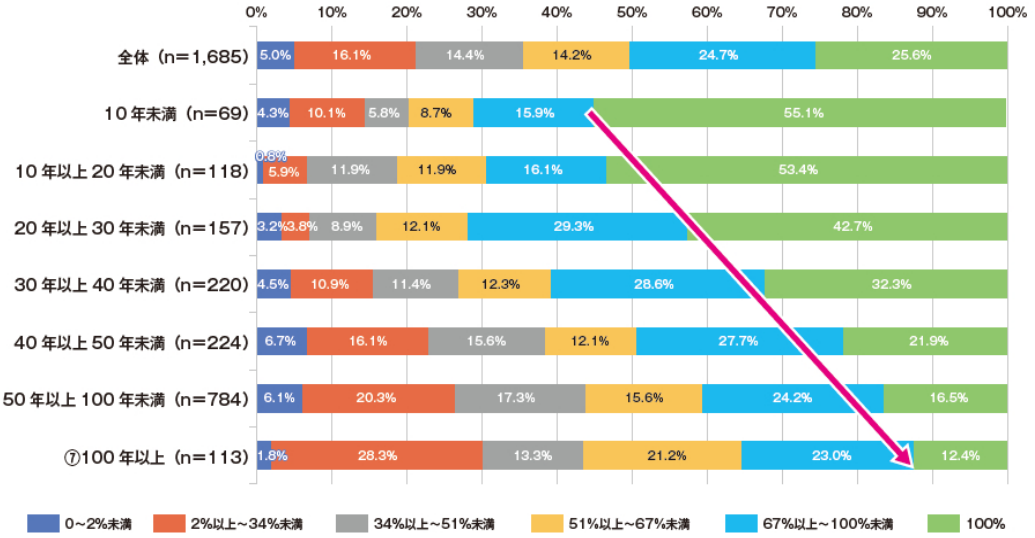

株式の集約を行う際の課題

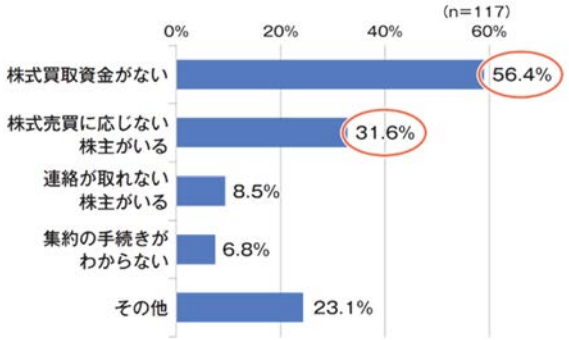

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2021 年 2 月）

【事業承継税制、分散した株式の集約に対しての都内中小企業の声】

- ○ 株価が高くて事業承継を進めることができなかった。事業承継税制が拡充されたため「今しかない」と思い、事業承継対策を一気に進めた。（卸売業）
- ○ 息子を次期社長候補に考えているが、社内外が納得する形で事業承継を行うには数年は必要。今から対策を始めても 2027 年までの期限に間に合わない。（サービス業）
- ○ 子供が後継者候補であるが、まだ 10 代前半であり、今のタイミングで事業承継を行うことも、役員に就任することも難しい。事業承継税制の後継者要件である「贈与時に 18 歳以上の代表者であり、かつ、贈与の直前において３年以上役員であること」を満たすことは現時点では困難。（建設業）
- ○ 自社株式の贈与・相続の税金を抑えるために赤字にして株価を低くしているとの話をよく耳にするが、税制が続くことで、敢えて赤字にすることなく前向きに企業価値を高めることができるのではないか。（製造業）
- ○ 株式が元従業員の家族や協力会社に分散していた。先代が過去の経緯を知っていたため対応ができたが、先代がいなかったら大変なことになっていた。（建設業）

＜具体的な項目＞
- ＜重点要望＞（新）事業承継税制の延長・恒久化（国・東京都）
  - 事業承継税制特例措置の申請期限の延長（２０２４年３月末⇒２０２７年１２月末まで）
  - 事業承継税制一般措置の拡充（２０２８年１月から）
    （対象株式制限の撤廃、雇用維持要件の弾力化、納税猶予割合１００％への引上げ等）
- 事業承継税制の周知と正しい理解の促進、支援機関・税理士などの専門家・地域金融機関などを巻き込んだ対策の推進（国・東京都）
- 事業承継税制を活用した好事例の発信強化（国）
- 事業承継税制の制度改善（国）
  （制度適用対象の拡大）
  - 納税猶予額の算定基礎となる適用対象株式における外国子会社株式の対象化

  （申請手続きの緩和）
  - 都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書の一本化

  （制度適用後の不安解消）
  - 提出書類の不備などに対する宥恕規定の明確化
  - 過去に贈与税に係る納税猶予措置を利用した企業の抜本拡充された事業承継税制への移行の容認
  - （新）年次報告の提出に係る都道府県からの事前アナウンスとその周知、広報の徹底
- 「特例承継計画」策定の推進（国・東京都）
- （新）事業承継税制適用後の支援・相談体制の充実（国・東京都）
- （新）自社株式を含め資産全体を踏まえた相続対策（遺留分への対応等）の推進、税理士・弁護士などの専門家の活用促進（国・東京都）
- 個人版事業承継税制、小規模宅地の特例など、個人事業主の事業承継対策の周知促進（国）
- 分散した株式の集約に向けた取り組みの重要性の周知と支援強化（公的な事業承継支援ファンドや東京中小企業投資育成株式会社の活用促進等）（国・東京都）
- 従業員承継における株式買取資金の確保に向けた制度融資（日本政策金融公庫・信用保証制度等）の活用促進（国・東京都）
- 後継者（経営陣）の安定した経営の確保へ向けた公的な事業承継支援ファンドや東京中小企業投資育成株式会社の活用促進（国・東京都）
- （新）国が出資する事業承継に係るファンドによる小規模事業者への支援強化（国）
- （新）事業承継支援ファンドによる小規模事業者への支援強化（東京都）
- 従業員承継における事業承継・引継ぎ支援センターの活用促進（国

Ⅳ．後継者不在企業に対してのＭ＆Ａの推進

１．中小企業・小規模事業者のＭ＆Ａの推進

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進んでいる中、事業承継が行われないままでは、いずれは廃業という選択肢をせざるを得ない。２０２２年の東京商工リサーチの調査によると、休廃業した経営者の年齢が６０代以上の構成比が２０１３年以降で過去最高の８６％を記録し、７０代以上でも６５％を占めるなど、経営者の高齢化に歯止めがかかっていない。また、休廃業を選択した企業の５割以上が直近決算で黒字であり、「価値ある事業」が失われている事態となっている。さらに、休廃業企業のうち黒字決算が占める割合（黒字割合）は２０００年以降で過去最低となっており、早期に事業承継対策を行う必要性は急速に高まっている。

このような状況下において、後継者不在企業における事業承継の有効な選択肢として第三者承継（Ｍ＆Ａ）への注目度が高まっており、中小・小規模事業者のＭ＆Ａも増加傾向にある。国が都道府県に措置し第三者承継のマッチング支援を行う「事業承継・引継ぎ支援センター」では、相談社数・成約件数ともに過去最高を記録している。そのうち成約譲渡企業の売上高１億円以下が６割以上を占めている。当商工会議所の調査でも従業員２０人以下の事業者が買収の対象となっている実態が明らかになっている。一方、Ｍ＆Ａを検討したことがない事業者からは「Ｍ＆Ａに対して良いイメージを持っていない」「Ｍ＆Ａがよくわからない」「会社の規模が小さく、自社がＭ＆Ａの対象になるとは思えない」との声も聞かれる。当商工会議所ではＭ＆Ａを検討したことがない経営者に向けて「後継者が決まっていない小さな会社のためのＭ＆Ａガイド」（２０２３年３月）を発行した。本ガイドでは、Ｍ＆Ａのよくある誤解やＭ＆Ａのメリットなどを記載するほか、Ｍ＆Ａを通じて後継者問題の解決と事業の成長を目指す４つの事例も掲載している。後継者不在の中小企業・小規模事業者が廃業を回避しＭ＆Ａにより事業の成長や従業員の雇用・地域のサービスが維持された事例を発信することで、Ｍ＆Ａを事業承継の選択肢として定着・浸透を図るべきである。

近年では、「事業承継・引継ぎ支援センター」などの公的機関のほか、Ｍ＆Ａ支援を行う公認会計士や税理士、中小企業診断士、弁護士といった士業、中小企業を対象とした民間のＭ＆Ａアドバイザー、ＩＴプラットフォームを用いたＭ＆Ａプラットフォーマーなどが増加し、Ｍ＆Ａを検討する中小企業にとって、選択肢が大

きく広がっている。公的機関である「事業承継・引継ぎ支援センター」では小規模M＆Aを数多く手がけ、セカンド・オピニオンについても中立的な立場からアドバイスを行える点で非常に有益であり、積極的に活用促進を図るべきである。

東京都でもM＆Aプラットフォーマーと連携し、譲渡側のM＆Aマッチング支援を行う「企業再編促進支援事業」を実施している。中小・小規模事業者にとってM＆Aプラットフォーマーの活用は有効であることから、本事業の継続と活用促進を図られたい。

また、M＆Aの実施に際しては、調査費用・専門家への手数料など、費用面を心配する声も多く聞かれる。「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用事業）の活用促進を図り、費用面を心配する事業者へのM＆A推進を図られたい。

譲渡側のM＆Aの検討状況（後継者の決定状況別）

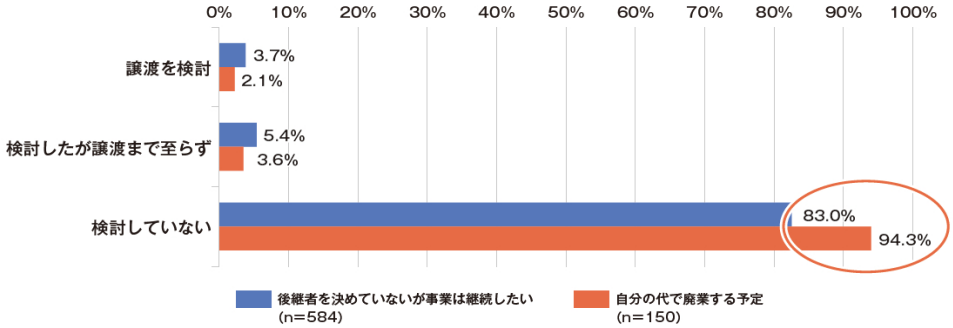

買収側と買収先（譲渡側）の企業規模

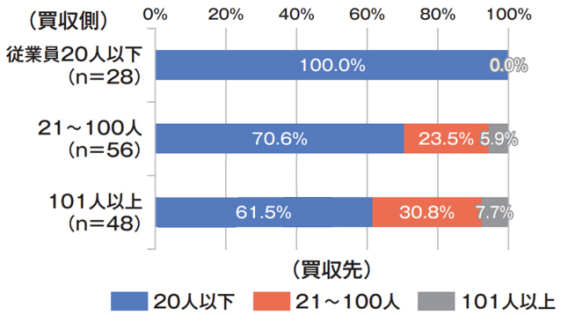

譲渡側のM＆Aを検討しない理由

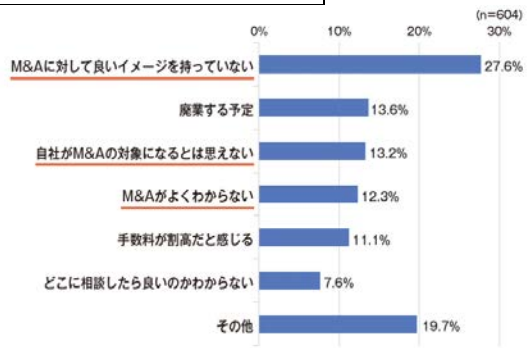

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2021 年 2 月）

譲渡側のM＆Aを検討しない理由（従業員規模別）

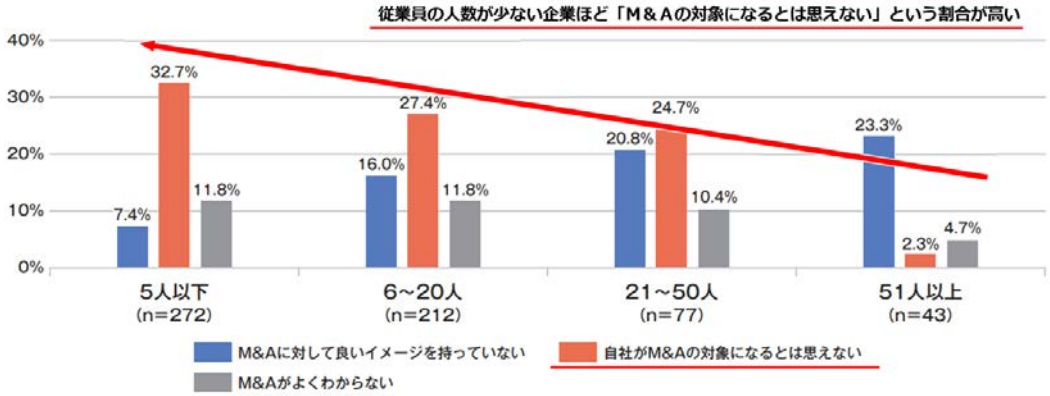

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2021 年 2 月）

２．公正な中小M＆Aマーケットの形成

２０２０年３月には、中小企業がM＆Aを適切な形で進めるための手引きである「中小M＆Aガイドライン」が策定された。M＆Aに関する知識、経験がない中小企業経営者にとって、適切な仲介業者、手数料水準を見極めるための指針となっており、同ガイドラインの周知、ガイドラインに準拠した取り組みを図る必要が

ある。

２０２１年８月には「M＆A支援機関登録制度」が創設され、「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用事業）におけるM＆A関連の補助対象費用は、本制度に登録されたM＆A支援機関に対して支払われる費用に限定するなど、中小企業が安心してM＆Aに取り組むための国の重要な制度となっている。登録支援機関には中小M＆Aガイドラインの遵守を求めており、今後の公正なM＆Aマーケットの形成に寄与するものとして大いに期待される。一方で、制度の運用を誤ると、中小M＆Aマーケットの拡大・浸透に水を差しかねない。登録支援機関は３，１００件を超え、うち設立３年未満の事業者が約半数、M＆A支援業務専従者数２名以下の事業者は約７割にものぼる。法規制のないM＆A専門業者の信頼性を高めるためにも、登録支援機関へのモニタリングを強化し、実態を把握するとともに、中小企業が自ら支援機関を選択しやすいよう各登録支援機関ごとの支援実績を公表していただきたい。また情報受付提供窓口に寄せられた情報は、中小企業がM＆Aを取り組む際に大いに役に立つものであるため、情報内容について開示していただきたい。２０２３年５月には本制度の登録支援機関に対しての取消要領が公表されている。着手金だけ受取りその後は進捗状況や適時適切な情報提供を行わないなどの悪質な事業者に対しては、登録の取消し、最大２年間の登録停止、事業者名の公表など、取消要領に則った対応を徹底していただきたい。M＆Aは専門性が高いからこそ登録支援機関にはより丁寧な説明が求められる。登録支援機関は、契約時の最低報酬額の明記や着手金の慎重な取り扱いなど、料金の透明性の確保と妥当性のある料金の提示を行い、中小企業・小規模事業者に寄り添った対応と公正な中小M＆Aマーケットの形成に努める必要がある。

【参考：「中小M＆Aガイドライン」の概要】

後継者不在の中小企業向けの手引き

- ◆ 約20の中小M&A事例を提示し、M&Aを中小企業にとってより身近なものに。
- ◆ 中小M&Aのプロセスごとに確認すべき事項や、適切な契約書のひな形を提示。
- ◆ 仲介手数料（着手金／月額報酬／中間金／成功報酬）の考え方や、具体的事例の提示により、手数料を客観的に判断する基準を示す。
- ◆ 支援内容に関するセカンドオピニオンを推奨。

支援機関に求められる基本事項の定義

- ◆ 支援機関の基本姿勢として、事業者の利益の最大化と支援機関同士の連携の重要性を提示。
- ◆ M&A専門業者に対しては、適正な業務遂行のため、
  - ①売り手と買い手双方の1者による仲介は「利益相反」となり得る旨明記し、不利益情報（両者から手数料を徴収している等）の開示の徹底等、そのリスクを最小化する措置を講じる
  - ②他のM&A支援機関へのセカンドオピニオンを求めることを許容する契約とする
  - ③契約期間終了後も手数料を取得する契約（テール条項）を限定的な運用とする　といった行動指針を策定
- ◆ 金融機関、士業等専門家、商工団体、プラットフォーマーに対し、求められる具体的な支援内容や留意点を提示。

３．中小M＆Aマーケットの活性化に向けた譲受側の支援強化

M＆Aは人手不足の解消、商圏の拡大、サービス・製品の拡充・強化など、事業の成長を目的として、近年、中小企業・小規模事業者が譲受側となるケースも増えている。後継者不在企業の廃業を回避し、中小企業・小規模事業者がその受け皿として事業を引き継ぎ、経営資源を集約することにより譲渡側と譲受側の事業の相乗効果を発揮し、成長や効率化を図ることは、企業の競争力強化にもつながる。M＆Aは事業承継対策のみならず、わが国中小企業全体の生産性向上を図る観点からも非常に有効な手段であるが、中小企業は経営資源が限られおり、中小M＆Aマーケットの活性化には譲受側の支援の強化も不可欠である。

M＆Aで「価値ある事業」を引き継いだとしても、M＆A成約後に収益の悪化や従業員の離職などを招くことで、企業価値を低下させてしまっては、逆効果である。当商工会議所にも買収後の組織の統合の難しさが窺える声が多く届いている。M＆Aの成功率を引き上げるためには、M＆Aプロセスにおける対象会社の事業調査の精緻化、財務・法務などのデューデリジェンスなどの実施は当然のこと、M＆A成立後の企業の統合プロセスであるＰＭＩ（Ｐｏｓｔ　Ｍｅｒｇｅｒ　Ｉｎｔｅｇｒａｔｉｏｎ）が重要である。

そのような中、２０２２年３月に「中小ＰＭＩガイドライン」が策定された。同ガイドラインは企業の規模に応じた統合プロセスの手順を示した手引書となっている。まずはM＆A支援機関、譲受事業者へのガイドラインの周知とガイドラインに則った統合作業を実行できる専門家の育成が必要である。また、統合作業（ＰＭＩ）を実行する際、事業内容を見直し既存事業の一部を廃業することも考えられる。その際に発生する設備の解体費やリース解約費などについては、「事業承継・引継ぎ補助金」（廃業・再チャレンジ事業）にて補助対象となっており活用促進を図られたい。東京都では今年度より新たに「経営統合支援事業」を実施している。専門の経営統合アドバイザー・経営統合マネジャーが計画策定から実行までを支援する事業となっている。中小企業の中には、社内でＰＭＩを主導する人材がおらず統合作業（ＰＭＩ）の取り組みが困難な場合も予想されることから本事業について広く周知を図られたい。

M＆Aプロセスにおいて、財務や法務デューデリジェンスを行ったとしても、簿外資産・債務、不正確な情報の発覚など、買収リスクは一定程度残ることがあり、M＆A後の満足度を引き下げる要因となっている。昨

今、わが国においても民間の保険会社よりＭ＆Ａのリスクを引き下げる目的で「表明保証保険」の取り扱いが始まっている。買収側企業にとっては、買収後の経済的損失に対する一定程度のリスクヘッジになる一方で、譲渡側企業の経営者にとっても、売却後の賠償請求リスクの低減などのメリットがある。中小企業のＭ＆Ａのリスクを低減するためにも、「表明保証保険」制度の普及促進を進めるべきである。

買収時の課題（複数回答）

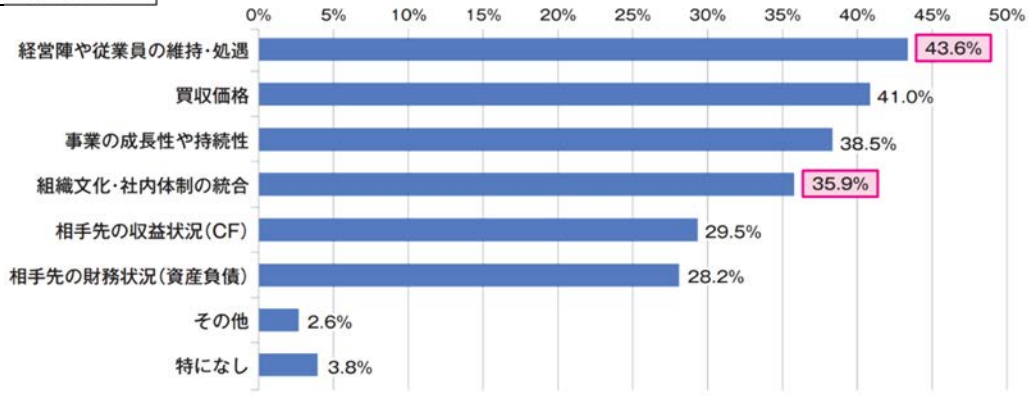

買収における当初目的・期待効果の達成度

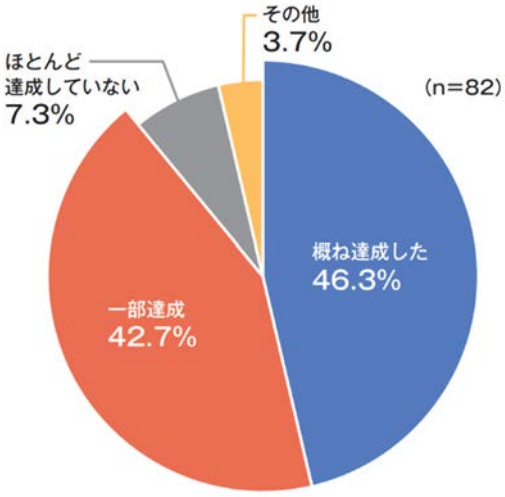

当初目的・期待効果が達成できなかった理由（複数回答）※上位３項目

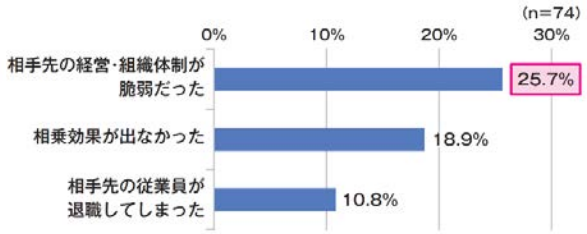

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2021 年 2 月）

【Ｍ＆Ａに対しての都内中小企業の声】

- ○ 知り合いの経営者がＭ＆Ａについて「誰かに相談をしたいが専任条項があるため簡単に相談できない」と悩んでいた。公的な事業承継・引継ぎ支援センターでのセカンド・オピニオンの周知を図るべきだと思った。（製造業）
- ○ 自身が 70 歳を迎え事業承継を考え始めたが、親族や社員に後継者候補はいなかった。またコロナの影響で業績も低迷した。自社は従業員 10 名以下の会社だが、今まで培ってきた経営資源・知的資産が認められ、Ｍ＆Ａにより譲受先が見つかった。（サービス業）
- ○ 息子へ事業承継を考えているが、今のままでは事業の将来性に不安がある。Ｍ＆Ａで規模を拡大し営業基盤を強くした上で会社を譲りたい。（卸売業）
- ○ Ｍ＆Ａで企業を譲受したが、譲渡企業は数年前からＭ＆Ａを模索していたため、人材採用も設備投資も行っておらず、譲受後に想定以上の投資が必要になった。（不動産業）

＜具体的な項目＞

- ➢ （新）中小企業がＭ＆Ａにより廃業を回避し、事業の成長や従業員の雇用・地域のサービスが維持された事例の発信（国・東京都）
- ➢ 事業承継・引継ぎ支援センターの活用促進、セカンド・オピニオンの推奨（国）
- ➢ 中小・小規模Ｍ＆Ａ促進に向けた周知強化（国）
  - ・ 中小・小規模Ｍ＆Ａを手掛ける専門家の育成（国）

・　事業承継・引継ぎ支援センターの相談機能の維持・強化（国）
- （新）東京都がＭ＆Ａプラットフォーマーと連携し譲渡側の中小企業のＭ＆Ａマッチングを支援する「企業再編促進支援事業」の継続、活用促進（東京都）
- Ｍ＆Ａの譲渡側・譲受側双方で利用可能な「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用事業）の活用促進（国）
- 中小Ｍ＆Ａガイドラインに準拠した取り組みの推進（国）
- （新）Ｍ＆Ａ支援機関登録制度に登録された支援者ごとの支援実績の公表と情報提供受付窓口に寄せられた情報内容の開示（国）
- Ｍ＆Ａ登録支援機関における譲渡側・譲受側双方に対しての料金の透明性の強化（契約時の最低報酬額の明記、着手金への慎重な取り扱い等）（国）
- （新）Ｍ＆Ａ支援機関登録制度の取消要領に則った運用の徹底（国）
- 会社分割（新設分割）や事業譲渡における許認可の引継ぎに関する環境整備（国）
- 個人事業主における事業承継時の引継ぎに関する環境整備（国）
  ・　飲食店など個人事業主の屋号の承継、許認可引継ぎ手続きの簡素化
- Ｍ＆Ａ登録支援機関および譲受側に対しての中小ＰＭＩガイドラインの周知徹底（国）
- 中小ＰＭＩガイドラインに基づいた統合作業が実行できる専門家・アドバイザーの育成の強化（国）
- 統合作業で発生する費用（解体・解約費など）を補助する「事業承継・引継ぎ補助金」（廃業・再チャレンジ事業）の活用促進（国）
- （新）中小企業のＰＭＩを支援する「経営統合支援事業」の周知、活用促進（東京都）
- 譲受側のＭ＆Ａを支援する中小企業経営強化税制（設備投資減税）・経営資源集約化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）の継続・拡充と周知・活用促進（国）
- 中小Ｍ＆Ａにおけるリスク低減に寄与する「表明保証保険」の利用促進に向けた周知強化（国・東京都）

以　上
２０２３年度第１０号
２０２３年　７月１３日
第７６０回常議員会決議

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体
東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都各部局幹部ほか関係機関等

＜実現状況＞

○国における事業承継対策予算等
・後継者ネットワーク事業　　４．４億円
・中小企業活性化・事業承継総合支援事業　１４６．０億円　補正５２億円
・事業承継税制（特例措置）における特例承継計画の提出期限が２年延長

○東京都における事業承継対策予算
・事業承継・再生支援事業　６．９億円
（事業承継支援助成金、事業承継塾、後継者イノベーションスクール、個別相談支援等）
・地域金融機関による事業承継促進事業　３．６億円

１１．令和６年度税制改正に関する意見

基本的な考え方

（中小企業は「未来への投資」の原資を確保できない厳しい状況）

新型コロナウイルスの５類感染症への移行に伴い、日常生活やビジネス活動が正常化し、企業の売上はコロナ禍前の水準まで回復しつつある。しかし、原材料やエネルギー価格の高騰等によるコスト増は今なお進んでおり、加えて、未曾有の人手不足のなかで、多くの中小企業は人材の確保・定着に向け、収益が伴わないなかでの“防衛的な賃上げ”に取り組んでいる。

もとより、中小企業の売上高経常利益率は約３％と低迷、労働分配率は約７割と高止まり、損益分岐点比率も約９割と高い水準にある。政府が掲げる、構造的・持続的な賃上げや人への投資、設備投資、研究開発投資といった「未来への投資」の原資を確保するため、官民挙げて「パートナーシップ構築宣言」を推進し、価格協議は進みつつあるが、継続する物価上昇のスピードに価格転嫁が追い付いていない状況にあり、中小企業は収益の圧迫が続く大変厳しい経営環境に直面している。

（経済好循環を生み出す中小企業に対する政策支援が必要）

わが国の中小企業は、全企業数の９９．７％、雇用の約７割、付加価値額の約５割、給与支払の約４割（企業のみを分母とすると約５割）、税や社会保険料の支払額の約５割を占める等、わが国の雇用、生産、消費、財政、社会インフラの維持等の面で極めて大きな役割を果たしており、経済の好循環を生み出す存在である。

今、わが国が停滞から成長への転換局面を迎えるなかで、中小企業は持ち前の自己変革力を発揮し、円滑な経営承継をはじめ、デジタル化・ＤＸによる生産性向上や、設備投資、研究開発、事業再構築、ビジネスモデル変革等による付加価値拡大に取り組み、持続的な成長を目指していく必要がある。

政府においては、わが国における中小企業の意義を再認識し、中小企業をわが国の成長の源泉として位置付け、取引適正化等のビジネス環境整備はもとより、中小企業の成長に向けた取り組みに対する十分な政策支援を講じられたい。中小企業の成長なくして、地域および日本の成長はあり得ない。

（経済成長に伴う税収増と歳出削減の取り組みで財政健全化の実現を）

中小企業への政策支援によって、中小企業が安定的に収益を上げることは、わが国の税収増と財政健全化に大いに寄与する。もとよりわが国では、構造的な財政赤字が長らく課題となっているが、足元では、こども・子育て、防衛力強化、経済安全保障、カーボンニュートラルといった諸課題の解決に向けてさらなる歳出増が見込まれている。

これらに必要な財源については、潜在成長率を底上げする成長戦略の下、イノベーションや生産性向上への挑戦支援による持続的な経済成長に伴って生じる税収増と、社会保障制度改革や行財政改革等による徹底した歳出削減との“車の両輪”の取り組みで捻出すべきであり、企業等への安易な増税によってこれを賄うことはあってはならない。政府には、「経済あっての財政」であることを再認識し、民間による「未来への投資」に水を差すことのない経済財政運営を期待したい。

Ⅰ．円滑な経営承継・事業継続に資する税制

１．事業承継税制の延長・恒久化

中小企業は代々、所在する地域を中心に、確固たる経営理念に基づき「責任の連続」の下で、必要な製品・サービスの国内外への提供や経営承継・事業継続に取り組み、地域の雇用を長期間にわたり支え、地域の経済を牽引し、わが国経済の発展に大きく貢献している。

また、地域コミュニティやまちづくり活動への積極的な参画により、地域に大いに貢献し、地域の底上げに必要不可欠な存在となっている。こうした企業の多くは、代々、親族内での経営承継を続けることで地域に根差し、地域貢献という重大な役割を担っている。

こうした企業の経営者が、過大な相続税・贈与税の負担のために、自社株の評価を下げようとする事例も見受けられるが、こうしたことは、本来自社の成長のために投じられるべき資金や意欲が削がれ、中小企業の活力を奪うことに繋がる。また、過大な税負担のために経営資源が毀損し経営が傾けば、地域における良質な雇用の喪失、地域経済の停滞等により、地方創生やわが国経済の発展に逆行することとなる。

平成３０年度税制改正で抜本拡充された事業承継税制特例措置（以下、特例措置）は、相続・贈与時の税負担をゼロにする画期的な措置であり、制度導入以降、地域の雇用を支え、地域経済を牽引する“地域貢献企業”の円滑な経営承継　・事業継続のみならず、経営者の若返りを契機とした中小企業の生産性向上・付加価値拡大に貢献してきた。

他方、足元では、本特例措置を活用するにあたっての事前の計画（特例承継計画）の提出期限（２０２４年３月末）と、特例措置の期限（２０２７年１２月末）が目前に迫っているが、わが国の中小企業の経営者年齢は依然として高く、今後も円滑な経営承継を促進する必要があることや、そもそも企業にとって、円滑な経営承継は永続的な課題であり、自社の経営承継のタイミングがこうした期限と合わないケースがあること等を踏まえれば、本来、期限を設けることは適切ではない。仮にこのままこれらの期限を迎えれば、地域の地盤沈下が一層進み、中小企業や地域の持続的な成長の実現は困難を極める。

以上を踏まえれば、「事業承継税制の延長・恒久化」はわが国にとって不可欠であり、これに向けて以下を講じる必要がある。

（１）特例承継計画の提出期限の延長（２０２７年１２月末まで）

円滑な経営承継は中小企業の永続的な課題であることや、２０２０年初頭から３年以上もの長きにわたってコロナ禍が続き、その間、中小企業の経営承継がままならなかったこと等を踏まえ、特例措置を活用するために必要な特例承継計画の提出期限については、特例措置の期限である２０２７年１２月末まで、３年９か月延長すべきである。

（２）事業承継税制一般措置の拡充

円滑な経営承継は中小企業の永続的な課題であること等を踏まえ、特例措置の期限後の２０２８年１月以後、事業承継税制一般措置について、少なくとも、以下のとおり特例措置並みの内容に拡充すべきであ

る。
・対象株式の拡大（総株式数の最大３分の２まで　→　全株式）
・納税猶予割合の拡大（相続の場合８０％　→　１００％）
・後継者の人数の拡大（１名　→　最大３人）
・雇用確保要件（承継後５年間で平均８割の雇用維持）の弾力化（実質撤廃）
・事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除（株式売却や廃業時点の株価で税額を再計算し、承継時との差額を免除）
・相続時精算課税の適用を受ける場合、１８歳以上の者（贈与者の子や孫でない場合を含む）を対象とする

２．円滑な経営承継・事業継続に向けた税制等の見直し

（１）事業承継税制における事務負担や猶予取消しリスクの解消に向けた見直し

① ５年経過後の報告不要化
納税猶予の適用を受けてから最初の５年間（以下、事業継続期間）、都道府県と税務署それぞれに年１回の報告と、事業継続期間後の３年に１回、税務署に報告を行う必要があるが、利用者にとって大きな事務負担となっていることや、将来にわたって税理士が支援し続けることが困難、あるいは不安な場合があること、さらには、報告忘れによる猶予取消しのリスクがあること等により、税理士や経営者が税制の活用に後ろ向きになっている。
こうした状況を踏まえ、納税猶予を受けている企業の存在や事業の実態については、毎年の法人税等の申告書で確認することにより、５年経過後の税務署への報告は不要とすべきである。

② 書類の一本化・書類の提出先のワンストップ化
事業継続期間の間、都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書をそれぞれ作成・提出しなければならず、利用者にとって大きな事務負担となっていることや、報告忘れによる猶予取消しのリスクがあること等により、税理士や経営者が税制の活用に後ろ向きになっていることから、提出書類の一本化や提出先のワンストップ化を行うべきである。

③ 書類の提出漏れや記載内容の不備等に対する宥恕規定（※）の明確化
書類の提出漏れや記載内容の不備等による猶予取消しのリスクがあることにより、税理士や経営者が税制の活用に後ろ向きになっていることから、提出書類についての宥恕規定の運用を明確化すべきである。

※特例要件（課税軽減措置）に必要な書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定。

④ 都道府県による年次報告の事前通知と、事前通知を行う旨の公表の徹底
事業継続期間の間、都道府県に対し年次報告書を提出する必要があるが、提出にかかる事前通知が行われない都道府県があること、また、事前通知が行われることが都道府県のＨＰ等により公表されていないことが、税理士や経営者の不安に繋がり、税制の活用に後ろ向きになっていることから、都道府県による年次報告の事前通知と、ＨＰ等で事前通知を行う旨を公表することを徹底すべきである。

⑤ みなし相続時における後継者に係る代表権要件等の撤廃
贈与税の納税猶予適用後、事業継続期間内は、後継者要件として「後継者が会社の代表権を有すること（代表権要件）」「後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の５０％超の議決権を保有すること（同族過半数要件）」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること（同族内筆頭株主要件）」が定められているが、事業継続期間後はこれらの要件によらず、引き続き納税が猶予されることとなっている。
一方で、贈与税の納税猶予適用後に先代経営者（贈与者）が死亡した場合、相続税の納税猶予を適用（みなし相続）する際の後継者要件として、事業継続期間内と同様の要件が再度課されることとなる。
こうした要件は、事業継続期間後に、次世代経営者を育成するため、代表権を次の後継者に譲るといった経営の自由度を奪うことや、同族関係者内における相続の発生等により株主構成割合が変わっていたりする場合等に納税猶予の取消しのリスクがあること等、税理士や経営者が税制の活用に後ろ向きになる要因となっている。
このため、贈与税の納税猶予を適用し、事業継続期間後に相続が発生した場合において、後継者が相続税の納税猶予を適用（みなし相続）する際の後継者要件（代表権要件、同族過半数要件、同族筆頭株主要件）は撤廃すべきである。

⑥ 事業継続期間内における同族過半数要件および同族内筆頭株主要件の撤廃

事業継続期間内は、後継者要件として「後継者が会社の代表権を有すること（代表権要件）」「後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の５０％超の議決権を保有すること（同族過半数要件）」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること（同族内筆頭株主要件）」が定められている。

代表権要件は後継者の意思により要件を満たすことが可能であるが、同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、後継者の意図しないところで要件が満たせなくなる可能性を排除できない。したがって、後継者の意思だけでは維持できない同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、事業継続期間内における納税猶予の取消し事由から撤廃すべきである。

⑦ 資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすること

資産管理型会社は、従業員数が一時でも５名を切ると取消し事由に該当し、特に小規模な企業にとっては大変厳しい要件となっていることから、資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすべきである。

（２）事業承継税制における外国子会社株式の対象化

現行の事業承継税制では、外国子会社株式は納税猶予額の算定基礎から除外されているが、中小企業の積極的な海外展開を促進する観点から、外国子会社株式を対象とすべきである。

（３）取引相場のない株式の評価方法の抜本的見直し

継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業にとって、成長に必要な安定的な経営基盤を次世代へ承継することが必要不可欠である。しかし、現行の取引相場のない株式の評価方法は、事業を継続し、企業価値を高めるほど、自社の株式評価が上昇することで、相続税負担が増加する等、円滑な経営承継の大きな阻害要因となっている。

このため、取引相場のない株式の評価方法は、財産評価基本通達で原則的な評価方法とされている純資産価額方式のような企業の清算を前提とした評価方法を抜本的に見直すべきである。

また、抜本的見直しを行うまでの間、純資産価額方式における株式の評価について、以下に掲げる措置を講じるべきである

・都市部を中心とした地価高騰によって、評価会社の業績に関わらず、資産の時価評価が上昇し、株価が想定外に高く評価されることで、中小企業の円滑な経営承継を阻害している。中小企業の株式評価額の安定化を図る観点から、個人所有の小規模宅地と同様に、会社保有の土地についても評価減を認めるべき
・純資産価額の計算上、企業会計上の貸借対照表を前提にしていることから、負債の範囲には、少なくとも、退職給与引当金、賞与引当金を含めるべき
・評価会社が所有する上場株式の評価については、課税時期前３か月間の株価変動は斟酌されているが、課税時期後の株価変動が斟酌されていないのは不合理であり、課税時期の前後３か月間（あるいは５か月間）の株価変動を斟酌すべき
・土地保有特定会社および株式保有特定会社の株式の評価方法については、地域雇用を支える中小企業の円滑な経営承継のため、類似業種比準方式も認める等、評価方法の見直しを検討すべき

３．第三者承継を後押しする税制

（１）経営資源集約化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）の延長・拡充

後継者難等に直面する中小企業にとって、従業員や取引先等を後継企業に引き継ぐことができるＭ＆Ａ（第三者承継）は、後継者対策の重要な選択肢の一つである。

他方、事業拡大、新事業展開、ビジネスモデル変革に向けてＭ＆Ａに取り組む買手企業にとっては、買収先企業の簿外債務等のリスクや事業価値の算定が困難であることがＭ＆Ａの際のボトルネックとなっている。

令和３年度税制改正で創設された経営資源集約化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）は、買手企業にとって、Ｍ＆Ａの際に発生し得るリスクに備えることができる有効な税制であるが、第三者承継を一層後押しするため、措置の内容を税額控除や特別償却といった軽減措置へと見直すとともに、Ｍ＆Ａの最終合意後の計画申請も認めるよう柔軟化を行ったたうえで、今年度末の適用期限を延長すべきである。

（２）「経営力向上計画」に基づく再編・統合に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置の延長

親族内や従業員に後継者がおらず、Ｍ＆Ａ（第三者承継）を検討する中小企業が増加しているが、買手企業にとっては、土地・建物の取得に係る登録免許税や不動産取得税のコストが資金繰りを悪化させ、引き継いだ事業の安定化や、その後の事業拡大、新事業展開、ビジネスモデル変革に向けた取り組みを阻害

している。
　このため、「経営力向上計画」に基づく再編・統合に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置については、今年度末の適用期限を延長すべきである。

（３）デューデリジェンス費用や仲介手数料の損金算入
　中小企業のＭ＆Ａにあたっては、買手企業にとって、非上場会社である中小企業の事業価値の算定が困難であることに加え、リスク算定のために必要なデューデリジェンス費用や仲介手数料が損金算入できないことがボトルネックとなっていることから、デューデリジェンス費用や仲介手数料を損金算入とするよう改めるべきである。

Ⅱ．中小企業等の自己変革への挑戦を後押しする税制

１．中小企業の人への投資による人材の確保・定着支援

（１）中小企業向け賃上げ促進税制の延長・拡充
　日本商工会議所が２０２３年５月に実施した調査によれば、賃上げを実施した中小企業は６２．３％と、前年に比べて１１．４ポイント増加した。また、物価上昇並みとなる３％以上の高い水準の賃上げを実施した企業は５０．５％にのぼる。
　構造的・持続的な賃上げによる「成長と分配の好循環」の実現には、企業における賃上げや従業員の教育訓練をはじめとする中長期的な人材投資の加速が不可欠である。このため、今年度末で期限を迎える中小企業向け賃上げ促進税制については、賃上げに関する企業の計画的な検討を促し、賃上げの動きをより持続性あるものとするためにも、適用期間を現行の２年よりも長期にして延長すべきである。あわせて、仕事と子育ての両立や女性の活躍推進に積極的に取り組む企業等に対する控除率や控除上限の拡充、給与等支給総額および教育訓練費にかかる要件緩和等の拡充を図るべきである。
　一方で、賃上げ実施企業のうち６６．５％が人手不足や物価上昇に対応するためにやむを得ず行った防衛的な賃上げであり、前年の７３．１％からは改善傾向であるものの、業績改善が伴っていない経営状況が続いている。政府が構造的・持続的な賃上げを要請している中、赤字であっても賃上げに踏み切る企業が税制の恩恵を受けられていない現状を踏まえ、業況が厳しい中でも賃上げに取り組む中小企業の支援強化を図るため、同税制において税額控除額を繰り越すことができる措置（繰越控除措置）を創設すべきである。なお、欠損金を繰越できる期間が１０年に定められていることを踏まえれば、繰越控除期間は一定程度の長期間とすることが望ましい。

（２）優秀な経営人材の確保・定着に向けた業績連動給与の適用対象の拡大
　役員給与については、会社法に基づく手続きを経て、職務執行の対価として、企業がその支給額を決定している。一方、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与の３類型以外の役員給与は損金算入が認められていない。役員給与は、会社法で求める手続き以上の制限を課すべきはなく、原則、全額損金算入とすべきである。
　少なくとも、非同族会社にのみ認められている業績連動給与に関しては、中小企業にも対応可能な簡素な仕組み（中小企業向けの税務コーポレートガバナンス制度の創設等）としたうえで適用対象を拡大し、人材の流動化が進む中で、中小企業が優秀な経営人材を確保できるようにすべきである。
　なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から３か月以内に限られ、３か月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。
　とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引下げることは、経営基盤の安定を図るために不可欠な経営行動であることから、役員給与の引下げは柔軟に認めるべきである。

（３）中小企業による従業員教育や後継者教育を促進する税制措置の創設
　労働力人口の減少による労働供給制約が強まる中、諸外国に比べて劣後する労働生産性を引上げるには、「人への投資」が不可欠である。日本企業の「人への投資」は先進諸国と比べて低い水準にあることから、中小企業が自社の役員・従業員に対して行う収益力の拡大や生産性向上等に資する研修・教育に対して税制上のインセンティブ措置を創設し、こうした取り組みを後押しすべきである。

（４）リカレント教育やリ・スキリングを後押しする税制措置の創設
　リカレント教育やリ・スキリングは、産業人材の育成や、個々人のスキルアップを通じた成長分野等への労働移動、地域間・業種間の雇用流動性を高めるものであり、中小企業が直面する人手不足の解消に資

することから、以下に掲げる措置を講じ、その拡大を図るべきである。

①企業が従業員の学位取得等に対し支給する費用の非課税化
従業員が専門的な知識を習得するための学位取得等を行う際に企業が学費を支給する場合、職務上必要と認められる知識・技術の習得に係るもの以外の費用については給与所得とみなされ課税対象となり、従業員にとっては学費等に充てる費用が目減りすることから、学び直しに向けた取り組みの障害となっている。このため、企業が従業員に学費支給を行う場合、職務上直接必要と認められる知識・技術の習得に係るもの以外の費用についても非課税とすべきである。

②給与所得者の特定支出控除に係る適用基準の緩和
従業員の自発的な学び直しを後押しするため、従業員が自ら取り組む社外研修への参加や通信教育、資格取得等に係る費用を給与所得者の特定支出控除の対象とすべきである。

③求職・失業者に対する所得控除制度の創設
求職・失業者が学び直しを行うことは、企業側にとって地域外や異業種からの転職等も含め、専門的な知識・技術等を有する即戦力人材を採用することにつながるが、一方で、高度な知識・資格等を取得するための資金は高額であり、収入がない求職・失業者にとってはハードルが高い。このため、求職・失業者の就職後の給与に係る課税所得から学び直しに係る費用を複数年度にわたり繰越控除できる制度を創設すべきである。

２．事業環境の変化に対応するための税制

（１）業務効率化や成長投資を促す少額減価償却資産特例の拡充・本則化
少額減価償却資産の特例は、中小企業約６６万社が活用する等、利用頻度が高く恒常的に利用されており、中小企業における減価償却資産の申告や納税等に係る事務負担の軽減、バックオフィス業務や製造現場等の効率化・生産性向上等に大きく寄与している。
一方で、目前に迫るインボイス制度や電子帳簿保存法への対応による事務負担の増加が懸念される中で、中小企業の事務負担の軽減は不可欠である。また、足元の物価上昇に伴い、デジタル機器（パソコン、ソフトウェア等）をはじめとする機械器具の価格も値上げが相次いでいるほか、製品の高機能化・高付加価値化に伴う価格上昇もあり、現行の対象資産の取得価額（３０万円未満）や取得合計額の上限（３００万円以下）を超えてしまうケースが増加している。
このため、中小企業の事務負担の軽減を通じた業務効率化、生産性向上の観点からも、現行の対象資産の取得価額（３０万円未満）の引上げ、および取得合計額の上限（３００万円以下）の引上げを行ったうえで、同特例を本則化すべきである。

（２）法人の飲食需要の喚起と中小飲食店の付加価値拡大を促す交際費課税特例の延長・拡充
中小企業にとって交際費等は、販売促進や新規顧客との関係構築といった営業活動ため不可欠な支出であり、今年度末で期限を迎える交際費課税の特例は確実に延長すべきである。
他方で、中小飲食店においては、法人需要の回復の動きが未だ鈍い状況が続いており、足元の人件費や食材費等のコスト増に伴う価格転嫁もままならないなかで厳しい経営環境にあり、返済が滞り代位弁済や倒産が増加している。
こうした状況を克服するため、中小飲食店には、客単価の引上げによる付加価値拡大が求められているが、税務上の交際費の範囲から除かれる飲食費の基準（１人あたり５千円以下）があることによって、接待飲食費の額を社内の規定で１人５千円以下としている企業や、規定していないものの、この基準を意識して支出する企業が多く存在する等、税制が法人の飲食需要の拡大に水を差し、中小飲食店の価格転嫁と付加価値拡大の取り組みを阻害している状況にある。
こうした観点から、法人需要の喚起と中小飲食店の価格転嫁と付加価値拡大の取り組みを後押しするため、交際費の範囲から除かれる飲食費の上限額を、現行の１人あたり５千円以下から２万円以下に引上げるべきである。

（３）商業地等に係る固定資産税の負担調整措置および条例減額制度の延長
固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても一律で課税されるものであり、価格転嫁の遅れによる収益圧迫が続く中小企業にとっては、コロナ禍からの経済活動の回復等に伴う固定資産税負担の増大が、成長に向けた投資等に水を差す要因となっている。
このため、少なくとも、今年度末で期限を迎える商業地等に係る固定資産税の負担調整措置および条例減額制度については、確実に延長すべきである。

（４）「物流２０２４年問題」を踏まえた企業の物流革新・効率化に向けた税制特例措置の拡充・要件緩和

物流２０２４年問題等による物流の停滞が懸念される中、企業においては、物流網の合理化に向けた配送拠点の再配置や、配送作業を考慮した倉庫・冷蔵庫の新設等に向けた取り組みが始まりつつある。

こうした取り組みを踏まえて、物流改善のための設備投資を強力に後押しする観点から、物流総合効率化法に基づく税制特例措置や、地域未来投資促進税制等の拡充・要件緩和を図るべきである。

３．新たな価値創造を後押しする税制

（１）無形資産による競争力強化に向けたイノベーションボックス税制の創設

イノベーションには多くの社会的課題解決の可能性があり、とりわけ技術の進歩が早い現代においては有形資産よりも無形資産が重要となる。イノベーションは、研究、開発、事業化、産業化といった様々なフェーズを経て初めて実現するものであり、各国政府はイノベーションのフェーズに応じて様々な政策措置を講じている。

こうした状況を踏まえ、わが国の研究開発拠点としての立地競争力の強化やイノベーション促進の観点から、特許や著作権で保護されたソフトウェア等の知的財産から生じる所得に優遇税率を適用する「イノベーションボックス税制」を創設すべきである。

また、わが国の民間部門研究開発費は諸外国に比べて大企業のシェアが大きいが、その要因として、中小企業は経営資源が限られており、人件費をはじめ試験研究費の精緻な算出が困難なことが挙げられる。そのため、税制の創設に際しては、中小企業の場合は、関連する所得に一定の比率を乗じる等の簡便な計算方式を導入すべきである。さらに、中小企業のイノベーションを促進する観点から、対象となる知的財産に、手続きが簡素な実用新案権を加えるべきである。

（２）カーボンニュートラル投資促進税制の延長・拡充

２０５０年カーボンニュートラルの実現には、高い脱炭素化効果を有する生産設備や、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を通じた企業の脱炭素化投資を加速させることが不可欠である。一方、令和３年度税制改正で措置されたカーボンニュートラル投資促進税制は、適用対象が限定的であるほか、適用期間が３年と短く、企業にとって中長期的な予見性を確保しづらい等の課題が生じている。

このため、今年度末で期限を迎える同税制については、適用期間を現行の３年よりも長期にして延長するとともに、対象製品の追加・対象範囲の拡大や繰越控除措置を創設する等の拡充を行うべきである。

（３）企業の国内投資を大胆に促進する戦略物資生産基盤税制の創設

現在、欧米を中心とする先進各国では、ＧＸやＤＸ等の中長期的成長が見込まれる戦略分野について、政府が大規模・長期・包括的な支援を行うことにより、自国内への民間企業の立地・投資を誘致する動きが強まっている。このような状況を踏まえ、政府からは、世界に伍して競争できる投資支援パッケージを作っていく旨が表明された。持続的な成長を可能とする経済社会の実現に向けては、ＧＸ・ＤＸ・経済安保等の戦略分野における戦略物資の国内生産を後押しし、国際競争力を高めることが不可欠であり、このため、中長期的な視点で企業の国内投資や生産活動を支援する「戦略物資生産基盤税制」を創設すべきである。

その際、企業の投資計画の予見可能性を高める観点から適用期間を一定程度長期に設定することや、初期費用のみならず生産活動に応じて事業投資全体に対する支援を行うこと、思い切った控除率・控除上限を設定して企業のインセンティブを高めること、さらには、損益の状況や見通しに関わらず幅広く多くの企業が活用できるよう、米国の例に倣い、長期にわたって税額控除額を繰越できる措置や控除額の売却制度を導入すること等が求められる。

（４）創業・スタートアップの促進

①オープンイノベーション促進税制の延長・拡充

スタートアップ・エコシステムの抜本強化に向けて、令和５年度税制改正でオープンイノベーション促進税制が拡充されたが、急速に変化する社会構造、国際競争の激化に対応するための新たな付加価値創出に向け、今年度末で期限を迎える同税制は延長すべきである。

また、スタートアップ企業は資金や人材、販路に乏しく、単独で新たな事業を立ち上げることが困難であるため、スタートアップ企業と事業会社等との関係構築・連携強化のさらなる促進の観点から、適用対象の拡充等の措置を講じるべきである。

加えて、スタートアップの出口戦略としてのＭ＆Ａを促進する観点から、令和５年度税制改正でＭ＆Ａ時の発行済み株式の取得も対象とされたが、５年以内の成長要件を満たした場合でも吸収合併時には所得控除分を取り戻す等の制度面の課題も存在することから、これを解消するための必要な措置を講じるべきである。

②スタートアップ・エコシステムの更なる強化に向けた税制措置
日本の活力を強化するためには、官民が連携したスタートアップ・エコシステムの更なる強化が不可欠であり、下記の措置を講じるべきである。
・税制適格ストックオプション（権利行使時の課税繰延べ等）に係る株式保管委託要件の撤廃、社外高度人材への付与要件の緩和・認定手続の軽減、権利行使限度額の大幅な引き上げまたは撤廃等
・令和５年度税制改正で拡充されたエンジェル税制（創業初期のスタートアップへの再投資や起業時の非課税措置等）の、株式譲渡益を元手とする再投資期間の延長等
・令和５年度税制改正で措置されたパーシャルスピンオフ税制（元親会社に一部持分を残すスピンオフに対する優遇措置）の恒久化
・発行者以外の第三者の継続的な保有等に係る暗号資産を課税の対象外とする等の期末時価評価課税に係る見直し
・スタートアップによる事業の支援に係る匿名組合契約を用いたクラウドファンディング（いわゆるファンド型クラウドファンディング）への出資に対する優遇措置の創設

③産業競争力強化法に基づく創業者の登録免許税の軽減措置の延長
創業時の負担軽減を図るため、産業競争力強化法に基づき認定された「創業支援等事業計画」における特定創業等支援事業を受けた創業者の登録免許税について、今年度末の適用期限を延長すべきである。

④事業成長担保権（仮称）の創設に伴う措置の実施
スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度（事業成長担保権（仮称））の創設が見込まれていることを踏まえ、担保権設定時の登録免許税の取扱い等、制度普及に向けた税制上の措置を講じるべきである。

⑤創業後５年間の法人税の減免
創業後５年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後５年間の法人税免税措置や、創業後５年以内に生じた欠損金の繰越期間の無期限化を講じるとともに、資本金に関わらず、欠損金を１００％控除できる期間について、現行（創業後７年以内）から延長すべきである。

⑥創業資金に係る贈与税非課税枠の創設
創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、１，０００万円の非課税枠を創設し、新規創業を促進すべきである。

⑦国外転出時課税制度の見直し
スタートアップの経営陣が一時的に海外で事業立ち上げ準備をしようとした場合、国外転出時課税制度により１億円以上の有価証券に係る含み益に対して所得税が課税され、海外進出を断念せざるを得ないケースがある。担保提供による納税猶予制度も設けられているが、非上場株式は他の財産に劣後していることから、これを改めるべきである。
また、事業承継税制の適用を受けている後継者においては、贈与税の納税猶予の対象となる非上場株式をすでに担保提供しているが、これに加えて、国外転出時課税の納税猶予を受けようとする場合は、当該非上場株式への後順位の質権設定のみでも担保として認める等の柔軟な運用を行うべきである。

４．日本経済の牽引役として期待される中堅企業の成長を促進する税制
地域の良質な雇用を支える成長意欲のある中堅企業の投資等を力強く支援し、また、中堅企業に成長しようとする中小企業に対して予見性のある支援制度を整備するため、設備投資、イノベーション、人材確保等に係る以下の措置を講じるべきである。

（１）中堅・中小企業のグループ化を促進する税制の創設
成長意欲ある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、グループ一体となって成長していく取り組みが注目されている。他方、成長期待の高い中小企業に対してＭ＆Ａを実施する際のリスクが障壁となっており、このリスクを低減し、高い統合効果を発揮できるＭ＆Ａの成立可能性を高めるため、株式取得価額の一定割合を所得控除可能な税制措置を講じるべきである。加えて、グループ化の中で合併等を伴う事業再編については、既存の登録免許税の軽減措置を拡充すべきである。

（２）賃上げ促進税制の拡充
地域における賃上げを牽引するポテンシャルを有する中堅企業の賃上げを促進するため、大企業・中小企業に二分される現行の賃上げ促進税制を見直し、新たに中堅企業向けの枠を創設し、中間的な優遇措置

を講じるべきである。また、その際、仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的に取り組む企業に対して、控除率や控除上限の拡充等を講じるべきである。

（３）オープンイノベーション促進税制の延長・拡充

成長志向を有する中堅企業とスタートアップとの協業促進を図る観点から、今年度末で期限を迎えるオープンイノベーション税制は延長すべきである。加えて、株式取得下限額を引下げる等、拡充すべきである。

（４）地域未来投資促進税制の拡充

現行制度では、企業規模に関係なく、最大５％の税額控除等が受けられる設備投資減税となっているが、中小企業向け設備投資減税では最大１０％の税額控除等が受けられることを踏まえ、成長志向を有する中堅企業に対して、国内投資を促進できる水準の優遇措置を講じるべきである。

（５）産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置

事業再編に伴う税負担を軽減する観点から、認定事業再編計画に係る合併、会社の分割等に伴い生じる登録免許税の軽減措置を３年間延長すべきである。

Ⅲ．わが国のビジネス環境整備等に資する税制

１．中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対

（１）外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、わが国の喫緊の課題である賃上げの取り組みに逆行し、「成長と分配の好循環」の実現を阻害する。諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。労働分配率が約７割、損益分岐点比率が約９割にのぼる中小企業への適用拡大は、赤字法人１８６万社が増税になる等、その影響は甚大であり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。

なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、他の事業に比べ不公平な取扱いとなっている。しかしながら、小売全面自由化により地域独占制度は廃止、小売料金規制は原則撤廃され、収入金課税の根拠が失われたものの、これまでの税制改正の中で見直しは一部にとどまり不公平な取扱いが継続しているため、全てのガス・電力事業者について他の一般企業と同様の課税方式へ見直しを図る必要がある。その場合においても中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。

また、令和４年度税制改正にて、大企業の所得割の税率について、所得に関わらず、最も高い所得区分の税率である１％に引上げられたが、こうした動きにあわせて今後、中小企業の所得割の税率についても同様に引上げるようなことはあってはならない。

（２）留保金課税の中小企業への適用拡大には断固反対

激しい経済社会の変化に対応し、企業が厳しい競争を勝ち抜いていくためには、新たな成長投資が必要不可欠であり、これを行うための原資を生み出す財務基盤の強化は、企業にとって極めて重要である。また、中小企業は大企業と異なり、資金調達は金融機関からの借入金が中心であり、設備投資資金の調達や緊急の運転資金不足に対応するため日頃より自己資本を充実しておく必要がある。さらに、法人税を納付したあとの利益剰余金に対しさらに税を課すことは、明らかに二重課税である。

このように、成長投資を行うための財務基盤の強化や円滑な資金調達を阻害することに加え、二重課税の解消という観点からも留保金課税は速やかに廃止すべきであり、少なくとも課税対象の適用拡大には断固反対である。

（３）新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」および「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制といえる。

また、都市計画税が徴収されるなかにあって、既にその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性の阻害や固定資産税との二重負担といった指摘もある。

新規開業や立地促進、雇用維持、賃上げ等を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、廃止すべきである。

なお、事業所税の廃止に伴う財源の検討にあたっては、公平性の観点から、法人住民税の均等割、固定資産税等が候補として考えられる。

（４）時代に即していない不公平な税制である印紙税の速やかな廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制であり、速やかに廃止すべきである。

なお、電子契約にすることで印紙税負担を無くすことが可能だが、例えば、取引金融機関が電子契約に対応していない場合、中小企業は融資契約の際の印紙税負担を避けることができない。このため、中小企業の資金繰りを支える政府系金融機関においては、希望する事業者が電子契約を選択できるようにすべきであり、少なくとも、こうした対応が可能となるまでの間に発生する印紙税については非課税とし、中小企業の負担軽減を図るべきである。

（５）事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、特別徴収制度の下で、現年課税化を導入しようとすれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の１月１日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業に過度な納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。

こうした現年課税化に伴う企業の事務負担の増加については、企業において年末調整や地方自治体ごとに異なる税額計算等を自動的に計算できるソフトウェアを導入すれば対応できるとの意見があるが、税額計算自体をシステム化しても、行政に申告するためには、計算結果について企業の担当者や税理士等による確認作業が発生する。さらに個人住民税が賦課課税方式である以上、最終的に市町村ごとに行われている名寄せや再計算等が必要となる。現年課税化は、企業、地方自治体双方において事務負担が増加することとなり、国が推進している生産性向上を阻害することとなる。

そもそも、副業やシェアリングエコノミー等、個人の経済活動の多様化や、ふるさと納税等寄附行為が増加する中で、企業が従業員のすべての所得等を把握するのは困難であり、かつ合理的ではない。個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのＤＸ化・納税環境整備が不可欠である。

（６）納税事務負担増につながる寄附金控除の年末調整対象化には反対

寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象にすることは、企業の納税事務負担増につながり、国が取り組む納税事務負担の軽減に逆行することから、行うべきではない。寄附金控除に係る事務手続きの簡素化は、マイナンバーの活用やｅ－Ｔａｘの利便性向上等において検討すべきである。

（７）外国人労働者に対する個人住民税の特別徴収義務の強化には反対

特定技能は２０１９年に創設された外国人労働者の新たな在留資格制度であるが、地方自治体から、外国人労働者の個人住民税の滞納の増加を想定し、企業における特別徴収義務の強化（残税額の一括徴収の義務化、みなし納税管理人の設定等）を求める意見が示されている。特定技能外国人は一定要件の下で転職可能とされており、企業退職後の帰国を前提としていない。外国に出国するか、転職するか自由である点で、日本人も外国人も同様であり、外国人労働者に対してのみ退職時の一括徴収を義務化すべきとの意見については、租税の平等原則の観点から慎重な検討が必要である。

また、そもそも企業においては、退職後の社員の追跡は困難であり、仮に外国人雇用を行う企業をみなし納税管理人としても、制度の実効性が担保できるか極めて疑問である。こうした観点から、外国人労働者に対する特別徴収義務の強化は、中小企業の外国人材活用を阻害する恐れがあることから、反対である。

なお、外国人労働者の個人住民税の滞納に対しては、外国人労働者の就労状況等に関する国・自治体間の情報共有・連携の強化等で対応すべきである。また、外国人労働者を受け入れる企業においても外国人労働者に対して、個人住民税制度について、丁寧な説明を行う等の対応が望まれる。

（８）二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題がある。課税の公平性を欠き競争意欲を削ぐ原因となるため、以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

・印紙税
・石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
・嗜好品に課せられる税（酒税等）
・その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

（９）地方自治体における法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

地方自治体の税収は、景気による税収変動や遍在性の大きい地方法人二税が約１７％を占めている。地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、地方法人二税に過度に依存しない地方税体系の構築が必要である。

法人に新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行ったうえで、納税者となる事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の使途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税すべきではない。

(10) リース会計基準の見直しにより中小企業の税務へ影響を及ぼすべきではない

２０１６年に国際会計基準（ＩＦＲＳ）および米国会計基準におけるリースに関する会計基準が改正され、借り手の会計処理について、すべてのリース取引を原則オンバランス化することとされた。

ＩＦＲＳ等の改正を受け、わが国の企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）は、リースに関する会計基準とＩＦＲＳ等との整合性を図ることについて検討を開始しているが、中小企業においては、「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」が用いられており、特に「中小企業の会計に関する基本要領」はＩＦＲＳの影響を受けないものとされている。

仮に、リースに関する会計基準の改正に伴い、税制が改正されることになれば、中小企業にとって会計処理の変更がないにもかかわらず、税負担の変動や事務負担の増加という影響が生じる可能性があり、ひいては確定決算主義の維持が危ぶまれる状況を招来しかねない。リースに関する会計基準の改正が中小企業の税務に影響が及ぶことがないようにすべきである。

２．デジタル化への環境整備

（１）中小企業・小規模事業者の記帳水準向上・デジタル化推進に向けた税制措置の創設

中小企業の生産性向上は、わが国が抱える大きな課題の一つであるが、個人事業主の約４割が白色申告であることや、売上高１千万円以下の小規模事業者の５割弱が帳簿作成等の経理事務を手書きで行っていること等を踏まえれば、まずはこうした層の記帳水準の向上が不可欠である。

加えて、中小企業の記帳から申告・納税までのバックオフィス業務を一貫してデジタル化していくことが有効であり、これに向けたインセンティブ措置を大胆に講じるべきである。

・青色申告の個人事業主に対する純損失の繰越期間（３年間）の延長
・青色申告特別控除における電子化インセンティブの拡充（電子帳簿保存と電子申告とでそれぞれ控除措置を設ける）
・中小企業が行うデジタル化投資の全額損金算入に加え、支出額の一定割合を税額控除する措置の創設
・キャッシュレス納付を行う中小企業・小規模事業者へのインセンティブ措置の創設

（２）電子帳簿保存法の周知徹底

電子帳簿保存法における電子取引のデータ保存義務化については、令和５年度税制改正にて、システム対応が間に合わなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置や検索機能の確保要件の緩和措置が講じられたが、未だ事業者に十分に認知されていない状況にある。同法は全ての事業者を対象とし、かつ極めてわかりづらい制度でもあることから、政府が責任を持って事業者への周知を行う必要がある。

３．納税環境整備・納税協力負担の軽減

（１）中小企業の納税協力負担の軽減

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっていることから以下の措置を講じるべきである。

①国税に係る企業の税務事務負担の軽減

・国、地方自治体に提出する開業届出等をワンストップ化すること。その際、青色申告承認申請書等についても開業届出とあわせて提出するよう促すこと
・「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図ること
・中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること
・税額計算に直接関係しない「法人事業概況説明書」の提出を省略可能とすること
・準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること

・法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること
・年末調整や源泉徴収に係る書類について、税制改正を反映したＥｘｃｅｌ形式のテンプレートを国税庁ホームページ等に掲載すること

②地方税に係る企業の税務事務負担の軽減
・地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること
・固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること
・法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化すること

（２）納付加算税の軽減
源泉所得税の納付遅延が起こると、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の１０％が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下に掲げる対策を講じるべきである。
・給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月１０日）の「翌月２０日」への変更
・不納付加算税（源泉所得税の１０％）の軽減

４．インボイス制度への対応

インボイス制度の導入が目前に迫る中、全国約５００万者いると言われる免税事業者の登録は未だ十分に進んでいないことから、認知度のさらなる向上に向け、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、ＳＮＳ等、あらゆる媒体を使った政府広報を徹底的に行うべきである。
また、免税事業者のほとんどは消費税制度自体を理解していないであろうことや、個人事業者の中には帳簿が不完全な白色申告事業者が多い（個人事業者全体の４割）ことを踏まえると、制度導入後、特に、来年の確定申告時に大きな混乱が生じることが予想される。こうした混乱を防ぐため、政府においては、免税事業者等向けに、消費税制度やインボイス制度について一層の周知・広報を行うとともに、実際に課税転換しインボイス登録するかどうかの判断や申告の手続き等に関しては、税理士等の専門家の協力を得ながら、責任を持って、万全の体制で事業者の相談にあたり、事業者の混乱防止に全力を尽くしていただきたい。
加えて、令和５年度税制改正にて、免税事業者が課税転換した際の税負担と事務負担を軽減する措置が講じられることとなったが、政府においてはまずは本措置をしっかりと周知し、対象となる事業者が本措置の適用を受けられるようきめ細やかに対応するともに、本措置が真に負担軽減に資するか、今後も十分検証して、必要に応じて制度改善を行うべきである。

Ⅳ．地方創生と内需拡大を後押しする税制

１．地方創生と内需の拡大

（１）地方拠点強化税制の延長・拡充
コロナ禍を経て、地方移住やワーケーションをはじめ、場所に捉われない働き方を希望する動きが広がりつつある中、企業においては、働き方改革の推進や福利厚生の拡充等を通じた人材確保のため、地方拠点における社員寮等の福利厚生施設を充実強化が課題になっている。就職を希望する若者・女性等にとって魅力ある職種の地方移転を増やす必要があるが、その際、このような企業の取り組みを更に加速することが地方への人の流れを作り、地方創生を推進する観点から重要である。
企業の地方への拠点移転・強化を支援するため、地方拠点強化税制（オフィス減税、雇用促進税制）が措置されているが、現行制度において、オフィス減税の対象設備は事務所（調査企画、情報処理、研究開発、総務人事等）、研究所、研修所に限定されていることから、対象部門の拡大が必要である。
さらに、若者・女性等にとって魅力のある職場環境を整備する観点から、同税制の対象設備に福利厚生施設（社宅・社員寮、育児支援施設等）を追加したうえで、今年度末の適用期限を延長すべきである。

（２）地方都市再生・中心市街地の活性化のための税制措置

①ウォーカブル推進税制の延長
民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合の固定資産税等を軽減するウォーカブル推進税制は、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を後押しし、地域消費や投資の拡大、観光客の増加や健康寿命の延伸、孤独・孤立の防止等、様々な地域課題の解決に寄与していることから、今年度末の適用期限を延長すべきである。

②特定民間中心市街地経済活力向上事業計画等に基づく税制措置の延長

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画、立地適正化計画および都市再生整備計画等に基づく事業、空き地・空き店舗の利活用事業を実施するまちづくり会社等に対する不動産取得税や登録免許税等の減免の延長措置を講じるべきである。その際、将来の人口減少を見据え、身の丈に合った投資を促すべく持続可能性の観点から要件緩和を行うべきである。

③低未利用不動産解消に向けた民間活力活用のための特例措置の創設

まちづくり会社等は多岐にわたる活動を展開しているが、その事業は社会課題解決の側面が強く、まちづくり会社等の事業拡大・新事業展開に伴う資金調達は公的支援に頼ることが多い。過度に行政支援に頼ることなく、民間による持続可能なまちづくりを後押しするため、まちづくり会社等の事業理念に共感し、出資する法人や個人に対する法人税・所得税の減免措置を創設すべきである。

また、中心市街地・まちなか等における低未利用地、および所有者不明土地の発生抑制・活用促進のために、まちづくり会社、ランドバンク（※）等が一時的に土地等を取得して流通させる場合の税を軽減すべきである。

※自治体や民間の専門家等による組織で、空き家等の所有者との相談体制の構築、空き家等の情報の共有・発信、土地の適正な利用・管理に向けたマッチング、土地所有者等に代わる管理等の機能を担う。１９７０年代からアメリカで広がりを見せていたが、２００８年の金融危機後、さらに増加している。日本では２０１３年に山形県鶴岡市で設立され注目を浴び、２０２２年の所有者不明土地法改正により、「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」として指定制度が創設された。

④まちづくりGXの推進に向けた都市緑地保全のための特例措置の創設

カーボンニュートラルの実現や生物多様性の保全等が求められる中、都市における緑地保全の重要性が高まっている。都市の緑地保全を強力に推進するため、特別緑地保全地区等の土地の買入れ等を全国一元的に担う公益団体による事業を円滑に実施するための特例措置等を講じるべきである。さらに、地方公共団体の財政上の理由による必要な土地の買入れの遅れや荒廃等を防ぐために、緑地の買入れ等に対して、都市計画税を充当すべきである。

⑤民間投資を喚起する国家戦略特区における課税の特例措置の延長

国家戦略特区は、２０１４年５月に東京圏、関西圏等６区域が指定されて以降、現在１２区域が指定されており、それぞれの地域において、都市の国際化、農業や雇用の規制改革、観光振興による地域活性化等の取り組みが進められている。地域の実情に応じて適用が図れることから、多くの事業者が活用し、民間投資を喚起していることから、国家戦略特区における課税の特例措置については、今年度末の適用期限を延長すべきである。

⑥都市のスポンジ化（低未利用土地）対策のための特例措置の延長

地方都市をはじめとした多くの都市において、空き地・空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行しており、生活利便性の低下、治安・景観の悪化、地域の魅力が失われる等の支障が生じている。

低未利用地の集約等による利用促進の観点から、「低未利用土地権利設定等促進計画に係る特例措置」については、今年度末の適用期限を延長すべきである。

⑦特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の延長

暮らしやすい居住環境の形成等に向け、民間（個人・組合・会社）施行の土地区画整理事業として行われる一定の宅地造成事業において、施行地区内の地権者が、仮換地の前日までに施行者に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の１，５００万円特別控除措置については、今年度末の適用期限を延長すべきである。

⑧まちづくりの重要な担い手である芸術文化施設等に対する税負担の軽減措置の創設

民間が所有する芸術文化施設（美術館、博物館、音楽ホール等）やスポーツ施設は、まちづくりや観光の重要な担い手であるが、コロナ禍によるイベント自粛や入場数制限等の制約が長期化し、経営再建に向けた取り組みを進めるものの、集客数が戻らず、依然として厳しい経営状況が続いている。民間が所有する文化施設の事業継続を支援し、地域の賑わい創出を後押しするため、固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じるべきである。

（３）内需拡大に資する住宅関連税制の延長・拡充

①住宅ローン減税に係る借入限度額の維持

住宅ローン減税は、２０５０年カーボンニュートラルに向け、住宅性能等に応じた上乗せ措置が講じられたうえで４年間延長され、２０２４年以降は借入限度額が縮小される。住宅市場は足元では回復しつつあるが、先行きについては予断を許さない状況にあり、内需の柱である住宅投資に水を差さないためにも、２０２４年度以降も現行の借入限度額を維持すべきある。

②内需の柱である住宅投資の活性化に向けた所要の措置
・住宅取得等に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充および相続時精算課税の選択の特例の延長
・新築住宅における固定資産税を２分の１に減免する措置の延長
・居住用財産（特定居住用財産）の買換え・譲渡に伴う特例の延長
・住宅の登録免許税の軽減措置の延長
・住宅および住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長
・工事請負契約書および不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例の延長

（４）複雑で過重な自動車関係諸税の抜本的見直し
自動車関係諸税は世界と比しても高い負担水準であり、かつ複雑な税体系となっている。産業全体の成長・競争力強化や２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて、自動車関係諸税の中長期のあるべき姿について、自動車の枠にとどまらない国民的議論・検討を進め、負担の軽減や制度の簡素化を図るとともに、足元では以下を講じるべきである。
・自動車税・軽自動車税の環境性能割（取得時）の廃止
・自動車税の月割課税（取得時）の廃止

２．防災・減災への対応

（１）中小企業の強靭化に向けた中小企業防災・減災投資促進税制の拡充
大型台風や豪雨災害が頻発化・激甚化する中、大規模水害を発生させないようにするためには、河川や下水道に大量の雨水が流入しないように、雨水浸透桝や雨水貯留施設を設置することが効果的である。また、首都直下地震や南海トラフ地震をはじめとした大規模災害に対する備えとして、停電時にも電力を確保し、事業を継続する観点から蓄電池を設置することも有効である。
このため、中小企業防災・減災投資促進税制の対象設備に雨水浸透桝や雨水貯留施設、蓄電池等を追加し、企業による設置を推進すべきである。加えて、飛散したガラスによる２次災害リスクを軽減するために、飛散防止フィルム等を同税制の対象設備に追加すべきである。
あわせて、申請に必要となる事業継続力強化計画等の作成に対する支援体制を強化すべきである。

（２）サプライチェーン全体での防災・減災対策を促す税制措置の創設
中小企業の防災・減災対策を促すとともに、サプライチェーン全体での共存共栄関係を構築する観点から、大企業によるサプライチェーンを構成する中小企業へのＢＣＰ策定等の防災・減災対策支援に対し、税制上のインセンティブを付与すべきである。
あわせて、自治体の防災計画を踏まえた企業の防災・減災対策に対し、設備投資減税や固定資産税の減免等を講じることも検討すべきである。

Ⅴ．中小企業の活力強化と経営基盤強化を後押しする税制

１．中小企業の活力強化と経営基盤強化

（１）「パートナーシップ構築宣言」の登録企業に対する税制上のインセンティブ付与
取引条件のしわ寄せ防止等による適正な取引価格を実現するとともに、サプライチェーン全体での共存共栄関係の構築を目指し、２０２０年６月に創設された「パートナーシップ構築宣言」は、３年あまりで３万１千社超と多くの企業に広がっている。
一方、物価上昇や人手不足に伴う人件費の増大、エネルギー価格の高騰等に直面する企業からは、依然、取引条件へのしわ寄せ等を懸念する声が寄せられており、今後中小企業がビジネス変革を進めていくためには、サプライチェーン全体で適正なコスト負担をするとともに、生産性向上や付加価値創出に向けた新たな連携を推進することが不可欠である。そのためにも、同宣言を一層普及し、実効性を確保していく意義は極めて大きい。
政府が講じた補助事業の一部においては、審査・評価項目として、同宣言を策定・登録した企業に対する政策加点措置が講じられる等のインセンティブが付与されているが、さらなる普及・啓発を図るため、同宣言に登録した企業に対し、特別償却や税額控除の措置等の税制上のインセンティブを付与すべきである。

（２）欠損金の繰越期間（１０年間）の無期限化

欠損金の繰越控除制度は、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。現在、欠損金の繰越期間は１０年間とされているが、過去に例のないほどの厄災といえるコロナ禍で大きな減収・減益を負い、さらに足元では物価上昇や人手不足に伴う人件費の増大により収益確保が困難な状況に置かれている中小企業が平時の経営状態に戻るには、１０年間では不十分との声がある。

このため、中小企業が長期にわたり経営を安定させることができるよう、欠損金の繰越期間を無期限とすべきである。

（３）建物等の償却資産における減価償却方法の見直し

これまで、建物や建物附属設備等の減価償却資産は、償却方法が定率法から定額法へ変更される等、設備投資直後の償却限度額を縮小する方向で改正が行われてきた。

中小企業の場合、多くは金融機関からの借り入れによって資金調達を行っており、償却限度額の縮小は、手元キャッシュの減少による資金繰りの悪化に直結し、設備投資の抑制にもつながりかねない。中小企業の資金繰り等の経営の実態を踏まえ、建物や建物附属設備等について定率法を適用可能とする等、償却方法の見直しが必要である。

また、建物等の法定耐用年数は、企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、建物等に対する法定耐用年数の短縮について柔軟に認めるべきである。

（４）償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や集積性の低い中小企業に対しても課税され、厳しい状況下においても持続的な成長を目指し、前向きな設備投資を継続する企業の投資意欲を削ぐものである。また、経済安全保障の観点からサプライチェーンの強靭化が求められる中で、国内投資を阻害する要因となっていることや、そもそも国際的に見ても稀な税制であることからも、同税は廃止すべきである。

また、少額減価償却資産の対象資産については、国税（３０万円）と地方税（固定資産税（２０万円））で対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、同税は廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

（５）人手不足に拍車をかけている税・社会保障制度の見直し

従業員本人に所得税が発生する１０３万円や、被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担により手取額が減少する１０６万円、１３０万などのいわゆる「年収の壁」が、労働時間の短縮化（就労調整）という形で人手不足に拍車をかけている。このような声が、パート・アルバイトを貴重な戦力としている企業、特に、足元の物価高騰や最低賃金の引上げ等を踏まえて賃上げを実施した企業から多く寄せられている。

また、年金をはじめとする現在の社会保障制度は、男性が世帯主で専業主婦の妻と子どもを養うという家族形態を標準モデルとして設計されているが、現在は、働き方や家族のあり方が変化し、雇用形態も多様化する中、共働き世帯が一般化しつつある。

こうした実態を踏まえ、働く意欲を持つ人がその希望に沿った形で活躍できる環境整備、および、旧来の標準世帯と共働き世帯の負担の公平性確保の観点から、所得税制における基礎控除額や給与所得控除額の引上げを検討するとともに、社会保障における第３号被保険者制度の抜本的な見直しを行うべきである。

加えて、パート・アルバイトのなかには、「年収１０３万円を超えると手取額が大きく減少する」といった誤解もあることから、正しい制度の理解に向けた政府による周知・広報を徹底すべきである。

２．事業再生・再編の後押し

（１）協議会関与の下での事業再生等の私的整理が無税償却の対象となることの明確化

コロナ禍の影響で過剰債務を抱えた中小企業の事業再生の本格化に備え、法的整理よりも事業価値の毀損度合いが少ない私的整理の取り組みを推進していくことが求められる。「中小企業活性化協議会事業実施基本要領」（以下、基本要領とする）および「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合、無税償却の対象となる合理的な再建計画に該当する旨を、法人税基本通達に明記すべきである。

（２）企業再生税制における適用要件の拡大

再生企業が合理的な再生計画に基づき金融機関等から受けた債権放棄により生じた債務免除益について一定の私的整理により事業再生が図られた場合、一定の資産の評価損益および期限切れ欠損金の優先控除

の利用ができる企業再生税制において、「２以上の金融機関が債務免除すること」が適用要件の一つとなっており、私的整理を進めるうえの障害となっている。このため、合理的な再建計画に基づき単一の金融機関が債権放棄をする場合であっても企業再生税制の適用が認められるよう、要件を拡大すべきである。

（３）資産の評価損益の計上要件の緩和

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって一定の評価基準に従った資産評価が実施されることのみを要件として、資産の評価損益について損金算入または益金算入ができるようにすべきである。

（４）経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置における要件の緩和等

「基本要領」等の一般に公表された債務処理手続きの準則に則り作成された合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供については、２０１３年４月１日から２０２５年３月３１日までの間、一定の要件の下で譲渡所得を非課税としているが、２００９年１２月４日から２０１６年３月３１日までの間に条件変更が行われていることの要件を廃止し、かつ、「保証人となっている取締役等（取締役、業務執行社員、株主およびこれらの親族）」に対象を拡大したうえで、この規定を恒久化すべきである。

（５）早期再生の後押しに向けた所要の措置

早期再生を実現し、経営に元気と活力を取り戻すため、「基本要領」に定める手続きに従って策定された再生計画を実行する中小企業等に対し、次の措置を講ずべきである。

・債務者企業がサービサー等の一定の金融機関から債権を買い取る際に発生する債務免除益の繰延べ措置の創設
・再生計画合意時点における青色繰越欠損金の繰越期限の停止、および再生計画合意日以前の一定期間内に期限切れとなった青色繰越欠損金の損金算入の容認
・経営者等の所有する土地建物・株式等を譲渡し、再生企業の借入金の弁済に充てた場合、再生計画への明記かつ再生計画期間中の実行であれば、当該譲渡に係る所得をなかったものとすること（保証債務を履行するために土地建物等を売ったときの特例を柔軟に運用すること）
・再生計画合意時点で所有する固定資産および再生計画に基づいて新規取得した固定資産に係る固定資産税の負担軽減措置の創設
・経営者保証に関するガイドラインによる一体型整理の場合において、非課税所得（所得税法第９条第１項第１０号）の適用を可能とすること。また、無資力判定に係る要件を明確化すること
・再生計画に基づき滞納租税を分割納付するときは、当初の猶予期間とあわせて２年を超える猶予期間の延長を認めること。また、計画期間中は担保の提供を要さずに納付税額を軽減し、かつ延滞税を免除すること
・第二会社方式による再生計画において、特別清算で切り捨てられる金銭債権について、貸倒損失による損金算入を認めること

Ⅵ．その他経済活動の活性化・国民生活の向上に資する税制

１．　所得税関係

（１）企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
（２）個人事業主の事業主控除（２９０万円）を拡充すること。
（３）地方移住を推進するため、賃貸住宅への住み替え時にも適用を認める等、居住用財産の買換え特例を拡充すること。
（４）土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置を復活させること。
（５）地域の活性化や社会課題の解決に資する寄附型クラウドファンディングにおける寄付金控除・寄附金特別控除の対象を拡大すること。
（６）地方創生に資する事業を行う特定公益増進法人やＮＰＯ法人に対する寄附金の上限額を引上げること。
（７）低所得世帯（年収３００万円～４００万円）に多くの子育て層が含まれることから、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すること。

２．資産税関係

（１）円滑な経営承継・事業継続に向け、以下を講じること。
・個人版事業承継税制を活用する際に必要な個人事業承継計画の提出期限（２０２４年３月末）の延長
・事業承継税制一般措置による贈与税の納税猶予の適用を受けており、贈与者に相続が開始した場合における特例措置への切り替え容認

・経営承継円滑化法における民法特例（遺留分の特例）の適用対象範囲（旧代表者および後継者１人）の見直し
・経営者個人が保有する事業用資産の会社への売却に係る登録免許税、不動産取得税、譲渡所得税の負担軽減措置の創設
・法人経営のために担保提供した個人資産について、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する制度の創設
・分散した株式の集中化を図るため、発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主のみなし配当課税の適用停止措置の実施
・同族株主判定の際に基準となる範囲（６親等内の血族（はとこ）、３親等内の姻族（配偶者の甥・姪））の「配偶者および３親等内の親族」への縮小
・信託を活用した場合の事業承継税制の適用化
・現物出資等受入れ評価差額に係る規定（財産評価基本通達　１８６－２（２））の撤廃

（２）若年世代への早期の資産移転を後押しする観点から、以下を講じること。
・結婚・子育て支援信託に係る贈与税の非課税制度の恒久化
・教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税制度の恒久化
・死亡保険金・死亡退職金等の相続税の非課税限度額の拡充

３．法人税関係
（１）地域創生・地域活性化の観点から、下記のとおり寄附税制を拡充すること。
・商工会議所が実施する災害等からの地域経済社会の復旧・復興、市民生活の向上に資する公益目的事業に対する寄附金の全額損金算入
・民間が実施する地域活性化に資する取組りに対する寄附金の損金算入限度額の拡大
・アーケードや街路灯等の設置・管理に係る商店街振興組合の環境整備事業のための積立金の損金算入限度額の拡大
（２）中小企業の海外展開を後押しする観点から、以下を講じること。
・中小企業における外国子会社からの受取配当金の全額益金不算入
・中小企業の海外からの撤退費用に係る税額控除制度の創設
・親会社が負担する外国子会社への出向社員の人件費の全額損金算入
・各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すこと。また、不透明なＰＥ課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うこと
・外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間について、現行の３年から米国並みの１０年に延長すること。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすること
（３）青色欠損金の繰戻し還付の対象期間を現行の１事業年度から複数年度に拡充すること。
（４）賞与引当金、退職給与引当金については、企業会計において計上が求められていることから、法人税上も損金計上を認めること。
（５）企業年金の積立金にかかる特別法人税を撤廃すること。
（６）中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための課税所得１５億円以下（過去３年平均）の要件について、課税所得の計算対象から特別損益を除外する等の見直しを行うこと。

４．消費税関係
（１）軽減税率制度は将来的にはゼロベースで見直すこと。なお、必要な低所得者対策は、マイナンバーの利活用による給付措置により行うべきであり、対象品目の拡大等によってこれ以上制度を複雑化すべきではない。
（２）直前課税期間の年税額の多寡によらず、中間納付額や納付回数を任意に設定できる新たな分割前納制度を創設すること。
（３）「収益認識に関する会計基準」導入に伴い生じる、法人税の収益認識と消費税の課税売上の処理の差異を解消すること。
（４）免税手続カウンターにおける特定商業施設について、商店街振興組合や中小企業協同組合と同程度の事項が定款に定められている任意団体を対象にする等、要件を緩和すること。

５．地方税関係
（１）地方税（事業税・法人住民税）における繰戻し還付制度を創設すること。
（２）基礎的な先端研究や、知的財産の標準化に取り組み、日本の産業競争力強化に寄与している民間非営利研究法人（非営利型一般財団法人の研究機関）における、研究施設（土地・建物）や、研究設備に係る固定資産税等を非課税とすること。
（３）地域企業主導によるＰＦＩ事業の推進に向けた固定資産税等の特例措置について、ＢＯＴ方式（※）で

整備される施設等の固定資産税等を非課税とするとともに、利用料金等を収受して運営される施設等もその対象に追加すること。

※Ｂｕｉｌｄ　Ｏｐｅｒａｔｅ　ａｎｄ　Ｔｒａｎｓｆｅｒ、民間事業者が施設の建設・運営・維持管理を行い事業終了後に行政へ施設所有権を移転する方式

６．納税環境整備

（１）ｅ－ＴａｘとｅＬＴＡＸの統合等による申告・納税手続きのワンストップ化を図ること。

（２）地方自治体における申告・納税事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の設置を促進すること。

（３）学校教育の段階から社会人に至るまでの広い年代で租税教育や簿記・会計教育を実施すること。

７．その他

（１）産業文化財等の固定資産税の減免措置や修繕・維持費用等に係る税制上の優遇措置を創設すること。

（２）商業機能が集積している地区等において、一定期間内（１０年間程度）に、空き地や空き店舗等の「商業放棄地」（※）を利活用した所有者に対し、譲渡所得課税、不動産取得税、固定資産税の減免等の税制上の軽減措置を講じること。

※商業地区において所有者等が不明である、または所有者がその土地等の利活用を放棄している土地等の総称

（３）私的年金の普及・拡大に向け、以下を講じること。

・企業型確定拠出年金における拠出限度額の引上げ

・企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出の自由化

・ｉＤｅＣｏおよびｉＤｅＣｏプラスの拠出限度額の引上げ

Ⅶ．東京都に対する要望

わが国経済は、社会活動の正常化により回復傾向にあるものの、急激な原材料・エネルギー価格の高騰、深刻化する人手不足に伴う賃上げ、コスト上昇分の価格転嫁の遅れによる収益圧迫等により、都内事業者は大きなダメージを受けている。

こうした中、地域経済や雇用を支えている中小企業を引き続き力強く支援し、ビジネス変革の挑戦等を後押しすることが必要である。

１．中小企業のビジネス変革の挑戦や経営基盤強化を後押しする税制

（１）円滑な経営承継・事業継続に資する税制

中小企業は地域の雇用を支え、地域の経済を牽引し、わが国経済の発展に大きく貢献している。円滑な経営承継は永続的な課題であり、過大な税負担のために経営資源が毀損し経営が傾けば、地域における良質な雇用の喪失、地域経済の停滞等により、わが国経済の発展に逆行することとなる。

平成３０年度税制改正で抜本拡充された事業承継税制特例措置（以下、特例措置）は、相続・贈与時の税負担をゼロにする画期的な措置であり、中小企業の円滑な経営承継　・事業継続に加え、経営者の若返りを契機とした中小企業の生産性向上・付加価値拡大に貢献してきた。「事業承継税制の延長・恒久化」はわが国にとって不可欠であり、これに向けて以下を講じる必要がある。

・特例承継計画の提出期限延長（２０２７年１２月末まで）に向けた国に対する働きかけ

・事業承継税制一般措置の拡充（対象株式・納税猶予割合・後継者人数の拡大、雇用確保要件の弾力化（実質撤廃）、事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除等）に向けた国に対する働きかけ

・東京都による年次報告の事前通知と、事前通知を行う旨の公表の徹底

・東京都への年次報告書と税務署への継続届出書の一本化・書類の提出先のワンストップ化

・書類提出の不備等に対する宥恕規定（※）の明確化

※特例要件（課税軽減措置）に必要な書類に不備があったとしても、提出者の責めに帰すことができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認めた時に、特例措置を認める規定。

（２）固定資産税、事業所税、都市計画税等の減免

固定資産税、事業所税、都市計画税等は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても一律で課税されるものであり、厳しい状況下にある中小企業にとって、コロナ禍からの経営再建のみならず、ビジネス変革への取り組みを進めるうえで大きな阻害要因となっている。

こうした状況を踏まえ、以下の措置を講じるべきである。

・商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担水準条例減額措置（負担水準の６５％、税額の１．１倍）の延長および拡充（負担水準の６０％までの引下げ等）

・小規模非住宅用地に係る２割減免措置の拡充（減免割合の引上げ）および恒久化

（３）創業支援に資する税制措置の拡充

東京都が策定している『「未来の東京」戦略ｖｅｒｓｉｏｎ　ｕｐ　２０２３』にて、多様なスタートアップを育成するため、スタートアップ支援拠点の強化や資金調達支援等が示されている。女性・若者・シニアをはじめとした様々な層が創業を志し、東京の産業活性化を図るために、以下に掲げる税制措置が必要である。

・創業後５年間の法人事業税や法人都民税の減免措置の創設
・創業者を対象に家賃を減免してオフィスを提供した事業者に対する優遇制度の創設（固定資産税の減免措置、地方税の税額控除等）

（４）中小企業のデジタル化推進に向けた環境整備

バックオフィス業務のデジタル化は、事業者にとって経理事務の負担軽減はもとより、資金繰りの把握が容易になる等、経営面からもメリットが大きい。また、行政にとっても電子帳簿・電子申告・電子納税の促進は徴税コストの低減に寄与することから、以下の措置を講じるべきである。

・東京都および周辺自治体における電子帳簿・電子申告・電子納税の普及促進および税の減免等のインセンティブ措置の創設
・東京都および周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務の帳票、特に給与支払報告書の様式統一

（５）高度な防災都市を実現するための税制

首都直下地震・南海トラフ地震や大規模な風水害による影響、被害を最小限にとどめるためには、都市防災力の向上が重要かつ喫緊の課題である。

「災害の脅威から都民を守る強靭で美しい東京」を実現するためには、地域防災力の向上、災害に強いまちづくり・都市基盤の構築等、ソフト・ハード両面での多岐にわたる対策が欠かせない。官民が総力を挙げて取り組み、東京を安全・安心な都市にする必要があり、税制の面で以下の措置を講じるべきである。

・ＢＣＰ策定や訓練の実施率向上を図るためのインセンティブとして、ＢＣＰの導入企業が建物・工場、免震・制振装置および自家発電装置等について防災・減災目的で改修工事や建替え、新設する場合には、法人および個人事業税、固定資産税・都市計画税を減免する措置の創設
・密集市街地（木造住宅密集地域、老朽ビル集積地等）、緊急輸送道路沿道建築物等の防災・減災や、帰宅困難者への支援等を目的に、事業者が新たな設備投資を行う場合には法人および個人事業税を減免する措置の創設
・オフィスビル等の事業者がテナントとして入居する他の事業者や近隣の事業者等との協定をもとに、自主的に備蓄品保管のために自社スペースを提供した場合、固定資産税・都市計画税の減免対象とする措置の創設

２．世界経済を牽引する東京の活力強化に向けた税制

（１）外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対

東京がビジネス拠点として選ばれ、「稼ぐ東京」へとさらなる進化を遂げるためには、立地競争力を強化していくことが不可欠であり、企業の成長を阻害する税制は抜本的に見直す必要がある。

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、わが国の喫緊の課題である賃上げの取り組みに逆行し、「成長と分配の好循環」の実現を阻害する。諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。労働分配率が約７割、損益分岐点比率が約９割にのぼる中小企業への適用拡大は、赤字法人１８６万社が増税になる等、その影響は甚大であり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。

（２）新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」および「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制といえる。

また、都市計画税が徴収されるなかにあって、既にその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性の阻害や固定資産税との二重負担といった指摘もある。

新規開業や立地促進、雇用維持、賃上げ等を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、廃止すべきである。

なお、事業所税の廃止に伴う財源の検討にあたっては、公平性の観点から、法人住民税の均等割、固定資産税等が候補として考えられる。

（３）事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、特別徴収制度の下で、現年課税化を導入しようとすれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の１月１日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業に過度な納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。

こうした現年課税化に伴う企業の事務負担の増加については、企業において年末調整や地方自治体ごとに異なる税額計算等を自動的に計算できるソフトウェアを導入すれば対応できるとの意見があるが、税額計算自体をシステム化しても、行政に申告するためには、計算結果について企業の担当者や税理士等による確認作業が発生する。さらに個人住民税が賦課課税方式である以上、最終的に市町村ごとに行われている名寄せや再計算等が必要となる。現年課税化は、企業、地方自治体双方において事務負担が増加することとなり、国が推進している生産性向上を阻害することとなる。

そもそも、副業やシェアリングエコノミー等、個人の経済活動の多様化や、ふるさと納税等寄附行為が増加する中で、企業が従業員のすべての所得等を把握するのは困難であり、かつ合理的ではない。個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのＤＸ化・納税環境整備が不可欠である。

（４）償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や集積性の低い中小企業に対しても課税され、厳しい状況下においても持続的な成長を目指し、前向きな設備投資を継続する企業の投資意欲を削ぐものである。また、経済安全保障の観点からサプライチェーンの強靭化が求められる中で、国内投資を阻害する要因となっていることや、そもそも国際的に見ても稀な税制であることからも、同税は廃止すべきである。

また、少額減価償却資産の対象資産については、国税（３０万円）と地方税（固定資産税（２０万円））で対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、同税は廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

（５）法人事業税・法人都民税の超過課税の廃止

法人税改革の結果、わが国の法人実効税率は、２９．７４％（２０１８年度～）にまで引下げられたが、東京都においては、３０．６２％（外形標準課税適用法人）、３４．５９％（中小法人－超過税率）と、３０％台に止まっている。

東京都が掲げる「稼ぐ東京」の実現に向け、全ての業種にて法人事業税・法人都民税の超過課税を廃止し、次世代につなぐ中小企業・地域産業の活性化を図るべきである。

以　上

２０２３年度第１１号
２０２３年９月１４日
第２４３回議員総会・第７６１回常議員会決議

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、東京都知事・幹部、東京都選出国会議員、東京都議会議長・幹部、各政党幹部、関連団体 等

＜実現状況＞

【円滑な経営承継・事業継続に資する税制】

○事業承継税制特例措置における特例承継計画の提出期限の延長（２年間）

○経営資源集約化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）の延長（３年間）・拡充

・中堅・中小企業によるグループ化に向けた複数回Ｍ＆Ａを後押しするため、積立率や据置期間を深堀りする新たな枠を創設

○産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の見直し（中堅・中小企業等のグループ化を促進する優遇措置を創設）・延長（３年間）

【中小企業等の自己変革への挑戦を後押しする税制】

○中小企業向け賃上げ促進税制の延長（３年間）・拡充

・最大控除率の引き上げ（現行４０％から見直し後４５％）

・繰越控除措置の創設（税額控除の繰越期間として過去最長となる５年間にわたり繰り越しが可能）

・教育訓練費を増加させた場合の上乗せ措置における適用要件の緩和
・子育てとの両立支援や女性活躍の推進に積極的な企業に対する上乗せ措置の創設
○中堅企業向け賃上げ促進税制の創設（対象：従業員２，０００人以下の企業）
○少額減価償却資産特例の延長（２年間）
○交際費課税特例の延長（３年間）・拡充
・交際費等から除外される飲食費に係る基準の引き上げ（現行１人あたり５，０００円から倍額となる１万円）
○商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置および条例減額制度の延長（３年間）
○東京２３区における商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引き下げ条例減額制度（負担水準の６５％）の延長（１年間）および税額が前年度の１．１倍を超える住宅用地等に対する固定資産税・都市計画税の条例減額制度の延長（３年間）
○物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫等の事業用資産に係る特例措置の延長（２年間）・拡充
○特許やソフトウェア等の知財から生じる所得に減税措置を適用するイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の創設（７年間）
○カーボンニュートラル投資促進税制の延長・拡充
・カーボンニュートラルに果敢に取り組む中小企業に対する控除率の引き上げ
・適用期間の長期化（認定期間：２年以内＋設備導入期間：認定日から３年以内）
○戦略分野国内生産促進税制の創設
○オープンイノベーション促進税制の延長（２年間）
○ストックオプション税制の拡充
○エンジェル税制の拡充
○パーシャルスピンオフ税制の延長（４年間）
○第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し
○産業力強化法に基づく創業者の登録免許税の軽減措置の延長（３年間）
○地域未来投資促進税制の拡充（税額控除６％の中堅企業枠が創設）

【わが国のビジネス環境整備等に資する税制】
○外形標準課税の見直し
・現行基準を維持（外形標準課税の対象外である中小企業・スタートアップは引き続き対象外）するとともに、減資や分社化等に対する見直しが図られた

【地方創生と内需拡大を後押しする税制】
○地方拠点強化税制の延長（２年間）・拡充
・インサイドセールス部門やオフィス内に整備する保育施設等が税制の対象となる施設に追加
○ウォーカブル推進税制（居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置）の延長（２年間）
○国家戦略特区における課税の特例措置の延長（２年間）
○特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の１，５００万円の特別控除の延長（３年間）
○住宅ローン減税に係る借入限度額および床面積要件の維持
○住宅取得等に係る贈与税の非課税措置の延長（３年間）および親の年齢が６０歳未満であっても相続時精算課税制度を選択できる特例措置の延長（３年間）
○新築住宅における固定資産税を２分の１に減免する措置の延長（２年間）
○居住用財産（特定居住用財産）の買換え・譲渡に伴う特例の延長（２年間）
○土地の売買や住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長（３年間）
○土地等に係る不動産取得税の特例措置の延長（３年間）
○工事請負契約書および不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長（３年間）

【その他】
○個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限の延長（２年間）　等

１２．国の災害・リスク対策に関する要望

基本的な考え方

１９２３年９月１日の関東大震災から１００年の節目を迎え、改めて大規模災害への警鐘が鳴らされており、事業者は緊張感を高めている。また近年では、首都直下地震や激甚化・頻発化する風水害といった自然災害に加え、感染症・サイバー攻撃・紛争等、事業者を取り巻くリスクは多岐にわたっている。自然災害が頻発し、また国際情勢が不安定化するなか、住民および事業者の安全・安心を確保できる、強靱（レジリエント）で持続可能な都市「東京」の早急な構築を求める声が高まっている。

政府は２０２０年１２月、１２３対策・１５兆円規模からなる「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を決定し、取組みの加速化・深化を図るとともに、地方公共団体等の災害対応力強化や流域治水の推進等、各省庁においても、防災・減災対策を着実に進めている。また東京都においても２０２２年１２月、総事業規模１５兆円にのぼる「ＴＯＫＹＯ強靱化プロジェクト～『１００年先も安心』を目指して～」を策定し、２０４０年代に目指す強靱化された東京の姿を明らかにしたうえで、５つの危機と複合災害に対して取組むべき事業をとりまとめている。

あらゆる危機事象に対応するには、災害・リスク対策や国土強靱化対策のステップアップが必要であり、事業者においても事業継続に向けた備えが必要不可欠である。そのためには、各々の住民・事業者が自ら危機を再認識した上で、「自助・共助・公助」のあるべき姿を社会全体で共有し、自律的な対策を推進する必要がある。

当所では、かねてから「自助・共助」の取組みの底上げが必要と主張してきた。とりわけ、企業においては、顧客や取引先等との共存共栄を図るという意識の下、強靱なサプライチェーン、すなわち「強い輪」の構築に向けた防災活動の強化を図ることが重要である。そのためにも、年齢や国籍等に関わらず、相互扶助のもと強固な地域コミュニティを形成する必要がある。

行政の災害対策への需要は無尽蔵に膨らみがちな一方、対応資源は限られている。従って、「自助・共助」により「公助」への需要を減らし、「公助」は広く国民に便益をもたらす取組みや真に必要な取組みに重点化していくことが必要である。

その際、民間の知恵と工夫を活用した、官民連携による取組みが不可欠である。災害・リスク対策、国土強靱化に貢献する民間企業の意欲的な取組みを促す施策を展開することにより、官民の持ち味を生かした対策を推進することが、社会全体のレジリエンス強化につながる。

以上のような考え方のもと、政府におかれては、省庁間ならびに政府と地方公共団体との緊密な連携の下、以下の政策課題に迅速かつ着実に取組まれたい。当所としても、中小企業の災害・リスク対策の促進に向けて自ら行動するとともに、最大限の協力を行う所存である。

Ⅰ．重点要望項目（新規）

１．オールハザード型ＢＣＰ策定の促進

都内の多くの地域に影響が及ぶ水害や首都直下地震、富士山噴火等の自然災害をはじめ、感染症・サイバー攻撃・紛争等、事業者を取り巻くリスクは、多様化・複合化している。こうした状況のなか、事業者においてはあらゆる危機事象に備えた対策が必要不可欠である。危機事象発生に対する備えとして、事業者に策定が推奨されている事業継続計画（ＢＣＰ）であるが、これまでは地震や風水害、感染症といったリスクごとに経営資源の被害を想定し、事業継続の方策を整理するものが主流であった。しかしながら前述の通り、事業者を取り巻くリスクは多岐にわたっているため、リスクの想定には限界がある。あわせて、想定されるリスクと経営資源の想定被害の組み合わせが膨大となるため、訓練や計画見直しに複雑な対応を迫られる等、従来型のＢＣＰには課題が多いとの指摘もある。

一方のオールハザード型ＢＣＰは、個別の災害や特定のリスクといった危機事象発生の原因ではなく、地域や個社別に重視するリスクを考慮したうえで、危機事象の発生によって結果として生じる経営資源の毀損、例えば、従業員の出勤停止、停電、仕入先の被災による部品調達不足等に着目して整理を行うＢＣＰである。この考え方に立てば、想定外のリスクで危機事象が発生した場合でも、経営資源の毀損を前提に対策を立てているため、ＢＣＰが有効に機能するものと考えられる。

こうした前提のもと、従来型ＢＣＰからオールハザード型ＢＣＰへの転換を図るべく、事業者によるオールハザード型ＢＣＰの策定を強力に促進すべきである。

①オールハザード型ＢＣＰ策定の必要性・重要性の周知

２０１９年に新型コロナウイルス感染症が発生したのち、全世界的に感染が拡大し、パンデミックとなったことは記憶に新しい。わが国においても、感染拡大に伴う事業者を取り巻く経営環境の変化等により、帝国データバンクの調査によると、２０２３年９月２９日時点で新型コロナウイルス関連倒産が全国で６，７６１件判明している。予期せぬリスクが生じた際においても従業員を守り、そして事業を継続するためには、緊急事態への備えとして、あらゆるリスクに耐えられる想定をしたオールハザード型ＢＣＰの策定が重要であることは言うまでもない。

一方で、本年８月にとりまとめた当所会員へのアンケート調査結果では、ＢＣＰ策定済企業のうち、あらゆ

る災害・リスクに対応したオールハザード型を想定しているのは、わずか１２．８％に留まっている。オールハザード型ＢＣＰの必要性や重要性について、十分に認識がされていない可能性が高い。
　あらゆるリスクに対して事業継続力を強化する観点から、オールハザード型ＢＣＰの必要性や重要性、取組みの好事例について分かりやすい形での周知を強化することで、事業者の理解促進を図るべきである。

②中小企業にも活用しやすい策定ガイドラインの公表
　人員や資力に余裕のない中小企業・小規模事業者にとってこそ、平時からの備えが重要であるが、ＢＣＰ策定のノウハウに乏しいため、優先順位が低くなってしまう傾向にある。
　当所会員へのアンケート調査でも、ＢＣＰ策定の課題として「具体的な策定方法が分からない」を挙げる事業者が３６．０％となった。ＢＣＰ策定の意欲はあるものの、スキルやノウハウの点で苦慮している事業者が多いものと推察される。また、同調査で「行政に強化・拡充を望む災害・リスク対策に係る施策」を尋ねたところ、「あらゆる災害・リスクに対するＢＣＰ策定支援」と回答した事業者が３６．６％にのぼり、前回調査の１９．５％から大きく増加している。オールハザード型ＢＣＰ策定への関心は高まっているものの、策定に踏み切れない事業者が多い状況であり、いまこそ行政からの支援が求められている。
　内閣府は、ＢＣＰ策定の普及促進に向けて２００５年に事業継続ガイドラインの第１版を策定し、随時改定を行っている。直近では今年３月に改定が行われ、テレワークの導入およびオンラインを活用した意思決定を行える仕組みの整備、情報セキュリティ強化等が明示されている。当該ガイドラインには、オールハザードアプローチの視点が盛り込まれているものの、多岐にわたる項目に言及しているため文量が膨大であり、はじめてＢＣＰ策定に取組む事業者にとっては、内容をすべて理解することが困難と思われる。記載内容を徐々にステップアップしながらＢＣＰを策定していくロードマップを示すとともに、中小企業を含む具体的な策定事例やＢＣＰのひな型を複数例示する等、事業者のレベルに合わせたソリューションを提供していくという視点も重要である。
　また、国は中小企業強靭化法に基づく事業継続力強化計画認定制度において、認定を受けた単独あるいは複数の中小企業に対し、税制措置や金融支援、補助金の加点等の支援策を設けている。また、中小企業基盤整備機構の当該制度のＨＰにおいて、事業継続力強化計画（簡易版ＢＣＰ）の策定方法についてステップごとに分かりやすく解説しているほか、中小企業の取組み事例についても動画を交えて丁寧に紹介しており、こうした取組みは今後も継続されたい。
　一方で、事業者ごとの災害・リスク対策の取組み状況の実態にあわせて、記載項目を柔軟に変更することが難しいことから、必ずしも全ての中小企業にとって活用しやすい制度とは言い難い。より簡易な、あるいはより精緻な計画を策定したいといった各種ニーズにも対応できるよう、柔軟な制度設計を目指すという視点も重要である。２０２０年の基本方針改正により、自然災害以外のリスクも支援対象リスクに加わっているものの、事業継続力強化計画にはオールハザードアプローチの視点が欠けていることから、新たな類型（オールハザード型）を追加する等の制度拡充を検討すべきである。
　なお、当所ではオールハザード型ＢＣＰの必要性や具体的な策定方法等について、小規模事業者や初めて策定する方でも分かりやすい形で解説するガイドブックを制作中であり、今年度中を目途に、ＨＰ上で公表して広く周知を図る予定としている。当所でもオールハザード型ＢＣＰの普及促進に向けて、策定支援に取り組んでいく所存である。

２．有事を想定した危機管理体制の整備
　２０２２年２月、ロシアがウクライナへの侵攻を開始した。これにより、国連安全保障理事会の常任理事国の１つであるロシアにより、武力行使の一般的禁止等の国際社会の原則が破られたとともに、国際秩序の根幹を揺るがす事態に発展している。ロシアのウクライナ侵攻は、既存の国際秩序に対する力による挑戦であり、欧州特有の課題ではなく、アジアを含めた世界中のどこにおいても生じ得る課題となった。
　また、わが国を取りまく安全保障環境においては、戦後最も厳しい状況にあるとの指摘もある。例えば、北朝鮮は前例のない頻度で弾道ミサイルの発射等を繰り返し、２０２２年１０月には弾道ミサイルが日本上空を通過、１１月には弾道ミサイルが日本の排他的経済水域内へ着弾した。また同国は、戦術核兵器の大量生産や核弾頭保有量を急激に増やす方針を明確にしている。日本政府は立て続けに全国瞬時警報システム（以下、Ｊアラートとする）を発出し、北朝鮮を日本の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威と表現している。
　わが国においては、想定しうる外部からの武力攻撃事態等に対応するため、２００３年に事態対処法、２００４年には国民保護法が成立し、国民の命や財産を守る仕組みである国民保護を実施するための基本的な法制が整備された。また足元では、防衛力強化の視点から防衛費の予算が積み増しされている。外部からの武力攻撃に際しては、国全体として万全の態勢を整備するとともに、国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施することとなっている。国民保護の実効性を更に高めていく観点から、あらゆる有事を想定して、国および東京都、区市町村による連携を強化するとともに、実践的な対策を実施しながら、危機管理体制を整備していく必要がある。
　一方で、当所会員へのアンケート調査によると、「戦争・紛争等」「テロやミサイル攻撃等」といったリスクに対して、ＢＣＰの中で想定している割合が１割未満となる等、多くの事業者では有事への備えができていないのが実態である。

①Ｊアラートの正確で分かりやすい発令と発令までの更なる時間短縮
　武力攻撃事態等の際に住民が適切な避難を速やかに行うためには、正確な情報を迅速に伝達することが重要となる。そのため国では、弾道ミサイル情報をはじめ、緊急地震速報や大津波警報等に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メールや区市町村の防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するＪアラートを整備している。
　ミサイル発射事案によるＪアラートの発令事例としては、２０２２年１０月４日の北朝鮮による弾道ミサイル発射が挙げられる。７時２２分頃に弾道ミサイルが発射され、７時２８分頃から７時２９分頃にかけて青森県上空を通過したが、７時２７分に北海道と東京都島しょ部、７時２９分に青森県と東京都島しょ部にＪアラートが発令された。また、７時４２分にミサイル通過情報を北海道と青森県に対してＪアラートを発令している。
　この事例で浮き彫りとなった課題は大きく分けて３つあり、一つ目はミサイルのコースから大きく外れている東京都島しょ部への発令である。ミサイルの飛行ルート予測に基づいて迅速性を重視して発令することにより、対象地域が拡大してしまうことはやむを得ないが、システム上の不具合を要因として、全く関係のない地域に誤発令することは、Ｊアラートの信頼性を損ねる懸念があることから、システム改修等の対策を講じていただきたい。
　二つ目は、発令の内容である。「ミサイル発射、ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、または地下に避難してください」とのメッセージが発令されたが、具体的にどうしたらよいか分からない、といった戸惑いの声もあったという。国では、弾道ミサイル落下時の行動についてホームページ等で発信を行っているものの、住民に正しい情報が行き届いているとは言い難い。避難方法についての広報周知を強化することはもとより、具体的な避難方法を知らない住民および事業者にとっても分かりやすい発令内容を検討されたい。
　三つ目は、発令のタイミングである。青森県については、発令のタイミングがミサイル通過とほぼ同時刻となり、北海道においても直前であった。一方で、アメリカの早期警戒衛星や防衛省・官邸危機管理センター・消防庁等、Ｊアラートが発令されるまでは多段階の情報伝達となっているため、発令までの時間短縮は決して容易ではない。しかしながら、ミサイル発射から着弾するまでにＪアラートが発令されなければ、避難が間に合わない事態となってしまう。国では発令時間短縮に向けて、落下予測地域が相当程度確定的になってから発令していたところを一定の蓋然性が確保された段階で発令するよう、本年９月にシステム改修を行い、発令時間が１分程度短縮されたことは大きな前進である。ミサイル発射事案においては、Ｊアラートによる迅速な情報伝達が住民および事業者の安全・安心に直結することから、今後もシステムの見直し等を継続し、発令までの更なる時間短縮を図られたい。

②ミサイル攻撃を想定したシェルターの在り方や設置基準等の検討およびシェルター整備促進
　近年、北朝鮮はミサイル発射をかつてない高い頻度で繰り返している。また、わが国の周辺においても有事が想定される地域が存在しており、首都・東京にミサイルが飛来する可能性もゼロとは言い切れない状況となっている。
　国は国民保護法に基づき、都道府県に対してミサイル攻撃の爆風等からの直接被害を軽減する緊急一時避難施設の指定を求めている。東京都においては２０２３年３月時点で４，０１７施設を指定し、東京の定住人口約１，４００万人分の施設を確保していると言われているが、都内に勤務している従業員等を加えた昼間人口約１，７００万人分の確保には至っていない。緊急一時避難施設とは、ミサイル攻撃等の爆風等から直接の被害を軽減するための一時的な避難施設であるが、想定されているのは１～２時間程度の一時避難であり、食料品等の備蓄が無い場合、長引く事態への対応は難しい。また、核ミサイル等を想定した場合にも十分な安全性が確保されるかどうか定かではなく、不安が残るとの声も聞かれる。
　現状、わが国にはシェルターに関する明確な定義が存在していない。核ミサイル等の甚大な被害が発生する事態を想定し、ミサイル攻撃の爆風を防ぐのに必要な壁の厚さや施設面積、換気機能の有無等について、様々な視点から調査・検討を行うとともに、国民保護を実現するためのシェルターの在り方や設置基準等を検討されたい。
　また、シェルターの定義を明確化することが前提となるが、公共施設はもちろんのこと、商業施設や住宅等におけるシェルター整備について、官民を挙げて推し進める必要がある。シェルター整備については海外が先行しており、台湾では人口の３倍超を収容できるシェルターを備えていると言われている。わが国においてもシェルター設置を加速化する観点から、ビルを新築・建替えする際の設置費や、既存の建物をシェルターに指定した際の維持管理費の補助等により、シェルター整備を促進されたい。

Ⅱ．重点要望項目（継続）

１．頻発化・激甚化する風水害に備えた流域治水等の推進

①流域治水・高台まちづくりの推進
　気候変動による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域治水や高台まちづくり等、ハード・ソフト両面からの取組みを加速していく必要がある。

荒川・江戸川・多摩川といった河川における高規格堤防の整備は、首都圏を洪水から守るとともに、良好な都市空間や住環境の形成に資することから、まちづくりを進めていく上でも重要な事業である。地域の賑わい創出に向けて、民間事業者が高規格堤防整備とあわせて川裏法面の敷地を緑地等とした際の容積率の割増しやオープンカフェ等営業活動における使用を可能とすること等、民間事業者等による河川周辺の敷地の活用を促進する制度は、平時から付加価値の高い災害・リスク対策を実現するものであり、これを梃子として流域治水を推進されたい。その際、土地区画整理事業等の様々なまちづくり手法と連携し、地域のニーズを踏まえた実施方法を検討することにより、整備を加速化するとともに２０２３年度末までとなっている高規格堤防特別区域の住民負担を軽減させる固定資産税及び不動産取得税に係る軽減措置についても継続されたい。

また、海抜ゼロメートル地帯をはじめとした地域においては、垂直避難可能な建物や水没地域外への避難路の整備を求める声が、事業者からも寄せられている。高層の建物や避難スペースの整備等と、高規格堤防等を組み合わせた高台まちづくりを、国と東京都の連携のもと推進することが重要である。

あわせて、上流における調節池の整備や洪水時の利水ダム等の活用は、下流地域の水害リスク軽減につながるものである。国土交通省は、荒川調節池群の洪水調節容量を約２．３倍とする荒川第二・三調節池の整備を進めており、迅速かつ着実に推進することが必要である。一方、こうした上流における治水対策では、地域の負担と受益が乖離するとの意見もある。２０２３年６月２９日からの大雨では、九州８ヵ所の雨量観測所で観測史上１位を記録する等、過去に九州地方で大きな被害をもたらした豪雨に匹敵する雨となったが、これまで堤防や砂防堰堤等を整備してきたことにより、大規模な土砂災害や浸水被害を回避している。流域における治水インフラのストック効果を見える化することによって、上流や下流も含めた流域全体の住民・事業者等の理解を深めるとともに、官民の連携により治水機能の強化と水力発電の促進を両立させる「ハイブリッドダム」の取組みの推進等が期待される。

もとより、災害ハザードエリアにできるだけ居住させない土地利用規制・誘導等も必要であり、令和３年度税制改正にて創設された災害ハザードエリアからの移転促進のための税制上の特例措置の拡充も検討されたい。

こうした取組みの加速化にあたっては、関係省庁や地方公共団体、事業者等との緊密な連携が不可欠である。国土交通省のリーダーシップの下、あらゆる関係者の積極的な関与を引き出し、ハード・ソフト一体となった種々の対策が確実に実施されるよう取組まれたい。

②広域避難・垂直避難等大規模風水害対策の着実な実施

大規模水害時の避難については、２０２２年３月の広域避難計画策定支援ガイドラインの取りまとめを踏まえ、内閣府と東京都を座長とする首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会が設置され、広域避難先の開設・運営、避難手段・誘導、情報発信・伝達の３つの観点から具体的な検討が行われている。

同ガイドラインでは、いわゆる分散避難の考え方に基づく複数の避難行動パターンを組み合わせた検討を踏まえ、行政で避難先の確保が必要な広域避難者を約７４万人と試算している。しかしながら、この試算結果は各住民が適切な避難行動をとることが前提である。地方公共団体等との連携のもと、平時から住民・事業者等への周知徹底を図り、事前の対策を促すことで、実効性を高めることが重要である。

加えて、大規模風水害が見込まれる場合の情報提供のあり方について、２０２１年の当所会員へのアンケート調査では、「空振りでもいいから、早めに情報提供してほしい」（７７．３％）「被害・復旧の見通しや公共交通機関・主要駅の状況等を、地域一括で情報提供してほしい」（７６．７％）との回答が多くあがった。このような企業の声を十分に踏まえた計画策定や情報提供、周知啓発等が必要である。

また、首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会の資料によると、災害時の情報収集手段について、「テレビ」との回答が各年代において最多であったが、当所の会員企業へのアンケート調査では、「ＳＮＳを除くインターネット」との回答が７７．１％と最多であった。風水害が予想される際の情報発信においては、住民や事業者、来街者といった情報の受け手側の特性の違いを考慮したうえで、複数手段を効果的に組み合わせる必要がある。なお、住民・事業者が発災時の避難情報等を理解し、適切な行動をとるためには、平時からの取組みが不可欠であることを重ねて強調したい。

さらに、近年は線状降水帯による大雨の被害が各地で相次いでいる。本年６月から７月にかけて発生した梅雨前線による大雨では、石川県や富山県において線状降水帯が発生し、土砂災害や浸水被害をもたらした。気象庁は２０２２年６月より、線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけを開始している。今後、予測精度の向上はもとより、技術面・運用面でさらなる改善を重ね、迅速かつ正確な情報提供の実現に取組まれたい。

２．関東大震災１００年を契機とした首都直下地震対策の展開

①交通・物流ネットワークの強靭化、電力・通信の確保

甚大な被害をもたらした関東大震災から、２０２３年９月１日で１００年を迎えた。節目を迎えた今こそ、当時の教訓を振り返るとともに、今後３０年以内に発生する確率が７０％と言われている首都直下地震への備えを万全にする必要がある。首都直下地震の発生時に、被害を軽減し、迅速な復旧・復興活動を実現するためには、交通・物流ネットワーク等のインフラや電力・通信をはじめとしたライフラインの強靭化が不可欠である。

２０２２年５月に東京都が公表した首都直下地震の被害想定においては、身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相として、インフラ・ライフラインの復旧に向けた動きや救出救助機関等による応急対策活動の展開が時系列で示されたが、このなかで、発災後は橋梁等の被害や沿道建物・電柱等の倒壊により、至る所で道路寸断が発生することが想定されている。

国土交通省は、災害時に被災する道路から、救援する強靱道路の構築を掲げ、高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定２車線区間の４車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を行っている。大規模地震発生の切迫性を鑑みれば、被害状況の把握や救出救助、消火活動、緊急支援物資の輸送等の着実な遂行を担保する交通・物流ネットワークの強靭化は急務であり、強力に推進されたい。また、災害時には物資や人を輸送する需要が一気に高まり、車両不足や渋滞の発生が懸念されている。災害時にどういった輸送需要が発生し、またどれだけの車両が必要となるか、平時から想定して準備をすることも重要である。

加えて、迅速な復旧・復興活動の展開には、電力・通信の確保も重要である。２０２２年３月に発生した福島県沖地震では、火力発電所の停止により、電力の需給バランスが崩れ、東京都内で約７０万軒という大規模な停電が発生した。我が国の経済を支える首都圏においては、停電による影響は極めて大きく、電力の安定供給は重要な課題である。

電力の安定供給に向けては、エネルギー拠点の分散配置と省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入・利用の拡大が必要である。特に都心や自立分散型郊外都市においては、熱効率に優れたコージェネレーションシステム等の導入をはじめ、複数の建物間で熱エネルギーを融通しあう地域冷暖房等の面的なエネルギー利用を図ることが望ましい。国土交通省は、国際競争業務継続拠点整備事業としてエネルギー導管及びその付帯施設の整備に要する費用について、５分の２の補助を行っているが、コージェネレーションシステムの整備は災害対策のみでなく、カーボンニュートラルにも資する事業であることから、積極的な支援が必要である。

加えて、住宅やビルの高断熱化・高効率設備の導入とともに、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備を備えるＺＥＢ（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）やＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、非常用電源としても活用できる電気自動車等のＺＥＶ（ゼロ・エミッション・ビークル）の普及を図ることは、災害時の電力確保にもつながるものである。よって、太陽光パネル設置等の費用負担に対する財政支援の拡充や、電気自動車・燃料電池自動車等ＺＥＶ普及のための充電・充填設備等インフラの早期整備が必要である。

一方、本質的な解決策は電力安定供給の確保である。首都圏の電力需要を支える火力発電所は東京湾に集中していることから、首都直下地震が発生した場合、火力発電所のほぼ全てが運転停止となる可能性も指摘されている。ＧＸとの両立を図るためには、原子力発電の再稼働促進や大手電力会社間で電力の融通を行うための送電網整備等、電力システムの強靭化が極めて重要であり、その推進に向けて、住民・事業者の意識醸成を図ることが必要である。

加えて、災害時の迅速な対応には、通信の確保も不可欠である。５Ｇをはじめとした情報通信網の強化に取組む事業者への支援を通じ、強靭・高速・大容量の全国的なネットワークを構築し、安全・安心を確保する必要がある。とりわけ、避難所や医療機関等災害時に重要な役割を担う施設においては通信ネットワークの整備や、停電の長期化・広域化により通信障害が生じた場合を想定した防災計画（行政機関の連携体制、情報収集・発信等）の検討等の取組みを強化することが重要である。その際、最先端の衛星通信を取り入れて宇宙空間からの通信を確保することも検討されたい。

なお、地震に対する交通・物流ネットワークの強靭化、電力・通信の確保に向けては、無電柱化も有効である。国土交通省は無電柱化推進計画の下、新設電柱の抑制に取り組んでいるが、２０２１年度の１年間で約４．８万本の電柱が純増したとされている。電柱増加要因の７割は住宅開発であり、多くが民地に設定されていることから、無電柱化の必要性について広く周知し、民間による取組みを促していくことが重要である。加えて、国土交通省が２０２０年に行ったアンケート調査によると、全国の地方公共団体の約８割が「過去５年間に無電柱化事業を実施したことがない」と回答する等、多くの自治体において無電柱化事業が後回しとなっている実態があることから、国土交通省が２０２２年３月に公表し、２０２３年７月に改訂した無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド（案）を広く周知するとともに、無電柱化事業の実施にあたりきめ細かな支援を展開されたい。なお、緊急輸送道路および避難施設等へ向かう主要な生活道路をはじめとして、重点地域を決めて推進することも重要である。

まちづくりの観点からの地域住民発案による無電柱化等、好事例についても周知することにより、民間発案による無電柱化の横展開に向けた取組みも検討すべきである。

②実効性ある帰宅困難者対策の推進

２０１２年に制定された東京都帰宅困難者対策条例では、都内事業者に対して、従業員の一斉帰宅の抑制、３日分の飲料水・食料その他災害時における必要な物資の備蓄、従業員との連絡手段の確保等を努力義務としている。しかしながら、鉄道等公共交通機関の耐震化やスマートフォンの普及、デジタル技術の進展等、社会状況に変化が見られることから、内閣府や東京都等から構成される首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議では、３日間の一斉帰宅抑制の原則を維持しつつ、柔軟性のある帰宅困難者対策について検討が進められている。

当所会員へのアンケート調査では、帰宅困難者対策条例について努力義務の内容を含めて知っていると回答

した企業は３４．７％に留まる。大地震発生時の適切な行動を促すためには、日頃からの情報提供を通じて、一斉帰宅抑制に対する正しい理解と認知度向上を図ることが重要である。企業はもとより、家庭や学校等様々なチャネルを通じた平時からの周知啓発を一層強化されたい。

また、各企業やその従業員は、発災時、被害状況や公共交通機関、道路等の交通状況、一時滞在施設の開設状況等について速やかな情報提供を求めている。民間企業の提供するアプリケーション等とも連携し、デジタル技術も活用した情報収集・提供手段を検討されたい。

あわせて、一時滞在施設においては、円滑な受入れや混雑状況のリアルタイムでの把握につなげるため、受入れの際の手続きをデジタル化することが必要である。感染症拡大中の問診票の取得や、受入期間中の食料等の配布物の受領管理、施設退所時の退出管理等についてもデジタル技術を活用して実施することが、民間一時滞在施設の運営負担軽減の観点からも有効である。加えて、鉄道が早期に運行再開した際には、帰宅を支援することも検討されている。各企業は、従業員の安全を最優先に帰宅を判断する必要があることから、分散帰宅を促す際の判断基準等を示すことが、混乱回避の観点からも望ましい。

③斜線制限・日影規制の緩和等中小ビル・木造住宅密集地域対策の推進

２０２２年５月に東京都が公表した首都直下地震の被害想定では、特定緊急輸送道路沿道建築物や住宅等における過去１０年間の取組みにより、人的・物的被害の想定が減少したことが示された。しかし、火災による危険性が高い木造住宅密集地域については、依然として多くの地域が不燃領域率７０％に届いていない。２０２２年４月と８月には木造建物の密集地域である北九州市の旦過市場で大規模な火災が相次いだが、東京の木造住宅や中小ビルの密集地も同様のリスクを抱えており、各地域の事業者からは懸念の声が寄せられている。とりわけ、多くの在勤者を抱える都心部においては、老朽化した中小規模のビルの耐震改修・建替えを早急に進める必要がある。また、企業の事業継続と従業員の安全確保の観点から、老朽化した工場や店舗等の耐震化も重要である。

各種規制や既存テナントの退去に係る費用負担等から、ビル所有者が耐震改修・建替えに二の足を踏まないよう高さ制限や斜線制限・日影規制、駐車場の附置義務、容積率の緩和（容積率の別敷地評価を含む）のほか、助成制度・税制支援の一体的な推進等を積極的に検討されたい。

なお、取組みにあたっては、国や東京都、区市町村との緊密な連携を図り、例えば、下町の風情や木造の良さを残すエリアにおいては、外壁や外構に難燃化の技術を活用した木材を取り入れる等、地域の特性に応じた魅力的な街並みを維持・形成しつつ不燃化対策を行っていくことも必要である。

あわせて、地域特性を踏まえた小型送水車や小型ホース延長車の重点配備、デジタル技術を活用したＡＲ訓練機器等の導入による初期消火能力の向上等の備えを図られたい。

④エレベーター閉じ込めに備えた対策

東京都が公表している首都直下地震の被害想定では、エレベーターの閉じ込めが課題となっている。同被害想定によれば、直下型地震では地震時管制運転装置が機能せず最寄り階に停止できない、ドアの振動を開放状態と認識しロックしてしまう等の要因により、都内のエレベーター約１６．６万台のうち、最大約２．２万台とおよそ８台のうち１台が非常停止する可能性があるとされている。加えて、運転再開や扉の開放を行うエレベーターの保守業者も、多数の閉じ込めが同時に発生することで速やかな救助ができない可能性がある。

国土交通省は、３４６台の閉じ込めが発生した大阪北部地震の被害を踏まえ、建築物耐震対策緊急促進事業と住宅・建築物耐震改修事業のなかでエレベーターの防災対策改修事業を行っている。こうした施策を周知し、地方公共団体を通じて活用を促進することが重要である。

加えて、１ビル１台復旧の考え方の普及等の周知啓発のほか、防災キャビネットの設置やエレベーター閉じ込めを想定した救出作業講習会・訓練等、自助・共助の対策についても地方公共団体等を通じた支援を促すことが必要である。

３．企業等の自助・共助の活性化、公助における民の力の活用

①ＢＣＰ策定・訓練の促進（ＢＣＰに基づく行動をとるための実践的な訓練等）

大規模災害時にサプライチェーンを確保し経済的被害を最小限に抑えるためには、企業等が顧客や取引先、ひいては社会に対する責務としてＢＣＰやタイムラインを策定し、訓練を実施することで強い輪を構築する必要がある。

当所会員へのアンケート調査では、ＢＣＰの策定率は３５．０％に留まる。とりわけ、中小企業のＢＣＰ策定率は２７．６％と、大企業の７１．４％に対して低い割合となっている。また、ＢＣＰ策定の課題として「具体的な策定方法が分からない」を挙げる事業者が３６．０％を占めており、特に経営資源が限られる中小企業においては、公的支援策やガイドライン等資料の整備がＢＣＰ策定の促進に必要不可欠である。

内閣府では、事業継続ガイドラインを策定しているが、ガイドラインを踏まえたＢＣＰの策定について、説明会の開催や動画での解説等を行い、中小企業の活用を促進する取組みも実施されたい。その際、ＢＣＰ策定が企業価値向上に資する取組みであるという視点や意識の醸成も必要である。また、地方公共団体および商工会議所等の経済団体等が、特に中小企業・小規模事業者を対象としたＢＣＰやマイ・タイムライン等の策定支援講座を実施していくことも重要である。

また、国は中小企業強靭化法に基づく事業継続力強化計画認定制度を創設し、無料で計画策定支援を実施するとともに、認定を受けた企業に対し、税制措置や金融支援、補助金の加点等の支援策を設けている。こうした策定支援体制を一層強化するとともに、防災・減災対策の誘い水となる施策により、民間の取組みを活性化することが重要である。とりわけ、中小企業防災・減災投資促進税制は、中小企業のＢＣＰ策定や防災・減災対策促進に資することから、積極的な広報を行うとともに、蓄電池やガラスの飛散防止フィルム、雨水浸透桝や雨水貯留施設等対象設備の拡充を図られたい。また、企業等によるＢＣＰ策定や更新、訓練等の促進にあたっては、金融機関の融資における利率等の優遇や原則として公共調達の評価基準における加点要素とする等のインセンティブ拡充、助成制度創設も有効であり、国による積極的な取組みが必要である。

さらに、当所会員へのアンケート調査で発注時に取引先に対してＢＣＰを取引条件にしたり、策定を指導したり、有無を確認しているか尋ねたところ、約９割の企業がいずれも行っていないとの回答であった。サプライチェーンをはじめとした共助に基づくＢＣＰ策定を推進すべく、事業者がＢＣＰ策定支援を行った場合のインセンティブを設ける等、企業間さらには産官学の連携を高める措置も検討されたい。その際、パートナーシップを強化する観点が重要であることから、中小企業にとって過度な負担とならないよう配慮されたい。

ＢＣＰやタイムラインについて、最も重要なことは、災害時にそれらの計画に基づく行動を実際にとれるようにすることである。同調査では、ＢＣＰ策定済企業の約７割が見直しを、また約５割が訓練を実施しており、こうした取組みを後押しする施策も必要である。なお、最新のＡＩ技術を活用したシミュレーション等により被害状況を可視化することで、個々人の危機意識の醸成を図り、災害を自分事として捉えて訓練に参加してもらうことも重要である。

②企業や地域の防災力向上に資するリーダー人材育成

近年の災害の激甚化・頻発化により、有事の際に公助が行き届かない可能性があることから、自助・共助で対応する必要性が高まっている。そのため、各企業や各地域において、災害・リスク対策を身近なものとし、自助・共助の要となるリーダー人材を育成していくことが必要である。

２０２２年の当所会員へのアンケート調査によると、防災士や危機管理士等防災関連の資格を持つ役員・従業員がいる企業は１２．３％（大企業２１．５％、中小企業８．３％）であったものの、「資格取得を奨励している」「今後、資格取得を奨励したい」と回答した企業はあわせて６２．２％にのぼり、かつ大企業６３．３％、中小企業６１．９％と企業規模問わず高い割合となった。

企業における防災人材の育成は、各企業の事業継続はもとより、地域の防災力向上にも寄与するものである。国においては、地方公共団体や企業・団体等による研修等の機会の充実・拡大を強力に支援されたい。あわせて、経営資源が不足する中小企業においては、費用負担が取組みの障害とならないよう、講習受講や資格取得の費用補助等、支援を行っていくことも必要である。

③発災時における民間企業のノウハウ・資源の活用

災害時には公助の資源が限られることから、民間のノウハウ・資源を有効に活用することが重要である。民間企業や業界団体等では、事業を通じて培ったノウハウをもとに、国や地方公共団体と連携し、復旧・復興活動に協力している。

関東地方整備局は災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社を認定し公表しており、「認定を受けることで、災害に強い会社であることを対外的にアピールできた」との声も寄せられている。より多くの企業が本制度の認定を受けるよう、一層周知していくとともに、災害対策用設備導入への支援を講じることが重要である。加えて、災害時における河川災害応急復旧業務等の協定（災害協定）締結を通じて事前に協力会社を定め、緊急時の体制を確保しておくことも肝要である。

２０１８年の西日本豪雨では、早期復旧を目指す行政からの協力要請により、建設関連の企業では３６協定で定めた時間数を大幅に超える時間外労働が発生した。こうした状況に対して企業から、国土交通省と厚生労働省との調整を通じ、労働基準監督署から労働基準法第３３条（災害時の時間外労働等に関する規定）の適用を円滑に受けることができたとの声が寄せられた。今後とも、災害対応という非常に多忙を極める企業の状況をしっかりと確認したうえでの適切な対応をお願いしたい。

また、トラック運送業においても、地方公共団体等との協力に基づき、災害時の物資輸送や支援物資の差配、また、平時には備蓄品の消費期限等の管理を行っている例がある。首都直下地震等の発災時に、復旧作業のための特殊車両の通行に関して、被災地域への、または被災地域からの貨物の運搬等である場合には、通行許可手続きを最優先で行う等の措置がとられているが、より迅速な復旧作業のため、有事の際にはこうした規制を柔軟に緩和されたい。特に大規模な物流施設や大型トラックの駐車場は環状七号線の外側に立地が進んでいるが、発災時に円滑な物資輸送ができるよう、事前に民間企業等との協定等により車両の通行ができるようにすることも必要である。

さらに、災害時には娯楽業等、通常通りの営業が一時的にできなくなる業種もある。そうした業種では、例えば大規模な駐車場を、車中泊ができる避難場所として開放する等の取組みも検討されている。企業がこうした取組みを行うにあたり、法的責任や金銭的負担等が軽減されるよう最大限配慮いただきたい。

加えて、気候変動による自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、各企業の災害リスクにあわせた保険・共済の加入を一層促進する等、官民の連携により、被害軽減につながる有用な情報提供を積極的に行なっていくこと

が重要である。

４．迅速かつ効果的な情報収集・共有の実施

①災害・リスク対策におけるデジタル活用

住民・事業者が迅速かつ効果的な情報収集を実現するには、災害・リスク対策のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）が急務である。

国土交通省は、防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化するＤＸの推進を掲げており、取組みを一層推進していくことが求められる。昨今、民間企業による災害・リスク分野のアプリケーション等の開発も進んでいる。従って、国が有する災害・リスク関連の情報について、民間の利活用を促進すべく、使いやすい形式で広くデータを提供し、民間のサービス開発を加速化することで、住民・事業者による対策の底上げを図ることが重要である。災害・リスク分野のＤＸについては企業からの期待も大きく、提供データの拡充やリアルタイムデータの提供も含めた取組みを強力に推進されたい。あわせて、災害時に情報を発信する主体が、報道機関・インフラ関連企業・自治体など多岐にわたるため、住民・事業者からは「必要な情報をスムーズに収集することが難しい」との声もある。当所会員へのアンケート調査でも、「行政に強化・拡充を望む災害・リスク対策に係る施策」を尋ねたところ、「ワンストップやプッシュ型の情報提供」が２４．１％となり、前回調査から大幅に増加している。住民・事業者が包括的に情報収集できるよう、デジタルを活用した一元的なプラットフォームの構築も検討されたい。

加えて、国土交通省が整備を進めている、発生頻度ごとの浸水範囲を示した水害リスクマップについては、企業のリスク分析やＢＣＰ策定にも資するものであることから、迅速に整備を進めるとともに、平時からの活用を促進するべく、企業に広く周知されたい。

また、国の災害・リスク対策においても、デジタル技術を一層活用し、高度化・効率化を図っていくことが求められる。ＡＩ等を活用した雨量・流入量の予測精度向上やデジタル技術や新技術の活用等による流域治水ケタ違いＤＸプロジェクト等を通じ、災害対応力の強化を図ることが重要である。あわせて、国が保有している被害想定等のデータをオープンデータとして公開する範囲を拡大することで、民間サービスがデータを活用しやすい環境を整備し、官民連携で災害・リスク対策のレベルを高めていくことが望ましい。

②防災情報の活用における官民連携促進、防災産業の育成

気候変動を踏まえた災害対応の推進に向けては、国や地方公共団体はもとより、社会の様々な関係者が災害・リスク対策に関わっていくことが必要である。とりわけ、行政と民間企業がそれぞれの持ち味を活かして効果的に連携することが重要である。

内閣府は２０２１年、災害対応を行う地方公共団体等の困りごとや関心事項（ニーズ）と民間企業等が持つ先進技術のマッチングや効果的な活用事例の横展開等を行う場として防災×テクノロジー官民連携プラットフォームを設置した。現在、マッチングサイトの運営のほか、マッチングセミナーにおける取組み事例の紹介や、個別相談会、展示会の実施等、多岐にわたる取組みを展開している。こうした取組みは、地方公共団体の災害対応力向上に加え、中小企業をはじめとした民間企業の優れた技術の活用につながるものであり、引き続き推進されたい。

また、民間企業においては、ＳＮＳの情報をＡＩが分析し、災害の情報を迅速に把握できるシステムや浸水等の状況をリアルタイムで把握するシステム等、災害・リスク対策に資するシステム等の開発が進展しており、国や地方公共団体が、災害対応にあたってこれらを一定程度活用することで、迅速な災害対応につなげることも可能である。

こうした民間企業の製品やサービスの活用を広く進めていくことで、防災産業の育成を図り、社会全体の災害・リスク対策のレベルアップを目指すことが重要である。

③ハザードマップのユニバーサルデザイン化

被害が想定されるエリアや避難する場所等を示したハザードマップは、原則として区市町村ごとに作成されているが、住民や事業者が災害へ備えるために重要な情報である。一方で、利用者の特性、例えば視覚障害や日本語が読めない外国人には対応していないケースも多く、ハザードマップに示している情報へのアクセスが困難となる場合もある。あらゆる方が避難行動に必要なハザードマップ情報を活用できるよう、ハザードマップのユニバーサルデザイン化に向けて、区市町村による情報の音声読み上げ機能の追加や多言語対応等の取組みを強力に後押しされたい。

Ⅲ．継続要望項目

１．レジリエントなまちづくり

災害やリスクが多様化・複雑化するなか、危機事象が発生した場合においても、安全・安心が確保されたまちであることが重要である。安全で回復力のある持続可能な都市空間を実現し、住民・事業者が安心して生活できるまちづくりを進める必要がある。

①陸・海・空の主要な交通施設の強化

・首都圏三環状道路の整備推進、ストック効果の早期発現
・鉄道施設の耐震化・浸水対策（地下駅・電気設備等の浸水対策、橋梁の被害や隣接斜面の崩壊への対策）
・港湾における耐震強化岸壁の整備、高潮対策、非常用電源・電気設備の浸水対策
・東京湾岸に集積する火力発電所や製油所のバックアップ機能向上（広域パイプラインや内陸型発電所の整備、石油コンビナートの耐震化、石油製品備蓄の分散化等）
・災害時の物資輸送や避難、復旧・復興活動における川を活用した輸送方法の検討
・羽田空港における滑走路等の耐震化・液状化対策

②インフラ老朽化対策の推進
・予防保全の着実な推進に向けたノウハウの地方公共団体等との共有
・市町村における専門部署創設、技能者確保・育成、効果的・効率的なメンテナンス手法を共有する仕組みの構築等に対する支援
・コンパクト・プラス・ネットワークの観点も踏まえた戦略的な地域インフラマネジメント
・メンテナンス産業の育成、ロボット・センサー・ドローン等新技術の開発・導入の加速化
・インフラ老朽化対策の重要性に係る住民の理解促進を目的としたメンテナンスの生産性向上、新技術によるビジネスモデル構築、海外市場への挑戦といった取組みや成功事例等の発信

③下水道施設の耐震化・浸水対策の推進
・防災拠点等と下水処理場との間の管路施設の機能確保に向けた下水道総合地震対策事業の延伸・拡充（下水道管渠等の施設の耐震化等）
・地域の総合的な浸水対策の推進に資する下水道浸水被害軽減総合事業の拡充
・下水道管老朽化対策の着実な実施

④地下街の浸水対策・耐震化等の推進
・地下街の安心避難対策ガイドラインの周知
・地下街の防災対策のための計画策定促進
・耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策
・位置情報等を活用した誘導設備の導入等に要する補助

⑤老朽マンションの再生・耐震化・解体撤去の促進
・改正マンション建替円滑化法の「除却の必要性に係る認定対象拡充」に係る周知啓発
・マンションの耐震化・再生・解体撤去の促進（マンション建替えの決議要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）の迅速な緩和、所在不明者・意思非表示権利者等の議決権からの除外、マンション建替円滑化法による敷地売却決議要件の緩和、現行法では全員同意が必要な建物および敷地の一括売却を一定の賛成率で行うことを可能とする仕組みの検討、区分所有者の建替え費用軽減のための建築規制の緩和による容積率の拡大、同一敷地ではなくマンション建替え用の用地を別途手当てして当該用地を利用した建替え等）

⑥空き家対策・所有者不明土地対策・森林経営管理制度の推進
・地方公共団体に対する空き家の活用や除却等への財政支援
・空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる人材の育成
・専門家等と連携した相談体制の構築
・空き家・空き地バンクの活用
・取組み事例紹介サイトを通じた成功事例の横展開
・地域福利増進事業の利用促進に向けた周知啓発
・森林経営管理制度に係る人材の育成や取組み事例集等の普及促進

⑦防災性の高い街区の整備促進
・公園や広場、グリーンベルトの形成
・火災発生時に防火壁の役割を果たす建築物（例：墨田区の白鬚東アパート）の整備
・木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設（税制支援等）の検討
・都市防災総合推進事業等を通じ地方公共団体と連携した取組みの実施（用地取得の国費率の引き上げ）
・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）に基づく防災街区整備事業における敷地面積最低限度の緩和

⑧感震ブレーカーの導入促進
・密集市街地の整備改善に関する社会資本整備総合交付金等の活用を通じた地方公共団体との連携による感

震ブレーカーの効果周知や費用負担の軽減
・夜間の発災時に備えた非常灯整備の支援

⑨盛土等土砂災害リスクへの対策推進
・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく厳格な対処
・人工衛星による観測データ等の活用（地形の改変が行われた箇所を抽出し、広範囲において不適正盛土を効率的に把握）

⑩富士山噴火の被害・課題の速やかな提示
・想定される被害・課題、対策についての検討
・火山灰の一時集積所の指定や集積場所の確保に際しての広域連携等の検討
・適切な降灰対策の啓蒙（降灰を水で流そうとすると固まって排水できなくなる等）

２．迅速な復旧・復興活動に向けた体制整備

社会経済の複雑化に伴い、災害発生直後からの被災地域の再建・復興を重視した総合的な対策を推進し、的確な計画のもとに迅速な復興を図ることが社会的に求められている。そのためにも、被災後に迅速かつ円滑に復旧・復興活動を行うための体制整備が不可欠である。

①ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの機能強化
・体制の充実・強化（大規模災害を想定した隊員の研修・訓練の充実、ＩＣＴ技術や災害対策車両等の資機材の拡充等）
・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥと関東ブロック都県等地方公共団体の訓練実施
・ｉＴＥＣ推進による被害全容把握の迅速化
・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動の周知と理解促進

②災害時の円滑な物資輸送に資する物流施設の強靭化、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化、迅速な四路啓開体制の構築
・大規模災害時にも機能する物流の構築（施設の耐震性強化、自家発電等防災設備の設置、浸水対策促進、新たな物流施設の整備、老朽化した物流施設の再整備、機能更新に対する税制上・財政上の支援拡充、免震倉庫の普及に対する支援措置の創設）
・多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築
・ＢＣＰ策定における荷主と物流事業者の連携促進
・都市計画・土地区画整理事業・スマートインターチェンジの設置等による首都圏郊外部への大規模な物流施設の立地誘導
・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（緊急避難道路沿いの老朽化マンション・木密地区のマンション・旧耐震基準のマンション等の行政主導による速やかな建替え・再開発、建築物耐震対策緊急促進事業の活用等による建物所有者への後押し）
・常時対応可能な道路啓開体制の構築と実効性の確保
・道路に加えて水路・航路・空路を含めた四路の連続性を確保した緊急輸送ルート設定
・緊急河川敷道路・緊急用船着場等の整備
・河川敷等を活用した緊急ヘリポートと給油設備の設置

③都市の事前復興の周知啓発・取組み促進
・復興まちづくりのための事前準備ガイドラインに沿った区市町村における復興事前準備・事前復興の取組みの一層の周知啓発

④マイナンバーカードの災害時の対応機能強化
・本人同意を前提とした災害等緊急時における必要情報の他者閲覧機能拡充
・マイナンバーカードを活用した罹災証明書発行の普及促進

３．災害・リスクに対する社会的意識の向上

これまでに発生した数多くの災害の教訓を踏まえ、行政・住民・事業者の全ての主体が災害・リスクに関する知識と心構えを共有し、地震・風水害・感染症等の様々な災害・リスクに備える必要がある。

①女性や高齢者、子ども、障害者、外国人等、多様な視点からの災害対策の推進
・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知
・防災対策を推進する女性リーダーの育成
・公共交通機関・公共空間のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の積極的な推進

・官民を挙げた心のバリアフリーの推進
・避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとの個別避難計画の作成推進
・在宅診療等を継続できる体制の整備
・小中学校等における防災教育の継続実施、教材・資料・見学施設等の地域住民・事業者への周知・活用促進
・外国人の避難誘導方法の確立（多言語案内表示、訪日外国人向け災害時情報提供アプリの普及、サイン・ピクトグラムの設置等）と民間への周知
・観光危機管理の手引書・教材内容の拡充や事業者等への周知強化、地方公共団体や事業者の計画策定支援
・観光・宿泊施設等の危機管理体制の強化（人材育成、避難訓練の徹底等）
・医療機関の外国語対応力の強化、医療通訳の育成推進
・宿泊施設間で往診可能な医師情報を共有する仕組みの構築
・外国人の日本の保険加入促進
・やさしい日本語や多言語化等を通じた子供や外国人をはじめ誰もが分かりやすい情報発信の強化

②複合災害にも備えた避難所等の生活環境の改善・確保（プライバシー、騒音、生活用水、トイレ、衛生環境等のＱＯＬ）
・生活用水利用のための容器の準備、段ボールベッド・簡易トイレの設置
・避難所生活での体調変化や病状悪化への配慮
・感染症対策、衛生管理・医療支援の体制確保
・避難所運営の改善に資する情報の幅広い展開（東京都建築士事務所協会の避難所モデルプランや地方公共団体の避難所運営ガイドライン等）

③災害・リスク対策に資する施設のストック効果のアピール
・災害・リスク対策に資する施設のストック効果の定量化、積極的なＰＲの実施
・インフラツーリズムの振興

以上

２０２３年度第１２号
２０２３年１０月１２日
第７６２回常議員会決議

＜提出先＞国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通省、内閣府幹部等

＜実現状況＞

【関連予算の拡充等】

○「流域治水」の加速化や道路ネットワーク機能強化等のハード整備に加え、新技術を活用した線状降水帯の予測強化等のソフト対策について、防災減災・国土強靭化予算５兆２，２０１億円（前年度比１０％増）を計上（２０２３年１２月）

１３．東京都の災害・リスク対策に関する要望

基本的な考え方

１９２３年９月１日の関東大震災から１００年の節目を迎え、改めて大規模災害への警鐘が鳴らされており、事業者は緊張感を高めている。また近年では、首都直下地震や激甚化・頻発化する風水害といった自然災害に加え、感染症・サイバー攻撃・紛争等、事業者を取り巻くリスクは多岐にわたっている。自然災害が頻発し、また国際情勢が不安定化するなか、住民および事業者の安全・安心を確保できる、強靭（レジリエント）で持続可能な都市「東京」の早急な構築を求める声が高まっている。

政府は２０２０年１２月、１２３対策・１５兆円規模からなる「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を決定し、取組みの加速化・深化を図るとともに、地方公共団体等の災害対応力強化や流域治水の推進等、各省庁においても、防災・減災対策を着実に進めている。また東京都においても２０２２年１２月、総事業規模１５兆円にのぼる「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト～『１００年先も安心』を目指して～」を策定し、２０４０年代に目指す強靭化された東京の姿を明らかにしたうえで、５つの危機と複合災害に対して取り組むべき事業をとりまとめている。

あらゆる危機事象に対応するには、災害・リスク対策や国土強靭化対策のステップアップが必要であり、事業者においても事業継続に向けた備えが必要不可欠である。そのためには、各々の住民・事業者が自ら危機を再認識した上で、「自助・共助・公助」のあるべき姿を社会全体で共有し、自律的な対策を推進する必要がある。

当所では、かねてから「自助・共助」の取組みの底上げが必要と主張してきた。とりわけ、企業においては、顧客や取引先等との共存共栄を図るという意識の下、強靭なサプライチェーン、すなわち「強い輪」の構築に向けた防災活動の強化を図ることが重要である。そのためにも、年齢や国籍等に関わらず、相互扶助のもと強固な地域コミュニティを形成する必要がある。

行政の災害対策への需要は無尽蔵に膨らみがちな一方、対応資源は限られている。従って、「自助・共助」により「公助」への需要を減らし、「公助」は広く国民に便益をもたらす取組みや真に必要な取組みに重点化していくことが必要である。

その際、民間の知恵と工夫を活用した、官民連携による取組みが不可欠である。災害・リスク対策、国土強靭化に貢献する民間企業の意欲的な取組みを促す施策を展開することにより、官民の持ち味を生かした対策を推進することが、社会全体のレジリエンス強化につながる。

以上のような考え方のもと、東京都におかれては、政府や他の地方公共団体との緊密な連携の下、以下の政策課題に迅速かつ着実に取組まれたい。当所としても、中小企業の災害・リスク対策の促進に向けて自ら行動するとともに、最大限の協力を行う所存である。

Ⅰ．重点要望項目（新規）

１．オールハザード型ＢＣＰ策定の促進

都内の多くの地域に影響が及ぶ水害や首都直下地震、富士山噴火等の自然災害をはじめ、感染症・サイバー攻撃・紛争等、事業者を取り巻くリスクは、多様化・複合化している。こうした状況のなか、事業者においてはあらゆる危機事象に備えた対策が必要不可欠である。危機事象発生に対する備えとして、事業者に策定が推奨されている事業継続計画（ＢＣＰ）であるが、これまでは地震や風水害、感染症といったリスクごとに経営資源の被害を想定し、事業継続の方策を整理するものが主流であった。しかしながら前述の通り、事業者を取り巻くリスクは多岐にわたっているため、リスクの想定には限界がある。あわせて、想定されるリスクと経営資源の想定被害の組み合わせが膨大となるため、訓練や計画見直しに複雑な対応を迫られる等、従来型のＢＣＰには課題が多いとの指摘もある。

一方のオールハザード型ＢＣＰは、個別の災害や特定のリスクといった危機事象発生の原因ではなく、地域や個社別に重視するリスクを考慮したうえで、危機事象の発生によって結果として生じる経営資源の毀損、例えば、従業員の出勤停止、停電、仕入先の被災による部品調達不足等に着目して整理を行うＢＣＰである。この考え方に立てば、想定外のリスクで危機事象が発生した場合でも、経営資源の毀損を前提に対策を立てているため、ＢＣＰが有効に機能するものと考えられる。

こうした前提のもと、従来型ＢＣＰからオールハザード型ＢＣＰへの転換を図るべく、事業者によるオールハザード型ＢＣＰの策定を強力に促進すべきである。

①オールハザード型ＢＣＰ策定の必要性・重要性の周知

２０１９年に新型コロナウイルス感染症が発生したのち、全世界的に感染が拡大し、パンデミックとなったことは記憶に新しい。わが国においても、感染拡大に伴う事業者を取り巻く経営環境の変化等により、帝国データバンクの調査によると、２０２３年９月２９日時点で新型コロナウイルス関連倒産が全国で６，７６１件判明している。予期せぬリスクが生じた際においても従業員を守り、そして事業を継続するためには、緊急事態への備えとして、あらゆるリスクに耐えられる想定をしたオールハザード型ＢＣＰの策定が重要であることは言うまでもない。

一方で、本年８月にとりまとめた当所会員へのアンケート調査結果では、ＢＣＰ策定済企業のうち、あらゆる災害・リスクに対応したオールハザード型を想定しているのは、わずか１２．８％に留まっている。オールハザード型ＢＣＰの必要性や重要性について、十分に認識がされていない可能性が高い。

あらゆるリスクに対して事業継続力を強化する観点から、オールハザード型ＢＣＰの必要性や重要性、取組みの好事例について分かりやすい形での周知を強化することで、事業者の理解促進を図るべきである。

②従来型ＢＣＰからオールハザード型ＢＣＰへの転換推進

人員や資力に余裕のない中小企業・小規模事業者にとってこそ、平時からの備えが重要であるが、ＢＣＰ策定のノウハウに乏しいため、優先順位が低くなってしまう傾向にある。

当所会員へのアンケート調査でも、ＢＣＰ策定の課題として「具体的な策定方法が分からない」を挙げる事業者が３６．０％となった。ＢＣＰ策定の意欲はあるものの、スキルやノウハウの点で苦慮している事業者が多いものと推察される。また、同調査で「行政に強化・拡充を望む災害・リスク対策に係る施策」を尋ねたところ、「あらゆる災害・リスクに対するＢＣＰ策定支援」と回答した事業者が３６．６％にのぼり、前回調査の１９．５％から大きく増加している。オールハザード型ＢＣＰ策定への関心は高まっているものの、策定に踏み切れない事業者が多い状況であり、いまこそ行政からの支援が求められている。

東京都は、中小企業の総合的・中核的な支援機関である東京都中小企業振興公社（以下、振興公社とする）において、ＢＣＰ策定支援ポータルサイトを運営しており、ＢＣＰの概要やその必要性について説明するとともに、振興公社が実施しているＢＣＰ策定支援事業の具体的なサービスを紹介している。また、実際に都内中

小企業がＢＣＰを策定した事例の紹介をはじめ、ＢＣＰ策定事業者へのインタビューも複数掲載されおり、これからＢＣＰを策定しようとする事業者にとって参考となる有益な情報を提供している。ＢＣＰ策定について知り、実際に策定し、必要な設備を導入して組織に定着させる、といった各ステップを丁寧にフォローできるメニュー構成となっており、事業者がＢＣＰを策定する際の強力な後押しとなっていることから、複合的な策定支援事業については今後も継続されたい。

一方で、前述の通り、事業者を取り巻くリスクが多岐にわたる現代において、想定リスクごとにＢＣＰを策定する従来の方法では実効性に限界がある。このため、オールハザードアプローチの視点を盛り込んだ支援を充実させることにより、すでにＢＣＰを策定している事業者を対象として従来型ＢＣＰからオールハザード型ＢＣＰへの転換を推進すべきである。

なお、当所ではオールハザード型ＢＣＰの必要性や具体的な策定方法等について、小規模事業者や初めて策定する方でも分かりやすい形で解説するガイドブックを制作中であり、今年度中を目途に、ＨＰ上で公表して広く周知を図る予定としている。当所でもオールハザード型ＢＣＰの普及促進に向けて、策定支援に取り組んでいく所存である。

２．有事を想定した危機管理体制の整備

２０２２年２月、ロシアがウクライナへの侵攻を開始した。これにより、国連安全保障理事会の常任理事国の１つであるロシアにより、武力行使の一般的禁止等の国際社会の原則が破られたとともに、国際秩序の根幹を揺るがす事態に発展している。ロシアのウクライナ侵攻は、既存の国際秩序に対する力による挑戦であり、欧州特有の課題ではなく、アジアを含めた世界中のどこにおいても生じ得る課題となった。

また、わが国を取りまく安全保障環境においては、戦後最も厳しい状況にあるとの指摘もある。例えば、北朝鮮は前例のない頻度で弾道ミサイルの発射等を繰り返し、２０２２年１０月には弾道ミサイルが日本上空を通過、１１月には弾道ミサイルが日本の排他的経済水域内へ着弾した。また同国は、戦術核兵器の大量生産や核弾頭保有量を急激に増やす方針を明確にしている。日本政府は、立て続けに全国瞬時警報システム（以下、Ｊアラートとする）を発出し、北朝鮮を日本の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威と表現している。

わが国においては、想定しうる外部からの武力攻撃事態等に対応するため、２００３年に事態対処法、２００４年には国民保護法が成立し、国民の命や財産を守る仕組みである国民保護を実施するための基本的な法制が整備された。足元では防衛力強化の視点から防衛費の予算が積み増しされている。外部からの武力攻撃に際しては、国全体として万全の態勢を整備するとともに、国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施することとなっている。国民保護の実効性を更に高めていく観点から、あらゆる有事を想定して、国および東京都、区市町村による連携を強化するとともに、実践的な対策を実施しながら、危機管理体制を整備していく必要がある。

一方で、当所会員へのアンケート調査によると、「戦争・紛争等」「テロやミサイル攻撃等」といったリスクに対して、ＢＣＰの中で想定している割合が１割未満となる等、多くの事業者では有事への備えができていないのが実態である。

①ミサイル攻撃を想定したシェルターの在り方や設置基準等の検討およびシェルター整備促進

近年、北朝鮮はミサイル発射をかつてない高い頻度で繰り返している。また、わが国の周辺においても有事が想定される地域が存在しており、首都・東京にミサイルが飛来する可能性もゼロとは言い切れない状況となっている。

国は国民保護法に基づき、都道府県に対してミサイル攻撃の爆風等からの直接被害を軽減する緊急一時避難施設の指定を求めている。東京都においては２０２３年３月時点で４，０１７施設を指定し、東京の定住人口約１，４００万人分の施設を確保していると言われているが、都内に勤務している従業員等を加えた昼間人口約１，７００万人分の確保には至っていない。緊急一時避難施設とは、ミサイル攻撃等の爆風等から直接の被害を軽減するための一時的な避難施設であるが、想定されているのは１～２時間程度の一時避難であり、食料品等の備蓄が無い場合、長引く事態への対応は難しい。また、核ミサイル等を想定した場合にも十分な安全性が確保されるかどうか定かではなく、不安が残るとの声も聞かれる。

緊急一時避難施設は爆風や爆発による飛来物等の被害を想定しているが、核ミサイル等による更に甚大な被害が発生する事態を想定し、住民および事業者を守るシェルターの在り方や設置基準等について検討されたい。具体的には、緊急一時避難施設に指定されている地下鉄駅の活用方法をはじめ、中長期的な避難を余儀なくされた場合に必要な設備等について、様々な視点から調査・検討を行うことが肝要である。

また、公共施設はもちろんのこと、商業施設や住宅等におけるシェルター整備について、官民を挙げて推し進める必要がある。シェルター整備については海外が先行しており、台湾では人口の３倍超を収容できるシェルターを備えていると言われている。東京都においてもシェルター設置を加速化する観点から、ビルを新築・建替えする際の設置費や、既存の建物をシェルターに指定した際の維持管理費の補助等により、シェルター整備を推進されたい。

②緊急一時避難施設の周知および地下施設の指定加速化

東京都においては公共施設や地下鉄駅はもちろんのこと、民間事業者の理解を得ながら商業施設の地下部分

等を含め、緊急一時避難施設の確保に努めている。爆風からの被害を軽減して住民の命を守るため、強い危機感を持って指定を進めていることは、大変心強い。しかしながら、ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動については住民の理解が進んでおらず、また緊急一時避難施設についても認知度が低い状況である。住民にとって分かりやすいように表現を工夫しながら、周知を強化する必要がある。

また、核ミサイル等を想定した場合に、より高い爆風軽減効果が期待できるのは地下施設であると言われている。シェルターの整備促進はもちろんのこと、既存の地下施設を活用して緊急一時避難施設を確保することも必要である。東京都においては、民間施設を含め、地下施設における緊急一時避難施設の指定を加速化させ、住民および事業者の安全・安心の確保に努められたい。

Ⅱ．重点要望項目（継続）

１．関東大震災１００年を契機とした首都直下地震対策の展開

①太陽光発電や蓄電池、燃料電池の導入支援等電力の確保推進、通信ネットワークの整備、無電柱化

首都直下地震の発生時に、被害を軽減し、迅速な復旧・復興活動を実現するためには、電力・通信をはじめとしたライフラインの強靭化が不可欠である。

２０２２年５月に東京都が公表した首都直下地震の被害想定においては、身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相として、インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き等が時系列で示されたが、このなかで、発災後は広範囲での停電や、携帯基地局の電源枯渇、通信設備への被害による不通が発生することが想定されている。

２０２２年３月に発生した福島県沖地震では、火力発電所の停止により、電力の需給バランスが崩れ、東京都内で約７０万軒という大規模な停電が発生した。我が国の経済を支える首都圏においては、電力の安定供給や通信の確保は重要な課題である。

東京都は、ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクトにおいて、「災害時の電力・通信・データ不安を解消する」ことを掲げている。また、電力に関して、エネルギーの安定確保と気候危機への対応のため、電力を減らす・創る・蓄める（ＨＴＴ）をキーワードに、家庭や事業者に対する支援メニューの展開や周知啓発を行っている。

電力の確保にあたっては、とりわけ避難所や医療施設等、災害時に重要な役割を担う施設における対策が急務である。文部科学省の調査によれば、避難所に指定されている都内の公立学校（小中学校、高等学校、特別支援学校）の非常用発電機保有割合は６０．９％（２０１９年４月時点）である。避難所の電源確保について、太陽光発電やＬＰガス発電等を組み合わせたマイクログリッドの導入等も含め、官民連携で早急に進められたい。

加えて、災害時にも必要な電力を確保できるよう、カーボンニュートラルにも資する太陽光パネルや蓄電池等の設置に係る費用負担への財政支援の拡充や、自ら発電する機能を持つ燃料電池の普及促進、非常用電源としても活用できる電気自動車・燃料電池自動車等ＺＥＶ（ゼロ・エミッション・ビークル）普及のための導入支援ならびに充電・充填設備等インフラの早期整備が必要である。

さらに、エネルギー拠点の分散配置と省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入・利用の拡大が必要である。特に都心や自立分散型郊外都市においては、熱効率に優れたコージェネレーションシステム等の導入をはじめ、複数の建物間で熱エネルギーを融通しあう地域冷暖房等の面的なエネルギー利用を図ることが望ましい。災害時業務継続施設整備事業やスマートエネルギーネットワーク構築事業等によるインフラ整備を推進されたい。

一方、本質的な解決策は電力安定供給の確保である。首都圏の電力需要を支える火力発電所は東京湾に集中していることから、首都直下地震が発生した場合、火力発電所のほぼ全てが運転停止となる可能性も指摘されている。その際、ＧＸとの両立を図るためには、原子力発電の再稼働促進や大手電力会社間で電力の融通を行うための送電網整備等、電力システムの強靭化が極めて重要であり、その推進に向けて、住民・事業者の意識醸成を図ることが必要である。

また、通信の確保にあたっては、５Ｇをはじめとした情報通信網の強化に取組む事業者への支援を通じた強靭・高速・大容量のネットワークの構築や、停電の長期化・広域化により通信障害が生じた場合を想定した防災計画（行政機関の連携体制、情報収集・発信等）の検討等の取組みを強化することが重要である。

なお、電力・通信の確保に向けては、無電柱化も有効である。しかし、東京２３区の無電柱化率は国土交通省の調査において２０２１年度末時点の道路延長ベースで約８％と、海外主要都市と比較して依然として低い状況にある。東京都は２０２１年６月に改定した東京都無電柱化計画において、整備対象全線の２０４０年代の整備完了に向けた年間の整備規模倍増等を掲げており、迅速に整備を進めることが重要である。

なお、無電柱化の推進にあたっては、第一次緊急輸送道路や環状七号線の内側エリア等、必要性の高い区間から重点的に事業を進めていく必要がある。あわせて、避難施設等へ向かう主要な生活道路等における無電柱化も重要である。区市町村の防災生活道路等においても、防災生活道路機能維持事業等を通じ、無電柱化を推進されたい。加えて、既存の道路における無電柱化は、地域住民の理解と協力が不可欠である。

まちづくりの観点からの地域住民発案による無電柱化等、好事例についても周知することにより、民間発案による無電柱化の横展開に向けた取組みも検討すべきである。

②実効性ある帰宅困難者対策の推進

２０１２年に制定された東京都帰宅困難者対策条例では、都内事業者に対して、従業員の一斉帰宅の抑制、３日分の飲料水・食料その他災害時における必要な物資の備蓄、従業員との連絡手段の確保等を努力義務としている。しかしながら、鉄道等公共交通機関の耐震化やスマートフォンの普及、デジタル技術の進展等、社会状況に変化が見られることから、内閣府や東京都等から構成される首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議では、３日間の一斉帰宅抑制の原則を維持しつつ、柔軟性のある帰宅困難者対策について検討が進められている。

当所会員へのアンケート調査では、帰宅困難者対策条例について努力義務の内容を含めて知っていると回答した企業は３４．７％に留まる。大地震発生時の適切な行動を促すためには、日頃からの情報提供を通じて、一斉帰宅抑制に対する正しい理解と認知度向上を図ることが重要である。企業はもとより、家庭や学校等様々なチャネルを通じた平時からの周知啓発を一層強化されたい。

また、各企業やその従業員は、発災時、被害状況や公共交通機関、道路等の交通状況、一時滞在施設の開設状況等について速やかな情報提供を求めている。民間企業の提供するアプリケーション等とも連携し、デジタル技術も活用した情報収集・提供手段を検討されたい。

あわせて、一時滞在施設においては、円滑な受入れや混雑状況のリアルタイムでの把握につなげるため、受入れの際の手続きをデジタル化することが必要である。感染症拡大中の問診票の取得や、受入期間中の食料等の配布物の受領管理、施設退所時の退出管理等についてもデジタル技術を活用して実施することが、民間一時滞在施設の運営負担軽減の観点からも有効である。加えて、鉄道が早期に運行再開した際には、帰宅を支援することも検討されている。各企業は、従業員の安全を最優先に帰宅を判断する必要があることから、分散帰宅を促す際の判断基準等を示すことが、混乱回避の観点からも望ましい。

③民間一時滞在施設のリスクを解消・低減する措置の実施、事業者が協力しやすくなる制度の確立

首都直下地震発生時には、行き場のない帰宅困難者が約６６万人発生すると想定されている。こうした帰宅困難者を受入れる一時滞在施設は、本年１月時点で約４４．８万人分確保されているものの、引き続き、民間事業者の協力を得て確保を進めていくことが喫緊の課題である。

一方、余震等で建物が壊れ、受入れた帰宅困難者が負傷した場合に賠償請求されるのではないかとの懸念から、民間事業者の施設提供は困難になっている。２０１９年に行った当所会員へのアンケート調査で「一時滞在施設としての協力は困難」と回答した企業に尋ねたところ、「一時滞在施設の増加には、損害賠償責任が免責となる制度の創設が有効」（６７．２％）、「協定を締結した区が保険加入することで損害賠償を補償する制度の創設が有効」（４３．６％）という声が寄せられた。

首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議（２０１５年２月）において、一時滞在施設の確保及び運営のガイドラインが改定され、内閣府が施設管理者の損害賠償責任について考え方を整理したところであるが、民間事業者の協力を得て必要な数の一時滞在施設を早急に確保するためには、そのリスクを解消、低減する措置が必要である。

また、大規模災害の発生時に一時滞在施設を見つけやすいことも重要である。しかしながら、現状では一時滞在施設を示す統一のマークが存在しておらず、避難所等の施設との区別が難しい状況となっている。帰宅困難者が一時滞在施設を円滑に利用できるように、一時滞在施設を表す統一のマークの作成を行うべきである。加えて、九都県市首脳会議は本年７月に国に対して、首都圏における地震防災対策等の充実強化に関する提案書を提出した。このなかで、受入れた帰宅困難者のための３日分の備蓄に対する財政措置や、一時滞在施設の運営に際して事業者が負担した費用について、災害救助法による支弁を受けられることを明確にすること、一時滞在施設に協力をした事業者に対する法人税の軽減等の措置、「むやみに移動を開始せず、安全な場所にとどまる」という発災時の原則を周知徹底させること、帰宅困難者となった要配慮者の帰宅支援について広域搬送等の具体的なオペレーションの検討を進めることを提案している。上記の提案が実現されるよう国に対して継続的に働きかけられたい。

④他の事業者の備蓄品保管に提供した場所等の固定資産税・都市計画税の減免

帰宅困難者対策条例では都内の事業者に対して、従業者の一斉帰宅抑制のために３日分の飲料水・食料・その他災害時における必要な物資の備蓄を努力義務としているが、当所会員へのアンケート調査では、３日分以上の従業員向け備蓄をしている事業者の割合は、飲料水で４９．７％、食料で４４．５％、災害用トイレで３１．８％に留まっている。

東京都が共助の観点から推奨する外部の帰宅困難者向けの備蓄をしている事業者の割合は、飲料水・食料・災害用トイレのいずれも２割に満たない数字となっている。当所が過去に行ったアンケート調査によれば、「備蓄なし」と回答した事業者の約３割は「備蓄の保管スペースを確保することが難しい」ことを理由として挙げており、実際に備蓄品の置き場所に困っているという声もあることから、備蓄状況の改善には保管スペースの問題を解決することが有効と考えられる。そのため、オフィスビル等の事業者がテナントとして入居する他の事業者や近隣の事業者等との協定をもとに、備蓄品保管のために自社スペースを提供した場合は、固定資産税・都市計画税の減免対象とするよう検討されたい。

⑤行政と協定を締結した民間一時滞在施設に対する支援の拡充

一時滞在施設の運営については、発災時には安全面を含む実効性を確保することが不可欠であることから、民間の一時滞在施設の管理者があらかじめ施設の開設手順や備蓄品の配布、施設の安全確認等について専門的知識やノウハウを習得しておく必要がある。

民間一時滞在施設の開設・運営に係るアドバイザー支援事業は、民間一時滞在施設にとって有意義な事業であることから、拡充されることを望む。また、発災時には負傷した帰宅困難者を受入れることも想定されるため、発災時における民間一時滞在施設への医師・歯科医師・薬剤師・看護師等医療従事者の派遣についても検討されたい。その際、医療従事者や医療に必要な設備・機材等の輸送にあたって民間の力を活用する等、柔軟な対応を検討されたい。

⑥斜線制限・日影規制の緩和等中小ビル・木造住宅密集地域対策の推進

２０２２年５月に東京都が公表した首都直下地震の被害想定では、特定緊急輸送道路沿道建築物や住宅等における過去１０年間の取組みにより、人的・物的被害の想定が減少したことが示された。しかし、火災による危険性が高い木造住宅密集地域については、依然として多くの地域が不燃領域率７０％に届いていない。２０２２年４月と８月には木造建物の密集地域である北九州市の旦過市場で大規模な火災が相次いだが、東京の木造住宅や中小ビルの密集地も同様のリスクを抱えており、各地域の事業者からは懸念の声が寄せられている。とりわけ、多くの在勤者を抱える都心部においては、老朽化した中小規模のビルの耐震改修・建替えを早急に進める必要がある。また、企業の事業継続と従業員の安全確保の観点から、老朽化した工場や店舗等の耐震化も重要である。

各種規制や既存テナントの退去に係る費用負担等から、ビル所有者が耐震改修・建替えに二の足を踏まないよう高さ制限や斜線制限・日影規制、駐車場の附置義務、容積率の緩和（容積率の別敷地評価を含む）のほか、助成制度・税制支援の一体的な推進等を積極的に検討されたい。

なお、取組みにあたっては、国や東京都、区市町村との緊密な連携を図り、例えば、下町の風情や木造の良さを残すエリアにおいては、外壁や外構に難燃化の技術を活用した木材を取り入れる等、地域の特性に応じた魅力的な街並みを維持・形成しつつ不燃化対策を行っていくことも必要である。

あわせて、地域特性を踏まえた小型送水車や小型ホース延長車の重点配備や、デジタル技術を活用したＡＲ訓練機器等の導入による初期消火能力の向上等の備えを図られたい。

⑦エレベーター閉じ込めに備えた対策

東京都が公表している首都直下地震の被害想定では、エレベーターの閉じ込めが課題となっている。同被害想定によれば、直下型地震では地震時管制運転装置が機能せず最寄り階に停止できない、ドアの振動を開放状態と認識しロックしてしまう等の要因により、都内のエレベーター約１６．６万台のうち、最大約２．２万台とおよそ８台のうち１台が非常停止する可能性があるとされている。加えて、運転再開や扉の開放を行うエレベーターの保守業者も、多数の閉じ込めが同時に発生することで速やかな救助ができない可能性がある。

東京都は、東京とどまるマンション（旧東京都ＬＣＰ住宅）の登録・公開制度等において、非常用電源・防災対策を講じたマンションの普及に取り組んでおり、停電時にも自宅での生活を継続できるよう一層の周知が必要である。

一方、閉じ込めに対しては、これらの対策だけでは不十分であることから、防災キャビネットの設置やエレベーター閉じ込めを想定した救出作業講習会・訓練等、自助・共助の対策について区市町村とも連携し支援するとともに、１ビル１台復旧の考え方の周知啓発を行うことが必要である。加えて、国土交通省によるエレベーターの防災対策改修事業について、その活用を促すべく広く周知されたい。

２．頻発化・激甚化する風水害に備えた流域治水等の推進

①流域治水・高台まちづくりの推進

気候変動による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域治水や高台まちづくり等、ハード・ソフト両面からの取組みを加速していく必要がある。

東京都は、目黒川水系・呑川水系・古川水系等において、城南地区河川外３河川流域治水プロジェクトを策定し、調節池や護岸の整備等を進めており、こうした取組みを着実に推進されたい。加えて、環状七号線地下広域調節池は、白子川地下調節池と神田川・環状七号線地下調節池の機能を相互に融通でき、時間１００ミリの局地的かつ短時間の集中豪雨に対しても高い効果を発揮することから、大変重要な事業である。

また、海抜ゼロメートル地帯をはじめとした地域においては、垂直避難可能な建物や水没地域外への避難路の整備を求める声が、事業者からも寄せられている。高層の建物や避難スペースの整備等と、スーパー堤防等を組み合わせた高台まちづくりを、国と東京都の連携のもと推進することが重要である。

その際、地域の賑わい創出に向けて、オープンカフェやイベント広場としての利用等河川空間のオープン化や防災船着場の活用を促進する等、平時からの付加価値の高い災害・リスク対策の実現を梃子として取組むことが重要である。

こうした取組みの加速化にあたっては、国や他の地方公共団体、事業者等との緊密な連携が不可欠である。流域治水協議会を通じ国や他の地方公共団体と積極的に連携するとともに、種々の対策について住民や事業者に対して広く周知されたい。

②広域避難・垂直避難等大規模風水害対策の着実な実施
　大規模水害時の避難については、２０２２年３月の広域避難計画策定支援ガイドラインの取りまとめを踏まえ、内閣府と東京都を座長とする首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会が設置され、広域避難先の開設・運営、避難手段・誘導、情報発信・伝達の３つの観点から具体的な検討が行われている。
　同ガイドラインでは、いわゆる分散避難の考え方に基づく複数の避難行動パターンを組み合わせた検討を踏まえ、行政で避難先の確保が必要な広域避難者を約７４万人と試算している。しかしながら、この試算結果は各住民が適切な避難行動をとることが前提である。地方公共団体等との連携のもと、平時から住民・事業者等への周知徹底を図り、事前の対策を促すことで、実効性を高めることが重要である。
　加えて、大規模風水害が見込まれる場合の情報提供のあり方について、２０２１年の当所会員へのアンケート調査では、「空振りでもいいから、早めに情報提供してほしい」（７７．３％）「被害・復旧の見通しや公共交通機関・主要駅の状況等を、地域一括で情報提供してほしい」（７６．７％）との回答が多くあがった。このような企業の声を十分に踏まえた計画策定や情報提供、周知啓発等が必要である。
　また、首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会の資料によると、災害時の情報収集手段について、「テレビ」との回答が各年代において最多であったが、当所の会員企業へのアンケート調査では、「ＳＮＳを除くインターネット」との回答が７７．１％と最多であった。風水害が予想される際の情報発信においては、住民や事業者、来街者といった情報の受け手側の特性の違いを考慮したうえで、複数手段を効果的に組み合わせる必要がある。なお、住民・事業者が発災時の避難情報等を理解し、適切な行動をとるためには、平時からの取組みが不可欠であることを重ねて強調したい。

３．企業等の自助・共助の活性化、公助における民の力の活用
①ＢＣＰ策定・訓練の促進（ＢＣＰに基づく行動をとるための実践的な訓練等）
　大規模災害時にサプライチェーンを確保し経済的被害を最小限に抑えるためには、事業者が顧客や取引先、ひいては社会に対する責務としてＢＣＰやタイムラインを策定し、訓練を実施することで強い輪を構築する必要がある。
　当所会員へのアンケート調査では、ＢＣＰの策定率は３５．０％に留まる。とりわけ、中小企業のＢＣＰ策定率は２７．６％と、大企業の７１．４％に対して低い割合となっている。また、ＢＣＰ策定の課題として「具体的な策定方法が分からない」を挙げる事業者が３６．０％を占めており、特に経営資源が限られる中小企業においては、公的支援策やガイドライン等資料の整備がＢＣＰ策定の促進に必要不可欠である。
　東京都は振興公社において、ＢＣＰ策定支援ポータルサイトの運営をはじめ、様々なＢＣＰ策定支援事業を実施している。複合的な策定支援事業を展開しており、事業者がＢＣＰを策定する際の強力な後押しとなっていることから、今後も継続されたい。また、より多くの企業が本事業を活用するよう、さらなる拡充を図るとともに、周知を一層強化する必要がある。
　あわせて、企業等によるＢＣＰ策定や更新、訓練等の促進にあたっては、金融機関の融資における利率等の優遇や原則として公共調達の評価基準における加点要素とする等のインセンティブ拡充、助成制度創設も有効であり、東京都による積極的な取組みが必要である。その際、ＢＣＰ策定が企業価値向上に資する取組みであるという視点や意識の醸成も必要である。
　加えて、内閣府および中小企業庁等のＢＣＰ策定ガイドの周知や地方公共団体および商工会議所等の経済団体等が、特に中小企業・小規模事業者を対象としたＢＣＰやマイ・タイムライン等の策定支援講座を実施していくことも重要である。
　さらに、当所会員へのアンケート調査で発注時に取引先に対してＢＣＰを取引条件にしたり、策定を指導したり、有無を確認しているか尋ねたところ、約９割の企業がいずれも行っていないとの回答であった。サプライチェーンをはじめとした共助に基づくＢＣＰ策定を推進すべく、事業者がＢＣＰ策定支援を行った場合のインセンティブを設ける等、企業間さらには産官学の連携を高める措置も検討されたい。その際、パートナーシップを強化する観点が重要であり、中小企業にとって過度な負担とならないよう配慮されたい。
　ＢＣＰやタイムラインについて、最も重要なことは、災害時にそれらの計画に基づく行動を実際にとれるようにすることである。同調査では、ＢＣＰ策定済企業の約７割が見直しを、また約５割が訓練を実施しており、こうした取組みを後押しする施策も必要である。なお、最新のＡＩ技術を活用したシミュレーション等により被害状況を可視化することで、個々人の危機意識の醸成を図り、災害を自分事として捉えて訓練に参加してもらうことも重要である。

②企業や地域の防災力向上に資するリーダー人材育成
　近年の災害の激甚化・頻発化により、有事の際に公助が行き届かない可能性があることから、自助・共助で対応する必要性が高まっている。そのため、各企業や各地域において、災害・リスク対策を身近なものとし、自助・共助の要となるリーダー人材を育成していくことが必要である。
　２０２２年の当所会員へのアンケート調査によると、防災士や危機管理士等防災関連の資格を持つ役員・従業員がいる企業は１２．３％（大企業２１．５％、中小企業８．３％）であったものの、「資格取得を奨励している」「今後、資格取得を奨励したい」と回答した企業はあわせて６２．２％にのぼり、かつ大企業６３．３％、中小企業６１．９％と企業規模問わず高い割合となった。

企業における防災人材の育成は、各企業の事業継続はもとより、地域の防災力向上にも寄与するものである。東京都においては、区市町村や企業・団体等による研修等の機会の充実・拡大を強力に支援されたい。あわせて、経営資源が不足する中小企業においては、費用負担が取組みの障害とならないよう、講習受講や資格取得の費用補助等、支援を行っていくことも必要である。

なお、東京都は２０２２年３月より事業所防災リーダー制度を開始し、あらかじめ登録した各企業の事業所防災リーダーと直接つながり、平時から情報発信を行っている。一方で、当所会員へのアンケート調査では、事業所防災リーダーを「内容を含めて把握している」はわずか６．３％であり、より積極的な広報を推進されたい。また、企業の災害・リスク対策の実効性向上には、リーダーとなる人材のスキルアップが必要であり、防災訓練の参加促進や防災知識の向上に資する情報提供等の取組みを推進されたい。その際、同制度における情報管理者の役割についても検討が必要である。

③発災時における民間企業のノウハウ・資源の活用

災害時には公助の資源が限られることから、民間のノウハウ・資源を有効に活用することが重要である。民間企業や業界団体等では、事業を通じて培ったノウハウをもとに、国や区市町村と連携し、復旧・復興活動に協力している。

関東地方整備局は災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社を認定し公表しており、「認定を受けることで、災害に強い会社であることを対外的にアピールできた」との声も寄せられている。より多くの企業が本制度の認定を受けるよう、一層周知していくとともに、災害対策用設備導入への支援を講じることが重要である。加えて、災害時における河川災害応急復旧業務等の協定（災害協定）締結を通じて事前に協力会社を定め、緊急時の体制を確保しておくことも肝要である。

２０１８年の西日本豪雨では、早期復旧を目指す行政からの協力要請により、建設関連の企業では３６協定で定めた時間数を大幅に超える時間外労働が発生した。こうした状況に対して企業から、国土交通省と厚生労働省との調整を通じ、労働基準監督署から労働基準法第３３条（災害時の時間外労働等に関する規定）の適用を円滑に受けることができたとの声が寄せられた。今後とも、災害対応という非常に多忙を極める企業の状況をしっかりと確認したうえでの適切な対応をお願いしたい。

また、トラック運送業においても、地方公共団体等との協力に基づき、災害時の物資輸送や支援物資の差配、また、平時には備蓄品の消費期限等の管理を行っている例がある。首都直下地震等の発災時に、復旧作業のための特殊車両の通行に関して、被災地域への、または被災地域からの貨物の運搬等である場合には、通行許可手続きを最優先で行う等の措置がとられているが、より迅速な復旧作業のため、有事の際にはこうした規制を柔軟に緩和されたい。特に大規模な物流施設や大型トラックの駐車場は環状七号線の外側に立地が進んでいるが、発災時に円滑な物資輸送ができるよう、事前に民間企業等との協定等により車両の通行ができるようにすることも必要である。

また、重要インフラの復旧や物資の緊急輸送等を担う民間企業においては、災害時、首都圏以外からの応援車両の手配等が必要となる場合がある。現在、東京都においては、粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車の走行は禁止されているが、被害の軽減や迅速な復旧のため、災害時にはこうした車両の通行規制を緩和することが必要であり、官民による事前調整が求められる。

さらに、災害時には娯楽業等、通常通りの営業が一時的にできなくなる業種もある。そうした業種では、例えば大規模な駐車場を、車中泊ができる避難場所として開放する等の取組みも検討されている。企業がこうした取組みを行うにあたり、法的責任や金銭的負担等が軽減されるよう最大限配慮いただきたい。

加えて、気候変動による自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、各企業の災害リスクにあわせた保険・共済の加入を一層促進する等、官民の連携により、被害軽減につながる有用な情報提供を積極的に行なっていくことが重要である。

４．迅速かつ効果的な情報収集・共有の実施

①災害・リスク対策におけるデジタル活用

住民・事業者が迅速かつ効果的な情報収集を実現するには、災害・リスク対策のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）が急務である。

東京都は、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況等を円滑に収集し、帰宅困難者に対してリアルタイムに情報を発信するオペレーションシステムの構築を進めている。本システムは帰宅困難者や滞留者に情報発信することで適切な避難行動を促し、人命を守る上で重要な役割を果たすものであり、早期運用に向けて取組まれたい。なお、帰宅困難者受入れ時の書面についてデジタル化を求める声が事業者から挙がっている。東京都が所定のウェブ入力フォームを作成し、オペレーションシステムと連動させることで、一時滞在施設における円滑な受入れ対応につながるとともに、一時滞在施設収容者の人数や属性の迅速な把握につながることから、オペレーションシステムとあわせて構築することを検討されたい。加えて、感染症拡大中の問診票の取得や、受入期間中の食料等の配布物の受領管理、施設退所時の退出管理等についてもデジタル技術を活用して実施することが、民間一時滞在施設の運営負担軽減の観点からも有効である。

また、帰宅困難者以外の対策においても、デジタル技術を一層活用し、高度化・効率化を図っていくことが求められる。例えば、高潮や河川の増水による水位変動の把握や予測、防潮堤や水門等のドローンによる迅速

な点検、火山噴火による降灰予測、インフラの維持管理、多機能を備えたスマートポールによるデータ収集・分析・発信等において、デジタル技術を積極的に活用することが重要である。
　そのほか、災害時に情報を発信する主体が、報道機関・インフラ関連企業・自治体など多岐にわたるため、住民・事業者からは「必要な情報をスムーズに収集することが難しい」との声も挙がっている。当所会員へのアンケート調査でも、「行政に強化・拡充を望む災害・リスク対策に係る施策」を尋ねたところ、「ワンストップやプッシュ型の情報提供」が２４．１％となり、前回調査から大幅に増加している。住民・事業者が包括的に情報収集できるよう、デジタルを活用した一元的なプラットフォームの構築も検討されたい。

②防災情報の活用における官民連携促進、防災産業の育成
　気候変動を踏まえた災害対応の推進に向けては、国や地方公共団体はもとより、社会の様々な関係者が災害・リスク対策に関わっていくことが必要である。とりわけ、行政と民間企業がそれぞれの持ち味を活かして効果的に連携することが重要である。
　自然災害の激甚化・頻発化等の危機に対応する優れた製品や技術の開発・改良・実用化を促す安全・安心な東京の実現に向けた製品開発支援事業や防災関連の展示商談会については、企業間や産学官の連携による防災技術開発の発展はもとより、今後も拡大が見込まれる防災関連市場において、中小企業の活力を都市防災力の向上に活かすことが期待できる。こうした取組みを通じて、防災に関する産業の育成を図られたい。
　また、民間企業においては、ＳＮＳの情報をＡＩが分析し、災害の情報を迅速に把握できるシステムや浸水等の状況をリアルタイムで把握するシステム等、災害・リスク対策に資するシステム等の開発が進展しており、国や地方公共団体が、災害対応にあたってこれらを一定程度活用することで、迅速な災害対応につなげることも可能である。
　こうした民間企業の製品やサービスの活用を広く進めていくことで、防災産業の育成を図り、社会全体の災害・リスク対策のレベルアップを目指すことが重要である。

③ハザードマップのユニバーサルデザイン化
　被害が想定されるエリアや避難する場所等を示したハザードマップは、原則として区市町村ごとに作成されているが、住民や事業者が災害へ備えるために重要な情報である。一方で、利用者の特性、例えば視覚障害や日本語が読めない外国人には対応していないケースも多く、ハザードマップに示している情報へのアクセスが困難となる場合もある。あらゆる方が避難行動に必要なハザードマップ情報を活用できるよう、ハザードマップのユニバーサルデザイン化に向けて、区市町村による情報の音声読み上げ機能の追加や多言語対応等の取組みを強力に後押しされたい。

Ⅲ．継続要望項目

１．迅速な復旧・復興活動に向けた体制整備

　社会経済の複雑化に伴い、災害発生直後からの被災地域の再建・復興を重視した総合的な対策を推進し、的確な計画のもとに迅速な復興を図ることが社会的に求められている。そのためにも、被災後に迅速かつ円滑に復旧・復興活動を行うための体制整備が不可欠である。

①緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進、復旧活動等を行う車両の通行規制の緩和、物流施設の災害・リスク対策、再整備の促進
- 耐震改修促進法や耐震化推進条例に基づく所有者等への安全性確保の指導・指示
- 特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進（税制面の後押し、容積率許可制度の活用による建替えの促進等）
- 常時対応可能な道路啓開体制の構築と実効性の確保
- 大規模災害時にも機能する物流の構築（施設の耐震性強化、自家発電等防災設備の設置、浸水対策促進、新たな物流施設の整備、老朽化した物流施設の再整備、機能更新に対する税制上・財政上の支援拡充、免震倉庫の普及に対する支援措置の創設）
- 多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築
- ＢＣＰ策定における荷主と物流事業者の連携促進
- 都市計画・土地区画整理事業・スマートインターチェンジの設置等による郊外部への大規模物流施設の立地誘導

②地域防災力の向上に資する活動の強化（消防団・自主防災組織等の強化等）
- 消防団の機能強化（団員の確保、装備資機材の整備、防火防災指導等を通じた地域住　民との連携強化、消防署等と連携した訓練の推進等）
- 消防団に協力する事業所に対する評価制度等の周知強化
- 防災組織の設立推進・活動支援（事務局機能のサポート、防災組織を構成する事業者・学校等への防災用通信機器の設置等）
- 消防水利の確保（経年劣化した防火水槽の補強、深井戸の整備等）

・初期消火力の強化（防災訓練実施、消火器の使用方法等の習得促進等）
・区市町村との連携（ＢＣＰ策定等の支援強化、発災時の応援要員派遣、相互応援に関する協定の締結先との交流・情報交換）
・防災・危機管理に関する知識・経験を有する人材採用促進
・身近な地域コミュニティの形成（常日頃からの顔の見える関係構築、定期的なイベント等を活用した行政と住民・事業者が直接コミュニケーションを図る機会の創出）

③東京都における都市の事前復興の取組み促進
・事前復興の周知啓発
・東京都震災復興マニュアルの不断の見直し、訓練の実施等による実効性向上
・復興まちづくりのための事前準備ガイドラインに沿った区市町村における復興事前準備の一層の推進

２．レジリエントなまちづくり

災害やリスクが多様化・複雑化するなか、危機事象が発生した場合においても、安全・安心が確保されたまちであることが重要である。安全で回復力のある持続可能な都市空間を実現し、住民・事業者が安心して生活できるまちづくりを進める必要がある。

①陸・海・空の主要な交通施設の強化
・特定緊急輸送道路等の幹線道路に係る橋梁の耐震性・耐荷性・耐久性向上・橋梁事業費を縮減する長寿命化工事の着実な実施
・首都圏三環状道路の整備推進、ストック効果の早期発現
・都市の防災・安全性の向上に資する連続立体交差事業の推進
・鉄道の高架線や高架駅、橋梁の耐震化
・東京港における耐震強化岸壁の整備、高潮対策、非常用電源・電気設備の浸水対策
・東京湾岸に集積する火力発電所や製油所のバックアップ機能向上（広域パイプラインや内陸型発電所の整備、石油コンビナートの耐震化、石油製品備蓄の分散化等）
・羽田空港における滑走路等の耐震化・液状化対策

②インフラ老朽化対策の推進
・予防保全型管理の考え方に基づく橋梁・トンネル・下水道管の老朽化対策推進
・メンテナンス産業の育成、ロボット・センサー・ドローン等新技術の開発・導入の加速化
・コンパクト・プラス・ネットワークの観点も踏まえた戦略的なインフラマネジメント
・インフラ老朽化対策の重要性に係る住民の理解促進を目的としたメンテナンスの生産性向上、新たな技術によるビジネスモデルの構築、海外市場への挑戦といった取組みや成功事例等の発信

③下水道施設の耐震化・浸水対策の推進
・下水道管渠等の施設の耐震化
・下水道浸水対策計画２０２２に基づく早期の整備実施
・下水道管老朽化対策の着実な実施
・下水道液状化対策としての防災施設等と緊急輸送道路等を結ぶ道路のマンホールの浮上抑制優先実施

④地下街の浸水対策・耐震化等の推進
・地下街の安心避難対策ガイドラインの周知
・地下街の防災対策のための計画策定促進
・耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策
・位置情報等を活用した誘導設備の導入等に要する補助

⑤老朽マンションの再生・耐震化・解体撤去の促進
・改正マンション建替円滑化法の「除却の必要性に係る認定対象拡充」に係る周知啓発
・マンションの耐震化・再生・解体撤去の促進（マンション建替えの決議要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）の迅速な緩和、所在不明者・意思非表示権利者等の議決権からの除外、マンション建替円滑化法による敷地売却決議要件の緩和、現行法では全員同意が必要な建物および敷地の一括売却を一定の賛成率で行うことを可能とする仕組みの検討、区分所有者の建替え費用軽減のための建築規制の緩和による容積率の拡大、同一敷地ではなくマンション建替え用の用地を別途手当てして当該用地を利用した建替え等の実現に向けた国への働きかけ）

⑥空き家対策・所有者不明土地対策・森林経営管理制度の推進
・空き家利活用等区市町村支援事業等の着実な遂行
・区市町村に対する技術的な助言

・地域福利増進事業の利用促進に向けた周知啓発
・「東京都意欲と能力のある林業経営者」の登録普及促進

⑦防災性の高い街区の整備促進
・公園や広場、グリーンベルトの形成
・火災発生時に防火壁の役割を果たす建築物（例：墨田区の白鬚東アパート）の整備
・木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設（税制支援等）の検討
・都市防災総合推進事業等を通じ地方公共団体と連携した取組みの実施（用地取得の国費率の引き上げ）
・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）に基づく防災街区整備事業における敷地面積最低限度の緩和

⑧感震ブレーカーの導入促進
・密集市街地の整備改善に関する社会資本整備総合交付金等の活用を通じた地方公共団体との連携による感震ブレーカーの効果周知や費用負担の軽減
・夜間の発災時に備えた非常灯整備の支援

⑨盛土等土砂災害リスクへの対策推進
・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく厳格な対処
・人工衛星による観測データ等の活用（地形の改変が行われた箇所を抽出し、広範囲において不適正盛土を効率的に把握）

⑩富士山噴火の事前対策の検討・周知
・富士山噴火時の降灰による影響や住民・事業者が事前に行うべき対策の検討・周知
・迅速な復旧に向けた降灰除去体制の構築、集積所の指定、仮置場の確保
・適切な降灰対策の啓蒙（降灰を水で流そうとすると固まって排水できなくなる等）

３．災害・リスクに対する社会的意識の向上

これまでに発生した数多くの災害の教訓を踏まえ、行政・住民・事業者の全ての主体が災害・リスクに関する知識と心構えを共有し、地震・風水害・感染症等の様々な災害・リスクに備える必要がある。

①女性や高齢者、子ども、障害者、外国人等、多様な視点からの災害対策の推進
・防災対策を推進する女性リーダーの育成
・公共交通機関・公共空間のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の積極的な推進
・官民を挙げた心のバリアフリーの推進
・避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとの個別避難計画の作成推進
・在宅診療等を継続できる体制整備
・小中学校等における防災教育の継続実施、教材・資料・見学施設等の地域住民・事業者への周知・活用促進
・外国人の避難誘導方法の確立（東京防災や東京都防災ガイドブックの外国語版周知、サイン・ピクトグラム設置等）と民間への周知
・観光危機管理の手引書・教材内容の拡充や事業者等への周知強化、地方公共団体や事業者の計画策定支援
・観光・宿泊施設等の危機管理体制の強化（人材育成、避難訓練の徹底等）
・医療機関の外国語対応力の強化、医療通訳の育成
・宿泊施設間で往診可能な医師情報を共有する仕組みの構築
・外国人の日本の保険加入促進
・やさしい日本語や多言語化等を通じた子供や外国人をはじめ誰もが分かりやすい情報発信の強化

②複合災害にも備えた避難所等の生活環境の改善・確保（プライバシー、騒音、生活用水、トイレ、衛生環境等のＱＯＬ）
・生活用水利用のための容器の準備、段ボールベッド・簡易トイレの設置
・避難所生活での体調変化や病状悪化への配慮
・感染症対策、衛生管理・医療支援の体制確保
・避難所運営の改善に資する情報の幅広い展開（東京都建築士事務所協会の避難所モデルプランや地方公共団体の避難所運営ガイドライン等）

以上

２０２３年度第１３号

２０２３年１０月１２日
第７６２回常議員会決議

＜提出先＞東京都副知事、東京都幹部等
＜実現状況＞
○オールハザード型ＢＣＰ策定の促進として、オールハザード型ＢＣＰ策定支援事業を開始（２０２３年１０月）
○有事を想定した危機管理体制の整備として、ミサイル攻撃に備え、一定期間滞在できる「地下シェルター」を都内に整備する方針を固め、調査費などの関連経費２億円を予算計上（２０２４年１月）
○２０２３年１２月に策定された「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト　ｕｐｇｒａｄｅ　Ⅰ」にて、首都直下地震対策の展開や風水害対策の推進、富士山噴火時の降灰対策について、東商の要望事項が多く反映
○防災や有事など都市の強靭化や暮らしの安全・安心に向けて８，９７４億円（前年度比５．６％増）を予算計上

１４．東京の将来に向けた要望

基本的な考え方

日本経済は復活に向けたラストチャンス

日本経済は「失われた３０年」を経て、停滞・凋落の危機にある。１人あたりＧＤＰが２０００年の世界２位から２０２０年には２４位まで後退する等、国際競争力が低下しており、長引く潜在成長率の低迷からの脱却が課題となっている。労働供給の減少も見込まれるなか、低迷する潜在成長率の構成要素である労働投入・資本投入・全要素生産性（ＴＦＰ）に対して必要な施策を打つ必要がある。特に、人材の確保・育成や、産業の継続的な設備投資、および都市の集積の活用による生産性向上が急務である。

生産性向上のため東京の集積性・多様性の最大限の活用を

人・知・企業・産業・データの集積を活用した東京の生産性向上こそが、日本の潜在成長率を引き上げ、日本復活の狼煙となる。特に日本のＧＤＰの７割を占めながら先進国のなかで大きく劣位にあるサービス業の生産性向上が急務であり、サービス業の生産性は集積性とイノベーションを生む多様性のもとで大きく高まる。また製造業も、東京には大企業の本社が数多く立地しているほか、きらりと光る技術を持つ中小企業も集積しており、産学官連携による多様で前向きなチャレンジも始まっている。モノからコト、モノのサービス化が進むなか、モノとサービス両方に強い基盤を持つ東京において、それらの掛け合わせから付加価値が生まれる。

人口減少社会においては、一顧客との取引頻度を増加させ、回転を高めてデータを蓄積し、データを活用することで付加価値を高めて価格向上に繋げることが重要である。デジタル時代において、東京に集積する巨大なデータは日本経済全体にとってますます重要で大きなアセットとなる。企業間・産学官連携やＤＸ推進に加え、行政データのオープン化を加速し、民間データと掛け合わせ、イノベーションを創出することで生産性の高い事業への新陳代謝を促し、わが国産業全体の生産性を向上させる施策が求められる。高い集積性を有する東京と、大きな可能性を有する地方がそれぞれの役割を果たすことにより、わが国産業全体の生産性が高められる。

「産業」「人材」「都市」の生産性・持続性の向上を東京から実践

「産業の生産性」では、大企業・中小企業・スタートアップのバリューチェーン確立のもと、イノベーションによる付加価値創出、適正価格・賃金・再投資の持続的な好循環を実現する。経済社会の変化や急速な技術革新によって、企業の廃業・開業・再編等が進むと予想されるなか、貴重な人材を生産性の高い事業や成長分野へ円滑に誘導していくことも重要となる。

「人材の生産性」では、こうした労働移動を円滑に、かつ効果的に推進するため、リスキリングやリカレント教育等の人材投資やセーフティネットの整備により、北欧型のトランポリン社会[1]の実現を目指す。それにより、人材のやる気、やりがいを高め、幸福感を醸成する。イノベーション創出のためには、組織として高い志を共有するとともに、働き手のウェルビーイング（幸福）が必要不可欠である。

「都市の生産性」では、人・モノ・カネ・情報を世界から引き寄せるマグネット東京を目指し、働きたい街・住みたい街・訪問したい街・学びたい街・遊びたい街東京を実現する。その要素は、クリエイティブクラスターのほか、金融市場の国際化、歴史も踏まえた国際文化都市としての地位確立であり、さらに、ナイトタイムエコノミーの活用等により昼間人口と夜間人口を平準化させ、東京の活動度・稼働率を向上させる。

レジリエントな都市東京の構築をさらに進める

マグネット東京実現のためにも、備えとしての東京のレジリエンスをさらに高めていくことは必須となる。今後の街づくりには、災害・リスク対策の取組みとあわせて水辺を活用した街づくり等において、平時・有事

[1] 手厚い職業訓練や就業支援により、一度仕事を失った人でも早期に労働市場に復帰できる社会

を連携させる「フェーズフリー[2]」の発想が極めて重要であり、都市の価値向上に大きく資するものである。また、生活の支障となる物理的障害を取り除く「バリアフリー」は、高齢者増加トレンドのなか、平時のみならず、避難時等の有事においても重要な対策である。

東京を日本経済のゲートウェイとして東京の成長を日本全体に広げていく

人材のるつぼである東京の特性を活かし、常識にとらわれない未来志向の発想により、東京の成長を地方に拡げていく方策を探る。

日本経済は失われた３０年を経て、経済成長・人口ボーナスから、成長の停滞・人口オーナスへ変わった。ここで必要なことは、経路依存症に陥ることなく、明確な将来ビジョンを共有し、持てる資産を最大限に活用し、生産性・価値向上を図ること。東京がその役割を担うべきである。

Ⅰ．経済成長に向けた「産業」の構造転換

１．産業・知・データの集積性と多様性を活かして「皆で稼げる東京」へ

わが国のさらなる経済成長のためには、その中心である東京の生産性向上が必要不可欠である。東京の人・知・企業・産業・データの集積性と多様性を最大限に活用し、多種多様な中小企業・大学等の互いの強みの掛け合わせにより新たなイノベーションを創出することで、モノ・サービスの付加価値を高め、適正価格での取引を確実に浸透させることが重要である。あわせて、企業間での共用・標準化等による経営の効率化を図ることで、賃金の引き上げと合わせた経済の好循環に繋がっていく。また、東京は民主主義・法治主義と良好な治安のもとで多くの人々が安全・安心に生活し、ハイレベルな都市マネジメントがなされている世界最大規模のメガロポリスであり、そこに集積される多様なデータや知の重要性は、デジタル化のもとで一段と高まっている。有用な受発注情報や顧客ニーズ等のデータを集約してプラットフォーム化し共用を進め、新たな付加価値を創造し、区市町村に所在する産業集積や地域単位でのブランド化に繋げることが肝要である。

【具体的要望内容】

①　多種多様な中小企業・大学等の集積を活かしたオープンイノベーションの促進
②　脱・自前主義による企業・産業の垣根を越えた協業・取引の促進
③　自前でしか提供しえない価値の再認識と中小企業等の価格向上への取組み支援
④　地域の協業強化による産業集積のブランド化
⑤　協業時のデータ共有・活用およびデータプラットフォーム標準化・相互運用促進
⑥　パートナーシップ構築宣言の実効性向上による中小企業等の取引適正化
⑦　適正価格設定に対する最終消費者の理解促進（デフレマインドの払拭）に向けた啓発活動の実施

２．ＤＸ・ＧＸを梃子にした需要創出・産業構造転換の促進

企業のＤＸの推進は生産性向上に寄与する要素のひとつであり、中小企業においてもデジタルツールの導入が進んでいるものの、十分な活用にまで至っていないケースが散見される。中小企業の競争力を強化するためには、グローバル市場へのアクセスを容易にする自動翻訳技術や生成ＡＩ等の新しい技術の活用支援を継続的に行う必要がある。また、世界的な潮流として企業のグリーン化対応が強く求められるなか、中小企業の温室効果ガス排出量の把握や開示を支援し、環境先進都市東京のブランドイメージを確立させることで、新たな需要創出が期待できる。グリーン化への対応は東京の企業が世界のサプライチェーンにおいて重要な役割を果たしていくうえでも必要不可欠な要素であり、さらに東京に住む人々が自らの生活環境の維持・改善というメリットを享受できる点からも、強く推進すべきである。

【具体的要望内容】

①　デジタル・脱炭素分野から広がる新たな需要創出と中小企業・産業の競争力強化
②　自動翻訳技術・生成ＡＩ等の活用による中小企業等の世界市場への挑戦支援
③　企業のグリーン化推進による環境先進都市東京のブランドイメージ確立
④　過度な負担を伴わない地球温暖化対策報告書制度および規制・支援一体型の政策の推進

３．世界の技術革新をリードする知財戦略を

新しい技術やイノベーションの創出には知的財産の創造・保護・活用が欠かせない。特に、データの集積が大きな意味を持つ生成ＡＩやＧＸ等の分野で技術革新が起こるなか、大学等の研究機関が集積する東京における積極的な知財戦略の創出と、東京で生まれた知財の国際標準化に向けた取組みが必要である。あわせて、企業と大学等研究機関のマッチング支援や、初出願代理費用の助成等の足元の施策を充実させることが求められる。世界の技術革新のスピードに後れをとることなく研究開発が活発に行われる都市を目指すべきである。なお、生成ＡＩ等におけるデータの活用に際しては、プライバシーの保護とデータの積極利用についてのバラン

[2] 身のまわりにあるモノやサービスを、日常時はもちろん、非常時にも役立てることができるという考え方

スを図る方策が求められる。あわせて、知財戦略を進めるにあたっては、次世代の知財人材の育成も不可欠である。

【具体的要望内容】
① 生成ＡＩ・ＧＸ等の来たる時代に適合した知財戦略の創出（新時代を牽引する東京発知財の国際標準化等）
② 技術・知財を保有する大学・研究機関・企業間のマッチング支援拡充
③ 初出願代理費用の助成による実質無料化の実現
④ 東京都における知的財産専門部署の設置
⑤ 学校教育からリカレント教育までの知財教育の推進および人材育成

４．産業の創出・活性化を加速させる東京金融市場の国際化

世界有数の経済規模と集積性を持つ東京の金融市場の国際化は、日本経済の起爆剤として、金融業のみならず産業界全体に裨益しうる取組みである。この推進においては、金融市場の国際化がいかに中小企業を含む東京および日本全体の産業強化に結びつくかを示し理解を広げることが肝要である。また、東京の実体経済を構成する企業集積、特に中小企業およびスタートアップと金融の関係性を踏まえつつ、デジタル化やグリーン化の世界的潮流を掴んだ施策が求められる。具体的には、新しいデジタル技術を活用した中小企業金融や、グリーンファイナンスの推進による中小企業のグリーン化支援のほか、資金需要の旺盛なスタートアップの創出・育成も重要である。金融業界に閉じた施策とせず、東京の産業界全体を巻き込んで推進し、地方を含む日本全体に裨益する取組みとする必要がある。

【具体的要望内容】
① 金融市場の国際化が東京の産業強化に結びつくまでのロードマップ明確化
② 新しいデジタル技術を活用した中小企業金融の推進（Ｆｉｎｔｅｃｈの活用による中小企業の正確な財務情報の記録、電子商取引情報等のオルタナティブデータの融資審査への活用等）
③ 金融の仕組みを活用した中小企業のグリーン化支援
④ スタートアップを支援する環境（スタートアップエコシステム）の強化（創業者・経営者ネットワーク構築の場の提供、公認会計士・弁護士等の専門家とのマッチング支援、エンジェル投資家・ファンドとのマッチング支援等）
⑤ 資金需要に世界中の資金を結びつけるインベストメント・チェーンの構築
⑥ アントレプレナーシップ（起業家精神）の育成
⑦ ビジネスを行ううえで障壁となる規制改革に係る国への積極的な提案（資産運用特区等）

Ⅱ.「人材」を集め、力を引き出す社会変革

１．トランポリン社会の実現「何度でも挑戦できる東京に」

イノベーションを創出するためには、失敗を恐れずに挑戦し続けることが何よりも重要である。一方で、諸外国と比較して、日本は一度の失敗が社会的信用を揺るがしかねず、挑戦に対して前向きな人が少ないという課題がある。今後、人口減少や成長産業の変化により社会全体の新陳代謝が活発となることを見据え、一度困難に直面しても再起を遂げようとする経営者の再スタートを強力に後押しするとともに、再起を遂げられるモデルケースを輩出していく必要がある。もちろん、仕事を失った人でも早期に労働市場に復帰できる社会を目指し、特に成長産業分野で求められるスキル習得を目指したリスキリング・リカレント教育等の人材投資を大胆に行うとともに、セーフティネットを整備することも不可欠である。こうした取組みを通じて、何度でも挑戦できる社会風土を東京から根付かせ、トランポリン社会を実現すべきである。

【具体的要望内容】
① 何度でも起業に再チャレンジできる支援策の拡充
② フリーランスや自営業者のキャリアチェンジにおける支援拡充
③ キャリア中断からの復帰を支援する施策の拡充
④ 東京の成長産業分野のスキル習得・キャリアアップを後押しする支援施策の強化（都立職業能力開発センターの機能強化等）
⑤ 大学・地域・企業連携によるリスキリング・リカレント教育の後押し
⑥ 失敗からの再起をリスペクトする機運の醸成
⑦ 社会人のための学びの場・プログラムの一元的情報提供プラットフォームの整備

２．東京の特性を踏まえた少子化対策

少子化の背景は、婚姻率の低下や晩婚化、子育て負担の重さや教育費の増加等多岐にわたり、これらは複雑に絡み合っている。なかでも、初婚同士の婚姻数の減少は出生数の減少と強い相関関係にあり、直近の約５０年間でともに約６割減少している。就職期に重なる２０代を中心とした若者世代の転入超過が多いという東京

の特性を踏まえると、東京の少子化対策においては若者世代の未婚化への対応が大きなテーマとなる。東京都の調査によると、若者世代の７割超は結婚意思があると回答する等、依然として結婚に前向きな層は多い。一方で、結婚意思はあるものの独身でいる理由として「適当な相手にめぐり会わないから」が約半数を占めている。個人の自由な意思を尊重しつつ、東京における若者同士の出会いを後押しする方策が求められると同時に、婚姻や出産を躊躇する要因となる若者世代の経済的不安の解消や、若者世代が理想とする働き方や家庭観・ライフスタイルに寄り添った対策を講じられたい。これら総合的な施策により、若者世代に選ばれる東京であり続けるとともに、出生数を増加に転じさせる展望が開けると考える。

【具体的要望内容】
① 東京の課題である「若者世代の結婚希望の実現」への重点的な支援
② 若者世代の出会いの創出（デジタルを活用した信頼性の高いリーズナブルな出会い応援プロジェクトの実施、業種横断型の合同新入社員研修・懇親会実施の後押し、青春時代をコロナ禍で過ごした若者世代への交流機会提供等）
③ 若者世代の経済的不安の解消（奨学金を含めた教育費負担軽減、都営住宅優先入居等の若年夫婦・子育て世帯の住宅確保策の更なる推進、家事代行・ベビーシッターの利用補助拡充等）
④ 若者世代が望む雇用・人事制度・働き方改革への後押し（テレワーク勤務環境整備への支援、家事・育児時間の確保に資する働き方改革・長時間労働是正の推進、フレックスタイム制や変形労働時間制等の柔軟な運用に向けた国への働きかけ、女性のキャリアアップ支援・正規社員化の推進、助成制度を含めたえるぼし認定・くるみん認定の取得促進等）
⑤ プレコンセプションケアの拡充（年齢別自然妊娠確率や男女別初婚年齢割合等のファクトデータの情報発信・教育等）
⑥ 保育の受け皿を質・量ともに充実化（保育所・放課後児童クラブ等の施設増加、開所時間の延長等）
⑦ 結婚・子育てにやさしい社会づくりの推進（結婚および子供を産み育てることが楽しいことであるという機運醸成）
⑧ 都内区市町村の優良支援事例の自治体間の共有と実行促進

３．多様な人材の活躍推進

今後、人口ボーナスから人口オーナスへと変化していく東京において、人手不足は避けて通れない問題であり、企業は人材確保に向けた自己変革へ果敢に挑戦することが求められる。高齢者・女性・外国人材等の多様な人材の活躍推進の場を創出することは、労働力としての活用のみならず、誰もが働きやすい環境の整備や経営への多様な視点の取り込みを通じ、企業の生産性向上や経営革新に繋がることも期待される。実務経験豊富な高齢者の活躍推進は、スキルやノウハウの伝承といった観点からも重要であり、意欲のある高齢者が活躍できる社会基盤を整備する必要がある。また、近年育児期の女性の労働参画が進み、M字カーブは解消されつつあるが、女性労働者の約半数は非正規雇用であり、管理職への登用・育成が進んでいない等の課題は多い。あわせて、外国人材から選ばれる東京となるためには、外国人材が安心して働き、生活できる環境の整備が求められる。

【具体的要望内容】
① 高齢者・女性の活躍推進に向けた企業とのマッチング機能強化・拡充（大企業等のＯＢ人材と中小企業とのマッチング促進、女性求職者と女性活躍推進に取り組む中小企業とのマッチング促進等）
② 外国人材との共生社会の実現に向けた支援（外国人材の生活環境整備支援、外国人児童生徒向けの初中等教育施設の整備、不法就労対策等）
③ 高度外国人材に就労先として選ばれるための環境整備
④ 性別によるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消（親子双方へのアプローチによる職業観の拡大、教職員向け研修の拡充等）
⑤ ミドル・シニア世代が活躍しやすいキャリアモデル構築（ミドル・シニア人材の起業・開業支援の充実等）

４．持続的な賃上げの実現

成長と分配の好循環を実現し、東京が更なる成長を遂げるためには、持続的な賃上げが重要である。労働分配率が約８割と高い中小企業が自発的かつ持続的な賃上げに取り組むためには、企業の取引価格適正化と生産性向上による賃上げ原資の確保が不可欠である。取引価格の適正化に向けては、パートナーシップ構築宣言の推進や実効性を高める取組みにより、既存契約の見直しを働きかけていくことが重要である。また、企業の生産性向上にはＤＸの推進が鍵となるが、事業者からは社内におけるＤＸを推進する人材の不足を挙げる声が多い。個々の企業が抱える課題や取組みレベルに即したＤＸ人材の育成が課題である。そのほか、能力開発により失業の固定化・長期化を回避すると同時に、成長分野・人手不足産業への円滑な労働移動を促進して活力ある労働市場を実現することも求められる。

【具体的要望内容】
①　中小企業の自発的かつ持続的な賃上げの実現に向けた環境整備
②　パートナーシップ構築宣言の実効性向上による中小企業等の取引適正化（再掲）
③　取引適正化に向けた既存契約の見直し推進
④　大学等と連携した生産性向上・ＤＸを担う人材育成の後押し
⑤　成長分野・人手不足産業への円滑な労働移動促進

Ⅲ．魅力的かつレジリエントな「都市」東京の構築

１．国内外から人を引き付ける「国際文化都市東京」の実現

東京の都市としての魅力を高め、国内外から人々を引きつけ、交流を促進するため、東京に刻まれた歴史文化を再認識し、歴史文化と事業を組み合わせることで、まちに新たな付加価値を生み出すことが重要である。歴史的資産を再評価して歴史文化区域を形成するまちづくりや、ナイトタイムエコノミーをはじめとする文化・エンターテインメント活性化を後押しし、世界に誇れる「国際文化都市東京」を実現すべきである。地域に根差した歴史文化に付加価値を生み出すうえでは、区市町村の積極的な関与や、区市町村と民間との連携、地域住民の理解が欠かせない。東京都において「国際文化都市東京」の実現に向けた全体戦略を描きながらも、区市町村が地元の多様な魅力を発掘・表現し、それを産業の活性化に結び付けられるよう強力に支援していく必要がある。

【具体的要望内容】
①　地域の多様性を活かした東京の魅力向上とツーリズム産業活性化の促進
②　歴史を活かしたまちづくりの支援拡充（東京都選定歴史的建造物に係る助成の拡充等）
③　エンターテインメントおよびナイトタイムエコノミーの活性化（多種多様なナイトコンテンツ拡充、美術館・庭園等の閉館・閉園時間の延長、キャッシュレス対応等）
④　シビックプライド[3]（郷土愛）醸成に向けた文化教育拡充
⑤　東京における歴史まちづくり法の活用促進
⑥　都内に点在する歴史的建造物を活用した文化区域の形成
⑦　高品質な製品・伝統工芸品等のブランド化・銘品化
⑧　芸術文化で躍動する都市の実現（芸術文化と親しむ機会の提供、オンラインコンテンツの発信、国内外観光客の誘致、アーティストの自立環境の整備、デジタル技術の活用等）
⑨　模倣品や海賊版コンテンツの対策指導と取締り強化
⑩　メタバースやＮＦＴ等の新市場におけるコンテンツ・伝統工芸品の販路開拓支援

２．都市の生産性・持続性を向上させるインフラ整備・老朽化対策の推進

世界から人・モノ・カネ・情報を引き寄せるマグネット東京を実現するためには、都市のレジリエンス向上はもとより、都市の魅力や生産性を高めるインフラの整備が不可欠である。東京の活動度・稼働率を向上させていく観点からも、自動運転化の実装を踏まえた道路・モビリティインフラの整備をはじめ、デジタルテクノロジーを実装したスマートシティ実現等の取組みを加速化すべきである。また、１９６４年の東京オリンピック・パラリンピックの開催にあわせて整備した道路やトンネル等のインフラに、老朽化の波が押し寄せている。約６０年にわたり利用された負担が積み重なり、限界を迎えつつあるインフラも数多く、中長期的な老朽化対策を講じる必要がある。さらに、交通インフラやデジタルインフラの整備とあわせ、東京の強みである安全性や清潔さをベースとしながら、日々の生活のなかで潤いや憩いを感じられる空間も都市には不可欠である。緑を活かした憩いの場所を整備し、世界から訪れるだけでなく、定住し暮らすうえでも魅力溢れる都市を実現されたい。

【具体的要望内容】
①　自動運転化に向けた道路・モビリティインフラの整備
②　都心と首都圏空港、臨海部等とのアクセス改善（鉄道・道路・舟運）
③　首都圏空港の処理能力強化および就航都市数の増加
④　東京港の処理能力強化（Ｙ３の早期完成等）
⑤　最先端のデジタルテクノロジーを実装した都市空間の実現
⑥　デジタルインフラの整備促進（５Ｇネットワーク、サイバーリスクへの備え等）
⑦　生活の利便性向上に資する自動運転技術やドローン活用の検討
⑧　道路・橋梁・トンネル・港湾等のインフラ老朽化対策推進
⑨　都市における緑の創出（グリーンインフラ整備、緑地確保に取組む事業者への支援等）

３．あらゆる災害・リスクへの対策強化

[3] 「シビックプライド」は(株)読売広告社の登録商標

東京都は２０２２年１２月、「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」を策定し、２０４０年代に目指す強靭化された東京の姿を明らかにしている。事業者は、こうした東京都の取組みを念頭に置きつつ、地震や風水害等の自然災害をはじめ、感染症やサイバー攻撃、紛争等、あらゆる危機事象に対応し、発災時には従業員を守り、事業を継続させることが重要である。一方で、多様化・複合化するリスクをすべて想定することには限界がある。人員や資力に余裕のない中小企業･小規模事業者であっても、多様なリスクへの備えに繋がるオールハザードアプローチの視点を盛り込んだ取組み促進が必要である。あわせて、安全・安心で持続可能な都市の実現に向けた対策として、災害・リスクへの備えを日常やビジネスのなかに取り入れるフェーズフリーの考え方を社会インフラや公共サービスにも浸透させるべく、積極的な取組みを実施されたい。

【具体的要望内容】
①　平時・有事を連携させるフェーズフリーなまちづくりの推進
②　中小企業のＢＣＰ策定率向上による東京のレジリエンス向上
③　あらゆる災害・リスクに対応するオールハザード型ＢＣＰの策定推進
④　防災・避難情報におけるデジタル技術活用・ユニバーサルデザイン化の推進
⑤　身近な地域コミュニティの形成（常日頃からの顔の見える関係構築、定期的なイベント等を活用した行政と住民・事業者が直接コミュニケーションを図る機会の創出等）

４．ゼロエミッション東京の実現

東京都は２０５０年までの温室効果ガス排出実質ゼロに向けて「東京都環境基本計画」を改定し、２０３０年までに温室効果ガス排出量を半減させる目標を掲げている。世界の潮流に後れることなく、脱炭素化に向けた実効性ある取組みを加速させることは、気候変動による壊滅的な被害を回避するとともに、脱炭素を呼び水として投資や企業、人材を惹きつける魅力ある都市であり続けることにも寄与する。また、どのようにして目標を達成するのか具体的な道標を広く知らしめ、人々の協力を得ていくことも重要である。脱炭素に関する国際競争に勝ち残るためにも、大規模かつ積極的な取組みを実施されたい。

【具体的要望内容】
①　太陽光・水素エネルギーの活用やＺＥＢ・ＺＥＨ・ＺＥＶ普及等による脱炭素化の推進
②　デジタルやファイナンスの大胆な活用（デジタル技術を基盤とした脱炭素技術のイノベーション・社会実装の後押し、国内外からＥＳＧ投資を呼び込む施策推進等）
③　脱炭素化に向けた世界諸都市との国際連携強化（東京の経験・ノウハウを踏まえた国際連携、外交チャネルを使った効果的な発信と知見の収集等）

５．ソフト・ハード両面からのバリアフリー促進

人の多様性に富んだ東京において、誰もが過ごしやすい社会をデザインすることは、都市の魅力を高めるうえでも大変重要である。東京２０２０大会を契機にバリアフリーの整備が加速した一方で、物理的・制度的・心理的な数々のバリアを取り除くための課題が多数残されている。交通機関や施設等のハード面の整備は、平時のみならず、災害時・緊急時にも有用な取組みである。また、あらゆる人に必要な情報を行き届ける情報のバリアフリー化や心のバリアフリーの理解促進等、ソフト面での対策も重要である。誰もが個性を活かし、力を発揮できる「段差のない社会」の実現を目指し、当事者に寄り添った対策を講じられたい。

【具体的要望内容】
①　様々なバリアを取り除くことで「段差のない社会」を創出
②　交通機関・道路・施設等における面的なバリアフリー化の拡大
③　心のバリアフリーが浸透した社会の実現
④　情報の入手が困難な人に対応した情報提供の推進
⑤　バリアフリーの普及・促進に向けた認定証交付等の取組み強化

Ⅳ．ゲートウェイ東京の成長を全国各地に展開

１．東京を世界とのゲートウェイに

日本の首都かつ最大都市である東京は、国内で最も世界の人・モノ・カネ・情報が流入する都市である。世界の成長と需要を取り込んで東京の産業活性化に繋げるとともに、世界各地から流入する資源を東京の巨大な集積と有機的に結び付け、新たな価値を創出することが必要である。あわせて、日本各地の優れた産品や魅力を東京のネットワークを通じて発信することで、世界規模での情報拡散力の高まりや新たな機会の獲得が期待される。また、東京都が「東京ベイｅＳＧプロジェクト」で掲げているように、東京ベイエリアを未来の水準点となる都市として発展させ、世界のモデルとして発信していくことは、東京および日本の魅力や産業の発展に繋がるものであり、大胆かつ強力な取組みを実施されたい。

【具体的要望内容】

①　東京の情報集積を活用した日本各地のモノ・サービス・魅力の世界への発信力強化
②　世界に開かれ、国際競争力を持つ東京港・羽田空港を活用した海外展開の促進
③　東京ベイエリアを東京が目指す未来のまちのショーケースとして世界に発信
④　東京の産業活性化に資する世界の人・モノ・カネ・情報の取り込みと活用の促進
⑤　世界から選ばれるＭＩＣＥ開催都市としてのプレゼンス向上
⑥　インバウンドを起点にした海外需要の創出とアウトバウンドへの波及・循環
⑦　イン・アウトの循環を向上させる国際都市間ネットワークの強化

２．東京の成長の全国各地への波及促進

東京の成長は日本経済に貢献するものであり、決して狭く東京に閉じた成長としないことが肝要である。世界の成長を取り込んで東京の産業を発展させると同時に、東京の成長による経済的・社会的なインパクトを全国各地へ波及させる必要がある。人口減少に伴い、今後は地方における需要の減退と働き手不足が進行することが予想される。そのなかで、デジタル技術の進化やＤＸの進展により、都市の在り方や東京と地方の関係性にも新たな変化がみられる。東京に集積する人・知を、デジタル技術やバーチャル空間を活用して地方の産業発展に繋げる施策が求められる。例えば、地方の産品のＥＣ販売等を通して地方が東京の需要を取り込み、あわせてオンラインにより東京の専門人材・知見等を地方の企業に提供することで人手不足を補って事業を発展させる環境構築等の後押しが必要である。さらに、日本の各地方の集積を担い、成長をリードする中核都市に対し、東京の集積の活用に関するベストプラクティスを共有することで、地方の生産性向上に貢献すべきである。

【具体的要望内容】
①　デジタル技術を活用した東京の需要・供給の地方への波及促進（地方産品のＥＣ販売による東京の需要取り込み、オンラインによる東京の専門人材・知見の提供等）
②　東京に集積する多様な人材や企業が、地方の産品に対して常識に捉われない未来志向の発想を提供し、各地方の産品を生産者と共に磨き上げる機会の創出
③　各地方の集積を担う中核都市に対する生産性向上に関するベストプラクティスの共有

以上

２０２３年度第１４号
２０２３年１１月７日
第７６３回常議員会決議

＜提出先＞東京都

＜実現状況＞

○東京都令和６年度当初予算案において、主に以下の事業に新規に予算措置がなされた（２０２４年１月）
・（中小企業の）ＤＸ推進支援事業
・ＡＩ自動翻訳システム利用促進事業
・アントレプレナーシップ育成プログラム推進事業
・プラチナ・キャリアセンターの創設等の高齢者と中小企業のマッチング支援
・結婚にまつわるエピソードの漫画化＆結婚思い出ソングの発信や育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進事業等の少子化対策
・東京をゲートウェイとした日帰り旅行の魅力発信事業　等
○「「未来の東京」戦略　ｖｅｒｓｉｏｎ　ｕｐ　２０２４」において、バージョンアップの基本的な考え方に東京の集積を活用する旨が取り入れられた（２０２４年１月）

１５．社会構造の変化に対応した持続可能な社会保障制度の構築に向けて

Ⅰ．基本認識

わが国では、有史以来経験したことのない急激な少子高齢化と人口減少が同時進行している。少子化に伴う社会・経済活動の大幅な縮小・停滞は、国の活力低下をもたらすだけではなく、地域や国家の存立に関わる重

要課題である。また、目の前では、産業界の人手不足や社会保障の担い手不足の懸念が深刻度を増しつつある。

一刻も早く、また確実に、人々が安心して暮らせる社会、特に、国の将来を担う若者世代が、学業・就業・結婚・出産・子育てなど、希望すればそれが叶う社会の実現が求められる。政府・国民がビジョンと課題を共有し、皆が望む国づくりや環境整備に全力を注がなければならない。

安心な暮らしを実現する観点からすれば、わが国の社会保障制度は、人々の生活のセーフティネットとして極めて重要な機能を担ってきた。しかし、人々の価値観やライフスタイルが大きく変容する中、制度や仕組みが時代の変化に合わなくなってきており、改革の必要性が叫ばれている。改革に当たっては、社会インフラとして持続可能であることを大前提とし、税と保険料の関係、負担と給付のバランス、個別制度間の公平性など、制度の根本的な問題にメスを入れることが求められる。なお、これまで部分的改定が積み重ねられたために複雑化しており、シンプルで分かりやすい制度とすることも必要である。

社会保障制度の柱である保険給付は、人口動態の変化や医療・医薬の進歩等を受けて今後とも継続的に増加することが見込まれるが、保険財源の持続性確保・国民負担抑制の観点から、これを成り行き任せにしてはならない。わが国の社会保障は、国民が負担する保険料による「支え合い」を基本としていることを誰もが正しく理解し、給付には一定の制約があることも改めて認識する必要がある。

改革の方向性としては、人々の健康・医療データの集約をはじめとするＤＸの推進、医療・介護資源の有効活用など、さまざまな取組みを通じて、給付が野放図に拡大しないよう、適正化を図る仕組みを検討すべきである。保険料負担の大半を担っている現役世代や企業の追加負担をできる限り抑制していくことは、経済社会の活力を維持し、こどもを産み育てる機運を高めるためにも重要である。

少子化の進行や新型コロナウイルス感染症の流行、経済・社会の担い手不足などの諸課題に直面したことを背景として、従来以上に社会保障問題への関心が高まっている。これを契機に、あるべき制度への改革を正面から議論すべきである。

こうした基本認識のもと、社会保障制度の改革に向け、次のとおり提言する。

Ⅱ．改革に向けた重要な視点

（１）医療・介護ＤＸの促進

地域の医療・介護提供体制の強化や質の向上を目指し、個人の健康・医療・介護データに係る統一・共有基盤の整備など、ＩＴ化やデジタル化をより強力に推進することが不可欠である。

（２）現役世代の負担軽減

現行制度は、現役世代と企業の負担が大きい。特に、現役世代の負担増が消費の低迷、将来不安を助長している面もある。こどもを産み育てる現役世代の負担増抑制のための仕組みが強く求められる。

（３）応能負担の強化

被用者保険から高齢者医療保険への支援は拡大の一途をたどっており、また、そうした負担調整の仕組みの不合理性も指摘されている。所得の高い高齢者の応能負担を高めるなどの見直しが必要である。

（４）自助・互助の取組み促進

社会保障制度の持続可能性を高めるため、自助の拡大、共助・公助が担う役割の再整理、保険給付範囲の見直しが必要である。さらには、少子高齢化の深刻化等により、共助・公助の拡大を期待することが難しい中、ボランティア活動をはじめとする互助の促進を図ることが重要である。

（５）働き方に中立的な制度への見直し

「年収の壁」をはじめ、「就労調整」を誘発する仕組みが存在している。働く意欲や能力を持つ女性・高齢者等の就業促進を制約する要因を解消し、労働力の確保につなげるべきである。その際、社会保険方式の基軸である受益と負担の対応関係を明確にすることも重要である。

（６）社会課題に対応する新産業の創出・育成

健康増進・社会保障制度の持続性確保・経済成長に向け、民間の技術・ノウハウを活用した公的保険外サービスのさらなる充実や医療機器などヘルスケア産業におけるイノベーションの創出を推進すべきである。

また、病児保育や介護離職など、地域における社会課題をビジネスによって解決していく取組みの活性化

を図ることも重要である。

Ⅲ．具体的提言

以上を踏まえた提言を以下に列記する。もとより、商工会議所として、政府や地方自治体、健康保険組合など関係機関と緊密な連携を図り、制度に関する国民理解の促進、制度の持続可能性の向上に資する企業活動の後押し等の活動を積極的に展開する。

１．医療

（１）応能負担の原則に基づいた高齢者負担の見直し

現役世代は医療費自己負担や保険料負担が大きいが、給付額は少ない。一方、高齢世代は自己負担、保険料がともに低く抑えられ、給付が負担を大きく上回っており、世代間で負担と受益のバランスが著しく不均衡となっている。

後期高齢者のうち、一定以上の所得がある層については、２０２２年１０月から医療費の窓口負担が２割に引き上げられたが、現役世代の負担軽減のため、年齢にかかわらず自己負担を３割とするなど、応能負担のさらなる徹底を図るべきである。

その際、急激な負担増で生活を圧迫しないよう、診療報酬の改定に合わせて段階的に引き上げていくことが適切である。

（２）高齢者医療制度への拠出金制度の見直し

健康保険制度は、本来、給付（受益）と負担の対応関係が明確な社会保険方式を採用しているが、現在はその理念が貫徹されているとは言えない状況にある。

協会けんぽと組合健保は、現役世代を中心とする加入者から徴収した保険料を原資として、高齢者医療制度へおよそ７兆円の支援金を拠出している。支出に占める拠出金の割合は、協会けんぽで約４割、組合健保（健康保険組合連合会・加入組合）で約５割に達し、今後、高齢化が進展することによりさらに高くなる見込みである。仮に保険料率が引き上げられた場合、現役世代の保険料負担が増加し、生活へ悪影響を及ぼす恐れがある。

こうした状況を踏まえ、例えば高齢者拠出金負担割合の上限を設定し、これを超える場合は公費の投入を検討するなどにより、健康保険組合等の財政基盤を維持し、現役世代の保険料負担の増加を抑制することが急務である。

（３）「かかりつけ医」の制度化に向けた体制整備

全世代型社会保障構築会議報告書（２０２２年１２月１６日）に、かかりつけ医機能の発揮に必要な制度整備の着実な実施が掲げられた。フリーアクセスのメリットを残しつつ、医療提供体制や保険財政に負担がかからない形で、医療の最初のアクセスポイントとしての「かかりつけ医」をすべての国民が持てるような制度整備を早急に進めるべきである。

そのためには、「かかりつけ医機能を担う医療機関」と「紹介受診重点医療機関」の機能分化・連携を進め、地域の需要を踏まえた包括的なケアを提供できる体制の整備が急務である。効率的な提供体制を構築することにより、特定の病院への患者の集中や頻回受診といった問題に対処していくことも可能となる。

なお、「かかりつけ医」には、患者に医療行為を提供するだけではなく、日常的な健康管理や予防医療等も行うことが求められる。「かかりつけ医」に期待する役割に適合した報酬体系のあり方も検討すべきである。

（４）医療の効率化のさらなる進展

保険財政や提供体制への負荷軽減に向け、限りある資源を効果的かつ効率的に利用することが不可欠である。

例えば医師の診療についてはＡＩやオンライン診療の活用によって効率化を図るなど、医療ＤＸを官民一体となって積極的に推進することが求められる。

また、すべての医療機関において、外来受診患者に対し、診療報酬制度に基づく受診費用とは別に、少額の定額負担（ワンコイン等）を求める制度の導入を検討すべきである。一定期間内であれば複数回利用可能な「リフィル処方箋」の活用促進も求めたい。

さらに、最も有効で経済的な医薬品の使用方針である「フォーミュラリー」を地域の医療機関が連携して作成する取組みを後押しするとともに、軽度な疾病に対しては「自助」で対応するという視点に立った医薬品の保険給付範囲の見直しを行うべきである。

（５）現下の環境変化に対応した薬価制度の見直し

昨今、ドラッグ・ラグやドラッグ・ロス、後発医薬品の供給不足が発生し、国民の医療に影響を及ぼし始めている。これは、医薬品がそのカテゴリー（新薬、長期収載品、後発品、基礎的医薬品）別に果たすべき役割等が異なるにもかかわらず、現在の薬価制度は各々の特徴を反映して個別に決定する仕組みとなっていないこと、近年の物価上昇・原材料費の高騰にもかかわらず薬価が継続的に引き下げられる制度となっていること、少量多品目生産という生産・供給体制の構造的問題などが要因として考えられる。例えば、後発医薬品については、薬価に対する原価率が８割を超えているものが少なくなく、それらは販売管理費や消費税等を含めると赤字になっているとの指摘がある。

このような状況を踏まえ、安定供給の確保に向けた生産・供給体制の再構築を行ったうえで、医療費削減につながる後発医薬品への置換えをさらに推進すべきである。また、医薬品のカテゴリーに応じた薬価制度の再構築に向けた検討を行うなどにより、新薬の創出に向けた取組みを促進すべきである。

（６）タスクシェア・シフトの拡大

人手不足の深刻化や医師の地域偏在問題の中で、専門知識を持った多職種の連携により、地域医療を維持していくことが不可欠となっている。そのため、医師の業務を看護師等へ一部移管、または共同実施するタスクシェア・シフトの推進が必要となる。

これに関連して、「デジタル田園健康特区」（長野県茅野市、石川県加賀市、岡山県吉備中央町）にて、在宅医療において看護師が医師の指示によらずに行える医療行為の拡大、救急救命士による救急救命措置の実施、薬剤師による遠隔服薬指導等の検討が進められている。

これらの取組みは、医師の負担を軽減し、医師特有の医療サービスの質の向上につながることが期待できる。特区での取組みの効果を検証し、その成果を積極的に全国へ展開されたい。

（７）セルフメディケーションの促進に向けた環境整備

公的医療保険制度を持続可能な形で維持していくためには、保険給付を適正化し、制度への過度の依存を抑えるべきである。限りある医療資源の有効活用の観点も踏まえ、国民のヘルスリテラシーの向上を図り、軽症時には自身で対応できるよう、セルフメディケーションを推進することが重要である。

セルフメディケーションの促進に当たっては、軽症のうちにＯＴＣ医薬品・零売（非処方箋医療用）医薬品を活用するよう、国民の意識を醸成することが求められる。加えて、セルフメディケーション税制の簡素化・所得控除可能額の拡大など、経済的なメリットを享受できる仕組みの構築を通じて、自助の取組みを促進すべきである。

また、セルフメディケーションの実践に当たっては、自身の健康状態についての適切な情報把握が必要となる。ＰＨＲ（Ｐｅｒｓｏｎａｌ　Ｈｅａｌｔｈ　Ｒｅｃｏｒｄ）を日常生活で利用できるよう、広範な健康関連データを個人が医療機関や民間事業者と共有するためのＰＨＲ活用基盤プラットフォームを整備し、マイナポータルとの連携を促進すべきである。さらには、ヘルスケア関連アプリ、ヘルスツーリズム、民間医療保険など、民間事業者の技術やノウハウを活用した公的保険外サービスのさらなる充実を求めたい。

（８）健康経営のさらなる推進

健康経営の認知度は高まっており、日本健康会議が認定する「健康経営優良法人」の認定数は年々増加している。健康経営に企業が取り組むことで、生産性の向上、企業としての魅力を向上させることによる人材の定着が期待できる。また、従業員が健康になることで、年齢を重ねても長く活躍してもらうことが可能となる。人手不足が深刻化している中小企業において、積極的に普及・拡大していくことが求められる。

そのため、「健康経営優良法人」認定を受けた企業に対する金融機関の融資や自治体の入札におけるインセンティブ措置の拡大、健康経営の専門家である「健康経営アドバイザー」「健康経営エキスパートアドバイザー」の活用を推進すべきである。

なお、全都道府県に基盤を有し、地域の中小・小規模事業者のニーズに対応した事業を行っている商工会議所と全国健康保険協会（協会けんぽ）は連携を一層強化し、「コラボヘルス」を推進していく。

（９）医師の地域偏在の解消に向けた取組みの推進

地域医療の現場では、医師不足、地域間・診療科間の偏在が極めて顕著である。例えば、医師偏在指標については、医師が最も多い都道府県と最も少ない都道府県では約１．９倍の差がある。加えて、「医師の働き方改革」により、特に医師不足地域においては、診療体制の縮小が懸念される。

養成後に医師が地域に定着しやすくなるよう、医師少数県において医学部定員における地域枠の拡大、地域医療機関での研修期間の確保といった臨床研修プログラムの見直しなどについて検討されたい。併せて、多領域にわたる疾患に対処できる能力を持つ「総合診療専門医」の養成を強化すべきである。

２．介護

（１）応能負担の原則に基づいた利用者負担等の見直し

介護保険の利用者負担については、一定以上所得者（被保険者の上位２０％）は２割、現役並み所得者は３割（被保険者の上位１２％）とする制度改正が行われたが、現状では利用者の９割強が１割負担の枠内にとどまっている。一定以上所得の判定基準については、後期高齢者医療制度における２割負担層の所得水準（被保険者の上位３０％）とするなど、負担能力に応じて利用者負担を引き上げていくべきである。

併せて、１号被保険者の保険料率については、高所得者の標準乗率引上げなどを通じて、２号被保険者の保険料負担の増加抑制につなげるべきである。

なお、高齢者人口（６５歳以上）の増加、特に後期高齢者の割合が拡大することに伴い、２０４０年度に介護給付費は２５兆円程度に達し、２０１８年度と比較すると２倍以上の規模にまで増加することが見込まれる。将来的な介護費用の増大を見越して、保険料、公費および利用者負担の構成に係る全体のバランスの見直しを視野に入れる必要がある。

（２）介護ケアマネジメントへの利用者負担の導入検討

ケアマネジャーがケアプランの作成から市町村への実績報告までを担うケアマネジメントは、介護保険制度の運営上極めて重要な仕組みである。しかしながら、介護職に従事しているケアマネジャーの数は、２０１８年以降は微減傾向にあり、人手不足を訴える声がある。また、制度創設当初は適切なケアプラン等の必要性に対する認知度が低く、その活用促進を図るためケアマネジメントは自己負担なく利用できることとされたが、ケアマネジメントが広く定着した現在でも自己負担がないままである。

担い手の確保のためには、ケアマネジャーの専門性を評価し、その働きに対応した報酬を支払うことが重要であることから、ケアマネジメントを利用するうえでの受益者負担について検討を進めるべきである。なお、検討に当たっては、有料化に伴うサービス利用控えが生じないよう、適切な制度設計が必要である。

（３）介護人材の確保・定着支援

生産年齢人口が急速に減少する一方で、増加が見込まれる介護職員の必要人数を確保するためには、意欲・体力のある高齢者などの活用促進や外国人介護人材の受入れ拡大、介護人材の紹介機能強化や賃上げなどが重要である。

① 介護助手に関する取組み推進

高齢者については、掃除や配膳、見守りなど専門的な業務以外の周辺業務を担う介護助手として活躍してもらうことが可能との声がある。実証研究によると、介護助手が周辺業務を担う時間に応じて、専門資格を有する介護職員の周辺業務時間が削減される傾向がある。介護職員の負担軽減による定着促進を図るために、三重県などの先進事例を参考に、介護助手となる人材の発掘や介護事業所とのマッチング等の取組みを推進すべきである。

② 外国人介護人材の受入・定着促進

外国人介護人材については、昨今の円安などにより、就職先として日本ではなく他国を選ぶことが多くなってきており、人材確保が難しいと指摘する事業者の声もある。待ちの姿勢でなく攻めの姿勢で、外国人介護人材のリクルートを強化する必要がある。海外でのＰＲ・現地説明会の開催等を行っている外国人介護人材受入・定着支援等事業などを拡充すべきである。

また、専門学校等に通っている外国人留学生のリクルートが有効であるとの指摘もあり、専門学校等と介護事業者との連携促進、マッチング等の取組み強化を行うべきである。

③ ハローワークにおける介護人材紹介機能の強化

介護人材の人手不足や有料職業紹介が盛んになってきたことなどから、その採用コストが著しく増加（職業紹介による就職１件あたり手数料：平均４２万円）しており、中小規模の介護事業者には大きな負担との声もある。公的社会保険の一つである介護保険制度を支える人材確保については、ハローワークの役割が重要であり、福祉人材コーナー等での取組みを強化すべきである。

④　介護職員の賃上げ推進について

介護職員の給与については、これまで様々な処遇改善策が講じられてきた結果、縮小してきているものの、依然、全産業平均との給与差（月額約７万円）は大きい。少なくとも、速やかに全産業平均の給与水準を目指すべきである。

（４）人材不足対応のための規制緩和

商工会議所が実施した人手不足の調査によると、介護・看護事業者では、人手不足との回答の割合が業種別で最多（８６％）であるなど、極めて深刻な状況である。今後も介護が必要な高齢者の安全・安心な暮らしを社会全体で支え、介護サービスを維持するためには、限られた人的資源の有効活用が重要である。

そのため、オンライン会議システム等を活用して一定のサービスを提供できる場合は、介護専門職(管理者、生活相談員、機能訓練指導員等）の常駐・専任を求める配置基準を緩和すべきである。

また、実証実験によると、見守り機器を導入した施設では直接介護や巡回時間が減少することが確認されている。このような実例を参考に、見守り機器を導入した介護付き有料老人ホーム等の人員配置基準の柔軟化も推進すべきである。

（５）介護ロボット導入支援の強化

介護現場の生産性向上には介護ロボットの導入が極めて重要だが、入浴支援機器が約１１％、移乗支援機器が約１０％など、普及率は低迷している。普及が進まない理由として、中小事業者における購入費用負担の重さや導入のインセンティブが少ない点（介護ロボット導入が人員配置基準の緩和にはつながらず、必ずしも固定費を削減できる訳ではない）を指摘する声もある。介護ロボットの普及率を引き上げるため、導入に対する助成措置の大幅な拡充、導入した場合の人員配置基準の柔軟化などを検討すべきである。

（６）特別養護老人ホームへの参入規制緩和

現在、特別養護老人ホームの設置主体は、地方公共団体・社会福祉法人に限定されている。今後、介護需要の増加が見込まれる地域において、受け皿の整備、質の高いサービスの提供や運営の効率化を図るため、特別養護老人ホームの設置主体を株式会社等へ拡大すべきである。なお、民間事業者の場合は収益性が著しく低下した際の撤退リスクを懸念する声があるが、利用者保護策の導入を義務付けるなどにより対応が可能と考える。

（７）介護事業所の経営効率化

近年、地域における介護需要の変化や人手不足に対応した採用強化、生産性向上に向けたＩＴツールの導入コストの抑制等を目的として、小規模介護事業者がＭ＆Ａや法人間連携などにより大規模化・協働化を進める動きがみられる。この動きを後押しし、地域での安定的な介護提供体制の構築につなげるべく、社会福祉連携推進法人の設立、物品の共同購入体制の構築など、介護事業所の大規模化・協働化を推進すべきである。

（８）地域包括支援センターにおけるボランティアの積極的活用

地域包括支援センターは、高齢者等への相談支援・権利擁護・介護予防支援・ケアマネジメント支援などを行う、地域における重要な公的機関である。また、介護離職防止の観点から、家族の介護に悩む労働者の相談窓口としての役割も期待される。しかしながら、人手不足により高齢者とその家族のニーズをきめ細かく把握しきれていないという指摘もある。オランダにおけるソーシャル・ヴァイクチームの事例も参考に、地域包括支援センターにおけるボランティアなどによる互助を促進することで、介護サービスなどの効果的・効率的な提供を推進すべきである。

３．医療・介護におけるＤＸの推進

（１）カルテの電子化を通じた情報共有の促進

厚生労働省の調査によれば、わが国では、病床規模が４００床以上の病院では約９１％が電子カルテを導

入している。他方、２００床未満の病院は約４９％、一般診療所で約５０％と、中小規模の医療機関を中心に電子カルテの導入が遅れており、導入後の運用・更新費用も経営を圧迫していると訴える声がある。電子カルテデータの標準化も進んでおらず、医療機関同士のデータ連携が難しい状況にある。

医療・介護の連携や提供体制の効率化を推進するためには、医療情報が集約されているカルテを完全に電子化し、関係者間で円滑に情報共有を行うことが不可欠である。

電子カルテデータの標準化を進めるとともに、診療所を含むすべての保険医療機関での完全導入を、医療ＤＸの推進に関する工程表の期限である２０３０年からさらに前倒しで達成するため、標準規格準拠の電子カルテの導入・更新費用について、大胆な助成措置を講じるべきである。

（２）マイナンバーの活用推進

マイナンバーカードの普及率は人口比で約８割、そのうち健康保険証として登録されているカードは７割を超えているが、未だ普及の途上にある。全国民が健康保険証登録を行い、医療・投薬情報が共有されれば、切れ目なく質の高い医療の提供、災害時や救急搬送時の迅速かつ適切な治療、重複受診や過剰投薬の解消、事務作業の低減による業務効率化が可能となる。

マイナンバーカードの普及・拡大のためには、マイナンバーの利便性・有用性を国民へ丁寧に説明し、必要な制度であるという認識の浸透を図るべく、広報・周知を継続することが求められる。加えて、情報登録のミスが起こらないよう、ヒューマンエラーを防止できるようなシステムへと改善し、国民の不安を払しょくすることが不可欠である。

また、２０２３年４月からオンライン資格確認システムの導入が原則義務化され、保険医療機関・薬局全体で同システムの運用を開始した割合は、約９割に達した。全医療機関で速やかに利用できるよう、引き続きハード・ソフト両面での国の支援を求めたい。

さらには、国民が自身の健康状態を把握し、健康増進に活用できるよう、レセプト、カルテ、予防接種受診歴等、マイナポータルで閲覧可能な情報を引き続き拡充していくべきである。

（３）医療と介護の連携を容易にする情報基盤の構築・活用

わが国では、レセプトや電子カルテの情報など、データベースが多数存在しているが、その規格は統一されておらず、データベース間の連携も進んでいない状態である。加えて、介護分野においても各専門職が利用者と個別にやり取りを行い、ケアを実施していることから、関係者間の情報共有は必ずしも円滑でないとの声がある。

医療・介護の連携を強化し、サービスの質を向上させるとともに、シームレスに必要なケアを提供できるよう、医療・介護従事者や利用者本人・家族等の間で情報を共有することが重要となる。在宅医療から在宅介護へ状況が変化するケース等においても、患者・家族への対応を円滑に移行できる備えとして極めて重要である。

そのため、政府の「医療ＤＸ推進本部」で取組みを進めている、「全国医療情報プラットフォーム」は、保健・医療・介護の情報を共有・交換できる仕組みとして早急に構築し、運用を開始すべきである。

（４）介護データベース第三者提供の拡大

介護保険総合データベースは、匿名化された要介護認定情報、介護レセプトや科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）の情報を収集・格納しているデータベースだが、研究機関を中心とした第三者への提供は、３７件（２０１８年７月～２０２３年３月）と決して多くはない。介護施策の費用対効果の検証やエビデンスに基づいた介護施策を推進するためにも、データ提供までに要する期間の短縮化や申請手続きの簡素化などにより、データベースの利活用促進とそれに基づいた研究の振興を図るべきである。

４．年金

（１）マクロ経済スライドの完全適用

現在の高齢者の年金給付額を抑制し、現役世代が将来受給可能な年金給付額を確保する仕組みであるマクロ経済スライドは、年金制度の持続性確保と世代間格差是正の観点から有効な手法といえる。しかし、名目下限措置がマクロ経済スライドの効果を弱め、中長期的に安定した年金財政への調整が遅れている。このため、名目下限措置を撤廃し、マクロ経済スライド本来の機能が発揮されるようにすべきである。

（２）第３号被保険者制度の再構築

専業主婦世帯が減少する一方で共働き世帯が増加するなど、人々の働き方や暮らし方・家族のあり方が大きく多様化する中で、「被扶養者」として特別の措置が講じられている第３号被保険者制度は、そうした多様性も包摂しつつ再構築すべきである。

これにより、第３号被保険者だった個人が新たに第２号被保険者となれば、本人にとって将来の年金受給額が増えるとともに、企業における働き手の確保につながることも期待できる。

他方、育児や介護、自身の病気などにより働くことが難しい人や、こどもを生み育てる人々への配慮も不可欠である。次期年金制度改正に向け、第３号被保険者の就業希望や仕事に就けない理由などの参考データを幅広く収集し、それを踏まえたきめ細かな議論を行うことが重要である。

（３）被用者保険のさらなる適用拡大を進める場合の留意点

現在、２０２４年１０月からの従業員数５１人以上への適用拡大は決定しているが、２０２２年１２月に公表された「全世代型社会保障構築会議報告書」に基づき、今後、企業規模要件の撤廃、個人事業所の非適用業種の解消に向けた議論が行われる見通しである。

多様な働き方や女性の社会進出、将来の安心を確保する観点から、被用者保険の適用を拡大する方向性については理解できるものの、労使双方における社会保険料負担の増加、就業調整による人手不足の加速化などの影響度合いを踏まえた議論が必要である。

（４）いわゆる「年収の壁」を要因とする就労調整の解消

２０２３年１０月公表の「年収の壁・支援パッケージ」をはじめ、就労調整の解消に向けた政策が講じられており、就労時間の調整という問題について、その解消を図る動きが見られることに対しては、一定の評価ができると考える。中小企業の利用が進むことを期待したい。

しかし、今回の施策は、賃上げを前提とした時限的な助成措置を中心としたものであり、また、本措置の対象でない被保険者との不公平感が増すとの指摘もある。短期的な視点に立った政策でなく、中長期的には、社会保険における負担のあり方そのものを整理していく必要がある。

加えて、被用者保険適用基準（１０６万円）と被扶養者認定基準（１３０万円）は分りづらいとの現場の声がある。基準の明確化や周知徹底を図るべきである。併せて、労使双方が制度を理解し、それに基づいたコミュニケーションの深化を図りながら、就労調整の解消に向けて努力することが求められる。

（５）高齢者の就業調整要因の見直し

２０００年代に入り、６５歳以上の高齢者の就業率は、上昇基調が続いている。人手不足の影響を緩和するため、定年を迎えた高齢者へ就業継続を働きかけている中小企業の存在が背景にあると考えられる。

しかし、経営の現場からは、働く意欲はあるものの、在職老齢年金制度による年金受給額の減少を避けるために従業員が就労継続を希望しないケースがあるとの声も寄せられている。

このように、在職老齢年金制度が従業員の就労意欲と中小企業の人手不足の双方に負の影響を与えている現状が今後も継続するのは、働き手不足の長期化が懸念されているわが国にとって望ましいことではない。

働く意欲を持つ高齢者の就業促進を図るため、年金財政や将来世代の受取見込額への影響を踏まえつつ、在職老齢年金制度の見直しに向けた丁寧な議論を行うことが重要である。

（６）従業員のライフプラン策定をサポートする企業への支援強化

高齢者の就業促進を図り、必要な労働力を確保するためには、企業が従業員に対して定年後における働き方の選択肢を複数提示することも有効である。年金事務所など公的機関の協力の下、働きながら年金を受給するためのライフプランを労使が協働して策定し、従業員が希望する働き方の実現と企業が望む働き手の確保を両立させている事例もある。

このような取組みは、人手不足に悩む中小企業の参考となり得る。将来設計を策定する従業員を積極的に後押しする企業の取組みを政府が支援する仕組みづくりが必要である。

企業の取組みをサポートする担い手として、社会保険労務士、ＤＣプランナー、ファイナンシャルプランナー等への期待が大きい。これらの専門家を活用した金融経済教育推進機構（仮称）への個別相談窓口の設置、専門家リストの公表などにより、職域におけるライフプラン策定支援を強力に展開されたい。

５．外国人との共生社会実現に向けた課題

少子高齢化・人口減少下でわが国の産業経済を維持・発展させていくためには、介護・看護業にとどまら

ず、多くの分野で外国人材の受入れ・活用が求められる。周辺のアジア諸国においても、今後は少子高齢化により労働力人口が減少していくことが予想される中、外国人材から就労先として日本が選ばれ続けるためには、官民を挙げた受入れ環境の整備が急務である。その１つが、社会保障制度への適切な外国人の包摂である。

現在、わが国では、基本的に一部の適用除外（国民健康保険における３カ月以下の短期滞在者や医療滞在ビザなど）を除き、日本で働く外国人も日本人と同様に社会保険へ加入しなければならない。しかし、近年は在留外国人の健康・厚生年金保険の未加入問題や国民健康保険の不適正加入・不正受給の問題が指摘されている。外国人との共生社会の実現に向け、在留外国人を包摂しつつ、同時に保険料を負担している者が抱きかねない不公平感の払しょくに努めるべきである。

以　上

２０２３年度第１５号
２０２３年１１月７日
第７６３回常議員会決議

＜提出先＞厚生労働省など政府関係機関、全世代型社会保障構築会議メンバー、社会保障審議会委員など関係各所
＜実現状況＞２０２３年１２月に公表された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」において、現役世代の負担抑制、応能負担の強化、医療・介護ＤＸの推進や、働き方に中立的な社会保障制度の構築等、会議所意見が盛り込まれた。

１６．「『これからの労働政策に関する懇談会』中間レポート～求められる『少数精鋭の成長モデル』への自己変革」

はじめに

コロナ禍からの経済活動の回復に伴い、あらゆる業種で深刻な人手不足を訴える声が高まっている。政府推計[1]では今後数十年にわたり生産年齢人口の減少が続くとされ、企業活動のみならず、介護・看護、運輸など人々の生活を支える幅広い分野の人手不足が進み、地域における人々の日常生活の維持すら危ぶまれる危機的な状況を迎えつつあるとの指摘もある[2]。

こうした状況を踏まえ、日本商工会議所（以下、日商）および東京商工会議所（以下、東商）では、２０２３年６月、「これからの労働政策に関する懇談会」(以下、本懇談会）を設置し、中小企業の雇用および人材育成の方向性、ならびにそれらを支える労働政策のあり方について議論を重ねてきた。

本レポートはその中間整理として、中小企業がこれからの労働供給制約社会を生き抜くために求められる「チャレンジ」と、それを支える政府・自治体や経済団体等に求められる「変革」について取りまとめたものである。人手不足に悩む多くの中小企業経営者にとって、厳しい現実を乗り越え、未来を切り拓くための参考となれば幸いである。

日商・東商としては本レポートの内容をベースとして、日々の経営支援事業を通じ、中小企業の「チャレンジ」を支援するとともに、政府・自治体に対しては労働供給制約社会に対応した労働政策の実現を求めていきたい。記載の内容の中には、さらなる議論・検討の必要性が残されている点も多い。こうした点については、引き続き本懇談会において議論を深め、具体的なアクションにつなげていきたい。

[1]国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計)」(２０２３年８月)
[2]リクルートワークス研究所「未来予測２０４０労働供給制約社会がやってくる」(２０２３年３月)

１．直面する「現実」、来るべき「未来」

深刻化する人手不足に加えて、原材料費・エネルギーコストの高騰による賃上げ圧力の高まりなど中小企業の経営環境は厳しい状況にある。また、働く人の意識や価値観も変化しており、転職も一般的になりつつある。こうした大きな変化を踏まえ、企業には人手不足への対応として採用のみに頼らない方策を検討することが求められている。

（１）かつてなく深刻化する人手不足

あらゆる業種で「人が足りない、人が採れない」

中小企業の人手不足がかつてなく深刻な状況を迎えている。２０２３年７～８月の日商・東商調査では、中小企業の約７割（６８．０％）が「人手が不足している」と回答し、２０１５年の調査開始以来、最も厳しい結果となった（【図１-１-１】)。人手不足は特定の業種にとどまらない。介護・看護業（８６．０％)、建設業（８２．３％）で８割を超え、最も低い製造業でも６割近い（５８．８％）結果となるなど、あらゆる業種で深刻な

状況となっている（【図１－１－２】）。
【図１－１－１】人手不足の状況の推移（２０２０年～２０２３年・各年７～８月調査実施）
【図１－１－２】人手不足の状況（２０２３年業種別）

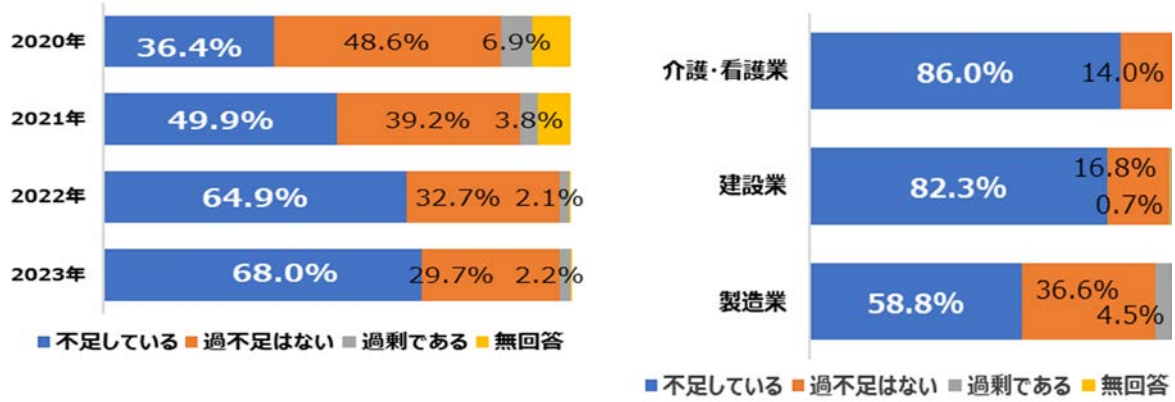

出所:いずれも「人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査」調査結果（２０２３年７～８月、日商・東商調査）

同調査では、こうした人手不足への対策を聞いた設問に対し、「正社員の採用活動強化」（６８．５％）を挙げる企業が最も多い結果となっている。しかし現実は厳しい。２０２３年４月の日商調査では、２０２２年に採用活動を行った中小企業のうち１割強（１５．３％）の企業が「全く採用できなかった」と回答。「予定人数を確保できなかった（４４．３％）を合わせると約６割（５９．７％）に達するなど結果は芳しくない（【図１－１－３】）。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所によれば、わが国の生産年齢人口（１５～６４歳の人口）は今後、数十年間にわたり減少を続け、総人口に対する割合は２０２０年の約６割（５９．１％）から、２０６５年には５割程度（５１．４％）まで低下すると推計[3]されている。このままでいけば、労働力の供給はますます制約され、「あらゆる業種で人が足りない、人が採れない」状況は、今後一層厳しいものとなることが避けられない。

【図１－１－３】２０２２年度の採用実績（採用を行った企業を１００とした場合）

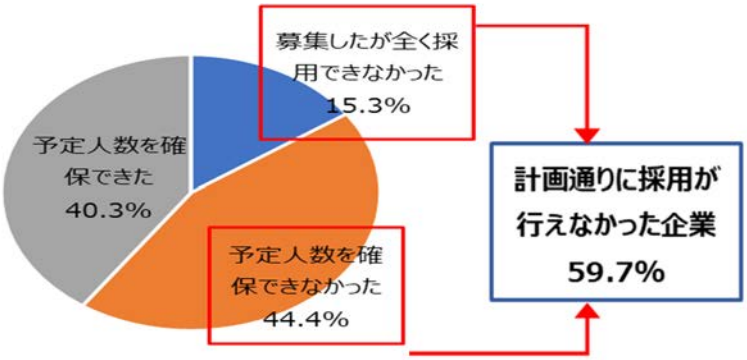

出所：「商工会議所ＬＯＢＯ（早期景気観測）２０２３年４月期調査結果」（２０２３年４月、日商）を元に事務局作成

[3]国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）」（２０２３年８月）

賃上げ圧力の高まり、懸念される「人手不足倒産」

厳しい人手不足の状況に、資源・エネルギー価格の高騰や円安を背景とする物価上昇が重なり、企業に対する賃上げ圧力が高まっている。

２０２３年９月の日商調査では、今年度の賃上げを実施した中小企業の割合は全体の６４．４％と６割を超えるものの、そのうちの６割超（６３．８％）が業績の改善を伴わない、いわゆる「防衛的な賃上げ」となっている（【図１－１－４】）。原材料費の高騰とコスト増が収益を圧迫する中、人材確保のために何とか賃上げを行っている実態が見てとれる。

【図１－１－４】２０２３年度の所定内賃金の動向（賃上げ実施企業を１００とした場合）

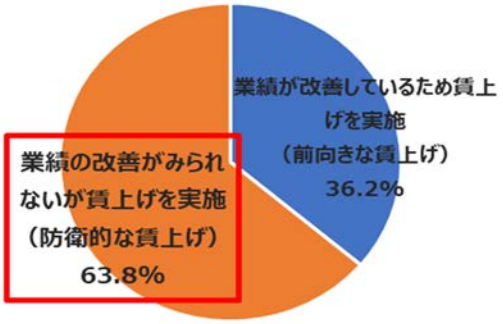

出所：商工会議所ＬＯＢＯ（早期景気観測）２０２３年９月期調査結果（２０２３年９月、日商）を元に事務局作成

２０２３年度の最低賃金審議でも、隣県との人材確保競争を背景に、各都道府県の決定額が中央最低賃金審議会による目安額を大幅に上回るケースが多く見られた。その結果、全国加重平均は４３円、率にして４．５％というかつてなく大幅な引上げとなり、政府が目標に掲げてきた１千円をついに超えたが、都市部ではもはや「最低賃金では人が採用できない」との声も大きい。

日商・東商はかねてより、中小企業の賃上げ原資確保に向けて、企業の生産性向上の支援と適正な価格転嫁の推進を訴えてきた。取組は進みつつあるが、デジタル活用などによる生産性向上が成果につながるには時間を要する。価格転嫁については政府の力強い後押しもあって原材料費の転嫁は一定程度進捗が見られるものの、エネルギー価格や労務費の転嫁はまだまだ進んでいないのが実態である。

労働分配率の高い中小企業にとっては厳しい状況だが、労働供給が制約される中、今後も人材確保を目的とした賃上げ競争は避けられない。賃上げできない企業は人員を確保できず、中小企業の「人手不足倒産」が今後増えていくことも懸念される。

働く人の意識と価値観の変化－「転職希望者１千万人」時代へ

生産年齢人口の減少に加え、働く人の「転職」に対する意識も大きく変わりつつある。労働力調査では、２０２２年の転職者数は３０３万人とコロナ禍を経て再び増加に転じ、転職等希望者も９６８万人と１千万近くに達している（【図１－１－５】）。２０２３年７月に公益財団法人日本生産性本部が２０歳以上の雇用者を対象に行った調査では「仕事内容や勤務条件を優先し、同じ勤め先にはこだわらない」との回答が６７．４％に及び、転職はもはや特別なことではなくなっている（【図１－１－６】）。

【図１－１－５】転職等希望者数と転職者数の推移

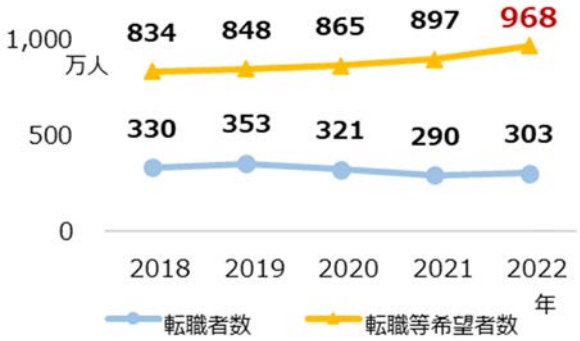

【図１－１－６】希望する働き方の推移

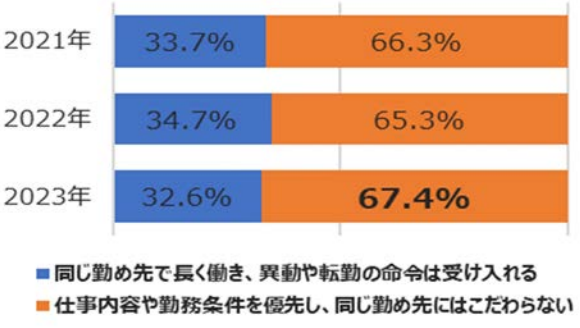

出所:各年の労働力調査（総務省統計局）を元に事務局作成
出所:各年７月の「働く人の意識に関する調査調査結果レポート」（公益財団法人日本生産性本部）を元に事務局作成

政府も、「キャリアは会社から与えられるもの」から「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代になってきたとして、①リ・スキリングによる能力向上支援、②個々の企業の実態に応じた職務給の導入、③成長分野への労働移動の円滑化、からなる「三位一体の労働市場改革」を進めるとしている[4]。

中小企業においては、「こうした動きが進めば従業員がより条件のよい地域や企業に流出し、人手不足がさらに深刻化するのではないか」との懸念が大きい。日商・東商としては政府に対し、労働移動に中立な政策を求めているが、一方で企業としても長期雇用を前提とするメンバーシップ型組織では、加速化するビジネス環境の変化に十分対応できないとの指摘もある。

少なくとも、働く人の意識や労働市場が現状よりも「転職推進」の方向に動いていくことは避けられない。中小企業もこうした変化をしっかり受け止め、人材確保に取り組まなければならない。

[4]２０２３（令和５）年６月１６日閣議決定「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画２０２３改訂版」

懸念される「人手不足による影響の連鎖」

深刻な人手不足の影響は個々の企業経営だけにとどまらない。リクルートワークス研究所が２０２３年３月に公表したレポート「未来予測２０４０労働供給制約社会がやってくる」では、少子高齢化が一層深刻化し、今後長期的に生産年齢人口が減少し続けた場合、労働力の供給不足は１，１００万人に達すると試算している。

現状のまま何の手も打たなければ、「生活を営むうえで必須のサービスすら維持できず生活水準も低下」し、「生活維持サービスに現役の労働力を回さざるを得ないために、先端分野に対する人材供給が後回しになり経済活動が一層停滞するという悪循環が起こる。」と述べ、コロナ禍で「エッセンシャルワーカー」としてその存在の大きさが改めて認識された介護・看護、運輸など生活維持サービスに携わる人材の不足が、人々の生活や経済活動に深刻な影響を及ぼす可能性を指摘している。

既に、人手不足を原因とした公共交通機関の減便が、地域で働く人の通勤に影響を与えているといった事態も起こり始めている。「運送業者の人手不足で、発注した部品や資材が納期までに届かない」、「建設業者の人手不足で、工場の修繕が遅れて操業できない」、「介護業者の人手不足で、従業員が家族の介護のために出社できない」など、いわば「人手不足による影響の連鎖」が広がり、多くの中小企業の経営に影響を与えるといった事態も懸念される。

厳しい現実を受け止め、採用のみに頼らない「打ち手」を

「あらゆる業種で人が足りない、人が採れない」状況は今後ますます厳しさを増し、人材確保のための賃上げ競争は激化が避けられない。転職も当たり前の時代となり、「人手不足による影響の連鎖」がさらに追い打ちをかける。経営者はこうしたかつてなく厳しい現実を受け止め、新規採用のみに頼らない「打ち手」を考え、取り組んでいかなければならない。

（２）求められる「働き手の多様化」への対応

労働力の不足が進む中で、女性、シニア、外国人材など多様な人材の労働参加が進んでいる。働き手の多様化は人材確保の有効な手立てとなり得る一方、実際の受入に当たっては、これまでのフルタイム・男性社員の雇用とは異なる考え方と対応が求められる。

女性－「本人が活躍を望まない」は本当か

労働力調査に基づけば、２５～３９歳の女性の就業率は８割前後となるなど、出産育児期に就業率が落ち込むいわゆる「M字カーブ」は解消傾向にあるとされる。しかしながら、出産育児期の女性の労働参加は非正規雇用が中心で、新たに２５～２９歳を境に非正規雇用の割合が高くなる「Ｌ字カーブ」と呼ばれる状況が生じている（【図１-２-１】）。ひとり親で子どもを抱えながら非正規雇用から抜け出すことができず、貧困状態に陥るケースも少なくない。多くの女性が出産育児期においても、本人の希望に応じた働き方を選び、キャリアを重ねていくことができれば、人手不足問題の大きな解決策の一つとなりうる。

【図１-２-１】女性の年代別就業率（２０００年、２０２２年）と正規雇用率（２０２２年）

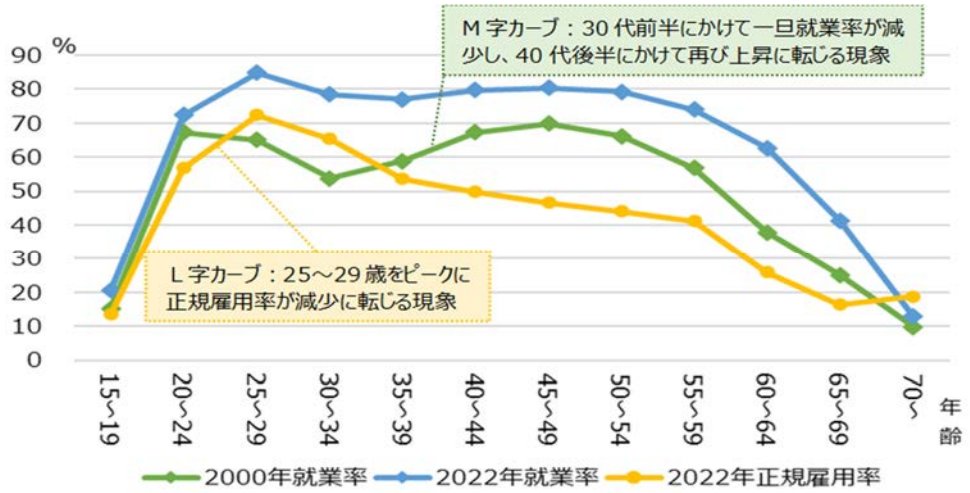

出所：各年の労働力調査（総務省統計局）を基に事務局作成

しかし、企業における女性のキャリアアップ支援の取組は十分に進んでいるとは言えない。２０２３年７～８月の日商・東商調査でも、中小企業の８割強（８４．３％）が「必要性を感じている」が、そのうち６割弱は「十分取り組めていない」としている。

同調査で、支援を行ううえでの課題として最も多く挙げられたのが「本人が現状以上の活躍を望まない」（５３．０％）である。過去の調査でも同じ傾向が見られるが、果たしてそうだろうか。他の課題としては、「育成のための仕組みやノウハウが不足」（４０．０％）、「出産・育児などと両立できる体制・制度が不十分」（２６．４％）などが挙げられており、企業や社会におけるこうした環境が、女性が活躍を「望みたくても望めない」状況を生み出している側面も大きいのではないだろうか。いずれにせよ、企業として女性活躍が進まない理由を女性本人の意識にのみ押し付けていては、解決は望めない。

政府は、少子化対策の一環として男性の育児休業取得を推進しており、育児との両立はもはや女性だけの問題ではない。中小企業では従業員数が少ない中で、一人が何役もの役割を担っているケースも多く、代替要員の確保が大きな課題となるが、両立しやすい環境整備を進めることは、女性のみならず男性にとっても働きやすい職場を生み出し、生産性向上や若い世代の採用・定着につながることも期待される。人手不足の解消に向けて、女性活躍に対する企業の意識変革が求められている。

シニア―社内の雇用継続に加え、他社からのキャリアチェンジも

高齢化の進展に伴い、働くシニアの数は増えている。２０２２年の高年齢就業者（６５歳以上）人口は９１２万人、就業者全体に占める割合は１３．６％と過去最高となった（【図１-２-２】）。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（令和５５年推計・中位推計）では、日本の人口が２０２０年の１億２，６１５万人から２０７０年には８，７００万人にまで減少する中、６５歳以上人口割合は一貫して上昇し、２０７０年には４４割近く（３８．７％）まで増加するとされる。人手不足問題の解決にシニア世代の活躍推進は欠かせない。一つの企業で長年にわたって渡って貢献してきたシニア層の雇用継続は、人手不足への対策のみならず、企業の競争力の源泉である技術やノウハウの伝承という側面からも大きな意義がある。

大企業などで豊富な経験を積み重ねてきたシニア人材の中小企業へのキャリアチェンジも期待される。「失業なき労働移動」の支援を目的に設立された公益財団法人産業雇用安定センターでは、就労意欲が高い６０歳以上の高年齢者を事業者に紹介する「キャリア人材バンク」事業に２０１６年より取り組んでいる。２０２２年度の登録者数は５，７４２人、成立（就職者）数２，９７６人といずれも過去最高を記録し（【図１-２-３】）、シニア人材、企業双方のニーズが高まっていることが窺える。

男女ともに平均寿命が８０歳を超える中、社内外の健康で意欲あるシニア層の活躍推進を図ることは、中小企業の人手不足解消にとっても有効な打ち手となり得る。

左【図１-２-２】高年齢就業者割合の推移
右【図１-２-３】「キャリア人材バンク」登録件数および成立件数の推移

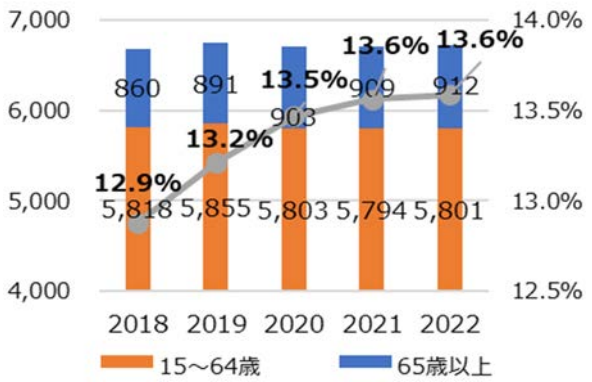

左：各年の労働力調査（総務省統計局）を基に事務局作成
右：公益財団法人産業雇用安定センター資料に基づき事務局作成

外国人材―数年での入替でなく、「より広く・より多く・より長く」へ

深刻な人手不足を背景に、２０２２年の外国人労働者数は１８２万人に達し、２００８年からの１５年間で約４倍にまで増加している（【図１-２-４】）。２０２３年７～８月の日商・東商調査では、外国人材について「受入拡大すべき」との回答が半数を超え（５３．４％）、「人手不足の業種・地域に限って受入拡大すべき（」１４．４％）を合わせれば約７割になるなど、中小企業においても外国人材受入への期待は高い（【図１-２-５】）。

外国人材の受入に係る課題としては、「日本語によるコミュニケーション」や「生活面でのサポート」を挙げる企業が多い。現在、全国で１３の商工会議所が監理団体[5]として会員企業の外国人技能実習生受入を支

援しており、実習生向けの日本語教室開催や、専用の携帯電話に寄せられる相談に２４時間３６５日対応し、役所や医療機関に同行するなどの支援を行っている。今後、外国人材の受入が進み、家族を帯同するケースも増えれば、企業や経済団体・業界団体による取組では手が回らなくなることが想定され、政府や自治体による受入環境の整備は喫緊の課題である。

技能実習制度と特定技能制度については、政府の有識者会議において両制度の一体的な見直しが検討され、２０２３年１１月３０日に最終報告書が法務大臣に提出された。同会議には、日商からも委員が参画し、先に述べたような各地の受入実態も踏まえつつ、外国人材の人権保護を大前提に「より広く（業種・職種）、より多く（人数）、より長く（就労期間）」外国人材を受け入れられる制度の整備を求めてきた。中小企業においても、数年で帰国し入れ替わる人材としてではなく、責任ある仕事を任せられる人材への育成も含めたより本格的な受入の推進が求められる。

【図１-２-４】在留資格別外国人労働者数の推移

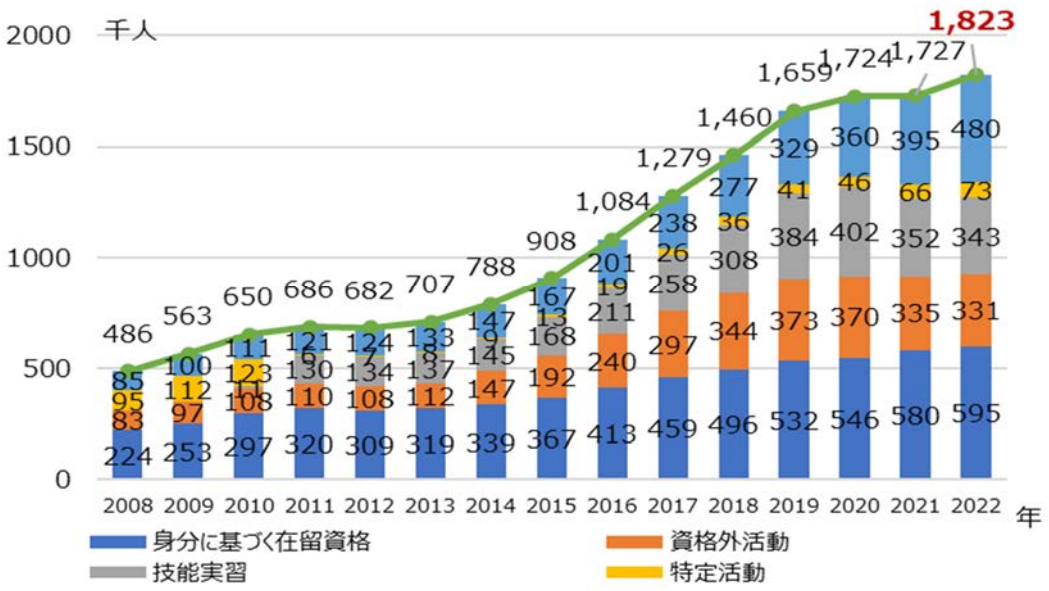

出所：各年の「外国人雇用状況」の届出状況（厚生労働省）を基に事務局作成

【図１-２-５】外国人材の受入方針への考え方

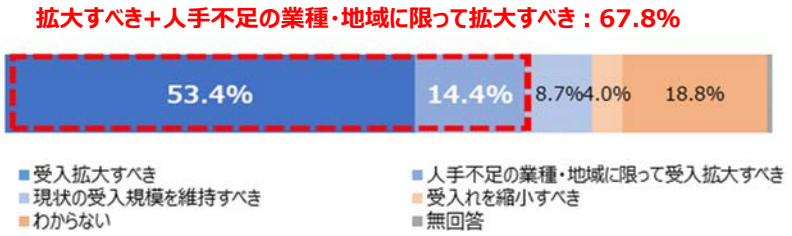

出所：「人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査」調査結果
（２０２３年７～８月、日商・東商）

[5] ２０２３年１０月２４日時点の数

「フルタイム・男性社員中心の職場」からの脱却を

女性、シニア、外国人材など多様な人材の労働参加は今後さらに進み、各企業の職場で働く人々の姿は多様化していく。実際の受入にあたって、女性については仕事と育児などとの両立、シニアについては健康への配慮、外国人材については言語や生活習慣の違いへの配慮など、企業として取り組まなければならない課題は少なくない。

一方で、こうした課題に正面から取り組み、多様な人材にとって働きやすく働きがいのある職場づくりを進めることは、あらゆる従業員にとって働きやすさの向上につながり、ビジネスに多様な視点を活かす効果も期待される。

生産年齢人口の減少がさらに進む中で、フルタイム・男性社員を中心とした人員体制の維持は難しくなる。

経営者には、現実として進みつつある「働き手の多様化」をしっかり受け止め、その先にある未来を見据え、「多様な人材の活躍推進」と「多様で柔軟な働き方の実現」というテーマに積極的に取り組んでいくことが求められている。

２．中小企業が目指すべき「姿」

働きがいと働きやすさを高め、個々の成長と多様性を原動力とする「少数精鋭の成長モデル」への自己変革を

ここまで、深刻化する人手不足と働き手の多様化や意識の変化について見てきた。

取り上げてきた各種調査結果が示す現実は厳しい。自社の人手不足を新規採用で補おうと手を尽くしても、６割の企業が必要人数を確保できていない。さらに大企業を中心に賃上げが進む中、賃上げできない企業には厳しい結果も想定される。苦労して何とか採用した従業員も７割近くが転職をいとわないと考えており、現実に転職者数は増えている。生産年齢人口のさらなる減少が進む中、「人手不足は採用で補う」という考えだけでは問題は解決しない。

あらゆる業種で「人が足りない、人が採れない」状況が避けられない中、企業が経営を維持し、ビジネスを発展させていくためには、採用のみに頼らない「打ち手」を考え、取り組んでいかなければならない。

「少数精鋭の成長モデル」へ、３つのチャレンジ―省力化・育成・多様性

中小企業のこうした厳しい状況を打開する「打ち手」として、本懇談会は、「３つのチャレンジ」を提案したい。

第１のチャレンジは、改めて自社の仕事を見直し、ムダの排除やデジタル活用などによる「徹底した省力化」を図ること。第２には、省力化によって生まれた時間を活用し、従業員一人ひとりの成長に向けた「徹底した育成」を進めること。そして、第３には、フルタイム・男性社員中心の考え方を改め、働き手と働き方における「徹底した多様性」を受け入れることである。

それぞれの具体的な内容は次章にて述べるが、経営者と従業員が一体となって、この「３つのチャレンジ」に徹底して取り組むことで働きがいと働きやすさを高め、限られた人員の中で個々の成長と多様性を原動力とする「少数精鋭の成長モデル」へと自己変革を果たしていくことが、中小企業が労働供給制約社会を生き抜くうえで求められる一つの方向性と考える。

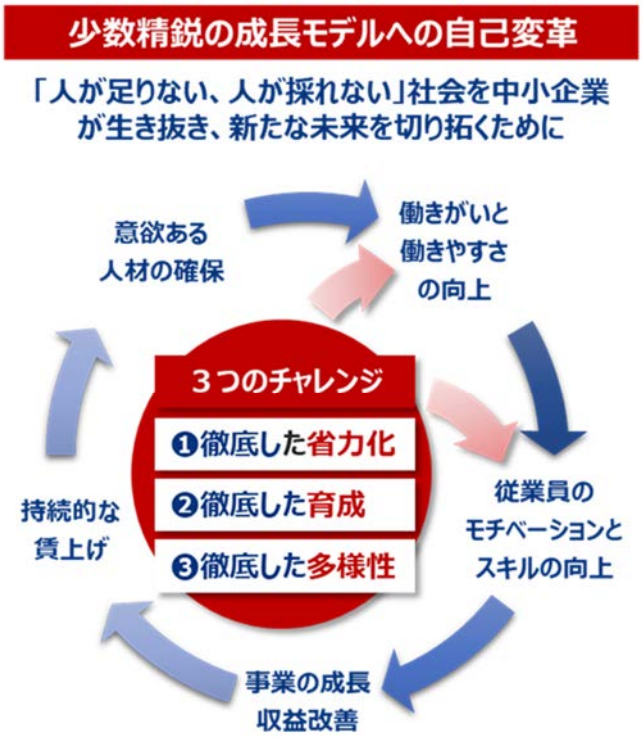

働きがいと働きやすさの向上が生み出す好循環

生産年齢人口の減少によって労働供給不足が常態化すれば、企業経営における「人材」の価値はかつてなく高まる。「働きがい」と「働きやすさ」の向上に積極的に取り組む企業は、従業員のモチベーション向上とスキルアップが事業の成長や収益改善をもたらし、賃上げによってさらに意欲ある人材が集まるといった好循環が期待できる。他方、そうでない企業は人手不足がますます深刻化し、事業が成り立たなくなる事態

も想定される。
　経営者と従業員の距離が近く、環境変化に対し迅速かつ柔軟に対応できることが中小企業の強みである。こうした強みを活かし、省力化・育成・多様性の「３つのチャレンジ」による自己変革に挑むことができれば、企業の規模に関わらず、提供する財・サービスの付加価値を高め、持続的な賃上げを実現することは十分に可能であり、それこそが変化の激しい時代における中小企業のあるべき姿であり存在価値でもある。

３．３つのチャレンジ
（１）「徹底した省力化」
自社において、従業員が真に力を注ぐべき業務は何か？
　「人が足りない、人が採れない」中で、まず取り組むべき１つ目のチャレンジは「徹底した省力化」である。限られた人材に最大限の成果を発揮してもらうためには、自社において、「従業員が真に力を注ぐべき業務は何か」を突き詰め、それ以外の業務は廃止や外注を進めるとともに、デジタル技術や機械・ロボットの活用についても積極的に取り組む必要がある。
　「徹底した省力化」は人手不足の緩和・解消につながるだけでなく、従業員がより働きがいのある仕事に専念できる環境を生み出し、新たなビジネスへの展開や、２つ目のチャレンジである「徹底した育成」のための時間や余裕を生み出すことも期待できる。

　本懇談会では、中小企業が取り組むべき「省力化」のチャレンジとして以下の３つを挙げる。

①「コア業務」への集中とタスクレベルまでの「ムダの排除」
　「省力化」の第一は、不採算事業からの撤退といった事業レベルから、細かなタスクレベルに至る徹底した「ムダの排除」である。
　ビジネス環境の変化等により採算が採れなくなってしまった事業や、将来性の乏しい事業を戦略的に見直し、撤退という判断を下すことは、経営者にしか出来ない重要な仕事である。「今後、従業員を増やすことは極めて難しい」という前提の中で、より厳しい判断が求められる。
　他方で、リクルートワークス研究所が２０２３年４月に発表した「企業のムダ調査」では、経営者・役員の６９．５％、組織長の７２．６％、就業者の５６．６％が「業務にムダがある」と回答している。同調査で尋ねられた「２７のムダ業務」（【図３－１－１】）は、「自社にも当てはまる」と思う項目がある一方で、「そうした作業も意味があり、必ずしもムダとは言えないのでは」、「それほど時間はとられていないのでは」と思う項目もあるかもしれない。しかし、こうした細かなタスク一つひとつが積もり積もって、従業員の時間を奪い、仕事への意欲を削いでいる可能性があるとすれば、見直しを行う意義はあるのではないだろうか。

②「デジタル化・機械化・外注化」の推進
　比較的低廉で専門的な知識が不要なアプリなども増え、中小企業にもデジタル技術の活用が広がっている。一方、「これまでどおり人手をかけても特に問題ない」、「担当者の仕事を奪うことになる」など、デジタル化や機械化にいまだ消極的な経営者も依然として少なくない。こうした考えを全て否定するものではないが、従業員が今よりもさらにやりがいや成長に直結する「重要度の高いタスク」に専念できる環境を作るためにも、デジタル技術や機械やロボットあるいは他社の力を効果的に借りるという選択肢を考えてみるべきである。
　新しい資本主義実現会議（２０２３年９月２７日）においては、中小・小規模企業の賃金引上げのため、省人化・省力化投資への支援を実施する旨が示された。構造的な人手不足の中で、省力化の取組機運はますます高まることが予想される。政府には、社内での知識や経験、資金力に乏しい中小企業の実態を踏まえた人材と資金両面での支援を求めたい。

③社会全体での「過剰品質・過剰サービス」の見直し
　わが国の企業はこれまであらゆる分野で、「より良いものを、より安く」、すなわち高品質・低価格を競ってきた。構造的賃上げに向けて官民で推進する取引価格の適正化は、この「より安く（低価格）」を「適正価格で」に変えていく取組といえる。同様に、社会全体の人手不足の解消に向けて「より良いもの（品質・サービス）」という考え方についても改めて考えてみる必要がある。いわゆる「過剰品質・過剰サービス」の見直しである。
　顧客へのもてなしや取引先への気遣いから行っている付帯的な取組の中には、長時間労働や人手不足につながっているものも少なくない。地球環境への配慮などから「過剰包装」については社会全体で見直しが進んできた。同様に、「過剰品質・過剰サービス」についても理解を得られたところから見直しを進めていく必要がある。
　これについては価格転嫁と同様、企業間の調整の難しさから、一朝一夕には進まず、一社単独での取組には限界がある。「パートナーシップ構築宣言」などを通じた業界やサプライチェーン全体での見直し推進、サービス基準に関するガイドラインの公表などの取組が望まれる。併せて、国や産業界として最終消費者、

すなわち国民の意識改革を促す取組も重要である。

【図３－１－１】リクルートワークス研究所「企業のムダ調査」２７のムダな業務

（参考）「企業のムダ調査」で尋ねた27業務

1. 頻度や1回あたりの業務量が多過ぎる業務・作業
2. 成果や実施の目的が分からない業務・作業
3. システムがない・古いことで、紙でやらざるを得ない業務・作業
4. 簡単な方法があるのに、わざわざ面倒だったり時間がかかる方法でやっている業務・作業
5. 手戻りが多い業務・作業
6. ほぼ自分自身の出番はないが、念のために参加している場や、それにともなう業務・作業
7. 不必要に細かすぎたり、必要以上に高い品質を要求される業務・作業
8. 誰かのミスや対応遅れなどで発生する手待ち時間
9. 品質に影響がないのに、上司や関係者の志向や好き嫌いに対応するための業務・作業
10. 自分では必要性を感じないが、上司や関係者が必要だと言うので実施している業務・作業
11. 上司や関係者間の方向性や意見の不一致に対応するための業務・作業
12. 上司や関係者からの支援が不足する中で行う業務・作業
13. 業務の関係者の能力・努力の不足の穴埋めをするための業務・作業
14. 部外者からの思いつきでのアドバイスや提案に対応するための業務・作業
15. ポイントが曖昧、長い、同じ話を繰り返すといった上司や関係者に付き合う時間
16. 付き合い仕事、付き合い残業
17. 長時間働いて頑張っていることをアピールするための労働時間
18. 「働いていない」と上司や周囲から思われるのを避けるために使っている労働時間
19. いつか利益につながる、日の目を見ると信じられているために行っている業務・作業
20. 残業代を確保するために、増やしたり、のんびり行っている業務・作業
21. 自身の能力の不足によって発生している業務・作業
22. 自身の成長のためにあえて引き受けている業務・作業
23. 自身の評価・評判を高めるためにあえて引き受けている業務・作業
24. 必須ではないが、付随的な得があるために行っている業務・作業
25. お客様を過剰にもてなすサービスに費やす業務
26. 社外に、いい顔をするために、駆り出される業務・作業
27. 他社でも実施しているという理由で、深く考えずに自社でも実施している業務・対応

出所：「未来予測２０４０　労働供給制約社会がやってくる」（２０２３年３月、リクルートワークス研究所）

（２）「徹底した育成」

人手が足りず、学ぶ余裕のない従業員の「学ぶ意欲」を高めるには

取り組むべき２つ目のチャレンジは「徹底した育成」である。「人が採れない」現実とそれがますます深刻となる未来を見据えれば、企業にとって、従業員一人ひとりの能力を高め、生産性向上や付加価値の拡大につながる「徹底した育成」の取組はこれまで以上に重要度を増す。

ビジネスを取り巻く環境が目まぐるしく変化し、求められるスキルや能力も変わる中で、働く人が自ら能力開発に取り組み、キャリアを構築する自覚が求められることは言うまでもない。しかしながら、慢性的な人手不足の企業においては、「自覚はあるが時間や余裕がない」と考える従業員も少なくないのではないだろうか。企業は、こうした従業員の「学ぶ意欲」を高める取組も含め、今一度、自社における「育成」のあり方を見直す必要がある。

本懇談会では、中小企業が取り組むべき「育成」のチャレンジとして以下の３つを挙げる。

①「経営の見える化」で学ぶ意欲を高める

研修やＯＪＴなど具体的な育成の取組を行う前に、慢性的な人手不足で「勉強したくても時間や余裕がない」従業員の「学ぶ意欲」を高める取組が不可欠である。

１つ目のチャレンジに挙げた「徹底した省力化」によって「学ぶ余裕・余力」を生み出すとともに、「なぜ忙しい中でも学ぶ必要があるのか」、「学ぶことで自身と会社にどのような変化が期待できるのか」といった「学ぶ意義」を伝え、納得感を高めなければ、従業員の積極的な参加は期待できず、成果も望めない。

そのために必要なことが、「経営の見える化」である。まずは従業員に自社の経営理念、事業と収益の現状と課題を共有し、今後の経営の方向性と目指す将来像を明確に伝えたうえで、企業と個人の成長のために従業員に身に付けてほしい能力・スキルを明示し、経営者と従業員が「学ぶ意義」を共有することが重要である。「学ぶ意義」に納得し、「学ぶ意欲」を高めた従業員には、企業の成長と自らの可能性を引き出すための「育成」への継続的な取組を期待したい。

また、「経営の見える化」は、１つ目のチャレンジに挙げた「徹底した省力化」への取組を進めるうえでも重要である。

さらに、納得感を高めるための取組として、能力・スキルの習得・発揮と連動したキャリアパスや報酬体系の提示も重要である。建設業では、技能者一人ひとりの就業実績や資格を登録できる「建設キャリアアップシステム」[6]の普及を官民で推進し、技能者の能力向上や処遇・環境改善を図っている。情報通信・情報サービス業においては、ＩＴを利活用するビジネスに求められるタスクと、それを支えるＩＴ人材の能力やスキルを「タスクディクショナリ」、「スキルディクショナリ」として体系化した「ｉコンピテンシディクショナリ（ｉＣＤ）」の普及を図っている。ｉＣＤの各ディクショナリに関するコンテンツ提供は独立行政法人情報処理推進機構が、活用促進は民間主体が担っている。一社単独ではなく、こうした業界内での協力による取組も期待される。

[6]技能者一人ひとりの保有資格・社会保険加入状況や現場の就業履歴などを業界横断的に登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化などにつなげるシステム。

②従業員の「マルチタスク化」推進

中小企業に共通して求められる「育成」の取組として、「マルチタスク化」の推進が挙げられる。従業員数が限られる中小企業では、「〇〇さんしかできない」仕事も多く、代替要員の確保が難しいことが長時間労働や男性の育児休業の取得が進まない要因の一つとされている。

社内研修等により技術やノウハウ、情報の共有化を図り、一つの業務を複数の従業員が対応できる「タスクシェア」の体制づくりを進めることによって、互いに仕事をカバーし合い、従業員一人ひとりが育児や介護・看護などとの両立や、さらなる能力開発に充てる時間も確保しやすくなることが期待できる。

「マルチタスク化」推進は容易ではないが、従業員が対応可能なタスクや職域を拡げることがキャリアアップや報酬増につながる仕組みを構築すれば、本人の学ぶ意欲にもつながる。

③公的職業訓練の積極活用

育成への投資に充てる資金や教える側の人材不足などから、自社内での人材育成が難しい中小企業には、政府などによる公的職業訓練のさらなる活用が求められる。

全国に設置[7]されている「職業能力開発促進センター（通称：ポリテクセンター）」等では、在職者向けの訓練メニューが用意され、中小企業の従業員（派遣・契約社員やパートなどを含む）も比較的低廉な費用で受講することが可能となっている。内容は、ものづくり分野の設計・開発、加工・組立など専門的なものから、生産管理、組織マネジメント、マーケティング、データ活用などの生産性向上支援、ＤＸ人材育成支援まで幅広く、企業のニーズに合わせたオーダーメイド型訓練も用意されている。充実した内容にもかかわらず、利用企業は限られている。短期間（２～５日程度）の在職者向け職業訓練（能力開発セミナー）の受講者数は、近年、概ね横ばいで推移しており、中小企業受講者数も同様に横ばいである。（【図表３－２－１】）

政府には、訓練内容の質・量のさらなる拡充とともに、地域中小企業の利便性向上と利用促進の取組強化を求めたい。併せて、人材育成計画の策定や賃金体系の見直し、従業員に対するキャリアコンサルティングの提供など、「育成の仕組みづくり」に対する「伴走型支援」や教育訓練投資に対する税制措置や助成など、中小企業の人材育成に対する幅広い支援が求められる。

【図３－２－１】在職者向け職業訓練（能力開発セミナー）受講者数推移

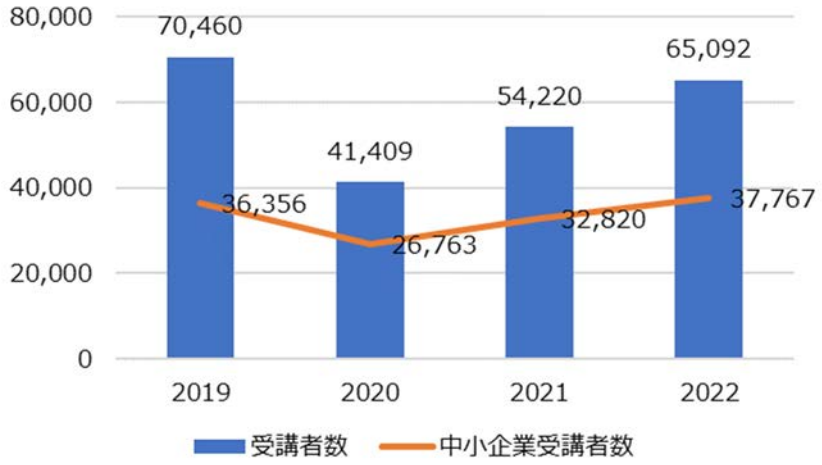

出所：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構資料に基づき事務局作成

[7]東京都は、全国で唯一、ポリテクセンター等が設置されておらず、公共職業訓練のうち施設内訓練について東京都の職業能力開発施設で実施されている。

（３）「徹底した多様性」

女性、シニア、外国人材など多様な担い手による活躍の余地はないか？

取り組むべき３つ目のチャレンジは「徹底した多様性」である。生産年齢人口が減少する中、多様性を受け入れなければ、どれだけ「省力化」と「育成」に取り組んでも、「人が足りない・人が採れない」という課題は解決できない。第１章で述べたとおり、女性・シニア・外国人材の労働参加は進み、障害を持つ方の就労参加も少しずつではあるが着実に進んでいる。「徹底した多様性」の実現は、ビジネスに多様な視点を活かす効果も期待されるため、自社においてより多様な担い手の活躍の余地がないかを改めて見直し、「徹底した多様性」の実現にチャレンジすることが求められる。

本懇談会では、中小企業が取り組むべき「多様性」のチャレンジとして以下の３つを挙げる。

①多様性への配慮と理解

企業が育児中の女性社員に対し、保育所への送迎などが可能となるよう短時間勤務を適用する例は一般的となった。多様な人材の活躍を進めるうえでは、これと同様に、シニア人材には健康面、外国人材には言語や生活習慣など、それぞれの事情に合わせた「配慮」が不可欠である。企業側の負担は生じるが、積極的に取り組めば多様な人材の確保や定着につながり、さらには、職場全体の「働きやすさ」を高めることにつながることが期待される。

ハードルの一つは、他の従業員の「理解」である。中小企業においては既に多様な人材の活躍に取り組んでいる中小企業が多数存在する一方、これまであまり多様性を取り入れてこなかった企業においては、中心戦力は「フルタイム・男性社員」といった考え方が根強く存在している可能性がある。「徹底した育成」と同様に、「なぜ多様性を受け入れていく必要があるのか」を繰り返し伝え、無意識の偏見や思い込みを払しょくしていくことが重要である。意識改革は一朝一夕にはできないが、実際に女性・シニア・外国人材を積極的に受け入れ、人手不足を解消してきた企業は少なくない。経営者が先頭に立って、多様な人材の活躍への期待を持ち、常に自覚的に粘り強く意識改革に取り組むことが必要である。

②「働き方」の多様性

多様性への「配慮」の中心となるのが、「働き方」の多様性を受け入れる取組である。例えば、同じ育児中の女性であっても働き方のニーズは必ずしも一様ではない。また、企業側も仕事の内容によっても提供できる配慮の内容は異なる。働く人と企業それぞれのニーズを考慮し、就業時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を選択できる仕組みを用意することが求められる。難しい面もあるが、従業員数の少ない中小企業だからこそ、従業員一人ひとりに合わせた対応が可能となるといった面もあるのではないだろうか。

その際、１つ目のチャレンジである「徹底した省力化」を進め、全社での労働時間削減に取り組むことが不可欠であることも付け加えたい。また、普及が進んだテレワークや、「省力化」に向けたデジタル化・機械化は、女性・シニア・障害者の業務遂行上の身体的機能や時間的制約による影響を小さくし、活躍の場を広げることにもつながる。

③多様性を活かせる仕事の「切り出し」

育児中の女性やシニアには毎日・フルタイムでの就労が難しい人も少なくない。１つ目のチャレンジである「徹底した省力化」を進め、「本当に従業員が担うべき重要度の高いタスク」を絞り込む中で、一部の業務を切り出して、育児中の女性やシニア、あるいは副業・兼業人材、フリーランスによって補うことも有用である。

既に介護の分野では、資格や専門知識が必要ない洗濯や清掃などの業務を切り出して、企業をリタイアしたシニア人材が担う、などの事例も見られる。また、一つの業務をフルタイム従業員１名ではなく、複数のパートタイム従業員が担うことも考えられる。

４．求められる労働政策・労働行政「７つの変革」

中小企業と働き手の実態を十分踏まえ、労働供給制約社会に対応する労働政策を

ここまで中小企業を取り巻く環境変化と中小企業が目指すべき姿、求められる３つのチャレンジについて述べてきた。３つのチャレンジにおける取組の中には、中小企業がそれぞれ単独で行うにはハードルが高いものもある。「少数精鋭の成長モデル」への自己変革の「覚悟」を持った中小企業に対して、政府・自治体に

個々の企業の取組促進に真につながる法や制度の整備や実効性ある支援が期待される。

政府が掲げる「三位一体の労働市場改革の指針」は構造的な賃上げに向けたものとして理解するが、リ・スキリングについては個人への直接支援の拡充がうたわれており、労働移動の円滑化と相まって、中小企業に

は、従業員の流出につながるのではないかとの懸念が根強い。
政府はこうした労働市場の活性化に向けた改革とともに、深刻な人手不足の現状と来るべき労働供給制約社会への対応に向けた労働政策の抜本的な変革について早急に検討を進め、各種労働規制の見直しなどに取り組むべきである。その際には、中小企業団体も含め公労使が参画するプラットフォームを設け、雇用の７割を支える中小企業の実態、多様化する働き手の実態を十分に踏まえた議論・検討を進めることが不可欠である。併せて、地方を含む全国の中小企業が「少数精鋭の成長モデル」への変革を遂げていくためには、身近な公的機関による支援の拡充も求められる。
こうした観点から本懇談会が考える、労働政策・労働行政が特に重点を置いて取り組むべき「変革」について、以下の７つを挙げる。

①労働供給制約社会への対応を検討する公労使プラットフォームの設置
労働供給制約社会に対応した労働政策全体の変革推進に向け、公労使の代表が参画するプラットフォームを設置。雇用の７割を支える中小企業の実態や多様化する働き手の現状に関する各種統計・調査や現場のヒアリング等を踏まえて議論・検討を進めること

②多様で柔軟な働き方の実現を阻害する労働関連規制の見直し
雇用環境と働く人の意識の変化を受け、労働時間の管理や解雇に関するルールなど、多様で柔軟な働き方の実現を阻害していると考えられる労働関連規制について、中小企業の実態を踏まえた大胆な見直しを行うこと

③女性・シニア・外国人材など多様な担い手の労働参加を阻む障壁の除去
女性の就業調整につながる税・社会保障制度の抜本的見直し（いわゆる「年収の壁」対策）、人権保護を前提に「より広く・より多く・より長く」外国人材を受け入れるための技能実習・特定技能両制度の見直し、副業・兼業受入手続きのさらなる簡素化など、多様な担い手の労働参加を阻む政策・制度の見直しを進めること

④就労後の自発的・持続的な能力開発を促す環境整備
キャリア自律に向けた職業教育の推進、新卒一括採用偏重と形骸化する就職・採用日程ルールの見直し、高等教育機関における社会人学生の積極的な受入など、働く人が就職後も自発的・継続的に能力開発に取り組むための環境整備を進めること

⑤ハローワークなど公的職業紹介の抜本的な機能強化・拡充
地方を含む全国の中小企業の求人活動の効果的な支援に向けて、求人企業（仕事の切り出し、募集条件見直しなど）・求職者（職業能力開発の支援など）双方へのコンサルティングによるマッチング機能の強化を進めるとともに、職業情報サイト「ｊｏｂｔａｇ」やジョブカード等の活用促進、マザーズハローワーク、産業雇用安定センター（在籍型出向、キャリア人材バンク）など関連機関との連携を強化するなど、ハローワークの機能強化・拡充を進めること

⑥ポリテクセンターなど公的職業訓練の抜本的な機能強化・拡充
地方を含む全国の中小企業における従業員の能力開発をより幅広く支援するべく、省力化に資するＤＸ関連講座をはじめ、企業のニーズに合わせた訓練内容の質・量の抜本的な強化・異次元の拡充を図るとともに、地元企業との接点を増やし、さらなる利用拡大と利便性向上に取り組むこと

⑦働き方改革推進支援センターならびに中小企業支援機関による伴走型支援強化
地方を含む全国の中小企業における働き方改革の推進、人材育成計画の策定や賃金体系見直し、従業員に対するキャリアコンサルティング、デジタル技術やロボットを活用した省力化の推進など、「少数精鋭」での経営を実現するための社内体制・仕組みづくりに対する伴走型支援を強化するとともに、各機関による支援の情報の横断的な収集や窓口の一本化等、中小企業が円滑に受け取れる仕組みを構築すること

なお、こうした取組を進める政府・自治体もまた、労働供給制約社会の影響から逃れることはできない。各機関における人手不足によって中小企業への支援が滞ることのないよう、公的セクターにおいても「徹底した省力化・育成・多様性」、とりわけＤＸ化による業務効率化と手続きの簡素化、システム等の操作性向上、支援を担う人材の育成に向けた取組の推進を期待したい。

取り入れてこそ若い人材に選ばれる」という考えを、他企業にも受け入れてもらえるよう働きかけることを考えている。これからも、<u>地域に人材が集まる仕組みを継続していく</u>。

３つのチャレンジ
「省力化」「育成」「多様性」取組事例集

株式会社 八葉水産

No.１　株式会社八葉水産
・所在地：宮城県気仙沼市赤岩港１６８－１０
・創立：１９７２年
・従業員数：１００名（男性５８名　女性４２名）
・公式ＨＰ：https://www.hachiyosuisan.jp/
・事業内容：水産加工食品製造販売

代表取締役社長　清水　敏也　氏

【チャレンジストーリーの要旨】

２０１１年の東日本大震災で製造施設が全壊。再開にあたって、人員が不足していたこともあり、**従来は人手で担っていた業務も含めた機械化・デジタル化**を進め、生産性を高めることで競争力を取り戻した。効率化で生まれた時間で、**新製品開発や人材育成にも注力**。地域の発展と次代を担う人材の育成を強く意識した経営方針のもと、人材も集まり、将来の成長の基盤を築いている。

【チャレンジの背景・きっかけ】

１９９６年に清水敏也氏が代表取締役に就任し、事業を展開していたが、２０１１年３月の東日本大震災を受け製造施設が全壊。安定供給ができないことで、小売大手のプライベートブランド商品の受注も打ち切られた。さらに震災の影響で人手の確保も困難だった。そんな状況だった２０１３年、気仙沼市と気仙沼商工会議所が主催し、外資系コンサルティングが徹底した指導を行う「経営未来塾」に第一期生として参加。経営未来塾に参加したことにより**経営を改めて見直すとともに、会社の経営だけでなく、地域・社会への関わり方**について考えるようになった。**外部で学ぶ機会の重要性や事業継続に強い不安を持つほどの追いつめられる環境によって実行に移せた**。まずは、少ない人手でも事業継続ができるよう、機械化・デジタル化の推進、また従業員のマルチタスク化に取り組んだ。

2023 年に移転された本社

【チャレンジの内容】

省力化

機械の導入にあたって、**自社の課題は何か、どんな課題を解決したいのかを明確にし、展示会への参加などによる情報収集**にも努めながら目的に合う機械を血眼になって探した。資金面は大きな課題であったが、政府の復興支援である「中小企業等グループ補助金」を活用。**機械性能による生産力の向上**のみならず、段ボールの組立や商品の箱詰めといった**単純作業は機械に切り替え**、以前は５人必要だった作業が３人で担えるように。今後、**さらに生産効率を上げられる余地はあり、コスト競争力の強化や新製品開発**などにも取り組んでいく。同時に**デジタル化も推進**。全社員にタブレット端末を配布し、**社内の連絡ツール、工場間での工程管理のリモート化、リモート営業などで活用**。**若い人材を中心に、主体的に有効活用を考えさせている**。

商品の箱詰めはすべて機械化

機械化と同時に、少人数で効率良く事業運営することも重要であることから、**マルチタスク化**も進めた。毎週のように前週に**業務負荷が大きかった業務を全体で共有**し、現場監督の采配により皆で改善することで、**特定の人の負荷が大きいことはおかしいと従業員に気づかせ、業務指示ではなく協力して負荷を分担する意識**が醸成された。工場、事務が営業を担当するなど、専任部署を持ちつつも業務範囲を広げ、**誰でも他部署のサポートができるように**。結果、産休や育休、コロナ罹患による休みなどが発生しても滞りなく仕事ができる環境になった。

ＰＣを駆使して業務にあたる

育成

会社から将来像を明示するのではなく、自らが会社の将来像を作っていけるよう、経営状況や日々の作業コストなどを開示し、早いうちから責任者に抜擢し若返りを図っている。また、企業や地域が成長するためには若い人材の力が必要と考え、新卒採用も積極的に行っている。ＳＮＳなども活用し、積極的な情報発信に取り組み、自社のＰＲに取り組んでいる。若手によるインターンシップも大卒を対象に有償で２週間実施。気仙沼地域全体の活性・育成を目的とし、同社に就職しなくても、いつか地域に定着してくれることを期待している、と清水社長は話す。

【チャレンジ前後の変化】

機械化により工場の生産効率が上がり、同業他社が原材料・エネルギーコストの値上げ分を商品単価に転嫁する中、同社は商品単価を上げずに競争力を確保。また、随時生産コストなどの数字を従業員に共有することで、従業員にコスト削減意識が根付いてきている。さらにマルチタスク化により従業員同士の助け合い意識が働くようになり、柔軟に対応できる組織となった。今後原料の輸入、製品の輸出など海外事業も検討していく。

№２　株式会社ダイイチ・ファブ・テック

・所在地：茨城県水戸市谷津町１－７２
・創業：１９６５年
・従業員数：１５名（男性１１名　女性４名）
・公式ＨＰ：http://www.d-f-t.jp/
・事業内容：昇降機部品やトラックフレーム部品、
　　製缶部品製造、空調機の板金

代表取締役会長
金森　良充　氏

代表取締役社長
門脇　大樹　氏

【チャレンジストーリーの要旨】

変種変量生産、短納期顧客といった幅広い顧客ニーズへの対応に強みを持つ老舗製造業。人手不足と非効率な生産体制への悩みから、デジタル化とマルチタスク化を推進。生産管理システムの導入により工場の「見える化」を図り、生産部門全体の状況をリアルタイムで把握すると同時に、社員教育の充実にも取り組み、デジタル化とマルチタスク化の取組効果を最大限発揮できる仕組みづくりへ挑戦。これらの取組により、生産性や働き方に対する従業員一人ひとりの意識改革を促し省力化を進めながら、新たなことに挑戦する企業風土も醸成し生産性向上を実現した。

【チャレンジの背景・きっかけ】

資材を含め在庫を極力もたない省エネでスリムな経営方針のもと、顧客個別のニーズに対応する受注生産を基本に部品ひとつから数百個単位までの変種変量生産、加えて短納期注文への対応といった顧客の幅広い要望に応えるサービスを提供することで他社との差別化を生み、競争力を持つ。一方で、特殊製品を含む受注生産へ対応しているが故に、受注状況によってはある機械はフル稼働、別の機械は開店休業状態といった稼働状況のアンバランスを生んでしまうことがあった。加えて、最新機械をはじめ、多種に及ぶ機械の操作担当者を固定していたため、特定の機械に受注が集中した際に応援や代替が利かない状況に。一部の従業員の残業が増加するなど労働環境の悪化も助長。さらに、各種機械の稼働・進捗状況に関するデータをリアルタイムで管理できておらず、誰がどこで何をしているのかといった製造部門全体の情報も一元的に管理できていなかった。圧倒的非効率な生産体制という問題に直面するなか、２０１８年に茨城県が実施した「働き方改革・生産性向上個別企業コンサルティング事業」にモデル企業として参加することを決意。コンサルタントと二人三脚でチャレンジする３年間の伴走型支援を通して、加速する人手不足への対応とともに生産性向上を実現するためにマルチタスク化への取組を進めた。

幅広い加工技術で顧客の
個別ニーズに対応

【チャレンジの内容】

省力化

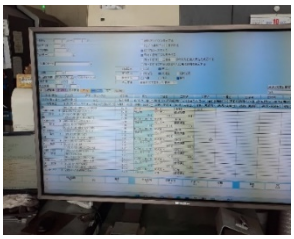

「見える化」を実現した生産管理システム

「マルチタスク化」に取り組む前にまずは工場の「見える化」に着手。製造ラインの実態を把握できない限りは、いくらマルチタスク化を推進しても効果的な人員配置の計画が立たず、業務効率化は進まない。そこで、製造機械ごとに稼働時間を記録し、作業工程や図面の管理・編集を行う生産管理システムを導入。続いて「マルチタスク化」へ着手。最初に各工程で必要とされるスキルを明文化し、従業員一人ひとりのスキルを４段階で評価した技能マップを作成した。これを基に教育訓練計画を策定し、社内教育を実施。担当工程を１年ごとのローテーションとし、個人の業務の幅を拡大した。約１年半後には、ローテーションの期間を半年に縮小することで、マルチタスク化を加速させた。さらに、毎月１回（給料日）必ず会長・社長が全従業員と面談を実施し、個別のコミュニケーションを図ることで、工程による業務の難易度の違いや得手不得手などを把握し、ローテーション期間をアレンジするなど、フレキシブルな対応をしている。

育成

さらに、省力化の取組はこれに止まらない。現場で都度生じる作業工程の修正等にもその場で対応し生産効率を上げるため、従業員全員に生産管理システムと連動したタブレットを支給。一方でシステムをデジタル化しても、それを使うのは人。宝の持ち腐れとならぬよう同時に従業員への教育支援も実施。ＣＡＤやマイクロソフトオフィススペシャリスト（ＭＯＳ）の資格取得を積極的に奨励し、合格者には報奨金を用意。デジタルに触れ、慣れることを進めることで、多くの人が抱えるデジタルへの見えないハードルを下げることを目指した。きっかけはコロナ禍で生まれた時間の有効活用だったが、この取組は苦手意識の克服だけでなく、何歳になっても新しいことに挑戦する大切さを教えてくれた。

【チャレンジ前後の変化】

ローテーションによる業務幅の拡大・技術スキルの向上はもちろんのこと、生産管理システムの導入により従業員一人ひとりが働き方への意識変革を起こし、残業時間が大幅に削減された（取組前後で▲３３％）。一時低迷していた業績も復調し、生み出した原資は賃上げという形で従業員に還元（２２年比+４％）。門脇社長は「この流れを加速させ、来年以降も継続して還元していきたい」と語る。また、資格取得者も大幅に増加し、ＭＯＳは再雇用社員を除いて全１８名が合格。今後はシステムインテグレーターの育成にも意欲を示し、ロボット活用によるさらなる生産性向上を目指していく。

No.３　株式会社綿善

・所在地：京都府京都市中京区柳馬場通六角下ル井筒屋町４１３
・創業：１８３０年
・従業者数：２２名（男性１１名　女性１１名）
・公式ＨＰ：https://www.watazen.com/
・事業内容：宿泊業・飲食業
・受賞歴：京都商工会議所が選ぶ【老舗賞】受賞

おかみ　小野 雅世 氏

【チャレンジストーリーの要旨】

創業家出身のおかみ・小野雅世氏は、人材の定着に向けて、硬直的で閉塞感ある職場変革が急務と考え、休暇がとれる働きやすい環境整備、人材育成による従業員の主体性向上に挑戦。業務の棚卸やマニュアル整備を通じて、非効率業務の削減・改善、マルチタスク化を進めた。また、インターンシップをはじめとする求職者との接点強化に取り組み、若手を含む新たな人材を確保。これらにより、年間休日の増加や業務効率化が実現し、従業員の意識や接客の質も向上。「変化しないことが怖い、変わらないことがおかしい」という意識が綿善旅館に根付いた。

【チャレンジの背景・きっかけ】

おかみは新卒で就職した大手銀行を退職し、２０１１年４月にアルバイトとして綿善旅館に入社。当時はベテラン従業員の力が強く、優秀な人ほど早く辞め、残る人は愚痴をこぼしながら「ゾンビのように働いている」人ばかり。新しい取組を提案しても、皆から意味がないと否定されてしまう環境だった。そこでおかみは、会社の課題を見つけるため年齢や立場に関係なくコミュニケーションを図り、これまで口頭で済ませていた業務連絡をノートに残すなど、小さなことから業務を改善していった。その後、おかみが産休・育休を取得

し、２０１５年に復職した時、「今の環境では、子育てしながら働き続けられない」ことを強く感じ、業務効率化と働き方改革が喫緊の課題であると、本格的に着手した。

【チャレンジの内容】

省力化

まずは年間休日を８３日（週休１～２日）から１０５日（週休２日）に増やすことを具体的な目標に設定し、非効率業務の削減・改善に取り組んだ。２０１５年に日本旅館協会と観光庁等が連携して実施した「宿泊業生産性向上モデル創出事業」を利用し、外部コンサルタントの助言を受けながら業務の棚卸に着手。非効率な業務、改善すべき社内制度を洗い出した。

非効率業務の改善は、従業員が中心となり、非効率となる要因は何か、どうやったら改善できるかを考えた。その中で、あまり使われないアメニティは部屋に置かずバイキング形式にするといったムダの排除や、電話で行っていた従業員間の連絡はタブレット端末を活用しチャットツールで行う、各フロアにカメラを設置し繁忙状況を見てフロントからヘルプ指示を出す、といった身近で従業員が普段から使っているツールを活用した業務効率化が進められた。

少しずつ改善事例を積み重ねることで、次第に従業員の「どうせできないやろ」という思考が「どうやったらできるか」という考えに変化。２０１７年４月には各部署で一番現場を把握している従業員を集めたプロジェクトチームを立ち上げ、取組を加速させた。

アメニティバイキングで非効率業務を削減

また、特定の部署だけ残業が多い、身体的負荷が大きいなど、業務負担に差があったことから、マルチタスク化にも取り組んだ。客室対応と調理補助を繁閑によって兼任するなど業務範囲を拡大。結果、業務負荷が平準化され、全体の労働時間が削減されただけでなく、部署を横断して助け合える職場となった。

育成

２０１７年からは少子高齢化を見据え、１０代から５０代まで幅広い年代を１～１４日間のオーダーメイド型のインターンシップで受け入れ始めた。おかみは積極的に合同就職説明会や大学での講演で学生と接点を持ち、インターンシップでは意欲ある人材に業界の魅力や当旅館の将来ビジョンを丁寧に伝えた。

入社間もない従業員に対する教育のため、マニュアルを刷新。新しいマニュアル「サルわかシリーズ」は若い従業員が作成し、写真を中心とした、「サル」でも「わかる」くらいに分かりやすいマニュアルになった。マニュアルを作成する過程でも非効率業務が炙り出され、業務効率化も同時に進んだ。今では動画をチャットツールの共有スペースに投稿し蓄積することで、動画ベースの新たなマニュアル作成も進めている。

評価制度も２０１７年に見直し、それまでは上司に気に入られれば評価が良いなど、評価者の主観で決まっていた査定を、求めるスキル・能力を明確にしてその達成度での評価に変え、保有資格へ手当を支払うなど、客観性・納得感の向上に努めた。

【チャレンジ前後の変化】

２０１９年に年間休日１０５日を達成。今では予算をかけなくてもできる業務改善に取り組む姿勢や、「変化しないことが怖い、変わらないことがおかしい」という気持ちが従業員に根付いた。３０年後に次世代に受け継ぐ際には、更に人材確保が難しくなることを想定し、少人数でもオペレーションを廻せる「究極の家族経営」を行えるレベルまで業務効率化を進めたいとおかみは話す。

育成についても、自分の担当外の業務をやることに不満を抱くベテラン従業員がおかみの改革に付いていけず退職したが、その分従業員の若返りが促進され、職場の雰囲気が明るくなった。今後はフルタイムで給料が高い、給料は若干安いけれど休みやすい、といった多様な働き方に合わせた人事制度にしたいとのこと。いずれは年俸制にして、スキル・スキルアップに見合った給料を支払える体制を整える意向だ。

UKK　UK工業株式会社

No.４　UK 工業株式会社
・所在地：奈良県奈良市生琉里町３５
・創　業：２０１１年
・従業員数１７名（男性１１名　女性６名）
・公式ＨＰ：https://ukk.jp/
・事業内容：解体工事

代表取締役　植原 賢治 氏

【チャレンジストーリーの要旨】

３Ｋ職場とのイメージが持たれ人材確保が解体業共通の課題であった中、まずは**既存の従業員一人ひとりの能力とモチベーションの向上が経営目標達成への課題**と認識。外部研修への参加をきっかけに、社長の頭の中だけにあった**経営理念や経営戦略の明文化**を皮切りに、現場ごとの採算状況、人事評価制度、報酬体系など**あらゆる情報の「見える化」**に着手。**明確なゴールを定め、全従業員と共有することで、各人が目指すべきキャリアパスと身につけるスキルが明確となり、高い目的意識と能力向上意欲を持つ人材が活躍し、そして新たな人材も集まる成長を続ける企業**へと変貌しつつある。

【チャレンジの背景・きっかけ】

ＵＫ工業は、植原社長が前職での経験を活かし、２０１１年に独立創業した解体工事業の会社。丁寧な作業と明朗会計で、県内の顧客を中心に支持されている。「経営の見える化」に着手したのは、２０２２年に奈良商工会議所青年部で実施された研修会への参加がきっかけ。社長には以前から「２０３１年１２月期決算で売上高１０億円の達成」という明確な目標が頭の中にあったものの、**目標の達成に従業員の能力やモチベーションが不十分**ではないか、などと不安に駆られる場面が多々あった。そんなモヤモヤを解消したのが、前述の研修だ。**研修で、経営理念・経営方針・経営戦略を明文化し、社内浸透させることの重要性を痛感**した。従業員が共通のゴールを意識しないことには、そこに至るための行動やスピードにバラツキが生じ、組織として機能しない。**経営理念の明文化に加え、現場ごとの採算、人事評価制度、作業手順など全てを「見える化」する取組**を進めている。

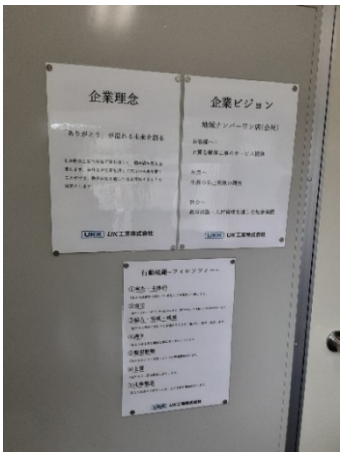

会社の入り口に掲出されている企業理念・企業ビジョン・行動規範

【チャレンジの内容】

育成

共通認識の醸成にあたっては、**経営理念から担当ごとの職務分掌、行動規範に至るまで「ＵＫ工業」とは何なのか、を一冊にまとめたオリジナルの「Ｃｏｒｐｏｒａｔｅ　Ｄｅｓｉｇｎ　Ｂｏｏｋ」を作成**。これを全従業員に持たせ、判断に迷うことがあればまずこの本に立ち返ることを励行させている。

人事制度の「見える化」は、緻密に進めている。従業員一人ひとりと対話を重ね、顧問の社会保険労務士の協力も得ながら、**各担当の各階層で求められるスキルや資格、それらを達成するとプラスされる日当、また各階層への到達目標年数に至るまで明確に定義**を行った。これらを基に、**半年に１回の社長面談で、次のステップまでには何が必要か、そしてどうキャリアアップしてほしいか、を一人ひとりに丁寧に伝えている。**社長には、「解体業であっても頑張れば年収１，０００万円に到達できるという未来を従業員に見せたい」という強い想いがある。真に自立した職人になるには、技術を磨くとともに金銭的な余裕も不可欠と考える。**現場ごとの採算を開示するなどコスト意識の徹底を図る理由は、その蓄積を従業員たちの将来の昇給原資とするため**。

取組の起点となった「Ｃｏｒｐｏｒａｔｅ Ｄｅｓｉｇｎ Ｂｏｏｋ」

解体業の現場では大型特殊自動車免許に加え、建設業系の各種資格や研修受講が必要とされる。これら業務上必要とされるものについては、業務時間内の受験・受講を認めたうえで、日当を支給している。さらには、人事考課における「さじ加減」を排除すべく、誰から見ても**公平かつ納得感のある報酬体系**として、各人の賞与がどのような算出根拠で定まっているのか、また、その原資としての利益がどれくらい確保できているか、というその**プロセスに至るまで従業員に開示**している。

【チャレンジ前後の変化】

解体業は、重労働で辛い、というイメージが先行し、自ら望んでこの業界を選んだ従業員ばかりではない。当初は、「この仕事で幸せになれる将来が思い浮かばない」とこぼす従業員もいた。しかしながら、社長の熱意や行動に触発され、従業員の意識も変わり始めている。**自らの行動規範が定まり、目的意識を持った業務遂行が可能となり、自らのキャリアパスが明確となり従業員の主体的な能力向上意欲が高まった**。地域として業界として採用に苦戦する同業他社が多い中、**毎期安定した採用実績**を残しており、働く魅力を感じてもらえた結果と受け止めている。若い従業員が増えたことで、平均年齢は３０代半ばにまで若返った。既に従業員の３割超が女性ではあるものの、今後は元受刑者などの社会復帰者、自衛隊退官者、外国人材の受入も視野に入れ、**さらなる多様性の実現にも取り組む意向**だ。

№５　能田電気工業株式会社
・所在地：東京都荒川区南千住５－２５－９
・創業：１９３１年４月
・従業員数：１７名（男性１２名　女性５名）
・公式ＨＰ：https://no-da.co.jp/
・事業内容：電気設備改修工事

代表取締役社長 井上 有子 氏

【チャレンジストーリーの要旨】

屋内外にある配線工事等を主に手掛ける。社長が従業員の意見に真摯に耳を傾け、働きやすい環境を整えることで従業員の成長を後押しする。コミュニケーションの活発化や隙間時間を活用するためのシステム導入、徹底したＯＪＴと明確な目標設定による人材育成など、経営の主軸に従業員の成長する仕組みづくりを置いている。さらに、多様な経歴の人材を確保し、社内での丁寧な育成とともに、女性、シニアが柔軟に働ける環境整備にも取り組む。従業員を大切にする取組を通じ、事業面でも太陽光設備関連などの新分野へ挑戦するなど成長を続けている。

【チャレンジの背景・きっかけ】

井上社長は先代社長（実兄）の急病をきっかけに事業を継承。電気工事や経営の知識や経験の全くない専業主婦であったため、従業員は「全く業務を知らない人が社長になった」と不安視。同時に、「専門知識のない自分にできることといえば、社員の声に耳を傾け、働きやすい環境を作ること。そうすれば、社員が思い切り能力を発揮する風土ができるはず」と考える。社長室を無くし、自らのデスクを従業員と同じフロアに移すことや、オンライン朝礼の導入などにより、積極的に授業員とコミュニケーションをとることに努めた。さらには、東京都が主催する「事業承継塾」を受講し、経営戦略の立て方や組織づくり、企業会計などを学びながら、経営者として会社のあり方・成長を考え、従業員の働きやすさ・業務の効率化に取り組む。

【チャレンジの内容】

省力化

まず、コミュニケーションの活性化やシステム化を通じた業務改善に取り組む。現場営業所（池袋）と本社（荒川）をＳｋｙｐｅでつなぎ、打ち合わせを随時できるようにするなどコミュニケーションをとりやすい環境を整えた。個々の従業員の声に真摯に耳を傾けることで現場の課題も見えてくる。一例では、『仕事量が多くてつらい』と訴える作業員と一緒に担当業務の再確認をし、工事で出た廃棄物の運搬業務を外注に切り替えるなどして負担の軽減に努めた。また、働きやすい環境整備のため、全ての現場代理人にｉＰａｄを持たせ、建設系のアプリを活用して、すき間時間でも仕事ができる環境整備やＶＰＮを導入して在宅勤務可能にし、育児や介護との両立をできるように整えた。その他、勤怠管理システムを入れ、物理的な距離がある現場作業員の深夜作業を含む就労状況をタイムリーに把握するとともに、休暇管理、給与処理などにも活用し、効率的に管理。当初はタイムカードとしての活用にとどまり、効果的に活用できていなかったが、社会保険労務士による半年間の伴走型支援があり、他の業務との複合的な活用による効率化が実現できた。

新入社員歓迎
バーベキューを開催

多様性

個々の業務の効率化とともに、人手不足に悩んでいたことから新卒採用のみならず、多様な人材の採用を実践。退職したフルタイム・男性の正社員の後任の採用が叶わなかったことから、業務を細分化し、マザーズハローワークで短時間勤務の子育て女性を２名雇用することで補充。また、職業能力開発センターの電気設備科で訓練を受けた人材の採用や、商工会議所の紹介事業を利用した大企業ＯＢ人材の採用など、多様なチャネルからの採用に取り組んでいる。ハローワークや職業能力開発センターには社長自らが何度も通い、職員との関係性を築き、求める人材や卒業生の活躍を伝えることが大切と、社長は話す。従業員にも自社に合った人材を紹介してもらうという狙いで自社の理解深化を図っている。

育成

従業員の育成にも力を入れる。特徴的な取組はブラザー制度。新人育成は担当のブラザーに責任を持たせ、他の先輩はそのブラザーを指導し、結果的に会社全体で新人を育てる。ブラザーは新人に、必要な講習の案内や実技の練習にも付き合う。３年から５年をかけ、案件ごとにＰＤＣＡサイクル（計画・行動・チェック・反省）を実行して、利益管理、発注主や協力業者・社内との調整、工事を通して安全や品質を作り上げられるまでに育成する。また、材料の仕入れや交渉、さらには役所に提出する資料の作成といった業務を洗い出し、それぞれの業務に対してどの程度こなせているのか、これ

からどのようにレベルアップしていくのかを、社長が一人ひとりと面談して共有している。現在の自分の位置が分かれば目標も立てやすくなり、仕事のモチベーションにも繋がっている。

【チャレンジ前後の変化】
社長が真摯に従業員と向き合い、活発にコミュニケーションをとる風土は、従業員の意欲・能力向上につながる。井上社長は「三方よし」の考え方を大事にし、自社の利益の確保、社員の待遇・労働環境の改善、協力会社への適正な対価の支払いに努めている。女性、シニアも含む全ての人材が活躍・成長できる環境を整え、事業面でも太陽光発電など新たな分野への進出など多角化に挑戦している。

北野木材株式会社

№６　北野木材株式会社
・所在地：奈良県奈良市大安寺西３－８－１２
・創業：１９２８年
・従業員数：３２名（男性１８名　女性１４名）
・公式ＨＰ：http://www.kitanomokuzai.com/
・事業内容：建築建材や住宅設備などの販売

代表取締役社長　北野 眞一郎 氏

【チャレンジストーリーの要旨】
会社が成長するために老舗企業ならではの古い経営体質や考え方から脱却し、従業員一人ひとりの意識改革と能力開発に取り組んだ。システム化による経営の見える化、明確な目標設定と適正な処遇・報酬に基づく人材育成に取り組み、また経営に多様な視点を取り込むための女性活躍も推進。これらの取組により、従業員のモチベーション向上を促し、経営多角化の中で自己変革を継続し続ける企業風土を醸成した。

【チャレンジの背景・きっかけ】
北野社長は「挑戦すべき環境があればためらわずに挑戦すべき」という信念の下、前職で海外事業の立ち上げなど幅広い業務を経験した後、自身の更なる成長機会を求め、歴史ある家業に転身することを決意。
しかしながら、２００６年入社早々に大きなギャップに直面。社長以外は５０～６０歳代の従業員、パソコンとＦＡＸが１台ずつしかないという状況で、受発注を始めとして感覚に基づく事業運営が行われていた。リアルタイムの損益状況が分からず月次決算もままならないといった計数管理に不安を抱き、成長の基盤である財務体質の見える化と改善が必要と認識。また、閉鎖的な建材業界では商圏や販売価格が大手の建材メーカーによって制限されることが多く、既存の事業を定型的にこなすだけの業務が大半を占めていた。会社が飛躍的な成長を遂げるためには、これまでの枠組みに捉われない柔軟な考え方、それを打破していく従業員一人ひとりの意識改革と能力向上が必要であることから、企業風土を刷新するための経営改革へ踏み出す。これまでの手法を１８０度変えることで、先代や一部のベテラン社員との確執も生じたが、社長自身の強い決意のもと、従業員一人ひとりとのコミュニケーションで理解を求め、時には経営陣の刷新などドラスティックな判断もしながら、事業成長へ向けた改革を積極的に推し進めた。

2022 年に竣工した新社屋

【チャレンジの内容】
育成
従業員の「育成」においては、個人に求めるアウトプットとゴールを明確にし、達成した場合の昇給を明示するとともに、具体的なキャリアマップを描くことを指示。求めるレベルは高いが、それに応じた報酬を提供する納得感のある人事考課と報酬体系の運用を図った。経理システムを導入し、リアルタイムの財務状況も従業員と共有しながら、各セクション・各従業員の目標を明確にし、主体性・責任感を醸成。
こうした取組を進めるにあたっては、特に対話を重視し、一人ひとりと半年に１回の面談を通じて各セクションの従業員が各々のポジションでどのような行動を起こすべきかを伝えている。例えば、営業職であれば成約獲得への行動に注力させるため、営業活動以外の見積作成等のオ

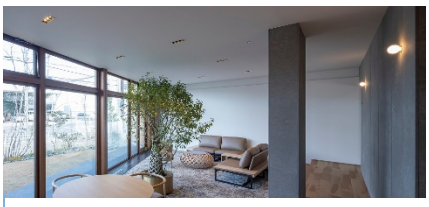

まるでモデルハウスのような商談スペース、創業以来扱う木材を核としながら、新たな価値を提供し続けるチャレンジ精神を体現

ペレーション業務を他の従業員に分担させる、あるいは外注するよう具体的に指示している。これにより、担当業務の効率的な見直しにつながるとともに、経理担当が営業事務を分かるようになるなど、事務部門でのマルチタスク化が促進されるというメリットもあった。

多様性

「多様性」については、高い能力や意欲を持ちながらも、正当な評価や成長機会を得られていないと感じる女性の活躍に着目し、家事・育児と仕事の両立をしながら活躍できる場を積極的に提供。育児経験者を人事部門の責任者に登用し、自らの経験を生かした採用活動により、子育て世代の女性も入社するようになった。また、女性従業員にはさらなるステップアップを目指すよう面談などで働きかけ続け、社長自ら意識面での後押しを続けている。また、時間と場所が制限されない業務、例えばデジタルマーケティング（ＳＮＳ投稿）などでは、専業主婦のすきま時間の活用ニーズをとらえ、積極的に外注。内製化する業務と外注すべき業務の切り分けによる「省力化」にも取り組む。

【チャレンジ前後の変化】

北野社長のこれらの取組により、経理事務の効率化から経営計画の見直しや事業の多角化が可能となり、海外進出も視野に入れるなど事業戦略の幅が拡大し成長への道が切り拓かれた。また、働き方も改善され、従業員の若返り（平均年齢４２歳）や、女性比率の向上（４４％）につながった。働き方改革の取組は途上であるものの、残業時間の削減や業界標準を大きく超える年間休日の付与の実現を視野に入れる。能力に見合った報酬を叶え、ロールモデルとなる社員の活躍を通じて、社員一人ひとりが自己変革を継続し続ける組織風土を醸成した。

株式会社菅原工業

№７　株式会社菅原工業

・所在地：宮城県気仙沼市赤岩迎前田１３２
・創業：１９６５年１０月１日
・従業員数：４０名（男性３２名　女性８名）
・公式ＨＰ：http://sugawarakogyo.co.jp/
・事業内容：土木一式、舗装、水道施設工事
・受賞歴：国土交通省「第４回 JAPAN コンストラクション国際賞（中堅・中小建設企業部門）」国土交通大臣賞

代表取締役社長
菅原　渉 氏

【チャレンジストーリーの要旨】

東日本大震災後、道路復旧のための作業員不足と、復興後の成長戦略に海外展開を検討したことから、インドネシアから技能実習生を受け入れた。定着に向けて、地域住民と文化交流を図るイベントや場所づくりに加え、現地法人を設立し技能実習生が帰国後も自社の海外展開を担ってもらう仕組みも作った。単なる人手不足のためではなく、外国人材の成長と経営の多角化、さらには地域の発展を目的にした取組を行っている。

【チャレンジの背景・きっかけ】

東日本大震災後、道路復旧のためのがれき撤去工事等を担っていたが、工事を担う人手を確保できず、このまま事業が縮小せざるを得ない状況に陥っていくことに大きな不安を抱えていた。そこで、コンサルティング会社の支援も受けながら、事業計画を徹底的に見直し、人手不足対策と海外展開を視野に、技能実習生の受入を検討。また、震災を経て、「地域がよくないと自社も成長できない」という考えに変わり、地域に人材を集めるための取組も行っている。「このまちをつくる」をスローガンに、さまざまな仕組みをつくって気仙沼市の活性化にも取り組んでいる。

【チャレンジの内容】

多様性

２０１４年に初めて技能実習生を受け入れて以降、毎年名受け入れている。初めての受入に際しては、政府系機関（ＪＩＣＡ、ＪＥＴＲＯ）などに今後の事業展開なども含めて相談した。受入開始時は、日本人従業員に向けて技能実習生に配慮すべき事項を貼り出して理解を促し、実習生に対しても毎日面談し日本語の上達を促すなど、双方に対し協働できるよう働きかけを続けた。また、技能実習生は仕事以外の時間は地域の一住民であるため、地域に受け入れてもらう取組も進めた。技能実習生の宿舎

インドネシアフェスティバルでのパレードの様子

がある地域に、同社で技能実習生を受け入れていることを説明して回る、地域住民からごみ捨て等の生活ルールについて指摘された際は会社で一緒にごみを分別する、地域清掃に参加するなどの取組を通じ、地域での信頼を得ていった。また、自身が役員を務める気仙沼商工会議所青年部でインドネシアフェスティバルを開催する、インドネシア料理店を開くなど、インドネシア実習生のコミュニティ形成だけでなく、地域の人がインドネシア文化を受け入れやすくなる取組も始めた。共生の場づくりを行政に頼るだけでなく「民間が走ると行政もついてくる」と考えていたとのこと。

２０１７年には現地法人ＰＴ．ＳＵＧＡＷＡＲＡＫＯＧＹＯＩＮＤＯＮＥＳＩＡを立ち上げ、菅原社長が抱いていた、「技能実習生が帰国した後も現地で同社事業に従事してほしい」という思いが形となった。現地法人では、インドネシアではまだ利用が進んでいないリサイクルアスファルトの製造・販売や、道路補修などのインフラ整備事業を展開し、インドネシアの発展に寄与している。

同社は、気仙沼市内における人口減少・人材獲得難に強い懸念を抱いていたことから日本人新卒採用にも取り組む。気仙沼市の高校生の９割は卒業後東京や仙台に進学することから、Ｕターン人材を増やす仕組みづくりに着手。仙台市内で、気仙沼市出身の学生コミュニティを作り食事会を実施して学生との接点を設け、さらには「合同会社気仙沼の人事部」を設立して気仙沼の企業と学生が交流できる場を設けるなど、同社だけでなく気仙沼市全体と学生がつながる仕組みを構築した。学生コミュニティは２００人を超え、第二新卒のコミュニティ形成も検討中。また地元の中学校の職場体験やインターンシップを実施し、同社の仕事を知ってもらう取組を続けている。

【チャレンジ前後の変化】

外国人材の受入を通じて、自社の成長、外国人材の成長、インドネシアの発展といった好循環を実現。震災前には約５名程度であった従業員も、現在グループ全体で約１４０名まで増加。今後、「若い価値観を経営に取り入れてこそ若い人材に選ばれる」という考えを、他企業にも受け入れてもらえるよう働きかけることを考えている。これからも、地域に人材が集まる仕組みを継続していく。

これからの労働政策に関する懇談会構成員名簿

２０２３年１０月２４日時点

（順不同・敬称略）

座長	小山田　隆	日本商工会議所　労働専門委員長
		東京商工会議所　労働委員長
		㈱三菱ＵＦＪ銀行　特別顧問
	矢口　敏和	日本商工会議所　多様な人材活躍専門委員長
		東京商工会議所　多様な人材活躍委員長
		グローブシップ㈱　社長
座長代理	宇佐川　邦子	東京商工会議所　労働委員会　学識委員
		㈱リクルート　Ｄｉｖｉｓｉｏｎ統括本部　ＨＲ本部
		ジョブズリサーチセンターセンター長
	原　正紀	東京商工会議所　多様な人材活躍委員会　学識委員
		㈱クオリティ・オブ・ライフ　代表取締役
構成員	中村　守	日本商工会議所　青年部　令和４年度専務理事
		社会保険労務士中村事務所　副所長
	宀住　悦子	相模原商工会議所　副会頭
		㈱広和産業　代表取締役
	鷲野　裕子	全国商工会議所女性会連合会　副会長
		名古屋商工会議所　女性会　会長
		鷲野社会保険労務士事務所　所長
	小松　万希子	小松ばね工業㈱　社長
	志賀　律子	㈱麻布タマヤ　社長
	田尻　久美子	㈱カラーズ　代表取締役
	田村　麻紀	㈱ドライビングフォース　会長

安達　亜希　　大成建設㈱　社長室経営企画部調査室長兼渉外室長
奥村　英雄　　ＴＯＰＰＡＮホールディングス㈱　執行役員人事労政本部長
奥村　幸治　　㈱三菱ＵＦＪ銀行　人事部企画グループ兼ダイバーシティ推進室　労務・ダイバーシティチームヘッド
佐藤　武男　　グローブシップ㈱　顧問
大熊　祥達　　山九㈱　労政部　労政グループ　グループマネージャー
岡本　斉宏　　戸田建設㈱　人事統括部　人事部　人事二課課長

これからの労働政策に関する懇談会開催実績

第１回（２０２３年６月１９日）
講演：「労働供給制約社会」の危機と希望
㈱リクルート　リクルートワークス研究所　主任研究員　古　屋　星　斗　氏
意見交換

第２回（２０２３年６月２７日）
講演：日本の公的継続職業教育の現状と今後の課題
－ドイツとの比較から何が見えるか？－
獨協大学　外国語学部　ドイツ語学科　教授　大　重　光　太　郎　氏
意見交換

第３回（２０２３年７月７日）
講演：労働政策の新しい方向性『労政審労働政策基本部会報告書（２３/５/１２）』を題材として
学習院大学　経済学部　経営学科　教授　守　島　基　博　氏
意見交換

第４回（２０２３年７月３１日）
第１回～第３回における議論の整理
中間整理の方向性について

第５回（２０２３年９月５日）
中間整理要旨（案）について

第６回（２０２３年１０月２４日）
中間レポート（素案）について

以　上

２０２３年度第１６号
２０２３年１２月１４日
第２４４回議員総会
７６４回常議員会決議

＜提出先＞厚生労働省、内閣府、子ども家庭庁、経済産業省、中小企業庁、法務省、出入国在留管理庁、国土交通省、東京都

１７．雇用・労働政策に関する重点要望

Ⅰ．基本的な考え方

【深刻な人手不足に対応した「少数精鋭の成長モデル」への自己変革支援を】

中小企業の人手不足はかつてなく深刻な状況を迎えており、業種・規模を問わず、共通の経営課題となりつつある。生産年齢人口の減少が一層進めば、「あらゆる業種で人が足りない、人が採れない」状況はさらに厳しいものとなることが避けられず、もはや「人手不足を採用で補う」というこれまでの考え方だけでは、事業継続が困難となる。

こうしたいわゆる労働供給制約社会を中小企業が生き抜くためには、業務の徹底した「省力化」と従業員の徹底した「育成」を図り、働き手や働き方の徹底した「多様性」を受け入れる取組を進めることで、限られた

人員の中でも「働きがい」と「働きやすさ」を高め、個々の成長と多様性を原動力とする「少数精鋭の成長モデル」へと自己変革を果たしていくことが、求められる一つの方向性と考える。

政府・自治体には、中小企業による自己変革の取組促進に真につながる法や制度の整備や実効性ある支援を期待する。併せて、深刻な人手不足の現状と来るべき労働供給制約社会への対応に向けた労働政策の抜本的な変革について早急に検討を進め、各種労働規制の見直しなどに取り組むべきである。

こうした認識のもと、政府が取り組むべき雇用・労働政策について、下記により要望する。なお、本要望と同時に、労働供給制約社会における中小企業のあり方について『求められる「少数精鋭の成長モデル」への自己変革（これからの労働政策に関する懇談会中間レポート）』としてまとめ、また、女性、外国人材、シニア、障害者等の活躍推進に関して「多様な人材の活躍に関する重点要望」をまとめているため、あわせて確認いただきたい。

記

Ⅱ．重点要望項目

１．徹底した「省力化」への支援

（１）業務プロセスの再構築および生産性向上への支援強化

本年７～８月の日本商工会議所および東京商工会議所（以下、当所）の調査では、中小企業の約７割（６８．０%）が「人手が不足している」と回答し、２０１５年の調査開始以来で最も厳しい結果となった。また、業種別では、介護・看護業、建設業で８割を超え、最も低い製造業でも６割近い結果となるなど、あらゆる業種で深刻な状況となっている。

今後の生産年齢人口の長期的減少も踏まえれば、人手の確保はますます困難となることが予測され、中小企業には限られた人材に最大限の成果を発揮してもらうべく、「徹底した省力化」に取り組む必要がある。自社において真に従業員が担うべき業務やタスクのみを残し、その他の業務は廃止や外注を進めるとともに、デジタル技術や機械・ロボットの活用を積極的に進めるなど、業務プロセスの再構築が必要である。

業務プロセスの見直しにあたっては、ノウハウの不足や客観的な判断が行いづらい、といった点で、中小企業が自力で見直すことは容易ではない。助成金など支援策の活用方法も含め企業実態に即した助言や指導が可能な専門家の派遣など、伴走型の支援体制の実現が望まれ、そのための十分な予算措置を求めたい。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の生産性向上人材育成支援センターにおいて実施している**「生産性向上支援訓練」**は、オーダーメイド型の訓練として、業務効率化や生産性向上の手法を習得できる。ハローワークなど公的支援機関とも連携した利用企業の能動的開拓等、支援企業数の拡大に取り組まれたい。また、同訓練の「ＤＸ対応コース（業務プロセスの課題への対応）」において ２２コースが設定されているが、とりわけ介護・看護業、建設業、宿泊・飲食業など労働集約型の産業において業務プロセスの再構築が進むよう、コースの充実を図られたい。さらに、**「サブスクリプション型生産性向上支援訓練」**について、業務の都合で日中の通学が困難な従業員、家庭の事情で平日の受講が難しい従業員などにとっては受講利便性が高いことから、更なる講座内容の拡充を図られたい。

[具体的要望項目]

○　企業の「省力化」を支援する伴走型支援の実現

- 業務棚卸の実行、非効率業務の代替手段検討にあたって、専門家派遣を受けられる制度など業務プロセスの再構築に資する公的支援策の実現、および十分な予算確保

○　企業内の「生産性向上」推進に資する公的職業訓練の強化

- 高齢・障害・求職者雇用支援機構の生産性向上人材育成支援センターによるオーダーメイド型「生産性向上支援訓練」の支援企業数拡大（ハローワークなど公的支援機関との連携等）
- 「生産性向上支援訓練」の「ＤＸ対応コース（業務プロセスの課題への対応）」について、労働集約型産業（介護・看護業、建設業、宿泊・飲食業など）を対象としたコースの充実
- 「サブスクリプション型生産性向上支援訓練」の講座内容充実による、受講利便性の更なる向上

（２）生産性向上をリードする社内デジタル人材の育成支援

非効率的な業務の代替手段として、デジタル活用も有効であるが、中小企業の業務におけるデジタル活用度合はさまざまである。本年５～６月に実施した当所の調査では、中小企業のデジタルシフト・ＤＸの課題として、「旗振り役が務まるような人材がいない」（３３．８%）、「従業員がＩＴを使いこなせない」（２９．５%）といった人材面での課題を挙げる声が多い。企業ごとの業務実態や課題に即した、デジタル人材の育成を支援することが求められる。

特にデジタル活用が進んでいない中小企業に対しては、将来的に社内のデジタル化を自走できるよう、きめ細やかなデジタル人材育成支援が必要である。**「生産性向上訓練」**の**「ＤＸ対応コース（デジタル化と新しい生活様式の課題への対応）」**において、デジタル活用度合が初期段階の中小企業でも受講しやすいよう、より細かいレベル設定の訓練コースに加え、取組レベルの進展に応じて適切な内容の訓練を受講できるよう、訓練受講前後の丁寧なフォローアップが求められる。

また、２０２３（令和６）年度概算要求において、「デジタル人材育成のための『実践の場』開拓モデル事業」が新たに計上され、実践の場を提供する企業における出向業務経験を通じて、企業内のＤＸ人材育成を図ることを目的としている。同事業の実施にあたり、中小企業の参画を促進するとともに、モデル事業実施後に効果検証を行い、今後の支援企業数の拡大、中小企業の優先枠創設も検討されたい。

［具体的要望項目］

○　企業ごとの取組レベルに応じたきめ細やかなデジタル人材育成支援

- 「生産性向上訓練」の「ＤＸ対応コース（デジタル化と新しい生活様式の課題への対応）」において、デジタル活用度合が初期段階の中小企業も受講しやすいレベル別の訓練コース設定、適切なレベルの訓練を受講できるよう受講前後の丁寧なフォローアップの実施
- 「デジタル人材育成のための『実践の場』開拓モデル事業」における「企業内ＤＸコア人材育成スキーム」への中小企業の参画促進、モデル事業実施後の効果検証に基づく支援企業数の拡大および中小企業優先枠創設の検討

２．徹底した「育成」への支援

（１）企業内の教育訓練・人材育成強化に資する支援の拡充

「人が採れない」現実と、それがますます深刻となる未来を見据えれば、企業にとって従業員一人ひとりの能力を高め、生産性向上や付加価値の拡大につなげる徹底した「育成」の取組はこれまで以上に重要度を増す。しかしながら当所が本年７～８月に行った調査では、人手不足への対策として「社員の能力開発による生産性向上」に取り組む企業は約３割（２８．９％）にとどまる。慢性的な人手不足の企業においては、「自覚はあるが時間や余裕がない」と考える企業・従業員も少なくない。

企業は、こうした従業員の「学ぶ意欲」を高める取組も含め、今一度、自社における「育成」のあり方を見直す必要がある。まずは従業員に自社の経営理念、事業と収益の現状と課題を共有し、今後の経営の方向性と目指す将来像を明確に伝えたうえで、企業と個人の成長のために従業員に身に付けてほしい能力・スキルを明示し、経営者と従業員が「学ぶ意義」を共有することが重要である。ついては、企業の人材育成計画を策定するための支援を充実・強化されたい。

地方を含む中小企業が「育成」を実施するにあたっては、育成への投資に充てる資金が限られていることに加え、教える人材・ノウハウが不足していることから、公的な職業訓練の充実が不可欠である。各都道府県に設置されている「職業能力開発促進センター（通称：ポリテクセンター）」の在職者向け訓練は、充実した内容にもかかわらず、利用企業は限られており、短期間（２～５日程度）の在職者向け職業訓練（能力開発セミナー）の受講者数は、近年、概ね横ばいで推移している。地域の産業実態や業界団体からのニーズを集め、訓練内容の質・量の抜本的な拡充を図り、地域の中小企業の利便性向上と利用促進に取り組まれたい。

また、企業を通じた人材育成支援の代表的な施策として、従業員に対する訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する人材開発支援助成金があり、多額の予算が付けられている。中小企業による従業員の能力開発を後押しする重要な施策であることから、予算を維持するとともに企業ニーズに応じた内容の見直し、手続の簡素化を図り、利用の促進を図られたい。

他方で、在職者が働きながら学ぶためには、オンラインや休日・夜間の講座の充実が必要である。教育訓練給付制度において、講座特性を踏まえつつ拡充を図られたい。また、申請手続のオンライン化促進などの利便性向上や、受講者のニーズを踏まえたカリキュラム・講座内容の見直しにも取り組まれたい。

［具体的要望項目］

○　企業内の教育訓練・人材育成強化に資する支援の拡充

- 企業の経営戦略を踏まえた人材育成計画や人事評価制度の構築に向けた、伴走型支援の充実
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）の機能強化（訓練内容の質・量のさらなる拡充、中小企業の利便性向上と利用促進の取組強化、人員の増強や設備の維持・拡充に向けた十分な予算措置）
- 人材開発支援助成金の利用促進（予算の維持、企業ニーズに応じた内容の見直し）
- 教育訓練に係る各種助成金の利用促進（能力開発に係る助成金の利用促進、および企業ニーズに合わせた見直し）、企業や従業員の取組意欲を阻害しない申請の効率化、税制での優遇措置の継続
- 教育訓練給付制度の利用促進に向けた利便性の向上（オンライン化や休日・夜間開講のさらなる促進、申請手続のオンライン化）、受講ニーズを踏まえたカリキュラム・講座内容の見直しの推進

（２）能力開発を支える財源の安定化

企業の能力開発への支援や労働者の教育訓練給付にかかる財源は雇用保険の失業等給付、雇用保険二事業にてその多くが担われている。これらの財源はコロナ禍における雇用調整助成金での多額の支出により、残高は枯渇している。そもそもコロナ禍は国家の非常事態であり、雇用の維持にかかる費用の全額を一般会計で担うべきであったと考える。雇用保険二事業における約３兆円の借入金の処理をはじめ、早期に財政健全化の道筋

を示すことが必要である。
　また、政府の「三位一体の労働市場改革」において、個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援を強化するという方針が示されたが、その目的が構造的な賃上げということであれば、財源について雇用保険財政のみにより措置することは雇用保険制度の趣旨からも適切ではなく、一般会計も含めた措置を検討すべきである。

[具体的要望項目]
○　能力開発を支える財源の安定化
　・　雇用保険財政の早期健全化
　・　個人へのリ・スキリング支援の強化に資する財源の一般会計による措置

３．徹底した「多様性」への支援
　厚生労働省による「労働者の働き方・ニーズに関する調査（中間報告)」によると、仕事において重視する要素、希望する労働時間、希望する業務遂行の仕方などについて、労働者の意向は一様でなく、労働者の求める働き方の多様化が進んでいる。今後、人手不足下での働き方改革の対応や、女性、外国人材、シニア、障害者など多様な人材の労働参加の進捗などを踏まえると、あらゆる従業員にとって、働きやすく働きがいのある職場づくりに取り組むことが求められる。
　しかしながら、当所が本年７～８月に実施した調査では、人材確保に向けた取組として、「多様で柔軟な時間設定による働き方の推進（フレックスタイム制等)」（１５．４%)、「兼業・副業の許可」（１４．３%)、「場所にとらわれない柔軟な働き方の推進（テレワーク等)」（１２．０%)、と回答した企業は１～２割程度にとどまる。多様で柔軟な働き方の導入にあたっては、さまざまな制度の中から自社に合った制度を選定することや、複雑な導入手続・運用管理に係る負担などが課題に挙げられている。

　働き方改革推進支援センターなどでの支援を通じ、導入から運用までの伴走型での支援の充実を図られたい。また取組促進にむけ、人材の確保・定着、生産性の向上などの視点から導入による好事例を広く周知することも有効である。
　なお、時間外上限規制の適用猶予が２０２３年度末で終了し運輸業および建設業などで対応が求められている、いわゆる「２０２４年問題」については、人手不足の顕著な業種であることとも重なり、対応に懸念が残る。特定の業種にとどまらず社会経済活動に深刻な影響を与えることが見込まれるため、荷主・施主も含めた一層の周知強化、および当該事業者への着実な対応支援を図られたい。

[具体的要望項目]
○　時間や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方の推進
　・　多様で柔軟な働き方の導入支援（テレワーク、フレックスタイム制、裁量労働制、勤務間インターバル制度などの導入に係る相談・アウトリーチ型コンサルティング支援の充実、企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大、手続負担の軽減、業種・規模による効果的な事例の周知)
　・　働き方改革推進支援センターなどによる相談、助成金などによる中小企業の取組支援の維持・強化
　・　副業・兼業の推進（大企業人材の地方・中小企業での副業・兼業の推進)
○　「２０２４年問題」への対応支援
　・　「２０２４年問題」に係る荷主・施主も含めた一層の周知強化、および当該事業者への着実な対応支援の実行（国・自治体の工期・時期設定への配慮の徹底および書類の簡素化、ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ等ＩＣＴ化の導入支援、荷役設備や倉庫設備等の設備・システム導入に対する助成)

４．中小企業の人材確保支援の強化
（１）公的職業紹介のマッチングの質向上・体制強化
　当所が本年４月に実施した調査では、２０２２年度の採用実績の動向について、募集した企業の内、約１割（１５．４%）の企業が「募集を行ったが全く採用できなかった」と回答し、約４割（４４．３%）が「予定人数を確保できなかった」と回答するなど、計画通りに採用が行えなかった企業は約６割（５９．７%）に上っており、中小企業における人材確保は厳しい状況にある。
　こうした中、同じく当所が２０２２年２月に実施した調査によれば、中小企業で人材を採用する手段として約８割（７９．０%）がハローワークを活用しているなど、期待は大きい。他方で、ハローワークの新規求人数に対する就職件数の割合を表す充足率は１割強（２０２２年度１１．６%）にとどまる。

　ハローワークにおいて、求人企業（仕事の切り出し、募集条件見直し等)・求職者（職業能力開発の支援等）双方へのコンサルティング機能を強化するなど、ハローワークや公的職業訓練機関、自治体等によるマッチング支援のさらなる強化に取り組まれたい。また、支援担当者の人数の増加、研修等による支援能力の向上、担当制によるきめ細やかな相談体制の整備、業務のＤＸ化含む業務効率化等により、ハローワークの体制強化を図られたい。

［具体的要望項目］

○　ハローワーク等のマッチングの質向上・体制強化

・　ハローワーク等によるマッチングの質向上（求人企業・求職者双方へのコンサルティング機能強化等）

・　ハローワークの体制強化（きめ細やかな相談体制の整備・人員強化、研修等による支援能力の向上、ＤＸ化による業務効率化等）

・　マザーズハローワーク、産業雇用安定センター（在籍型出向、キャリア人材バンク）等関連機関との連携を強化

（２）新卒採用ルールの見直し、インターンシップ導入などの採用支援

政府による「転職・採用活動に関する要請」（いわゆる「就活ルール」）に関しては、選考活動の早期化・長期化の抑止力となり、学生の学修時間の確保に一定の意義があると考える。他方で、内閣府による「学生の就職・採用活動開始時期等に関する調査」では、学生が採用面接を受けた時期について３月以前がピークと回答した累積割合が４０．７％と過去最多を記録するなど、実態としては、採用活動の早期化、ルールの形骸化はさらに進んでいる。この現状を受け止め、選考採用・就職に関する環境や学生・大学・企業の意識の変化をとらえつつ、 ルールのあり方・必要性について再度検討を行う必要がある。

また、政府は２０２２年６月に、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」を改正し、２０２３年度以降、一定の基準に準拠するインターンシップで取得した学生情報を広報活動及び採用選考活動に使用できることとした。さらに、２０２４年度からは、専門活用型インターンシップを通じて専門性を判断された学生は、従来の６月の選考開始時期にとらわれない新たな形式の採用選考活動が可能となる。新ルールに準拠した採用活動に活用可能なインターンシップが適切に実施されるよう、丁寧に周知していくことが必要である。

インターンシップは、大企業と比べ知名度の低い中小企業にとって、自社の魅力を学生に伝える有効な機会であり、入社後のミスマッチ防止の効果も期待できる。インターンシップのプログラム策定支援、業種・業界別のモデル事例・好事例の収集・発信や、大学との連携・マッチング支援に加え、インターンシップの実施に係る費用の助成等により、マンパワー、時間、ノウハウに課題を抱える中小企業の支援に取り組まれたい。

［具体的要望項目］

○　新卒採用ルールの見直し

・　選考採用・就職に関する環境、学生・大学・企業の意識の変化を踏まえた新卒採用ルールのあり方・必要性の再度の検討

○　インターンシップの導入支援

・　基準に準拠したインターンシップの実施支援（プログラム策定、実施費用助成等）、合同会社説明会の開催等

・

（３）過度な転職促進策と硬直的な解雇規制の見直し

政府は「三位一体の労働市場改革の指針」を掲げ、構造的な賃上げを目的に、個人への直接支援によるリ・スキリングの推進、労働移動円滑化などの方針を示している。この方針に基づき、労働者のリ・スキリングと転職をセットで後押しするような支援策が拡充されていることも受け、中小企業では従業員流出への懸念が広がっている。人材確保に向けては、企業自身が従業員の育成、処遇の向上に積極的に取り組み、労働者から選ばれる企業となることが重要であることは言うまでもないが、労働者に対する助成金の支給などにより過度に転職を後押しする支援は見直すべきである。

中小企業からは硬直的な解雇規制の見直しを求める意見も多い。解雇をめぐる紛争については、労使当事者の合意により和解等が成立した場合には解決金の支払による退職も行われている。厚生労働省の「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」の報告書でも、職場復帰を望まない労働者の無効な解雇に関する紛争解決方法の一つとして、金銭救済制度は労働者の多様な救済の選択肢となり得ることが記載されている。解雇無効時の金銭救済制度は労使双方の予見可能性を高め、迅速な紛争解決への効果も期待できることから、具体化に向けた早期検討をお願いしたい。

［具体的要望項目］

○　過度な転職促進策と硬直的な解雇規制の見直し

・　政府による過度な転職の後押しの是正（助成金等による転職推進施策の見直し）

・　解雇無効時の金銭救済制度の具体化に向けた早期検討

５．賃上げ原資確保等に資する取引適正化の推進

当所が本年９月に実施した調査では、中小企業の約６割（６４．４%）が賃上げを実施するなど、２０２１年６月実施調査の約５割（５０．９％）と比べ着実に増加している。他方で、賃上げ実施企業のうち、業績の改善が見られない中での「防衛的な賃上げ」は約６割（６３．８%）を占めている。そもそも、中小企業の労働分配率は約７割と高く、賃上げ余力が少ない。自発的・持続的な賃上げのためには、賃上げ原資の確保が不可欠であり、生産性向上の支援と取引適正化の取組をさらに粘り強く進める必要がある。

当所が１０月に実施した調査では、コスト増加分の価格転嫁について、価格協議が実施できた中小企業は７割強（７４．４％）を記録するものの、労務費増加分を４割以上価格転嫁できた中小企業は約３割（３４．７％）にとどまり、労務費増加分を全く価格転嫁できていない企業は３割（２６．７％）に迫るなど、多くの中小企業で、労務費の増加分を取引価格に転嫁できていない。

政府においては、「パートナーシップ構築宣言」の周知や、事業者の調査、所管大臣による指導・助言、注意喚起文書の発送、企業名やリスト公表等の継続による取引適正化に資するフォローアップをはじめとした、宣言の実効性向上に向けた取組の推進を図られたい。併せて、相談窓口の整備、専門家派遣等を通じた事業者（受注者）の原価管理体制の構築への支援強化による受注者の価格交渉力強化をはじめとした、適正取引への環境整備、価格転嫁の商習慣化に向けた支援の強化に取り組まれたい。加えて、国や地方自治体の公共調達や公共工事における価格転嫁推進に向けたモニタリング強化等、公共部門における価格転嫁の推進を図られたい。

また、厳しい人手不足の中、中小企業が限られた人員でこれまでのサービスや品質を維持することが難しくなっている現状もある。価格交渉促進月間に合わせ、「人によるサービスの適正価格」という考え方を周知するとともに、「パートナーシップ構築宣言」等を通じた業界やサプライチェーン全体での見直し推進、サービス基準に関するガイドラインの公表等、社会の意識改革に向けた働きかけを推進されたい。

[具体的要望項目]

○　**労務費を含む価格転嫁の推進・実効性確保**

- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業のさらなる増加に向けた周知や働きかけ実施と宣言企業へのインセンティブ拡大
- 価格転嫁の商習慣化に向けた支援の強化（原価の「見える化」含む、価格転嫁推進に係る相談体制強化、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底等）
- 公共部門における価格転嫁推進（国や地方自治体の公共調達や工事における価格転嫁推進に向けたモニタリング強化等）
- Ｂ　ｔｏ　Ｃも含めた、過剰な品質やサービスの見直しに向けた、社会への意識改革の働きかけ（価格交渉促進月間に合わせた消費者に向けた啓発運動の実施等）

６．労働政策全体の変革と中小企業支援策の利用促進

労働供給制約社会の到来に加え、転職者の増加による雇用の流動化、働くことへの意識の多様化など、雇用・労働環境は大きく変化している。こうした環境変化に対応するために、これまでの労働政策を大きく転換していくことも求められる。政府は労働市場の活性化に向けた改革とともに、深刻な人手不足の現状と来るべき労働供給制約社会への対応に向けた労働政策の抜本的な変革について早急に検討を進め、各種労働規制の見直しなどに取り組むべきである。その際には、中小企業団体も含め公労使が参画するプラットフォームを設け、雇用の７割を支える中小企業の実態、多様化する働き手の実態を十分に踏まえた議論・検討を進めることが不可欠である。

厳しい人手不足に直面する中小企業においては、近年頻繁に改正される雇用・労働関連法制への円滑な対応も課題となっている。政府においては、法制度改正の目的も含めた丁寧かつ分かりやすい周知によって、企業の理解と対応への納得感を醸成するとともに、円滑な対応に向けた支援策の迅速な措置を講じられたい。また、各種支援策の利用を検討する中小企業にとって負担とならないよう、申請手続はできる限り簡素にするとともに、デジタル化を一層進め、利用促進を図られたい。

[具体的要望項目]

○　**労働政策全体の変革推進に向けた公労使プラットフォームの設置**

- 中小企業の実態や多様化する働き手の現状に関する各種統計・調査、現場のヒアリング等を踏まえた、中小企業の代表を含む公労使による議論および政策の検討の場の創設

○　**法制度改正に係る丁寧かつ分かりやすい周知と円滑な対応支援**

- 政府・自治体による、雇用・労働法制改正に係る丁寧かつ分かりやすい周知、また円滑な対応の促進に向けた支援策の迅速な措置
- 各種支援策における利用申請手続のデジタル化・簡素化

以上

２０２３年度第１７号
２０２３年１２月１４日
第２４４回議員総会
７６４回常議員会決議

＜提出先＞内閣府、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省、国土交通省

＜実現状況＞人手不足対策、賃上げ支援、生産性向上に資する在職者向け公的職業訓練、働き方改革等の支援策の充実（賃上げを行った企業に対する各種助成制度の助成率・額の引上げ、「人への投資」への大幅拡充（５年１兆円の予算措置、企業の教育訓練拡充に向けた助成金の拡充等、生産性向上に向けた人材育成への公的訓練の拡充等）

１８．東京都の雇用就業施策に関する重点要望

Ⅰ．基本的な考え方

【深刻な人手不足に対応した「少数精鋭の成長モデル」への自己変革支援を】

中小企業の人手不足はかつてなく深刻な状況を迎えており、業種・規模を問わず、共通の経営課題となりつつある。生産年齢人口の減少が一層進めば、「あらゆる業種で人が足りない、人が採れない」状況はさらに厳しいものとなることが避けられず、もはや「人手不足を採用で補う」というこれまでの考え方だけでは、事業継続が困難となる。

こうしたいわゆる労働供給制約社会を中小企業が生き抜くためには、業務の徹底した「省力化」と従業員の徹底した「育成」を図り、働き手や働き方の徹底した「多様性」を受け入れる取組を進めることで、限られた人員の中でも「働きがい」と「働きやすさ」を高め、個々の成長と多様性を原動力とする「少数精鋭の成長モデル」へと自己変革を果たしていくことが、求められる一つの方向性と考える。

東京都には、中小企業による自己変革の取組促進に真につながる実効性ある支援を期待する。こうした認識のもと、東京都が取り組むべき雇用・就業施策について、下記により要望する。なお、本要望と同時に、労働供給制約社会における中小企業のあり方について「求められる『少数精鋭の成長モデル』への自己変革（これからの労働政策に関する懇談会中間レポート）』としてまとめ、また、女性、外国人材、シニア、障害者などの活躍推進に関して「東京都の多様な人材の活躍施策に関する重点要望」をまとめているため、あわせて確認いただきたい。

記

Ⅱ．重点要望項目

１．徹底した「省力化」への支援

（１）業務プロセスの再構築および生産性向上への支援強化

本年７～８月の日本商工会議所および東京商工会議所（以下、当所）の調査では、中小企業の約７割（６８．０％）が「人手が不足している」と回答し、２０１５年の調査開始以来で最も厳しい結果となった。また、業種別では、介護・看護業、建設業で８割を超え、最も低い製造業でも６割近い結果となるなど、あらゆる業種で深刻な状況となっている。

今後の生産年齢人口の長期的減少も踏まえれば、人手の確保はますます困難となることが予測される、中小企業には限られた人材に最大限の成果を発揮してもらうべく、「徹底した省力化」に取り組む必要がある。自社において真に従業員が担うべき業務やタスクのみを残し、その他の業務は廃止や外注を進めるとともに、デジタル技術や機械・ロボットの活用を積極的に進めるなど、業務プロセスの再構築が必要である。

業務プロセスの見直しにあたっては、ノウハウの不足や客観的な判断が行いづらい、といった理由から、中小企業が自力で見直すことは容易ではない。助成金など支援策の活用方法も含め企業実態に即した助言や指導が可能な専門家の派遣など、伴走型の支援体制の実現が望まれ、そのための十分な予算措置を求めたい。

また、業務プロセスの再構築において、デジタル活用が有効な手段である場合、デジタル導入前後のコンサルティング、機器導入の助成まで一貫して支援する**「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」**は非常に有効であり、支援対象数の拡大、他の事業との連携などを検討いただきたい。

なお、在職者向けに公的な職業訓練を実施している**職業能力開発センター**では、**キャリアアップ講習**においてさまざまな分野のスキルやノウハウの向上を目的とした講座が実施されているが、業務プロセスの再構築など企業内で「省力化」を進めるにあたり、効果的な内容について充実を図られたい。

［具体的要望項目］

○　企業の「省力化」を支援する伴走型支援の実現

- 業務棚卸の実行、非効率業務の代替手段検討にあたって、専門家派遣を受けられる制度など業務プロセスの再構築に資する公的支援策の実現、および十分な予算確保
- 「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」の支援対象数の拡大

○　企業内の「省力化」推進に資する公的職業訓練の強化
- 職業能力開発センターのキャリアアップ講習おける、業務プロセス再構築など企業の「省力化」への取組に資する講座の充実

（２）生産性向上をリードする社内デジタル人材の育成支援

非効率的な業務の代替手段として、デジタル活用も有効であるが、中小企業の業務におけるデジタル活用度合はさまざまである。本年５～６月に実施した当所の調査では、中小企業のデジタルシフト・ＤＸの課題として、「旗振り役が務まるような人材がいない」（３３　．８％)、「従業員がＩＴを使いこなせない」（２９．５％)といった人材面での課題を挙げる声が多い。企業ごとの業務実態や課題に即した、デジタル人材の育成を支援することが求められる。

特にデジタル活用が進んでいない中小企業に対しては、将来的に社内のデジタル化を自走できるよう、きめ細やかなデジタル人材育成支援が必要である。企業ごとの実態に合わせて学習プログラムを策定し学習サポートまで一体的に行う「ＤＸ人材リスキリング支援事業」については、応募多数で既に募集が終了していることを踏まえ、対象事業所数の拡大、ならびに、介護・看護業、宿泊・飲食業など労働集約型産業への優先枠設置を検討されたい。

また、企業内のデジタル活用推進の担い手育成の観点から、リスキリングに知見のあるスタートアップを活用して中小企業のデジタル人材の育成を支援する「スタートアップを活用したリスキリングによる中小企業デジタル化支援」において、支援を充実・強化されたい。

[具体的要望項目]

○　企業ごとの取組レベルに応じたきめ細やかなデジタル人材育成支援
- 「ＤＸ人材リスキリング支援事業」における対象事業所数の拡大、ならびに、介護・看護業、宿泊・飲食業など労働集約型産業への優先枠の創設
- 「スタートアップを活用したリスキリングによる中小企業デジタル化支援」における支援の充実・強化

２．徹底した「育成」への支援

「人が採れない」現実と、それがますます深刻となる未来を見据えれば、企業にとって従業員一人ひとりの能力を高め、生産性向上や付加価値の拡大につなげる徹底した「育成」の取組はこれまで以上に重要度を増す。しかしながら当所が本年７～８月に行った調査では、人手不足への対策として「社員の能力開発による生産性向上」に取り組む企業は約３割（２８．９％）にとどまる。慢性的な人手不足の企業においては、「自覚はあるが時間や余裕がない」と考える企業・従業員も少なくない。企業は、こうした従業員の「学ぶ意欲」を高める取組も含め、今一度、自社における「育成」のあり方を見直す必要がある。先ずは従業員に自社の経営理念、事業と収益の現状と課題を共有し、今後の経営の方向性と目指す将来像を明確に伝えたうえで、企業と個人の成長のために従業員に身に付けてほしい能力・スキルを明示し、経営者と従業員が「学ぶ意義」を共有することが重要である。ついては、企業の人材育成計画を策定するための支援を充実・強化されたい。

中小企業が「育成」を実施するにあたっては、育成への投資に充てる資金が限られていることに加え、教える人材・ノウハウが不足していることから、公的な教育訓練の充実が不可欠である。職業能力開発センターの機能を拡充し、企業ごとのニーズや従業員のスキルレベルを把握した上で、育成計画の作成支援やオーダーメイド型講習の提案等、伴走型での支援を検討いただきたい。

また、中小企業の相談窓口である東京都中小企業振興公社や東京しごとセンターから、人材育成に課題を抱えている中小企業へキャリアアップ講習等の在職者向け公的職業訓練の活用を能動的に働きかける体制の強化、企業の人事労務担当者向けの体験学習の機会創出を通じて、職業能力開発センターの一層の利用促進を図られたい。これらの体制強化に取り組む上で、人員の増強や設備の維持・拡充なども見込まれる場合は、十分な予算措置を求めたい。

あわせて、業務上の都合や家庭の事情で平日昼間の受講が困難な従業員等にも配慮し、キャリアアップ講習の一部にとどまっている講座のオンライン化をさらに促進するとともに、講座の細分化により必要なテーマを自由に選んで受講できるようにするなど受講利便性の向上を図られたい。

[具体的要望項目]

○　企業内の教育訓練・人材育成強化に資する支援の拡充
- 企業の経営戦略を踏まえた人材育成計画や人事評価制度の構築に向けた、伴走型支援の創設
- 職業能力開発センターの機能強化（訓練内容の質・量のさらなる拡充、東京都中小企業振興公社や東京しごとセンターによる活用の能動的な働きかけ、企業の人事労務担当者向けの体験学習の機会創出、人員の増強や設備の維持・拡充に向けた十分な予算措置）
- キャリアアップ講習における更なるオンライン化促進、講座の細分化による受講利便性の向上

３．徹底した「多様性」への支援

厚生労働省による「労働者の働き方・ニーズに関する調査（中間報告）」によると、仕事において重視する要素、希望する労働時間、希望する業務遂行の仕方などについて、労働者の意向は一様でなく、労働者の求める働き方の多様化が進んでいる。今後、人手不足下での働き方改革の対応や、女性、シニア、外国人材、障害者など多様な人材の労働参画の進捗などを踏まえると、あらゆる従業員にとって、働きやすく働きがいのある職場づくりに取り組むことが求められる。

しかしながら、当所が本年７～８月に実施した調査では、人材確保に向けた取組として、「多様で柔軟な時間設定による働き方の推進（フレックスタイム制等）」（１５．４%）、「兼業・副業の許可」（１４．３%）、「場所にとらわれない柔軟な働き方の推進（テレワーク等）」（１２．０%）、と回答した企業は１～２割程度にとどまる。多様で柔軟な働き方の導入にあたっては、さまざまな制度の中から自社に合った制度を選定することや、複雑な導入手続・運用管理に係る負担などが課題に挙げられている。

「エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業」を利用する企業へのコンサルティング支援、「働き方改革促進事業」の専門家派遣と連携した取組推進により、選択肢的週休３日制、フレックスタイム制、副業・兼業など多様で柔軟な働き方の導入に係る、課題の把握から導入支援までの一貫支援を講じられたい。

また、場所にとらわれない働き方として、中小企業でのテレワーク定着に向け、「テレワーク定着促進フォローアップ事業」における助成事業については、テレワーク実施率が良好かつ生産性向上を実現した中小企業への優遇措置の創設検討に加え、テレワーク実施率の低い業種に対して「テレワーク導入ハンズオン支援事業」の「じっくり伴走」コースによる重点的支援や労務管理において効果的なノウハウの教授を講じられたい。

さらに、多様な人材の担い手を確保するうえで、中小企業における副業・兼業人材の活躍も有効である。「人材確保コンサルティング」を通じた副業・兼業人材の公的なマッチング仲介支援強化や好事例の周知に取り組まれたい。

なお、２０２３年度より時間外割増賃金率の中小企業への適用猶予が終了しており、働き方改革への取組推進を検討している中小企業も少ないことから、「働き方改革促進事業」の専門家派遣の着実な実施により、こうした企業の取組を支援されたい。また、時間外上限規制の適用猶予が２０２３年度末で終了し運輸業および建設業などで対応が求められている、いわゆる「２０２４年問題」については、人手不足の顕著な業種であることとも重なり、対応に懸念が残る。特定の業種にとどまらず社会経済活動に深刻な影響を与えることが見込まれるため、荷主・施主も含めた一層の周知および理解の促進とともに、「働き方改革促進事業」専門家派遣（２０２４年問題対応コース）の利用促進など、当該事業者への着実な対応支援を図られたい。

[具体的要望項目]

○　時間や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方の推進

- 「エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業」の利用する企業へのコンサルティング支援、「働き方改革促進事業」の専門家派遣と連携した取組推進による、多様で柔軟な働き方の導入に係る課題の把握から導入支援までの一貫支援の実施
- 「テレワーク定着促進フォローアップ事業」の助成事業におけるテレワーク実施率が良好かつ生産性向上を実現した中小企業への優遇措置の創設
- テレワーク実施率の低い業種に対する「テレワーク導入ハンズオン支援事業」の「じっくり伴走」コースによる重点的支援や労務管理において効果的なノウハウの教授
- 「人材確保コンサルティング」を通じた副業・兼業人材の公的なマッチング仲介支援強化や好事例の周知
- 「働き方改革促進事業」の専門家派遣の着実な実施よる働き方改革への取組支援

○　「２０２４年問題」への対応支援

- 「２０２４年問題」に係る荷主・施主を含めた「２０２４年問題」の一層の周知と理解促進、「働き方改革促進事業」の専門家派遣（２０２４年問題対応コース）の利用促進など、当該事業者への着実な対応支援

４．中小企業の人材確保支援の強化

（１）公的職業紹介のマッチングの質向上・体制強化

日本商工会議所が本年４月に実施した調査では、２０２２年度の採用実績の動向について、募集した企業の内、約１割（１５．４%）の企業が「募集を行ったが全く採用できなかった」と回答し、約４割（４４．３%）が「予定人数を確保できなかった」と回答するなど、計画通りに採用が行えなかった企業は約６割（５９．７%）に上っており、中小企業における人材確保は厳しい状況にある。

採用活動に充てられる予算や人員が限られている中小企業においては、公的な職業紹介への期待は高い。求

職者と求人企業のマッチングの質を向上するうえで、業界のニーズを踏まえた人材と仕事のマッチング機会を創出することが重要である。「業界別人材確保オーダーメイド型支援事業」における対象団体数の拡充など、業界と連携した各産業の人材確保に向けた取組推進を図られたい。また、「業界連携再就職支援事業」における、ＩＴコースなど既存分野の対象講座・対象人数の拡充とともに、団体のニーズなどを踏まえたコースの新設など、職業訓練とマッチングの一体的支援の拡充を図られたい。

また、雇用の担い手を増やす観点で、フルタイム・正規雇用の従業員だけでなく、多様な担い手の活躍機会を創出し、従来とは異なる人手確保策を検討していくことも有効である。非正規雇用者を対象とした「成長産業人材雇用支援事業」（トライアル就労を活用した正社員化）や「成長産業分野キャリア形成支援事業」（職業訓練とマッチングの一体的支援）において、マッチング後の定着度合や企業・利用者双方からの訓練評価の検証・改善、わかりやすい求人情報掲載の支援などにより、マッチング機能を強化することで、非正規労働者のキャリアアップによる成長分野の人材確保を促進されたい。また、職業能力開発センターで実施されている求職者向け訓練において、ＩＴ関連科目の募集定員・募集時期・実施校の拡大により、中小企業においてニーズが高いデジタル人材の育成を進められたい。

[具体的要望項目]

○　業界と連携した人材確保の取組推進

- 「業界別人材確保オーダーメイド型支援事業」における対象団体数の拡充
- 「業界連携再就職支援事業」における、ＩＴコースなど既存分野の対象講座・対象人数の拡充、団体のニーズなどを踏まえたコースの新設など、職業訓練とマッチングの一体的支援の拡充

○　多様な担い手の活躍機会創出に向けた支援強化

- 「成長産業人材雇用支援事業」（トライアル就労を活用した正社員化）や「成長産業分野キャリア形成支援事業」（職業訓練とマッチングの一体支援）における、マッチング後の定着度合や企業・利用者双方からの訓練評価の検証・改善、わかりやすい求人情報掲載の支援
- 職業能力開発センターの求職者向け訓練における、IT関連科目の募集定員・募集時期・実施校の拡大

（２）インターンシップ導入などの採用支援

インターンシップは、大企業と比べ知名度の低い中小企業にとって、自社の魅力を学生に伝える有効な機会であり、入社後のミスマッチ防止の効果も期待できる。一方で、インターンシップを実施するうえで、マンパワー、時間、ノウハウが十分ではない中小企業も多く、就業体験プログラムの策定支援の他、大学との連携・マッチング支援などが求められる。「学生インターンシップ支援事業（きづくインターンシップ）」について、介護・看護業、建設業、運輸業などとりわけ人手不足が深刻な業種への優先枠設置や重点的支援を検討されたい。さらに、大学や専門学校の就職相談窓口、ハローワークと連携した「中小企業しごと魅力発信プロジェクト」の周知強化を図られたい。

また、「中小企業人材確保総合サポート事業」において、採用戦略に関する最大５回のコンサルティング等が受けられる「人材確保コンサルティング」については、周知強化・利用促進を図り、中小企業の採用力強化を支援されたい。

[具体的要望項目]

○　インターンシップなどを通じた中小企業で働く魅力の発信強化と採用力向上

- 「学生インターンシップ支援事業（きづくインターンシップ）」における、介護・看護業、建設業、運輸業など人手不足が深刻な業種への優先枠設置など重点的支援
- 大学や専門学校の就職相談窓口、ハローワークと連携した「中小企業しごと魅力発信プロジェクト」の周知強化
- 「中小企業人材確保総合サポート事業」の「人材確保コンサルティング」の周知強化、利用促進

５．賃上げ原資確保に資する取引適正化の推進

日本商工会議所が本年９月に実施した調査では、中小企業の約６割（６４．４%）が賃上げを実施するなど、昨年６月実施調査の約５割（５０．９%）と比べ着実に増加している。他方で、賃上げ実施企業のうち、業績の改善が見られない中での「防衛的な賃上げ」は約６割（６３．８%）を占めている。そもそも、中小企業の労働分配率は約７割と高く、賃上げ余力が少ない。自発的・持続的な賃上げのためには、賃上げ原資の確保が不可欠であり、生産性向上の支援と取引適正化の取組をさらに粘り強く進める必要がある。

日本商工会議所が本年１０月に実施した調査では、コスト増加分の価格転嫁について、価格協議が実施できた中小企業は７割強（７４．４%）を記録するものの、労務費増加分を４割以上価格転嫁できた中小企業は約３割（３４．７%）にとどまり、労務費増加分を全く価格転嫁できていない企業は３割（２６．７%）に迫るなど、多くの中小企業で労務費の増加分を取引価格に転嫁できていない。

経営者が経理業務を兼務していることも多い中小企業においては、原価管理を含む管理会計が十分に行えていないことも多い。取引適正化の推進にあたっては、取引価格の交渉を行う際の客観的な判断基準が必要であることから、中小企業における原価の「見える化」への支援強化が求められる。下請センター東京における価

格交渉アドバイザーによる相談体制を強化し、こうした「見える化」への取組推進を図るとともに、巡回等によるプッシュ型の相談対応や過去に相談対応した企業へのフォローアップ支援を講じられたい。また、パートナーシップ構築宣言企業において、経営層のみならず調達部門等の現場レベルまで理解浸透を図るべく、実務担当者を対象とした業種別の講習会実施など普及啓発事業の強化を図られたい。

なお、自治体との取引である公共調達・工事については、中小企業から価格転嫁が行いづらいとの声も多く、官民の取引においても適切な価格転嫁を推進すべく、２３区など各自治体に対し本取組の重要性を発信するなど、取引適正化への働きかけを強化されたい。

また、厳しい人手不足の中、中小企業が限られた人員でこれまでのサービスや品質を維持することが難しくなっている現状もある。価格交渉促進月間に合わせ、「人によるサービスの適正価格」という考え方を周知するとともに、業界やサプライチェーン全体での見直し推進等、社会の意識改革に向けた働きかけを推進されたい。

［具体的要望項目］

○　**労務費を含む価格転嫁の推進・実効性確保**

- 下請センター東京の価格交渉アドバイザーによる相談体制強化等を通じた、中小企業における原価の「見える化」への取組支援、巡回等によるプッシュ型の相談対応や過去に相談対応した企業へのフォローアップ支援の実施
- パートナーシップ構築宣言企業の実務者を対象とした業種別の講習会実施など普及啓発事業の強化
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底
- ２３区など各自治体への取引適正化の働きかけ強化
- ＢｔｏＣも含めた、過剰な品質やサービスの見直しに向けた、社会への意識改革の働きかけ

以上

２０２３年度第１８号
２０２３年１２月１４日
第２４４回議員総会
７６４回常議員会決議

＜提出先＞東京都

＜実現状況＞人材確保、公的職業訓練等に関する支援策の拡充（ものづくり等産業人材育成支援事業の新設など在職者向け訓練予算の拡充、業界別人材確保強化事業の新設、エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業の拡充など魅力ある職場づくりの実現に向けた支援の拡充等）

１９．多様な人材の活躍に関する重点要望

Ⅰ．基本的な考え方

中小企業の人手不足感はかつてなく深刻な状況を迎えており、業種・規模を問わず、共通の経営課題となりつつある。生産年齢人口の減少が一層進めば、「あらゆる業種で人が足りない、人が採れない」状況はさらに厳しいものとなることが避けられず、もはや「人手不足を採用で補う」というこれまでの考え方だけでは、事業継続が困難となる。

こうしたいわゆる労働供給制約社会を中小企業が生き抜くためには、業務の徹底した「省力化」と従業員の徹底した「育成」を図り、働き手や働き方の徹底した「多様性」を受け入れる取組を進めることで、限られた人員の中でも「働きがい」と「働きやすさ」を高め、個々の成長と多様性を原動力とする「少数精鋭の成長モデル」へと自己変革を果たしていくことが求められる一つの方向性と考える。

中でも、女性、外国人材、シニア、障害者など「働き手の多様化」を進めることは、人材確保の有効な手立てとなり得るのみならず、ビジネスに多様な視点を活かす効果も期待される。女性については育児などとの両立、外国人材については言語や生活習慣の違い、シニアについては健康面、障害者については障害の特性など、配慮すべきさまざまな課題があるものの、これらに正面から取り組むことは、あらゆる働き手にとって働きやすく働きがいのある職場づくりにもつながる。

こうした認識のもと、政府が取り組むべき多様な人材の活躍に関する政策について、下記により要望する。なお、本要望と同時に、労働供給制約社会における中小企業のあり方について『求められる「少数精鋭の成長モデル」への自己変革（これからの労働政策に関する懇談会中間レポート）』としてまとめ、また、政府が取り組むべき雇用・労働政策に関して「雇用・労働政策に関する重点要望」をまとめているため、あわせて確認いただきたい。

記

Ⅱ．重点要望項目

１．女性の活躍推進

（１）女性のキャリア形成支援の強化

本年７～８月に実施した日本商工会議所および東京商工会議所（以下、当所）の調査では、女性のキャリアアップ支援について、中小企業の約８割強（８４．３％）が「必要性を感じている」と回答する一方で、そのうち６割弱が「十分取り組めていない」と回答した。また、その課題としては、「本人が現状以上の活躍を望まない」（５３．０％）が最多であったが、「育成のための仕組みやノウハウが不足」（４０．０％）、「出産・育児などと両立できる体制・制度が不十分」（２６．４％）なども挙げられており、企業や社会におけるこうした環境が、女性が活躍を「望みたくても望めない」状況を生み出している側面も推察できる。企業として女性活躍が進まない理由を女性本人の意識にのみ押し付けるのではなく、活躍を望む環境づくりに向けて企業の意識改革が求められる。

多様な経営実態を有する中小企業が、こうした意識改革を進め、女性のキャリア形成支援に向けて具体的な社内環境の整備、育成の仕組みづくりに取り組むためには、専門家による伴走型支援が有効である。専門家による人材育成計画の策定や賃金体系の見直し、従業員へのキャリアコンサルティングの実施に取り組むことで、経営者、女性本人、同僚の意識改革、持続的な人材育成の取組を促すべきである。併せて、女性が活用できる公的な職業訓練の充実を図るとともに、育児等と仕事を両立しつつ能力・スキルを高められるよう、場所や時間、開催方法等に関する利便性の向上を求めたい。

女性求職者や正規雇用での就労を目指す女性への支援も重要である。厚生労働省では、公的職業訓練と就職支援を一貫して行う求職者支援訓練を実施しているが、実践的技能を習得する実践コースにおいても、２０２１年度の就職率は６０．２％（※２０２１年１２月末までに終了したコースについての集計）と決して高くはない。企業側のニーズを踏まえた訓練内容を検討するとともに、特に、女性の就業者が多い介護・医療、飲食・宿泊などの分野においては業界団体との連携を強化し、必要とされるスキル・ノウハウを効率的に習得できる訓練コースの設定や、トライアル雇用を通じた企業の現場での訓練機会の提供を重点的に講じられたい。また、女性活躍に取り組む中小企業とのマッチング支援など、ハローワーク、マザーズハローワークの機能強化を図られたい。

[具体的要望項目]

○　女性のキャリア形成支援の強化

- 企業による人材育成計画策定や賃金体系見直しへの伴走型支援
- 女性社員をはじめとする従業員に対するキャリアコンサルティングの提供
- 公的職業訓練の抜本的な機能強化・拡充（場所や時間、開催方法等に関する利便性の向上）
- 就労を目指す女性求職者や正規雇用での就労を目指す女性と女性活躍推進に取り組む中小企業とのマッチングの場の創出、女性求職者が企業の面談や説明会にオンライン参加できるような柔軟な運用
- 企業側のニーズを踏まえた求職者訓練等の訓練内容の検討、女性就業者が多い分野における、業界団体との連携強化による訓練コースの設定やトライアル雇用を通じた企業の現場での訓練機会の提供

（２）仕事と育児の両立支援の強化

中小企業が仕事と育児が両立しやすい環境整備に取り組むことは、女性のみならず男性にとっても働きやすい職場を生み出し、生産性向上や若い世代の採用・定着につながることが期待される。当所が本年７～８月に実施した調査では、仕事と育児の両立推進について、中小企業の８割強（８４．１％）が「必要性を感じている」ものの、そのうち約半数が「十分取り組めていない」と回答している。また、両立推進の課題としては、「人手不足のため、子育て中の社員の仕事のカバーが難しい」（４４．２％）が最多となり、次いで「専門的・属人的な業務が多く、子育て中の社員の仕事のカバーが難しい」（３７．５％）となるなど、代替要員の確保に関する課題が多い。

あらゆる企業が人手不足である状況を踏まえれば、代替要員の新たな採用は困難であり、業務の平準化・共有化や従業員のマルチタスク化の推進により、従業員が業務を補完しやすい体制づくりに取り組まねばならない。従業員数が少なく、業務が属人的になりやすい中小企業の実情も踏まえた個別コンサルティング支援、専門家派遣による相談対応などきめ細かな支援を講じられたい。また、フレックスタイム制やテレワークなど時間や場所に柔軟な働き方も有効であり、柔軟な働き方に関する理解促進を図るための従業員に対するコンサルティングの提供や社内研修等、導入・運用に向けた支援策の充実を求めたい。

当所が本年７～８月に実施した調査では、仕事と育児の両立推進にあたって、政府・行政に求める支援・取組として最も多く挙げられたのが「保育の質・量の拡充（保育所や放課後児童クラブ（学童）の施設増加、開所時間の延長等）」（４７．６％）であった。待機児童問題は解消に向かいつつあるものの、働き方の多様化や家族形態の変化に伴う、病児保育への支援の強化や開所・閉所時間の延長等の多様な保育ニーズへの対応、各世帯のニーズ（開所・閉所時間、休日保育、保育方針等）に合った保育施設を見つけやすいマッチング機能の

充実を求めたい。さらに、「こども未来戦略方針」にて表明された「こども誰でも通園制度」を早期に実現するとともに、同制度の対象である全ての子育て家庭にとって利便性の高い制度として運用されるよう求めたい。

[具体的要望項目]

○　両立しやすい社内体制・職場環境づくりに対する支援の強化
- 男性も含む全ての従業員が仕事と育児を両立しやすい社内体制の整備（業務の見直し、省力化、マルチタスク化）への伴走型支援
- 多様で柔軟な働き方の導入・拡充に向けた伴走型支援
- 両立支援に係る助成金の見直し（手続の簡便化、制度の簡素化）

○　保育の受け皿の量・質の充実
- 多様な保育ニーズへの対応（病児保育への支援の強化、開所・閉所時間の延長等）、ニーズに合った保育施設を見つけやすいマッチング機能の充実
- 「こども誰でも通園制度」の早期実現、利便性の高い制度運用

（３）女性の就労拡大を阻害する税・社会保障制度の抜本的見直し

従業員本人に所得税が発生する１０３万円や、社会保険料負担が生じることで、その分手取収入額が減少する１０６万円、１３０万円などのいわゆる「年収の壁」が、労働時間の短縮化（就労調整）という形で人手不足に拍車をかけている。このような声が、パート・アルバイトを貴重な戦力としている企業、特に、足元の物価高騰や最低賃金の引上げ等を踏まえて賃上げを実施した企業から多く寄せられている。

また、年金をはじめとする現在の社会保障制度は、男性が世帯主で専業主婦の妻と子どもを養うという家族形態を標準モデルとして設計されているが、現在は、働き方や家族のあり方が変化し、雇用形態も多様化する中、共働き世帯が一般化しつつある。

こうした実態を踏まえ、働く意欲を持つ人がその希望に沿った形で活躍できる環境整備、および、旧来の標準世帯と共働き世帯の負担の公平性確保の観点から、所得税制における基礎控除額や給与所得控除額の引上げを検討するとともに、社会保障における第３号被保険者制度の抜本的な見直しを行うべきである。

加えて、パート・アルバイトのなかには、「年収１０３万円を超えると手取額が大きく減少する」といった誤解もあることから、制度の正しい理解に向けた政府による周知・広報を徹底すべきである。

政府は、本年９月に当面の対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」を公表した。企業の関心は高いものの、制度の複雑性や数年後を見据えた取組が求められることから中小企業が単独で制度を理解し、利用するのは困難との声が多い。利用促進にあたっては、ワンストップ相談窓口である「年収の壁突破・総合相談窓口」や助成金についての相談を受け付けている都道府県労働局・ハローワークなどに関する一層の周知や、利用につながる周知の充実が求められる。

[具体的要望項目]

- 「年収の壁」への当面の対応策の効果検証を踏まえた、第３号被保険者制度の抜本的な見直し、所得控除額の引上げ

（４）子ども子育て政策に関する財源負担の適正化

政府は２０３０年までを少子化に歯止めをかけるラストチャンスととらえ、政策強化に取り組むべく、本年６月に「こども未来戦略方針」にて「加速化プラン」として具体策の実施に向けた検討を行っている。

出生後一定期間の育児休業給付率を手取りで１０割相当に引き上げる「育児休業給付の給付率引上げ」や、子どもが２歳未満の期間に時短勤務を選択した場合に賃金の低下を補うための「育児時短就業給付（仮称）」などが労働政策審議会等において検討されているが、少子化対策を含む子ども子育て政策は国家の最重要課題であり、その財源は社会全体で広く負担するとともに、徹底した歳出改革を行い、現在検討されている新たな支援金（仮称）等の追加負担は可能な限り軽減すべきである。

育児休業給付に係る雇用保険財源についても、少子化対策としての男性の育児休業の取得促進により将来の収支マイナスが見込まれ、もはや雇用の維持・安定を目的とする雇用保険財政のみで支えることには限界がある。少なくとも、雇用保険財政における国庫負担の割合は本則（１２．５％）の１０/１００に時限的に抑えられている現在の１．２５％から、速やかに本則に戻すことはもとより、更なる負担も検討すべきである。また、育児休業給付の給付率引上げや育児時短就業給付（仮称）は、雇用保険の本来の目的とは異なるため、一般財源で担うべきである。

企業や地域の企業が共同で設置・利用する企業主導型保育事業や認可保育所の運営費（０～２歳児相当）の補助に係る助成金の財源である事業主拠出金は、業況に関係なく全企業を対象に厚生年金とともに徴収されている。子ども子育て政策の財源は、企業も一定の負担を負うべきと考えるが、社会保険料や新たな支援金（仮称）の負担もある中、事業主拠出金の使途は「事業主による負担に合理性が認められる内容」にとどめるべきである。現在の政府による異次元の子ども子育て政策に取り組んでいることを機に、新たな支援金（仮称）との関係性も含め、事業主拠出金のあり方・使途について抜本的な見直しを求めるとともに、将来にわたり料率

の引上げには反対する。また、企業主導型保育事業については、引き続き、不適正保育や不正受給の未然防止に向けた指導・監査の強化、適切な予算執行・管理の徹底などの運用規律の徹底を求めたい。

[具体的要望項目]
- 育児休業給付の国庫負担の速やかな本則への引上げ（現行 １．２５%を本則 １２．５％へ)、更なる国庫負担の追加
- 育児休業給付の給付率引上げ、育児時短就業給付（仮称）の一般財源での負担
- 事業主拠出金制度の抜本的な見直しに向けた速やかな協議の開始
- 事業主拠出金制度の料率引上げには将来にわたり反対
- 企業主導型保育事業の運用規律徹底（指導・監査の強化継続による不適切保育や不正受給の防止、適切な予算執行・管理の徹底）

２．外国人材の活躍推進

（1）「より広く・多く・長く」外国人材を受け入れられる制度の整備推進

深刻な人手不足を背景に、２０２２年の外国人労働者数は１８２万人に達し、２００８年からの１５年間で約４倍にまで増加している。当所が本年７～８月に実施した調査では、外国人材について「受入拡大すべき」との回答が半数を超え（５３．４%)、「人手不足の業種・地域に限って受入拡大すべき」（１４．４%）を合わせれば約７割になるなど、中小企業においても外国人材受入への期待は高い。わが国において、外国人材の人権保護を大前提に「より広く（業種・職種)、より多く（人数)、より長く（就労期間)」外国人材を受け入れられる制度を整備するともに、中小企業においても、数年で帰国し入れ替わる人材としてではなく、責任ある仕事を任せられる人材への育成も含めたより本格的な受入の推進が求められる。

また、賃金水準が他の先進国と比べて低く、円安の進展もあり、外国人材にとってわが国で働く魅力は低下しつつある。今後も外国人材に「選ばれる国」であり続けるためには、日本語教育をはじめとする生活・就労環境の整備や、外国人材が日本において着実にキャリアアップできる分かりやすい仕組みづくりなど、日本人と外国人材双方が安心・安全に暮らせる共生社会の実現が重要である。こうした環境整備は就労の場となる中小企業等のみでは困難であることから政府・自治体による積極的な取組を強く求める。

政府の「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」では両制度の一体的な見直しが検討され、本年１１月３０日に最終報告書が法務大臣に提出された。最終報告書では、技能実習制度に替わる新たな制度が人材確保と人材育成の両方を目的とした制度となり、また、対象分野を特定技能制度の特定産業分野と原則一致させることなどにより、外国人材が技能を高めながらより長く活躍できる制度として見直されたことは歓迎したい。他方で、同一事業所での就労が一年を経過すれば転籍が可能となる点については、日本人労働者と同等の権利を認めるものであり、人権保護の観点からやむを得ないが、地方の中小企業からは「賃金が高く福利厚生の充実した大企業や都市部への流出を懸念」する声が根強い。賃金を目的とした安易な転籍は、企業の人材確保と外国人材の技能修得の両面から望ましいものでなく、悪質なブローカー等の排除の仕組みづくりはもとより、各企業や業界団体、自治体が工夫を凝らし、職場・生活拠点としての魅力向上に取り組むことが必要となる。政府・自治体にはこうした取組への支援を強く求める。

その他、制度の具体化にあたっては、現行制度のもとでも外国人材を適切に受け入れている企業、監理団体等の活動に支障が生じないよう、また、優良な監理団体・登録支援機関、受入企業については事務負担を抜本的に軽減することも必要である。

政府は、最終報告書の趣旨を十分に尊重した法改正・制度設計に努め、影響を受ける地方・中小企業への支援や送り出し国を含むステークホルダーへの制度改正の周知・広報を丁寧に行うとともに、早期に今後の具体化に向けたスケジュールを明示するなど、無用な不安が生じないよう配慮されたい。

[具体的要望項目]

○　外国人材に選ばれる国となるための共生社会の実現
- 政府・自治体による地域全体での日本語・生活支援の充実、外国人材と地域の交流事業への支援等
- 外国人材向け公的職業訓練の拡充（業界団体と連携した訓練メニューの開発、利便性の向上）

○　中小企業による外国人材の適正な受入と定着支援の強化
（技能実習制度に替わる新たな制度および特定技能制度見直しの具体化）
- 新たな制度の具体化のスケジュールの早期明示
- 現行制度での受入実態や人手不足の状況、新たな制度の趣旨を踏まえた受入対象分野の設定
- 新たな制度および特定技能制度の趣旨徹底に向けた環境整備（受入コスト負担の適正・透明化、転籍時のコスト移転の仕組み、監理団体や登録支援機関による支援強化、政府・自治体の役割拡大と支援強化など）
- 賃金のみを目的とした安易な転籍や引抜を防止する仕組みづくり、引抜を助長する悪質なブローカー、職業紹介事業者の排除
- 外国人材の定着に向けた中小企業および自治体・業界団体の取組への支援（好事例の共有、社宅や休

憩室等の新設・改修や送迎車両の購入等に係る経費への助成等）
- 優良な監理団体・登録支援機関、受入企業の優遇（提出書類の簡素化、手続きのデジタル化・迅速化）
- 外国人技能実習機構の後継組織の体制整備（円滑な相談支援に向けた体制整備・予算・人員の確保）
- 中小企業への情報提供体制の強化（国による送り出し国側が抱える人材情報の提供、中小企業とのマッチングに資する専門員による相談窓口の設置等）

（２）留学生・高度外国人材の就職支援

外国人留学生はわが国の大学・専門学校等での学習を通じて一定の専門性や日本語能力を身に付けており、留学期間中の日本人学生や地域住民との交流を通じて、わが国・社会を理解している貴重な人材である。

一方、独立行政法人日本学生支援機構の調査（「令和３年度私費外国人留学生生活実態調査」および「令和３年度外国人留学生進路状況調査」）によると、専門学校（専修学校）に通う留学生のうち、わが国で就職を希望する割合は７割（７５．７％）を超えるが、就職に至るのは５割弱（４７．５％）にとどまっている。

また、在留資格「特定活動（告示４６号）」は、わが国の大学・大学院を卒業・修了した留学生の就職支援等を目的に、大学・大学院で学んだ幅広い知識・応用的能力の他、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」では主たる活動として認められていない一般的なサービス業務や製造業務など幅広い業務に従事することを認められている。しかしながら、要件として設けられている「日本語能力試験Ｎ１相当」は、実態としてハードルが高いとの声がある。

政府は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を取得する留学生について、専門学校での専攻と就職先の従事業務との関連性をより柔軟に判断するとともに、地方出入国在留管理局に対し、その旨を通達等で周知徹底されたい。また、在留資格「特定活動（告示４６号）」について、学歴要件を「短期大学・高等専門学校・専門学校」まで緩和するとともに、日本語要件を緩和されたい。

留学生・高度外国人材と求人企業とのマッチング機会の充実を図るため、企業説明会や就職ガイダンス、地方企業や自治体と連携した合同就職説明会、留学生向け求人の掘り起こし等に積極的に取り組まれたい。

[具体的要望項目]

○　留学生・高度外国人材の就職支援
- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」を取得する留学生について、専門学校での専攻と就職先の従事業務との関連性の柔軟な判断、マルチタスク化が進む実態に合わせた柔軟な職務範囲の設定
- 在留資格「特定活動（告示４６号）」における学歴要件および日本語要件の緩和
- 留学生と企業との接点強化（インターンシップの受入促進、教育機関と連携した中小企業合同説明会の実施）
- 高度外国人材と中小企業のマッチング強化（ハローワーク等による中小企業とのマッチング事業の創設）

３．シニアの活躍推進

高齢化の進展に伴い、働くシニアの数は増えている。２０２２年の高年齢就業者（６５歳以上）人口は ９１２ 万人、就業者全体に占める割合は １３．６％と過去最高となった。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（令和５年推計・中位推計）では、日本の人口が２０２０年の１億２，６１５万人から２０７０年には８，７００万人にまで減少する中、６５歳以上人口割合は一貫して上昇し、２０７０年には４割近く（３８．７％）まで増加するとされている。生産年齢人口の更なる減少が見込まれる中、労働力不足を補うためにはシニアの活躍推進が欠かせない。厚生労働省の調査によると、２０２２年６月１日時点で ６６歳以上も働くことができる制度のある企業の割合は、大企業の３７．１%に対して中小企業は４１．０％となっているなど、深刻な人手不足もあり、中小企業はシニアの雇用に関して比較的積極的である。

シニアの活躍推進は、人手不足への対応のみならず、スキルやノウハウの伝承という観点からも重要であり、就業意欲のあるシニアと企業の採用ニーズとの適切なマッチング等を通じてシニアのさらなる活躍推進を図るべきである。**公益財団法人産業雇用安定センター**が展開する、就労意欲が高い６０歳以上の高年齢者を事業者に紹介する**「キャリア人材バンク」事業**をはじめ、中小企業への円滑な労働移動のサポートを目的に、当事業をはじめとした高年齢者と中小企業とのマッチング事業の周知およびさらなる充実を図られたい。

大企業で豊富な経験を積み重ねてきたシニア人材の中小企業へのキャリアチェンジを円滑に進めるための能力開発に係る支援も重要である。シニアの学び直しの推進に向けた公的職業訓練の機能強化・拡充、中小企業の現場を体験できるインターンシップやトライアル雇用による体験就労の環境整備を検討されたい。

シニア人材の活躍に向けては、健康面や家庭・社会生活との両立等、各人の事情に合わせた配慮が不可欠である。中小企業の受入環境の整備に向けて、テレワークなどの多様で柔軟な働き方の導入・拡充に関する支援のみにとどまらず、短時間勤務でも可能な業務の切り出しや、従業員と企業双方のニーズを踏まえた両立制度の設計などに関する伴走型支援の強化を図られたい。

［具体的要望項目］

○　シニア人材と中小企業のマッチング支援

・　就業意欲の高いシニア人材と中小企業のマッチング支援の強化（産業雇用安定センターによるキャリア人材バンク等マッチング支援の強化、雇用関係によらない活躍の場の拡大に向けた支援の創設）

・　大企業のシニア人材の中小企業へのキャリアチェンジに向けた支援強化（中小企業を知るための体験就労、シニアの学び直しの推進に向けた公的職業訓練の機能強化・拡充等）

○　中小企業の受入環境の整備

・　業務の切り出し、多様で柔軟な働き方の導入・拡充に向けた伴走型支援の強化（短時間勤務でも可能な業務の切り出し、従業員と企業双方のニーズを踏まえた両立制度の設計）

４．障害者の活躍推進

厚生労働省の「令和４年障害者雇用状況の集計結果」によると、２０２２年６月時点の中小企業の障害者の実雇用率は ４３．５～１００人未満で１．８４％、１００人～３００人未満で２．０８％と民間企業全体の２．２５％と比べて低く、また、法定雇用率達成企業の割合は４３．５～１００人未満で ４５．８％、１００～３００人未満で ５１．７％に留まるなど、中小企業における障害者雇用は進んでいない。企業においては、社会的責任としての法定雇用率達成のみを目的とするのではなく、不足する人材の確保や障害者が得意とする業務の切り出し等による生産性向上につなげていくといった意識変革を進めていくことが必要である。

一方、当所が２０２１年７～８月に実施した調査では、中小企業における障害者雇用の課題として、「自社の業務にあった障害者を採用できない」（３６．５％）、「障害特性を踏まえた配慮など受入れのノウハウが不足」（３３．２％）、「障害者が行う業務の切り出し、設定が困難」（３１．４％）、「障害者の就労をサポートするマンパワーがない」（２６．９％）、「サポートするノウハウが不足している」（２５．６％）といったさまざまな課題が挙げられている。

障害者を１人も雇用していない企業（０人雇用企業）は３２，３４２社、未達成企業に占める割合は５８．１％に及び、「０人雇用企業」への支援の重要性は高い。厚生労働省の労働政策審議会障害者雇用分科会で２０２２年６月に取りまとめられた「今後の障害者雇用施策の充実強化について」では、「０人雇用企業」をはじめとする中小企業への支援の必要性が盛りこまれ、これに基づき、**障害者雇用相談援助助成金**が令和６年度から新設予定となっている。効果的な活用を期待するとともに、障害特性や個社の事情を踏まえた業務の切り出しなど伴走型支援の強化、企業の業務特性や障害特性を踏まえた丁寧なマッチング支援を求めたい。

障害者の活躍促進においては、地域企業の頼れる支援機関として、ハローワークや地域障害者職業センターでの障害者受入・定着支援に係る相談、訪問支援の強化に加え、事業主への相談窓口の周知強化や相談体制の充実を求めたい。

また、法定雇用率については、現行の２．３％から２０２４年４月に２．５％、２０２６年７月に２．７％と段階的に引上げられることが、２０２５年４月に除外率対象業種において除外率が一律１０ポイント引下げられることが決定している。これらの影響が大きい業種に対する重点的な支援かつ取組促進に向けた効果的な働きかけを求めたい。

［具体的要望項目］

○　企業の受入環境の整備に向けた支援強化

・　業務の切り出しや業務遂行の円滑化に資する伴走型支援の強化（障害特性や個社の事情を踏まえた、業務の切り出しやデジタル化・機械化等による業務遂行支援等）

・　企業の業務特性や障害特性を踏まえた丁寧なマッチング支援

・　「０人雇用企業」、法定雇用率の引上げと除外率の引下げの影響が大きい業種に対する重点的な支援かつ効果的な働きかけ

・　ハローワークや地域障害者職業センターでの障害者受入・定着への相談、訪問支援の強化、事業主への相談窓口の周知強化や相談体制の充実

以上

２０２３年度第１９号
２０２３年１２月１４日
第２４４回議員総会
７６４回常議員会決議

＜提出先＞　内閣府、こども家庭庁、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省、法務省、出入国在留管理庁

＜実現状況＞女性、シニア、外国人、障害者の活躍に資する制度・支援策の拡充（「年収の壁・支援強化パッケー

ジ」に伴うキャリアアップ助成金のコースの新設、両立支援等助成金の拡充、事業主拠出金の法定上限料率の引き下げ、特定技能制度の対象分野の拡大、障害者雇用相談援助助成金や中高年齢等障害者職場適応助成金の新設等）

２０．東京都の多様な人材の活躍施策に関する重点要望

Ⅰ．基本的な考え方

中小企業の人手不足感はかつてなく深刻な状況を迎えており、業種・規模を問わず、共通の経営課題となりつつある。生産年齢人口の減少が一層進めば、「あらゆる業種で人が足りない、人が採れない」状況はさらに厳しいものとなることが避けられず、もはや「人手不足を採用で補う」というこれまでの考え方だけでは、事業継続が困難となる。

こうしたいわゆる労働供給制約社会を中小企業が生き抜くためには、業務の徹底した「省力化」と従業員の徹底した「育成」を図り、働き手や働き方の徹底した「多様性」を受け入れる取組を進めることで、限られた人員の中でも「働きがい」と「働きやすさ」を高め、個々の成長と多様性を原動力とする「少数精鋭の成長モデル」へと自己変革を果たしていくことが求められる一つの方向性と考える。

中でも、女性、外国人材、シニア、障害者など「働き手の多様化」を進めることは、人材確保の有効な手立てとなり得るのみならず、ビジネスに多様な視点を活かす効果も期待される。女性については育児などとの両立、外国人材については言語や生活習慣の違い、シニアについては健康面、障害者については障害の特性など、配慮すべきさまざまな課題があるものの、これらに正面から取り組むことは、あらゆる働き手にとって働きやすく働きがいのある職場づくりにもつながる。

こうした認識のもと、東京都が取り組むべき多様な人材の活躍に関する施策について、下記により要望する。なお、本要望と同時に、労働供給制約社会における中小企業のあり方について『求められる「少数精鋭の成長モデル」への自己変革（これからの労働政策に関する懇談会中間レポート）』としてまとめ、また、東京都が取り組むべき雇用就業施策に関して「東京都の雇用就業施策に関する重点要望」をまとめているため、あわせて確認いただきたい。

記

Ⅱ．重点要望項目

１．女性の活躍推進

（１）女性のキャリア形成支援の強化

本年７～８月に実施した日本商工会議所および東京商工会議所（以下、当所）の調査では、女性のキャリアアップ支援について、中小企業の約８割強（８４．３％）が「必要性を感じている」と回答する一方で、そのうち６割弱が「十分取り組めていない」と回答した。また、その課題としては、「本人が現状以上の活躍を望まない」（５３．０％）が最多であったが、「育成のための仕組みやノウハウが不足」（４０．０％）、「出産・育児などと両立できる体制・制度が不十分」（２６．４％）なども挙げられており、企業や社会におけるこうした環境が、女性が活躍を「望みたくても望めない」状況を生み出している側面も推察できる。企業として女性活躍が進まない理由を女性本人の意識にのみ押し付けるのではなく、活躍を望む環境づくりに向けて企業の意識改革が求められる。

まずは、「育成の仕組みづくり」が重要であり、東京都においては、**「女性従業員のキャリアアップ応援事業」**において、企業を対象に女性活躍に関するセミナーや行動計画の策定支援・フォローアップコンサルティングを、女性従業員を対象にキャリアアップに関するセミナー等を行っており、継続されたい。加えて、人事・労務担当者の専任が困難、ノウハウや資金が不足しているといった事情を抱える中小企業が継続的に「育成の仕組みづくり」に取り組めるよう、人材育成計画の策定や賃金体系の見直し等に関する伴走型支援の強化を求めたい。なお、企業間でこうした取組や課題を共有する交流の場づくりも検討いただきたい。

育成にあたっては、資金や教える側の人材不足などから、自社内での人材育成が難しい中小企業には、公的職業訓練の活用が求められる。東京都においては、**「女性向け委託訓練」**が実施されており、主な受講対象である求職者のニーズに対応した訓練内容となっているが、場所や時間、開催方法等に関する利便性の向上等により在職者の支援も含めた取組の強化を求めたい。資金面での支援には既に、**「社内型スキルアップ助成金・民間派遣型スキルアップ助成金」**をはじめさまざまな助成金があるが、女性の段階的なキャリア形成に資する教育訓練投資に対する助成措置の新設により、企業の取組を後押しされたい。

女性活躍推進においては、出産育児期の女性が非正規雇用中心であることも課題となっている。本人の意に反して非正規雇用となっている労働者の正社員化に向けては、パッケージ型の育成・就職支援が有効である。東京都の**「女性向けキャリアチェンジ支援事業」**は非正規雇用の正社員化に有効であり、求人企業の開拓の強化を図られたい。加えて、就職支援が非正規雇用者の正社員化等を通じてキャリア形成に資するという点を踏まえると、**東京しごとセンター**などの公的職業紹介の機能強化も重要である。具体的には、求人企業・求職者双方へのコンサルティングによるマッチング機能の強化を求めたい。

［具体的要望項目］

○　女性のキャリア形成支援の強化

- 「女性従業員のキャリアアップ応援事業」における「育成の仕組みづくり」への伴走型支援の強化（人材育成計画の策定や賃金体系の見直し）
- 女性のキャリア支援に関する取組や課題を企業間で共有する交流の場づくり
- 「女性向け委託訓練」における場所や時間、開催方法等に関する利便性の向上等による在職者の支援も含めた取組の強化
- 女性の段階的なキャリア形成に資する教育訓練投資に対する助成措置の新設
- 不本意な非正規雇用者の正社員化に向けた「女性向けキャリアチェンジ支援事業」の一層の周知を通じた求人企業の開拓の強化
- 東京しごとセンターなど公的職業紹介の機能強化（求人企業・求職者双方へのコンサルティングによるマッチング機能の強化）

（２）仕事と育児の両立支援の強化

中小企業が仕事と育児が両立しやすい環境整備に取り組むことは、女性のみならず男性にとっても働きやすい職場を生み出し、生産性向上や若い世代の採用・定着につながることが期待される。当所が本年７～８月に実施した調査では、仕事と育児の両立推進について、中小企業の８割強（８４．１％）が「必要性を感じている」ものの、そのうち約半数が「十分取り組めていない」と回答している。また、両立推進の課題としては、「人手不足のため、子育て中の社員の仕事のカバーが難しい」（４４．２％）が最多となり、次いで「専門的・属人的な業務が多く、子育て中の社員の仕事のカバーが難しい」（３７．５％）となるなど、代替要員の確保に関する課題が多い。

あらゆる企業が人手不足である状況を踏まえれば、代替要員の新たな採用は困難であり、業務の平準化・共有化や従業員のマルチタスク化の推進により、従業員が業務を補完しやすい体制づくりに取り組まねばならない。従業員数が少なく、業務が属人的になりやすい中小企業の実情も踏まえた個別コンサルティング支援、専門家派遣による相談対応などきめ細かな支援を講じられたい。

フレックスタイム制やテレワークなど時間や場所に柔軟な働き方も有効であり、導入・運用に向けた支援策の充実を求めたい。ついては、「働きやすい職場環境づくり推進事業」における中小企業への提案型支援の追加や「働くパパママ育業応援奨励金」の手続の簡便化や制度の簡素化を求めたい。

当所が本年７～８月に実施した調査では、仕事と育児の両立推進にあたって、政府・行政に求める支援・取組として最も多く挙げられたのが「保育の質・量の拡充（保育所や放課後児童クラブ（学童）の施設増加、開所時間の延長等）」（４７．６％）であった。待機児童問題は解消に向かいつつあるものの、保育の質・量に関するニーズは依然として高いことが示された。働き方の多様化や家族形態の変化に伴う、病児保育への支援の強化や開所・閉所時間の延長等の多様な保育ニーズへの対応、各世帯のニーズ（開所・閉所時間、休日保育、保育方針等）に合った保育施設を見つけやすいマッチング機能の充実を求めたい。

［具体的要望項目］

○　両立しやすい社内体制・職場環境づくりに対する支援の強化

- 男性も含む全ての従業員が仕事と育児を両立しやすい社内体制の整備（業務の見直し、省力化、マルチタスク化）への伴走型支援の新設
- 「働きやすい職場環境づくり推進事業」における、具体的な方針が見出せていない中小企業への提案型支援の追加
- 「働くパパママ育業応援奨励金」の手続の簡便化や制度の簡素化

○　保育の受け皿の量・質の充実

- 多様な保育ニーズへの対応（病児保育への支援の強化、開所・閉所時間の延長等）、ニーズに合った保育施設を見つけやすいマッチング機能の充実

２．外国人材の活躍推進

深刻な人手不足を背景に、２０２２年の外国人労働者数は１８２万人に達し、２００８年からの１５年間で約４倍にまで増加している。当所が本年７～８月に実施した調査では、外国人材について「受入拡大すべき」との回答が半数を超え（５３．４％）、「人手不足の業種・地域に限って受入拡大すべき」（１４．４％）を合わせれば約７割になるなど、中小企業においても外国人材受入への期待は高い。わが国において、外国人材の人権保護を大前提に「より広く（業種・職種）、より多く（人数）、より長く（就労期間）」外国人材を受入れられる制度を整備するともに、中小企業においても、数年で帰国し入れ替わる人材としてではなく、責任ある仕事を任せられる人材への育成も含めたより本格的な受入の推進が求められる。

また、賃金水準が他の先進国と比べて低く、円安の進展もあり、外国人材にとってわが国で働く魅力は低下しつつある。今後も外国人材に「選ばれる国」であり続けるためには、日本語教育をはじめとする生活・就労環境の整備や、外国人材が日本において着実にキャリアアップできる分かりやすい仕組みづくりなど、日本人

と外国人材双方が安心・安全に暮らせる共生社会の実現が重要である

前述の当所の調査では、外国人材を「今後受入れる予定」（６．２％）、「受入れるか検討中」（２４．１％）を合わせると３０．３％で、前年より７．７ポイント増加した。従業員数２０人以下の企業でも、「既に受入れている」は１割台以下だが、「今後受入れる予定」または「検討中」との回答は３割前後あり、従業員規模の小さな企業でも一定の受入ニーズが示されている。

東京都においては、「東京外国人材採用ナビセンター」で企業、外国人材に対する相談、セミナー、マッチングイベントなど総合的な支援を行っている。現場のニーズをくみ取りながらより良い支援を検討いただくとともに、今後技能実習・特定技能制度をはじめとした外国人材の受入政策が大きく変化する予定であることから、よりきめ細やかな支援をお願いしたい。また、「外国人材の育成・定着に向けた支援事業」における日本語教育に関する支援の充実をはじめとする生活面も含めた支援や外国人材向け公的職業訓練の拡充による育成への支援の充実にも取り組まれたい。

［具体的要望項目］

○　中小企業による外国人材の受入・定着支援の強化

- 「外国人材の育成・定着に向けた支援事業」における日本語教育に関する支援の充実（ビジネス日本語講座の受講者数および開催日数の拡大）
- 外国人材への生活支援の充実、交流イベント実施等、地域の外国人材が定着するための取組への支援
- 外国人材向け公的職業訓練の拡充（業界団体と連携した訓練メニューの開発、利便性の向上）
- 「東京外国人材採用ナビセンター」における企業向け相談体制の充実、留学生と企業との接点強化（インターンシップの受入企業数の拡大、教育機関と連携した中小企業合同説明会の実施等）、高度外国人材と中小企業のマッチング強化

３．シニアの活躍推進

東京都の高齢者人口は２０２２年９月の推計で３１１万人を超え、高齢化率は２３．４％に達している。生産年齢人口のさらなる減少が見込まれる中、労働力不足を補うためにはシニアの活躍推進が欠かせない。厚生労働省の調査によると、２０２２年6月１日時点で ６６歳以上も働くことができる制度のある企業の割合は、大企業の３７．１％に対して中小企業は４１．０％となっているなど、深刻な人手不足もあり、中小企業はシニアの雇用に関して比較的積極的である。

シニアの活躍推進は、人手不足への対応のみならず、スキルやノウハウの伝承という観点からも重要であり、就業意欲のあるシニアと企業の採用ニーズとの適切なマッチング等を通じてシニアのさらなる活躍推進を図るべきである。東京都が実施している、「シニアしごとＥＸＰＯ」による大規模なシニア就職面接会、「東京セカンドキャリア塾」などのシニアの就業意欲の向上を図る講座や「しごとチャレンジ６５」における職場体験の支援はシニアの活躍推進に有効であり、継続されたい。

大企業で豊富な経験を積み重ねてきたシニア人材の中小企業へのキャリアチェンジを円滑に進めるため、「新たな時代のニーズに対応するためのシニアの再活躍応援講座（シニアの新・キャリアデザイン５ｄａｙｓ）」の座学での講座に加え、中小企業の現場を体験できるインターンシップやトライアル雇用による体験就労の環境整備、シニアの学び直しの推進に向けた公的職業訓練の機能強化・拡充を検討されたい。

シニア人材の活躍に向けては、健康面や家庭・社会生活との両立等、各人の事情に合わせた配慮が不可欠である。中小企業の受入環境の整備に向けて、テレワークなどの多様で柔軟な働き方の導入・拡充に関する支援のみにとどまらず、短時間勤務でも可能な業務の切り出しや、従業員と企業双方のニーズを踏まえた両立制度の設計などに関する伴走型支援の強化を図られたい。

［具体的要望項目］

○　シニア人材と中小企業のマッチング支援

- 「シニアしごとＥＸＰＯ」のシニア就職面接会の参加企業数の拡大、マッチング支援の強化
- 「東京セカンドキャリア塾」における大企業のシニア人材の中小企業へのキャリアチェンジに資する支援の充実
- 「新たな時代のニーズに対応するためのシニアの再活躍応援講座」と「しごとチャレンジ６５」における職場体験（見学）への接続などマッチング強化
- シニアの学び直しの推進に向けた都立職業能力開発センターの高年齢者の科目（無料の科目）におけるシニアと企業双方のニーズに応える訓練内容の拡充

○　中小企業の受入環境の整備

- 多様で柔軟な働き方の導入・拡充に向けた「働き方改革促進事業」におけるシニア人材に関するテーマの追加
- 「高齢者活躍職場改善モデル事業」（令和４年３月末をもって事業終了）や「シニア雇用事例普及啓発事業」を踏まえた伴走型支援の新設（短時間勤務でも可能な業務の切り出し、従業員と企業双方の

ニーズを踏まえた両立制度の設計）

４．障害者の活躍推進

都内企業の障害者雇用については、東京労働局の公表値では、２０２２年６月の実雇用率２．１４％、達成企業の割合が３２．５％となっており、いずれも全国の都道府県で最も低い。企業は、社会的責任としての法定雇用率達成のみを目的とするのではなく、不足する人材の確保や障害者が得意とする業務の切り出し等による生産性向上につなげていくといった意識変革を進めていくことが必要である。

一方、当所が２０２１年７～８月に実施した調査では、中小企業における障害者雇用の課題は、「自社の業務にあった障害者を採用できない」（３６．５％）、「障害特性を踏まえた配慮など受入れのノウハウが不足」（３３．２％）、「障害者が行う業務の切り出し、設定が困難」（３１．４％）、「障害者の就労をサポートするマンパワーがない」（２６．９％）、「サポートするノウハウが不足している」（２５．６％）といったさまざまな課題が挙げられている。

東京都においては、**「障害者雇用ナビゲート事業」**や**「東京ジョブコーチ支援事業」**など、障害者の受入・定着に向けた支援を行っており、**「中小企業障害者雇用応援連携事業」**では、こうした支援をアウトリーチ型で提供している。同事業をはじめとして、障害特性や個社の事情などを踏まえた業務の切り出しなど伴走型支援の強化、企業の業務特性や障害特性を踏まえた丁寧なマッチング支援を求めたい。

特に、「０人雇用企業」は最初の受入に向け、こうした支援が最も必要となるため、重点的な支援を求めたい。また、法定雇用率は、現行の２．３％から２０２４年４月に２．５％、２０２６年７月に２．７％と段階的に引上げられ、２０２５年４月に除外率対象業種において除外率が一律１０ポイント引下げられることが決定している。これらの影響が大きい業種に対する重点的な支援かつ取組促進に向けた効果的な働きかけを求めたい。

［具体的要望項目］

○　企業の受入環境の整備に向けた支援強化

- 「障害者雇用ナビゲート事業」における業務の切り出しや業務遂行の円滑化に資する支援の拡充（障害特性や個社の事情を踏まえた、業務の切り出しやデジタル化・機械化等による業務遂行支援等）、サポート対象企業数の拡大や訪問支援の拡充
- 「東京ジョブコーチ利用相談窓口」における障害者受入・定着へのオンライン相談の追加、事業主への相談窓口の周知強化や相談体制の充実
- 「中小企業障害者雇用応援連携事業」における関係機関との連携を通じた企業の業務特性や障害特性を踏まえた丁寧なマッチング支援の強化
- 「０人雇用企業」、法定雇用率の引上げと除外率の引下げの影響が大きい業種に対する重点的な支援かつ効果的な働きかけ

以　上

２０２３年度第２０号
２０２３年１２月１４日
第２４４回議員総会
７６４回常議員会決議

＜提出先＞　東京都

＜実現状況＞女性、シニア、外国人、障害者の活躍に資する東京都の支援策の拡充（女性再就職支援事業における地域密着型マッチングイベントの拡充、シニアプロフェッショナル人材再活躍支援事業の新設、ＴＯＫＹＯ特定技能Ｊｏｂマッチング支援事業の新設、障害者雇用就業総合推進事業における職場体験実習開拓・紹介事業の拡充等）

②　パブリックコメント

日　程	タイトル	担当部署
５月２５日	「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令案」に対する意見について	企画調査部
７月１２日	「持続可能な物流の実現に向けた検討会」最終とりまとめ（案）に対する意見	地域振興部

○「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令案」に対する意見について

わが国が、人口減少や経済の長期低迷など、多くの構造的諸課題を克服して再び活力を取り戻すためには、全国各地で経済の好循環が生まれる仕組みづくりを進めることが重要です。現在わが国は、経済社会全般にわたるデジタル化を強力に進めることが急務となっており、産業界においても、生産性向上に向けたＩＴ化、ＤＸを担う人材の確保が不可欠となっています。そうした中、東京２３区内の大学における定員抑制の規制が、わが国が必要とする人材輩出拡大の妨げになることを危惧しています。早急に人材を育成し、全国各地で中小企業を含め広く活躍できるようにすることが何より重要と考えます。

本年２月に開催された有識者会議では、デジタル人材の不足が強く叫ばれていることを踏まえ、「高度デジタル人材」については規制緩和の方向性が示されました。これを受けて今般示された命令案の概要について、下記の通り意見を申し述べます。

記

１．高度なデジタル人材の学位分野について

命令案では、収容定員の増加について、高度デジタル人材を育成する情報系学部・学科が理学関係分野又は工学関係分野に限定された緩和となっているが、幅広い分野でそうした人材が必要とされている経済社会の実態を反映していない。文部科学省が実施している数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度において、文理を問わず拠点校が指定されていることは、理系専攻者に偏らないデジタル教育の必要性を示す１つの証左と言える。実際、ＤＸを推進するには技術と社会をつなぐ人材にも相応の能力が備わっていることが求められることから、高度デジタル人材の育成を進める学部・学科については、特定の分野に限定することなく、その収容定員増加を認めるべきである。

以　上

２０２３年5月２５日提出

＜提出先＞文部科学省　高等教育局高等教育企画課

＜実現状況＞収容定員増加の対象については、高度デジタル人材を育成する情報系学部・学科の理工学系分野に限定した「収容定員抑制の一部緩和に関する府省令」が６月９日に公布された。一方で、定員抑制措置は２０２８年３月末までとする期限は維持された。

○「持続可能な物流の実現に向けた検討会」最終とりまとめ（案）に対する意見

基本認識

○物流業はエッセンシャル産業であり、特に日本の物流業は、これまでの関係者の不断の努力により、世界的に高水準が維持される社会インフラである。

○日本の物流業が２０２４年問題を乗り越え、持続可能性を高めていくため、政府の「持続可能な物流の実現に向けた検討会」においては、物流の実態に即した検討がなされた。検討会の最終とりまとめには、荷主・物流事業者・関連する業界団体と有識者の意見が集約されているものとして高く評価するとともに、当所として国の施策を後押しするために本意見書を提出する。

Ⅰ．最終取りまとめの各項目に対する意見

本検討会で取りまとめられた内容について以下の点につき、当所としての意見を述べる。

原文	東商意見
（６ページ２行～４行） 荷主企業・物流事業者による物流改善の取組・実施状況が、消費者や市場からの評価につながるように、物流改善の取組等についてランク評価を行う等、取組を進めるインセンティブとなる仕組みを創設すること。	【事業者の物流に係る取組を評価する仕組みの創設】 物流に係る事業者の取組内容を評価する仕組みや税制面での優遇措置等のインセンティブ付与は、より実効性のある取組に向けた意欲醸成につながることが期待できる。 ただし、物流効率化の取組の評価については、従前から積極的に取り組んできた企業もあるため、２０２４年問題を契機とした取組だけでなく、従前からの取組成果も含めた評価にすることが必要である。
（６ページ１３行～１６行） 一定規模以上の貨物の引渡し又は受取を行う荷主企業が経営者層を中核として物流改	【役員クラスの物流管理責任者の任命】 物流効率化の取組は、物流担当者のみで解決できないとの意見が多くの企業から聞かれる。役員クラスの物流

善に取り組むため、役員クラス で物流を統括・管理する責任者を任命し、当該管理責任者を中心として、後述する中長期計画の策定等の取組を推進する措置について、その要件等の具体的な検討を進めること。	管理責任者を任命することにより、社内的には営業・調達・生産部門等部署横断で、また取引先等の社外的にも、物流改善の促進が期待される。
（６ページ１７行～１８行） サプライチェーンの全体最適化の視座から物流を捉えることができる高度物流人材を育成・確保することが必要であり、そのために産学官で連携した取組を支援すること。	【荷主事業者における高度物流人材の育成支援】 物流担当者が設置されていない事業者もあり、とりわけ荷主事業者における物流に対する重要度の認識は高くないとの声がある。このような現状を鑑みた取組の支援ならびに高度物流人材の育成に向けて必要なスキルセットや将来像の明確化が重要である。
（６ページ３８行～３９行、７ページ１行～２行） 再配達の削減や置き配の推進、梱包簡素化の受容等、物流改善において消費者に求められる役割を整理した上で分かりやすく示し、１回で荷物を受け取ることや、注文の際の余裕を持った配達日設定（輸送モードの設定も含む。）や、配達日の分散に対してインセンティブを付与するなど、消費者の行動変容につながる施策を実施すること	【消費者の意識改革に資する施策】 物流の効率化に対する消費者の意識はまだ不十分であり、効果的な施策が必要である。左記事項は消費者の意識改革、行動変容に向けて試験的に取り組まれ、一定の成果を上げているものであり、ＢｔｏＣ物流における再配達の削減にも効果的と考える。 加えて、消費者の物流に対する理解醸成に向けては、物流サービスは無料と誤認を与えるような表記（「送料無料」などの表示等）の見直し、適正な表記の推奨などが必要である。
（７ページ２１行～２４行） 物流に係る広報について、様々な民間事業者等と連携するための方策や社会的な運動に発展させていくための戦略や進め方等を調査した上で、より広く荷主企業や消費者に対して、物流が果たしている役割の重要性やその危機的状況、持続可能な物流の実現のために各々が取り組むべき事項を伝えることができるよう広報を強化すること。	【物流に係る広報の強化】 物流の危機的状況に対する広報の強化は重要であり、政府による分かり易い情報発信（課題と対策等）や、各業界団体を通じた啓もう活動（セミナーの開催等の経営者層の教育も含む）等を推進されたい。
（８ページ１７行～２０行） 待機時間、荷役時間の削減等を通じて労働時間を削減するとともに、納品回数の減少等を通じて、総輸送需要を抑制して効率的な輸送を実現するために、発荷主企業、物流事業者、着荷主企業の現場における分業の実態を踏まえ、それぞれの事業者が連携・協働して、待機時間・荷役時間等の状況を把握し、改善を図るための取組を実施すること。	【待機時間・荷役時間等の状況の把握・削減】 まずは現状把握をすることが必要であり、荷主事業者において待機時間・荷役時間等を計測し、改善につなげる取組の実施が求められる。政府においては、荷主事業者が物流の２０２４年問題に対応するため、待機時間・荷役時間を計測、削減する上で有効な設備投資に対して重点的に支援していくことが必要である。 さらに、待機時間・荷役時間等の状況の把握、改善への取組について、違反行為の防止、適正な企業間連携の推進に向けた監視（トラックＧメン等）も必要と考える。
（８ページ２４行～２５行） 一定規模以上の貨物を取扱う物流事業者に対して、中長期計画の作成及び定期報告を行うことを義務付ける	【一定規模以上の荷主・物流事業者の中長期計画の作成及び定期報告】 中長期計画の作成においては、ひな形や記載見本を設け、記載要領を明示し、事業者が記載すべき内容が明確に分かるなど、事業者にとって過度な負担とならないことが必要である。 とりわけ、中長期計画の作成の対象とならない下請け等の中小・小規模事業者においてデータ収集等の業務負担がかかることのないようなものが望まれる。 【中長期計画の作成及び定期報告の対象とする企業規模】 対象となる企業が早期に物流改善に向けた取組を計

	画・実行できるよう、対象企業の定義を早急かつ明確に示すことが求められる。
（１０ページ２行～４行） 発荷主、着荷主、物流事業者が連携して実施すべき事項もあり、相手方が協議を求めた際に協議に応じるような連携促進の仕組みを検討するべきなど、企業間の連携を促す仕組みの重要性について意見があった。	【企業間の連携の在り方】 パートナーシップ構築宣言やホワイト物流の活用をはじめ、事業者間の連携促進に向けたより実効的な施策（例えば、納品リードタイムの適切な確保など商慣習の是正に資する施策等）が必要である。 また、企業間の問題にとどまらず、業界全体の改革に向けて、業界団体が主導した物流改善に資するプロジェクト（事業者全体の取組指針や行動計画の作成など）の実施を促進されたい。
（１１ページ１３行～１５行／１２ページ１５行～１７行） 基準となる商品価格を設定し、物流サービスに応じて価格を変動させる「メニュープライシング」や「ダイナミックプライシング」の取組等、商取引における物流コストの見える化を促進する施策を推進する／標準的な運賃について、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請けに発生する際の手数料等を含めて、荷主等に適正に転嫁できるよう、所要の見直しを図るべきである。	【物流コストの可視化、標準的な運賃の見直し】 物流サービスに応じた価格設定をすることにより、当日・翌日配送についての特急料金や、附帯作業などの追加的なサービス提供に対する料金を区別することができ、発注の大口化や納品リードタイムの延長などの取組を行うインセンティブが働くと考える。 標準的な運賃について、延長にとどまらず、見直しやその他の費用についての価格転嫁について言及したことで、サービスの実態に沿った適切な料金収受が期待される。
（１２ページ２６行～２７行） トラック業界は零細事業者が多く、事業承継をしたくても困難な場合もあることから、事業承継を円滑に進めるための支援を検討すべきである。	【トラック業界の実態を鑑みた事業承継の支援】 小規模な物流事業者では高齢の経営者兼ドライバーも多く、事業承継は喫緊の課題である。小規模な物流事業者が事業承継を円滑に進めるための支援は重要であり、検討を進められたい。
（１５ページ２行～４行） 一貫パレチゼーションによるパレット 積替に係る作業の削減や、共有パレットの紛失防止等の運用ルールの設定など、パレットや大型コンテナの標準化等について推進方策を検討すべきである。	【パレット等の標準化】 パレットの種類は業界・事業者によって多種多様であり、工場等の事業所に合わせた規格を導入している企業もある。また、パレットの使用に際しては、所有者に返却されないケースがある等、課題も指摘されている。標準化にあたっては標準パレット及び関連資材の導入に向けた支援策や、パレットの共同利用、共同回収の運用などの循環利用の体制強化が必要である。
（１６ページ２８行～３１行） 個人事業主である軽貨物のドライバーが車両の法定点検や故障等の際営業できなくなるとの意見を踏まえた、他の事業者が所有する車両を使用するための新しい仕組みについて要望があったことを踏まえ、政府において、安全や損害賠償の支払に必要な措置を講じた上で、個人事業主間で車両の共同使用を認める新たな制度について検討すべきである。	【個人事業主に配慮したトラックの共同使用】 個人事業主の物流事業者は資金や車両が乏しいところ、売上確保・拡大が期待できる制度であり、検討を進められたい。
（１６ページ３３行～３５行） 物流業界の働き方改革や担い手確保を 図るため、荷積み・荷卸しの負担軽減に資するテールゲートリフター等の設備の導入やフォークリフトの免許取得に対する支援について検討すべきである。	【ドライバーのダイバーシティ推進に資する支援策】 ドライバーについては、年間所得額は全産業平均と比較して、１割（大型）～２割（中小型）低く、年齢は５０代以上が６７％と高齢化している。設備投資や能力開発によるドライバーの生産性向上が必要であり、検討を進めることが重要である。また、設備を活用した体力面で

	無理のない業務は女性や障がい者の活躍促進といったダイバーシティ推進にもつながるものと考える。
（１６ページ３６行～４０行） 交通安全の観点から現在 ８０ キロメートル毎時とされている高速自動車国道上の大型貨物自動車の最高速度について、交通事故の発生状況のほか、車両の安全に係る新技術の普及状況などを確認した上で、引き上げる方向で検討すべきである。 トラックドライバーの労働生産性の向上のため、大口・多頻度割引の拡充措置を継続し、利用しやすい高速道路料金の実現について検討すべきである。	【物流生産性向上に資する制度見直し】 高速道路の最高速度の引き上げは、物流事業者からの要望もあり、安全装備を装着した車両の増加など最新技術の普及状況や交通事故の発生状況等により安全性を確認した上で、実施すべきである。 また、高速道路料金の割引措置の継続については、必要に応じたより効果的な割引条件への見直しを検討されたい。

＜荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドラインについて＞
「持続可能な物流実現に向けた検討会」の最終取りまとめとは別に策定されている「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」に対して以下のとおり意見する。

原文	東商意見
（１ページ１．発荷主事業者・荷主事業者に共通する取組事項（１）実施が必要な事項） ①荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握 荷主事業者は、発荷主事業者としての出荷、着荷主事業者としての入荷に係る荷待ち時間及び 荷役作業等（荷積み・荷卸し・附帯業務）にかかる時間を把握する。 ②荷待ち・荷役作業等時間２時間以内ルール 荷主事業者は、物流事業者に対し、長時間の荷待ちや、運送契約にない運転等以外の荷役作業 等をさせてはならない。 荷主事業者は、荷待ち、荷役作業等にかかる時間を計２時間以内とする。その上で、荷待ち、 荷役作業等にかかる時間が２時間以内となった、あるいは既に２時間以内となっている荷主事業 者は、目標時間を１時間以内と設定しつつ、更なる時間短縮に努める	【荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握、２時間以内ルール】 荷待ち・荷役作業等にかかる時間の把握に取組むことが重要であり、具体的な数値目標が分かりやすく示されたことを評価したい。 物流の２０２４年問題に向けては、荷待ち・荷役時間の測定、短縮のために必要な設備投資を促進することが必要である。 また、当該時間を２時間以内で遂行できない事業者においては、改善計画や自主行動計画のもと、計画に沿った実施状況を判断して、時間の猶予を認めるなど、柔軟に対応されたい。
（２ページ目） ④物流の改善提案と協力 発荷主事業者・着荷主事業者の商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討し、改善する。また、取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者等の手作業での荷積み・荷卸しの削減、附帯業務の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案する。	【物流の改善提案と協力】 事業者間の連携強化・物流効率化に向けては、すべての当事者が改善提案でき、真摯に協議するとともに、協議の結果、効率化して得られた成果等については、連携事業者間で適正に分配されることが重要である。
（７ページ目　３．着荷主事業者としての取組事項　（１）実施が必要な事項） ①納品リードタイムの確保 発荷主事業者や物流事業者の準備時間を確保し、輸送手段の選択肢を増やすために、発注から 納品までの納品リードタイムを十分に確保する。納品リードタイムを短くせざるを得ない特別な 事情がある場合には、自ら輸送手段を	【納品リードタイムの確保】 発荷主事業者からはリードタイムに係る商慣習の是正を求める声が多く、一方、着荷主事業者からは適正な在庫量と倉庫の確保等課題が指摘されている。物流生産性向上と持続可能な物流の実現に向けて計画的な納品は重要であり、ＡＩによる発注予測やＩｏＴを活用した在庫管理等の設備投資を支援されたい。

確保する（引取り物流）等により、物流負荷の軽減に取り 組む。	

Ⅱ．持続可能な物流の実現に向けた要望

最終とりまとめに盛り込まれた「物流標準化・効率化の推進に向けた環境整備」をはじめ、各項目の実現に向けては物流に係る設備投資促進が極めて重要である。あわせて、持続可能な物流の実現に向けては以下の施策が必要と考える。

１．物流生産性向上に資する投資促進

２０２４年におこりうる物流クライシスの防止策として、まずは現状をしっかりと把握することが重要であり、特に荷主事業者が荷待ち時間、荷役作業等にかかる時間を測定、把握するためのシステム等の導入促進が必要である。加えて、納品(バース)予約システム、求貨・求車サービス等のデジタル化やパレットの導入、荷役設備（フォークリフトの導入等)、倉庫設備など、事業者が２０２４年４月までに導入、活用できる設備投資への重点的な支援が求められる。

２．物流に係る制度の見直しによる効率化の推進

物流事業者のさらなる生産性向上に向けては以下のような現状の制度を見直し、ドライバー業務の効率化・スピードアップを促進されたい。

・高速道路のトラックの最高速度について、現状８０キロメートル毎時とされている速度規制を、先進安全装備の普及状況や交通事故の発生状況等を鑑みて引き上げることが必要である 。

・警察庁が「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに向けた継続的な取組の推進について」として駐車規制の見直しを全国の警察に通達したように、交通の安全と円滑な集荷・配送のための交通実態に応じた駐車規制の見直しに沿った取組の推進を求めたい。

・２０２４年に予定されている高速道路の深夜割引制度の改定について、施行後にその効果、課題を検証し、必要に応じより効果的な割引条件への見直しを検討されたい。

３．商慣習の是正に向けたパートナーシップ構築宣言等の推進と実効性向上

原材料費の高騰等に対応する価格転嫁や納品リードタイムの確保を含む、荷主・物流事業者の相互協力と連携強化に向けたパートナーシップ構築宣言やホワイト物流推進運動促進、各企業の取組の見える化及び共存共栄関係の構築が求められる。

また、登録企業を対象とした物流生産性向上に資する設備投資等の助成加点措置等を設けるなど、実効性向上を推進されたい。

４．円滑な輸配送に向けたインフラ整備の促進

都市部においては、交通渋滞や配送車両の駐車問題等が深刻である。円滑な物流動線の実現等に向けて大規模商業施設、商店街等での共同荷さばき集配事業の導入や荷捌きスペースの確保のための共同荷捌き駐車場の整備の促進が必要である。用地確保の難しい都市部においては、資金面はもとより調査、交渉、近隣地域への説明等への行政による積極的な関与が重要と考える。

また、トラックドライバーの労働時間の削減に資する中継輸送の拠点や、重要物流道路などのインフラ整備を推進すべきである。

５．物流ＤＸの推進

持続可能な物流の実現に向けては、業務の自動化をはじめとした物流ＤＸの推進が求められる。

政府は、フィジカルインターネットを２０４０年までに実現することを目標とし、実現に向けたロードマップを策定している。持続的な物流の実現に向けて極めて重要な取組であり、着実に推進していくことが必要である。

高速道路におけるトラックの後続車無人隊列走行、ドローンの活用など配送における自動化について、関連する法案の整備も含めた行政主導の推進が求められる。

さらに、配車管理のデジタル化、物流サービス事業者とのマッチング等、受発注を含む運送に係る手続きの電子化については、業界の垣根を超えたデータ連携、オープンプラットフォームの活用の普及促進と拡大を図り、好事例などの積極的な情報発信も期待されている。民間で取組が進む量子コンピュータの活用による混載等積載率の向上や配送ルートの最適化といった新技術の普及も重要である。

以　上

２０２３年7月１２日提出

＜提出先＞経済産業省

＜実現状況＞

○政府の「物流革新緊急パッケージ」において、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容、商慣行の見直しにつ

いて必要な予算の確保も含め緊急的に取り組まれている他、「送料無料」表示の見直しの検討、中大型トラックの高速道路での最高速度の引き上げの決定、「トラックＧメン」の創設などの具体的な取組について、意見内容が反映されている。

(4) 調査研究

① 定期調査

1) 東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）

実　施　時　期	回　答　企　業	担　当　部　署
５月１５日　～　５月２５日（第１回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業　１，０９６社	中小企業部
８月１４日　～　８月２４日（第２回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業　１，０７９社	中小企業部
１０月３１日　～１１月　９日（第３回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業　１，０３０社	中小企業部
２月　９日　～　２月２２日（第４回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業　９９４社	中小企業部

② 不定期調査

調　査　名	実　施　時　期	調　査　対　象	担当部署
２０２３年度新入社員意識調査	４月　３日～　４月１３日	「新入社員ビジネス基礎講座」に参加した新入社員　１，０５０名	人材・能力開発部
２０２４年新卒者の採用、インターンシップに関する調査	４月２１日～　５月１１日	「第１回学校法人との就職情報交換会」の参加企業２５８社	人材・能力開発部
中小企業のデジタルシフト・ＤＸ実態調査	５月１５日～　６月２２日	東京商工会議所会員１０，０００社	中小企業部
会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート	５月２２日～　６月　５日	東商会員１７，４９９社	地域振興部
副業・兼業に関する調査	６月２１日～　７月２１日	人材採用支援事業、研修事業の利用企業６，０３７社	人材・能力開発部
ものづくり企業の現状・課題に関する調査	６月２３日～　７月３１日	東京２３区内の中小製造業１１，５８９件	中小企業部
事業承継に関する実態アンケート	７月１４日～　８月１０日	東京２３区内事業者１０，０００件（非上場の中小企業者。個人事業主は含まれない）	中小企業部
人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査	７月１８日～　８月１０日	東京および各地商工会議所の会員６，０１３社	産業政策第二部
企業間の交流・連携に関するニーズ調査	７月２７日～　８月１１日	東京２３区内に本社もしくは営業拠点を持つ企業２，１９０社	総務統括部総務課
国際情勢の変化を受けた企業経営への影響調査	９月１日～　９月２９日	全国主要都市商工会議所の会員企業等３，８８４社	国際部
研修・教育訓練、人材育成に関する調査	９月６日～　９月２２日	２０２２年４月１日から２０２３年８月３１日に研修センター主催の研修講座を利用した２，７３７社	人材・能力開発部
中小企業の経営課題に関するアンケート	９月２５日～１０月２０日	東京２３区内中小企業・小規模企業１０，０００社	中小企業部

調　査　名	実　施　時　期	調　査　対　象	担当部署
新卒者の採用・選考活動動向に関する調査	１０月４日～１０月１８日	「第２回学校法人との就職情報交換会」の参加企業３１０社	人材・能力開発部
企業における教育支援活動等に関するアンケート調査	１１月１４日～１１月３０日	従業員１０人以上の会員企業５，０００社	企画調査部
中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査	１月　４日～　１月２６日	東京および各地商工会議所の会員６，０１３社	産業政策第二部
２０２４年新卒者の採用・選考活動動向に関する調査	１月２６日～　２月１６日	「第３回学校法人との就職情報交換会」の参加企業２５３社	人材・能力開発部
東商の情報発信等に関するアンケート	２月　２日～　３月　５日	東京商工会議所の会員、および都内事業者	広報部見える化推進担当
研修・教育訓練等に関するアンケート調査	３月　６日～　３月２２日	２０１９年４月以降に研修センター主催の研修講座を利用した企業５，６０３社	人材・能力開発部

③　景況調査に関する情報分析・情報提供

1)　産業懇談会（調査部門担当者による調査分析）

経済産業省や日本銀行と経済団体等の６機関の調査部門担当者を対象に、各機関が実施する調査の質向上を目的に、各機関の調査結果について情報交換を行う懇談会を毎月末に実施。２０２３年度は幹事持ち回りにて全１２回実施し、うち４回で東商けいきょうの情報提供を行った。

４月２８日　　意見交換　※主催：(一社)全国銀行協会
５月３１日　　意見交換　※主催：日本銀行
６月３０日　　意見交換　※主催：㈱商工組合中央金庫
７月３１日　　意見交換　※主催：東京商工会議所
８月３１日　　意見交換　※主催：(公財)経済同友会
９月２９日　　意見交換　※主催：日本商工会議所
１０月３１日　　意見交換　※主催：(一社)全国銀行協会
１１月３０日　　意見交換　※主催：日本銀行
１２月２８日　　意見交換　※主催：㈱商工組合中央金庫
１月３１日　　意見交換　※主催：日本商工会議所
２月２９日　　意見交換　※主催：(公財)経済同友会
３月２９日　　意見交換　※主催：東京商工会議所

2)　五機関調査部門担当者会議（調査部門担当者による意見交換）

商工会議所と産業団体の６機関の調査担当者を対象に、調査分析・調査業務の能力向上を目的に、各機関の調査結果の情報交換を実施。２０２３年度は幹事持ち回りにて全２回実施し、東商けいきょうの情報提供を行ったほか、調査業務の効率化、自組織への貢献などについて意見交換を実施。

４月２５日　　意見交換　※主催：東京商工会議所
１０月２７日　　意見交換　※主催：㈱商工組合中央金庫

3)　セミナー

a.　ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信

７月１８日～　８月１１日（申込者数：２３名）
「設備投資実施時にも使える！経営判断に使える調査データの活用術」

中小企業診断士　　宮　本　和　宏　氏

１０月１０日～１０月２７日（申込者数：４２名）

「データ・好事例から見る！中小企業の賃上げ」

近藤経営労務事務所　代表・特定社会保険労務士　　近　藤　泰　祐　氏

１月　９日～　１月３０日（申込者数：４７名）

「データ・好事例から考える 中小企業の脱炭素」

中小企業診断士　　高　鹿　初　子　氏

３月２９日～　５月１３日（申込者数：３６名）

「データ・事例から考える 中小企業における採用活動のポイント」

ひとみコーチングオフィス　代表　　吉　澤　史　実　氏

(5) 広　　報

①　広報紙

1)　東商新聞

創　刊　　１９５５年７月（２０２４年３月末紙齢２２０６号）
判　型　　タブロイド判（１２頁）：１９９３年６月５日号より
発　行　　月１回（２０日号）、発行回数１３回（２０２３年４月２０日号～２０２４年３月２０日号まで）
発行数　　通常号８３，０００部
内　容　　１～３面：東商活動広報・中小企業のための経営支援情報
４面：東商活動広報・中小企業のための経営支援情報、特集記事、経営者インタビュー等
５面：経済データ、企業・経済解説記事、ビジネスコラム等
６面：特集記事、東商事業ＰＲ等
７面：特集記事、企業・経済解説記事、ビジネスコラム等
８面：研修・セミナー
９面：全面広告、特集記事、東商事業ＰＲ等
１０・１１面：会員の新商品・新サービス・新店舗紹介
１２面：特集記事、東商事業ＰＲ等

2)　Ｂｉｚ　Ｅｘｔｒａ

経営者・著名人等インタビュー、文化・地域情報に関する連載コラムなどを掲載。東商新聞に内包（４頁）、２０１３年４月２０日号より発行（通巻１１０号）。発行回数４回（２０２３年４月２０日号～２０２４年３月２０日号まで）。

3)　東商新聞号外チラシ（ｔｏｓｈｏ　ＨＥＡＤＬＩＮＥ）

東商新聞の発行に併せて、国・都などの各種施策一覧情報、東商主催の経営に役立つ新規事業や採用・販路開拓支援イベント、交流会、研修・セミナーの紹介など、企業の関心の高いコンテンツをテーマに、分かりやすくまとめた号外チラシを作成した。発行回数１２回（２０２３年４月２０日号～２０２４年３月２０日号まで）。

②　広告チラシ同封サービス（ＤＭサービス）

東商新聞と併せて、本・支部の会員サービス事業の案内などを同封し、原則毎月１回定期的に全会員に配送するサービス。本部各部署や各支部の事業案内をパッケージにして配送することにより、郵送コストを効率化し会員の利便性を高めているほか、会員のビジネスチャンス拡大を目的として、会員の事業広告を同封するサービスも行っている。

配送頻度　原則月１回・東商新聞発行日に準ずる
内　　容　東商新聞、ならびに本・支部の会員サービス事業案内、アンケート調査、会員の事業広告など。
総同封数　２９５点（会員・団体８３点、東商事業等１９９点、東商新聞１３点）

③　ウェブサイト

開　　設　１９９６年７月２６日
ＵＲＬ　ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／
内　　容　東商の組織概要や経営支援事業、政策要望活動、地域振興活動、支部活動のほか、国や都の都内中小企業・小規模事業者向け施策情報を掲載している。
２０２３年度にオープン、リニューアルしたページは次の通り。
７月リニューアル：「取引拡大・交流」、「展示会への合同出展」、「個別企業との商談会」、「工業系ものづくり商談会」、「食品商談会」
８月オープン：「Ｔｏｓｈｏ 攻めの脱炭素」
中小企業が脱炭素・省エネの取り組みを経営改善や新たなビジネスチャンスに

繋げるための情報を発信
１０月リニューアル：「海外ビジネス・貿易証明」
１１月オープン：トップに「注目ワード」を設置
主に政策要望活動や調査結果、ニュースリリースなど、各記事にリンクするボタンを設置。ボタンは各記事の情報を１ワードで表したものとなっている。
２０２４年２月リニューアル：「東商の共済」
２０２４年３月リニューアル：「証明センター」
２０２４年３月リニューアル：「東京都中小企業活性化協議会」
アクセス数　東商ウェブ全体：４，８１２，３２２ＰＶ

④　東商マイページ

開　　設　２０２２年1月６日
ＵＲＬ　ｈｔｔｐｓ：／／ｍｙｐａｇｅ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／
内　　容　企業と東商をつなぐＷＥＢ窓口となるオンラインサービス。各種施策・法制度変更のポイントなど各テーマの最新情報を会員限定コンテンツとして提供するほか、東商が主催するイベント・セミナーの申込受付、窓口専門相談のオンライン予約（本部開催分のみ）等のサービスを提供する。２０２３年度からは特定商工業者による法定台帳の提出を東商マイページで受け付けしたほか、会員限定コンテンツではユーザーの業種・役職や興味・関心に合わせて記事をセグメント化しメールでＰＲする等、サービスの拡充に取り組んだ。
登録者数　９４，２９６名
会員限定記事数　１５０件

⑤　マイイベント（イベント掲載ページ）

開　　設　２０２２年２月２１日
ＵＲＬ　ｈｔｔｐｓ：／／ｍｙｅｖｅｎｔ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／
内　　容　東商が開催するイベントをウェブ上で閲覧・検索できるサービス。東商マイページにユーザー登録することでイベントへの参加申込も可能になる。２０２３年度は新たに「キャンセル待ち申込機能」を追加する等、機能を拡充し、利便性の向上を図った。また、ユーザーの属性や興味・関心のあるテーマに該当するイベントをメールでＰＲした。
掲載イベント数　１，５２６件、申込数４９，４９０名

⑥　メールマガジン【経営力ｕｐマガジン】の発行

創　　刊　２００７年７月２６日
発　　行　毎週水曜日（２０１４年８月より週１回発行）
内　　容　東京商工会議所の活動を会員企業のほか、広く一般にも周知することを目的に発行。経営支援に関する事業・イベントや、政策要望活動、地域振興活動などを紹介する。今年度は、記者会見での小林会頭の発言や会頭コメント、政策要望、調査結果など政策情報の発信強化に取り組んだ。
配信登録者数　１１８，８５６件

⑦　ＳＮＳ（Ｆａｃｅｂｏｏｋ、Ｘ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）、Ｉｎｓｔａｇｒａｍ）を活用したＰＲ

東商の活動や事業・サービスを広く一般に周知するため、Ｆａｃｅｂｏｏｋ、Ｘ、Ｉｎｓｔａｇｒａｍで情報を発信。２０２３年度末のフォロワー数は、Ｆａｃｅｂｏｏｋ９，００５件、Ｘ２，４４５件、Ｉｎｓｔａｇｒａｍ８４３件。
プレスリリース情報やメディアに掲載された情報を即時に発信したほか、記者会見での小林会頭の発言や会頭コメントなど政策情報の発信を強化。Ｉｎｓｔａｇｒａｍではショート動画投稿機能「リール投稿」を活用し、非フォロワーにも事業・サービスや会頭発言などを周知した。

⑧　動画を活用したＰＲ

東京商工会議所の活動や、事業・サービスの内容を分かりやすく周知するための動画を作成。東京商工会議所のＹｏｕＴｕｂｅチャンネル「Ｔｏｓｈｏ　ｃｈａｎｎｅｌ！」やメールマガジン、ＳＮＳなどの媒体で配信した。２０２３年度から新たに、記者会見における小林会頭の発言のダイジェスト版動画を制作。会見当日にＹｏｕｔｕｂｅやＳＮＳへ掲載し、タイムリー性のある情報発信に取り組んだ。また、２０２２年度の東商全体の取り組みをまとめた「２０２２年度事業報告動画」を作成したほか、支部の５０周年を記念した動画を作成し、本支部の活動をＰＲした。

各部署で実施した各種セミナーのオンライン配信も継続。ＹｏｕＴｕｂｅの２０２３年度動画投稿本数は３０６本。再生回数は６６３，２６７回。

⑨　デジタルサイネージ

本部ビル１階に設置し、東商の活動や事業・サービス等を静止画や動画でＰＲ。情報の鮮度を意識し、タイムリーな情報発信に取り組んだ。また、本部ビル１階の多目的スペースで開催する関連団体や渋沢関連事業の物産展をＰＲしたほか、記者会見での小林会頭の発言のダイジェスト版や事業・サービスの紹介動画なども掲出するなど、東商の見える化推進に取り組んだ。

⑩　ブランディング活動

創立１４０周年の際に作成した「挑みつづける、変わらぬ意志で。」のスローガンが入ったロゴマークを、東商の制作物に掲載。また、チラシ、冊子、封筒などのデザインをテンプレート化し統一的にすることで、ブランドの浸透・定着を図った。

⑪　パブリシティ活動

1)　記者会見

a.　定例会頭記者会見

４月　６日（１９名）	中国における邦人拘束/黒田日銀総裁退任/春季労使交渉/東京２３区の中小企業
４月２０日（１４名）	日韓関係及び日韓商工会議所首脳会議/対話型生成ＡＩ/同友会櫻田代表幹事退任
５月１１日（１５名）	中小企業の賃上げ及び価格転嫁/日韓関係/新型コロナウイルス感染症の５類移行/人手不足/Ｇ７広島サミット
５月２６日（１７名）	少子化対策/春季労使交渉/マイナンバーを巡るトラブル/円安の進行
６月１５日（　９名）	高知県の今後の経済活性化策への期待・課題/地域間の賃金格差/地方都市で日商会議を開催する意義・印象/四国経済の可能性/大阪万博への四国地方からの期待 ※小林会頭欠席、代理：鳥井日本商工会議所副会頭（大阪商工会議所会頭）
７月　３日（１６名）	最低賃金/円安の進行/日銀短観/今後の経済見通し/ＬＧＢＴ理解促進法/路線価２年連続上昇
７月１９日（１８名）	日商夏季政策懇談会/事業承継税制/年収の壁/価格転嫁/最低賃金/観光・インバウンド/パートナーシップ構築宣言/高齢者雇用/半導体関連産業の投資拡大と人手不足
９月　１日（１７名）	最低賃金/ＡＬＰＳ処理水放出/そごう・西武売却に伴うストライキ/関東大震災百年
９月２０日（１６名）	西村経済産業大臣との懇談/第２次岸田再改造内閣/ジャニーズ事務所の性加害問題/ビッグモーターによる保険金不正請求問題
１０月　４日（１５名）	為替動向（円安）/経済対策/ジャニーズ事務所の性加害問題
１０月１９日（２０名）	総合経済対策/内閣支持率/２０２４年春闘の目標値/中東情勢/札幌冬季五輪招致活動と北海道新幹線延伸延期/東京２３区の不動産価格の高騰

１１月　２日（１７名）　訪フィリピン・マレーシア・シンガポール経済ミッション/総合経済対策/ジャニーズ問題/２０２４年度の賃上げ/円安と中小企業への影響/大阪・関西万博
１１月１６日（１７名）　大阪・関西万博/外形標準課税の適用拡大/政労使会議/日中首脳会談
１２月　５日（１８名）　技能実習・特定技能制度見直し/賃上げ促進税制/交際費課税特例の拡充/賃上げ/政治資金パーティー問題
１２月２１日（１８名）　令和６年度与党税制改正大綱/２０２４年度の政府経済見通し/ダイハツ工業の品質不正問題/今年の漢字/来年の予測/日本経済の現状認識/渋沢栄一の知名度
１月１９日（１７名）　日中経済協会合同訪中代表団/春季労使交渉/自民党派閥の解散表明
２月　１日（１５名）　中小企業の賃上げ/中小企業経営者の意識/トヨタグループの不正問題/能登半島地震から１カ月
２月１５日（１７名）　中小企業の賃上げ/株価の上昇/ＧＤＰ/景況感とマーケット/暖冬の影響/金融政策
３月　７日（１６名）　日経平均株価/賃上げ・価格転嫁/日産自動車下請法違反/米国大統領選挙/選択的夫婦別姓
３月２１日（１７名）　日銀金融政策変更/春季労使交渉/日本の経済状況/中小企業の景況感/中小企業の経営環境/実質賃金/被災地訪問

b.その他記者会見
１０月２７日　シンガポールにおける記者会見（訪フィリピン・マレーシア・シンガポール経済ミッション）
１１月１３日　２０２５年日本国際博覧会建設会場現地視察後会見
１月　５日　経済三団体長共同記者会見
１月２５日　中国における記者会見（２０２３年度合同訪中団）

2)　会頭コメント・談話の発表
５月　８日　日韓首脳会談について
５月２１日　Ｇ７広島サミットについて
６月１６日　「経済財政運営と改革の基本方針２０２３」（骨太の方針２０２３）の閣議決定について
６月２２日　牛尾治朗氏のご逝去について
７月２８日　地域別最低賃金額改定の目安について
８月２２日　東京電力福島第一原子力発電所におけるＡＬＰＳ処理水の海洋放出について
９月１３日　第２次岸田再改造内閣の発足について
１２月１４日　令和６年度与党税制改正大綱について
１２月２２日　令和６年度政府予算案の閣議決定について
２月２２日　日経平均株価の史上最高値突破について
３月１３日　２０２４年春季労使交渉・集中回答日について
３月１９日　日本銀行の「金融政策の枠組みの見直しについて」について

3)　会頭インタビュー・テレビ出演・講演・寄稿等
１２月　８日　日経ＣＮＢＣ　マーケット・経済情報番組「朝エクスプレス」内
ゲスト・トーク「Ｗｏｒｌｄ　Ｗａｔｃｈ」
「日本・ＡＳＥＡＮ友好協力５０周年、さらなる飛躍への道程」※生放送
１２月２０日　雑誌「財界」　２０２４年新春特別号
新年恒例ワイド座談会　混乱・混迷の中を生き抜くリーダーの覚悟と決意
「より賃上げしやすい環境を整えていくことが目標」
１月　１日　日刊工業新聞　「つなぐ　経済３団体　新春インタビュー」
１月　４日　産経新聞　令和６年　挑む「賃上げ　将来への希望が重要に」

１月　５日　読売新聞　読売新聞創刊１５０周年プロジェクト　目覚めよＪＡＰＡＮ
経済３団体トップ座談会「日本経済成長の鍵　輝き取り戻せるか」
１月　５日　ＮＨＫＢＳ　「新春討論！経済３団体トップに問う」
１月１０日　産経新聞「外国人受け入れ　十倉、新浪、小林３氏に聞く」
１月１７日　雑誌「財界」１月３１日号
特集「環境激変の中をどう生き抜くか？賃上げと価格体系のあるべき姿とは？」
１月２４日　日本テレビ　ｎｅｗｓ　ｅｖｅｒｙ　他「春闘スタート　中小企業の賃上げは“したいけどお金もない”悩みかかえる経営者も」
２月１０日　中央公論３月号　読売新聞創刊１５０周年プロジェクト　目覚めよＪＡＰＡＮ
経済３団体トップ座談会「日本経済の現在地と２０２４年の課題」

4)　会頭共同インタビュー（囲み取材等）
４月１０日　小倉共生社会担当大臣との意見交換会後
７月　４日　夏期セミナー後
１月１２日　能登半島地震被災地（石川県・富山県連商工会議所連合会）訪問後
１月２２日　政労使の意見交換（政労使会議）後
２月　８日　芳野連合会長との懇談会後
３月　５日　高木復興副大臣への要望書手交ならびに意見交換後
３月１３日　政労使の意見交換（政労使会議）後
３月１５日　能登半島地震被災地（輪島、珠洲、七尾）訪問後

5)　報道機関との懇談
７月２４日（２５名）　経済団体記者会加盟社記者と小林会頭・副会頭等との懇談会

6)　記者発表

発表日	形態	種別	内容・標題
４月１１日	資料配布	事業/取材案内	「会員企業と学校法人との就職情報交換会」開催
４月１３日	資料配布	事業/周知	中小企業のオープンイノベーション促進に向けて　㈱ｅｉｉｃｏｎ並びにＣｒｅｗｗ㈱と連携協定を初締結
４月１８日	資料配布	事業/周知	東商主催検定試験（ＩＢＴ方式）が快活ＣＬＵＢで受験可能に
４月２０日	資料配布	政策/周知	知的財産政策に関する意見
４月２１日	資料配布	政策/周知	最低賃金に関する要望
４月２５日	記者レク	政策/周知	「研修･教育訓練等に関する調査」集計結果
４月２５日	記者レク	政策/周知	「２０２３年度　新入社員意識調査」集計結果
５月１２日	資料配布	政策/周知	発達段階に応じたアントレプレナーシップ教育の推進に向けた意見
５月１７日	資料配布	事業/周知	「東京都事業承継･引継ぎ支援センター」２０２２年度相談実績
５月２９日	資料配布	事業/取材案内	「東京三弁護士会と連携協定を締結」　調印式を６月５日（月）に開催
５月３０日	資料配布	事業/取材案内	中堅・中小企業×スタートアップ　東商マッチングピッチ開催

７．事業　(5)広報

発表日	形態	種別	内容・標題
６月　１日	資料配布	政策/周知	２０２４年新卒者の採用、インターンシップに関する調査
６月　８日	資料配布	政策/周知	ツーリズム産業の基幹産業化に向けた東京の産業振興に関する重点要望（東京都あて）
６月　８日	資料配布	政策/周知	ツーリズム産業の基幹産業化に向けたわが国の産業振興に関する重点要望（国あて）
６月１３日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう（２０２３年４～６月期）集計結果－付帯調査：「設備投資の動向について」「価格転嫁の動向について」
６月１９日	資料配布	事業/周知	明治の偉人　ゆかりの地物産展
６月２３日	資料配布	政策 /周知・取材案内	２０２３年度　東商夏期セミナー開催
６月２６日	記者レク	事業/取材案内	西九州のおいしいもの発掘！佐賀・長崎×東京　商談会
６月３０日	資料配布	事業/周知	「会員企業と学校法人との就職情報交換会」開催
７月　７日	資料配布	事業/周知	「訪フィリピン、マレーシア、シンガポール経済ミッション」について（お知らせ）
７月１０日	資料配布	事業/周知	第３回東京ビジネスチャンスＥＸＰＯを開催　出展者募集開始
７月１２日	記者レク	政策/周知	「中小企業のデジタルシフト・ＤＸ実態調査」集計結果
７月１３日	資料配布	政策/周知	中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見
７月１３日	資料配布	政策/周知	東京都の中小企業対策に関する重点要望
７月１３日	資料配布	政策/周知	国の中小企業対策に関する重点要望
７月１４日	資料配布	政策/周知	首都・東京の国際競争力強化に向けた都市政策等に関する要望（東京都あて）
７月１４日	資料配布	政策/周知	東京及び首都圏の国際競争力強化に向けた都市政策等に関する要望（国土交通省あて）
７月２０日	資料配布	政策/取材案内	斉藤国土交通大臣との懇談ならびに要望書手交～東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望～
７月２７日	資料配布	その他	東京商工会議所副会頭・特別顧問の選任・委嘱
７月２８日	資料配布	事業/周知	板橋区内製造業の青年優秀技能者・技術者表彰事業　第１７回“板橋Ｆｉｎｅ　Ｗｏｒｋｅｒ”募集開始！
７月２８日	資料配布	事業/周知	「中小企業のための『生成ＡＩ』活用入門ガイド」発行
７月３１日	資料配布	政策/取材案内	斉藤国土交通大臣への要望書手交および懇談 「観光の再生・復活に向けた意見・要望～持続可能な観光地域づくりの実現を目指して～」
８月　１日	資料配布	事業/取材案内	第１４回「東商リレーションプログラム」事前研修会実施
８月　２日	資料配布	事業/周知	職場で始める！”感染症対応力向上プロジェクト”をリニューアル　海外との交流増加を見据え、インバウンド・アウトバウンド、麻しん（はしか）の感染症対策に対応
８月　４日	資料配布	事業/周知	「島耕作」が「東商検定」の特任アンバサダーに就任
８月２２日	資料配布	事業/周知	「Ｔｏｓｈｏ　攻めの脱炭素」ポータルサイト開設・事業本格スタート

発表日	形態	種別	内容・標題
８月２５日	資料配布	事業/周知	東商渋沢ミュージアムほかで渋沢栄一関連を新展示
８月２８日	資料配布	政策/周知	会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート調査結果
８月２９日	資料配布	事業/取材案内	「Ｔｏｓｈｏ　攻めの脱炭素」キックオフセミナー開催
８月３１日	資料配布	事業/取材案内	～２０２４年新札発行記念～渋沢・津田・北里３氏ゆかりの企業・団体・地域フォーラム開催
９月１３日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう（２０２３年７～９月期）集計結果－付帯調査：「賃金の動向について」
９月１４日	資料配布	事業/周知	中央区・老舗企業の魅力を国内外に動画で発信
９月２１日	記者レク	事業/取材案内	「訪フィリピン、マレーシア、シンガポール経済ミッション」の派遣について＜同行取材のご案内＞
９月２１日	記者レク	政策/周知	令和６年度税制改正に関する意見
９月２６日	資料配布	事業/取材案内	６０回目の記念大会をメルボルンで開催「日豪経済合同委員会会議」
９月２７日	資料配布	事業/取材案内	セミナー「渋沢栄一と東京のまちづくり」開催
９月２７日	資料配布	事業/取材案内	「会員企業と学校法人との就職情報交換会」開催
９月２８日	記者レク	政策/周知	「人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査」集計結果
１０月　２日	資料配布	事業/周知	荒川支部設立５０周年記念事業「支部設立５０周年記念ラッピング都電」運行を開始
１０月　３日	資料配布	事業/周知	ふくしま応援！特産品物産展－「ふくしま常磐もの」をはじめ、美味しく新鮮！安心・安全な福島産水産物の消費を促進－
１０月１２日	資料配布	政策/周知	東京都の災害・リスク対策に関する要望
１０月１２日	資料配布	政策/ 周知・取材案内	国の災害・リスク対策に関する要望の公表および斉藤国土交通大臣への手交・懇談
１０月１３日	資料配布	政策/取材案内	松村内閣府特命担当大臣との懇談ならびに要望書手交～国の災害・リスク対策に関する要望～
１０月１３日	資料配布	事業/周知	第１７回葛飾ブランド「葛飾町工場物語」認定製品が決定　葛飾区産業フェアにて認定証授与式開催
１０月２０日	資料配布	事業/周知	第２１回勇気ある経営大賞　募集開始－「スタートアップ部門」新設などリニューアルを実施－
１０月２６日	資料配布	政策/周知	大阪商工会議所と東京商工会議所との「万博に向けたツーリズム振興のための包括連携協定」の締結および「包括連携協定調印式」開催
１０月３０日	資料配布	政策/取材案内	東京都知事と東京商工会議所会頭・副会頭との懇談
１０月３０日	資料配布	事業/周知	東京タワーを渋沢カラーの藍色にライトアップ！同時ライトアップ先が１１者・１６か所に拡大
１１月　１日	資料配布	事業/取材案内	渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定への東京都千代田区、中央区、北海道清水町、岡山県井原市の追加加入について
１１月　１日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所が東京２３区の各月お祭り・イベント情報をお届け「東京三昧カレンダー特別号」（日本語版・英語版）発刊
１１月　１日	資料配布	事業/取材案内	外交関係樹立１５０周年「第１４回日本ペルー経済協議会」開催
１１月　２日	資料配布	事業/取材案内	商談・交流会「しながわ交流の秋２０２３」開催

７．事業　(5)広報

発表日	形態	種別	内容・標題
１１月　２日	資料配布	事業/周知	書籍『渋沢栄一　日本を創った実業人』を電子書籍化～明治初頭の黎明期における、東商初代会頭・渋沢栄一をはじめとする実業人たちの活躍を紹介～
１１月　６日	資料配布	事業/周知	２０２４年７月渋沢栄一翁の新札発行に向けたＰＲ大展開！～ＪＲ主要駅サイネージ・丸の内仲通り・東商ビル１階でのＰＲ強化～
１１月　６日	資料配布	事業/周知	「会員企業と学校法人との就職情報交換会」開催　参加企業の募集を１１／６（月）より開始
１１月　６日	資料配布	事業/周知	第３回東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ　来場案内サイト公開
１１月　６日	資料配布	事業/取材案内	北区内初！小学校で起業体験ワークショップ開催
１１月　７日	記者レク	政策/周知	「東京の将来に向けた要望」について―“東京の将来を考える懇談会”が東京の中長期的な成長戦略を初要望―
１１月　７日	資料配布	事業/取材案内	第４９回日本ニュージーランド経済人会議開催
１１月　７日	資料配布	事業/取材案内	「第３３回日智経済委員会」「チリ・スタートアップ・セミナー」を実施
１１月　８日	資料配布	事業/周知	中小企業のオープンイノベーションを促進！産学連携イベント「中小企業の産学連携の取り組みとポイント」開催
１１月　８日	資料配布	事業/取材案内	東証×東商プレゼンツ～「渋沢目線」で社会課題を解決しよう～順天学園　Ｇｌｏｂａｌ　Ｗｅｅｋ２０２３に登壇
１１月　９日	資料配布	事業/取材案内	「ｅｃｏ検定アワード２０２３」受賞者決定のお知らせ　表彰式・特別講演会を開催
１１月１４日	資料配布	事業/周知	「事業承継・引継ぎ支援センター」２０２３年度上半期の相談実績
１１月１７日	資料配布	事業/周知	渋沢栄一ゆかりの地　地域特産物産展
１１月２０日	記者レク	政策/周知	提言「社会構造の変化に対応した持続可能な社会保障制度の構築に向けて」
１１月２１日	資料配布	政策/周知	新卒者の採用・選考活動動向に関する調査
１１月２１日	資料配布	事業/取材案内	東京都知事と東京都内商工会議所会頭との懇談
１１月２２日	資料配布	事業/周知	板橋区内製造業の青年優秀技能者・技術者表彰事業　第１７回“板橋Ｆｉｎｅ　Ｗｏｒｋｅｒ”受賞者決定
１１月２４日	資料配布	政策/取材案内	新藤内閣府特命担当大臣（全世代型社会保障改革担当）への提言手交および懇談
１１月２４日	資料配布	政策/周知	中小企業・小規模事業者に対する「標的型攻撃」メール訓練実施結果
１１月２８日	資料配布	事業/取材案内	第３回東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ開催
１２月　５日	資料配布	事業/取材案内	「ウクライナ復興・ビジネスセミナー」ウクライナと日本をつないでオンライン開催
１２月　６日	資料配布	事業/取材案内	Ｔｏｓｈｏグリーンビジネスピッチ２０２３初開催
１２月　８日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう（２０２３年１０～１２月期）集計結果－付帯調査:「脱炭素・カーボンニュートラルへ向けた取り組みについて」
１２月１１日	資料配布	事業/取材案内	『東商アイディアピッチ～Ｆｒｏｍ　Ｔｏｋｙｏ　ｔｏ　ｔｈｅ　Ｆｕｔｕｒｅ～』開催
１２月１３日	記者レク	政策/周知	中小企業の経営課題に関するアンケート調査結果

発表日	形態	種別	内容・標題
１２月１４日	資料配布	政策/周知	「国際情勢の変化を受けた企業経営への影響調査」結果
１２月１９日	資料配布	事業/取材案内	脱炭素社会の実現に向け「北区　地産地活エネルギー勉強会」を発足　初回会合開催
１２月１９日	資料配布	事業/周知	中小企業のイノベーション創出・新規事業開発のヒントにつなげる「東商イノベーションフォーラム」開催
１２月２０日	記者レク	政策/周知	レポート「求められる『少数精鋭の成長モデル』への自己変革」を作成　都への要望書「東京都の雇用就業施策に関する重点要望」および「東京都の多様な人材の活躍施策に関する重点要望」をとりまとめ
１２月２０日	記者レク	政策/周知	レポート「求められる『少数精鋭の成長モデル』への自己変革」を作成　国への要望書「雇用・労働政策に関する重点要望」および「多様な人材の活躍に関する重点要望」をとりまとめ
１２月２７日	資料配布	政策/取材案内	東京商工会議所「２０２４年　新年賀詞交歓会」
１月１０日	資料配布	事業/周知	新分野・新事業に取り組む企業の事例紹介「文京ブレイクスルー企業事例集」発行
１月１７日	資料配布	事業/取材案内	「会員企業と学校法人との就職情報交換会」開催
１月３１日	資料配布	事業/周知	「会員企業と学校法人との就職情報交換会」開催　参加企業の募集を２／１（木）より開始
２月　２日	資料配布	事業/取材案内	セミナー「簿記・銀行・製紙をめぐる明治初期の制度と実務－渋沢栄一と得能良介」開催
２月　９日	資料配布	事業/周知	アントレプレナーシップ教育支援ガイドブック発行
２月　９日	資料配布	政策/周知	企業における教育支援活動等に関するアンケート調査結果
２月１３日	資料配布	事業/取材案内	「ウクライナ復興・ビジネス交流会」を開催
２月１３日	資料配布	事業/周知	第１７回葛飾ブランド「葛飾町工場物語」ストーリーマンガ発行
２月１３日	資料配布	事業/周知	「渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定」１２者首脳会議
２月１４日	記者レク	政策/周知	「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」集計結果
２月２７日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所渋谷支部は、渋谷区と連携協定を締結
２月２８日	記者レク	政策/周知	事業承継に関する実態アンケート集計結果
２月２９日	資料配布	事業/周知	少子化対策と中小企業の人手不足対策に向けて㈱Ａｉｌｌと連携協定を初締結
３月　６日	資料配布	事業/取材案内	第４７回日印経済合同委員会会議を開催
３月１４日	資料配布	事業/周知	「中小企業向けオールハザード型ＢＣＰ策定ガイド」発行
３月１５日	資料配布	事業/取材案内	『中小企業のための生成ＡＩ活用カンファレンス２０２４』開催
３月１８日	資料配布	事業/周知	「『今しか使えない！』自社株承継時の税負担が“ゼロ”になる事業承継税制活用セミナー」開催
３月１９日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう（２０２４年１～３月期）集計結果－付帯調査：「採用の動向について」
３月１９日	資料配布	事業/取材案内	「事業承継・引継ぎ支援セミナー」開催

発表日	形態	種別	内容・標題
３月１９日	資料配布	事業/周知	食品・雑貨商談会 サプライヤー募集開始　首都圏バイヤーマッチング商談会
３月１９日	資料配布	事業/取材案内	経済学者・モンディーノ外相　アルゼンチン・ビジネス・セミナーで解説
３月２７日	資料配布	政策/周知	２０２４年新卒者の採用・選考活動動向に関する調査結果
３月２８日	資料配布	事業/周知	渋沢栄一翁の新札発行（７／３）に向けたＰＲ強化大作戦〔第一弾〕～東商ビル１階に渋沢絵馬かけ・巨大パネル設置、新渋沢グッズ製作～
３月２９日	資料配布	その他	日商・東商の事務局人事（４月１日付）

⑫　放送番組

「中小企業の底ヂカラ」（ＴＯＫＹＯ ＭＸ）

放　送　　２０２３年４月～２０２４年１月
四半期に１回第３土曜日　　８時３０分～８時４５分（全４回）

内　容　　高度な技術や高いシェアを誇るオンリーワン企業、ユニークな発想で画期的なサービスを展開する企業、さまざまな工夫や努力で限界に挑む職人など東京で活躍する革新的、創造的な企業等を紹介する番組を制作・放送。

ＣＭ放映　商工会議所ＣＭ、渋沢栄一新札ＰＲ編、ブランドムービー

⑬　刊行物一覧

タイトル	発行月	価格	部署名
東京三昧カレンダー２０２３夏号	６月	無料	地域振興部
開業ガイドブック　２０２３年度版	８月	無料	中小企業相談部
東京三昧カレンダー２０２３秋号	９月	無料	地域振興部
２０２３年度下半期（１０月～３月）ビジネス交流事業総合パンフレット	１０月	無料	ビジネス交流部
チャレンジ！東商ねりマニア検定　２０２３－２４　初級・上級	１０月	無料	練馬支部
東京三昧カレンダー特別号（日本語版）	１１月	無料	地域振興部
東京三昧カレンダー特別号（英語版）	１１月	無料	地域振興部
東京商工会議所江東支部　設立５０周年記念 ひろがる、つながる江東区のチカラ	１１月	無料	江東支部
これからの労働政策に関する懇談会　中間レポート 求められる「少数精鋭の成長モデル」への自己変革	１２月	無料	産業政策第二部
文京ブレイクスルー企業事例集	１２月	無料	文京支部
東京三昧カレンダー２０２３冬号	１２月	無料	地域振興部
食品事業者のための商品開発・販路開拓ハンドブック ～ピンチをチャンスに変えた７つの事例～	１月	無料	ビジネス交流部
人材確保・定着ガイドブック	１月	無料	江戸川支部

事業承継に関する実態アンケート　報告書	２月	無料	中小企業部
アントレプレナーシップ教育支援ガイドブック	２月	無料	企画調査部
中小企業向けオールハザード型ＢＣＰ策定ガイド	３月	無料	地域振興部
東京三昧カレンダー２０２４春号	３月	無料	地域振興部

(6) 証　　明

① 国内関係証明

（単位：件）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
営　業　証　明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所 在 地 証 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同 一 法 人 証 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商 標 使 用 証 明	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
会員証明（和文）	1	0	0	0	2	1	2	1	0	0	1	0	8
計	1	0	1	0	2	1	2	1	0	0	1	0	9

② 特定（恵）原産地証明書

経済連携協定に基づき輸入関税の減免措置を受けるための特定（恵）原産地証明書を、日・シンガポールＥＰＡについては当所において、その他のＥＰＡについては当所内に設置した日本商工会議所東京事務所において発給した。

（単位：件）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
日シンガポール	3	10	9	4	9	11	7	8	8	4	6	10	89
日メキシコ	138	190	188	193	193	200	229	182	198	168	185	240	2,304
日マレーシア	568	684	677	604	592	646	729	678	682	625	673	619	7,777
日チリ	202	153	177	178	142	171	167	219	170	139	153	176	2,047
日タイ	3,318	3,544	3,489	3,514	3,281	3,563	4,126	3,734	3,366	3,673	3,642	3,660	42,910
日インドネシア	1,657	2,280	2,089	2,286	2,181	2,301	2,619	2,299	1,870	1,834	2,176	1,556	25,148
日ブルネイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日アセアン	943	1,016	1,223	1,050	1,014	1,011	1,260	1,026	924	903	1,033	1,040	12,443
日フィリピン	355	320	350	352	357	364	430	329	292	321	361	350	4,181
日スイス	397	307	362	377	279	157	257	120	127	79	129	106	2,697
日ベトナム	1,096	985	1,070	992	1,053	1,035	1,285	1,071	1,060	873	1,070	1,096	12,686
日インド	2,517	2,533	2,876	2,667	2,765	2,958	3,303	2,751	2,846	2,830	3,164	2,965	34,175
日ペルー	12	6	15	9	11	22	16	15	5	6	6	10	133
日オーストラリア	178	140	223	179	207	191	217	155	207	214	206	162	2,279
日モンゴル	16	21	19	20	16	28	21	32	27	21	29	43	293
ＲＣＥＰ	6,706	6,169	6,843	6,686	6,562	6,854	8,832	7,663	8,000	6,579	6,813	8,039	85,746
計	18,106	18,358	19,610	19,111	18,662	19,512	23,498	20,282	19,782	18,269	19,646	20,072	234,908

③　貿易関係証明（非特恵原産地証明書等）

各種貿易関係証明（原産地証明、インボイス証明、サイン証明等）は、輸入国の通関時や信用状の決済条件などで求められている。２０２２年９月１日より電子発給システムによる証明書のオンライン発給を開始した。

（単位：件）

	日本産原産地証明	外国産原産地証明	インボイス証明	サイン証明	その他の証明	合計	内オンライン発給件数
4月	12,107	877	1,109	3,505	26	17,628	1,826
5月	12,012	912	1,133	3,827	36	17,924	1,848
6月	12,940	1,009	1,302	4,106	28	19,389	2,339
7月	11,961	1,029	1,189	3,409	27	17,619	2,297
8月	11,804	1,024	1,208	3,936	31	18,007	2,318
9月	12,623	1,117	1,249	3,656	32	18,681	2,657
10月	13,146	1,107	1,330	3,603	34	19,224	2,735
11月	12,504	1,104	1,306	3,627	31	18,576	2,889
12月	12,917	1,101	1,302	3,883	32	19,235	2,979
1月	10,494	816	1,166	2,852	35	15,363	2,585
2月	11,927	905	1,058	3,711	32	17,633	2,978
3月	12,722	1,039	1,109	4,063	54	18,987	3,306
計	147,157	12,040	14,461	44,178	398	218,234	30,757

※「その他の証明」は、会員証明（英文・仏文・西文）、日本法人証明（英文）及び営業証明（英文）
※上記のうち会員限定サービス「お急ぎ証明」（申請後、直ちに証明書を発給）は、２２，７１７件の利用実績であった。
※オンライン発給件数は、合計の内数を記載。

④　非特恵原産地証明書（日本産）の仕向国・品目別明細

（単位：件）

国名 ＼ 商品名		機械機器				金属及び金属製品	化学製品	紡績及び繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
アジア	バングラデシュ	328	61	1,661	168	626	265	372	65	10	232	3,788
	ブルネイ	3	6	9	0	0	2	0	2	0	8	30
	中　国	4,433	763	5,654	929	8,422	13,914	553	887	264	5,188	41,007
	香　港	126	22	138	54	901	1,834	52	1,091	25	362	4,605
	インド	981	267	1,248	286	1,286	3,485	52	213	56	1,065	8,939
	インドネシア	335	39	73	151	513	598	8	573	3	310	2,603
	韓　国	161	108	97	176	1,501	897	18	411	25	303	3,697
	マレーシア	322	30	294	95	463	726	5	558	10	448	2,951
	モンゴル	12	4	35	28	2	50	0	98	4	35	268
	ミャンマー	32	0	50	12	7	16	2	1	2	39	161
	パキスタン	35	29	303	50	213	288	134	8	17	583	1,660
	フィリピン	116	12	68	31	228	107	34	108	0	71	775
	シンガポール	150	24	143	26	904	393	2	440	5	175	2,262
	スリランカ	29	17	30	6	3	116	0	14	3	19	237
	台　湾	393	88	112	38	2,648	1,841	36	10,348	9	930	16,443

国名	商品名	機械機器				金属及び金属製品	化学製品	紡績及び繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
	タ　イ	282	31	18	42	506	731	27	1,533	24	716	3,910
	ベトナム	1,209	174	388	919	2,102	1,629	212	993	32	1,003	8,661
	アジアその他	71	90	166	113	30	94	16	89	8	1,609	2,286
	小　　計	9,018	1,765	10,487	3,124	20,355	26,986	1,523	17,432	497	13,096	104,283
中近東	アフガニスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	33
	バーレーン	14	1	162	24	28	22	0	7	1	82	341
	イラン	12	0	18	60	23	3	100	0	0	4	220
	イラク	28	2	20	88	21	17	5	3	0	157	341
	イスラエル	6	0	15	8	5	62	1	96	0	9	202
	ヨルダン	23	2	70	45	7	103	27	8	11	73	369
	クウェイト	226	40	233	164	59	58	36	55	27	241	1,139
	レバノン	41	0	46	27	8	34	0	44	8	26	234
	オマーン	68	20	237	69	166	60	0	11	25	198	854
	カタール	231	58	234	94	82	65	19	115	14	242	1,154
	サウジアラビア	740	132	709	191	375	468	35	108	36	705	3,499
	シリア	1	0	0	2	1	1	0	0	0	3	8
	トルコ	483	89	625	134	621	873	286	28	26	464	3,629
	アラブ首長国連邦	544	171	1,363	234	366	853	37	400	72	1,000	5,040
	イエメン	8	2	12	13	4	16	0	0	4	13	72
	中近東その他	18	20	38	28	21	20	54	4	1	98	302
	小　　計	2,443	537	3,782	1,181	1,787	2,655	600	879	225	3,348	17,437
アフリカ	アルジェリア	29	21	3	48	17	32	8	0	0	36	194
	アンゴラ	2	0	65	1	21	1	0	3	0	9	102
	エジプト	109	21	81	59	68	136	2	0	1	50	527
	ケニア	3	1	6	2	70	13	1	2	2	34	134
	リベリア	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3
	リビア	2	0	0	10	6	0	0	0	0	56	74
	モロッコ	9	6	19	20	7	23	0	1	0	3	88
	ナイジェリア	11	13	2	4	7	34	0	23	0	13	107
	南アフリカ	67	9	34	20	120	76	6	28	1	95	456
	スーダン	4	0	10	0	0	0	1	0	0	4	19
	チュニジア	2	6	9	22	6	14	0	0	0	6	65
	アフリカその他	47	31	307	61	95	104	46	65	2	475	1,233
	小　　計	285	108	536	247	417	433	64	124	6	782	3,002
欧州	オーストリア	15	1	0	1	4	19	5	11	0	13	69
	ベルギー	37	118	430	18	279	179	1	42	0	107	1,211
	キプロス	5	0	48	0	2	1	0	0	0	9	65
	チェコ	45	1	0	0	40	12	0	4	0	0	102
	デンマーク	12	15	0	0	2	21	0	3	0	2	55

国名	商品名	機械機器				金属及び金属製品	化学製品	紡績及び繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
	フィンランド	12	38	0	0	10	4	0	0	0	87	151
	フランス	24	4	42	13	58	454	22	86	0	21	724
	ドイツ	423	23	38	784	347	1,018	44	270	55	450	3,452
	ギリシャ	6	4	54	1	14	13	0	0	1	29	122
	オランダ	41	21	42	60	303	641	15	91	0	113	1,327
	ハンガリー	6	9	0	0	0	58	0	0	0	1	74
	アイルランド	0	3	45	0	2	4	0	1	0	3	58
	イタリア	43	106	780	1	582	275	52	104	16	130	2,089
	ノルウェー	0	3	3	0	284	8	0	14	0	5	317
	ポーランド	8	56	121	7	154	56	69	30	4	12	517
	ポルトガル	0	35	59	0	90	14	0	4	0	14	216
	ロシア	24	0	38	52	304	71	263	74	9	230	1,065
	スペイン	88	15	370	17	447	83	0	82	4	98	1,204
	スウェーデン	11	1	0	3	126	8	4	5	8	1	167
	スイス	5	1	0	9	22	33	2	13	0	38	123
	英　国	58	2	23	3	176	102	57	35	4	60	520
	欧州その他	71	73	482	97	320	140	15	60	35	334	1,627
	小　　計	934	529	2,575	1,066	3,566	3,214	549	929	136	1,757	15,255
北・中南米	アルゼンチン	70	3	9	0	0	29	0	0	1	38	150
	バハマ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	ボリビア	0	5	7	0	3	0	0	0	0	1	16
	ブラジル	120	3	14	6	251	293	2	46	1	77	813
	カナダ	230	0	0	0	108	86	1	106	5	42	578
	チ　リ	26	3	3	5	3	21	0	3	1	26	91
	コロンビア	12	0	95	4	127	46	0	10	1	52	347
	コスタリカ	3	0	47	7	66	11	0	3	1	1	139
	エクアドル	1	0	20	1	12	10	0	2	0	30	76
	メキシコ	56	7	157	13	329	332	0	21	17	179	1,111
	パナマ	32	0	7	2	2	40	0	9	0	9	101
	パラグアイ	1	6	47	3	0	5	0	0	0	7	69
	ペルー	6	4	5	1	165	12	0	1	2	46	242
	米　国	277	43	20	76	332	518	4	227	63	572	2,132
	ベネズエラ	8	0	2	0	0	0	0	1	0	0	11
	北・中南米その他	36	12	221	9	55	83	1	31	16	69	533
	小　　計	878	86	654	127	1,453	1,486	8	460	108	1,150	6,410
太平洋	オーストラリア	48	3	3	16	144	52	1	44	9	52	372
	ニュージーランド	6	1	0	0	9	43	0	39	0	24	122
	マーシャル諸島	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	8
	大洋州その他	14	6	55	23	1	6	0	87	0	15	207

国名＼商品名	機械機器				金属及び金属製品	化学製品	紡績及び繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別合計
	一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
小　　計	74	11	59	39	154	101	1	170	9	91	709
国名不明										61	61
合　　計	13,637	3,037	18,093	5,788	27,742	34,884	2,745	20,006	981	20,244	147,157

⑤　証明事故（原産国誤り）

６社１１件

⑥　貿易関係証明申請サポート

【オンライン】非特恵原産地証明書作り方説明会　２０回（３３名）

個別相談会　３９回

(7) 企業信用調査

①　種類別利用件数

地域別

種別	件数	比率
国内調査	190 件	96.4%
海外調査	7 件	3.6%
合計	197 件	100.0%

調査種類別

種別	件数	比率
新規・最新調査	44 件	22.3%
既存調査	153 件	77.7%
合計	197 件	100.0%

②　利用件数の推移

年度	利用件数	内訳	
		国内調査	海外調査
2014	262	252	10
2015	282	272	10
2016	242	222	20
2017	304	284	20
2018	282	265	17
2019	242	220	22
2020	223	206	17
2021	220	203	17
2022	203	196	7
2023	197	190	7

(8) 使節団派遣

①　訪フィリピン・マレーシア・シンガポール経済ミッション

1）訪フィリピン・マレーシア・シンガポール経済ミッション結団式

１０月１２日（４８名）

a.　来賓ブリーフィング

「フィリピン・マレーシア・シンガポール経済概況」
経済産業省　通商政策局長　　松　尾　剛　彦　氏
「フィリピン・マレーシア・シンガポールの政治情勢と日本との二国間関係について」
外務省　アジア大洋州局　参事官　　林　　誠　氏

b.　訪フィリピン・マレーシア・シンガポール経済ミッションについて
団長、副団長、顧問、事務総長の選任について
日程等について
団費について

2）訪フィリピン・マレーシア・シンガポール経済ミッション
１０月２２日～２８日
メンバー　小林健日商・東商会頭（団長）、上野孝日商副会頭・横商会頭（副団長）
川崎博也日商副会頭・神商会頭（同）、広瀬道明日商特別顧問・東商副会頭（同）
大島博日商特別顧問・東商副会頭（同）、山内隆司日商特別顧問・東商副会頭（同）
倉石誠司日商特別顧問・東商副会頭（同）、中村邦晴日商特別顧問・東商副会頭（同）
坂井辰史東商特別顧問（顧問）、清水新一郎外務省「日ＡＳＥＡＮ友好協力５０周年
有識者会議」構成員(同)、石田徹日商・東商専務理事（事務総長）他、総勢７０名
訪問先　フィリピン（マニラ）、マレーシア（クアラルンプール）、シンガポール
内容
フィリピン（マニラ）
１０月２２日～２４日
a.　フェルディナンド・マルコス大統領表敬
b.　アルフレド・パスクアル貿易産業大臣表敬
c.　現地事情ブリーフィング
駐フィリピン日本国大使　　越　川　和　彦　氏
ジェトロ・マニラ事務所長　　中　村　和　生　氏
フィリピン日本商工会議所会頭　　下　田　　茂　氏
d.　日本商工会議所・フィリピン商工会議所（ＰＣＣＩ）経済対話
開会挨拶
日本・東京商工会議所　会頭　　小　林　　健
歓迎挨拶
フィリピン商工会議所　会頭　　ジョージ・バルセロン　氏
基調講演
国際貿易省　次官　　セフェリノ・ルドルフォ　氏
ＭＯＵ締結式（日本商工会議所とフィリピン商工会議所との協力協定）
講演
「カーボンニュートラルに向けた取組み」
東京ガス株式会社　相談役　　広　瀬　道　明　氏
横浜商工会議所　会頭
上野トランステック株式会社　代表取締役会長ＣＥＯ　　上　野　　孝　氏
「人材のバリューチェーン」
フィリピン商工会議所　産業関連委員会副委員長、
デジタルイノベーション、科学技術委員会ダイレクター
ＥＭＳグループ会長・ＣＥＯ　　フェルディナンド・フィレール　氏
「フィリピン農業：アグリビジネスにおけるビジネスチャンス」
フィリピン商工会議所　農業委員会共同委員長
ＳＡＮＴＥＨ財団　シニアコンサルタント　　サルバドール・サラカップ　氏

「フィリピンからの輸入フルーツと商品戦略～千疋屋総本店～」
株式会社千疋屋総本店　代表取締役社長　大　島　博　氏

e.　フィリピン商工会議所（ＰＣＣＩ）とのネットワーキングランチ
f.　越川和彦駐フィリピン日本国大使主催夕食懇談会
g.　産業視察（ボニファシオ・グローバル・シティ）

マレーシア（クアラルンプール）
１０月２４日～２６日

a.　現地事情ブリーフィング
駐マレーシア日本国大使　髙　橋　克　彦　氏
ジェトロ・クアラルンプール事務所長　高　野　光　一　氏
マレーシア日本人商工会議所会頭　澤　村　剛　朗　氏

b.　日本商工会議所、日本経済新聞社、マレーシア製造業者連盟（ＦＭＭ）共催
マレーシア・日本ビジネスラウンドテーブル
開会挨拶
日本・東京商工会議所　会頭　小　林　健
歓迎挨拶
マレーシア製造業者連盟（ＦＭＭ）会長　ソー・ティエンライ　氏
セッション１
「マレーシアの優位性と投資においての魅力」
モデレーター：
日本経済新聞社　編集委員兼論説委員　高　橋　徹　氏
パネリスト：
住友商事株式会社　取締役会長　中　村　邦　晴　氏
外務省「日ＡＳＥＡＮ友好協力５０周年有識者会議」構成員
経産省「日ＡＳＥＡＮ経済共創ビジョン検討委員会」委員
日本航空株式会社　代表取締役副社長執行役員　清　水　新一郎　氏
マレーシア投資開発庁（ＭＩＤＡ）シニア・エグゼクティブ・ダイレクター
シーク・サムスー・イブラヒム・シーク・アブデゥール・マジ　氏
講演
株式会社リバネス　代表取締役　グループＣＥＯ　丸　幸　弘　氏
基調講演
マレーシア投資貿易産業大臣　ザフルル・アジズ　氏
ＭＯＵ締結式（日本商工会議所とマレーシア製造業者連盟（ＦＭＭ）との協力協定）
セッション２
「産業競争力を加速する成長戦略とは？」
モデレーター：
日本経済新聞社　編集委員兼論説委員　田　中　暁　人　氏
パネリスト：
本田技研工業株式会社　取締役会長　倉　石　誠　司　氏
ＭＴＳ　Ｆｉｂｒｏｍａｔ（Ｍ）　ＣＥＯ　ダニー・ウン・キアン・ブン　氏
神戸商工会議所　会頭
株式会社神戸製鋼所　特任顧問　川　崎　博　也　氏
講演
山九株式会社　常務執行役員海外統括本部長　河　野　昌　浩　氏

c.　マレーシア製造業者連盟（ＦＭＭ）とのネットワーキングランチ
d.　髙橋克彦駐マレーシア日本国大使主催夕食懇談会

e.　市内視察（ツイン・タワーエリア）

シンガポール

１０月２６日～２８日

a.　ローレンス・ウォン副首相兼財務大臣表敬

b.　タン・シーレン第二貿易産業大臣兼人材開発大臣表敬

c.　現地事情ブリーフィング

駐シンガポール日本国大使　石　川　浩　司　氏

ジェトロ・シンガポール事務所長　木　村　洋　一　氏

シンガポール日本商工会議所副会頭　山　﨑　　淳　氏

d.　シンガポール・ビジネス連盟（ＳＢＦ）とのビジネス対話

歓迎挨拶

シンガポール・ビジネス連盟（ＳＢＦ）副会長　アンドリュー・クワン　氏

開会挨拶

日本・東京商工会議所　会頭　小　林　　健

講演

「シンガポールのスマート国家構想とビジネスチャンス」

スマート国家・デジタル政府局　デジタルテクノロジー・チーフオフィサー

チャン・チェウ・ホー　氏

「ＤＸによる新たな価値創造」

株式会社みずほフィナンシャルグループ　特別顧問　坂　井　辰　史　氏

「バーチャルツイン技術による強くて住みやすい小型都市の構築」

アジア南太平洋ダッソーシステムズ　都市・公共サービス　ダイレクター

ウン・アイク・ホック　氏

「デジタル技術を活用した建設業界の変革」

大成建設株式会社　名誉顧問　山　内　隆　司　氏

e.　シンガポール・ビジネス連盟（ＳＢＦ）とのネットワーキングランチ

f.　石川浩司駐シンガポール日本国大使との夕食懇談会・解団式

g.　市内視察（ガーデンズ・バイ・ザ・ベイ）

(9)　見本市・展示会

①　展示会・トレードショー出展支援

1)　第９６回東京インターナショナル ギフト・ショー秋２０２３　東商ブース

生活雑貨業者の販路開拓・拡大支援を目的に、決定権のあるバイヤーが数多く集まる日本最大のパーソナルギフト見本市

主　　催　株式会社ビジネスガイド社

会　　期　９月６日（水）７日（木）８日（金）

会　　場　東京ビッグサイト　東１～８ホール／西１～２ホール・アトリウム

出展社数　第９６回東京インターナショナル ギフト・ショー秋２０２３　２，２７５社

来場者数　第９６回東京インターナショナル ギフト・ショー秋２０２３　１４２，３５１名

(a)東京商工会議所ブース概要

出展社数　：２０社

小間数　　：１６小間

(b)会期前事前説明会等

・６月２８日（水）出展社説明会

・７月２８日（金）出展社説明会・セミナー

2)　産業交流展２０２３

原則として、首都圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）に事業所を有する中小企業などの優れた技術や製品を一堂に展示し、販路開拓による受発注の拡大、企業間連携の実現、情報収集・交換などのビジネスチャンスを提供する展示会。

２６回目となった今回もオンライン展示会・リアル展示会のハイブリットでの開催となった。

東商として出展・ブースを設け、「勇気ある経営大賞」受賞企業の紹介、東商事業のＰＲ等を実施。

主　　催　産業交流展２０２３実行委員会（東京都、東京商工会議所他）

会　　期　１１月　６日～１１月２９日（オンライン展示会）

　　１１月２０日～１１月２２日（リアル展示会）

出　　展　６４７社・団体、８３１小間

来場者数　４４，２５２人　※オンライン展（ログイン数）：１０，９０３

3)　第３回東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ

独自の技術や珍しい商材を持つ都内企業が一堂に会し、その製品やサービスを 来場者にＰＲするとともに、高い技術力や新しいアイデアを持つ企業が業種を超 え、様々な分野の企業と交流することで、今までにない、新たな販路の開拓につなげることを目的とした展示会。前回に続き、リアルとオンラインのハイブリッド形式による３回目の開催となった。

会　　期　１２月６日（水）～７日（木）１０：００～１７：００　（リアル展示会）

　　１１月２７日（月）～１２月１１日（月）　（オンライン展示会）

会　　場　東京ビッグサイト東１ホール　(リアル展示会)

主　　催　東京商工会議所

共　　催　㈱東京ビッグサイト

出展者数　２８９社・団体

小 間 数　３５０小間

来場者数　１１，１０３名　※延べ来場者数

a.　開会式

開催日時　：１２月６日（水）９：３０～１０：００

場　　所　：東京ビッグサイト東展示棟

主催者挨拶：東京商工会議所　副会頭　上　條　努

来賓挨拶　：東京都　副知事　潮　田　勉　氏

テープカット：

東京信用保証協会	理事長	山　本　隆　氏
東京都	副知事	潮　田　勉　氏
(一社)東京都信用金庫協会	会長	澁　谷　哲　一　氏
(一社)東京都信用組合協会	会長	柳　沢　祥　二　氏
(公財)東京都中小企業振興公社	理事長	中　西　充　氏
(一社)東京都中小企業診断士協会	会長	森　川　雅　章　氏
日本小売業協会	会長	野　本　弘　文　氏
(一社)全国スーパーマーケット協会	事業部長	城　山　将　臣　氏
(公財)東京観光財団	専務理事	鈴　木　勝　氏
東京都商工会連合会	専務理事	傳　田　純　氏
㈱日本政策金融公庫	常務取締役	姪　原　保　志　氏
東京商工会議所	副会頭	上　條　努
東京商工会議所	常務理事	小　林　治　彦
東京商工会議所	理事・事務局長	湊　元　良　明
㈱東京ビッグサイト	代表取締役社長	石　原　清　次

b.　イベント企画

(b) 体験コーナー

スタートアップとの共創事例の紹介	㈱浜野製作所
最新デジタルテクノロジーによるソリューションの体験	ＴＯＰＰＡＮ㈱
内臓脂肪測定や歩行基礎力測定サービスの体験	花王㈱
温泉足湯の体験	㈱ヒューマンウェア

(c) ｅｃｏ検定（環境社会検定試験）®クイズラリー

東京商工会議所が主催する『ｅｃｏ検定（環境社会検定試験）®』の公式問題集から出題するクイズラリーを実施。

(d)「ぴったりＤＸ」ゾーン～　ＩＴ導入のお悩みを解決～

東京商工会議所が企業のＤＸをサポートする事業「ぴったりＤＸ」において連携しているＩＴベンダーの出展ゾーンを設置した。また、ゾーン内にはＩＴ専門家によるデジタル化・ツール導入の相談コーナーを設置した。「ぴったりＤＸ」ゾーンに２３社が出展、ＩＴ専門家相談６件を受け付けた。

(e) 東京商工会議所「勇気ある経営大賞」ブース

過去に拘泥することなく高い障壁に挑戦し、理想の追求を行うなど、“勇気ある挑戦”をしている中小企業を顕彰する制度「勇気ある経営大賞」を紹介した。受賞企業の製品を展示したほか、受賞企業に関するクイズも実施した。

(f) ビジネスチャンス商談会

フード・ライフスタイル部門は、サプライヤーから事前にバイヤーによる書類選考を実施した。当日はマッチングした企業が商談を行った。ものづくり部門は全国の製造業者から受発注企業を募集し、予め提示された具体的な発注案件に対し商談を申し込む事前マッチングを実施し、当日はマッチングした受発注企業が商談を行った。

サプライヤー（受注）企業	１３９社
バイヤー（発注）企業	３７社
全商談件数	２６３件

(g) 全国各地の商工会議所による展示

ご当地グルメゾーンに、札幌商工会議所、青森商工会議所、金沢商工会議所、京都商工会議所、奈良商工会議所、島根県商工会連合会、松山商工会議所、那覇商工会議所が出展し、選りすぐりの食品を紹介した。 関西ものづくりゾーンに、東大阪商工会議所、尼崎商工会議所が出展し、地域の技術力をアピールした。

c.　出展者説明会・出展者交流会

開催日時　１０月１６日(月) １４：００～１５：１０

会　　場　東京ビッグサイト　レセプションホールＡ

d.　出展効果向上セミナー

開催日時　１０月１６日(月) １５：２０～１６：１０

会　　場　東京ビッグサイト　レセプションホールＡ

「展示会をフル活用して自社を成長させよう！～マーケティングから紐解く展示会成功術～」

講師　アイアンドアイ㈱　社長　　早　坂　裕　史　氏

4) ＤＸ総合ＥＸＰＯ　２０２４ 春 東京　東商ブース
企業・店舗のＤＸ化を実現するための製品・ソリューションが一堂に集う日本最大級のＤＸ総合展示会
主　　催　ＤＸ　総合ＥＸＰＯ　実行委員会
会　　期　２０２４年２月２０日、２１日、２２日
会　　場　東京ビッグサイト　東２、３、７ホール
出展社数　４０３社
来場者数　２５，６４８名

a.　東京商工会議所ブース概要
出展社数：１６社
小間数　：１０小間

b.　会期前事前説明会等
・１２月１９日（火）出展社説明会
・　１月１５日（月）出展社説明会・出展社セミナー

(10) 講演会・講座

企業のさらなる成長・発展に向け「人への投資」が重視される中、各企業においては労働生産性の向上や事業変革への取組が大きな経営課題となっている。こうした状況を背景に、会員の人材育成ニーズに最大限応えるべく、２０２３年度は通学１６３講座（うち、合宿講座３講座）、オンライン８８講座、ハイブリッド４３講座をそれぞれ実施した。

経営者・経営幹部向けの連続型講座を新たに開催した。「次世代経営者・経営幹部育成スクール（全８回）」には３０名、「現役経営者・経営幹部リスキリングスクール（全７回）」には１９名が参加した。

東京商工会議所主催検定試験対策のオンデマンド講座については、『ｅｃｏ検定（環境社会検定試験）公式オンデマンド講座』に加え、『ビジネスマネジャー検定試験公式オンデマンド講座』を新設し、受講者は合計で１，５５０名となった。

また、各地の商工会議所および㈱きらぼしコンサルティングとの連携については、新たに連携する商工会議所が増加したことで連携先からの受講者数は前年度比１２０名増の４４８名へ増加した。

こうした取組などにより、２０２３年度の受講者数（通学・合宿、オンライン、ハイブリッドの各講座の受講者）は前年度比１，５１６名増の８，９７９名となった（各地商工会議所等連携先からの受講４４８名を含む）。

＜２０２３年度　講座開催内訳＞

・通学・合宿講座	１６３回開催（５，２１９名）
・オンライン講座	８８回開催（２，１７９名）
・ハイブリッド講座	４３回開催（通学：９８２名、オンライン：５９９名）
・オーダーメイド研修（インハウス）	１３回開催（４７５名）※文京区委託事業を含む
・検定試験公式オンデマンド講座	４回開催（１，５５０名）
・導入動画（会員は視聴無料）	４本（６５９名）

①　通学・合宿講座

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
ａ．新入社員	
【Ａ１－１】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース・通学〕	４月　４日
㈱マネジメントサポート　講師　　北　村　真　澄　氏	８９名
【Ａ１－２】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース・通学〕	４月　４日
㈱マネジメントサポート　講師　　吉　野　有　紀　氏	７８名
【Ａ１－３】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース・通学〕	４月　５日
㈱マネジメントサポート　講師　　北　村　真　澄　氏	５７名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【Ａ１－４】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース・通学〕	４月　６日
㈱マネジメントサポート　講師　　吉　野　有　紀　氏	４１名
【Ａ１－６】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース・通学〕	４月　７日
㈱マネジメントサポート　講師　　北　村　真　澄　氏	４２名
【Ａ２－１】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕	４月　４日
㈱ノビテク　講師　　石　川　陽　子　氏	９３名
【Ａ２－２】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕	４月　４日
㈱ノビテク　講師　　溝　口　孝　史　氏	８９名
【Ａ２－３】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕	４月　５日
㈱ノビテク　講師　　土　井　里　美　氏	９０名
【Ａ２－４】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕	４月　６日
㈱ノビテク　講師　　石　川　陽　子　氏	９１名
【Ａ２－５】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕	４月１１日
㈱ノビテク　講師　　戸　松　晃　子　氏	１２名
【Ａ３－１】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕	４月　４日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	９６名（計２クラス）
【Ａ３－２】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕	４月　６日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	８３名（計２クラス）
【Ａ３－３】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕	４月１０日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	３１名
【Ａ３－４】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕	５月１１日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	３１名
【Ａ４－１】新入社員ビジネス基礎＆フォローアップ講座〔超少人数・実践中心２日＋フォローアップ１日〕	４月　５日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　原　田　　由美子　氏	３０名
【Ａ７－１】新入社員実践スキル・マナー基礎講座	４月　３日
㈱キャラウィット　代表取締役　上　岡　実弥子 氏	５１名
【Ａ７－２】新入社員実践スキル・マナー基礎講座	５月　９日
㈱キャラウィット　代表取締役　上　岡　実弥子 氏	５６名
【Ａ８－１】中途・第二新卒のための社会人基礎講座	４月１３日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	５４名
ｂ．合宿	
【Ｂ１－１】戦略的管理者育成コース〔通学編〕	６月１９日
㈲コンサルネット　代表取締役　　小　林　茂　之　氏	１３名
【Ｂ１－２】戦略的管理者育成コース〔通学編〕	１０月　４日
㈲コンサルネット　代表取締役　　小　林　茂　之　氏	１６名
【Ｂ１－３】戦略的管理者育成コース〔合宿編〕	１１月１５日
㈲コンサルネット　代表取締役　　小　林　茂　之　氏	２４名
【Ｂ２－１】新任管理者育成コース〔合宿編〕	７月２６日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	１２名
【Ｂ２－２】新任管理者育成コース〔合宿編〕	９月２０日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	１５名
【Ｂ２－３】新任管理者育成コース〔合宿編〕	１１月　８日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	１４名
【Ｂ３－１】新任管理者育成コース〔通学編〕	５月１１日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	１２名
【Ｂ３－２】新任管理者育成コース〔通学編〕	６月　６日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	２３名
【Ｂ３－３】新任管理者育成コース〔通学編〕	８月　３日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	２０名

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数
【Ｂ３－４】新任管理者育成コース〔通学編〕	１０月１９日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	２９名
【Ｂ３－５】新任管理者育成コース〔通学編〕	１月２４日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	２４名
ｃ．階層別	
【Ｃ１－１】管理職候補・係長のための管理職養成講座	６月２２日
㈱ノビテク　講師　　溝　口　孝　史　氏	４５名
【Ｃ１－２】管理職候補・係長のための管理職養成講座	９月１２日
㈱ノビテク　講師　　溝　口　孝　史　氏	４４名
【Ｃ１－３】管理職候補・係長のための管理職養成講座	１２月　５日
㈱ノビテク　講師　　溝　口　孝　史　氏	４１名
【Ｃ２－１】女性リーダー行動革新講座	７月　５日
㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏	２５名
【Ｃ２－２】女性リーダー行動革新講座	１１月　７日
㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏	３６名
【Ｃ３－１】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕	６月　６日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	４０名
【Ｃ３－２】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕	９月２８日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	４４名
【Ｃ３－３】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕	１１月　９日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	４２名
【Ｃ３－４】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕	１月１８日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	４１名
【Ｃ４－１】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験３～５年編〕	６月２０日
㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏	４３名
【Ｃ４－２】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験３～５年編〕	９月１４日
㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏	４０名
【Ｃ４－３】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験３～５年編〕	１１月１４日
㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏	４６名
【Ｃ４－４】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験３～５年編〕	２月　８日
㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏	１９名
【Ｃ５－１】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕	６月　９日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	４４名
【Ｃ５－２】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕	８月２４日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	４３名
【Ｃ５－３】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕	１１月２２日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	６０名
【Ｃ５－４】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕	２月　２日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	３４名
【Ｃ６－１】新入社員フォローアップ講座〔２０２３年度入社編〕	７月１１日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	３２名
【Ｃ６－２】新入社員フォローアップ講座〔２０２３年度入社編〕	９月１２日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	５５名
【Ｃ６－３】新入社員フォローアップ講座〔２０２３年度入社編〕	１１月　８日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	４２名
【Ｃ６－４】新入社員フォローアップ講座〔２０２３年度入社編〕	１月１９日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	１９名
【Ｃ８－１】新入社員のための社会人基礎講座	６月　８日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	３７名

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数
【Ｃ８－２】新入社員のための社会人基礎講座	１０月　６日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	６８名
【Ｃ８－３】新入社員のための社会人基礎講座	１１月２１日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	４６名
【Ｃ９－１】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座	４月１２日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	４９名
【Ｃ９－２】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座	４月１４日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	４０名
【Ｃ１１－１】事例で学ぶ！新入社員のためのコンプライアンス講座	４月１１日
㈱インプレッション・ラーニング　講師　　藤　山　晴　久　氏	２９名
【Ｃ１１－２】事例で学ぶ！新入社員のためのコンプライアンス講座	４月１４日
㈱インプレッション・ラーニング　講師　　藤　山　晴　久　氏	１８名
【Ｃ１３－２】管理職・職場リーダーのための時間術講座	１１月２２日
㈲ビズアーク　代表取締役　　水　口　和　彦　氏	２４名
【Ｃ１４－１】新入社員のための「仕事の段取り力」養成講座	４月２６日
マナビクス　代表　　丹　羽　將　喜　氏	３９名
【Ｃ１４－２】新入社員のための「仕事の段取り力」養成講座	４月２８日
マナビクス　代表　　丹　羽　將　喜　氏	３９名
【Ｃ１６－１】女性管理職養成講座	１０月　５日
㈱マネジメントサポート　代表取締役　　古　谷　治　子　氏	４０名
【Ｃ２０－１】プレイングマネージャーとしての課長の役割認識と仕事力講座	５月２３日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	４６名
【Ｃ２０－３】プレイングマネージャーとしての課長の役割認識と仕事力講座	１２月１２日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	６２名
【Ｃ２０－４】プレイングマネージャーとしての課長の役割認識と仕事力講座	２月１６日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	４５名
【Ｃ２１－１】新入社員のためのロジカルシンキング講座	４月１９日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	２０名
【Ｃ２１－２】新入社員のためのロジカルシンキング講座	４月２５日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	２４名
【Ｃ２４－１】入社１年目からの数字力強化講座	４月１７日
ＢＭコンサルティング㈱　代表取締役　　深　沢　真太郎　氏	１７名
【Ｃ２８－１】若手社員レベルアップ講座	９月１５日
㈱ＣＯＥＤＡＳ　代表取締役　大　塚　　純　氏	１９名
【Ｃ２９－１】課長の「意識・行動変革」講座	１０月１８日
ヒューマンブレインアソシエイツ　代表取締役会長　　稲　垣　正　己　氏	３６名
【Ｃ３０－１】内定者向け研修 新社会人に向けた基礎力醸成講座	１月３０日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　原　田　　由美子　氏	７名
ｄ．経営・マネジメント	
【Ｄ２－１】エクセルで出来る！ビジネスデータ分析講座	７月　６日
システムリサーチ＆コンサルト㈱　代表取締役　　住　中　光　夫　氏	１３名
【Ｄ２－２】エクセルで出来る！ビジネスデータ分析講座	１１月１４日
システムリサーチ＆コンサルト㈱　代表取締役　　住　中　光　夫　氏	１２名
【Ｄ２－３】エクセルで出来る！ビジネスデータ分析講座	１月３０日
システムリサーチ＆コンサルト㈱　代表取締役　　住　中　光　夫　氏	９名
ｅ．指導・育成	
【Ｅ１－１】部下の育成・指導法講座	６月２７日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	３９名

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数
【Ｅ１－２】部下の育成・指導法講座	８月２９日
㈱アイ・イーシー　講師　　細　谷　知　司 氏	５１名
【Ｅ１－４】部下の育成・指導法講座	２月　８日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	２７名
【Ｅ２－１】後輩指導力（ＯＪＴリーダー）養成講座	６月２８日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	４７名
【Ｅ２－２】後輩指導力（ＯＪＴリーダー）養成講座	１０月２６日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	５６名
【Ｅ２－３】後輩指導力（ＯＪＴリーダー）養成講座	３月　８日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	４５名
【Ｅ６－１】部下との面談スキルアップ講座	１０月２７日
㈱キャラウィット　代表取締役　　上　岡　実弥子　氏	２９名
ｆ．法務	
【Ｆ１６－１】役員のためのリスクマネジメント講座	９月２０日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　平　本　正　則　氏	２６名
ｇ．人事・総務	
【Ｇ２４－１】新任ハラスメント相談担当者の基礎実務講座	５月１９日
日本産業カウンセラー協会　東京支部　支部長　　山　田　る　り　氏	９名
【Ｇ２５－１】育成体制・育成計画の立て方と運用のしかた	１０月１３日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	３３名
【Ｇ２９－１】困った社員の効果的な指導育成法講座	１２月２０日
アチーブ人財育成㈱　代表取締役社長　　諌　山　敏　明　氏	２７名
ｈ．財務・経理	
【Ｈ５－１】新任経理担当者の基礎実務講座	５月２６日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	４６名
【Ｈ５－３】新任経理担当者の基礎実務講座	１月２６日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	４６名
【Ｈ６－１】経理担当者レベルアップ講座	７月１４日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	２５名
ｉ．営業・販売	
【Ｉ１－１】営業“基礎力”養成講座	４月１３日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	２８名
【Ｉ１－２】営業“基礎力”養成講座	１０月１７日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	３９名
【Ｉ４－１】“売れる”営業チームづくり講座	７月２６日
㈱Ｖ字経営研究所　代表取締役　　酒　井　英　之　氏	１９名
【Ｉ７－１】女性営業力養成講座	５月１９日
クロス・コンサルティング㈱　代表取締役　　島　津　　愛　氏	７名
【Ｉ１３－２】営業“交渉力”養成講座	１０月２０日
(特)日本交渉協会　講師　　黒　川　　晃　氏	２６名
【Ｉ１４－１】顧客の心をつかむ営業スキルアップ講座	６月１５日
㈱セブンフォールド・ブリス　代表取締役　　本　田　賢　広　氏	３３名
【Ｉ１４－２】顧客の心をつかむ営業スキルアップ講座	１１月２８日
㈱セブンフォールド・ブリス　代表取締役　　本　田　賢　広　氏	３５名
【Ｉ１７－１】営業“提案力”養成講座	６月２７日
㈱日小田コンサルティング　代表取締役　　日小田　正　人　氏	３０名
【Ｉ２２－１】１日で学ぶ新任営業社員研修講座	９月１２日
㈱アルゴオ　　齊　藤　俊　洋　氏	４０名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【Ｉ２３－１】マーケティングを活用した戦略営業研修	２月　７日
㈱シナプス　チーフコンサルタント　　西　原　良　介　氏	２２名
ｊ．ビジネススキル	
【Ｊ１－１】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	５月３０日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	２６名
【Ｊ１－３】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	１１月２９日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	３０名
【Ｊ１－４】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	１月２６日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	４７名
【Ｊ３－１】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔入門編〕	６月２２日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	３９名
【Ｊ３－３】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔入門編〕	１２月　５日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	４１名
【Ｊ４－１】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕	５月１５日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	２１名
【Ｊ４－２】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕	１２月２１日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	４０名
【Ｊ５－１】プレゼンテーション力アップ講座〔実践編〕	７月　４日
マーキュリッチ㈱　代表取締役　　西　野　浩　輝　氏	２０名
【Ｊ７－１】気がきく社員のコミュニケーション&仕事術講座	９月　８日
㈱アルゴオ　　伊　藤 久美子　氏	５８名
【Ｊ７－３】気がきく社員のコミュニケーション&仕事術講座	３月１２日
㈱アルゴオ　　伊　藤 久美子　氏	３０名
【Ｊ１０－１】業務効率を上げるタイムマネジメント講座	７月１９日
㈱セブンフォールド・ブリス　代表取締役　　本　田　賢　広　氏	４０名
【Ｊ１０－２】業務効率を上げるタイムマネジメント講座	１０月　３日
㈱セブンフォールド・ブリス　代表取締役　　本　田　賢　広　氏	４０名
【Ｊ１１－１】お客さまの信頼をとりもどす クレーム対応講座	１２月１９日
ネガポジ　代表　　益　田　麻　実　氏	３０名
【Ｊ１６－１】リーダーのための職場活性化講座	６月１４日
シックス・スターズコンサルティング㈱　代表取締役　　原　田　由美子　氏	２１名
【Ｊ１６－２】リーダーのための職場活性化講座	１０月１３日
シックス・スターズコンサルティング㈱　代表取締役　　原　田　由美子　氏	３０名
【Ｊ２０－２】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔応用編〕	２月１５日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	３１名
【Ｊ２１－３】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座	２月１６日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	６１名
【Ｊ２２－２】事務担当者のためのムダ削減と改善の具体策講座	３月１４日
ハートリンク　代表　　阿　部　紀　子　氏	４５名
【Ｊ２６－１】ビジネスマナートレーニング講座〔復習・ステップアップ編〕	１０月　３日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	３３名
【Ｊ２６－２】ビジネスマナートレーニング講座〔復習・ステップアップ編〕	２月２８日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	３４名
【Ｊ２９－１】生産性向上のための時短ワザ　整理整頓仕事術	７月２７日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	４４名
【Ｊ３２－１】うっかりミス防止講座	１２月１３日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　　真理子　氏	６１名
【Ｊ４０－１】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座〔管理職編〕	９月２７日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	２９名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【Ｊ４２－１】メンバーのモチベーションをあげるファシリテーション講座	７月１２日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	１１名
ｐ．パソコン・ＩＴ	
【ＰＡ１－１】アクセス基礎	７月２５日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	８名
【ＰＡ１－２】アクセス基礎	１０月１２日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１２名
【ＰＡ２－１】アクセス応用	１２月１４日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	８名
【ＰＢ－１】ワード＆エクセル実践ベンリ技テクニック	７月　５日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１７名
【ＰＢ－２】ワード＆エクセル実践ベンリ技テクニック	１０月１９日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１６名
【ＰＢ－３】ワード＆エクセル実践ベンリ技テクニック	２月１４日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１８名
【ＰＢ－４】ワード＆エクセル実践ベンリ技テクニック	３月　５日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１０名
【ＰＥ１－１】エクセル基礎	４月２５日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　志　賀　洋　美　氏	１４名
【ＰＥ１－２】エクセル基礎	５月１０日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　志　賀　洋　美　氏	１１名
【ＰＥ１－３】エクセル基礎	７月１１日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　志　賀　洋　美　氏	１７名
【ＰＥ１－４】エクセル基礎	８月　９日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　志　賀　洋　美　氏	１１名
【ＰＥ１－５】エクセル基礎	１０月２４日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　志　賀　洋　美　氏	１７名
【ＰＥ１－６】エクセル基礎	１２月１２日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　志　賀　洋　美　氏	１８名
【ＰＥ１－８】エクセル基礎	３月１４日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　志　賀　洋　美　氏	１０名
【ＰＥ２－１】エクセル応用〔２日間通学編〕	５月２３日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１４名
【ＰＥ２－２】エクセル応用〔２日間通学編〕	７月２０日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１２名
【ＰＥ２－３】エクセル応用〔２日間通学編〕	１１月１６日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１６名
【ＰＥ２－４】エクセル応用〔２日間通学編〕	１月１８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１４名
【ＰＥ２－５】エクセル応用〔２日間通学編〕	３月　７日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	９名
【ＰＥ３－１】エクセル関数応用活用編	６月　８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１４名
【ＰＥ３－２】エクセル関数応用活用編	９月２８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１７名
【ＰＥ３－３】エクセル関数応用活用編	１０月２７日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１７名
【ＰＥ３－４】エクセル関数応用活用編	１２月１９日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１７名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【ＰＥ３－５】エクセル関数応用活用編	２月２７日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１６名
【ＰＥ４－１】エクセルマクロＶＢＡ入門	８月２９日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１６名
【ＰＥ４－２】エクセルマクロＶＢＡ入門	１２月　７日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１７名
【ＰＥ５－１】エクセル応用〔動画配信＋通学編〕	９月１４日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	９名
【ＰＥ５－２】エクセル応用〔動画配信＋通学編〕	２月１６日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	９名
【ＰＧ－１】新入社員のためのワード＆エクセル実践演習講座	４月　６日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏　他	２９名（２クラス）
【ＰＧ－２】新入社員のためのワード＆エクセル実践演習講座	４月１０日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏　他	２８名（２クラス）
【ＰＧ－３】新入社員のためのワード＆エクセル実践演習講座	４月１２日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏　他	２８名（２クラス）
【ＰＧ－４】新入社員のためのワード＆エクセル実践演習講座	４月１８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏　他	２８名（２クラス）
【ＰＧ－５】新入社員のためのワード＆エクセル実践演習講座	４月２０日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏　他	２８名（２クラス）
【ＰＧ－６】新入社員のためのワード＆エクセル実践演習講座	５月　１日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏　他	２４名（２クラス）
【ＰＧ－７】新入社員のためのワード＆エクセル実践演習講座	９月１９日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１６名
【ＰＨ－１】ホームページ作成［ＨＴＭＬ５／ＣＳＳ３］	７月１３日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	８名
【ＰＪ１－１】ＷｏｒｄＰｒｅｓｓによるビジネスサイト構築〔導入＆初期設定編〕	６月２９日
(特)ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　桒　原　篤　史　氏	１５名
【ＰＪ２－１】ＷｏｒｄＰｒｅｓｓによるビジネスサイト構築〔コンテンツ作成＆保守運用編〕	８月　２日
(特)ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　桒　原　篤　史　氏	１２名
【ＰＪ４－１】Ｇｏｏｇｌｅアナリティクスによる解析実務〔初級編〕	８月２５日
(特)ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　重　藤　進　二　氏	１８名
【ＰＰ－１】パワーポイント	８月　３日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１５名
ｑ．連続型講座	
現役経営者･経営幹部リスキリングスクール〔全７回〕	７月２１日
ビジネス･コア･コンサルティング、人間力経営㈱　代表　坂　本　篤　彦　氏　他	１９名
次世代経営者・経営幹部育成スクール〔全８回〕	１０月１９日
ビジネス･コア･コンサルティング、人間力経営㈱　代表　坂　本　篤　彦　氏　他	３０名

② オンライン（Ｚｏｏｍライブ配信）講座

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
ａ．新入社員	
【Ａ６－３Ｗ】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	４月　７日
㈱ノビテク　講師　喜多村　明　子　氏	２３名
ｃ．階層別	
【Ｃ９－３Ｗ】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座	４月２０日
㈱ワークセッション　代表取締役　鈴　木　泰　詩　氏	１８名

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数
【Ｃ１１－３Ｗ】事例で学ぶ！新入社員のためのコンプライアンス講座	４月２１日
㈱インプレッション・ラーニング　講師　藤　山　晴　久　氏	３０名
【Ｃ１３－１Ｗ】管理職・職場リーダーのための時間術講座	９月　５日
㈲ビズアーク　代表取締役　水　口　和　彦　氏	１４名
【Ｃ１４－１Ｗ】新入社員のための「仕事の段取り力」養成講座	５月１７日
マナビクス　代表　丹　羽　將　喜　氏	１７名
【Ｃ２０－２Ｗ】プレイングマネージャーとしての課長の役割認識と仕事力講座	９月２７日
ビジネスディベロップサポート　代表　大　軽　俊　史　氏	４０名
【Ｃ２４－２Ｗ】入社１年目からの数字力強化講座	５月１６日
ＢＭコンサルティング㈱　代表取締役　深　沢　真太郎　氏	１９名
【Ｃ２５－１Ｗ】中堅社員　あなたの役割と仕事はこれだ！	５月１１日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　車　塚　元　章　氏	３２名
【Ｃ２５－２Ｗ】中堅社員　あなたの役割と仕事はこれだ！	７月　４日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　車　塚　元　章　氏	４４名
【Ｃ２５－３Ｗ】中堅社員　あなたの役割と仕事はこれだ！	１０月２０日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　車　塚　元　章　氏	３８名
【Ｃ２５－４Ｗ】中堅社員　あなたの役割と仕事はこれだ！	１月１２日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　車　塚　元　章　氏	５２名
ｄ．経営・マネジメント	
【Ｄ１３－１Ｗ】会社経営を強くするビジネスデータ活用戦略講座	８月　２日
システムリサーチ＆コンサルト㈱　代表取締役　住　中　光　夫　氏	１２名
【Ｄ１４－１Ｗ】デザイン思考実践講座〔事前オンライン講座受講あり〕	７月１４日
Ｂｅｔｈ(合)　代表取締役　河　上　泰　之　氏	１３名
【Ｄ１４－２Ｗ】デザイン思考実践講座〔事前オンライン講座受講あり〕	１２月　８日
Ｂｅｔｈ(合)　代表取締役　河　上　泰　之　氏	９名
【Ｄ１５－１Ｗ】マーケティング発想力・思考力養成講座	１１月１６日
㈱シャイニング　認定プロフェッショナル　久保田　一　美　氏	１１名
【Ｄ１６－１Ｗ】経営者・新規事業責任者なら知っておきたい”新規事業成功の秘訣”習得講座	８月２９日
(合)クレイジーコンサルティング　代表社員　酒　井　勇　貴　氏	１５名
【Ｄ１７－１Ｗ】知財情報を活用した経営戦略・事業戦略構築手法	１０月２５日
㈱シクロ・ハイジア　代表取締役ＣＥＯ　小　林　誠　氏	９名
【Ｄ１９－１Ｗ】マーケティング戦略の立案と実践	６月２８日
㈱シナプス　チーフコンサルタント　西　原　良　介　氏	１４名
【Ｄ２０－１Ｗ】得意先から選ばれるための脱炭素経営実践セミナー	８月　８日
(合)サカタ経営　坂　田　卓　也　氏	２０名
【Ｄ２４－１Ｗ】経営幹部・管理職のための情報整理術	１１月１７日
シックス・スターズコンサルティング㈱　パートナーコンサルタント　飯　田　利　男　氏	１６名
ｅ．指導・育成	
【Ｅ１－３Ｗ】部下の育成・指導法講座	１１月２８日
㈱アイ・イーシー　講師　福　本　伸　夫　氏	３６名
【Ｅ３－１Ｗ】部下の指導・育成に活かすコーチング講座	７月１９日
ビジネスコーチ㈱　パートナーエグゼクティブコーチ　安　室　元　博　氏	２９名
【Ｅ１１－１Ｗ】部下の成長をうながすフィードバックの技術講座	６月１３日
(合)クレイジーコンサルティング　代表社員　酒　井　勇　貴　氏	２１名
【Ｅ１１－２Ｗ】部下の成長をうながすフィードバックの技術講座	１２月１３日
(合)クレイジーコンサルティング　代表社員　酒　井　勇　貴　氏	２５名
【Ｅ１２－１Ｗ】「自ら考え動く」チームづくり講座	１０月２５日
㈱ジェイオーダー　組織風土改革サポーター　高　野　有　麻　氏	５５名

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数
【Ｅ１２－２Ｗ】「自ら考え動く」チームづくり講座	１月２４日
㈱ジェイオーダー　組織風土改革サポーター　　高　野　有　麻　氏	３５名
【Ｅ１３－１Ｗ】アンガーマネジメント×部下とのコミュニケーション・マネジメント	６月１５日
㈱アイ・イーシー　講師　　岡　崎　茂　和　氏	１７名
【Ｅ１３－２Ｗ】アンガーマネジメント×部下とのコミュニケーション・マネジメント	１０月１１日
㈱アイ・イーシー　講師　　岡　崎　茂　和　氏	２２名
【Ｅ１４－１Ｗ】リーダーのための心理的安全性の高いチームのつくり方	５月２４日
㈱ザ・アカデミージャパン　エグゼクティブ・トレーナー　　窪　田　晃　和　氏	２５名
【Ｅ１４－２Ｗ】リーダーのための心理的安全性の高いチームのつくり方	１１月２１日
㈱ザ・アカデミージャパン　プロフェッショナルトレーナー　　林　　朋　子氏	３７名
ｆ．法務	
【Ｆ１４－１Ｗ】システム開発・ソフトウェア契約のトラブル対処法講座	９月１４日
牛島総合法律事務所　弁護士　　影　島　広　泰　氏	２５名
【Ｆ１５－１Ｗ】中小企業のための情報セキュリティの法的責任と実務対応	１１月２９日
牛島総合法律事務所　弁護士　　影　島　広　泰　氏	２５名
【Ｆ１７－１Ｗ】ＣｈａｔＧＰＴ等生成ＡＩの導入・活用と法的リスク解説講座	８月２３日
牛島総合法律事務所　弁護士　　影　島　広　泰　氏	７１名
【Ｆ１７－２Ｗ】ＣｈａｔＧＰＴ等生成ＡＩの導入・活用と法的リスク解説講座	２月　８日
牛島総合法律事務所　弁護士　　影　島　広　泰　氏	２０名
ｇ．人事・総務	
【Ｇ１７－１Ｗ】採用戦略の立て方と広報・ＰＲ講座	１０月１１日
㈱ディリゴ　代表取締役　　長　谷　真　吾　氏	１４名
【Ｇ３１－１Ｗ】低成長時代を勝ち抜くための人材育成体系作成講座	２月　７日
(合)クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏	１８名
ｈ．財務・経理	
【Ｈ１－１Ｗ】財務分析講座〔入門編〕	６月２１日
城所会計事務所　公認会計士・税理士・行政書士　　城　所　弘　明　氏	２９名
【Ｈ１－２Ｗ】財務分析講座〔入門編〕	１０月１７日
城所会計事務所　公認会計士・税理士・行政書士　　城　所　弘　明　氏	２０名
【Ｈ２－１Ｗ】財務分析講座〔実践編〕	１１月１６日
城所会計事務所　公認会計士・税理士・行政書士　　城　所　弘　明　氏	１３名
【Ｈ５－２Ｗ】新任経理担当者の基礎実務講座	９月１５日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	３４名
【Ｈ６－２Ｗ】経理担当者レベルアップ講座	２月　２日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	１２名
【Ｈ８－１Ｗ】決算書のポイント講座	１０月２６日
湊税理士事務所　税理士　　湊　　義　和　氏	７名
【Ｈ１２－１Ｗ】経理・総務部門のためのＲＰＡの活かし方講座	９月２６日
㈲ナレッジネットワーク　社長　公認会計士　　中　田　清　穂　氏	２７名
【Ｈ１２－２Ｗ】経理・総務部門のためのＲＰＡの活かし方講座	２月　９日
㈲ナレッジネットワーク　社長　公認会計士　　中　田　清　穂　氏	２９名
ｉ．営業・販売	
【Ｉ９－１Ｗ】営業アシスタント養成講座	６月　２日
ビジネスプラスサポート 人財育成プロデューサー　　尼　崎　真　美　氏	１７名
【Ｉ９－２Ｗ】営業アシスタント養成講座	９月２１日
ビジネスプラスサポート 人財育成プロデューサー　　尼　崎　真　美　氏	２４名
【Ｉ１３－１Ｗ】営業“交渉力”養成講座	６月１５日
(特)日本交渉協会　幹事　　加　藤　有　祐　氏	１９名

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数
【Ｉ１９－１Ｗ】営業“思考力”養成講座	１１月　２日
たかまり㈱　代表取締役　　高　松　秀　樹　氏	３２名
【Ｉ２０－１Ｗ】”勝てる”提案ができる提案書作成力養成講座	９月２８日
(合)クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏	１７名
ｊ．ビジネススキル	
【Ｊ１－２Ｗ】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	８月２２日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	２８名
【Ｊ３－２Ｗ】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔入門編〕	８月　８日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	１６名
【Ｊ１５－１Ｗ】アサーティブ・コミュニケーション講座	７月　５日
㈱グローバリンク　代表取締役　　大　串　亜由美　氏	２４名
【Ｊ１５－２Ｗ】アサーティブ・コミュニケーション講座	１２月１４日
㈱グローバリンク　代表取締役　　大　串　亜由美　氏	３６名
【Ｊ１７－１Ｗ】ロジカルシンキングの活かし方講座	５月２４日
ＨＲデザインスタジオ　代表　　生　方　正　也　氏	２８名
【Ｊ１７－２Ｗ】ロジカルシンキングの活かし方講座	８月２４日
ＨＲデザインスタジオ　代表　　生　方　正　也　氏	３３名
【Ｊ１７－３Ｗ】ロジカルシンキングの活かし方講座	１月１７日
ＨＲデザインスタジオ　代表　　生　方　正　也　氏	６８名
【Ｊ２１－１Ｗ】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座	４月２１日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	１８名
【Ｊ２１－２Ｗ】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座	６月１６日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	３２名
【Ｊ２２－１Ｗ】事務担当者のためのムダ削減と改善の具体策講座	８月２３日
ハートリンク　代表　　阿　部　紀　子　氏	２４名
【Ｊ２７－１Ｗ】仕事の見える化を進める業務マニュアルの作成・管理の基本講座	８月１０日
ＴｈｒｅｅＸ　Ｄｅｓｉｇｎ㈱　代表取締役　　櫻　井　俊　輔　氏	３６名
【Ｊ２７－２Ｗ】仕事の見える化を進める業務マニュアルの作成・管理の基本講座	１１月２８日
ＴｈｒｅｅＸ　Ｄｅｓｉｇｎ㈱　代表取締役　　櫻　井　俊　輔　氏	４４名
【Ｊ２７－３Ｗ】仕事の見える化を進める業務マニュアルの作成・管理の基本講座	２月２２日
ＴｈｒｅｅＸ　Ｄｅｓｉｇｎ㈱　代表取締役　　櫻　井　俊　輔　氏	３５名
【Ｊ３０－１Ｗ】ビジネスモラル&コンプライアンス基礎講座	１０月１３日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	１６名
【Ｊ３９－１Ｗ】リーダーのための「問題発見・問題解決力」向上講座	１０月　５日
ＴｈｒｅｅＸ　Ｄｅｓｉｇｎ㈱　代表取締役　　櫻　井　俊　輔　氏	３７名
【Ｊ４３－１Ｗ】業務削減・改善につなげる事務効率化実践講座	９月　７日
ＴｈｒｅｅＸ　Ｄｅｓｉｇｎ㈱　代表取締役　　櫻　井　俊　輔　氏	３０名
ｋ．貿易	
【Ｋ１－１Ｗ】貿易実務講座〔基礎編〕	５月１７日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	３３名
【Ｋ１－２Ｗ】貿易実務講座〔基礎編〕	７月１２日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	３５名
【Ｋ１－３Ｗ】貿易実務講座〔基礎編〕	９月　６日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	３５名
【Ｋ１－４Ｗ】貿易実務講座〔基礎編〕	１０月１８日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２９名
【Ｋ１－５Ｗ】貿易実務講座〔基礎編〕	１２月　７日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２６名

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数
【Ｋ１－６Ｗ】貿易実務講座〔基礎編〕	１月２４日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	３５名
【Ｋ１－７Ｗ】貿易実務講座〔基礎編〕	３月　７日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２０名
【Ｋ３－１Ｗ】貿易実務講座〔輸入編〕	２月１４日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２２名
【Ｋ４－１Ｗ】貿易実務講座〔輸出編〕	５月１８日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	１１名
【Ｋ４－２Ｗ】貿易実務講座〔輸出編〕	２月１５日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	１５名
【Ｋ９－１Ｗ】貿易・英文契約講座〔基礎レベルアップ編〕	１０月１９日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	１０名
【Ｋ１１－１Ｗ】三国間貿易における書類作成の実務と貿易関係証明	９月　７日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	１８名
【Ｋ１８－１Ｗ】貿易実務で使える英文ビジネスＥメール講座	１０月１２日
みね事務所　代表　　峯　　愛　氏	２１名
【Ｋ２０－１Ｗ】貿易実務講座〔基礎レベルアップ編〕	７月１３日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	１８名
【Ｋ２０－２Ｗ】貿易実務講座〔基礎レベルアップ編〕	１月２５日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	１９名
ｌ．国際ビジネス	
【Ｌ２－１Ｗ】英文売買契約の実務〔基礎編〕	８月　３日
フリーマン国際法律事務所　弁護士　　都　留　綾　子　氏	１０名
【Ｌ３－１Ｗ】英文ビジネスＥメールライティング基礎講座	７月２０日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	１０名
【Ｌ５－１Ｗ】海外の与信管理と債権回収講座	１１月２９日
ナレッジマネジメントジャパン㈱　代表取締役　　牧　野　和　彦　氏	１２名
【Ｌ２０－１Ｗ】ビジネス英語スキルアップ講座	１０月２７日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	２０名
ｐ．パソコン・ＩＴ	
【ＰＪ９－１Ｗ】Ｗｅｂサイト構築・運用の基礎知識	５月２５日
(特)ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　菜　原　篤　史　氏	１４名
【ＰＪ１０－１Ｗ】Ｗｅｂ集客（ＳＮＳマーケティング）の基礎知識	７月　６日
(特)ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　松　永　菜穂子　氏	２５名
【ＰＪ１０－２Ｗ】Ｗｅｂ集客（ＳＮＳマーケティング）の基礎知識	１０月　６日
(特)ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　松　永　菜穂子　氏	２０名
【ＰＪ１１－１Ｗ】Ｗｅｂサイト効果測定・改善の基礎知識	８月　９日
(特)ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　並　木　　博　　氏	１５名

③　ハイブリッド講座（通学・オンライン同時開催）

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数 （通学／オンライン）
ｃ．階層別	
【Ｃ２３－１】管理職・職場リーダーのためのハラスメント予防対策講座	６月２８日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　主席研究員　　林　　光　男　氏	２０名／１８名
【Ｃ２３－２】管理職・職場リーダーのためのハラスメント予防対策講座	１２月　７日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　主席研究員　　林　　光　男　氏	２８名／２２名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数 （通学／オンライン）
【Ｃ２７－１Ｗ】経営者・経営幹部に不可欠な「職場のメンタルヘルス・ハラスメント」対策講座	１１月　７日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　主席研究員　　林　　光　男　氏	１５名／１８名
ｄ．経営・マネジメント	
【Ｄ１－１】財務３表一体理解講座	５月１６日
インテグラス㈱　代表取締役　　諸　橋　清　貴　氏	１３名／２４名
【Ｄ１－２】財務３表一体理解講座	９月　６日
インテグラス㈱　代表取締役　　諸　橋　清　貴　氏	１８名／２３名
【Ｄ１－３】財務３表一体理解講座	２月１４日
インテグラス㈱　代表取締役　　諸　橋　清　貴　氏	２０名／１８名
【Ｄ４－１】経営幹部が身につけるべき数的知識講座	８月２５日
南公認会計士事務所　公認会計士　　南　　俊　基　氏	３６名／１０名
【Ｄ４－２】経営幹部が身につけるべき数的知識講座	１０月　４日
南公認会計士事務所　公認会計士　　南　　俊　基　氏	２３名／１２名
【Ｄ８－１】売上予算必達のマネジメント講座	１０月１７日
㈱セントエイブル経営　代表取締役　　大　塚　直　義　氏	２５名／　７名
【Ｄ１２－１】取締役・執行役員の役割と仕事	７月２１日
㈱セントエイブル経営　代表取締役　　大　塚　直　義　氏	３２名／１７名
【Ｄ１２－２】取締役・執行役員の役割と仕事	９月２７日
㈱セントエイブル経営　代表取締役　　大　塚　直　義　氏	３２名／１４名
ｆ．法務	
【Ｆ１－１】ビジネス法務入門講座	５月２６日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　主任研究員・弁護士　　住　吉　健　一　氏	１４名／１１名
【Ｆ１－２】ビジネス法務入門講座	１０月２４日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　主任研究員・弁護士　　住　吉　健　一　氏	２３名／２３名
【Ｆ２－１】契約実務講座〔基礎編〕	７月　７日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	２７名／１５名
【Ｆ２－２】契約実務講座〔基礎編〕	１１月１０日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	２２名／１２名
【Ｆ３－１】契約実務講座〔実践編〕	８月２９日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	１８名／　４名
【Ｆ３－２】契約実務講座〔実践編〕	１月２５日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	１７名／　６名
【Ｆ４－１】労働法実務講座〔入門編〕	６月１６日
石嵜・山中総合法律事務所　弁護士　　山　中　健　児　氏	１６名／１９名
【Ｆ４－２】労働法実務講座〔入門編〕	９月　５日
石嵜・山中総合法律事務所　弁護士　　山　中　健　児　氏	１９名／１０名
【Ｆ８－１】役員に必要な会社経営の法務知識講座	１２月　５日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	２９名／１０名
ｇ．人事・総務	
【Ｇ１－１】社会保険実務講座〔入門編〕	５月１９日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　山　下　順　子　氏	２５名／１１名
【Ｇ１－２】社会保険実務講座〔入門編〕	９月２６日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　山　下　順　子　氏	３０名／１８名
【Ｇ１－３】社会保険実務講座〔入門編〕	１月１８日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　山　下　順　子　氏	２９名／１７名
【Ｇ２－１】社会保険実務講座〔実践編〕	６月　８日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	１８名／　８名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数 （通学／オンライン）
【Ｇ２－２】社会保険実務講座〔実践編〕	１０月２６日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	２２名／１１名
【Ｇ２－３】社会保険実務講座〔実践編〕	２月　７日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	２１名／　８名
【Ｇ４－１】給与計算の実務講座	５月３０日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	２７名／１８名
【Ｇ４－２】給与計算の実務講座	１０月１１日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	１３名／１９名
【Ｇ４－３】給与計算の実務講座	２月２７日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	２６名／　９名
【Ｇ８－１】年末調整の実務講座	１０月２５日
社会保険労務士法人トムズ・コンサルタント　代表社員　　小　宮　弘　子　氏	５５名／２５名
【Ｇ８－２】年末調整の実務講座	１１月　２日
社会保険労務士法人トムズ・コンサルタント　役員　　中　山　祐　介　氏	４３名／２２名
【Ｇ１２－１】問題社員の解雇・指導・対処法講座	１１月１４日
ＴＯＭＡ社会保険労務士法人　代表社員　特定社会保険労務士　　渡　邉　哲　史　氏	１６名／１６名
【Ｇ２２－１】総務担当者向け基礎実務講座	５月　９日
社会保険労務士法人トムズ・コンサルタント　代表社員　　小　宮　弘　子　氏	２７名／２４名
【Ｇ２２－２】総務担当者向け基礎実務講座	１０月　４日
社会保険労務士法人トムズ・コンサルタント　代表社員　　小　宮　弘　子　氏	１６名／１０名
【Ｇ２２－３】総務担当者向け基礎実務講座	２月　２日
社会保険労務士法人トムズ・コンサルタント　代表社員　　小　宮　弘　子　氏	２５名／１３名
【Ｇ２６－１】「多様な働き方」のポイント完全解説講座	１１月２１日
石嵜・山中総合法律事務所　パートナー弁護士　　橘　　大　樹　氏	５名／１５名
【Ｇ２７－１】ローパフォーマー社員対応の実務講座	７月１３日
ＴＯＭＡ社会保険労務士法人　代表社員　特定社会保険労務士　　渡　邉　哲　史　氏	１７名／１６名
【Ｇ２８－１】経営者・経営幹部に必要な労働法・労務トラブル対策講座	８月３０日
石嵜・山中総合法律事務所　パートナー弁護士　　橘　　大　樹　氏	３２名／　７名
【Ｇ３０－１】「定年退職・再雇用・賃金処遇」対応実務講座	１月２３日
社会保険労務士法人トムズ・コンサルタント　代表社員　　小　宮　弘　子　氏	２５名／１０名
ｈ．財務・経理	
【Ｈ４－１】資金繰り実務講座〔入門編〕	８月２３日
ＴＯＭＡコンサルタンツグループ㈱　理事　　井　関　臣一朗　氏	２１名／　９名
【Ｈ１０－１】中小企業のための法人税申告書の基礎講座	１１月　２日
渡邉一成税理士事務所　税理士　　渡　邉　一　成　氏	１０名／　６名
【Ｈ１１－１】経営の本質を探る原価計算と管理会計の基本講座	１１月　９日
南公認会計士事務所　公認会計士　　南　　俊　基　氏	１７名／１２名
ｉ．営業・販売	
【Ｉ２１－１】与信・債権管理・回収の基本講座	５月１０日
ＴＯＭＡコンサルタンツグループ㈱　理事　　井　関　臣一朗　氏	１５名／　２名

④　オーダーメイド研修（インハウス）

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
ａ．新入社員	
新入社員ビジネス文書・Ｅ メール書き方＋電話応対研修〔通学〕	５月１８日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	１５名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
ｃ．階層別	
階層別研修〔通学〕（２回シリーズ）	６月　３日
㈱ノビテク　取締役　永　野　宏　樹　氏	３４名
ハラスメント研修〔通学〕	７月１０日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　主席研究員　林　光　男　氏	２６名
階層別研修〔通学〕	７月２５日
(合)クレイジーコンサルティング　代表社員　酒　井　勇　貴　氏	７２名
ハラスメント研修〔通学〕	８月　３日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　主席研究員　林　光　男　氏	１１名
ビジネスマネジャー検定試験対策講座〔オンライン（Ｗｅｂｅｘライブ配信）〕	１０月　７日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　主席研究員　林　光　男　氏	２０名
リーダーのための心理的安全性の高いチームの作り方〔通学〕	３月　９日
㈱ザ・アカデミージャパン　プロフェッショナルトレーナー　高　橋　友　幸　氏	９名
課長の「意識・行動変革」講座〔通学〕	３月　９日
㈱ヒューマンブレインアソシエイツ　稲　垣　正　己　氏	１３名
管理意識向上研修〔オンライン（Ｚｏｏｍライブ配信)〕	３月１１日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　主席研究員　林　光　男　氏	３０名
女性活躍推進につながるコミュニケーション研修〔オンライン（Ｚｏｏｍライブ配信)〕	３月１１日
㈱キャラウィット　代表取締役・中小企業診断士　上　岡　実弥子　氏	１９０名
ｄ．経営・マネジメント	
社内起業研修（６回シリーズ)〔通学〕	９月　８日
(合)クレイジーコンサルティング　代表社員　酒　井　勇　貴　氏	２名

⑤　オンデマンド動画セミナー

【オンラインセミナー（オンデマンド動画）】
ｅｃｏ検定（環境社会検定試験）公式オンデマンド講座
開　催　日　　４月２５日～　８月　３日販売，　９月２０日～１２月　７日販売
講　　師　㈱パデセア　代表取締役　黒　柳　要　次　氏
参 加 者 数　４５２名，４０８名

【オンラインセミナー（オンデマンド動画）】
ビジネスマネジャー検定試験　公式オンデマンド講座
開　催　日　　４月２５日～　７月１０日販売，　９月１３日～１１月１３日販売
講　　師　㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　主席研究員　林　光　男　氏
参 加 者 数　３１１名，３７９名

【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ配信）】
導入動画　経営者・経営幹部なら知っておきたい「生産性向上の極意」
開　催　日　　２月　２日～　２０２４年　３月２９日配信
講　　師　(合)クレイジーコンサルティング　代表社員　酒　井　勇　貴　氏
参 加 者 数　８６名

【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ配信）】
導入動画　私にもできる！ＤＩＹで始めるＩＴ活用術
開　催　日　２月　２日～　２０２４年　３月２９日配信
講　　師　Ｔ＆Ｉアソシエイツ　代表　田　中　薫　氏

参加者数　　１７３名

【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ配信）】
導入動画　いまさら聞けないＤＸの基礎
開　催　日　　２月　２日～　２０２４年　３月２９日配信
講　　師　　Ｂｅｔｈ(合)　代表取締役　河　上　泰　之　氏
参加者数　　２２３名

【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ配信）】
導入動画　カーボンニュートラルまるわかりセミナー（実践編）
～中小企業の脱炭素行動はここから！目標設定と見える化「中小企業版ＳＢＴ」～
開　催　日　　２月　２日～　２０２４年　３月２９日配信
講　　師　　㈱エネルギーソリューションジャパン　代表取締役　田　﨑　剛　史　氏
参加者数　　１７７名

⑥　文京区受託事業（中小企業支援オンラインセミナー）

【オンラインセミナー（Ｚｏｏｍライブ配信）】
電子帳簿保存法への対応と業務効率化
～自社と取引先を守る税務とＩＴ～
開　催　日　　３月１１日
講　　師　　㈲ナレッジネットワーク　代表取締役社長・公認会計士　中　田　清　穂　氏
参加者数　　４４名

【オンラインセミナー（Ｚｏｏｍライブ配信）】
得意先から選ばれるための脱炭素経営実践セミナー
～なぜ、中堅・中小企業にもカーボンニュートラルが求められるのか？～
開　催　日　　３月１３日
講　　師　　(合)サカタ経営　代表社員　坂　田　卓　也　氏
参加者数　　９名

⑦　京都女子大学リカレント教育課程マネジメント入門コースとの連携事業

１０月２８日　オンライン（Ｚｏｏｍライブ配信）開催
「ビジネスパーソンのための時間術講座」（３５名）
㈲ビズアーク　代表取締役　　水　口　和　彦　氏

⑧　日本女子大学との「女性のための新たな学び・再就職支援に関する覚書」に基づく連携事業

１月２７日　オンライン（Ｚｏｏｍライブ配信）開催
「オンライン時代にも対応 業務効率を上げるタイムマネジメント」（３５名）
㈲ビズアーク　代表取締役　　水　口　和　彦　氏

⑨　各地商工会議所・㈱きらぼしコンサルティングとの連携事業

東京商工会議所の研修講座を連携する商工会議所・企業の会員向けに提供する事業。
連　携　先：札幌商工会議所，帯広商工会議所，仙台商工会議所，長岡商工会議所，石岡商工会議所，宇都宮商工会議所，佐野商工会議所，高崎商工会議所，前橋商工会議所，川越商工会議所，川口商工会議所，さいたま商工会議所，狭山商工会議所，千葉商工会議所，船橋商工会議所，柏商工会議所，流山商工会議所，青梅商工会議所，立川商工会議所，むさし府中商工会議所，町田商工会議所，多摩商工会議所，横須賀商工会議所，川崎商工会議所，小田

原箱根商工会議所，相模原商工会議所，甲府商工会議所，静岡商工会議所，焼津商工会議所，名古屋商工会議所，岡崎商工会議所，犬山商工会議所，福井商工会議所，大阪商工会議所，井原商工会議所，広島商工会議所，福山商工会議所，高松商工会議所，福岡商工会議所，北九州商工会議所

㈱きらぼしコンサルティング

受 講 者 数：４４８名

⑩　その他セミナー

６月２８日　通学開催

次世代経営者・経営幹部育成スクール事前セミナー「“才徳兼備”　の経営者を目指して 」（４１名）

ビジネス・コア・コンサルティング、人間力経営㈱　代表 中小企業診断士　　坂　本　篤　彦　氏

６月３０日　通学開催

東京都の雇用・労働関連施策説明会　～人材の確保・育成に活用できる支援策・助成金～（６８名）

「障害者雇用制度及び東京都の雇用促進施策」

東京都産業労働局　雇用就業部　就業推進課長　　平　岡　敬　博　氏

「女性の活躍推進」

東京都産業労働局　雇用就業部　就業施策調整担当課長　　石　島　英　樹　氏

「中小企業人材スキルアップ支援事業」

東京都産業労働局　雇用就業部　能力開発課長　　櫻　庭　拓　也　氏

(11)　交流事業

①　新年賀詞交歓会

国会議員や東京都議会議員など、多くの来賓を招き、役員・議員・会員間のより一層の交流促進を図るために開催。

１月１１日（７８０名）　於：東京會舘「ローズ」

②　異業種ビジネス交流会

会員企業間の情報交換、人的交流によりビジネスチャンス拡大の機会を提供する異業種ビジネス交流会を開催（計５回)。今年度より、新たに他部署および支部と連携を行い、テーマ別交流会を開催し（計６回)、会員企業の更なる満足度向上を図る。

１）リアル

４月１９日（６３名）　申込数１２６社

６月２１日（５５名）　申込数１２７社

７月１４日（５１名）　申込数１２７社

１１月２０日（４９名）　申込数１１３社

３月１８日（５６名）　申込数１４４社

２）テーマ別交流会

８月２９日　スペシャリスト交流会　（６１名）　申込数１２６社

９月２５日　広報・ＰＲ担当者交流会（６３名）　申込数１１６社　　共催：広報部

講　演：中小企業がテレビ取材をうけるには？

講師：㈱テレビ東京　報道局ニュースセンター

ＷＢＳデスク　内　田　広　大　氏

１１月１６日　販路開拓ピッチ＆交流会（５６名）　申込数　７１社

ピッチ企業：三井不動産グループ、大丸松坂屋百貨店、

ｔｏｒｉｄｏｒｉ　ｍａｒｋｅｔｉｎｇ

１２月１２日　グリーンビジネスピッチ＆交流会（２２名）　申込数　３１社　　共催：産業政策第二部
ピッチ企業：
＜オープンイノベーション部門＞東京ガス㈱、三菱マテリアル㈱
＜脱炭素支援サービス部門＞　東京ガスエンジニアリングソリューション㈱、
㈱ゼロボード、㈱エスコ、あかりレンタルジャパン㈱
１月２２日　アパレル交流会　（４３名）申込４６社　　共催：渋谷支部・目黒支部
２月２６日　健康経営交流会　（６０名）申込８８社
講　演：健康投資施策のこれまでとこれから―持続可能な企業経営を目指して―
講師：東京大学未来ビジョン研究センター特任教授
自治医科大学　客員教授　　古　井　祐　司　氏

③　交流事業

会員交流事業
５月２４日（１７１名）　東商園遊会　於：ホテル椿山荘東京
１０月１３日　（３４名）　役員・議員・支部会長等懇親ゴルフ会　於：久能カントリー倶楽部

④　海外との交流事業

1)　訪日外国要人の接遇等
４月１０日　ペイマン・セアダット 駐日イラン次期大使の小林会頭表敬
４月２１日　ペリン・ビーティー カナダ商工会議所会頭の小林会頭表敬
４月２１日　呉江浩　駐日中国大使の小林会頭表敬
４月２５日　横地晃　駐中華人民共和国日本国大使の石田専務理事表敬
５月　９日　アブドッラー・ビン・アーデル・ファフロ バーレーン商工大臣等の小林会頭表敬
５月１５日　ジャスティン・ヘイハースト 駐日オーストラリア大使の小林会頭表敬
５月１７日　コルクット・ギュンゲン 駐日トルコ共和国大使の小林会頭表敬
６月　５日　カルメン・ベルガラ　パナマ投資誘致・貿易促進庁長官の小林会頭表敬
６月　５日　アルシャド・ラシッドＡＳＥＡＮビジネス諮問評議会議長の小林会頭表敬
６月　７日　在アルバニア商工会議所代表団の小林会頭表敬
６月２１日　ＭＵＳＩＡＤ　ＪＡＰＡＮ（トルコ経済団体）の石田専務表敬訪問および調印式
６月２２日　本間哲朗　中国日本商会会長の小林会頭表敬
７月１３日　ギラード・マジェロヴィッチ　イスラエル日本商工会議所会長の八田国際部副部長との懇談
７月２６日　セルギー・コルスンスキー　駐日ウクライナ大使の小林会頭表敬
７月２６日　ルベン・エドゥアルド・ミゲル・テンポーネ 駐日アルゼンチン共和国次期大使の小林会頭表敬
７月２７日　アンドレ・スピテリ　駐日マルタ共和国大使の小林会頭表敬
９月　４日　マルタ政府訪日団の西谷日商理事・国際部長表敬
９月１２日　モンティ　モーリシャス共和国大使の西谷日商理事・国際部長表敬
９月１３日　ホアン・クアン・フォン　ベトナム商工会議所副会頭の西谷日商理事・国際部長表敬
９月２９日　コルクット・ギュンゲン 駐日トルコ共和国大使の西谷日商理事・国際部長との面談
１０月　２日　オン・エンチュアン　駐日シンガポール大使の小林会頭表敬
１０月　３日　第６０回日米財界人会議（主催：日米経済協議会）
１０月１６日　レイモンド・グリーン　米国首席公使との懇談会（主催：米国大使館）
１１月２４日　アンドレ・スピテリ　マルタ共和国大使の西谷日商理事・国際部長との面談
１２月　５日　加藤喜久子 次期駐アルバニア国日本国大使の小林会頭表敬
１２月１１日　金杉憲治　駐中国日本国大使の小林会頭表敬
１２月２５日　本間哲朗　中国日本商会会長の小林会頭表敬
１月３１日　岩間公典　駐バングラデシュ日本国大使の小林会頭表敬
２月　５日　任　中国国際貿易促進協会会長の小林会頭表敬

２月　９日　ウクライナ市長らと石田専務との昼食懇談会
２月２０日　遠藤和也　駐フィリピン日本国大使の小林会頭表敬
２月２８日　石川浩司　駐シンガポール日本国大使の小林会頭表敬
３月　１日　ヒセラ・ガルシア キューバ共和国大使の小林会頭表敬
３月　８日　マルシアル・スメステル ドミニカ共和国輸出投資センター投資部長の西谷日商理事・国際部長表敬
３月　８日　宋耀明　駐日中華人民共和国大使館経済商務公使の小林会頭表敬
３月　８日　小野村拓志　駐ボリビア日本国大使の西谷日商理事・国際部長との面談
３月１８日　大隅ヴィクター 在日米国商工会議所会頭の小林会頭表敬
３月２５日　イヴァン・スコルシュ 次期駐日スロヴァキア大使の小林会頭表敬
３月２７日　松田邦紀　駐ウクライナ日本国大使の小林会頭表敬
３月２９日　本間哲朗　中国日本商会会長の石田専務理事表敬

2)　山上信吾　前・駐オーストラリア日本国大使による講演会・交流会
７月　６日　参加者：１０５名
開催地：帝国ホテル東京／オンライン
共　催：東京商工会議所、日本商工会議所、日豪経済委員会

3)　清水和彦　在エジプト日本国大使館 参事官・経済部長による講演会・交流会
７月３１日　参加者：３５名
開催地：ネフェルティティ東京 西麻布店
共　催：東京商工会議所、日本商工会議所、日本・エジプト経済委員会

4)　伊藤康一　駐ニュージーランド日本国大使によるオンライン講演会
８月３０日　参加者：１１１名
形　式：オンライン
共　催：東京商工会議所、日本商工会議所、日本ニュージーランド経済委員会

5)　ウクライナ復興・ビジネスセミナー
１２月１２日　参加者：２３６名
形　式：オンライン
共　催：東京商工会議所、日本商工会議所

6)　ウクライナ復興・ビジネス交流会
２月２０日　参加者：１２５名
開催地：東京會舘
共　催：東京商工会議所、日本商工会議所、ウクライナ商工会議所

7)　合同訪中団の派遣
日時：２０２４年1月２３日～２６日
派遣先：中国・北京
参加者：小林会頭、大島副会頭、國分特別顧問、鈴木特別顧問、安永特別顧問、加留部常任顧問ら約２１０名
訪問先：李強首相、国家発展改革委員会、商務部、工業信息化部
概　要：日本の経済界がオールジャパンで訪中し、李強首相や王商務部長など主要経済官庁幹部などと会談し、新たな日中経済協力やビジネス環境改善に向けた意見交換を行った。

8)　日韓商工会議所首脳会議

日時：６月９日
場所：シグニエル釜山
参加者：（日本側）小林会頭、野本副会頭、田川副会頭　等
（韓国側）チェ会長、チャン副会長　　等　計５５名
概要：日商・東商および大韓商工会議所正副会頭・会長等５５名が韓国・釜山で約６年ぶりに首脳会議を開催した。日韓の経済協力などについて意見交換を行い、最後に共同声明（釜山宣言）を採択。２０２４年は大阪で開催予定。

(12) 技能技術の普及検定

① 検定試験

1) 日商簿記検定試験

回　次	施　行　日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第１６４回	６月１１日	１　級	1,950	1,445	205	14.2%
		２　級	57	45	15	33.3%
		３　級	61	50	23	46.0%
		合　計	2,068	1,540	243	－
第１６５回	１１月１９日	１　級	2,232	1,587	280	17.6%
		合　計	2,232	1,587	280	－
ネット試験	通年	２　級	29,506	29,506	9,489	32.2%
		３　級	58,072	58,072	19,805	34.1%
		合計	87,578	87,578	29,294	－
合　　計		１　級	4,182	3,032	485	16.0%
		２　級	29,563	29,551	9,504	32.2%
		３　級	58,133	58,122	19,828	34.1%
年 度 合 計			91,878	90,705	29,817	－

備考：２０２３年度の２・３級筆記試験は団体受験のみ実施
第１６６回（２０２４年２月２５日）は実施なし

2) 珠算能力検定試験

回　次	施　行　日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第２２８回	６月２５日	１　級	360	345	100	28.9%
		２　級	441	427	161	37.7%
		３　級	627	596	272	45.6%
		合　計	1,428	1,368	533	－
第２２９回	１０月２２日	１　級	339	322	82	25.5%
		２　級	396	374	114	30.5%
		３　級	617	574	283	49.3%
		合　計	1,352	1,270	479	－
第２３０回	２月１８日	１　級	358	345	92	26.7%
		２　級	460	426	140	32.9%
		３　級	606	579	257	44.4%
		合　計	1,424	1,350	489	－
合　　計		１　級	1,057	1,012	274	27.1%
		２　級	1,297	1,227	415	33.8%
		３　級	1,850	1,749	812	46.4%
年 度 合 計			4,204	3,988	1,501	－

3)　カラーコーディネーター検定試験

回　次	試験期間	クラス	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第５４回	６月２３日～ ７月１０日	アドバンスクラス	1,178	1,061	537	50.6%
		スタンダードクラス	3,061	2,832	2,118	74.8%
		合　計	4,239	3,893	2,655	－
第５５回	１０月２７日～ １１月１３日	アドバンスクラス	1,383	1,230	582	47.3%
		スタンダードクラス	2,608	2,421	1,785	73.7%
		合　計	3,991	3,651	2,367	－
合　　計		アドバンスクラス	2,561	2,291	1,119	48.8%
		スタンダードクラス	5,669	5,253	3,903	74.3%
年 度 合 計			8,230	7,544	5,022	－

備考：共催商工会議所数　２３６

4)　ビジネス実務法務検定試験

回　次	試験期間	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第５３回	６月２３日～ ７月１０日	２　級	6,037	5,218	1,523	29.2%
		３　級	8,027	7,344	3,511	47.8%
		合　計	14,064	12,562	5,034	－
第５４回	１０月２７日～ １１月１３日	２　級	7,301	6,351	2,455	38.7%
		３　級	8,999	8,259	4,392	53.2%
	(CBT) １２月１０日	１　級	589	467	50	10.7%
		合　計	16,889	15,077	6897	-
合　　計		１　級	589	467	50	10.7%
		２　級	13,338	11,569	3,978	34.4%
		３　級	17,026	15,603	7,903	50.7%
年 度 合 計			30,953	27,639	11,931	－

備考：共催商工会議所数　２３６

5)　福祉住環境コーディネーター検定試験

回　次	試験期間	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第５０回	７月１４日～８月３日	２　級	7,266	6,766	2,428	35.9%
		３　級	2,681	2,483	1,131	45.5%
		合　計	9,947	9,249	3,559	－
第５１回	１１月１７日～１２月７日	２　級	8,203	7,578	3,043	40.2%
		３　級	3,160	2,889	1,066	36.9%
	(CBT)１２月１７日	１　級	272	234	34	14.5%
		合　計	11,635	10,701	4,143	-
合　　計		１　級	272	234	34	14.5%
		２　級	15,469	14,344	5,471	38.1%
		３　級	5,841	5,372	2,197	40.9%
年 度 合 計			21,582	19,950	7,702	－

備考：共催商工会議所数　２３６

6)　環境社会検定試験（ｅｃｏ検定）

回　次	試験期間	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第３４回	７月１４日～８月３日	－	20,647	19,023	10,122	53.2%
第３５回	１１月１７日～１２月７日	－	19,978	18,339	10,070	54.9%
年 度 合 計			40,625	37,362	20,192	－

備考：共催商工会議所数　２３６

7)　ビジネスマネジャー検定試験

a.　ビジネスマネジャー検定試験

回　次	試験期間	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第１７回	６月２３日～７月１０日	－	5,403	5,066	1,326	26.2%
第１８回	１０月２７日～１１月１３日	－	6,207	5,777	1,653	28.6%
年 度 合 計			11,610	10,843	2,979	－

備考：共催商工会議所数　２３６

b.　ビジネスマネジャーＢａｓｉｃＴｅｓｔ（ＷＥＢテスト）　２，４６４名

試験期間：通年

8)　和裁検定試験

回　次	施　行　日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第６６回	９月１６日 ９月１７日	１　級	10	8	2	25.0%
		２　級	25	23	5	21.7%
		３　級	32	31	15	48.4%
		４　級	65	62	51	82.3%
年 度 合 計			132	124	73	－

備考：（一社）全国和裁着装団体連合会共催

9)　メンタルヘルス・マネジメント検定試験（東商施行分）

回　次	施　行　日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第３５回	１１月５日	Ⅰ　種	639	503	127	25.2%
		Ⅱ　種	3,440	3,072	1,884	61.3%
		Ⅲ　種	1,420	1,280	947	74.0%
		合　計	5,449	4,855	2,958	－
第３６回	３月１７日	Ⅱ　種	3,613	3,162	2,404	76.0%
		Ⅲ　種	1,471	1,312	988	75.3%
		合　計	5,084	4,474	3,392	－
合　　計		Ⅰ　種	639	503	127	25.2%
		Ⅱ　種	7,053	6,234	4,288	68.8%
		Ⅲ　種	2,891	2,592	1,935	74.7%
年 度 合 計			10,583	9,329	6,350	－

備考：大阪商工会議所主催

10)　ビジネス会計検定試験（東商施行分）

回　次	施　行　日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第３３回	１０月１５日	２　級	778	563	265	47.1%
		３　級	1,262	1,016	751	73.9%
		合　計	2,040	1,579	1,016	－
第３４回	３月１０日	１　級	118	82	25	30.5%
		２　級	892	644	271	42.1%
		３　級	1,325	1,043	771	73.9%
		合　計	2,335	1,769	1,067	－
合　　計		１　級	118	82	25	30.5%
		２　級	1,670	1,207	536	44.4%
		３　級	2,587	2,059	1,522	73.9%
年 度 合 計			4,375	3,348	2,083	－

備考：大阪商工会議所主催

②　講習会・講座

1)　ビジネス実務法務検定試験、公式通信講座

講座名	受講者数
１級コース	99
２級コース	132
３級コース	152

2)　ビジネスマネジャー検定試験、公式通信講座

講座名	受講者数
Ｂａｓｉｃ　Ｔｅｓｔあり	161
Ｂａｓｉｃ　Ｔｅｓｔなし	235

③　出 版 物

1)　カラーコーディネーター検定試験

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
スタンダードクラス公式テキスト　第１版	３，４１０	２０２０年　１月発行
アドバンスクラス公式テキスト　　第２版	５，８３０	２０２０年　９月発行

2)　ビジネス実務法務検定試験

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
１級公式テキスト（２０２４年度版）	４，７３０	２０２４年　３月発行
２級公式テキスト（２０２４年度版）	３，９６０	２０２４年　１月発行
３級公式テキスト（２０２４年度版）	２，９７０	２０２４年　１月発行
１級公式問題集　（２０２４年度版）	４，０７０	２０２４年　３月発行
２級公式問題集　（２０２４年度版）	３，６３０	２０２４年　２月発行
３級公式問題集　（２０２４年度版）	２，７５０	２０２４年　２月発行

3)　福祉住環境コーディネーター検定試験

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
１級公式テキスト改訂６版	５，９４０	２０２２年　３月発行
２級公式テキスト改訂６版	４，９５０	２０２２年　３月発行
３級公式テキスト改訂６版	２，７５０	２０２２年　３月発行

4)　環境社会検定試験（ｅｃｏ検定）

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
改訂９版環境社会検定試験®（ｅｃｏ検定）公式テキスト	２，８６０	２０２３年　１月発行
２０２３年度版環境社会検定試験®　（ｅｃｏ検定）　公式問題集	２，４２０	２０２３年　４月発行

5)　ビジネスマネジャー検定試験

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
ビジネスマネジャー検定試験®公式テキスト ４ｔｈ ｅｄｉｔｉｏｎ	３，２４５	２０２３年　２月発行
ビジネスマネジャー検定試験®公式問題集 ２０２４年版	２，７５０	２０２４年　２月発行

④　ｅｃｏピープル支援事業

1)　ｅｃｏ検定アワード

ｅｃｏ検定アワード２０２３表彰式・特別講演会　　１１月１７日（３３名）

「中小企業のカーボンニュートラル～知る・測る・減らすの３ステップ～」

講師：東京大学未来ビジョン研究センター　高村　ゆかり　教授

⑤　プロモーション活動

1)　ビジネスマネジャー検定試験展示会出展

第１２回ＨＲ　ＥＸＰＯ［春］人事労務・教育・採用

会期：５月１０日（水）～１２日（金）１０：００～１８：００（最終日のみ１７：００まで）

会場：東京ビッグサイト　東５ホール

2)　ビジネスマネジャー検定試験展示会出展

ＰＲＥＳＩＤＥＮＴ創刊６０周年記念フォーラム「未来創造フェスティバル」

会期：９月２５日（月）１２：３０～２０：３０

２６日（火）１３：００～２０：１５

会場：東京国際フォーラム　ホールＢ７

3)　ｅｃｏ検定（環境社会検定試験）展示会出展

第３回東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ（主催者企画協力）

会期：１２月６日（水）～７日（木）１０：００～１７：００

会場：東京ビッグサイト　東１ホール

4)　教育機関向け普及啓発セミナー

a. １１月２９日（２１４名）「話題のＳＤＧｓが学べる！～ｅｃｏ検定のススメ～」

於：北九州市立高等学校

講師：　(一社)実学実践探究舎　代表理事　岩　崎　美友紀　氏

大英産業㈱　社長室コミュニケーション推進課　係長　北　野　真理奈　氏

b. １１月３０日（　３６名）「ビジネスの世界で生き残るために！～ビジネスパーソンに必要な法律知識を身につけよう～」

於：西日本短期大学

講師：　西日本短期大学ビジネス法学科　准教授　岸　田　　優　氏

(一社)実学実践探究舎　代表理事　岩　崎　美友紀　氏

⑥　共催セミナー

1) ビジネス会計検定ＰＲセミナー（大阪商工会議所、資格の学校ＴＡＣと連携）

会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～　　７月　５日（１１４名）

会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～　　８月　８日（１０４名）

会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～　　１月１１日（１２２名）

会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～　　１月１７日（　７８名）

2）日商簿記検定ＰＲセミナー（資格の大原と連携）
知らないと出遅れる！簿記の基本がわかるセミナー　４月１２日　（６５名）
知らないと出遅れる！簿記の基本がわかるセミナー　１２月２０日　（１８名）

3）ビジネス実務法務検定試験ＰＲセミナー（一般財団法人ＡＣＣＮと連携）
あなたがもっと輝くための「キャリア形成」のヒント　１２月　５日　（６２名）
～新たな分野の学びのススメ（法律・ＩＴ・キャリア）～

(13) 貿易取引斡旋

① 相談・指導

貿易専門相談

来所相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
計	4	0	3	2	0	2	4	－	2	0	3	4	２４

（専門相談員）国際弁護士

(14) 経営改善普及事業

① 経営指導員による巡回・窓口相談指導

1) 本支部別巡回指導実績

支部名	巡回指導										
	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	創業	その他	計
千代田	0	166	10	414	4	31	43	4	4	469	1,145
中央	1	292	4	662	3	3	22	4	0	861	1,852
港	2	244	8	614	105	178	8	0	1	485	1,645
新宿	0	71	5	534	103	11	22	0	4	447	1,197
文京	0	140	1	344	4	10	11	2	0	515	1,027
台東	3	429	12	614	7	9	13	0	3	846	1,936
北	0	285	2	803	3	11	1	0	3	787	1,895
荒川	3	141	18	752	5	7	7	2	4	865	1,804
品川	6	190	11	425	21	23	13	0	5	503	1,197
目黒	0	63	0	328	0	0	0	2	1	491	885
大田	3	107	7	419	2	32	9	1	0	879	1,459
世田谷	0	89	35	288	19	22	11	1	0	451	916
渋谷	1	259	7	485	12	5	12	0	5	530	1,316
中野	0	201	5	319	4	5	3	0	9	335	881
杉並	0	93	5	314	3	2	1	0	1	291	710
豊島	0	194	39	554	3	77	1	3	1	516	1,388
板橋	3	115	38	648	6	14	2	2	10	800	1,638
練馬	4	82	13	353	3	6	10	0	0	419	890
江東	3	318	6	526	34	16	18	0	3	751	1,675
墨田	4	171	8	821	5	10	4	0	4	1,094	2,121
足立	1	78	9	551	0	15	31	0	0	836	1,521
葛飾	4	366	8	868	22	24	4	0	0	512	1,808
江戸川	1	83	1	317	4	13	24	0	0	445	888
本部	1	122	8	28	1	0	7	0	1	140	308
分室	0	249	0	144	120	5	0	0	0	162	680
計	40	4,548	260	12,125	493	529	277	21	59	14,430	32,782

2)　本支部別窓口指導実績

支部名	窓　口　指　導　（文書・電話等によるものを含む）										
	経営革新	経営一般	情報化	金　融	税　務	労　働	取　引	環境対策	創　業	その他	計
千代田	1	459	18	1,650	10	35	69	7	128	905	3,282
中 央	4	511	4	1,748	13	25	13	4	19	1,273	3,614
港	1	819	27	2,378	89	79	57	3	63	1,448	4,964
新 宿	0	415	13	1,568	161	14	27	0	471	924	3,593
文 京	4	539	5	1,316	21	8	32	1	17	1,296	3,239
台 東	13	770	6	1,578	26	14	12	2	32	987	3,440
北	0	331	2	1,206	9	4	2	2	14	782	2,352
荒 川	3	271	9	871	14	9	14	3	25	548	1,767
品 川	4	631	59	1,220	53	48	70	24	111	907	3,127
目 黒	1	385	5	956	2	1	0	3	13	1,599	2,965
大 田	4	594	18	1,249	27	56	18	2	77	1,029	3,074
世田谷	9	603	163	1,851	20	150	38	1	200	1,320	4,355
渋 谷	0	704	32	1,829	34	30	51	1	137	1,520	4,338
中 野	8	644	7	1,142	30	6	6	1	117	824	2,785
杉 並	2	522	8	1,198	10	7	3	0	88	1,173	3,011
豊 島	2	341	53	1,366	23	119	2	0	63	1,169	3,138
板 橋	12	409	16	1,192	38	15	3	1	94	967	2,747
練 馬	2	408	18	1,559	48	8	23	0	95	728	2,889
江 東	2	316	6	1,129	39	16	27	0	44	937	2,516
墨 田	6	362	9	870	22	5	5	0	30	956	2,265
足 立	87	152	3	1,322	1	12	29	2	37	1,235	2,880
葛 飾	15	584	11	1,186	33	31	4	0	16	425	2,305
江戸川	7	267	3	2,052	57	12	93	0	83	2,036	4,610
本 部	48	2,034	15	985	6	6	23	1	584	411	4,113
分 室	1	163	0	207	206	2	0	0	1	218	798
計	236	13,234	510	33,628	992	712	621	58	2,559	25,617	78,167

②　講習会・講演会等の開催による指導

1)　講師謝金無料分

支部名	経営革新		経営一般		情報化		金　融		税　務		労　働		取　引		環境対策		その他		計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
千代田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中　央	0	0	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	30
港	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新　宿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文　京	0	0	0	0	3	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	66
台　東	0	0	0	0	1	28	0	0	0	0	1	39	0	0	0	0	0	0	2	67
北	0	0	0	0	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15
荒　川	0	0	0	0	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	1	30
品　川	0	0	1	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	27
目　黒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大　田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世田谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渋　谷	0	0	0	0	0	0	1	43	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8	2	51
中　野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
杉　並	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊　島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
板　橋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
練　馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
江　東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
墨　田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
足　立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
葛　飾	0	0	1	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	35	2	66
江戸川	0	0	0	0	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8
本　部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	3	88	6	117	1	43	1	30	1	39	0	0	0	0	2	43	14	360

※連続講習会を主な種目で１回として計上した場合、下記の通りとなる。

計	0	0	3	88	6	117	1	43	1	30	1	39	0	0	0	0	2	43	14	360

2)　講師謝金有料分

支部名	経営革新		経営一般		情報化		金　融		税　務		労　働		取　引		環境対策		その他		計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
千代田	0	0	16	347	2	53	1	16	1	31	4	76	0	0	0	0	0	0	24	523
中　央	1	72	16	639	2	113	1	38	2	97	2	151	0	0	1	23	0	0	25	1,133
港	0	0	21	471	2	54	1	22	0	0	3	63	1	20	0	0	0	0	28	630
新　宿	0	0	12	317	3	75	0	0	2	46	4	89	1	23	0	0	3	49	25	599
文　京	0	0	15	355	2	71	1	20	1	25	0	0	0	0	1	15	0	0	20	486
台　東	0	0	17	488	0	0	0	0	2	193	0	0	0	0	1	20	0	0	20	701
北	0	0	13	269	2	62	1	10	1	25	1	21	0	0	1	46	2	39	21	472
荒　川	0	0	16	348	5	245	1	42	0	0	4	123	1	16	0	0	0	0	27	774
品　川	0	0	17	301	1	18	4	67	2	74	2	15	1	14	0	0	0	0	27	489
目　黒	0	0	23	482	0	0	1	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	517
大　田	1	21	17	459	2	84	0	0	1	37	0	0	0	0	0	0	1	18	22	619
世田谷	0	0	20	384	0	0	1	31	1	32	1	31	0	0	1	14	0	0	24	492
渋　谷	0	0	13	376	2	68	1	12	1	14	2	37	1	10	0	0	1	16	21	533
中　野	0	0	3	43	3	92	0	0	1	33	4	61	0	0	0	0	13	263	24	492
杉　並	0	0	12	305	4	117	1	13	2	73	2	41	0	0	0	0	1	30	22	579
豊　島	0	0	11	189	4	172	4	57	1	25	2	90	3	73	0	0	2	41	27	647
板　橋	0	0	15	422	2	60	2	38	2	141	5	79	1	23	0	0	0	0	27	763
練　馬	0	0	8	230	4	111	1	25	2	52	5	150	0	0	0	0	0	0	20	568
江　東	0	0	15	272	3	95	1	17	3	65	4	65	1	13	0	0	0	0	27	527
墨　田	1	11	13	262	5	103	0	0	1	40	3	49	1	21	0	0	0	0	24	486
足　立	1	10	8	109	2	29	4	96	3	61	3	50	3	38	0	0	1	11	25	404
葛　飾	0	0	18	390	2	25	0	0	2	50	1	18	0	0	0	0	0	0	23	483
江戸川	0	0	13	267	1	21	2	32	3	89	2	87	1	24	0	0	0	0	22	520
本　部	0	0	2	50	2	115	1	9	1	10	1	25	0	0	0	0	0	0	7	209
計	4	114	334	7,775	55	1,783	29	580	35	1,213	55	1,321	15	275	5	118	24	467	556	13,646

※連続講習会を主な種目で１回として計上した場合、下記の通りとなる。

計	4	114	329	7,775	55	1,783	29	580	35	1,213	55	1,321	15	275	5	118	24	467	551	13,646

3)　講習会（本部実施分）

No.	開催日	講演講習会の内容（テーマ）	講師名		参加者数	対象者等
			職業	氏名		
1	９月　６日	“実践”金融機関との交渉術！	木山経営相談所 代表	木山　良裕　氏	９名	小規模事業者
2	９月２８日	【ＳＮＳ集客２０２３】ファンづくり＆売上ＵＰをする発信ノウハウ	民間企業役員	上村　菜穂　氏	７２名	小規模事業者
3	１０月１０日	【販路拡大・マーケティングにも活用できる】知っておきたいクラウドファンディング活用法	(同)クレイジーコンサルティング 代表社員	酒井　勇貴　氏	２６名	小規模事業者
4	１０月２６日	経営者必見！取引先の見極め方とリスク予防策　解説セミナー	㈱東京商工リサーチ 調査５部長	網中　勝彦　氏	２４名	小規模事業者
5	１月１６日	個人事業主のための確定申告セミナー	税理士	矢田　勝久　氏	１０名	小規模事業者
6	１月２３日	超採用難の今！中小企業が選ばれ定着する人材を採用するコツ	社会保険労務士法人 ＡＳＵＭＩ　副代表	中島未宇人　氏	２５名	小規模事業者
7	２月１９日	業務の見える化で生産性向上 ＰＣデータ整理で業務効率化実践セミナー	㈱ミセルカ 代表取締役	上口　まみ　氏	４３名	小規模事業者

4)　特別講演会

支部	開校日	テーマ	職業	氏名	参加者数
千代田	12月 4日	中小企業・個人事業主の上手な補助金との向き合い方	(同)ボム 代表社員	西川　智哉氏	29名
	2月13日	経営者・経営幹部のための「交渉上手の秘訣セミナー」	㈱ESJ 代表取締役	黒川　晃氏	36名
中央	1月19日	中国経済の現状と展望	㈱野村資本市場研究所 シニアフェロー	関　志雄氏	71名
	1月25日	ストーリーとしての競争戦略 優れた戦略の条件	一橋ビジネススクール 特任教授	楠木　建氏	63名
港	11月21日	「ＣｈａｔＧＰＴ時代のリスキリング」 ～失業なき成長産業への労働移動の実現～	(一社)ジャパン・リスキリング・イニシアチブ 代表理事	後藤　宗明氏	21名
	12月22日	ディズニー流感動を生む企画の秘密	元ウォルト・ディズニー・カンパニー シニアプロデューサー	大畠　崇央氏	25名
新宿	1月24日	日本経済の最新動向と今後の展望	慶応義塾大学 総合政策学部教授	白井さゆり氏	107名
	3月13日	ソーシャルビジネスの始め方	㈱VALCREATION 代表取締役	藤村　雄志氏	12名
文京	6月23日	AIは人を超えるのか	コンピューター将棋協会会長 第15代人工知能学会会長	松村　仁氏	51名
	2月21日	新春特別講演会 「今何が起こっているのか？世界経済と日本経済」	㈱第一生命経済研究所 経済調査部 主席エコノミスト	永濱　利廣氏	91名
台東	10月17日	withコロナ、afterコロナの働き方と経営改革	立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 客員教授、㈲インフィニティ 代表取締役	牛窪　惠氏	37名
	11月 6日	外国人を自社顧客にする方法について	㈱ジャーマン・インターナショナル 代表取締役社長	ルース・マリー・ジャーマン氏	25名
北	9月 6日	ペロブスカイト太陽電池が拓く エネルギー地産地消の社会	桐蔭横浜大学 教授	宮坂　力氏	46名

支部	開校日	テーマ	職　業	氏名	参加者数
荒川	7月12日	新幹線清掃チームの“働く誇り”	(同)おもてなし創造カンパニー代表	矢部　輝夫氏	71名
	2月13日	2024年 日本経済の展望	㈱第一生命経済研究所 経済調査部 主席エコノミスト	永濱　利廣氏	39名
品川	3月13日	勝ち続ける組織文化とリーダーの育て方	㈱チームボックス、㈱オクト 代表取締役	中竹　竜二氏	19名
大田	6月12日	トップと現場をつなぐ「参謀の仕事術」～過度な管理から脱却し、成長する組織の戦略～	日本バスケットボール協会 技術委員長	東野　智弥氏	35名
	2月14日	経営者のための脳の話	医師・大学名誉教授・作家	養老　孟司氏	102名
世田谷	2月 7日	逆境に負けない強い企業の作り方	㈱ｍｉｎｉｔｔｓ 代表取締役	中村　朱美氏	57名
渋谷	2月14日	昨今の日本の新産業領域のトレンドを紐解く	エッグフォワード㈱ スタートアップ投資統括執行役員	三村　泰弘氏	43名
杉並	2月26日	ＣｈａｔＧＰＴ等の生成ＡＩが与える経営インパクト	㈱エクサウィーズ 「ＡＩ新聞」編集長	湯川　鶴章氏	32名
	3月 7日	２０２４年の内外情勢を読む	㈱双日総合研究所 チーフエコノミスト	吉崎　達彦氏	30名
豊島	3月 5日	災害に負けない中小企業経営とは？	大正大学 地域創生学部 教授	井原　守茂氏	17名
板橋	2月21日	日本でいちばん大切にしたい会社～『五方良し経営』を実現するために～	人を大切にする経営学会 会長	坂本　光司氏	80名
	3月19日	お笑い芸人に学ぶ！豊かな人間関係を築くためのコミュニケーション術	放送作家	村瀬　健氏	51名
練馬	11月 1日	命と会社を守る防災とBCPセミナー	工学院大学 建築学部まちづくり学科 教授	村上　正浩氏	25名
	3月12日	すぐに使える、新商品・新事業の成功の秘訣	ワーナーブラザースジャパン(同) バイスプレジデント 上席執行役員	土合　朋宏氏	40名
江東	11月20日	内外情勢と日本経済の展望	㈱双日総合研究所 チーフエコノミスト	吉崎　達彦氏	24名
	12月 8日	２０２４年度 ＩＴ・デジタルの展望	㈱野村総合研究所 未来創発センター センター長	桑津浩太郎氏	16名
墨田	12月 6日	イマドキの若手社員のトリセツ	㈱フィラガッティ 所長	平賀　充記氏	27名
	1月26日	日本を取り巻く国際情勢と今後の為替動向のゆくえ	みずほ証券㈱ リサーチ＆コンサルティングユニット金融市場調査部 チーフ為替ストラテジスト	山本　雅文氏	35名
足立	2月16日	世界経済の行方と金融市場動向	多摩大学 特別招聘教授	真壁　昭夫氏	47名
葛飾	1月16日	中小企業経営の観点から考える２０２４年の経済動向	同志社大学 商学部 教授、同志社大学 中小企業マネジメント研究センター 所長	関　智宏氏	74名
江戸川	10月13日	Ｚ世代のトリセツ －企業はどう変わっていくのか	若者研究・マーケティングアナリスト	原田　曜平氏	30名
	12月18日	今後の経済見通しと課題について	㈱ニッセイ基礎研究所 経済調査部長、神奈川大学 非常勤講師	齋藤　太郎氏	42名

③　窓口専門相談

（本支部別窓口専門相談）

本部・支部	税務		法律		金融・その他		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
千代田	0	0	10	29	(48) 0	(95) 0	(48) 10	(95) 29
中央	16	40	23	57	(9) 0	(29) 0	(9) 39	(29) 97
港	15	21	11	20	0	0	26	41
新宿	17	31	32	68	(18) 0	(35) 0	(18) 49	(35) 99
文京	12	36	12	32	(15) 0	(32) 0	(15) 24	(32) 68
台東	15	48	11	14	(2) 9	(6) 8	(2) 35	(6) 70
北	22	42	22	47	(4) 0	(9) 0	(4) 44	(9) 89
荒川	8	9	12	16	(5) 1	(10) 3	(5) 21	(10) 28
品川	18	31	22	33	(12) 0	(12) 0	(12) 40	(12) 64
目黒	19	59	11	26	(10) 0	(21) 0	(10) 30	(21) 85
大田	33	93	36	56	(12) 0	(15) 0	(12) 69	(15) 149
世田谷	28	92	18	46	(21) 12	(29) 26	(21) 58	(29) 164
渋谷	49	165	49	152	0	0	98	317
中野	18	40	23	45	(15) 1	(28) 1	(15) 42	(28) 86
杉並	19	55	47	101	(3) 0	(10) 0	(3) 66	(10) 156
豊島	5	16	28	46	(7) 0	(26) 0	(7) 33	(26) 62
板橋	24	52	20	30	12	9	56	91
練馬	18	48	11	23	(5) 21	(10) 35	(5) 50	(10) 106
江東	12	27	12	27	12	16	36	70
墨田	19	43	11	19	17	24	47	86
足立	19	48	12	29	(14) 0	(12) 0	(14) 31	(12) 77
葛飾	20	45	11	15	(4) 11	(7) 4	(4) 42	(7) 64
江戸川	17	39	11	32	(24) 8	(47) 8	(24) 36	(47) 79
本部	23	81	0	0	(11) 58	(19) 148	(11) 81	(19) 229
計	446	1,161	455	963	(239) 162	(452) 282	(239) 1,063	(452) 2,406

（　）は専門相談員謝金無料分

④　金融指導

（支部別金融斡旋・貸付決定状況）

制度名 / 支部名	日本政策金融公庫A				金融のうちマル経				その他	
	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額	貸付決定総額	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額	貸付決定総額	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数
本　部	45	24	402,830	194,550	0	0	0	0	0	0
千代田	195	192	1,446,100	1,429,700	194	192	1,444,700	1,429,700	0	0
中　央	253	250	1,965,100	1,948,100	253	250	1,965,100	1,948,100	0	0
港	295	282	2,354,900	2,220,900	282	280	2,218,900	2,188,900	0	0
新　宿	259	253	1,950,250	1,879,900	246	245	1,828,900	1,823,900	1	1
文　京	151	149	960,300	938,300	151	149	960,300	938,300	0	0
台　東	228	227	1,733,500	1,718,500	226	226	1,713,500	1,713,500	0	0
北	221	216	1,401,100	1,344,800	212	211	1,330,900	1,326,900	0	0
荒　川	181	180	1,211,700	1,210,000	181	180	1,211,700	1,210,000	0	0
品　川	148	148	953,400	953,400	147	147	950,400	950,400	0	0
目　黒	96	94	621,200	612,700	96	94	621,200	612,700	0	0
大　田	176	172	1,081,500	1,045,200	174	172	1,073,200	1,045,200	0	0
世田谷	175	174	850,500	849,500	174	174	849,500	849,500	0	0
渋　谷	231	229	1,467,300	1,452,300	231	229	1,467,300	1,452,300	0	0
中　野	126	123	880,500	853,500	123	123	853,500	853,500	0	0
杉　並	171	166	1,109,400	1,060,100	163	162	1,054,900	1,042,100	0	0
豊　島	147	143	931,700	903,700	144	141	915,100	892,100	0	0
板　橋	169	168	1,158,800	1,155,800	169	168	1,158,800	1,155,800	0	0
練　馬	171	163	989,500	945,500	167	162	958,500	944,500	0	0
江　東	162	155	1,071,700	1,010,200	160	154	1,065,200	1,006,200	0	0
墨　田	184	181	1,324,400	1,283,400	176	176	1,186,400	1,186,400	0	0
足　立	232	232	1,573,200	1,573,200	232	232	1,573,200	1,573,200	0	0
葛　飾	159	158	906,900	901,800	159	158	906,900	901,800	0	0
江戸川	194	187	1,234,600	1,205,200	194	187	1,234,600	1,205,200	0	0
浅草分室	3	3	10,800	10,800	3	3	10,800	10,800	0	0
合　計	4,372	4,269	29,591,180	28,701,050	4,257	4,215	28,553,500	28,261,000	1	1

（単位：件、千円）

斡旋									
金融機関B		Bのうち都の中小企業制度融資				合計			
斡旋総額	貸付決定総額	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額	貸付決定総額	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額	貸付決定総額
0	0	0	0	0	0	45	24	402,830	194,550
0	0	0	0	0	0	195	192	1,446,100	1,429,700
0	0	0	0	0	0	253	250	1,965,100	1,948,100
0	0	0	0	0	0	295	282	2,354,900	2,220,900
1,000	1,000	1	1	1,000	1,000	260	254	1,951,250	1,880,900
0	0	0	0	0	0	151	149	960,300	938,300
0	0	0	0	0	0	228	227	1,733,500	1,718,500
0	0	0	0	0	0	221	216	1,401,100	1,344,800
0	0	0	0	0	0	181	180	1,211,700	1,210,000
0	0	0	0	0	0	148	148	953,400	953,400
0	0	0	0	0	0	96	94	621,200	612,700
0	0	0	0	0	0	176	172	1,081,500	1,045,200
0	0	0	0	0	0	175	174	850,500	849,500
0	0	0	0	0	0	231	229	1,467,300	1,452,300
0	0	0	0	0	0	126	123	880,500	853,500
0	0	0	0	0	0	171	166	1,109,400	1,060,100
0	0	0	0	0	0	147	143	931,700	903,700
0	0	0	0	0	0	169	168	1,158,800	1,155,800
0	0	0	0	0	0	171	163	989,500	945,500
0	0	0	0	0	0	162	155	1,071,700	1,010,200
0	0	0	0	0	0	184	181	1,324,400	1,283,400
0	0	0	0	0	0	232	232	1,573,200	1,573,200
0	0	0	0	0	0	159	158	906,900	901,800
0	0	0	0	0	0	194	187	1,234,600	1,205,200
0	0	0	0	0	0	3	3	10,800	10,800
1,000	1,000	1	1	1,000	1,000	4,373	4,270	29,592,180	28,702,050

⑤　中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）

中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の１０倍に相当する額（最高８，０００万円）」のいずれか少ない額を限度に「無担保・無保証人」「無利子」で借入ができる制度。

また、一時金の貸付（無担保・無保証人）にも対応しており、取引先事業者の倒産時のみならず、必要な事業資金を解約手当金の９５％を上限に利用することが出来る。

２０２３年度の実績は、新規契約者数が２１９件、貸付請求が１件／４，３４５万円であった。

中小企業倒産防止共済加入・貸付状況

単位：万円

支部名	加入	貸付	
	件数	件数	金額
千代田	4	1	4,345
中央	11	－	－
港	9	－	－
新宿	16	－	－
文京	5	－	－
台東	0	－	－
北	3	－	－
荒川	3	－	－
品川	7	－	－
目黒	4	－	－
大田	10	－	－
世田谷	2	－	－
渋谷	20	－	－
中野	8	－	－
杉並	4	－	－
豊島	10	－	－
板橋	2	－	－
練馬	10	－	－
江東	4	－	－
墨田	9	－	－
足立	8	－	－
葛飾	3	－	－
江戸川	6	－	－
分室	0	－	－
本部	61	－	－
合計	219	－	4,345

⑥　小規模企業共済制度

小規模企業共済は、小規模企業の個人事業主または法人等の役員が、事業の廃止あるいは役員退任など第一線を退いた際に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく制度で、いわば経営者の退職金制度である。

また、掛金の納付月数により掛金の７～９割で２，０００万円を上限に借入することが可能な一般貸付制度がある。

２０２３年度の実績は、新規契約件数が１０８件であった。

小規模企業共済加入状況

単位：件

支部名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支部別合計
千代田	1	1		1		1				1			5
中央		1	1										2
港	1												1
新宿	2			1		1	2						6
文京					1								1
台東		1				2							3
北	2											1	3
荒川													0
品川	1	1				1	1		2		2	1	9
目黒			1	1									2
大田													0
世田谷													0
渋谷			2	1	1		1		1	1		1	8
中野	1				1			1					3
杉並	1									1			2
豊島										1			1
板橋													0
練馬	1		1	2	1		1						6
江東	3												3
墨田				2	1						1		4
足立		1		1									2
葛飾		2					1		1				4
江戸川			1						1			2	4
分室													0
本部	1		2	4	2	5	7	3	8	1	3	3	39
月別合計	14	7	8	13	7	10	13	4	13	5	6	8	108

⑦　記帳指導（本支部別実績表）

支部名	記帳相談員数（名）	指導対象者数（対象）	記帳指導件数（件）		
			指導件数	非継続指導件数	合計指導件数
千代田	－	－	－	－	－
中央	－	－	－	－	－
港	－	－	－	－	－
新宿	－	－	－	－	－
文京	－	－	－	－	－
台東	－	－	－	－	－
北	－	－	－	－	－
荒川	－	－	－	－	－
品川	－	－	－	－	－
目黒	－	－	－	－	－
大田	－	－	－	－	－
世田谷	－	－	－	－	－
渋谷	－	－	－	－	－
中野	－	－	－	－	－
杉並	－	－	－	－	－
豊島	－	－	－	－	－
板橋	－	－	－	－	－
練馬	－	－	－	－	－
江東	－	－	－	－	－
墨田	－	－	－	－	－
足立	－	－	－	－	－
葛飾	－	－	－	－	－
江戸川	－	－	－	－	－
本部	6	980	2,077	7	2,084
計	6	980	2,077	7	2,084
一支部平均		980.0	2077.0	7.0	2084.0

⑧　専門経営指導

２０２３年度における専門経営指導員及び嘱託専門指導員の事業実績は以下の通り。

1)　専門指導センターの指導実績

業種別	巡回指導							
	専門分野	業種別	中心市街地活性化	地域振興	環境対策	創業	その他	計
製造業	5	2	0	0	0	0	1	8
建設業	0	0	0	0	0	0	0	0
小売業	5	4	0	0	0	1	3	13
卸売業	3	4	0	0	0	0	1	8
サービス業	8	4	0	0	0	1	4	17
その他	5	5	0	0	0	2	4	16
計	26	19	0	0	0	4	13	62

業種別	窓口指導							
	専門分野	業種別	中心市街地活性化	地域振興	環境対策	創業	その他	計
製造業	45	42	0	0	0	0	38	125
建設業	12	7	0	0	0	3	0	22
小売業	77	52	0	1	0	1	30	161
卸売業	82	84	0	0	0	2	2	170
サービス業	292	167	0	3	1	49	98	610
その他	116	98	0	2	0	301	313	830
計	624	450	0	6	1	356	481	1,918

⑨　経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク）

1)　目　　的

本事業は小規模事業者等が直面している経営・技術等に係る専門的な課題に関し、当所で登録しているエキスパートを無料で最大３回まで派遣し、解決に向けた支援を行っている。

2)　事業の内容及び結果

a．エキスパートの登録

２０２４年３月３１日現在の登録エキスパートは３２３名

b．小規模事業者等の要請に基づき適任のエキスパートを派遣し、販売戦略の策定、ＩＴ活用及び技術・技能について専門的・実践的な指導・助言を行った。

	２０２３年度
指導企業	２６９企業
指導日数	６２１日

⑩　施策普及広報活動

1)　金融ＰＲ活動

a.　小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）の制度紹介リーフレット（５６，１５０部）を作成し、支部窓口、ＤＭ、巡回指導等にて配布を行い、マル経融資希望者や制度未周知の小規模事業者に対しＰＲを行った。

b.　マル経融資のＰＲハガキ（１５６，６２６部）を作成し、２３支部から区内小規模事業者にＤＭを送付して、同融資制度の普及に努めた。

2)　パンフレット・チラシ類の作成

a.　経営改善普及事業総合ガイドブック（２３，４５０部）、窓口専門相談リーフレット（２８，９５０部）、支部独自の経営改善普及事業ＰＲチラシ、ハガキ（３４０，０１０部）を作成し、支部窓口や東京都関係機関窓口、イベント等で配布し経営改善普及事業の利用促進を図った。

3)　新聞・関連団体機関紙への広告掲載

a.　マル経融資・経営相談の全面広告を、東商新聞に３回掲載し、制度の普及を図った。

b.　各区の商店街連合会をはじめ、青色申告会や法人会、２３区関連団体等の各地地域団体が発行する機関紙等に広告を掲載し、地域の特性や業種に密着した事業案内に努めた。

4)　大都市対策特別普及振興事業

a.　「中小企業 経営・融資相談会」の開催

小規模事業者の円滑な資金調達に資するため、政府系金融機関をはじめ公的金融機関や専門家による相談会を９月～１１月にかけて各支部にて実施した（来場事業所数２７１社、相談件数３２９件）。また、ＰＲ用のハガキ（７０，２１０部）を作成し、２２支部から区内小規模事業者にＤＭを送付した。

b.　東京都商工会議所連合会による新聞広告掲載の実施

東京都商工会議所連合会を構成する都内８会議所で実施している経営改善普及事業（内容：マル経融資・

経営相談）について日本経済新聞（全５段広告×１回）に掲載し、都内全域の小規模事業者へ幅広くＰＲを行った。

c.　テレビによる啓発・普及

経営改善普及事業の周知・浸透を図るため、東京メトロポリタンテレビジョン（ＭＸ－ＴＶ）で、経営改善普及事業の３０秒ＣＭ（内容：マル経融資・窓口専門相談のＰＲ）を計７回放送し施策普及を展開した。

d.　オンライン広告配信による啓発・普及

地区内小規模事業者に対して､経営改善普及事業の利用拡大を目的として掲出しているウェブページを、広く認知させるためリスティング広告、ファインド広告を主とするインターネットを利用した広告配信を行った（８月～１１月）。

⑪　地域持続化支援事業（活性化事業）　実施状況一覧

部　署	事業名
新　宿	新宿ビジネスプランコンテスト
文　京	文京ブレイクスルー事業
台　東	ジュエリー関連産業　人材不足課題解決支援事業
品　川	品川区・生産性向上推進事業
江　東	東商江東　後継者育成ゼミナール～経営計画を作って会社をパワーアップさせよう！～
葛　飾	ハイブリッド型の事業承継支援事業
江戸川	江戸川　採用力強化事業
中小企業相談部	海外展開支援事業
中小企業相談部	創業支援プログラム
中小企業相談部	稼ぐ力向上支援
中小企業部	スタートアップ企業表彰事業
中小企業部	事業承継・経営資源引継ぎに関する実態調査
中小企業部	ものづくり産業における人材確保・育成、技能伝承に係る好事例発信事業
ビジネス交流部	小規模事業者における新商品開発・販路開拓好事例発信事業

1)　【新宿支部】新宿ビジネスプランコンテスト

新宿区内の事業所は、少子高齢化に伴い、２００９年３４，８８３社をピークに３０年には３０，２６０と減少傾向にある。経営者の高齢化も進んでおり、既存事業者への継続支援とともに、創業支援を通じて新規事業者の育成を図っていくことが求められている。本年より応募年齢要件を撤廃し、従来の学生を中心とした若者に加えて、より幅広い創業者・創業予定者の支援を行うことで、区内産業の活性化を図った。本年度は６２件の応募があり、最終的に４名が表彰された。

①オンラインキックオフセミナー

６月１３日「ベンチャー企業の育成」（３６名）　（国際ファッション専門職大学）

６月２６日「ビジョナリースタートアップ」（５１名）　（東京理科大学／一般向け・オンライン形式）

６月２９日「ベンチャー企業の育成」（２７名）　（桜美林大学）

②ファイナルイベントーＪＵＭＰ　ＵＰ！！

２月６日　プレゼンテーション審査・交流会・表彰式　於:ＢＩＺ新宿

最優秀賞　「口腔ケアにおける予防および口腔データ活用」
優秀賞　「教員の長時間労働に楔を打ち込む代替クラブ」
学生賞　「なりたい髪色を実現！アプリ『カラーラボ』」
審査員特別賞　「炭素固定インテリア『ＫＯＫＡＫＥ』」

2)　【文京支部】文京ブレイクスルー事業

a.　目的

近年の厳しいビジネス環境の中でも新しい製品の開発、新分野への進出、業態転換を行っている企業は総じて業績が良い。そこで、文京区内の印刷や医療関連をはじめ、各種の中小事業者で上記のような取り組みをしている企業を取材し、その事例集を作成・配布する。これにより、区内中小・小規模事業者の参考としていただき、経営上の改善を目指すもの。

b.　事業概要

文京区内の印刷や医療関連をはじめ､各種の中小事業者で上記のような取り組みをしている企業６社取材し、その事例集を作成・区内中小・小規模事業者へ配布を行った。事例集作成にあたり、幅広い業種で区内経営者と小規模事業者と関わりのある都・区の担当者を交え３回ワーキンググループで議論を行い、事例集を取りまとめた。また、事例集の周知を図るために、事例集で取り上げた企業の経営者を招きシンポジウムを開催した。

c.　事業

(a) ワーキングの実施

文京区内経営者や東京都職業能力開発センター、文京区に委員として参画いただき、ワーキンググループを組織し、事例選定や構成について検討した。

４月１２日（８名）第１回ワーキング
(a)本事業の概要について
(b)選定方法および事例の説明について

８月３０日（９名）第２回ワーキング
(a)本事業の進捗について
(b)解説部分について
(c)今後のスケジュールについて

１０月２０日（７名）第３回ワーキング
(a)本事業の進捗について
(b)今後のスケジュールについて

(b) 事業成果

作 成 物　「文京ブレイクスルー企業　事例集」
発 行 日　２０２３年１２月
作成部数　３，０００部
配 布 先　区内中小事業者、文京区および関連団体、東商文京支部役員・評議員等

(c) シンポジウム

２月１９日（６９名）　「新分野・新事業に取り組む企業によるシンポジウム」

株式会社フジタ医科器械　代表取締役　前多宏信氏
勝美印刷株式会社　代表取締役　米原正信氏
株式会社松下産業　取締役執行役員総務部部長　飯箸雄一氏
オリロー株式会社　常務取締役　松本剛司氏
株式会社文京楽器　代表取締役　堀酉基氏
ゼンドラ株式会社　代表取締役　関誠氏

3)　【台東支部】「ジュエリー関連産業　人材不足課題解決支援事業」

a.　目的

台東区はジュエリー（宝石・ネックレス等）産業が集積している。近年、ジュエリー業界の職人・起業を目指す人が減っており、業界として人材の育成が課題となっている。台東区の地場産業であるジュエリー産業の小規模企業各社の事業継続・発展を支援するため、ジュエリー業界に興味をもってもらい、将来の職人や起業者を発掘・育成することが求められている。

以下の各種事業を実施することで、台東区の地場産業であるジュエリー業界の各企業の人材不足の課題への対策が図られ、先々の就職希望者や創業希望者の増加が見込まれ、業界としての事業継続や区内産業の活性化が期待できる。

b.　事業概要

①地元の小中学校の生徒に対してジュエリ―の製作体験の講習を行ない、業界に興味を持ってもらい、将来のジュエリー業界を目指す人材を発掘する。

②区内・近隣の高校の生徒またはジュエリー関係の専門学校の学生向けに、ジュエリー製作およびジュエリー産業に関する講演会およびジュエリー業界の技能を磨いてもらうための講習を実施し、ジュエリー業界を目指す人材を発掘し、将来の職人・技術者の育成を図る。

c.　事業

７月２７日　（２９名）　ジュエリー体験教室（於　台東区立柏葉中学校）
（協力：東京貴金属技能士会、(一社)日本ジュエリー協会）

９月２５日　（２３名）　ジュエリー体験教室（於　台東区立平成小学校）
（協力：東京貴金属技能士会、(一社)日本ジュエリー協会）

１２月１３日　（３４名）　JJA ジュエリーデザインアワード・クランプリ受賞者による特別講演会
㈱ナガホリ　アトリエ・ド・モバラ　原型グループ CAD オペレーター　渡　部　笑　美　氏
㈱ナガホリ　アトリエ・ド・モバラ　原型グループリーダー　菅　田　里　志　氏
（共催：(一社)日本ジュエリー協会）

１２月２２日　（１２名）　高校生向け　高度技能実習（彫り留め実習）（於　東京都立工芸高校）
（協力：(一社)日本ジュエリー協会）

4)　【品川支部】品川区・生産性向上推進事業

a.　目的

昨今の人材不足や原材料価格の高騰などにより、区内の中小・小規模事業者を取り巻く環境は、より一層厳しくなっている。このような状況を乗り越えるためには、企業規模や業種特性などに関わらずＩＣＴの有効活用により業務効率化や生産性の向上を図る必要がある。ＩＣＴ利活用に取り組み、経営改善に繋がった小規模事業者等の身近な事例を紹介することで、小規模事業者のＩＣＴ利活用の度合いを深めるきっかけとする。

b.　事業概要

区内小規模事業者等がＩＣＴ利活用を取り組み、生産性向上し経営改善につなげている事例を取材し、事例集にまとめる。また、小規模事業者等向けにＩＣＴ利活用のポイントを事例集に記載する。シンポジウムを開催し、ＩＣＴ利活用のポイントや事例を紹介し、区内小規模事業者等がＩＣＴ利活用の方法を学ぶ契機とする。

c.　事業

(a)取材・事例集作成

取　　材　　７社を取材し、ＩＣＴ利活用の取り組みについて取材。
作 成 物　　「事例から学ぶ！品川区内中小企業のＩＣＴ活用事例集」
　　Ａ４版２０ページ
発 行 日　　２０２４年１月
作成部数　　３，０００部
配 布 先　　区内小規模事業者、品川区、関連団体等

(b)シンポジウム

２月９日（４０名）　「中小企業のＩＣＴ利活用推進に向けたシンポジウム」

ＮＲＩ　未来創発センター　研究理事・未来創発センター長　桑　津　浩太郎　氏

東京システムハウス㈱　代表取締役　林　知　之　氏

コグラフ㈱　代表取締役　森　善　隆　氏

(c)事例集の周知ＰＲ

事例集をＰＤＦ化し、ＨＰに掲載。事例集を区内小規模事業者向けに３，０００部を品川区内小規模事業者に配布するとともに品川区や関連団体へ配布した。

5)　【江東支部】「東商江東　後継者育成ゼミナール　～経営計画を作って会社をパワーアップさせよう！～」

① 目的

江東区内の平均年齢が高まっている中、経営者の高齢化も進んでおり、後継者への事業承継が喫緊の課題となっており、当該課題を抱えた事業者に対し事業計画作成のノウハウの提供、事業承継した経営者間のネットワーク構築を図ることを目的とする。

本事業によって事業計画作成に係るノウハウ構築、経営者間のネットワーク構築が図られ、区内の産業を活性化させる効果が見込まれる。

② 事業概要

計７回のセミナーを通じ、自社の今後の取り組みを整理したのち、経営計画を作成するための基本事項を学習する。中朝企業診断士による、経営分析手法であるＳＷＯＴ分析、財務シミュレーション等の習得並びにディスカッション等を通じた経営者間のネットワーク構築を図る。最終回において、事業計画シートの発表を行う。

③ 実施体制

「東商江東　後継者育成塾」ＷＧ

座長　ＭＳＬ経営サポート研究所　中小企業診断士　中　村　稔　氏

副座長　㈱インフォクリエマネジメント　中小企業診断士　新　木　啓　弘　氏

委員　㈱オグラ　代表取締役　小　倉　太　郎　氏

委員　日本政策金融公庫　融資第三課長　佐　藤　一　隆　氏

委員　江東区　経済課長　上　原　新　次　氏

６月２２日　第１回WG（ワーキングメンバー紹介、事業実施の背景、目的、意見交換、討議）

④ カリキュラム（計７回）

９月　６日　（２０名）　現状を把握しよう

ＭＳＬ経営サポート研究所　中小企業診断士　中　村　稔　氏

㈱インフォクリエマネジメント　中小企業診断士　新　木　啓　弘　氏

９月１３日　（１９名）　あるべき姿を描こう

ＭＳＬ経営サポート研究所　中小企業診断士　中　村　稔　氏

㈱インフォクリエマネジメント　中小企業診断士　新　木　啓　弘　氏

９月２０日　（２０名）　事業承継経験者の話を聞いてみよう

㈱オグラ　社長　小　倉　太　郎　氏

ＭＳＬ経営サポート研究所　中小企業診断士　中　村　稔　氏

㈱インフォクリエマネジメント　中小企業診断士　新　木　啓　弘　氏

９月２７日　（１８名）　アクションプランを立てよう①

ＭＳＬ経営サポート研究所　中小企業診断士　中　村　稔　氏

㈱インフォクリエマネジメント　中小企業診断士　新　木　啓　弘　氏

１０月　４日　（１５名）　アクションプランを立てよう②、財務シミュレーション

ＭＳＬ経営サポート研究所　中小企業診断士　中　村　稔　氏

㈱インフォクリエマネジメント　中小企業診断士　新　木　啓　弘　氏

１０月１１日　（１５名）　各種支援機関の話を聞いてみよう

㈱日本政策金融公庫 江東支店　融資第三課長　　佐　藤　一　隆　氏
ＭＳＬ経営サポート研究所 中小企業診断士　　中　村　　稔　氏
㈱インフォクリエマネジメント 中小企業診断士　　新　木　啓　弘　氏
１０月１８日　（１７名）　経営計画シートの発表、持続可能な経営
ＭＳＬ経営サポート研究所　中小企業診断士　　中　村　　稔　氏
㈱インフォクリエマネジメント 中小企業診断士　　新　木　啓　弘　氏

6)　【葛飾支部】ハイブリッド型の事業承継支援事業

① 目的

葛飾区は製造業の集積地であり、現場で製造業務に従事している経営者や後継者も多い。小規模な工場では人員の都合上、稼働時間中の外出が難しい後継者もいるため、そうした方でもセミナーを受講できるよう講義は事前収録動画の配信にて実施。また、グループディスカッション等、参加者の相互交流促進につながる内容を交えた集合形式のセミナーも合わせて開催。区内後継者間のネットワークづくりを支援することで経営者同士のコミュニティづくりにつなげる。

② 事業概要

製造業が多い地域特性をふまえ、工場の稼働時中に外部会合への参加が難しい後継者を対象に、工場の稼働時間外に気軽に学習することが可能なオンライン形式の「後継者塾」を開催。また、オンラインだけでは築くことが難しい、参加者間の横のうつながりを深めることに重きを置いた内容の集合形式の講義もあわせて実施。グループディスカッション等、ワークの時間を多く設け、参加者同士がコミュニケーションの促進を図り、相互理解を深めることで年代の近い後継者同士が経営上の悩み等を相談しあえるコミュニティづくりを行う。なお、本事業の周知を目的としたチラシを作成し行政や地域金融機関と連携のうえ区内で広く配布。事業承継に課題を抱える事業者の発掘を図り、より多くの後継者の育成を支援する。

③ 事業

1）事業承継を行った企業の紹介映像制作

事業承継を行った葛飾区内企業経営者へのインタビュー映像を制作しＷｅｂ上で公開

親族内承継の事例紹介映像　　三裕製菓㈱
第三者承継の事例紹介映像　　㈱富士産業

2）オンライン育成塾映像制作

経営者の仕事を体系立てて学ぶための動画を制作しＷｅｂ上で公開

テーマ１「商品を考える～デザイン開発の現場～」
㈲クルツ　代表取締役・プロダクトデザイナー　　島　村　卓　実　氏
テーマ２「税理士が教える会社数字の読み方」
税理士　　田　尻　重　暁　氏

3）後継者育成塾（集合形式）の開催

１２月　１日（　６名）　講習会「商品を考える～デザイン開発の現場～」
㈲クルツ　代表取締役・プロダクトデザイナー　　島　村　卓　実　氏
１２月　５日（　８名）　講習会「商品を考える～デザイン開発の現場～」
㈲クルツ　代表取締役・プロダクトデザイナー　　島　村　卓　実　氏
１２月　８日（１３名）　講習会「税理士が教える会社数字の読み方」
税理士　　田　尻　重　暁　氏
１２月１２日（　８名）　講習会「後継者による事業成長戦略」
中小企業診断士　　石　村　飛　鷹　氏

7)　【江戸川支部】江戸川　採用力強化事業

①江戸川　採用力強化事業

1)　目的

江戸川区の主要産業である建設・運輸業をはじめ、区内の中小企業は人手不足が慢性化している。地域の持続的な発展には、江戸川区の産業を支える人材を確保することが必要であるが、事業者からは「時間もコストもかけて採用しても、すぐに辞めてしまい、なかなか人材が定着しない」という戸惑いの声が寄せられている。

これを受け、企業の持続的成長を支援することを目的に、人材定着のポイントを紹介する小冊子を作成。冊子では、早期離職がなぜ発生してしまうのか、その原因をはじめ、離職を減らすために何をすればよいか、さらに、改善に向けてどうすれば実行できるかといったヒントまで掲載した。

採用の段階から入社後のまでの離職対策のポイントについて、業種を問わず、すぐに実行できる施策を具体的に紹介し、実用性に優れた冊子を作成・配布することで両事業の振興、ひいては地域振興につなげる。

2)　事業概要

・ワーキンググループでの小冊子の構成や配布計画等に関する協議
・小冊子の作成
・小冊子解説セミナーの実施

3)　事業

ａ．江戸川　採用力強化事業ワーキンググループ

５月３０日　（１３名）　①江戸川　採用力強化事業の目的・スケジュール案について
②人材定着に関する意見交換
③小冊子の骨子について
会場：タワーホール船堀

９月１５日　（１３名）　①人材定着に関する小冊子原稿案について
会場：タワーホール船堀

１１月１５日　（１３名）　①人材確保・定着ハンドブック案について
会場：タワーホール船堀

ｂ．小冊子「人材確保・定着ガイドブック」の作成

＜体裁＞
Ａ４版　全２４ページ
＜作成部数＞
３，０００部
＜配布先＞
区内の中小・小規模事業者、および区役所等行政関連団体、江戸川建設業協会、東京都トラック協会江戸川支部等業界関連団体
＜その他＞
ホームページからのＰＤＦ版ダウンロードも可

ｃ．小冊子解説セミナー

２月１４日　（２４名）　募集段階から考える離職予防　実践的人材定着　改善のポイント
細井智彦事務所　代表　　細　井　智　彦　氏
※江戸川区との共催　会場：タワーホール船堀

8)　【中小企業相談部】海外展開支援事業

a.　目的

海外ビジネスの経験が浅い中小・小規模事業者を対象に、海外展開相談に対応するとともに、海外ビジネスセミナーや実践型ゼミナールを通じて海外ビジネスのノウハウ提供や人材育成を支援する。また、企業が抱える個別具体的な課題については、専門家派遣等の実地指導により問題解決に寄与する。

b.　事業概要

都内の中小・小規模事業者を中心とする企業の国際展開に関して、２９６社／３７６件の経営相談に対応した。

東商を含む６つの海外展開支援機関による支援制度説明会を開催。各機関の概要、支援内容について、一度に聴取できる機会となった。

さらに、海外市場動向や輸出手続きなど国内での準備に役立つテーマを選定して講習会を開催するとともに、海外販路開拓手法など実践的なセミナーを開催した。また、各国法令・規制対応など個別具体的かつ専門的な相談には、専門家派遣による課題解決を図った。

c.　事業

(a)　支援制度説明会

６月１９日　（４０名）海外展開支援機関の支援制度説明会

(一財)海外産業人材育成協会、(独)国際協力機構、(独)中小企業基盤整備機構

(公財)東京都中小企業振興公社、(独)日本貿易振興機構、東京商工会議所

(b)　海外ビジネスセミナー

１１月１０日　（２８名）誰もが出来る営業改革と、改革を踏まえた海外販路開拓の基本

㈱ＳＡＶＡＷＡＹ　代表取締役　　齋　藤　　直　氏

１２月１８日　（４９名）海外取引で安全に代金回収を進めるための貿易決済入門セミナー

中小企業診断士　　井　村　正　規　氏

(c)　専門家派遣

７社　延べ１８回派遣

9)　【中小企業相談部】創業支援プログラム

a.　目的

独立・開業等を志す企業家の円滑な創業を促すとともに、新規事業や雇用機会等の創出・拡大を進め、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

b.　事業概要

自ら事業を起こそうとする志がある方に対して､セミナーや連続講習会､媒体作成による情報提供など、一連の創業支援プログラムを提供し、新規開業の促進、創業者の抱える課題解決を図る。

c.　事業

(a)＜東商・創業ゼミナール　６９期＞（全７回）

６月２３日、３０日、７月７日、１４日、２１日、２８日、８月４日（２０名）

講　師　　四ツ柳　茂　樹　氏

＜東商・創業ゼミナール　７０期＞（全７回）

１０月２６日、１１月１日、９日、１６日、２４日、３０日、１２月７日（２０名）

講　師　　坂　本　篤　彦　氏

(b)＜東商アイディアピッチ＞

１２月２０日　参加者（４２名）登壇者（８名）

創業５年未満の方を対象に、地域課題の解決に資するビジネスアイディアピッチを開催。

併せて、支援機関と事業者を結ぶ交流会を実施した。

コメンテーター

㈱本郷スタートアップス　　代表取締役　　田　中　穣二郎　氏

㈱ＩＮＱ　　代表取締役　　若　林　哲　平　氏

きらぼしキャピタル㈱　　石　原　祐　太　氏

(c)＜創業セミナー＞

８月　１日　（１９名）　知っている人だけが得する！補助金・助成金獲得のコツ

㈱Ｃｌｕｅ＆Ｓ　代表取締役　高　本　奈緒美　氏

１０月　３日　（１６名）　「資金調達の成功を目指す！ＶＣと個人投資家の強化ポイントとは」

ＸＴｅｃｈ　Ｖｅｎｔｕｒｅｓ㈱　インベストメントマネージャー　安　岡　浩　太　氏

イークラウド㈱　代表取締役　波多江　直　彦　氏

(d)＜小冊子発行＞

創業に必要な基礎知識や公的支援の最新情報の他、既に創業している事例を掲載した冊子を作成。

「開業ガイドブック（２０２３年度版)」　作成部数　４，５００部

(e)＜記帳冊子発行＞

創業時の不安を減らすべく記帳の基礎知識や帳簿の書き方等を掲載した冊子を作成。

「記帳べんり帳」　作成部数　３，０００部

10)【中小企業相談部】稼ぐ力向上支援

a.　目的

都内中小企業はエネルギーや原材料価格の高騰等依然として厳しい状況下に置かれている。また大企業を中心に大幅な賃上げの動きもあるが、十分な収益を確保できず賃上げを実施が難しい企業も多くある。

都内小規模事業者の収益確保や人材への投資や賃上げの好循環を生み出し持続的な発展を遂げるため、ゼミナールや動画コンテンツの提供により本業で稼ぐ力=収益力の向上を図ることを目的とする。

b.　事業概要

「稼ぐ力」向上に資するゼミナールを軸に、各テーマ毎に講義やディスカッションを通し参加企業自身の現状分析及び対応策の検討⇒講師からのフィードバックを行う。また広く学習の機会を提供するために各テーマの重要ポイントをまとめた動画およびパンフレットの作成を行う。

c.　事業

(a)＜稼ぐ力向上ゼミナール＞

稼ぐ力向上に資する各要素について講義形式で体系的に学び、自社が抱える課題事項への気付きを与え対応策についての検討土台作成を目的とした全８回のゼミナールを実施した。

第１回　１０月　６日　（１５名）顧客・商品・販路の見直し

㈲トップマーク　代表取締役　佐　藤　正　樹　氏

第２回　１０月１０日　（１４名）決算書の分析による課題事項の把握

ＧＬＯＲＩＡ総合会計事務所　代表　平　川　雄　二　氏

第３回　１０月１９日　（１３名）新規販路開拓

田中デザイン＆コンサルタンツ　代表　田　中　研　二　氏

第４回　１０月２７日　（１３名）継続的な売上げ確保に向けたＩＴ活用

㈱あたぼう　代表取締役　佐　川　博　樹　氏

第５回　１０月３１日　（１５名）″営業力″強化、社内体制整備

㈱エッグスコンサルティング　代表取締役　東　條　裕　一　氏

第６回　１１月　８日　（１３名）価格設定、価格交渉テクニック

齊藤コンサルティングオフィス　代表　齊　藤　　拓　氏

第７回　１１月１４日　（１４名）事業拡大のための資金繰り管理

賀須井章人税理士事務所　代表　賀須井　章　人　氏

第８回　１１月２２日　（１３名）海外展開/まとめ

㈱ＩＡＣ　代表取締役　秋　島　一　雄　氏

㈲トップマーク　代表取締役　佐　藤　正　樹　氏

(b)＜稼ぐ力向上ゼミナール　事前セミナー＞

上記ゼミナールを周知し、参加促進を目的とした事前セミナーを実施した。

８月　４日　（１２名）　　㈲トップマーク　代表取締役　　佐　藤　正　樹　氏

(c)＜ワンポイントアドバイス動画制作＞

稼ぐ力向上に資する各要素について要点をまとめた５分程度の動画を８本制作し、公開した。

顧客・商品・販路の見直し

㈲トップマーク　代表取締役　　佐　藤　正　樹　氏

決算書の分析による課題事項の把握

ＧＬＯＲＩＡ総合会計事務所　代表　　平　川　雄　二　氏

新規販路開拓

田中デザイン＆コンサルタンツ　代表　　田　中　研　二　氏

継続的な売上げ確保に向けたＩＴ活用

㈱あたぼう　代表取締役　　佐　川　博　樹　氏

“営業力”強化、社内体制整備

㈱エッグスコンサルティング　代表取締役　　東　條　裕　一　氏

価格設定、価格交渉テクニック

齊藤コンサルティングオフィス　代表　　齊　藤　　拓　氏

事業拡大のための資金繰り管理

賀須井章人税理士事務所　代表　　賀須井　章　人　氏

海外展開

㈱ＩＡＣ　代表取締役　　秋　島　一　雄　氏

(d)＜リーフレット制作＞

上記ワンポイントアドバイス動画周知のため、要点および動画リンクをまとめたリーフレットの制作を実施。

作成部数　８３，０００部

11)【中小企業部】スタートアップ企業表彰事業

a.　目的

当所が２０２２年に公表した「創業・スタートアップ実態調査」によると、創業後の課題として最も回答が多かったのは「販路開拓」であった。また、事業拡大に向け必要とする支援策においては「投資家とのマッチング」に対し一定のニーズがあった。「販路開拓」や「投資家とのマッチング」あたっては、会社の信用や知名度向上が課題である。

優れたアイデア・技術をもち、社会課題の解決をはじめ日本経済の発展に取り組むスタートアップを表彰するため、当所でこれまで２０回の開催実績を持ち、約２００社の顕彰実績がある「勇気ある経営大賞」の一部門として、新たに「スタートアップ部門」を創設し、表彰企業の信用・知名度向上につなげる。

また、スタートアップを対象とした交流イベントを開催することで、スタートアップの販路開拓を支援する。

b.　事業概要

スタートアップに知見を持つ専門家に審査専門委員を委嘱し､「勇気ある経営大賞スタートアップ部門」を創設するとともに、企業募集を開始。また、スタートアップの販路開拓や知名度向上に向けて、交流イベントを開催するとともに、「勇気ある経営大賞スタートアップ部門」の周知を行った。

c.　事業

(a)　審査専門委員会

８月１７日・２８日　　勇気ある経営大賞スタートアップ部門の設置について
スタートアップ関連事業の取り組みについて

(b)　第２１回「勇気ある経営大賞スタートアップ部門」

応募資格　次の①～③のすべてに該当する企業もしくは企業グループ（自薦・他薦は問わない）。
①中小企業基本法に定める中小企業で、原則として未上場企業。
②東京都に事業活動の拠点（支社、支店、工場、営業所、事務所等も含む）を置く企業。

但し、１都８県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・茨城県・栃木県・山梨県・静岡県）に 本社機能がある企業に限る。なお、東京商工会議所の会員・非会員を問わない。

③２０２４年３月３１日時点で創業１０年以内であること

募集期間　２０２３年１０月２０日～２０２４年３月６日

応募企業　４４社

(c)　オフラインイベント

１２月１１日（７６名）

中堅・中小企業×スタートアップ「東商マッチングピッチ」　「人材採用・育成」特集

＜登壇企業＞

㈱ＮＧＡ　ＣＯＯ　Ｒｅｉｋａ Ｗａｎｇ 氏

㈱Ｋｏｔｏｎａｒｕ　代表取締役　山口王史 氏

㈱ＳＩＧＮＡＴＥ　取締役副社長　夏井丈俊 氏

ＷＨＩＴＥ㈱　代表取締役ＣＥＯ　横山　隆 氏

㈱リフカム　代表取締役ＣＥＯ　清水　巧 氏

１月３０日　（６５名）共創で未来を拓こう！中小企業×スタートアップ　イノベーション交流会

第１部　オープニングトーク「中小企業がオープンイノベーションを成功に導くカギとは？」

Ｃｒｅｗｗ㈱ Ｏｐｅｎ Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ Ｄｅｐｔ．執行役員　田尻　瞳 氏

第２部　スタートアップピッチセッション

ＮｏｕｓＬａｇｕｓ㈱　代表取締役　守屋恵美 氏

㈱Ｓａｌｅｓ Ｎａｖｉ　代表取締役（ＣＥＯ）　田中大貴 氏

㈱ＡＢＡＢＡ　執行役員　杉原航輝 氏

ｍｉｘｅｒ㈱　共同創業者　澤田剛希 氏

第３部　グループセッション（テーマ別グループ交流）

第４部　ネットワーキングセッション（全体交流）

２月２０日　（２０１名）東商イノベーションフォーラム

第１部　基調講演「イノベーション創出に向け経営者に求められるリーダー像」

㈱タイミー　代表取締役　小川　嶺 氏

第２部　トークセッション

＜モデレーター＞

㈱ｅｉｉｃｏｎ　代表取締役　中村亜由子 氏

＜イノベーションに取り組む企業＞

㈱浜野製作所　代表取締役ＣＥＯ　浜野慶一 氏

ＫＤＤＩ㈱　事業創造本部　ＢＩ推進部長　石井亮平 氏

㈱ＯＲＥＮＤＡ ＷＯＲＬＤ　代表取締役　澁谷陽史 氏

第３部　ネットワーキングセッション（全体交流）

12)　【中小企業部】事業承継・経営資源引継ぎに関する実態調査

a.　目的

中小・小規模事業者の経営者の高齢化が進む中、事業承継税制をはじめM&A関連施策など、国、東京都の事業承継支援施策は充実してきている。しかし、中小企業経営者が事業承継に対して抱える課題と必要とする支援は日々変化していることから、現在の実態を把握し、支援策をさらに充実させることを目的に調査を行い、報告書として取りまとめた。

b.　事業概要

・ワーキンググループにて、実態調査の構成・内容や配布計画等について協議

・実態調査報告書の作成・配布

c.　事業

(a)　ワーキンググループの実施

４月２８日（　９名）　事業承継・経営資源引継ぎに関する実態調査 実施概要（案）について
事業承継・経営資源引継ぎに関する実態アンケート調査票（案）について

１１月１３日（　９名）　「事業承継に関する実態アンケート」単純集計結果
「事業承継に関する実態アンケート」クロス集計結果
「事業承継に関する実態アンケート」報告書について（素案）
「事業承継に関する実態アンケート」報告書の考察執筆のお願い

１２月２２日（　９名）　「事業承継に関する実態アンケート」報告書について（案）
「事業承継に関する実態アンケート」報告書の考察執筆のお願い
今後のスケジュールについて

(b)　調査実施期間

期　　間　２０２３年7月１４日（金）～8月１０日（木）
調査対象　東京２３区内事業者１０，０００件（非上場の中小企業者。個人事業主は含まれない）
回 答 数　１，６６１社（回収率１６．６％）
調査項目　事業の概要や経営者・後継者の状況、事業承継に向けた取り組み状況について、事業承継に係る税制について、事業再編統合（M&A）について

(c)　報告書の作成・配付

作 成 物　事業承継に関する実態アンケート報告書
発 行 月　２月
作成部数　３，０００部
配 布 先　調査協力企業、東京２３区内事業者、地域金融機関、中小企業支援機関等
編　　集　中小企業部

13)【中小企業部】ものづくり産業における人材確保・育成、技能伝承に係る好事例発信事業

a.　目的

「令和３年度東京の中小企業の現状（製造業編）」によると、都内製造業の従業者数は、１９９０年の約７０万人から２０１９年には約２４万人まで減少している。また、都内中小製造業の人材採用意向では、「必要とする技能を持つ人を採用したい」という回答が最も多く、人材確保に意欲を持つ事業者が多数おり、人材の確保はものづくり産業の喫緊の課題である。

そこで、製造業における人材に関する実態調査を実施したうえで、他のものづくり企業の参考となるような好事例企業を収集・発信することで、都内ものづくり企業の競争力強化に貢献する。

b.　事業概要

専門家ワーキンググループを設置のうえ、「ものづくり企業の現状・課題に関する調査」を企画・実施し、報告書をとりまとめたほか、ものづくり人材の育成・定着の好事例企業を取材。「中小製造業の好事例（ウェブ版）」へ５社を追加した。また、調査結果および好事例企業の取り組みを広く周知するため、経営者を対象としたセミナーを開催した。

c.　事業

(a) ワーキンググループ

４月２８日（　５名）　ものづくり企業の現状・課題に関する調査　実施概要（案）について
ものづくり企業の現状・課題に関する調査票（案）について

１０月１６日（　５名）　ものづくり企業の現状・課題に関する調査　結果速報について
好事例取材候補企業について

(b) 調査実施期間

期　　間　２０２３年6月２３日（金）～7月３１日（月）
調査対象　東京２３区内の中小製造業１１，５８９件
回 答 数　１，７１９社（回収率１４．８％）

調査項目　ものづくり人材の採用・確保、定着について、
ものづくり人材の今後の採用意向ににについて

(c)　調査報告書発行

調査結果をまとめた報告書を作成し、１２月１０日にプレスリリースのうえ、ウェブサイトで公開。

(d)　「中小製造業の好事例集」ウェブページへの掲載（２０２４年３月２５日）

既存の「スマートものづくり」ウェブページをリニューアルし、中小ものづくり企業の様々な好事例をまとめた「中小製造業の好事例集」ページを開設。ものづくり人材の採用・定着・育成に関する企業５社の好事例を紹介した。

(e)　講習会

３月１５日（３４名）　「採用」「定着」「育成」好事例セミナー（オンライン）

ウイングアーク１ｓｔ㈱　エヴァンジェリスト・データのじかん主筆　　大　川　真　史　氏
大和合金㈱・三芳合金工業㈱　社長　　萩　野　源次郎　氏
ポンテ・パシフィック㈱　社長　　グエルシオ花アリシア　氏
㈱田中電気研究所　社長　　田　中　敏　文　氏

14)【ビジネス交流部】小規模事業者における新商品開発・販路開拓好事例発信事業

a.　目的

都内の小規模食品事業者は、仕入れ価格高騰や取引先流通事業者の価格据え置きによる利益減少を余儀なくされている。そのような状況下で、外部環境や消費者ニーズの変化に対応した商品開発等、新たな取り組みが必要となっている。小規模事業者は情報や人材が不十分なため、地域資源を活かしきれない、自社商品の充分なアピールできていない、あるいは機会に気づかず、取り組めていない企業は少なくない。そこでハンドブックを作成し、取り組みのヒントとなる情報を発信する。

b.　事業概要

・ワーキンググループを通じた掲載内容、事例企業の検討
・ハンドブックおよびウェブサイトの制作
・ハンドブックを元にしたセミナーの企画・開催

c.　事業

(a)　ワーキンググループの実施

７月２６日（　６名）　小規模事業者における新商品開発・販路開拓事例発信事業の概要について
「東京発食品　新商品開発・提案力向上ハンドブック（仮）」の企画について
１１月　１日（　６名）　事例の取材内容および事例集の構成について
１２月２１日（　６名）　ハンドブック原稿のとりまとめ状況について

(b)　「食品事業者のための商品開発・販路開拓ハンドブック」発行

作 成 物　食品事業者のための商品開発・販路開拓ハンドブック
～ピンチをチャンスに変えた７つの事例～
発 行 月　１月
形　　式　デジタルブック
掲 載 先　東京商工会議所ホームページ

(c)　ウェブサイトの制作

東京商工会議所ホームページ内に「食品事業者の商品開発・販路開拓取り組み事例一覧」ウェブサイトを開設、７社の事例を掲載。

(d)　セミナー開催

２月７日（６２名）　「ピンチをチャンスに変える「商品開発」・「販路開拓」の極意
～食品事業者のための「商品・販路開拓」ハンドブックの事例を踏まえて～」（ハイブリッド形式）

中小企業診断士　　湯　浅　孝　司　氏

王様製菓㈱　　社長　　木　村　秀　雄　氏
㈱新橋玉木屋　　社長　　田　巻　恭　子　氏

⑫　地域持続化支援事業（拠点事業）

1)　概要

多様化・複雑化する経営課題に関する相談窓口を中小企業相談センターに加え、港・新宿・北・墨田の４支部内に「ビジネスサポートデスク」を２０１５年４月より設置している。また、２０２３年６月には、東京セントラルを設置。

この「ビジネスサポートデスク」において、東京都の補助事業「地域持続化支援事業（拠点事業）」を実施し、支部経営指導員と連携しながら、既存の４拠点では、事業承継、創業を中心に事業計画策定、経営改善等の専門的な課題への支援、新たに設置した東京セントラルでは事業再生や事業転換の支援を推進した。今年度も事業者に寄り添った相談体制を維持するため、Ｚｏｏｍを活用したオンラインでの相談を継続して実施した。

2)　相談実績

ビジネスサポートデスク

	窓口		巡回		窓口専門相談		派遣専門家	
	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数
東京東	196 社	455 回	224 社	666 回	125 社	151 回	120 社	536 回
東京西	361 社	648 回	277 社	595 回	150 社	188 回	130 社	607 回
東京南	609 社	1,135 回	174 社	251 回	105 社	117 回	132 社	612 回
東京北	221 社	345 回	306 社	800 回	181 社	296 回	121 社	676 回
東京セントラル	175 社	202 回	182 社	271 回	21 社	34 回	95 社	394 回
合　計	1,562 社	2,785 回	1,163 社	2,583 回	582 社	786 回	598 社	2,825 回

3) ビジネスサポートデスク（東京東）

主に、城東エリアの墨田、江東、台東、江戸川、葛飾の５区に事業所を有する小規模事業者や中小企業を対象に、複雑かつ多様化する経営課題の解決に向けて、事業所訪問を基軸としたコーディネーターのヒアリングによる経営課題の整理をスタートとして、事業継続に資する支援を行っている。

収益力確保に向けた経営改善、人材確保・賃金上昇へ備えるべく社内体制整備・強化、ＩＴ活用による集客・業務効率化に向けた相談など、各事業所の顕在化した経営課題への取り組みに対して、中小企業診断士・公認会計士・税理士・社会保険労務士ほか各専門分野に精通した専門家を派遣し支援する複眼的経営支援を重視している。また、専門家による窓口相談は、２０２３年度新たに税理士相談を設置、事業承継税制やインボイスに関する相談等に対応した。

未だコロナ禍の影響が残る中、物価高・エネルギー価格の高騰の影響、深刻さを増す人手不足など、依然として厳しい環境下にあり、当年度は、資金繰り改善・収益力改善に取り組む事業者の相談や売上増加に向けた販路開拓・価格転嫁の支援、ソーシャルビジネスに取り組む事業者の相談が増加傾向となり、事業立て直しに取り組む事業所の経営改善や経営革新に向けた事業計画策定支援ならびに実行支援を行った。あわせて、当拠点の支援テーマとして据えている事業承継については「社長６０歳『企業健康診断』」を実施し、金融機関からの協力も得ながら、事業承継への「気づき」の醸成、自社の経営状態の見える化を行ったほか、後継者育成事業を展開し、小規模事業者・中小企業の事業承継を後押しした。

a.　事業承継診断事業

２０１６年度に開始し、２０１８年度からエリア全域で展開した「社長６０歳『企業健康診断』」を継続的に実施、早期に事業承継を促すための「気づき」を与えるとともに、承継対策の実行支援までを一貫してきめ細かくサポートした。

＜診断実施件数＞１３社

b.　後継者育成事業（勉強会・相談会）

２月　７日　（　７名）　勉強会「押さえておきたいマーケティングの基本」
中小企業診断士　　福　井　遥　子　氏

２月１４日　（　６名）　勉強会「販売促進に役立つオンラインツールの活用」
中小企業診断士　　村　上　知　也　氏

２月２０日　（　９名）　勉強会「決算書の読み方の基本と資金繰りの考え方」
公認会計士　　吉　岡　博　樹　氏

２月２８日　（　８名）　勉強会「事業計画策定の必要性と考え方」
中小企業診断士　　前　田　育　男　氏

３月１１日～１５日　（延べ１名）　後継者・後継者候補向け個別相談会

c.　事業承継相談会

２月　５日～９日　（延べ１社）

d.　出張相談会

７月２８日　（　４社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫千住支店）
８月　４日　（　１社）　個別融資・経営相談会
（共催：東京魚市場卸協同組合・日本政策金融公庫江東支店・江東支部）
１０月２６日　（　２社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫上野支店）
１２月　１日　（　２社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫千住支店）
３月　１日　（　２社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫上野支店）

4)　ビジネスサポートデスク（東京西）

主に新宿区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区に事業所を有する中小企業・小規模事業者を中心に、事業所への巡回や窓口、Ｗｅｂ会議ツール「Ｚｏｏｍ」を活用したオンラインでの相談対応、専門家派遣により、「事業承継」や「販促・プロモーション強化」、「事業計画策定」などの課題解決に係る支援を行った。城西ブロックの各支部、地域金融機関、行政などと連携・協力し、認知度向上・相談ニーズの掘り起こしを図った。長引くコロナ禍の影響に加えて、物価高に伴う仕入れ価格の高騰や販売価格への転嫁に苦戦する小規模事業者等からの相談が多く寄せられ、収益性の改善を中心とした支援が増加した。

メインテーマである事業承継支援に関しては、コロナ禍で経営状況が悪化しており、事業承継の前に収支改善の必要がある企業や事業承継後の後継者からの相談が増加傾向した。また事業承継税制の特例制度の活用をはじめとする「資産」に関する承継、経営ノウハウ等の無形の資産に関する承継、次代の経営基盤づくりなどステージに応じた個別相談・支援を行った。

a. 事業承継診断事業

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進展する中、次世代への円滑な事業承継を実現するために、城西ブロックの支部と地域金融機関の連携・協力の下、「社長６０歳『企業健康診断』」を実施した。

＜診断実施件数＞　１７件

b. セミナー（後継者育成事業）

事業承継の取組促進、後継者へ引継ぎ後の事業運営の方法等の情報提供を行うため、セミナーを開催した。

２月１４日　（３１名）　「経営者が知っておくべき決算書の読み方と融資審査のポイント」
税理士　　新　原　章　吾　氏
㈱日本政策金融公庫新宿支店国民生活事業　融資第二課　課長　　石　本　　隆　氏

２月２１日　（１３名）　「小さな会社でもできる！売上アップと効率化のためのデータ分析・ＩＴ活用

術」

中小企業診断士　　安　藤　　準　氏

c.出張相談会

５月２４日	（　３社）	日本政策金融公庫	新宿支店	国民生活事業	出張相談会
５月２５日	（　６社）	日本政策金融公庫	渋谷支店	国民生活事業	出張相談会
５月２６日	（　３社）	日本政策金融公庫	新宿支店	国民生活事業	出張相談会
５月２６日	（　５社）	日本政策金融公庫	渋谷支店	国民生活事業	出張相談会
７月２４日	（　４社）	日本政策金融公庫	新宿支店	国民生活事業	出張相談会
７月２７日	（　４社）	日本政策金融公庫	新宿支店	国民生活事業	出張相談会
９月２６日	（　２社）	日本政策金融公庫	新宿支店	国民生活事業	出張相談会
９月２８日	（　３社）	日本政策金融公庫	新宿支店	国民生活事業	出張相談会

d.その他相談会

１１月２０日　（　２社）　事業承継個別相談会
～１１月２７日
１１月３０日　（　５社）　経営なんでも相談会
（共催：日本政策金融公庫新宿支店、東京信用保証協会新宿支店）
２月　５日
～２月　９日　（　４社）　事業承継個別相談会

5)　ビジネスサポートデスク（東京南）

主に千代田区・中央区・港区・品川区・目黒区・大田区の小規模事業者や中小企業を対象として、８名の専門家コーディネーターが丁寧なヒアリングにより多様化・専門化する経営課題を整理。個社の課題に応じて専門家派遣による個別指導のほか、窓口専門相談による指導を実施した。

特に事業承継については、事業承継対策委員会や城南ブロック各支部、地域金融機関と連携して潜在的な相談ニーズの掘り起こしを進めると同時に、円滑な事業承継を促進するため、次世代を担う後継者育成を目的としたセミナーを開催。また、事業承継税制改正や特例承継計画といった事業承継における重要事項についての情報提供を推進するなど、事業者の事業承継に向けての意識醸成に努めた。

また、コロナ禍を経て事業維持・継続が厳しい状態での相談が増加したことに鑑み、支部・金融機関、ＢＳＤセントラル、中小企業活性化支援協議会と連携し収益力改善等の支援を展開した。なお、ウェブを通じた非対面・非接触での相談対応を引き続き積極的に取り入れた。

a.事業承継支援

城南ブロック各支部、地域金融機関との連携・協力の下、事業承継に向けた対策が必要であることの「気付き」の提供、事業承継に向けた事業の磨き上げ、事業承継計画策定等、個別企業の具体的な事業承継支援を推進。「社長６０歳『企業健康診断』」を実施した。また、企業が新事業活動に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書である「経営革新計画」の策定支援についても、後継者育成の一環として、積極的に行った。

＜診断実施件数＞　８件
＜経営革新計画承認件数＞　２２件

b.後継者育成事業

後継者のための事業承継セミナー
（共催：事業承継対策委員会、千代田支部・中央支部・港支部・品川支部・目黒支部・大田支部）

７月３１日（１２名）　値上げは価値上げ～ときに闘い、共生していく関係づくり～
㈱プラスタスパートナーズ　代表取締役・中小企業診断士　　荒　谷　司　聖　氏

１１月１４日（３１名）　自社株式の価値（会社の価値）の算定から始める事業承継対策セミナー
税理士法人プレアス　代表税理士　　岡　本　啓　司　氏

１１月２１日（２３名）　資産承継対策のポイント解説セミナー～円滑な資産承継の実現へ～
税理士法人タクトコンサルティング　税理士　　川　嶋　克　彦　氏

c. 中堅・中小企業への支援
規模超企業　（８０社）　うち本部議員、支部役員評議員、青年部企業１１社

d. 支部との連携相談会
７月　６日　（　６社）　中央支部　融資・経営なんでも相談会
６月　８日　（　２社）　品川支部　創業フォローアップ相談会
８月２８日
～９月　１日　（　６社）　中央支部　出張相談会
１１月　９日　（　９社）　中央支部　融資・経営なんでも相談会
１１月１６日　（　９社）　品川支部　よろず経営相談会

e. 出張相談会
５月２４日　（　５社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫 東京支店）
５月２５日　（　８社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫 五反田支店）
９月　７日　（　７社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫 五反田支店）
１０月２４日　（　８社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫 東京支店）
１２月　７日　（　７社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫 五反田支店）
２月２６日　（　８社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫 東京支店）

f. その他相談会
２月　５日
～２月　９日　（　４社）　事業承継個別相談会

6)　ビジネスサポートデスク（東京北）

主に文京区、北区、荒川区、豊島区、板橋区、足立区に事業所を有する中小企業・小規模事業者を対象に、複雑かつ多様化する経営課題の解決に向けた支援を行った。コロナ禍のダメージも未だ残る中で、物価高騰により収益性が悪化していることや人手不足により人材確保が困難になっていることといった悪影響が大きくなってきており、事業承継の前に事業の立て直しが必要となる事業所が増加している。

こういった中で事業承継をはじめ、早期の改善へ向けた事業計画策定や販売促進、組織強化など、厳しい状況を乗り越えるために必要な取り組みに対し、８名の専門家コーディネーターが課題の把握・整理を行い、内容に応じて専門家派遣や窓口専門相談などに繋ぐことで最適な支援を行った。加えてＷｅｂを活用したオンライン相談による支援も展開した。また東京北としては初めて連続講習会を実施し、相談ニーズの掘り起こしを図った。

重点テーマである事業承継支援については、引き続き「社長６０歳・企業健康診断」を実施することで、事業承継対策への気づきの提供、承継前の経営の磨き上げ、さらには承継後の社内体制強化等のテーマに注力した。毎年恒例の城北ブロック６支部共催「次世代リーダーミーティング」を４年振りに対面開催により実施し、引き続き若手後継者育成を目的とした事業承継・事業継続の啓発に努めた。

a. 事業承継支援

中小企業経営者の高齢化が進む中、早期に円滑な事業承継を実現するために、城北ブロックの地域金融機関や中小企業支援機関などと連携を図りながら、「社長６０歳『企業健康診断』」を実施した。

＜診断実施件数＞　９社

b. 後継者育成事業

(a)　目指せ売上ＵＰ！４日間で学ぶＷＥＢ販促の秘訣

１１月２０日　（３０名）　スモールビジネスのためのＹｏｕＴｕｂｅ活用のセオリー
中小企業診断士　酒　井　勇　貴　氏

１１月２７日　（３０名）　見込み顧客の獲得に寄与するホームページ ブログ改善
中小企業診断士　鵜　飼　雄　太　氏

１２月　４日　（２９名）　ＳＮＳの強化ならまずはＸ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）から始めてみよう
中小企業診断士　川　崎　朋　子　氏

１２月１８日　（３１名）　Ｗｅｂマーケティングの効果を極大化させるためのリアル活用
中小企業診断士　酒　井　勇　貴　氏

(b)　次世代リーダーミーティング

２月　１日　（４５名）　次世代リーダーミーティング２０２３
＜第１部＞　講演会
現役プロレスラーに学ぶ！地域密着ビジネスの極意
～笑顔で地域に活力を！究極の理念型経営のかたち～
いたばしプロレスリング㈱　社長　西　田　秀　樹　氏
＜第２部＞　リーダーミーティング
（共催：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立支部）

c. 出張相談会

７月１８日　（　５社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫東京支店）
７月２８日　（　２社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫千住支店）
８月　２日　（　３社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫池袋支店）
１０月２６日　（　１社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫上野支店）
１１月２２日　（　５社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫板橋支店）
１２月　１日　（　２社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫千住支店）
３月　１日　（　２社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫上野支店）

7)　ビジネスサポートデスク（東京セントラル）

長引く構造不況に追い打ちをかけるように、２０１９年から新型コロナウィルスによるパンデミックが発生。これにより多くの中小・小規模事業者を取り巻く環境はなお一層の厳しい状況に置かれることとなった。これを受け、政府は緊急対策として実質無利子・無担保融資、いわゆる「ゼロゼロ融資」を開始。今年度、当該融資の返済が本格化するため、中小・小規模事業者の財務体質のさらなる弱体化が想定されたことから、「事業再生」や「事業転換」といった深く傷ついた事業のリバイバル支援を行うため、４月にビジネスサポートデスク新拠点準備室が発足。６月にはビジネスサポートデスク（東京セントラル）に改組し、半蔵門に新たな事務所を開設。同月、小池百合子東京都知事、小林健会頭、大島博副会頭の臨席のもと除幕式を挙行し、業務を開始した。

既存のビジネスサポートデスクでは、事業承継を中心に多様化・専門化する経営課題への対処を行っているが、当拠点は、将来的な事業承継を踏まえながらも、コロナ禍などにより脆弱化した事業体質を改善するための「事業再生」や市場性に疑問がありながらも高い技術力を持つ事業所の「事業転換」に特化した支援を行った。

a. 事業再生支援

東京２３区、多摩・島しょ地域の中小・小規模事業者を対象に、主に経営改善計画の策定支援等を通じた、事業再生のサポートを行った。コーディネーターが、決算書等に基づき、中小・小規模事業者の資金繰りや売上・利益の見通しを確認した上で、当該事業所の課題を把握・整理して、公正・中立な立場で事業再生に向けた助言を行った。また、コーディネーターが、事業改善計画書策定が必要と判断した場合には、専門家を適切に選定の上、当該事業者に派遣し、資金繰りの改善や売上・利益の安定化を図った。

支援に当たっては、都内の日本政策金融公庫や地域金融機関とも連携することで、セーフティネットを広げることができた。また、東京商工会議所のみならず、多摩地域の商工会議所、東京都商工会連合会とも連携することで、経営指導員の事業再生への資質向上を図った。さらには、都内地域金融機関や東京都中小企業活性化協議会、東京都事業承継・事業引継ぎ支援センター、東京信用保証協会、東京都よろず支援拠点等の中小企業支援機関などと連携を図り、再生支援に当たっての円滑な協力体制を構築した。

＜専門家派遣件数＞　８５社３６１回

b. 事業転換支援

東京２３区の中小・小規模事業者を対象に、コーディネーターが、社内ある技術・ノウハウや市場動向、事業転換のアイディアの事業化への取り組み等を丁寧に聞き取り、公的支援施策の活用を含め、事業化に向けたサポートを行った。

また、東京都主導のもと、東京都商工会連合会等と連携し「事業転換による中小企業再生プロジェクト」を組成。優れた技術を活用し、新たな成長分野への事業転換等に取り組む中小・小規模事業者の支援の円滑化を目的に、支援の方向性を探る調整会議を設置。コーディネーターおよび派遣専門家が事業者の取り組みを調査し、その内容を同会議にてレビュー。技術的裏付けや支援の在り方などを議論し、その結果をもとに実行支援を行った。また、同会議の運営を東京都商工会連合会と輪番で実施した。

さらに、調整会議では、実行支援の一環として、東京都中小企業振興公社の「成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業助成金」の利用の可否についても議論した。

なお、実施に当たっては中小企業支援機関などと連携を図りながら事業転換のサポートを行った。

＜事業転換による中小企業再生プロジェクト構成団体（調整会議メンバー）＞

東京都（産業労働局商工部地域産業振興課・経営支援課・創業支援課）
東京都中小企業振興公社
東京都立産業技術研究センター
東京都商工会連合会
東京商工会議所

＜調整会議開催＞　９月１３日（東京商工会議所主催）
１２月２２日（東京都商工会連合会主催）
２月　６日（東京商工会議所主催）

＜調整会議上程数＞　８件

＜専門家派遣件数＞　１０社３３回

c. セミナー

８月　３日　（２３名）　新しい製品・市場にチャレンジ！売上アップセミナー
※ハイブリッド開催
中小企業診断士　田　中　研　二　氏

１０月２６日　（４４名）　事例から学ぶ「売れる」新商品や新サービスの企画！売上アップセミナー
※ハイブリッド開催
中小企業診断士　池　田　明　広　氏

１１月１０日　（２３名）　「売れない」状況から脱却！新商品や新サービスの販路開拓の突破口や成功のポイント　※ハイブリッド開催

中小企業診断士　　水　口　　健　　氏

d. 出張相談会

ビジネスサポートデスク（東京東・東京西・東京北）や日本政策金融公庫等と連携を行い、出張相談会を企画して、主に事業再生に関する相談に応じた。

８月　７日	（　７社）	日本政策金融公庫　渋谷支店　国民生活事業　出張相談会
１０月２６日	（　３社）	日本政策金融公庫　新宿支店　国民生活事業　出張相談会
１１月　１日	（　２社）	経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫上野支店）
１１月２２日	（　１社）	経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫板橋支店）
１１月３０日	（　１社）	経営なんでも相談会 （共催：日本政策金融公庫新宿支店、東京信用保証協会新宿支店）
１２月　１日	（　３社）	経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫千住支店）
３月　１日	（　１社）	経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫上野支店）

e. 勉強会・会議

８月３１日	東京都中小企業活性化協議会との勉強会（第１回）
９月２７日	東京都信用金庫協会主催　中小企業支援事業研究会
１０月２７日	日本政策金融公庫東京地区統括室主催　企業支援課職員研修
１０月３１日	東京都中小企業活性化協議会との勉強会（第２回）
１１月２８日	日本政策金融公庫立川支店との勉強会
１月１８日	日本政策金融公庫八王子支店との勉強会
２月２７日	東京チーム支援サポートアシスト会議（多摩信用金庫）
３月　７日	東京チーム支援サポートアシスト会議（芝信用金庫）
３月１８日	東京チーム支援サポートアシスト会議（小松川信用金庫）

⑬　倒産防止特別相談事業

1)　経営安定特別相談室では、商工調停士をはじめ弁護士、経営コンサルタントなどの専門スタッフが危機に直面した事業者からの相談に応じている。経営の現状を分析し実態を把握のうえ倒産の回避のための助言や円滑な整理方法について相談指導を実施した。

９１社、９１回の指導を実施した。

a.　事業の整理、破産、廃業となったもの　　８４．６％

b.　倒産を回避して経営改善等を行ったもの　１５．４％

2)　今年度は新型コロナウイルスが５類に移行されたものの、コロナ前の売上まで回復には至らない中で円安をはじめ原材料価格や人件費の高騰から収益面の大幅赤字、またコロナ融資の返済の開始などに伴う資金繰り圧迫など、経営安定特別相談室への相談件数が急増し、その８０％強近くが破産・廃業相談となっている。コロナ期における公租公課の滞納が事業継続の負担となっており、これに伴う廃業・破産相談が増加するなど、深刻な状況になってきている。

3)　経営安定のための講習会を１回開催し、専門家による情報提供を行った。

4)　相談社数

①　相談受付件数	９１社
②　指導処理終結	９１社

5)　処理の内容

内訳	1.　倒産回避	２０社
	2.　整　　理	７１社
	3.　調停不能	０社

6)　指導内容

①　事業の整理・縮小	２件
②　金融・資金に関する指導	９件
③　経営・再建計画等の作成・指導	４件
④　売上・経費面の指導・助言	３件
⑤　社内外の係争に対する指導・助言	１件
⑥　その他の指導	３件

7)　開催セミナー

No.	開催日	講演講習会の内容		講　　師		参加者数
		種 類	テ　ー　マ	職　　業	氏　　名	
1	１２月５日	講習会	「後継者がいる場合・いない場合の事業の引き継ぎ方がわかる！」【事例で解説】事業承継の手続きと税務のポイント	弁　護　士 弁　護　士 税　理　士	京谷　円　氏 濱田　和成　氏 星田　直太　氏	４９名

(15)　奨励・後援等

①　奨　　励

商工関係表彰永年功労経営者・優良従業員表彰

件　名	申請事業所数	対象者数
永年功労経営者表彰	2 事業所	4 名
優良従業員表彰	33 事業所 (22 事業所)	153 名 (130 名)

(　) 内は支部申請数

②　会頭賞（後援・協賛含む）

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
５月２４日		優良従業員表彰	東京硝子製品協同組合
５月３１日	６月２９日	第６２回東京仏壇展示コンクール	東京唐木仏壇工業協同組合
１１月２９日		令和５年度　関東地方発明表彰	(公社)発明協会
１２月　６日	１２月１０日	第６６回東京都児童生徒発明くふう展	東京都
３月　１日	３月　３日	第６２回東京手描友禅染芸展コンクール展示会	東京都工芸染色協同組合
３月１４日		２０２３年度しんきん優良企業表彰	(一社)東京都信用金庫協会、しんきん協議会連合会、東京事業経営者会

③　共催・後援・協賛

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
３月１１日	５月３０日	アースデイ東京２０２３	アースデイ東京２０２３実行委員会
３月１８日	１０月　８日	Ｔｏｋｙｏ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　Ｆｒｉｅｎｄｓｈｉｐ　Ｐｒｏｊｅｃｔ	(公社)東京青年会議所
４月　１日	２月２８日	令和５年度法人赤十字活動資金募集	日本赤十字社東京都支部

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
４月　１日	３月３１日	２０２３年度珠算能力検定試験・暗算検定試験	(一社)東京珠算教育連盟
４月　２日	４月　２日	Ａｌｌ　Ｊａｐａｎ　Ｓｏｒｏｂａｎ　Ｃｈａｍｐｉｏｎｓｈｉｐ　２０２３	(一社)日本計算技能連盟
４月１２日	４月１５日	ＩＮＴＥＲＭＯＬＤ２０２３（第３４回金型加工技術展）／金型展２０２３	(一社)日本金型工業会
４月１８日	４月１８日	ＩＣＣ　Ｔｏｋｙｏ　Ａｒｂｉｔｒａｔｉｏｎ　ｄａｙ　２０２３	国際商業会議所 日本委員会
４月２８日		第１３回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃ　ｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
５月２４日	５月２５日	Ｐｒｅｍｉｕｍ　Ｔｅｘｔｉｌｅ　Ｊａｐａｎ　２０２４　Ｓｐｒｉｎｇ／Ｓｕｍｍｅｒ展	(一社)日本ファッション・ウィーク推進機構
５月　４日	５月　６日	ラ・フォル・ジュルネ　ＴＯＫＹＯ２０２４	ラ・フォル・ジュルネＴＯＫＹＯ２０２０運営委員会（㈱ＫＡＪＩＭＯＴＯ・㈱東京国際フォーラム・三菱地所㈱）
５月１３日	６月１６日	流通・小売業ＣＩＯアカデミー	日本小売業協会
５月１５日	３月３１日	第２３回（２０２３年度）エネルギッシュ・タウン事業	東京販売士協会
５月１７日	５月１９日	自治体総合フェア２０２３	(一社)日本経営協会
５月１７日	５月２９日	企業立地フェア２０２３	(一社)日本経営協会
５月１９日		経営者のための健康経営セミナー（基礎編）	アクサ生命保険㈱
５月１９日	５月１９日	五月例会「ＬＯＶＥ　ＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮ２３！」	(公社)東京青年会議所
５月２４日	５月２６日	２０２３ＮＥＷ環境展	日報ビジネス㈱
５月２６日		第１４回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃ　ｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
６月　１日	６月３０日	令和５年度就職差別解消促進月間	東京都
６月　１日	９月１３日	令和５年度東京都産業教育振興会「作文コンクール」	東京都産業教育振興会
６月　７日	６月　８日	ＴＳＫ＆ＮＦＪ合同展２０２３－２４　Ａｕｔｕｍｎ＆Ｗｉｎｔｅｒ	東京装身具工業協同組合、ニューファッションジュエリー協同組合
６月　９日		社会人のための歌舞伎鑑賞教室	（独）日本芸術文化振興会
６月１２日		チェコ・日本　ビジネス投資フォーラム２０２３	チェコ共和国大使館・チェコインベスト・チェコ産業連盟
６月１４日	１１月１５日	ＡＳＰＩＣクラウドアワード２０２３	(一社)日本クラウド産業協会
６月１８日	６月１８日	第６２回全国和裁技能コンクール	(一社)全国和裁着装団体連合会
６月２１日		「銀の認定」申請対策セミナー	アクサ生命保険㈱
６月２２日	３月３１日	西武１００年企業の会	西武信用金庫
６月２３日		第１５回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃ　ｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
６月２７日		【建設事業者向け】来るべき２０２４年問題に向けた労働人材対策～他社に学ぶ！人材確保・人材定着の取組事例～	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行、㈱きらぼしコンサルティング
６月２８日		外国人留学生大卒等合同就職面接会	東京労働局　東京外国人雇用サービスセンター
６月２９日	９月２３日	第８回　芝浦ビジネスモデル・コンペティション	芝浦工業大学
７月　１日	１月　９日	第２６回グッド・ペインティング・カラー（環境色彩コンペティション）	(一社)日本塗料工芸会／日本塗料商業組合／(一社)日本塗装工業会／グッド・ペインティング・カラー委員会

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
７月　１日	３月３１日	第４９回発明大賞表彰事業	(公財)日本発明振興協会、㈱日刊工業新聞社
７月　１日	７月３１日	令和５年度　ヒートポンプ・蓄熱月間オンライン開催	(一財)ヒートポンプ・蓄熱センター
７月　６日		山上信吾 前・駐オーストラリア日本国特命全権大使による講演会・交流会	日豪経済委員会
７月　６日・２０日		社会人のための歌舞伎鑑賞教室	（独）日本芸術文化振興会
７月１２日	７月１４日	国際モダンホスピタルショウ２０２３	(一社)日本経営協会
７月１３日		７月定例会「ゼロカーボンニュートラル～中小企業の持続可能な脱炭素へ向けて～」	(公社)東京青年会議所
７月１４日		「スペイン・グリーンモビリティ戦略」ウェビナー	スペイン大使館経済商務部
７月１９日	１２月１３日	２０２３年度ワールドビジネス研究会社会貢献事業　オンライン開催	(一社)東京都中小企業診断士協会、ワールドビジネス研究会（ＷＢＳ）
７月２１日		２０２３年度第１回人材移動推進情報交換会	(公財)産業雇用安定センター
７月２５日		第５５回管工機材・設備総合展	東京管工機材商業協同組合
７月２８日		第１６回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
７月３１日	３月３１日	未来Ｘ　ｍｉｒａｉ　ｃｒｏｓｓ（２０２３年度）	㈱三井住友銀行、ＳＭＢＣ日興証券㈱、ＳＭＢＣベンチャーキャピタル㈱
７月３１日		清水和彦 在エジプト日本国大使館　参事官・経済部長による講演会・交流会	日本・エジプト経済委員会
８月　４日		復興まちづくりシンポジウム「第１６回専門家と共に考える災害への備え～関東大震災１００年、首都直下地震の復興まちづくり支援に備える～」	災害復興まちづくり支援機構
８月　４日	８月　６日	ものづくり・匠の技の祭典２０２３	東京都
８月１８日		企業の人的資本投資と禁煙推進／禁煙推進の事例大公開	禁煙推進企業コンソーシアム
８月２５日		第１７回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
８月２８日	９月２日	Ｒａｋｕｔｅｎ　Ｆａｓｈｉｏｎ　Ｗｅｅｋ　ＴＯＫＹＯ	(一社)日本ファッション・ウィーク推進機構
８月２８日		アイルランド投資セミナー・交流会	アイルランド政府産業開発庁
８月３０日		伊藤康一 駐ニュージーランド特命全権大使によるオンライン講演会	日本ニュージーランド経済委員会
９月　１日	９月　１日	ＪＡＦＣＡ創立７０周年記念イベント－『感性価値』が描く未来－	(一社)日本流行色協会
９月　１日	１０月３１日	「声かけ・サポート」運動　強化キャンペーン	東日本旅客鉄道㈱
９月　１日	１１月３０日	令和５年度職場のメンタルヘルス対策推進キャンペーン	東京都
９月　６日	９月　８日	「第９６回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋２０２３」「東京インターナショナル・ギフト・ショー秋２０２３第１４回ＬＩＦＥ×ＤＥＳＩＧＮ」	㈱ビジネスガイド社
９月１５日	９月２１日	令和５年度第１回東北３県（岩手・宮城・福島）ふるさと市	東京都
９月１７日		トラックフェスタＴＯＫＹＯ２０２３	(一社)東京都トラック協会

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
９月２２日		第１８回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
９月２２日		とうきょうＪＯＢフェスタ	(公財)東京しごと財団
９月２３日		第２８回暮らしと事業のよろず相談会	よろず相談実行委員会
９月２４日		列島縦断！２０２５年日本国際博覧会鉄道コンテナリレー〈隅田川〉	(一社)夢洲新産業・都市創造機構
９月２４日		９月定例会「ＴＨＥ　ＯＮＥ」	(公社)東京青年会議所
９月２６日	９月２６日	エコアクション２１フォローアップセミナー	特定非営利活動法人東京城南環境カウンセラー協議会
９月２９日		日本ペルー外交関係樹立１５０周年記念セミナー	(一社)ラテンアメリカ協会
１０月　２日	１１月３０日	２０２３しんくみ食のビジネスマッチング展　ー食の商談会ー　オンライン開催	全国信用協同組合連合会、(一社)全国信用組合中央協会、(一社)東京都信用組合協会
１０月　３日	１０月　６日	ＪＡＰＡＮ　ＰＡＣＫ　２０２３　日本包装産業展	(一社)日本包装機械工業会
１０月１０日 ・１７日 ・１８日		外国人留学生大卒等合同就職面接会	東京労働局　東京外国人雇用サービスセンター
１０月１１日		産業保健フォーラム　ＩＮ　ＴＯＫＹＯ　２０２３	東京労働局
１０月１３日	１月３１日	令和５年度防災ウーマンセミナー	東京都
１０月１７日	１０月２０日	ＣＥＡＴＥＣ２０２３	(一社)電子情報技術産業協会
１０月１７日		オンラインセミナー「連鎖倒産から自社を守ろう。～取引先の経営状態を把握するための最新情報～」	損害保険ジャパン㈱
１０月１７日		サステナビリティ経営促進セミナー	東京都
１０月１８日		講演会「グローバルサウスの政治経済学」	(一社)ラテンアメリカ協会
１０月１８日		第５回都心サミット	(一社)大都市政策研究機構 明治大学
１０月２６日		第１２回さわやか信用金庫物産展	さわやか信用金庫
１０月１９日		経営者のための健康経営セミナー（基礎編）	アクサ生命保険㈱
１０月２８日 １１月　３日		スポーツ・オブ・ハート２０２３ スポーツ・オブ・ハート２０２３ｉｎ大分	(一社)スポーツオブハート、 スポーツオブハート２０２３ｉｎ大分実行委員会
１０月２３日	１１月　１日	第３６回東京国際映画祭	(公財)ユニジャパン
１０月２５日	１１月１７日	組合まつり　ｉｎ　ＴＯＫＹＯ ～技と食の祭典！～	東京都中小企業団体中央会
１０月２６日		事業継続のための退職金・健康経営セミナー	アクサ生命保険㈱
１０月２６日	１０月２９日	ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２３大阪	ツーリズムＥＸＰＯジャパン推進室
１０月２７日		第１９回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
１０月２１日	１０月２２日	ＤＩＶＥＲＳＩＴＹ　ＣＡＲＥＥＲ　ＦＯＲＵＭ　２０２３	認定特定非営利活動法人ＲｅＢｉｔ
１０月３１日		大規模地震に対応した内航フェリー・ＲＯＲＯ船を活用した代替輸送ワークショップ（オンライン）	国土交通省 北陸地方整備局
１０月３１日		エジプトビジネスセミナー	日本・エジプト経済委員会

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
１１月　１日		大規模地震に対応した外貿コンテナ代替輸送訓練（オンライン）	国土交通省 北陸地方整備局
１１月　１日	１１月　１日	オープンバッジ大賞	(一財)オープンバッジ・ネットワーク
１１月　１日	１１月３０日	第２７回いたばし産業見本市会場とオンラインのハイブリット開催	板橋区、いたばし産業見本市実行委員会
１１月　１日	１月１３日	第１３回東京屋外広告コンクール	(公社)東京屋外広告協会
１１月　１日	１２月　１日	連続立体交差事業の広報への協力	東京都連続立体交差事業促進協議会
１１月　２日	１月３１日	令和５年度東京防災ホリデーセミナー	東京都
１１月　２日		令和５年度介護と仕事の両立推進シンポジウム	東京都
１１月　４日	１１月　５日	第２２回ドリーム夜さ来い祭り	(一財)ドリーム夜さ来い祭りグローバル振興財団
１０月２５日	１０月２６日	ＴＳＫ＆ＮＦＪ合同展２０２４　Ｓｐｒｉｎｇ＆Ｓｕｍｍｅｒ	東京装身具工業協同組合、ニューファッションジュエリー協同組合
１１月　９日	１１月１０日	東京くらしのフェスティバル	(公財)東京都中小企業振興公社
１１月１０日		健康経営会議２０２２	健康経営会議実行委員会
１１月１０日		第１９回　産業廃棄物と環境を考える全国大会	(公財)全国産業資源循環連合会、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団
１１月１３日	１１月１９日	第３１回ニューヨーク最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
１１月１５日	１１月１７日	ビルメンヒューマンフェア＆クリーンＥＸＰＯ２０２３	(公社)全国ビルメンテナンス協会 (一社)日本能率協会
１１月１５日		ＡＳＰＩＣクラウドアワード２０２３	(一社)日本クラウド産業協会
１１月１８日		第２０回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
１１月２１日		生活者の新ライフスタイルを考えるフォーラム２０２３	日本小売業協会
１１月２１日	１１月２２日	２０２３“よい仕事おこし”フェア～地域を応援！信用金庫がつなぐ大商談会	城南信用金庫
１１月２１日	１１月２２日	第3回Ｃｈａｌｌｅｎｇｅ万博『いのち輝く未来社会』へ	関西イノベーションイニシアティブ、㈱三井住友銀行
１１月２２日		＜セミナー＞ＥＸＰＯ２０２５まで５００日！セミナー　行ってみて！参加してみて！万博最新情報」	㈱りそな銀行、㈱埼玉りそな銀行、㈱関西みらい銀行、㈱みなと銀行
１１月２２日		モーリシャスビジネスフォーラム及び商談会	モーリシャス共和国経済開発総局（ＥＤＢ）
１１月２３日		ＧＲＡＮＤ ＣＹＣＬＥ ＴＯＫＹＯレインボーライド・マルチスポーツ	東京都
１１月２４日		ＭＣＰＣ　ａｗａｒｄ２０２３	モバイルコンピューティング推進コンソーシアム
１１月２９日		部落解放・人権文化フォーラム２０２３	部落解放・人権文化フォーラム実行委員会
１１月１７日		知的財産セミナー２０２３　オンライン開催	日本弁理士会関東会
１１月３０日		令和５年度中小企業のための障害者雇用支援フェア	東京都
１１月３０日		令和４年度「えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー」東京会場	(公財)人権教育啓発セミナー
１月３１日	２月　２日	ＥＮＥＸ２０２４「第４８回地球環境とエネルギーの調和展」	(一財)省エネルギーセンター

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
８月３１日		令和５年度福島県企業立地セミナー ※ハイブリッド形式	福島県、福島県企業誘致推進協議会
１２月　４日	１２月１８日	第７５回全東京珠算選手権大会	(一社)東京珠算教育連盟
１２月　５日		西武１００年企業の会　納会	西武信用金庫
１２月　６日		エコプロ２０２３	日本経済新聞社
１２月　７日		令和５年度東京都中小企業知的財産シンポジウム	東京都、（公益）東京都中小企業振興公社（東京都知的財産総合センター）
１２月　７日		講演会「イノベーションの継続的実現を目指す」	(公社)日本発明振興協会
１２月　７日		著作権セミナー　「ＤＸ時代に必要な著作権コンプライアンスの新常識　～デジタル文献・ビッグデータ活用時に潜む著作権侵害リスクの落とし穴～」	(一社)学術著作権協会、ＲｉｇｈｔｓＤｉｒｅｃｔ　Ｊａｐａｎ㈱
１２月１１日	１月２１日	令和５年度防災コーディネーター研修【地域生活編】 オンライン開催	東京都
１２月１１日	１月２１日	令和５年度防災コーディネーター研修【職場編】 オンライン開催	東京都
１２月１２日	１２月１３日	オートカラーアウォード２０２３	(一社)日本流行色協会
１２月１７日	１２月１７日	第７６回全東京珠算選手権大会	(一社)東京珠算教育連盟
１２月１８日		特定技能職種就職面接会	東京労働局　東京外国人雇用サービスセンター
１２月２１日	１２月２５日	東京ミチテラス２０２２	東日本旅客鉄道（株）・三菱地所（株）
１２月２２日	１２月２４日	買って応援！「東北３県（岩手・宮城・福島）ふるさと市」	東京都
１２月２２日		第２１回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
１２月２３日	１２月２３日	アカウンティングコンペティション第８回（２０２３年）	アカウンティングコンペティション準備委員会
１月　３日	１月　７日	Ｊ－ＣＵＬＴＵＲＥ　ＦＥＳＴ／にっぽん・和心・初詣２０２４	㈱東京国際フォーラム
１月１１日	１月１２日	２０２４ＪＴＡアニュアルカンファレンス	(一社)日本テレワーク協会
１月１２日		とうきょうＪＯＢフェスタ	(公財)東京しごと財団
１月１２日	１月３１日	第２１回東京シティガイド検定	(公財)東京観光財団
１月１５日	１月３１日	脱炭素経営セミナー	東京都地球温暖化防止活動推進センター
１月２４日		経営者のための健康経営セミナー（基礎編）	アクサ生命保険㈱
１月２５日	１月２５日	ＴＯＫＹＯイイシナ展示商談会	東京都
１月２６日		第２２回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
１月２９日		外国人留学生大卒等合同就職面接会	東京労働局　東京外国人雇用サービスセンター
２月　１日		令和４年度「ＣＳＲ（企業の社会的責任）と人権セミナー」東京会場	(公財)人権教育啓発セミナー
２月　１日		第７回障害者職場体験実習面談会	(公財)東京しごと財団
２月　４日	２月１０日	第７回創作きもの・リメイクコンクール	(一社)全国和裁着装団体連合会
２月　５日	２月　７日	流通大会２０２４	(公財)流通経済研究所

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
２月　６日	２月　８日	「第９７回東京インターナショナル・ギフト・ショー春２０２４」「東京インターナショナル・ギフト・ショー春２０２４第１５回ＬＩＦＥ×ＤＥＳＩＧＮ」	㈱ビジネスガイド社
２月　８日		ＴＯＫＹＯイイシナ展示商談会	東京都
２月　８日	３月　６日	ライフ・ワーク・バランスＥＸＰＯ東京２０２４	東京都
２月　９日		共生社会と人権に関するシンポジウム	(公財)人権教育啓発センター
２月１０日		事業継続のための退職金・健康経営セミナー	アクサ生命保険㈱
２月１１日		橿原神宮紀元祭	橿原神宮
２月１４日		ＪＤＬＡ　Ｃｏｎｎｅｃｔ～生成ＡＩ活用への道筋：組織にあった導入の勘所をつかもう～	(一社)日本ディープラーニング協会
２月１４日	２月１６日	第５８回　スーパーマーケット・トレードショー２０２４	(一社)全国スーパーマーケット協会
２月１６日		２月例会　誰やるの？私でしょ！これが〈新時代の〉健康経営	(公社)東京青年会議所
２月１６日		２０２３年度第２回人材移動推進情報交換会	(公財)産業雇用安定センター
２月１６日		第８回　障害者職場体験実習面談会	(公財)東京しごと財団
２月１６日	２月１７日	ＴＯＫＹＯデジタルキャリアフェア～ＩＴデジタル就職展～	東京都
２月１７日		２０２２年度第２回人材移動推進情報交換会	(公財)産業雇用安定センター
２月１９日	２月２４日	第５３回ロサンゼルス最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
２月１９日	３月１８日	令和５年度春期外国人留学生インターンシップ	東京労働局　東京外国人雇用サービスセンター
２月２２日		第２３回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
２月２２日		第２３回ＪＩＰＡ知財シンポジウム	(一社)日本知的財産協会
２月２４日		事業継続のための退職金・健康経営セミナー	アクサ生命保険㈱
２月２６日		クールジャパン・プラットフォームアワード２０２４	クールジャパン官民連携プラットフォーム
２月２８日		令和５年度働き方改革支援セミナー	東京都社会保険労務士会
２月２９日		チェコ・日本　ビジネス投資フォーラム２０２４	チェコ共和国大使館・チェコ産業連盟
３月　３日		東京マラソン２０２４	(一社)東京マラソン財団
３月　７日	３月１１日	東日本大震災風化防止イベント　～復興・その先へ２０２４～	東日本大震災復興フォーラム実行委員会
３月１２日	３月１５日	リテールテックＪＡＰＡＮ２０２４（第４０回流通情報システム総合展）	㈱日本経済新聞社
３月１３日	３月１９日	第５２回大いわて展	岩手県、岩手県内全市町村、県内商工・農林水産関係団体、いわての物産展等実行委員会
３月１３日	３月１４日	令和５年度総務省・ＮＩＣＴ　Ｅｎｔｒｅｐｒｅｎｅｕｒｓ’　Ｃｈａｌｌｅｎｇｅ２Ｄａｙｓ	国立研究開発法人情報通信研究機構
３月１９日		日本クリエイション大賞２０２３	(一社)日本ファッション協会
３月１１日	５月３０日	アースデイ東京２０２４	アースデイ東京２０２４実行委員会

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
３月１１日	３月１６日	Ｒａｋｕｔｅｎ　Ｆａｓｈｉｏｎ　Ｗｅｅｋ　ＴＯＫＹＯ	(一社)日本ファッション･ウィーク推進機構
３月１１日		電子帳簿保存法への対応と業務効率化	文京区
３月１２日		第３４回流通交流フォーラム	日本小売業協会
３月１２日	３月１２日	「仲裁の日」記念行事セミナー	(一社)日本国際紛争解決センター
３月１３日		得意先から選ばれるための脱炭素経営実践セミナー	文京区
３月１５日		健康経営会議２０２３	健康経営会議実行委員会
３月２２日		第２４回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
３月２７日		第２８回全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト	(公社)日本吹奏楽指導者協会
３月２８日		航空政策研究会　シンポジウム	航空政策研究会
３月２８日		健康経営フェスタ２０２４	東京都社会保険労務士会
３月２９日	３月２９日	Ａｌｌ　Ｊａｐａｎ　Ｓｏｒｏｂａｎ　Ｃｈａｍｐｉｏｎｓｈｉｐ　２０２４	(一社)日本計算技能連盟

(16) 資料収集・閲覧

①－１）　東商の蔵書資料（２０２４年３月３１日現在）

受入件数	６７７件
除籍件数	５６５件
蔵書総数	１９，３８４件
資料発送件数	国内１，１１８件

蔵書内訳分類別資料数

Ⅰ．書籍の部				計　１９，１６４
	1	和書	１１，３６８	
	2	社史・団体史	３，２６１	
	3	洋書	２２２	
	4	製本雑誌・新聞	２９１	
	5	和雑誌	２９９	
	6	新聞	４５６	
	7	洋雑誌	４	
	8	書籍（未遡及分）	３，２６３	
Ⅱ．書籍以外の部				計　２２０
	1	ビデオ	７６	
	2	ＣＤ－ＲＯＭ、ＤＶＤ	１４４	

（Ⅰ.書籍１～８の内訳）

分類	年度末数	分類	年度末数
経済一般	３，９８６	社会問題	９６９
企業・経営	３，０９９	一般書	１，４８１
金融・銀行・保険	４８４	統計・年鑑類	９５２
財政	３０１	会社録	５３８
商業	１，５７１	新聞・雑誌	１，０５０
交通・運輸	４８７	書籍（未遡及分）	３，２６３
生産業	９８３	合計	１９，１６４

①－２）　マイクロフィルム資料

当センター所蔵資料のマイクロフィルム化	７８０リール（１０，０３７冊／２８，４２９件）

② 全国商工会議所関連資料ＤＶＤ・オンライン版頒布実績累計（２０２３年１月～１２月）

経済資料センター所蔵資料を基に制作され、丸善雄松堂㈱が発売したデジタル版「全国商工会議所関係資料」「第Ⅰ期：東京商工会議所関係資料（１８７７（明治１０）年～１９６５（昭和４０）年)」および「第Ⅱ期：東アジア日本人商工会議所関係資料（１９０３（明治３６）年～１９４５（昭和２０）年)」並びにシリーズ最終版「第Ⅲ期国内各地商工会議所および日本商工会議所関係資料（１８８７（明治２０）年～１９４５（昭和２０）年)」を図書館・大学に頒布している。(企画・発行は当商工会議所)

１）第Ⅰ期：東京商工会議所関連資料　（累積）ＤＶＤ版７１６枚　３５図書館・大学等
オンライン版　１１大学等

２）第Ⅱ期：東アジア日本人商工会議所関係資料　（累積）ＤＶＤ版４５２枚　２７図書館・大学等
オンライン版　１３大学等

３） 第Ⅲ期：国内各地商工会議所および日本商工会議所関係資料　オンライン版　２９図書館・大学等

③ 他団体資料提供

従来無償提供していた東商所蔵の画像貸出を２０２２年度より有償とした。貸出対象は従来通り会員企業、各地商工会議所、地方公共団体のみ。

※例外として以下について無償提供可能としている。

・東京商工会議所プレスリリースに付随する写真

・渋沢関連企業で渋沢翁に関する資料（２０２４年度末まで）

	提供資料	提供先	印刷・展示名
1	紀念写真帖（渡米実業団の渋沢写真）	清水建設㈱	清水コーポレートレポート２０２３、社内報「しみずマンスリー」２０２３年１１月号、日刊建設工業、日刊建設通信、ニューリーダー２０２３年１２月号、広島平和祈念卒業設計展２０２４パンフレット、雑誌「経済界２月号」、日刊建設工業新聞
2	紀念写真帖（渡米実業団の渋沢写真）	北里柴三郎記念館	みずほ銀行熊本支店１３０周年講演資料にて使用
3	紀念写真帖（渡米実業団の渋沢写真）	東日本旅客鉄道㈱	ＪＲ東日本企画「駅からハイキング」のイベントポスターに掲載（※イベント期間中、渋沢ミュージアムにも立ち寄れるコースとなっている。）
4	渋沢栄一像（オフィス撮影）	板橋区	渋沢栄一顕彰デジタルブック

④ Ｃｈａｍｂｅｒ’ｓ　Ｇａｌｌｅｒｙ（チェンバーズ・ギャラリー）

１２９名（２０２３年4月１日～２０２４年3月３１日）

経緯：１９２６（大正１５）年４月に設立された商工図書館は、１９９５（平成７）年６月に経済資料センターに名称変更した。２０１８（平成２９）年１２月の新ビル設立に伴い、会員が自由に閲覧できるスペースとして「Ｃｈａｍｂｅｒ’ｓ　Ｇａｌｌｅｒｙ（チェンバーズ・ギャラリー)」をオープンした。蔵書（東京商工会議所関連資料に特化）は全て外部倉庫。取寄せ後閲覧。

⑤ アーカイブ資料収集・整備・管理

２０２８年の東京商工会議所創設１５０周年を見据え、東京商工会議所が事業活動を行う際に利用した物品、写真、デザイン等の現物を収集し、整備・管理を行う。

バーコード管理　３２２点

ダンボール管理（バーコード未整備）５６箱

(17) 各種支援事業

① 第２１回「勇気ある経営大賞」

「勇気ある経営大賞」は、過去に拘泥することなく理想を追求し、常識を打破するなど、厳しい経営環境にありながら、“勇気ある挑戦をしている”中小企業を顕彰する制度。本顕彰制度を通じ、後に続く企業に勇気を与え、ひいては経済の活性化に資することを目的に実施している。

第２１回は、スタートアップ（ＳＵ）部門を新設し、２０２３年１０月２０日から２０２４年３月６日まで募集を行い、総合部門５６件/５６社、ＳＵ部門４４件/４４社の応募があった。総合部門の贈賞を見直し、奨励賞を業種別で選ぶ部門賞として、会員が投票で選ぶ会員企業賞を新設した。ＳＵ部門は、贈賞をＳＵ部門大賞、ＳＵ部門奨励賞とし、選考体制はイノベーション・スタートアップ委員会の委員を中心に構成した。

1) 顕彰制度の概要

a. 選考基準

総合部門

過去に拘泥することなく大きく経営の舵をきる決断を下し､“勇気ある挑戦”をしている企業を評価する。“勇気ある挑戦”の取り組みの結果、得られた製品・サービスの革新性などや、経営理念・経営手法を中心に選考を行い、業績・財務状況は副次的参考要素にとどめる。

スタートアップ部門

「大きなリスク」「高い障壁」「常識の打破」に挑戦し、「高い理想を追求」することを“勇気ある経営”として評価する。また、起業に至った背景や動機、起業してからの実績・成果に加えて、事業計画の実現可能性、新規性、成長性、社会貢献性に鑑み選考する。

b. 賞金

総合部門

「大　賞」　２００万円　、「優秀賞」　５０万円　、「特別賞」　５０万円

スタートアップ部門

「スタートアップ部門大賞」　１００万円

c. 募集期間

２０２３年１０月２０日～２０２４年３月６日

d. 応募資格

次の①②のいずれにも該当する企業もしくは企業グループ（自薦・他薦は問わない)。

①中小企業基本法に定める中小企業で、原則として未上場企業。

②東京都に事業活動の拠点（支社、支店、工場、営業所、事務所等も含む）を置く企業。

但し、１都８県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・茨城県・栃木県・山梨県・静岡県）に本社機能がある企業に限る。なお、東京商工会議所の会員・非会員を問わない。

スタートアップ部門は、上記に加え２０２４年３月３１日時点で創業１０年以内であること

e. 後援

日本商工会議所、関東商工会議所連合会、東京都商工会議所連合会

2) 運営組織

総合部門

実行委員会（委員長＝東京商工会議所　副会頭　　倉　石　誠　司）

選考委員会（委員長＝早稲田大学　教授・東京大学　名誉教授　　藤　本　隆　宏　氏）

選考ワーキンググループ（座長＝早稲田大学　名誉教授　　鵜　飼　信　一　氏）

審査専門委員（中小企業診断士９名で構成）

スタートアップ部門

選考委員会（委員長＝東京商工会議所　副会頭　　倉　石　誠　司）

審査専門委員（中小企業診断士９名で構成）

3) 応募総数

総合部門　５６件/５６社　　スタートアップ部門　４４件/４４社

4)　実行委員会、選考委員会

５月３０日　（１１名）実行委員・選考委員合同会議

９月２７日　（　６名）実行委員会：第２１回の実施・運営について、審議し承認された。

5)　視察会（参加対象：実行委員）

５月３０日　（　８名）訪問先：㈱丸髙工業（於：サイレントシステムセンター）

９月２７日　（　５名）訪問先：㈱若松（於：東京港醸造）

6)　ＰＲ

２０２３年度以降の実施・運営の変更により、第２１回募集前までの期間に同賞・受賞企業を継続的にＰＲする強化期間とした。

a.公式Ｘ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）

総ポスト数：８１１件

b.ビジネスメディア「ＰＩＶＯＴ」

本事業の認知度向上、および新設するスタートアップ部門を広く周知するため、若い経営者・役職者層に多く見られているビジネスメディア「ＰＩＶＯＴ」にて番組を制作・配信。本事業の魅力や第２０回受賞企業５社に関するインタビューを放映。また、第２０回受賞企業５社のＰＲ動画も制作した。

番組出演者　東京商工会議所　副会頭・第２１回勇気ある経営大賞実行委員長　　倉　石　誠　司

インタビュー出演　㈱高山医療機械製作所、東信水産㈱、フジ産業㈱、㈱佐藤製作所、㈱ミライロ

c.　東京メトロポリタンテレビジョン「中小企業の底ヂカラ」

１月２０日放送回にて、㈱若松（第１７回特別賞）のその後の挑戦を放映し、第２１回「勇気ある経営大賞」募集告知及び受賞企業のＰＲを図った。

d.　イベント・展示会

８月　８日～　８月１０日　展示　於：東京商工会議所１階多目的スペース

（今までの受賞企業のＰＲパネルを展示）

８月　８日～　８月２８日（参加者２５２人）

「色で表すあなたの“勇気”とは～『勇気ある経営大賞』をあなた色に染めてください！～」

於：東京商工会議所１階多目的スペース

（勇気ある経営大賞のロゴに自由に色を塗ってもらうとともに、「あなたの勇気」を記入してもらう塗り絵イベント）

１１月２０日～２２日　　産業交流展　　於：東京ビックサイト

（第１～５回受賞企業（エビナ電化工業㈱、坂田電機㈱、東成エレクトロビーム㈱、㈱チバダイス）の製品･サービスや今までの受賞企業のＰＲパネルを展示したほか､ブース内イベント（クイズ）を実施）

１２月　６日・　７日　　東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ　　於：東京ビックサイト

（第６～１０回受賞企業（㈱環境経営総合研究所、㈱ズーム・ティー、アラヤ㈱、小杉造園㈱）の製品･サービスや今までの受賞企業のＰＲパネルを展示したほか､ブース内イベント（クイズ）を実施）

２月１５日・１６日　　第１０回町工場見本市　　於：東京国際フォーラム

e.　受賞企業対象「三重県内企業視察会・四日市商工会議所との懇談会・懇親会」

９月４日・５日（２５名）　　訪問地：三重県鈴鹿市・四日市市・伊賀市
内　容：(a).視察
・ホンダモビリティランド㈱　鈴鹿サーキット
・本田技研工業㈱　鈴鹿製作所
・ＤＭＧ森精機㈱　伊賀事業所
(b).懇談
・四日市商工会議所
※工業部会ものづくり分科会共催

f.　本部・支部賀詞交歓会への受賞企業招待
３月　６日　中央支部　　於：ロイヤルパークホテル　　大智化学産業㈱

g.　講師派遣協力
１０月１８日　　渋谷支部経営サービス分科会（４４名）
「事業所のイノベーションを生み出すカギは女性活躍にある！
～事例から学ぶ企業活性化セミナー＆交流会」
㈲原田左官工業所　社長　　原　田　宗　亮　氏
㈱佐藤製作所　常務取締役　　佐　藤　修　哉　氏

h.　他団体表彰事業への推薦
１１月　　令和５年度東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞　　㈱小宮商店　　奨励賞受賞

②　中小企業国際展開支援事業

「中小企業海外展開エキスパート制度」の運営を通じて、海外ビジネスに課題を抱えている中小企業の実務的な問題解決を図るとともに、公的機関との連携を深めつつ相談あっせんや支援施策を紹介等することにより、中小企業の国際展開を支援した。

1)　中小企業海外展開エキスパート制度
中小企業の国際展開支援に豊富な実績をもつ個人・法人企業・団体を「中小企業海外展開エキスパート」として登録し、有償での支援を希望する中小企業からの依頼に対してマッチングを行い、国際展開の過程で発生する様々な課題の解決を支援する制度。公的機関等で実施している無料相談だけでは十分な準備や対応ができない企業が本制度を利用することにより、国際展開における成功の確率を高めることを狙いとする。
登録エキスパート数・支援件数
・登録エキスパート企業数　　３３社
・エキスパートによる支援件数　　６件

③　人材確保支援事業

1)　会員企業と学校法人との就職情報交換会
会員企業の人事担当者と、大学や専門学校等の学校法人の就職支援担当者が一堂に会し、主に２０２４年新卒者の採用に関する情報や、インターンシップ・職場体験等に関する情報交換を行った。
a.　４月２１日　第　１回（企業２５８社 ／ 学校法人８３校／ 面談数３，１１４件）
於：東京都立産業貿易センター浜松町館
b.　１０月　４日　第　２回（企業３１０社 ／ 学校法人９０校 ／面談数３，５２５件）
於：東京都立産業貿易センター浜松町館
c.　１月２６日　第　３回（企業２５３社 ／ 学校法人７９校／ 面談数２，９８１件）
於：東京都立産業貿易センター浜松町館
d.　採用数　２５５名

※２０２１年度、２０２２年度に開催の「会員企業と学校法人との就職情報交換会」を契機とした、２０２３年度の採用実績

2)　東商ジョブサイト

２０２４年３月卒業の新卒者・外国人留学生・既卒・中途・第二新卒等に求人情報およびインターンシップ・職場体験情報等を提供する「東商ジョブサイト」を運営。会員企業の事業内容や募集要項等を掲載。また、人材確保の促進を目的に、希望する求人企業の登録情報を連携する再就職支援会社や産業雇用安定センターに提供。２月２６日付で閉鎖し、本サイトにおける再就職支援会社や産業雇用安定センターとの連携も終了した。

a.　掲載期間：２０２３年　３月　６日～２０２４年　２月２５日
b.　掲載数　：新卒・外国人留学生・既卒１６２件／中途・第二新卒３０７件／登録企業数２５９社
c.　実　績　：応募数１５１件／内定数　５名　（２月２９日時点）
d.　連携企業：ディップ㈱、㈱パソナ、パーソルキャリアコンサルティング㈱、
三井業際ヒューマンアセット㈱、㈱リクルートキャリアコンサルティング、㈱リクルート、
(公財)産業雇用安定センター

3)　採用力ＵＰプログラム

講演やグループワーク、交流・情報交換を通じて会員企業の「採用力向上」を図るプログラム。

a.　　６月　５日　第一弾　インターンシップ編（５３名）
於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３・４・５
(a)　第一部　講演
㈱リクルート　ジョブズリサーチセンター　センター長　　宇佐川　邦　子　氏
(b)　第二部　グループワーク
b.　　９月　５日　第二弾　外国人材採用編（７５名）
於：外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ/フレスク）会議室
(a)　第一部　講演
(一社)キャリアマネジメント研究所　代表理事　　千　葉　祐　大　氏
(b)　第二部　グループワーク

4)　事例から学ぶ！ジョブ型人事セミナー

他社に先駆けてジョブ型人事を導入している企業の担当者が、運用の実態や課題を解説した。

１０月１２日（　１８名）　於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ４・５
富士通㈱　Ｅｍｐｌｏｙｅｅ　Ｓｕｃｃｅｓｓ本部　Ｗｏｒｋｆｏｒｃｅ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ室
兼　Ｅｎｇａｇｅｍｅｎｔ＆Ｇｒｏｗｔｈ統括部　キャリアオーナーシップ支援部
シニアマネージャー　　武　田　　学　氏

5)　東商リレーションプログラム

「会員企業の魅力発信」と「大学・専門学校などの下級年次からの職業観の醸成」を目的に、主に大学・専門学校の１・２年生が会員企業を訪問。経営者や従業員との交流、社内見学、グループワーク等を通じて、「仕事」に対する視野を広げ、卒業後の進路を考えるうえで参考にしてもらうプログラム。企業訪問の前には、学生が訪問先について知識や理解を深めるために事前研修会を開催した。

a.　第１４回
(a)　事前研修会　：　８月　８日（企業１６社／学校法人　７校／学生６４名）
於：東京商工会議所　渋沢ホール
(b)　企業訪問期間：　８月２２日～９月２２日（企業３１社／学校法人２３校／学生のべ１９６名）

6)　都内工業・商業高校の進路指導教員と会員企業との交流会

工業・商業高校の卒業生採用や、生徒を対象としたインターンシップや職場体験に関心のある会員企業の人事担当者が、各校の進路指導教員等と個別に情報交換を行う機会として開催した。

a.　第　１回

５月１２日（学校１８校（工業高校１１校、商業高校　７校）／企業５５社）

於：東京商工会議所　渋沢ホール

共催：東京都産業教育振興会／後援：東京都教育委員会

b.　第　２回

１１月１４日（学校１３校（工業高校　６校、商業高校　６校、その他　１校）／企業６８社）

於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３・４・５

後援：東京都教育委員会／協力：東京都産業教育振興会

7)　職業訓練校の企業見学会・求人相談会

行政等が運営する職業訓練校を訪問し、実際の訓練風景等を視察するとともに、求人票の提出方法などに関する相談会を開催した。

a.　東京都立城東職業能力開発センター

７月１４日（３２名）

b.　東京都立城南職業能力開発センター

９月２１日（２６名）

c.　(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構　神奈川支部　関東職業能力開発促進センター（ポリテクセンター関東）

１１月１５日（２９名）

8)　東商×ハローワーク　わかもの就職面接会

厚生労働省東京労働局と連携し、会員企業と３４歳以下の若年者を対象とした就職面接会を開催した。

a.　第　１回　１１月　２日（企業　５社／求職者２６名／面接数３４件／採用　６名）

於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３・４・５

b.　第　２回　　３月　５日（企業１０社／求職者２５名／面接数３３件／採用　６名）

於：ＢＩＺ新宿　多目的ホール

9)　多様な人材の採用支援に向けた関係機関との連携事業

a.　とうきょうＪＯＢフェスタ＜(公財)東京しごと財団と共催＞

２０２４年３月卒業の新卒者および３４歳以下の求職者を対象とした合同企業説明会を開催した。

(a)　９月２２日（企業１０社 ／ 求職者３２名 ／ 内定　１名）

於：ＴＫＰ市ヶ谷カンファレンスセンター

(b)　１月１２日（企業１０社 ／ 求職者２４名 ／ 内定　２名）

於：ＴＫＰ市ヶ谷カンファレンスセンター

b.　外国人留学生大卒等合同就職面接会＜東京労働局　東京外国人雇用サービスセンターと連携＞

２０２４年３月卒業の外国人留学生を対象とした合同就職面接会を開催した。

(a)　第　１回　　６月２８日（企業９４社（東商募集３５社） ／ 求職者８９９名 ／ 内定１５５名（東商募集４４名））

於：新宿ＮＳビル

(b)　第　２回　１０月１０日　於：外国人在留支援センター

１０月１７日・１８日　於：小田急第一生命ビル

（企業４８社（東商募集２１社） ／ 求職者３５９名 ／ 内定３６名（東商募集１１名））

(c)　第　３回　　１月２９日（企業３２社（東商募集１１社） ／ 求職者２８１名 ／ 内定３５名（東商募集１０名））

於：新宿エルタワー

c.　特定技能職種就職面接会＜東京労働局　東京外国人雇用サービスセンターと連携＞
在留資格・特定技能での就労を希望する外国人を対象とした合同就職面接会を開催した。
１２月１８日　（企業　８社（東商募集１社）　／　求職者１８名　／　内定　４名（東商募集０名））
於：外国人在留支援センター

d.　デジタル人材確保・就職促進事業（ＴＯＫＹＯデジタルキャリアフェア・ＩＴデジタル就職展）
＜東京都と連携＞
デジタル産業に特化した、企業と求職者のマッチングイベントを開催した。
２月１６日・１７日（企業１１２社（東商募集１３社））　於：東京ドームシティプリズムホール

10)　キャリアアドバイザーとの交流会
東京しごと財団が実施する事業（成長産業分野キャリア形成支援事業、女性ＩＴエンジニア育成事業、ひとり親向けオンライン訓練・就活支援事業）との連携事業。当財団が委託するキャリアアドバイザーと人材採用に意欲のある会員企業が面談。キャリアアドバイザーが求職者に当該会員企業の求人情報を紹介し、就職を促すことで、会員企業の人材確保につなげることを目的として初めて開催した。
１１月３０日（企業１７社　／　内定　２名）　於：サクセス高田馬場ビル

11)　自衛隊東京地方協力本部と会員企業との交流会
求人情報の取次を行っている自衛隊東京地方協力本部の担当者と会員企業の人事担当者が面談し、退職を予定している自衛官の採用に関する情報交換を行う機会として初めて開催した。
１２月１８日（企業２９社）　於：自衛隊東京地方協力本部 会議室

12)　新現役交流会
経済産業省 関東経済産業局と連携し、経営課題を抱える中小企業が、豊富な実務経験・専門知識・人的ネットワークを持つ企業ＯＢ人材と面談を行う事業。企業とマネジメントメンターとのマッチングを行い、具体的な支援の契機とするために初めて開催した。
２月１４日（企業　８社／マネジメントメンター３５名／面談数４０件）
於：ＢＩＺ新宿　多目的ホール

13)　東商キャリア人材サポート
会員企業間における中高年の人材移動を目的に、本事業に登録する人材を送り出す企業（人材送出企業）の人事担当者に対し、会員企業（求人企業）の求人情報を提供。その他、「東商ワークショップ」や交流会などの事業を実施した。

a.　求人情報の提供
(a)　人材送出企業：２５社
㈱ＩＨＩ、旭化成㈱、味の素㈱、アルプスアルパイン㈱、沖電気工業㈱、コニカミノルタ㈱、㈱小松製作所、ＪＦＥスチール㈱、住友化学㈱、住友商事㈱、住友ファーマ㈱、ソニー㈱、帝人㈱、㈱東芝、東レ㈱、㈱ニコン、㈱日立製作所、富士通㈱、丸紅㈱、三井物産㈱、三菱ケミカル㈱、三菱商事㈱、ライオン㈱、㈱レゾナック、ＹＫＫ㈱
(b)　求人状況
ⅰ．　求人企業数　　：２５３社
ⅱ．　求人件数　　：４１０件（　２月２９日時点）
(c)　人材移動決定件数：　９件

b.　大手企業との求人情報面談会
求人企業の採用担当者と人材送出企業の人事担当者が一堂に会し、人材の出向や転籍による受入れに

向けた情報交換を行う。事前に双方から提出される面談希望に基づいて作成したスケジュールに沿って、各社１５分間の情報交換を実施した。

(a)　第　1回：　６月１３日（求人企業１６社 ／ 求人件数２７件／人材送出企業１９社 ／ 面談数１０８件）
於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３・４・５、ＲｏｏｍＢ１・Ｂ２

(b)　第　2回：　９月　８日（求人企業１８社 ／ 求人件数３３件／人材送出企業２０社 ／ 面談数１０３件）
於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３・４・５、ＲｏｏｍＢ１・Ｂ２

(c)　第　3回：１２月　４日（求人企業２２社 ／ 求人件数５３件／人材送出企業１９社 ／ 面談数１２１件）
於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３・４・５、ＲｏｏｍＢ１・Ｂ２

(d)　第　4回：　３月　８日（求人企業２９社 ／ 求人件数５４件／人材送出企業２０社 ／ 面談数１１８件）
於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３・４・５、ＲｏｏｍＢ１・Ｂ２

c.　東商ワークショップ

人材送出企業のうち、参加を希望する企業の実務担当者で組織。実務担当者のスキルアップと人材移動の円滑化を目的に、人材移動実務を中心とした共通の問題や課題について事例等を持ち寄り研究。全社が参集し情報交換を行う全体会合を３回開催したほか、２班に分かれ、各班がそれぞれテーマを設定し、研究を行う班別会合を毎月１回程度実施した。

(a)　全体会合

ｉ．　第　１回全体会合

日　程：　４月１７日（１５名）

於　：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ４・５

内　容：２０２２年度の活動実績および２０２３年度活動計画の報告
代表幹事・副代表幹事の選出
班の編成および班別会合キックオフ

ⅱ．　第　２回全体会合（兼大手企業人事担当者の交流会）

日　程：１１月２７日（２９名）

於　：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３・４・５、Ｂ１・２・３

内　容：講演「活かすシニア層！キャリア自律に向けた支援のあり方」
ＷＩＮＴＨ　代表　　西　川　由　喜　氏
グループ別討議

ⅲ．　第　３回全体会合

日　程：　３月　１日　（２８名）

於　：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３・４

内　容：班別研究発表
第１班「社外転進予備軍を拡大するための有効なアプローチ」
第２班「シニア層『行動を起こせない人』への一歩踏み出し支援」

(b)　班別会合

ｉ．　第　１班活動

（ｉ）　会員

沖電気工業㈱、㈱小松製作所、住友商事㈱、住友ファーマ㈱、帝人㈱、㈱ニコン

（ⅱ）　活動

第　１回　　４月１７日　於：　東京商工会議所　ＲｏｏｍＢ１

第　２回　　５月１２日　於：　住友商事㈱

第　３回　　６月　９日　於：沖電気工業㈱
第　４回　　７月１４日　於：㈱小松製作所
第　５回　　８月１０日　於：住友ファーマ㈱
第　６回　　９月２１日　於：帝人㈱
第　７回　１０月１３日　於：㈱ニコン
第　８回　１１月１０日　於：住友商事㈱
第　９回　１２月　８日　於：㈱小松製作所
第１０回　　１月１２日　於：沖電気工業㈱
第１１回　　１月２６日　於：住友ファーマ㈱
第１２回　　２月　９日　於：帝人㈱
第１３回　　２月２０日　於：㈱ニコン

ⅱ．　第　２班活動

（ⅰ）　会員

旭化成㈱、味の素㈱、アルプスアルパイン㈱、富士通㈱、ＹＫＫ㈱
※その他、ライオン㈱および㈱レゾナックは期中に離脱

（ⅱ）　会合

第　１回　　４月１７日　於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＢ２
第　２回　　５月１１日　於：アルプスアルパイン㈱研修センター
第　３回　　６月１５日　於：富士通㈱川崎工場
第　４回　　７月２０日　於：ライオン㈱
第　５回　　８月２３日　於：㈱レゾナック
第　６回　　９月２１日　於：ＹＫＫ㈱
第　７回　１０月１８日　於：味の素㈱
第　８回　１１月２９日　於：旭化成アミダス㈱
第　９回　１２月１１日　於：富士通㈱川崎工場
第１０回　　１月１７日　於：アルプスアルパイン㈱研修センター
第１１回　　２月　１日　於：オンライン会議システム　Ｔｅａｍｓ
第１２回　　２月　８日　於：オンライン会議システム　Ｔｅａｍｓ
第１３回　　２月１５日　於：オンライン会議システム　Ｔｅａｍｓ

(c)　リーダー会議

ワークショップの代表幹事、副代表幹事、各班リーダーおよびサブリーダーが、全体会合の内容やワークショップの運営・企画について議論したほか、東商キャリア人材サポートのマッチング促進に向けた意見交換を行った。

日　程：１２月２０日（　６名）
於　：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ５
内　容：報告　２０２３年度の活動について
議件　２０２４年度「東商ワークショップ」の運営について
ⅰ．　運営の方向性および年間スケジュール
ⅱ．　代表・副代表幹事候補
ⅲ．　代表・副代表幹事候補への申し送り事項等
その他　２０２４年度「東商キャリア人材サポート」マッチング促進に向けて

d.　大手企業人事担当者の交流会

中高年ベテラン人材に対する外部転進を含むキャリア支援を行う大手企業の人事業務担当者を対象に、情報交換と親睦を深めることを目的として、東商ワークショップ第２回全体会合も兼ねて開催した。

日　程：１１月２７日（２９名）
於　：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３・４・５、Ｂ１・２・３

内　容：講演「活かすシニア層！キャリア自律に向けた支援のあり方」

ＷＩＮＴＨ　代表　　西　川　由　喜　氏

グループ別討議

④　ＩＣＴ推進支援事業

1)　ザ・ビジネスモール

全国５３９の商工会議所・商工会が共同して運営（事務局：大阪商工会議所）する日本最大級の商取引支援サイト「ザ・ビジネスモール」（ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｂ－ｍａｌｌ．ｎｅ．ｊｐ／）。会員企業に向けてインターネットを活用した企業ＰＲ、商品・サービスのＰＲ、全国の企業との商談機会などを提供している。

登録社数（２０２４年３月３１日現在）

登　録　社　数	６，５２８社
総　商　談　件　数	１，２２９件
成　　約　　数	２０６件

⑤　健康経営アドバイザー研修事業

企業における「健康経営」の取組みを促進するため、「健康経営」の基礎的な知識を持ち、その普及・推進を行う「健康経営アドバイザー」を認定する研修を全国で実施した。

1)　健康経営アドバイザー研修（Ｅラーニング）の実施

２０２０年度より健康経営アドバイザー研修を自宅・勤務先のＰＣやスマートフォン・タブレットで受講するＥラーニングを導入し、全国どこからでも受講できる体制としている。

健康経営アドバイザー認定者数：１７，２９３名（内、今年度認定者数：５，２９６名）

⑥　健康経営エキスパートアドバイザー研修事業

健康経営アドバイザーの上級認定として中小企業に対し健康経営の実践方法を指導するための人材を育成する「健康経営エキスパートアドバイザー」研修を実施。第５回より導入しているＺｏｏｍによるオンライン形式のワークショップを引き続き開催し、オンライン形式とすることで受講者の利便性が向上したことにより、北海道から沖縄まで今までの集合形式では参加することが困難な地域からも多数の申し込みがあった。

健康経営エキスパートアドバイザー認定者数：２，４０３名（内、今年度認定者数：５９５名）

1)　対象者：　健康経営アドバイザー研修実施者及び所定の有資格者または実務経験者

有資格者は社会保険労務士、中小企業診断士、医師、保健師・看護師、労働衛生コンサルタント、健康運動指導士、管理栄養士、精神保健福祉士、公認心理師・臨床心理士、理学療法士の１０資格

2)　実施方法

a）知識確認テストの実施（５０問：四肢択一、試験時間９０分）概ね８０点以上合格

b）ワークショップの実施（終了後に効果測定課題のレポート提出）

第１０回

８月１４日～　８月２７日　知識確認テスト実施

於：全国２６０ヶ所のテストセンター

９月１９日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）

於：ＡＰ浜松町　会議室

講師　中小企業診断士　檜　山　敦　子　氏

講師　中小企業診断士　山　岡　洋　秋　氏

講師　社会保険労務士　吉　野　美奈子　氏

９月２３日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　中小企業診断士　山　口　　享　氏
講師　中小企業診断士　中　保　達　夫　氏
講師　中小企業診断士　河　崎　展　夫　氏

９月２４日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　中小企業診断士　島　岡　達　郎　氏
講師　中小企業診断士　中　保　達　夫　氏
講師　社会保険労務士　山　岡　洋　秋　氏

９月２６日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：リファレンス国際ビル　会議室
講師　中小企業診断士　小　川　亮　一　氏
講師　中小企業診断士　山　口　　享　氏
講師　社会保険労務士　吉　野　美奈子　氏

１０月２日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：リファレンス国際ビル　会議室
講師　中小企業診断士　小　川　亮　一　氏
講師　中小企業診断士　大　口　憲　一　氏

１０月４日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　中小企業診断士　中　保　達　夫　氏
講師　中小企業診断士　大　口　憲　一　氏
講師　中小企業診断士　河　崎　展　夫　氏

第１１回

１２月１８日～１月１０日　知識確認テスト実施
於：全国２６０ヶ所のテストセンター

２月２日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：リファレンス国際ビル　会議室
講師　中小企業診断士　島　岡　達　郎　氏
講師　中小企業診断士　檜　山　敦　子　氏
講師　社会保険労務士　吉　野　美奈子　氏

２月３日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：リファレンス国際ビル　会議室
講師　中小企業診断士　大　口　憲　一　氏
講師　社会保険労務士　山　岡　洋　秋　氏
講師　中小企業診断士　中　保　達　夫　氏

２月９日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：リファレンス国際ビル　会議室
講師　中小企業診断士　檜　山　敦　子　氏
講師　中小企業診断士　山　口　　享　氏

２月１０日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：リファレンス国際ビル　会議室
講師　中小企業診断士　河　崎　展　夫　氏
講師　中小企業診断士　中　村　　稔　氏

講師　社会保険労務士　山　岡　洋　秋　氏

２月１４日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：リファレンス国際ビル　会議室

講師　中小企業診断士　島　岡　達　郎　氏
講師　中小企業診断士　山　口　　亨　氏
講師　中小企業診断士　中　保　達　夫　氏

２月１５日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：リファレンス国際ビル　会議室

講師　中小企業診断士　中　村　　稔　氏
講師　社会保険労務士　吉　野　美奈子　氏
講師　中小企業診断士　河　崎　展　夫　氏

【健康経営エキスパートアドバイザー更新研修】

更新後の認定期間は２年間で、２０２３年度の更新対象者は第６回・第７回の資格取得者。対象者は各自の健康経営アドバイザー・エキスパートアドバイザー研修用の「マイページ」にて実施。更新手続きは下記の通り。

１．認定期間中にＷＥＢ上の研修講座を３講座以上視聴
２．上記視聴完了者のみ更新研修の申込手続きに進む
３．ＷＥＢ上で更新用のテスト（５０問択一式）を受験し８０点以上で合格

⑦　メンバーズビジネスローン事業

東京商工会議所と民間金融機関（銀行・信用金庫）との提携に基づき、東商の会員事業者が通常より優遇された条件で融資を受けられる制度として、２００４年９月１５日に本事業をスタートした。会員事業者が受けられる優遇内容は、主に融資利率や融資限度額、手数料などであり、金融機関ごとにその内容は異なる。

申し込み要件は、①東京商工会議所の会員(特別会員を含む)であること、②会費の未納がないこと、③その他各金融機関が個別に定める条件を満たしていることとなっている。

２０２３年度末時点での提携金融機関数は７である。２０２３年度の会員確認書の発行件数は３１３件、提携金融機関による融資実行は２４０件／９億９６百万円であった。なお、事業創設時からの融資実行累計では６０７億９８百万円にのぼっている。

表１　提携金融機関（２０２４年３月３１日現在）

地方銀行（１行）	きらぼし銀行
信用金庫（６金庫）	朝日信用金庫、興産信用金庫、東京東信用金庫、足立成和信用金庫、西武信用金庫、世田谷信用金庫

⑧　創業支援融資保証制度

東京商工会議所と東京信用保証協会、民間金融機関が連携し、創業予定者等に対し経営面・資金面でのサポートを行う「創業支援融資保証制度」による資金調達支援を実施している。本制度は、創業予定者等で、当所が実施する「創業計画審査会」において創業計画の「認定書」を受けるか、「東商・創業ゼミナール」を受講し「修了証」を授与した方が東京信用保証協会に保証を申込み、提携金融機関より融資を受けられるもので、運転・設備資金合わせ２，５００万円（創業前の場合は自己資金の範囲内）までを上限額とする融資保証制度である。

２０２３年度の提携金融機関による融資実行は０件であった（２０２４年３月３１日現在の融資実行ベースの実績)。

表１　提携金融機関

地方銀行（２行）	きらぼし銀行、山梨中央銀行
信用金庫（７金庫）	朝日信用金庫、さわやか信用金庫、東京東信用金庫、小松川信用金庫、西京信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫
信用組合（４組合）	全東栄信用組合、東京厚生信用組合、大東京信用組合、第一勧業信用組合

⑨　創業融資（創業支援特例）

東京都の中小企業向け融資制度メニューの一つである創業融資において、２０１５年度より創設された特例制度である。本制度は、認定特定創業支援事業（産業競争力強化法第２条に規定する区市町村が実施する事業）に準ずる支援として、商工会議所等が実施する窓口相談やセミナー等による指導を受けた創業前から創業後５年未満の者が、通常より０．４％低い利率で融資の申し込みが可能になるというもの。

申し込みの手順は、まず商工会議所等で直近１年以内に４回以上、１ヶ月以上の期間にわたる創業支援を受け、創業支援内容証明書を発行された後に、民間金融機関を通して、または東京信用保証協会に直接、信用保証の申し込みを行い、保証が決定すれば民間金融機関から融資を受けられるという流れである。２０２３年度、当所における創業支援内容証明書の発行件数は６０件であった。

⑩　小規模事業融資（小口支援特例）

２００７年度より東京都中小企業制度融資の一つとして創設されたメニューである。

本制度は、商工会議所等の経営指導員から直近１年以内に６ヶ月以上の経営指導を複数回受けた小規模事業者が対象となり、通常の小口零細企業保証制度の融資利率より０．４％低い優遇金利が適用されるもの。

２０１８年度には、融資限度額が１，２５０万円から２，０００万円へと引き上げられた。

申し込みの手順は、まず商工会議所等の経営指導を６ヶ月以上受け、経営指導内容証明書が発行された後に、民間金融機関、または東京信用保証協会に直接、信用保証の申し込みを行い、保証が決定すれば民間金融機関から融資を受けられるという流れである。２０２３年度、当所における経営指導内容証明書の発行件数は１件であった。

⑪　中小企業活力向上事業

東京都の補助事業として２３区内の中小企業を対象に、中小企業の持続的、発展的な成長に向けて、経営課題の発見（気づき）から課題解決までを切れ目なく支援することを目的に３種類の専門家派遣を実施した。

なお、当該事業の実施により、東京都中小企業振興公社の「展示会出展助成事業」や、東京都の中小企業向け融資制度「産業力強化融資（チャレンジ）」の申込要件の一部を満たすことができる。

1)　経営分析チェック（専門家派遣回数：１回）

経営指導員と中小企業診断士を企業に派遣。経営の現状分析と課題抽出等を通じて、経営者が自ら自社の経営課題を客観的に認識し気づきを得られるように導いた。

中小企業診断士の派遣回数（社数）

千代田支部	54 回（社）
中央支部	49 回（社）
港支部	69 回（社）
新宿支部	39 回（社）
文京支部	29 回（社）
台東支部	34 回（社）
北支部	21 回（社）
荒川支部	20 回（社）
品川支部	27 回（社）
目黒支部	22 回（社）
大田支部	28 回（社）
世田谷支部	35 回（社）
渋谷支部	62 回（社）

中野支部	20 回（社）
杉並支部	20 回（社）
豊島支部	27 回（社）
板橋支部	25 回（社）
練馬支部	21 回（社）
江東支部	29 回（社）
墨田支部	26 回（社）
足立支部	28 回（社）
葛飾支部	22 回（社）
江戸川支部	25 回（社）
本部	190 回（社）
合計	922 回（社）

2)　アシストコース（事業計画書策定支援／専門家派遣回数：最大９回）

経営分析後、希望する企業に対して追加で専門家を派遣。分析で判明した経営課題の解決のための方策が、将来への成長発展を見据えた中長期的な取組みで、かつ、その方策に取り組むために専門家支援が効果的と認められる企業に対して、事業計画づくりとその実行を支援した。

支援企業数　１４８社　　延派遣回数　８４１回

3)　アドバンスコース（計画実行支援／専門家派遣回数：最大９回）

「アシストコース」の支援を受けて策定した「事業計画」や自社で策定した「事業計画」の計画実行支援を行い、継続的にサポートした。

支援企業数　　９０社　　延派遣回数　　４１８回

4)　コーディネーターによる相談、支援

中小企業活力向上事業の支援先の発掘や海外展開、社内体制整備などの専門的な相談テーマへの対応を強化するため１４名の専門家に委託して、コーディネーター業務を実施。中小企業相談センターにて各種相談・支援を行った。

支援企業数　５５２社　　延支援回数　１，５８８回

⑫　販路拡大助成事業

東京都の「販路拡大助成事業」へ協力し、中小企業の販路拡大支援として次の事業を行った。

＜受発注商談会＞

中小企業の受発注機会の拡大を目的として、助成事業を利用した企業を対象とする受発注商談会を、東京都からの委託を受けて開催した。

「２０２３年秋開催ザ・商談！し・ご・と発掘市」

開　催　日　１０月６日

会　　場　東京都立産業貿易センター　浜松町館

商談テーマ　金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給）、樹脂成型・加工、その他関連工事

参加企業数　発注企業・・・・・・・５４社

受注希望企業・・・・１５６社

受注エントリー・・・１９１社

商談件数　　４１４件

「２０２４年春開催ザ・商談！し・ご・と発掘市」

開　催　日　３月８日

会　　場　大田区産業プラザＰｉＯ

商談テーマ　金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給）、樹脂成型・加工、その他関連工事

参加企業数　発注企業・・・・・・・・３９社

受注希望企業・・・・・１１０社

受注エントリー・・・・１４９社
商談件数　　２９０件

⑬　販路拡大支援事業

1)　ビジネスマッチング@ＳＭＴＳ・ＤＴＳ２０２４

中小食品製造業などの取引機会の創出を図るため、首都圏における百貨店・スーパー、外食、卸のバイヤーとの受発注商談会を実施した。

開　催　日　２月１４日～１６日
会　　場　幕張メッセ「スーパーマーケット・トレードショー併設会場」
商談テーマ　「加工食品」「和洋日配」「菓子」「酒類・飲料」等に該当する飲食料品
共　　催　（一社）全国スーパーマーケット協会
参加企業数　バイヤー企業・・・・・・３７ブース
サプライヤー企業・・・・９４社（エントリー企業・・・・１８８社）
商談件数　　２１０件
商談方式　　バイヤーによる指名商談方式

2)　東商バイヤーズミーティング

流通系企業との個別商談会。多様な企業との商談機会を提供するため、百貨店、スーパー、専門店等との個別商談機会を創出。当年度においては全６回開催。

「ＡＫＯＭＥＹＡとの個別商談会」
開　催　日　５月２５日
会　　場　丸の内二重橋ビル５階会議室
商談テーマ　加工食品全般（特に菓子、プチギフト、フルーツ加工品、飲料、アルコール、調味料 など）
企　業　数　サプライヤー企業・・・２３社
エントリー・・・・・・７２社
商談件数　　２３件

「日本百貨店との個別商談会」
開　催　日　６月２０日
会　　場　丸の内二重橋ビル５階会議室
商談テーマ　加工食品全般（お菓子、ご飯のお供は優先的に募集）
企　業　数　サプライヤー企業・・　４社
エントリー・・・・・・１０８社
商談件数　　４件

「ロフトとの個別商談会」
開　催　日　７月２６日
会　　場　丸の内二重橋ビル５階会議室
商談テーマ　ギフトにおすすめできるもの（モダン雑貨、ファッション雑貨、ギフト食品　など）
企　業　数　サプライヤー企業・・２３社
エントリー・・・・・雑貨９６社、食品３０社
商談件数　　２３件

「ドンキ・ユニーとの個別商談会」
開　催　日　８月２２日
会　　場　丸の内二重橋ビル５階会議室

商談テーマ　食品全般（加工食品、果物、菓子、酒・飲料、ギフト商品、産直品 等）
企　業　数　サプライヤー企業・・１４社
　　エントリー・・・・・４３社
商談件数　　１８件

「東急百貨店との個別商談会」
開　催　日　１０月３日
会　　場　丸の内二重橋ビル５階会議室
商談テーマ　食品：食品全般（スイーツ・総菜・地域性や季節性のある商品等 など）
企　業　数　サプライヤー企業・・２３社
　　エントリー・・・・・８４社
商談件数　　２３件

「そごう・西武（ごっつお便）との個別商談会」
開　催　日　３月１５日
会　　場　丸の内二重橋ビル５階会議室
商談テーマ　食品：食品全般（産地直送が出来る商品）
企　業　数　サプライヤー企業・・７社
　　エントリー・・・・・３９社
商談件数　　７件

3)　ビジネスチャンス向上セミナー
食品商談会の成約率向上を目的として、東商マイページ上で販路開拓に役立つ動画セミナーの配信をおこなった。

第１回　販路開拓の基礎知識
流通の仕組み
講師　中小企業診断士　(株)コンサラート　湯　浅　孝　司　氏
ＢｔｏＢ販路開拓の基本
講師　中小企業診断士　(株)コンサラート　石　井　瑠　美　氏

第２回　商品開発
新時代のおもいやりマーケティング
講師　㈱コンタン　社長　鈴　木　正　晴　氏

第３回　流通に乗せるための基礎知識
はじめて取り組む事業者のための食品表示の基本
講師　(一社)全国スーパーマーケット協会 食品表示評価委員
公立大学法人宮城大学 名誉教授　池　戸　重　信　氏
ＰＬ事故のリスクに備えよう
講師　東京商工会議所 共済センター 所長補佐　山　田　　淳

第４回　販路開拓
「交流会」有効活用セミナー
講師　伊藤コンサルティング研究所　代表　伊　藤　晴　敏　氏
「商談会」有効活用セミナー（基礎編）
講師　グルマン・ゴーズ・トゥ・トウキョウ(株)　社長　堺　谷　徹　宏　氏

「商談会」有効活用セミナー（実践編）

講師　中小企業診断士　(株)中小企業営業支援　社長　　津　山　淳　二　氏

4)【ビジネス交流部】小規模事業者における新商品開発・販路開拓好事例発信事業

a.　目的

都内の小規模食品事業者は、仕入れ価格高騰や取引先流通事業者の価格据え置きによる利益減少を余儀なくされている。そのような状況下で、外部環境や消費者ニーズの変化に対応した商品開発等、新たな取り組みが必要となっている。小規模事業者は情報や人材が不十分なため、地域資源を活かしきれない、自社商品の充分なアピールできていない、あるいは機会に気づかず、取り組めていない企業は少なくない。そこでハンドブックを作成し、取り組みのヒントとなる情報を発信する。

b.　事業概要

・ワーキンググループを通じた掲載内容、事例企業の検討
・ハンドブックおよびウェブサイトの制作
・ハンドブックを元にしたセミナーの企画・開催

c.　事業

(a)　ワーキンググループの実施

７月２６日（　６名）　　小規模事業者における新商品開発・販路開拓事例発信事業の概要について
「東京発食品　新商品開発・提案力向上ハンドブック（仮）」の企画について

１１月　１日（　６名）　　事例の取材内容および事例集の構成について

１２月２１日（　６名）　　ハンドブック原稿のとりまとめ状況について

(b)　「食品事業者のための商品開発・販路開拓ハンドブック」発行

作 成 物　食品事業者のための商品開発・販路開拓ハンドブック
～ピンチをチャンスに変えた７つの事例～
発 行 月　１月
形　　式　デジタルブック
掲 載 先　東京商工会議所ホームページ

(c)　ウェブサイトの制作

東京商工会議所ホームページ内に「食品事業者の商品開発・販路開拓取り組み事例一覧」ウェブサイトを開設、７社の事例を掲載。

(d)　セミナー開催

２月７日（６２名）　「ピンチをチャンスに変える「商品開発」・「販路開拓」の極意
～食品事業者のための「商品・販路開拓」ハンドブックの事例を踏まえて～」（ハイブリッド形式）

中小企業診断士　　湯　浅　孝　司　氏
王様製菓㈱　　社長　　木　村　秀　雄　氏
㈱新橋玉木屋　　社長　　田　巻　恭　子　氏

⑭　**東商社長ネット**

○開　　設　２０１４年１２月１日
○ＵＲＬ　ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／ｓｈａｃｈｏｎｅｔ／

○内　　容　会員企業の社長の魅力を紹介する掲載料無料のウェブサイト。経営理念や座右の銘などのほか、自社のウェブサイトへのリンクを掲載している。２０２４年２月に「採用に関する問い合わせ」項目を新しく設置した。

○アクセス数　３２２，７１０ＰＶ

○登録企業数　１，４８１社

⑮　プレスリリース支援

共同通信ＰＲワイヤーと提携し、会員企業のプレスリリースを国内のメディアへ配信。

プレスリリース配信

新規入会（登録）３３社　　配信数　１５３本

※「初回配信料割引キャンペーン」を７月１日～８月３１日及び１月１５日～３月１５日に実施

⑯　会員企業向けセミナー・相談会・交流会など

1)【オンデマンド配信】広報初心者のためのプレスリリース作成セミナー

開　催　日　　６月１日～６月３０日配信

講　　師　　㈱共同通信ＰＲワイヤー　営業部　営業企画課　次長　　西　林　祐　美　氏

参 加 者 数　　６６社　６７名

2) プレスリリースレベルアップ個別相談会(ハイブリット形式)

開　催　日　　７月７日

講　　師　　㈱楠田事務所　代表取締役　　楠　田　和　男　氏

参 加 者 数　　４社　６名

3)【オンデマンド配信】「はじめてみよう！海外メディアを通じた情報発信」を開催

～記者が報じたい日本とは？事例紹介で広報のヒントを得よう～

開　催　日　　８月１日～８月３１日配信

講　　師　　(公財)フォーリン・プレスセンター　広報企画課　主任　　佐　藤　彩　子　氏

参 加 者 数　　４２社　４３名

4) テーマ別交流会～広報・ＰＲ担当者交流会～　（ビジネス交流部と共催）

開　催　日　　９月２５日

講　　師　　㈱テレビ東京　報道局ニュースセンター　ニュースデスク ＷＢＳ担当

内　田　広　大　氏

参 加 者 数　　６３社　６３名

5) 【オンデマンド配信】Ｗｅｂサイト改善セミナー

～Ｗｅｂライティングで叶えるアクセスアップと引き合い増加～

開　催　日　　１１月１日～１１月３０日配信

講　　師　　ホームページコンサルタント永友事務所　代表　　永　友　一　朗　氏

参 加 者 数　　１９３社　２０２名

6) 【オンデマンド配信】ＳＮＳでの効果的な動画活用術セミナー

～動画の作り方から再生されるためのポイント～

開　催　日　　１２月１日～１月１５日配信

講　　師　　㈱にぎわい研究所　代表取締役　　村　上　知　也　氏

参 加 者 数　　１８７社　１９２名

7）《再放送》【オンデマンド配信】

企業の情報発信力強化のための２つのセミナーを配信（上記、１～２のセミナー）

開　催　日　　1月１５日～2月１５日

参 加 者 数　　４７社　４７名

⑰　東商トク割便

郵便局のゆうメール（旧：冊子小包郵便）を大口割引価格で利用できる会員対象のサービス。

契約数　３２社　　利用通数　　３０，００６通

⑱　中堅・中小企業のためのＩＳＯ認証取得／規格改訂対応支援サービス事業

1）　概要

コンサルティングによるＩＳＯ９００１（品質）・ＩＳＯ１４００１（環境）の認証・取得支援を中堅・中小企業に向けて実施している。本サービスは、中堅・中小企業に利用してもらうことにより単に認証取得を行うだけでなく、経営力の向上・取引先からの信用力向上に寄与することを目的としている。

2）実施利用企業数

・ＩＳＯ９００１（品質）	取得支援サービス	２社（支援進行中　０社）
・ＩＳＯ１４００１（環境）	取得支援サービス	１社（支援進行中　０社）

⑲　海外展開イニシアティブ

1）　目的及び内容

中小企業の海外展開・国際ビジネス活動の一層の強化を目的に、各地商工会議所ならびに海外展開支援機関との連携・協働のもと、情報提供・普及啓発活動を実施した。

2）「全国商工会議所輸出促進セミナーメニュー」の提供

「新規輸出１万者支援プログラム」の活用促進に向けて、輸出に関心のある潜在企業を掘り起こして本プログラムへの登録に繋げることを目的に、各地商工会議所に対してカリキュラムと講師をワンパッケージにしたセミナーメニューを提供。２０２３年度は、１９商工会議所でセミナーを開催し、延べ約５５０名が参加。商工会議所から約３００者の登録を促した。

3）「商工会議所における海外展開・国際ビジネス支援活動に関する調査」の実施

中小企業の海外展開・国際ビジネスのさらなる促進に向け、各地商工会議所の支援活動の状況と課題、会員企業の取組み等を把握し、海外展開イニシアティブでの今後の事業展開、政府への意見・要望活動に活かすことを目的に実施。

4）「商工会議所海外展開支援担当者研修会」の開催

各地商工会議所に設置いただいた海外展開支援担当者等を対象に、会員事業者から海外展開に関する相談を受けた際に必要となる知識・実務を体系的に修得するカリキュラムに加え、活用可能な海外展開支援施策や海外展開に取り組む企業の事例を紹介するほか、グループワークを通じて海外進出事業プランの策定等について学ぶ研修会を開催。

5）「海外展開支援ハンドブック」の発行

海外展開について体系的に解説したサポートブック「海外展開支援ハンドブック」を作成・発行。本書では、海外展開の検討から、情報収集、事業計画、リスクマネジメント等と項目ごとに順序だてて解説したほか、それぞれの項目におけるポイントや、実際の相談事例等も紹介し、より現場に沿った内容とした。海外展開を目指す全国の中小企業の経営者・販売担当者や、東商をはじめとする各地商工会議所の経営指導員、金融機関の方等幅広い方々に活用いただくことで、中小企業等の海外展開を支援。

⑳　景品表示法周知事業

1）消費者庁による講演・解説

６月２２日　（２６名）　「ステルスマーケティング規制」解説セミナー

消費者庁　表示対策課長　　南　　雅　晴　氏

８月１４日～１１月３０日　「令和５年改正景品表示法」について　※東商マイページで公開

消費者庁　表示対策課　景品・表示調査官・弁護士　　渡　辺　大　祐　氏

2）事例から学ぶ「広告規制」対応セミナー（全３回）

８月３１日　（２５名）　ＥＣ事業者なら知っておきたい、ステマ・アフィリエイト広告対策セミナー

薬事法広告研究所　代表　　稲　留　万希子　氏

※Ｙｏｕｔｕｂｅ配信版　配信期間　９月１１日－１１月２８日　（３３名）

１０月２４日　（３２名）　その広告、ＮＧです！違反事例から学ぶ広告表現～健康食品編～

薬事法広告研究所　代表　　稲　留　万希子　氏

※Ｙｏｕｔｕｂｅ配信版　配信期間１１月　１日－１１月２１日　（１０名）

１１月２８日　（２６名）　その広告、ＮＧです！違反事例から学ぶ広告表現～化粧品・美容機器編～

薬事法広告研究所　代表　　稲　留　万希子　氏

※Ｙｏｕｔｕｂｅ配信版　配信期間１２月　５日－１２月２６日　（　５名）

(18) 会員優待サービス

①　チェンバーズカード

1）　カード会員

	事業所カード		個人カード		合　　計
	一　　般	ゴールド	一　　般	ゴールド	
口　　座	５８２	５５４	５２	１２	１，２００
枚	８４６	８２０	６１	１９	１，７４６

2）　優待協力店（当所にて直接開拓した分）

４７社（件）

(19) 福利厚生支援事業

①　共　　済

1）　各共済制度実績

a.　生命共済制度

・　加入事業所　　２，７４４事業所

・　加入人員　　１７，９７５人

・　加入口数　　１１４，５１８口

・　配当金還元率　　４４．０４％（２０２２年１２月　１日～２０２３年１１月３０日）

b.　特定退職金共済制度

・　加入事業所　　２，２９０事業所

・　加入人員　　４０，８００人

・　加入口数　　３９９，４１９口

c.　経営者年金共済制度

・　加入事業所　　２９５事業所

・　加入人員　　４７９人

・　加入口数　　２，８０９口

d.　大型保障プラン等共済制度

・　加入事業所　　１，０６７事業所
・　加入人員　　２，０４３人

アクサ生命保険	８５３事業所	１，６３７人
大樹生命保険	２１４事業所	４０６人

e.　がん保険制度
・　加入事業所　　１２２事業所
・　加入人員　　３３３人

f.　マイライフ年金共済制度
・　加入人員　　１，０７１人
・　加入口数　　１５，９２１口

g.　労災上乗せ共済制度
・　加入事業所　　７６４事業所

h.　ＰＬ保険制度
・　加入事業所　　１，０３２事業所

i.　所得補償共済制度
・　加入事業所　　３１７事業所
・　加入者数　　１，９４８人

j.　東商 確定拠出年金
・　成約件数　　０件

k.　業務災害補償共済制度
・　加入事業所　　４，６３９事業所

l.　ビジネス総合共済制度
・　加入事業所　　４，４６１事業所

m.　団体長期所得補償共済制度
・　加入事業所　　１０３事業所

n.　サイバー保険制度（情報漏えい補償共済制度から移行）
・　加入事業所　　５８７事業所

o.　海外ＰＬ保険制度
・　加入事業所　　１６６事業所

p.　医療共済
・　加入者数　　１，７６５人

q.　介護保険制度
・　加入事業所　　１事業所
・　加入人員　　１８人

2)　キャンペーンの実施

a.　損保共済制度　期間限定キャンペーン（代理店表彰制度）

損保共済制度の販売促進を目的とするキャンペーンを実施。保険代理店を対象に、２０２３年４月１日～７月３１日の期間で損保共済の新規契約件数が多かった上位１０代理店を表彰した。

b.　ビジネス総合共済・業務災害補償共済 見積もりキャンペーン

共済新規加入を促進するキャンペーンとして初実施。２０２３年９月１１日～１１月３０日にビジネス総合共済と業務災害補償共済の見積もりを取得された会員・非会員を対象に、抽選で１００社（者）に「東商オリジナル 渋沢栄一グッズ（ハンドタオル・カトラリーセット）」を進呈した。

c.　生命共済制度　還元率クイズキャンペーン

共済新規加入を促進するキャンペーンとして実施。２０２３年７月１日～８月１０日に生命共済制度未加入会員事業所を対象に実施し、抽選で１００社に「東商オリジナル 渋沢栄一グッズ（箸・箸置きセット、渋沢お札メモ帳、高級ティッシュ）」を進呈した。

3)　セミナーの開催

a.　ＢＣＰ策定支援セミナー「中小企業がいま押さえるべきＢＣＰの必要性と中小企業強靭化法について」
＜ハイブリッド（会場集合＆Ｚｏｏｍライブ配信）＞
事業所向けに、都市型水害や首都直下地震等の東京だから起こり得る災害リスクと、その対策となるＢＣＰ（事業継続計画）策定の必要性について説明し、関連するビジネス総合共済のＰＲを行った。
○開催日　２０２３年　９月　７日（１０３名）
○講　師　東京海上日動火災保険㈱　広域法人部　専門次長　　中　村　郁　雄　氏
○会　場　東京商工会議所５階 Ｈａｌｌ＆ＣｏｎｆｅｒｅｎｃｅＲｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＡ３・４」

4)　生保推進会議の開催

a.　第１回事務担当者会議
○開催日　２０２３年　６月２２日　（１８人）
○会　場　オンラインによる開催
○内　容　事務取扱について
各社事例報告
質疑応答
その他（連絡事項等）

b.　第１回営業担当者会議
○開催日　２０２３年１２月　５日　（１８人）
○会　場　東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ＆ＣｏｎｆｅｒｅｎｃｅＲｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＡ５」
○内　容　募集および保有実績について
新年度共済制度推進について
生命共済 シェア計算方法について
新年度目標数値等について
各引受保険会社からの推進計画について
２０２３年度 年間功労者表彰式について
共済センターからの報告・連絡等

5)　損保会議の開催

a.　第１回事務担当者会議
○開催日　２０２３年　４月２８日　（１６人）
○会　場　オンラインによる開催
○内　容　「団体ＰＬ保険制度」事務手続きについて
質問・意見交換
その他（連絡事項等）

b.　第１回営業担当者会議
○開催日　２０２３年　５月１２日　（１５人）
○会　場　東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ＆ＣｏｎｆｅｒｅｎｃｅＲｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＢ３」
○内　容　２０２２年度実績について
２０２３年度共済制度推進について
サポート代理店について
共済センターからの報告・連絡等

c.　第１回推進会議
○開催日　２０２３年１２月１４日　（１３人）

○会　場　東京商工会議所６階　来客応接室６０２
○内　容　次年度の募集に向けて
　　共済センターからの報告・連絡等

d.　第２回事務担当者会議
○開催日　２０２３年１２月２０日　（１６人）
○会　場　東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ＆ＣｏｎｆｅｒｅｎｃｅＲｏｏｍ
　　会議室「ＲｏｏｍＢ２」
○内　容　「所得補償共済」「労災上乗せ共済」新規・更改における事務手続きについて
　　質問・意見交換
　　その他（連絡事項等）

6)　表彰の実施

a.　共済制度年間功労者表彰
生命共済制度・特定退職金共済制度に年間表彰基準を設定し、達成した引受保険会社と推進員を表彰
○開催日　　２０２４年　２月１９日　（６５人）
○会場　　如水会館
○表彰対象数　個人表彰　６７名　　生命共済制度　　３１人
　　特定退職金共済制度　２１人
　　純新規事業所開拓　　１３人

　　会社表彰　　３社　　生命共済制度　　２社　アクサ生命保険㈱
　　第一生命保険㈱
　　特定退職金共済制度　　２社　日本生命保険相互会社
　　アクサ生命保険㈱

b.　損保共済制度年間表彰
損保共済制度に年間表彰基準を設定し、達成した代理店を表彰。
○受賞代理店数　９３代理店（内、件数部門、保険料部門重複受賞　３５代理店）
　　件数部門　：５５代理店
　　保険料部門：７３代理店
○年間功労者表彰式　　於：如水会館
　　開催日　２０２４年　３月　８日　（５９人）

②　ＣＬＵＢ　ＣＣＩ

ＣＬＵＢ　ＣＣＩというブランド名で、会員企業の従業員およびその家族向けに、月々わずかな会費で、充実した福利厚生を実現できる福利厚生支援サービスを提供している。

1)　２ブランド４プランを提供
㈱リロクラブの提供する「福利厚生倶楽部」と㈱ベネフィット・ワンの提供する「ベネフィット・ステーション」の２ブランドにＣＬＵＢ　ＣＣＩのオリジナル特典を付した４プランを提供。

2)　加入状況

		加入事業者数	登録メンバー数
福利厚生倶楽部・プラチナプラン	東京商工会議所	613 事業者	13,884 人
	連携商工会議所	149 事業者	1,701 人
福利厚生倶楽部・ゴールドプラン	東京商工会議所	185 事業者	6,097 人
	連携商工会議所	22 事業者	332 人
ベネフィット・ステーシ	東京商工会議所	32 事業者	405 人

ョン・通常プラン	連携商工会議所	1 事業者	1 人
ベネフィット・ステーション・ライトプラン	東京商工会議所	44 事業者	458 人
	連携商工会議所	2 事業者	5 人
ベネフィット・ステーション・その他	東京商工会議所	3 事業者	292 人
合計		1,051 事業者	23,175 人

（２０２４年３月）

3)　連携商工会議所（１７ヵ所）
千葉、名古屋、大阪、豊中、広島、神戸、北大阪、北九州、青梅、和泉、八千代、海老名、草加、安城、深谷、函館、浦安

4)　新規入会キャンペーンの実施
○実施期間　　２０２３年１０月～２０２４年２月
期間中の新規入会者（４２事業者・６２８人）

③　健康管理サービス

1)　郵送によるがん検診

検査種類	受診者数
大腸がん便潜血検査	３３
前立腺がん検査	２３
胃がんリスク層別化検査	１２
ピロリ菌抗体検査	３
ペプシノゲン検査	０
子宮頸がん予防検査	８
高リスクＨＰＶ検査	０
かんたん健診	６
合計	８５

2)　雇入時・定期健診
a.　受診者数

検査種類	受診件数
雇入時健診	５５
定期健診	３５２
胃がん予防健診	５０
前立腺がん予防健診	３１
肝炎ウイルス検査	３５
卵巣がん検査	３０
心機能検査	４９
合計	６０２

b.　健診会場
丸の内二重橋ビル

3)　生活習慣病健診
a.　受診者数

検査種類	受診件数
生活習慣病＋定期健康診断	３５２

定期健康診断	１５２
胃がん予防健診	１０５
前立腺がん予防健診	６６
肝炎ウィルス検査	６８
卵巣がん検査	４５
心機能検査	９１
合　　計	８７９

b.　健診会場　　（５ヶ所）

台東区民会館、高齢者保健福祉支援センター、屋外広告ディスプレイ健保会館、すみだ産業会館、丸の内二重橋ビル

4)　腹部超音波・胃部Ｘ線健診　　受信者数　　６名

5)　一般健診　　受診者数　　８２０名

6)　婦人科健診　　受診者数　　３２名

7)　人間ドック　　受診者数　　２１８名

8)　脳ドック　　受診者数　　２名

9)　生活習慣病健診　　受診者数　　２名

10)　ＰＥＴ－ＣＴ　　受診者数　　０名

11)　ストレスチェック制度　　受診者数　　３４３名

(20)　受託・協力事業

①　東京都中小企業活性化協議会事業

２０２２年３月に経済産業省・金融庁・財務省が策定・公表した「中小企業活性化パッケージ」に基づき同年４月、東京都中小企業再生支援協議会と東京都経営改善支援センターが統合し、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「東京都中小企業活性化協議会」が発足した。同協議会では、旧組織の事業を引き継ぎ、再生支援業務と経営改善支援業務を実施した。（根拠法：産業競争力強化法）

1）再生支援業務

中小企業の抜本的な再生に向けた取り組みを支援するため、事業性はあるが、財務上の問題を抱えている中小企業者等を対象に、事業再生の常駐専門家がきめ細かい経営相談・再生支援を行った。

a.　会議

全体会議　　６月２８日

議　題　　１）再生支援業務部門における２０２２年度活動実績及び
２０２３年度活動方針（案）について

２）事業承継・引継ぎ支援センターにおける２０２２年度活動実績及び
２０２３年度活動方針（案）について

b. 相談実績

	２０２３年度	設立時からの累計（２００３．３～）
相談企業数（事前相談対応含む）	８７８社	７，１２２社
再生計画策定支援完了件数	１３６件	１，２５７件

c. 相談会

個別相談会「経営まるごと相談会」

２月１５日・１６日

相談会参加社数　　２０社

2）経営改善支援業務

金融支援等を必要とする中小・小規模事業者に対し、経営改善計画策定支援事業と早期経営改善計画策定支援事業の利用申請窓口として受付および費用の支払を行った。

a. 申請実績

	２０２３年度	２０２３年度（早期）	設立時からの累計（２０１３．２～）
利用申請受付（新ＧＬ含む）	７９件	１３７件	３，１２９件
支払申請受付	５２件	１８０件	２，０６７件
伴走支援（モリタリング）実施回数	２０７回	１６４回	４，０７６回

②　東京都事業承継・引継ぎ支援センター

本事業は関東経済産業局より受託。後継者未定又は不在の中小企業者に対し、相談業務を通じて、事業承継等に関する全般的な説明、仲介会社等との連携、あるいは当センターに登録されている譲受希望企業とのマッチング等による円滑な事業承継・引継ぎを支援する。今年度は、金融機関、東京信用保証協会、支援機関等や専門家等と連携して、多様化する中小企業の課題解決に努めた。

1）相談実績

	２０２３年度	設立時からの累計（２０１１．１０～）
新規相談企業数	１，０２２社	９，５３６社
第三者承継等成約件数	９９件	６６０件

③　容器包装リサイクル申請関係事業

1）　概　　要

東京商工会議所では、１９９９年１１月以降、(公財)日本容器包装リサイクル協会の委託により、中小企業相談センターにおいて、法定義務を負う「特定事業者」からの再商品化委託契約締結に係る申込受付代行業務を行っている。

２０２３年度は、リサイクル制度の内容および申込手続の基本事項を確認する制度説明会を、リアル形式１回とオンライン形式１回の計２回開催し、リアル形式説明会開催後に無料個別相談会を実施した。

2）　東商における「再商品化委託申し込み」手続きの代行状況

再商品化委託申込事業者数　　２，８１０件

3）　「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」

１２月１２日（リアル形式）

会　　場：丸の内二重橋ビル５階 東商渋沢ホール

説明会参加人数：１４８名

講　　師：(公財)日本容器包装リサイクル協会
代表理事・常務理事　栗　原　　博　氏
理事・事務局長　高　松　和　夫　氏
個別相談件数：２１件

１２月１９日（オンライン形式）
会　　場：丸の内二重橋ビル５階 ＲｏｏｍＢ３
説明会参加人数：２３４名
講　　師：(公財)日本容器包装リサイクル協会
代表理事・常務理事　栗　原　　博　氏
総務部　部付部長　松　島　一　高　氏

④　制度改正等の課題解決環境整備事業

1)　概　要

働き方改革関連法などの労働法制や民法等の各種制度改正や生産性向上に向けたデジタル化やグリーン化、新型コロナウイルス感染症等の諸課題に対応するため、講習会等の開催、パンフレットや施策普及員等による周知・広報、専門家や相談員による個別相談等を行うことにより、制度改正等に伴い様々な対応が必要となる全国の中小・小規模事業者に対して滞りなく必要な支援を届けると共に、支援先事業者が円滑かつ適正に諸課題に対応できる環境を整備することを目的とし、中小企業庁により全国の商工会議所等を通じ、制度改正等の課題解決環境整備事業が実施された。当事業につき、日商から業務委託を受け以下の事業を行った。

2)　実施内容

労働法制、民法等の各種制度改正、生産性向上に向けたデジタル化やグリーン化、新型コロナウイルス感染症等の諸課題の対応として、経営指導員等による巡回等において制度改正内容等の周知や指導、本質的な経営力強化に資する支援を行った。

併せて、専門家派遣による個別指導や施策普及員による各種制度改正周知活動を行い、中小・小規模事業者への諸制度改正の周知や支援を行った。

a.　啓発用ツール
・啓発用ボールペン　１１，６００本
・啓発用ノート　５，０００部
・啓発用チラシ　８，０００部

b.　広報
(a)　バナー広告（２種）
・Ｙａｈｏｏ！Ｄｉｓｐｌａｙ　Ａｄｎｅｔｗｏｒｋ　表示回数１４６，８７６，６５７件
（実施期間　８月１日～１１月３０日）
・Ｇｏｏｇｌｅ　ＧＤＮ　表示回数　９，７９３，５５３件
（実施期間　８月１日～１１月３０日）
(b)　リスティング広告
・Ｇｏｏｇｌｅ　表示回数　６１，３０２件
（実施期間　８月１日～１１月３０日）
・Ｙａｈｏｏ！　表示回数　１１５，５０９件
（実施期間　１０月１日～１１月３０日）
(c)　ＹｏｕＴｕｂｅ動画広告　表示回数　２，１６２，０７０件
（実施期間　８月１日～１１月３０日）
(d)　雑誌掲載
・帝国ニュース（日刊版）
（掲載期間　６月～８月）　発行部数　７５，５００部

3)　指導など件数の実施件数

中小・小規模事業者向けセミナー・講習会等開催	１２回／５２５人
巡回・窓口指導	３，４６３件
専門家派遣（制度改正エキスパート）	５１回
施策普及員による巡回指導	６，４８０件

⑤　事業環境変化対応型支援事業

1)　概　要

新型コロナウイルス感染症等の影響やデジタル化、インボイス制度導入、エネルギーその他の物価高騰等の対応といった事業環境変化による影響を受ける中小・小規模事業者からの経営相談や各種申請サポート対応等を行うため、相談員（専門家）等の配置による支援体制の強化や講習会の開催等による制度の周知・広報事業を行うことにより、中小・小規模事業者に対して滞りなく必要な支援を届けると共に、伴走支援（予め支援対象を決めての相談対応等は対象外）による課題解決を通じた雇用の維持と事業の継続が可能な環境を整備することを目的とし、中小企業庁により全国の商工会議所等を通じ、事業環境変化対応型支援事業が実施された。当事業につき、日商から業務委託を受け以下の事業を行った。

2)　実施内容

消費税インボイス制度導入に向けた対応、エネルギーその他の物価高騰への対策、新型コロナウイルス感染症等の影響やデジタル化等の対応といった事業環境変化による影響を受ける中小･小規模事業者に対して、窓口専門相談のほか、電話やメール、オンラインによる相談等による指導の体制を整えた。専門家による相談会や窓口相談を実施し、経営計画策定の支援や各種申請のサポートを行った。

a.　広報

(a)　テレビＣＭ

・堀潤モーニングＦＬＡＧ（ＭＸＴＶ）
（実施期間　８月７日～８月２８日　３０秒×４回）

・田村淳の訊きたい放題
（実施期間　８月５日～９月２日　３０秒×４回）

b.　小冊子

・中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度　６，０００部

3)　指導など件数の実施件数

窓口専門相談　１０，８６５件

4)　売上アップまるっと相談会

事業環境変化による影響を受ける中小・小規模事業者に対して、売上拡大・販路開拓や各種経営課題解決を強力にサポートするため「売上アップまるっと相談会」を開催した。当日は各種経営課題に対応した相談ブースを用意したほか、最新の補助金情報などを解説するセミナーも同時開催（第１回のみ）した。

＜第１回＞

日　時：７月２５日・２６日
場　所：東京商工会議所Ｈａｌｌ＆Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　Ｒｏｏｍ「渋沢ホール、ＲｏｏｍＡ３・４」
内　容：・各種経営相談・計１８ブース（１４７件）
・セミナー
７月２５日　１１時００分～１２時００分（５１名）
「初心者にもわかりやすい補助金＆政府支援施策解説セミナー」
中小企業診断士　山　崎　　文　氏
７月２５日　１４時００分～１５時００分（２８名）
「コストアップに負けない！お客様を納得させる円滑な価格交渉術」
齊藤コンサルティングオフィス 代表・中小企業診断士　齊　藤　　拓　氏
７月２５日　１６時００分～１７時００分（８名）
「親族・従業員へつなぐ事業承継・はじめの一歩」
㈱ＭＡＳＵＫＯ　代表取締役・中小企業診断士　増　子　慶　久　氏

７月２６日　１１時００分～１２時００分（２６名）
「コロナ禍からの再起に向けた販路拡大・マーケティング戦略」
㈲トップマーク　代表取締役・中小企業診断士　　佐　藤　正　樹　氏

＜第２回＞
日　時：１月１６日・１７日
場　所：ベルサール秋葉原　Ｂ１　ＨＡＬＬ
内　容：各種経営相談・計１９ブース（１４５件）

⑥　電子認証サービス

1)　概要

電子証明書とはネット社会における印鑑登録証明書ともいえるものであり、インターネット上での取引の基盤となる仕組みである。当所では、㈱帝国データバンクおよびセコムトラストシステムズ㈱が発行する３タイプの証明書を、会員に対し、特別料金で提供できるサービスを実施している。

2)　サービス件数

サービス名	㈱帝国データバンク	セコムトラストシステムズ㈱	
	ＴＤＢ　ＴｙｐｅＡ	ＳＥＣＯＭ　ｆｏｒ　Ｇ－ＩＤ	ＳＥＣＯＭ　行政書士
申込件数	２６０件	５０件	６８件

⑦　汚染負荷量賦課金申告・納付受付事業

概　要：法律に基づき、事業主が負担する汚染負荷量賦課金制度の普及・啓発ならびに申告書の受付点検事業を行った。

委託元：(独)環境再生保全機構

項目／委託区域	協会から委託を受けた事業所数	申告の対象となる事業所数	申告を受けた事業所数
千代田	92	92	92
中央	39	39	38
港	59	59	59
新宿	34	34	34
文京	25	25	25
台東	12	12	12
北	26	26	26
荒川	4	4	4
品川	24	24	24
目黒	16	16	16
大田	30	30	30
渋谷	25	25	25
豊島	11	11	11
板橋	26	26	26
江東	27	27	27
墨田	13	13	12
足立	18	18	18
葛飾	12	12	12
江戸川	10	10	10
その他の地域	283	283	280
合計	786	786	781

汚染負荷量賦課金申告受付期間　　２０２３年４月１日から５月１６日
２０２３年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会　動画配信にて開催
※２０２３年度をもって委託期間終了により事業廃止

⑧　経営革新計画点検業務委託事業

1)　目的及び内容

東京商工会議所では中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画策定に取り組む中小企業のサポートを行うことを目的に、２００８年１１月から、東京都産業労働局の委託事業として「中小企業経営革新計画承認申請受付窓口」を中小企業相談センター内に設置している。

専門相談員を窓口に配置し、制度の説明、経営革新計画承認申請書作成の支援、申請に必要な書類の確認・受領、東京都産業労働局への申請書提出・説明報告、東京都審査会用の資料作成・発表・審査結果の通知等、幅広い支援を実施した。

2)　相談実績（２０２３年４月～２０２４年３月）

経営革新計画承認件数	１７２社
窓口における相談・指導	１７６回
メール・電話による相談・指導	７０５回

⑨　中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局業務

本プロジェクトは、「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」（２０１９年度～２０２１年度）の後継事業として２０２２年度より開始した。東京都産業労働局、（公財）東京都中小企業振興公社、東京都中小企業団体中央会、（一社）東京都中小企業診断士協会、東京都商工会連合会、東京都商工会議所連合会の都内６機関が結集し、都内中小企業が直面する様々な経営課題に的確に対応し、きめ細かな経営サポートを行うことで経営の活力向上を図る支援体制を構築するため、実行委員会を組成し、その事務局業務を当所が受託している。

1)　会議等の開催

a.　実行委員会

【第１回】　※書面開催

○ 日　時　　３月１８日
○ 議　事　　①２０２３年度事業報告及び収支決算について（案）
②２０２４年度事業計画及び収支予算について（案）

b.　幹事会

【第１回】（８名）

○ 日　時　　７月１８日
○ 場　所　　東京都 第二本庁舎３１階「特別会議室２６」
○ 説　明　　①中小企業活力向上プロジェクトアドバンスについて
②幹事会について
③事業計画・収支予算について
○ 議　事　　事業の進捗状況について
○ 報　告　　支援事例の紹介について

【第２回】（７名）

○ 日　時　　２月２日
○ 場　所　　東京都庁第一本庁舎３３階「特別会議室Ｎ１」
○ 説　明　　事業の実施状況について
○ 議　事　　①今後の予定について
②２０２４年度事業計画（案）について

c.　担当者連絡会

【第１回】（２１名）

○ 日　時　　６月１４日

○ 説　明　　①２０２３年度事業計画・年間スケジュールについて

②２０２３年度中小企業活力向上事業の進捗状況について（５月末時点）

③中小企業活力向上プロジェクトアドバンス　ＰＲツールのご紹介

④事業ＰＲ経費・ＰＲ広告・セミナー開催経費の補助請求について

⑤支援事例集の作成について

2)　分析・支援ツール

a.　オンラインセミナー動画の配信

都内中小企業、小規模事業者の経営力向上を目的に、ＰＣ・スマートフォン・タブレット端末で視聴出来る動画を制作。映像とスライドを連動させ、資料のダウンロードも可能なシステムで配信するもので前年度に引き続き、今年度は全３回完結のセミナーを５本公開した。

b.　公式ホームページの改修・セキュリティ対策

支援者の利便性の向上に向けた支援者向けサイトの改善の他、一般向けサイトのコンテンツの充実化、ＡＩ機能関連の実装などをおこなった。主な変更点は、①ＡＩモーションチャット部分の改修、②生成ＡＩ連携の検証と実装、③ＤｉａｌｏｇＦｌｏｗのＦｕｌｆｉｌｌｍｅｎｔにおける機能追加等。

また、外部機関によるネットワーク脆弱性診断、Ｗｅｂアプリケーション脆弱性診断を行い、適切に対処した。

c.　専門家コラムの配信

都内中小企業に向けた経営支援情報の充実、及び本事業の登録中小企業診断士との連携強化を目的に、専門家によるコラムを公式ホームページに掲載。それぞれの中小企業診断士の専門性を活かした内容となっており計２４本のコラムを配信した。

3)　企業経営者向けセミナー

計５回のセミナーを下記のとおり開催した。より多くの方に参加いただくべく、すべてオンライン形式に実施した。

７月２４日（３８名）「広島・八天堂の社運を賭けた『くりーむパン』誕生秘話と『三方よし』経営」

㈱八天堂 代表取締役　　森　光　孝　雅　氏

８月２３日（４８名）「～やらないともったいない！～　無料からできる効果的な 『デジタル活用』」

中小企業診断士　　高　鹿　初　子　氏

９月２２日（４６名）「～伝統を守り、発展させるためのイノベーションとは？～

１００年続く鋳物メーカー「能作」５代目社長の挑戦」

㈱能作　社長　　能　作　千　春　氏

１２月　１日（４４名）「～何を守り、何を変えるか？～　長寿企業・にんべんの『伝承と創造の融合』」

㈱にんべん１３代当主、社長　　髙　津　伊兵衛　氏

１月３０日（４９名）「元デパ地下バイヤーが教える『繁盛店づくりのキホン』」

中小企業診断士　　岩　崎　真　朗　氏

4)　支援者向け説明会

参加者の利便性向上の観点から、事前に収録した動画をオンラインにて配信した。本事業の内容や事業実施にあたっての注意点などを説明した。

a.　都内商工会・商工会議所の経営指導員を対象とした事業スキーム等の説明を行った。

４月より公開　２３区（東商）経営指導員

５月より公開　多摩地区経営指導員

b.　登録中小企業診断士を対象に、事業概要、事務手続き、診断報告書の記載方法の説明等を行った。
６月より公開　登録中小企業診断士

5)　広報活動

当事業の認知度を高めるために、東京都産業労働局、中小企業支援団体、東京都内の商工会・商工会議所と協力し、ＰＲチラシ（Ａ４／Ａ３）の作成・配布、ホームページでの広報、メールマガジンの配信等を実施した。

また、専門家支援の成果をＰＲする支援イメージ動画「戦う経営者たち」を制作し、公式ホームページでの配信やＷＥＢ広告にて配信。今年度の新たな取り組みとして、全国の中小事業者向けに、経営に役立つ中小企業支援施策を解説する動画を発信しているＹｏｕＴｕｂｅチャンネル「ほらっちチャンネル」とタイアップ企画し広告動画を配信したほか、東京都を放送対象地域とする都域のローカル放送局である「ＴＯＫＹＯ　ＭＸ」でのＣＭ放送やタクシー車両内デジタルサイネージ広告を実施し、従来とは異なる事業者層への認知度向上を図った。

6)　支援事例集の作成

今後の都内中小企業支援に役立てることを目的とし、経営分析・専門家派遣支援の好事例を事例集にまとめ、各団体へ配布した。好事例掲載にあたっては、今年度、経営分析及びアシストコース、アドバンスコースを利用した企業の中から、特色ある９社をピックアップして訪問取材を実施した。

また、当プロジェクト利用企業へのアンケート調査を実施し、調査結果について支援事例集に掲載した。

【実施概要】

＜経営分析（アシストコース含む）＞

■実施方法：郵送調査法

■調査対象：「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」の経営分析を受けた企業１，３００社（２０２２年１０月１日～２０２３年９月３０日）

■設問概要：「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」の経営分析の利用理由、利用による効果、分析を通じて提案された経営課題解決策（中小企業支援施策）の利用状況　等

■実施時期：２０２３年１２月４日～２０２４年１月１０日

■回 収 数：３２１社（回収率　２４．７%）

＜アドバンスコース＞

■実施方法：郵送もしくは訪問調査法

■調査対象：「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」のアドバンスコースを実施中の企業１７２社（２０２３年４月１日～２０２３年１２月３１日）

■設問概要：「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」のアドバンスコースの利用による効果、中小企業支援施策の利用状況、業績変化　等

■実施時期：２０２３年１２月１日～２０２４年１月２２日

■回 収 数：７１社（回収率　４１．３%）

7)　年次報告会の開催

a.　内容

本プロジェクトに携わる中小企業診断士や経営指導員を対象に、本年度取り組んだ経営分析、アシストコース、アドバンスコースの事例紹介及び成果発表の場として年次報告会を開催し１０８名（会場参加６１名、オンライン参加４７名）が参加した。

当日は、①利用企業からの視点として、活用した中小企業経営者による所感・乾燥、②現場で支援にあたる中小企業診断士･経営指導員等による､効果的な事例や特徴的な事例の発表とそれに対する意見交換、③利用企業の経営分析結果に関する分析や利用者アンケートの結果の発表を通じて、都内中小企業者へのＰＲと支援者におけるノウハウの共有を行った。

b.　実施概要

日　時：３月６日

場　所：ハイブリッド開催（会場：東商Ｈａｌｌ＆Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　Ｒｏｏｍ「Ｂ１・Ｂ２」）

内　容：説　明

・公式サイト、ハンドブック、各種ＰＲ動画等について

・利用企業へのアンケート調査結果について

・利用企業の視点から

都生工業㈱ 事業本部　管理部長　　町　田　喜　義　氏

町田商工会議所　　日　下　啓　太　氏

事例発表

総括／コーディネーター：

(一社)東京都中小企業診断士協会　専務理事　　山　本　祐一郎　氏

事例１　発表者：

中小企業診断士　　飯　塚　惠　美　氏

三鷹商工会　　尾　賀　正　敏　氏

事例２　発表者：

中小企業診断士　　安　藤　昌　明　氏

立川商工会議所　　柳　沢　真　理　氏

事例３　発表者：

中小企業診断士　　横　山　和　志　氏

東京商工会議所　　坂　田　和　也

⑩　小規模事業者持続化補助金事業形式審査事務

1)　目的及び内容

中小企業庁は、２０１３年度補正予算分（２０１４年実施）から、小規模事業者が商工会議所と一体となって作成した経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し、原則５０万円を上限に補助金（補助率３分の２）を交付している。

東京商工会議所では、小規模事業者持続化補助金事務局を受託して運営している全国商工会連合会より、事業者の形式審査事務の一部業務を再受託し、２３支部および中小企業相談センターに相談窓口を設置して対応している。相談窓口では、事業者の経営計画書、補助事業計画書の作成支援を行うとともに、補助金申請の際の必要書類となる「事業支援計画書」を、経営者の年齢が６０歳以上の事業者には事業承継の準備状況等をヒアリングし、「事業承継診断票」を作成・発行した。また、補助金採択者に対しては、発行した「事業支援計画書」に基づいて事後指導を実施した。

2)　「事業支援計画書」・「支援機関確認書」発行実績

a.令和４年度第２次補正予算

第１２回（公募期間：２０２３年　３月１０日～２０２３年　６月　１日）	１，５１０件
第１３回（公募期間：２０２３年　６月１４日～２０２３年　９月　７日）	１，８１０件
第１４回（公募期間：２０２３年　９月１２日～２０２３年１２月１２日）	１，５８８件
第１５回（公募期間：２０２４年　２月　９日～２０２４年　３月１４日）	１，７３７件

⑪　認定経営革新等支援機関業務

1)　目的及び内容

東京商工会議所は、経済産業大臣から２０１６年７月２５日付で中小企業等経営強化法に基づく支援機関として認定を受け、認定経営革新等支援機関の関与を要する中小企業施策を会員企業等の小規模事業者・中小企業が利用しやすくするため、認定支援機関業務を行っている。

認定支援機関業務のうち、認定経営革新等支援機関としての関与が必要な施策の申請・申込に必要となる

申請書・事業計画の作成支援は、会員・非会員を問わず対応している。２０１９年７月１日から、認定経営革新等支援機関としての関与が必要な施策の申請・申込に必要となる書面等は、申請書・事業計画等を確認のうえで会員に対し発行している。

2)　発行実績

①「先端設備等導入計画に関する確認書」　１５件（昨年２８件）
②「事業承継・引継ぎ補助金に関する確認書」　８件（昨年５件）
③「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付に関する確認書」　２件（昨年２件）
④「中小企業経営強化税制のデジタル化設備（Ｃ類型）に関する確認書」　０件（昨年１件）
⑤「事業再構築補助金に関する確認書」　８７件（昨年３６０件）

⑫　職域における感染症対策普及促進事業

1)　目的及び内容

新型コロナウイルス感染症をはじめ、インフルエンザ等の身近な感染症が職場で発生した場合、企業活動に支障が出ることがある。また、２０１２年から２０１３年にかけての大規模な風しんの流行では、患者の大多数が働く世代であった。

本事業は、東京都、東京都医師会、および東京商工会議所が連携し、感染症に対する必要な知識の習得や、風しん予防対策などを支援するために、３コースの研修を提供し、企業の感染症対策を支援した。また、コースⅠとコースⅡについて、新型コロナウイルスに対応した改訂を行った。

今年度は既存の３コースに加え、「プレコース（環境整備）」を新設。これまで関心の低かった層に対しても、事業者が実践すべき感染症対策への取組みを手軽に確認でき、サポートする内容となっている。

	コース名	サポート内容	達成基準
プレコース	感染症対策に関する環境整備	申込み不要で誰でも自由にダウンロードできる「感染症対策チェックシート」を用いて、自社の対策状況を手軽に確認し、見出された課題の改善を図る。	課題に対する取組みの実施
コースⅠ	感染症理解のための従業者研修	感染症の基礎知識ドリル（研修教材）を提供し、正しい知識の定着を図る。	従業者の８割以上が教材受講
コースⅡ	感染症ＢＣＰ（業務継続計画）の作成	ＢＣＰのひな形を提供し、職場で感染症患者が発生した場合に、業務を円滑に継続するための対処策の作成を図る。	事業所単位でのＢＣＰ作成
コースⅢ	風しん予防対策の推進	予防接種等協力医療機関を紹介し、従業者の抗体（免疫）保有の確認や予防接種の推奨等を促し、職場ぐるみで風しん予防を図る。	風しん抗体保有者が従業者の９割以上

2)　活動実績

a.　事業説明会ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）

職場の感染症対策講演（申込者数合計３１８名）

第１回　「職場の感染症対策・総論」
東京医科大学　特任教授　濱　田　篤　郎　氏

第２回　「ワクチンで防げる感染症－風しん・麻しんは大人でも罹る場合がありますー」
神奈川県衛生研究所　所長　多　屋　馨　子　氏

第３回　「職場におけるコロナ後遺症の対応」
産業医科大学　生態科学研究所　災害産業保健センター　講師　五　十　嵐　侑　氏

第４回　「感染症や健康不安に対する職場のメンタルケア」
ヘルスデザイン㈱　産業医　坂　本　宣　明　氏

第５回　「感染症や健康不安を払拭するポジティブメンタルヘルス」

社会保険労務士法人　中村・中辻事務所　特定社会保険労務士　　中　辻　めぐみ　氏

b.　新聞広告への事業告知の掲載

日刊工業新聞　朝刊（全５段）にて「職場ではじめる！感染症対応力向上プロジェクト」事業告知・ＰＲのための新聞広告掲載を実施。

日刊工業新聞　朝刊（全５段）

発行日：第１回　１２月１３日

　　第２回　　１月２４日

c.　雑誌広告への事業告知の掲載

週間ダイヤモンド、週刊東洋経済にて「職場ではじめる！感染症対応力向上プロジェクト」事業告知・ＰＲのための雑誌広告掲載を実施

ⅰ．週刊ダイヤモンド

発行日：　１月２９日

ⅱ．週刊東洋経済

発行日：第１回　１月２９日

　　第２回　２月１３日

d.　展示会への出展

展示会「ライフ・ワーク・バランスＥＸＰＯ東京２０２４」

会期：リアル開催　　２０２４年２月８日　東京国際フォーラム

　　オンライン開催　２０２４年２月１６日～３月７日

東京商工会議所のブースを出展し、「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」事業案内のチラシを４００部配布。また、並行してオンライン展では事業告知のチラシを掲載し、リアル展・オンライン展、両者から感染症対策への普及啓発に取り組んだ。

e.　申し込み及び達成企業・事業所数

	プレコース	コースⅠ	コースⅡ	コースⅢ	合 計（※）	
	環境整備	従業員研修	ＢＣＰ作成	風しん対策	延べ数	実数
申込事業所数	９	２３	１２	１５	５９	５９
達成事業所数	９	５	４	０	１８	１８

※　延べ数は、各コース別事業所数の合算、実数はコースの重複を除いた事業所数。

⑬　東京都職域健康促進サポート事業

1)　目的及び内容

健康経営の普及・推進の一環として、東京都より「職域健康促進サポート事業」を受託。東京都が進める、職場における「健康づくり」「がん対策」「肝炎対策」「感染症対策」等の施策について、①東京商工会議所が認定する健康経営アドバイザーが都内事業者に対し情報提供を通じた啓発活動を行うとともに、②具体的な取り組みを希望する企業に専門家を派遣し、その取り組みを支援した。

2)　活動実績

a.　情報提供・啓発活動

情報提供・啓発活動では、本事業の協力企業として、アクサ生命㈱、㈱東京きらぼしフィナンシャルグループおよび㈱きらぼし銀行、明治安田生命保険相互会社、第一生命保険㈱、大塚製薬㈱、三井住友海上保険㈱、日本生命保険相互会社、㈱かんぽ生命保険、住友生命保険相互会社と「連携協定」を締結し、同社に所属の健康経営アドバイザーが事業所を訪問するなど、都内約一万事業所に対し、情報提供を通

じた啓発活動を行った。

b.　専門家派遣

職場の健康づくり・がん対策等について、具体的な取り組みを希望する企業に対し、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家（健康経営エキスパートアドバイザー）を派遣し、８９社延べ４０４回の支援を行なった。

c.　健康経営セミナー

６月１６日,２月１３日

「～健康企業宣言・健康優良企業～ －ＳＴＥＰ１「銀の認定」申請対策セミナー」

共催：アクサ生命保険㈱

講師　稲田社労士事務所　所長　　稲　田　耕　平　氏

７月２１日,９月１９日,１０月２３日,１１月１７日,３月２２日

「事業継続のための退職金・健康経営セミナー」

共催：アクサ生命保険㈱

講師　沖倉社会保険労務士・ＦＰ事務所　代表　　沖　倉　功　能　氏

７月２６日，１１月７日

「企業のメンタルヘルス対策と労務管理セミナー」

共催：アクサ生命保険㈱

講師　稲田社労士事務所　所長　　稲　田　耕　平　氏

９月７日

「健康経営優良法人２０２４＜中小規模法人部門＞申請のための直前対策セミナー」

共催：アクサ生命保険㈱

講師　稲田社労士事務所　所長　　稲　田　耕　平　氏

１０月１０日,２月５日

「経営者のための健康経営セミナー（基礎編）」

共催：アクサ生命保険㈱

講師　稲田社労士事務所　所長　　稲　田　耕　平　氏

２月２７日

「２０２４年問題対策（運送＆建設）と労務管理セミナー」

共催：アクサ生命保険㈱

講師　稲田社労士事務所　所長　　稲　田　耕　平　氏

⑭　地域連携型商談機会創出事業

1)　概要

地域連携型商談機会創出事業にかかる主たる取り組みである「地域連携商談・展示会事業」に関して、まず、都内食品流通企業の購買担当者が佐賀・長崎県内および東京都内食品製造業者と商談を行う「西九州のおいしいもの発掘！佐賀・長崎×東京商談会」を開催。①佐賀・長崎県内および都内の食品製造業者による展示試食会、②東京都内食品バイヤー・都内食品製造業者と、佐賀・長崎県内食品製造業者との商談会、及び③佐賀・長崎県内食品製造工場の視察を実施した。

次に、新潟県燕三条地域において「燕三条ものづくりメッセ２０２３　東京都ブース出展」を展開。都内ものづくり企業と燕三条地域のものづくり企業との技術交流・展示商談会を実施した。

最後に、青森県において「ものづくり受発注商談会あおもり２０２３＆東京・青森ものづくり企業視察会」を展開。東京都のものづくり企業と青森県のものづくり企業の商談・交流の場を創出する販路拡大支援事業を実施した。

加えて、最近のものづくり分野における業界動向や、２０２４年１月に発生した能登半島地震の影響などを勘案し、２０２４年度以降の事業実施を見据え、展示商談会の準備を進めた。

2)　地域連携商談・展示会事業

a.　佐賀・長崎県における商談機会創出の取り組み

佐賀県・長崎県は、田畑や川、海や山など豊かな自然に恵まれ、また西洋諸国や中国大陸、朝鮮半島との歴史的に深いつながりを持つことで、地域ごとに独自の食文化を育んできた。そしてこれらを背景に、穀物、野菜、果実、畜産、水産がバランスよく営まれ、両県とも良質な食材・魅力的な地域産品を多く有している。一方で、大手資本の商品等を除きまだ世に出回っていない商品が多数存在する。そのため本事業では、都内食品バイヤーと現地食品製造事業者等の商談等の機会を創出することで、食品を通じて佐賀県・長崎県の魅力が首都圏の消費者に伝えることを目的として実施した。具体的には、①佐賀・長崎県内および都内の食品製造業者による展示試食会、②東京都内食品バイヤー・都内食品製造業者と、佐賀・長崎県内食品製造業者との商談会、及び③佐賀・長崎県内食品製造工場の視察会を開催した。

＜西九州のおいしいもの発掘！佐賀・長崎×東京商談会　概要＞

主　　催：東京商工会議所、東京都、佐賀県商工会議所連合会、長崎県商工会議所連合会

会　　期：７月２０日～２１日（２日間）

会　　場：ＳＡＧＡアリーナ（佐賀市日の出２丁目１番１０号）

(a)展示試食ブース概要

会　　場：ＳＡＧＡアリーナ　メインアリーナ

小間仕様：３．６㎡（間口１．８ｍ　奥行１．８ｍ）

出展者数：７３社

制　作　物：出展企業商品ガイドブックを計２０００部配布

○出展者説明会（ハイブリッド開催）　５月２９日　於：佐賀商工会議所会議室

(b) 西九州のおいしいもの発掘！佐賀・長崎×東京商談会

会　　場：くにびきメッセ

参加企業数：都内食品バイヤー企業数・・・・４９社（７７名）

都内食品製造業者　・・・・・・１２社（１８名）

県内食品製造業者　・・・・・・７３社

商談件数：３７５件

商談方式：事前マッチング方式及び発注企業による指名商談方式

(c) 視察会

開 催 日：７月２１日

参加企業数：都内食品バイヤー企業数・・・・４９社（７７名）

都内食品製造業者　・・・・・・・９社（１３名）

視 察 先：石井商店、木村蒲鉾、チョーコー醤油、九一庵食品

b.　新潟県燕三条地域における商談機会創出の取り組み

新潟県燕三条地域は、「金属加工」を中心とした企業が集積しており、都内ものづくり企業との多様な技術連携など、双方にメリットのある活発な交流が期待できる。そのことから、東京都と東京商工会議所は、新潟県三条市・燕市、(公財)燕三条地場産業振興センター等と連携し、双方の中小企業のビジネスチャンスの拡大と産業の活性化につなげていくため、「燕三条ものづくりメッセ２０２３」への都内中小企業の出

展を行うとともに、燕三条地域のものづくり企業との商談を実施した。
＜燕三条ものづくりメッセ２０２３　東京都ブース出展　概要＞
主　　催：(公財) 燕三条地場産業振興センター
共　　催：燕市、三条市、燕商工会議所、三条商工会議所
会　　期：１０月２６日～２７日　１０：００～１７：００（最終日のみ１６：００まで）
主会場　：燕三条地場産業振興センター　（〒９５５-００９２　新潟県三条市須頃１－１７）
入場者数：４，３５６人
出展企業：１５社
商談件数：４４６件

c.　青森県における商談機会創出の取り組み

青森県は出荷額全国トップクラスとなる工業製品を多数抱えており、「光技術関連産業」を中心に「半導体」「電子部品・デバイス」「医療機器」などの集積が進む津軽地域、豊富な水産資源を活用した「食料品製造業」や「基礎素材型産業」「半導体製造装置」「情報通信機器」「自動車・航空機搭載部品」等が集積する県南地域、国内でも有数なエネルギー開発・研究の拠点形成が進み環境リサイクルや新エネルギー関連産業などの創出に取り組んでいる下北地域など、地域ごとのポテンシャルを活かした産業集積が進んでいる。東京都と東京商工会議所は、青森県及び(公財) ２１あおもり産業総合支援センターと連携し、双方の中小企業のビジネスチャンスの拡大と産業の活性化につなげていくため、以下のとおり都内ものづくり企業と青森県内ものづくり企業との商談会・視察会を開催した。
＜ものづくり受発注商談会あおもり２０２３＆東京・青森ものづくり企業視察会　概要＞
主　　催：(公財) ２１あおもり産業総合支援センター
共　　催：東京都、東京商工会議所
後　　援：青森県
会　　期：１１月１６日～１７日（２日間）

(a) ものづくり受発注商談会あおもり２０２３
会　　期：１１月１６日
会　　場：ユートリー　多目的ホール（青森県八戸市一番町一丁目９－２２）
参加企業数：都内参加企業（発注）：１７社（２９名)、その他発注企業：１５社
　　地域受注企業：４９社
都内参加企業商談件数：１２０商談
商談方式：事前の発注案件の提示による、受発注双方の指名に基づく事前マッチング方式

(b)東京・青森ものづくり企業視察会
会　　期：１１月１７日
視 察 先：㈱セイシンハイテック、北日本機械金属㈱
参加企業数：１７社（２９名）

⑮　中小企業等アウトリーチ事業

1)　概　要

経済産業省は、中小企業の輸出管理体制構築等を支援するため、２０１９年度より「中小企業等アウトリーチ事業」を実施している。同事業は、中小企業向けの説明会の開催、輸出管理の専門家による助言・指導等を通じて、安全保障貿易管理体制の構築を支援し、中小企業の保有する機微技術の流出を防ぐことを目的としており、日商から業務委託を受け以下の事業を行った。

2)　実施内容

安全保障貿易管理の内容を盛り込んだ説明会を５回開催したほか、中小・小規模企業向けの相談窓口として、輸出管理に係る実務経験が豊富な専門家による個別相談会を実施し３４社が参加した。

a. 中小企業向け説明会

(a) ８月　７日（２４２名）　講演　「安全保障貿易管理セミナー　初級編～技術流出の防止に向け、輸出管理体制の構築が重要です！～」

令和５年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　　工　藤　文　男　氏

(b) ９月　４日　（６４名）　講演　「安全保障貿易管理セミナー　初級編～技術流出の防止に向け、輸出管理体制の構築が重要です！～」

令和５年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　　濱　　宏　氏

(c) １１月２７日（４１４名）　講演　「安全保障貿易管理セミナー　中級編～技術流出の防止に向け、輸出管理体制の構築が重要です！～」

令和５年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　　萩　原　良　信　氏

(d) １２月２５日　（６８名）　講演　「安全保障貿易管理セミナー　中級編～技術流出の防止に向け、輸出管理体制の構築が重要です！～」

令和５年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　　濱　　宏　氏

(e) １月１５日（１８８名）　講演　「安全保障貿易管理セミナー　初級編～技術流出の防止に向け、輸出管理体制の構築が重要です！～」

令和５年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　　藤　島　喜一郎　氏

b. 専門家派遣（個別相談）　　３４社

c. 東商新聞へ事業告知の広告掲載

東京商工会議所主催の説明会および個別相談について告知・ＰＲのため、東商新聞に広告掲載を２回実施。

８．登　　録

(1) 法定台帳

① 作成・定期訂正

作　　成　　４月１３日（２０２３年度新規該当者）
定期訂正　　９月３０日（継続該当者）

② 登録業者数

会員・非会員	特定商工業者数	台帳提出数	提出率（%）
会　　員	36,596	16,430	44.8%
非　会　員	24,817	6,090	24.5%
計	61,413	22,520	36.6%

③ 法定台帳の管理運用

1)五十音順整備（地区別、営業種目別、資本金別、事業税別、従業員数別、支社・支店の分類体制）
2)地区内商工業者の実態把握、取引の照会、信用調査、商工業に関する各種証明・鑑定、行政庁入札関係基礎資料
3)２３区別「特定商工業者統計表」の作成
4)登録後の名称、住所、代表者、資本金等の変更事項訂正

(2) 貿易登録

会員・非会員	登録業者数
会　　員	５，０１７
非会員（含地区外）	２，４４５
計	７，４６２

※貿易登録の有効期間は２年間

(3) 会員之章（貸与）

2022 年度末現在	新規貸与	退 会 ・ 返 却	2023 年度末現在
4,279	0	88	4,191

９．事務所･建物等運用

(1) 事務所所在地

1	本部	千代田区丸の内３－２－２
2	証明センター	台東区東上野４－８－１ ＴＩＸＴＯＷＥＲＵＥＮＯ３階
3	千代田支部	千代田区神田神保町３－１９　ダイナミックアート九段下ビル２階
4	中央支部	中央区銀座１－２５－３　中央区立京橋プラザ分庁舎３階
5	港支部	港区浜松町２－４－１　世界貿易センタービルディング南館５階
6	新宿支部	新宿区西新宿６－８－２　ＢＩＺ新宿４階
7	文京支部	文京区春日１－１６－２１　文京シビックセンターＢ２階
8	台東支部	台東区花川戸２－６－５　台東区民会館１階
9	北支部	北区王子１－１１－１　北とぴあ１２階
10	荒川支部	荒川区荒川２－１－５　セントラル荒川ビル９階
11	品川支部	品川区西品川１－２８－３　品川区立中小企業センター４階
12	目黒支部	目黒区目黒２－４－３６　目黒区民センター４階
13	大田支部	大田区南蒲田１－２０－２０　大田区産業プラザ５階
14	世田谷支部	世田谷区太子堂２－１６－７　世田谷産業プラザ２階
15	渋谷支部	渋谷区渋谷１－１２－５　渋谷区立商工会館７階
16	中野支部	中野区中野２－１３－１４　中野区産業振興センター２階
17	杉並支部	杉並区上荻１－２－１　Ｄａｉｗａ荻窪タワー２階
18	豊島支部	豊島区西池袋２－３７－４　としま産業振興プラザ（ＩＫＥ・Ｂｉｚ）４階
19	板橋支部	板橋区板橋３－９－７　板橋センタービル８階
20	練馬支部	練馬区練馬１－１７－１　Ｃｏｃｏｎｅｒｉ４階
21	江東支部	江東区東陽４－５－１８　江東区産業会館２階
22	墨田支部	墨田区江東橋３－９－１０　すみだ産業会館９階
23	足立支部	足立区千住１－５－７　あだち産業センター４階
24	葛飾支部	葛飾区青戸７－２－１ テクノプラザかつしか３階
25	江戸川支部	江戸川区船堀４－１－１　タワーホール船堀３階
26	浅草分室	台東区花川戸２－１７－８　ハン六ビル８階
27	ＢＳＤ東京セントラル	千代田区一番町４－４　ＴＨＥ ＣＲＯＳＳ 一番町２階

（２０２３年６月１日～）

(2) 自己所有土地・建物の概要

① 概　要

1) 丸の内二重橋ビル

登記名	丸の内二重橋ビルディング・東京商工会議所ビル・東京會舘ビル
所在地	東京都千代田区丸の内三丁目２番２号　（番地：千代田区丸の内三丁目 14 番 1）
敷地面積	9,935.02 ㎡　(3,005.344 坪)　（うち東商専有部　1,150.75 ㎡）
建築面積	8,355.06 ㎡　(2,527.406 坪)
延床面積	174,054.18 ㎡（52,651.389 坪）（容積率 1752%）　（うち東商専有部　22,424 ㎡）
構造	地上鉄骨構造、地下鉄骨鉄筋コンクリート構造
階数	地下４階・地上 30 階建、塔屋２階
高さ	150m
用途	事務所、商業施設、宴会場、会議場、駐車場
着工	２０１５年１１月１６日

竣工	２０１８年１０月１５日
事業者	三菱地所㈱、東京商工会議所、㈱東京會舘
設計監理	㈱三菱地所設計
施工	大成建設㈱、㈱関電工、高砂熱学工業㈱、㈱西原衛生工業所、 三菱電機㈱（東商専有部は、東芝エレベータ㈱）

2)　新宿三丁目イーストビル（旧新宿支部跡地を活用した再開発ビル）

所 在 地	東京都新宿区新宿三丁目１番２６号（地番：新宿区新宿三丁目１３０番～１４１番）
敷地面積	2,578.69 ㎡　うち、東商所有分：176.65 ㎡（地番：１４１番）
建築面積	1,804.70 ㎡
延床面積	26,360.56 ㎡ うち、東商所有分（共有持分） 建物専有部分　577.55 ㎡ 建物共用部分　124.10 ㎡ 駐車場部分　50.19 ㎡
構　造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階　数	地下３階、地上１４階、ＰＨ２階
高　さ	80.70m
用　途	物販、飲食、映画館、地域変電所、駐車場
着　工	２００４年１０月１日
竣　工	２００７年1月３１日

(3) 建物の運用

①　定期貸室使用者（五十音順）

【丸の内二重橋ビル】

アクサ生命㈱
税理士法人かえで税理士法人

医療法人社団公颯会（東商ビル診療所）
国際商業会議所日本委員会
サーブコープジャパン㈱
㈱セブン‐イレブン・ジャパン
セントラルスポーツ㈱（２０２３年８月３１日迄）
タリーズコーヒージャパン㈱

（公社）　東京屋外広告協会
（一社）　東京珠算教育連盟
（２０２３年１０月３１日迄）

東京販売士協会
㈱東商サポート＆サービス
㈱東商ビル薬局
日本小売業協会（２０２４年2月３日迄）
日本商工会議所
(一財)日本民族工芸技術保存協会

②　貸会議室概要

名　称	規模（㎡）	収容人数（人）			その他
		シアター	スクール	ロの字	
東京商工会議所　渋沢ホール	580	500	240		電動式移動観覧席（ロールバックチェア）、昇降式ステージ（1 台）を設置
Room A1	195	180	60	36	
Room A2／Room A3／Room A4／Room A5	85	72	24	20	
Room A1 ＋ Room A2	280	252	108	52	
Room A3 ＋ Room A4 ／ Room A4 ＋ Room A5	170	144	60	32	

Room A3 ＋ Room A4 ＋ Room A5	255	252	96	52	
Room B1 ／ Room B2	120	126	40	28	
Room B1 ＋ Room B2	240	234	80	48	
Room B3	80	80	30	24	

③　１階多目的スペースにおける展示・催事

（開催期間）２０２３年　４月１日～４月２７日
（概　　要）「新札発行ＰＲパネル展示」
（主　　催）東京商工会議所

（開催期間）２０２３年　５月８日～５月１２日
（概　　要）「第１３回東京屋外広告コンクール作品展示」
・受賞作品のパネル展示を実施。
（主　　催）公益社団法人　東京屋外広告協会

（開催期間）２０２３年　７月１３日～７月１４日
（概　　要）「～明治の偉人ゆかりの地～　地域特産 物産展」
・渋沢翁と、その同時代を生きた岩崎彌太郎、福沢諭吉にゆかりある各地域が出展。偉人の功績と各地のＰＲをすることを目的に、地域特産品や偉人に関わる商品の販売を実施。
（主　　催）東京商工会議所
（出　　展）北海道清水町/茨城県水戸商工会議所/埼玉県深谷市/高知県高知商工会議所
大分県中津市/東京商工会議所

（開催期間）２０２３年　７月２６日～７月２７日
（概　　要）「東京三昧 夏の陣」
・「東京で夏の涼を感じる」をテーマとして、展示・物産イベントを開催。
（主　　催）東京商工会議所

（開催期間）２０２３年　８月１日～８月２８日
（概　　要）「勇気ある経営大賞ＰＲ展示」
・ＰＲバナーを展示。８月８日～１０日は、塗り絵イベントを実施。
（主　　催）東京商工会議所

（開催期間）２０２３年　８月３０日～９月６日
（概　　要）「関東大震災１００年 特別パネル展～逆境の時こそ、力を尽くす～」
・関東大震災１００年を契機として、事業者の防災への意識を更に高めるとともに、渋沢翁の意志を現代に受け継いでいくことを目的にパネル展を開催。
（主　　催）東京商工会議所

（開催期間）２０２３年　９月２０日～９月２１日
（概　　要）「北のブランドフェア」
・北のブランド認定商品の販売・展示のほか、冬季オリンピック・パラリンピック札幌市誘致ＰＲの展示を実施。
（主　　催）札幌商工会議所

（開催期間）２０２３年　１０月１１日～１０月１２日

（概　　要）「ふくしま応援！地域特産物産展」
・ＡＬＰＳ処理水放出に伴う風評を払拭するため物産展を開催し、安心・安全な福島産水産物の消費を促進。
（主　　催）東京商工会議所
（協　　力）福島県商工会議所連合会、（公財）福島県観光物産交流協会、福島県東京事務所
（出　　展）日本橋ふくしま館　ＭＩＤＥＴＴＥ

（開催期間）２０２３年　１０月１８日～１０月１９日
（概　　要）「石川県伝統工芸展」
・大都市圏の消費者に石川県内の伝統工芸品を紹介し、工芸品の良さを実感していただき、販路拡大に繋げることを目的に、販売・展示・ワークショップを開催。
（主　　催）石川県伝統産業振興協議会

（開催期間）２０２３年　１１月７日～１２月２５日
（概　　要）「クリスマスツリー展示・新札クイズパネル展示・渋沢立像ライトアップ」
・渋沢翁の命日（１１月１１日）にあわせ、新札発行に向けたＰＲ大展開の一環として実施。ツリーと渋沢の立像は渋沢翁カラーの藍色にライトアップした。
（主　　催）東京商工会議所

（開催期間）２０２３年　１１月３０日～１２月１日
（概　　要）「～２０２４年７月新札発行記念～　渋沢栄一ゆかりの地 地域特産物産展」
・新札発行を契機に渋沢翁の功績をＰＲすることを目的に、渋沢翁そして新札にゆかりある各地域が出展し、物産展を開催。
（主　　催）東京商工会議所
（出　　展）北海道清水町/埼玉県深谷市/岡山県井原市/東京都北区/東京都板橋区/東京都江東区/北里柴三郎記念館（熊本県小国町）/東京商工会議所

（開催期間）２０２４年　1月１１日～1月３１日
（概　　要）「令和の献木プログラム」募金の実施
・渋沢翁らの呼びかけによる献金・献木などにより造営された明治神宮外苑の歴史になぞらえ、神宮外苑の新たなみどりの創造のための賛助金を募集。
（実施主体）一般社団法人 神宮外苑みどりプロジェクト

（開催期間）２０２４年　1月１８日～1月１９日
（概　　要）「第５回やまなみ・しまなみ観光物産展」
・やまなみ・しまなみエリアへの観光動機の顕在化と、観光ルートの認知向上ならびに首都圏からの地域誘引を目的に、物産展と展示を開催。
（主　　催）松江商工会議所、尾道商工会議所、今治商工会議所、松山商工会議所

（開催期間）２０２４年　2月１４日～2月１５日
（概　　要）「ふくい観光土産物産展」
・北陸新幹線福井駅開業を記念し、福井県の展示・物産イベントを開催。能登半島地震の復興応援として、石川県アンテナショップによる商品販売も実施。
（主　　催）福井商工会議所

⑷ オフィスの運用

① オフィス町内会

オフィス環境の整備を通じて事務局員一人ひとりの生産性を高めることを目的とし、次世代を担う若手職員を中心とした「オフィス町内会」を開催した。

1)　本部・第１回　　２０２３年　４月２５日
2)　本部・第２回　　２０２３年　７月２６日（ハイブリッド開催）
3)　本部・第３回　　２０２３年１２月１２日（ハイブリッド開催）
4)　本部・第４回　　２０２４年　３月　４日（ハイブリッド開催）

② 支部オフィスレイアウト変更

支部においても本部と同様に働き方改革を推進するため、２０１９年度より順次２３支部のオフィスレイアウト変更を実施している。新型コロナ感染症の影響で中断していたが、２０２２年度より再開した。

1)　荒川支部　　８月　４日～８月　６日
2)　板橋支部　　８月２５日～８月２７日

２０２３年度迄のレイアウト変更実施済み支部：北支部・江東支部・品川支部・中野支部・港支部(移転)・葛飾支部・荒川支部・板橋支部

③ 職員向け弁当・パン販売の実施

目　　的：職員の福利厚生を目的として、職員向け弁当・パン等の販売を実施した。なお、パン販売については障がい者雇用室として業務委託をしているパソナハートフルによるもの。

日　　程：（弁　　当）　５月１日／５月２日／５月１６日／７月２６日
（パ　　ン）　４月１１日／４月２５日／５月９日／５月２３日／６月１３日／６月２７日／７月１０日／７月２５日／９月１２日／９月２６日／１０月１０日／１０月２４日／１１月１４日／１１月２８日／１２月１２日／１２月１９日／１月１６日／１月３０日／２月１３日／２月２７日／３月１２日／３月２６日

販売実績：弁当１１２食、パン６５３セット

④ ファミリーデーの実施

目　　的：職員の福利厚生を目的として、職員の家族を対象として希望者を職場に招き、オフィス見学と東京商工会議所の事業概要等を説明する機会を設けた。

参 加 者：５４名（１６家族）

日　　程：２０２３年８月２日（水）

⑤ オフィス見学の実施

目　　的：全国の商工会議所等より、ビル建替えに伴う職員の働き方の変化や施設、渋沢ミュージアムの見学希望があり、随時受け入れを実施。

1)　府中商工会議所　　２０２３年　５月１７日（　８名）
2)　福岡商工会議所　　２０２３年　５月２４日（　９名）
3)　甲府商工会議所　　２０２３年　６月２２日（１２名）
4)　浜松商工会議所青年部　２０２３年　６月２３日（２４名）
5)　イエローハット　　２０２３年　７月１８日（１２名）
6)　ファミリーデーによる東京商工会議所職員の家族
２０２３年　８月　１日（５４名）
7)　ミロク情報サービス　　２０２３年　９月１４日（３０名）
8)　埼玉県商工会議所連合会２０２３年　９月２１日（３０名）
9)　実践女子大学同窓会　　２０２３年１０月　３日（３２名）

10)　水戸商工会議所　　２０２３年１０月１６日（３８名）
11)　富山商工会議所　　２０２３年１０月１７日（１６名）
12)　青森商工会議所　　２０２３年１０月１９日（　７名）
13)　木更津商工会議所　　２０２３年１０月２０日（３８名）
14)　埼玉県商工会議所青年部連合会
　　２０２３年１１月　６日（　６名）
15)　大分商工会議所　　２０２３年１１月　８日（　６名）
16)　豊川商工会議所　　２０２３年１２月　７日（１８名）
17)　武蔵野商工会議所　　２０２４年　３月　５日（１７名）
合計３５７名

10. 関係団体への加入および連繋等

(1) 日本商工会議所

（２０２４年３月３１日現在）

日本商工会議所における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会頭	小林　健	会頭・議員
専務理事	石田　徹	専務理事
総合政策委員長	斎藤　保	副会頭・議員・総合政策委員長
税制委員長	阿部貴明	副会頭・議員・税制委員長
労働委員長	小山田隆	議員・労働委員長
表彰特別委員長	石田　徹	専務理事

（共同委員長就任委員会）
総合政策委員会、産業経済委員会、国際経済委員会、観光委員会、中小企業委員会、税制委員会、労働委員会、エネルギー・環境委員会
（委員就任委員会）
表彰特別委員会

（事務局職務協力）　（２０２４年３月３１日現在）

日本商工会議所における協力職務	兼務人数	当商工会議所における部署名
広報部	５人	広報部
国際部	１２人	国際部
企画調査部	６人	企画調査部
産業政策第一部	６人	産業政策第一部
産業政策第二部	９人	産業政策第二部

(2) 関東商工会議所連合会

（２０２４年３月３１日現在）

関東商工会議所連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会長	小林　健	会頭・議員
代表幹事	小林治彦	常務理事

（事務局）　（総務統括部総務課組織連携担当）

(3) 東京都商工会議所連合会

（２０２４年３月３１日現在）

東京都商工会議所連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会長	小林　健	会頭・議員

（事務局）　（総務統括部総務課組織連携担当）

(4) 全国商工会議所女性会連合会

（２０２４年３月３１日現在）

全国商工会議所女性会連合会における役職名	就 任 者 名	当商工会議所における役職名
会　　長	畠 山 笑 美 子	女 性 会 会 長
常 任 理 事	田 口 絢 子	女 性 会 副 会 長
常 任 理 事	志 賀 律 子	女 性 会 副 会 長

（事　務　局）　　日本商工会議所 総務部(組織・運営)

(5) 関東商工会議所女性会連合会

（２０２４年３月３１日現在）

関東商工会議所女性会連合会における役職名	就 任 者 名	当商工会議所における役職名
会　　長	畠 山 笑 美 子	女 性 会 会 長

（事　務　局）　　(総務統括部総務課組織連携担当)

(6) 専門図書館協議会

（２０２４年３月３１日現在）

専門図書館協議会における役職名	就 任 者 名	当商工会議所における役職名
会　　長	石 田 徹	専 務 理 事
理 事 長	小 林 治 彦	常 務 理 事
表彰審査委員会委員長	小 林 治 彦	常 務 理 事

（事　務　局）　　専門図書館協議会（日本図書館協会会館内）

(7) その他加入団体（五十音順）

ｔｈｅ　Ｔｏｋｙｏ　Ｕ－ｃｌｕｂ
(一社)大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会
(一社)海外環境協力センター
(一財)機械システム振興協会
企業史料協議会
(公社)麹町法人会
(独)国際観光振興機構
国際商業会議所日本委員会
(公財)国際人材協力機構
(公財)産業雇用安定センター
(公財)渋沢栄一記念財団
(一社)情報科学技術協会
(一社)情報サービス産業協会
(公財)新日本フィルハーモニー交響楽団
(一社)全国スーパーマーケット協会
(一社)全国福祉用具専門相談員協会
(一財)知的財産研究教育財団
中央労働災害防止協会
(一社)中高年齢者雇用福祉協会
千代田年金委員会
ＤＭＯ東京丸の内
(一財)デジタルコンテンツ協会
テロ対策東京パートナーシップ推進会議
(一財)伝統的工芸品産業振興協会
(公社)東京屋外広告協会
(一社)東京ビルヂング協会
(一社)内外情勢調査会
(一財)日中経済協会
(一社)日中経済貿易センター
(特)日本ＮＰＯセンター
(公社)日本観光振興協会
(公財)日本関税協会
(一社)日本経営協会
(公社)日本監査役協会
(一社)日本経済調査協議会
(一社)日本原子力産業協会
(公財)日本交通公社
日本小売業協会
(一社)日本在外企業協会
(公社)日本産業衛生学会
(一財)日本産業協会
(一社)日本色彩学会
(一財)日本色彩研究所
(一社)日本商事仲裁協会
(一財)日本情報経済社会推進協会
(一社)日本テレワーク協会
(特)日本都市計画家協会
(公社)日本図書館協会
(一社)日本能率協会
(一社)日本販売士協会

㈱東京會舘　ユニオンクラブ
(公財)東京観光財団
(特)東京シティガイドクラブ
(一財)東京社会保険協会
(一社)東京珠算教育連盟
(公社)東京青年会議所
(一社)東京駐車協会
東京都応急手当普及推進協議会
(一社)東京都港湾振興協会
東京都産業教育振興会
(特)東京都就労支援事業者機構
東京都職業能力開発協会
(公社)東京のあすを創る協会
東京販売士協会
民間外交推進協会
(特)日本ＰＦＩ・ＰＰＰ協会
(一財)日本ファッション協会
(特)日本ヘルスツーリズム振興機構
(一社)日本貿易会
(一財)日本貿易関係手続簡易化協会
(公財)日本ユースリーダー協会
(一社)日本流行色協会
(公社)発明協会
丸の内懇話会
丸の内災害予防普及会
丸の内美化協会
丸の内ビル防犯協会
丸の内防火防災協会
丸の内防犯協会

(8) 外部団体就任状況

① 役員・議員等

1) 政府・官庁関係

（２０２３年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
環境省　中央環境審議会　総合政策部会・地球環境部会・循環型社会部会	委員	小屋かをり　（エネルギー・環境委員会委員）
関東地方整備局　首都圏広域地方計画協議会	委員	小林　治彦　（常務理事）
関東財務局　国有財産関東地方審議会	委員	湊元　良明　（理事・事務局長）
関東森林管理局　国有林野管理審議会	委員	小林　治彦　（常務理事）
経済産業省　営業秘密官民フォーラム	委員	佐藤　祐二
経済産業省　日本産業標準調査会基本政策部会	委員	阿部　純
公正取引委員会　独占禁止懇話会	会員	細田　眞　（特別顧問・商事取引法規委員長・中央支部会長）
厚生労働省　雇用環境・均等分科会	臨時委員	川岸　千穂　（多様な人材活躍委員会委員）
厚生労働省　雇用保険二事業懇談会	委員	坂田　甲一　（労働委員会委員）
厚生労働省　職業安定分科会　雇用対策基本問題部会	臨時委員	志賀　律子　（女性会副会長・労働委員会委員）
厚生労働省　職業安定分科会　労働力需給制度部会	臨時委員	田尻久美子　（労働委員会委員）
厚生労働省　人材開発分科会　監理団体審査部会	臨時委員	志賀　律子　（女性会副会長・労働委員会委員）
厚生労働省　中央最低賃金審議会	臨時委員	志賀　律子　（女性会副会長・労働委員会委員）
厚生労働省　目安制度の在り方に関する全員協議会	委員	志賀　律子　（女性会副会長・労働委員会委員）
厚生労働省　労働条件分科会　高齢者有期雇用特別部会	臨時委員	志賀　律子　（女性会副会長・労働委員会委員）
厚生労働省　労働条件分科会　職業安定分科会　雇用環境・均等分科会　同一労働同一賃金部会	臨時委員	鳥越　千裕　（参与）
厚生労働省　労働政策審議会	委員	矢口　敏和　（議員・多様な人材活躍委員長）
厚生労働省　労働政策審議会	委員	小松万希子　（労働委員会委員）
厚生労働省　労働政策審議会　勤労者生活分科会	臨時委員	須永　明美　（労働委員会委員）
厚生労働省　労働政策審議会　勤労者生活分科会　中小企業退職金共済部会	臨時委員	須永　明美　（労働委員会委員）
厚生労働省　労働政策審議会　労働施策基本方針部会	臨時委員	小松万希子　（労働委員会委員）
厚生労働省　労働政策審議会　労働条件分科会　最低賃金部会	臨時委員	志賀　律子　（女性会副会長・労働委員会委員）
厚生労働省　労働政策審議会　労働条件分科会　有期雇用特別部会	臨時委員	志賀　律子　（女性会副会長・労働委員会委員）
財務省　財政制度等審議会　財政制度分科会	臨時委員	広瀬　道明　（副会頭）
財務省　納税環境整備に関する研究会	メンバー	小山　民夫　（税制委員会委員）
東京労働局　東京地方労働審議会	委員	小松万希子　（労働委員会委員）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
内閣官房　新型インフルエンザ等対策推進会議	委　　員	幸本　智彦　（常議員・健康づくり・文化推進共同委員長）
内閣府　税制調査会	特 別 委 員	阿部　貴明　（副会頭）
法務省　法制審議会　担保法制部会	臨 時 委 員	山崎洋一郎　（議員・千代田支部副会長）

2)　東京都関係

（２０２３年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
ＨＴＴ・ゼロエミッション推進協議会	委　　員	小林　　健　（会頭）
グローバルイベント２０２４　実行委員会	委　　員	小林　治彦　（常務理事）
高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会	委　　員	村木　幸江　（イオン・お客さまサービス部長）
産業交流展２０２３実行委員会	委　　員	湊元　良明　（理事・事務局長）
商業教育コンソーシアム東京	理　　事	小林　治彦　（常務理事）
女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会	副 委 員 長	小林　治彦　（常務理事）
第１４期東京都福祉のまちづくり推進協議会	委　　員	三宅　　泉　（練馬支部副会長）
第４６期東京都労働委員会	使用者委員	石川　　直　（㈱資生堂　人財本部　兼　資生堂ジャパン㈱　人事部）
第４６期東京都労働委員会	使用者委員	朝香　　博　（㈱東商サポート＆サービス　顧問）
第４６期東京都労働委員会	使用者委員	髙田　淳彦　（鹿島建設㈱　社友）
第４６期東京都労働委員会	使用者委員	和田　慶宏　（旭化成㈱　社友）
東京都環境審議会　総会・企画政策部会・カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会	委　　員	小屋かをり　（エネルギー・環境委員会委員）
東京都景観審議会	委　　員	服部津貴子　（常議員・健康づくり・文化推進委員長）
東京都景観審議会	委　　員	海堀　安喜　（三井不動産㈱　専務執行役員）
東京都広告物審議会	委　　員	財津　澄子　（女性会理事）
東京都国土利用審議会	委　　員	市瀬　優子　（女性会名誉会長）
東京都国民保護協議会	委　　員	市瀬　優子　（女性会名誉会長）
東京都社会福祉審議会	委　　員	小林富佐子　（目黒支部　副会長）
東京都消費生活対策審議会	委　　員	湊元　良明　（理事・事務局長）
東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会	構　成　員	小林　　健　（会頭）
東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会　大丸有地区整備計画作成部会	構　成　員	小林　治彦　（常務理事）
東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会会議	構　成　員	石田　　徹　（専務理事）
東京都信用保証補助審査会	委　　員	服部津貴子　（常議員・健康づくりスポーツ振興共同委員長）
東京都水道事業運営戦略検討会議	委　　員	小林　治彦　（常務理事）
東京都水防協議会	臨 時 委 員	市瀬　優子　（女性会名誉会長）
東京都スポーツ振興審議会	委　　員	幸本　智彦　（健康づくり・文化推進委員会共同委員長）
東京都中小企業再生支援協議会	会　　長	大島　　博　（副会頭）
東京都介護保険審査会	委　　員	小林　治彦　（常務理事）
東京都都市計画審議会	委　　員	中村　節雄　（議員・中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進副委員長）
東京都ボランティア活動推進協議会	副　会　長	佐々木　隆　（顧問）
東京都防災会議	委　　員	市瀬　優子　（女性会名誉会長）
東京の観光振興を考える有識者会議	委　　員	田川　博己　（副会頭・議員・トラベル＆ツーリズム委員長）
東京の雇用就業を考える専門家会議	委　　員	小山田　隆　（議員・労働委員長）
東京の中小企業振興を考える有識者会議	委　　員	大島　　博　（副会頭・議員・中小企業委員長）
東京万引き防止官民合同会議	構　成　員	小林　治彦　（常務理事）
民生委員審査専門分科会	委　　員	小林富佐子　（目黒支部副会長）

3)　その他

（２０２３年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(一財)全国商工会議所共済会	理事	小林　治彦　（常務理事）
(一財)全国商工会議所共済会年金委員会	委員	湊元　良明　（理事・事務局長）
(一財)東京都つながり創成財団	評議員	湊元　良明　（理事・事務局長）
(一財)日本ファッション協会	理事	石田　徹　（専務理事）
(一財)日本ファッション協会	参与	小林　治彦　（常務理事）
(一財)日本民族工芸技術保存協会	理事長	小林　治彦　（常務理事）
(一財)日本民族工芸技術保存協会	監事	湊元　良明　（理事・事務局長）
(一財)明治神宮崇敬会	会長	小林　健　（会頭）
(一財)明治神宮崇敬会	顧問	三村　明夫　（名誉会頭）
(一財)明治神宮崇敬会	監事	石田　徹　（専務理事）
(一財)明治神宮崇敬会	理事	中村　利雄　（顧問）
(一社)関東広域観光機構	代表理事	田川　博己　（副会頭・議員・トラベル＆ツーリズム委員長）
(一社)東京珠算教育連盟	会長	大島　博　（副会頭）
(一社)東京珠算教育連盟	理事長	小林　治彦　（常務理事）
(一社)東京都産業資源循環協会	監事	小林　治彦　（常務理事）
(一社)東京都信用金庫協会　２０２３年度優良企業表彰制度	選考委員	小林　治彦　（常務理事）
(一社)日本経営協会	評議員	小林　治彦　（常務理事）
(一社)日本サステナブルツーリズムイニシアティブ	代表理事・会長	田川　博己　（副会頭・議員・トラベル＆ツーリズム委員長）
(一社)日本珠算連盟	特別顧問	小林　治彦　（常務理事）
(一社)日本商事仲裁協会	理事	小林　治彦　（常務理事）
(一社)日本貿易会	審議員	石田　徹　（専務理事）
(公財)産業教育振興中央会	理事	小林　治彦　（常務理事）
(公財)全国中小企業振興機関協会	理事	小林　治彦　（常務理事）
(公財)東京観光財団	監事	小林　治彦　（常務理事）
(公財)東京観光財団「東京シティガイド検定」検定委員会	委員	湊元　良明　（理事・事務局長）
(公財)東京しごと財団	評議員	小林　治彦　（常務理事）
(公財)東京都教育支援機構	理事	小林　治彦　（常務理事）
(公財)東京都公園協会	理事	小林　治彦　（常務理事）
(公財)東京都私学財団	評議員	小林　治彦　（常務理事）
(公財)東京都私学財団　育英資金奨学生選考委員会	委員	小林　治彦　（常務理事）
(公財)東京都スポーツ文化事業団	理事	小林　治彦　（常務理事）
(公財)東京都生活衛生営業指導センター	理事	山下　健　（理事・中小企業部長）
(公財)東京都中小企業振興公社	全体会議委員	井上　裕之　（常議員）
(公財)日本チャリティ協会	理事	小林　治彦　（常務理事）
(公財)日本容器包装リサイクル協会	評議員	小林　治彦　（常務理事）
(公財)暴力団追放運動推進都民センター	評議員	小林　治彦　（常務理事）
(公財)暴力団追放運動推進都民センター	相談役	小林　健　（会頭）
(公社)鉄道貨物協会	評議員	湊元　良明　（理事・事務局長）
(公社)東京屋外広告協会	顧問	石田　徹　（専務理事）
(公社)東京屋外広告協会	理事	小林　治彦　（常務理事）
(社福)東京都共同募金会	会長・運営協議会委員	小林　健　（会頭）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(社福)東京都共同募金会	理事長	小林　治彦　（常務理事）
(社福)東京都共同募金会	理事	湊元　良明　（理事・事務局長）
(社福)東京都共同募金会	配分委員	湊元　良明　（理事・事務局長）
(社福)東京都共同募金会　奉仕者事故見舞審査委員会	委員	湊元　良明　（理事・事務局長）
(社福)東京都社会福祉協議会	評議員	湊元　良明　（理事・事務局長）
(社福)東京都社会福祉協議会　東京善意銀行運営委員会	委員長	湊元　良明　（理事・事務局長）
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構　東京職業訓練支援センター運営協議会	委員	小林　治彦　（常務理事）
(独)中小企業基盤整備機構　ファンド出資事業に係る出資先候補評価委員会	委員	山下　健　（理事・中小企業部長）
外国人旅行者向け免税制度に関する協議会	会長	佐々木　隆　（顧問）
㈱企業再生支援機構	社外取締役企業再生支援委員	中村　利雄　（顧問）
㈱世界貿易センタービルディング	監査役	小林　治彦　（常務理事）
㈱地域経済活性化支援機構	社外取締役	中村　利雄　（顧問）
㈱地域経済活性化支援機構　地域経済活性化支援委員会	委員	中村　利雄　（顧問）
㈱東京ビッグサイト	取締役	小林　治彦　（常務理事）
㈱東京流通センター	社外取締役	石田　徹　（専務理事）
㈱日刊工業新聞社　キャンパスベンチャーグランプリ(CVG)東京実行委員会	委員	石田　徹　（専務理事）
㈱日刊工業新聞社　キャンパスベンチャーグランプリ(CVG)東京実行委員会	委員長	小林　健　（会頭）
経済団体健康保険組合	理事長、理事、選定議員	石田　徹　（専務理事）
国際商業会議所日本委員会	名誉会長	三村　明夫　（名誉会頭）
国際商業会議所日本委員会	顧問	小林　健　（会頭）
国際商業会議所日本委員会	理事・副会長	石田　徹　（専務理事）
国際商業会議所日本委員会	常任参与	中村　利雄　（顧問）
首都圏エネルギー懇談会運営委員会	委員	石田　徹　（専務理事）
全国健康保険協会運営委員会	委員	飯野　光彦　（中小企業委員会　副委員長）
専門図書館協議会	会長	石田　徹　（専務理事）
専門図書館協議会	理事長・表彰審査委員会委員長	小林　治彦　（常務理事）
中小企業活力向上プロジェクトアドバンス　実行委員会	委員	湊元　良明　（理事・事務局長）
東京信用保証協会	理事	小林　治彦　（常務理事）
東京信用保証協会　理事候補者選定に係る外部有識者委員会	委員	湊元　良明　（理事・事務局長）
東京中小企業投資育成㈱	監査役	石田　徹　（専務理事）
東京都産業教育振興会	副会長	小林　治彦　（常務理事）
東京都赤十字協賛委員支部協議会	委員	小林　治彦　（常務理事）
東京販売士協会	副会長	小林　治彦　（常務理事）
東京フットボールクラブ㈱	監査役	小林　治彦　（常務理事）
東京ベイｅＳＧプロジェクト国際発信実行委員会	委員	井上　博貴　（青年部会長）
東京弁護士会　市民会議	委員	大島　博　（副会頭）
東京弁護士会　任官候補者審査部会	委員	小林　治彦　（常務理事）
東京弁護士会市民会議	委員	大島　博　（副会頭）
東京ボウリング場協会	外部理事	小林　治彦　（常務理事）
㈱日刊工業新聞社　第２０回キャンパスベンチャーグランプリ東京審査委員会	委員	山下　健　（理事・中小企業部長）
日本銀行　金融広報中央委員会	委員	小林　健　（会頭）
日本小売業協会	顧問	小林　健　（会頭）
日本商工会議所　表彰特別委員会	委員	小林　治彦　（常務理事）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
日本商工会議所　貿易関係証明規律委員会	委員	湊元　良明　（理事・事務局長）
日本商工会議所　（第３２期）貿易関係証明専門委員会	委員	小林　治彦　（常務理事）
日本赤十字社　東京都支部	副支部長	倉石　誠司　（副会頭）
日本赤十字社　東京都支部	評議員	小林　治彦　（常務理事）
防衛懇話会	副会長	小林　健　（会頭）
防衛懇話会	理事・常務理事	石田　徹　（専務理事）
明治神宮	責任役員・総代	小林　健　（会頭）
明治神宮武道場至誠館運営委員会	運営委員	小林　健　（会頭）
リニア中央新幹線建設促進経済団体連合会	常任理事	小林　治彦　（常務理事）
スタートアップ・エコシステム　東京コンソーシアム	理事	山下　健　（理事・中小企業部長）
(一社)東京都中小企業診断士協会	理事	山下　健　（理事・中小企業部長）
㈱日刊工業新聞社　第19回キャンパスベンチャーグランプリ（CVG）全国大会審査委員会	委員	山下　健　（理事・中小企業部長）
(公財)東京都中小企業振興公社	理事	山下　健　（理事・中小企業部長）

② 支部役員等

（２０２３年度在任）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
千代田区商工振興連絡調整会議	委員	栃木　一夫　（千代田支部会長）
(公財)まちみらい千代田	理事	栃木　一夫　（千代田支部会長）
(公財)まちみらい千代田「千代田ビジネス大賞」諮問委員会	委員	栃木　一夫　（千代田支部会長）
社会を明るくする運動千代田区推進委員会	委員	栃木　一夫　（千代田支部会長）
千代田区道路通称名選定委員会	委員	栃木　一夫　（千代田支部会長）
(一社)千代田区観光協会	副会長	大津　洋子　（千代田支部副会長）
千代田区地球温暖化対策推進懇談会	委員	久保　和人　（千代田支部建設・不動産分科会副分科会長）
千代田区立神田一橋中学校運営協議会	委員	中山　幸豁　（千代田支部工業分科会副分科会長）
千代田区図書館評議会	委員	木原　一雄　（千代田支部商業分科会長）
千代田区子ども・子育て会議	委員	舟橋千鶴子　（千代田支部情報産業分科会副分科会長）
(一社)中央区観光協会	理事・副会長	大谷　信義　（常議員・中央支部顧問）
(公財)中央区勤労者サービス公社	理事長	宮入　正英　（特別顧問常議員・中央支部副会長）
中央区男女共同参画推進委員会	委員	細野　佳代　（中央支部食・宿泊分科会評議員）
中央区文化・国際交流振興協会	理事	武中　雅人　（中央支部副会長）
(一財)ドリーム夜さ来いまつりグローバル財団	顧問	池田　朝彦　（常議員・港支部顧問・名誉会長）
みなと区民まつり実行委員会	副委員長	新保　雅敏　（港支部会長）
港区中小企業振興審議会	委員	新保　雅敏　（港支部会長）
港区マラソン実行委員会	委員長	池田　朝彦　（常議員・港支部顧問・名誉会長）
港区マラソン実行委員会	副委員長	新保　雅敏　（港支部会長）
港区マラソン実行委員会	副委員長	笠井　寛　（港支部相談役）
港区環境審議会	委員	坂田　生子　（港支部副会長）
新宿区景観まちづくり審議会	委員	和田総一郎　（新宿支部観光分科会副分科会長）
新宿区産業振興会議	委員	豊岡　良至　（新宿支部青年部幹事長）
新宿区次世代育成協議会	委員	太田昌一郎　（新宿支部観光分科会副分科会長）
(社福)新宿区社会福祉協議会	理事	髙野吉太郎　（特別顧問新宿支部会長）
新宿区男女共同参画推進会議	委員	藤沢　薫　（新宿支部副会長）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
新宿区男女共同参画推進会議	委員	前田　恵子　（新宿支部建設分科会副分科会長）
新宿区都市計画審議会	委員	髙野吉太郎　（特別顧問新宿支部会長）
新宿区内万引き防止対策協議会	委員	髙野吉太郎　（特別顧問新宿支部会長）
新宿シティハーフマラソン実行委員会	副実行委員長	髙野吉太郎　（特別顧問新宿支部会長）
大新宿区まつり実行委員会	副会長	髙野吉太郎　（特別顧問新宿支部会長）
(一社)新宿観光振興協会	副理事長	髙野吉太郎　（特別顧問新宿支部会長）
(公財)新宿区未来創造財団	理事	髙野吉太郎　（特別顧問新宿支部会長）
新宿区情報公開･個人情報保護審議会	委員	髙野芳由樹　（新宿支部青年部副幹事長）
新宿区町会・自治会活性化推薦条例検討委員会	委員	馬場　章夫　（新宿支部副会長）
(公財)文京アカデミー	理事	井田智佐子　（文京支部副会長）
文京区基本構想推進区民協議会	委員	出井　久之　（文京支部相談役）
文京区献血推進協議会	委員	髙村　清　（文京支部医療産業副分科会長）
文京区情報公開及び個人情報保護審査会	委員	犬塚　俊裕　（文京支部印刷メディア情報分科会長）
文京区青少年問題協議会	委員	岩井　良夫　（文京支部建設・不動産分科会長）
文京区生物多様性地域戦略協議会	委員	松下　和正　（文京支部建設・不動産副分科会長）
文京区地域包括ケア推進委員会	委員	古関　伸一　（文京支部医療産業副分科会長）
文京区地球温暖化対策地域推進協議会	委員	関　誠　（文京支部印刷メディア情報副分科会長）
文京区特別職報酬等審議会	委員	吉岡　新　（文京支部会長）
文京区「文の京」安全・安心まちづくり協議会	委員	出井　正彦　（文京支部商業・卸売評議員）
文京区リサイクル清掃審議会	委員	二木　玲子　（文京支部交通運輸評議員）
文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	委員	柳瀬　貴延　（文京支部副会長）
文京区子ども・子育て会議	委員	秋葉　園江　（文京支部副分科会長企業課長）
文京区地域福祉推進協議会子ども部会	部会員	秋葉　園江　（文京支部副分科会長企業課長）
文京区都市マスタープラン見直し検討協議会	委員	吉岡　新　（文京支部会長）
文京区アカデミー推進協議会	委員	関　誠　（文京支部印刷メディア情報副分科会長）
上野駅周辺滞留者対策推進協議会	委員	桑山　征洋　（台東支部会長）
国立西洋美術館世界文化遺産台東会議	委員	桑山　征洋　（台東支部会長）
(公財)台東区産業振興事業団	評議員	桑山　征洋　（台東支部会長）
台東区少年少女発明クラブ運営委員会	副会長	梶原　徳二　（常議員・台東支部相談役）
台東区特別職議員報酬及び給料審議会	委員	桑山　征洋　（台東支部会長）
台東区都市計画審議会	委員	大塚　義司　（台東支部商業副分科会長）
台東区廃棄物減量等推進審議会	委員	星野　温　（台東支部商業副分科会長）
ときめき　たいとうフェスタ推進委員会	委員	桑山　征洋　（台東支部会長）
台東区産業フェア実行委員会	委員	中川　雅雄　（台東支部副会長）
台東区観光振興計画推進会議	委員	星野　温　（台東支部商業副分科会長）
花の心プロジェクト推進協議会	委員	桑山　征洋　（台東支部会長）
台東区産業振興推進会議	委員	中川　雅雄　（台東支部副会長）
浅草地区まちづくりビジョン策定委員会	委員	桑山　征洋　（台東支部会長）
浅草地区まちづくりビジョン策定委員会まちづくり部会	会員	染谷　孝雄　（台東支部観光･サービス副分科会長）
台東区大河ドラマ「べらぼう」活用推進協議会	委員	桑山　征洋　（台東支部会長）
台東区環境基本計画策定懇談会	委員	栗田　幸一　（台東支部建設・不動産副分科会長）
北区産業振興会議	委員	越野　充博　（北支部会長）
(社福)北区社会福祉協議会	理事	越野　充博　（北支部会長）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
(社福)北区社会福祉協議会　地域福祉活動計画等推進委員会	委員	越野　充博　(北支部会長)
(社福)北区社会福祉協議会　子ども・若者応援基金運営委員会	委員	濵川　俊　(北支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	監事	田口　絢子　(北支部小売・サービス・情報産業副分科会長)
北区小・中学生アイディア工夫展実行委員会	審査員	齊藤　正美　(北支部工業分科会長)
(一社)東京北区観光協会	副会長	越野　充博　(北支部会長)
(一社)東京北区観光協会	理事	田邊恵一郎　(北支部副会長)
(一社)東京北区観光協会	理事	杉山　徳卓　(北支部副会長・シティプロモーション・まちづくり分科会長)
北区女性活躍推進協議会・北区男女共同参画審議会	委員	早瀬可依子　(北支部小売・サービス・情報産業分科会評議員)
北区基本構想審議会	委員	織戸　龍也　(北支部シティプロモーション・まちづくり副分科会長)
北区ビジネスプランコンテスト審査会	審査委員	越野　充博　(北支部会長)
北区環境審議会	臨時委員	越野　充博　(北支部会長)
北区資源循環推進審議会	委員	田村　純朗　(北支部副会長)
北区公契約審議会	委員	山本　哲哉　(北支部副会長)
北区産業関係意見交換会	委員	濵川　俊　(北支部副会長)
北区産業関係意見交換会	委員	杉本　公太　(北支部工業副分科会長)
北区産業関係意見交換会	委員	五十嵐幸子　(北支部小売・サービス・情報産業分科会評議員)
飛鳥山公園マネジメント協議会	副会長	越野　充博　(北支部会長)
飛鳥山公園マネジメント協議会	委員	織戸　龍也　(北支部シティプロモーション・まちづくり副分科会長)
中央工学校　教育課程編成委員会	委員	越野　充博　(北支部会長)
北区産業振興会議　担い手会議	委員	木村　哲久　(北支部小売・サービス・情報産業分科会長)
北区産業振興会議　産業関係団体懇談会	委員	山本　哲哉　(北支部副会長)
北区産業振興会議　産業関係団体懇談会	委員	渡辺能理夫　(北支部副会長)
北区新一万円札カウントダウンプロジェクト推進協議会	会長	越野　充博　(北支部会長)
王子共創会議	委員	越野　充博　(北支部会長)
(公財)荒川区芸術文化振興財団	評議員	山下　登　(荒川支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	理事	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
(社福)荒川区社会福祉協議会	理事	湯田　啓一　(荒川支部副会長)
荒川区都市計画審議会	委員	熊井昌一郎　(荒川支部交通運輸分科会長)
荒川区国際交流協会	理事	井上　浩　(荒川支部副会長)
荒川区ブランディング推進委員会	副委員長	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
荒川区ブランディング推進委員会	委員	津滝　義仁　(荒川支部印刷関連・情報副分科会長)
荒川区介護保険運営協議会	委員	増野　繁　(荒川支部副会長)
荒川区観光振興懇談会	委員	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
川の手荒川まつり実行委員会	委員	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
荒川区環境審議会	委員	石川　幸男　(荒川支部工業分科会長)
荒川区清掃審議会	委員	石川　幸男　(荒川支部工業分科会長)
荒川区商業振興功労賞選考委員会	委員	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
「あらかわの心」推進運動区民委員会	副会長	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
「あらかわの心」推進運動区民委員会幹事会	幹事	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
令和５年度荒川マイスター表彰選考審査会	委員	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
荒川区・(公財)荒川区自治総合研究所	荒川区民総幸福度(GAH)推進リーダー	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
東京都立産業技術高等専門学校	運営協力者	井上　浩　(荒川支部副会長)

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
隅田川花火大会実行委員会	副会長	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
品川区庁舎跡地等活用検討委員会	委員	武田　健三　(品川支部会長)
しながわシティラン実行委員会	委員	武田　健三　(品川支部会長)
しながわ観光協会	副会長	武田　健三　(品川支部会長)
(一財)品川ビジネスクラブ	副理事長	武田　健三　(品川支部会長)
品川区観光振興協議会	委員	武田　健三　(品川支部会長)
旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会	顧問	武田　健三　(品川支部会長)
品川区都市計画審議会	委員	松本　亨　(品川支部副会長)
品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会	委員	橋本久美子　(品川支部副会長)
品川区政策評価委員会	委員	橋本久美子　(品川支部副会長)
品川区環境活動推進会議	委員	矢後真由美　(品川支部商業評議員)
しながわ観光協会	名誉顧問	井上　裕之　(常議員)
東京都立産業技術高等専門学校	運営協力者	高須　俊行　(品川支部工業副分科会長)
エコライフめぐろ推進協会	理事長	相馬　熊郎　(目黒支部顧問)
(一社)めぐろ観光まちづくり協会	副会長	相馬　熊郎　(目黒支部顧問)
(一社)めぐろ観光まちづくり協会	顧問	佐藤　與治　(目黒支部顧問)
(一社)めぐろ観光まちづくり協会	監事	菅野達之介　(目黒支部会長)
中目黒駅周辺地区街づくり協議会	委員	竹内　良信　(目黒支部副会長)
観光フェア実行委員会	部会員	富田　純明　(目黒支部商業分科会評議員)
(公財)目黒区国際交流協会	評議員	富田　純正　(目黒支部副会長)
自由が丘のまち運営会議	運営委員	小林富佐子　(目黒支部副会長)
目黒区廃棄物減量等推進審議会	委員	小林富佐子　(目黒支部副会長)
(社福)目黒区社会福祉事業団	評議員	小林富佐子　(目黒支部副会長)
目黒区障害者差別解消支援地域協議会	委員	百瀬まなみ　(目黒支部情報・卸分科会長)
目黒区地域保健協議会	委員	百瀬まなみ　(目黒支部情報・卸分科会長)
目黒区地球温暖化対策地域協議会	会員	堀切　克俊　(目黒支部情報・卸副分科会長)
目黒区環境審議会	委員	藤原　和広　(目黒支部工業副分科会長)
(一社)大田観光協会	会長	田中　常雅　(特別顧問・大田支部顧問)
(一社)大田観光協会	副会長	浅野　健　(大田支部顧問)
大田区新空港線「蒲蒲線」整備促進区民協議会	副会長	深尾　定男　(大田支部会長)
大田区環境審議会	委員	千葉　茂　(大田支部副会長)
(公財)大田区産業振興協会	評議員	深尾　定男　(大田支部会長)
(公財)大田区産業振興協会　勤労者共済事業運営協議会	委員	磯　収二　(大田支部情報・サービス分科会長)
おおたクールアクション推進連絡会	会長	浅野　健　(大田支部顧問)
おおた少年少女発明クラブ	会長	深尾　定男　(大田支部会長)
ＯＴＡふれあいフェスタ実行委員会	委員	深尾　定男　(大田支部会長)
㈱大田まちづくり公社	取締役	浅野　健　(大田支部顧問)
東京都公共職業訓練運営委員会	委員	舟久保利明　(大田支部相談役)
大田区男女共同参画推進区民会議	委員	原田由季子　(大田支部建設不動産分科会評議員)
大田区特別職報酬等審議会	委員	深尾　定男　(大田支部会長)
国際都市おおたフェスティバルｉｎ「空の日」羽田実行委員会	委員	深尾　定男　(大田支部会長)
大田区「優工場」	審査委員	小松　節子　(大田支部副会長)
おおた健康プラン推進会議	委員	馬場宏二郎　(大田支部建設不動産分科会副分科会長)

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
大田区子ども・子育て会議	委員	田尻久美子　（大田支部情報・サービス分科会評議員）
大田区交通政策基本計画推進協議会	委員	深尾　定男　（大田支部会長）
蒲田再開発推進委員会	副委員長	深尾　定男　（大田支部会長）
大田区ＳＤＧｓ推進会議	委員	磯　収二　（大田支部情報・サービス分科会長）
大田区基本構想審議会	委員	深尾　定男　（大田支部会長）
大田区産業振興ビジョン策定における意見交換会	構成員	深尾　定男　（大田支部会長）
世田谷区障害者雇用促進協議会	会長	石田　彌　（世田谷支部相談役）
世田谷区環境審議会	委員	田中真規子　（いであ㈱　執行役員）
(公財)世田谷区産業振興公社	理事	大場　信秀　（世田谷支部顧問）
(公財)世田谷区産業振興公社	評議員	渡瀬　丈史　（世田谷支部副会長）
世田谷区健康づくり推進委員会	委員	加藤　研　（世田谷支部工業副分科会長）
世田谷区産業表彰審査会	委員	大場　信秀　（世田谷支部顧問）
世田谷区民まつり実行委員会	委員	大場　信秀　（世田谷支部顧問）
世田谷区たまがわ花火大会実行委員会	委員	渡瀬　丈史　（世田谷支部副会長）
世田谷２４６ハーフマラソン実行委員会	副会長	大場　信秀　（世田谷支部顧問）
(公財)せたがや文化財団	評議員	島田　成年　（世田谷支部副会長）
世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議	委員	古谷真一郎　（世田谷区地域振興副分科会長）
シブヤ・アロープロジェクト実行委員会	委員	佐藤　仁　（渋谷支部会長）
(特非)渋谷・鹿児島文化等交流促進協議会	理事	佐藤　仁　（渋谷支部会長）
(一財)渋谷区観光協会	顧問	佐藤　仁　（渋谷支部会長）
渋谷区国民保護協議会	委員	佐藤　仁　（渋谷支部会長）
渋谷区防災会議	委員	佐藤　仁　（渋谷支部会長）
(一社)渋谷再開発協会	副会長	佐藤　仁　（渋谷支部会長）
原宿表参道元氣祭実行委員会	会長	佐藤　仁　（渋谷支部会長）
(一社)渋谷未来デザイン	理事	佐藤　仁　（渋谷支部会長）
忠犬ハチ公銅像維持会	副会長	佐藤　仁　（渋谷支部会長）
(特非)渋谷さくら育樹の会	顧問	佐藤　仁　（渋谷支部会長）
㈶中野区国際交流協会	理事	正村　宏人　（中野支部会長）
中野区特別職報酬等審議会	委員	星野　新一　（中野支部商業分科会評議員）
第２４期中野区都市計画審議会	委員	鈴木　照男　（中野支部建設・不動産副分科会長）
中野区地域スポーツクラブ	理事	花堂　浩一　（中野支部サービス副分科会長）
第２５期中野区都市計画審議会	委員	西村　剛敏　（中野支部建設・不動産分科会長）
中野区帰宅困難者対策協議会	副会長	新井　建喜　（中野支部建設・不動産副分科会長）
中野区・杉並区・豊島区アニメ・サブカル地域ブランディング事業実行委員会	副委員	正村　宏人　（中野支部会長）
中野区・杉並区・豊島区アニメ・サブカル地域ブランディング事業実行委員会	委員	宮島　茂明　（中野支部副会長）
(財) 中野区勤労者サービスセンター	理事	奥田由美子　（中野支部サービス副分科会長）
(財) 中野区勤労者サービスセンター	理事	谷津かおり　（中野支部サービス副分科会長）
第６期中野区環境審議会	委員	寺崎　務　（中野支部建設・不動産副分科会長）
中野区行政評価における外部評価者	外部評価者	松原美紀子　（中野支部交通運輸分科会長）
(一社)杉並産業振興運営協会	理事	井口　一与　（杉並支部相談役）
(一社)杉並産業振興運営協会	理事	坂井　潤　（杉並支部副会長）
(一社)杉並産業振興運営協会	社員	牧野　光洋　（杉並支部副会長）
(一社)杉並産業振興運営協会	社員	八方　淑夫　（杉並支部副会長）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
(一財)杉並区交流協会	理事	大藪　邦嗣　（杉並支部副会長）
(公財)杉並区障害者雇用支援事業団	理事	八方　淑夫　（杉並支部副会長）
(公財)杉並区障害者雇用支援事業団	評議員	神谷　次彦　（杉並支部副会長・工業分科会長）
杉並区情報公開・個人情報保護審議会	委員	氏橋　治信　（杉並支部副会長）
杉並区特別職報酬等審議会	委員	和田　新也　（杉並支部会長）
杉並区都市計画審議会	委員	渡辺　健司　（杉並支部副会長）
杉並区社会福祉協議会	理事	柴田　豊幸　（杉並支部副会長）
杉並区立中学校職場体験学習推進委員会	委員	宇田川通宏　（杉並支部商業分科会長）
(特)すぎなみ環境ネットワーク	理事	宇田川通宏　（杉並支部商業分科会長）
すぎなみフェスタ実行委員会	委員	坂井　潤　（杉並支部副会長）
東京都共同募金会杉並区配分推せん委員会	委員	志村　正之　（杉並支部副会長）
杉並区産業振興審議会	委員	柴田　豊幸　（杉並支部副会長）
杉並区産業振興審議会	委員	水島　隆明　（杉並支部建設分科会長）
杉並区環境清掃審議会	委員	大場　淳一　（杉並支部建設副分科会長）
杉並区健康づくり推進協議会	委員	氏橋　治信　（杉並支部副会長）
中央線あるあるプロジェクト実行委員会	委員長	坂井　潤　（杉並支部副会長）
中央線あるあるプロジェクト実行委員会	委員	村上　良之　（杉並支部一般会員）
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	副委員長	和田　新也　（杉並支部会長）
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	委員	八方　淑夫　（杉並支部副会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	評議員	志村　正之　（杉並支部副会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	坂井　潤　（杉並支部副会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	渡辺　健司　（杉並支部副会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	氏橋　治信　（杉並支部副会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	大場　二郎　（杉並支部建設副分科会長　企業社長）
杉並区男女共同参画推進区民懇談会	委員	森川　純一　（杉並支部商業副分科会長）
杉並区交通安全協議会	委員	和田　新也　（杉並支部会長）
杉並区公契約審議会	委員	水島　隆明　（杉並支部建設分科会長）
池袋駅周辺地域再生委員会	委員	渡邊　裕之　（豊島支部会長）
第１７回としまMONOづくりメッセ実行委員会	副委員長	渡邊　裕之　（豊島支部会長）
第１７回としまMONOづくりメッセ企画部会	副委員長	丸山　靖雄　（豊島支部工業副分科会長）
池袋モンパルナス回遊美術館実行委員会	委員	里見　雅行　（豊島支部副会長兼観光分科会長）
第７３回社会を明るくする運動	常任委員	渡邊　裕之　（豊島支部会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	理事	鳥越　雅人　（豊島支部建設分科会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	評議員	寺澤　司　（豊島支部一般会員）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	評議員	吉井　直樹　（豊島支部一般会員）
(一財)東京広域勤労者サービスセンターサービス向上懇談会	委員	渡邊　裕之　（豊島支部会長）
豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会	委員	國松　省三　（豊島支部情報分科会長）
豊島区商工政策審議会	委員	千野　富久　（豊島支部副会長兼商業分科会長）
豊島区セーフコミュニティ推進協議会	委員	渡邊　裕之　（豊島支部会長）
豊島区地域公共交通会議	委員	渡邊　裕之　（豊島支部会長）
豊島区都市計画審議会	委員	上門　周二　（豊島支部建設副分科会長）
豊島区表彰審査会	委員	南山　幸弘　（豊島支部相談役）
豊島区環境審議会	委員	生田　茂　（豊島支部サービス副分科会長）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
豊島区観光振興推進委員会	委員	小林　俊史　(豊島支部観光副分科会長)
社会福祉法人豊島区社会福祉事業団	評議員	森永　鈴江　(豊島支部サービス副分科会長)
東京都共同募金会豊島地区協力会	協力委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	副委員長	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	委員	千野　富久　(豊島支部副会長兼商業分科会長)
池袋オータムカルチャーフェスティバル２０２３実行委員会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
東京芸術祭実行委員会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
豊島区観光振興プラン策定委員会	委員	三橋　和也　(豊島支部サービス副分科会長)
池袋エリアプラットフォーム	副理事長	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
板橋区観光協会	副会長	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
板橋区産業活性化推進会議	委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
板橋区資源環境審議会	委員	中尾美佐男　(板橋支部建設分科会長)
(公財)板橋区文化・国際交流財団	監事	吉村　健正　(板橋支部顧問)
板橋区民まつり実行委員会	委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
いたばし産業見本市実行委員会	委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
いたばし未来の発明王コンテスト事業	審査委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
板橋製品技術大賞審査会	委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
いたばし花火大会運営委員会	委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
エコポリス板橋環境行動会議	委員	永友　正志　(板橋支部副会長)
(公財)板橋区産業振興公社	理事	佐藤　勝也　(板橋支部交通運輸分科会長)
(公財)板橋区産業振興公社	評議員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
全国都市農業フェスティバル実行委員会	委員	石塚　康夫　(練馬支部会長)
練馬区安全・安心協議会	委員	石塚　康夫　(練馬支部会長)
練馬区エネルギー分野有識者会議	委員	細野　正樹　(練馬支部商業分科会長)
練馬区環境審議会	委員	藪本　史郎　(練馬支部飲食副分科会長)
(公財)練馬区環境まちづくり公社	評議員	石塚　康夫　(練馬支部会長)
(公財)練馬区環境まちづくり公社	評議員	猪飼　昭彦　(練馬支部建設分科会長)
練馬区子ども・子育て会議	委員	小池　道子　(練馬支部不動産副分科会長)
(一社)練馬区産業振興公社	理事	髙橋　利充　(練馬支部副会長)
(社福)練馬区社会福祉協議会	理事	木内　幹雄　(練馬支部元相談役)
練馬区循環型社会推進会議	委員	佐藤　公明　(練馬支部商業副分科会長)
練馬区地球温暖化対策地域協議会	副会長	増島　光博　(練馬支部不動産分科会評議員)
(公財)練馬区文化振興協会	評議員	三宅　泉　(練馬支部副会長)
練馬区特別職報酬等および議会政務活動費審議会	委員	三宅　泉　(練馬支部副会長)
練馬こぶしハーフマラソン実行委員会	委員	石塚　康夫　(練馬支部会長)
(社福)江東区社会福祉協議会	理事	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東区商店街振興事業検討会	委員	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東区中小企業活性化協議会	委員長	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東区特別職報酬等審議会	委員	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東区保健所運営協議会	委員	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東区民まつり中央実行委員会	委員・会計監事	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東区産業表彰審査会	委員長	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東地域雇用問題連絡会	委員	鈴木　健之　(江東支部会長)

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
江東ブランド推進協議会	委員長	鈴木　健之　（江東支部会長）
江東区地域福祉活動計画推進・評価委員会	委員	鈴木　健之　（江東支部会長）
江東エコライフ協議会	委員	市川　英治　（江東支部副会長）
江東区環境審議会	委員	市川　英治　（江東支部副会長）
すみだまつり実行委員会	委員長	老田　勝　（墨田支部会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	風間　利昭　（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	廣田　健史　（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	岡本　惠子　（墨田支部副会長）
(一社)墨田区観光協会	理事	久米　信行　（墨田支部副会長）
墨田区がん対策推進会議	委員	風間　利昭　（墨田支部副会長）
隅田川花火大会実行委員会	委員	老田　勝　（墨田支部会長）
墨田区献血推進運動協議会	委員	波多野勝穂　（墨田支部運輸交通分科会長）
墨田区都市計画審議会	委員	老田　勝　（墨田支部会長）
墨田区老朽建物等審議会	委員	小川　正允　（墨田支部副会長）
墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会	委員	山田　昇　（墨田支部副会長）
墨田区優秀技能者表彰選考委員会	選考委員	浜野　慶一　（墨田支部副会長）
墨田区生活安全推進協議会	委員	老田　勝　（墨田支部会長）
墨田区景観審議会	委員	岡本　惠子　（墨田支部副会長）
(一財)墨田まちづくり公社	評議員選定委員	阿部　貴明　（墨田支部顧問）
(一財)墨田まちづくり公社	評議員	猪越　行廣　（墨田支部相談役）
墨田区廃棄物減量等推進審議会	委員	廣田　健史　（墨田支部副会長）
東京東部地域産業保健センター運営協議会	委員	老田　勝　（墨田支部会長）
墨田区協治（ガバナンス）まちづくり推進基金審査会	委員	久米　信行　（墨田支部副会長）
商店街×学生ドリームプランコンテスト	審査委員	老田　勝　（墨田支部会長）
(一財)足立区観光交流協会	評議員	近藤　勝　（足立支部会長）
足立区特別職議員報酬等審議会	委員	堀口　宗弘　（足立支部副会長）
(公財)足立区生涯学習振興公社	監事	遠藤　章　（足立支部副会長）
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	副理事長	近藤　勝　（足立支部会長）
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	理事	遠藤　章　（足立支部副会長）
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	評議員	山﨑　臣男　（足立支部サービス産業分科会長）
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	評議員	島　隆行　（足立支部情報副分科会長）
足立区景観審議会	委員	海老沼孝二　（足立支部副会長）
足立区環境審議会	委員	小泉　俊夫　（足立支部工業副分科会長）
足立区社会福祉協議会	評議員	近藤　勝　（足立支部会長）
葛飾区行政評価委員会	委員	折登　紀昭　（葛飾支部常任相談役）
葛飾区工業振興会議	会長	浅川　弘人　（葛飾支部会長）
葛飾区工業振興会議	副会長	浅野　文明　（葛飾支部副会長）
葛飾区工業振興会議	委員	岩城　大輔　（葛飾支部工業分科会評議員）
葛飾区伝統工芸士認定候補者審査委員会	委員	浅川　弘人　（葛飾支部会長）
葛飾区子ども・子育て会議	委員	遠藤　隆浩　（葛飾支部建設・不動産分科会副分科会長）
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	杉野　行雄　（葛飾支部工業分科会長）
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	浅野　文明　（葛飾支部副会長）
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	羅山　能弘　（葛飾支部一般会員）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
葛飾区産業フェア運営委員会	委員長	浅川　弘人　（葛飾支部会長）
葛飾区産業フェア実行委員会	委員	平井　秀明　（葛飾支部工業分科会評議員）
(社福)葛飾区社会福祉協議会	評議員	大塚　喜司　（葛飾支部副会長）
葛飾区商業振興会議	委員	石原　祐治　（葛飾支部情報・サービス分科会長）
葛飾区男女平等推進審議会	委員	鈴木総一郎　（葛飾支部商業分科会長）
葛飾区地域安全活動連絡会	委員	大塚　喜司　（葛飾支部副会長）
葛飾区地球温暖化対策地域協議会	委員	浅野　文明　（葛飾支部副会長）
葛飾区健康医療推進協議会	委員	槇野　雄平　（葛飾支部工業分科会副分科会長）
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委員	遠藤　隆浩　（葛飾支部建設・不動産分科会副分科会長）
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委員	秋元　成夫　（葛飾支部情報・サービス副分科会長）
かつしか盆まつり実行委員会	委員	金井田貴之　（葛飾支部副会長）
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会	委員	浅川　弘人　（葛飾支部会長）
かつしかふれあいＲＵＮフェスタ実行委員会	委員	鈴木三津雄　（葛飾支部交通運輸副分科会長）
新小岩創業支援施設入居審査会	委員	金子　昌男　（葛飾支部副会長）
寅さんサミット実行委員会	委員	山口　正和　（葛飾支部商業分科会評議員）
葛飾区東四つ木工場ビル入居審査委員会	委員	浅川　弘人　（葛飾支部会長）
葛飾区優良工場及び優良技能士選定審査委員会	委員	浅川　弘人　（葛飾支部会長）
東京東部地域産業保健センター運営協議会	委員	浅川　弘人　（葛飾支部会長）
葛飾ブランド推進協議会	委員長	浅川　弘人　（葛飾支部会長）
(社副)葛飾区社会福祉協議会	理事	染谷　光雄　（葛飾支部副会長）
葛飾区特別職議員報酬等審議会	委員	浅川　弘人　（葛飾支部会長）
葛飾区都市計画マスタープラン策定委員会	委員	矢部　文雄　（議員・葛飾支部副会長）
葛飾区環境審議会	委員	関根　重信　（葛飾支部副会長）
葛飾区観光文化センター等指定管理者選定委員会	委員	浅川　弘人　（葛飾支部会長）
葛飾区地域産業振興会館指定管理者選定委員会	委員	浅川　弘人　（葛飾支部会長）
江戸川区産業賞表彰選考委員会	委員	森本　勝也　（江戸川支部会長）
江戸川区特別職報酬等審議会	委員	森本　勝也　（江戸川支部会長）
江戸川区民まつり実行委員会	委員	森本　勝也　（江戸川支部会長）
小岩消防署災害防止会	顧問	平田　善信　（顧問・名誉会長）
小岩消防懇話会	会長	平田　善信　（顧問・名誉会長）
江戸川区自殺防止連絡協議会	委員	森本　勝也　（江戸川支部会長）
江戸川区子ども・子育て応援会議	委員	森本　勝也　（江戸川支部会長）
エコタウンえどがわ推進本部	本部員	森本　勝也　（江戸川支部会長）
公共施設のあり方懇話会	委員	平田　善信　（顧問・名誉会長）
江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議	委員	守　伸之　（江戸川支部副会長）
江戸川区水害ハザードマップ改定に関する意見聴取会	委員	森本　勝也　（江戸川支部会長）
新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会	委員	平田　善信　（顧問・名誉会長）
江戸川区労働報酬等審議会	委員	森本　勝也　（江戸川支部会長）

③　事務局員

1)　政府・官庁関係

（２０２３年度在任）

就任先団体等名称	就任役職名	氏名（東商での役職）
環境省　２０３０生物多様性枠組実現日本会議（Ｊ－ＧＢＦ）企画委員会	委　員	大下　英和　（産業政策第二部長）
環境省　中小企業の今後の環境経営のあり方検討会	委　員	大下　英和　（産業政策第二部長）
環境省　エコアクション２１の運営に関する検討委員会	委　員	石井　照之　（産業政策第二部環境・エネルギー担当課長）
関東運輸局　観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議	構　成　員	平澤　哲哉　（地域振興部長）
関東運輸局　観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議観光地域づくりWG	構　成　員	原田　芳明　（地域振興部　観光・流通サービス担当課長）
関東運輸局　観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議二次交通対策WG	構　成　員	原田　芳明　（地域振興部　観光・流通サービス担当課長）
関東運輸局　国際海上コンテナの陸上輸送の安全確保のための関東地方連絡会議	委　員	清水　竜　（地域振興部　副部長）
関東運輸局　東京運輸支局　トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会	委　員	平澤　哲哉　（地域振興部長）
関東地方整備局　関東地方道路協議会有識者懇談会	委　員	平澤　哲哉　（地域振興部長）
関東地方整備局　首都圏広域地方計画協議会　担当連絡者会議	委　員	清水　竜　（地域振興部　副部長）
経済産業省　アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業　審査委員会	委　員	佐々木和人　（国際部担当部長）
経済産業省技術協力活用型・新興国市場開拓事業に係る企画競争等審査委員会	委　員	八田城之介　（国際部副部長）
経済産業省　産業競争力強化及び排出削減の実現に向けた需要創出に資するGX　製品市場に関する研究会	オブザーバー	大下　英和　（産業政策第二部長）
経済産業省　産業構造審議会（プラスチック資源循環戦略WG、容器包装リサイクルWG、産業環境対策小委員会）	臨時委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
経済産業省　Ｊ－クレジット制度運営委員会	委　員	高橋　真史　（産業政策第二部主任調査役）
経済産業省　エネルギー需給構造高度化対策調査等委託事業（エネルギー政策動向分析・調査支援事業　に係る企画競争審査委員）	委　員	堀内　聖巨　（産業政策第二部主任調査役）
経済産業省　人材戦略に関する有識者検討会	オブザーバー	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　外国人雇用対策の在り方に関する検討会	委　員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　過労死等防止対策推進協議会	委　員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議	構　成　員	岩崎　智史　（産業政策第二部　主任調査役）
厚生労働省　公正採用選考人権啓発協力員	委　員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
厚生労働省　高等学校就職問題検討会議	構　成　員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
厚生労働省　産業保健のあり方に関する検討会	委　員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　次世代育成支援対策推進委員会	委　員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
厚生労働省　生涯現役促進地域連携事業に係る企画書等評価委員会	評価委員	岩崎　智史　（産業政策第二部　主任調査役）
厚生労働省　職業安定分科会	臨時委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　女性の活躍及び両立支援に関する総合的情報提供事業技術評価委員会	委　員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
厚生労働省　【健やか親子２１】健康寿命をのばそう！アワード評価委員会	委　員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　全国在籍型出向等支援協議会	委　員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　地域活性化雇用創出プロジェクト評価・選定委員会	評価委員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
厚生労働省　地域雇用活性化推進事業選抜・評価委員会	評価委員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
厚生労働省　地域雇用対策懇談会	委　員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）	委　員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　中央職業能力開発促進協議会	構　成　員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
厚生労働省　治療と職業生活の両立支援広報事業委員会	委　員	岩崎　智史　（産業政策第二部　主任調査役）
厚生労働省　母性健康管理等推進支援事業に係る技術審査委員会	審査委員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
厚生労働省　目安制度の在り方に関する全員協議会	委　員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　労働施策基本方針部会	臨時委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　労働条件分科会　最低賃金部会	臨時委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　労働条件分科会　職業安定分科会　雇用環境・均等分科会　同一労働同一部会	臨時委員	大下　英和　（産業政策第二部長）

就任先団体等名称	就任役職名	氏名（東商での役職）
厚生労働省　労働政策審議会　勤労者生活分科会　中小企業退職金共済部会	臨時委員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
厚生労働省　労働政策審議会　雇用環境・均等分科会	臨時委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　労働政策審議会　雇用環境均等分科会　家内労働部会	臨時委員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
厚生労働省　労働政策審議会　職業安定分科会　雇用保険部会	臨時委員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
厚生労働省　労働政策審議会　労働条件分科会　最低賃金部会	臨時委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　労働政策審議会　安全衛生分科会	臨時委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会	構成員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会	構成員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会	構成員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　２０２８年技能五輪国際大会招致に向けた有識者検討会	構成員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業統括委員会	委員	岩崎　智史　（産業政策第二部　主任調査役）
厚生労働省　外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業検討委員会	委員	岩崎　智史　（産業政策第二部　主任調査役）
厚生労働省・内閣府　東京圏雇用労働相談センター運営協議会	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
国土交通省　関東地方整備局事業評価監視委員会	委員	平澤　哲哉　（地域振興部長）
国土交通省　トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
出入国在留管理庁　技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
東京労働局　東京新卒者等人材確保推進本部・作業部会	委員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
東京労働局　東京地方最低賃金審議会	委員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
東京労働局　東京地方労働審議会	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
東京労働局　東京都高等学校就職問題検討会議	構成員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
東京労働局　東京都在籍型出向支援協議会	委員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
東京労働局　東京都地域職業能力開発促進協議会	委員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
東京労働局　東京地方労働審議会　家内労働部会	委員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
東京労働局　東京地方労働審議会　労働災害防止部会	委員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
東京労働局　労働者派遣事業適正運営協力員	協力員	大下　英和　（産業政策第二部長）
東京労働局　労働者派遣事業適正運営協力員	協力員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
内閣府　「障害を理由とする差別の解消に向けた事例の収集・分析に係る調査研究」障害者差別の解消に向けた事例分析検討会	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
内閣府　「障害を理由とする差別の解消に向けた相談対応等に係る調査研究」障害を理由とする差別の解消に向けた相談対応マニュアルの作成に関する検討会	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
内閣府　子ども・子育て会議	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
内閣府　事業主団体との協議の場	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
内閣府　就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議幹事会	構成員	大下　英和　（産業政策第二部長）
内閣府　首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議	委員	平澤　哲哉　（地域振興部長）
内閣府　首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議　帰宅困難者等対策の実行性向上に関するワーキング・グループ	構成員	清水　竜　（地域振興部　副部長）
内閣府　障害者政策委員会	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
内閣府　男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ	構成員	大下　英和　（産業政策第二部長）
内閣感染症危機管理統括庁　事業者におけるまん延防止対策の振り返りに関する意見交換会	委員	小島　和明　（産業政策第一部　副部長）
東アジアビジネスカウンシル	共同議長	西谷　和雄　（国際部長）
日本カザフスタン経済委員会	監事	西谷　和雄　（国際部長）
日本ウズベキスタン経済委員会	監事	西谷　和雄　（国際部長）
日本トルクメニスタン経済委員会	監事	西谷　和雄　（国際部長）
日本アゼルバイジャン経済委員会	監事	西谷　和雄　（国際部長）
日本モンゴル経済委員会	監事	西谷　和雄　（国際部長）
日本・ブルガリア経済委員会	監事	西谷　和雄　（国際部長）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	氏名(東商での役職)
文化庁　中央教育審議会　生涯教育分科会　日本語教育部会	委　　員	大下　英和　（産業政策第二部長）

2)　東京都関係

（２０２３年度在任）

就任先団体等名称	就任役職名	氏名(東商での役職)
「ECサイト特設ページの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業」企画・運営業務委託事業者選定に係る技術審査委員会	委　　員	長嶋　収一　(中小企業部副部長・ＩＴ活用推進担当課長)
「海外高度人材獲得支援事業」技術審査委員会	委　　員	吉野　　陽　(人材能力開発部　人材支援センター所長)
「外国人材受入総合サポート事業」技術審査委員会	委　　員	吉野　　陽　(人材能力開発部　人材支援センター所長)
「学生就業体験支援事業」運営業務委託に係る技術審査委員会	委　　員	吉野　　陽　(人材能力開発部　人材支援センター所長)
「環境・エネルギー分野の海外展示会出展支援等運営業務委託」技術審査委員会	委　　員	大山　智章　（ビジネス交流副部長）
「観光産業外国人材活用支援事業」企画運営等業務委託技術審査会	委　　員	吉野　　陽　(人材能力開発部　人材支援センター所長)
「企業における女性活躍推進に係る気運醸成イベント等の企画実施業務委託」技術審査委員会	委　　員	岩崎　智史　(産業政策第二部　主任調査役)
「こどもスマイルムーブメント」官民推進チーム	戦略的パートナー	大下　英和　(産業政策第二部長)
「事業所防災リーダー必携」に係る編集委員会	委　　員	清水　　竜　(地域振興部　副部長)
「持続可能な障害者雇用における業務開拓・実践事業」実施運営業務委託技術審査委員会	委　　員	清田　素弘　(産業政策第二部　労働担当課長)
「女性ＩＴエンジニア育成事業」企画運営業務委託技術審査委員会	委　　員	長嶋　収一　(中小企業部副部長・ＩＴ活用推進担当課長)
「男性育業推進に向けた普及啓発事業」業務委託技術審査員会	委　　員	岩崎　智史　(産業政策第二部　主任調査役)
「中小企業しごと魅力発信プロジェクト」実施運営等業務委託技術審査委員会	委　　員	吉野　　陽　(人材能力開発部　人材支援センター所長)
「中小企業人材課題ハッケン支援事業」連絡調整会議	委　　員	清田　素弘　(産業政策第二部　労働担当課長)
「ＤＸ人材リスキリング支援事業」運営業務委託技術審査委員会	委　　員	長嶋　収一　(中小企業部副部長・ＩＴ活用推進担当課長)
「デジタル人材育成支援事業（短期集中コース）」企画運営業務委託技術審査委員会	委　　員	長嶋　収一　(中小企業部副部長・ＩＴ活用推進担当課長)
「デジタル人材育成支援事業（ハイエンドコース）」企画運営業務委託技術審査委員会	委　　員	長嶋　収一　(中小企業部副部長・ＩＴ活用推進担当課長)
「東京都一斉帰宅抑制推進企業認定制度」モデル企業選定委員会	委　　員	清水　　竜　(地域振興部　副部長)
「TOKYO特定技能Ｊｏｂマッチング支援事業」実施運営業務委託技術審査委員会	委　　員	吉野　　陽　(人材能力開発部　人材支援センター所長)
「都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲータ事業」運営業務委託事業者選定に係る技術審査委員会	委　　員	長嶋　収一　(中小企業部副部長・ＩＴ活用推進担当課長)
「Ｂｕｙ　TOKYO推進活動支援事業」実施運営等業務委託（新規採択分）事業者選定に係る審査委員会	委　　員	大山　智章　（ビジネス交流部副部長）
「ハラスメント防止対策推進事業」業務委託技術審査委員会	委　　員	岩崎　智史　(産業政策第二部　主任調査役)
ECサイトの活用による東京の特産品販売支援事業運営業務委託事業者選定に係る技術審査委員会	委　　員	長嶋　収一　(中小企業部副部長・ＩＴ活用推進担当課長)
一時滞在施設の図記号の検討にあたっての意見照会	有　識　者	清水　　竜　(地域振興部　副部長)
医療関連機器等の海外展示会出展支援等運営業務委託の受託者を選定するための技術審査会	委　　員	大山　智章　(ビジネス交流副部長)
駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	委　　員	大井川智明　(広報部長)
駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	幹　　事	宮本　雅廣　(広報部　担当部長)
ＥＣＯ－ＴＯＰプログラム認定検討会	委　　員	大下　英和　(産業政策第二部長)
カスタマーハラスメント防止対策に関する検討部会	委　　員	大下　英和　(産業政策第二部長)
GRAND　CYCLE　TOKYO　実行委員会　臨海専門部会	委　　員	大山　智章　(ビジネス交流部副部長)
グローバルイベント２０２３　企画選定委員会	委　　員	張替　健吾　(中小企業部　中小企業振興担当課長)
ＸＲ・メタバース等産業展２０２４実行委員会	委　　員	長嶋　収一　(中小企業部副部長・ＩＴ活用推進担当課長)
自殺総合対策東京会議	委　　員	染谷　政克　(総務統括部長)
社会的責任に配慮した調達に係る有識者会議	委　　員	大下　英和　(産業政策第二部長)
就労の支援に係る施策等に関する事業の計画に係る検討・検証会議	委　　員	大下　英和　(産業政策第二部長)
首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会	委　　員	平澤　哲哉　(地域振興部長)
首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会　広域避難先開設・運営検討　WG/情報発信・伝達検討　WG	委　　員	清水　　竜　(地域振興部　副部長)
首都圏における大規模水害広域避難検討会	構　成　員	平澤　哲哉　(地域振興部長)

就任先団体等名称	就任役職名	氏名（東商での役職）
首都圏における大規模水害広域避難検討会　広域避難場所検討ワーキンググループ	構成員	清水　竜　（地域振興部　副部長）
情報公開・個人情報保護審査会	委員	染谷　政克　（総務統括部長）
職場のメンタルヘルス対策推進事業検討会議	委員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
専門図書館協議会	理事、運営委員長、表彰審査委員	大井川智明　（広報部　部長）
専門図書館協議会運営委員会	委員	宮本　雅廣　（広報部　担当部長）
総合評価方式入札における事業者選定に係る審査会	審査会委員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
第６６回東京都児童生徒発明くふう展に係る審査会	審査員	水村　裕一　（中小企業相談部　中小企業相談センター　業務推進担当　課長）
地域における青少年健全育成推進会議	委員	山本　泰之　（総務統括部副部長）
中小企業デジタルコンシェルジュ運営業務委託の事業者選定に係る技術審査委員会	委員	長嶋　収一　（中小企業部副部長・ＩＴ活用推進担当課長）
デジタルコンテンツを活用した魅力発信（産業の魅力関連）に係る企画立案業務等委託　技術審査委員会	委員	長嶋　収一　（中小企業部ＩＴ活用推進担当）
デジタルコンテンツを活用した魅力発信事業（産業の魅力関連）出展者選定審査会	委員	長嶋　収一　（中小企業部副部長・ＩＴ活用推進担当課長）
東京就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム	委員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
東京商店街グランプリ審査委員会	委員	平澤　哲哉　（地域振興部長）
Ｔｏｋｙｏスイソ推進チーム　水素エネルギー見える化実行委員会	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
Ｔｏｋｙｏスイソ推進チーム運営会議	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
東京都スポーツ推進モデル企業選定委員会	委員	城戸口隆俊　（ビジネス交流部長）
東京都エイズ専門家会議	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
東京都過労死等防止広報	委員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
東京都観光事業審議会	委員	平澤　哲哉　（地域振興部長）
東京都がん対策推進協議会	専門委員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
東京都経営革新優秀賞第二次審査会	審査員	佐藤幸太郎　（中小企業相談部長）
東京都健康推進プラン２１（第二次）推進会議	委員	城戸口隆俊　（ビジネス交流部長）
東京都健康推進プラン２１推進会議・策定第三部会	委員	大山　智章　（ビジネス交流副部長）
東京都子供・子育て会議	委員	小林美樹子　（企画調査部　副部長）
東京都若年者就業推進ネットワーク会議	委員	吉野　陽　（人材能力開発部　人材支援センター所長）
東京都循環器病対策　相談支援・情報提供検討部会	委員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
東京都障害者差別解消支援地域協議会	委員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
東京都障害者就労支援協議会	委員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
東京都消費者被害救済委員会	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
東京都女性活躍推進大賞審査会	審査員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
東京都退職管理委員会	委員	染谷　政克　（総務統括部長）
東京都テレワークアワード審査会	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
東京都特別職報酬等審議会	委員	染谷　政克　（総務統括部長）
東京都廃棄物審議会	委員	高橋　真史　（産業政策第二部主任調査役）
東京都ベンチャー技術大賞審査会	審査委員	張替　健吾　（中小企業部・中小企業振興担当課長）
東京都麻しん・風しん対策会議	委員	城戸口隆俊　（ビジネス交流部長）
東京ライフ・ワーク・バランス認定企業審査会	委員	岩崎　智史　（産業政策第二部　主任調査役）
島しょ地域におけるＭＩＣＥ誘致促進事業審査会	審査委員	原田　芳明　（地域振興部　観光・流通サービス担当課長）
都営交通の経営に関する有識者会議	委員	清水　竜　（地域振興部　副部長）
夏のＨＴＴ取組事例選定委員会	委員	石井　照之　（産業政策第二部　課長）
物流関係者連絡会	委員	清水　竜　（地域振興部　副部長）
ライフ・ワーク・バランスＥＸＰＯ東京技術審査会	審査委員	岩崎　智史　（産業政策第二部　主任調査役）

3)　その他

（２０２３年度在任）

就任先団体等名称	就任役職名	氏名（東商での役職）
(一財)東京都営交通協力会	理事	平澤　哲哉　（地域振興部長）
(一財)東京マラソン財団	理事	平澤　哲哉　（地域振興部長）
(一財)日本規格協会　環境管理規格審議委員会	委員	石井　照之　(産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
(一財)日本規格協会　ＩＳＯ／ＰＣ３３７国内委員会	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
(一財)日本品質保証機構　ＩＳＯ諮問委員会	委員	高橋　真史　（産業政策第二部主任調査役）
(一財)日本貿易関係手続簡易化協会	評議員	西谷　和雄　（国際部長）
世界商工会議所連合（ＷＣＦ）	理事	西谷　和雄　（国際部長）
(一社) ASP・SaaS・AI・IoTクラウド産業協会 「クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示認定制度」 審査委員会	委員	鈴木　康修　(オフィス環境部　情報システム担当　課長)
(一社)関東観光広域連携事業推進協議会	理事	平澤　哲哉　（地域振興部長）
(一社)関東広域観光機構	理事	平澤　哲哉　（地域振興部長）
(一社)サステナブル経営推進機構　エコリーフ環境ラベルプログラム　アドバイザリーボード	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
(一社)産業環境管理協会　リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰審査委員会	委員	石井　照之　(産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
(一社)全国福祉用具専門相談員協会	理事	清水　繁　（検定事業部長）
(一社)専門職高等教育質保証機構	理事	大下　英和　（産業政策第二部長）
(一社)東京珠算教育連盟	理事	寺田　直子　（検定事業部主席調査役）
(一社)日本経営協会	参与	城戸口隆俊　（ビジネス交流部　部長）
(一社)日本ショッピングセンター協会　第29回SC接客ロールプレイングコンテスト関東・甲信越大会	審査員	水村　裕一　(中小企業相談部　中小企業相談センター　業務推進担当課長)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第29回SC接客ロールプレイングコンテスト関東・甲信越大会	審査員	清水　力　(中小企業相談部　中小企業相談センター　経営相談担当　主任調査役)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第29回SC接客ロールプレイングコンテスト関東・甲信越大会	審査員	黒田　直幹　(中小企業相談部　中小企業相談センター　経営相談担当　主査)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第29回SC接客ロールプレイングコンテスト関東・甲信越大会	審査員	岩井　伸樹　(中小企業相談部　中小企業相談センター　業務推進担当　主査)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第29回SC接客ロールプレイングコンテスト関東・甲信越大会	審査員	坂田　和也　(中小企業相談部　中小企業相談センター　経営相談担当　主査)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第29回SC接客ロールプレイングコンテスト東京大会	審査員	水村　裕一　(小企業相談部　中小企業相談センター　業務推進担当課長)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第29回SC接客ロールプレイングコンテスト東京大会	審査員	阿知良　拓　(中小企業相談部　中小企業相談センター　経営相談担当　課長)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第29回SC接客ロールプレイングコンテスト東京大会	審査員	岩井　伸樹　(中小企業相談部　中小企業相談センター　業務推進担当　主査)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第29回SC接客ロールプレイングコンテスト東京大会	審査員	菊地　香織　(中小企業相談部　中小企業相談センター　経営相談担当　主査)
(一社)日本流行色協会	監事	清水　繁　（検定事業部　部長）
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会　エイジフレンドリー補助金審査委員会	審査委員	佐藤幸太郎　（中小企業相談部長）
(一社)留学生支援ネットワーク　アドバイザリーボード	メンバー	吉野　陽　(人材・能力開発部人材支援センター所長)
(公財)東京観光財団	理事	平澤　哲哉　（地域振興部長）
(公財)東京観光財団　国際会議誘致・開催資金助成事業	審査委員	原田　芳明　(地域振興部　観光・流通サービス担当課長)
(公財)東京観光財団　次世代型　ＭＩＣＥ　開催資金助成事業審査会	審査委員	原田　芳明　(地域振興部　観光・流通サービス担当課長)
(公財)東京観光財団　東京都ＭＩＣＥ連携推進協議会	委員	平澤　哲哉　（地域振興部長）
(公財)東京観光財団　ハイブリッド型会議等開催資金助成事業審査会	審査委員	原田　芳明　(地域振興部　観光・流通サービス担当課長)
(公財)東京観光財団　ＭＩＣＥ施設の受入環境整備支援事業	審査委員	原田　芳明　(地域振興部　観光・流通サービス担当課長)
(公財)東京観光財団　ユニークベニュー施設の受入環境整備支援事業	審査委員	原田　芳明　(地域振興部　観光・流通サービス担当課長)
(公財)東京都環境公社	評議員	大下　英和　（産業政策第二部長）
(公財)東京都環境公社　優良性基準適合認定制度における評価委員会	委員	石井　照之　(産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
(公財)東京都人権啓発センター	理事	染谷　政克　（総務統括部長）
(公財)日本環境協会　エコマーク運営委員会	運営委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
(公財)日本関税協会　東京支部	幹事	西谷　和雄　（国際部長）
(公財)日本容器包装リサイクル協会　総務企画委員会	委員長	大下　英和　（産業政策第二部長）

就任先団体等名称	就任役職名	氏名（東商での役職）
(公社)ＡＣジャパン東京執行委員会	委員	染谷　政克　（総務統括部長）
(公社)中小企業研究センター優良中小企業表彰事業	審査専門委員	佐藤幸太郎　（中小企業相談部長）
(公社)東京のあすを創る協会	理事	清水　繁　（検定事業部　部長）
(社福)日本心身障害児協会	評議員	染谷　政克　（総務統括部長）
(特非)日本ＮＰＯセンター	理事	平澤　哲哉　（地域振興部長）
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構　外部評価委員会職業能力開発専門部会	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構　評議員会	評議員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構　運営委員会	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
(独)労働政策研究・研修機構　調査研究に関する懇談会　経営部会	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
「東京都における専修学校留学生の学びの支援推進事業」事業実施委員会	委員	吉野　陽　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
大阪商工会議所　ザ・ビジネスモール　プロジェクト会議	委員	大山　智章　（ビジネス交流部副部長）
外国人技能実習機構　評議員会	評議員	大下　英和　（産業政策第二部長）
学校法人中央情報学園「ＡＩプロジェクトを企画推進するビジネス創発型ＤＸ人材養成プログラムの開発」実施委員会・分科会	実施委員会・分科会委員	吉野　陽　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
関東地区電気使用合理化委員会	委員	石井　照之　（産業政策第二部　環境・エネルギー担当課長）
(公財)児童育成協会　企業主導型保育事業譲渡審査委員会	委員	岩崎　智史　（産業政策第二部　主任調査役）
慶応義塾大学　教育課程連携協議会	委員	清水　繁　（検定事業部長）
公立大学法人東京都立大学オープンユニバーシティ企画運営委員会	委員	杉崎　友則　（人材・能力開発部長）
国際人材協力機構　評議員会	評議員	大下　英和　（産業政策第二部長）
(独)労働者健康安全機構　産業保健関係機関等連絡会議	構成員	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
新宿三丁目イーストビル店舗床共有者協議会	副会長	貫井　晴宣　（オフィス環境部長）
中央職業能力開発協会	参与	大下　英和　（産業政策第二部長）
中央労働災害防止協会	参与	清田　素弘　（産業政策第二部　労働担当課長）
(独)勤労者退職金共済機構　中小企業退職金共済事業	参与	大下　英和　（産業政策第二部長）
ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２３　国内・訪日展示営業・商談部会	部会員	原田　芳明　（地域振興部　観光・流通サービス担当課長）
ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２３　実行委員会	委員	平澤　哲哉　（地域振興部長）
ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２４　実行委員会	委員	平澤　哲哉　（地域振興部長）
ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２４　国内・訪日展示営業商談部会	部会員	原田　芳明　（地域振興部　観光・流通サービス担当課長）
ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２４　ブランド広報部会	部会員	原田　芳明　（地域振興部　観光・流通サービス担当課長）
東京唐木仏壇工業協同組合　第６２回東京仏壇展示コンクール	審査委員	水村　裕一　（中小企業相談部　中小企業相談センター　業務推進担当課長）
東京都応急手当普及推進協議会運営連絡会	委員	貫井　晴宣　（オフィス環境部長）
東京都工芸染色協同組合　第６２回東京手描友禅染芸展コンクール展示会	審査員	水村　裕一　（中小企業相談部　中小企業相談センター　業務推進担当課長）
東京都職業能力開発協会	理事	大下　英和　（産業政策第二部長）
東京都職業能力開発協会	参与	清田　素弘　（業政策第二部　労働担当課長）
東京都職業能力開発協会　東京都若年技能者人材育成支援等事業連携会議	委員	杉崎　友則　（人材・能力開発部長）
東京都立産業技術大学院大学　ＰＢＬ検討部会	委員	長嶋　収一　（中小企業部副部長）
東京都立産業技術大学院大学運営諮問会議　実務担当者会議	委員	長嶋　収一　（中小企業部副部長）
東京販売士協会	専務理事	清水　繁　（検定事業部　部長）
東京ホームレス就業支援事業推進協議会	構成員	大下　英和　（産業政策第二部長）
東京みなと祭協議会	委員	平澤　哲哉　（地域振興部長）
東京理科大学　２０２３年度ＤＸ時代を先導するハイブリッド人材のための“リスキルＸアドオン”プログラム実施委員会	委員	長嶋　収一　（中小企業部副部長）
㈱東商サポート&サービス	監査役	橋本　一朗　（財務部長）
日越大学	理事	佐々木和人　（国際部担当部長）
日本商工会議所　特定原産地証明に関する研究会	委員（座長）	山崎　幹人　（共済・証明事業部証明センター所長）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	氏名（東商での役職）
日本商工会議所　非特恵原産地証明に関する研究会	委員	山崎　幹人　（共済・証明事業部証明センター所長）
日本商工会議所　貿易関係証明発給システム評価会合	委員	山崎　幹人　（共済・証明事業部証明センター所長）
日本女子大学リカレント教育課程　外部評価委員会	委員	杉崎　友則　（人材・能力開発部長）
日本女子大学リカレント教育課程　ＤＸ推進事業実施委員会	委員（構成員）	杉崎　友則　（人材・能力開発部長）
丸の内二重橋ビル　防火・防災管理者協議会	副会長	貫井　晴宣　（オフィス環境部長）
丸の内美化協会	常務理事	貫井　晴宣　（オフィス環境部長）
有限責任監査法人トーマツ　業務部門における再エネ・省エネによる脱炭素化推進事業に係る検証評価委員会	委員	堀内　聖巨　（産業政策第二部主任調査役）
有限責任監査法人トーマツ　脱フロン・脱炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業に係る検証評価委員会	委員	堀内　聖巨　（産業政策第二部主任調査役）
有限責任監査法人トーマツ　地域内での再エネ・省エネ・蓄エネによる脱炭素化推進事業に係る検証評価委員会	委員	堀内　聖巨　（産業政策第二部主任調査役）
有限責任監査法人トーマツ　二酸化炭素の総量削減を目的とした効率的脱炭素化推進事業に係る検証評価委員会	委員	堀内　聖巨　（産業政策第二部主任調査役）
リニア中央新幹線建設促進経済団体連合会	幹事	兼崎　志郎　（総務統括部総務課組織連携担当課長）
早稲田文理専門学校　学校関係者評価委員会	委員	吉野　陽　（人材・能力開発部人材支援センター所長）

④　支部事務局員

（２０２３年度在任）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
(一社)千代田エコシステム推進協議会	理事	碓井　秀直　（千代田支部事務局長）
中央区大江戸まつり実行委員会	運営委員	和泉　純治　（中央支部事務局長）
(一社)中央区観光協会	幹事	和泉　純治　（中央支部事務局長）
中央区観光写真コンクール本選	審査員	和泉　純治　（中央支部事務局長）
中央区協働推進会議	委員	和泉　純治　（中央支部事務局長）
東京駅八重洲口再開発協議会	理事	和泉　純治　（中央支部事務局長）
中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査会	委員	和泉　純治　（中央支部事務局長）
中央区自殺対策協議会	委員	和泉　純治　（中央支部事務局長）
(公財)中央区勤労者サービス公社	評議員	和泉　純治　（中央支部事務局長）
中央区福祉保健部指定管理者評価委員会	委員	和泉　純治　（中央支部事務局長）
月島三丁目北地区知的障害者グループホーム運営事業者選定委員会	委員	和泉　純治　（中央支部事務局長）
中央区立介護老人保健施設リハポート明石指定管理者候補事業者選定委員会	委員	和泉　純治　（中央支部事務局長）
中央区立特別養護老人ホームマイホームはるみ等指定管理者候補事業者選定委員会	委員	和泉　純治　（中央支部事務局長）
認知症高齢者グループホーム等複合施設「相生の里」運営事業者選定委員会	委員	和泉　純治　（中央支部事務局長）
港区環境美化推進協議会	委員	小野田賀人　（港支部事務局長）
港区観光振興連携会議	委員	小野田賀人　（港支部事務局長）
港区観光ビジョン検討委員会	委員	小野田賀人　（港支部事務局長）
港区観光フォトコンテスト	審査委員	小野田賀人　（港支部事務局長）
港区３Ｒ推進行動会議	委員	小野田賀人　（港支部事務局長）
港区商店グランプリ	審査委員	小野田賀人　（港支部事務局長）
港区地域雇用問題連絡会	委員	小野田賀人　（港支部事務局長）
港区防衛親交会	常任理事	小野田賀人　（港支部事務局長）
港区マラソン実行委員会	事務局次長	小野田賀人　（港支部事務局長）
港区ものづくり・商業観光フェア実行委員会	委員、会計	小野田賀人　（港支部事務局長）
新宿区エコ事業者連絡会	理事	西郷　直紀　（新宿支部事務局長）
新宿区環境審議会	委員	西郷　直紀　（新宿支部事務局長）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
(公財)新宿区勤労者・仕事支援センター	評議員	西郷　直紀　（新宿支部事務局長）
新宿区耐震補強推進協議会	理事	西郷　直紀　（新宿支部事務局長）
新宿区リサイクル清掃審議会	委員	西郷　直紀　（新宿支部事務局長）
新宿シティハーフマラソン実行委員会	委員	西郷　直紀　（新宿支部事務局長）
大新宿区まつり実行委員会	副委員長･財務部会長	西郷　直紀　（新宿支部事務局長）
高田馬場創業支援センター利用者選考委員会	委員	西郷　直紀　（新宿支部事務局長）
学校関係者評価委員会	委員	西郷　直紀　（新宿支部事務局長）
新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会	委員	西郷　直紀　（新宿支部事務局長）
新宿区労働報酬等審議会	委員	西郷　直紀　（新宿支部事務局長）
新宿区産業振興会議　区民委員及び事業者委員　候補者選考委員会	委員	西郷　直紀　（新宿支部事務局長）
東京国際工科専門職大学　教育課程連携協議会	構成員	西郷　直紀　（新宿支部事務局長）
東京都立工芸高等学校学校運営連絡協議会	委員	山本　順一　（文京支部事務局長）
文京区男女平等参画推進会議	委員	山本　順一　（文京支部事務局長）
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委員	山本　順一　（文京支部事務局長）
全国藩校サミット文京大会実行委員会	委員	山本　順一　（文京支部事務局長）
(公財)台東区産業振興事業団	理事	小山　康司　（台東支部事務局長）
台東区商店街空き店舗活用支援事業審査会	委員	小山　康司　（台東支部事務局長）
台東区少年少女発明クラブ運営委員会	委員	小山　康司　（台東支部事務局長）
台東区新市場開拓（アトリエ・店舗出店）支援事業審査会	委員	小山　康司　（台東支部事務局長）
台東区新製品新技術開発支援事業審査会	委員	小山　康司　（台東支部事務局長）
東京都立忍岡高等学校学校運営連絡協議会	協議委員	小山　康司　（台東支部事務局長）
台東区次世代育成支援地域協議会	委員	小山　康司　（台東支部事務局長）
中小企業グループ地域力向上支援事業審査会	審査委員	小山　康司　（台東支部事務局長）
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委員	石井　洋介　（北支部事務局長）
北区コミュニティビジネス意見交換会	委員	石井　洋介　（北支部事務局長）
荒川区自然科学フォーラム	事務局長	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
日暮里繊維街活性化ファッションショー実行委員会	会計監事	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
荒川区地球温暖化対策協議会	委員	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
荒川区男女共同参画社会推進区民会議	委員	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
荒川区モノづくり見学・体験スポット整備支援事業認定審査会	審査委員	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
荒川区ビジネスプランコンテスト２０２３	審査委員	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
訪日外国人向け観光Ｗｅｂサイト作成及び運用保守業務委託に関する提案評価委員会	委員	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
荒川区・産業情報紙制作等委託業者選定に係る評価委員会	委員	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
しながわ観光協会	理事	荒井隆一郎　（品川支部事務局長）
品川区観光振興協議会専門部会	委員	荒井隆一郎　（品川支部事務局長）
城南職業能力開発連絡協議会	委員	荒井隆一郎　（品川支部事務局長）
しながわＣＳＲ協議会	委員	荒井隆一郎　（品川支部事務局長）
大井町駅周辺帰宅困難者対策協議会	委員	荒井隆一郎　（品川支部事務局長）
目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会	委員	荒井隆一郎　（品川支部事務局長）
中目黒をさらに良くする連絡会	幹事	佐塚　太一　（目黒支部事務局長）
目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会	委員	佐塚　太一　（目黒支部事務局長）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
目黒区技能功労者選考委員会	委員	佐塚　太一　（目黒支部事務局長）
目黒区自殺対策推進会議	委員	佐塚　太一　（目黒支部事務局長）
目黒区商工まつり運営委員会	委員	飯塚　源太　（目黒支部経営指導員）
(一社)大田観光協会	監事	中井　宏好　（大田支部事務局長）
大田区新空港線「蒲蒲線」整備促進区民協議会	理事	中井　宏好　（大田支部事務局長）
(公財)大田区産業振興協会	理事	中井　宏好　（大田支部事務局長）
大田区地域労働関係協議会	委員	中井　宏好　（大田支部事務局長）
大田区シティプロモーション推進会議	委員	中井　宏好　（大田支部事務局長）
大田区ＭＩＣＥ誘致準備会	委員	中井　宏好　（大田支部事務局長）
世田谷区障害者雇用促進協議会	事務局長	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷区障害者雇用促進協議会	常任幹事	高橋　　諒　（世田谷支部経営指導員）
世田谷区雇用問題連絡会議	構成委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷区民まつり企画委員会	委員	高橋　　諒　（世田谷支部経営指導員）
世田谷区自殺対策協議会	委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷スイーツ＆ブレッドコンテスト実行委員会	委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷区自立支援協議会	委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
渋谷・鹿児島おはら祭実行委員会	監事	小松　伸一　（渋谷支部事務局長）
渋谷区くみんの広場実行委員会	委員	小松　伸一　（渋谷支部事務局長）
渋谷区清掃・リサイクル審議会	審議委員	小松　伸一　（渋谷支部事務局長）
(一社)渋谷再開発協会	理事	小松　伸一　（渋谷支部事務局長）
渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会	委員	小松　伸一　（渋谷支部事務局長）
中野区国民保護協議会	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
第８期中野区地域包括ケア推進会議	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
文科省委託事業「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」企画推進委員会	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
中野区人権施策推進審議会	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
中野区ユニバーサルデザイン推進審議会	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
杉並区中学校対抗駅伝大会２０２３実行委員会	委員	木下　雄貴　（杉並支部経営指導員）
第１１回すぎなみ産業フェア実行委員会	委員	酒井　崇好　（杉並支部事務局長）
第１７回としまＭＯＮＯづくりメッセ企画部会	委員	蔵方康太郎　（豊島支部事務局長）
第１７回としまＭＯＮＯづくりメッセ企画部会	委員	松下　周平　（豊島支部経営指導員）
池袋モンパルナス回遊美術館実行委員会	委員	蔵方康太郎　（豊島支部事務局長）
池袋モンパルナス回遊美術館実行委員会	委員	杉浦龍太郎　（豊島支部経営指導員）
板橋区民まつり実行委員会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区スマートシティ推進協議会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区地域自立支援協議会「就労支援部会」	部会員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区勤労者福利共済事業運営協議会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
いたばし未来の発明王コンテスト事業運営実行委員会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区立企業活性化センターオフィス利用審査会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区立企業活性化センター指定管理者選定委員会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区人材確保支援事業業務委託事業者選定委員会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
東京都立北豊島工業高等学校学校運営連絡協議会	協議委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
東京都立北豊島工業高等学校学校運営連絡協議会	評価委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
全国都市農業フェスティバル実行委員会実務検討部会	部会員	安藤　薫　（練馬支部事務局長）
東京都立練馬工科高等学校学校運営連絡協議会	協議委員	安藤　薫　（練馬支部事務局長）
練馬区障害者差別解消支援地域協議会	委員	安藤　薫　（練馬支部事務局長）
練馬区障害者地域自立支援協議会	委員	安藤　薫　（練馬支部事務局長）
江東区産学公連携連絡会	委員	鳥光　周一　（江東支部事務局長）
江東区産業展実行委員会	委員	鳥光　周一　（江東支部事務局長）
江東シーサイドマラソン大会実行委員会	委員・監事	鳥光　周一　（江東支部事務局長）
江東区環境フェア実行委員会	委員	鳥光　周一　（江東支部事務局長）
(一社)江東区観光協会	監事	鳥光　周一　（江東支部事務局長）
すみだまつり実行委員会	財政委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
すみだものづくりフェア準備委員会	会計監査役	上條　久美　（墨田支部事務局長）
すみだ次世代経営研究協議会	委員/会計監査役	上條　久美　（墨田支部事務局長）
墨田区産業振興会議	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
墨田区障害者差別解消支援地域協議会	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
墨田区がん対策推進会議たばこ対策部会	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
墨田区健康経営支援事業推進検討会	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
墨田区自殺対策ネットワーク会議	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
情報経営イノベーション専門職大学教育課程連携協議会	構成員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
東京都立橘高等学校全日制過程パートナーシップ協議会	協議委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
特定非営利活動法人あだち菜うどん学会	委員	馬目　学　（足立支部事務局長）
葛飾エフエム放送㈱	監査役	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区産業フェア実行委員会	委員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区障害者就労支援協議会	委員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
ふるさと葛飾盆まつり企画委員会	委員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「事業者活動部会」	部会員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「区民啓発活動部会」	部会員	小松　隼人　（葛飾支部経営指導員）
かつしかふれあいＲＵＮフェスタ実行委員会	委員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
寅さんサミット実行委員会	委員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区伝統工芸士認定候補者推薦委員会	委員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区生物多様性推進協議会	会員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
(一社)東京社会保険協会葛飾支部	代議員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
城東職業能力開発連絡協議会	委員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
東京情報デザイン専門職大学教育課程連携協議会	構成員	石井　豪　（江戸川支部事務局長）
産業ときめきフェア実行委員会	委員	石井　豪　（江戸川支部事務局長）